







平成30年版防衛白書の刊行に寄せて



防衛大臣小野寺五典

防衛省・自衛隊は、いつ、いかなるときでも、危機管理に万全を期し、わが国の独立、平 和及び安全、そして、国民の命と財産を守り抜くという崇高な使命を担っています。

わが国をとり巻く安全保障環境について振り返ると、昨年まで核実験や弾道ミサイルの発射を繰り返してきた北朝鮮は、本年に入ってから対話の動きを見せていますが、例えば、今なお、わが国のほぼ全域を射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有し、これを実戦配備しているという事実は、看過できるものではありません。北朝鮮の核・ミサイル問題については、本年6月の米朝首脳会談の結果も踏まえ、引き続き、国際社会が一致団結して、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの、完全で、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄に向けて努力していくことが重要であり、わが国としては、今後の北朝鮮による具体的な行動をしっかりと見極めていくことが必要です。

また、中国については、急速な軍事力近代化や運用能力の向上、わが国周辺での活動の一方的なエスカレーションなどは、透明性を欠いた形で軍事力を強化していることともあいまって、わが国を含む地域や国際社会の安全保障上の強い懸念となっています。さらに、ロシアもわが国周辺で活発な活動を続けているほか、サイバー空間や宇宙空間といった新たな領域における課題の顕在化など、グローバルな安全保障上の問題も広範かつ多様化しています。

こうした状況の中、防衛省・自衛隊がその使命を全うしていくためには、まずは、わが国自身の防衛力を強化し、自らが果たしうる役割の拡大を図る必要があります。現在、この使命を将来にわたって全うすべく、安倍内閣総理大臣の指示のもと、本年末を目指し、防衛計画の大綱の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討を進めています。この検討に当たっては、従来の延長線上ではなく、国民を守るために真に必要な防衛力のあるべき姿を見定めていく考えです。

また、日米同盟の強化も一層進めていく必要があります。私は、昨年の大臣就任以降、マティス米国防長官との会談を重ね、日米間の緊密な連携を図ってまいりました。とりわけ、北朝鮮問題への対応に当たっては、日米間で認識や方針を綿密にすり合わせ、一致した対応をとることができています。日米同盟の絆を一層強固なものとし、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に努めてまいります。同時に、沖縄をはじめとする地元の基地負担軽減のための取組みも重要であり、地元の声に真摯に耳を傾け、一層の努力を続けていきます。



日米防衛相会談においてマティス米国防長官と握手を交わす 小野寺防衛大臣 18 (平成30) 年6月

さらには、諸外国との安全保障協力も引き続き推進していかなければなりません。近年、基本的価値や安全保障上の利益を共有する多くの国々との間で、共同訓練や装備品の共同開発、能力構築支援(キャパシティ・ビルディング)といった様々な協力を着実に拡大しています。 今後とも、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、地域と国際社会の平和と安定に一層貢献すべく、戦略的な国際防衛協力を力強く進めていきます。

このように、防衛省・自衛隊は、各種施策を着実に進めていますが、その担い手は、離島の駐屯地やへき地のレーダーサイト、洋上の艦艇を含む過酷な現場において、旺盛な士気と強い責任感のもと、事に臨んでは危険を顧みず、日夜任務に精励する一人ひとりの自衛隊員であるということは言うまでもありません。今年の白書においては、防衛省・自衛隊の各種施策を丁寧に説明するとともに、巻頭特集では、24時間365日態勢でひたむきに、誠実に、真剣に任務に当たる現場の隊員の姿を紹介することを通じ、施策の着実な実施と隊員の日々の奮闘が、国民の皆様の平和な暮らしと安心に繋がっているということをご理解いただけるよう心がけました。

防衛省・自衛隊がその実力を最大限に発揮し、任務を全うする上で、国民の皆様のご支持と信頼を勝ち得ることは必要不可欠です。一昨年以降、文書管理や情報公開のあり方などをめぐって、防衛省・自衛隊に対する国民の皆様の信頼を大きく揺るがす問題が続き、大変遺憾に思っています。防衛省・自衛隊としては、このようなことが二度とないよう、再発防止を引き続き徹底していく考えです。

最後に、一人でも多くの皆様が防衛白書に触れ、防衛省・自衛隊に対するご理解を深めていただくとともに、日々の平和な暮らしを守るべく、今、この瞬間も、それぞれの現場で任務に当たっている自衛隊員の存在に思いを馳せていただけることを願ってやみません。

平成30年版 日本の防衛 防衛 日書 冒次

直近1年間のわが国の防衛に関連する主要な出来事について、写真と解説を交えて分かりやすく説明しています。

巻頭特集

弾道ミサイル防衛の現状と今後について説明しています。

24時間365日で様々な活動を行っている自衛隊の姿を紹介します。

実効性の高い統合的な防衛力の構築のための各種施策を紹介します。

本文第 I 部~第Ⅲ部の要約版として20ページにわたって説明しています。

わが国を取り巻く安全保障環境

第	1草	一概観	
第11		アジア太平洋地域の安全保障環境 ()45
第2	節	グローバルな安全保障環境 ····································)50
第2	2章	諸外国の防衛政策など	
第11	節	米国	053
	1	安全保障・国防政策)53
		軍事態勢	060
第2		朝鮮半島	063
		北朝鮮()64
		韓国・在韓米軍	
第3		中国	
	-	全般(
		軍事(対外関係など)90 11F
		対外関係など	
<u>~~ 4 :</u>		ロシア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
第4		全般	124
		安全保障・国防政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
	3	軍事態勢と動向	
		わが国の周辺のロシア軍	131
		対外関係	134
第5	-	オーストラリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
7,50,		全般	141
	2	安全保障・国防政策	141
	3	対外関係	142
第6	節	東南アジア	147
	1	全般	147
	2	各国の安全保障・国防政策	147
		各国の軍の近代化	
	4	南シナ海における領有権などをめぐる動向	155
		地域内の協力	
第7	節	南アジア	
	1	インド	
	~	パナフロン.	1 6 1

第 8節 1 2	欧州 163 全般 163 多国間の安全保障の枠組みの強化 164
3	欧州各国の安全保障・防衛政策167
第3章	国際社会の課題
第1節	国際テロリズム・地域紛争などの動向 ······171
1	全般171
2	国際テロリズムをめぐる動向173
3	各地の紛争の現状と国際社会の対応
	(中東・アフリカを中心に)
第2節	大量破壊兵器の移転・拡散 185
1	核兵器
2	生物・化学兵器186
3	弾道ミサイルなど
4	大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大
5	イランの核問題
第3節	海洋をめぐる動向
1	東シナ海・南シナ海における
2	「公海自由の原則」をめぐる動向190
2	北極海をめぐる動向191
3	海洋安全保障への各国の取組
第4節	宇宙空間と安全保障 196 宇宙空間と安全保障 196
1	
第5節	宇宙空間における各国の安全保障利用の動向197
弗 3即	サイバー空間をめぐる動向 201 サイバー空間と安全保障 201
2	
3	サイバー空間における脅威の動向 201 サイバー攻撃に対する取組 203
第6節	軍事科学技術と防衛生産・技術基盤をめぐる動向207
第0即 1	軍事科学技術の動向207 107 107 107 107 107 107 107 1
2	第一十十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十
_	

第Ⅲ部

わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

第1章	むか国の安全保障と防衛の基本的考え方		第2節	平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み	
第1節	わが国の安全保障を確保する方策	··· 211	1	武力攻撃事態等及び存立危機事態における対応	
第2節	憲法と防衛政策の基本	212	2	重要影響事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	憲法と自衛権		3	公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など・	243
2	憲法第9条の趣旨についての政府見解	212	4	災害派遣など	
3	基本政策	214	5	国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み	
第3節	国家安全保障戦略の概要	216	6	その他の平和安全法制の整備における改正点	
1	国家安全保障会議	216	第3節	平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など	254
2		217	1	平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進など・	254
		217	2	南スーダンPKOにおける新たな任務の付与	255
第2章	i 防衛計画の大綱など		3	米軍等の部隊の武器等防護(自衛隊法第95条の2)の運用開始・	256
第1節	防衛計画の大綱の概要	218	4	新たな日米物品役務相互提供協定 (ACSA) などの締結 …	
رایا د رد 1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	218			
2	4が日の時後の甘木士会	210	第4章	・日米同盟の強化	
2	わが国の防衛の基本方針		第1節	日米安全保障体制の意義	258
3	防衛力のあり方 ····································		رایم رود 1	ロ小女主体性体的の思教 ちが国の平和と安全の歴程	250
4	今後の検討		1	わが国の平和と安全の確保	250
第2節	中期防衛力整備計画の概要	225	2	わが国の周辺地域の平和と安定の確保	
1	計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	225	3	グローバルな安全保障環境の一層の安定化	
2	自衛官の定数及び整備規模	225	第2節	同盟強化の基盤となる取組	260
3	所要経費		1	同盟強化の経緯	260
第3節	平成30年度の防衛力整備	227	2	ガイドライン見直しの概要	261
第4節	防衛関係費	229	3	同盟強化の主な取組	265
1	防衛関係費の概要		4	日米間の政策協議	273
2	防衛関係費の内訳		第3節	在日米軍の駐留・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	効率化への取組	231	1	在日米軍の駐留	281
	ろ 各国との比較 ····································	232	2	米軍新規アセット (F-35B) のわが国への配備	283
			3	在日米軍再編の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	284
第3章	『 平和安全法制などの整備と施行後の自衛隊の活動状況	など	Δ	沖縄における在日米軍の駐留	284
第1節	平和安全法制の整備に関する経緯		5	沖縄を除く地域における在日米軍の駐留	
ובו כאכ 1	十 心又上が門の走帰に対する性性 注敕借の背景	234	6	在日米軍再編を促進するための取組	
2	法整備の背景	234	7	在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策	
_	法整備の経緯・意義	234	/	仕口不単肥政・区域がもたちす影響の版刊に関する肥泉	505
/`					- 7
筆	国民の生命・財産と領土・領海	幕•箱	空を守	り抜くための取組	
23 IIII -	こうかん ちょうかん はんしょう はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	9 147			
	7				
第1章	[わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処	T.	第2節	ワークライフバランス・女性隊員の更なる活躍の推進	400
			1	働き方改革	400
第1節	防衛省・自衛隊の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2	育児・介護などと両立して活躍できるための改革	
I	防衛力を支える組織 ····································	309	3	女性職員の活躍推進のための改革	402
2	自衛隊の統合運用体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	310	第3節	衛生機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	404
	防衛省における中央組織改革	312	おりまり 1	自衛隊病院の拠点化・高機能化	
第2節	実効的な抑止及び対処	···314	2	防衛医科大学校の機能強化	404
1	周辺海空域における安全確保	··· 314	3	医官・看護師などの育成の強化	
2	島嶼部に対する攻撃への対応	··· 320	4	第一線救護能力の向上	404
3	弾道ミサイル攻撃などへの対応	··· 322	5	感染症への対処能力の強化	405
4	ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応	··· 327			400
5	海洋安全保障の確保に向けた取組	329	第4章	🗉 防衛装備・技術に関する諸施策	
6	宇宙空間における対応	··· 329	等 1 答	技術的優越の確保のための研究開発の推進	407
7	サイバー空間における対応	332	新 I 即 1	大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	
8	大規模災害などへの対応	335	1	技術的優越の確保の必要性	
9	在外邦人等の保護措置及び輸送への対応	339	2	防衛技術戦略など	
	侵略事態への備え		3	研究開発に関する取組	409
11	国民保護に関する取組		4	民生技術の積極的な活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	409
12	その他の対応		第2節	防衛生産・技術基盤の現状と防衛生産・技術基盤戦略・	413
			1	わが国の防衛生産・技術基盤の現状	413
第2章	[安全保障協力の積極的な推進		2	防衛生産・技術基盤戦略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	413
第1節	戦略的な国際防衛協力に向けて	3/15	第3節	プロジェクト管理などへの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	418
וובי כה 1	安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義と変遷		1	ライフサイクルを通じたプロジェクト管理	418
2	多国間安全保障枠組み・対話における取組		2	契約制度などの改善 ····································	419
3	参国間女主体障性組み・対話における財相 能力構築支援をはじめとする実践的な多国間安全保障協力の推進・		3	調達の効率化に向けた取組など	420
ر 1	帝国との防衛協力・交流の推進 ····································		第4節	防衛装備・技術協力	423
44 2 44			1	防衛装備移転三原則	423
第2節	海洋安全保障の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	277	2	米国との防衛装備・技術協力関係の深化	424
1	海賊対処への取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3	新たな防衛装備・技術協力の構築	426
2	訓練を通じた海洋における公共の安全と秩序の維持への貢献・	380	4	民間転用	
3	アジア太平洋地域における取組 ····································	381	5	技術管理	
第3節	国際平和協力活動への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	382	6	国際防衛装備品展示会への出展	429
1	国際平和協力活動の枠組みなど	382	7	官民防衛産業フォーラム	430
2	国連平和維持活動などへの取組	383	体 C 主		
3	国際緊急援助活動への取組	388	第5章	115	
第4節	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	389	第1節	地域コミュニティーとの連携	431
1	軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組	389	1	市民生活の中での活動や社会に貢献する活動	431
2	大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組	390	2	地方公共団体などによる自衛隊への協力	431
等つぞ	・		3	地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策・	
第3章	防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など		4	防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策	
第1節	防衛力を支える人的基盤	391	5	その他の取組	433
1			第2節	情報発信や情報公開など	
2	日々の教育訓練		1	様々な広報活動 ····································	
3	人的資源の効果的な活用に向けた施策など		2	情報公開・文書管理に関する取組	
4	厳正な服務規律の保持のための取組など		3	政策評価などに関する取組	
		-	-		

資 料

目 次

第I部	わが国を取り巻く安全保障環境	資料39	国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への
資料1	各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段443	JA1133	防衛省・自衛隊の参加状況 (平成 29年度)
資料2	主要国・地域の兵力一覧(概数)	資料40	多国間安全保障対話の主要実績
資料3	主要国・地域の正規軍及び予備兵力(概数)443	2011.0	(アジア太平洋地域・最近5年間)
資料4	わが国周辺の兵力推移の概要444	資料41	各種協定締結状況
		資料42	留学生受入実績(平成29年度の新規受入人数)495
第Ⅱ部	わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟	資料43	防衛省主催による多国間安全保障対話496
資料5	国家安全保障戦略(概要) 444	資料44	その他の多国間安全保障対話など497
資料6	平成 26年度以降に係る防衛計画の大綱について447	資料45	ビエンチャン・ビジョン
資料7	中期防衛力整備計画		~日ASEAN防衛協力イニシアティブ~ ·······498
	(平成 26年度~平成 30年度) について454	資料46	多国間共同訓練の参加など(最近3年間)
資料8	戦車、主要火器などの保有数460	資料47	最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)501
資料9	主要航空機の保有数・性能諸元 460	資料48	最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)502
資料10	主要艦艇の就役数461	資料49	最近の日印防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)503
資料11	誘導弾の性能諸元461	資料50	最近の日中防衛交流・協力の主要な実績 (過去3年間)503
資料12	防衛関係費(当初予算)の推移462	資料51	最近の日露防衛交流・協力の主要な実績 (過去3年間)503
資料13	一般会計歳出(当初予算)の主要経費の推移462	資料52	最近の ASEAN 諸国との防衛協力・交流の主要な実績
資料14	防衛関係費(当初予算)の使途別構成の推移463		(過去3年間)504
資料15	各国国防費の推移463	資料53	最近のその他アジア太平洋諸国との防衛協力・交流の
資料16	「閣議決定」の概要と法制整備464		主要な実績 (過去3年間)507
資料17	自衛隊の主な行動464	資料54	最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績
資料18	自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び		(過去3年間)508
	武器使用に関する規定467	資料55	最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績
資料19	日米防衛協力のための指針		(過去3年間)510
	(平成27年4月27日) (仮訳)468	資料56	国際平和協力活動関連法の概要比較511
資料 20	再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳)473	資料57	自衛隊が行った国際平和協力活動など511
資料21	日米安全保障協議委員会(「2 + 2」)共同発表	資料58	国際機関への防衛省職員の派遣実績513
	(仮訳) (平成24年4月27日)475	資料59	自衛官の定員及び現員514
資料22	主な日米共同訓練の実績(平成29年度)476	資料60	自衛官などの応募及び採用状況(平成29年度)514
資料23	日米共同研究・開発プロジェクト ······478	資料61	防衛省の職員等の内訳515
資料 24	日米協議(閣僚級)の実績(15(平成27)年以降)478	資料62	主要演習実績(平成29年度)516
資料 25	日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(要約)	資料63	各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績
	(平成29年8月17日)481		(平成29年度)516
資料 26	共同声明(仮訳)(平成29年2月10日)482	資料64	再就職援護のための主な施策517
資料27	23事案の概要483	資料65	退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における
資料 28	SACO 最終報告(仮訳)484		在職状況517
資料 29	SACO 最終報告の主な進捗状況486	資料66	防衛装備移転三原則518
資料30	普天間飛行場代替施設に関する経緯488	資料67	市民生活の中での活動519
資料31		資料68	世論調査520
資料32	米軍オスプレイのわが国への配備の経緯490	資料69	防衛省における情報公開の実績(平成29年度)521
資料33	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要 …490	資料70	特別防衛監察の結果について (概要)521
資料34	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第		
	六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の		
	地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属		
	に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆		
	国政府との間の協定491		
第Ⅲ部	国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組		
資料35	わが国のBMD整備への取組の変遷492		
	弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について493		
	防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組493		

資料38 災害派遣の実績 (過去5年間) ……493

■ 防衛年表	523
■ 索 引	536
■ 巻末資料	545
自衛官の仕事内容や自衛官になるための様々なコース、 自衛官の制服、階級章、き章や陸・海・空自の装備品、	
主な広報施設、各種イベントなどについて紹介しています。	
■ 巻末折り込み	565
陸・海・空自衛隊の編成 主要部隊などの所在地(平成 29 年度末現在) 沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図(平成 29 年度末現在) 沖縄における在日米軍主要部隊などの配置図(平成 29 年度末現在)	

COLUMN コラム



第【部	第Ⅲ部
第2章 諸外国の防衛政策など	第1章 わが国の防衛を担う組織と実効的な抑止及び対処
解説 北朝鮮の核・ミサイルに対する認識 065 解説 北朝鮮のICBM開発状況 076 解説 中国の海・空戦力の近代化 102 解説 最先端技術と中国の軍事 103 解説 ロシアの核戦力の近代化 129 第3章 国際社会の課題	VOICE 東シナ海における24時間態勢での警戒監視 (護衛艦乗員) … 317 VOICE アラート待機所で勤務する亘3曹 319 解 説 陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) について … 326 VOICE 米国とのサイバーにかかる連携強化 (連絡官の活動) … 334 VOICE 福岡県における孤立者救助活動 337 VOICE 福井県における大雪に係る災害派遣について … 337
解 説 ISILの脅威の拡散	第2章 安全保障協力の積極的な推進
第 1 8 第2章 防衛計画の大綱など 8 8 スタンド・オフ・ミサイルの導入について	VOICE オーストラリア国防省から、防衛省職員として働く 355 解 説 「クリスマスドロップ」 361 VOICE ASEAN設立50周年記念国際観艦式に参加して 367 VOICE 英国主催国際航空ショー (RIAT) に参加して 371 VOICE UNIMISS司令部の活動状況 … 385 VOICE エチオピア平和支援訓練センターへのジェンダー担当講師派遣 … 387
	第3章 防衛力を支える人的基盤と女性隊員の活躍など
第3章 平和安全法制などの整備と施行後の自衛隊の活動状況など 解 説 平和安全法制による抑止力の向上 236 解 説 平和安全法制と憲法の関係について 236 解 説 治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化 244 解 説 戦争に巻き込まれるリスクについて 252	VOICE 予備自衛官などを支える企業(予備自衛官等協力事業所)393 VOICE 「再び自衛官として働く心境」 401 VOICE 第一線救護衛生員の認定を受けて(高柳曹長)第一線救護衛生員集合教育初年度教育主任を終えて(小岩井3佐) 406
# 説 自衛隊の任務について 253 VOICE 平成29年度在外邦人等保護措置訓練 (国内) に参加して 254	第4章 防衛装備・技術に関する諸施策 VOICE 安全保障技術研究推進制度を活用した民生用品の開発 … 412 解 戦 米国防省高等研究計画局 (DARPA) との技術交流 412
第4章 日米同盟の強化VOICE米国における米海兵隊との実動訓練(アイアンフィスト18)に参加して	VOICE 防衛力整備を支える防衛産業 417 解 説 FMS に関わる諸課題の改善 422
解説 進む沖縄の土地返還と跡地利用 295 VOICE 山口県岩国市長からのメッセージ 302 解説 米軍と地域住民による交流 306	第5章地域社会・国民とのかかわり解

凡例

●本書の文中において、次の用語について、それぞれ次の略称を用いたほか、適宜ほかの用語についても略称を用いているところがあります。(一部説明の都合上、正式名称としている場合があります。)

1.防衛事務次官	→ 事務次官	9.統合幕僚監部 → 統 幕	
2.統合幕僚長	→ 統 幕 長	10.陸上幕僚監部 → 陸 幕	
3.陸上幕僚長	→ 陸 幕 長	11.海上幕僚監部 → 海 幕	
4.海上幕僚長	→海幕長	12.航空幕僚監部 → 空 幕	
5.航空幕僚長	→空幕長	13.日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	→ 日米安保条約
6.陸上自衛隊	→ 陸 自	14.国際連合	→ 国 連
7.海上自衛隊	→ 海 自	15.国連安全保障理事会	→国連安保理
8.航空自衛隊	→ 空 自		

●本書に掲載しているわが国の地図については、デザイン、レイアウトなどの関係上、必ずしもわが国の領土の全てを含んでいない場合があります。

本書の記述対象期間は、原則として平成30年6月末までです。

防衛省・自衛隊公式SNSのご案内

防衛省・自衛隊ではSNSを通じて最新の情報を皆様に発信しております。 Twitter、Facebook、Instagram、Youtubeをチェックして、最新の情報を手に入れましょう!

まずは防衛省公式Twitterをフォロー!!▶



防衛省における研究成果物のご紹介

安全保障政策などにご興味のある方は、下記の防衛研究所及び防衛大学校のリンクにアクセスいただきますと、 各機関の研究成果物などを閲覧することができます。

防衛研究所

(東アジア戦略概観、中国安全保障レポート、防衛研究所紀要など) http://www.nids.mod.go.jp/



防衛大学校

(紀要論文など)

http://nda-repository.nda.ac.jp/



防衛白書アンケートにご協力ください!

防衛省では、平成30年版防衛白書についてのご意見を募集しています。 防衛白書ホームページ上のアンケートフォームにご記入ください。 今後の防衛白書の作成の資とさせていただきます。

平成30年版防衛白書アンケートページ

https://sec.mod.go.jp/mod/j/hakusho/form_2018.html



詳細はこちらから

AR操作方法説明



今回の防衛白書では、新たな試みとして、巻頭特集において【AR】(拡張現実)を活用し、 弾道ミサイル対処の流れや緊急発進(スクランブル)の様子など、これまでの紙面だけで は表現できなかった隊員や装備品の「動き」を動画でご覧いただけるようにしました。「防 衛省 AR」アプリをダウンロードし、防衛省・自衛隊の動く姿をご覧ください。

アプリのインストール方法

アプリのストア(App Store または Google Play)で「防衛白書 AR」を検索してアプリをインストール(無料)してください。

または、QRコードリーダーでQRコードを読み込むとアプリのインストールページが表示されます。



Google Play で手に入れよう

App Storeで 「防衛白書AR」を検索

Google Playで 「防衛白書AR」を検索



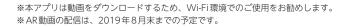
アプリの使い方

「防衛白書AR」を起動し、トップ画面の「Start AR」をタップすると、ARカメラが起動します。

巻頭特集のARマーク ® が付いた画像全体が画面に収まるようにカメラをかざすと、動画のダウンロードが始まります。

(ダウンロードにはしばらく時間がかかります。)

ダウンロードが終わると、様々な映像をご覧いただけます。







防衛この1年

北朝鮮の核・ミサイル開発をめぐる動き

北朝鮮は、16 (平成28) 年以来、3回の核実験を強行したほか、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返し実施しており、北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっています。



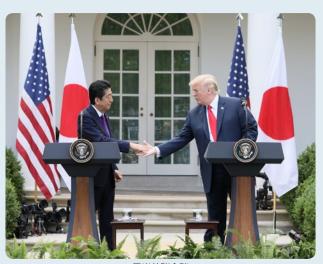
※ICBM: 大陸間弾道ミサイル (Inter-Continental Ballistic Missile) ※EEZ: 排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone)

※IRBM:中距離弾道ミサイル(Intermediate Range Ballistic Missile)

関係国との連携



日中韓首脳会談 (18 (平成30) 年5月9日)【内閣広報室提供】



日米首脳会談 (18 (平成30) 年6月7日)【内閣広報室提供】

わが国周辺の安全保障環境

18 (平成30) 年6月の米朝首脳会談の共同声明において、金正恩委員長が、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を、改めて文書の形で、明確に約束した意義は大きいと考えていますが、今後、北朝鮮が核・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかり見極めていく必要があります。

その上で、わが国のほぼ全域を射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有・実戦配備していることや、累次の核実験及び弾道ミサイル発射を通じた、核・ミサイル開発の進展及び運用能力の向上などを踏まえれば、米朝首脳会談後の現在においても、北朝鮮の核・ミサイルの脅威についての基本的な認識に変わりはありません。



北朝鮮関連船舶の違法な洋上での物資の積替え(いわゆる「瀬取り」)と疑われる行為の様子(18(平成30)年1月以降、複数回確認)

3月 2018

中朝首脳会談 (5月及び6月にも実施)

4月 2018

南北首脳会談(5月にも実施)

5月 2018

日中韓首脳会談

6月 2018

日米首脳会談 米朝首脳会談

北朝鮮の核・ミサイル開発の現状

核開発

- ●17 (平成29) 年9月の核実験は水爆実験であった可能性も 否定できず
- ●核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性

弾道ミサイル開発

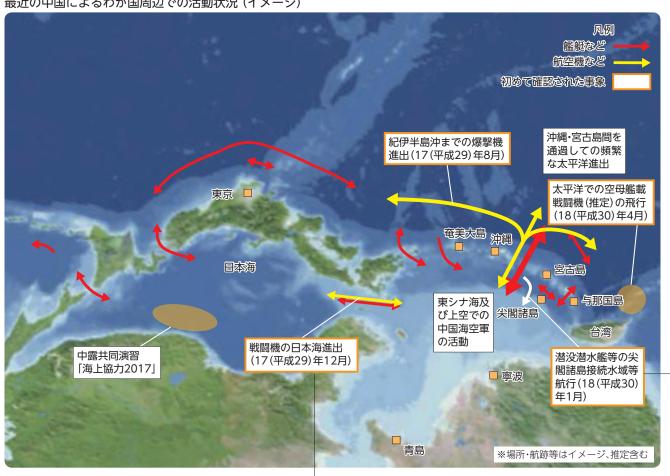
- ●わが国を射程に収める数百発の弾道ミサイルを実戦配備
- ●奇襲的な弾道ミサイル攻撃が可能な能力を向上・保有

わが国周辺の安全保障環境

中国海空戦力の活動範囲の更なる拡大

中国の海空戦力は、尖閣諸島周辺を含むわが国周辺でその活動範囲を一層拡大しています。

最近の中国によるわが国周辺での活動状況 (イメージ)





中国空軍の戦闘機が初めて日本海へ進出 (17 (平成29) 年12月)

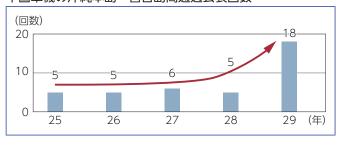


(18 (平成30)年1月)



中国海軍空母「遼寧」の沖縄近海における航行 (18 (平成30) 年4月)

中国軍機の沖縄本島・宮古島間通過公表回数



ロシアによる軍事活動活発化の傾向

ロシアは、北方領土を含むわが国周辺での軍事活動を活発化させる傾向がみられます。

北方領土における地対艦ミサイルの配備など (イメージ)





宗谷海峡を航行するロシア海軍ミサイル巡洋艦 (17 (平成29) 年9月)

ロシア機に対する緊急発進回数の推移(過去10年)





太平洋及び日本海を飛行したロシア軍爆撃機 (18 (平成30) 年2月)

日米同盟の強化

首脳・閣僚レベルの緊密な連携

日米両国は、北朝鮮問題や東シナ海・南シナ海を含む地域情勢 などについて、累次の日米首脳会談、日米 [2+2]、日米防衛相 会談などを通じ、認識・方針を綿密にすり合わせ、緊密な連携 を図っています。



日米首脳会談 (18 (平成30) 年4月) 【内閣広報室提供】

最近1年間の主な日米協議などの実績



日米共同訓練を通じた連携の強化

防衛省・自衛隊は、平素から日米共同訓練の充実に努めてい ます。

これらの共同訓練を実施した結果として、日米の連携強化が図 られ、その絆を示すことは、日米同盟全体の抑止力・対処力を 一層強化し、地域の安定化に向けたわが国の高い能力を示す効 果があるものと考えています。



国内における陸自と米海兵隊との共同訓練 (ノーザンヴァイパー) (17 (平成29) 年8月)

防衛この1年





日米 [2+2] (17 (平成29) 年8月)

	11月	12月	18(平成30)年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	
6	6	6		@ @	©		0	(a a	€
		©	6					હ	V

※防衛省及び外務省の公表資料を基に作成



日本海における海自と米海軍との共同訓練 (17 (平成29)年11月)



九州周辺空域における空自と米空軍・海兵隊との共同訓練 (17 (平成29) 年8月)

諸外国との防衛協力・交流

安全保障協力の積極的な推進など

今日の国際社会における安全保障上の課題は、一国のみで対応することは困難であり、これに対応するためには、各国との協力が不可欠です。諸外国との防衛交流・協力の推進は、各国との間で「顔が見える」関係を構築し、地域や国際社会の様々な安全保障上の課題に協力して対応していく上で極めて重要です。



防衛この1年

各国が自然災害や海洋をめぐる問題に自力で対処できるようになれば、グローバルな安全保障環境の改善に大きく貢献することになります。能力構築支援はこうした支援対象国自身の能力を向上させるための取組であり、防衛省・自衛隊は自らが有する能力を活用して、こうした能力構築の支援に取り組んでいます。

能力構築支援の最近の取組状況 (17 (平成29) 年4月~18 (平成30) 年6月)





が 弾道ミサイル防衛

ミッドコース段階

ブースト段階

弾道ミサイル発射

イージス艦による

上層での迎撃

弾道ミサイルとは

弾道ミサイルは、ロケットエンジンで飛翔するミサイル。長距離の目標を攻撃するこ とが可能。一般に下表のように射程で分類



(注) 18 (平成30) 年6月末現在、海自が保有している 6隻のイージス艦のうち、弾道ミサイル防衛能力を 有しているものは5隻。同年内に6隻になる予定

弾道ミサイル迎撃のイメージ

▶防衛省・自衛隊の弾道ミサイル防衛に 関する取組についての最新の情報はこちら (防衛省・自衛隊HP)



弾道ミサイルの脅威から国民の生命とわが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、防衛省・自衛隊では、平素から情報収集や警戒監視を行っています。

現在、わが国に飛来する弾道ミサイルへの対処に当たっては、①イージス艦による上層での迎撃と②ペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム(JADGE*)により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としています。

ターミナル段階

2

警戒管制レーダー

による探知・識別・追尾

5 PAC-3による 下層での迎撃





3

JADGEによる連携

※ JADGEとは、全国各地のレーダーが捉えた 航空機などの情報を一元的に処理し、対領空 侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機な どに提供するほか、弾道ミサイル対処におい てペトリオットやレーダーなどを統制し、指 揮統制及び通信機能の中核となるシステム

平素からの備え

警戒監視と対処態勢の維持-

弾道ミサイルの脅威からわが国を守るため、自衛隊員は全国各地の現場で24時間365日態勢で奮闘しています。

全国の主な弾道ミサイル防衛関連部隊の配備状況 (イメージ)



PAC-3機動展開訓練の全国的な実施

自衛隊は17 (平成29)年6月から、順次、 全国的にPAC-3機動展開訓練を実施してい ます (18 (平成30) 年6月末までに全国で 20回実施)。



空自第2高射群

2等空尉 大森 朗徳 (写真左端)

「いざ出陣 国の安心 PAC-3」 ミサイル防衛のゴールキーパーとし て任務及び訓練に邁進しています。



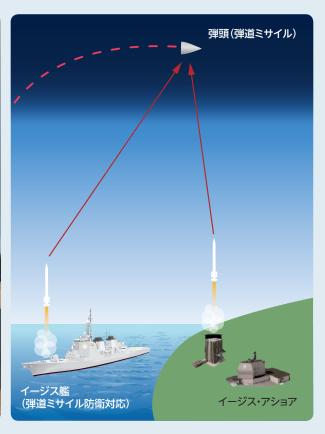
弾道ミサイル防衛の能力向上

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務です。北朝鮮に、わが国を射程に収める各種の弾道ミサイルが依然とし て多数存在するなど、弾道ミサイル防衛能力の向上は喫緊の課題である中、イージス・アショアを導入すれば、わが国を24時間・ 365日、切れ目なく守るための能力を抜本的に向上できることになります。

【 弾道ミサイル防衛の 「新たな盾」:イージス・アショア







イージス・アショアとは

イージス艦の船体以外の部分を、そのまま陸上に固定的に置いたような装備品で、大気圏外の宇宙空間(ミッドコース段階)を 飛翔する弾道ミサイルを地上から迎撃するシステムです。

詳細については、本文第Ⅲ部第1章第2節(実効的な抑止及び対処)を参照

24時間 365日の任務

24 時間

日本海における警戒監視



空自 第46警戒隊 3等空曹 鈴江 健

極寒の中、日本海側の空を守る愛のサイト での職務に誇りを持ち、24時間態勢で警戒 監視任務に邁進しています。



佐渡島の空自レーダーサイト

東シナ海における警戒監視



東シナ海公海上で護衛艦「うみぎり」が確認した国連安保理決議で禁止されている北朝鮮船籍船舶との 洋上での船舶間の物資の積替え(いわゆる「瀬取り」)と強く疑われる行為の様子(18(平成30)年5月)





海自 護衛艦 「あぶくま」 海士長 丸山 礼佳

私の仕事は自分のもつ2つの目 で警戒監視を行うことです。雨 の日も風の日も、最前線で職務 に邁進しています。



1

わが国周辺海空域における警戒監視

常時継続的な警戒監視

自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、それぞれの現場で、平素から 24 時間態勢でわが国周辺海空域の警戒監視を行っています。

■北海道周辺における警戒監視

陸自 第301 沿岸監視隊





礼文島の陸自分屯地



陸自 第301沿岸監視隊 1等陸曹 芦崎 允

24時間365日の勤務態勢で、 緊張感をもって宗谷海峡を通峡 する艦船等の警戒監視を実施し ています。



陸自 与那国沿岸監視隊 ……………



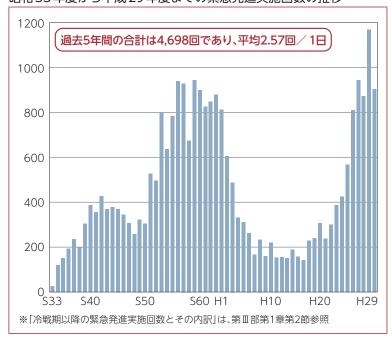


- 陸自 沿岸監視隊など
- | 空自 レーダーサイト(BMD対応(FPS-5))|
- 🛖 空自 レーダーサイト(BMD対応)
- ₩ 空自 レーダーサイト
- ※ はあくまで警戒監視範囲のイメージ図であり、 実際の正確な警戒監視範囲ではない。

対領空侵犯措置 空の平和に懸けた60年

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を探知・識別し、領空侵犯のおそれ のある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進 (スクランブル) させ、航空機の状況を確認・監視しています。さらに、この航空機が領空を 侵犯した場合には、退去の警告などを行っています。なお、対領空侵犯措置 は1958 (昭和33) 年に開始され、本年で60年となり、平成29年度末まで に合計で2万7.144回の緊急発進を行っています。

昭和33年度から平成29年度までの緊急発進実施回数の推移



VOICE 空自 第9航空団 飛行群 第304飛行隊 2等空尉 田口 翔平



幼い頃、F-15戦闘機に乗る 父の姿に憧れて私も戦闘機 パイロットを目指しまし た。南西地域は緊急発進回 数の増加や対象機の多様化 により、任務はより複雑化 しています。いかなる状況 にも対応できるよう日々訓 練しています。







発進前の点検を行う操縦士と整備員

テイクオフ!!



父親

3

各種災害派遣

大規模災害などへの迅速・的確な対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っています。

自然災害への対応



陸自による捜索救助活動の状況 (17 (平成29) 年7月)



陸自による防疫措置の状況 (18 (平成30) 年1月)



陸自 第5施設団 第103施設器材隊 3等陸曹 笹川 秀将

豪雨災害の恐ろしさを身に染みて感じつつ、地元の消防団の方々と共に孤立地域の道なき道を進み、多数の被災者を背負って救助しました。



九州北部豪雨において 救助活動のため現地で 調整する筆者(写真中央)



陸自による夜間の除雪活動の状況 (18 (平成30) 年2月)



陸自による捜索救助活動の状況 (18 (平成30) 年4月)



海自による捜索救助活動の状況 (18 (平成30) 年7月)

救急患者の輸送や不発弾等の処理など

国民の生命と安全な生活のために

自衛隊は、離島などの救急患者を航空機で緊急輸送しています。状況に応じ機動衛生ユニット(必要に応じて所要の応急処置が可能) も用いて、重症患者を空自C-130H輸送機で搬送する広域医療搬送も行っています(平成29年度は合計で401件の急患輸送を実施)。

救急患者の輸送など



救急患者を空輸中の陸自第15ヘリコプター隊



広域医療搬送中の空自航空機動衛生隊



海難救助活動中の海自第71 航空隊

海自 第71 航空隊 機上救護員 2等海曹 前田 鉄兵

救難現場は遠く離れ た洋上、命を救える のは千変万化の海面 に着水できる救難飛 行艇だけです。日々、 我々にしかできない 任務に誇りをもって 勤務しています。



不発弾等の処理など

自衛隊は、不発弾や機雷などの除去・処理を行っています。 (平成29年度の処理実績は、不発弾等1,611件、機雷その他の爆発性の危険物1万5,500個)



不発弾処理作業に当たる陸自第101不発弾処理隊の隊員



爆発性危険物の爆破処理準備を行う海自沖縄水中処分隊の隊員

5

各種事態に備えた訓練・演習

実効的な抑止及び対処能力の向上

自衛隊は、各種事態に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、日米共同訓練や統合訓練などを目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓などを踏まえ、各種計画を不断に検証・見直しています。

日米共同訓練



日本海における海自と米海軍との共同訓練 (17 (平成 29) 年 11月)



九州周辺空域における空自と米空軍・海兵隊との共同訓練 (17 (平成29) 年9月)

陸・海・空自衛隊による統合訓練



空自入間基地 (埼玉県) における在外邦人等の保護措置に関する統合訓練 (17 (平成 29) 年 12月)



沖縄県における離島統合防災訓練 (17 (平成29) 年9月) (洋上の護衛艦「いせ」に負傷者を空輸したドクターヘリ)

地方公共団体との共同訓練



長崎県における国民保護訓練(17(平成29)年11月)

VOICE

長崎県危機管理課 参事 (写真右から2人目) (国民保護等担当) 青木 広治 氏



DEFENSE of JAPAN 2018 特集

進化する防衛力

防衛省・自衛隊においては、実効性の高い統合的な防衛力の構築のため、各種施策を不断に進めています。









新たな装備品の導入など

「相手の攻撃が届かないところ」から攻撃できる「スタンド・オフ・ミサイル」





●隊員の安全を確保しつつ相手の攻撃が届かない ところ (スタンド・オフ) から相手を攻撃できる ミサイル

JSM (イメージ)

LRASM (イメージ)

※スタンド・オフ・ミサイルについては本文228ページ参照

より高いステルス性と高性能のセンサーを備えた最新鋭戦闘機 [F-35A]



F-35A

- ●相手のレーダーに映りにくい性能 (ステルス性) が高い
- ●高性能のセンサーも装備
- ●自らは発見されることなく相手を発見し、攻撃することが可能 (本年1月から三沢基地 (青森県) (に配備開始)

より遠くの目標をより正確に探知する「空飛ぶレーダー」新型早期警戒機「E-2D」



E-2D

- ●早期警戒機は、機体に円状のレーダーを装備し、 空中で相手を早期に発見するための航空機。別称 は「空飛ぶレーダー」
- ●E-2Dは、従来の早期警戒機に比べ、より遠くの相手を正確に探知することが可能

「様々な任務にも対応できてコンパクト」な新型護衛艦と高性能な潜水艦の建造



新型護衛艦 (イメージ)

●様々な任務に対応可能な新型護衛艦とより高性 能な潜水艦を新たに建造

●将来的には、護衛艦・潜水艦は以下の隻数に

現在将来

護衛艦:47隻 → 54隻 潜水艦:18隻 → 22隻

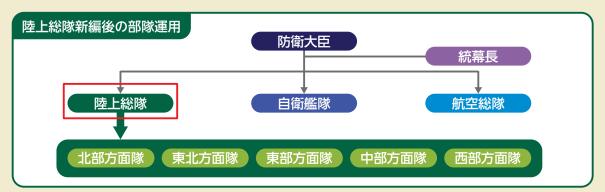


3

陸上自衛隊創隊以来の大改革

「行動時の司令塔」陸上総隊の新編

統合運用の下、陸上自衛隊の部隊の迅速・柔軟な全国的運用を可能とするため、陸上総隊を新編



※行動等に関して部隊を一体的に運用する必要がある場合に指揮

VOICE

陸上総隊の新編について



初代陸上総隊司令官 **陸将 小林茂** (写真右側) 今般、全国の陸上自衛隊の部隊を一体的に運用するための組織として、陸上総隊という新たな部隊が編成されました。これにより、陸上自衛隊の部隊の、より迅速・柔軟な全国運用が可能になるとともに、海上・航空自衛隊及び米軍などとの効率的・効果的な連携が可能になりました。

シビリアンコントロールの下、わが国の平和と安全を守り、 国民の皆様に安心と安全を届けるよう職務に邁進してまい ります。

「離島防衛の切り札」水陸機動団の新編

水陸機動団は、水陸両用車などを装備し、離島を防衛するための水陸両用作戦能力を備えた新しい部隊です。



水陸両用車で着上陸する隊員



海自輸送艦へ搭載中の水陸両用車



わが国を取り巻く 安全保障環境

概観





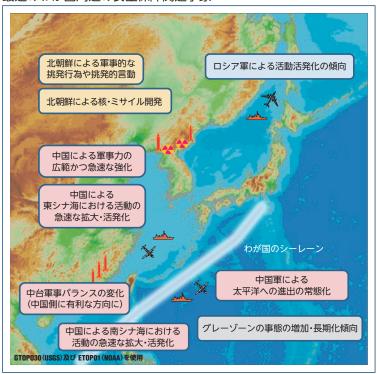
わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、一層厳しさを増している と認識

アジア太平洋地域の安全保障環境

▶ P.45

- ① わが国周辺では、大規模な軍事力を有する国家などが集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されておらず、依然として領土問題や統一問題をはじめとする不透明・不確実な要素が存在
- ② また、領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向
- ③ 周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著にみられるなど、アジア太平洋地域における安全保障上の課題や不安定要因は、より深刻化
 - 北朝鮮による核・ミサイル開発などの軍事的な動きは、わが国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威
 - 中国による軍事活動の一方的なエスカレートなどは、わが国を含む地域・国際社会の安全保障上の強い懸念
 - ロシアはわが国周辺を含め軍事活動を活発化させる傾向がみられ、その動向を注視していく必要
- 4 わが国固有の領土である北方領土や竹島の領土問題が依然として未解決のまま存在

最近のわが国周辺の安全保障関連事象



グローバルな安全保障環境

▶ P.50

● グローバルな安全保障上の課題として、複雑化する地域紛争、深刻化する国際テロ、大量破壊兵器等の拡散、海洋並びにサイバー空間及び宇宙空間などの新たな領域の安定的利用の確保などが顕在化

米国





トランプ政権の安全保障政策

▶ P.53

- 1 トランプ政権は、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「核態勢見直し」をそれぞれ公表し、安全保障・国防戦略の方針を明らかに
- ② この中で、米国に競争をしかける主要な挑戦者として、以下の3分類を挙げるとともに、米国の安全保障上の主要な懸念は、テロではなく、中国・ロシアとの長期にわたる戦略的競争であるとの認識を表明
 - 中国・ロシア : 「修正主義勢力」イラン・北朝鮮:「ならず者国家」
 - ジハード主義テロリストなど: [国境を越えて脅威をもたらす組織体]
- 3 こうした認識の下、軍事的優位性の維持、インド太平洋地域へのコミットメント、同盟国との関係強化などを重視

核戦略・ミサイル防衛政策

▶ P.58

- 1 核態勢については、一部の潜水艦発射型弾道ミサイルの弾頭を改修して低出力化するとともに、核搭載海洋発射型巡航 ミサイルの可能性を追求
- ② ミサイル防衛態勢については、弾道ミサイルのみならず、巡航ミサイルなどの脅威にも対処するため、本土防衛及び地域防衛の双方を強化するほか、先端技術の開発にも取り組んでいく方針

インド太平洋戦略

▶ P.55

- 1 インド太平洋地域においては、自由で開かれたインド太平洋を促進するというビジョンを標榜
- 2 このビジョンの下、以下の方針を明確化
 - 北朝鮮の核・ミサイル開発については、非核化に向け北朝鮮と交渉を行いつつも、非核化が具体化するまで制裁は維持するほか、在韓米軍のプレゼンスは引き続き維持
 - 中国の海洋進出については、一方的な現状変更は許容できないとしつつ、「航行の自由作戦」などを通じ、海洋の自由 や合法的使用に関与



18 (平成30) 年2月6日、米下院軍事委員会で国家防衛戦略及び 核態勢の見直しについて証言するマティス米国防長官【米国防省提供】



17 (平成29) 年11月12日、西太平洋で海自護衛艦と共同訓練を行う米空母「ロナルド・レーガン」、「セオドア・ルーズベルト」及び「ニミッツ」【米海軍提供】

第 **I** 部 わが国を取り巻く 安全保障環境

北朝鮮





- ① 北朝鮮は、16(平成28)年以来、3回の核実験を強行したほか、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返し実施しており、北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうもの
- ② 他方、18 (平成30) 年6月の史上初となる米朝首脳会談の共同声明において、北朝鮮が朝鮮半島の完全な非核化に向けて取り組むことにコミットすることなどを表明した上で、引き続き米朝間で交渉を行っていくことを確認。金正恩委員長が、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を、改めて文書の形で、明確に約束した意義は大きい
- ③ 今後、北朝鮮が核・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかり見極めていく必要
- ④ その上で、北朝鮮が、わが国のほぼ全域を射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有し、それらを実戦配備していると みられることや、これまでの累次の核実験及び弾道ミサイル発射を通じた核・ミサイル開発の進展及び運用能力の向上 などを踏まえれば、米朝首脳会談後の現在においても、北朝鮮の核・ミサイルの脅威についての基本的な認識に変化なし

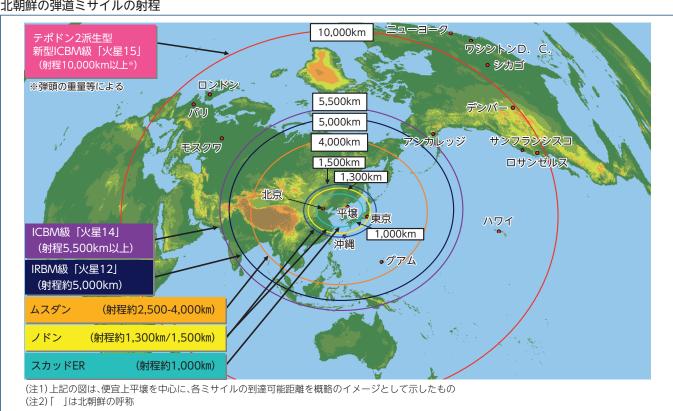
大量破壊兵器・弾道ミサイルの開発

▶ P.66

- ① 北朝鮮は17 (平成29) 年9月に6回目となる核実験を強行し、その出力は過去最大規模の約160ktと推定され、水爆 実験であった可能性も否定できず
- ② 過去6回の核実験を通じた技術的成熟などを踏まえれば、既に核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化・弾頭化の実現に至っている可能性
- ③ 弾頭の再突入技術を実証したか否かについては慎重な分析が必要だが、発射を繰り返すことにより、関連技術は蓄積
- 4 北朝鮮は、化学剤を生産できる複数の施設を維持し、すでに相当量の化学剤などを保有し、生物兵器についても一定の 生産基盤を保有。また、弾道ミサイルに生物兵器や化学兵器を搭載し得る可能性も否定できず

- 5 弾道ミサイルについては、以下の4つを企図
 - ① 長射程化
 - ② 飽和攻撃のために必要な正確性及び運用能力の向上
 - ③ 奇襲的な攻撃能力の向上
 - ④ 発射形態の多様化
- **⑥** 仮に北朝鮮が弾道ミサイルの開発をさらに進展させるなどし、米国に対する戦略的抑止力を確保したと過信・誤認をし た場合、地域における軍事的挑発行為の増加・重大化につながる可能性もあり、わが国としても強く懸念すべき状況と なる可能性

北朝鮮の弾道ミサイルの射程











急速な近代化 **▶** P.90

- 1 国防費の高い水準での増加を背景に、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心とした軍事力を広範かつ急速に強化しており、その一環として、いわゆる「A2/AD」(接近阻止・領域拒否)能力を強化
- ② このような、従来からの軍事力強化に加え、特に過去数年間にかけて、電子戦・サイバー分野など、新たな形での実戦的な運用能力の進展を企図
- ③ 中央軍事委員会主席としての習近平氏の権限のより一層の掌握を背景に、実戦的な運用能力強化を目的とした軍近代化の動きは今後とも更に加速する可能性
- ④ 中国としては、2035年までに軍近代化を基本的に実現し、21世紀中葉までに中国軍を世界一流の軍隊にするという目標。国力の向上に伴い軍事力も迅速に発展させていく考え



尖閣諸島の接続水域を航行したシャン級潜水艦 (公海で中国国旗を掲揚 18 (平成30) 年1月)

中国の公表国防費の推移



わが国周辺での活動の一方的なエスカレーション

▶ P.104

- ① 尖閣諸島に関する独自の主張に基づくとみられる活動の推進をはじめ、中国海空戦力は、尖閣諸島周辺を含めてその活動範囲を一層拡大
- ② 中国海軍艦艇によるわが国近海の航行や、太平洋への進出を伴う海空戦力の訓練とみられる活動は、定例化を企図していると考えられる一方、活動内容は引き続き質的な向上をみせており、中には実戦的な統合運用能力の構築に向けた動きも
- ③ 海洋プラットフォームに係る中国の今後の動向にも注目

力を背景とした現状変更の試み

▶ P.115

- 1 海洋における利害が対立する問題をめぐって、力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続
- ② 南沙諸島にある7つの地形において、急速かつ大規模な埋め立て活動を強行し、砲台といった軍事施設などの整備を推進し、同地形の軍事拠点化を進展。また、西沙諸島においても爆撃機の離発着訓練の実施が指摘されるなど軍事拠点化を推進。南シナ海における軍の活動も拡大。力を背景とした現状変更及びその既成事実化を一層進展させる行為
- ③ 米国は、中国などによる行き過ぎた海洋権益の主張に対抗するため、南シナ海などにおいても「航行の自由作戦」を実施
- ④ 一方、中国は、海空域における不測の事態を回避・防止するための取組にも関心を示しており、例えば、18 (平成30) 年5月には、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」の運用開始に正式合意
- 5 その上で、急速な軍事力近代化や運用能力の向上、わが国周辺での活動の一方的なエスカレーションなどは、透明性の不足とあいまって、わが国を含む地域・国際社会の安全保障上の強い懸念
- 6 中国軍が、シーレーン防衛などを通じ、「一帯一路」構想の後ろ盾としての役割を担っている可能性 同構想によるインフラ建設が中国軍のインド洋、太平洋などでの活動をさらに促進する可能性

わが国周辺海空域における最近の中国軍の活動のイメージ図



部か国を取り巻く

ロシア





- 🚺 「強い国家」 や 「影響力のある大国」 を掲げてきたプーチン大統領は、18 (平成30) 年3月に再選し、ロシアの今後につ いて、さらなる防衛力強化を訴える一方、軍拡競争を始める意図はなく、各国と建設的な関係を追求する意向を表明
- ② 欧州については、NATO拡大に否定的であり、ウクライナなどとの国境付近に3個師団を配置しているほか、17 (平成 29) 年9月には大規模演習 「ザーパド2017」 を実施
- シリアについて、同国内における海軍及び空軍の拠点を今後も恒常的に運用していく旨発表するなど、引き続き、中東 への影響力拡大に向けた動きに注目
- 極東については、新型のフリゲート (ステレグシチー級) や戦闘機 (Su-35・Su-34) などの配備が進められ、18 (平成 30) 年は大規模演習「ヴォストーク2018」も実施予定
- ⑤ また、北方領土(択捉島、国後島)への地対艦ミサイル配備を公表したほか、択捉島の民間空港の軍民共用化や同島への 戦闘機の展開を行うなどその活動を活発化
- ⑥ ロシアはわが国周辺を含め軍事活動を活発化させる傾向がみられ、その動向を注視していく必要

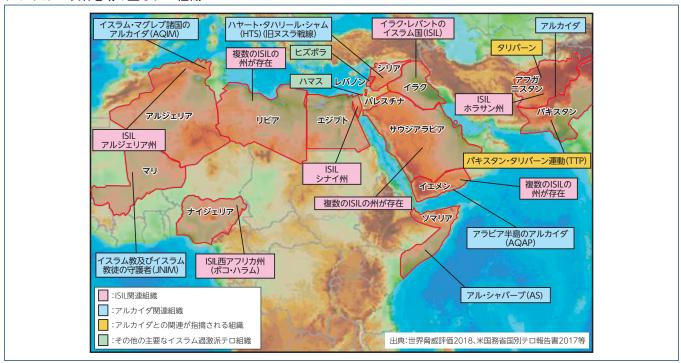
地域紛争・国際テロなどの動向 🚳 🚟





- ↑ 米国を中心とする有志連合などによる軍事作戦を受け、ISILはシリア・イラクにおいて支配地域をほぼ喪失した一方、 ISIL関連組織が中東、アフリカ、アジアにおいて引き続き活発なテロ活動を実施
- ② 過激思想に感化された個人や集団による「ホーム・グロウン型」テロや、ISILに参加した後に本国に帰還した外国人戦 闘員によるテロの脅威が欧米諸国をはじめグローバルに拡散
- 3 ISILが日本人も攻撃対象として繰り返し挙げていることや、16 (平成28)年のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃事 件を踏まえれば、国際テロの脅威については、改めてわが国自身の問題として正面から捉えなければならない状況
- 4 シリア情勢については、米英仏が18 (平成30) 年4月、アサド政権が化学兵器を使用したと判断し、シリアの化学兵器 関連施設に対する攻撃を実施。これに対して、アサド政権を支持するロシアは強く反発するなど、関係国や各勢力の対 立が継続しており、シリアにおける軍事衝突終結に向けためどは立たず

アフリカ・中東地域の主なテロ組織



宇宙空間



- 1 主要国は、C4ISR機能の強化などを目的として、各種衛星の能力向上や打上げを実施 (※C4ISR: Command (指揮), Control (統制), Communication (通信), Computer (コンピュータ), Intelligence (情報), Surveillance (監視) and Reconnaissance (偵察) の略)
- ② 各国は、宇宙空間において、自国の軍事的優位性を確保するための能力を急速に開発。中国、ロシアはキラー衛星の打ち上げ・試験を実施との指摘
- 可国は、米国の宇宙における情報優位を脅かすおそれがあるとの指摘

サイバー





- 軍隊にとって情報通信ネットワークへの依存度が一層増大する中、多くの外国軍隊はサイバー攻撃を敵の弱点を突く非対称的な戦略として位置づけ、サイバー空間における攻撃能力を開発しているとの指摘
- ② 中国やロシアは、他国のネットワーク化された部隊の妨害やインフラの破壊のため、軍としてサイバー攻撃能力を強化 しているとの指摘
- 3 諸外国の政府機関や軍隊などの情報通信ネットワークに対するサイバー攻撃が多発。中には、ロシア、中国、北朝鮮などの政府機関の関与が指摘されている事案も



わが国の安全保障・ 防衛政策と日米同盟

国家安全保障戦略





国際協調主義に基づく積極的平和主義

▶ P.217

■ 13 (平成25) 年12月に策定された「国家安全保障戦略」は、平和 国家としての歩みの堅持と国際協調主義に基づく積極的平和主義 の立場から、わが国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を 実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以 上に積極的に寄与していくことを国家安全保障の基本理念として 明示 戦略、防衛大綱、中期防及び年度予算の関係

国家安全保障戦略 戦略を踏まえ策定

外交政策及び防衛政策を中心とした 国家安全保障の基本方針 (おおむね10年程度の期間を念頭)

防衛計画の大綱

防衛力のあり方と保有すべき防衛力

示された防衛力の 目標水準の達成 の水準を規定 (おおむね10年程度の期間を念頭)

中期防衛力整備計画

5年間の経費の総額(の限度)と<u>主要</u> 装備の整備数量を明示

予算となり、事業 として具体化 年度予算

情勢などを踏まえて精査のうえ、 各年度毎に必要な経費を計上

防衛計画の大綱など





防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画

▶ P.218, 225

🚺 国家安全保障戦略を踏まえて 13 (平成 25) 年 12月に策定された現行の防衛計画の大綱は、以下の事項を重視

各種事態における実効的な抑止及び対処

- ①周辺海空域における安全確保 ②島嶼部に対する攻撃への対応 ③弾道ミサイル攻撃への対応
- ④宇宙空間及びサイバー空間における対応 ⑤大規模災害などへの対応

アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

①訓練・演習の実施

②防衛協力・交流の推進

③能力構築支援の推進

④海洋安全保障の確保

⑤国際平和協力活動の実施

⑥軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

② また、13 (平成25) 年12月に防衛大綱に基づき策定された現行の中期防衛力整備計画 (平成26年度~平成30年度) は、基幹部隊の見直し、自衛隊の能力などに関する主要事業、主要装備品の整備規模、所要経費などについて規定

防衛計画の大綱の見直しなど

▶ P.222

- ・現行の中期防衛力整備計画が平成30(2018)年度で期限を迎えることを踏まえ、大綱見直しについても平成30(2018)年末を目指して検討
- ② これは、わが国を取り巻く厳しい現実に真正面から向き合い、従来の延長線上ではなく国民を守るために真に必要な防衛力のあるべき姿を考える必要性があることを踏まえたもの
- ③ 今般の見直しに当たっては、防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することが不可欠また、宇宙空間やサイバー空間など、新たな領域の活用が死活的に重要になっていることを踏まえれば、陸・海・空という、従来からの区分で発想するだけでは不十分であり、新たな領域における能力向上に本格的に取り組んでいくことが必要

平成30年度の防衛力整備





平成30 (2018) 年度は、現行の防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の最終年度として、以下の事業を含む防衛力整備を着実に実施

平成30年度の防衛力整備の主要事業



イージス・アショア

陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) の整備に着手 (基本設計、 地質測量等調査の実施)



島嶼防衛用高速滑空弾の

要素技術の研究 (イメージ)

島嶼防衛のための島嶼間射撃を可能とする、高速で滑空し、目標に命中する島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究を実施



スタンド・オフ・ミサイル (JSM) (イメージ)

隊員の安全を確保しつつ相手の攻撃が届かないところ (スタンド・オフ) から相手を攻撃できるミサイルを導入



島嶼防衛用新対艦誘導弾の 要素技術の研究 (イメージ)

現有の対艦ミサイルの射程及び残存性の 向上を目的として、新たな島嶼防衛用対 艦誘導弾の要素技術の研究を実施



30年度護衛艦 (3,900トン) (イメージ) 多様な任務への対応能力の向上と船体の コンパクト化を両立した新型護衛艦を建造



SM-3ブロックIA

防護範囲の拡大やロフテッド軌道で飛来する弾道ミサイルへの対応などのために必要な性能を有するSM-3ブロックIIAを取得

防衛関係費

● 平成30 (2018) 年度は、一層厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国民の生命・財産とわが国の領土・領海・領空を守る態勢を強化するため、防衛関係費を平成29年度に引き続き増額(昨年度比0.8%増、4兆9.388億円)

過去15年間の防衛関係費(当初予算)の推移



(注) 上記の計数は、SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含まない。これらを含めた防衛 関係費の総額は、16年度は49,026億円、17年度は48,560億円、18年度は48,136億円、19年度は48,013億円、20年度は47,796億円、 21年度は47,741億円、22年度は47,903億円、23年度は47,752億円、24年度は47,138億円、25年度は47,538億円、26年度は48,848 億円、27年度は49,801億円、28年度は50,541億円、29年度は51,251億円、30年度は51,911億円になる。

平和安全法制などの整備と 施行後の自衛隊の活動状況など (**) 2334

平和安全法制は、平和安全法制整備法と国際平和支援法の2法から構成され、15 (平成27) 年9月に可決・成立し、16 (平成28) 年3月に施行

平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み

▶ P.237

平和安全法制の整備によって新たに可能となった事項を含め、各種事態などにおける政府としての対応の枠組みや主な 自衛隊の行動などの全体像については次のとおり

自衛隊の主な行動など

(赤字は平和安全法制の整備において改正等されたもの)

区分	自衛隊の行動類型など		
武力攻撃事態及び存立危機事態	防衛出動		
重要影響事態	後方支援活動、搜索救助活動、船舶検査活動		
公共の秩序の維持や 武力攻撃に至らない侵害への対処など	治安出動、海上警備行動、海賊対処行動、弾道ミサイル等に対する破壊措置、領空侵犯に対する措置、 在外邦人等の保護措置・輸送、米軍等の部隊の武器等の防護、米軍に対する物品役務の提供 など		
国際社会の平和と安定への貢献	<mark>祭平和共同対処事態</mark> への対応(協力支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動) 祭平和協力業務(<mark>国連PKOや国際連携平和安全活動</mark> の実施) 祭緊急援助活動		

平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

▶ P.254

平和安全法制に関する訓練の実施状況

- 平和安全法制施行後、防衛省・自衛隊は、新たな任務に関する各種の訓練などを実施。過去概ね1年間に実施された各種訓練の主な実績については以下のとおり
 - 米軍等の武器等防護の規定に基づく米艦艇の防護に 関する訓練(17(平成29)年7月)
 - 多国間共同訓練「カーン・クエスト 17」における国連平和維持活動に関する訓練(17(平成 29)年7~8月)
 - 在外邦人等の保護措置に関する統合訓練(17(平成 29)年9~10月及び12月)
 - 多国間共同訓練「コブラ・ゴールド18」における在 外邦人等の保護措置などに関する訓練(18(平成 30)年1~2月)

米軍等の部隊の武器等防護の運用

17 (平成29) 年には米艦艇・航空機の警護を各1回実施



国内における在外邦人等の保護措置に関する統合訓練 (17 (平成29) 年12月)

日米安全保障体制



第4章 P.258

- ① 日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならず、アジア 太平洋地域、更には世界全体の安定と平和のための「公共財」として 機能
- ② わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、アジア太平 洋地域への関与及びプレゼンスの維持・強化を進めている米国との 間で、日米同盟を強化していくことは、わが国の安全の確保にとっ てこれまで以上に重要



日米首脳会談においてトランプ米大統領と握手を交わす安倍内 閣総理大臣 (17 (平成29) 年11月)【内閣広報室提供】

同盟強化の基盤となる取組



第4章 P.260

同盟強化の主な取組

▶ P.265

- ① 15 (平成27) 年4月に策定された「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)では、「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」「地域及びグローバルな平和と安全のための協力」「宇宙及びサイバー空間に関する協力」などについて明記
- ② 両国は、ガイドラインに基づき、共同訓練・演習及び共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動の拡大、それらの活動の拠点となる両国の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進

日米間の政策協議 ▶ P.273

日米安全保障協議委員会([2+2])

● 17 (平成29) 年8月17日、ワシントンDCにおいて、「2+2」を開催し、日米同盟を更に強化する意図を確認するとともに、同盟がアジア太平洋地域の平和と安全の基礎であり続ける旨確認

日米防衛相会談

- 直近の日米防衛相会談においては、主として次のような点を確認
 - 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、日米が緊密に連携
 - 東シナ海の情勢を引き続き注視し、その平和と安定のため、日米が 協力
 - 南シナ海の情勢を踏まえ、日米が連携して東南アジア諸国との防 衛協力を推進
 - 米軍の安全な運用の確保や沖縄を含む地元の理解を得る取組について協力
 - FMS に関わる諸課題の改善などについても引き続き協力



[2+2] における、(左から) 小野寺防衛大臣、河野外務大臣、ティラソン米国務長官 (当時) 及びマティス米国防長官 (17 (平成29) 年8月)



市ヶ谷に展開中の空自PAC-3部隊を視察するペンス米副大統領と小野寺防衛大臣 (18 (平成30) 年2月)

在日米軍の駐留



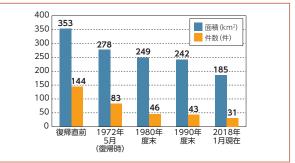
第4章 P.281

在日米軍の駐留の意義

▶ P.281

- 日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和 と安定に寄与する抑止力として十分に機能するために は、在日米軍のプレゼンスの確保や、緊急事態に迅速か つ機動的に対応できる態勢の確保などが必要
- ② このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素





沖縄における在日米軍の駐留

▶ P.284

- わが国における在日米軍施設・区域(専用施設)のうち、面積にして、約70%が沖縄に集中し、沖縄本島の面積の約14%を占めており、引き続き負担の軽減について最大限努力する必要
- ② 沖縄の負担軽減については、安全保障上の観点を踏まえつつ、嘉手納飛行場以南の 土地の返還、沖縄に所在する兵力の削減とグアムへの移転、米海兵隊オスプレイの 訓練移転などを推進
- ③ 普天間飛行場の移設は、米軍の抑止力を維持しながら、同時に、同飛行場の危険性の一刻も早い除去を図るための唯一の解決策であり、その実現に向けて政府を挙げて推進



訓練移転として、国内における米海 兵隊との実動訓練 (フォレストライト02) の際、演習場 (宮城県) に着 陸する米海兵隊オスプレイ (18 (平成30) 年2月) 【米国防省提供】

- 4 駐留軍用地の返還に関する主な進捗は、以下のとおり
 - 15 (平成27) 年3月: キャンプ瑞慶覧 (西普天間住宅地区) (約51ヘクタール) が返還 同返還地については、18 (平成30) 年3月に土壌汚染調査などを講じたうえで土地所有者へ引渡し
 - 16 (平成28) 年12月:本土復帰後最大の返還となった北部訓練場の過半の土地(約4,000ヘクタール)の返還同返還地については、17 (平成29) 年12月に土壌汚染調査などを講じたうえで土地所有者へ引渡し
 - 17 (平成 29) 年 7月:普天間飛行場の一部土地 (市道宜野湾 11 号線用地 4 ヘクタール) が返還
 - 18 (平成30) 年3月: 牧港補給地区の一部土地 (国道58号拡幅用地約3へクタール) が返還

沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

▶ P.299

沖縄を除く地域においても、米軍の抑止力を維持しつつ、地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を実施。在日米軍施設・区域の整理や在日米軍再編などを継続。17 (平成29) 年8月には、第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐を開始し、18 (平成30) 年3月に移駐が完了



岩国飛行場に移駐されたFA-18

在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

▶ P.305

● 在日米軍の運用に当たって、地域住民の方々の安全確保は大前提であり、事件・事故は、あってはならないものであり、日米両国は安全の確保を最優先の課題として協力

第二二部

国民の生命・財産と領土・領海・ 領空を守り抜くための取組

実効的な抑止及び対処





各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、総合的な 防衛体制を構築して各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレス に対応することが必要。防衛省・自衛隊は、次のような取組を実施

周辺海空域における安全確保

▶ P.314

● 自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から常時継続的にわが国周辺海空域の警戒監視を 実施。警戒監視により得られた情報については、関係省庁にも共有



警戒監視を行う陸自隊員



東シナ海海洋プラットフォーム周辺における 警戒監視(海自P-3C哨戒機内から撮影)



空自 E-767 早期警戒管制機内における 警戒監視

北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替え(「瀬取り」)の疑い

- 1 自衛隊はわが国周辺海域において、警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実施
- ② 18 (平成30) 年には、6月末までに計9回の北朝鮮船籍船舶による違法 な洋上での物資の積替え(いわゆる「瀬取り」)と強く疑われる行為を確 認し公表
- ③ 「瀬取り」を含む違法な洋上での活動に対し、米国に加え、関係国が航空機などによる警戒監視を行うため、18 (平成30) 年4月下旬から約1か月間、オーストラリア及びカナダが哨戒機をわが国に派遣。18 (平成30) 年5月上旬には、英国海軍フリゲート艦「サザーランド」がわが国周辺の公海上で情報収集活動を実施

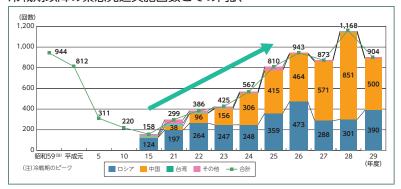


東シナ海公海上において警戒監視中の海自哨戒機が確認した「瀬取り」に従事していると強く疑われる北朝鮮関連船舶(右)(18(平成30)年2月)

領空侵犯に備えた警戒と緊急発進

- ① 空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進(スクランブル)させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視
- ② 平成29 (2017) 年度の空自機による緊急発進 (スクランブル) 回数は904回 (このうち中国機に対するものは500回、ロシア機に対するものは390回)

冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳





国民の生命・財産と領土・領海・ 領空を守り抜くための取組

島嶼部に対する攻撃への対応

▶ P.320

■ 島嶼部に対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、情報収集、警戒監視などにより、 兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが重要。防衛省・自衛隊は、主として以下の取組を推進

南西地域の防衛態勢強化

- 陸自:18 (平成30) 年3月、水陸機動団を新編(今後、奄美大島、宮古島、石垣島 に警備部隊などを配置)
- ② 海自:P-1 固定翼哨戒機やSH-60K回転翼哨戒機などを取得
- 3 空自:17 (平成29)年7月、南西航空方面隊を新編

迅速かつ大規模な輸送・展開能力の確保

輸送艦の改修、V-22オスプレイ及びC-2輸送機の導入により、機動展開能力を向上



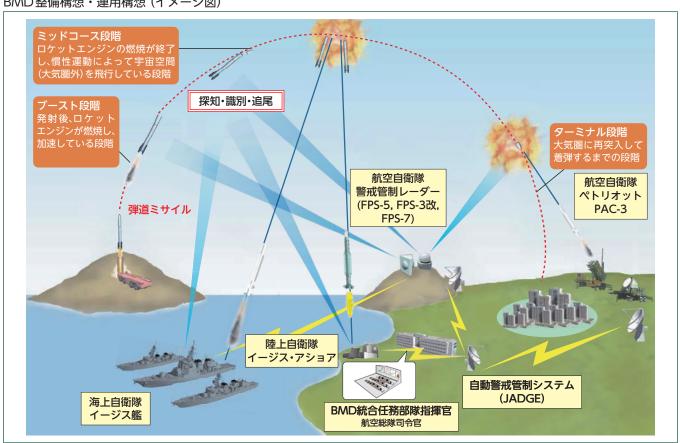
「アイアンフィスト18」において水陸両用車から 下車・展開する陸自隊員(18(平成30)年1月)

弾道ミサイル攻撃などへの対応

▶ P.322

- わが国の弾道ミサイル防衛 (BMD: Ballistic Missile Defense) は、現在、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム (JADGE) により連携させて効果的に行う多層防衛を基本
- ② 平素からわが国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要があることから、17 (平成29) 年12月の国家安全保障会議及び閣議において、陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) 2 基を導入し、これを陸自において保持することを決定
- ⑤ 今後、イージス・アショアの導入により、イージス艦に加え、イージス・アショアも含めた上層での迎撃が可能

BMD整備構想・運用構想 (イメージ図)



宇宙空間における対応 **▶** P.329

- 1 宇宙ゴミ (デブリ) の急激な増加など、宇宙空間の安定的利用に対する脅威が増大
- ② 防衛省・自衛隊は、部隊運用で極めて重要な指揮統制などの情報通信に使用するため、17 (平成29) 年1月にXバンド 防衛通信衛星「きらめき2号」を、18 (平成30) 年4月には「きらめき1号」を打ち上げ

サイバー空間における対応

▶ P.332

- ① サイバーセキュリティに関し、平成28 (2016) 年度に政府機関への脅威と認知された件数は約711万件に上り、その 脅威は年々深刻化
- ② 防衛省においては、サイバー攻撃への対応のため、平成30(2018)年度において、自衛隊のサイバー攻撃対処を行う部隊の規模を約350名から約430名に拡充

大規模災害などへの対応

▶ P.335

● 自衛隊は、災害の発生時には、地方 公共団体などと連携・協力し、被災 者や遭難した船舶・航空機の捜索・ 救助、医療、防疫などの様々な活動 を行っており、平成29 (2017) 年 度は、501件の災害派遣を実施



大阪府北部を震源とする地震における陸自による 入浴所開設の様子 (18 (平成30) 年6月)



平成30年7月豪雨における陸自による 捜索救助活動の様子(18(平成30)年7月)

在外邦人等の保護措置及び輸送への対応

▶ P.339

● 自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢をとっており、陸自ではヘリコプター部隊などを、海自では輸送艦などの艦艇を、空自では輸送機部隊などをそれぞれ指定するなどの待機態勢を維持するとともに、国内外における訓練により統合運用能力を向上



「コブラ・ゴールド」における在外邦人等の保護措置訓練に おいて確認業務中の空自隊員(タイ)(18(平成30)年2月)

国民保護に関する取組

▶ P.342

● 防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て、訓練を主催しているほか、地方公共団体などが実施する国民保護訓練に積極的に参加・協力



国民の生命・財産と領土・領海・ 領空を守り抜くための取組

安全保障協力の積極的な推進



第2章 P.345

防衛省・自衛隊としては、二国間・多国間の防衛協力・交流を強化するとともに、グローバルな安全保障上の課題などへの取組として、国連PKOや海賊対処行動をはじめ、国際平和協力活動その他の各種活動をより積極的に推進

多国間安全保障枠組み・対話における取組

▶ P.346

- 拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)や、アジア太平洋地域における安全保障協力枠組みであるASEAN地域フォー
 ASEAN Defense Ministers' Meeting
 ラム (ARF) をはじめとした多国間枠組みの取組が進展。これらは安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基
 ASEAN Regional Forum
 盤
- ② わが国としても、日ASEAN防衛当局次官級会合や東京ディフェンス・フォーラムを毎年開催するなど、地域における 多国間の協力強化に寄与

能力構築支援(キャパシティ・ビルディング)

▶ P.351

- 動 防衛省・自衛隊による能力構築支援は、12 (平成24)年の開始以降、アジア太平洋地域を中心に、14か国・1機関に対し、人道支援・災害救援、PKO、海洋安全保障、国際法などの分野で支援を実施
- 2 17 (平成29) 年1月から3月及び同年10月から12月の間には、ジブチ軍に対し、施設機材の操作教育をはじめとする災害対処能力強化支援事業を実施



ベトナムにおける能力構築支援 (サイ バーセキュリティ分野) を実施する空自 隊員 (17 (平成 29) 年 12月)

多国間共同訓練

▶ P.355

● 防衛省・自衛隊は、アジア太平洋地域において、従来から行われていた戦闘を想定した訓練に加え、人道支援・災害救援、非戦闘員退避活動 (NEO) などの非伝統的 Son-combatant Evacuation Operation 安全保障分野を取り入れた多国間共同訓練に積極的に参加



「マラバール2017」に参加した 護衛艦「いずも」に乗艦した米印連絡官

各国との防衛協力・交流の推進

▶ P.356

- 1 防衛協力・交流については、従来より、二国間の対話や交流を通じて、対立 感や警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気を醸成する努力を継続
- ② これに加え、近年では、国際協力の必要性の高まりに応じて、共同訓練や能力構築支援、防衛装備・技術協力、さらには物品役務相互提供協定(ACSA)といった制度的な枠組みの整備など、多様な手段を適切に組み合わせ、二国間の防衛分野の関係を従来の交流から協力へと段階的に向上



「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する 覚書の署名の様子 (18 (平成30) 年5月)

海洋安全保障の確保





- 毎洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく秩序を強化し、海上交通の安全を確保することは、平和と繁栄の基礎であり、極めて重要
- ② 防衛省・自衛隊は、関係国と協力して海賊に対処するとともに、この分野に おけるシーレーン沿岸国自身の能力向上の支援、わが国周辺以外の海域に おける様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実など、各種取組を推進
- ③ 海賊対処において、自衛隊は、第151連合任務部隊(CTF151)への水上部隊及び航空部隊派遣を継続しているほか、18(平成30)年3月から6月には、CTF151司令官を派遣



海賊対処に従事しているわが国、米国、ドイツ及び スペインの部隊 (17 (平成 29) 年 12 月)

国際平和協力活動への取組





防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも連携しつつ、国際 平和協力活動への取組を積極的に実施

国連平和維持活動に係る国際会議など

▶ P.383

- 防衛省・自衛隊は、17 (平成29) 年8月、国連PKOに関する国防大臣会合の準備会合を東京で開催
- 2 17 (平成29) 年11月、カナダで開催された国連PKOに関する国防大臣会合において、山本防衛副大臣から「国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト」へのさらなる貢献や女性PKO要員増加のための取組を進めていく旨を表明



エチオピア歩兵大隊宿営地において生活環境調査を 実施するUNMISS司令部要員 (兵站幕僚)

国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)

▶ P.384

- 17 (平成29) 年5月末の施設部隊撤収後もUNMISS司令部などへの要員派遣は継続
- 2 わが国としては、引き続きUNMISSの活動に貢献していく考え

国連事務局への防衛省職員の派遣など

▶ P.386

- ●国のPKOセンターなどへの講師としての自衛官の派遣、国連平和維持活動局や国連フィールド支援局への事務官や自衛官の派遣などを実施
- ② 国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトに対し、陸上自衛官などを教官として派遣、これまで、計6回の施設機材操作訓練をアフリカの8か国約170名の要員に対し実施



エチオピア平和支援訓練センターへ ジェンダー担当講師として派遣された陸自隊員



国民の生命・財産と領土・領海・ 領空を守り抜くための取組

防衛力を支える人的基盤と 女性隊員の活躍



第3章 P.391

防衛力を支える人的基盤

▶ P.391

予備自衛官等の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金の新設

● 予備自衛官又は即応予備自衛官が、①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣などにおいて招集に応じた場合、②招集中の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を雇用主に支給する制度を平成30(2018)年度に新設

事故防止への取組など

■ 国民の生命や財産に被害を与え、また、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならず、防衛省・自衛隊としては、事故について徹底的な原因究明を行った上で、今一度、隊員一人一人が安全管理に係る認識を新たにし、防衛省・自衛隊全体として再発防止に全力を注いでいく考え



平成30年7月豪雨において招集に応じ、任務に従事中の 即応予備自衛官

ワークライフバランス・女性隊員の更なる活躍の推進

▶ P.400

働き方改革

■ 防衛省・自衛隊では、ワークライフバランスを推進するため、働き方改革を進めており、17 (平成29)年には「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」の実施や、本省内部部局においてテレワークを本格運用するなど取り組みを推進

育児・介護などと両立して活躍できるための改革

- ① 庁内託児施設について、17 (平成29) 年4月に、防衛省の所在する 市ヶ谷地区、同年10月に防衛医科大学校において新たに開設
- ② 中途退職した自衛官の再採用について、17 (平成29) 年1月、育児・ 介護により中途退職した者も採用できるよう見直しを行い、18 (平 成30) 年1月から採用を開始



育児のため中途退職した自衛官を再度採用できる制度により 採用された隊員

質の高い医療体制の確立

● 自衛隊病院の拠点化・高機能化などを進めるとともに、防衛医科大学校病院などの運営改善を含め効率的かつ質の高い 医療体制を確立

人材の確保・育成、能力の向上

● 医官・看護師などの確保・育成を一層重視。さらに、第一線の救護能力の向上や感染症への対処能力を強化

防衛装備・技術に関する諸施策





技術的優越の確保のための研究開発の推進

▶ P.407

- 16 (平成28) 年8月、わが国の技術的優越を確保し、先進的な装備品の創製を効果的・効率的に行い、防衛技術や民生技術に関する各種の政策課題に対応するため、戦略的に取り組むべき各種施策の具体的な方向性を示した「防衛技術戦略」を策定
- ② さらに、今後おおむね20年の間に確立される技術を見通した「中長期技術見積り」や、将来を見据えた装備品のコンセプトとそれに向けた研究開発のロードマップを提示した「研究開発ビジョン」を策定。これら文書に基づき、各種施策を推進
- ③ 研究機関や企業などにおける独創的な研究を発掘し、将来有望な芽出し研究を育成するための「安全保障技術研究推進制度」(ファンディング制度) については、平成29(2017)年度までに33件の研究課題を採択

防衛装備・技術協力

▶ P.423

- わが国は、自国の安全保障及び平和貢献・国際協力並びに防衛生産・技術基盤の維持・強化の推進に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進。直近の主な取組は以下のとおり。
 - 海自TC-90練習機(5機)のフィリピンへの無償譲渡完了
 - UH-1Hの部品等のフィリピンへの無償譲渡について決定
 - ベルリン国際航空宇宙ショーにおいて、海自P-1 哨戒機の地上 展示及び初飛行展示を実施
 - 官民防衛産業フォーラムを開始(平成29(2017)年度にはインドネシア、インド、ベトナム、オーストラリアと開催)
 - 日英共同研究等4件を実施中、初の日仏共同研究1件を新たに 開始



ベルリンエアショーに出展したP-1 哨戒機

地域社会・国民との関わり





地域コミュニティーとの連携

▶ P.431

● 防衛省・自衛隊は、不発弾や機雷の処理など、民生支援として様々な協力活動を行い、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるとともに、地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献

様々な広報活動

▶ P.435

● 防衛省・自衛隊は、ソーシャル・ネットワーキング・システム (SNS) を含む各種の情報発信や「自衛隊音楽まつり」や 観閲式・観艦式・航空観閲式といったイベントを通じ、自衛隊の現状を広く国内外に紹介

情報公開・文書管理などへの取組

▶ P.437

■ 南スーダンPK〇日報問題やイラク日報問題などを踏まえ、防衛省・自衛隊としては、情報公開や公文書管理に関する再発防止策を徹底して実施し、国民の信頼回復に全力を注いでいく考え





概観

わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題 や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきてお り、一層厳しさを増している。

その中でも、わが国周辺では、大規模な軍事力を有する国家などが集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されておらず、依然として領土問題や統一問題をはじめとする不透明・不確実な要素が残されている。また、領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向にある。さらに、周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著にみられるなど、わが国周辺を含むアジア太平洋地域における安全保障上の課題や不安定要因は、より深刻化している。

特に、北朝鮮は、16 (平成28) 年来、過去最大出力と推定される規模の核実験を含む3回の核実験のほか、わが国を飛び越えたものやICBM級の長射程のものを含む40発もの弾道ミサイルの発射を強行しており、その核・ミサイル開発などの軍事的な動きは、わが国の安全に対する、これまでにない重大かつ差し迫った脅威となっている。

中国は、透明性を欠いたまま軍事力を強化するとともに、東シナ海、南シナ海の海空域において、既存の国際秩序とは相いれない独自の主張に基づく力を背景とした一方的な現状変更の試みを継続しているほか、わが国周辺海空域での活動を一方的にエスカレートさせてきている。このような動向は、わが国を含む地域・国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持っ

て注視していく必要がある。

ロシアは、欧州方面のみならず、わが国周辺に おいても核戦力を含む各種装備の近代化を進めて おり、北方領土及び千島列島における軍備も強化 するなど、軍事活動を活発化させる傾向がみら れ、その動向を注視していく必要がある。

また、グローバルな安全保障上の課題として、複雑化する地域紛争、深刻化する国際テロ、大量破壊兵器などの拡散、海洋並びに宇宙空間及びサイバー空間などの新たな領域の安定的利用の確保などが顕在化している。

国際社会における安全保障上の課題や不安定要因は、複雑かつ多様で広範にわたっており、一国のみでの対応はますます困難なものとなっている。こうした中、各国においては、政府横断的な取組が進められるとともに、地域・国際社会の安定に利益を共有する国々が安全保障上の課題などに対し、協調しつつ積極的に対応することがますます重要になっている。

KEY WORD

いわゆるグレーゾーンの事態 とは

いわゆるグレーゾーンの事態とは、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を端的に表現したもの。例えば、国家などの間において、領土、主権、海洋を含む経済権益などについて主張の対立があり、少なくとも一方の当事者が自国の主張・要求の訴えや受け入れの強要を企図して、武力攻撃に当たらない範囲で、実力組織などを用いて、問題に関わる地域において、頻繁にプレゼンスを示したり、何らかの現状の変更を試みたり、現状そのものを変更したりする行為が行われる状況を言う。

第1節

アジア太平洋地域の安全保障環境

アジア太平洋地域は、大規模な軍事力が集中する特異な地域であり、昨今の中国などの国力の増

大に伴うグローバルなパワーバランスの変化の影響もみられている。こうした中、域内各国間の具

観

体的かつ実践的な連携・協力関係の充実・強化が 図られてきており、特に人道支援・災害救援など、 非伝統的安全保障分野を中心に進展がみられる。

また、近年、この地域では、域内諸国の二国間 軍事交流の機会の増加がみられるほか、東南アジ ア諸国連合(ASEAN)地域フォーラム(ARF)や ASEAN Regional Forum 拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)、民間 機関主催による国防大臣参加の会議などの多国間 の安全保障対話や二国間・多国間の共同演習も行 われている。地域の安定を確保するためには、こ うした重層的な取組をさらに促進・発展させてい くことも重要である。

一方で、この地域は、政治体制や経済の発展段階、民族、宗教など多様性に富み、また、安全保障観、脅威認識も各国によって様々であることなどから、安全保障面の地域協力枠組みは十分制度化されておらず、依然として領土問題や統一問題といった従来からの問題も残されている。

朝鮮半島においては、半世紀以上にわたり同一 民族の分断が継続し、南北双方の兵力が対峙する 状態が続いている。また、台湾をめぐる問題のほ か、南シナ海をめぐる問題なども存在する。さら に、わが国について言えば、わが国固有の領土で ある北方領土や竹島の領土問題が依然として未解 決のまま存在している。

これに加えて、近年では、グレーゾーンの事態が長期化する傾向が継続しており、この事態の解決に向けた道筋が見えない中、これがより重大な事態に転じる可能性が懸念されている。

北朝鮮においては、金正恩国務委員長を指導者とする体制への移行後、金正恩委員長を唯一の指導者とする体制の強化・引き締めが継続しているとみられる。北朝鮮は、軍事を重視する体制をとり、大規模な軍事力を展開している。また、核兵器をはじめとする大量破壊兵器や弾道ミサイル開発の推進及び運用能力の向上を図るとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、いわゆる非対称的な軍事能力¹を引き続き維持・強化していると考えられる。特に、累次にわたる弾道ミサイルの発射による技術的検証などを通じ、新型弾道ミサ

イルの開発を含め、弾道ミサイルの研究開発全体をより一層進展させていると考えられる。昨今は弾道ミサイルの研究開発だけでなく、奇襲攻撃を含む運用能力の向上を企図した動きも活発化している。また、北朝鮮は、国際社会からの自制要求を顧みず、核実験を実施しており、17(平成29)年9月に強行された6回目となる核実験については、推定出力が約160ktであったことから、水爆実験であった可能性も否定できない。また、6回の核実験を通じた技術的な成熟などを踏まえれば、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性が考えられ、時間の経過とともに、わが国が射程内に入る核弾頭搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していくものと考えられる。

さらに、北朝鮮は、わが国を含む関係国に対す る挑発的言動を繰り返しており、13(平成25)年 には、わが国の具体的な都市名をあげて弾道ミサ イルの打撃圏内にあることなどを強調したほか、 17 (平成29) 年3月の弾道ミサイル4発同時発射 について、在日米軍基地を打撃目標とする訓練で あったと発表している。最近では、17(平成29) 年9月13日の朝鮮中央放送が、「日本列島を核爆 弾で海中に沈める」旨述べるなど、わが国に対す る核兵器による攻撃意思も繰り返し示している。 このような、わが国に対するミサイル攻撃の示唆 などの挑発的言動とあいまって、北朝鮮の軍事的 な動きは、わが国の安全に対するこれまでにない 重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社 会の平和と安全を著しく損なうものとなってい る。また、北朝鮮による日本人拉致問題は、わが 国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問 題であるが、依然未解決であり、北朝鮮側の具体 的な行動が求められる。

今日、国際社会で大きな影響力を有するに至った中国は、国際社会における自らの責任を認識し、国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが引き続き強く期待されている。一方、中国は、独自の国際秩序を形成しようとする動きを見せているほか、継続的に

¹ ここでいう非対称的な軍事能力とは、通常兵器を中心とした一定の軍事能力を保有又は使用する相手に対抗するための、例えば、大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃といった、相手と異なる攻撃手段を指す。

高い水準で国防費を増加させ、十分な透明性を欠 く中で軍事力を広範かつ急速に強化している。特 に、中国は、周辺地域への他国の軍事力の接近・ 展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する 非対称的な軍事能力(いわゆる「アクセス(接近) 阻止/エリア(領域) 拒否」(「A2/AD」) 能力) の強化に取り組んでいるとみられるほか、昨今、 実戦を意識した統合運用体制の構築などを念頭 に、大規模な軍改革を急速に具体化させている。

また、中国は、東シナ海や南シナ海をはじめと する海空域などにおいて質・量ともに活動を急速 に拡大・活発化させている。特に、海洋における 利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とし た現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を 継続させ、自らの一方的な主張を妥協なく実現し ようとする姿勢を継続的に示している。

わが国周辺海空域においては、中国公船が尖閣 諸島周辺のわが国領海への侵入を繰り返し行って いるほか、中国海軍艦艇及び航空戦力は、尖閣諸 島周辺を含めてその活動範囲を一層拡大してい る。16 (平成28) 年6月には、ジャンカイ [級フ リゲート1隻が、中国海軍戦闘艦艇としては初め て、尖閣諸島周辺の接続水域内に入域し、18(平 成30) 年1月には、潜没航行していたシャン級潜 水艦及びジャンカイⅡ級フリゲートそれぞれ1隻 が同接続水域内に入域した。潜没潜水艦による同 接続水域内航行は、この時初めて確認された。こ うした中国海軍の活動は、力を背景とした一方的 な現状変更の試みであり、かつ、事態を一方的に エスカレートさせるものであることから、我が国 として深刻に懸念している。さらに、中国海軍艦 艇による海自護衛艦に対する火器管制レーダーの 照射や戦闘機による自衛隊機への異常な接近、独 自の主張に基づく「東シナ海防空識別区」の設定 といった上空飛行の自由を妨げるような動きを含 む、不測の事態を招きかねない危険な行為もみら れる。

南シナ海においても、既存の国際秩序とは相容 れない独自の主張のもと、多数の地形において大 規模かつ急速な埋立てを強行してきた。16(平成 28) 年7月には比中仲裁判断において、中国が主 張する「九段線」の根拠としての「歴史的権利」を

含め、「九段線」に囲まれた海域において中国が主 張する権利が否定され、中国の埋立てなどの活動 の違法性が認定されたところであるが、中国はこ の判断に従う意思のないことを明確にしている。 中国は現在も、砲台といった軍事施設のほか、滑 走路や港湾、格納庫、レーダー施設などをはじめ とする軍事目的に利用し得る各種インフラ整備を 推進し、同地形の軍事拠点化を進めている。また、 比中仲裁判断後の16(平成28)年7月及び8月に は、中国空軍のH-6K爆撃機がスカボロー礁付近 の空域において「戦闘パトロール飛行」を実施し、 今後このパトロールを「常熊化」する旨、中国国 防部が発表するなど、中国軍は南シナ海の海空域 における活動も拡大している。

このような中国の動向は、わが国を含む地域・ 国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、 今後も強い関心を持って注視していく必要があ る。中国による軍事に関する透明性の一層の向上 や、国際的な規範を遵守する姿勢の強化が強く求 められており、中国との間で対話や交流を促進 し、相互理解と信頼関係を一層強化し、海洋にお ける不測の事態を回避・防止するための取組など の信頼醸成措置を進展させていくことが重要な課 題となっている。

ロシアは、これまで「強い国家」や「影響力ある 大国 | を掲げ、同国の復活を追求してきたプーチ ン大統領が18(平成30)年3月に再選され、軍の 即応態勢の強化や新型装備の開発・導入を推進す ると同時に、核戦力を引き続き重視していくもの と考えられる。

¥ KEY WORD

いわゆる 「アクセス (接近)阻止/ エリア(領域)拒否」(「A2/AD」)能力 とは

米国によって示された概念で、アクセス (接近) 阻止 (A2: Anti-Access) 能力とは、主に長距離能力により、敵対者 がある作戦領域に入ることを阻止するための能力を指す。 また、エリア (領域) 拒否 (AD: Area-Denial) 能力とは、 より短射程の能力により、作戦領域内での敵対者の行動の 自由を制限するための能力を指す。A2/ADに用いられる 兵器としては、例えば、弾道ミサイル、巡航ミサイル、対 衛星兵器、防空システム、潜水艦、機雷などがあげられる。

観

歳出の削減が幅広く行われる中においても国防費の確保に努め、軍の近代化を継続しているほか、最近では、アジア太平洋地域のみならず、北極圏、欧州、米国周辺、中東などにおいても軍の活動を活発化させ、その活動領域を拡大する傾向がみられる。

具体的には、欧米などから、ロシアは、自らの勢力圏とみなすウクライナにおいていわゆる「ハイブリッド戦²」を展開して、力を背景とした現状変更を行ったとみられており、欧州諸国が強く懸念するのみならず、アジアを含めた国際社会全体に影響を及ぼし得るグローバルな問題と認識されている。また、ロシアは、シリアのアサド政権を擁護するかたちでシリア内戦への介入を行うなど、国際的影響力拡大を企図した動きをみせている。

極東においては、ロシア軍による大規模な演習

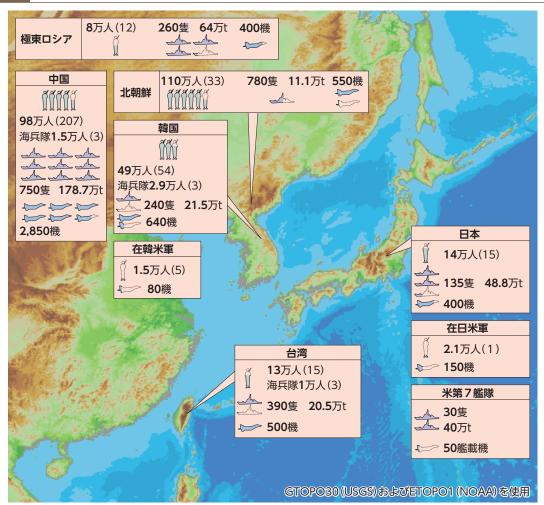
も行われているほか、北方領土への地対艦ミサイル配備を発表し、北方領土又は千島列島への師団配備計画に言及していることなどから、引き続き北方四島を含む極東におけるロシア軍の動向を注視していく必要がある。

これらのように、一層厳しさを増す安全保障環境にあるアジア太平洋地域においては、その安定のため、米軍のプレゼンスは依然として非常に重要であり、わが国、オーストラリア、韓国などの各国が、米国との二国間の同盟・友好関係を構築し、これらの関係に基づき米軍が駐留やローテーション展開している。独自の主張に基づく力を背景とした一方的な現状変更に対しては、法に基づく既存の国際秩序を守るため、域内各国を中心に国際社会において連携していくことが重要である。

 Q参照
 図表 I -1-1-1 (わが国周辺における主な兵力の状況 (概数))

² いわゆる「ハイブリッド戦」については、様々な説明がなされているが、本白書においては、「破壊工作、情報操作など多様な非軍事手段や秘密裏に用いられる軍事手段を組み合わせ、外形上、「武力行使」と明確には認定しがたい方法で侵略を行うこと」として使用している。

図表 I-1-1-1 わが国周辺における主な兵力の状況(概数)



- 資料は、米国防省公表資料、「ミリタリー・バランス(2018)」などによる。 (注)
 - 日本については、平成29年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は空自の作戦機(輸送機を除く)および 海自の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
 - 3 在日・在韓駐留米軍の陸上兵力は、陸軍および海兵隊の総数を示す。
 - 作戦機については、海軍および海兵隊機を含む。
 - ()内は、師団、旅団などの基幹部隊の数の合計。北朝鮮については師団のみ。台湾は憲兵を含む。
 - 6 米第7艦隊については、日本およびグアムに前方展開している兵力を示す。 7 在日米軍及び米第7艦隊の作戦機数については戦闘機のみ。

陸上兵力
 (20万人)

艦艇 (20万t) (500機)



作戦機

観

第2節 グローバルな安全保障環境

グローバルな安全保障環境は、現在、2つの特 徴を有する。第一に、依然として世界最大の国力 を有する米国は、引き続き、世界の平和と安定の ための役割を果たしていくと考えられるが、同時 に、中国、インドなどの更なる発展及び米国の影 響力の相対的な変化に伴うパワーバランスの変化 により、国際社会の多極化が進行している。

第二に、グローバル化や技術革新の急速な進展 が、国家間の相互依存関係の一層の拡大・深化を もたらしたが、これにより、一国・一地域で生じ た混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全 体に影響を及ぼす不安定要因として拡大するリス クが高まっている。関連して、グローバル化の主 要な要因の一つであるインターネットやソーシャ ル・メディアなどの情報通信ネットワークの急激 な普及は、非国家主体の意見・主張の発信力や動 員力、ひいては国家や国際社会に対する影響力を 大きく高めており、例えば、個人が発信する国家 への批判や国際テロ組織が発信する過激思想が爆 発的に増殖・拡大したり、全世界へ伝播したりす る傾向がみられる。

こうした状況の下、グローバルな安全保障上の 課題として、複雑化する地域紛争、深刻化する国 際テロ、大量破壊兵器などの拡散、海洋並びに宇 宙空間及びサイバー空間などの新たな領域の安定 的利用の確保などが顕在化している。

(1) 地域紛争・国際テロ

世界各地で発生している紛争の性格は一様では ないが、紛争が長期化する場合、紛争にともない 発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困などが、紛争 当事国にとどまらず、より広い範囲に影響を及ぼ す可能性が高まると考えられる。また、資源・エ ネルギーの獲得競争や気候変動の問題が今後一層 顕在化し、地域紛争の原因となるなど、国際安全 保障環境に影響を与える新たな要因となる可能性 がある。

こうした中、中東・アフリカ地域では、政情が 不安定で統治能力がぜい弱な国家において、国家 統治の空白地域が国際テロ組織の活動の温床とな る例が多くみられる²。

テロ組織は、ぜい弱な国境管理を利用して組織 の要員、武器、資金源などを獲得しつつ、国境を 越えた活動を行っている。また、欧米諸国などで は、国際テロ組織が拡散する過激思想に感化され た者や、紛争地域で戦闘を経験し本国に帰還した 者などによるテロの脅威が懸念されている。過激 派組織ISILがこれまで繰り返し日本人をテロ攻 撃の対象に挙げていることや、16(平成28)年7 月のバングラデシュ・ダッカにおけるレストラン 襲撃テロにおいて邦人が犠牲になったことなども 踏まえれば、国際テロの脅威は、わが国自身の問 題として正面から捉えなければならない状況と なっている。

このように地域紛争の影響やテロの脅威が一 国・一地域にとどまらず、国際社会全体に影響を 及ぼす不安定要因として拡大するリスクが増大す る中で、国際社会がそれぞれの性格に応じた国際 的枠組みや関与のあり方を検討し、適切な対処を 模索することがより重要となっている。地域紛争 に関しては、近年国連PKOの任務が武装解除の 監視、治安部門の改革、選挙や行政監視、難民帰 還などの人道支援など、文民や警察の活動を含む 幅広い分野にまで拡大しており、特に女性を含む 文民の保護や平和構築などの任務の重要性が増し ている。また、国連安保理に授権された多国籍軍 や地域機構などが、紛争予防・平和維持・平和構 築に取り組む例もみられる。

国際テロ対策に関しては、テロ組織の活動領域 が国境を越えて拡大していることから、国際的な

このような動きの制御は、権威主義国家のように国民に対する統制が強い国家にとっても、また、国際テロ組織の活動を封じ込めようと努力する国際社会に とってもより困難になってきている。その結果、権威主義国家であっても国内統治や国政運営に対する国民世論に従来より配慮せざるを得なくなっている ほか、国際社会にとっては解決すべき問題がより複雑化し、その対応がより困難になっている。

統治機構の弱体化は、本文で述べたように、国際テロ組織の活動の温床になり得ると同時に、大規模災害や感染症の爆発的な流行・拡散などのリスクへの対 処をより難しくするという側面もある。

協力の重要性が高まっており、現在、軍事的な手 段によるもののほか、テロ組織の資金源の遮断や テロリストの国際的な移動の防止を目的とした取 組などが国際社会全体として行われている。

(2) 大量破壊兵器の拡散

核・生物・化学 (NBC) 兵器などの大量破壊兵 器及びそれらの運搬手段である弾道ミサイルなど の拡散問題は、依然として、東アジアを含む国際 社会にとっての大きな脅威の一つとして認識され ている。化学兵器については、17(平成29)年2 月に発生したマレーシアにおける金正男氏の殺害 事件において、マレーシア警察は、遺体から化学 兵器禁止条約 (CWC) で生産・使用等が禁止さ れたVXが検出されたと発表しているほか、17 (平成29)年2月に発生した英国における元ロシ ア情報機関員襲撃事件において、イギリスのメイ 首相は、「ロシアによって開発された軍用の神経 剤『ノビチョク』が使用されたことが明らかであ り、襲撃の責任はロシアにある可能性が極めて高 い」と声明で発表している。また、シリア情勢を めぐっては、17 (平成29) 年4月、米国は、アサ ド政権がシリア北西部イドリブ県南部の反体制派 が支配する地域に対して化学兵器による攻撃を実 施したと判断し、攻撃を実施した航空機の拠点で あり、化学兵器が貯蔵されていたとされるシャイ ラト飛行場に対するミサイル攻撃を実施した。 さ らに、18 (平成30) 年4月、米国、英国及びフラ ンスは、アサド政権がシリアの首都ダマスカス近 郊の東グータ地区において、再び民間人に対して 化学兵器を使用したと判断し、3か所の化学兵器 関連施設に対するミサイル攻撃を実施し、化学兵 器の使用と拡散を抑止するとの決意を示した。

また、国際テロ組織などの非国家主体による大 量破壊兵器などの取得・使用といった懸念も引き 続き指摘されており、核物質その他の放射性物質 を使用したテロ活動に対応するための国際社会に よる取組が継続している。

(3) 海洋

国際的な物流を支える基礎として重視されてき た海洋に関しても、各地で海賊行為などが発生し

ていることに加え、既存の国際秩序とは相容れな い独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主 張し、又は行動する事例がみられるようになって おり、公海における航行の自由や上空飛行の自由 の原則が不当に侵害されるような状況が生じてい る。昨今の中国による南シナ海における大規模か つ急速な埋立て、砲台といった軍事施設及び軍事 目的に利用し得る各種インフラ整備の推進による 軍事拠点化の進展は、一方的な現状変更及びその 既成事実化を一層進展させる行為である。こうし た状況に対し、国際社会においては、ソマリア 沖・アデン湾などにおける海賊対処の継続のほ か、自由で開かれた海洋秩序をはじめとした法に 基づく既存の国際秩序を守るための国際社会によ る連携や、海洋及び空における不測の事態を回 避・防止するための取組などが行われている。

(4) 宇宙空間及びサイバー空間

昨今、従来からの活動領域である陸・海・空に 加え、宇宙空間やサイバー空間といった新たな活 動領域の安定的利用の確保が国際社会の安全保障 上の重要な課題となっている。軍事科学技術の一 層の進展や近年の情報通信技術 (ICT) の著しい 進展などにより、社会インフラや軍事活動などの 宇宙空間やサイバー空間への依存が高まる一方、 国家による対衛星兵器の開発や、政府機関の関与 も疑われるサイバー攻撃の多発化は、宇宙空間や サイバー空間の安定的利用に対するリスクを増大 させている。近年、各国においては、衛星などの 宇宙資産に対する脅威を監視する能力の獲得に向 けた具体的な取組や民間企業も含めた国全体とし てのサイバー攻撃対処能力の強化が進められてい るほか、国際社会においては、宇宙空間やサイ バー空間における一定の行動規範の策定を含め、 法の支配を促進する動きがみられる。

(5) 技術

技術革新の急速な進展は、軍事分野にも波及し ており、米国、中国及びロシアなどの主要国は、 精密誘導技術、無人化技術、人工知能 (AI) 技術、 ステルス技術などの研究開発を重視しているとみ られる。このような軍事科学技術の進歩は、民生

観

技術の発展にも依るところが大きく、民生技術の 開発や国際的な移転が、各国の軍事能力向上に大 きな影響を与える可能性が考えられる。一方で、 先端技術を有しない国家や非国家主体は、大量破 壊兵器やサイバー攻撃などの非対称的な攻撃手段 の開発・取得や先進諸国の技術の不正な取得を 行っていくものとみられる。こうした軍事技術の 開発動向は、各国の軍事戦略や各国間の戦力バラ ンスに大きな影響を与えると考えられる。

このように、今日の国際社会は、複雑かつ多様 で広範な安全保障上の課題や不安定要因に直面し ている。これらに対応するための軍事力の役割も また、武力紛争の抑止と対処に加え、紛争の予防 から復興支援に至るまで多様化しており、軍事力 が重要な役割を果たす機会が増加している。同時 に、軍事力が役割を果たすに際しては、外交、警 察・司法、情報、経済などの手段とも連携のとれ た総合的な対応が必要になっている。



諸外国の防衛政策など

第1節

米国

1 ■ 安全保障・国防政策

17 (平成29) 年1月に発足したトランプ政権は、近年のグローバルなパワーバランスの変化、ウクライナや南シナ海をめぐる力を背景とした現状変更の試み、これまでになく重大かつ差し迫った脅威となっている北朝鮮による核兵器・弾道ミサイルの開発や運用能力の向上及び国際テロ組織による活動の活発化など、新たな安全保障環境の生起とも相まって、米国の世界への関わり方をこれまでのものから大きく変化させつつあるとの指摘がある。一方、米国はグローバルな競争を見据えつつ、力に裏打ちされる米国の価値観及び影響力は、世界をより自由で安全で繁栄したものとするとの信念のもと、引き続きその世界最大の総合的な国力をもって世界の平和と安定のための役割を果たしていくものと考えられる。

トランプ政権は、「米国第一」の統治ビジョンのもと、力による平和を掲げ、軍の再建や同盟の重視などの方針を打ち出している。また、政権発足後1年足らずで国家安全保障戦略 (NSS)¹を公表したのを皮切りに、国家防衛戦略 (NDS)²、「核態勢の見直し」(NPR)をそれぞれ公表し、トランプ政権の安全保障・国防戦略の方針を明らかにした。

地域をめぐる安全保障に関して、米国は、インド太平洋地域の安全保障を重視する姿勢を明確にしており、特に北朝鮮の核能力などは米国、同盟国などにとって急迫かつ予測不可能な脅威であるとの認識のもと、制裁を維持しつつ、北朝鮮によ



18 (平成30) 年2月6日、米下院軍事委員会で国家防衛戦略及び核態勢の見 直しについて証言するマティス国防長官【米国防省提供】

る完全な非核化を追求する取組を続けている。また、米国は、昨今の南シナ海における中国の動きも念頭に、「航行の自由作戦」を継続していく姿勢を示しており、トランプ大統領は、17(平成29)年11月のアジア歴訪において表明した「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンにおいても航行の自由の重要性を指摘した(本節1項3参照)。

米国はインド太平洋地域以外の安全保障上の課題にも対処している。14 (平成26) 年以降、イラク・レバントのイスラム国 (ISIL) などによるイラク及びシリアにおける攻勢を受け、同年8月以降、米国は空爆をはじめとする対ISIL軍事作戦として「固有の決意作戦」(OIR) を主導している。のPeration Inherent Resolve また、18 (平成30) 年4月にはシリアのアサド政権が化学兵器を使用したと判断し、英、仏ととも

¹ NSSは、米国の安全保障上の国益を守り、目標を達成するための政治、経済、軍事、外交政策などを包括的に示すもの。

² NDSは、大統領と国防長官に最大限の戦略的柔軟性を与え、要求に見合う戦力構成を決定し、直近の国家安全保障戦略を支えるもの。

にシリアの化学兵器関連施設に対するミサイル攻 撃3を実施し、大量破壊兵器の生産・拡散・使用 に対して強力な抑止力を確立する姿勢を明確にし ている。さらに、17 (平成29) 年8月にはアフガ ニスタン・南アジア戦略を発表し、アフガニスタ ンへの関与を継続するとした上で、同年9月には マティス国防長官がアフガニスタンに3.000人以 上の米兵を増派することを明らかにした。このほ か、ウクライナをめぐるロシアの行動を踏まえ、 NATOの安全保障への関与及び抑止力を強化す るため、19会計年度国防省予算要求において、 「欧州抑止イニシアティブ」⁴の関連予算を前年度 の48億ドルから65億ドルに増やしている。一方、 米国は、安全保障政策においては、米国が提供す る安全保障を享受しながら、負担の少ないことが 指摘される一部の同盟国が、応分の負担を負うべ きであるとの考え方のもと、NATO加盟国に対 して国防費をGDPの2%以上に引き上げる目標 の早期達成を求めている。

トランプ政権発足から1年が経過し、NSSなどにおいて安全保障・国防政策の方向性が示された中、今後、かかる戦略のもとで進められる具体的な安全保障・国防政策の動向が注目される。また、アジア太平洋、中東及び欧州などをめぐる情勢の変化や18(平成30)年11月に実施される中間選挙が米国の安全保障・国防政策にどのような影響を与えるのかについても注目される。

1 安全保障認識

オバマ前政権期の15 (平成27) 年7月に公表された国家軍事戦略 (NMS) は、国際秩序の主要な側面を見直すことを試み、米国の国家安全保障上の利益を脅かすような形で行動する「修正主義国家」として、ロシア、中国、イラン、北朝鮮を明示的に列挙したほか、ISILなどの暴力的な過激派組織が差し迫った脅威になっているとした。

一方、17 (平成29) 年12月に公表されたNSS は、地域のパワーバランスの変化はグローバルな影響をもたらし、米国の国益を脅かし得るとの認識を示しつつ、米国、同盟国及びパートナーに対して競争をしかける主要な挑戦者として、中国及びロシアという「修正主義勢力」、イラン及び北朝鮮という「ならず者国家」、ジハード主義テロリストをはじめとする「国境を越えて脅威をもたらす組織体」、の3つを掲げている。このうち、中国及びロシアは、米国の力、影響力及び利益に挑戦し、米国の安全保障と繁栄を蝕もうとしており、北朝鮮及びイランは地域の不安定化を促し、米国及び同盟国を脅かしているとした。

また、18 (平成30) 年1月に公表されたNDS は、米国の安全保障上の主要な懸念は、テロではなく、中国及びロシアとの長期にわたる戦略的競争であり、中国とロシアは、米国や同盟国が築いた自由で開かれた国際秩序を害しており、独自の権威主義モデルと合致する世界を形成しようとしていることが一層明確化していると指摘している。

さらに、18 (平成30) 年4月に実施したシリアへの軍事行動について、トランプ大統領は、化学兵器の生産・拡散・使用に対して強力な抑止力を確立することは米国の国家安全保障上の重大な利益であると述べている。

このような認識を考慮すれば、米国は、自国や同盟国の利益、国際秩序を脅かすことを試みる国家や組織を安全保障上の脅威として認識しており、トランプ政権は、オバマ前政権の脅威認識を基本的に引き継ぎながらも、特に中国及びロシアがもたらす脅威を優先的に対処すべき課題に位置づけるとともに、北朝鮮、イラン及び過激派組織のほか、大量破壊兵器の生産・拡散・使用がもたらす脅威にも引き続き対処する方針であると考えられる。

³ 米東部時間4月13日2100 (日本時間14日1000)、米国はフランス及び英国と共同でシリア政権の化学兵器関連拠点3か所を攻撃し、米国防省は使用された巡航ミサイル計105発は全て目標を攻撃したと確信していると発表した。このうち米軍は、駆逐艦2隻、巡洋艦1隻、攻撃原潜1隻からそれぞれトマホーク30発、30発、6発を発射したほか、B-1B戦略爆撃機2機からJASSM19発を発射した。

⁴ 米国が北大西洋条約機構 (NATO) の同盟国及びパートナー国に対し、安全保障及び地域統合へのコミットメントを再保証するため、欧州における米軍のプレゼンスの増加、NATO同盟国などとのさらなる二国間・多国間の訓練・演習の実施、欧州における米国装備の事前集積の強化などを行う取組。従来、「欧州再保証イニシアティブ」と呼ばれていたが、2019年度予算教書では「欧州抑止イニシアティブ」という名称に変更されている。

2 安全保障・国防戦略

トランプ大統領が策定したNSSは、「米国第一」 や、国際政治では力が中心的な役割を果たすとい う現実主義に基づくとしつつ、過去20年間、米国 が行ってきた関与や国際社会への取り込みによっ て、競争相手が無害な相手や信頼し得るパート ナーに変わるという想定に基づく政策を変える必 要があるとしている。その上で、競争的世界にお いて、①米国民、本土及び米国の生活様式の保護、 ②米国の繁栄の促進、③力を通じた平和の維持、 ④米国の影響力の推進、の4つの死活的利益を守 るとの戦略方針を掲げている。

また、米国の軍事力を再建し、最強の軍隊を堅 持するとともに、宇宙やサイバーを含む多くの分 野で能力を強化するほか、インド太平洋、欧州及 び中東において力の均衡が米国を利するものにな るよう努めるとしている。さらに、同盟国やパート ナーは米国の偉大な力であり、緊密な協力が必要 であるとしつつ、同盟国やパートナーに対し、共通 の脅威に立ち向かうために意志を示し、能力面で 貢献するよう求めている。なお、米国は、世界の至 る所で高まりつつある政治的、経済的及び軍事的 競争に対応するとする一方、唯一無二の軍事力を 保有し、同盟国及び米国が持つすべての力の手段 を完全に統合することで、有利な立場から、競争 相手と協力できる分野を模索していくとしている。

NSSを踏まえてマティス国防長官が策定した NDSは、中国・ロシアとの長期にわたる戦略的 競争を、米国の安全保障と繁栄に及ぼす脅威の大 きさと脅威が増大する可能性から、国防省の主要 な優先事項と位置付けている。その上で、競争空 間を拡大するため、①決定的な攻撃力を有する戦 力の構築、②同盟の強化及び新たなパートナーの 獲得、③より大きな成果と予算活用のための国防 省改革、の3つに取り組む方針を掲げている。

このうち、①の戦力構築においては、戦争に備 えることを優先し、戦時において、1つの主要国 による侵攻を打ち破り、機に便乗した侵攻が他の

地域で生じることを抑止することを念頭に、機動 力、抗たん性及び即応性を有し、柔軟性がある戦 力態勢や運用方法を構築するほか、核戦力、字 宙・サイバー空間、C4ISR、ミサイル防衛、先進 的な自律型システムなどにおける能力の近代化を 推進するとしている。また、侵略を抑止する決意 は示す一方、動的な戦力展開、軍事態勢及び作戦 は敵に予測不可能なものとする考えを示してい る。また、②の同盟の強化においては、(i)相互 の尊重、責任、優先順位及び説明責任という基礎 を守ること、(ii)地域的な協議メカニズム及び共 同計画の拡大、(iii) 相互運用性の深化、の3つを 重視している。一方で、防衛能力の近代化への効 果的な投資を含め、相互に有益な集団安全保障に 対して同盟国及びパートナーが公平な分担に貢献 することを期待するとしている。

🔞 インド太平洋地域への関与

トランプ政権においては、オバマ前政権が掲げ ていた「アジア太平洋地域へのリバランス」とい うキーフレーズが使用されなくなった一方で、政 権発足当初から同地域への米国のコミットメント や地域におけるプレゼンスの強化を通じ、同地域 を重視する姿勢が示されている⁵。

特に、トランプ政権は、核・弾道ミサイルの開 発を続ける北朝鮮に対し最大限の圧力をかける取 組を継続するという方針の下、外交的取組におい



17 (平成29) 年11月12日、西太平洋で海自護衛艦と共同訓練を行う 米空母「ロナルド・レーガン」「セオドア・ルーズベルト」及び「ニミッツ」 【米海軍提供】

^{17 (}平成29) 年2月4日、政権発足後2週間という非常に早い段階で日本を訪問したマティス国防長官が、日米防衛相会談の中で、米国にとってアジア太平 洋地域は優先地域であり、米軍の継続したプレゼンスを通して同地域への米国のコミットメントを強化していく旨強調した。また、同長官は6月のシャング リラ会合において、アジア太平洋地域を優先地域と位置づけ、同盟の強化、地域国に対する力の付与、地域における米軍能力の強化を掲げつつ、海軍艦艇の 60%、陸軍の55%、艦隊海兵軍の約3分の2を太平洋軍の責任地域に配備しているほか、海外の戦術航空アセットの60%を同地域に配備すると述べた。

ても軍事オプションによる裏付けが重要な役割を 果たすとの認識を示すとともに、北朝鮮の侵攻に 対して圧倒的な力をもって対応する用意があるこ とを明確にしてきた。

実際に、北朝鮮に対し軍事的プレゼンスを示す ものとして、17 (平成29) 年6月に空母 [カー ル・ヴィンソン | 及び 「ロナルド・レーガン | を 中心とする2個空母打撃群が日本海に展開したの に続き、同年11月には空母「ロナルド・レーガ ン」、「セオドア・ローズベルト」及び「ニミッツ」 を中心とする3個空母打撃群が日本海に展開した ほか、同年10月には原子力潜水艦「ツーソン」及 び「ミシガン」が韓国に寄港した。また、同年12 月に実施された米韓合同の定例飛行訓練「ビジラ ント・エース | では、同訓練として初めてF-22及 びF-35が参加した。さらに、同年5月から12月 までの間、B-1B戦略爆撃機が毎月、朝鮮半島上空 を飛行した。このほか、同年4月に在韓米軍に THAADシステム⁶2基が配備されたのに続き、同 年9月には4基が追加され、計6基での運用が開 始された。

18 (平成30) 年3月には、北朝鮮が非核化の意 思表明などを行ったとされることを受けて、トラ ンプ大統領が米朝首脳会談に前向きな意思を示し た結果、同年6月12日に史上初の米朝首脳会談 が実施され、両首脳は、米朝双方が朝鮮半島にお ける永続的で安定した平和体制の構築に向け協力 するとともに、金正恩委員長が朝鮮半島の完全な 非核化に向けた意思を明確に示した上で、引き続 き米朝間で交渉を行っていくことを確認した。こ の会談を受け、同月18日及び22日、米国防省は、 8月に予定していた米韓指揮所演習「フリーダ ム・ガーディアン」及び直近3か月以内に予定さ れていた 「韓国海兵隊交流プログラム⁷」 における 2回の訓練をそれぞれ停止すると発表した。この 点について、マティス国防長官は、同月29日に実 施した日米防衛相会談後の共同会見で、米国の外 交官が力強く交渉し、朝鮮半島において平和的解 決をもたらすための展望を高めるために下された

決定であるとした上で、強固で連携のとれた防衛 の立場を維持することで、外交官が強い力に裏打 ちされた立場から交渉できるようにするとした。 一方、米国は、北朝鮮が核開発を終わらせるため の具体的で検証可能な措置を取るまで制裁を維持 するほか、在韓米軍も維持する姿勢を明確にして いる。(第2節1項5(1)参照)。

また、トランプ大統領は、17 (平成29) 年11 月に行ったアジア歴訪において、日本が掲げる 「自由で開かれたインド太平洋戦略」に共鳴する 形で、法の支配の尊重、航行の自由などの原則の 遵守を重視する、自由で開かれたインド太平洋地 域を促進していくことを表明するとともに、地域 における同盟関係を強化することを強調した。

これに関連し、NSSは、中国がインド太平洋地 域から米国を追いやり、自身に有利に地域秩序を 変えようとしているとしつつ、米国の同地域への アクセスを制限し、自らがより自由な手足を得る ために計画した急速な軍事近代化の取組を進めて いると強調した。その上で、インド太平洋地域に おける戦略として、海洋の自由、領有権及び海洋 紛争の国際法に基づく平和的解決に対するコミッ トメントを強化するとしつつ、日米豪印4か国の 協力や、同盟国・パートナーとの強力な防衛ネッ トワークの発展などを促進するとしている。同様 に、NDSは、中国が軍隊の近代化、浸透工作及び 略奪的経済を活用し、他国に強要する形でインド 太平洋地域を自国にとって好都合になるよう再構 築し、覇権を築くことを目指していると指摘した 上で、自由で開かれたインド太平洋地域は繁栄及 び安全を提供するとしつつ、侵略を抑止し、安定 性を維持し、共通領域への自由なアクセスを確保 することが可能なネットワーク化された安全保障 構造へとインド太平洋地域における同盟及びパー トナーシップを強化するとしている。

さらに、中国の海洋進出をめぐる問題をめぐっ て、マティス国防長官は、17 (平成29) 年6月の シャングリラ会合において、南シナ海における中国 の建設活動の範囲や影響は、軍事拠点化という性

56

ターミナル段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃する弾道ミサイル防衛システム。大気圏外及び大気圏内上層部の高高度で目標を捕捉し迎撃 する。弾道ミサイル防衛システムについては、Ⅲ部1章2節参照

[「]韓国海兵隊交流プログラム」(KMEP: Korean Marine Exchange Program) は、沖縄に駐屯する米海兵隊及び韓国海兵隊が毎年定期的に行う合同訓練。 18 (平成30) 年にKMEPにより計画された訓練は合計19回で、同年6月22日時点ですでに11回が実施済みであったとされる。

質、国際法の無視、他国の利益に対する軽視、平和 な問題解決をはねつける取組などの点で他の国の ものとは異なっており、米国は、現状に対する一方 的で強制的な変更を受け入れることはできないと 明言した。その上で、戦略的に重要な東シナ海及び 南シナ海において、権利、自由及び海洋の合法的使 用、並びに各国がこれらの権利を行使する能力を 維持することにコミットするとしつつ、国際法が認 める如何なる場所でも飛行、航行及び作戦を継続 し、南シナ海などにおけるプレゼンスを通じ決意 を示していくことを明確にした。実際に、米軍は同 年5月、7月、8月、10月、18(平成30)年1月、3 月及び5月に、南シナ海で中国が主権を主張する 島嶼・岩礁の12海里以内やその周辺海域において 「航行の自由作戦 | を実施したと報道されている。 また、18 (平成30) 年5月、米国防省は、中国が南 沙諸島の地形において対艦ミサイル、地対空ミサ イルなどを展開したとしつつ、これらの兵器システ ムの設置は軍事使用のみに限られると指摘した上 で、南シナ海におけるこうした中国の継続的な軍 事拠点化に対する初期的対応として、中国海軍に 対する18 (平成30) 年の多国間訓練 「環太平洋合 同演習(リムパック)」への招待を取り消した。

米国は、このような対中認識や地域戦略を踏ま え、「自由で開かれたインド太平洋地域」のビジョ ンに基づく取組を進めていくと考えられる。

なお、インド太平洋地域におけるプレゼンス強 化をめぐる動きとして、米軍は、17 (平成29)年 1月に海兵隊仕様のF-35B戦闘機を岩国基地に配 備したのに続き、同年10月にはアジア太平洋地 域としては初めて空軍仕様のF-35A戦闘機を嘉 手納基地に12機展開させた。また、18(平成30) 年1月には、核搭載が可能なB-2爆撃機及びB-52 爆撃機をグアムに展開させたほか、強襲揚陸艦 「ボノム・リシャール」に代わり、F-35B戦闘機 を艦載可能な強襲揚陸艦「ワスプ」を佐世保に配 備している。さらに、同年3月には、空母「カー ル・ヴィンソン」を米空母として40年以上ぶり にベトナムに寄港させた。このほか、同年7月に は、駆逐艦2隻を派遣し、台湾海峡を通過させた と報道されている。

4 国防分野におけるイノベーション構想

14 (平成26) 年11月、ヘーゲル国防長官(当 時) はイノベーションにより軍事的優位を達成す ることを目的として国防イノベーション構想 (DII) を発表し、これが第3のオフセット戦略⁹へ と発展することを期待する旨述べた。また、カー ター国防長官(当時)は15(平成27)年、DIIの 一環として、革新的な民生技術を軍事分野に取り 込むため、国防省と民生部門の架け橋としてシリ コンバレーに国防イノベーション実験ユニット (DIUx)を設置した。

トランプ政権は、DIIや第3のオフセット戦略 といった名称を使用しなくなっているが、17(平 成29) 年8月、マティス国防長官はDIUxやIT企 業を訪問して新技術を国防省のために活用する方 法について議論を行い、同行記者団に対し、国防 省のイノベーション構想は最優先課題の一つであ るとするとともに、DIUxの重要性を指摘した。 また、NSSは、伝統的な防衛産業基盤の外で発展 している核心的技術を活用すべきとの方針を掲げ ているほか、NDSも、国防省は、修正主義国家な どに対し、イノベーションで勝る必要があるとし つつ、基層的な軍事的優位を獲得するための民間 技術の迅速な応用を含め、自律型人工知能や機械 学習の軍事への応用に幅広く投資するとしてい る。このような状況を勘案すれば、米国は、国防 分野におけるイノベーションを引き続き重視して いくものと考えられる。

トランプ政権においては、17 (平成29) 年5月、駆逐艦「デューイ」が南沙諸島・ミスチーフ礁の12海里以内で、同年7月、駆逐艦「ステザム」が西沙諸島・ トリトン島の12海里以内で、同年8月、駆逐艦 「ジョン・S・マケイン」 が南沙諸島・ミスチーフ礁の12海里以内で、同年10月、駆逐艦 「チェイフィー」 が 西沙諸島周辺で、18 (平成30) 年1月、駆逐艦 「ホッパー」 がスカボロー礁の12海里以内で、同年3月、駆逐艦 「マスティン」 がミスチーフ礁の12海里以内 で、同年5月、駆逐艦 [ヒギンズ] 及び巡洋艦 [アンティータム] が西沙諸島の12海里以内で、それぞれ 「航行の自由作戦」 を実施したとされている。 なお、オバマ前政権においては、15 (平成27) 年10月、駆逐艦 「ラッセン」 が南沙諸島・スビ礁の12 海里以内で、16 (平成28) 年1月、駆逐艦 「カーティス・ ウィルバー」が西沙諸島・トリトン島の12海里以内で、同年5月、駆逐艦「ウィリアム・P・ローレンス」が南沙諸島・ファイアリークロス礁の12海里以 内で、同年10月、駆逐艦「ディケーター」が西沙諸島周辺で、それぞれ「航行の自由作戦」を実施した。

米国の「第3のオフセット戦略」とは、敵の有する能力と異なる非対称的な手段を獲得することにより、相手の能力をオフセット(相殺)する考え方に基づ くものであり、これまでに①核兵器の抑止力(1950年代)、②精密誘導・ステルス技術(1970年代)といった2つの時代があったとされる。

5 核・ミサイル防衛政策

18 (平成30) 年2月に公表されたNPRは、核の 役割や規模を低減させる米国の取組に他国も続く と期待したが、中国及びロシアによる核戦力増強、 北朝鮮による核・ミサイル開発の進展など、前回 のNPR¹⁰が公表された10(平成22)年以降、安全 保障環境は急速に悪化し、これまでにない脅威や 不確実性がもたらされていると指摘した。その上 で、米国の核兵器の役割として、①核・非核攻撃 の抑止、②同盟国及びパートナーに対する保証、 ③抑止が失敗した場合における米国の目標達成、 ④将来の不確実性に対するヘッジ、を掲げている。

また、米国、同盟国などの死活的な利益を守る べき極限の状況においてのみ核兵器の使用を検討 するとしつつ、極限の状況には、米国及び同盟国 に対する重大な非核戦略攻撃を含み得ることを明 確にするとともに、先制不使用政策は採用せず、 核で対応する可能性がある状況への曖昧性を保持 する政策を維持する考えを示している。さらに、 様々な敵対者、脅威、状況に対応して効果的に抑 止を行うため、個別に対応したアプローチを適用 するとともに、核の近代化や新たな核能力の開 発・配備を通じ、核能力の柔軟性及び多様性を高 めることにより抑止力の実効性を確保する方針を 掲げている。具体的には核の3本柱11を維持しつ つ換装するほか、新たな核能力として、短期的に は既存の潜水艦発射型弾道ミサイル (SLBM) の 一部の弾頭を改修して低出力化するとともに、長 期的には既存技術を活用して核搭載の海洋発射型 巡航ミサイル (SLCM) を追求するほか、老朽化 した核・非核両用戦術航空機 (DCA) に代わり、 F-35Aに核能力を組み入れていくとしている。ま た、同盟国に対する拡大抑止にコミットし、必要 であれば、北東アジアなど、欧州以外の地域に DCAと核兵器を前方展開する能力を維持する姿

勢を示している。

一方、トランプ大統領がNPRと並んで策定す るよう指示していた「弾道ミサイル防衛の見直し」 は、これまでのところ公表されていない。これに 関し、18 (平成30)年3月、ミサイル防衛につい て議会証言を行ったルード国防次官は、見直し作 業を進めているとしつつ、今次見直しでは、弾道 ミサイル攻撃以外にも巡航ミサイル、極超音速滑 空兵器などによるミサイル攻撃の脅威が存在して いることを踏まえ、「ミサイル防衛見直し」 (MDR) として策定する旨述べた。その上で、な らず者国家のミサイルが米本土に与える脅威に対 抗するため、地上配備型迎撃ミサイル20基の追 加配備、再設計迎撃体¹² (RKV) による地上配備 型迎撃ミサイルの能力強化、アラスカ、ハワイ及 び太平洋地域における新たなミサイル追跡・識別 センサーの配備などを通じ、米本土ミサイル防衛 を強化することを掲げた。欧州、中東及びインド 太平洋の各地域におけるミサイル防衛について は、ペトリオット、THAAD、SM-3の追加配備を 通じ態勢を強化すると述べた。また、同盟国や パートナーが、ミサイル防衛能力を確保するとと もに、米国のミサイル防衛体制との相互運用性を 向上させるための協力を強化していく方針を示し た。さらに、先進技術に関して、ミサイル防衛シ ステムのセンサー識別能力の向上、ブースト段階 におけるミサイル迎撃用レーザー、新たな宇宙配 備型センサー、多目標迎撃体¹³ (MOKV) などの 分野に取り組んでいくとした。

6 19会計年度予算

近年、米国政府の財政赤字が深刻化しており、 11(平成23)年に成立した予算管理法において、 21会計年度までに政府歳出を大幅に削減するこ とが規定された14。また、13 (平成25)年3月に

^{10 10 (}平成22) 年に公表されたNPRは、核兵器のない世界を目指し、米国の核兵器の役割の低減、低減された核戦力レベルでの戦略的抑止と安定の維持など の目標を提示していた。

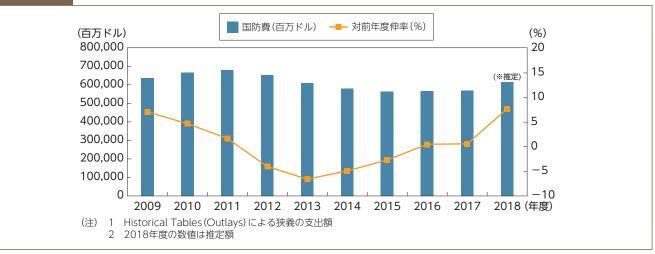
¹¹ 核の3本柱は、「ICBMミニットマンⅢ」、「SLBMトライデントⅡ D5搭載の戦略原子力潜水艦 (SSBN)」 及び 「戦略爆撃機 B-52 及び B-2」 からなる。

¹² 再設計迎撃体は、信頼性、製造性、試験性、費用効率性を高めた迎撃体。

¹³ 多目標迎撃体開発計画は、目標識別能力を高めるとともに、1発の迎撃ミサイルに複数の迎撃体を搭載可能にすることで複数の目標を破壊する能力を開発 することによって、迎撃ミサイルの性能を向上させるもの。

^{14 12 (}平成24) 年1月、国防省は、同法の成立を踏まえた具体的な国防歳出削減額が、12会計年度から21会計年度までの10年間で約4,870億ドル (13会 計年度から17会計年度までの5年間で約2,590億ドル)に上ることを発表した。

米国の国防費の推移 図表 I -2-1-1



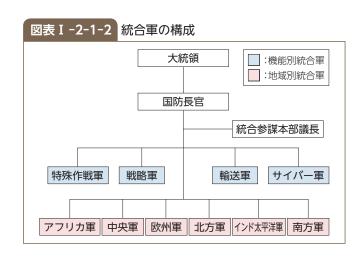
は、予算管理法の規定により、国防歳出を含む政 府歳出の強制削減が開始されたが、その後、2度 にわたり成立した超党派予算法により、14会計 年度から17会計年度予算まで強制削減は緩和さ れた¹⁵。さらに、トランプ政権が米軍再建のため 国防歳出の強制削減を終わらせる方針を掲げる 中、18 (平成30) 年2月にも超党派予算法が成立 し、18及び19会計年度において、強制削減によ る上限を大幅に上回る国防予算枠が認められた16。

こうした中、18 (平成30)年2月に議会に提出 された19会計年度予算教書における国防省予算 要求においては、前年度比約7%増となる6.170 億ドル¹⁷の基本予算を計上したほか、海外におけ る作戦経費については、「固有の決意作戦 | や「欧 州抑止イニシアティブ | の予算額を増加させるな どして計690億ドルを計上した18。また、兵力規 模では、前年度比24.100人増となる1.338.100 人の確保、装備品の調達では、M-1戦車改良型 135両(前年度56両)、戦闘艦艇10隻(同8隻)、 F-35 戦闘機77機(同70機)の調達などの目標が 示された。さらに、弾道ミサイル防衛については、 アラスカに40基、カリフォルニアに4基配備し ている地上配備型迎撃ミサイルについて、北朝鮮 及びイランのICBMによる脅威を踏まえつつ、 23 (平成35) 年末までにアラスカへの20基の追

加配備を完了させるとしている。

マティス国防長官は18 (平成30)年1月、米軍 の競争力は全ての作戦領域において劣化してお り、国防費の上限枠が悪影響を及ぼしていること を指摘しつつ、安定し予測可能な予算が必要であ る旨述べているほか、軍の構築においては能力と 規模の両方が重要であるとした上で、現在は規模 の構築を重視していると言及している。このため、 トランプ政権は、十分かつ安定した国防予算の確 保を追求しつつ、短期的には戦力規模の充実に重 点を置くとともに、能力についても中長期的視点 に立ち拡充していくための予算措置を図っていく と考えられる。

Q 参照 図表 I -2-1-1 (米国の国防費の推移)



^{15 2013}年超党派予算法の成立で、14及び15会計年度の国防予算の上限はそれぞれ220億ドル及び90億ドル引き上げられ、2015年超党派予算法の成立で、 16及び17会計年度の国防予算の上限はそれぞれ250億ドル及び150億ドル引き上げられた。

^{16 2018}年超党派予算法の成立で、18及び19会計年度の国防予算の上限はそれぞれ800億ドル及び850億ドル引き上げられた。

¹⁸会計年度成立予算の水準からは約350億ドル増

¹⁸ 国防省の予算要求約6,860 億ドルに加え、他省庁(エネルギー省の核関連プログラム等)の国防関連の予算要求約300 億ドルを含めた2019年度の国防予 算要求の総額は約7,160億ドル。

2 = 軍事態勢

1 全般

米軍の運用は、軍種ごとではなく、軍種横断的 に編成された統合軍の指揮のもとで行われてお り、統合軍は、機能によって編成された3つの機 能統合軍と、地域によって編成された6つの地域 統合軍から構成されている。このうち、太平洋軍 については、18 (平成30) 年5月、マティス国防 長官がインド太平洋軍に改名する旨発表した。

陸上戦力は、陸軍約47万人、海兵隊約18万人 を擁し、ドイツ、韓国、日本などに戦力を前方展 開している。陸軍は、オバマ前政権における減員 方針を増員方針に転換させるとともに、敵を抑止 し、必要な時には戦って勝利するため、即応性確 保に必要な投資を行っていくことで、世界屈指の 陸上戦力を維持する取組を行っている。海兵隊は、 より小規模な部隊である特殊部隊と、より大規模 な部隊である重武装の通常部隊との間をつなぐ 「中量級」の部隊として、あらゆる脅威に対処する ことが可能な部隊を目指している。

海上戦力は、艦艇約940隻(うち潜水艦約70 隻)約636万トンを擁し、東大西洋、地中海及び アフリカに第6艦隊、ペルシャ湾、紅海及び北西 インド洋に第5艦隊、東太平洋に第3艦隊、南米 及びカリブ海に第4艦隊、西太平洋及びインド洋 に第7艦隊を展開している。また、18(平成30) 年5月、リチャードソン海軍作戦部長は、米東海 岸及び北大西洋を管轄する第2艦隊を設立する旨 発表した。

航空戦力は、空軍、海軍と海兵隊を合わせて作 戦機約3.570機を擁し、空母艦載機を洋上に展開 するほか、ドイツ、英国、日本や韓国に戦術航空 戦力の一部を前方展開している。

核戦力を含む戦略攻撃兵器については、オバマ 前政権において米国は11(平成23)年2月に発

効した新戦略兵器削減条約に基づく削減を進め、 18 (平成30) 年2月に配備戦略弾頭¹⁹ は1,350発、 配備運搬手段は652基・機であると公表した²⁰。 米国はさらに、核兵器への依存を低減させるため の新たな能力の一つとして、「通常兵器による迅 速なグローバル打撃」(CPGS) 構想を研究してい る²¹。

さらに、サイバー空間での脅威の増大に対処す るため、サイバー空間における作戦を統括するサ イバー軍を創設した。サイバー軍は10(平成22) 年5月に初期運用を開始、同年11月に本格運用 を開始した。なお、18 (平成30) 年5月、戦略軍 の隷下にあったサイバー軍は、統合軍に格上げさ れた²²。

また、18 (平成30) 年6月、トランプ大統領は、6 番目の軍隊として宇宙軍を創設するために必要な プロセスを直ちに開始するよう国防省に指示した。

Q 参照 図表 I -2-1-2 (統合軍の構成)

2 アジア太平洋地域における現在の軍事態勢

太平洋国家である米国は、アジア太平洋地域に 陸・海・空軍と海兵隊の統合軍であるインド太平 洋軍を配置し、この地域の平和と安定のために、 引き続き重要な役割を果たしている。インド太平 洋軍は、最も広い地域を担当する地域統合軍であ り、隷下には、統合部隊である在韓米軍や在日米 軍などが存在している。また、インド太平洋軍は、 地域に関する米軍の視野を広げるとともに、同盟 国の米軍に対する理解を深めるため、地域の同盟 国の要員を司令部に受け入れており、現在、カナ ダ及びオーストラリアからの人員が、それぞれ副 部長級の幹部として勤務を行っている。

インド太平洋軍は、太平洋陸軍、太平洋艦隊、 太平洋海兵隊、太平洋空軍などから構成されてお

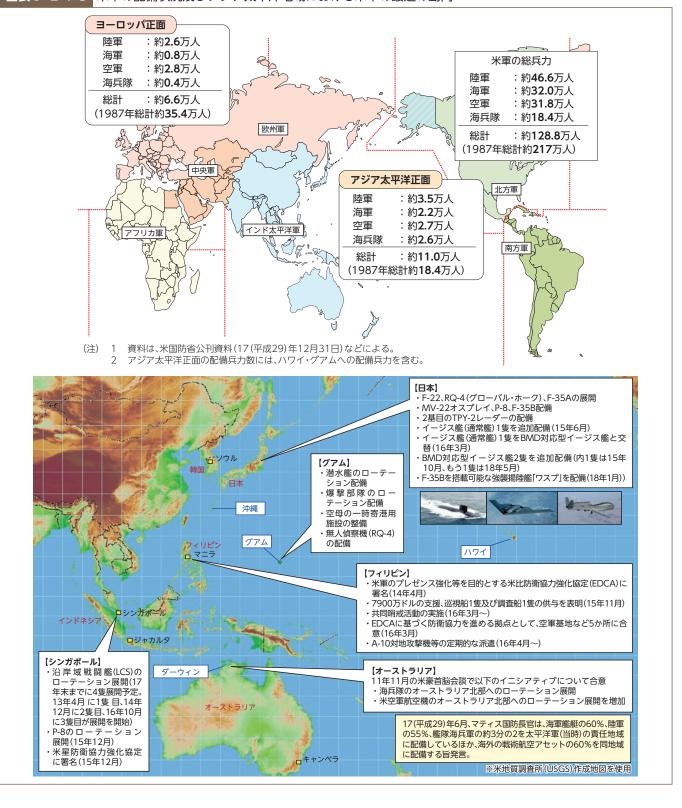
¹⁹ 配備済みのICBM及び潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM: Submarine-Launched Ballistic Missile) に搭載した弾頭並びに配備済みの重爆撃機に搭載した 核弾頭(配備済みの重爆撃機は1つの核弾頭としてカウント)

^{20 18 (}平成30) 年2月5日現在の数値であるとしている。

²¹ 同構想は、世界のいかなる場所に所在する目標に対しても、命中精度の高い非核長距離誘導ミサイルによって、敵のアクセス (接近) 阻止 (A2) 能力を突破 して迅速な打撃を与えようとするものである。

^{22 17 (}平成29) 年8月、トランプ大統領はサイバー軍を統合軍に格上げすると発表していた。

米軍の配備状況及びアジア太平洋地域における米軍の最近の動向



り²³、それらの司令部は全てハワイに置かれてい る。

太平洋陸軍は、ハワイの第25歩兵師団、在韓米 軍の陸軍構成部隊である韓国の第8軍、また、ア ラスカ陸軍などを隷下に置くほか、日本に第1軍 団の前方司令部・在日米陸軍司令部など約2,600 人を配置している²⁴。

太平洋艦隊は、西太平洋とインド洋などを担当 する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担 当する第3艦隊などを有し、艦艇約200隻を擁し

^{23 18 (}平成30) 年6月現在、太平洋軍からインド太平洋軍への改名に伴い、軍種別構成部隊が改名されたかは不明である。

²⁴ 本項で用いられている米軍の兵力数は、米国防省公刊資料(17(平成29)年12月31日現在)による現役実員数であり、部隊運用状況に応じて変動しうる。

ている。このうち第7艦隊は、1個空母打撃群を中心に構成されており、日本、グアムを主要拠点として、領土、国民、シーレーン、同盟国その他米国の重要な国益を防衛することなどを任務とし、空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配備している。

太平洋海兵隊は、米本土と日本にそれぞれ1個 海兵機動展開部隊を配置している。このうち、日 本には第3海兵師団とF/A-18戦闘機などを装備 する第1海兵航空団約1万8,000人が展開しているほか、重装備などを積載した事前集積船が西太平洋に配備されている²⁵。

太平洋空軍は3個空軍を有し、このうち、日本の第5空軍に3個航空団 (F-16戦闘機、C-130輸送機などを装備)を、韓国の第7空軍に2個航空団 (F-16戦闘機などを装備)を配備している。

Q 参照 図表 I -2-1-3 (米軍の配備状況及びアジア太平洋地域における米軍の最近の動向)

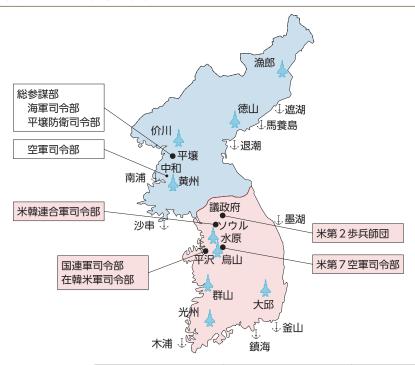
朝鮮半島 第2節

朝鮮半島では、半世紀以上にわたり同一民族の 南北分断状態が続いている。現在も、非武装地帯 (DMZ) を挟んで、160万人程度の地上軍が厳し く対峙している。

このような状況にある朝鮮半島の平和と安定 は、わが国のみならず、東アジア全域の平和と安 定にとって極めて重要な課題である。

Q 参照 図表I-2-2-1 (朝鮮半島における軍事力の対峙)

図表 I -2-2-1 朝鮮半島における軍事力の対峙



		北朝鮮	韓国	在韓米軍	
総 兵 力		約128万人	約62.5万人	約2.4万人	
陸軍	陸上兵力	約110万人	約49万人	約1.5万人	
	戦車	T-62、T-54/-55など 約3,500両	M-48、K-1、T-80など 約2,510両	M-1	
	艦艇	約780隻 11.1万トン	約240隻 21.5万トン	支援部隊のみ	
海軍	駆 逐 艦 フリゲート 潜 水 艦	4隻 25隻	12隻 13隻 14隻		
	海 兵 隊		約2.9万人		
	作 戦 機	約550機	約640機	約80機	
空軍	Mig-23×56機 第3/4世代戦闘機 Mig-29×18機 Su-25×34機		F-4×60機 F-16×163機 F-15×60機	F-16×60機	
参考	人口	2,525万人	5,118万人		
	兵 役	男性 12年 女性 7年	陸軍 21か月 海軍 23か月 空軍 24か月		

(注) 資料は「ミリタリー・バランス (2018)」などによる。なお、在韓米軍の兵力については米国防省資料 (2017.12)による。

1 = 北朝鮮

1 全般

北朝鮮は、思想、政治、軍事、経済などすべての 分野における社会主義的強国¹の建設を基本政策 として標榜し、その実現に向けて「先軍政治」と いう政治方式をとっている。これは、「軍事先行の 原則で軍事を全ての事業に優先させ、人民軍隊を 核心、主力として革命の主体を強化し、それに依 拠して社会主義偉業を勝利のうちに前進させてい く社会主義基本政治方式」と説明されている²。実 際に、指導者の金正恩国務委員長3は軍を掌握す る立場にあり、「先軍革命路線を恒久的な戦略的 路線として堅持し、軍事強国の威力を各方面から 強化すべき」と述べるなど軍事力の重要性に言及 している⁴ほか、軍組織の視察などを多く行って いる。これらのことなどから、軍事を重視し、か つ、軍事に依存する状況は、今後も継続すると考 えられる。

北朝鮮は、現在も深刻な経済困難に直面し、食 糧などを国際社会の支援に依存しているにもかか わらず、軍事面に資源を重点的に配分し、戦力・ 即応態勢の維持・強化に努めていると考えられ る。また、その軍事力の多くはDMZ付近に展開 している。なお、18 (平成30) 年4月の最高人民 会議における北朝鮮の公式発表によれば、北朝鮮 の同年度予算に占める国防費の割合は、15.9%と なっているが、これは、実際の国防費の一部にす ぎないとみられている。

北朝鮮は、これまで6回の核実験を実施したほ か、16 (平成28) 年以来、40発もの弾道ミサイル の発射を繰り返すなど、大量破壊兵器や弾道ミサ イル開発の推進及び運用能力の向上を図るととも

に、大規模な特殊部隊を保持するなど、いわゆる 非対称的な軍事能力を維持・強化していると考え られる。加えて、北朝鮮は、わが国を含む関係国 に対する挑発的言動を繰り返している⁵。

北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安 全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅 威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著し く損なうものとなっている。

北朝鮮の核兵器保有が認められないことは当然 であるが、同時に、弾道ミサイルの開発・配備の 動きや朝鮮半島における軍事的対峙、北朝鮮によ る大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の動きなど にも注目する必要がある。

北朝鮮が極めて閉鎖的な体制をとっていること

KEY WORD

弾道ミサイル とは

弾道ミサイルは、放物線を描いて飛翔する、ロケットエン ジン推進のミサイルで、長距離離れた目標を攻撃すること が可能である。弾道ミサイルは、一般に下表のように射程 で分類されている。

区分	射程
短距離弾道ミサイル (Short Range Ballistic Missile, SRBM)	約1,000km 未満
準中距離弾道ミサイル (Medium Range Ballistic Missile, MRBM)	約1,000km 以上 ~約3,000km 未満
中距離弾道ミサイル (Intermediate Range Ballistic Missile, IRBM)	約3,000km 以上 ~約5,500km 未満
大陸間弾道ミサイル (Inter-Continental Ballistic Missile, ICBM)	約5,500km 以上

また、潜水艦から発射する弾道ミサイルは、SLBM (Submarine-Launched Ballistic Missile) と呼称される ほか、空母をはじめとする艦艇への攻撃のために必要とな る弾頭部の精密誘導機能を有する弾道ミサイルは対艦弾 道ミサイル (ASBM: Anti-Ship Ballistic Missile) と呼称 されている。

- 1 北朝鮮はこれまで、故金白成国家主席の生誕100周年にあたる12(平成24)年に「強盛大国」の扉を開くとしてきたが、最近では「強盛国家」との表現が主 に用いられている。
- 2 第7回朝鮮労働党大会決定書「朝鮮労働党中央委員会事業総括について」(16 (平成28) 年5月8日)
- 3 16 (平成28) 年6月に開催された最高人民会議において、国防委員会を国務委員会に改め、金正恩氏が「国務委員長」に推戴されたことを受け、金正恩氏の 役職は国務委員長に統一している。
- 4 16 (平成28) 年5月に開催された第7回朝鮮労働党大会の党中央委員会事業総括報告
- 5 特に13(平成25)年3月から4月にかけては、わが国の具体的な都市名をあげて弾道ミサイルの打撃圏内にあることなどを強調した。例えば、「横須賀、三沢、 沖縄、グアムはもちろん、米本土もわれわれの射程圏内にある」(13 (平成25)年3月31日付「労働新聞」)、「日本の全領土は、われわれの報復攻撃の対象と なることを免れられない (その文脈で、東京、大阪、横浜、名古屋、京都の地名を列挙)] (同年4月10日付 「労働新聞」) など。最近では、17 (平成29) 年9 月13日の朝鮮中央放送が、「日本列島を核爆弾で海中に沈める」 旨述べているほか、同年10月9日付 「労働新聞」 は、「ひとたび朝鮮半島で戦争の火の手が 上がれば、日本は絶対に無事ではいられない。日本にある米国の侵略基地(複数)はもとより、戦争に動員される日本のあらゆるものが粉々になりかねない」 などと述べている。

64

などから、北朝鮮の動向の詳細や意図を明確に把 握することは困難であるが、わが国として強い関

心を持って注視していく必要がある。

解 説

北朝鮮の核・ミサイルに対する認識

北朝鮮は、16 (平成28) 年以来、3回の核実験を強行し、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返しま した。 特に、17 (平成29) 年には、推定出力が広島型原爆の約10倍に及ぶ規模の核実験を強行するとと もに、新型のICBM級弾道ミサイルを日本のEEZへ発射し、さらに、2回にわたってわが国を飛び越える 弾道ミサイルの発射を繰り返しました。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対するこれ までにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものになっ ています。

金正恩国務委員長は、18 (平成30) 年1月1日の [新年の辞] において南北対話に積極的な姿勢を見せ ました。以後、同年4月には南北首脳会談が開催され、金正恩委員長は非核化への意思を示しました。ま た、同年6月に行われた米朝首脳会談では、北朝鮮が朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むことにコ ミットすることなどを表明した上で、引き続き米朝間で交渉を行っていくことを確認しました。金正恩 委員長が、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を、改めて文書の形で、明確に約束した意義は大きいと 考えています。

今後、北朝鮮が核・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかり見極めて いく必要があります。

その上で、

- 北朝鮮が、我が国のほぼ全域を射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有し、それらを実戦配備 しているとみられること
- これまでの累次の核実験及び弾道ミサイル発射を通じ、核・ミサイル開発を進展させ、運用能力を 向上させていること

などを踏まえれば、米朝首脳会談後の現在においても、北朝鮮の核・ミサイルの脅威についての基本 的な認識に変化はありません。

国民の命と平和な暮らしを守り抜くという重責をしっかりと全うしていくため、防衛省・自衛隊は引 き続き、米国や韓国とも緊密に連携しつつ、いかなる事態にも対応できるよう、情報収集や警戒監視など に万全を期してまいります。

2 軍事態勢

(1) 全般

北朝鮮は、全軍の幹部化、全軍の近代化、全人 民の武装化、全土の要塞化という四大軍事路線⁶ に基づいて軍事力を増強してきた。

北朝鮮の軍事力は、陸軍中心の構成となっており、総兵力は約128万人である。北朝鮮軍は、現在も、依然として戦力や即応態勢を維持・強化していると考えられるものの、その装備の多くは旧式である。

一方、情報収集や破壊工作からゲリラ戦まで各種の活動に従事する大規模な特殊部隊などを保有している。また、北朝鮮の全土にわたって多くの軍事関連の地下施設が存在するとみられていることも、特徴の一つである。

(2) 軍事力

陸上戦力は、約110万人を擁し、兵力の約3分の2をDMZ付近に展開していると考えられる。その戦力は、歩兵が中心であるが、戦車3,500両以上を含む機甲戦力と火砲を有し、また、240mm多連装ロケットや170mm自走砲といった長射程火砲をDMZ沿いに常時配備していると考えられ、首都であるソウルを含む韓国北部の都市・拠点などがその射程に入っている。また、北朝鮮は、現在も限られた資源の中で選択的に通常戦力の増強を図っており、主力戦車や多連装ロケットなどを改良しているとみられる7。

海上戦力は、約780隻、約11.1万トンの艦艇を 有するが、ミサイル高速艇などの小型艦艇が主体 である。また、旧式のロメオ級潜水艦約20隻のほ か、特殊部隊の潜入・搬入などに使用されると考えられる小型潜水艦約70隻とエアクッション揚陸艇約140隻を有している。

航空戦力は、約550機の作戦機を有しており、その大部分は、中国や旧ソ連製の旧式機であるが、MiG-29戦闘機やSu-25攻撃機といった、いわゆる第4世代機も少数保有している。また、旧式ではあるが、特殊部隊の輸送に使用されるとみられているAn-2輸送機を多数保有している。

また、北朝鮮は、いわゆる非対称的な軍事能力として、約10万人に達するとみられる特殊部隊⁸を保有しているほか、近年はサイバー部隊を重視し強化を図っているとみられている⁹。

3 大量破壊兵器・弾道ミサイル

北朝鮮は、依然として大規模な軍事力を維持している一方、冷戦構造の崩壊による旧ソ連圏からの軍事援助の減少や経済の不調による国防支出の限界、韓国の防衛力の急速な近代化といった要因により、韓国軍及び在韓米軍に対して通常戦力において著しく劣勢に陥っている。このため北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの増強に集中的に取り組むことにより劣勢を補おうとしていると考えられる。

こうした北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイル開発は、6回の核実験の強行や度重なる弾道ミサイル発射を通じ一層進展しつつあると考えられ、わが国に対するミサイル攻撃の示唆などの挑発的言動とあいまって、わが国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなって

- 6 1962 (昭和37) 年に朝鮮労働党中央委員会第4期第5回総会で採択された。
- 7 「ミリタリー・バランス (2014)」によれば、北朝鮮は、ソ連製T-54やT-55といった戦車を、T-62を基礎として独自生産した天馬 (チョンマ) に更新している。また、韓国国防部が15 (平成27) 年1月に公表した「2014国防白書」では、北朝鮮による新型の300mm多連装ロケットの開発や戦車・装甲車・多連装ロケットの保有数の大幅増加などが指摘されている。なお、16 (平成28) 年3月には、300mm多連装ロケットを3回にわたり多数発射し、同年4月には新型の短距離地対空ミサイルを発射したとされている。また、北朝鮮は、17 (平成29) 年5月28日に新型の対空迎撃ミサイルの試験発射を、同年6月9日に新型の地対艦巡航ミサイルの試験発射を行い、それぞれ成功した旨発表している。
- 8 北朝鮮の特殊部隊には軍関係のものと朝鮮労働党関係のものがあるとされていたが、09 (平成21) 年にこれらの組織が統合され、軍の下に「偵察総局」が設置されたと伝えられており、13 (平成25) 年3月には、北朝鮮の朝鮮中央放送が、金英哲大将を偵察総局長として報じたことから、同組織の存在が公式に確認された。なお、サーマン在韓米軍司令官(当時)は、12 (平成24)年10月の米陸軍協会における講演で「北朝鮮は、世界最大の特殊部隊を保有しており、その兵力は6万人以上に上る」と述べているほか、韓国の「2016国防白書」は、「北朝鮮軍の特殊戦兵力は現在、約20万人に達するものと評価される」と指摘している。
- 9 16 (平成28) 年2月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、「北朝鮮は、おそらく、政治目標の達成を支援するために、妨害又は破壊を伴うサイバー攻撃を実施する能力及び意志を有している」と指摘しているほか、同年同月に米国防省が議会に提出した年次報告書「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展」(2015年版) は、「北朝鮮は、攻勢的なサイバーオペレーションの能力を韓国や米国を含む敵国での情報収集と混乱を惹起するための魅力的な基盤の一つと見ているものと思われる」と指摘している。また、韓国の「2016国防白書」によれば、北朝鮮は約6,800人のサイバー戦要員を養成し、多様な形態のサイバー戦挑発を強行している。北朝鮮によるサイバー攻撃事案については、3章5節参照

いる。また、大量破壊兵器などの不拡散の観点か らも、国際社会全体にとって深刻な課題となって

一方、北朝鮮は18 (平成30) 年4月20日に行 われた朝鮮労働党中央委員会総会において、「核 実験と大陸間弾道ロケット試験発射 | の中止や、 北朝鮮北部にある核実験場を廃棄することなどを 決定した。また、同月27日に行われた南北首脳会 談において、北朝鮮は非核化に向けた意思を示し たほか、同年5月24日に、国際記者団を招待し、 北部の核実験場の爆破を公開した。今後、北朝鮮 が完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で の全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイル の廃棄の実現に向けて具体的にどのような行動を とっていくかを含め、北朝鮮の今後の動向につい て引き続き重大な関心をもって注視していく必要 がある。

(1) 核兵器

ア 核兵器計画の現状

北朝鮮の核兵器計画の現状は、北朝鮮が極めて 閉鎖的な体制をとっていることもあり、その詳細 について不明な点が多い。しかしながら、過去の 核開発の状況が解明されていないことや、17(平 成29) 年9月の核実験を含め、これまで既に6回 の核実験を行ったことなどを踏まえれば、核兵器 計画が相当に進んでいるものと考えられる。

核兵器の原料となり得る核分裂性物質10である プルトニウムについて、北朝鮮はこれまで製造・ 抽出を数回にわたり示唆してきたほか¹¹、09 (平 成21) 年6月には、新たに抽出されるプルトニウ

ムの全量を兵器化することを表明している¹²。北 朝鮮は13 (平成25) 年4月、07 (平成19) 年9月 の第6回六者会合で無能力化が合意された原子炉 を含む、寧辺のすべての核施設を再整備、再稼働 する方針を表明した。13 (平成25) 年11月、国 際原子力機関 (IAEA) は、査察が行われていない ため断定はできないものの、原子炉の再稼働を示 唆する複数の活動が衛星画像により観測されたと の見解を示した¹³。また、北朝鮮は、15 (平成27) 年9月、原子炉及びウラン濃縮工場を始めとする 寧辺のすべての核施設が再整備され、正常稼働を 始めている旨言明している。当該原子炉の再稼働 は、北朝鮮によるプルトニウム製造・抽出につな がり得ることから、その動向が強く懸念される。

また、同じく核兵器の原料となりうる高濃縮ウ ランについては、米国が02 (平成14)年に、北朝 鮮が核兵器用ウラン濃縮計画の存在を認めたと発 表し、その後、北朝鮮は09(平成21)年6月にウ ラン濃縮活動への着手を宣言した。さらに北朝鮮 は10(平成22)年11月に、訪朝した米国人の核 専門家に対してウラン濃縮施設を公開し、その 後、数千基規模の遠心分離機を備えたウラン濃縮 工場の稼動に言及した。このウラン濃縮工場は、 13 (平成25) 年8月に施設拡張が指摘されてお り、濃縮能力を高めている可能性もある。こうし たウラン濃縮に関する北朝鮮の一連の動きは、北 朝鮮が、プルトニウムに加えて、高濃縮ウランを 用いた核兵器開発を推進している可能性があるこ とを示すものであると考えられる¹⁴。

核兵器の開発については、北朝鮮は06(平成 18) 年10月¹⁵、09 (平成21) 年5月¹⁶、13 (平成

¹⁰ プルトニウムは、原子炉でウランに中性子を照射することで人工的に作り出され、その後、再処理施設において使用済の燃料から抽出し、核兵器の原料と して使用される。一方、ウランを核兵器に使用する場合は、自然界に存在する天然ウランから核分裂を起こしやすいウラン 235 を抽出する作業 (濃縮) が必 要となり、一般的に、数千の遠心分離機を連結した大規模な濃縮施設を用いてウラン235の濃度を兵器級(90%以上)に高める作業が行われる。

¹¹ 北朝鮮は03 (平成15) 年10月に、プルトニウムが含まれる8,000本の使用済み燃料棒の再処理を完了したことを、05 (平成17) 年5月には、新たに8,000 本の使用済み燃料棒の抜き取りを完了したことをそれぞれ発表している。

¹² シャープ在韓米軍司令官(当時)は、11(平成23)年4月の下院軍事委員会で「いくつかの核兵器に十分な量のプルトニウムを保有していると評価している」 と証言している。また、韓国の「2016国防白書」は、北朝鮮が50kg余りのプルトニウムを保有していると推定しており、「2014国防白書」における評価で ある40kgから増加している。

^{13 16 (}平成26) 年1月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、北朝鮮は「ウラン濃縮施設を拡張し、以前プルトニウム製造に使用していた原子炉を再稼働させ、 自身が表明したことを実行した」と指摘。また、原子炉が再稼働すれば、1年あたり核爆弾約1個を製造できる量のプルトニウム (約6kg) を製造できる能力 を有することになるとの指摘がある。

^{14 12 (}平成24) 年1月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、「北朝鮮の (ウラン濃縮施設の) 公開は、北朝鮮がこれまでウラン濃縮能力を追求してきたとの 米国の長年にわたる評価を裏付けるものである」と指摘している。また、韓国の「2016国防白書」は、(北朝鮮の) 高濃縮ウラン (HEU: Highly Enriched Uranium) プログラムが 「相当なレベルに進展している」と評価している。

^{15 06 (}平成18) 年10月27日、わが国が収集した情報とその分析並びに米国や韓国の分析などをわが国独自で慎重に検討・分析した結果、政府として、北朝 鮮が核実験を行った蓋然性が極めて高いものと判断するに至った。

¹⁶ 政府としては、09 (平成21) 年5月25日に北朝鮮が朝鮮中央通信を通じて地下核実験を実施し成功させた旨を公表したこと及び気象庁が、自然地震では ない可能性のある地震波を探知したことから、北朝鮮が同日に核実験を行ったものと考えている。

25) 年2月¹⁷、16 (平成28) 年1月¹⁸、同年9月¹⁹及 び17 (平成29) 年9月²⁰ に核実験を実施している。 北朝鮮は、これらの核実験により、必要なデータ の収集を行うなどして核兵器計画を進展させている可能性が高い。

北朝鮮は、その核兵器計画の一環として、核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化・弾頭化を追求しているものと考えられる。17 (平成29)年9月3日には、金正恩委員長が核兵器研究所を視察し、ICBMに搭載できる水爆を視察した旨公表²¹したほか、同日に強行された6回目の核実験について、北朝鮮は、「ICBM装着用水爆実験を成功裏に断行した」と発表している。一般に、核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化には相当の技術力が必要とされているが、米国、旧ソ連、英国、フランス、中国が1960年代までにこうした技術力を獲得したとみられることや過去6回の核実験を通じた技術的成熟が見込まれることなどを踏まえれば、北朝鮮が核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性が考えられる²²。

また、6回目となる17 (平成29) 年の核実験の 出力は過去最大規模の約160ktと推定されるとこ ろであり、推定出力の大きさを踏まえれば、当該 核実験は水爆実験であった可能性も否定できな い。なお、北朝鮮は4回目となる16 (平成28) 年 1月の核実験についても、水爆実験であった旨主 張しているが、当該核実験の出力は6~7ktと推定されることから、一般的な水爆実験を行ったとは考えにくい²³。いずれにせよ、時間の経過とともに、わが国が射程内に入る核弾頭搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していくものと考えられ、関連動向に重大な関心をもって注目していく必要がある。

このように、北朝鮮による核兵器開発は、北朝鮮が大量破壊兵器の運搬手段となりうる弾道ミサイルの長射程化などの能力増強を行っていることとあわせて考えれば、わが国の安全に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できない。

イ 核兵器計画の背景

北朝鮮による核開発の目的については、北朝鮮の究極的な目標は体制の維持であると指摘²⁴されていること、北朝鮮は米国の核の脅威に対抗する独自の核抑止力が必要と考えており²⁵、かつ、北朝鮮が米国及び韓国に対する通常戦力における劣勢を覆すことは少なくとも短期的には極めて難しい状況にあること、北朝鮮がイラクやリビアでの体制崩壊や17(平成29)年4月の米軍によるシリア攻撃は核抑止力を保有しなかったために引き起こされた事態であると主張していること²⁶、そして核兵器は交渉における取引の対象ではないと

- 17 13 (平成25) 年2月12日午前11時59分頃、北朝鮮付近を震源とする、自然地震ではない可能性のある地震波を気象庁が観測し、また、同日、朝鮮中央通信を通じ北朝鮮が核実験を実施し成功させた旨公表があった。これらを踏まえ、政府において、米国や韓国などと連絡を取りつつ、事実関係の確認を行った。政府としては、以上の諸情報を総合的に勘案した結果、北朝鮮が核実験を実施したものと判断した。なお、北朝鮮は、「第3回地下核実験を成功裏に行った」「以前とは異なり、爆発力が大きいながらも小型化・軽量化された原子爆弾を使用し、高い水準で安全かつ完璧に行われた」「多種化されたわれわれの核抑止力の優秀な性能が物理的に誇示された」などと発表している。
- 18 16 (平成28) 年1月6日午前10時30分頃、北朝鮮付近を震源とする、自然地震ではない可能性のある地震波を気象庁が観測し、また、同日、北朝鮮は朝鮮中央通信を通じ、水爆実験を実施し成功させた旨の声明を公表した。政府としては、これらの情報を含め、諸情報を総合的に勘案した結果、北朝鮮が核実験を実施したものと判断した。
- 19 16 (平成28) 年9月9日午前9時30分頃、気象庁が北朝鮮付近を震源とする、自然地震ではない可能性のある地震波を探知した。これを含む諸情報を総合的に勘案した結果、政府としては、北朝鮮が核実験を実施したものと考えている。
- 20 17 (平成29) 年9月3日午後0時31分頃、気象庁が北朝鮮付近を震源とする、自然地震ではない可能性のある地震波を探知した。これを含む諸情報を総合的に勘案した結果、政府としては、北朝鮮が核実験を実施したものと判断している。
- 21 17年 (平成29) 年9月3日の朝鮮中央通信は、金正恩委員長による核兵器研究所視察に関する報道で、北朝鮮は「広大な地域に対する超強力EMP(電磁パルス)攻撃 を加えることができる旨発表している。
- 22 北朝鮮が06 (平成18) 年10月に初めて核実験を実施してから既に10年以上が経過し、また北朝鮮はこれまでに6回の核実験を実施している。このような 技術開発期間及び実験回数は、米国、旧ソ連、英国、フランス、中国における小型化・軽量化技術の開発プロセスと比較しても不十分とは言えないレベルに 到達しつつある。韓国の「2016国防白書」においては「北朝鮮の核兵器の小型化能力は相当なレベルに達している」との評価が示されている。
- 23 米国家情報長官「世界脅威評価書(16(平成28)年2月)」は、北朝鮮が16(平成28)年1月6日に実施した核実験について、「引き続きこの実験の評価を 継続中なるも、今次核実験における出力の低さは、熱核融合装置の実験成功と一致しない」と指摘している。また、韓国国家情報院は16(平成28)年1月、 4回目の核実験の威力と地震波が、過去3回の核実験に及ばなかったことから、水爆実験の可能性は低い旨国会に報告したと報じられている。
- 24 16 (平成28) 年2月の米国防省「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する報告」
- 25 例えば、14 (平成26) 年3月14日に発表された朝鮮民主主義人民共和国国防委員会声明では、米国が北朝鮮に対して核の威嚇と恐喝を行っており、北朝 鮮は国と民族の自主権を守護するためにやむを得ず核抑止力を持つことになったと主張している。
- 26 例えば、13 (平成25) 年12月2日付の「労働新聞」論評は、「イラク・リビア事態は、米国の核先制攻撃の脅威を恒常的に受けている国が強力な戦争抑止力を持たなければ、米国の国家テロの犠牲、被害者になるしかないという深刻な教訓を与えている」と主張している。また、17 (平成29) 年4月8日付の「朝鮮民主主義人民共和国外務省スポークスマン談話」は、同月6日に行われた米軍によるシリア攻撃について「超大国だと自任しつつ、奇妙にも核兵器を持っていない国ばかり選んで横暴に殴りつけてきたのが歴代の米行政府であり、トランプ行政府もやはり少しも異なるところがない」と述べている。

繰り返し主張していることなどを踏まえれば、北 朝鮮は体制を維持するうえでの不可欠な抑止力と して核兵器開発を推進しているとみられる。

実際、北朝鮮は、国際社会に対して、自らの「核 保有国 | としての地位を繰り返し主張²⁷するとと もに、13(平成25)年3月には、核抑止力さえ しっかりしていれば国防費を増やさなくても戦争 抑止力と防衛力の効果を高めることで、安心して 経済建設と人民生活向上に集中できるとして、経 済建設と核武力建設を並行して進めていくとい う、いわゆる「並進路線」を決定し、第7回朝鮮労 働党大会や18 (平成30) 年1月の「新年の辞」に おいてもかかる方針を堅持する旨明らかにした。 18 (平成30) 年4月には、北朝鮮は朝鮮労働党中 央委員会総会において、並進路線が貫徹された旨 宣言するとともに、「国家の人的・物的資源を総 動員して強力な社会主義経済を建設し、人民生活 を画期的に向上させるための闘争に全力を集中す る」ことなどを決定した。

北朝鮮による核開発問題については、平和的な 方法による朝鮮半島の検証可能な非核化を目標と して、03(平成15)年8月以降、6回にわたって 六者会合が開催され、07 (平成19) 年9月の第6 回六者会合では、北朝鮮が同年末までに寧辺の核 施設の無能力化を完了し、「すべての核計画の完 全かつ正確な申告 | を行うことなどが合意された。 しかしながら、その合意内容の履行は完了してお らず、六者会合は08 (平成20) 年12月以降、中 断している。18 (平成30) 年6月12日に実施さ れた史上初の米朝首脳会談において、金正恩委員 長は朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を明確

にした上で、引き続き米朝間で交渉を行っていく ことを確認した。今後、米朝首脳会談の結果も踏 まえ、北朝鮮が全ての大量破壊兵器及びあらゆる 射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、 不可逆的な方法での廃棄に向けた具体的な行動を 引き出すべく、米国や韓国と緊密に協力し、中国 やロシアを含む国際社会と連携していく必要があ

(2) 生物·化学兵器

北朝鮮の生物兵器や化学兵器の開発・保有状況 については、北朝鮮の閉鎖的な体制に加え、生 物・化学兵器の製造に必要な物資・機材・技術の 多くが軍民両用であるため偽装も容易であること から、詳細については不明である。しかし、化学 兵器については、化学剤を生産できる複数の施設 を維持し、すでに相当量の化学剤などを保有して いるとみられるほか、生物兵器についても一定の 生産基盤を有しているとみられる²⁸。化学兵器と しては、サリン、VX、マスタードなどの保有が、 生物兵器に使用され得る生物剤としては、炭疽 菌、天然痘、ペストなどの保有が指摘されてい る²⁹。

また、北朝鮮が弾頭に生物兵器や化学兵器を搭 載し得る可能性も否定できないとみられている。

(3) 弾道ミサイル

北朝鮮の弾道ミサイルは、北朝鮮が極めて閉鎖 的な体制をとっていることもあり、大量破壊兵器 同様その詳細については不明な点が多いが、北朝 鮮は、軍事能力強化の観点に加え、政治外交的観

²⁷ 北朝鮮は、05 (平成17) 年に核兵器製造を公言し、12 (平成24) 年に改正された憲法において、自らを「核保有国」である旨明記するとともに、13 (平成 25) 年2月の3回目の核実験を実施後の同年4月には、「自衛的核保有国の地位をさらに強固にすることについての法」を定め、自らの「核保有国」としての 地位を国際社会に認めさせようとする動きを見せた。また、16 (平成 28) 年5月に開催された第7回朝鮮労働党大会において、金正恩党委員長は党中央委員 会事業総括報告の中で、自国を「核保有国」と位置づけた上で、「並進の戦略的路線を恒久的に堅持し、自衛的な核武力を質・量的にさらに強化していく」旨 述べている。

²⁸ 例えば、韓国の 「2016国防白書」 は、 「(北朝鮮は) 1980年代から化学兵器を生産し始め、約2,500~5,000トンの様々な化学兵器を貯蔵していると推定 される。また、炭疽菌、天然痘、ペストなど様々な種類の生物兵器を独自に培養し、生産しうる能力を保有していると推定される」と指摘している。また、18 (平成30) 年5月に公表された米国防省「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する報告」は、「北朝鮮は、火砲や弾道ミサイルを含む様々 な通常兵器を改良することにより、化学兵器を使用できる可能性がある」 と指摘している。 北朝鮮は、1987 (昭和62) 年に生物兵器禁止条約を批准してい るが、化学兵器禁止条約には加入していない。

²⁹ 生物兵器又は化学兵器が搭載された弾道ミサイルについても、弾道ミサイル防衛システムにより対処することを基本としている。生物兵器又は化学兵器を 搭載した弾道ミサイルをペトリオット・ミサイルPAC-3などにより破壊した場合のわが国の領土における被害については、弾頭の種類・性能、迎撃高度・ 速度、気象条件など様々な条件により異なることから、一概には言えないものの、一般論としては、弾道ミサイルに搭載された生物兵器又は化学兵器につい ては、弾道ミサイルの破壊時の熱などにより、無力化される可能性が高く、仮に、その効力が残ったとしても、落下過程で拡散し、所定の効果を発揮するこ とは困難であると考えられる。

点や外貨獲得の観点³⁰などからも、弾道ミサイル開発に高い優先度を与えていると考えられる。北朝鮮が保有・開発しているとみられる弾道ミサイルは次のとおりである³¹。

Q 参照 図表I-2-2-2 (北朝鮮が保有・開発しているとみられる弾道ミサイル)

図表I-2-2-3 (北朝鮮の弾道ミサイルの射程) 図表I-2-2-4 (これまでの北朝鮮による弾道ミサイル 発射)

ア 北朝鮮が保有・開発する弾道ミサイルの種類(ア)トクサ

トクサは、射程約120kmと考えられる単段式の短距離弾道ミサイルで、発射台付き車両(**TEL**, Transporter-Erector-Launcher) に搭載され移動して運用される。北朝鮮が保有・開発している弾道ミサイルとしては初めて固体燃料推進方式を採用したとみられる³²。

(イ) スカッド

スカッドは単段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイルで、TELに搭載され移動して運用される。

スカッドBは、射程約300km、スカッドCはスカッドBの射程を延長した射程約500kmとみられる短距離弾道ミサイルで、北朝鮮はこれらを生産・配備するとともに、中東諸国などへ輸出してきたとみられている。

スカッドERは、スカッドの胴体部分の延長や 弾頭重量の軽量化などにより射程を延長した弾道 ミサイルで、射程は約1,000km³³に達するとみら れており、わが国の一部がその射程内に入るとみ られる。

これらのほか、北朝鮮は、スカッドミサイルを改良したとみられる弾道ミサイルを開発している。当該弾道ミサイルは、17 (平成29) 年5月29日に1発が発射され、約400km飛翔し、わが国の排他的経済水域 (EEZ) 内に落下したと推定される。発射翌日、北朝鮮は、精密操縦誘導システム

を導入した弾道ロケットを新たに開発し、試験発射を成功裏に行ったと発表した。また、北朝鮮が公表した画像に基づけば、装軌式(キャタピラ式)TELから発射される様子や弾頭部に小型の翼³⁴とみられるものが確認されるなど、これまでのスカッドとは異なる特徴が確認される一方、弾頭部以外の形状や長さは類似しており、かつ、液体燃料推進方式のエンジンの特徴である直線状の炎が確認できる。当該弾道ミサイルは、終末誘導機動弾頭

KEY WORD

TEL とは Transporter-Erector-Launcher

固定式発射台からの発射の兆候は敵に把握されやすく、敵からの攻撃に対し脆弱であることから、発射の兆候把握を困難にし、残存性を高めるため、旧ソ連などを中心に開発が行われた発射台付き車両。18 (平成30) 年5月に公表された米国防省「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する報告」によれば、北朝鮮は、スカッド用のTELを最大100両、ノドン用のTELを最大50両、IRBM (ムスダン) 用のTELを最大50両保有しているとされる。

弾道ミサイルの長さや重量に応じてTELの種類も異なり、スカッドは4軸、ノドンは5軸、ムスダンは6軸、17(平成29)年7月4日及び7月28日に発射されたICBM級の新型弾道ミサイル及びKN-08/14は8軸、同年11月29日に発射された新型とみられるICBM級の弾道ミサイルは9軸の装輪式TELに搭載され移動して運用されるとみられる。同年2月12日及び5月21日に発射されたSLBM改良型の新型弾道ミサイル及び同年5月29日に発射されたスカッドミサイル改良型の新型弾道ミサイルについては、装軌式(キャタピラ式)TELから発射されたものとみられる。一般論として、装軌式TELは、装輪式TELと比べ、不整地面での活動に適しているが、長距離移動には適していないとされる。

TEL 搭載式ミサイルの発射については、TEL に搭載され移動して運用されることに加え、全土にわたって軍事関連の地下施設が存在するとみられていることから、その詳細な発射位置や発射のタイミングなどに関する個別具体的な兆候を事前に把握することは困難であると考えられる。TEL の開発動向は、北朝鮮の弾道ミサイル運用能力に関わるものであることから、弾道ミサイルそのものの開発動向

と合わせ、注視していく必要がある。

³⁰ 北朝鮮は自ら、「外貨稼ぎを目的」に弾道ミサイルを輸出していると認めている。(1998 (平成10) 年6月16日 「朝鮮中央通信」論評、02 (平成14) 年12 月13日北朝鮮外務省報道官談話) 一方、国際社会からの圧力の強化によって、北朝鮮の弾道ミサイル輸出が打撃を受けているとの指摘もある。

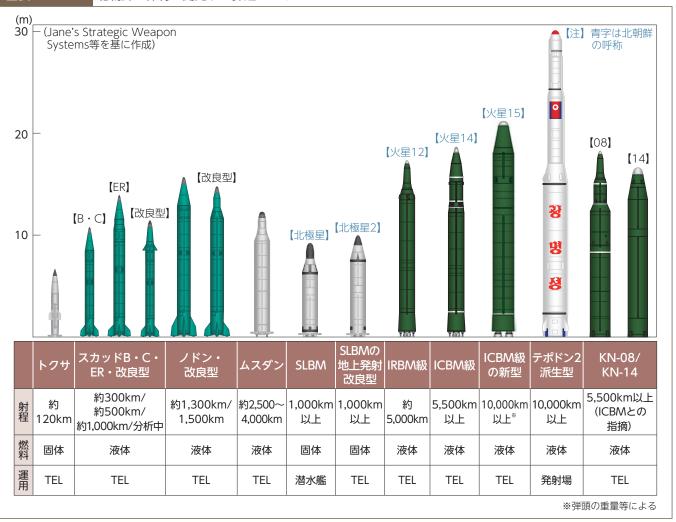
³¹ [Jane's Sentinel Security Assessment China and Northeast Asia (18 (平成30) 年4月アクセス)] によれば、北朝鮮は弾道ミサイルを合計700~1,000 発保有しており、そのうち 45%がスカッド級、45%がノドン級、残り10%がその他の中・長距離弾道ミサイルであると推定されている。

³² ベル在韓米軍司令官(当時)は、07 (平成19)年3月の下院軍事委員会で「北朝鮮は、新型で固体燃料推進方式の短距離弾道ミサイルを開発中である。最近では、06 (平成18)年3月、このミサイルを成功裏に試験発射した。一旦運用可能な状態になれば、このミサイルは現行のシステムに比し、より機動的かつ急速展開が可能で、一層短い準備期間での発射が可能となるだろう」と証言した。

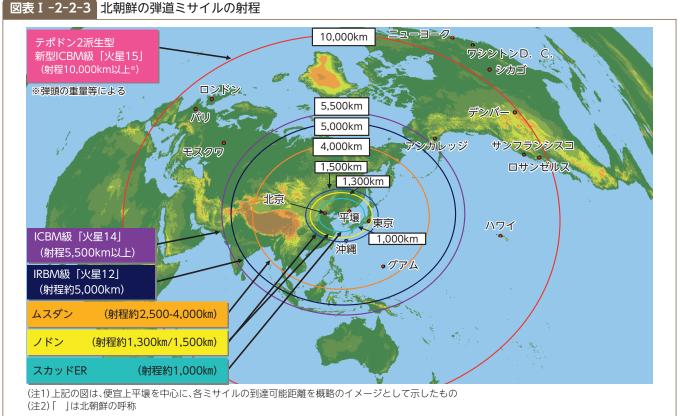
^{33 18 (}平成30) 年5月に公表された米国防省「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する報告」

³⁴ 一般論として、弾道ミサイルの弾頭部の小型の翼については、空力安定、飛翔中の操縦、精度向上の機能があるとされている。

北朝鮮が保有・開発する弾道ミサイル



図表 I -2-2-3



図表 I-2-2-4 これまでの北朝鮮による弾道ミサイル発射

15 (平成27) 年以前

日付	推定される弾種	発射数	場所	飛翔距離
1993.05.29	ノドン(可能性)	不明	不明	約500km
1998.08.31	テポドン1	1発	テポドン地区	約1,600km
2006.07.05	スカッド及びノドン	6発	旗対嶺(キテリョン) 地区	約400km
2006.07.05	テポドン2	1発	テポドン地区	不明、失敗と推定
2009.04.05	テポドン2又は派生型	1発	テポドン地区	3,000km以上
2009.07.04	スカッド又はノドン	7発	旗対嶺(キテリョン) 地区	最長約450km
2012.04.13	テポドン2又は派生型	1発	東倉里(トンチャリ) 地区	不明、失敗と推定
2012.12.12	テポドン2派生型	1発	東倉里(トンチャリ) 地区	約2,600km (2段目落下地点)
2014.03.03	スカッド	2発	元山(ウォンサン) 付近	約500km
2014.03.26	ノドン	2発	粛川(スクチョン) 付近	約650km
2014.06.29	スカッド	2発	元山(ウォンサン) 付近	約500km
2014.07.09	スカッド	2発	平壌の南方約100km	約500km
2014.07.13	スカッド	2発	開城(ケソン) 付近	約500km
2014.07.26	スカッド	1発	海州(ヘジュ) の西方約100km	約500km
2015.03.02	スカッド	2発	南浦(ナンポ) 付近	約500km

16 (平成28) 年

10 (1,10,20) +				
日付	推定される弾種	発射数	場所	飛翔距離
2016.02.07	テポドン2派生型	1発	東倉里(トンチャンリ)	約2,500km (2段目落下地点)
2016.03.10	スカッド	2発	南浦(ナンポ) 付近	約500km
2016.03.18	ノドン	1発	粛川(スクチョン) 付近	約800km
2016.04.15	ムスダン(指摘)	1発	東岸地域	不明、失敗と推定
2016.04.23	SLBM「北極星」	1発	新浦(シンポ) 沖	約30km (韓国合参)
2016.04.28	ムスダン	2発	元山(ウォンサン)	不明、失敗と推定
2016.05.31	ムスダン(可能性)	1発	元山(ウォンサン)	不明、失敗と推定
2016.06.22	ムスダン	2発	元山(ウォンサン)	1発目:約100km (最大)、2発目:約400km
2016.07.09	SLBM「北極星」	1発	新浦(シンポ) 沖	数km (韓国報道)
2016.07.19	スカッド及びノドン	3発	黄州(ファンジュ) 付近	1発目:約400km、3発目:約500km
2016.08.03	ノドン	2発	殷栗(ウンニュル) 付近	約1,000km (1発は発射直後に爆発)
2016.08.24	SLBM「北極星」	1発	新浦(シンポ) 付近	約500km
2016.09.05	スカッドER	3発	黄州(ファンジュ) 付近	約1,000km
2016.10.15	ムスダン	1発	亀城(クソン) 付近	不明、失敗と推定
2016.10.20	ムスダン	1発	亀城(クソン) 付近	不明、失敗と推定

17 (平成29) 年

日付	推定される弾種	発射数	場所	飛翔距離
2017.02.12	SLBMを地上発射型に改良した弾道 ミサイル「北極星2」	1発	亀城(クソン) 付近	約500km
2017.03.06	スカッドER	4発	東倉里(トンチャンリ) 付近	約1,000km
2017.03.22	分析中	1発	元山(ウォンサン) 付近	発射後数秒以内に爆発、失敗と推定
2017.04.05	分析中	1発	新浦(シンポ) 付近	約60km
2017.04.16	分析中	1発	新浦(シンポ) 付近	発射直後に爆発、失敗と推定
2017.04.29	分析中	1発	北倉(プクチャン) 付近	約50km離れた内陸部に落下、失敗と推定
2017.05.14	IRBM級の弾道ミサイル「火星12」	1発	亀城(クソン) 付近	約800km
2017.05.21	SLBMを地上発射型に改良した弾道 ミサイル「北極星2」	1発	北倉(プクチャン) 付近	約500km
2017.05.29	スカッドミサイルを改良した弾道ミ サイル	1発	元山(ウォンサン) 付近	約400km
2017.07.04	ICBM級の弾道ミサイル「火星14」	1発	亀城(クソン) 付近	約900km
2017.07.28	ICBM級の弾道ミサイル「火星14」	1発	舞坪里(ムピョンニ) 付近	約1,000km
2017.08.29	IRBM級の弾道ミサイル「火星12」	1発	順安(スナン) 付近	約2,700km
2017.09.15	IRBM級の弾道ミサイル「火星12」	1発	順安(スナン) 付近	約3,700km
2017.11.29	ICBM級の新型弾道ミサイル「火星 15」	1発	平城(ピョンソン) 付近	約1,000km

※「」は北朝鮮の呼称

(MaRV: Maneuverable Re-entry Vehicle) を 装備しているとの指摘³⁵もある。北朝鮮は、金正 恩委員長が、敵の艦船などの個別目標を精密打撃 することが可能な弾道ミサイル開発を指示したと 発表していることも踏まえれば、弾道ミサイルに よる攻撃の正確性の向上を企図しているとみられ る。

(ウ) ノドン

ノドンは、単段式の液体燃料推進方式の弾道ミ サイルで、TELに搭載され移動して運用される。 射程約1,300kmに達するとみられており、わが 国のほぼ全域がその射程内に入るとみられる。

ノドンの性能の詳細は確認されていないが、命 中精度については、この弾道ミサイルがスカッド

の技術を基にしているとみられていることから、 例えば、特定の施設をピンポイントに攻撃できる ような精度の高さではないと考えられるものの、 精度の向上が図られているとの指摘もある。この 点、ノドンについては、弾頭部の改良により精度 の向上を図ったタイプ (弾頭重量の軽量化により 射程は約1.500kmに達するとみられる)の存在 が指摘されていたところ、16 (平成28) 年7月19 日のスカッド1発及びノドン2発の発射翌日に北 朝鮮が発表した画像において、同タイプの弾道ミ サイルの発射が初めて確認されたことから、引き 続き、関連の動向に注視していく必要がある。

(エ)潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)

北朝鮮は、SLBM及びSLBMの搭載を企図した 新型潜水艦の開発を行っていると指摘されてきた が、15 (平成27) 年5月に、北朝鮮メディアを通 じてSLBM (北朝鮮の呼称によれば「北極星」型) の試験発射に成功したと発表して以降、これまで に4回³⁶、SLBMの発射を公表している。これまで 北朝鮮が公表した画像及び映像から判断すると、 空中にミサイルを射出した後に点火する、いわゆ る「コールド・ローンチシステム」の運用に成功 している可能性がある。また、16 (平成28) 年4 月及び同年8月の発射においては、ミサイルから 噴出する炎の形及び煙の色などから、液体燃料推 進方式に比べ、軍事的に優れているとされる固体 燃料推進方式が採用されていると考えられる³⁷。

これまで、SLBMと推定される弾道ミサイルと して、わが国に向けた飛翔が確認されたのは、16 (平成28) 年8月24日に北朝鮮東岸の新浦(シン ポ)付近から発射された1発で、発射された SLBM は約500km 飛翔した。SLBM として初め て約500km飛翔したという点を踏まえれば、こ れまでの発射などを通じて問題の解決に努め、一 定の技術的進展を得た可能性も否定できない。さ らに、この時発射されたSLBMと推定される弾道 ミサイルについては、約500kmを射程とする弾

³⁵ 例えば、「Jane's Sentinel Security Assessment China and Northeast Asia (18 (平成30) 年4月アクセス)」は、17年5月29日の試験発射は、MaRV を装備した、スカッドをベースとする短距離弾道ミサイルの初めての発射であるとみられ、北朝鮮による精密誘導システムの進歩を示すものであると指摘 している。

³⁶ 北朝鮮は、15 (平成27) 年5月9日にSLBMの試験発射に成功した旨発表したほか、16 (平成28) 年1月8日に、15 (平成27) 年5月に公開したものとは 異なるSLBMの射出試験とみられる映像を公表、16 (平成28) 年4月24日及び8月25日にもSLBMの試験発射に成功した旨発表している。また、北朝鮮 は発射の事実を公表していないが、防衛省としては、同年7月9日にも北朝鮮がSLBMと推定される弾道ミサイル1発を発射したと推定している。

³⁷ 北朝鮮のSLBMは、ムスダン同様、液体燃料推進方式の旧ソ連製SLBM [SS-N-6]を改良したものであると指摘されている。

道ミサイルの通常の高度と比べると、通常よりも やや高い軌道で発射されたと推定され、仮に通常 の軌道で発射されたとすれば、その射程は 1,000kmを超えると見込まれる³⁸。

また、北朝鮮によるSLBMの発射はコレ級潜水 艦 (排水量約1,500トン) から行われていると考 えられ、現在、同潜水艦を1隻保有しているとみ られている。また、北朝鮮はSLBM発射のための さらに大きな潜水艦の開発を追求しているとの指 摘もある³⁹。

こうしたSLBM及びSLBMの搭載を企図した 新型潜水艦の開発により、北朝鮮は弾道ミサイル による打撃能力の多様化と残存性の向上を企図し ているものと考えられる。

(オ) SLBM 改良型弾道ミサイル

北朝鮮は、SLBMを地上発射型に改良したとみ られる弾道ミサイル (北朝鮮の呼称によれば「北 極星2」型)を、17(平成29)年2月12日及び5 月21日に1発ずつ発射している。いずれも、約 500km飛翔したものと推定されるが、通常より もやや高い軌道で発射されたと推定され、仮に通 常の軌道で発射されたとすれば、その射程は 1.000kmを超えると見込まれる。同年2月12日 の発射翌日、北朝鮮は、発射した弾道ミサイルを 「北極星2」型と呼称し、16 (平成28) 年8月の SLBM発射の成果に基づき地対地弾道弾として開 発したと発表している。また、17(平成29)年5 月21日の発射翌日、北朝鮮は、「北極星2|型の試

験発射を再び成功裏に実施し、金正恩委員長が 「部隊実戦配備」を承認したと発表している。さら に、北朝鮮が公表した画像には、いずれにおいて も、装軌式(キャタピラ式)TELから発射され、 空中にミサイルを射出した後に点火する、いわゆ る「コールド・ローンチシステム」により発射さ れる様子や固体燃料推進方式のエンジンの特徴で ある放射状の噴煙が確認される。「コールド・ロー ンチシステム」や固体燃料推進方式のエンジンを 利用しているとみられる点は、SLBMと共通して いる。北朝鮮が当該弾道ミサイルの実戦配備に言 及していることも踏まえれば、わが国を射程に入 れる固体燃料推進方式の弾道ミサイルが新たに配 備される可能性が考えられる。

(カ) 中距離弾道ミサイル (IRBM) 級弾道ミサイル 北朝鮮は、液体燃料方式のIRBM級弾道ミサイ ル(北朝鮮の呼称によれば「火星12|型)をこれ までに3発発射している。17 (平成29) 年5月14 日に1発が発射され、2,000kmを超える高度に達 し、30分程度、約800km飛翔したと推定される。 飛翔形態から、当該弾道ミサイルは、ロフテッド 軌道で発射されたと推定されるが、仮に通常の軌 道で発射されたとすれば、その射程は、最大で約 5.000kmに達すると見込まれる。また、北朝鮮が 発射翌日に公表した画像には、液体燃料推進方式 のエンジンの特徴である直線状の炎が確認できる ことから、当該弾道ミサイルは液体燃料を使用し ているとみられる。同年8月29日及び9月15日

^{38 16 (}平成28) 年8月25日朝の朝鮮中央放送によれば、北朝鮮は、今回の試験発射が、いわゆる「ロフテッド軌道」による発射を意味すると考えられる「高 角発射態勢」に基づいて「周辺諸国の安全にいかなる否定的影響も与えず、成功裏に実施された」と発表している。

³⁹ [Jane's Fighting Ships 2017-2018] による。

には、渡島半島付近及び襟裳岬付近のわが国領域 の上空を通過する形で当該弾道ミサイルが1発ず つ発射された。8月29日に発射された弾道ミサイ ルは、わが国領域の上空を約550kmの高度で通 過し、約2,700km飛翔したと推定される。9月15 日に発射された弾道ミサイルは、わが国領域の上 空を約700kmから800kmの高度で通過し、約 3,700km飛翔したと推定される。北朝鮮が弾道 ミサイルと称するものを発射し、わが国領域の上 空を通過させた事例は、これらが初めてである。

当該弾道ミサイルは、飛翔距離などを踏まえれ ば、IRBMとしての一定の機能を示したと考えら れる。また、短期間のうちに立て続けにわが国上 空を通過する弾道ミサイルを発射したことは、北 朝鮮が弾道ミサイルの能力を着実に向上させてい ることを示すものであると考えられる。さらに、 同年5月及び8月の発射では、装輪式TELから切 り離された上で発射された様子が確認されたが、 9月の発射時には、装輪式TELに搭載されたまま 発射された様子が確認できること及び北朝鮮が同 発射について、「実戦的な行動順序を確認する目 的」「『火星12』型の戦力化を実現した」と主張し ていることなどを踏まえれば、実戦的な運用能力 を向上させている可能性が考えられる。

なお、北朝鮮は、16 (平成28) 年、IRBM級の 弾道ミサイルとみられるムスダン⁴⁰の発射を繰り 返しており、同年6月にはロフテッド軌道により 一定の距離を飛翔させたが、同年10月には2回 連続で発射に失敗しているとみられることから、 ムスダンについては実用化に向けた課題が残され ている可能性や、IRBM級の弾道ミサイルとして は、「火星12」型の開発・実用化に集中している 可能性が考えられる。

(キ) 大陸間弾道ミサイル (ICBM) 級弾道ミサイル (17(平成29)年7月4日及び28日に発射され たもの)

北朝鮮は、大陸間弾道ミサイル (ICBM) 級の 弾道ミサイル(北朝鮮の呼称によれば「火星14」

型)をこれまでに2発発射している。当該弾道ミ サイルは、17 (平成29) 年7月4日に1発が発射 され、2.500kmを大きく超える高度に達し、約 40分間、約900km飛翔し、わが国の排他的経済 水域 (EEZ) 内に落下したと推定される。また、同 月28日に発射された際は、3,500kmを大きく超 える高度に達し、約45分間、約1.000kmを飛翔 し、わが国のEEZ内に落下したと推定される。こ のような飛翔形態から、当該弾道ミサイルは2発 ともロフテッド軌道で発射されたと推定され、通 常の軌道で発射されたとすれば射程は少なくとも 5.500kmを超えるとみられる。7月4日の発射当 日、北朝鮮は「特別重大報道41」を行い、新型の大 陸間弾道ロケット (ICBM) の試験発射に成功し た旨発表した。また、7月28日の発射翌日、北朝 鮮は、「核爆弾爆発装置」が正常に作動し、大気圏 再突入環境における弾頭部の安全性などが維持さ れた旨主張するなど、長射程の弾道ミサイルの実 用化を目指していると考えられる。

北朝鮮の発表した画像に基づけば、7月4日及 び同月28日に発射された弾道ミサイルは、5月 14日に発射されたIRBM級の弾道ミサイルと、 ①エンジンがメインエンジン1基と4つの補助エ ンジンから構成されていること、②推進部の下部 の形状がラッパ状であること、③液体燃料推進方 式の直線状の炎が確認できること、が共通してい る。こうした点や、それぞれの弾道ミサイルにつ

⁴⁰ ムスダンの射程については約2,500~4,000kmに達するとの指摘があり、わが国全域に加え、グアムがその射程に入る可能性が指摘されている。スカッド やノドンと同様に、液体燃料推進方式で、TELに搭載され移動して運用される。ムスダンは北朝鮮が1990年代初期に入手した旧ソ連製潜水艦発射弾道ミサ イル (SLBM: Submarine-Launched Ballistic Missile) SS-N-6を改良したものであると指摘されている。

⁴¹ 今回の発表の他、初の水爆実験に成功した旨の発表 (16 (平成28) 年1月6日) 及び地球観測衛星 「光明星」 4号打ち上げが成功した旨の発表 (同年2月7日) が、「特別重大報道」として行われている。

解説

北朝鮮のICBM開発状況

COLUMN

北朝鮮は、17 (平成29) 年7月に2度、そして同年11月にも大陸間弾道ミサイル (ICBM) 級の弾道ミサイルを発射したほか、18 (平成30) 年1月の新年の辞において、「米国本土全域が核攻撃の射程圏内」などと主張しています。

一般に、兵器としてのICBMの実現には①5,500km以上の射程、②核兵器の小型化・弾頭化、及び③ 大気圏再突入技術などが必要と考えられています。

①の射程については、17 (平成29) 年7月に2度発射されたICBM級の弾道ミサイル (北朝鮮の呼称によれば「火星14」型) は、その飛翔距離、高度などから、射程は5,500km以上と考えられます。また、同年11月に発射された新型のICBM級弾道ミサイル (北朝鮮の呼称によれば「火星15」型) は、弾頭の重量などによっては、1万kmを超える可能性があります。

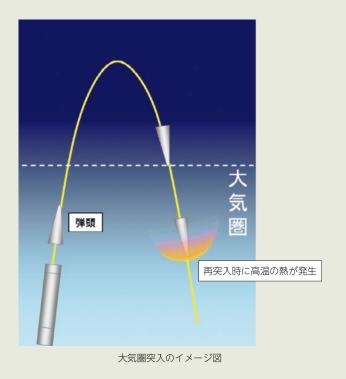
②の核兵器の小型化・弾頭化については、北朝鮮が06 (平成18) 年に初めての核実験を実施してから10年以上が経過したことや、通算6回の核実験を通じた技術的成熟が見込まれることなどを踏まえれば、その実現に至っている可能性が考えられます。

③の大気圏再突入技術については、弾道ミサイルが発射されて大気圏の外に出たのち、再び大気圏内に突入する際に発生する熱から弾頭部の変形や破壊などを防ぐ熱防護技術が特に重要です。北朝鮮はこれまでに当該技術を実証した旨繰り返し主張していますが、実際に北朝鮮が当該技術を実証し得ているか否かについては、引き続き慎重な分析が必要です。

いずれにせよ、北朝鮮は弾道ミサイルの発射を 繰り返すことにより、関連技術を蓄積していくも のと考えており、そうした前提に立って、国民の生 命・財産と我が国の領土・領海・領空を守り抜く より一層の万全の備えを構築する必要があります。

仮に、北朝鮮が弾道ミサイルの開発をさらに進展させ、再突入技術を実証するなどした場合は、 北朝鮮が米国に対する戦略的抑止力を確保したとの認識を一方的に持つに至る可能性があります。 北朝鮮がそのような抑止力に対する過信・誤認を すれば、地域における軍事的挑発行為の増加・重 大化につながる可能性もあり、我が国としても強 く懸念すべき状況になり得ると認識しています。

北朝鮮が核兵器を搭載した弾道ミサイルで米国 を攻撃する能力を数か月で獲得する可能性がある との指摘もあり、政府としても、北朝鮮の核・ミ サイル開発状況について、重大な関心をもって注 視する必要があります。



いて推定される射程も踏まえれば、7月4日及び7月28日に発射されたICBM級の弾道ミサイルは、5月14日に発射されたIRBM級の新型弾道ミサイルを基に開発した可能性が考えられる。

また、北朝鮮が発表した画像に基づけば、7月4日及び同月28日に発射したとみられる弾道ミサイルが、KN-08/14((コ)において後述)と同様

の8軸の装輪式TELに搭載された様子が確認できるが、他方、発射の時点の画像では、TELではなく簡易式の発射台から発射されていることが確認できる。さらに、当該弾道ミサイルは2段式であったと考えられる。

(ク)新型のICBM級弾道ミサイル

(17(平成29)年11月29日に発射されたもの)

北朝鮮は、17年(平成29)年11月29日、上記 (キ)で述べたものとは異なる新型とみられる ICBM級弾道ミサイル (北朝鮮の呼称によれば 「火星15」型)1発を発射した。当該弾道ミサイル は、4.000kmを大きく超える高度に達し、約53 分程度、約1,000km飛翔し、わが国の排他的経済 水域 (EEZ) 内に落下したと推定される。このよ うな飛翔形態から、当該弾道ミサイルはロフテッ ド軌道で発射されたと推定される。北朝鮮は発射 当日の「重大報道」で、新たに開発されたICBM 「火星15」型の試験発射が成功裏に行われ、この ICBMは米国本十全域を打撃することができ、国 家核武力の完成を実現した旨発表した。

当該弾道ミサイルについては、①その飛翔距離 及び飛翔高度、②北朝鮮が、新型のICBM「火星 15]型の試験発射に成功した旨発表したこと、③ これまでに見られたことのない9軸のTELに搭 載された様子が確認できること、④弾頭の先端の 形状が鈍頭(丸みを帯びた形状)であることなど から、同年7月に2度発射されたICBM級とは異 なる、新型のICBM級弾道ミサイルであったと考 えられる。また、北朝鮮が公表した画像によれば、 当該弾道ミサイルは2段式であること、TELから 切り離された上で発射された様子及び液体燃料推 進方式の特徴である直線状の炎が確認できる。

さらに、当該弾道ミサイルについて、その飛翔 高度、距離、公表された映像などを踏まえれば、 搭載する弾頭の重量などによっては1万kmを超 える射程となり得ると考えられることから、あら

ためて北朝鮮による弾道ミサイルの長射程化が懸 念される。

また、従来、北朝鮮が保有する装輪式のTELに ついては、ロシア製及び中国製のTELを改良した ものとの指摘がある中で、北朝鮮が装輪式TELを 自ら開発したと主張していることから、今後の開 発動向が注目される。

(ケ) テポドン1及びテポドン2

テポドン1及びテポドン2は、固定式発射台か ら発射する長射程の弾道ミサイルである。テポド ン1は、ノドンを1段目、スカッドを2段目に利 用した2段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイル で、射程は約1,500km以上と考えられる。テポド ン1については、1998 (平成10)年に、北朝鮮北 東部沿岸地域のテポドン地区から発射され、その 一部がわが国上空を越え三陸沖に落下したと推定 される。テポドン1はテポドン2を開発するため の過渡的なものであった可能性がある。

テポドン2は、1段目にノドンの技術を利用し たエンジン4基を、2段目に同様のエンジン1基 をそれぞれ使用していると推定されるミサイルで ある。射程については、2段式のものは約6,000km とみられ、3段式である派生型については、ミサ イルの弾頭重量を約1トン以下と仮定した場合、 約1万km以上におよぶ可能性があると考えられ る。テポドン2又はその派生型は、これまで合計 5回発射されている。

もっとも最近では、16 (平成28) 年2月、国際 機関に通報を行った上で、「人工衛星」を打ち上げ るとして、北朝鮮北西部沿岸地域の東倉里地区か ら、前回12(平成24)年12月の発射の際に使用 されたものと同様の仕様のテポドン2派生型を発 射した⁴²。この発射により、同様の仕様の弾道ミ サイルを2回連続して発射し、概ね同様の態様で 飛翔させ、地球周回軌道に何らかの物体を投入し たと推定されることから、北朝鮮の長射程の弾道 ミサイルの技術的信頼性は前進したと考えられる。

こうした長射程の弾道ミサイルの発射試験は、 射程の短い他の弾道ミサイルの射程の延伸や、弾 頭重量の増加、命中精度の向上といった性能の向

^{42 16 (}平成28) 年6月、鳥取県の海岸において、外見などの特徴から、北朝鮮が同年2月に発射したテポドン2派生型の先端部の「外郭覆い」(フェアリング) の一部とみられる漂着物が発見された。島根県から防衛省が引き取り、18 (平成30) 年6月現在、その詳細について分析を進めている。

上にも資するものであるほか、多段階推進装置の 分離技術や、姿勢制御・推進制御技術などの関連 技術は北朝鮮が新たに開発中の他の中・長距離弾 道ミサイルにも応用可能とみられることから、北 朝鮮が保有するノドンなどの弾道ミサイルの性能 の向上のほか、新たな弾道ミサイルの開発を含 め、北朝鮮による弾道ミサイル開発全体をより一 層進展させるとともに、攻撃手段の多様化にも繋 がるものであると考えられる。

北朝鮮は、「人工衛星の打上げ」を継続するとと もに、より強力な運搬ロケットを開発・発射して いくとの主張を続けており、今後も、長射程の弾 道ミサイルの実用化に向けたさらなる技術的検証 のため、「人工衛星」打上げを名目にした同様の発 射を繰り返すなどして、長射程の弾道ミサイル開 発を一層進展させていく可能性も考えられる。北 朝鮮は、東倉里地区に所在する固定式発射台の大 型化改修などを行っていると指摘43されており、 16 (平成28) 年2月に発射されたミサイルは12 (平成24)年12月に発射されたテポドン2派生型 と同程度の大きさだったものの、将来的にはこれ よりも大型の長距離弾道ミサイルが発射される可 能性もある。また、固定式発射台からの発射は外 部からの攻撃に対し脆弱であることから、北朝鮮 は今後発射施設の地下化・サイロ化や長射程の弾 道ミサイルのTELからの発射といった抗堪性及 び残存性の追求を図っていく可能性がある。

(コ) KN-08/KN-14

12 (平成24) 年4月及び13 (平成25) 年7月に 行われた閲兵式 (軍事パレード) で登場した新型 ミサイル 「KN-08」は、詳細は不明ながら、大陸 間弾道ミサイルとみられている44。また、15 (平成 27) 年10月の閲兵式には、「KN-08」とみられる新型ミサイルが、これまでと異なる形状の弾頭部で登場した⁴⁵。この「KN-08」の派生型とみられる新型ミサイルについて、米国防省は「KN-14」と呼称している旨報じられている。テポドン2が固定式発射台から発射するのに対し、KN-08及びKN-14はTEL搭載式であるため、発射兆候の事前の把握を困難にし、残存性を高める意図があると考えられる。

イ 最近の弾道ミサイル発射の動向

北朝鮮は、これまで各種の弾道ミサイルの発射を繰り返してきているが、特に16(平成28)年来、新型とみられるものを含め、40発もの弾道ミサイルの発射を強行している。

北朝鮮による弾道ミサイル発射の動向について は、第一に、弾道ミサイルの長射程化を図ってい るものとみられる46。16 (平成28) 年2月に「人工 衛星 | と称する長距離弾道ミサイル 「テポドン2 派生型」を発射したほか、16 (平成28) 年にグア ムが射程に入るとされる「ムスダン」の発射を繰 り返した。17 (平成29) 年に発射された IRBM 級 弾道ミサイルについては、その射程は最大で約 5.000kmに達すると見込まれる。また、同年7月 にはICBM級の弾道ミサイルを発射したほか、 11月には、弾頭の重量などによっては1万kmを 超える射程となり得る新型とみられるICBM級 弾道ミサイルを発射している⁴⁷。長射程の弾道ミ サイルの実用化のためには、弾頭部の大気圏外か らの再突入の際に発生する超高温の熱などから再 突入体を防護する技術について更なる検証が必要 になるものと考えられるが、北朝鮮は、16(平成 28) 年3月、「弾道ロケット大気圏再突入環境模

⁴³ 米国ジョンズホプキンス大学米韓研究所ウェブサイト (38North) が14 (平成26) 年10月1日及び同年7月29日付で公表した記事は、東急望地区を撮影した衛星画像を分析した結果、発射タワーが高さ55mに延伸されており、12 (平成24) 年12月に使用されたテポドン2派生型 (全長約30m) よりも大型の全長50mまでのロケットが発射可能となると指摘している。

^{44 15 (}平成27) 年2月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、「北朝鮮は移動式大陸間弾道ミサイル (ICBM) KN-08を2度公開した。このミサイルは未だ試験はなされていないものの、北朝鮮はこのミサイルシステムの配備に向けた初期段階の措置を既に取った」と評価している。

^{45 15 (}平成27) 年10月13日付の [Jane's Defence Weekly] は、同年10月10日の軍事パレードに登場した [KN-08] について、3段目が以前より大きくなっていることから射程が延伸されている可能性、質の低い先端部の素材では再突入時の高温に耐えられない為、速度を落とし弾頭部を保護するために鈍頭化した可能性などを指摘している。

⁴⁶ 北朝鮮は、1990年代までに、ノドンなど、より長射程の弾道ミサイル開発に着手したと考えられる。

^{47 17 (}平成29) 年1月1日の「新年の辞」では、大陸間弾道ロケット試験発射準備事業が最終段階に至った旨発表していた。なお、北朝鮮では、1994 (平成6) 年まで、毎年1月1日に金日成国家主席による「新年の辞」の演説が行われてきたが、同国家主席死去後の1995 (平成7) 年以降12 (平成24) 年までの間は、これに代わり、朝鮮労働党機関紙「労働新聞」、朝鮮人民軍機関紙「朝鮮人民軍」、金日成社会主義青年同盟機関紙「青年前衛」の3紙による「新年共同社説」が発表されていた。

擬試験 | を行い、成功した旨公表している48 ほか、 7月4日の発射により、弾頭の大気圏再突入技術 を実証した旨発表している。さらに、17(平成 29) 年11月の新型とみられるICBM級弾道ミサ イル発射当日、弾頭の再突入環境における信頼性 を再立証した旨発表する⁴⁹など、長射程の弾道ミ サイルの実用化を追求する姿勢を示しており50、 わが国を含む関係国にとって深刻な懸念となって いる。

第二に、実戦配備済みの弾道ミサイルについ て、飽和攻撃のために必要な正確性及び運用能力 向上を企図している可能性がある。実戦配備済み のスカッド及びノドンについては、金正日国防委 員会委員長の在任中にも発射が確認されている が、14(平成26)年以降は、スカッド及びノドン を、過去に例の無い地点から、早朝・深夜に、 TELを用いて、多くの場合、複数発、北朝鮮西部 から東に向けて朝鮮半島を横断する形で発射して いる。これは、北朝鮮が、スカッド及びノドンに ついて、任意の地点から、任意のタイミングで発 射できることを示しており、北朝鮮は弾道ミサイ ルの性能や信頼性に自信を深めているものと考え られる。

また、スカッド及びノドンについては、16(平 成28) 年来、わが国の排他的経済水域 (EEZ) 内 に弾頭が落下したと推定される発射があり、わが 国の安全保障に対する重大な脅威となっている。 同年8月3日に発射された1発のノドンとみられ る弾道ミサイルは、約1.000km飛翔し、その弾頭 がわが国の排他的経済水域 (EEZ) 内に初めて落 下したと推定される。同年9月5日に発射された 3発のスカッドERとみられる弾道ミサイルは、 同時に発射され、いずれも約1,000km飛翔した 上で、わが国のEEZ内のほぼ同じ地点に落下した と推定される。さらに、17(平成29)年3月6日 に発射された4発のスカッドERとみられる弾道

ミサイルは、同時に発射され、いずれも約 1.000km飛翔し、そのうち3発は、わが国のEEZ 内に、残り1発もEEZ付近に落下したと推定され

こうした発射を通じて、北朝鮮は、弾道ミサイ ルについて、研究開発だけではなく、運用能力の 向上を企図している可能性がある。金正恩委員長 は、軍部隊に対し、形式主義を排した実戦的訓練 を行うよう繰り返し指導していることから、こう した指導が、配備済み弾道ミサイルの発射の背景 となっている可能性も考えられる。

また、17 (平成29) 年5月29日発射された、ス カッドミサイルを改良したとみられる新型弾道ミ サイルについて、北朝鮮は「精密操縦誘導システ ムを導入した弾道ロケット | であると主張してい るところ、当該弾道ミサイルは、終末誘導機動弾 頭(MaRV)を装備しているとの指摘もある。北 朝鮮は、実戦配備済みの弾道ミサイルの改良によ り攻撃の正確性の向上を企図しているとみられる。

第三に、発射の兆候把握を困難にするための秘 匿性や即時性を高め、奇襲的な攻撃能力の向上を 図っているものとみられる。発射台付き車両 (TEL) や潜水艦を使用する場合、任意の地点から の発射が可能であり、発射の兆候を事前に把握す るのが困難となるが、北朝鮮は、TELからの発射 や潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) の発射を繰 り返している。また、16 (平成28) 年に発射を繰 り返したSLBMや17(平成29)年2月12日及び 5月21日に発射されたSLBMを地上発射型に改 良したとみられる弾道ミサイルは、固体燃料を使 用しているものとみられ、北朝鮮は、弾道ミサイ ルの固体燃料化を進めている可能性がある⁵¹。一 般的に、固体燃料推進方式のミサイルは、固形の 推進薬が前もって充填されており、液体燃料推進 方式に比べ、即時発射が可能であり発射の兆候が 事前に察知されにくく、ミサイルの再装填もより

⁴⁸ 北朝鮮が公表した画像によれば、当該試験は、固定した台の上に設置した試験体に弾道ミサイルのエンジンを噴射することにより、弾頭部の大気圏外からの 再突入の際に生じる高温を模した試験の実施を企図したものと考えられる。一般的に、弾道ミサイルのエンジンの噴射のみでは弾頭部の大気圏外からの再突 入の状況を再現することは困難であり、大気の流れによる影響なども含めた正確な実証を行うためには、飛翔試験による技術検証を行うことが必要である。

⁴⁹ 北朝鮮が、17 (平成29) 年11月29日の発射により、長射程の弾道ミサイルの実用化に必要な大気圏再突入時の弾頭保護技術を実証し得たのかについては、 引き続き分析が必要である。

⁵⁰ 北朝鮮は、16 (平成28) 年4月に 「新型大陸間弾道ロケット (ICBM) 大出力発動機 (エンジン)」 の地上燃焼実験の実施を、同年9月に 「新型衛星運搬ロケッ ト用大出力発動機(エンジン)」の地上燃焼実験の実施を、17(平成29)年3月に、新型の「大出力エンジン」の地上燃焼実験の実施を発表している。

⁵¹ さらに、北朝鮮のメディアが17 (平成29) 年8月23日、金正恩委員長による国防科学院化学材料研究所の視察を報じた際に公表された写真に、「北極星3」 と書かれたパネルが写っており、「北極星」との呼称から、固体燃料を使った新型の弾道ミサイルの開発が行われているとの指摘もある。

迅速に行え、かつ、保管や取扱いも比較的容易であることなどから、軍事的に優れているとされる。 こうしたことから、北朝鮮は奇襲的な攻撃能力の向上を図っているものとみられる。

第四に、発射形態の多様化を図っている可能性がある。16 (平成28)年6月22日のムスダン発射、17 (平成29)年5月14日、7月4日、7月28日及び11月29日の弾道ミサイル発射においては、通常よりも高い角度で高い高度まで打ち上げる、いわゆるロフテッド軌道と推定される発射形態が確認されたが、一般論として、ロフテッド軌道で発射された場合、迎撃がより困難になると考えられる。

北朝鮮が弾道ミサイルの開発をさらに進展させ、再突入技術を実証するなどした場合は、北朝鮮が米国に対する戦略的抑止力を確保したとの認識を一方的に持つに至る可能性がある。仮に、北朝鮮がそのような抑止力に対する過信・誤認をすれば、北朝鮮による地域における軍事的挑発行為の増加・重大化につながる可能性もあり、わが国としても強く懸念すべき状況となり得る。

ウ 今後の弾道ミサイル開発の動向

18 (平成30) 年1月の「新年の辞」で、金正恩委員長は、国家核武力完成という歴史的大業を成就したと宣言した上で、既にその威力と信頼性が確固として保証された核弾頭と弾道ロケットを大量生産して実戦配備する事業に拍車を掛けていくべきである旨述べている。また、北朝鮮の長射程の弾道ミサイルの開発動向について、例えば、米国は18 (平成30) 年2月に発表した「核態勢の見直し」(2018NPR) において、北朝鮮が核搭載弾道ミサイルで米国を攻撃する能力を数か月で獲得する可能性があると指摘している。

一方で、金正恩委員長は18 (平成30) 年4月の 朝鮮労働党中央委員会総会で大陸間弾道ミサイル の試験発射中止について言及し、また、同年6月 に行われた米朝首脳会談で非核化の意思を明確に 示している。これらの動きも踏まえ、引き続き北 朝鮮の弾道ミサイル開発の動向について、重大な 関心をもって注視していく必要がある。

4 内政

(1) 金正恩体制の動向

北朝鮮においては、11 (平成23) 年の金正日 国防委員会委員長死去後、金正恩氏が12 (平成24) 年4月までに朝鮮人民軍最高司令官、朝鮮労働党第1書記及び国防委員会第1委員長に就任して事実上の軍・党・国家組織のトップとなり、短期間で金正恩体制が整えられた。体制移行後は、党関連会議の開催や決定事項などが多く公表されたほか、16 (平成28) 年5月には1980 (昭和55)年10月以来36年ぶりとなる第7回朝鮮労働党大会を開催するなど、党を中心とした国家運営を行っているとの指摘がある。その一方で、軍事力の重要性を強調しているほか、軍組織の視察などを多く行っていることなどから、金正恩委員長は、引き続き軍事力を重視していくものと考えられる。

体制移行後、金正恩委員長は、軍の主要3職である総政治局長、総参謀長及び人民武力部長を含めて頻繁に人事異動を行い、金正恩委員長が引き上げた人物を党・軍・内閣の要職に配置するとともに、13(平成25)年12月には、金正恩委員長の叔父にあたる張成沢国防委員会副委員長を「国家転覆陰謀行為」を行ったとして処刑するなど、自身を唯一の指導者とする体制の強化・引き締めを図っているものとみられる52。また、14(平成26)年には金正恩委員長の叔母にあたる金慶喜朝鮮労働党書記の動静報道が途絶えた一方で、金正恩委員長の実妹とされる金與正氏が朝鮮労働党幹部として動静を報じられるようになるなど53、金

⁵² 張成沢国防委員会副委員長の処刑後には、北朝鮮メディアは「唯一的領導体系」の強化や「一心団結」を繰り返し呼び掛けており、例えば、14 (平成26) 年 1月10日付「労働新聞」社説では「一心団結を損なう些細な現象や要素に対しても警戒心を持つ」ことを求めている。また、15 (平成27) 年5月には玄永哲人民武力部長が反逆罪に問われ処刑された可能性が指摘され、韓国国家情報院は同部長が同年4月末に処刑された旨国会に報告したと報じられているほか、北朝鮮メディアは同年7月、朴永植前軍総政治局副局長を人民武力部長の肩書きで紹介している。また、北朝鮮メディアは16 (平成28) 年2月21日以降、李永吉氏に代わり、李明秀前人民保安部長を総参謀長の肩書きで紹介している。なお、李永吉氏は、同年5月の朝鮮労働党大会において、党政治局候補委員として発表されている。

⁵³ 朝鮮中央放送によれば、金與正氏は16 (平成28) 年5月に開催された党大会において党中央委員に選出されたほか、党大会後の祝賀パレードにおいてもひな壇上で金正恩党委員長を補佐する姿が報じられている。また、17 (平成29) 年10月に開催された第7回朝鮮労働党大会第2回全員会議において、金與正氏は、党中央委員会政治局候補委員に選出された。

一族の中での世代交代も進んでいるとみられる。

16 (平成28) 年5月に開催された党大会におい ては、金正恩氏が新たなポストである党委員長に 推戴されるとともに、金正恩党委員長が党中央委 員会活動総括報告の中で、自国を「核保有国」と 位置づけ、経済建設と核武力建設の並進路線を恒 久的に堅持し、自衛的な核武力を質・量的にさら に強化していくと発言するなど、核・ミサイル開 発を継続する姿勢を内外に示した。また、党大会 前には弾道ミサイルの発射を含む各種挑発活動を 過去に例を見ない内容と頻度で行った。

党大会の開催は、党に軸足を置いた国家運営を 重視する金正恩党委員長による統治体制が組織・ 人事面などにおいて名実ともに本格化したことを 示している可能性がある⁵⁴。また、同年6月に開か れた最高人民会議において、国防委員会を国務委 員会に改めることが決定されるとともに、金正恩 党委員長が国防委員会第1委員長に代わる国家組 織の新たな「最高首位」である国務委員長に推戴 されたことも、統治体制の本格化の現れと考えら れる⁵⁵。しかし、幹部の頻繁な処刑や降格・解任に ともなう萎縮効果により、幹部が金正恩委員長の 判断に異論を唱え難くなることから、十分な外交 的勘案がなされないまま北朝鮮が軍事的挑発行動 に走る可能性も含め、不確実性が増しているとも 考えられる。また、貧富の差の拡大や外国からの 情報の流入などにともなう社会統制の弛緩などに 関する指摘もなされており、体制の安定性という 点から注目される。

(2) 経済事情

経済面では、社会主義計画経済のぜい弱性に加

え、冷戦の終結にともなう旧ソ連や東欧諸国など との経済協力関係の縮小の影響などもあり、北朝 鮮は慢性的な経済不振、エネルギーと食糧の不足 に直面している。特に、食糧事情については、引 き続き海外からの食糧援助に依存せざるを得ない 状況にあるとみられている⁵⁶。また、16 (平成28) 年1月の核実験や同年2月の「人工衛星」と称す る弾道ミサイルの発射などの北朝鮮による各種挑 発行為を受け、韓国は南北間の交易額の99パー セント以上を占める開城工業団地の操業を全面的 に中断することを決定した。さらに、わが国や米 国などによる独自の制裁措置の強化や、北朝鮮に よる核実験の実施や弾道ミサイル発射を受けて採 択された関連の国連安保理決議による制裁措置 は、北朝鮮の厳しい経済状況と併せて考えた場 合、一定の効果を及ぼしてきたと考えられ、今後 も制裁措置が最大の貿易相手国である中国を含む 関係各国によって厳格に履行されれば、北朝鮮 は、さらに厳しい経済状況に置かれる可能性があ る。

こうした経済面での様々な困難に対し、北朝鮮 ではこれまでにも、限定的な改善策や一部の経済 管理システムの変更が試みられてきた⁵⁷ほか、経 済開発区の設置⁵⁸や、工場などの生産・販売計画 に関する裁量の拡大などを進めているとされてい る⁵⁹。さらに、18 (平成30) 年4月、朝鮮労働党中 央委員会総会において、並進路線が貫徹された旨 宣言するとともに、「国家の人的・物的資源を総 動員して強力な社会主義経済を建設し、人民生活 を画期的に向上させるための闘争に全力を集中す る」ことなどが決定されたことからも、北朝鮮は 経済の立て直しを重要視しているとみられる。一

⁵⁴ 党大会においては、党中央指導機関(党中央委員会、党政治局など)の委員・候補委員の選挙が実施され、党政治局常務委員に朴奉珠首相、崔竜海党書記が 新たに選出され、党政治局常務委員は金正恩委員長、金永南最高人民会議常任委委員長及び黄炳瑞総政治局長とあわせ、5人体制となった。党政治局常務委 員の5人はいずれも生粋の軍人ではないこと、党政治局内での軍人の序列が押し下げられていること、党中央軍事委員会の構成員に朴奉珠首相が加わった ことなどは、党中心の統治体制の本格化の表れであるとの指摘がある。

⁵⁵ また、16 (平成28) 年6月の最高人民会議後、メディアにおいて、国防相に当たると考えられる「人民武力部長」が「人民武力相」の肩書きで紹介されたこ とから、国防委員会の国務委員会への改編に伴い、人民武力部が人民武力省に改編された可能性がある。

^{56 17 (}平成 29) 年6月、国連食糧農業機関 (FAO:Food and Agriculture Organization of the United Nations) は、北朝鮮を外部からの食糧支援が必要 な食糧不足国に指定している。

⁵⁷ 例えば、09 (平成21) 年末にはいわゆるデノミネーション (貨幣の呼称単位切下げ) などが行われたが、物資の供給不足などのため物価が高騰するなど経 済が混乱し、これに伴い社会不安が増大したとの指摘がある。

^{58 13 (}平成25) 年3月31日の党中央委員会総会において金正恩委員長は、各道に経済開発区を設置するよう指示し、これに基づき同年5月には経済開発区 法が制定された。これまでに21か所の経済開発区が設置されている。

⁵⁹ 政策の細部については必ずしも明らかでないが、工業部門については、国家計画外の生産を独自に決定・販売し、従業員の報酬、福利厚生なども独自の実 情に合わせて実施するものとされる。農業部門については、家族単位の自律経営制を導入し、土地を1人あたり1,000坪支給した上で、生産物は国家が 40%、個人が60%の割合で分配すると指摘されている。

方、北朝鮮が現在の統治体制の不安定化につなが り得る構造的な改革を行う可能性は低いと考えら れることから、経済の現状を根本的に改善するこ とには、様々な困難がともなうと考えられる。

また、北朝鮮は、密輸によって国連安保理の制 裁逃れを図っている可能性が指摘されているとこ ろ、18 (平成30) 年に入ってから、北朝鮮船籍タ ンカーと外国船籍タンカーが公海上で接舷 (横付 け)している様子を海自哨戒機などが複数回確認 している。これらの船舶は、政府として総合的に 判断した結果、国連安保理決議で禁止されてい る、洋上での船舶間の物資の積み替え(いわゆる 「瀬取り」)を実施していたことが強く疑われる⁶⁰。

Q 参照 図表 I-2-2-5 (安保理決議に基づく北朝鮮制裁の概要)

5 対外関係

(1) 米国との関係

米国のトランプ政権は「全ての選択肢がテーブ ルの上にある」という考え方に立ち、北朝鮮の 核・ミサイル問題に対処することを表明し、17 (平成29) 年11月には、西太平洋で「ロナルド・ レーガン」空母打撃群を含む3個空母打撃群が共 同で訓練を行うなど、この地域における軍事プレ ゼンスを高めた。また、同年4月に発表したティ ラソン国務長官(当時)、マティス国防長官、コー ツ国家情報長官による共同声明で、米国の対北朝 鮮政策については、同盟国及び地域のパートナー とともに経済制裁及び外交的手段の強化を通じ、 北朝鮮が核・ミサイル及びその拡散計画を放棄す るよう圧力をかけることを目的とすることが表明 された。同年8月にも、ティラソン国務長官(当 時)とマティス国防長官は連名で、朝鮮半島の非 核化のために北朝鮮に圧力をかけていくことを改 めて表明するとともに、米国が北朝鮮と交渉する ためには、北朝鮮が核実験や弾道ミサイル発射な

どを即時に停止する必要がある旨表明した。

これに対し北朝鮮は、米国による核の脅威に対 抗するためには、独自の核抑止力が必要であると の従来の主張や挑発的言動61を繰り返した。また、 北朝鮮は、米国の対北朝鮮敵視政策の現れとし て、米韓合同軍事演習などに強く反発し、強硬な 対米非難を繰り返すとともに、弾道ミサイルの発 射など軍事的挑発を行ってきた⁶²。一方で、金正 恩委員長は、18 (平成30) 年3月に、韓国の特別 使節団との会談において、米韓合同軍事演習に理 解を示すとともに、米朝会談に前向きな姿勢を示 したとされ⁶³、また米国も非核化を前提に北朝鮮 との会議に応じる姿勢を見せた。同年6月12日 に史上初の米朝首脳会談が実施され、米朝双方が 朝鮮半島における永続的で安定した平和体制の構 築に向け協力するとともに、金正恩委員長が朝鮮 半島の完全な非核化に向けた意思を明確に示した 上で、引き続き米朝間で交渉を行っていくことを 確認した。また、トランプ大統領は会談後の記者 会見で、北朝鮮がミサイル・エンジンの試験施設 を破壊することに合意したと述べた。今後、米朝 首脳会談の結果も踏まえ、北朝鮮から全ての大量 破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全 な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄 に向けた具体的な行動を引き出すべく、米国や韓 国と緊密に協力し、中国やロシアを含む国際社会 と連携していく必要がある。

(2) 韓国との関係

17(平成29)年5月に発足した文在寅政権は、 対北朝鮮政策について、対話による南北関係の改 善を重視する一方、挑発には制裁や圧力により強 力な対応をとっていく旨の立場を表明している。 実際、文在寅政権は、同年12月には、北朝鮮の挑 発に断固として対応するという立場のもと、新た な独自の北朝鮮制裁措置を発表した。北朝鮮側も、

⁶⁰ これらの事案の詳細や、わが国の対応については、Ⅲ部1章2節参照。

⁶¹ 例えば、17 (平成29) 年8月8日の朝鮮人民軍戦略軍スポークスマン声明において、北朝鮮は、「中長距離戦略弾道ロケット 『火星12』 型でグアム島周辺へ の包囲射撃を断行するための作戦方案を慎重に検討している」などと述べたほか、同年9月22日の国務委員会委員長声明において、金正恩委員長は、米国 に対し、「史上最高の超強硬対応措置断行を慎重に考慮する」などと述べている。

⁶² この点、17 (平成29) 年3月24日付の労働新聞は、米韓合同軍事演習に対応して「わが戦略軍も弾道ロケット発射訓練を定例化している」と述べている。

⁶³ 韓国側の発表によれば、北朝鮮は会談において、18 (平成30) 年4月末の南北首脳会談の開催及び南北首脳間のホットラインの設置で韓国と合意したほか、 北朝鮮に対する軍事的脅威が解消され、体制の安全が保障されれば核を保有する必要はないこと、非核化及び米朝関係正常化に向け米朝対話の用意がある こと、対話継続中は核実験、ミサイル発射などの挑発は再開しないことなどを表明し、また、定例の米韓合同軍事演習に理解を示したとされる。

最近の国連安保理決議に基づく対北朝鮮制裁の概要

主な内容

品目	品目 制裁内容			
原油	年間供給量400万バレル又は52.5万トンに制限	2397号 (29年12月)		
石油精製品	年間供給量50万バレルに制限	2397号 (29年12月)		
石炭	北朝鮮からの輸入を全面禁止	2371号 (29年8月)		
船舶間の積み替え(瀬取り)	禁止	2375号 (29年9月)		

最近の対北朝鮮制裁に係る国連安保理決議の概要

年月	決議	契機	主な内容	
2006.7.16	1695号	7発の弾道ミサイル発射(2006/7/5)	核・ミサイル計画への関連物資及び資金の移転防止を要求	
2006.10.15	1718号	第1回核実験(2006/10/9)	大量破壊兵器関連物資や大型兵器の輸出入禁止	
2009.6.13	1874号	テポドン2発射(2009/4/5)、第2回核実験 (同年5/25)	金融規制導入	
2013.1.23	2087号	テポドン2発射(2012/12/12)	制裁対象に6団体・4個人を追加	
2013.3.8	2094号	第3回核実験(2013/2/12)	金融規制強化、禁輸貨物運搬が疑われる船舶の自国領域内での貨物検 査を義務化	
2016.3.3	2270号	第4回核実験(2016/1/6)、テポドン2発射 (同年2/7)	航空燃料の輸出・供給の禁止、北朝鮮による石炭・鉄鉱石の輸出禁止 (生計目的かつ核・ミサイル計画と無関係のものを除く)	
2016.11.30	2321号	第5回核実験(2016/9/9)	北朝鮮による石炭輸出の上限を設定(年間約4億ドル又は重量750万 トン)	
2017.6.3	2356号	2016/9/9以降の弾道ミサイル発射	制裁対象に4団体・14個人を追加	
2017.8.6	2371号	ICBM級弾道ミサイル発射(2017/7/4及び 7/28)	石炭輸入の全面禁止、鉄及び鉄鉱石輸入の全面禁止、北朝鮮労働者に 対する労働許可の総数に初めて上限を規定	
2017.9.12	2375号	第6回核実験(2017/9/3)	供給規制の対象に石油分野を初めて追加、繊維製品を輸入禁止対象に 追加、海外労働者に対する労働許可の発給禁止	
2017.12.23	2397号	新型 のICBM級 弾道ミサイル発射 (2017/11/29)	石油分野における更なる供給規制、北朝鮮との輸出入禁止対象の拡大、北朝鮮籍海外労働者等の北朝鮮への送還	

同年10月、朝鮮半島で戦争が起こった場合は韓 国全域が廃墟になると主張するなど、韓国に対し て挑発的な言動を繰り返し、南北間の緊張が高 まった。

他方、18 (平成30) 年1月の「新年の辞」にお いて、北朝鮮は平昌オリンピックへの参加を示唆 し、南北関係の改善に積極的な姿勢を示したこと で、同月9日に行われた南北高官級会談をはじめ、 複数にわたる南北間の協議を通じて平昌オリン ピックへの北朝鮮参加に向けた調整がすすめられ た。また、平昌オリンピック期間中の金與正氏の 訪韓や、同年3月に行われた韓国の特別使節団と 金正恩委員長との会談などを通じ、南北首脳会談 への準備が行われた。同年4月27日に実施され

た南北首脳会談では、南北の敵対行為を全面的に 中止すること、朝鮮半島の非核化の実現を共通の 目標として確認することなどを盛り込んだ「板門 店宣言文」を発出した。また同年5月26日には再 度南北首脳会談が行われ、金正恩委員長は朝鮮半 島の完全な非核化の意思を改めて明らかにした。 「板門店宣言文」では、朝鮮戦争の終戦の宣言を目 指す旨64や18(平成30)年秋に文在寅大統領が平 壌を訪問することについても言及されており、今 後の南北関係の動向が注目される。

(3) 中国との関係

中国との関係では、1961 (昭和36)年に締結 された「中朝友好協力及び相互援助条約」が現在

⁶⁴ 朝鮮戦争は1950 (昭和25) 年6月に始まり、1953 (昭和28) 年7月に休戦協定が成立した。「板門店宣言文」において南北は、休戦協定締結65周年とな る今年中に終戦を宣言し、休戦協定を平和協定に転換するための協議を行っていく旨表明している。

も継続している⁶⁵。また、現在、中国は北朝鮮に とって最大の貿易相手国であり、16 (平成28)年 の北朝鮮の対外貿易(南北交易を除く)に占める 中国との貿易額の割合は約9割66と極めて高水準 であり、北朝鮮による中国依存が指摘されている。

北朝鮮情勢や核問題に関して、中国は、①朝鮮 半島の非核化、②朝鮮半島の平和と安定、③対話 と協議を通じた問題解決を原則としており、北朝 鮮に対する制裁を強化する累次の国連安保理決議 に賛成⁶⁷する一方、制裁だけでは核問題を根本的 に解決することはできず、対話と協議を通じた問 題解決が重要であるとしている。この点、中国は、 北朝鮮の核・ミサイル活動の一時停止と、米韓の 合同軍事演習を一時停止するという「双方の一時 停止 | に繰り返し言及している。

北朝鮮にとって中国は極めて重要な政治的・経 済的パートナーであり、北朝鮮に対して一定の影 響力を維持していると考えられる。北朝鮮が核実 験及び弾道ミサイル発射を繰り返す中、中朝関係 の悪化も指摘されていたが、18 (平成30) 年3月 に、金正恩体制として初となる中朝首脳会談⁶⁸が 行われ、中朝関係の発展のほか、習近平国家主席 の訪朝について合意したとされている。また、同 年5月にも金正恩委員長は訪中して習近平国家主 席と会談し、朝鮮半島の非核化などについて話し 合ったとされる。さらに同年6月、金正恩委員長 は訪中して米朝首脳会談の結果を習近平国家主席 に伝え、意見交換を行ったとされる。一方で、核・ 弾道ミサイル問題をめぐっては、北朝鮮が必ずし も中国の立場と一致した行動を採らない事例が見 られたことや、中国が、朝鮮半島の不安定化を招 くような北朝鮮への過度な制裁の実施には反対し てきたことを踏まえれば、北朝鮮と中国の関係や 中国の北朝鮮に対する影響力については今後とも 注目していく必要がある。

(4) ロシアとの関係

北朝鮮の核問題について、ロシアは、中国と同 様、朝鮮半島の非核化や六者会合の早期再開の支 持を表明している。17 (平成29) 年9月の北朝鮮 による6回目の核実験後には、ロシアは、国連安 保理決議違反であると北朝鮮の核実験を非難しつ つも、緊張を高める措置は避けるべきとの姿勢を 示したが、同年9月の国連安保理決議2375号に 同意した。また、同年12月に採択された国連安保 理決議2397号に賛成する一方で、北朝鮮に対す る圧力は対話と交渉へと席を譲らなければならな いと主張している。

18 (平成30) 年6月の米朝首脳会談を受け、ロ シアは、朝鮮半島周辺における政治・外交的プロ セスの支援に向け、引き続き積極的に尽力する姿 勢を示すとともに、関係各国に対して、多国間協 議の様式についての検討に着手することを呼び掛 けている。

(5) その他の国との関係

北朝鮮は、1999 (平成11) 年以降、相次いで西 欧諸国などとの関係構築を試み、欧州諸国などと の国交の樹立⁶⁹やARF閣僚会合への参加などを 行ってきた。また、イラン、シリア、パキスタン、 ミャンマー、キューバといった国々との間では、 武器取引や武器技術移転を含む軍事分野での協力 関係が伝えられている。

また、近年では、北朝鮮はアフリカ諸国との関 係を強化しているものとみられ、北朝鮮高官がア フリカ諸国を訪問している70。これらの関係強化 の背景には、通常の政治・経済上の協力強化と いった目的のほか、国連安保理決議に基づく制裁 や中東の政治的混乱などにより困難になりつつあ る武器取引や軍事協力をアフリカ諸国で拡大し、 外貨を獲得しようとする狙いも含まれるとみられ

84

⁶⁵ 締約国 (中国、北朝鮮) の一方が軍事攻撃を受け、戦争状態に陥った際には、他方の締約国は、直ちに全力をあげて軍事及びその他の支援を与える旨の規定 が含まれている。

⁶⁶ 大韓貿易投資振興公社の発表による。

⁶⁷ 中国商務部は18 (平成30) 年1月5日、国連安保理決議2397号に基づき、北朝鮮に対する原油や石油製品の輸出を制限するなどの措置を同月6日から実

⁶⁸ 中国側の発表によれば、中朝首脳会談において、金正恩党委員長は、韓国と米国が和平実現のために、段階的かつ同じ歩調の措置を採れば、朝鮮半島の非核 化問題は解決に至る旨述べたとされる。なお、今回の中朝首脳会談に伴う訪中は、金正恩体制における金正恩委員長の初の外遊とされる。

⁶⁹ 例えば、英国は00 (平成12) 年、ドイツは01 (平成13) 年にそれぞれ北朝鮮と国交を樹立した。

⁷⁰ 例えば、16 (平成28) 年5月、金永南最高人民会議常任委委員長が赤道ギニア大統領就任式に出席し、同国大統領と会談したほか、同就任式に出席してい たチャド共和国、ガボン共和国、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ギニア共和国、マリ共和国の首脳とも会談を行った。

る。実際、国連安保理決議に違反する取引などの 事例も指摘⁷¹されており、これらの北朝鮮の違法 な活動が核・弾道ミサイル開発の資金源となる可 能性が懸念される。他方、17(平成29)年の累次 にわたる国連安保理決議を受け、欧州、アフリカ、 中東、南アジア、東南アジアなどにおいても、北 朝鮮との外交関係の見直しや経済関係の見直しが 行われている⁷²。

なお、17 (平成29) 年2月、マレーシアにおい て北朝鮮男性が殺害され、後にマレーシア政府は 当該男性が金正男氏であると確認した。また、マ レーシア警察は、遺体から化学兵器禁止条約にお いて生産・使用等が禁止されたVXが検出された ことも発表した。

2 ■ 韓国・在韓米軍

1 全般

韓国では、17(平成29)年5月に文在寅政権が 発足した。文在寅政権は、対北朝鮮政策について、 対話による南北関係の改善を重視する一方、挑発 には制裁や圧力により強力な対応をとっていく旨 の立場を表明しており、文在寅政権による対北朝 鮮政策が、南北関係にどのような影響を与えてい くか、引き続き注目していく必要がある。

韓国には、朝鮮戦争の休戦以降、現在に至るま で陸軍を中心とする米軍部隊が駐留している。韓 国は、米韓相互防衛条約を中核として、米国と安 全保障上極めて密接な関係にあり、在韓米軍は、 朝鮮半島における大規模な武力紛争の発生を抑止 する上で大きな役割を果たすなど、地域の平和と 安定を確保する上で重要な役割を果たしている。

2 韓国の国防政策・国防改革

韓国は、約1.000万人の人口を擁する首都ソウ ルがDMZから至近距離にあるという防衛上の弱 点を抱えている。韓国は、「外部の軍事的脅威と侵 略から国家を守り、平和的統一を後押しし、地域 の安定と世界平和に寄与する」との国防目標を定 めている。この「外部の軍事的脅威」の一つとし て、かつては国防白書において北朝鮮を「主敵」 と位置づけていたが、現在では、「北朝鮮政権と北 朝鮮軍は韓国の敵」との表現が用いられている⁷³。

韓国は、国防改革に継続して取り組んでいる74。 近年では、10(平成22)年の韓国哨戒艦沈没事件 や延坪島砲撃事件などを受け、韓国国防部は12 (平成24)年8月に、北朝鮮への抑止能力の向上 や、軍のさらなる効率化を盛り込んだ [国防改革 基本計画2012-2030」を発表75 し、さらに14(平 成26) 年3月、北朝鮮による脅威への対応能力を 確保しつつ、朝鮮半島統一後の潜在的脅威に対応 するための長期的な防衛力整備も視野にいれた 「国防改革基本計画2014-2030」を発表した⁷⁶。 17(平成29)年2月には、「国防改革基本計画 2014-2030」の目標・基調を維持しつつ、北朝鮮 の核・ミサイルなどの非対称の脅威に対応するた めの組織と戦力を最優先に補強しながら、局地挑 発と全面戦争の脅威に同時に備えられる能力を持 つことに重点を置いた「国防改革基本計画2014-

^{71 18 (}平成30) 年3月に公表された 「国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル最終報告書」は、エリトリアへの兵器及び関連物資の輸出、モザンビー グへの地対空ミサイルなどの輸出、タンザニアにおける地対空ミサイルや防空レーダーの修理・更新などに言及している。

⁷² 例えば、17 (平成29) 年9月にスペイン、同年10月にはイタリアがそれぞれ北朝鮮 「大使」 を国外へ退去させる旨発表し、フィリピンは同年9月に北朝鮮 との貿易を停止する旨発表した。また、スーダンが同年11月に北朝鮮とのすべての取引を停止した旨表明したほか、同年10月にウガンダは北朝鮮軍人及 び武器関連会社等の関係者を国外退去させた旨表明している。

⁷³ 韓国の「2016国防白書」では、北朝鮮について、「北朝鮮の常時の軍事的脅威と挑発は、韓国が直面する第一義的な安全保障上の脅威であり、特に、核・ミ サイル等の大量破壊兵器、サイバー攻撃、テロの脅威は、韓国の安全保障に大きな脅威となる。このような脅威が続く限り、その実行主体である北朝鮮政権 と北朝鮮軍は我々の敵である」と表現されている。

^{74 06 (}平成18) 年に成立した国防改革に関する法律において、国防改革基本計画は、その策定後も、情勢の変化や国防改革推進実績を分析・評価し、修正・ 補完を行うことが義務づけられている。

⁷⁵ 韓国国防部は、韓国軍を朝鮮半島の作戦環境に一致する「オーダーメード型の軍構造」に転換するため、西北島嶼地域の対処能力の大幅拡充、戦時作戦統制 権の移管に備えた上部指揮構造の改編、兵力削減と部隊改編の漸進的な推進、ミサイル及びサイバー戦対応能力の大幅拡充などを行うとしているほか、「高 効率の先進国防運営体制」を構築するため、効率化の推進、人材管理体系の改編、軍の福祉の向上及び将兵の服務環境の改善を行うとしている。

⁷⁶ 韓国国防部は、現存及び潜在的脅威に対応するための能力を確保するため、イージス艦3隻の追加導入、次期駆逐艦・潜水艦の戦力化、中・高高度無人偵察 機や多目的衛星の導入などを計画している。

2030 (修正1号) | を発表した。

3 韓国の軍事態勢

韓国の軍事力については、陸上戦力は、陸軍22個師団と海兵隊2個師団、合わせて約52万人、海上戦力は、240隻、約21.5万トン、航空戦力は、空軍・海軍を合わせて、作戦機約640機からなる。

韓国軍は、北朝鮮の脅威はもとより、未来の潜在的な脅威にも対応する全方位国防態勢を確立するとして、陸軍はもとより海・空軍を含めた近代化に努めている。海軍は、潜水艦、大型輸送艦、国産駆逐艦などの導入を進めており、現在はステルス性を備えた次世代戦闘機としてF-35A戦闘機の導入が推進されている。

17 (平成29) 年11月、韓国政府は、北朝鮮の武力挑発への抑止能力を高めるため、自ら保有する弾道ミサイルの射程などについて定めたミサイル指針について、弾道ミサイルの弾頭重量制限を解除する改定を行ったことを発表した 77 。また、北朝鮮の核・ミサイルの脅威に対応するため、韓国軍のミサイル能力の拡充に加え 78 、ミサイルなどによる迅速な先制打撃を行うためのキル・チェーンと呼ばれるシステム 79 、韓国型ミサイル防衛システム (KAMD) 80 、大量反撃報復概念 (KMPR) 81 からなる、韓国型の3軸システムの構築などに取り組むこととしている。

さらに、韓国は近年、装備品の輸出を積極的に

図っており、17 (平成29) 年の輸出実績は契約額 ベースで約32億ドルに達し、06 (平成18) 年から11年間で約13倍となっている。輸出品目についても通信電子や航空機、艦艇など多様化を遂げているとされている 82 。

なお、2018年度の国防費(本予算)は、対前年 度比約7.0%増の約43兆1,581億ウォンとなっ ており、00(平成12)年以降19年連続で増加し ている。

Q参照 図表Ⅰ-2-2-6 (韓国の国防費の推移)

4 米韓同盟・在韓米軍

米韓両国は近年、米韓同盟を深化させるため 様々な取組を行っている。

平素から首脳レベルで米韓同盟の強化について確認するとともに、具体的な取り組みとして、両国は、13 (平成25)年3月に北朝鮮の挑発に対応するための「米韓共同局地挑発対応計画」⁸³に署名したほか、同年10月の第45回米韓安保協議会議(SCM、両国防相をトップとする協議体)において、両国は、北朝鮮の核・大量破壊兵器の脅威に対応する抑止力向上の戦略である「オーダーメード型抑止戦略(Tailored Deterrence Strategy)」⁸⁴を承認した。また、14 (平成26)年10月の第46回米韓安保協議会議においては、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威に対応する「同盟の包括的ミサイル対応作戦の概念と原則(4D作戦概念)」に合意し、対応作戦の概念と原則(4D作戦概念)」に合意し、

⁷⁷ ミサイル指針は、韓国が保有する弾道ミサイルの射程及び弾頭重量などについて制限を設けるもので、79 (昭和54)年に米韓両政府間で合意され、これまで01 (平成13)年及び12 (平成24)年に改定されている。12年 (平成24)年に改定された従来のミサイル指針においては、例えば、射程800kmの弾道ミサイルの弾頭重量は500kgまでとされていた。

^{78 12 (}平成24) 年4月、韓国国防部は、北朝鮮全域を攻撃可能な巡航ミサイルなどを独自開発し、実戦配備していると発表した。13 (平成25) 年2月には、12 (平成24) 年10月のミサイル指針改定により保有が可能となった射程800kmの弾道ミサイルの開発を加速すると表明したほか、艦艇及び潜水艦から発射され、北朝鮮全域を攻撃可能な巡航ミサイルを実戦配備していると発表した。また、13 (平成25) 年10月、韓国軍は建軍65周年の記念行事において、射程300kmとされる弾道ミサイル 「玄武 (ヒョンム) 2」及び射程1,000kmとされる地対地巡航ミサイル 「玄武 (ヒョンム) 3」を初めて一般に公開したほか、14 (平成26) 年4月には射程500kmの新型弾道ミサイルの発射実験に成功した。

⁷⁹ 韓国国防部はこのシステムを、ミサイル発射兆候の探知から識別、攻撃の決心、攻撃までが即時に可能なシステムと説明している。また、韓国の「2016国 防白書」は、キル・チェーンの構築のため、高高度偵察用無人航空機及び偵察衛星による監視・偵察能力を拡充するほか、地対地ミサイル、長距離空対地ミ サイル、統合直撃弾 (JDAM: Joint Attack Direct Munition) を追加で確保するなどにより打撃能力を増強するとしている。

⁸⁰ 韓国国防部は、米国のミサイル防衛システムへの参加を否定し、あくまで独自のシステムを構築することを強調しており、米韓の脅威認識の違いや中国からの反発への懸念、費用対効果などがその理由として伝えられている。

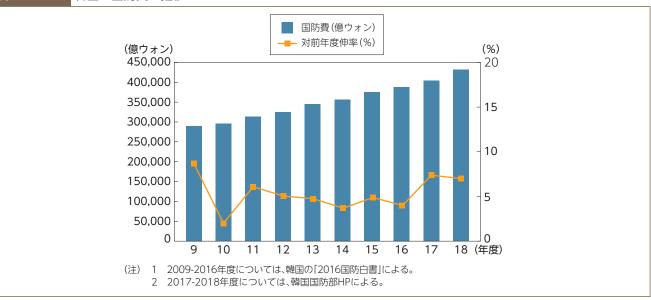
⁸¹ 韓国国防部HPには「第3の軸であるKMPRとは、韓国型の大量報復概念であり、北朝鮮が核兵器によって脅威を加える場合、北朝鮮の戦争指導本部を含む 指揮部を直接狙って反撃報復するシステム」「同時かつ大量の精密打撃が可能なミサイル等の打撃戦力や、精鋭化された専門の特殊作戦部隊等をこのために 運用する」とされている。17 (平成29) 年12月には、北朝鮮指導部の除去任務等を遂行する、1,000人規模の「特殊任務旅団」が新たに編成され、KMPRの 主要な戦力となる見込みであると報じられた。

⁸² 近年では、例えば12 (平成24) 年に209型潜水艦3隻をインドネシアに輸出する契約、同年新型補給艦 (MARS) 4隻を英国に輸出する契約、14 (平成26) 年にFA-50軽攻撃機12機をフィリピンに輸出する契約などが締結されているほか、17 (平成29) 年には、韓国の防衛産業では初の中古武器販売方式で、K-9自走砲をフィンランドに輸出している。

⁸³ 韓国合同参謀本部は、本計画には北朝鮮の挑発時に米韓共同で対応するための協議手続きと強力かつ徹底的な対応方法が含まれると発表しているが、計画 の細部は公開されていない。

⁸⁴ 第45回米韓安保協議会議共同声明によれば、本戦略は、戦時及び平時における北朝鮮の主要な脅威シナリオに合わせた抑止の戦略的枠組みを制定し、抑止効果を最大にするための米国と韓国の連携を強化するものとされているが、細部は公開されていない。





15 (平成27) 年11月の第47回米韓安保協議会議 において、その履行指針を承認した⁸⁵。さらに、16 (平成28)年1月の北朝鮮による核実験の強行な どを受け、米韓両国は、同年2月より在韓米軍へ のTHAAD⁸⁶配備に関する公式協議を開始し、同 年7月、配備を公式に決定した。17(平成29)年 4月末には運用予定地への同システムの一部の配 備が開始され、同年9月には発射台4基が追加配 備され、同システムの臨時配備が完了した。加え て、同月の米韓首脳会談において、韓国や周辺地 域に、米国の戦略アセットの循環配備を拡大する ことで合意した。また、18 (平成30) 年4月に行 われた定例の米韓合同軍事演習には、韓国軍約 30万人、米軍約2万3.700人が参加したほか、強 襲揚陸艦やF-35B戦闘機などが参加したと報じ られている。なお、米国防省は、18 (平成30)年 6月、同年8月に予定されていた米韓合同軍事演 習「フリーダム・ガーディアン」 及び今後3か月 以内に予定されていた米韓海兵隊による2回の訓 練を停止する旨発表した。

一方、両国では、米韓連合軍に対する戦時作戦 統制権の韓国への移管87や在韓米軍の再編などの 問題についての取組が進められている。まず、戦 時作戦統制権の韓国への移管については、10(平 成22) 年10月に移管のためのロードマップであ る 「戦略同盟 2015 | が策定され、15 (平成 27) 年 12月1日までの移管完了を目標として、従来の 「米韓軍の連合防衛体制」から「韓国軍が主導し米 軍が支援する新たな共同防衛体制 | に移行する検 討が行われていた。しかし、北朝鮮の核・ミサイ ルの脅威が深刻化したことなどを受け、第46回 米韓安保協議会議において、戦時作戦統制権の移 管を再延期し、韓国軍の能力向上などの条件が達 成された場合に移管を実施するという「条件に基 づくアプローチ | が採られることが決定された。 韓国軍の能力向上における中心的な課題とみられ る3軸システムの整備完了目標が2020年代初頭 までとされており、17 (平成29)年10月の第49 回米韓安保協議会議では、次回会議までに、条件 に基づく移管計画を米韓共同で補完させることが

⁸⁵ 第46回米韓安保協議会議共同声明によれば、本「概念及び原則」は、北朝鮮の核・生物・化学弾頭を含むミサイルの脅威を、探知(Detect)、防御(Defend)、 かく乱 (Disrupt)、破壊 (Destroy) するための方針とされているが、細部は公開されていない。また、在韓米軍の 「戦略ダイジェスト 2015」 によれば、本 「概 念及び原則」は、平時から戦時まで適用され、作戦における意思決定、計画、演習、能力構築、調達の指針となるものとされている。

⁸⁶ ターミナル段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃する弾道ミサイル防衛システム。大気圏外及び大気圏内上層部の高高度で目標を捕捉し迎撃 する。弾道ミサイル防衛システムについては、Ⅲ部1章2節参照

⁸⁷ 米韓両国は、朝鮮半島における戦争を抑止し、有事の際に効果的な連合作戦を遂行するための米韓連合防衛体制を運営するため、1978 (昭和53)年より、 米韓連合軍司令部を設置している。米韓連合防衛体制のもと、韓国軍に対する作戦統制権については、平時の際は韓国軍合同参謀議長が、有事の際には在韓 米軍司令官が兼務する米韓連合軍司令官が行使することとなっている。

決定されるなど、今後の動向が注目される。

在韓米軍の再編問題88については、03(平成 15) 年、ソウル中心部に所在する米軍龍山基地の ソウル南方の平沢地域への移転や、漢江以北に駐 留する米軍部隊の漢江以南への再配置などが合意 された。その後、平沢地域への移転が移転費用の 増加などの事業上の要因により遅延したほか、戦 時作戦統制権の移管延期に伴い、米軍要員の一部 が龍山基地に残留することや、北朝鮮の長距離ロ ケット砲の脅威に対応するため在韓米軍の対火力 部隊を漢江以北に残留することが決定されるな ど、計画が一部修正された。17(平成29)年7月 に米第8軍司令部が、18 (平成30) 年6月に在韓 米軍司令部及び国連軍司令部が平沢地域に移転し た。在韓米軍の再編は、朝鮮半島における米国及 び韓国の防衛態勢に大きな影響を与えるものと考 えられるため、今後の動向に引き続き注目する必 要がある。

5 対外関係

(1) 中国との関係

中国と韓国との間では継続的に関係強化が図られてきている一方、懸案も生じている。13(平成25)年11月に中国が発表した「東シナ海防空識別区」が、韓国の防空識別圏と一部重複し、また排他的経済水域の管轄権をめぐって中韓の主張が対立している暗礁・離於島(中国名・蘇岩礁)周辺海域上空なども含んでいたことから、韓国政府

は同年12月、韓国防空識別圏の拡大を発表し、同月から発効させた。また、中国は在韓米軍へのTHAAD配備について、中国の戦略的安全保障上の利益を損なうものであるとして反発している。この点、17 (平成29)年10月、中韓両政府は、軍事当局間のチャンネルを通じ、中国側が憂慮するTHAADに関する問題について疎通していくことで合意したと発表している。また、17 (平成29)年12月に文在寅大統領が就任後初めて訪中し、首脳間のホットラインを構築し緊密なコミュニケーションを続けていくとともに、ハイレベルな戦略的対話を活性化していくことなどで合意している。

(2) ロシアとの関係

韓国とロシアとの間では、近年、軍高官の交流などの軍事交流が行われているほか、軍事技術、防衛産業、軍需分野の協力についても合意されている。08 (平成20)年には、今後の両国関係を「戦略的協力パートナーシップ」に格上げすることで合意したほか、12 (平成24)年には初の韓露国防戦略対話が開催され、同対話を定例化することで合意している。13 (平成25)年11月には、プーチン大統領が訪韓し、政治・安保分野における対話の強化などを盛り込んだ共同声明を発表した。

他方、ロシアは在韓米軍へのTHAAD配備について、米国のミサイル防衛網の一環であり、地域の戦略的安定を損なうとの理由で反対している。

⁸⁸ 米国は、在韓米軍に関し、在韓米軍の安定した駐留条件と韓国の国土の均衡発展を保障するため、全国に散在している在韓米軍基地などを統廃合し再配置することとしている。両国間の合意には、①漢江以南への再配置を2段階で進めるとの合意(03(平成15)年6月)や②約3万7,500人の人員のうち1万2,500人を削減するとの合意(04(平成16)年10月)などがあり、米国はそれらの合意に基づき、その態勢の変革を進めている。ただし、人員については、08(平成20)年4月の米韓首脳会談において、当時の2万8,500人を適切な規模として維持することで合意され、その後もこの規模を維持することが適切である旨が両国間で確認されている。

第3節

中国

1 = 全般

中国は、14もの国と接する長い国境線と海岸 線に囲まれた広大な国土に世界最大の人口を擁す る国家であり、国内に多くの異なる民族、宗教、 言語などを抱えている。中国は、長い歴史を有し、 固有の文化、文明を形成、維持してきている。こ の中国特有の歴史に対する誇りと19世紀以降の 半植民地化の経験が、中国国民の国力強化への強 い願いとナショナリズムを生んでいる。

近年、国際社会における中国の存在感は高まっ ている。例えば中国は、非伝統的安全保障分野に おける取組において積極的な姿勢を取っており、 国連PKOに対し人的・財政的貢献を行っている ほか、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処の ために継続的に艦艇を派遣している。さらに、中 国は各種人道支援・災害救援活動へも積極的に参 加し、国際社会から高い評価を受けている。中国 は、国際社会における自らの責任を認識し、国際 的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグ ローバルな課題に対して、より協調的な形で積極 的な役割を果たすことが引き続き強く期待されて いる。

中国国内には人権問題などを含む様々な問題が 存在している。中央及び地方の共産党幹部などの 腐敗・汚職の蔓延が大きな政治問題となっている ほか、急速な経済成長に伴う、都市部と農村部、 沿岸部と内陸部の間の地域格差、それら格差を助 長する税制の問題に加え、都市内部における貧富 の差、物価上昇、環境汚染、農業・工業用水不足 などの問題も顕在化している。さらに、最近では 中国経済の成長が鈍化 傾向にあるほか、将来的 には、人口構成の急速な高齢化に伴う年金などの 社会保障制度の問題も予想されている。このよう な政権運営を不安定化させかねない要因が拡大・ 多様化の傾向にあることから、中国政府は社会の

管理に関する取組を強化しているが、インター ネットの普及などもあり、民衆の行動を統制する ことについては不安定な側面も指摘されている。 さらに中国は、国内に少数民族の問題を抱えてお り、チベット自治区や新疆ウイグル自治区などに おいて少数民族の抗議活動などが発生しているほ か、少数民族による分離・独立を目的とした活動 も行われている。このような中、14(平成26)年 以降、対外的な脅威以外にも、文化や社会なども 安全保障の領域に含めるという「総体的国家安全 観」に基づき、中国は、国内防諜体制を強化する ための 「反スパイ法」 (14年11月)、新たな 「国家 安全法」(15年7月)、国家統制の強化を図る「反 テロリズム法」(16年1月)、海外NGOの取り締 まりを強化する「域外NGO域内活動管理法」(17 年1月)や「国家情報法」(17年6月)などを制定 してきている。

「反腐敗」の動きは、習近平指導部発足以後、大 物幹部も下級官僚も摘発するという趣旨であると される「虎もハエも叩く」という方針のもと推進 されており、周永康元政治局常務委員や孫政才前

中国国家統計局の発表によれば、17 (平成29) 年通年の国内総生産 (GDP: Gross Domestic Product) の伸び率は前年比6.9%で、中国政府が目標とし ていた [6.5%前後] は上回る結果となったが、前年度比6.7%の伸び率を記録した16(同28)年に引き続き、低水準にとどまった。

中央政治局委員、郭伯雄・徐才厚両元中央軍事委員会副主席や張陽・房峰輝両前中央軍事委員会委員など、党・軍の最高指導部経験者も含め「腐敗」が厳しく摘発されている。17 (平成29) 年10月に開催された中国共産党第19回全国代表大会(第19回党大会) に際しての習総書記の報告において、「腐敗は我々の党が直面する最大の脅威である」として「全面的な党の厳格管理」に言及されていることからも、党・軍内部の腐敗問題への対応は今後も継続するとみられる。

こういった活動などを通じて、習総書記の中国 共産党における権力基盤をより一層強固なものに する姿勢も近年見られており、その動きは昨今前 例を見ないものとなっている。例えば、第19回党 大会において、習総書記の名前を冠した政治理念 である「思想」を行動指針として党規約に盛り込むことが決定されたが、指導者として現役中に自

⊭ KEY WORD

中央軍事委員会 とは

中国軍の指導・指揮機関。形式上は中国共産党と国家の二つの中央軍事委員会があるが、党と国家の中央軍事委員会の構成メンバーは基本的には同一であり、いずれも実質的には中国共産党が軍事力を掌握するための機関とみなされている。

身の名を冠した行動指針が明記されたことは、毛 沢東国家主席(当時)以来である。さらに、18(平 成30)年3月に開催された第13期全国人民代表 大会第1回会議においては、国家主席などの任期 撤廃を含む憲法改正案が採択され、習氏の国家主 席としての権力もより強化されているものと考え られる。このような動きの軍事面などへの影響と ともに、今後の進展が注目される。

2 = 軍事

1 全般

中国は、過去25年以上にわたり、継続的に高い水準で国防費を増加させ、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心とした軍事力を広範かつ急速に強化しており、その一環として、いわゆる「A2 / AD | 能力の強化に取り組んでいるとみられる。

このような従来からの軍事力強化に加え、特に 過去数年間にかけて、新たな形での実戦的な運用 能力の進展を図ってきている。実戦的な軍隊の創 設を目標のひとつとする軍改革は、15 (平成27) 年12月末の開始以降、着実かつ急速に進展して いる。その中で中国は、情報優越を確実に獲得す るための情報作戦についても非対称的な軍事能力 の一つとして重視しており、紛争時における敵の 指揮系統を混乱させることなどを目的とする電子 戦・サイバー分野における能力も急速に進展して いると考えられる。また、統合作戦能力の向上、 戦力を遠方に展開させる能力の強化、実戦に即し た訓練の実施、情報化された軍隊の運用を担う人 材の育成及び獲得、国内の防衛産業基盤の向上、 法に基づく軍の統治の貫徹に努めている。

中国軍指導部は、軍の活動の過去5年間の成果 として、わが国固有の領土である尖閣諸島に対す る「闘争」の実施、「東シナ海防空識別区」の設定 や、海・空軍による「常態的な巡航」などを例示 した上で、今後とも中国軍の任務遂行能力の向上 に努める旨強調している²。これらの例示内容が、 どのような具体的な活動を指しているのかは必ず しも明らかではないが、近年、中国軍が東シナ海 や西太平洋をはじめとするわが国周辺での活動を 急速に拡大・活発化してきたことを踏まえると、 これまでの活動の定例化を企図していると考えら れるのみならず、質・量ともに更なる活動の拡 大・活発化を推進させる可能性が高い。第19回 党大会(17(平成29)年10月)において、従来表 明していた「三段階発展戦略」の第三段階の目標 実現の時期を15年前倒しする方針が示されたが、 これは、軍近代化及び軍の平素からの活動に関 し、中国自らの想定以上の発展がみられたことを

踏まえた決定と考えられる。習総書記の中国共産 党における権力基盤の強化に加え、中央軍事委員 会主席としての権限のより一層の掌握を背景に、 実戦的な運用能力強化を目的とした軍近代化の動 きは今後ともさらに加速する可能性がある。

こうした状況の下、中国は、特に海洋における 利害が対立する問題をめぐって、既存の国際秩序 とは相容れない独自の主張3に基づき、力を背景 とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対 応を継続させており、その中には不測の事態を招 きかねない危険な行為もみられる。加えて、力を 背景とした現状変更については、その既成事実化 を着実に進めるなど、自らの一方的な主張を妥協 なく実現しようとする姿勢を継続的に示している。

一方、中国は近年、海空域における不測の事態 を回避・防止するための取組にも関心を示してい る。

その上で、前述の急速な軍事力近代化や運用能 力の向上、さらにはそれに伴ってわが国周辺での 活動を一方的にエスカレートさせてきていること などは、軍事や安全保障に関する透明性の不足と あいまって、わが国を含む地域・国際社会の安全 保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心 を持って注視していく必要がある。

2 国防政策

中国は、強固な国防と強大な軍隊の建設を、国 家の近代化建設のための戦略的な任務であると同 時に、「平和的発展 | 下にある国家の安全を保障す るものと位置づけている。国防政策の目標と任務 は、主に、新たな安全保障環境の変化に適応する こと、中国共産党の強軍目標の実現に向け積極防 御4の戦略方針を貫徹すること、国防と軍隊の近 代化を加速すること、国家の主権、安全、発展の 利益を断固として擁護すること、並びに中華民族

の偉大なる復興という「中国の夢」を実現するた め、強固な保障を提供することであるとしている。 中国は、このような自国の国防政策を防御的であ るとしている⁵。また、中国は、軍事や戦争に関し て、物理的手段のみならず、非物理的手段も重視 しているとみられ、「三戦」と呼ばれる「輿論戦」、 「心理戦 | 及び 「法律戦 | を軍の政治工作の項目に 加えたほか、軍事闘争を政治、外交、経済、文化、 法律などの分野の闘争と密接に呼応させるとの方 針も掲げている。

中国は、湾岸戦争やコソボ紛争、イラク戦争な どにおいて見られた世界の軍事発展の動向に対応 し、情報化局地戦に勝利するとの軍事戦略に基づ いて、軍事力の情報化を主な内容とする「中国の 特色ある近代軍事力の体系を構築する | ことに努 めるとの方針をとっている。中国の軍事力強化に おいては、台湾問題への対処、具体的には台湾の 独立及び外国軍隊による台湾の独立支援を阻止す る能力の向上が、最優先の課題として念頭に置か れていると考えられる。さらに、近年では、台湾 問題への対処以外の任務のための能力の獲得にも 積極的に取り組んでおり、より遠方の海域での作 戦遂行能力などを着実に向上させている。

KEY WORD

三戦 とは

中国は03 (平成15) 年12月に改正した 「中国人民解放軍 政治工作条例」に輿論戦・心理戦・法律戦の展開を政治工 作に追加。これらをまとめて「三戦」と呼ぶ。米国防省に よると、①輿論戦:中国の軍事行動に対する大衆及び国際 社会の支持を築くとともに、敵が中国の利益に反するとみ られる政策を追求することのないよう、国内及び国際世論 に影響を及ぼすことを目的とするもの、②心理戦:敵の軍 人及びそれを支援する文民に対する抑止・衝撃・士気低 下を目的とする心理作戦を通じて、敵が戦闘作戦を遂行す る能力を低下させようとするもの、③法律戦:国際法およ び国内法を利用して、国際的な支持を獲得するとともに、 中国の軍事行動に対する予想される反発に対処するもの。

例えば、南シナ海において中国が主張するいわゆる「九段線」については、比中仲裁判断 (16 (平成28) 年7月) においても中国が主張する 「歴史的権利」を 否定されたところである。また、中国は近年、国連海洋法条約 (UNCLOS:United Nations Convention on the Law of the Sea) などの独自の解釈を利 用しつつ、自国の排他的経済水域 (EEZ: Exclusive Economic Zone) における他国の軍事活動の制限を企図した主張を展開しているとの指摘がある。例 えば、中国政府は、「中国のEEZにおいては、許可を得ていない如何なる国の、如何なる軍事活動にも反対である」と表明している (10 (平成22) 年11月 26日、外交部声明)。

積極防御戦略思想は、中国共産党の軍事戦略思想の基本であるとされ、防御、自衛及び「後発制人」(後から打って出て相手を制する)の原則を堅持し、「人不 犯我、我不犯人、人若犯我、我必犯人」(相手が攻撃しなければ攻撃しないが、相手が攻撃するのであれば必ず攻撃する)ということを堅持するものとされる。

^{15 (}平成27) 年5月に発表された国防白書 「中国の軍事戦略」による。

軍事力近代化の今後の指標については、第19回党大会(17(平成29)年10月)の習総書記の報告において、2020年までに機械化・情報化建設の重大な進展・戦略能力の大幅な向上を基本的に実現できるよう保証すること、2035年までに国防・軍近代化を基本的に実現すること、21世紀中葉までに中国軍を世界一流の軍隊にすることという目標が掲げられた。これらは、従来掲げていた「21世紀中葉に国防と軍隊の近代化の目標を基本的に実現する」という「三段階発展戦略」の第三段階の目標時期の前倒しであるとされており、国力の向上に伴い軍事力もますます急速に発展させていく考えであるとみられる。

3 軍事に関する透明性

中国は、従来から、具体的な装備の保有状況、調達目標及び調達実績、主要な部隊の編成や配置、軍の主要な運用や訓練実績、国防予算の内訳の詳細などについて明らかにしていない。また、軍事力の強化の具体的な将来像は明確にされておらず、軍事や安全保障に関する意思決定プロセスの透明性も十分確保されていない。

中国は、1998 (平成10) 年以降ほぼ2年ごとに、「中国の国防」などの国防白書を発表してきており、外国の国防当局との対話も数多く行っている6。中国国防部は、11 (平成23) 年4月から毎月定例で報道官による記者会見を行っているほか、13 (平成25) 年11月には海軍、空軍など7部門に報道官が新設された。このような動きは、軍事力の透明性向上に資する動きとも考えられる一方、「輿論戦」を強化するための動きとも考えられる。

一方で、国防費については、内訳の詳細を明らかにしていない⁸。また、13 (平成25) 年以降に発表された国防白書においては、記述を特定のテー

マに限定し、それまでの国防白書にはあった国防 費に関する記述が一切なくなり、全体の記述量も 減少している。このように透明性が低下している 面も見られ、国際社会の責任ある国家として望ま れる透明性は依然として確保されていない。

中国による事実に反する説明を含め、中国の軍 事に関する意思決定や行動に懸念を生じさせる事 案も発生している。例えば、中国原子力潜水艦に よるわが国領海内潜没航行事案(04(平成16)年 11月)については、国際法違反にもかかわらずそ の詳細な原因は明らかにされていない。また、中 国海軍艦艇による海自護衛艦に対する火器管制 レーダー照射事案 (13 (平成25) 年1月) などが 発生していることについては、中国国防部及び外 交部が同レーダーの使用そのものを否定するなど 事実に反する説明を行っている。さらに、中国軍 の戦闘機が海自機及び空自機に対して異常に接近 した事案(14(平成26)年5月及び6月)につい ても、中国国防部は日本側が「演習空域に無断で 押し入り、危険な行為を行った」などと事実に反 する説明を行っている。特に16(平成28)年に は、自衛隊機による中国機に対する対領空侵犯措 置に関し、自衛隊機が「近距離での妨害を行うと ともに妨害弾を発射し中国側航空機と人員の安全 を脅かした」などと事実に反する主張を中国はた びたび行った⁹。18 (平成30) 年1月には、中国海 軍潜水艦によるわが国尖閣諸島周辺の接続水域内 の潜没航行が確認されたが、中国は、その事実を 認めていない10。近年では、軍事力強化に伴う軍 の専門化の進展や任務の多様化など軍を取り巻く 環境が大きく変化してきている中で、共産党指導 部と軍との関係が複雑化しているとの見方や、対 外政策決定における軍の影響力が変化していると の見方もあり、こうした状況については危機管理 上の課題としても注目される。

⁶ わが国との間の対話の例として、Ⅲ部2章1節4項参照

⁷ 総政治部 (当時)、総後勤部 (当時)、総装備部 (当時)、海軍、空軍、第二砲兵 (当時) 及び武装警察の7部門

⁸ 国防白書「2008年中国の国防」及び「2010年中国の国防」では、それぞれ2007年度、2009年度の国防費の支出に限り、人員生活費、訓練維持費、装備費のそれぞれについて、現役部隊、予備役部隊、民兵別の内訳が明らかにされたが、最近はそのような説明も行われていない。

⁹ 例えば、16 (平成28) 年12月10日、中国国防部は、「中国空軍航空機が、宮古海峡(ママ)空域を経て西太平洋における定例の遠海訓練に赴いたところ、日本自衛隊が2機のF-15戦闘機を出動させ、中国側航空機に対し、近距離での妨害を行うとともに妨害弾を発射し中国側航空機と人員の安全を脅かした」との発表を行った。同年10月28日にも、中国国防部報道官は同様の発表を行っている。本節2項6(3)参照

^{10 18 (}平成30) 年1月16日、中国外交部の定例記者会見において、同潜水艦の潜没航行について問われた際、外交部報道官は「潜水艦の状況について私は掌握していない」と回答している。

中国による事実に反する説明は、中国が強行し ている南シナ海における大規模かつ急速な地形開 発11においてもみられる。15(平成27)年9月、 米中首脳会談後の会見で、習国家主席は、南シナ 海で「軍事化を追求する意図はない|と述べたが、 その後、地形の軍事拠点化が進展している。

Q 参照 本節 2 項 6 (4) 南シナ海における活動の状況

中国は、政治面、経済面に加え、軍事面におい ても国際社会で大きな影響力を有するに至ってい るため、各国がその動向に注目している。中国に 対する懸念を払拭するためにも、中国が自らの軍 事活動に関して事実に即した説明を行うととも に、国防政策や軍事力の透明性を向上させていく ことがますます重要になっており、今後、国防政 策や軍事力に関する具体的かつ正確な情報開示な どを通じて、中国が軍事に関する透明性を高めて いくことが強く望まれる。

4 国防費

中国は、2018年度の国防予算を約1兆1.070 億元と発表した¹²。これを昨年度の当初予算額と 比較すると約8.3% (約844億元) の伸び¹³とな る。中国の公表国防費は、1989年度から毎年速 いペースで増加しており14、公表国防費の名目上 の規模は、1989年度から30年間で約51倍、 2008年度から10年間で約2.7倍となっている。 中国は、国防建設を経済建設と並ぶ重要課題と位 置づけており、経済の発展に併せて、国防力の向 上のための資源投入を継続しているものと考えら れるが、中国経済の成長の鈍化が今後の中国の国 防費にどのような影響を及ぼすか注目される。

また、中国が国防費として公表している額は、 中国が実際に軍事目的に支出している額の一部に すぎないとみられていること¹⁵に留意する必要が ある。例えば、外国からの装備購入費や研究開発 費などは公表国防費に含まれていないとみられて いる。

Q参照 図表 I -2-3-1 (中国の公表国防費の推移)

5 軍事態勢

中国の軍事力は、人民解放軍、人民武装警察部 隊 (武警)¹⁶と民兵¹⁷から構成されており、中央軍 事委員会の指導及び指揮を受けるものとされてい る。人民解放軍は、陸・海・空軍とロケット軍な どからなり、中国共産党が創建、指導する人民軍 隊とされている。

(1) 軍改革

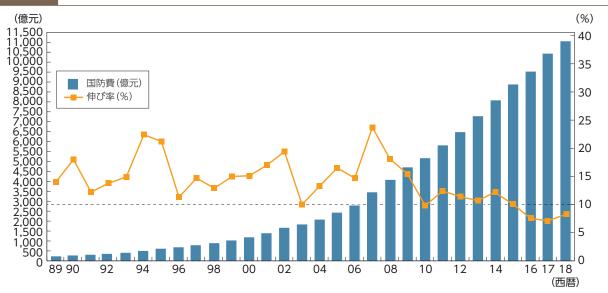
中国は、現在、建国以来最大規模とも評される 軍改革に取り組んでいる。

15 (平成27) 年11月、習国家主席は軍改革の 具体的方向性について初めて公式の立場を表明 し、「戦区 | の設置及び統合作戦指揮機構の創設や 軍の人員30万人の削減などからなる軍改革を20 (平成32)年までに推進する旨発表した。

近年、軍改革は急速に具体化しており、16(平 成28) 年末までに、「首から上」の改革と呼ばれ る軍中央レベルの改革は概成したとされている。 具体的には、中国軍におけるこれまでの「七大軍 区 | 18 が廃止され、作戦指揮を担当する 「五大戦

- 11 本節2項6(4)、2章6節4項、3章3節3項6及び7参照
- 12 外国の国防費を単純に外国為替相場のレートを適用して他の通貨に換算することは、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものでは ないが、仮に2018年度の中国の国防予算を1元=16円(平成30(2018)年度の出納官吏レート)で換算すると約17兆7,112億円となる。
- 13 2018年度については、地方移転支出などを含まない中央本級支出における国防予算額のみ公表されたため、2017年度及び2018年度の中央本級支出で計算。
- 14 中国の公表国防費は、中央財政支出における当初予算比で、1989年度から2015年度までの間、2010年度を除き、毎年二桁の伸び率を記録した。なお、 2015年度、2016年度及び2018年度については、中央本級支出における国防費が公表されたが、2015年度については、後に地方移転支出などが別途公表 されたため、合算し、中央財政支出における国防費を算出して計算した。
- 15 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(17 (平成29) 年6月) は、中国の17 (平成29) 年の軍事関連支出を1,800 億ドル 以上と見積っている。
- 16 国防白書「2002年中国の国防」では、「国の安全と社会の安定を維持し、戦時は人民解放軍の防衛作戦に協力する」とされ、党・政府機関や国境地域の警備、 治安維持のほか、民生協力事業や消防などの任務を負うとされていた。18 (平成30) 年1月には武警部隊の指導・指揮体制が中央軍事委員会による一元的 なものに変更され、同年3月に発表された「党及び国家機構改革案」において、同年末を目途として、「軍は軍、警察は警察、民は民の原則」に基づいて武警 が改編されることが明らかとなった。
- 17 平時においては経済建設などに従事するが、有事には戦時後方支援任務を負う。国防白書 [2002年中国の国防] では、「軍事機関の指揮のもとで、戦時は常 備軍との合同作戦、独自作戦、常備軍の作戦に対する後方勤務保障提供及び兵員補充などの任務を担い、平時は戦備勤務、災害救助、社会秩序維持などの任 務を担当する」 とされる。12 (平成24)年10月9日付解放軍報によれば2010年時点の基幹民兵数は600万人とされている。
- 18 [瀋陽軍区]、「北京軍区]、「済南軍区]、「南京軍区]、「広州軍区]、「成都軍区]及び「蘭州軍区]

図表 I -2-3-1 中国の公表国防費の推移



(注) 「国防費」は、「中央一般公共予算支出」(2014年以前は「中央財政支出」と呼ばれたもの)における「国防予算」額。「伸び率」は、対前年度当初予算比。ただし、2002年度の国防費については対前年度増加額・伸び率のみが公表されたため、これらを前年度の執行実績からの増加分として予算額を算出。また、16年度、18年度は「中央一般公共予算支出」の一部である「中央本級支出」における国防予算のみが公表されたため、その数値を「国防費」として使用。

区一、すなわち東部戦区、南部戦区、西部戦区、北 部戦区及び中部戦区が新たに編成された。また、 陸軍指導機構¹⁹、ロケット軍²⁰、戦略支援部隊²¹、 聯勤保障部隊²²が成立した。さらに、中国軍全体 の指導機構が、統合参謀部、政治工作部、後勤保 障部、装備発展部など、中央軍事委員会隷下の15 の職能部門へと改編された。17(平成29)年以降、 「首から下」と呼ばれる現場レベルでの改革にも 本格的に着手しながら、軍改革は着実に進展して いると考えられる。例えば、着上陸作戦などを任 務とするとされる海軍陸戦隊の編制拡大や、武警 の指導・指揮系統の中央軍事委員会への一元化、 陸軍集団軍の18個から13個への改編や軍事院校 の改革などが17(平成29)年以降に確認された。 18 (平成30) 年3月には、軍の人員30万人削減が 基本的に完了した旨、中国国防部が公表している。

これら一連の改革は、統合作戦能力を向上する とともに、平素からの軍事力整備や組織管理を含 めた軍事態勢の強化を図ることにより、より実戦 的な軍の建設を目的としていると考えられる²³。 また、指導機構の改編は、中央軍事委員会及び同主席の直接的な指導の強化や、指導機構の分権を通じての軍中央での腐敗問題への対応がねらいであるとの指摘もある。なお、第19回党大会(17(平成29)年10月)において新たに選出された中央軍事委員会の委員の人数は、習主席を含めて計7人であり、近年続いていた体制からの削減と

¹⁹ 人民解放軍は大きな陸軍の組織とされてきたため、これまで「陸軍指導機構」が存在しなかった。しかし、本改革により、陸軍は、他の軍種、すなわち海・空軍及びロケット軍と同格とされることとなった。

²⁰ ロケット軍の新設は第二砲兵からの事実上の昇格と考えられる。

²¹ 戦略支援部隊は国家の安全を維持するための新型戦力とされ、サイバー・宇宙・電子戦などを担当するとの指摘がある。

²² 聯勤保障部隊は、軍の統合後方支援を専門とする中国初の部隊であると考えられる。

²³ 米中経済安全保障再検討委員会及び米ランド研究所による報告書「中国の不完全な軍改革」(15 (平成27)年2月)は、人民解放軍の弱点として①組織構造(党 軍関係など)、②組織文化(腐敗など)、③軍事体制(軍の規模、採用制度、退役軍人の処遇など)、④指揮命令構造(軍区制など)、⑤人材(一人っ子政策など に起因する新兵の質・意識の低下など)を指摘していた。

なった²⁴。また、習主席と関係が深いと指摘され る人物が多く登用されている²⁵ことから、中央軍 事委員会、ひいては軍に対する習主席の指導力の 更なる強化に今後つながると考えられる。

今後、これらの改革が引き続き進められること が予想されるが、急速な軍改革によって軍内部に 不満が募っているとの見方もあり²⁶、実施状況と ともに、わが国を含む地域の安全保障への影響も 含め、改革の成果が注目される。

(2) 核戦力及びミサイル戦力

中国は、核戦力及び弾道ミサイル戦力につい て、1950年代半ば頃から独自の開発努力を続け ており、抑止力の確保、通常戦力の補完及び国際 社会における発言力の確保を企図しているものと みられている。核戦略に関して、中国は、核攻撃 を受けた場合に、相手国の都市などの少数の目標 に対して核による報復攻撃を行える能力を維持す ることにより、自国への核攻撃を抑止するとの戦 略をとっているとみられている²⁷。また、現在進 められている軍改革において、陸海空軍と同格の ロケット軍が新設されたことなどから、中国は核 戦力及び弾道ミサイル戦力を今後も引き続き重視 していくものと考えられる。

中国は、大陸間弾道ミサイル (ICBM)、潜水艦 発射弾道ミサイル (SLBM)、中距離弾道ミサイ Submarine-Launched Ballistic Missile ル (IRBM/MRBM)、短距離弾道ミサイル (SRBM) といった各種類・各射程の弾道ミサイ ルを保有している。これらの弾道ミサイル戦力は、 液体燃料推進方式から固体燃料推進方式への更新 による残存性及び即応性の向上が行われている²⁸ ほか、射程の延伸、命中精度の向上、弾頭の機動 化や多弾頭化などの性能向上の努力が行われてい

るとみられている。

戦略核戦力であるICBMについては、これまで その主力は固定式の液体燃料推進方式のミサイル DF-5²⁹であった。近年、中国は、固体燃料推進方 式で、発射台付き車両 (TEL) に搭載される移動 型のDF-31及びその射程延伸型であるDF-31A を配備しており、特にDF-31Aの数を今後増加さ せていくとの指摘もある。また、中国はDF-41と して知られる新型ICBMを開発しているとみら れている。SLBMについては、現在、射程約 8.000kmとみられているIL-2を搭載するための ジン級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN) が運用中とみられている。ジン級SSBNが核抑止 パトロールを開始すれば、中国の戦略核戦力は大 幅に向上するものと考えられる30。加えて、中国 はJL-3とも呼称される射程延伸型のSLBM及び それを搭載するための新型SSBNの開発も行って いるとの指摘もある。

わが国を含むアジア太平洋地域を射程に収める IRBM/MRBMについては、TELに搭載される移 動型で固体燃料推進方式のDF-21やDF-26があ り、これらは、通常・核両方の弾頭を搭載するこ とが可能である。中国はDF-21を基にした命中 精度の高い通常弾頭の弾道ミサイルを保有してお り、空母などの洋上の艦艇を攻撃するための通常 弾頭の対艦弾道ミサイル (ASBM) DF-21Dを配 備している³¹。また、射程がグアムを収めるDF-26³²は、DF-21Dを基に開発された「第2世代 ASBM」とされており、18 (平成30) 年4月、「戦 闘序列に正式に加わった | として部隊配備が公表 された。さらに、中国は、IRBM/MRBMに加え て、射程1,500km以上の巡航ミサイルである DH-10 (CJ-10)、そしてこの巡航ミサイルを搭

²⁴ 第17期 (2007~12年) 及び第18期 (2012~17年) の中央軍事委員会の人数はいずれも11人であった。

²⁵ 例えば、中央軍事委員に新たに選出された

計華氏は、習主席がかつて勤務していた福建省管轄下での勤務経験があり、習主席と親密であるとの指摘がある。

^{26 16 (}平成 28) 年10月に中国国防部前で、また、17 (平成 29) 年2月には中国共産党中央規律検査委員会が入る建物の近くで、退役軍人らによるデモが行わ れたが、これらのデモと軍改革による不満を結びつける見方もある。

^{27 18 (}平成30) 年2月、米「核態勢見直し」の発表を受けて、中国国防部は、「如何なる時、如何なる状況下においても核兵器を先制使用しないとの政策を終始 厳守しており、非核兵器国及び非核兵器地帯に対し核兵器を使用若しくは使用を威嚇することはないとの無条件の承諾を明確にしている」と発表した。一方、 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(17 (平成29)年6月)は、中国の核兵器先制不使用政策の適用条件については不 明瞭な点がある旨指摘している。

²⁸ 液体燃料推進方式と固体燃料推進方式の違いについては、2章2節1項3(3)参照

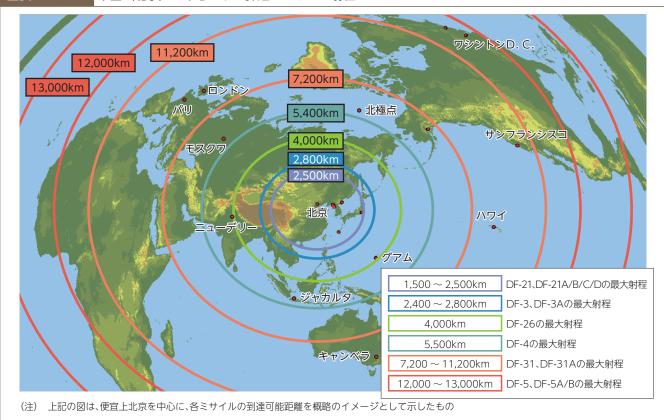
²⁹ DF-5Bは、個別目標誘導複数弾頭 (MIRV: Multiple Independently targetable Re-entry Vehicle) を搭載しているとされる。

³⁰ 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(17 (平成29) 年6月) は、「現在4隻のジン級SSBNが就役済みで、他にも建造中」 であり、JL-2を搭載した同SSBNが、「中国にとって初となる、信頼性のある海上における核抑止力である」と指摘している。

³¹ DF-21Dは「空母キラー」と呼ばれている(米中経済安全保障再検討委員会の年次報告書(15(平成27)年11月))。

³² DF-26は「グアム・キラー」と呼ばれている(米中経済安全保障再検討委員会の年次報告書(15(平成27)年11月))。

図表 I -2-3-2 中国(北京)を中心とする弾道ミサイルの射程



載可能なH-6爆撃機を保有している。これらは、 弾道ミサイル戦力を補完し、わが国を含むアジア 太平洋地域を射程に収める戦力となるとみられて いる。中国は、これらASBM及び長射程の巡航ミ サイルの戦力化を通じて、「A2/AD」能力の強 化を目指していると考えられる。SRBMについて は、固体燃料推進方式のDF-16、DF-15及び DF-11を多数保有し、台湾正面に配備しており、 わが国固有の領土である尖閣諸島を含む南西諸島 の一部もその射程に入っているとみられている。

また、中国は、ミサイル防衛網の突破が可能となる打撃力の獲得のため、弾道ミサイルに搭載して打ち上げる極超音速兵器 WU-14の開発を急速に推進しているとみられている³³。このほかにも、極超音速兵器を搭載しうるミサイルDF-17の開発が進展していると指摘されている³⁴。これらの兵器は、超高速で飛行し、ミサイルによる迎撃が困難とされている。

一方、中国は10 (平成22) 年1月、13 (平成25) 年1月、14 (平成26) 年7月及び18 (平成30) 年2月に、ミッドコース段階におけるミサイル迎撃技術の実験を行ったと発表しており³⁵、中国による弾道ミサイル防衛の今後の動向が注目される。

Q 参照 図表 I -2-3-2 (中国 (北京) を中心とする弾道ミサイルの射程)

H-6 爆撃機



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

最大速度: 時速1,015km

主要兵装 (H-6K): 空対地巡航ミサイル (最大射程

1,500km) 〈概説〉

国産戦略爆撃機。新型のH-6K爆撃機は、核弾頭を搭載できる巡航ミサイル (DH-10) を搭載することが可能

^{33 14 (}平成26) 年1月、8月、12月、15 (平成27) 年6月、8月、11月、16 (平成28) 年4月の計7回、WU-14の飛翔試験を実施したと報じられている。なお報道では、DF-ZFとの呼称もある。

^{34 17 (}平成29) 年11月1日及び15日にDF-17の飛翔試験を実施したと報じられている。

³⁵ 中国はこれら4回の実験に加え、14 (平成26) 年7月に実施した実験もミサイル迎撃技術の実験だったと称しているが、実際には対衛星兵器 (ASAT: Anti Satellite Weapon) 実験を行ったとも指摘されている (3章4節2項4参照)。

(3) 陸上戦力

陸上戦力は、約98万人とインド、北朝鮮に次い で世界第3位である。中国は、1985 (昭和60)年 以降に軍の近代化の観点から行ってきた人員の削 減や組織・機構の簡素化・効率化を、現在取り組 んでいる軍改革においても継続しており、部隊の 小型化、多機能化、モジュール化を進めながら、 能力に重点を置いた軍隊を目指している。具体的 には、これまでの地域防御型から全域機動型への 転換を図り、歩兵部隊の自動車化、機械化を進め るなど機動力の向上を図っているほか、空挺部隊 (空軍所属)、水陸両用部隊36、特殊部隊及びヘリ コプター部隊の強化を図っているものと考えられ る。また、統合作戦能力の向上と効率的な運用に 向けた指揮システムの構築に努力し、後方支援能 力を向上させるための改革にも取り組んでいる。

中国は、「跨越」、「火力」及び「利労」といった、 複数の区域に跨がる機動演習を毎年実施してい る。これは、陸軍の長距離機動能力、民兵や公共 交通機関の動員を含む後方支援能力など、陸軍部 隊を遠隔地に展開するために必要な能力の検証・ 向上などを目的とするものである。また、南部戦 区で実施された演習「南部・陸域2017」では陸・ 空軍の協同訓練が行われたほか、14(平成26)年 以降は「統合(聯合)行動」で兵種合同・軍種統合 演習が実施されていることなどから、統合作戦能 力の向上も企図しているものと考えられる。

Q 参照 図表 I -2-3-3 (中国軍の配置と戦力)

(4) 海上戦力

海上戦力は、北海、東海、南海の3個の艦隊か らなり、艦艇約750隻(うち潜水艦約70隻)、約 179万トンを保有している。海上戦力の近代化は 急速に進められており、中国海軍は、静粛性に優 れるとされる国産のユアン級潜水艦や、艦隊防空 能力や対艦攻撃能力の高い水上戦闘艦艇の量産を 進めている。また、最新のYJ-18対艦巡航ミサイ ルを発射可能な垂直ミサイル発射システム (VLS) などを搭載しているとされる中国海軍最大規模の レンハイ級駆逐艦の開発を進めており³⁷、対地巡 航ミサイルを搭載可能な潜水艦の開発に関する指 摘もある。さらに、大型の揚陸艦や補給艦の増強 などを行っている。17 (平成29) 年9月には、空

ユアン級潜水艦



(Jane's by IHS Markit)

〈諸元、性能〉

水中排水量:3,600トン

速力:不明

主要兵装:艦対艦ミサイル (最大射程 40km)、魚雷

水中航走距離が長く、静粛性にも優れたAIP技術を採用し

ている新型国産潜水艦。現在も増産中

レンハイ級駆逐艦



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

満載排水量:12,000トン 速力:30ノット(時速約56km)

主要兵装:艦対地巡航ミサイル、艦対艦ミサイル(最大射 程約540km)、艦対空ミサイル (最大射程150km)

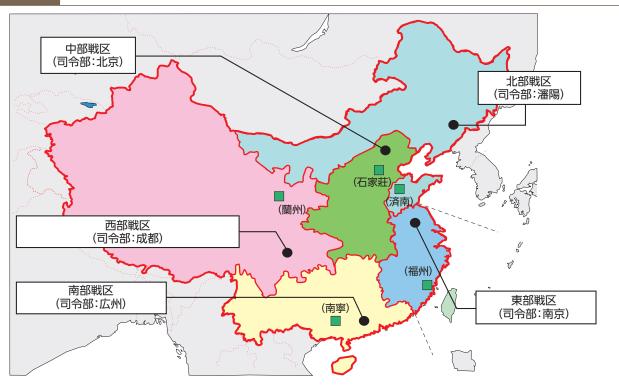
〈概説〉

中国海軍最大規模の1万トン級駆逐艦であることから、巡 洋艦と呼称されることも。現在も開発・増産中。

³⁶ 水陸両用作戦能力を保有するとみられる北部戦区陸軍所属部隊が、17 (平成29) 年2月、海軍へ移管されたとされる。一方、東部戦区陸軍に所属する水陸両 用部隊の動向については明らかにされていない。

^{17 (}平成29) 年6月、中国海軍最大規模の1万トン級であるレンハイ級駆逐艦の1番艦が進水し、その後、18 (平成30) 年7月までに計4隻が進水したと報 じられている。米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(17(平成29)年6月)は、同駆逐艦を「巡洋艦」と呼称している。

図表 I -2-3-3 中国軍の配置と戦力



(注1) ●戦区司令部 ■戦区陸軍機関 (注2) 戦区の区割りについては公式発表がなく、上地図は米国防省報告書や報道等を元に作成

		中国	(参考)台湾
総 兵 力		約200万人	約22万人
	陸上兵力	約98万人	約13万人
陸上戦力	戦 車 等	99/A型、98A型、96/A型、 88A/B型など 約7,400両	M-60A、M-48A/Hなど 約1,200両
	艦艇	約750隻 178.7万トン	約390隻 20.5万トン
海上戦力	空母・駆逐艦・フリゲート	約80隻	約20隻
/母工=兆/」	潜水艦	約70隻	4隻
	海 兵 隊	約1.5万人	約1万人
	作 戦 機	約2,850機	約500機
航空戦力	近代的戦闘機	J-10×370機 Su-27/J-11×329機 Su-30×97機 Su-35×14機 J-15×20機 J-16×16機 J-20×6機 (試験中) (第4・5世代戦闘機 合計852機)	ミラージュ2000×55機 F-16×144機 経国×128機 (第4世代戦闘機 合計327機)
	人口	約13億9,000万人	約2,400万人
参考	兵 役	2年	1年 (ただし、1994年以降に生まれた人は4ヶ月)

母群への補給を任務とすると指摘される総合補給 艦が就役した。

空母に関しては、初の空母「遼寧」は12(平成 24) 年9月に就役後、国産の J-15艦載機を用いた 艦載機パイロットの育成や同艦における発着艦試 験を、主に渤海や黄海で継続しているとみられて いた38。そのような中、16 (平成28) 年12月には、 渤海において、艦載戦闘機の実弾発射を含む空母 及び各種艦艇による実弾演習が、「遼寧」が参加す る初の総合的実動・実弾演習として実施された。 さらに、同月下旬には、複数の艦艇とともに同空 母の太平洋及び南シナ海への進出が確認された。 18 (平成30) 年3月から4月にかけては、「遼寧」 が南シナ海で海上閲兵式に参加した後、太平洋に 進出し、艦載戦闘機の活動を含む対抗訓練を行っ たと発表されている。これらの活動は中国海軍の 遠方展開能力の更なる拡大を示すものであると考 えられる。また、「排水量は5万トン級で、通常動 力装置を採用して」おり、「スキージャンプ式の発 艦方式」とされている国産空母の進水式が17(平 成29) 年4月に行われた。同空母は就役に向け、 18 (平成30) 年5月、初の海上試験を実施した。 さらに、国産空母2隻目を建造中であり、当該空 母は電磁式カタパルトを装備する可能性があると の指摘がある³⁹。

このような海上戦力強化の状況などから、中国 は近海における防御に加え、より遠方の海域にお いて作戦を遂行する能力を着実に構築していると 考えられる⁴⁰。

また、中国の軍隊以外の武装力である民兵の中 でも、いわゆる海上民兵が中国の海洋権益擁護の ための尖兵的役割を果たしているとの指摘もあ る41。海上民兵については、南シナ海での活動な どが指摘され⁴²、漁民や離島住民などにより組織 されているとされているが、その実態の詳細は明 らかにされていない。しかし、海上において中国 の「軍・警・民の全体的な力を十全に発揮 | 43 す る必要性が強調されていることも踏まえ、こうし た非対称的戦力にも注目する必要がある44。

(5) 航空戦力

航空戦力は、海軍、空軍を合わせて作戦機を約 2,850機保有している。第4世代の近代的戦闘機 としては、ロシアからSu-27戦闘機及び対地・対 艦攻撃能力を有するSu-30戦闘機の導入などを 行っているほか、15(平成27)年11月、ロシア の国営軍事企業と、最新型の第4世代戦闘機とさ れるSu-35戦闘機24機の購入契約を締結し、17 (平成29) 年12月までに計14機を受領したとさ れている。また、国産の近代的戦闘機の開発も進

J-15艦載機



(Jane's by IHS Markit)

〈諸元、性能〉 速度:不明

主要兵装:空対空ミサイル、対地・対艦ミサイル(推定)

空母 「遼寧 | 搭載の艦載機。 J-11 戦闘機及び Su-33 戦闘機 との類似点が数多く存在している。

- 38 13 (平成 25) 年11月、「遼寧」 は初めて南シナ海に進出し、その海域で試験航行を実施した。17 (平成 29) 年6~7月及び18 (平成 30) 年1月にも、南シナ 海へ進出したと言われる。
- 39 中国は、艦載機に搭載出来る武器や燃料が少なくなる、固定翼の早期警戒機などを運用できないといった、スキージャンプ式の制約を克服すべく、電磁式カ タパルトを研究中であるとの指摘がある。また、18 (平成30) 年2月には、中国の大手国有企業である中国船舶重工集団のウェブサイトに掲載された同社 の発展戦略綱要の中で、原子力空母の建造が初めて表明されたが、その後、同記述は削除された。
- **40** 国防白書「中国の軍事戦略」(15 (平成 27) 年 5月) は、海軍の軍事力発展戦略として「近海防御・遠海護衛」 を挙げている。 また、同白書によれば、中国は「「陸 重視・海軽視』の伝統的な思想を突破」し、「近代的な海上軍事力体系建設」を目指すなどとしており、中国は海洋戦略を重視しているとみられる。
- 41 13 (平成25) 年4月、習近平国家主席が海南省の海上民兵を激励した際、海上民兵に対し、遠洋の情報を集め、島嶼建設支援作業を積極的に行うよう指示し、 「君たちは海洋権益を守るために先陣の役割を果たしている」と語ったと言われている。
- **42** 例えば、09 (平成 21) 年 3月、南シナ海の公海上で中国海軍艦艇などが米海軍調査船 「インペッカブル」を妨害した際、同船のソナーを取り外そうとした漁 船には海上民兵が乗船していたと指摘されている。また、14 (平成 26) 年5月から7月にかけて大水深掘削リグ [海洋石油 981] が西沙諸島南方で試掘活動 を行った際、同リグの護衛船団として、海上民兵が乗船する鋼鉄製漁船も進出していたとの指摘がある。
- 43 16 (平成28) 年8月、常万全国防部長 (当時) が浙江省の海上民兵装備などを視察した際、「『戦い勝利できる』という要求を保証するという観点から、軍・警・ 民の全体的な力を十全に発揮」する必要性について訓示した。
- 44 中国の海上民兵については国際法上の地位が不明確であるとの指摘がある。15 (平成27)年11月、スウィフト米太平洋艦隊司令官(当時)は、呉勝利中国海 軍司令員(当時)との会談に際し、中国の法執行機関と海上民兵を含めた海上兵力がプロフェッショナルに、かつ国際法規に従って行動することの重要性を強

めている。Su-27戦闘機を模倣したとされる J-11B戦闘機や国産のJ-10戦闘機を量産しているほか、Su-30戦闘機を模倣したとされるJ-16戦闘機の試験配備も開始している。ロシアのSu-33艦載機をモデルにしたとされる国産のJ-15艦載機は、空母「遼寧」に搭載されている。さらに、次世代戦闘機との指摘もあるJ-20戦闘機の作戦部隊への配備を開始したとされており、J-31戦闘機の開発も進めている45。

対地攻撃能力などを有するとされる爆撃機の近 代化も継続しており、中国空軍は、核弾頭を搭載

J-10 戦闘機



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

最大速度:マッハ1.8

主要兵装:空対空ミサイル(最大射程70km)、空対艦ミ

サイル (最大射程 120km)

〈概説〉

中国国産の主力戦闘機。03 (平成15)年の初就役以降、量

産態勢にあるとの指摘

空母「遼寧」



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

満載排水量:59,439トン 速力:30ノット (時速約56km)

搭載機:戦闘機24機など

主要兵装:艦対空ミサイル(最大射程9km)、対潜ロケット

(概説)

ウクライナから購入した未完成空母を改修した中国初の空母。16 (平成28) 年12月、沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋へ進出したことが初めて確認された。18 (平成30) 年4月、西太平洋で推定艦載戦闘機の飛行(発着艦含む)が初めて確認された。



17 (平成29) 年8月、紀伊半島沖まで進出したH-6K爆撃機

可能とされる対地巡航ミサイルを搭載可能とされるH-6K爆撃機の保有数を増加させている。さらに中国空軍は、H-20とも呼称される新型の長距離爆撃機を開発中とされている。

このほか、H-6U空中給油機やKJ-500及び**KJ-2000 早期警戒管制機**などの導入により近代的な

J-20戦闘機



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

最大速度: 時速3,063km

〈概説

ステルス性を有する第5世代戦闘機。18 (平成30) 年2 月、作戦部隊へのJ-20の引き渡しが開始された旨、中国 国防部が発表。

KJ-2000早期警戒管制機



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉 詳細不明

〈概説〉

ロシア製のIL-76輸送機にドーム型レーダーを搭載した早期警戒管制機

航空戦力の運用に必要な能力を向上させる努力も 継続している46。加えて、輸送能力向上のため、独 自開発したY-20大型輸送機の配備を16(平成 28) 年7月に開始している。さらに、偵察などを 目的に高高度において長時間滞空可能な機体 (HALE) や、攻撃を目的にミサイルなどを搭載可 能な機体を含む多種多様な無人機 (UAV)47の自 国開発も急速に進めており、その一部については 配備や積極的な輸出も行っている。実際に、中国 空軍には攻撃を任務とする無人機部隊の創設が指 摘されている。また、周辺海空域などで偵察など の目的のためにUAVを頻繁に投入しているほか、 中国国内では低コストのUAVを多数使用して運 用する 「スワーム (群れ)」 技術⁴⁸ の向上も図られ ているなどと指摘されている。

このような航空戦力の近代化状況などから、中 国は、国土の防空能力の向上に加えて、より遠方 での制空戦闘及び対地・対艦攻撃が可能な能力の 構築や長距離輸送能力の向上を着実に進めている と考えられる⁴⁹。

(6)情報作戦50に関する能力

迅速で効率的な戦力の発揮に欠くことのできな い軍事分野での情報収集、指揮通信などは近年、 人工衛星やコンピュータ・ネットワークへの依存 を高めている。そのような中、紛争時に自身の情 報システムやネットワークなどを防護する一方、 敵の情報システムやネットワークなどを無力化 し、情報優勢を獲得することが重要であると中国 は認識しているとみられ、そのための情報作戦に 資する能力を重視していると考えられる。実際に、 「宇宙空間及びネットワーク空間は各方面の戦略

的競争の新たな要害の高地(攻略ポイント)」であ ると中国は表明しており、15(平成27)年末に設 立された戦略支援部隊が、宇宙・サイバー・電子 戦に関する任務を負うと指摘されている。

中国の宇宙プログラムは世界で最も短期間で発 達したとされる。16 (平成28) 年12月に発表さ れた 「中国の宇宙 | 白書は、宇宙空間の平和利用 を強調しているが、軍事利用を否定していない⁵¹。 また、中国の宇宙利用に関わる行政組織や国有企 業は、中国軍と密接な協力関係にあると指摘され ており、実際に、中国は宇宙における軍事的能力 の向上を企図していると考えられる⁵²。中国の推 進するプロジェクトの例としては、2020年まで にグローバル衛星測位システムを形成することを 目的とした、中国版GPSとも呼ばれる測位衛星 「北斗」の打ち上げや、軍用の偵察衛星としての役 割を担う可能性が指摘されている地球観測衛星の 打ち上げなどがある。さらに、紛争時に敵の宇宙 利用を制限・妨害するため、レーザー兵器や対衛 星兵器を開発しているほか⁵³、衛星攻撃衛星など の開発を進めているとも指摘されている。

Y-20大型輸送機



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

最大巡航速度: 時速796km 最大積載量:66,000kg (推定)

中国が独自に研究開発した大型多用途輸送機。 16 (平成28) 年7月に部隊配備された。

- 46 中国が独自開発し、18 (平成30) 年1月に初飛行したAG-600は世界最大の水陸両用機である。 資源調査などの民間利用に使われるとされているが、軍事 転用の可能性についても指摘されている。また、中国とウクライナは、An-225大型輸送機の輸出・中国国内での生産に関する協議を行うための合意に署名 したと報じられている。
- **47** 中国が開発を進めるUAVとしては、「中国版グローバルホーク」 とされるHALE型UAV 「翔竜」、偵察、通信中継、シギントなど多目的に用いられるUAVで あるBZK-005、攻撃型UAVであるGJ-1 (「翼竜」) やCH-4 (「彩虹-4」) などがある。
- 48 国有企業の中国電子科技集団 (CETC) は 17 (平成 29) 年 11 月、UAV 119 機からなる [スワーム] 技術を披露し、米国の記録を破ったと伝えられている。 [ス ワーム」技術を活用すると、低コストのUAVによって、空母や戦闘機を攻撃させることが可能であると言われている。
- 49 国防白書 「中国の軍事戦略」(15 (平成27) 年5月) において、中国は空軍の軍事力発展戦略として「航空・宇宙一体、攻防兼備」を挙げている。
- 50 情報作戦の定義は国などによって異なるが、「電子戦、コンピュータ・ネットワーク作戦、心理作戦等を総合的に運用して、敵の行動に対して攻撃、あるいは 抵抗して反撃する行動」という定義の使用が中国軍内では見られる。
- 51 [2016年中国の宇宙]において、宇宙開発の目的として、宇宙空間を平和目的で利用し人類の文明と社会の進歩を促進し、全人類に利益を供与する旨記述し ている一方、国家安全保障の要求にかかる記述もみられる。
- 52 米国家情報長官「世界脅威評価書」(17 (平成29) 年5月) は、中国が宇宙配備の軍事及びインテリジェンス能力の向上を継続している旨指摘している。
- 53 米国家情報長官「世界脅威評価書」(17 (平成 29) 年5月) は、「中国の地上発射型の対衛星ミサイルは、中国軍内において運用段階に近づきつつあるかもし れない」と指摘している。

解説

中国の海・空戦力の近代化

COLUMN

中国は、速いペースで増加する国防費を背景として、軍事力の急速な近代化を進めています。海上戦力の近代化については、より遠方の海域において作戦を遂行する能力の構築を目指していると考えられます。具体的には、新型水上艦艇や新型潜水艦などの増強を継続しています。中国初の空母「遼寧」が16(平成28)年12月に初めて太平洋へ進出したほか、初の国産空母も17(平成29)年4月に進水、18年5月に初の海上試験を実施しており、2~3年以内に就役するとの指摘もあります。航空戦力の近代化については、国土の防空能力の向上に加え、より遠方での戦闘が可能な能力の構築などを目指していると考えられます。具体的には、第4世代戦闘機を着実に増加させるとともに、次世代戦闘機とされるJ-20の作戦部隊への配備も開始したと発表されています。また、戦闘機、爆撃機、早期警戒管制機、輸送機を含む多種多様な軍用機を自国で開発・生産・配備まで行うようになっています。中国は、自国の発展がいかなる国にも脅威にならないとする一方で、具体的な将来像や必要性を明確に示さないまま軍事力の急速な近代化を進めており、わが国周辺を含む地域及び国際社会の安全保障上の強い懸念となっています。

海上戦力



ジン級原子力潜水艦 【Jane's by IHS Markit】

Joines by Mis Market

シャン級原子力潜水艦 【Jane's by IHS Markit】

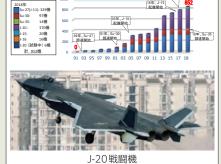




(Jane's by IHS Markit)

レンハイ級駆逐艦 (未就役) 【Jane's by IHS Markit】

航空戦力



J-20戦闘機 【Jane's by IHS Markit】



J-16戦闘機 【Jane's by IHS Markit】



Su-35 戦闘機 【Jane's by IHS Markit】

中国は「サイバー空間における状況に対する認識、サイバー防御、国家のサイバー空間戦争を支援する能力を向上させる」と表明しており、実際に、08(平成20)年以降の主要な軍事訓練には、攻撃・防御両面を含むサイバー作戦などの要素が必ず含まれていると指摘されている。最近の訓練

の中では、敵の指揮通信システムの妨害が成功裡に行われたと伝えられている。わが国周辺にたびたび飛来している Y-8 電子戦機のみならず、J-15 艦載機やH-6 爆撃機の中にも、改良され、電子戦能力を有するものがあると言われている。また、サイバー攻撃で地域全体における敵のネットワー

解

最先端技術と中国の軍事

中国においては、都市部の顔認識改札や無人店舗など、社会のいわゆる「スマート化」が進展していま すが、中国軍もその例外ではありません。17 (平成29)年10月に行われた中国共産党大会において、習 近平総書記は、「新型の作戦力・保障力を発展させ (中略)、軍事の知能化の発展を加速させ、ネットワー ク情報システムに基づく統合作戦能力、全域作戦能力を向上させ(中略)、戦争を抑止し、戦争に勝利す る」と述べました。この発言にみられるように、中国は「情報化建設」や「軍事の知能化」などを旗印に、 軍事面への最先端技術の導入を進めているとみられます。

中国国内で開発が進められており、軍事転用の可能性がある最先端技術の一例として、無人機の「ス ワーム (群れ)」技術があります。17 (平成29)年6月に中国電子科技集団公司は119機からなるスワー ム技術を披露し、米国の記録を破りましたが、このスワーム技術と人工知能が結びついた場合、人工知能 が敵の行動や戦場環境の変化を認知した上で、無人機が柔軟に各種作戦を行う可能性があることなどか ら、軍事面でのインパクトの大きさは各所で指摘されています。また、中国は半導体産業の育成などを通 じて製造業の強化を目指しており、大規模な資金投入などを行っていますが一方で、半導体は軍事技術 の性能向上に貢献するものであり、米国は17 (平成29)年9月、軍事・安全保障上の技術流出につなが る懸念があるとして、中国系投資メーカーによる米半導体メーカーの買収阻止を決定しました。

中国は、科学技術分野での軍民融合を国家戦略として推進しており、非軍事分野での技術開発であっ ても、軍事分野に活用されることは当然考えられます。

技術の進展が戦争の性質を変化させ、各国が先端技術開発・応用に注力している中、特に米国と中国 が、人工知能を始めとする新たな分野で激しい競争を繰り広げているとみられます。中国における技術 開発については、その軍事利用の可能性も念頭に置きつつ注目する必要があります。

クを破壊することで、その「A2/AD」能力を強 化しているとの指摘もある。

Q 参照 3章4節 (宇宙空間と安全保障) 3章5節(サイバー空間をめぐる動向)

(7) 統合運用体制構築に向けた動き

中国は、近年、統合運用作戦能力を向上させる べく、体制整備を進めている。中国共産党が最高 戦略レベルにおける意思決定を行うための「中央 軍事委員会統合作戦指揮センター」は、この一環 として設立されたと考えられる。現在進められて いる軍改革の中で、このような動きは継続してお り、16(平成28)年2月には、常設の統合作戦司 令部とされる5つの戦区が新編された。また、軍 高官の人事面に関し、17(平成29)年1月、 袁誉柏海軍中将が、陸軍種以外で初めて戦区司令 員に任命された。軍区及び戦区司令員は、これま で陸軍種のみが務めてきた役職であることから、 人事面からも統合に向けた動きが進展していると 考えられる。同年10月の第19回党大会において、 習総書記が「強靭かつ効果的な戦区統合作戦指揮 機構」の創設や統合作戦能力の向上について述べ ていることからも、統合運用体制の整備は引き続 き強調されており、今後とも進展していくと考え られる。

また、近年、中国は、東部戦区で実施された三 軍統合演習(17(平成29)年7月)や、実戦を強 く意識し、戦区主体の編制をとった建軍90周年 閲兵式(同月)など、統合運用体制構築を目指し た訓練の実施も進めている。これらの訓練は、統 合運用に向けた各軍種の戦力構築や戦区主導によ る統合作戦実施を見据えたものと考えられる。

6 海空域における活動

(1) 全般

近年、中国は、より遠方の海空域における作戦 遂行能力の構築を目指していると考えられ、その 海上戦力及び航空戦力による海空域における活動 を質・量ともに急速に拡大させている。特に、わ が国周辺海空域においては、何らかの訓練と思わ れる活動や情報収集活動を行っていると考えられ る中国の海軍艦艇や海・空軍機、インド洋などの 遠方へと進出する海軍艦艇、海洋権益の保護など のための監視活動を行う海上法執行機関所属の公 船や航空機が多数確認されている⁵⁴。このような 中国の活動には、わが国領海への中国公船による 断続的侵入や領空侵犯のほか、火器管制レーダー の照射や戦闘機による自衛隊機への異常な接近、 「東シナ海防空識別区」の設定といった公海上空 における飛行の自由を妨げるような動きを含め、 不測の事態を招きかねない危険な行為を伴うもの もみられ、極めて遺憾である。中国は法の支配の 原則に基づき行動することが求められる。

Q 参照 3章3節 (海洋をめぐる動向)

(2) わが国周辺海空域における活動の状況

最近、尖閣諸島に関する独自の主張に基づくと みられる活動の推進をはじめ、中国海軍艦艇及び 航空戦力は、尖閣諸島周辺を含めてその活動範囲 を一層拡大するなど、わが国周辺海空域における 行動を一方的にエスカレートさせており、強く懸 念される状況となっている。空自による中国機に 対する緊急発進の回数も引き続き高水準にあり、 平成28 (2016) 年度には過去最多を更新した55。 また、インド洋などの遠方へと進出する中国海軍 艦艇によるわが国近海の航行や、太平洋への進出 を伴う海空戦力の訓練とみられる活動の定例化を 企図していると考えられる一方、活動内容は引き 続き質的な向上をみせており、中には実戦的な統 合運用能力の構築に向けた動きもみられている。

ア 東シナ海 (尖閣諸島周辺含む) での軍の活動

東シナ海においては、継続的かつ活発に中国海 軍艦艇が活動しており56、中国側は尖閣諸島に関 する中国独自の立場に言及したうえで、管轄海域 における中国海軍艦艇によるパトロールの実施は 完全に正当かつ合法的である旨発言している。中 国海軍艦艇は、近年、その平素からの活動海域を 南方向に拡大する傾向にあり、わが国尖閣諸島に 近い海域で恒常的に活動している。16(平成28) 年6月には、ジャンカイ [級フリゲート]隻が、 中国海軍戦闘艦艇としては初めて、尖閣諸島周辺 の接続水域内に入域した。18 (平成30) 年1月に は、潜没航行していた**シャン級潜水艦**及びジャン カイⅡ級フリゲートそれぞれ1隻が尖閣諸島周辺 の接続水域内に入域した。潜没潜水艦による同接 続水域内航行は、この時初めて確認・公表され た⁵⁷。

さらに、近年、中国海軍情報収集艦による活動 も複数確認されている。15 (平成27) 年11月、 尖閣諸島南方の接続水域の外側の海域で中国海軍 ドンディアオ級情報収集艦1隻が往復航行を実施

¥ KEY WORD

中国の海上法執行機関所属の公船とは

中国国務院(わが国の内閣に相当)の隷下の公安部「海警」、 国土資源部国家海洋局「海監」、農業部漁業局「漁政」、交 通運輸部海事局「海巡」、海関総署海上密輸取締警察など が海上における監視活動などを行ってきたが、13(平成 25)年3月、「海巡」を除くこれら4つの機関などを統合 し、新たな「国家海洋局」として再編したうえで、同局が 公安部の指導のもと、「中国海警局」(「海警」)の名称により監視活動などを実施する方針などが決定された。18(平成30)年7月より、これら海警部隊は「武警海警総隊」と して、中央軍事委員会による一元的な指揮を受ける武警に 編入されたが、「中国海警局」の名称はそのまま用いられ る。

シャン級潜水艦



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

水中排水量:6,096トン

最大速力:30ノット(時速約56km)

主要兵装:艦対艦ミサイル(最大射程:40km)、魚雷

〈桕頭)

新型の攻撃型原子力潜水艦。18 (平成30) 年1月、宮古島

及び尖閣諸島のわが国接続水域内を潜没航行。

⁵⁴ 中国軍は、平時と戦時の兵力配備を同一化し、従来の活動領域を超えた領域での活動を行うなどして、例外的行為を慣例化・常態化させることにより、相手方の警戒意識の麻痺や国際社会に状況の変化を黙認・受容させることなどを企図している、との見方 (2009年版台湾 [国防報告書]) がある。

^{55 16 (}平成28) 年度の中国機に対する緊急発進回数は合計851回と過去最多を記録した。

⁵⁶ 例えば、15 (平成27) 年10月21日付中国軍網は、近年、中国海軍東海艦隊の全主力戦闘艦艇の年平均活動日数が150日を超えている旨報じている。

^{57 18 (}平成30) 年6月には、中国海軍アンウェイ級病院船による尖閣諸島周辺の接続水域内航行を海上保安庁巡視船が確認した。

した。また、16 (平成28) 年6月には、同型情報 収集艦1隻が、口永良部島及び屋久島付近のわが 国領海内を航行した後、北大東島北方の接続水域 内を航行し、その後、尖閣諸島南方の接続水域の 外側を東西に往復航行した。中国海軍艦艇による 領海内航行は約12年ぶりであった58。

中国航空戦力も、平素から東シナ海で活発に活 動を行っている。その活動の中には、通常の警戒 監視や空中警戒待機 (CAP)、訓練などが含まれ ていると考えられる。近年、中国軍用機の活動範 囲は東及び南方向に拡大する傾向にあるが、その ような漸進的拡大の結果、近年は、沖縄本島をは じめとするわが国南西諸島により近接した空域に おいて中国軍用機の活発な活動が確認されるよう になっている。この活動の拡大は、「東シナ海防空 識別区」の運用を企図してのものである可能性が ある⁵⁹。また、14 (平成26) 年5月及び6月には、 東シナ海において通常の警戒監視活動を行ってい た海自機及び空自機に対して、中国軍のSu-27戦 闘機2機が異常に接近する事案が発生してい る⁶⁰。17 (平成29) 年7月には、中国軍のI-10戦

ドンディアオ級情報収集艦



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

満載排水量:6,096トン 速力:20ノット(時速約37km)

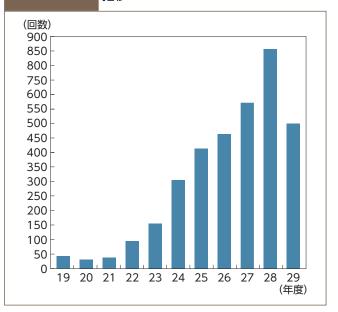
主要兵装: 37mm機関砲、14.5mm機関銃

〈概説〉

16 (平成28) 年6月、口永良部島及び屋久島付近のわが 国領海内を航行した後、北大東島北方の接続水域内を航行 し、その後、尖閣諸島南方の接続水域の外側を東西に往復 航行した。同年2月などには、房総半島南東の接続水域の 外側の海域を往復航行

図表 I -2-3-5

中国軍用機に対する緊急発進回数の



闘機2機が米海軍電子偵察機EP-3の飛行を妨害 する事案が発生したとされている。さらに、18 (平成30) 年4月、中国の偵察用無人機BZK-005 と推定される無人機が東シナ海を飛行しているこ とが確認されている。

尖閣諸島及びその周辺上空のわが国領空におい ては、12(平成24)年12月に、中国国家海洋局 所属の固定翼機が中国機として初めて当該領空を 侵犯する事案が発生し、その後も14(平成26)年 3月までの間、同局所属の固定翼機の当該領空へ の接近飛行がたびたび確認された⁶¹。また、最近 では、尖閣諸島近傍での中国軍用機の活動範囲が 南方向に拡大する傾向も確認されている。16(平 成28) 年6月、空自戦闘機が尖閣諸島方向に南下 飛行した中国軍用機に対し対領空侵犯措置を行っ

あらかじめ警戒のために、要撃機を指定された空域におい て哨戒、又は待機させておくこと。

- 58 04 (平成16) 年11月、中国の原子力潜水艦が、わが国の領海内で国際法違反となる [他国の領海内での潜没航行] を行っている。
- 59 16 (平成28) 年11月、中国空軍報道官は、「東シナ海防空識別区」において、中国空軍が過去3年間、継続的にパトロールを実施している旨発言している。 3章3節1項(東シナ海・南シナ海における「公海自由の原則」をめぐる動向)参照
- 60 3章3節1項(東シナ海・南シナ海における「公海自由の原則」をめぐる動向)参照
- 61 例えば、11 (平成23) 年3月7日、中国国家海洋局所属とみられるZ-9ヘリコプターが、東シナ海中部海域において警戒監視中の護衛艦「さみだれ」に対して、 水平約70m、高度約40mの距離に接近し周回したほか、12 (同24) 年4月12日には、護衛艦「あさゆき」に対し、同局所属とみられるY-12が水平約 50m、高度約50mの距離に接近し周回するという事案が発生した。

たことに関し、中国国防部は、空自戦闘機が中国機に対して挑発を行ったなどと発表⁶²した。しかしながら、空自戦闘機は国際法及び自衛隊法に基づいて対領空侵犯措置を実施しており、中国軍用機に対して挑発的な行為をとったという事実は一切ない。わが国の対応に関する中国の発表は一方的なものとなっており、中国側がこのように事実に反する説明を一方的に行うことは、日中関係を損なうものであり、極めて遺憾である。

イ 太平洋への進出

中国海軍の戦闘艦艇部隊によるわが国近海を航行しての太平洋への進出及び帰投は高い頻度で継続している⁶³。進出経路は多様化の傾向にあり、沖縄本島・宮古島間の海域のほか、大隅海峡や、与那国島と西表島近傍の仲ノ神島の間の海域、奄美大島と横当島の間の海域、津軽海峡や宗谷海峡を中国海軍艦艇が通過する事例が確認されている。このような経路の多様化を通じ、中国は外洋への展開能力の向上を図っているものと考えられるが、政府高官の発言なども踏まえれば、わが国近海の航行を伴う太平洋への進出行動の定例化を企図していると考えられる⁶⁴。さらに、遠方での活動内容を踏まえると、中国は外洋での作戦遂行能力の向上も目指しているものと考えられる。16



中国国旗を掲揚して航行する中国潜水艦 (18 (平成30) 年1月)

(平成28)年12月には、複数の艦艇とともに空母 「遼寧」が東シナ海を航行し、沖縄本島・宮古島間 の海域を通過して初めて西太平洋へ進出した。そ の際、同空母に随伴していたジャンカイⅡ級フリ ゲートから哨戒ヘリが発艦し、宮古島領空の南東 約10kmから30kmの空域を飛行している。18 (平成30)年4月には、南シナ海において海上閲 兵式や訓練に参加していた空母「遼寧」及び複数 の艦艇が、バシー海峡を通過して西太平洋に進出 し、艦載戦闘機の活動を含む対抗訓練を実施した 旨、中国国防部が発表している。その際、太平洋 上において、複数の推定艦載戦闘機の発着艦を警 戒監視にあたった海上自衛隊が確認しているが、 太平洋上における推定艦載戦闘機の飛行確認は今 回が初めてである。これらの活動は、空母をはじ めとする海上戦力の能力向上や、より遠方への戦 力投射能力の向上を示すものとして注目される。 18 (平成30) 年1月には、中国海軍のシャン級潜 水艦が宮古島北東のわが国接続水域内を太平洋方 面から東シナ海に向けて潜没航行していたことか ら、潜水艦も西太平洋において何らかの活動を 行っているものと考えられる。また、17(平成 29) 年7月には、中国海軍ドンディアオ級情報収 集艦1隻が、小島(松前小島)(北海道松前町)南 西のわが国領海内を航行し、その後、津軽海峡を 東航して太平洋に進出している。

航空戦力の太平洋への進出については、13(平成25)年7月に中国海軍航空部隊のY-8早期警戒機1機が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出したことが初めて確認された。15(平成27)年には空軍による太平洋進出も確認された。17(平成29)年、同空域の通過を伴う太平洋進出は一層活発になり、特に7月以降に通過飛行が相次ぎ、年間で計18回の通過飛行が確認された65。これは、16(平成28)年に確認された通過回数(5

^{62 16 (}平成28) 年6月17日、航空自衛隊戦闘機が尖閣諸島方向に南下飛行した中国軍用機に対し、対領空侵犯措置を行ったことに関し、中国国防部は「日本のF-15戦闘機2機が高速で接近し、挑発の上、火器管制レーダーを我が方に照射した。中国軍は果敢に対応し、戦術機動等の措置を講じたところ、日本側戦闘機は赤外線フレアを放射し、その場から逃げ去った」との発表を行った。

^{63 08 (}平成20) 年以降の中国海軍戦闘艦艇の南西諸島・宗谷・津軽海峡周辺での活動回数 (防衛省からのお知らせを基準) は、それぞれ、3回 (08年)、2回 (09年)、4回 (10年)、5回 (11年)、13回 (12年)、21回 (13年)、14回 (14年)、12回 (15年)、15回 (16年)、12回 (17年)、4回 (18年5月末時点) となっている。

^{64 17 (}平成29) 年3月、わが国が中国海軍艦艇の沖縄本島・宮古島間の通過を公表した際、中国国防部報道官は「今後われわれが多く通過することに日本側が慣れればよいだけ」と述べた。

⁶⁵ 17 (平成 29) 年、中国軍用機は1回 (3月)、3回 (7月)、5回 (8月)、3回 (11月)、6回 (12月) の計18回、沖縄本島・宮古島間を通過飛行した。

回) からの大幅な増加である⁶⁶。 同空域を通過す る軍用機の種類も年々多様化の傾向にある。16 (平成28) 年までには最新型の爆撃機H-6Kや Su-30戦闘機、17 (平成29) 年7月には初めて Y-8電子戦機が確認された。16 (平成28) 年9月 に飛行したH-6K爆撃機は、ミサイル形状の物体 を搭載していたことが視認されている⁶⁷。さらに、 飛行形態も変化してきている。16(平成28)年 11月以降、H-6K爆撃機などが先島諸島の南方か ら飛来した後に沖縄本島・宮古島間を通過して東 シナ海へ向かう飛行や、沖縄本島・宮古島間を経 由し東シナ海から西太平洋へ進出した後にバシー 海峡方面へ向かう飛行が頻繁に確認されている。 17 (平成29) 年12月にこのような飛行が確認さ れた際、中国空軍報道官は「『島(台湾)を回る』 巡航を演練」した旨発言した。17 (平成29)年8 月には、H-6K爆撃機が沖縄本島・宮古島間を通 過して太平洋に進出した後、紀伊半島沖まで進出 した。このように、爆撃機などによる長距離飛行 の高い頻度での実施や、飛行経路及び部隊構成の 高度化などを通じ、中国航空戦力は、わが国周辺 などでのプレゼンス誇示や、実戦的な運用能力の 更なる向上を企図しているとみられる。なお、16 (平成28)年10月及び12月、このように太平洋 へ進出する中国軍用機に対して対領空侵犯措置を 実施している自衛隊機に関し、中国国防部は、自 衛隊機が妨害弾を発射して中国機の安全を脅かし たなどと事実に反する発表を行った⁶⁸。しかし、 自衛隊機は国際法及び自衛隊法に基づいて対領空 侵犯措置を実施しており、そのような事実は一切 ない。

また、太平洋進出の際、空対艦攻撃訓練と思わ れる活動など、海上・航空戦力の協同での作戦遂 行能力の向上を企図したと考えられる活動も近年 見られるようになってきており⁶⁹、関連動向に引

き続き注目が必要である。

ウ 日本海での活動

中国海軍は、従来から訓練などの機会に、艦艇 を日本海で活動させていたと考えられるが、最 近、航空部隊の活動も開始した。16 (平成28)年 8月に中国海軍艦隊による日本海での「対抗訓練」 の実施が初めて発表されており、その際、対馬海 峡を通過して日本海に進出したH-6爆撃機2機を 含む計3機が同演習に参加したと考えられる。17 (平成29)年1月にも、同海域で、海軍艦艇・航空 機が協同対抗訓練を実施したとされており、その 際は、H-6爆撃機6機を含む計8機が対馬海峡を 通過して日本海に進出している。

中国空軍は17(平成29)年12月に初めて対馬 海峡を通過飛行し、日本海へ進出した。その際、 最新の爆撃機であるH-6Kに加え、Su-30戦闘機 などが同時進出したが、中国軍の戦闘機が日本海 へ進出したのは初めてである。また、18(平成 30)年2月に日本海へ進出したY-9情報収集機は、 対馬海峡の西水道 (長崎県対馬と朝鮮半島の間の 海峡)を通過飛行したが、西水道の通過飛行はこ れが初めてであった70。今後とも日本海での中国 軍の活動が拡大・活発化すると考えられる71。

(3) 尖閣諸島周辺などでの中国公船の動向

08 (平成20) 年12月に 「海監 | 船が、尖閣諸島 周辺のわが国領海において、徘徊・漂泊といった 国際法上認められない活動を行った。その後も、 「海監」船及び「漁政」船は、徐々に当該領海にお ける活動を活発化させてきた。12 (平成24) 年9 月のわが国政府による尖閣三島(魚釣島、北小島 及び南小島)の所有権の取得・保有以降、このよ うな活動は著しく活発化している。13(平成25) 年10月以降は当該領海への侵入を繰り返し行っ ており、また、その態様は強化されてきている⁷²。

^{66 13 (}平成 25) 年以降、航空戦力が沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋に進出した回数は、それぞれ5回 (13年)、5回 (14年)、6回 (15年)、5回 (16年)

⁶⁷ 米中経済安全保障再検討委員会の年次報告書 (15 (平成27) 年11月) は、H-6K爆撃機に搭載されることでより遠方を攻撃することが可能となるDH-10 (CJ-10) 対地攻撃巡航ミサイルが、グアムを含む第二列島線を標的にすることができると指摘している。

⁶⁸ 本節脚注9参照

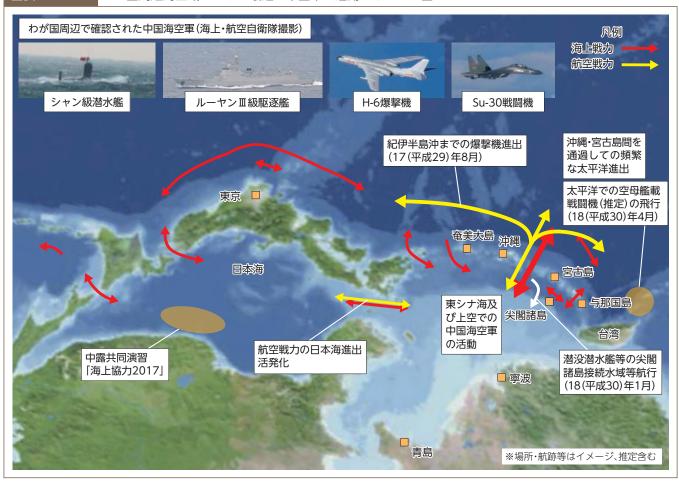
⁶⁹ 例えば 17 (平成 29) 年 12 月、H-6 爆撃機が西太平洋に進出した際には、同海域で海軍艦艇による防空・ミサイル対処訓練が行われていたとされており、爆 撃機と艦艇部隊との協同による対艦攻撃能力向上の訓練が行われた可能性がある。

⁷⁰ この際、韓国軍合同参謀本部は、中国軍用機が韓国の防空識別圏内で「異例な偵察活動を実施した」と発表した。

^{71 17 (}平成 29) 年 12月、中国空軍機が初めて日本海へ進出した後、空軍報道官は 「日本海は日本の海ではない」 などと述べたとされている。

⁷² 例外はあるものの中国公船は、月に2~3回の頻度で、午前10時くらいから2時間程度、わが国領海へ侵入することが多い。その際の隻数は16(平成28) 年8月までは2~3隻程度であったが、それ以降は4隻で領海侵入することが多くなってきている。

図表 I -2-3-4 わが国周辺海空域における最近の中国軍の活動のイメージ図



中国公船によるわが国領海への侵入を企図した 運用態勢の強化は着実に進んでいると考えられる。例えば、15 (平成27) 年12 月以降、機関砲と みられる武器を搭載した公船がわが国領海に繰り 返し侵入するようになっている。また、尖閣諸島 近海に派遣される公船は大型化が図られており、 14 (平成26) 年8 月以降、わが国領海に侵入して くる公船のうち、少なくとも1隻は3,000トン級 以上の公船である。さらに、15 (平成27) 年2 月 以降、3,000トン級以上の公船が3隻同時にわが 国領海に侵入する事案も複数回確認されている。 また、中国は世界最大級となる1万トン級の巡視 船を2隻⁷³運用しているとみられる。

中国公船のわが国周辺海域での運用能力も向上 しているものと考えられる。16 (平成28) 年8月 上旬、約200~300隻の漁船が尖閣諸島周辺の接 続水域に進出したが、この際、最大15隻の公船が 同時に接続水域内側を航行し、さらに、5日間に わたり多数の公船及び漁船が領海侵入を繰り返す 事案が発生した。同海域に進出した公船の中には、 武装公船も多数含まれていたことが確認されてい る⁷⁴。この事案は、中国が必要に応じて、武装公船 を含む多数の公船を尖閣諸島周辺海域に同時に投 入する能力があることを示すものと考えられる。

このような中国公船による尖閣諸島周辺海域における活動は、力を背景とした一方的な現状変更の試みであり、事態をエスカレートさせる中国の行動はわが国として全く容認できるものではない。

また、17 (平成29) 年5月には、尖閣諸島周辺のわが国領海侵入中の中国公船の上空において小型無人機らしき物体が飛行していることが確認された。このような小型無人機らしき物体の飛行も一方的な事態のエスカレーションであり、領空侵犯にも当たるものである。

^{73 [}海警 2901] 及び [海警 3901]。これらの公船は 76mm 砲を搭載しているとされる。

⁷⁴ その後、8月中旬以降、尖閣諸島周辺海域で確認された中国公船の状況としては、中国漁船に引き続く形での領海侵入は行われておらず、領海侵入などの頻度は、8月上旬の活動以前と同程度となった。

尖閣諸島周辺以外においては、17(平成29)年 7月、中国公船が対馬(長崎県)、沖ノ島(福岡県) 及び津軽海峡付近の我が国領海内を航行したこと が確認された。同公船は、同年8月、佐多岬から 草垣群島(いずれも鹿児島県)にかけてのわが国 領海内も航行したことが確認されている。

なお、海軍の退役艦艇が13(平成25)年7月に 正式に発足した中国海警局に引き渡されている75 とみられるほか、海軍と海警による共同訓練が行 われていると報じられるなど、海軍は、運用面及 び装備面の両面から海上法執行機関を支援してい るとみられる。また、18 (平成30) 年7月には、 海警部隊が、中央軍事委員会の指導及び指揮を受 ける武警へと編入されたが、今後の軍と海警の連 携のあり方が注目される。

Q 参照 図表 I -2-3-4 (わが国周辺海空域における最近の主 な中国の活動)

> 図表 I -2-3-5 (中国軍用機に対する緊急発進回数の 推移)

(4) 南シナ海における活動の状況

中国は、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 諸国な どと領有権について争いのある南沙 (スプラト リー)・西沙(パラセル)諸島などを含む南シナ海 においても活動を活発化させている。

中国は、南沙諸島にある7つの地形76において、 14(平成26)年以降、大規模かつ急速な埋立活 動⁷⁷を強行してきた。16 (平成28) 年7月には比 中仲裁判断において、中国が主張する「九段線」 の根拠としての「歴史的権利」を含め、「九段線」 に囲まれた海域において中国が主張する権利が否 定され、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定 された。しかし、中国はこの判断に従う意思のな いことを明確にしており、現在も、砲台といった

軍事施設のほか、滑走路や港湾、格納庫、レー ダー施設などをはじめとする軍事目的に利用し得 る各種インフラ整備を推進し、同地形の軍事拠点 化を進めている⁷⁸。17 (平成29) 年10月の第19 回党大会において、習総書記は、南シナ海におけ る地形開発活動の進展を、経済建設における成果 の一つとして報告した。

ファイアリークロス礁においては、水上戦闘艦 艇の入港が可能とみられる大型港湾の造成が進展 している。また、16 (平成28) 年1月には、戦闘 機や爆撃機などが離発着可能な3.000m級の滑走 路の完成が宣言され、周辺国から抗議がある中 で、航空機による試験飛行が強行された⁷⁹。さら に、同年4月には、南シナ海哨戒任務中の海軍哨 戒機がファイアリークロス礁に急患輸送を目的と して着陸した。スビ礁及びミスチーフ礁において も、同年7月、大型機の離着陸が可能な滑走路に おいて、航空機による試験飛行が2日連続で強行 された⁸⁰。18 (平成30年) 1月には、ミスチーフ 礁上にY-7輸送機2機が、同年4月にはスビ礁上 にY-8特殊任務機がそれぞれ確認されたと報じら れている。これらの地形においては、対空砲など を設置することが可能な砲台やミサイルシェル ター、弾薬庫とも指摘される地下貯蔵施設が整備

⁷⁵ 中国海軍所属のジャンウェイ I 級フリゲート 3 隻が 「中国海警局」 に引き渡されるための改修を行っていたとの指摘があるほか、ルダ級駆逐艦 2 隻について も、同様に、中国海軍から「中国海警局」に引き渡されるとの指摘がある。

⁷⁶ ジョンソン南礁、クアテロン礁、ガベン礁、ヒューズ礁、ファイアリークロス礁、ミスチーフ礁、スビ礁の7つ

⁷⁷ 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(17 (平成29) 年6月)は、中国が「南沙諸島で2015年末までに3,200エーカー(約 13km²) 超を拡張し、埋立ては完了した」と指摘している。

⁷⁸ 国際社会においても、中国の南シナ海の活動に対する軍事拠点化 (militarization) との指摘が相次いでいる。例えば、17 (平成29) 年10月、ハリス米太平 洋軍司令官 (当時) は、「中国は、東シナ海及び南シナ海において、係争中の海洋構造物に対する事実上の主権を主張することを試みつつ戦闘力及び位置的優 位性を構築中であり、人工島の建設及び軍事拠点化によって物理的かつ政治的な状況を根本的に変更し、法に基づく国際秩序を徐々に損なわせるために軍 事及び経済的な力を利用している」などと述べた。

⁷⁹ 中国は、16 (平成28) 年1月2日、3日及び6日の3回、ファイアリークロス礁において試験飛行を実施したとされている。これに対し、2日にベトナム外務 省報道官から断固とした反対が表明されたほか、8日にはフィリピンから文書による抗議がなされた。

^{80 16 (}平成28) 年7月14日、ベトナム外務省報道官が、ベトナムの主権の侵害であるとして抗議した。

されており、既にこれらのインフラ整備が完了し たとも指摘されている。また、18 (平成30) 年4 月、対艦巡航ミサイル及び地対空ミサイルが、軍 事訓練の一環として各地形に展開したと報じられ たほか、レーダー妨害装置がミスチーフ礁上に展 開したと報じられている。その他の4つの地形で も、港湾、ヘリパッド、レーダーなどの施設建設 の進展に加え、大型対空砲や近接防空システムと みられる装備がすでに配備された可能性が指摘さ れている。これらの地形が本格的に軍事目的で利 用された場合、アジア太平洋地域の安全保障環境 を大きく変化させる可能性がある。また、中国は 南沙諸島に先がけて、西沙諸島についても軍事拠 点化を推進している。ウッディー島においては、 13 (平成25) 年以降、滑走路の延長工事を実施し たほか、15 (平成27)年10月や17 (平成29)年 10月にはJ-11などの戦闘機の展開が、16(平成 28) 年2月や17 (平成29) 年1月には、地対空ミ サイルとみられる装備の所在が確認されている。 18 (平成30) 年5月に中国国防部が発表した南シ ナ海でのH-6K爆撃機の離発着訓練は、ウッ ディー島で実施されたと指摘されている。また、 12 (平成24) 年4月に中比公船が対峙する事案が 発生したスカボロー礁においても、近年、中国の 艦船による測量とみられる活動が確認されたとい われているほか、今後、新たな埋立てが行われる 可能性も指摘されている81。仮に、スカボロー礁 において埋立てが実施されレーダー施設や滑走路 などの設置が行われた場合、周辺海域における中 国の状況把握能力や作戦能力が高まり、ひいては 南シナ海全域での能力向上につながる可能性も指 摘されている。こうした点も踏まえ、今後とも状 況を注視していく必要がある。

海空域における中国軍の活動も拡大している。 09 (平成21) 年3月及び13 (平成25) 年12月に は、南シナ海を航行していた米海軍艦船に対し中 国海軍艦艇などが接近・妨害する事案が発生し た。16 (平成28) 年5月や17 (平成29) 年2月及 び5月には、中国軍の戦闘機が米軍機に対し接近 したとされる事案などが発生している。比中仲裁 判断後の16(平成28)年7月及び8月には、中国 空軍のH-6K爆撃機がスカボロー礁付近の空域に おいて「戦闘パトロール飛行」を実施し、今後こ のパトロールを「常態化」する旨、中国国防部が 発表した⁸²。また、同年9月には中露共同演習「海 上協力2016」が初めて南シナ海で実施された。 18 (平成30) 年3月下旬から4月にかけて、空母 「遼寧 | を含む海軍艦艇などによる実動演習及び 中国建国後最大規模と評される海上閲兵式が、同 海域で実施された。さらに、中国公船による周辺 諸国の漁船に対する威嚇射撃を行う事案が生起し たほか、中国海軍艦艇が常時活動している南シナ 海の海域があるとも伝えられている⁸³。このよう に、中国は、南シナ海における軍事的なプレゼン スの拡大及び運用能力の向上を企図しているもの と考えられる⁸⁴。

中国によるこのような活動は、一方的な現状変更及びその既成事実化を一層進展させる行為であり、わが国として深刻な懸念を有しているほか、米国をはじめとした国際社会からも同様の懸念が示されている⁸⁵。中国は、地形開発に対する国際的な懸念が高まっているとの指摘に対し、フィリピンやベトナムなど幾つかのASEAN諸国が、南沙諸島の地形を不当に占拠し、飛行場など固定施設の大規模工事を実施していると主張している⁸⁶。しかし、中国の地形開発はその他の国々が

⁸¹ 16 (平成28) 年3月、リチャードソン米海軍作戦部長は、スカボロー礁周辺における中国の活動について、「水上艦船が活動し、分類や測量の類いの活動を進めていることを確認していると思う。そこは次に埋立てを行う可能性がある場所として注意している。」と発言した。

⁸² 中国のH-6爆撃機が15 (平成27) 年3月及び16 (平成28) 年12月に、「九段線」に沿って飛行したとの報道もある。また、17 (平成29) 年12月などにも、空軍機が「島嶼部の周回飛行訓練等」を実施した旨、中国国防部が発表している。

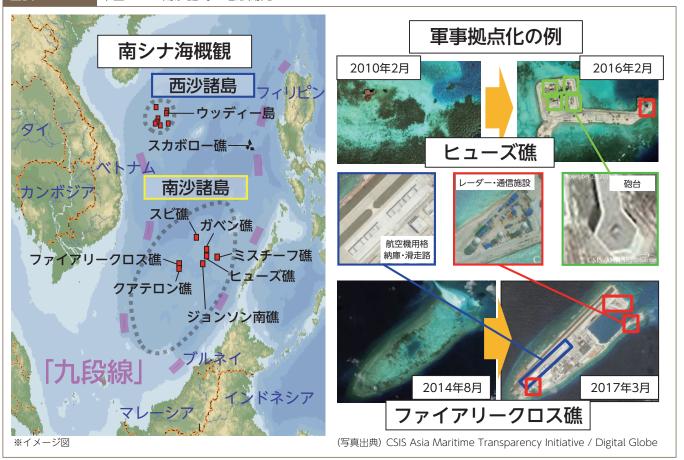
^{83 17 (}平成29) 年11月、フィリピンのロレンザーナ国防大臣が、現地紙に対し、南沙諸島のサンディ・ケイ付近で中国艦艇が常時活動していると述べたと報じられた。また、18 (平成30) 年4月には、中国海軍や海警の艦船が南沙諸島の人工島を定期的に訪問している旨、戦略国際問題研究所・アジア海洋透明性イニシアチブ (CSIS/AMTI: Center for Strategic and International Studies/Asia Maritime Transparency Initiative) が指摘している。

⁸⁴ 中国は、海南島南端の 三売市に、原子力潜水艦用の地下トンネルを有する大規模な海軍基地を建設していると伝えられている。中国にとって同基地は、南シナ海のほか、西太平洋へ進出する上での戦略的要衝に位置しており、空母の配備を含め、南海艦隊の主要な基地として整備が進められているとの指摘もある。

⁸⁵ 米国からの懸念としては、例えば、18 (平成30) 年5月、米国防省は「南シナ海で領有権が争われている地形において中国が軍事拠点化を進めていることは、緊張を高め地域を不安定化させるのみ」として、中国軍に対する環太平洋合同演習 (リムパック) への招待を取り消した。国際社会からの懸念としては、例えば、17 (平成29) 年5月に開催されたG7タオルミーナサミットにおいては、「東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き懸念し、緊張を高め得るあらゆる一方的な行動に対し強く反対する」などとした首脳宣言が発表された。

^{86 15 (}平成27) 年4月29日、中国外交部報道官の発言。

中国による南沙諸島の地形開発



行っている活動とは比較にならないほどに大規模 であり、かつそれを急速に実施している⁸⁷。

いずれにせよ、南シナ海をめぐる問題は、アジ ア太平洋地域の平和と安定に直結する国際社会全 体の関心事項であり、中国を含む各国が緊張を高 める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づ き行動することが強く求められる。

Q参照 図表 I-2-3-6 (中国による南沙諸島の地形開発)、 2章6節 (東南アジア) 3章3節 (海洋をめぐる動向)

(5) インド洋などにおける活動の状況

中国海軍は、自らの海上戦力を「近海防御・遠 海護衛 | 型へとシフトしているとされており、近 年、インド洋などのより遠方の海域で作戦を遂行 する能力を着々と向上させている。例えば、08 (平成20)年12月以降、海賊に対処するための国 際的な取組に参加するため、中国海軍艦艇は、イ ンド洋を航行し、ソマリア沖・アデン湾に進出し

ている。中国海軍潜水艦の活動もインド洋方面に おいて継続的に確認されるようになってきてい る。14 (平成26) 年には、ソン級潜水艦がスリラ ンカ・コロンボに2度寄港したとされており、中 国潜水艦として初めて国外の港湾に入港した。15 (平成27)年5月及び翌年5月にはユアン級潜水

ソン級潜水艦



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

水中排水量: 2,286トン

最大速力: 22 ノット (時速約41km)

主要兵装:艦対艦ミサイル (最大射程:40km)、魚雷

〈概説〉

通常動力型潜水艦。06 (平成18) 年10月に、沖縄近海で

米空母キティホークの近傍に浮上した。

⁸⁷ 米国防省 「アジア太平洋海洋安全保障戦略」(15 (平成 27) 年8月) は、「中国は 2015年6月時点で 2,900 エーカー (約11.7km²) 以上を埋め立てた」 「これ は他の係争国が40年間で埋め立てた総面積の17倍を20か月で行ったことになり、南沙諸島での埋立地の約95%に相当する」と記述している。

(6) 海空域における活動の目標

中国による海上及び航空戦力の整備状況、海空域における活動状況、国防白書における記述、中国の置かれた地理的条件、グローバル化する経済などを考慮すれば、中国海・空軍などの海空域における活動には、次のような目標があるものと考えられる。

第一に、中国の領土、領海及び領空を防衛する ために、可能な限り遠方の海空域で敵の作戦を阻 止することである。これは、近年の科学技術の発 展により、遠距離からの攻撃の有効性が増してい ることが背景にある。

第二に、台湾の独立を抑止・阻止するための軍事的能力を整備することである。中国は、台湾問題を解決し、中国統一を実現することにはいかなる外国勢力の干渉も受けないとしており、中国が、四方を海に囲まれた台湾への外国からの介入を実力で阻止することを企図すれば、海空域における軍事作戦能力を充実させる必要がある。

第三に、中国が独自に領有権を主張している島 嶼の周辺海空域において、各種の監視活動や実力 行使などにより、当該島嶼に対する他国の支配を 弱め、自国の領有権に関する主張を強めることで ある。

第四に、海洋権益を獲得し、維持及び保護することである。中国は、東シナ海や南シナ海において、石油や天然ガスの採掘及びそのための施設建設や探査を行っているが、13(平成25)年6月以降には、東シナ海の日中中間線の中国側において、既存の4基に加え、新たに12基の海洋プラットフォームの建設作業などを進めていることが確

艦及びシャン級潜水艦がそれぞれパキスタン・カラチに、17 (平成29) 年1月及び同9月にはソン級潜水艦及びユアン級との指摘もある潜水艦がそれぞれマレーシア・コタキナバルに寄港したとされている。このほか、インド洋以外においても、15 (平成27) 年9月、中国艦艇5隻がベーリング海の公海上を航行し、アリューシャン列島で米国の領海を航行したとされている88。

また、中国が遠方の海域における作戦の補助に も資する海外における港湾などの活動拠点を確保 しようとする動きも顕著になっている。例えば、 17 (平成29) 年8月には、アデン湾に面する東ア フリカの戦略的要衝であるジブチにおいて、中国 軍の活動の後方支援を目的とするとされる「保障 基地」の運用が開始された。また、近年中国は、 ユーラシア大陸を中心とする経済圏創出を主な目 的とするとされる「一帯一路」 構想を推進してい る⁸⁹が、中国軍が、シーレーン防衛などを通じ、 同構想の後ろ盾としての役割を担っている可能性 がある。さらに、同構想には中国の地域における 影響力を拡大するという戦略的意図が含まれてい るとも考えられる中、同構想によるインフラ建設 が中国軍のインド洋、太平洋などでの活動をさら に促進する可能性がある。例えば、パキスタンや スリランカといったインド洋諸国で港湾インフラ 建設を支援することにより、寄港地を確保し、 シーレーンの防衛強化や、中国海軍のインド洋な どにおける作戦遂行能力のより一層の向上を図っ ている可能性がある。

KEY WORD

「一帯一路」 構想 とは

習近平国家主席が提唱した経済圏構想。13 (平成25) 年9 月に「シルクロード経済ベルト」構想 (一帯) が、同年10 月に「21世紀海上シルクロード」構想 (一路) が提唱され、 以降、両構想をあわせて「一帯一路」構想と呼称。

⁸⁸ 当該中国艦艇による航行については、沿岸国たる米国によれば国際法違反はなかったとされる。

⁸⁹ 中国は、パキスタンのグワダル港、スリランカのハンバントタ港、バングラデシュのチッタゴン港などにおいて、現地政府との港湾整備プロジェクトなどに協力している。



海洋プラットフォーム第7基及び10基 (東シナ海ガス田)

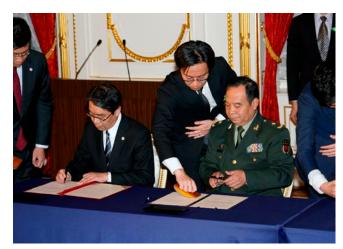
認されている⁹⁰。また、16 (平成28) 年6月下旬 には、1基のプラットフォーム上に対水上レー ダー及び監視カメラの設置が確認されるなど、こ れらの機材の利用目的も含め、プラットフォーム にかかる中国の今後の動向が注目されるところで ある。このように、中国側が一方的な開発を進め ていることに対して、わが国から繰り返し抗議を すると同時に、作業の中止などを求めている⁹¹。

第五に、自国の海上輸送路を保護することであ る。この背景には、中東からの原油の輸送ルートな どの海上輸送路が、グローバル化する中国の経済 活動にとって、生命線ともいうべき重要性を有し ていることがある。将来的に、中国海軍が、どこま での海上輸送路を自ら保護すべき対象とするかは、 そのときの国際情勢などにも左右されるものであ るが、近年の中国の海・空軍の強化を考慮すれば、 その能力の及ぶ範囲は、中国の近海を越えてより 遠方の海域へと拡大していると考えられる。

こうした中国の海空域における活動の目標や近 年の動向を踏まえれば、今後とも中国は、東シナ 海や太平洋といったわが国近海及び南シナ海並び にそれらの上空、インド洋などにおいて、活動領 域をより一層拡大するとともに活動の活発化をさ らに進めていくものと考えられる。

一方、近年、中国は、海空域における不測の事 態を回避・防止するための取組にも関心を示して

いる。例えば、14 (平成26) 年4月、中国は、西太 平洋海軍シンポジウム (WPNS)参加国海軍の艦 艇及び航空機が予期せず遭遇した際の行動基準を 定めた「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (CUES)」に、日米などとともに合意した。また、 18 (平成30) 年5月、自衛隊と人民解放軍の艦 船・航空機による不測の衝突を回避すること等を 目的とする「日中防衛当局間の海空連絡メカニズ ム | の運用開始に正式合意した⁹²。



「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する覚書の署名の様子 (18 (平成30) 年5月)

7 軍の国際的な活動

中国軍は近年、平和維持、人道支援・災害救援、 海賊対処といった非伝統的安全保障分野における 任務を重視しており、これらの任務のために積極 的に海外にも部隊を派遣するようになってきてい る。このような軍の国際的な活動に対する姿勢の 背景には、中国の国益が国境を越えて拡大してい ることに伴い、国外において国益の保護及び促進 を図る必要性が高まっていることや、国際社会に 対する責任を果たす意思を示すことにより自国の 地位を向上させる意図があるとみられている。

中国は、国連PKOを一貫して支持するととも に積極的に参加するとしており、中国国防部によ れば、これまでに国連PKOに延べ3万5.000人

⁹⁰ さらに、16 (平成28) 年11月1日、岸田外務大臣(当時)は、同海域において新たなガス田掘削の動きがあると明らかにし、「一方的な開発に向けた行為を 継続しているのは極めて遺憾」と述べた。

⁹¹ 東シナ海資源開発に関しては、いわゆる「2008年6月合意」を実施するための国際約束締結交渉について、10 (平成22) 年9月に中国側が延期を一方的に 発表した。交渉が再開されない中、樫ガス田などにおいては、中国による生産が行われている可能性が高いなどとの指摘がなされている。一方、南シナ海に おいては、中国国家海洋局が、12 (平成24) 年5月に石油掘削装置 [海洋石油981] が初の掘削に成功したと発表している。

⁹² Ⅲ部2章1節4項4(日中防衛交流・協力)参照

あまりの軍人が派遣されている⁹³。国連によれば、中国は、18 (平成30) 年5月末時点で、国連マリ多面的統合安定化ミッション (MINUSMA) などの国連PKOに計2,514人の部隊要員、文民警察要員、軍事監視要員を派遣しているほか、予算の分担率も大幅に増加している⁹⁴。また、中国は、17 (平成29) 年9月、8,000人規模の部隊を国連平和維持活動即応能力登録制度に登録したと発表した。このように、中国は国連PKOにおいて積極的な人的・財政的貢献を行っており、その存在感は高まっている。一方、中国の国連PKOに対する積極姿勢の背景には、同活動を通じて当該PKO実施地域、特にアフリカ諸国との関係強化を図るとのねらいもあるとみられている。

さらに、中国は、ソマリア沖・アデン湾におけ る海賊対処活動や、人道支援・災害救援活動にも 積極的に参加している。中国は、リビア情勢の悪 化を受け、11 (平成23) 年2月から3月にかけて 在留中国人の退避活動を行った際、初めて海軍艦 艇及び空軍輸送機を現地に派遣した。また、イエ メン情勢の悪化を受け、15(平成27)年3月から 4月にかけて、中国海軍海賊対処部隊がアデン港 及びホデイダ港などに入港し、在留中国人及び日 本人1名を含む外国人の退避活動に従事した。最 近では、17(平成29)年5月、洪水・土砂災害に 見舞われたスリランカにおいて、遠洋航海の途上 であった中国海軍が、物資支援や医療救護活動な どの災害救援活動を実施した。中国による人道支 援・災害救援活動は国際的にも評価されている が、これらの活動を通じて、軍の平和的・人道的 なイメージや、戦争以外の軍事作戦を重視する意 図を内外に示すとともに、戦力を遠方に迅速に展 開させる能力を検証するねらいもあるとの指摘が なされている。

8 教育・訓練などの状況

中国軍は、近年、運用能力の強化を図ることなどを目的として実戦的な訓練の実施を推進してお

り、戦区主導の統合演習、陸・海・空軍間の統合 演習、対抗演習、上陸演習、区域を跨いだ演習な どを含む大規模な演習、さらには夜間演習、諸外 国との共同演習なども行っている。習国家主席の 発言などにおいて、「戦いができる。勝つ戦いをす る」との目標が繰り返し言及されていることは、 軍がより実戦的な訓練の実施を推進している証左 と考えられる。18 (平成30) 年1月から施行され た新たな「軍事訓練条例」においても、実戦化訓 練の確実な実施を原則とする旨言及されているほ か、ネットワーク情報システムに基づいた統合作 戦能力や全域作戦能力などの実施についても言及 されている。

中国軍は、教育面でも、統合作戦を実施する能力を有する軍人の育成を目指している。03(平成15)年から、統合作戦・情報化作戦の指揮や情報化された軍隊の建設などを担うための高い能力を持つ人材育成のための人材戦略プロジェクトが推進されている。17(平成29)年には、統合作戦指揮人材を養成するための訓練が中国国防大学で開始されたと伝えられている。一方、近年では、給与を含む各種処遇、人材育成制度、退役軍人の処遇などをめぐる問題も指摘されている。95。

中国は、14 (平成26)年の第18期四中全会で「法治」の推進を示し、関連する各種法整備を進めているが、軍においても「法治」の貫徹が求められていると考えられる。具体的な動きとしては、17 (平成29)年8月に開催された建軍90周年記念大会において、習中央軍事委員会主席が「法に基づく軍の管理」に言及した。また、同年10月の一中全会において、軍における最高意思決定機関である第19期中央軍事委員会の委員として、苦華政治工作部長に加えて張升民中央軍事委員会規律検査委員会書記が選出された。

また、中国は、戦争などの非常事態において民間資源を有効に活用するため、動員体制の整備を進めてきており、10(平成22)年、戦時における動員についての基本法となる「国防動員法」を施行した。実際に最近、徴用された民間船舶による

⁹³ 中国国防部ホームページ (17年5月) による。

⁹⁴ 国連PKO予算における中国の分担率をみると、15 (平成27) 年は約6.6%と第6位だったが、16 (平成28) 年には大幅に増加し、わが国を抜いて米国に次ぐ第2位となっている。18 (平成30) 年の分担率は約10.2%である。

⁹⁵ 本節脚注 26 参照

軍用装備の輸送などの動きが見られる⁹⁶が、この ような動きは現在推進されている軍民融合の流れ にも沿ったものであると考えられ、今後とも積極 的に実施される可能性がある。

9 国防産業部門の状況

中国では、自国で生産できない高性能の装備や 部品をロシアなど外国から輸入しているが、装備 の国産化を重視していると考えられ、多くの装備 を国産化しているほか、新型装備の研究開発に意 欲的に取り組んでいる。

近年、中国の国防産業の改革が進められている。 国務院機構である工業・情報化部の国防科学技術 工業局の隷下に、核兵器、ミサイル、ロケット、航 空機、艦艇、その他の通常兵器を開発、生産する 12個の集団公司を編成することで、特に、軍用技 術を国民経済建設に役立てるとともに、民生技術 を国防建設に吸収するという双方向の技術交流を 促している。これにより、具体的には、国防産業 の技術が、宇宙開発や航空機工業、船舶工業の発 展に寄与してきたとされている。

また、近年、国家戦略に格上げしたとされる「軍 民融合 | 戦略が、国防技術分野においても推進さ れている⁹⁷。軍民両用産業分野における国際協力 及び競争を奨励、支持するとしており、軍民両用 の分野を通じて外国の技術を吸収することにも関 心を有しているとみられる。このように海外の先 進技術を積極的に導入することで、中国軍の近代 化は更に促進される可能性がある⁹⁸。

3 = 対外関係など

1 全般

中国は、特に、海洋における利害が対立する問題 をめぐり、既存の国際秩序とは相容れない独自の 主張に基づき、力を背景とした現状変更の試みな ど、高圧的とも言える対応を継続させ、さらに、そ の既成事実化を着実に進めるなど、自らの一方的 主張を妥協なく実現しようとする姿勢を継続的に 示している。また、「人類運命共同体」の構築を提 唱し⁹⁹、「相互尊重、公平正義、協力、ウィン・ウィ ンの新型国際関係」の建設推進について言及しな がら、他国の教育機関への圧力や政治家の取り込 みなどを通じて他国の政策決定に影響力を及ぼそ うとする動きなどが指摘されている¹⁰⁰ほか、中国 主導の多国間メカニズムの構築101など、独自の国 際秩序形成への動きもみられる。一方、中国は、持 続的な経済発展を維持し、総合国力を向上させる ためには、平和で安定した国際環境が必要である との認識に基づき、諸外国との間において、軍高官 による相互訪問や合同軍事演習などを含む軍事交 流を積極的に展開している。近年では、米国やロシ アをはじめとする大国や東南アジアを含む周辺諸 国に加えて、アフリカ諸国や中南米諸国などとの 軍事交流も活発に行っている。一方、中国が軍事交 流を推進する目的としては、諸外国との関係強化 を通じて中国に対する懸念の払拭に努めつつ、自 国に有利な安全保障環境の構築や国際社会におけ る影響力の強化を図ることや、資源・エネルギー の安定的な確保や海外拠点の構築などがあるもの と考えられ、中国の軍事交流は、国家利益を保護す るための戦略的手段として、全体的な外交戦略の 枠組みの一つとして位置づけられているとみられ

^{96 17 (}平成29) 年4月、中国国防部HP

⁹⁷ 具体例としては、独自開発の進捗が限定的とされる軍用機や民間機のエンジン開発・製造の分野において、17 (平成29) 年8月、エンジンに特化した国有 企業が設立された際、習国家主席が、「軍民を緊密に融合発展」する旨強調している。

⁹⁸ 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(17 (平成29) 年6月) は、海外の軍事及びデュアル・ユース技術を取得するため、 サイバー技術を含む様々な手段を中国が使用している旨指摘している。

^{99 18 (}平成30) 年6月に開催された中央外事工作会議において、習近平総書記は、「新時代の中国の特色ある社会主義外交思想」として、「人類運命共同体」の 構築の推進、「一帯一路」建設の推進、グローバルなパートナーシップの構築、グローバルなガバナンスシステムの改革の牽引などを強調した。

^{100 17 (}平成 29) 年12月、豪議会に国家安全保障法改正法案を提出するにあたり、ターンブル豪首相は、「わが国のメディア、わが国の大学、わが国の代議士の 意思決定を妨害しようとする中国共産党の活動に関する報道を深刻に捉えている」と演説している。

¹⁰¹ 中国は、アジア信頼醸成措置会議 (CICA: Conference on Interaction and Confidence-Building Measures in Asia) において軍事同盟を批判し、「ア ジア人によるアジアの安全保障」を提唱するなど、安全保障の分野で独自のイニシアティブを発揮しようとしているほか、国際金融の分野でも、新開発銀行 (BRICS開発銀行) や、アジアインフラ投資銀行 (AIIB:Asian Infrastructure Investment Bank) の設立を主導するなどしている。

る。このほか中国は、対外政策として「一帯一路」 構想を打ち出しているほか、国際金融の分野でも、 新開発銀行(BRICS開発銀行)やアジアインフラ 投資銀行(AIIB)の設立を主導するなどしている。

2 台湾との関係

Q 参照 本節4項1 (中国との関係)

3 米国との関係

米中間には、中国の人権問題や台湾問題、貿易問題など、種々の懸案が存在している。一方、中国側としては、安定的な米中関係は経済建設を行っていくうえで必須であり、今後もその存続を望んでいくものと考えられる。中国側は、自国の「核心的利益と重大な関心事」を尊重した上で、相互尊重及び「ウィン・ウィン」の協力などに基づく米中関係を更に発展させていくとしている102。

米国は、トランプ政権発足後、北朝鮮問題などにおける米中間の協力の必要性に度々言及する一方、海洋安全保障や国際貿易などの国際的課題について、国際ルール・規範を遵守するよう中国に求めてきている。また、米国は、中国を自身の独裁主義的モデルに沿って世界を形成しようとする「修正主義国家」の一つととらえ、それら修正主義勢力による長期的な戦略的競争の再出現を米国の繁栄及び安全保障に対する中心的な課題であるとした上で、中国は軍近代化などを通じ、近い将来に向け、インド太平洋における地域覇権を追求しているとの認識を示している103。このような米国の認識に対し、中国は強い反発を示している。

尖閣諸島については、米国は日米安全保障条約が同諸島に適用される旨繰り返し表明しており、17(平成29)年2月、トランプ政権となって初の日米首脳会談の共同声明においては、尖閣諸島への

同条約5条の適用に明示的に言及する形で、日米首 脳間の文書として初めて確認した。同年6月に米国 防省が発表した「中華人民共和国の軍事及び安全 保障の進展に関する年次報告」においても、同様の 見解が示されているが、中国はこれらの動きに対 し、強く反発する姿勢を示している。また、南シナ 海をめぐる問題については、米国は海上交通路の 航行の自由の阻害、米軍の活動に対する制約、地域 全体の安全保障環境の悪化などの観点から懸念を 有しており、中国に対し国際的な規範の遵守を求め るとともに、中国の一方的かつ高圧的な行動を累次 にわたり批判している104。また、中国などによる行 き過ぎた海洋権益の主張に対抗するため、南シナ 海などにおいても「航行の自由作戦」105を実施して いる。18 (平成30) 年5月、米国防省は、「中国によ る南シナ海における継続的な軍事拠点化」を理由 に、同年開催される環太平洋合同演習(リムパック) への中国の招待を取り消すと発表している106。

一方で、米中間では、軍事面での交流も進展し、 各種の政策対話が行われてきた。08 (平成20)年 4月には両国の国防当局間にホットラインが開設 された。14(平成26)年11月及び15(平成27) 年9月には、米中間で意図せぬ衝突のリスクを低 減することを目的とした信頼醸成措置についての 合意が発表されている。また、米軍の演習へのオ ブザーバーの派遣、海軍艦艇の相互訪問の機会に おける共同訓練が行われている。例えば、13(平 成25)年11月以降、年に一度のペースで米中両 軍による人道支援・災害救助演習が実施されてい る。トランプ政権発足以降は、両国ともに二国間 軍事交流の重要性にたびたび言及しており、新た な対話枠組の立ち上げが相次いだ。17(平成29) 年4月、米中首脳会談において、新たに立ち上げ られた米中包括対話の一つとして、外交・安全保 障対話が創設され、同年6月、第1回会合が開催 された¹⁰⁷。 同年には米中統合参謀部対話メカニズ

^{102 12 (}平成24) 年に習近平国家副主席(当時)が訪米した際、オバマ米大統領(当時)との会談で「新型の大国関係」について初めて言及し、中国側は①衝突・対抗せず、②相互尊重、③協力・「ウィン・ウィン」の3点であると説明してきた。しかし、17 (平成29)年に習近平国家主席とトランプ米大統領が4月及び11月に会談した際は言及されたとはされていない。

¹⁰³ 米国 [国家防衛戦略] (18 (平成30) 年1月)

¹⁰⁴ 本節脚注85参照

¹⁰⁵ 米軍が南シナ海で実施した「航行の自由作戦」については、2章1節1項参照。

¹⁰⁶ 中国海軍の艦艇は、14 (平成26) 年と16 (平成28) 年に実施された同演習に参加した。

¹⁰⁷ 同会合では、北朝鮮問題、南シナ海、米中軍事交流などに関する協議が行われたとされる。

ムも立ち上げられ、同年11月に第1回対話が開 催されている。過去には、08 (平成20) 年10月 及び10(平成22)年1月に米国防省が台湾への 武器売却を議会に通知した際には、米国との主要 な軍事交流の中止を通告するなどといった事例も 見られた。しかし、15 (平成27)年12月及び17 (平成29)年7月の通知の際は、中国は厳重な抗 議の姿勢を示したものの、軍事交流の中止にかか る発言はなかった。17 (平成29) 年においては米 国への対抗措置の言及もなく、中国は従来に比し て抑制的な対応を取っている。米中間には相違点 もありながらも、軍事交流は比較的安定的に推移 してきているとみられる。

4 ロシアとの関係

1989 (平成元) 年にいわゆる中ソ対立に終止符 が打たれて以来、中露双方は、継続して両国関係 重視の姿勢を見せている。90年代半ばに、両国間 で「戦略的パートナーシップ」を確立して以来、 同パートナーシップの深化が強調されており、01 (平成13)年には、中露善隣友好協力条約¹⁰⁸が締 結された。04(平成16)年には、長年の懸案で あった中露国境画定問題も解決されるに至った。 両国は、世界の多極化と国際新秩序の構築を推進 するとの認識を共有し、関係を一層深めている。

軍事面では、中国は、90年代以降、ロシアから 戦闘機や駆逐艦、潜水艦など近代的な武器を購入 しており、中国にとってロシアは最大の武器供給 国である109。中国の装備国産化の進展などを背景 に近年取引額が低下傾向にあるとされている一方 で、中国は引き続きロシアが保有する先進装備の 輸入に強い関心を示しているとの指摘もある。例

えば、中国は、15(平成27)年11月、最新型の第 4世代戦闘機とされるSu-35戦闘機24機の購入 契約を締結し、17 (平成29) 年末までに14機を 受領したとされているほか、S-400対空ミサイル システムも、14 (平成26) 年に購入契約が締結さ れ、18 (平成30) 年に納入が開始されたと伝えら れている。一方、ロシアは、陸上で国境を接する 中国に対して自国に脅威が及ぶような特定の高性 能武器は供与しない、また、輸出する兵器の性能 を差別化しているなどの方針を有しているとの指 摘や、武器輸出における中国との競合を懸念しつ つあるとの指摘もある¹¹⁰。なお、中国は空母 「遼 寧」の元となった未完成のクズネツォフ級空母 「ワリャーグ」をウクライナから購入しているよ うに、武器調達の面でウクライナとの関係が深 く、今後のウクライナとの関係も注目される¹¹¹。

中露間の軍事交流としては、定期的な軍高官な どの往来に加え、共同訓練などを実施している。 例えば、中露両国は、海軍による大規模な合同軍 事演習「海上協力」を、12(平成24)年以降毎年 実施しており112、17 (平成29) 年には日本海のほ か、初めてバルト海及びオホーツク海で実施した。 16 (平成28) 年から、共同ミサイル防衛コン ピュータ演習 「航空宇宙安全 | も開始している。 中国としては、これらの交流を通じて、両国軍の 間の相互理解や信頼醸成を進めるだけではなく、 ロシア製兵器の運用方法やロシア軍の作戦教義な どを学習することなどが可能になると考えられ る。また、中国は、中露二国間もしくは中露を含 む上海協力機構 (SCO) 加盟国間で、対テロ合同 演習「平和の使命」を実施している113。

¹⁰⁸ 同条約は、軍事面において、国境地域の軍事分野における信頼醸成と相互兵力削減の強化、軍事技術協力などの軍事協力、平和への脅威などを認識した場合 の協議の実施などに言及している。

¹⁰⁹ SIPRIは、13 (平成 25) 年から 17 (平成 29) 年までの中国の武器輸入におけるロシアのシェアが 65%を占めると指摘している。

¹¹⁰ 中国はロシア製のSu-27戦闘機を元にJ-11B戦闘機を独自に再設計するなど、軍事科学技術の剽窃、コピー、リバースエンジニアリングを行っていると指 摘されており、ロシアは中国に対し強い不満と疑念を抱き、Su-35戦闘機やS-400対空ミサイルなどの最新鋭の装備品の供給には慎重であるとの指摘がある。 例えば、Su-35戦闘機の供給については、コピー生産を行った際の巨額の賠償金支払いを契約に盛り込むよう求めているとする指摘があるほか、S-400につ いては、比較的短射程のミサイルのみを供給する可能性などが指摘されている。

¹¹¹ 中国とウクライナは 09 (平成 21) 年、ズーブル級エアクッション艇 4隻の中国への輸出・共同生産について合意し、13 (平成 25) 年から 14 (平成 26) 年 にかけて2隻が中国に引き渡された。また、11 (同23) 年、IL-78空中給油機3機の売却について契約を締結。16 (平成28) 年には、An-225大型輸送機の 輸出・中国国内での生産に関する協議を行うための合意に署名したと報じられている。

^{112 12 (}平成24) 年4月、13 (平成25) 年7月、14 (平成26) 年5月、15 (平成27) 年5月及び8月、16 (平成28) 年9月に、それぞれ、黄海、ウラジオストク 沖の日本海、東シナ海北部、地中海及びピョートル大帝湾、南シナ海において実施した。

^{113 05 (}平成 17) 年8月、09 (平成 21) 年7月及び 13 (平成 25) 年7月から8月には、中露二国間で、また、07 (平成 19) 年8月、10 (平成 22) 年9月、12 (平 成24) 年6月、14 (平成26) 年8月及び16 (平成28) 年9月には、中露を含むSCO加盟国間で実施

5 その他の諸国との関係

(1) 東南アジア諸国との関係

東南アジア諸国との関係では、引き続き首脳ク ラスなどの往来が活発である。17 (平成29)年に は、「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラム (5月)の機会にアウン・サン・スー・チー国家顧 問兼外相(ミャンマー)、ドゥテルテ大統領(比)、 ジョコ大統領(インドネシア)などASEAN加盟 国のうち7か国の首脳が訪中し、習国家主席も同 年11月にベトナムを訪問した。また、ASEAN+ 1 (中国) やASEAN+3 (日本、中国及び韓国)、 ASEAN地域フォーラム (ARF) といった多国間 の枠組みにおいても中国は積極的な関与を行って いる。17 (平成29) 年11月には、李克強総理が フィリピンでASEAN+1首脳会議などの多国間 会議に出席した。さらに、中国は「一帯一路」構想 のもと、インフラ整備支援などを通じて各国との 二国間関係の発展を図ってきている。

軍事面では、中国海軍遠洋航海訪問艦隊による 東南アジア諸国の親善訪問 (17 (平成29) 年4~ 10月) など、軍事面での信頼醸成に向けた動きも 見られる。17 (平成29) 年9月には、ユアン級と も指摘される潜水艦がマレーシアに寄港した。こ のような動きには、中国海軍のインド洋方面での 遠方の海域における活動拠点を確保しようとする 目的もあると考えられる。

中国による南シナ海進出により、一部のASEAN諸国は引き続き懸念を有しているとみられる¹¹⁴が、17 (平成29)年には、中国とこれらの国の間で、南シナ海の領有権を巡る対立は表面化していない。フィリピンは、スカボロー礁、セカンドトーマス礁など南シナ海をめぐる中国との紛争に関し、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づく仲裁手続を行い¹¹⁵、16 (平成28)年7月、フィリピンの申立て内容をほぼ認める最終判断が下された。しかし、中国からの巨額の経済支援などを背景に、フィリピンは仲裁判断に言及することを控

えているとされる¹¹⁶。フィリピンが議長国として 開催した第31回ASEAN首脳会議(17(平成29) 年11月)の議長声明では、中国・ASEANの関係 改善に言及され、南シナ海情勢に対する懸念が表 明されなかったが、これは、14(平成26)年5月 の同首脳会議議長声明以来、初めてであった。一 方で、17 (平成29) 年7月及び18 (平成30) 年3 月には、外国企業がベトナム政府の許可を得て南 シナ海で実施していた石油掘削を、中国の圧力を 受け、ベトナム政府が中止させたと報じられてお り、中国が自らの一方的な主張に基づく強硬な態 度を示した一例とみられる。また、インドネシア の次期国軍司令官候補(当時)が17(平成29)年 12月、インドネシアの安全保障に対する脅威の 一つとして「中国の超大国としての台頭」に言及 したと報じられるなど、今後の中・ASEAN関係 の進展が注目される。

(2) 中央アジア諸国との関係

中国西部の新疆ウイグル自治区は、中央アジア地域と隣接している。カザフスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国とは直接国境を接し、それぞれの国境地帯にまたがって居住する少数民族があり、人的交流も活発である。そのため、中国にとって中央アジア諸国の政治的安定やイスラム過激派によるテロなどの治安情勢は大きな関心事項であり、01(平成13)年6月に設立されたSCOへの関与は、中国のこのような関心の表れとみられる。また、中国は、資源・エネルギーの供給源や調達方法の多様化などを図るため、中央アジアの豊富な資源・エネルギーに強い関心を有しており、中国・中央アジア間に石油や天然ガスのパイプラインを建設するなど、中央アジア諸国とのエネルギー分野での協力を進めている。

(3) 南アジア諸国との関係

中国は、パキスタンと従来から特に密接な関係 を有し、首脳級の訪問が活発であるほか、武器輸

^{114 18 (}平成30) 年4月に開催されたASEAN首脳会議の議長声明において、名指しはされなかったものの、一部のASEAN諸国の首脳が南シナ海地域での埋立 て活動などに対して懸念を表明している旨が記載された。

^{115 2}章6節4項参照

¹¹⁶ 過去数年間、中国はスカボロー礁周辺に海警所属と思われる海上法執行船を派遣し、フィリピン漁船による同礁への接近を妨害してきたと指摘されていた。 CSIS/AMTIによると、16 (平成28)年10月の比中首脳会談後においても、フィリピン漁船がスカボロー礁周辺で操業していることが確認された。同年11月、 中国外交部報道官は「フィリピン漁民が漁を行うことについて友好に基づいて適切に処置した」と述べた。

出や武器技術移転を含む軍事分野での協力関係も 進展しているとみられている。中国にとって海上 輸送路の重要性が増す中、パキスタンがインド洋 に面しているという地政学上の特性もあり、中国 にとってパキスタンの重要性が高まっていると考 えられる¹¹⁷。中国が建設を支援しているグワダル 港から新疆ウイグル自治区カシュガルまでの地域 における電力施設や輸送インフラなどの開発計画 である中パ経済回廊は、「一帯一路 | 構想の旗艦プ ロジェクトと位置付けられており、同プロジェク トの進展に伴い、パキスタンにおける中国の影響 力はますます高まるものと考えられる。

中国は、インドとの間に国境未確定地域118を 抱えており、18 (平成30) 年1月にも中国軍によ る 「越境 | 事案が発生したとインド紙が伝えてい る。また、中国及びインドと密接な関係にある ブータンが互いに領有権を主張するドクラム高原 においても、17 (平成29) 年6月から8月にかけ て、中印両軍の対峙が継続した事案も発生した。 一方、近年中国は、パキスタンとのバランスにも 配慮しつつ、インドとの関係改善にも努めてお り、インドとの関係を戦略的パートナーシップの 関係にあるとし、積極的な首脳往来を行ってい る119。インドとの関係進展の背景には、中印両国 における経済成長の重視や米印関係の強化の動き への対応があるものと考えられる。

近年中国はスリランカとの関係構築も進めてい る。15(平成27)年1月の選挙において中国傾斜 から全方位外交への転換を公約し勝利したシリ セーナ大統領は、就任当初、中国資金によるコロ ンボ港湾都市事業を差し止めたが、16(平成28) 年1月にはその再開を表明し、その後、中国との 新規開発事業も進展をみせている。17(平成29) 年7月には、中国の融資で建設されているハンバ ントタ港の中国企業への権益貸与が合意された。 これらの動きに対し、伝統的にスリランカと関係 の近いインドが懸念を示しているとの指摘もあ る。また、中国は、バングラデシュとの間でも、海 軍基地のあるチッタゴンにおける港湾開発や、武 器輸出¹²⁰などを通じて関係を深めている。

軍事交流としては、中国とパキスタンやインド との間で、03 (平成15)年以降、海軍共同捜索・ 救難訓練、対テロ訓練をはじめ、各種の共同訓練 が行われている。

(4) EU諸国との関係

近年、中国にとってEU諸国は、特に経済面に おいて、わが国、米国と並ぶパートナーとなって いる。中国は、外交の場を利用して、EU諸国に対 し、1989 (平成元) 年の天安門事件以来の対中武 器禁輸措置の解除を強く求めてきている¹²¹。

EU加盟国は、情報通信技術、航空機用電子機 器、潜水艦の大気非依存型推進システムなどにお いて中国や中国に武器を輸出しているロシアより も進んだ軍事技術を保有している。EUによる対 中武器禁輸措置が解除された場合、EU諸国の武 器や軍事技術が中国に移転されたり、ロシアとの 武器取引を有利にするための交渉材料として用い られたりする可能性がある。16(平成28)年7月、 10年ぶりに採択されたEUの対中戦略では、対中 武器禁輸に関する立場に変化がない旨明記された が、引き続き今後のEU内の議論に注目していく 必要がある。

KEY WORD

対中武器禁輸措置とは

1989 (平成元) 年の天安門事件の際の中国国内における 人権弾圧に対する措置として、EU諸国は中国への武器の 売却中止を宣言。ただし、実際の禁輸対象は各加盟国の解 釈に最終的には委ねられている。中国側は対中武器禁輸解 除を継続して求めており、また、EU内での再検討の動き もある。

¹¹⁷ 中国は、パキスタンのグワダル港を起点とした陸上輸送ルートである中パ経済回廊構築に460億ドルを投資すると発表している。

¹¹⁸ カシミール地方、アルナーチャル・プラデシュ州など

^{119 17 (}平成 29) 年9月、モディ印首相との会談の際、習国家主席は「中印両国が互いを発展のチャンスとし、互いに脅威にならないことを基本的判断として堅 持しなければならない」 などと発言したと報じられている。 なお、同月から 18 (平成 30) 年 6月までの間に、 この会談を含めて 3 回、 モディ首相は訪中して いる。

¹²⁰ SIPRIは、13 (平成25)年から17 (平成29)年までの中国の武器輸出におけるバングラデシュのシェアが19%を占め、第2位であると指摘している。

¹²¹ 例えば、10 (平成22) 年11月には胡錦濤国家主席(当時)がフランスを訪問し、中仏双方が対中武器禁輸措置の解除を支持する旨を盛り込んだ共同声明を 発表するなど、EU内の一部には対中武器禁輸の解除に前向きな姿勢を示す国もあるとみられる。

(5) 中東・アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中南 米諸国との関係

中国は、従来から、インフラ建設支援や資源・エネルギー開発への積極的な投資などの経済面において、中東・アフリカ諸国との関係強化に努めており、その影響力をさらに拡大させつつある。近年では、首脳クラスのみならず軍高官の往来も活発であるほか、武器輸出や部隊間の交流なども積極的に行われている。このような動きの背景には、資源・エネルギーの安定供給を確保するねらいのほか、将来的には海外拠点の確保も念頭においているとの見方がある。また、中国はアフリカにおける国連PKOへ要員を積極的に派遣している。16(平成28)年12月にはサントメ・プリンシペが、18(平成30)年5月にはブルキナファソが、それぞれ台湾と断交し、中国と国交を回復した。

オーストラリアとの間では、ダーウィン港における中国企業によるオーストラリア北部準州政府との間でのリース契約が安全保障上の議論を生起させた¹²²。また、中国は太平洋島嶼国との関係も強化しており、パプアニューギニアにおいて石油、天然ガス、コバルト鉱山などの開発を進めているほか、同国と軍事協力に関する協定を締結している。他の島嶼国に対しても積極的かつ継続的な経済援助を行っているが、オーストラリアなどの各国からは、中国によるこれらのインフラ事業に対する懸念の表明もみられる¹²³。さらに、フィジーやトンガとの間では軍事交流を進める動きもみられる。

中南米諸国との関係では、アルゼンチンやブラジルをはじめとする各国を軍高官が継続的に訪問しているほか、15 (平成27) 年以降、中国とラテンアメリカカリブ諸国共同体 (CELAC) の閣僚公議を開催するなど、一層の関係強化に努めている。17 (平成29) 年6月にはパナマが、18 (平成30) 年5月にはドミニカ共和国がそれぞれ台湾と断交し、中国と国交を樹立した。

6 武器の国際的な移転

中国は、13(平成25)年以降、武器輸出総額が 輸入総額を上回っており、アジア、アフリカなど の開発途上国に小型武器、戦車、航空機、UAVな どの供与を拡大している。具体的には、パキスタ ン、バングラデシュ、ミャンマーなどが主要な輸 出先とされているほか、アルジェリア、ナイジェ リア、スーダン、タンザニア、ガーナ、ケニアなど のアフリカ諸国や、ベネズエラなどの中南米諸 国、イラク、イランなどの中東諸国にも武器を輸 出しているとされる。中国からの武器移転につい ては、友好国との戦略的な関係の強化や国際社会 における発言力の拡大のほか、資源・エネルギー の獲得にも関係しているとの指摘がある。中国は、 国際的な武器輸出管理の枠組みの一部には未参加 であり、ミサイル関連技術の拡散が指摘されるな どしている124。中国が、国際社会の懸念に応えて 武器の国際的な移転に関する透明性を向上させて いくかが注目される。

4 = 台湾の軍事力など

1 中国との関係

中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は中国の内政問題であるとの原則を堅持しており、「一つの中国」の原則が、中台間の議論の前提であり、基礎であるとしている。また、中国は、平和的な統

一を目指す努力は決して放棄しないとし、台湾人民が関心を寄せている問題を解決し、その正当な権限を守る政策や措置をとっていく旨を表明する一方で、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立を狙う動きに強く反対する立場から、武力行使を放棄していないことをたびたび表明している。05(平

^{122 15 (}平成 27) 年 11月、オバマ米大統領 (当時) は、マニラにおける米豪首脳会談において、中国企業によるダーウィン港のリースについて、「注意喚起がほしかった」、「次回は知らせてほしい」など発言したとされている。

^{123 18 (}平成30) 年1月、豪のフィエラバンティ・ウェルズ国際開発・太平洋担当相は、中国が投資している太平洋島嶼地域におけるインフラ事業に関して「基本的に無用の長物だ」とコメントし、「中国に (融資を) 返済する段になって何が起きるか全く見当がつかない」と述べたと報じられている。

¹²⁴ 例えば中国はミサイル技術管理レジーム (MTCR) には参加しておらず、中国からパキスタンなどへのミサイル関連技術の拡散が指摘されている。

成17) 年3月に制定された 「反国家分裂法」 におい ては、武力行使の不放棄が明文化されている125。

台湾では、16 (平成28) 年1月に実施された総 統選挙において、蔡英文(民進党)が朱立倫(国民 党)に大差で勝利し、同年5月、蔡政権が発足し た。蔡総統は、中国が「両岸関係」の政治的基礎と 位置付け、「一つの中国 | を体現しているとする [92コンセンサス] について明確な立場を示して いない¹²⁶。また、対中関係について「対話と意思 疎通の維持」や「両岸関係の平和的・安定的発展 の推進の維持」¹²⁷を掲げている一方、「かつての ような対抗路線には戻らないが、圧力に屈するこ ともない」旨発言している。

独立よりも現状維持を追求する政策を掲げた 馬英九前政権 (国民党) 下では、中台関係は経済 分野を中心に進展し、中台分断後初の首脳会談¹²⁸ も実現したが、蔡政権発足後、中国は台湾との交流 が既に停止されている旨発表した¹²⁹。また、蔡総統 の就任前後から、国際機関が主催する会議などに おいて、相次いで台湾代表が出席を拒否されたり、 台湾に対する招待が見送られたりなどしている¹³⁰。 さらに、16 (平成28) 年12月にサントメ・プリン シペが、17 (平成29) 年6月にパナマが、18 (平成 30) 年5月にドミニカ共和国及びブルキナファソ が、中国と国交を結び台湾と断交している¹³¹。台湾 はこれらを「中国による台湾の国際的空間を圧縮す る行為 | などとし、強い反発を示している。他にも、 中国は、18 (平成30) 年1月、台湾との事前協議を 行わないまま、台湾海峡付近に設定した新たな民 間航空路の運用を開始すると発表している¹³²。

このような中、中国の習近平総書記は17(平成 29) 年10月、第19回党大会において、「一つの中 国 | 原則が中台関係の政治的基礎であると改めて 強調したうえで、「大陸の発展のチャンスを台湾 同胞と共有したい」と述べた。18 (平成30)年2 月には、中国国務院台湾事務弁公室が、台湾から の就学・就職促進などを盛り込んだ31項目の優 遇措置を発表している。 蔡総統は、中国が台湾と の交流停止を発表した後も中国に対話を呼びか け、17(平成29)年10月、中台交流30周年のレ セプションにおいても、第19回党大会を終えた ばかりの中国について「全く新しい執政段階に 入った」、「今がまさに変化の契機である」と述べ、 中台関係の打開策を模索するよう呼びかけてい る。2期目を迎えた習政権の対台湾政策をめぐる 取り組みと、今後の中台関係の行方が注目される。

尖閣諸島について、中台はそれぞれ独自の主張 を展開しているが、台湾は中国との連携について

¹²⁵ 同法は、「『台独』分裂勢力(『台湾独立』をめざす分裂勢力)がいかなる名目、いかなる方式であれ台湾を中国から切り離す事実をつくり、台湾の中国からの 分離をもたらしかねない重大な事変が発生し、又は平和的統一の可能性が完全に失われたとき、国は非平和的方式その他必要な措置を講じて、国家の主権と 領土保全を守ることができる」と規定している。

¹²⁶ 蔡総統は、16 (平成 28) 年 5月の就任演説において「1992年に両岸両会は、相互理解、求同存異 (共通点を見いだし、相違を残す) という政治的思考の下、 協議を行い、若干の共通認識と理解を達成しており、私はこの歴史的事実を尊重する」と発言した。

¹²⁷ 蔡総統は、16 (平成 28) 年5月の就任演説において「両岸間の対話及び意志疎通に関し、現有のメカニズムの維持に努力していく」としたほか、「両岸は既 存の政治的基礎の上に、両岸関係の平和・安定的発展の推進を維持すべきである」と発言した。

¹²⁸ 15 (平成 27) 年 11 月、習近平国家主席と馬英九総統 (当時) が、中台分断後初の首脳会談を実施した。双方は、「一つの中国」 について再確認を行ったほか、 閣僚級ホットラインの設置などについて合意した。

^{129 16 (}平成 28) 年6月、中国国務院台湾事務弁公室報道官は、「台湾との交流メカニズムは5月 20日以降、既に停止している」と発言した。

¹³⁰ 最近では、18 (平成30) 年5月、世界保健機関 (WHO) の年次総会に招待状が届かず参加できなかったほか、17 (平成29) 年11月の気候変動枠組条約第 23回締約国会議 (COP23) で台湾の環境保護部長が入場を拒まれたとされており、台湾は、これらを中国による要求や働き掛けによるものとしている。ま た、台湾外交部の発表によると、17 (平成 29) 年7月、ナイジェリアが同国所在の台湾代表処を強制的に封鎖したほか、エクアドル、バーレーン、パプア ニューギニア及びヨルダンなどが、中国からの要請を受け、自国に所在する台湾の在外公館に対して、公館の名称を、「中華民国」や「台湾」から「台北」に変 更するよう要請している。

¹³¹ 現在、台湾と外交関係を有する国は、18か国である。

^{132 15 (}平成27) 年1月、中国が路線過密化を理由に、台湾海峡付近の中国側に新たに4航路を設定したと発表したことに対し、台湾が抗議した。その後、中台は、 一部航路の運用で合意し、そのほかの航路については運用の是非を事前協議すると申し合わせていたところ、18 (平成30) 年1月、中国は台湾との事前協 議なしに、4航路の運用を開始した。

は否定的な態度を示している¹³³。

2 台湾の軍事力

台湾は、蔡総統のもと、「防衛固守、重層抑止」の軍事戦略、「プロフェッショナルな軍の編制」や「情報・通信・電子戦能力の強化」を打ち出している¹³⁴。17 (平成29) 年12月には、蔡政権下で初となる国防報告書を発表した。同報告書では、従来の「水際決勝」としていた戦術理念を「戦力防護、沿岸決勝、水際殲滅」と変更したほか、米国との軍事協力に初めて言及し、「量・質共に実質的進展を遂げている」とした。

台湾は、兵士の専門性を高めることなどを目的として、総兵力を14(平成26)年末時点の21.5万人から、19(平成31)年を目途に17万人~19万人まで削減しつつ、徴兵及び志願兵から構成されている台湾軍を完全志願制に移行させることを目指している¹³⁵。

台湾軍の勢力は、現在、海軍陸戦隊を含めた陸上戦力が約14万人であり、このほか、有事には陸・海・空軍合わせて約166万人の予備役兵力を投入可能とみられている。海上戦力については、米国から導入されたキッド級駆逐艦のほか、比較的近代的なフリゲートなどを保有している。航空戦力については、F-16A/B戦闘機136、ミラージュ2000戦闘機、経国戦闘機などを保有している。

3 中台軍事バランス

中国が継続的に高い水準で国防費を増加させる

一方、台湾の国防費は約20年間でほぼ横ばいであり、17 (平成29)年時点の中国の公表国防費は台湾の約15倍となっている¹³⁷。17 (平成29)年版「国防報告書」では、中国の軍事力について、急成長を続け、軍改革、統合作戦、武器開発、海外基地建設などにおいて大幅な進展がみられるとした上で、「台湾にとって軍事的脅威が増大している」との認識を示した。また、中国軍の戦闘機や艦艇が常態的に台湾本島を周回し、台湾に対して軍事力を顕示しているとの指摘もある¹³⁸。

中国軍がミサイル戦力や海・空軍力の拡充を進める中で、台湾軍は、装備の近代化が依然として課題である。米国防省はこれまで台湾関係法に基づき台湾への武器売却を決定してきている¹³⁹が、台湾側は先進武器の購入を継続¹⁴⁰していくことを表明している。

一方、台湾は、独自の装備開発も進めており、17 (平成29) 年3月に蔡政権下で初めて公表された [4

経国戦闘機



[Jane's by IHS Markit]

〈諸元、性能〉

最大速度: 時速1,296km

主要兵装: 20mmバルカン砲、空対地ミサイル (最大射

程60km)、対艦ミサイル (最大射程150km)

〈概説

台湾の国産戦闘機。米国の技術協力により設計・開発され、1989 (平成元年) 年に初飛行した。

- 133 台湾当局の船舶は、12 (平成24) 年に3回、尖閣諸島周辺のわが国領海へ侵入した。また、尖閣諸島について、台湾外国部は13 (平成25) 年2月、「中国大陸と協力しない我が国の立場」と題する声明を公表している。
- 134 台湾国防部が17 (平成29) 年3月に発表した「4年ごとの国防見直し(QDR)」でも、軍事戦略として「防衛固守、国土の安全確保」及び「重層抑止、統合戦略の発揮」を挙げている。台湾軍は17 (平成29) 年7月、サイバー戦能力の向上を目指し、参謀本部「資通電(情報・通信・電子)」軍指揮部を編成。同年9月には、ミサイル部隊の全体的な運用のため、空軍防空・ミサイル指揮部を編成した。
- 135 当初、国防部は14 (平成26) 年末までに完全志願制に移行させることを目指していたが、13 (平成25) 年9月に16 (平成28) 年末まで延期することを発表した。その後、17 (平成29) 年10月、台湾国防部は、18 (平成30) 年以降は徴兵を行わない方針を示している。
- 136 16 (平成 28) 年 11 月、台湾空軍は 17 (平成 29) 年 1 月から、現有の F-16A/B戦闘機のレーダー性能などを向上させた F-16V 戦闘機へのアップグレードを開始すると公表し、23 (平成 35) 年までに計画を完了させるとしている。
- 137 17 (平成29) 年度の中国の公表国防費約1兆443億9,700万元及び台湾の公表国防費約3,193億台湾ドルを、台湾中央銀行が発表した同年度の為替レート「1米ドル=6.7588元=30.439台湾ドル」で米ドル換算して比較した数値。なお、中国の実際の国防費は公表額よりも大きいことが指摘されており、中台国防費の実際の差はさらに大きい可能性もある。
- 138 17 (平成 29) 年12月、蔡総統は記者会見で、中国軍機が台湾周辺で活動を活発化させているとして、中国への警戒感を示した。
- 139 17 (平成 29) 年6月 29日 (米国東部時間)、トランプ米政権は、台湾に迎撃ミサイルなど約14億ドル(約1,570億円)相当の武器を売却すると議会に通知した。同政権下における台湾への武器売却は初めてであった。ただし、F-35 など高性能兵器の売却は含まれていないとされる。
- 140 台湾は米国に対し、F-16C/D戦闘機や通常動力型潜水艦などの売却を希望してきたとされるが、実現していない。なお、CSISが16 (平成28) 年1月に発表した「アジア太平洋リバランス2025」は、「台湾は既にF-16C/Dの売却要求を停止しており、米国に対し、10年以内にF-35を売却するよう希望する可能性がある」と指摘している。

年ごとの国防見直し(2017QDR)」においても、防 衛産業の発展、特に武器・装備の自主生産につい ての推進姿勢が強調されている。例えば16(平成 28) 年6月、台湾海軍は、潜水艦を含む主要艦を 順次、自主建造に切り替える方針を発表した。18 (平成30)年4月には、米国政府が米企業に対し、 台湾の潜水艦建造に関する商談を許可した旨報じ られている。

中台の軍事力の一般的な特徴については次のよ うに考えられる。

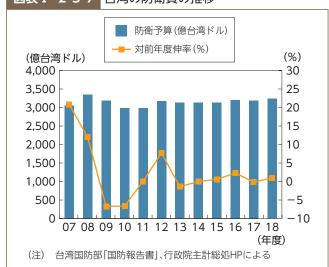
- ①陸軍力については、中国が圧倒的な兵力を有 しているものの、台湾本島への着上陸侵攻能 力は、現時点では限定的である141。しかし、 近年、中国は大型揚陸艦の建造など着上陸侵 攻能力を着実に向上させている。
- ②海・空軍力については、中国が量的に圧倒す るのみならず、台湾が優位であった質的な面 においても、近年、中国の海・空軍力が急速 に強化されている¹⁴²。
- ③ミサイル攻撃力については、台湾は、PAC-2 のPAC-3への改修及びPAC-3の新規導入を 進めるなど、弾道ミサイル防衛を強化中であ るが、中国は、台湾を射程に収める短距離弾 道ミサイルなどを多数保有しており、台湾に

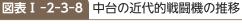
は有効な対処手段が乏しいとみられる。

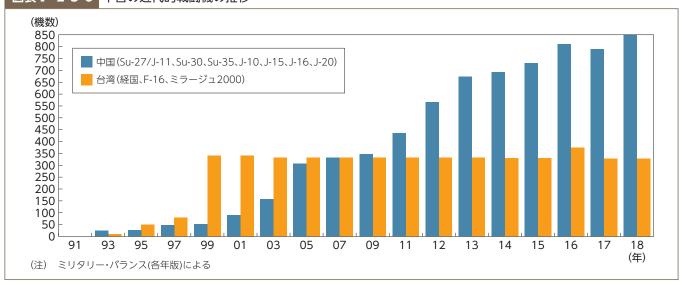
軍事能力の比較は、兵力、装備の性能や量だけ ではなく、想定される軍事作戦の目的や様相、運 用態勢、要員の練度、後方支援体制など様々な要 素から判断されるべきものであるが、中台の軍事 バランスは全体として中国側に有利な方向に変化 し、その差は年々拡大する傾向が見られている。 今後の中台の軍事力の強化や、米国による台湾へ の武器売却、台湾による主力装備の自主開発など の動向に注目していく必要がある。

Q 参照 図表 I -2-3-7 (台湾の防衛費の推移) 図表 I -2-3-8 (中台の近代的戦闘機の推移)

図表 I -2-3-7 台湾の防衛費の推移







¹⁴¹ 17 (平成 29) 年 8 月、台湾国防部が立法院に送付した中国の軍事力に関する非公開の年次報告書でも、「中国軍は全面的な台湾侵攻のための正規の作戦能力 をまだ保有していない」とされているとの報道がある。

¹⁴² 第4、5世代戦闘機の数は、中国852機に対し、台湾327機となっている。また、駆逐艦・フリゲート、潜水艦の数は、中国74隻、65隻に対し、台湾24隻、 4隻となっており、さらに中国は12 (平成24) 年9月に空母 [遼寧] を就役させているほか、国産空母も17 (平成29) 年4月に進水、18 (平成30) 年5月に 初の海上試験を実施している。

第4節 ロシア

1 = 全般

これまで「強い国家」や「影響力ある大国」を掲げ、ロシアの復活を追求してきたプーチン大統領は、18 (平成30) 年3月に行われた次期大統領選挙の結果、4期目となる再選を果たした。同大統領は同年5月の就任演説において、ロシアが強く、積極的で、かつ影響力を有する国際社会の一員であり、国家の安全と防衛力は確実に保証されていると述べたほか、生活の質、幸福、安全、健康が重要事項であると言及し、ロシアは歴史的に何度も不死鳥のごとく復活してきたとして、今後の躍進を確信している旨表明した。

同年3月、大統領選挙前に行われた年次教書演説で、プーチン大統領は「今日のロシアは強力な対外的経済力と防衛力を持つ主要な大国の一つである」と述べたほか、当確後、ロシアの今後について、さらなる防衛力強化を訴える一方、軍拡競争を始める意図はなく、各国と建設的な関係を追求する意向を示した。1

また、同年次教書演説では、戦略核戦力をはじめとする装備の近代化のほか、米国内外における

ミサイル防衛システム配備への対抗手段としての 新型兵器開発について強調した。その上で、ロシ アの軍事力が世界の戦略的な均衡の維持に繋がっ ているとの認識を示し、国際安全保障及び文明の 持続的発展の新たなシステム構築に向けて交渉す る用意がある旨表明している。

かつて「ソ連崩壊は20世紀の最大の地政学的 悲劇だった」とプーチン大統領は述べたが、独立 国家共同体(CIS)や集団安全保障機構(CSTO) のほか、15(平成27)年にはユーラシア経済同盟 も創設されるなど、旧ソ連圏の結束・強化を図っ ている。

ウクライナ情勢をめぐっては、ロシアによる違法なクリミア「併合」後、不安定化したウクライナ東部に関する停戦合意 (ミンスク合意)²が結ばれたものの、その後特に大きな進展はみられない。欧米などは、ロシアが、いわゆる「ハイブリッド戦」を展開し、力を背景とした現状変更を試みたとみていることから、ロシアに対する警戒感を強めている³。

また、15 (平成27) 年9月以降、ロシアはシリアへの軍事介入を実施しているが、同国内における拠点を確保しつつ、遠隔地にその軍事力を迅速かつ継続的に展開する能力があることを示すとともに、装備の試験・展示の機会として捉えているものと考えられる。16 (平成28) 年12月には、戦略的要衝であるアレッポをシリア政府軍が制圧し、同月末にシリア全土でロシア及びトルコ主導によるアサド政権と反体制派との停戦合意が発効した。17 (平成29) 年1月以降、ロシアはISIL及び「ハヤート・タハリール・シャム」(HTS) (旧

¹ プーチン大統領が、当確後、他の候補者を招いた会合の場での発言(18(平成30)年3月)

^{2 14 (}平成26) 年9月のミンスク合意は次の項目からなる。①双方による武器の即時使用停止、②武器の使用停止を欧州安全保障協力機構 (OSCE: Organization for Security and Co-operation in Europe) が監視、③ドネツク及びルガンスク州の特別な地位に関する法律を採択、④ウクライナとロシアの間に安全地帯を設置し、OSCEが監視、⑤全捕虜の即時解放、⑥ドネツク及びルガンスク州事案に関連する起訴・科刑を禁止、⑦包括的な全国民的対話の継続、⑧ドンバスにおける人道状況改善施策の実施、⑨ドネツク及びルガンスク州の前倒し選挙の実施、⑩ウクライナ領内の不法武装勢力・戦闘員・傭兵の撤退、⑪ドンバスの経済復興及び社会生活再建の計画立案、⑫本協議参加者の個人の安全を保証。

その後、同月にミンスク覚書が、また、15(同27)年2月にミンスク合意の実施に係る包括的措置が署名された。これらを合わせてミンスク諸合意と呼ぶ。

³ ハイブリッド戦に関しては、経済、情報作戦、外交などが混合した複雑さを持っているため、その脅威の高まりは軍事同盟であるNATOと安全保障・防衛分野の取組を強化するEUが緊密に協力するきっかけになるという指摘もある。

ヌスラ戦線)との闘いを続行しながら、ロシア、 トルコ及びイランの仲介によるシリア和平協議を 開催するなど、中東での存在感を増してきている。 さらに、ロシアはシリア国内における拠点を今後 も利用可能とする合意をシリア政府との間で結ぶ などしており、シリアをはじめとする中東への影 響力拡大に向けた動きが注目される。

Q参照 3章1節 (国際テロリズム・地域紛争などの動向)

ロシアは、厳しい経済状況に直面しているが、主 要輸出産品である原油価格の回復に伴い、18(平 成30) 年の経済成長もプラスを維持すると予測さ れている⁴。また、ウクライナは、ソ連崩壊後もロシ アの大陸間弾道ミサイル (ICBM) の整備などに協 力してきたとされており、両国関係の悪化を受けた ウクライナからの技術支援の停止により、ウクライ ナへの依存度が高いロシアの装備に関しては、そ の運用に支障が出る可能性が指摘されている。

こうした中、プーチン大統領がいかに権力基盤

を維持しつつ、欧米などとの外交的孤立状態や経 済的状況に対処し、経済構造改革や軍事力の近代 化、国際的影響力拡大に向けた取組などを推進し ていくか注目されている。なお、米露関係につい ては、トランプ政権発足直後、関係改善が図られ るかが注目されたが、米国内の対露観は引き続き 厳しく、見通しは不透明である。

2 ■ 安全保障・国防政策

1 基本姿勢

ロシアは、ウクライナ危機やシリアへの軍事介 入など対外政策の諸要因を背景に15 (平成27) 年12月に改訂された「ロシア連邦国家安全保障 戦略 | により、内外政策分野の目標や戦略的優先 課題を定めている。

「国家安全保障戦略」では、多極化しつつある世 界で、ロシアの役割はますます増大していると捉 えている。また、NATOの活動活発化や加盟国の 拡大を国家安全保障に対する脅威と認識している ほか、米国のミサイル防衛 (MD) システムの欧 州及びアジア太平洋地域などへの配備をグローバ ルかつ地域的な安定性を低下させるものとして警 戒感を示している。

国防分野では、軍事力の果たす役割を引き続き 重視し、十分な水準の核抑止力とロシア連邦軍な どにより戦略抑止及び軍事紛争の阻止を実施する としている。

「国家安全保障戦略」の理念を軍事分野におい て具体化する文書として14(平成26)年12月に 改訂された「ロシア連邦軍事ドクトリン | では、 大規模戦争が勃発する蓋然性が低下する一方、 NATO拡大を含むNATOの軍事インフラのロシ ア国境への接近、戦略的MDシステムの構築・展 開などロシアに対する軍事的危険性は増大してい るとの従来からの認識に加え、NATOの軍事力 増強、米国による「グローバル・ストライク | 構 想の実現、グローバルな過激主義(テロリズム) の増加、隣国でのロシアの利益を脅かす政策を行 う政権の成立、ロシア国内における民族的・社会 的・宗教的対立の扇動などについても新たに軍事 的危険性と定義し、警戒を強めている。

核兵器については、引き続き、核戦争や通常兵 器を用いた戦争の発生を防止する重要な要素であ ると位置づけ、十分な水準の核抑止力を維持する とともに、ロシアやロシアの同盟国に対して核そ の他の大量破壊兵器が使用された場合の報復とし

⁴ IMF はロシアの GDP 成長率について、2017 年は 1.8%、また、2018 年は 1.6% になると予想している。

て、また、ロシアに対して通常兵器が使用された 場合であって国家の存続そのものが脅かされる状 況下において、核兵器を使用する権利を留保する としている。

また、軍の平時の任務として北極におけるロシアの権益擁護が新たに追加されている。

一方、国防費については11 (平成23) 年以降2016年度(執行額)までは、対前年度比で二桁の伸び率が継続していたが、2017年度(執行額)では対前年度比で約25%の減額となった。15 (平成27)年及び16 (平成28)年は経済成長がマイナスになるなどロシアは厳しい財政状況にあったにも関わらず、20 (平成32)年までの装備国家綱領の目標達成などのために必要な国防費の確保を図ったとされる。しかし、財政補填のための準備基金5は使い果たされており、17 (平成29)年に引き続き18 (平成30)年は経済成長に沿った国防費の計上が見込まれる6。

Q 参照 図表 I -2-4-1 (ロシアの国防費の推移)

2 軍改革

ロシアは、1997 (平成9) 年以降、「コンパクト化」、「近代化」、「プロフェッショナル化」という3つの改革の柱を掲げて軍改革を本格化させてきた。また、08 (平成20) 年9月にメドヴェージェフ大統領(当時)により承認された「ロシア連邦軍の将来の姿」に基づき、兵員の削減と機構面の改革(これまでの師団を中心とした指揮機構から旅団を中心とした指揮機構への改編⁷)、即応態勢の強化、新型装備の開発・導入を含む軍の近代化などが進められている。

軍の「コンパクト化」については、16 (平成 28)年をもって100万人とすることとされた 8 。また、10 (平成 22)年12月以降は、従来の6個軍管

区を西部、南部、中央及び東部の4個軍管区に改編したうえで、各軍管区に対応した統合戦略コマンドを設置し、軍管区司令官のもと、地上軍、海軍、空軍など全ての兵力の統合的な運用を行っている。なお、14(平成26)年12月には、北極を担当する北部統合戦略コマンドの活動が開始された。。

軍の「近代化」については、新型装備の比率を70%にまで高めるとしており、17 (平成29)年12月の時点で約60%を達成した旨発表している。プーチン大統領が新たに承認したとされる「2018年から2027年までの装備国家綱領」においても、引き続き、10年間で19兆ルーブルを装備更新に、1兆ルーブルを装備の配備に必要なインフラ整備にそれぞれ割り当てる計画とされ、今後も近代化を推進していくとみられる。

軍の「プロフェッショナル化」については、常時即応部隊の即応態勢を実効性あるものとするため、徴集された軍人の中から契約で勤務する者を選抜する契約勤務制度(下士官・兵卒が対象)の



⁵ 石油価格の下落による政府予算の不足を補うため、石油の生産・輸出による政府の収入の一部(余剰分)を蓄えておくもの。

⁶ ロシア連邦国庫によれば、18 (平成30) 年度の国防費の当初予算額は2兆9,530 億ルーブルであり、前年度の執行額と比べて3.5%増、また、前年度の当初 予算額と比べて4.1%増となっている。

⁷ 指揮機構の改編は、これまでの軍管区 - 軍 - 師団 - 連隊の 4 層構造から軍管区 - 作戦コマンド - 旅団の 3 層構造へ改編するもの。これは 09 (平成 21) 年 12 月に一応完了したとされているが、13 (平成 25) 年 5 月、セルジュコフ国防相 (当時) のもとで旅団に改編されていた親衛タマン自動車化狙撃師団と親衛カンテミロフカ戦車師団が復活し、戦勝記念パレードに参加している。さらに、16 (平成 28) 年 1 月 25 日付軍機関誌 「赤星」 において、地上軍総司令官オレグ・サリュコフ大将が、16 (平成 28) 年 に 4 個師団が既存の旅団をもとに創設される予定である旨述べた。

^{8 08 (}平成20) 年12月の大統領令により、軍人の定員数を16 (平成28) 年をもって100万人とすることが決定された (08 (平成20) 年当時の軍人数は約113万人)。タス通信によれば、16 (平成28) 年7月の大統領令において、軍人の定員数を引き続き100万人とすることが決定された。

⁹ 北部統合戦略コマンドは、北洋艦隊を中心として、艦艇部隊、陸上部隊、航空部隊で編成された統合部隊。活動地域は、バレンツ海から東シベリア海に至る 海域・離島、北極海沿岸とされる。

導入が進められている。契約軍人の数は、15(平 成27) 年に初めて徴集兵を上回り、今後も契約軍 人の割合を増やしていくとされている¹⁰。

最近の厳しい経済状況を受け、徐々に国防費の

確保が難しくなりつつある中、これらの通常戦力 の能力向上及び核兵器による戦略抑止能力を維持 するための努力が今後どのように推移していくか 注目される。

3 ■ 軍事態勢と動向

ロシアの軍事力は、連邦軍、連邦保安庁国境警 備局、連邦国家親衛軍庁などから構成される。連 邦軍は3軍種2独立兵科制をとり、地上軍、海軍、 航空宇宙軍と戦略ロケット部隊、空挺部隊からな る。

Q 参照 図表 I -2-4-2 (ロシア軍の配置と兵力)

1 核戦力

ロシアは、国際的地位の確保と米国との核戦力 のバランスをとる必要があることに加え、通常戦 力の劣勢を補う意味でも核戦力を重視しており、 核戦力部隊の即応態勢の維持に努めていると考え られる。

戦略核戦力については、ロシアは、依然として 米国に並ぶ規模のICBM、潜水艦発射弾道ミサイ ル (SLBM) と長距離爆撃機 (Tu-95 「ベア」、Tu-160 「ブラックジャック」) を保有している。

ロシアは米国との間で締結した新戦略兵器削減 条約で定められた戦略核兵器の削減義務を負って おり¹¹、この枠内で、ロシアは、「装備国家綱領」 に 基づく核戦力の近代化を優先させる方針に従い、 引き続き新規装備の開発・導入の加速化に努めて いる。

11 (平成23) 年3月には、ICBM [トーポリM] の多弾頭型とみられているRS-24の部隊配備を 開始している¹²。新型のSLBM「ブラヴァ」を搭載 するボレイ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN) は、12 (平成24) 年12月以降3隻が就 役しており、今後、北洋艦隊及び太平洋艦隊にそ れぞれ4隻配備される予定である。

17 (平成29) 年10月には、プレセツク宇宙基 地からICBM「トーポリ」を、また、オホーツク海 のSSBN及びバレンツ海のSSBNからSLBMを それぞれ発射する訓練が実施されたほか、長距離 爆撃機による巡航ミサイル発射の訓練も行われ た。プーチン大統領は、同年12月の国防省評議会 拡大会合の場で、核の三本柱の最新装備の割合が 約8割に達したこと、21(平成33)年までにその 割合を9割まで引き上げていくこと、それらが既 存の及び将来的なミサイル防衛システムを確実に 突破できることなどを述べている。

非戦略核戦力については、ロシアは、射程 500km以上、5,500km以下の地上発射型短距離

ボレイ級潜水艦



[Jane's By IHS Markit]

〈諸元、性能〉

水中排水量:1万9,711トン 最大速力: 25 ノット (時速約 46km)

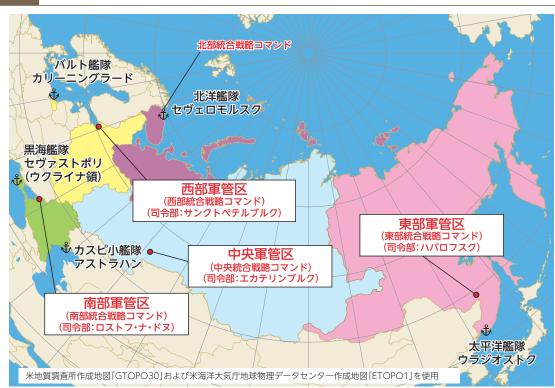
主要兵装: SLBM 「ブラヴァ」(最大射程8,300km)

〈概説〉

12 (平成24) 年に1番艦が就役したロシア海軍の新型弾 道ミサイル (戦略) 原子力潜水艦。SLBMを16発搭載可 能。太平洋艦隊には15(平成27)年から配備

- 10 契約勤務制度を推進する背景には、兵役適齢人□の減少や徴兵期間の短縮(08(平成20)年1月より、12か月に短縮)もあると考えられる。なお、16(平 成28)年12月の国防省評議会拡大会合において、ショイグ国防相は、軍の人員充足率は約93%であり、契約兵の総員は約38.4万人であると述べている。
- 11 ロシアと米国は、10 (平成22) 年4月、第1次戦略兵器削減条約 (START I: Strategic Arms Reduction Treaty I) に代わる条約として新戦略兵器削減 条約に署名し、11 (平成23) 年2月、当該条約は発効した。条約発効後7年までに双方とも配備戦略弾頭を1,550発まで、配備運搬手段を700基・機まで 削減する義務を負う。18 (平成30) 年2月現在の数値として、米国はその配備戦略弾頭が1,350発、配備運搬手段が652発・機であると公表。また、18 (平 成30) 年2月現在の数値として、ロシアはその配備戦略弾頭が1,444発、配備運搬手段が527発・機であると公表。
- 12 このほか、発射重量が大きく、堅固なICBM発射拠点を撃破でき、多数の弾頭を搭載できる新型の重ICBM「サルマト」(RS-28) や、軽量化された移動式固 体燃料のICBM「ルベジ」(RS-26)、ミサイル防衛突破能力の向上を目指した新型の弾頭の開発も進めているとみられている。

図表 I -2-4-2 ロシア軍の配置と兵力



		ロシア
総	兵 力	約90万人
陸上戦力	陸上兵力	約33万人
	戦車	T-90、T-80、T-72など 約2,800両 (保管状態のものを含まず。保管状態のものを含めると約13,000両)
海上戦力	艦艇	約1,090隻 約204.2万トン
	空 母	1隻
	巡洋艦	4隻
	駆 逐 艦	14隻
	フリゲート	13隻
	潜水艦	73隻
	海 兵 隊	約35,000人
	作 戦 機	約1,470機
航空戦力	近代的戦闘機	MiG-29 142機 Su-30 120機 MiG-31 124機 Su-33 17機 Su-25 200機 Su-34 98機 Su-27 139機 Su-35 70機 (第4世代戦闘機 合計910機)
	爆撃機	Tu-160 16機 Tu-95 60機 Tu-22M 63機
参考	人口	1億4,226万人
	兵 役	1年(徴集以外に契約勤務制度がある)

(注) 資料は、「ミリタリー・バランス(2018)」などによる。陸上兵力は地上軍28万人のほか空挺部隊4.5万人を含む。

及び中距離ミサイルを米国との中距離核戦力 (INF) 全廃条約に基づき1991 (平成3) 年までに Intermediate-Range Nuclear Forces 廃棄し、翌年に艦艇配備の戦術核も各艦隊から撤 去して陸上に保管したが、その他の多岐にわたる 核戦力を依然として保有している。こうした中、 17 (平成29) 年12月、米国務省は、ロシアがINF 全廃条約に違反する地上発射型巡航ミサイル (GLCM) の配備に至ったとして、ロシアによる Ground-Launched Cruise Missile 同条約の遵守を求めつつ、米国防省による地上発 射型中距離ミサイルを含む軍事的構想や選択肢の 見直しなどにも着手した旨表明した。一方、ロシ アは米国のイージス・アショアがトマホークも発 射可能なプラットフォームであるとして、事実上 のINF全廃条約違反であると非難するなど、同条 約をめぐる米露の主張は平行線をたどっている。

2 通常戦力など

ロシアは、通常戦力についても、「装備国家綱 領」に基づき開発・調達などを行っていると考え られる。Su-35戦闘機や地対地ミサイル・システ ム「イスカンデル」の導入に加えて、いわゆる「第 5世代戦闘機 | として開発されている「PAK FA

KEY WORD

第5世代戦闘機とは

戦闘機の世代区分に明確な基準はないが、「第5世代戦闘 機」は、各種電子機器やステルスなどの最新の技術を結合 させることにより、「第5世代」以前の戦闘機よりも高い 能力を持つとされている。

解 説 ロシアの核戦力の近代化

ロシア連邦軍事ドクトリン (14 (平成26) 年12月発表) においては、核兵器その他の大量破壊兵器が 使用された場合のみならず、通常兵器による侵略が行われ、国家存続の脅威にさらされた場合、核兵器に よる反撃を行う権利を留保するとしています。このように、ロシアは、米国との核戦力の均衡に加え、通 常戦力の劣勢を補うという観点から、核戦力の近代化を優先的に進めています。

戦略核戦力については、新型の移動式・サイロ式兼用のICBM(大陸間弾道ミサイル)「ヤルス」や、新 型のSLBM(潜水艦発射型弾道ミサイル)「ブラヴァ」を搭載した新型のボレイ級弾道ミサイル搭載原子 力潜水艦の配備によって、核戦力の多弾頭化や核出力の強化などを図っています。また、非戦略核(戦術 核)についても、通常弾頭及び核弾頭のいずれも搭載可能であると指摘される新型の短距離弾道(地対 地) ミサイル 「イスカンデル」や巡航(艦対地) ミサイル 「カリブル」の配備が進められています。

このほか、ロシアは、米国内外におけるミサイル防衛システム配備が米国との核戦力の均衡を崩すと の認識の下、同システムを突破できる核戦力を追求している旨を表明しており、18 (平成30) 年3月の プーチン大統領による年次教書演説では、大型のサイロ式ICBM「サルマト」、原子力巡航ミサイル、原子 力無人潜水兵器、戦闘機搭載型の極超音速ミサイル「キンジャル」、弾頭部に有翼飛翔体を搭載した戦略 ミサイル「アヴァンガルド」などの新型兵器が紹介されました。

極東地域においても、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦や戦略爆撃機が配備されていることも踏まえ、 その核戦力の近代化や開発状況を含むロシア軍の動向について今後も注視していく必要があります。

(Su-57)」¹³や**T-14アルマータ戦車¹⁴**などの新型装備の開発、調達及び配備の動向に注目していく必要がある。

ロシア軍は各種の演習を行っている¹⁵ ほか、13 (平成25)年2月以降、軍管区などの戦闘即応態勢の検証を目的とした「抜き打ち検閲」がソ連解体後初めて行われている¹⁶。このような検閲がロシア軍の長距離移動展開能力の向上に寄与している¹⁷。さらに国外では、黒海艦隊を中心に編成された艦艇部隊が常時地中海に展開している¹⁸ ほか、17 (平成29)年10月から翌年1月にかけては、バルト艦隊所属のステレグシチー級フリゲートが北大西洋、地中海、インド洋に及ぶ遠距離航海を実施した。北極圏では10箇所の飛行場を建設又は再建する計画が進められているほか、17 (平成29)年8月から10月にかけて、北洋艦隊のウダロイ級駆逐艦を中心とする艦艇部隊がコラ半

島のセヴェロモルスクからノヴォシビルスク諸島まで遠距離航海を行いながら着上陸訓練を実施した¹⁹。ロシア軍は、こうした海軍艦艇の展開・訓練、軍事施設の運用再開のほか、SSBNによる戦略核抑止パトロールや長距離爆撃機による哨戒飛行を実施するなど、北極における活動を活発化してきている。

また、**Tu-95長距離爆撃機**が17 (平成29) 年4 月にアラスカ沖まで飛行し、同年12月には、初め てインドネシアのビアク飛行場を訪れている。こ のほか、Tu-160長距離爆撃機が18 (平成30) 年 1月にバレンツ海、ノルウェー海及び北海にかけ て飛行した。

このように、ロシア軍はアジア太平洋のみならず、北極、欧州、米国周辺、中東などにおいても活動を活発化させ、特に艦艇及び航空機については、その活動領域を拡大する傾向がみられる²⁰。

ロシア軍の将来像については、今後のロシアの

Su-35 戦闘機



[Jane's By IHS Markit]

〈諸元、性能〉 速度:マッハ2.25

主要兵装:空対空ミサイル (最大射程:200km)、空対艦

ミサイル (最大射程: 285km)

〈概説〉

ロシア空軍の新型多目的戦闘機であり、14 (平成26)年

から極東にも配備

T-14アルマータ戦車



[Jane's By IHS Markit]

〈諸元、性能〉 最高速度:80km 兵装:125mm滑腔砲

(概説)

15 (平成27) 年のパレードで披露され、現在開発中とさ

れる次世代主力戦車

- 13 各種報道によれば、ロシアの [第5世代戦闘機] PAK FA (将来型前線用航空機) については、15 (平成 27) 年 1 月にロシア統一航空機製造 (UAC) のユーリー・スリウサル社長が、テスト飛行に向けた同機の空軍への引渡しが開始されたと述べているが、量産化は 20 (平成 32) 年の予定との指摘もある。
- 14 15 (平成27) 年5月9日の戦勝記念パレードで初公開された、無人砲塔を搭載する新型戦車。この他ファミリー化した装軌式・装輪式の歩兵戦闘車、装甲 人員輸送車及び自走榴弾砲などを開発中。16 (平成28) 年に100両の発注契約が結ばれ、20 (平成32) 年に調達予定とされる。
- 15 ロシアは軍改革を進める中、その検証などを目的として近年大規模な演習を行っている。その中でも、毎年、各軍管区が持ち回りで実施している戦略指揮参謀本部演習としては、17 (平成29) 年9月に「ザーパド2017」が行われ、約1万2,700名の軍人、約70機の航空機・回転翼機、約250両の戦車などが参加した。同演習は、各級参謀部との相互運用性の向上や先進的な指揮統制システムの統合を図ることなどが目的とされる。(過去4年間の実績:「ヴォストーク2014」(東部軍管区)、「ツェントル2015」(中央軍管区)、「カフカス2016」(南部軍管区)、「ザーパド2017」(西部軍管区)))
- 16 13 (平成25) 年2月に中央軍管区及び南部軍管区、3月に南部軍管区、5月に西部軍管区、7月に東部軍管区及び中央軍管区、10月に戦略核部隊、14 (平成26) 年2~3月には西部軍管区及び中央軍管区などを対象に「抜き打ち検閲」が行われた。14 (平成26) 年9月には東部軍管区を対象とした「抜き打ち検閲」が大規模演習「ヴォストーク2014」に移行するかたちで行われている。
- 17 15 (平成 27) 年12月の国防省評議会拡大会合において、ショイグ国防相は、抜き打ち検閲が年平均5回実施されており、結果として、どの軍管区、どの軍種の指揮官及び参謀も長距離の移動展開ができ、未知の地域において課題を遂行できると述べている。
- 18 13 (平成 25) 年6月1日をもって編成が完結したとされる地中海のロシア海軍艦艇部隊は「常設作戦部隊」と位置づけられている。
- 19 北極圏で整備されている軍事施設の中でも、フランツ・ヨシフ群島のアレクサンドラ島及びノヴォシビルスク諸島のコテリヌイ島で建設中の基地は、それ ぞれ 150 人及び 250 人の兵員を収容でき、かつ、18 か月間支援を受けずに生活し続けることが可能とされる。また、北洋艦隊は 12 (平成 24) 年以降毎年、ノヴォシビルスク諸島までの遠距離航海を実施している。
- 20 軍の戦闘即応態勢の維持・向上を目的としているほか、ウクライナ情勢に関連した欧米諸国などへの牽制や自国の影響力拡大を企図しているものとみられる。

経済発展と社会発展の水準や、欧州諸国などとの 外交関係の推移に左右される不透明な部分もあ

り、今後の動向について引き続き注目していく必 要がある。

4 ■ わが国の周辺のロシア軍

1 全般

ロシアは、10(平成22)年、東部軍管区及び東 部統合戦略コマンドを新たに創設し、軍管区司令 官のもと、地上軍のほか、太平洋艦隊、航空・防 空部隊を置き、各軍の統合的な運用を行っている。

極東地域のロシア軍の戦力は、ピーク時に比べ 大幅に削減された状態にあるが、依然として核戦 力を含む相当規模の戦力が存在しており、新たな 部隊配備や施設整備にかかる動きなど、わが国周 辺におけるロシア軍の活動には活発化の傾向がみ られる。

ロシア軍は、戦略核部隊の即応態勢を維持し、 常時即応部隊の戦域間機動による紛争対処を運用 の基本としていることから、他の地域の部隊の動 向も念頭に置いたうえで、極東地域のロシア軍の 位置付けや動向について注目していく必要がある。

ステレグシチー級フリゲート



[Jane's By IHS Markit]

〈諸元、性能〉

満載排水量: 2.235トン 最大速力: 26 ノット

主要兵装: 対艦ミサイル (最大射程130km (改良型は

260km))、対空ミサイル (最大射程:60km)

搭載機: ヘリ (Ka-27) 1機

〈概説〉

07 (平成19) 年に1番艦が就役したロシア海軍の新型フ リゲート。露国防省は太平洋艦隊に「ソベルシェンヌイ」 (4番艦)、「グロムキー」(7番艦)、「アルダル・ツイデン ジャポフ」(11番艦)及び「リェーズキー」(12番艦)を配 備予定

(1) 核戦力

極東地域における戦略核戦力については、 SLBMを搭載した3隻のデルタⅢ級SSBN及び2 隻のボレイ級 SSBN がオホーツク海を中心とした 海域に配備されているほか、約30機のTu-95長 距離爆撃機がウクラインカに配備されている。ロ シアは、旧ソ連時代と比べて大きく縮小させてい た海上戦略抑止態勢の強化を優先させており、そ の一環として、20 (平成32) 年までに太平洋艦隊 にボレイ級SSBNを4隻配備する計画である。

(2) 陸上戦力

軍改革の一環として師団中心から旅団中心の指 揮機構への改編と戦闘部隊の常時即応部隊への移 行を推進しているとみられ、東部軍管区において は11個旅団及び1個師団約8万人となっている ほか、水陸両用作戦能力を備えた海軍歩兵旅団を 擁している。また、同軍管区においても、地対地 ミサイル・システム「イスカンデル」、地対艦ミサ イル・システム 「バル」 及び 「**バスチオン」、地対** 空ミサイル・システム [S-400] など、新型装備 の導入が進められている。

Tu-95長距離爆撃機



[Jane's By IHS Markit]

〈諸元、性能〉 速度: 時速924km 最大行動半径: 6.398km

主要兵装:空対地巡航ミサイル(最大射程4,500km)

1956 (昭和31) 年から1994 (平成6) 年の間生産され、 現在、最終型を近代化改修中。空対地巡航ミサイル(通常

弾頭又は核弾頭)を8発搭載可能

(3) 海上戦力

太平洋艦隊がウラジオストクやペトロパブロフスクを主要拠点として配備・展開されており、主要水上艦艇約20隻と潜水艦約20隻(うち原子力潜水艦約15隻)、約32万トンを含む艦艇約260隻、合計約64万トンとなっている。また、多目的型のステレグシチー級フリゲートが4隻配備される予定である(1隻目となる「ソベルシェンヌイ」は17(平成29)年7月に就役し、2隻目となる「グロムキー」は18(平成30)年10月の就役見込み)。

(4) 航空戦力

東部軍管区には、空軍、海軍を合わせて約400機の作戦機が配備されており、既存機種の改修やSu-35戦闘機、Su-34戦闘爆撃機など新型機の導入²¹による能力向上が図られている。

地対艦ミサイル「バスチオン」



【Jane's By IHS Markit】

〈諸元、性能〉 最大射程:300km

取入別性・300Ki

〈概説〉

沿岸防衛などを目的とした地対艦ミサイルであり、太平洋

艦隊には14 (平成26) 年から配備

2 北方領土におけるロシア軍

旧ソ連時代の1978 (昭和53) 年以来、ロシアは、わが国固有の領土である北方領土のうち国後島、択捉島と色丹島に地上軍部隊を再配備してきた。その規模は、ピーク時に比べ大幅に縮小した状態にあると考えられるものの、現在も1個師団が国後島と択捉島に駐留しており、戦車、装甲車、各種火砲、対空ミサイルなどが配備されている²²。

10 (平成22) 年11月のメドヴェージェフ大統領 (当時) による元首として初めての国後島訪問後、ロシアの閣僚などによる北方領土への訪問が繰り返され、さらに15 (平成27) 年7月から9月にかけてはメドヴェージェフ首相及び6人の閣僚級要人が択捉島などを訪問した 23 。また、ロシアは北方領土における軍事施設地区の整備を進めているほか 24 、16 (平成28) 年11月には、択捉島及

地対空ミサイル [S-400]



[Jane's By IHS Markit]

〈諸元、性能〉

最大射程: 250km (対航空機)、60km (対弾道ミサイル)

最大高度: 27km

〈概説〉

弾道ミサイル迎撃能力を併せ持つ防空ミサイルであり、東部軍管区には12 (平成24)年から配備。なお、最大射程400kmとされるミサイル(40N6)の存在も指摘されている。

- **21** 「ミリタリー・バランス (2018)」によれば、東部軍管区 (第11 航空・防空軍) では、34 機のSu-35 戦闘機のほか、24 機のSu-34 戦闘爆撃機も配備されている。
- 22 2個連隊よりなる第18機関銃・砲兵師団は、軍改革による旅団化が進んだロシア軍の中で、数少ない師団編成部隊であり、択捉島及び国後島に駐留している。同師団は着上陸防御などを目的としており、13 (平成25) 年7月に東部軍管区などを対象に行われた「抜き打ち検閲」にも参加している。北方領土には、1991 (平成3) 年には約9,500人の兵員が配備されていたとされているが、1997 (平成9) 年の日露防衛相会談において、ロジオノフ国防相(当時)は、北方領土の部隊が1995 (平成7) 年までに3,500人に削減されたことを明らかにした。05 (平成17) 年7月、北方領土を訪問したイワノフ国防相(当時)は、四島に駐留する部隊の増強も削減も行わないと発言し、現状を維持する意思を明確にしている。また、参謀本部高官は11 (平成23) 年2月、北方領土の兵員数について旅団に改編する枠組みの中では3,500人を維持する旨述べたと伝えられている。14 (平成26) 年5月には、スロヴィキン東部軍管区司令官が北方領土における軍事施設の増設を発表するとともに、同年8月には択捉島に新空港を開設するなど、北方領土における事実上の占拠の下で、その活動をより活発化させている。
- 23 10 (平成22) 年12月にシュヴァロフ第1副首相(当時)が、11 (平成23)年1~2月にバサルギン地域発展相(当時)が、同年5月にイワノフ副首相(当時)らが国後島及び択捉島を、また、同年9月にパトルシェフ安全保障会議書記が国後島及び歯舞群島の水晶島を訪問した。11 (平成23)年1月にブルガコフ国防相代理(当時)が、また、同年2月にセルジュコフ国防相(当時)が国後島及び択捉島を訪問し、同島に所在する部隊を視察した。さらに、12 (平成24)年7月にはメドヴェージェフ首相他3閣僚が国後島を訪問した。15 (平成27)年7月にはスクヴォルツォヴァ保健相が国後島及び色丹島を、同年8月には、メドヴェージェフ首相、トルトネフ副首相兼極東大統領全権代表、ガルシュカ極東発展相、リヴァノフ教育科学相(当時)が択捉島を、同年9月にはトカチョフ農業相が択捉島を、ソコロフ運輸相が国後島及び択捉島を訪問している。
- 24 ショイグ国防相は、15 (平成27) 年12月の国防省内の会議において、択捉島及び国後島における軍事施設地区の建設を活発に行っており、合計で392の 建物及び設備の建設が予定されている旨述べた。その後、16 (平成28) 年1月の国防省内の会議において、2016年の優先課題として同地域におけるインフ ラ建設の完了をあげている。

び国後島への沿岸(地対艦)ミサイル配備を発表 した²⁵。17 (平成 29) 年 2 月には、ショイグ国防相 が下院議会において、北方領土又は千島列島への 師団配備計画に言及したが、その配備先や軍種を 含め詳細は明らかになっていない。18(平成30) 年1月には、択捉島の軍用飛行場である天寧飛行 場に加え、14(平成26)年に開港した新民間空港 を軍民共用とする政令が出された。軍事演習や訓 練についても、18 (平成30) 年2月には、北方領 土及び千島列島で軍人2,000人以上が参加する対 テロ演習が実施され、国後島での訓練も行われた ほか、同年3月には新型のSu-35戦闘機が防空訓 練の一環として母基地から択捉島に展開した旨発 表している。

このように、ロシアは、わが国固有の領土であ る北方領土においてロシア軍の駐留を継続させ、 事実上の占拠のもとで、昨今、その活動をより活 発化させているが、こうした動向の背景には、ウ クライナ危機などを受けて領土保全に対する国民 意識が高揚していることや、SSBNの活動領域で あるオホーツク海に接する北方領土の軍事的重要 性が高まっていることなどが存在するとの指摘も ある²⁶。

17 (平成29) 年3月に開催された日露外務・防 衛閣僚協議(「2+2」)の場では、北方領土への地 対艦ミサイルの配備や、北方四島を含み得る諸島 への新たな師団の配備に対して遺憾である旨を日 本側から申し入れたところであり、引き続き北方 領土を含む極東におけるロシア軍の動向を注視し ていく必要がある。

3 わが国の周辺における活動

わが国周辺では、軍改革の成果の検証などを目 的としたとみられる演習・訓練を含めたロシア軍 の活動が活発化の傾向にある。

14 (平成26) 年9月には、東部軍管区において、 同年のロシア軍の演習・訓練において最大かつ最 重要とされる戦略指揮参謀部演習「ヴォストーク 2014」が行われ、15万5,000人以上、戦闘車両 4,000両以上、艦艇約80隻、航空機約630機など が参加した²⁷。同演習の目的は、北極を含む極東 戦略正面における、部隊の戦闘即応態勢及び動員 態勢の検証にあったとされており、東部軍管区だ けでなく、西部及び中央軍管区からも部隊が参加 しており、最大で1万2,000キロメートルに及ぶ 各種部隊による長距離機動が行われている。18 (平成30) 年8月、9月には、「ヴォストーク 2018 がシベリア及び極東地域において実施さ れ、東部軍管区だけでなく、中央軍管区及び北洋 艦隊の部隊も参加する予定である。

地上軍については、わが国に近接した地域にお ける演習はピーク時に比べ減少しているが、その 活動には活発化の傾向がみられる。

艦艇については、近年、太平洋艦隊に配備され ている艦艇による各種演習、遠距離航海、シリア での作戦に伴う実任務活動、原子力潜水艦のパト ロールが行われるなど、活動の活発化の傾向がみ られる²⁸。また、11 (平成23) 年9月、スラヴァ級 ミサイル巡洋艦などの艦艇24隻が宗谷海峡を相 次いで通航したが、冷戦終結後、このような規模 のロシア艦艇による同海峡の通航が確認されたの は初めてである²⁹。近年も10隻以上のロシア海軍

^{25 16 (}平成28) 年3月、ロシア国防省は北方領土・千島列島に地対艦ミサイル 「バスチオン」、「バル」などを年内に配備する予定であることを明らかにした ほか、同年11月の太平洋艦隊機関紙「ボエヴァヤ・ヴァフタ」では、択捉島で「バスチオン」沿岸ミサイル大隊が、そして、国後島で「バル」沿岸ミサイル大 隊が、砲兵中隊による戦闘当直を行っている旨言及されている。

²⁶ 米国防省は、報告書 [Soviet Military Power 1989] の中で、旧ソ連が自国領土に近い海域において、地勢も利用しつつ、陸海空のアセットにより防護す る戦略原潜の活動領域を「バスチオン」と呼んでおり、太平洋地域においては、主としてオホーツク海内に「バスチオン」が設定されることを想定している。 また、ロシア海軍総司令官は12 (平成24) 年に、旧ソ連時代から大きく縮小させていたロシアの戦略原潜の恒常的な長期間のパトロールを再開する旨述べ

²⁷ 大規模演習 「ヴォストーク 2014」 は、北極圏から沿海地方に至る広大な地域で実施されており、カムチャツカ半島では長距離爆撃機からの ALCM の発射 やオスカーⅡ級巡航ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSGN:Guided Missile Submarine Nuclear-Powered) からの潜水艦発射巡航ミサイル (SLCM: Submarine-Launched Cruise Missile) の発射が行われ、北極圏のウランゲリ島では夜間の空挺降下やサバイバル訓練などが行われた。サハリンでは海軍 歩兵による上陸訓練並びに対抗部隊による対着上陸防御訓練などが行われた。沿海地方及び内陸部では地対地ミサイル・システム「イスカンデル」による短 距離弾道ミサイル及びGLCMの発射や自動車道路を利用したSu-25攻撃機の離着陸訓練など民間インフラを活用した各種訓練が行われた。

²⁸ ロシア海軍艦艇によるわが国の国際三海峡 (宗谷、津軽、対馬) の通峡を確認し、公表した件数は、平成29年度について、宗谷海峡 12件 (平成28年度18件、 平成27年度22件、平成26年度10件)、津軽海峡1件(平成28年度1件、平成27年度0件、平成26年度1件)、対馬海峡3件(平成28年度7件、平成27 年度4件、平成26年度8件)となっている。

^{29 24}隻の艦艇の一部がカムチャツカ半島東部などで行われた演習に参加した。

艦艇が年に1~3回宗谷海峡を通峡する状況が続 いている。このほか、太平洋艦隊戦力の将来的な 配置の可能性にかかる調査研究を目的に、千島列 島のほぼ中間に位置する松輪(マツア)島におい て、調査活動が行われたほか、同島に新しい滑走 路が完成したと伝えられている³⁰。また、松輪(マ ツア) 島及び千島列島北部に位置する幌筵 (パラ ムシル) 島に基地を建設し、地対艦ミサイル 「バ ル |、「バスチオン | を配備する計画について伝え る報道もあり、北方領土及び千島列島全体にわた る沿岸防衛システム構築に向けた動きとして注目 する必要がある。

航空機については、07 (平成19) 年に戦略航空 部隊が哨戒活動を再開して以来、長距離爆撃機に よる飛行が活発化し、空中給油機、A-50早期警戒

管制機及びSu-27戦闘機による支援31を受けた Tu-95長距離爆撃機やTu-160長距離爆撃機の飛 行も行われている。

ウクライナ情勢が緊迫化した14(平成26)年 度はロシア機の活動が特に活発であったほか、ウ クライナ東部が不安定化し始めた同年4月には、 Tu-95長距離爆撃機が1ヶ月の間に日本周回飛行 を4度も行い、そのうち2回は計6機が同一日に 飛行するなど³²特異な飛行が見られた。

17 (平成29) 年度のロシア機による活動につ いては、ロシア機への対応に要したスクランブル 回数が前年度を上回ったほか、17(平成29)年8 月にTu-95長距離爆撃機によるわが国への周回 飛行が行われるなど、引き続き活発である。

Q 参照 図表 I -2-4-3 (ロシア機に対する緊急発進回数の推移)

5 = 対外関係

1 全般

ロシアは、国際関係の多極化、グローバルパ ワーのアジア太平洋地域へのシフトのほか、国際 関係において力がますます重要になってきている

との認識のもと、国益を実現していくことを対外 政策の基本方針としている³³。また、外交は国家 安全保障戦略に基づき、国益の擁護のため、オー

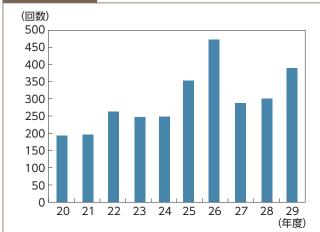
地対艦ミサイル「バル」



〈諸元、性能〉 最大射程:130km

沿岸防衛などを目的とした地対艦ミサイルであり、太平洋 艦隊には16(平成28)年から配備。なお、最大射程 260kmとされる改良型ミサイル (3M-24U) も存在する が、その配備状況は不明

図表 I -2-4-3 ロシア機に対する緊急発進回数の推移



- 30 ロシア国防省は、16 (平成28) 年5月、松輪島に到着した太平洋艦隊司令官代理リャブヒン中将の指揮の下、ロシア国防省、ロシア地理協会、東部軍管区及 び太平洋艦隊の代表が参加する遠征隊約200名が調査活動に着手したと公表している。また、スロヴィキン東部軍管区司令官は、東部軍管区軍事会議の場 で、ロシア国防省及びロシア地理協会による千島列島、択捉島及び国後島への遠征に、太平洋艦隊の艦艇6隻及び200名以上が参加しており、その主要な目 的は太平洋艦隊部隊が将来基地を設営する可能性について調査することである旨述べている。さらに、第2次調査のため太平洋艦隊の艦艇3隻及び約100 名が17 (平成29) 年6月松輪島に到着した旨ロシア国防省は公表している。また、サハリン・インフォは、17 (平成29) 年10月、松輪島に新しい滑走路が 完成し、あらゆる時間帯に航空機を受け入れる体制が整った旨伝えているほか、軍機関紙「赤星」は、18 (平成30) 年3月、露太平洋司令官が現在同島には 軍用軽輸送機や回転翼機が着陸可能な軍用飛行場が配置されている旨報じている。
- 31 ロシア国防省は14 (平成26) 年1月、Tu-95長距離爆撃機2機による哨戒飛行がSu-27戦闘機及びA-50早期警戒管制機の支援を受けて行われた旨発表し
- 32 13 (平成 25) 年度以降におけるロシア軍機による日本周回飛行は、25年度:1回、26年度:6回、27年度:2回、28年度:1回、29年度:1回
- 33 「ロシア連邦対外政策構想」(16 (平成28)年11月)

プンで合理的かつ実利的に行うこととしており、 無駄な対立は避け、世界各地にパートナー国をで きる限り多数獲得するなど、多角的な外交を目指 している34。

このため、ロシアは、独立国家共同体(CIS)諸 国との間で経済的な連携の強化を図っている35。 また、ロシアは、世界経済の牽引役と認識するア ジア太平洋諸国とも関係を強化すべきとしてお り36、昨今、中国とインドを関係強化を図るべき 国として重視している。

一方、欧米諸国との間での協力関係の強化のた めの取組については、ウクライナ危機を受け、引 き続き試練に直面しているが、シリア情勢をめ ぐっては、シリアの安定やISILをはじめとする国 際テロ組織への対応の観点から、協力の可能性を 模索している。

今後ロシアが、経済面を中心とした実利を重視 した対外姿勢と、安全保障面を含む政治・外交的 側面をどのようにバランスし、各国との関係をど う進展させていくか、注目される。

2 アジア諸国との関係

ロシアは、多方面にわたる対外政策の中で、ア ジア太平洋地域の意義が増大していると認識し、 シベリア及び極東の社会・経済開発³⁷や安全保障 の観点からも同地域における地位の強化が戦略的 に重要としている38。プーチン大統領は12(平成 24) 年5月の外交に関する大統領令で、東シベリ ア及び極東の社会経済的発展を加速するため、ア ジア太平洋地域の統合プロセスに参加していく方 針を掲げ、中国³⁹、インド、ベトナムのほか、わが

国や韓国などとの関係発展に努めていくとしてい る。また、戦略的安定性及び対等な戦略的パート ナーシップの実現のため、特に、中国との包括的 パートナーシップ関係及び戦略的協力関係をグ ローバルかつ地域的な安定性維持のための重要な 要素とみなし発展させるとともに、インドとの優 先的な戦略的パートナーシップ関係に重要な役割 を付与することとしている⁴⁰。

このような方針のもと、ロシアは、各種のアジ ア太平洋地域の枠組みに参加している⁴¹。なお、 15 (平成27) 年以降、ロシア東方の経済発展の加 速を促すとともに、太平洋地域の国際協力を拡大 するための「東方経済フォーラム」がウラジオス トクで開催されている。

中国との関係では、15 (平成27) 年にS-400地 対空ミサイルやSu-35戦闘機といった新型装備 の輸出契約を締結したほか、2012年以降、中露 海軍共同演習「海上協力」を実施するなど、緊密 な軍事協力を進めている。インドとの関係では、 16 (平成28) 年にS-400地対空ミサイルやグリ ゴロヴィッチ級フリゲートといった新型装備の輸

^{34 「}ロシア連邦国家安全保障戦略」(15(平成27)年12月)で「ロシアは国益を擁護するためオープンで合理的かつ実利的な外交政策を実施、無駄な対立(新 たな軍拡競争を含む。)を回避する。(中略)ロシア連邦の目標は世界の様々な地域において対等なパートナー国をできる限り多数獲得することである」と述 べている。

^{35 11 (}平成 23) 年 10月、CIS8 か国 (ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウクライナ、モルドバ及びアルメニア)がCIS自由貿易圏 創設条約に調印した。

³⁶ ラヴロフ外相の露中印外相会合時の記者会見 (16 (平成28) 年4月)

³⁷ ロシアは現在、シベリアやサハリンの資源開発などを進めている。

^{38 「}ロシア連邦対外政策構想」(16 (平成 28) 年 11 月発表)。なお、プーチン首相 (当時) は 12 (平成 24) 年 2月に発表した外交政策に関する選挙綱領的論文で、 アジア太平洋地域全体の重要性が高まっているとの認識を示している。

³⁹ 中国との関係については、I 部2章3節3参照

^{40 「}ロシア連邦国家安全保障戦略」(15 (平成27)年12月)で「ロシア連邦は、中華人民共和国との包括的パートナーシップ関係及び戦略的協力関係をグロー バルな及び地域的安定性を維持する重要な要素と見なし、それを発展させる。ロシア連邦は、インド共和国との優先的な戦略的パートナーシップに重要な役 割を与える と述べている。

⁴¹ アジア太平洋経済協力 (APEC)、ASEAN地域フォーラム (ARF: ASEAN Regional Forum)、上海協力機構 (SCO: Shanghai Cooperation Organization)、11 (平成23)年からは東アジア首脳会議 (EAS: East Asia Summit)などの地域的な枠組みへ参加してきている。

出契約を結んでおり、第5世代戦闘機や超音速巡航ミサイル「ブラモス」の共同開発も行っているほか、03 (平成15)年以降、陸軍や海軍による露印共同演習「インドラ」を行うなど、幅広い軍事協力を継続させている⁴²。また、わが国との関係では、互恵的協力を発展させるとしており、近年、政治、経済、安全保障など、多方面において働きかけを強めている。

3 ウクライナをめぐる情勢

14 (平成26) 年以降、ウクライナはロシアとの 対立が続く中、それまでの非同盟主義を転換さ せ、NATO加盟に向けた取り組みを進めており、 18 (平成30) 年3月、ポロシェンコ大統領はウク ライナがNATO加盟に向けた行動計画 (MAP) 43 に参加する意向である旨改めて述べた。ウクライ ナ東部においては、ウクライナ軍と分離派勢力と の間で散発的な戦闘が続いており、14年(平成 26) 年4月以降、死亡者が1万人を超えたとされ る。ミンスク合意に定めれられた分離派支配地域 における地方選挙の実施や自治権拡大などの政治 プロセスも滞っており、クリミア「併合」や不安 定化したウクライナ東部の状況は固定化の様相を 呈している。また、ウクライナ東部に係る国連 ミッションを設置する提案(平和維持部隊などの 派遣)をめぐっては、分離ライン沿いで活動させ るとのロシアの主張に対し、米国などはロシアと ウクライナとの国境を含む被占領地域全体で活動 させることを主張しており、今後の動向が注目さ れる。

4 シリアをめぐる情勢

15 (平成27) 年9月以降、ロシア軍は、シリア 国内のタルトゥース海軍基地及びフメイミム航空 基地を拠点として確保しつつ、戦闘爆撃機や長距 離爆撃機による空爆のほか、カスピ海や地中海に展開した水上艦艇や潜水艦からの巡航ミサイル攻撃を実施してきている44。ロシア国防省は、16(平成28)年11月、地中海東部に展開した空母「アドミラル・クズネツォフ」がロシア海軍史上初めて、空母から艦載機を発艦させ地上の標的に対する攻撃を実施した旨発表した。この空母艦載機は2ヶ月間にわたる戦闘活動において420回出撃し、1,252箇所のテロリスト施設を空爆したとされるが、その多くは空母からの空爆開始から間もなくフメイミム航空基地に移動し、同基地から空爆を実施していたとの指摘もあり、空母としての作戦能力として評価すべきかは疑問の余地がある。

シリア政府軍、反体制派、クルド人勢力及び ISILによる戦闘が続いていた戦略的要衝のアレッポは、16 (平成28) 年12月にシリア政府軍が制圧し、同月末にシリア全土でロシア及びトルコ主導によるアサド政権と反体制派との間の停戦合意が発効した。17 (平成29) 年1月以降、ロシアは ISIL及び「ハヤート・タハリール・シャム」(HTS) (旧ヌスラ戦線) との闘いを継続しつつ、トルコ及びイランとともにシリア和平協議をカザフスタンのアスタナで開催し、停戦監視機構や緊張緩和

空母「アドミラル・クズネツォフ」



[Jane's By IHS Markit]

〈諸元、性能〉

満載排水量:5万9,439トン

最大速力:30ノット (時速約56km) 搭載機:戦闘機・攻撃機最大20機

主要兵装:艦対艦ミサイル (最大射程550km)

〈概説〉

1990 (平成2) 年に就役し、ロシア海軍が現在保有する唯一の空母であり、艦載機はスキージャンプ方式により発艦。現在改修中とされ、21 (平成33) 年に復帰予定

⁴² このほか、15 (平成27) 年3月には、ロシアよりリース方式により導入したアクラ級攻撃型原子力潜水艦1隻に加え、さらに1隻をリース方式で供与するよう、インドからロシアに要請したとの報道もある。

⁴³ NATO加盟に向けた行動計画 (MAP) とは、加盟を希望する国に対して助言や支援を行うNATOのプログラム。ただし、同計画への参加は将来的なNATOへの加盟を前もって決定するものではない。

⁴⁴ ロシアはシリアでの作戦開始以降、航空部隊を約3万4,000回出撃させ、装甲車両など8,000両、兵器・弾薬生産工場718箇所、戦闘員6万318人を破壊 又は排除した旨、17 (平成29) 年12月のロシア国防省評議会拡大会合で発表している。

(de-escalation areas) の設置を表明するなど、 将来的な政治的解決を見据えた取組もみせなが ら、中東での存在感を増してきている。

同年12月には、プーチン大統領がシリアの基 地を訪問し、シリアにおけるテロとの戦いがおお むね解決されたこと、シリア内の2つの基地を今 後も恒常的に運用していくこと、シリアのロシア 軍部隊の大半をロシアへ再配置させることを決定 したことなどを発表した。ロシアはシリアにおけ る軍事作戦を縮小させつつ、政治的解決に向けた プロセスをより重視していくとみられ、引き続 き、シリアをはじめとする中東への影響力拡大に 向けた動きが注目される。

Q 参照 3章1節 (国際テロリズム・地域紛争などの動向)

ロシアによる軍事介入の目的は、①ロシアと友 好的なアサド政権の存続、②シリアにおけるロシ ア軍基地などの権益の防衛、③ISILをはじめとす る国際テロ組織による脅威への対応及び④中東地 域での影響力確保などが考えられ、これまでのと ころ、アサド政権による支配地域の回復とロシア の権益擁護に資してきているとみられる。また、 巡航ミサイルや戦略爆撃機による攻撃はロシアに よる長距離精密打撃能力を誇示することとなっ た。ロシアの軍事介入がアサド政権の帰趨に重大 な影響を与えていることや、ロシアとトルコやイ ランなど周辺国との連携拡大を考慮すると、今後 のシリアの安定や、政治的解決プロセスにおける ロシアの影響力は無視できないものとなっている。

5 独立国家共同体との関係

ロシアは、CISとの二国間・多国間協力の発展 を外交政策の最優先事項としている。また、自国 の死活的利益がCISの領内に集中していると b^{45} , pニストリア 46)、アルメニア、タジキスタン及びキ ルギスのほか、09 (平成21) 年8月にCISを脱退 したジョージア (南オセチア、アブハジア)⁴⁷にロ シア軍を駐留させ、14(平成26)年11月には、 アブハジアと同盟及び戦略的パートナーシップに 関する条約を、15 (平成27)年には、南オセチア と同盟と統合に関する条約を締結するなど⁴⁸、軍 事的影響力の確保に努めている⁴⁹。

中央アジア・コーカサス地域においては、イス ラム武装勢力の活動の活発化に伴い、テロ対策を 中心とした軍事協力を進め、01(平成13)年5月、 CISの集団安全保障条約機構 (CSTO)⁵⁰の枠組み において合同緊急展開部隊を創設した。また、09 (平成21) 年6月には、CISの合同緊急展開部隊 の機能を強化した常設の合同作戦対応部隊を創設 している⁵¹。

このほか、ロシア及び中央アジア各国は、アフ

- 45 メドヴェージェフ大統領 (当時) は、ジョージア紛争後の08 (平成20) 年8月、外交の5原則の一つとして、ロシアには特権的利害を有する地域があると の認識を示した。
- 46 ドニエストル川の東岸地域のトランスニストリアでは、1990 (平成2) 年、ロシア系住民がモルドバからの分離・独立を宣言したが、国際社会はこれを承 認していない。ロシアによるクリミア 「併合」 を受けて 14 (平成 26) 年 3月、トランスニストリア 「議会」 は、トランスニストリアの編入を認めるようロシ アに要請した。また、プーチン大統領は同年3月、オバマ大統領(当時)との電話会談でトランスニストリアが封鎖状態にあると非難している。なお、トラン スニストリアには約1,500人のロシア軍部隊が駐留している。
- 47 ジョージアは 08 (平成 20) 年8月のジョージア紛争を経て、09 (平成 21) 年8月、CISから脱退したが、ロシアはジョージア領内の南オセチアとアブハジ アの独立を一方的に承認したほか、これらの地域に引き続き軍を駐留させている。なお、12 (平成24) 年10月のジョージア議会選挙で対露関係の改善を公 約とした野党連合「ジョージアの夢」が反露的な政策を採る与党「統一国民運動」に勝利し、13 (平成25) 年10月の大統領選挙では「ジョージアの夢」が擁 立したマルグヴェラシヴィリ氏が当選し、同年11月に大統領に就任した。なお、マルグヴェラシヴィリ大統領は、就任式での演説でロシアとの対話を深化 させる用意があると述べ、ロシアとの関係改善を図る一方で親欧米路線も継続していくとの考えを示している。
- 48 14 (平成 26) 年12月に改訂された「軍事ドクトリン」には、共通の防衛及び安全保障を目的とするアブハジア共和国及び南オセチア共和国との協力を促 進すると記されている。
- 49 CIS諸国の中には、ベラルーシやカザフスタンなどロシアとの関係を重視する国がある一方、ロシアとの関係に距離を置こうとする動きもみられ、既にCIS を脱退したジョージア、CIS脱退を表明しているウクライナのほか、アゼルバイジャン、モルドバなどの国々は、安全保障や経済面でロシアへの依存度低下 を目指し、おおむね欧米志向の政策をとってきた。なお、12 (平成24) 年9月、キルギスとロシアは、17 (平成29) 年に期限を迎えるキルギス国内のロシア 軍基地の使用期間を、さらに 15年間延長することに合意している。12 (平成 24) 年 10 月、タジキスタンとロシアは、タジキスタン国内の第 201 ロシア軍 基地の使用期限を42 (平成54) 年まで延長することに合意した。13 (平成25) 年12月には、ベラルーシにロシア空軍のSu-27戦闘機が初めて配備された。
- 50 1992 (平成4) 年5月にウズベキスタンのタシケントにおいてアルメニア、カザフスタン、キルギスタン、ロシア、タジキスタン、ウズベキスタンの6か国 首脳が集団安全保障条約 (CST:Collective Security Treaty) に署名した。1993 (平成5) 年にはアゼルバイジャン、ジョージア、ベラルーシの3か国が加 わり、同条約は94 (平成6) 年4月に発効した。しかし、1999 (平成11) 年にアゼルバイジャン、ジョージア、ウズベキスタンは同条約を更新することなく 脱退した。02 (平成14) 年5月にCSTは集団安全保障条約機構に改編された。なお、06 (平成18) 年8月にウズベキスタンはCSTOに復帰したが、12 (平 成24) 年6月にCSTOへの参加停止を通告、事実上、同機構を脱退した。
- 51 CSTOは、10 (平成22) 年6月のキルギス南部における民族衝突に際してキルギスからの平和維持の要請に十分に対応できなかったことを教訓として、危 機対応の体制の効率化について議論している。また、11 (平成23) 年12月のCSTO首脳会議は、加盟国が自国に第三国の基地を設置する場合、全ての加盟 国の了承を要するとして、外国軍隊の加盟国への駐留を牽制した。なお、CSTO共同演習「ヴザイモディストヴィエ (協同作戦)」が09 (平成21) 年以降、毎 年実施されている。

ガニスタンの治安悪化が中央アジア地域の不安定化を招くことを懸念して、アフガニスタン支援を行うとともに、アフガニスタン国境の警備強化について対策を検討している⁵²。

6 米国との関係

プーチン大統領は、米国との経済面での協力関係の強化を目指しつつ、一方で、ロシアが「米国によるロシアの戦略的利益侵害の試み」と認識するものに対しては、米国に対抗してきた。

ロシアは、米国のMD欧州配備計画は自国の核抑止能力に否定的影響を与える可能性があるとして強く反発しており、16 (平成21)年5月、ルーマニアでの米国のMDシステムの運用開始を受けて、プーチン大統領は、イランによる核やミサイルの脅威がなくなったにもかかわらず欧州でMDシステム配備が続けられているとし、戦略的な戦力の均衡を維持する上で、必要なことはすべて行う旨述べた。

ロシアは米国のMDシステムの欧州・アジア 太平洋地域への配備がグローバルかつ地域の安定 性を損なうと認識しており、米国のMDシステム に対する懸念を表明しつつ、MDシステムを確実 に突破できるミサイルなどの戦略核戦力の強化を 追求している。

ウクライナ情勢をめぐるロシアの動きを受けて、米国は14 (平成26) 年3月、ロシアとの軍事交流の中断を発表し⁵³、ミサイル駆逐艦を黒海に派遣するほか、ウクライナ政府に対し非殺傷兵器などの提供を行った⁵⁴。18 (平成30) 年3月、米国務省はウクライナへの対戦車ミサイル売却を承認し、議会に通知したが、ロシア外務省は同ミサイルの売却はウクライナでの紛争に解決をもたらさないなどと反発した。

シリア情勢をめぐっては、17(平成29)年11

月に発表された米露首脳の共同声明では、ISIL掃討に向けた米露の協力、国連主導による紛争の政治的解決、暫定的な安全地帯の重要性などを確認するなど、前向きな動きも一部で見られた。しかし、アサド政権が化学兵器を使用したとして、17(平成29)年4月に米国が、また、18(平成30)年4月にも米英仏がシリアへのミサイル攻撃を実施すると、米露は相互に非難し合うなど、対立が続いている。18(平成30)年7月に開催された米露首脳会談においては、悪化した米露関係の改善を図るとの認識の下、軍縮問題のほか、北朝鮮やシリアをはじめとする国際情勢について協議が行われたが、関係改善の見通しは依然不透明である。

Q参照 3章1節 (国際テロリズム・地域紛争などの動向)

7 欧州・NATOとの関係

NATOとの関係については、これまでNATO・ロシア理事会(NRC)の枠組みを通じ、ロシアは、一定の意思決定に参加するなど、共通の関心分野において対等なパートナーとして行動してきたが、ウクライナ危機を受けて、NATOや欧州各国は、NRCの大使級会合を除き、軍事面を含むロシアとの実務協力を停止するとともに55、ウクライナ政府と連携しながら、ロシアに対し厳しい外交姿勢を継続している。

実務協力の停止以前の10(平成22)年11月、リスボンで開催されたNRC首脳会合は、ロシアとNATOは真の現代化された戦略的パートナーシップの構築に向けて協力を進めていくとし、両者の間で、ミサイル防衛(MD)、アフガニスタン、対テロ協力、海賊対策といった分野で対話や協力の模索が続けられてきた。しかし、MD協力については、11(平成23)年6月のNRC国防相会合における協議の中で、NATOとロシアがそれぞれ保有する独立した二つのシステムのもと、情

^{52 13 (}平成25) 年12月のロシア国防省評議会拡大会合において、プーチン大統領は、14 (平成26) 年に国際治安支援部隊 (ISAF: International Security Assistance Force) がアフガニスタンから撤収することは、同国のみならず中央アジアの不安定要素であり、ロシアの国益及び安全保障にとって脅威となる可能性があると述べている。

^{53 14 (}平成26) 年3月、米国防省のカービー報道官 (当時) は、ロシアによるクリミア半島占拠を受け、ロシア軍との合同演習や当局者協議、軍艦の寄港など、 一切の軍事交流を中断すると発表した。

⁵⁴ 米国はウクライナに、防弾チョッキ、ヘルメット、車両、暗視・熱源監視装置、重工兵資材、高性能ラジオ、巡視艇、食料、テント、対迫撃砲レーダー、制服、 救急処置装置などを提供している。

⁵⁵ ウクライナ情勢をめぐり、NATOはロシアへの非難声明を発出し、東欧・バルト諸国に軍事力を追加的に展開しているが、加盟国内部ではロシアへの対応に温度差がある。

報・データの交換のみを内容とするMD協力を 主張するNATOと、ロシアとNATOによる統一 的なシステムのもと、各国の担当空域を設定して 一体的運用を行う「セクターMD|を目指すロシ アの立場の違いが浮き彫りとなるなど、両者の協 力には進展がみられなかった。

また、ロシアとNATOとの間では、欧州通常戦 力 (CFE) 適合条約をめぐる問題も未解決である⁵⁶。

さらに、ウクライナ危機により、冷戦後初めて、 NATOの東部国境に脅威が存在する状況となり、 東欧及びバルト諸国のNATO加盟国の一部が自 国の安全に懸念を覚えていることもあり、NATO は、集団防衛の実効性の確保に向けた取組などを 続けている⁵⁷。

ロシアはウクライナとの国境付近に2個師団、 ベラルーシとの国境付近に1個師団を配置してい ることを明らかにしているほか、17 (平成29)年 9月に戦略指揮参謀部演習「ザーパド2017」を西

部軍管区及びベラルーシで実施した⁵⁸。同年10月、 NATO側は同演習についてNATO・ロシア理事 会でも取り上げ、ロシアの事前発表よりも、実際 の参加兵士の人数が大きく上回り、また、実施領 域が広かった点などを指摘したが、懸念されたロ シアによる隣国への侵攻やベラルーシにおける部 隊残置はみられなかった。

16 (平成28) 年11月に発表されたロシアの対 外政策構想では、米国及びその同盟国による封じ 込め政策が地域及びグローバルな安定性を損ねる ものであり、ロシアはNATO拡大に対して否定 的な見解を維持するとしている。

8 武器輸出

ロシアは、軍事産業基盤の維持、経済的利益の ほかに、外交政策への寄与といった観点から武器 輸出を積極的に推進しているとみられ、輸出額も 近年増加傾向にある⁵⁹。また、07 (平成19)年1 月、武器輸出権限を国営企業「ロスオボロンエク スポルト | に独占的に付与し、引き続き、輸出体 制の整備に努めている。さらにロシアは、軍事産 業を国家の軍事組織の一部と位置づけ、スホー イ、ミグ、ツポレフといった航空機企業の統合を 図るなど、その充実・発展に取り組んでいる。

ロシアは、インド、中国、アルジェリア、 ASEAN諸国、ベネズエラなどに戦闘機や艦艇な どを輸出している⁶⁰。中国との間では、新型の Su-35戦闘機や地対空ミサイル・システム [S-

- 56 1999 (平成11) 年の欧州安全保障協力機構 (OSCE: Organization for Security and Co-operation in Europe) イスタンブール首脳会議において、従 来のブロック別保有上限の国別・領域別保有制限への変更、CFE適合条約発効までの現行CFE条約の遵守などが合意された。ロシアは、自国がCFE適合条 約に批准したにもかかわらず、NATO諸国がジョージアとモルドバからロシア軍が撤退しないことなどを理由としてCFE適合条約を批准しないことを不満 とし、07 (平成19) 年12月、CFE条約の履行停止を行い、同条約に基づく査察などが停止された。現時点では、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクラ イナの4か国のみが批准しており、CFE適合条約は未発効である。このほか、ロシアは、NATOを中心とする既存の安全保障の枠組みを脱却し、新たな欧州・ 大西洋地域における安全保障の基本原則を定める新たな欧州安全保障条約を提案している。
- **57** NATOの取組については2章8節参照
- 58 ロシア戦略指揮参謀部演習は参謀本部による指導の下、戦闘訓練の総括として、各軍管区が持ち回る形で毎年実施。17 (平成29) 年は、西部軍管区及びべ ラルーシにおいて「ザーパド 2017」が実施され、ロシア国防省発表によれば、約1万2,700人の人員、艦艇10隻、航空機・ヘリ70機、戦車250両などが 参加したとされる。
- 59 ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI: Stockholm International Peace Research Institute) によれば、13 (平成25) 年から17 (平成29) 年の間のロ シアの武器輸出は、08 (平成20) 年から12 (平成24) 年の間に比べて7%減少している。また、ロシアは武器輸出の世界シェアで米国に次ぐ2位(22%) となっている。
- **60** インドネシアとの間ではこれまでSu-27戦闘機を5機、Su-30戦闘機を11機引き渡したほか、16 (平成28) 年にはSu-35戦闘機11機の売却契約が行われ たと報道された。マレーシアとの間ではこれまでSu-30戦闘機を18機、ベトナムとの間ではこれまでSu-27戦闘機を12機及びSu-30戦闘機を36機引き 渡している。ベトナムについては、キロ級潜水艦の売却契約が行われたと伝えられており、17 (平成29)年1月までに同潜水艦6隻すべてを引き渡した。イ ンドについては、13 (平成25) 年11月、ロシア北部のセヴェロドヴィンスクで改修を終えた空母 「アドミラル・ゴルシコフ」 がインド側に引き渡され、「ヴィ クラマディチャ」と改称された。なお、同艦は14 (平成26) 年1月にインドに到着している。また、これまでアルジェリアとの間でSu-30戦闘機を52機(推 定)、ベネズエラとの間でSu-30戦闘機を24機引き渡している。中国については、Su-27戦闘機、Su-30戦闘機、ソブレメンヌイ級駆逐艦、キロ級潜水艦な どが輸出されているが、中国の武器国産化の進展などを背景に近年取引額が低下傾向にあるとの指摘もあるものの、補修用の航空機エンジンなどの輸出は 継続している。 イランについては、16 (平成28) 年4月より、地対空ミサイル・システム [S-300] の輸出が開始された。

400」を売却する契約を締結しており、Su-35戦闘機⁶¹については既に16(平成28)年末から引き渡しが開始され、18(平成30)年までに合計24機を中国に納入する予定である。この取引が成立した背景として、中国は兵器の国産化を進めているものの、最先端の装備についてはロシアからの

技術導入を引き続き必要としている一方、ロシアはウクライナ危機に起因する外交的孤立化の回避や、武器輸出による経済的利益の獲得を目指していたため、中露双方の利害が一致したとの指摘がなされている⁶²。

⁶¹ 報道によれば、Su-35戦闘機24機を約20億ドル、S-400発射機32基を約30億ドルで輸出する契約が締結され、17 (平成29) 年までに合計14機の Su-35戦闘機が納入された。

⁶² 15 (平成27) 年9月、プーチン大統領は通信社のインタビューに答え、「露中関係は現在、その歴史の中で最高水準に達しており、かつ活発に発展している」と述べた。

第5節

オーストラリア

1 = 全般

オーストラリアは、戦略的利益、自由と人権の 尊重、民主主義といった普遍的な価値をわが国と 共有する特別な戦略的パートナーであり、わが国 や韓国と同様、米国と同盟関係にある。

オーストラリアでは、15 (平成27) 年9月に行 われた与党自由党党首選挙の結果、ターンブル党 首が誕生し、保守連合のターンブル政権が発足し た。16 (平成28) 年7月には29年ぶりとなる上 下両院の同時解散が行われ、下院を制したターン ブル首相が続投を決めている。アボット前政権 は、それまでの労働党政権による国防費の削減を 非難し、より強じんな国防力の建設に向けて必要 とみなす投資は積極的に行う姿勢を示してきた が、こうした方針はターンブル政権にも引き継が れている。

16 (平成28) 年2月に発表された国防白書にお

いては、今後20年間、豪軍の高い能力水準を維持 するため、豪政府として重要な投資を行っていく として、兵力を増強するとともに、高性能な装備 品の取得などを継続する方針を示している。また、 国防予算についても、今後10年間における増額 方針を明確に示すとともに、20 (平成32) 年まで に対GDP比2パーセントを達成するという具体 的な目標も提示している。対外関係においては、 米国との同盟関係を引き続き最重要視しつつ、わ が国を含むインド太平洋地域のパートナーとの実 用的な関係の成熟・深化を目指していくとしてい る。さらに、ルールに基づく国際秩序における国 益に資する共同オペレーションへの軍事的貢献と いう国防戦略上の目標を達成するため、海外への 豪軍派遣などを通じて積極的に国際社会の平和と 安定に向けた貢献を行っている。

2 ■ 安全保障・国防政策

豪政府は13(平成25)年1月、初の国家安全保 障戦略を発表した²。同戦略は、今後10か年の国 家安全保障の方向性を示すものであり、アジア太 平洋地域における経済的、戦略的変化に対応して いくことがオーストラリアの国家安全保障にとっ て重要であるという認識を示している。同戦略は、 同国の国家安全保障上の目標を、①国民の安全と 強じん性の確保、②主権の保護と強化、③資産、 インフラ及び組織の保護、④望ましい国際環境の

促進の4つとした上で、①アジア太平洋地域への 関与の強化³、②サイバー政策及び作戦の統合⁴、③ 効果的なパートナーシップの構築を今後5年間 の最優先課題にするという方針を示した。

16 (平成28) 年2月に発表された国防白書で $は^6
 、今後20年間にオーストラリアが直面する安$ 全保障環境の見積りを示したうえで、こうした環 境に対処するための国防戦略とそれに基づく国防 力の整備の方向性を示している。

- 同選挙では、下院において、自由党や国民党などからなる保守連合が、150議席中76議席と過半数を獲得し、ターンブル首相が続投を決定したものの、当 初の89議席から大きく議席数を減らす結果となった。また、上院においては、保守連合が選挙制度を改正して少数派勢力からの議席奪還を狙ったものの、 過半数獲得には至らず、今後も厳しい政権運営を強いられる可能性がある。実際、ターンブル政権は17 (平成29) 年11月、二重国籍問題で議員の辞職が相 次ぎ、一時的に少数与党に転落したものの、現在は辛うじて過半数を維持している状況にある。
- 同戦略は、08 (平成20) 年12月に発表され、オーストラリアの国家安全保障上の論点を明示し、国家安全保障コミュニティの改革を始動させた「国家安全 保障声明」に続くものであり、5年ごとに見直しが行われる予定である。
- 具体的には、①米豪同盟の強化、②中国、インドネシア、日本、韓国、インドなどの影響力のある地域諸国との二国間協力の拡大、③多国間フォーラムの優越 性及び効果性の促進に取り組むことなどが示されている。
- オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター (ACSC: Australian Cyber Security Centre) に、国防省、司法省、連邦警察の能力及び犯罪委員会 のサイバー関連の人材を統合
- 国内外のパートナーとの確実かつ迅速な情報共有、民間との情報共有の強化など
- オーストラリアの国防白書は、国防に関する政府の将来計画及び実現策などを示すものであり、これまでに、1976 (昭和51)年 (フレーザー自由党政権)、 1987 (昭和62) 年 (ホーク労働党政権)、1994 (平成6) 年 (キーティング労働党政権)、00 (平成12) 年 (ハワード自由党政権)、09 (平成21) 年 (ラッド 労働党政権)、13 (平成25)年 (ギラード労働党政権)及び16 (平成28)年 (ターンブル自由党政権)の計7回発表されている。

具体的には、35(平成47)年までは自国領域が 軍事攻撃を受ける可能性は低いものの、新たな複 雑性と挑戦に直面するとの認識のもと⁷、国防戦略 上の利益として、オーストラリアの安全と強じん 性 (シーレーンなどの安全を含む)、近隣地域の安 全、インド太平洋地域の安定及びルールに基づく 国際秩序を挙げている。また、国防戦略上の目標 としては、①自国・国家利益などへの武力攻撃又 は脅威の抑止・拒否・撃破、②東南アジアの海洋 安全保障と南太平洋諸国などの政府による安全の 確立・強化に資する軍事的貢献、③ルールに基づ く国際秩序における国益に資する共同オペレー ションへの軍事的貢献を挙げている。さらに、こ れらの目標を達成するうえで必要となる豪軍の高 い能力水準を維持するため、政府として重要な投 資を行っていくとして、兵力の約4,400名8の増 強に加え、新型潜水艦12隻⁹、防空駆逐艦(イージ ス艦) 3隻、F-35統合攻撃戦闘機 (JSF) 72機、

MQ-4C無人哨戒機7機などの高性能な装備品を取得する方針を示している。同時に、情報・監視・偵察 (ISR) 能力、電子戦能力、サイバーセIntelligence, Surveillance, Reconnaissance キュリティ能力の強化のほか、オーストラリア北部などに所在する基地機能の強化も追求するとしている。そして、これらの事業を予算面から裏づけるため、国防予算を増額し、20(平成32)年までに対GDP比2パーセントを達成するという具体的な目標も提示している。

また、北朝鮮が過去に例を見ない頻度で挑発行動を繰り返す中、ターンブル首相は17 (平成29)年10月、「複数の国、特に北朝鮮が距離と速度を向上させたミサイルを開発しており、我々は迎撃できる能力を持たなければならない」と述べ、海軍の次期フリゲート艦9隻(イージスシステム搭載)に長距離弾道ミサイルを迎撃できる防衛システムを搭載することを発表している10。

3 ■ 対外関係

オーストラリアは、国防白書2016において、 自国の安全と繁栄は、近隣地域、インド太平洋地 域及びグローバルな戦略環境の発展に直結してい るとの認識を示した上で、国防戦略上の目標を達 成するため、安全保障分野における対外関係を構 築・維持していくとしている。特に、米国との同 盟関係を引き続き最重要視しつつ、インドネシ ア、日本、韓国、ニュージーランド、インド、中国 などのインド太平洋地域のパートナーとの実用的 な関係の成熟・深化を目指していくとしている。 17 (平成29) 年11月に14年ぶりに発表された外 交白書2017もこうした方針を踏襲している¹¹。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項1(日豪防衛協力・交流)

1 米国との関係

オーストラリアは、国防白書2016において、 ANZUS条約¹²に基づく米国との同盟関係につい Security Treaty between Australia, New Zealand and the United States of America

- 7 今後20年間にオーストラリアの安全保障環境を形成する要素として、①インド太平洋地域における米中の役割と関係、②ルールに基づく国際秩序の安定への挑戦、③国内外のオーストラリア国民に対するテロの脅威、④経済発展の不均衡、犯罪、社会、環境、統治上の問題及び気候変動による脆弱国家の発生、⑤ 軍事近代化のペースと地域における高度な軍事力の発展、⑥複雑かつ地理的概念を超える新たな脅威の登場(サイバー脅威など)の6つを挙げている。このうち、⑤としては、インド太平洋地域において、世界の潜水艦の半数及び新型戦闘機の半数以上が運用され、弾道ミサイル技術を取得する国も増加する可能性などを示している。
- 8 今後10年間で、現役兵の数を現在の約5万8,000人から約6万2,400人へ引き上げる方針を示している。これが実現すれば、1993 (平成5) 年以来、豪軍 は最大規模となる。
- 9 国防白書では、取得する潜水艦について、「地域的に優位性を備えた潜水艦」と表現し、16 (平成28) 年内に艦種を選定し、1隻目の運用開始を30 (平成42) 年代初期としている。日独仏が潜水艦の建造受注を競っていたが、豪政府は16 (平成28) 年4月、建造パートナーをフランスのDCNS社に決定したと発表した。同年8月には同社が受注したインド海軍の潜水艦に関する同社の機密文書の漏洩が発覚し、豪国内で採用見直しを求める声も上がったが、ターンブル首相は「オーストラリアが建造する潜水艦はリーク対象とタイプが異なる」と強調し、採用見直しを否定している。
- 10 17 (平成29) 年4月、ビショップ外相が「全ての選択肢がテーブルの上にあるという米国の対北朝鮮政策を支持する」などと述べたことを受け、北朝鮮外務省報道官が「豪州が米国に追従するなら、わが戦略軍の核の照準鏡内に自ら首を突っ込む自滅行為になるだけである」と核攻撃の脅しを繰り返している。
- 11 外交白書 2017 は中国が国益のために影響力を高めていると認識し、インド太平洋地域の一部では、中国の影響力が米国以上の場合もあると分析している。 その上で、豪州は米豪同盟の深化を確保しながら、戦略的な関係を地域の「同じ志を持つ」民主主義国家に広げると指摘し、アジアからアフリカに至る安定 と成長を目指す日米豪印の4か国の枠組みなどを念頭に、関係を強化すると強調している。
- 12 1952 (昭和27) 年に発効したオーストラリア・ニュージーランド・米国間の三国安全保障条約。ただし、ニュージーランドが非核政策をとっていることから、1986 (昭和61) 年以降、米国は対ニュージーランド防衛義務を停止しており、オーストラリアと米国の間及びオーストラリアとニュージーランドの間でのみ有効

て、共通の価値観に基づいており、オーストラリ アの国防政策の中心であり続けるとしている。そ して、今後20年間にわたり卓越したグローバル な軍事大国であり続ける米国は、最も重要な戦略 的パートナーであり、米国による積極的なプレゼ ンスが地域の安定を支え続けるとしている。その ため、オーストラリアは、インド太平洋地域の安 定確保において米国が担う重要な役割を歓迎・支 持するとしている。

両国は、1985 (昭和60) 年以降、外務・防衛閣 僚協議(AUSMIN)を定期的に開催し、主要な外 交・安保問題について協議している。運用面では、 「タリスマン・セーバー」¹³をはじめとする共同訓 練を通じて相互運用性の向上を図っているほか、 12 (平成24) 年4月以降、米海兵隊のオーストラ リア北部へのローテーション展開を実施してい る¹⁴。装備面においては、13 (平成25) 年5月に発 効した米豪防衛貿易協力条約に基づき装備品取引 にかかる輸出手続の簡素化を行っているほか、 F-35 統合攻撃戦闘機 (ISF) の共同開発やミサイ ル防衛協力に関する検討¹⁵も実施している。この ほか、情報・監視・偵察 (ISR)、宇宙¹⁶、サイバー¹⁷ などの分野における協力も推進している。14(平 成26) 年8月には米海兵隊によるローテーション 展開の法的枠組みとなる「戦力態勢協定」に署名 したほか、同年10月からは米国が主導する対 ISIL作戦の戦闘任務に豪軍を参加させている。ま

た、15(平成27)年7月には米本土から飛来した 米軍のB-52戦略爆撃機がオーストラリア内の射 爆場に爆弾を投下し帰還する訓練を実施した。 ターンブル政権下では、同年10月の第30回米豪 外務・防衛閣僚協議 (AUSMIN) で、将来の防衛 協力の指針となる「防衛協力に関する共同声明 | 18 に署名するなど、強固な二国間協力を再確認した。 16 (平成28) 年10月には、米海兵隊の駐留コス トに係る経費負担に関する交渉も原則的に妥結し ている。

17 (平成29) 年6月、米豪外務・防衛閣僚協議 (AUSMIN) が開催され、防衛及び安全保障協力 をさらに強化していくことが決定されており、今 後の具体的進展が注目される。

2 中国との関係

オーストラリアは、国防白書2016において、 中国との関係について、米国とは異なる意味で重 要であるとして、中国経済の継続的成長とそれが 自国とインド太平洋地域の国々にもたらす機会を 歓迎するとしている。そして、中国との国防分野 における関係を引き続き発展させ、相互理解の深 化、透明性の促進、信頼の構築に向けて努力する としている。

このような方針のもと、中国とは国防当局間の 対話を継続的に実施しているほか¹⁹、共同演習や

- 13 「タリスマン・セーバー」は05 (平成17) 年以降、2年に1度行われている米豪共同演習であり、戦闘即応性及び相互運用性の向上を目的としている。17 (平 成29) 年6月から7月に行われた同演習には、米豪から約3万3,000人が参加した。
- 14 米豪は11 (平成23) 年11月の 「戦力態勢イニシアティブ」を通じ、米海兵隊によるダーウィン及びオーストラリア北部への約6か月毎のローテーション 展開を発表した。これに基づき、12 (平成24) 年及び13 (平成25) 年は約200名、14 (平成26) 年及び15 (平成27) 年は1,150名、16 (平成28) 年及び 17 (平成29) 年は約1,250名、18 (平成30) 年は約1600名の米海兵隊員が展開している。国防白書2016では、20 (平成32) 年までに、約2,500名の規 模に拡大するとしている。また、同イニシアティブにおいては、オーストラリア北部における豪州軍の施設・区域への米空軍機のアクセスを拡大し、共同演 習・訓練の機会を拡大するとされた。これにより、17 (平成29) 年2月には米空軍のF-22戦闘機12機がオーストラリアに展開した。
- 15 オーストラリアは、大陸間弾道ミサイル (ICBM: Intercontinental Ballistic Missile) による自国への攻撃の脅威は低いとする一方、長射程及び潜水艦発 射型の弾道ミサイルや巡航ミサイルによる自国領域に対する脅威の可能性に加え、短距離弾道ミサイル及び巡航ミサイルによる展開中の豪軍への脅威の可 能性を認識している。こうした脅威に対抗するため、米国との間でワーキング・グループを立ち上げ、地域におけるミサイル防衛に貢献可能なオプションを 調査する作業を進めている。
- 16 米豪は10 (平成22) 年11月に宇宙の状況監視に関するパートナーシップに署名して以降、米国の地上配備型Cバンド・レーダーシステム及び宇宙監視望 遠鏡のオーストラリアへの移設などの宇宙協力を進めている。
- 17 両国は、11 (平成 23) 年9月に開催された AUSMIN において、サイバー空間における協力に関する共同声明に署名し、両国の長年の防衛関係及び ANZUS 条約を踏まえ、領土保全、政治的自立あるいは両国の安全保障を脅かすような態様のサイバー攻撃が発生した場合に、協議のうえ、脅威に対処するための適 切な選択肢を決定することを確認した。
- 18 同声明では、資源をめぐる競争及び領土紛争の激化が、アジア太平洋及びインド洋地域における誤算及び紛争の可能性を増大させるなどと展望したうえ で、これに対処するため、米豪の防衛面での関係をさらに深めていく方針を示している。具体的には、相互運用性の強化、政策・情報面での協力強化、科学 技術・能力開発・防衛産業分野での協力強化、多国間協力などについて明記している。
- 19 14 (平成 26) 年7月には、『范長耀・党中央軍事委員会副主席が訪豪し、アボット首相 (当時) 及びジョンストン国防大臣 (当時) らと会談し、米中豪 3 か国 による合同訓練の実施などに合意した。また、豪中間では、1997 (平成9)年以降、国防戦略対話が定期的に開催されており、17 (平成29)年8月の第20 回対話に際しては、グリッグス豪国防軍副司令官及びスキナー副次官(戦略政策・情報)が、オーストラリアを訪問した邵元明・中国人民解放軍統合参謀本 部副参謀長と会談した。

艦艇の相互訪問など、両国軍の協力関係を発展させるための交流も行っている²⁰。

16 (平成28) 年4月に行われた豪中首脳会談の際には、中国による「一帯一路」構想とオーストラリアの北部インフラの開発を結びつけることが発表されており、17 (平成29) 年2月の豪中外交戦略対話においても同様の協力が明らかにされている。

一方で、ターンブル政権は、アボット前政権に 続き、中国に対する自国の立場を明確に発信する 姿勢を見せるなど、対中警戒心を顕在化させてい る。15(平成27)年10月の米豪外務・防衛閣僚 協議(AUSMIN)の共同コミュニケにおいて、中 国を名指しした上で、南シナ海における最近の埋 立及び建設活動に対し強い懸念を表明し、全ての 領有権主張国に対して軍事化などの停止を要求し た。また、同月に米国が南シナ海において「航行 の自由作戦 | を実施した際には、ペイン豪国防大 臣が声明を通じ、航行及び飛行の自由に関する国 際法に基づく権利を強く支持する旨表明した。16 (平成28)年7月には、ビショップ豪外務大臣が、 比中仲裁判断に対し、オーストラリアは国連海洋 法条約を含む国際法に従い、平和的に紛争を解決 する全ての国家の権利を支持し、国際法に基づく 権利である航行の自由及び上空飛行の自由に係る 権利を行使し続ける旨表明している²¹。国防白書 2016においても、中国は国防政策の透明性を高 めることにより、近隣諸国に安心感を与えること が地域の安定にとって重要になると主張したほ か、特に南シナ海における中国による埋立活動の 前例なきペースと規模に対して懸念を表明してい る。さらに17(平成29)年11月に発表した外交

白書では、オーストラリアが最重要と位置付ける インド太平洋地域において中国が米国の地位に挑 戦している旨が明記された。

他方、15 (平成27) 年10月、豪・北部準州政府が、豪軍艦艇や米軍艦艇も利用してきたダーウィン港の商業埠頭の運営権を中国企業にリースし、豪連邦政府が安全保障上の懸念はないとして異議を唱えなかったとことが明らかとなり、こうした点については、国内外から懸念の声も上がった²²。その後も中国資本による豪州施設の買収を図る案件が続き²³、豪連邦政府は17 (平成29) 年1月、特定の港湾など安全保障上の重要インフラが外国資本に買収されることを防ぐため、監視が必要な施設を洗い出し、売却リスクを精査して関係機関に助言する専門の組織を司法省に設置したと発表した²⁴。

中国による豪州への影響力の行使とみられる活動が活発になる中 25 、ターンブル首相は同年12月、外国からの内政干渉などを阻止するための法案を議会に提出し、18 (平成30) 年6月、同法案は可決された 26 。

3 インドとの関係

オーストラリアは、国防白書2016において、インドがインド太平洋地域において積極的役割を拡大することを歓迎するとともに、インドを主要な安全保障上のパートナーとみなしている。そして、共通の戦略的利益に資するため、インドとのさらなる国防関係の成熟を目指すとしている。

両国の関係は09(平成21)年11月に戦略的 パートナーシップに引き上げられ、各種戦略対

^{20 16 (}平成 28) 年1月には、中国海軍艦艇3隻がオーストラリア・ブリスベンを訪問するとともに、豪軍艦艇と航行訓練を実施した。17 (平成 29) 年8月には、前年に続き4回目となる米中豪3か国の生存訓練「コワリ 2017」がオーストラリア北部で実施され、米中豪からそれぞれ兵士10名が参加した。同年9月には豪中両軍のチームワーク、親善、信頼を構築することを目的とする演習「パンダルー」がオーストラリア南東部で実施され、豪中からそれぞれ兵士10名が参加した。

²¹ 13 (平成25) 年11月の中国による「東シナ海防空識別区」の発表に対しては、ビショップ外務大臣が、東シナ海の現状を変更するいかなる力による又は一方的な行動に反対する立場を明確にするとの声明を発表している。

²² このほか、当該中国企業が中国共産党や人民解放軍と関係が深いとみられる点、ダーウィン港を利用している米軍と事前に協議しなかった点などについて、野党やシンクタンクなどからは懸念の声が上がったほか、報道によると、オバマ米大統領(当時)もターンブル首相に対し、事前に通知が欲しい旨伝えたとされる。また、当該中国企業は現在、新型潜水艦の建造が予定されているアデレード周辺の港湾に対して関心を示しているとされ、動向が注目される。

²³ 豪政府は、中国企業による豪州大陸の約1%に当たる土地を所有する同国の牧場経営会社S.キッドマン社の買収及びオーストラリアの大手電力会社オースグリッドの買収を安全保障上の理由から拒否している。

²⁴ 新設された「クリティカル・インフラストラクチャー・センター」は、個別案件の審査と政府への提言を担う既存の外国投資審査委員会 (FIRB) を支援する 組織とみられる。

²⁵ 豪州メディアの調査で、少なくとも5人の中国系人物が政界への巨額な政治献金と賄賂を通じて、内政に干渉してきたことが明らかになっている。

²⁶ 同法案は外国政府及び外国政府系企業の代理人として議会でロビー活動する際の登録を義務付け、登録せずに働きかけを行った場合や政策プロセスに影響を与えた場合に懲役刑を科すとしている。

話、軍高官の相互訪問、各軍種間の交流及び軍教 育機関への学生の相互派遣などを定期的に実施し てきた。最近では、14(平成26)年11月に、イン ドのモディ首相が、同国の首相としては28年ぶ りにオーストラリアを訪問し、研究、開発及び産 業分野への防衛協力の拡大、国防大臣間の会談及 び海上演習の定期的開催、両国の各軍種間におけ る協議の開催などについて合意した。これを受け、 15 (平成27) 年6月にインド海軍艦艇2隻がオー ストラリアを親善訪問したほか、同年9月にはイ ンド東方海域において、初の二国間の合同海軍演 習となる「AUSINDEX 15」を実施した²⁷。また、 17 (平成29) 年6月には西オーストラリア州海域 において「AUSINDEX 17|を実施するなど、両 国の相互交流は着実に進んでいる。

Q 参照 2章7節1項2 (インド軍事)

4 東南アジア及び南太平洋諸国との関係

オーストラリアは、国防白書2016において、 東南アジア及び南太平洋の海域を含む近隣地域の 安全を自国の戦略的利益とみなしている。特に、 東南アジアにおける不安定や紛争は、自国の安全 保障上及び各国との経済関係への脅威となり得る としている。さらに、オーストラリアは東南アジ ア各国との海上貿易及び東南アジアを通過する海 上貿易に依存しており、これらのシーレーンの安 全は、航行の自由とともに保障されなければなら ないとしている。こうした認識のもと、オースト ラリアは、東南アジアの海洋安全保障と南太平洋 諸国などの政府による安全の確立・強化に資する 軍事的貢献を行うとしている。

インドネシアとは、06 (平成18) 年11月のロ ンボク協定署名、10(平成22)年3月の戦略的 パートナーシップへの引き上げ及び12(平成24) 年9月の防衛協力協定締結などを経て、安全保 障・国防分野の関係を強化してきた²⁸。しかし、イ ンドネシアからの密航者をめぐる両国の対応の違 いや豪情報機関によるインドネシア大統領らに対 する盗聴問題、インドネシアにおけるオーストラ リア人処刑問題²⁹などが表面化し、両国間の安全 保障・国防分野の協力関係は断続的に停滞した。 その後、15 (平成27) 年後半に入り、ターンブル 首相のインドネシア訪問を含む閣僚以上の往来が 再開されたほか、16 (平成28) 年11月に外務・ 防衛閣僚協議(2+2)が開催されるなど、両国関 係は改善している。

シンガポール及びマレーシアとは、「五か国防 衛取極 (FPDA) |³⁰の枠組みで、南シナ海などに おいて定期的に共同統合演習を行っている³¹。シ ンガポールについては、オーストラリアの最も進 んだ国防パートナーであり、安全な海上貿易環境 に対する利益を共有するとしている。16(平成 28) 年10月には、包括的戦略パートナーシップ のもと、オーストラリアにおける軍事訓練及び訓 練区域の開発に関する了解覚書に署名するなど、 防衛協力も進んでいる。マレーシアに対しては、 同国のバターワース空軍基地に豪軍を常駐させる とともに、南シナ海やインド洋北部の哨戒活動を 通じて、同地域の安全と安定の維持に貢献してい

パプアニューギニア、東ティモール及び南太平 洋諸国に対しては、治安維持、自然災害対処及び 海上警備などの分野における支援を主導的に行っ

²⁷ オーストラリアからは、潜水艦を含む海軍艦艇3隻及び哨戒機1機が、インドからは海軍艦艇3隻及び哨戒機1機が参加した。

²⁸ ロンボク協定は、幅広い防衛分野における協力をうたった安全保障協力の枠組みであり、08 (平成20) 年2月に発効した。また、防衛協力協定には、テロ対 策や海上安全保障での協力強化などが盛り込まれている。

^{29 13 (}平成 25) 年 11 月には、豪情報機関がインドネシアのユドヨノ前大統領、同夫人、閣僚などの電話を盗聴していたことが報じられた。インドネシア政府 は駐豪大使の召喚や豪政府への謝罪要求などを通じて強く抗議するとともに、オーストラリアとの軍事交流や情報協力の停止を発表した。15 (平成27)年 4月には、インドネシアにおいて、オーストラリア人2人が麻薬の密輸に加担したとして処刑され、豪政府は強く反発した。

^{30 2}章6節脚注5参照

^{31 16 (}平成28) 年4月に行われた「ベルサマ・シールド」には、豪軍から200人以上の要員、潜水艦を含む艦艇及び哨戒機などが参加した。同年10月には、 マレーシア、シンガポール、南シナ海で「ベルサマ・リマ」が行われ、豪軍からは約400人の要員、艦艇及び哨戒機などが参加した。

^{32 3}章3節脚注16参照

ている³³。特に、海上警備分野においては、現在も 定期的に豪軍アセットを南太平洋に派遣して警備 活動を支援しているほか、14 (平成26) 年6月に 過去これらの国に提供してきた22隻の警備艇を 更新する計画を発表した。18 (平成30) 年5月に は、13億豪ドルという過去最高となる太平洋島 嶼国に対する支援額を発表し、関係の強化を図っ ている。

ニュージーランドとは、ANZUS条約に基づく 同盟関係にあり、両国の首脳や国防大臣による定 期的会合に加え、共同訓練や地域における共同活 動などを通じて安全保障・国防分野における緊密 な協力関係を維持している。

Q 参照 2章6節 (東南アジア)

5 海外における活動

オーストラリアは、国防白書2016において、 国防戦略上の目標として、ルールに基づく国際秩序における国益に資する共同オペレーションへの 軍事的貢献を挙げており、こうした目標に沿って、18 (平成30) 年6月末現在、約5万7,800人の現有兵力³⁴のうち、2,404人を海外に派遣し、活動させている。 イラクでは、米軍がイラク北部でISILに対して 実施している空爆を支援するため、14 (平成26) 年8月以降、人道支援物資の投下を開始したほか、 同年10月からは空爆などの戦闘任務にも参加す るとともに、15 (平成27) 年5月以降イラク治安 部隊への軍事面の助言及び支援活動、能力構築支 援を行っている。14 (平成26) 年8月以降、兵士 約780人(約400人はアラブ首長国連邦にて支援 に従事)に加え、F/A-18戦闘攻撃機6機、E-7A 早期警戒管制機1機、KC-30A給油機1機などが イラクで活動を遂行していたが、17 (平成29) 年 12月のイラク首相による対ISIL勝利宣言を受け、 同月に空爆を停止する方針を発表した³⁵。

アフガニスタンでは、01 (平成13) 年10月以降、年平均約1,550人の豪軍が国際治安支援部隊 (ISAF) のもとで復興支援活動やアフガニスタン International Security Assistance Force 治安部隊 (ANSF) の訓練などに従事してきた。 Afghan National Security Forces 14 (平成26) 年末をもってISAFの活動が終了したのに伴い、現在は約300人の豪軍がNATO主導によるアフガン軍の訓練、助言及び支援任務に当たっている。16 (平成28) 年7月には、アフガニスタンにおけるこれまでの進展を揺るぎないものとするため、同地での支援を20 (平成32) 年まで延長すると発表している。

³³ オーストラリアは、東ティモールにおいて独立の機運が高まった1999 (平成11) 年以降、東ティモールの政治的、社会的安定のために積極的な支援を行ってきた。豪軍は、06 (平成18) 年以降、国際治安部隊 (ISF: International Stabilization Force) を主導してきたが、東ティモールの治安情勢が安定したことから、13 (平成25) 年3月に撤収を完了した。豪軍は、ソロモン諸島においても03 (平成15) 年7月から同国に対する地域支援活動 (RAMSI: Regional Assistance Mission to Solomon Islands) を通じて同国の安定化のための支援を行ってきたが、軍事部門の活動終了に伴い、13 (平成25) 年8月に撤収した。

^{34 [}ミリタリー・バランス (2018)] による。軍種別の内訳は、陸軍:約2万9,000人、海軍:約1万4,400人、空軍:約1万4,400人

³⁵ これに伴い、豪政府はF/A-18戦闘攻撃機6機を18 (平成30) 年1月に本国に撤収させたが、E-7A早期警戒管制機1機、KC-30A給油機1機は引き続き中東地域に配置している。

第6節

東南アジア

1 = 全般

東南アジアは、マラッカ海峡や南シナ海など、 太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めてお り、経済活動や国民の生活に必要な物資の多くを 海上輸送に依存しているわが国にとって重要な地 域である。東南アジア各国は、政治的安定と着実 な経済発展に努力し、程度において差があるもの の、総じて近年経済的な発展を遂げている。各国 とも、経済発展などに伴い、域内各国間及び域外 との相互依存関係が深化している。15(平成27) 年末にはASEAN統合に向けた協力進展の成果と して「ASEAN共同体」の設立が宣言された。

一方、この地域には、南シナ海の領有権などを めぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動な どが依然として不安定要素として存在しているほ か、イスラム過激派の問題や船舶の安全な航行を 妨害する海賊行為なども発生している。中東にお けるイラク・レバントのイスラム国 (ISIL) の活 動が低下するなか、17 (平成29) 年5月、フィリ ピンではISILに忠誠を誓うイスラム過激派組織 が市街地を占拠する事案が発生しており、この組 織へのマレーシアやインドネシアからの戦闘員の 参入が指摘されていることから、域内におけるテ 口の増加が懸念された。これらの問題に対処する ため、東南アジア各国は、国防や国内の治安維持 のほか、テロや、海賊対処などの新たな安全保障 上の課題にも対応した軍事力などの形成に努めて いる。近年では経済成長などを背景として、海・ 空軍力を中心とした軍の近代化や海上法執行能力 の強化が進められている。

Q 参照 図表 I -2-6-1 (東南アジアと日中韓との兵力及び国 防予算の比較 (17 (平成29)年))

2 ■ 各国の安全保障・国防政策

インドネシア

インドネシアは世界最大のイスラム人口を抱 え、広大な領土、領海及び海上交通の要衝を擁す る東南アジア地域の大国である。現在、インドネ シアは、国外からの差し迫った軍事的脅威は認識 していないが、国内においては、ISIL支持者や ジェマ・イスラミーヤ (II) などのイスラム過激 派の活動やパプア州の分離独立運動などの懸念事 項を抱えている。

14 (平成26) 年10月に就任したジョコ大統領 は「海洋国家構想」を掲げ、海洋文化の復興や海 洋外交を通じた領有権問題などへの対処及び海上 防衛力の強化などを目指している。

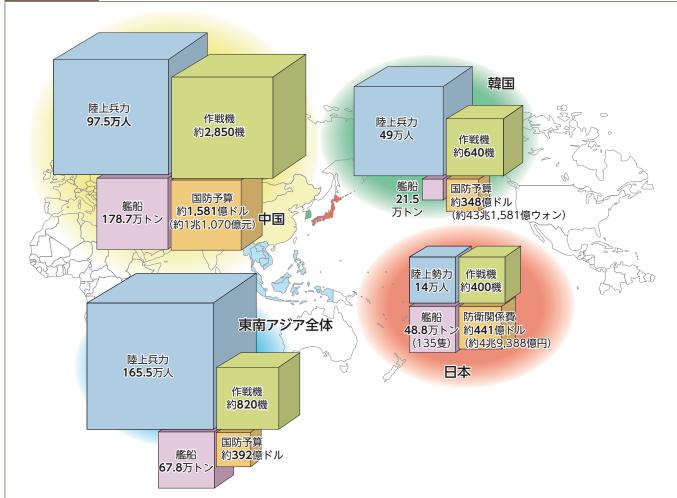
インドネシアは国軍改革として、「最小必須戦 力 (MEF)」と称する最低限の国防要件を達成す ることを目標としているが、特に海上防衛力が著 しく不十分であるとの認識が示され1、国防費の増 額とともに、南シナ海のナツナ諸島などへの戦力 配備を強化する方針を表明している²。インドネシ アは、中国の主張するいわゆる「九段線」がナツ ナ諸島周辺の排他的経済水域 (EEZ) に重複して いることを懸念しており、17(平成29)年7月、 南シナ海のEEZ北部の海域を「北ナツナ海」と命 名したことを発表した。

インドネシアは、東南アジア諸国との連携を重 視し、独立かつ能動的な外交を展開するとしてい る。また、米国との関係においては、軍事教育訓

^{15 (}平成27) 年7月、退任前のムルドコ国軍司令官(当時)は、MEFの達成率は34%だと発言している。

^{15 (}平成27) 年12月15日、リャミザルド国防相は、「違法操業や不法侵入など、あらゆる脅威に備える」 ことを目的に、ナツナ諸島に戦闘機の1個飛行隊 と小型艦艇を配備するほか、現在800人とする駐留部隊の規模を、空軍特殊部隊を含む2,000人規模へ増員する方針を表明したとされる。また、16 (平成 28) 年6月には、ルフット政治・法務・治安調整相 (当時) がナツナ諸島に潜水艦基地を建設する構想を表明した。

図表 I -2-6-1 東南アジアと日中韓との兵力及び国防予算の比較



- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2018)」などによる。各ブロックの大きさは日本を基準としたときの相対的な大きさを表す。なお、各国の国防費については、各国の為替レートの変動や物価水準などの諸要素を勘案すると、各国の国防費を単純にドル換算した金額を比較することにはその有効性に限界があるものの、経済協力開発機構 (OECD) が公表している購買力平価には、東南アジア各国 (インドネシアを除く)のデータが存在しないことから、資料では、あえて、わが国の防衛関係費及び各国の国防費を支出官レートを用いてドルに換算した値などを示している。
 - 2 日本については、平成29年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く)及び海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
 - また、わが国の防衛関係費はSACO関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を除いた平成30年度の当初予算である。
 - 3 中国の国防予算は、18(平成30)年の全国人民代表大会における財政報告などによる。
 - 4 韓国の国防予算は、国防部発表等による18(平成30)年の数値。
 - 5 東南アジア全体の国防予算は、「ミリタリー・バランス (2018)」による17 (平成29) 年の各国の数値の合計値。ただし、合計値のうち、ラオスについては、「ミリタリー・バランス (2016)」による14 (平成26) 年の数値。
 - 6 中国及び韓国の国防予算のドル表示は、平成30年度の支出官レート1ドル=112円、1元=16円、1000ウォン=95円で換算したもの。
 - 7 日本の防衛関係費のドル表示は、平成30年度の支出官レート1ドル=112円で換算したもの。

練や装備品調達の分野で協力関係を強化しており、
Southeast Asia Cooperation Against Terrorism

「CARAT」³や「SEACAT」⁴などの合同演習を行っ

Cooperation Afloat Readiness and Training

ている。

中国とは、15 (平成27) 年3月に、ジョコ大統領が訪中し、習近平国家主席との間で、包括的な戦略パートナーシップでの枠組みにおける両国の関係強化を確認した。

インドとは、二国間の調整パトロールや海上演

習を実施しているほか、16 (平成28) 年12月の ジョコ大統領の訪印に続く18 (平成30) 年5月 のモディ首相の訪尼において、両首脳により、防 衛協力に関する合意に署名がなされている。

Q参照 2章5節3項4(東南アジア及び南太平洋諸国との関係)Ⅲ部2章1節4項6((1) インドネシア)

³ 米国が、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及び東ティモールとの間で行っている一連の 二国間演習の総称である。

⁴ 米国が、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイとの間で行っている対テロ合同演習である。

2 マレーシア

東南アジアの中央に位置するマレーシアは、自 国と近隣諸国には共通する戦略的利益があるとし ている。現在、マレーシアは、国外からの差し迫っ た脅威は認識していないが、軍はあらゆる軍事的 脅威に対して即応能力を保持するべきとしてお り、国防政策においては、「独立」、「全体防衛」、 「五か国防衛取極 (FPDA)5の遵守」、「世界平和の ための国連への協力」、「デロ対策」及び「防衛外 交」を重視している。また、昨今、マレーシアが領 有権を主張する南ルコニア礁周辺において中国の 公船が錨泊などを続けていることに関連して、マ レーシア側は、海軍及び海洋法執行機関により 24時間態勢で監視を行い、主権を防衛する意思 を表明している。このような海上防衛力の強化に 加えて、17 (平成29) 年4月、ジェームズ礁や南 ルコニア礁に近いビントゥルに海軍基地を新設す るなど、東マレーシアの防衛態勢の強化にも努め ている。

米国との間では、「CARAT」や「SEACAT」な どの合同演習を行うとともに、海洋安全保障分野 での能力構築を含めた軍事協力を進めている。

中国とは、南シナ海における領有権問題などを めぐり主張が対立しているが、経済面を中心に両 国の結びつきは強く、要人の往来も活発である。 16 (平成28) 年11月には、ナジブ首相(当時)が 訪中し、経済協力や海軍艦艇の購入に合意した。 また、15(平成27)年11月、中国海軍司令員が マレーシアを訪問した際、コタキナバル港を中国 海軍艦艇が寄港地として使用することに合意した とされており、17 (平成29) 年1月には、コタキ ナバル海軍基地に中国海軍の潜水艦が初めて寄港 し、同年9月には2回目となる中国海軍潜水艦の 寄港が行われた。

一方、18(平成30)年5月に誕生したマハティー ル政権は、中国の協力により17(平成29)年8月 に着工された長距離鉄道建設事業の中止を発表す

るなど、財政再建のために大型インフラ事業の見 直しを推進しており、前ナジブ政権で積極的に進 められた、中国から支援を受ける事業に関し、中 国政府と再交渉に臨む姿勢を表明している。

北朝鮮との関係については、17(平成29)年2 月にクアラルンプールで発生した金正男氏の殺害 事件を受けて、両国の関係は悪化したものの、マ ハティール首相は、前政権時に閉鎖する方針だっ た在北朝鮮大使館の業務を再開する意向を表明す るなど、関係修復の姿勢を示している。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項6((9) マレーシア)

3 ミャンマー

ミャンマーは、国際社会におけるパワーバラン スの変化の担い手である中国及びインドと国境を 接し、また、南アジアと東南アジアの境界にも位 置することなどから、その戦略的な重要性が指摘 されている。ミャンマーは、1988 (昭和63)年に 社会主義政権の崩壊以降、国軍が政権を掌握して きた。しかし、軍事政権に対する欧米諸国による 経済制裁にともなう経済の低迷と国際社会におけ る孤立を背景に、民主化へのロードマップ⁶を踏 まえた民政移管が行われた。その後、15(平成 27) 年11月の総選挙では、アウン・サン・スー・ チー議長率いる国民民主連盟 (NLD) が勝利し、 16 (平成28) 年3月、ティン・チョー新政権が発 足した。外国籍親族を持つアウン・サン・スー・ チー氏は憲法の規定により大統領に就任できない ため、新設の国家顧問や外相などに就任し、政権 を主導している。

和平プロセスを最重要課題の一つとするテイ ン・セイン前政権以降、ミャンマー政府は、政治 犯の釈放、少数民族 との停戦合意など、民主化へ の取組を活発に行っており、これらの取組に対 し、国際社会も一定の評価を見せ、米国をはじめ とする欧米各国は、ミャンマーに対する経済制裁 の緩和を相次いで実施した。

^{1971 (}昭和46) 年発効。マレーシアあるいはシンガポールに対する攻撃や脅威が発生した場合、オーストラリア、ニュージーランド、英国がその対応を協 議するという内容。五か国はこの取極に基づいて各種演習を行っている。

国民議会の再開、民主化に必要なプロセスの段階的実施、憲法草案の起草、憲法制定の国民投票、総選挙、下院の初招集及び新政権発足の7段階からなる。

ミャンマーは、人口の約30%が少数民族であり、一部の少数民族は、ミャンマー政府に分離独立などを主張している。1960年代、ミャンマー政府は、強制 労働、強制移住など人権侵害に及ぶ抑圧政策を行い、少数民族武装勢力と武力衝突が生起した。



ミャンマーからバングラデシュへの避難民 (©UNHCR/Andrew McConnell)

政府は、停戦合意に向けて、11 (平成23)年より少数民族武装勢力と和平協議を行っており、15 (平成27)年10月に8組織と、18年(平成30)年2月に2組織との間で全土停戦合意文書の署名に至った。また、16 (平成28)年8月には、国民和解と和平実現のための第1回「21世紀ピンロン連邦和平会議」が開催されており、17 (平成29)年5月、18 (平成30)年7月には第2回目、第3回目の和平会議が実施されている。

一方、西部ラカイン州の情勢については、国際社会に懸念が広まっている。17 (平成29) 年8月、「アラカン・ロヒンギャ救世軍 (ARSA)」による警察署の襲撃を受けて、国軍などが掃討作戦を開始したため、2か月間で60万人を超えるムスリムを中心とする避難民が隣国バングラデシュに流入した。国際社会は、国軍などによる虐殺や人権侵害などがあったとしてこれを非難した。本件をめぐっては、ミャンマー側は、ラカイン州北部に居住するムスリム(いわゆる「ロヒンギャ」)が自国民であることを認めておらず、避難民の無国籍という法的地位が問題を複雑にしている。

外交政策においては、従来の「非同盟中立」を 継承するとともに、国防政策は、「3つの国家目標 (連邦の分裂阻止、民族の団結維持及び国家主権 の堅持)に対する侵害行為の阻止」、「外部からの 侵略、内政干渉の断固拒否」を引き続き重視して いる。

個別の対外関係については、ミャンマーにとっ

て、中国は軍政時代からの重要なパートナーであると考えられ、経済面の支援を受けて、ガスパイプライン、港湾建設などが行われている。軍事面においても中国が主要な装備品の調達先とみられるほか、16(平成28)年8月には、アウン・サン・スー・チー国家顧問が訪中し、包括的戦略協力パートナーシップの推進などを表明している。また、ロシアとは、軍政期を含め軍事分野において協力関係を維持しており、留学生の派遣や主要な装備品の調達先となっている。インドとは、民政移管以降、経済及び軍事分野において協力関係を進展させており、各種セミナーの実施受入れやインド海軍艦艇によるミャンマー親善訪問など、防衛協力・交流が行われている。

ミャンマーの軍事政権下では、武器取引を含む 北朝鮮との協力関係が維持されていた。民政移管 後の政府は、北朝鮮との軍事的な繋がりを否定し ているものの、軍と北朝鮮の関係についての疑惑 がたびたび報じられている。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項6((7) ミャンマー)

4 フィリピン

フィリピンは、国境を越える犯罪などの非伝統的脅威を含む、新たな安全保障上の課題に直面していると認識している。一方、南シナ海をめぐる領有権問題や国内における反政府武装勢力によるテロ活動といった、長年にわたり直面している課題が、安全保障上の主な懸念事項であるとしている。ドゥテルテ大統領は、16(平成28)年の就任当初より、犯罪・違法薬物・汚職対策、アブ・サヤフ・グループ(ASG)掃討やミンダナオ和平などを重視する方針を表明している。

フィリピン国内の治安をめぐる問題として、従来から、モロ・イスラム解放戦線(MILF)とは約 Moro Islamic Liberation Front 40年にわたり武力衝突を繰り返してきたが、国際監視団(IMT)⁸の活動などにより、「バンサモロ包括合意」の署名やMILFの一部武装解除など、和平プロセスの進展もあった⁹。一方、和平協議に

⁸ マレーシア、ブルネイ、インドネシア、日本、ノルウェー及びEUがIMTに参加している。(15 (平成27)年3月現在)

^{9 12 (}平成24) 年10月、ミンダナオ和平の最終合意の実現に向けた「枠組み合意」が署名され、14 (平成26) 年1月には、MILFの武装解除に合意している。同年3月に署名された「バンサモロ包括合意」は、基本法の制定、管轄領域を画定するための住民投票の実施、ムスリム・ミンダナオ自治地域の廃止及び暫定移行機関の設置を経て、16 (平成28) 年の自治政府発足を目指すものであった。

反対する武装勢力と政府軍や国家警察との間で軍 事衝突が発生¹⁰しており、実質的な和平に至るま でには時間を要するとみられる。

また、17 (平成29) 年5月、ISIL に忠誠を誓う マウテグループを中心とするイスラム過激派組織 がマラウィ市で住民を人質にとる形で市街地を占 拠し、治安部隊と衝突した。当局の奪還作戦に伴 う両者の交戦による死傷者が生じるなど治安状況 が悪化したことを踏まえ、政府はミンダナオ地域 に対して戒厳令を布告した。掃討作戦によりマウ テグループの幹部及び戦闘員が殺害されたことか ら、同年10月、ドゥテルテ大統領は、マラウィ市 の解放を宣言した。一方、依然としてテロの脅威 は継続していることから戒厳令は18年末まで延 長されている。

スールー海・セレベス海において、イスラム過 激派組織であるASGによる身代金目的の誘拐事 件が発生していることなどを受けて、フィリピ ン、マレーシア及びインドネシアの3か国は協力 して、17 (平成29) 年6月、同海域での海上パト ロールを、同年10月に航空パトロールを、それぞ れ開始した。

歴史的に米国との関係が深いフィリピンは、 1992 (平成4) 年に駐留米軍が撤退した後も、相 互防衛条約及び軍事援助協定のもと、両国の協力 関係を継続してきた11。両国は大規模演習「バリカ タン | などの合同演習を行っている。

また、両国が14(平成26)年4月に署名した フィリピン軍の能力向上、災害救援などでの協力 強化を目的とした、「防衛協力強化に関する協定 (EDCA)」12 について、16 (平成28) 年3月、両国 はEDCAに基づき防衛協力を進める拠点として 5か所に合意している¹³。 今後、EDCA に基づき、 フィリピン国内での米軍のローテーション展開な どのための施設整備などの具体的な取組が進めら れていくとみられる。

中国とは、南シナ海の南沙諸島やスカボロー礁 の領有権などをめぐり主張が対立しており、フィ リピンは国際法による解決を追求するため、13 (平成25)年1月、中国を相手に国連海洋法条約 に基づく仲裁手続を開始し、仲裁裁判所は16(平 成28) 年7月にフィリピンの申立て内容をほぼ認 める最終的な判断を下した。フィリピン政府は比 中仲裁判断を歓迎し、この決定を尊重することを 強く確認する旨の声明を発表した。また、ドゥテ ルテ大統領は同月の施政方針演説において、比中 仲裁判断を強く確認し、尊重する、と述べている。 一方、16 (平成28) 年10月にドゥテルテ大統領 が訪中した際には、インフラ投資、麻薬対策協力、 沿岸警備協力及び軍事協力などを含む共同声明が 発表されたものの、同声明においては比中仲裁判 断には言及されなかった。また、17(平成29)年 5月には、ドゥテルテ大統領は、自身の地元であ るダバオ市に初めて寄港した中国海軍艦艇を視察 するとともに、中国軍との共同軍事演習に関して 合意したことを明らかにしており、今後の動向が

^{10 15 (}平成 27) 年 1 月、ミンダナオ島においてジェマ・イスラミーア (JI) の容疑者逮捕のため出動したフィリピン国家警察と、MILF やバンサモロ・イスラ ム自由戦士 (BIFF: Bangsamoro Islamic Freedom Fighters) の間で銃撃戦が発生し、双方に死者が発生したと伝えられている。

^{11 1947 (}昭和 22) 年、米軍にクラーク空軍基地及びスービック海軍基地などの 99年間の使用を求める軍事基地協定を締結し、同年に軍事援助協定、1951 (昭 和 26) 年に相互防衛条約を締結した。1966 (昭和 41) 年、軍事基地協定の改定により駐留期限は1991 (平成 3) 年までとされ、1991 (平成 3) 年にクラー ク空軍基地、1992 (平成4) 年にスービック海軍基地が返還された。その後、両国は1998 (平成10) 年に 「訪問米軍の地位に関する協定」 を締結、米軍がフィ リピン国内で合同軍事演習などを行う際の米軍人の法的地位などを規定した。

¹² 本協定は、米軍によるフィリピン国内における施設の利用や整備、装備などの事前集積などを可能とするもの。米軍が使用するフィリピン国内の基地につ いては、協定締結後の協議により決定し、協定の付属書として明記されることになっている。14 (平成26)年の署名後、フィリピン国内において本協定に対 する違憲裁判が提起されたことから、付属書に関する協議が停止していたが、16 (平成28) 年1月にフィリピン最高裁により合憲の判断が示された。

^{13 16 (}平成28) 年1月12日 (米東部時間) に行われた2+2協議においては、EDCAは合憲であるとの判断を歓迎するとともに、相互防衛及び安全保障、地 域の平和・安定・経済的繁栄への共同による貢献のための同盟関係強化の取組継続を再確認した。同年3月17~18日(米東部時間)には、外務・防衛当局 者による戦略対話をワシントンで行い、EDCAに基づく拠点として、アントニオ・バウチスタ空軍基地、バサ空軍基地、フォート・マグセイセイ地区、ルン ビア空軍基地、マクタン・ベニト・エブエン空軍基地の5か所に合意した。

注目される。

Q 参照 2章6節4項 (南シナ海における領有権などをめぐる 動向)

Ⅲ部2章1節4項6((4)フィリピン)

5 シンガポール

国土、人口、資源が限定的なシンガポールは、 グローバル化した経済の中で、その存続と発展を 地域の平和と安定に依存しており、国家予算のう ち国防予算が約5分の1を占めるなど、国防に高 い優先度を与えている。

シンガポールは、国防政策として「抑止」と「外交」を二本柱に掲げている。また、シンガポールの国土は狭小なため、国軍は米国やオーストラリアなど諸外国の訓練施設も利用し、訓練のために部隊を継続的に派遣している。

シンガポールは、ASEANやFPDA¹⁴の協力関係を重視しているほか、域内外の各国とも防衛協力協定を締結している。地域の平和と安定のため、米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持しており、米国がシンガポール国内の軍事施設を利用することを認めている。13 (平成25)年以降、米国の沿海域戦闘艦(LCS)のローテーション展開が開始¹⁵されたほか、15 (平成27)年12月、米軍のP-8哨戒機が初めて約1週間にわたり同国へ展開され、両国は今後も定期的に同様の展開が継続されていくとしている¹⁶。このほか、米国と「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている。

中国とは、15 (平成27) 年5月、初めての二国間海軍軍事演習となる「中星協力2015」を実施した。また、要人の往来も活発であり、15 (平成27) 年11月に習近平国家主席がシンガポールを、17 (平成29) 年9月にリー首相が中国を、それぞ

れ訪問している。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項6 ((3) シンガポール)

6 タイ

タイは、国防政策として、ASEAN・国際機関などを通じた防衛協力の強化、政治・経済など国力を総合的に活用した防衛、軍の即応性増進や防衛産業の発展などを目指した実効的な防衛などを掲げている。タイ南部では、分離・独立を求めるイスラム過激派による襲撃、爆弾事件などが頻発しており、政府は、南部における人民の生命及び財産に対する平和と安全の迅速な回復を緊急課題に挙げている。また、タイは、ミャンマーやカンボジアなどの隣国との間で国境未画定問題を抱えている。

国内では、13 (平成25) 年、与党によるタクシン元首相の恩赦・帰国に道を開く「大赦法案」の議会提出をめぐり、混乱が拡大した。14 (平成26) 年5月、プラユット陸軍司令官は戒厳令を発出し、軍部を中心とする国家平和秩序維持評議会による統治権の掌握を宣言した。現在、暫定首相に選出されたプラユット元陸軍司令官が率いる政権は、民政移管に向けたロードマップに基づく新憲法下での総選挙および新政権への移行を目指している。17 (平成29) 年4月、新憲法は公布・施行され、総選挙は、来年19 (平成31) 年に実施される見込みである。

タイは、柔軟な全方位外交政策を維持しており、東南アジア諸国との連携や、わが国、米国、中国といった主要国との協調を図っている。同盟国¹⁷である米国とは、1950 (昭和25)年に軍事援助協定を締結して以降、協力関係を維持し、1982 (昭和57)年より多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」を行っているほか、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている¹⁸。

¹⁴ 本節脚注5参照

^{15 13 (}平成25) 年4月の合意に基づくものであり、16 (平成28) 年10月、3隻目のローテーション展開となるLCS 「コロナド」がシンガポールに到着している。

^{16 15 (}平成 27) 年12月には、シンガポールのウン国防相が訪米して「防衛協力強化に関する協定」が署名され、今後、同協定に基づき、軍事分野、政策分野、 戦略分野、技術分野及び海賊・テロ等の非伝統的安全保障分野といった5つの分野において防衛協力を強化していくとしている。

^{|7} タイと米国は、1954 (昭和29) 年の東南アジア集団防衛条約 (マニラ条約) 及び1962 (昭和37) 年のタナット・ラスク声明に基づき同盟関係にある。

^{18 14 (}平成 26) 年5月、米国はタイにおける政変の発生を受けて共同訓練の中止及び軍事支援の凍結を表明していたが、多国間共同訓練「コブラ・ゴールド15」については、15 (平成 27) 年2月に実施され、二国間共同訓練「CARAT」についても同年8月に実施された。

中国とは、両国海兵隊による「藍色突撃」や、両国 空軍による「鷹撃」19などの共同訓練を行っている。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項6((5)タイ)

7 ベトナム

ベトナムは、多様かつ複雑な安全保障上の課題 に直面していると認識しており、南シナ海におけ る問題が自国の海上活動に深刻な影響を与えてい るほか、海賊やテロなどの非伝統的脅威も懸念事 項であるとしている。

ベトナムは、冷戦期においては旧ソ連が最大の 支援国であり、02(平成14)年までロシアがカム ラン湾に海軍基地を保有していたが、旧ソ連の崩 壊後、米国と国交を樹立するなど、急速に外交関 係を拡大させた。現在、ベトナムは全方位外交を 展開し、全ての国家と友好関係を築くべく、積極 的に国際・地域協力に参加するとしている。16 (平成28) 年3月には、戦略的要衝であるカムラ ン湾に国際港が開港し、日本のほか、米中両国を はじめとする各国の海軍艦艇がカムラン国際港に 寄港している。

16 (平成28) 年1月にベトナム共産党大会が5 年ぶりに開催され、グエン・フー・チョン書記長 の留任などを決定し新指導部が発足した²⁰。2期目 となったチョン書記長は、今後5年間の主要任務 として、党建設の強化、政治改革、国家近代化の 加速、国家の独立・主権・統一及び領土の一体性 維持などを示した。

米国とは、近年、米海軍との合同訓練や米海軍 艦艇のベトナム寄港など、軍事面における関係を 強化している。17 (平成29)年には、両国首脳が 相互訪問を行い、防衛協力関係の深化について合 意したほか、18 (平成30) 年3月には、ベトナム 戦争後、米空母としては初となるベトナム寄港が 行われた。

ロシアとは、国防分野での協力を引き続き強化 しているほか、13 (平成25) 年3月には、ショイ グ国防大臣がベトナムを訪問し、カムラン湾の艦 船補給施設などの共同建設に合意している。また、 14 (平成26) 年には、ロシアのIL-78空中給油機 が、同国のTu-95MS戦略爆撃機への給油に向け た飛行のため、カムラン国際空港に初めて着陸²¹ するなど、両国間には新たな軍事協力の動きもみ られる。近年では、原子力発電などのエネルギー 分野での協力も推進しているほか、ベトナムはそ の装備品をほぼロシアに依存している。

Q参照 2章4節5項2(アジア諸国との関係)

中国とは、包括的な戦略的協力パートナーシップ 関係のもと、政府高官の交流も活発であるが、南シ ナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立 している。15 (平成27)年11月には、習近平国家 主席が訪越し、海上における意見の相違を適切に 処理することで一致したほか、問題を複雑化させ る行動を自制することなどを盛り込んだ共同声明 に署名した。さらに17(平成29)年1月には、チョ ン共産党書記長が訪中し、10(平成22)年に合意 した南シナ海問題に関する基本原則など、これま での両首脳間における合意を再確認するとともに、 共同開発に向けた協力を進めることで一致した。

インドとは、安全保障や経済など広範な分野に おいて協力関係を深化させている。防衛協力につ いては、ベトナム海軍潜水艦要員や空軍パイロッ トに対する訓練をインド軍が支援していると指摘 されているほか、インド海軍艦艇によるベトナムへ の親善訪問も行われている。さらに、15(平成27) 年5月にタイン国防相(当時)が訪印した際、同年 から5年間の防衛協力に関する共同声明22に署名 した。16 (平成28) 年9月には、インド首相として 15年ぶりにモディ首相が訪越し、二国間関係を包

^{19 15 (}平成 27) 年 11 月 12 日から 30 日の間、タイのコラート空軍基地において、初の中国・タイ両空軍による共同訓練「鷹撃-2015」が実施され、中国側は J-11B戦闘機6機、タイ側はJAS-39 グリペン戦闘機5機が参加。また、訓練閉幕式の飛行展示に際し、中国側は八一飛行表演隊のJ-10戦闘機7機、タイ側 はF-16戦闘機2機が参加した。

²⁰ サン主席、ズン首相、タイン国防相らは再任されず、退任し、16 (平成28) 年4月のベトナム国会において、クアン主席、フック首相、リック国防相らの人 事が決定された。

^{21 15 (}平成27) 年3月、米国防省当局者が関連の事実関係について発言しつつ、ベトナム側に再発防止を要求したことが伝えられるほか、米太平洋軍の高官 が、カムラン基地から飛来した空中給油機による給油を受けたロシア軍機が挑発的な飛行を行ったと発言したとされる。なお、同年1月、ロシア国防省は、 同国のIL-78空中給油機が14(平成26)年にカムラン湾を使用し、戦略爆撃機に対する給油が可能になったと発表した。

^{22 15 (}平成 27) 年5月、フン・クアン・タイン・ベトナム国防相がインドを訪問し、マノハル・パリカル国防相と会談した際に合意されたもので、共同声明 の内容は明らかにされていないが、対象期間は15(平成27)年から20(平成32)年までとされ、海洋安全保障に関する協力が柱になっているとされる。また、 同日、沿岸警備隊の協力強化に関する覚書 (MOU) にも署名している。

括的戦略パートナーシップへ格上げすることに合意したほか、防衛協力深化のための5億ドルの融資などを表明している。また、インドは南シナ海で石

油・天然ガスの共同開発を行うなど、ベトナムと のエネルギー分野での協力も推進している。

Q 参照 2章6節4項(南シナ海における領有権などをめぐる動向) Ⅲ部2章1節4項6((2)ベトナム))

3 ■ 各国の軍の近代化

東南アジア各国は、近年、経済成長などを背景として国防費を増額させ、第4世代の近代的戦闘機を含む戦闘機や潜水艦などの装備品の導入を中心とした軍の近代化を進めている。その要因としては、国防費の増額のほか、近隣諸国の軍事力発展に反応するという東南アジア各国間の関係や、中国の影響力拡大への対応、地域安全保障機構の信頼醸成措置としての役割が十分でないことが背景にあるとの指摘がある²³。なお、東南アジア諸国の多くは装備品を多様な国から調達しているため、各国で統一的な運用やメンテナンスを行いづらくしている面があるとみられる。

インドネシアは、13 (平成25) 年までに、ロシ ア製Su-27戦闘機及びSu-30戦闘機を計16機導 入している。11 (平成23) 年には、米国からF-16 戦闘機24機の供与を受けることに合意しており、 14 (平成26) 年7月以降、順次引渡しを実施して いる。また、17年(平成29)年8月、ロシアから Su-35戦闘機11機を追加調達する計画を発表し ている。韓国とは、11 (平成23) 年12月、韓国製 209級潜水艦3隻を購入する契約を締結しており、 17 (平成29) 年8月、1隻目を受領した。また、韓 国とは第4.5世代戦闘機(KF-X/IF-X)の共同開 発を検討しており、16 (平成28) 年1月には、費 用分担や協力内容を定めた合意書を締結してい る。このほか、オランダ製シグマ10514をベース としたマルタディナタ級フリゲートを建造し、17 (平成29)年4月に1隻目を、18(平成30)年1月 に2隻目を、それぞれ就役させている。

マレーシアは、09 (平成21) 年までにロシア製 Su-30 戦闘機18機を導入している。また、同年、 同国初の潜水艦であるスコルペン級潜水艦(フラ ンスとスペインが共同開発)2隻を導入したほか、 14 (平成26) 年11月、韓国とコルベット6隻の購入契約を締結したと伝えられている。さらに、国産の沿岸海域戦闘艦(LCS)6隻の建造を推進しており、17 (平成29)年8月に1番艦が進水した。加えて、16 (平成28)年11月、中国から沿海域任務艦(LMS)4隻の購入に合意している。

フィリピンは、南シナ海における領有権をめぐる係争などを背景に、近年装備の近代化を進めている。

航空戦力については、05 (平成17) 年にF-5戦闘機が退役した後、戦闘機を保有しない時期が続いていたが、15 (平成27) 年11月から韓国製FA-50PH軽戦闘機を順次導入し、17 (平成29)年5月までに合計12機を配備した。

海軍戦力としては、16 (平成28) 年までに、米国からハミルトン級フリゲートを3隻導入するとともに、17 (平成29) 年までにインドネシア製ドッグ型輸送揚陸艦を2隻導入した。

シンガポールは軍の近代化に努めており、世界 有数の武器輸入国である。

航空戦力については、12 (平成24) 年までに米 国製F-15戦闘機を24機導入したほか、F-35統 合攻撃戦闘機計画に参加している。

海軍戦力としては、12 (平成24) 年までにスウェーデンからアーチャー級 (ヴェステルイェトランド級) 潜水艦2隻を導入しているほか、13 (平成25) 年12月には、ドイツ製218SG級潜水艦2隻の購入契約 (21 (平成33) 年以降、導入予定)を締結している。現在、推進している国産の哨戒艦8隻の建造計画に関しては、17 (平成29) 年5月に1番艦が就役しており、20 (平成32) 年までに全ての哨戒艦の運用を開始することを目標としている。

タイは、14(平成26)年7月、潜水艦隊司令部 を発足させており、17 (平成29) 年4月には、中 国からユアン潜水艦を今後11年間で合計3隻、 購入することを海軍が計画、うち1隻の購入を閣 議決定²⁴し、フリゲートに関しては、12 (平成 24) 年9月に2隻を導入する計画が閣議で了承さ れ、1隻目として韓国製フリゲートの購入契約を 締結した。このほか、13(平成25)年までに、ス ウェーデン製JAS-39グリペン戦闘機12機を導 入している。

ベトナムは、17 (平成29) 年1月までにロシア 製キロ級潜水艦6隻を導入したほか、18(平成 30) 年2月までにロシア製ゲパルト級フリゲート 4隻の運用を開始した。航空戦力については、ロ シア製Su-30戦闘機を04 (平成16) 年から順次、 導入しており、これまでに最大36機が導入され たと報じられている。

4 ■ 南シナ海における領有権などをめぐる動向

🚺 これまでの経緯(背景)

南シナ海においては、南沙(スプラトリー)諸 島²⁵や西沙 (パラセル) 諸島の領有権²⁶などをめ ぐってASEAN関係国と中国の間で主張が対立し ている。中国は一方的に大規模かつ急速な埋立て 及び施設建設を行っており、このような一方的な 現状変更及びその既成事実化に対する国際社会に よる深刻な懸念が示されている。

中国は、1992 (平成4) 年に南沙諸島、西沙諸 島などが中国の領土である旨明記した「領海及び 接続水域法 | の制定以降、領有権主張のための動 きを強めてきた。例えば、09(平成21)年には、 南シナ海における自国の「主権、主権的権利及び 管轄権 | が及ぶと主張する範囲に言及した09(平 成21) 年の国連宛口上書にいわゆる 「九段線」²⁷ の地図を添付した。また、12(平成24)年には、 南沙諸島、西沙諸島及び中沙諸島の島嶼並びにそ の海域を管轄するとされる海南省三沙市の設置を 発表したほか、13 (平成25)年11月には、同省 が「海南省中華人民共和国漁業法実施規則」を修 正し、同省の管轄水域内において外国漁船などが 活動を行う場合には、同国国務院関係部門の承認 を得なければならない旨定めた。16 (平成28)年 1月には、同年以降の5年間に係る海洋政策の中 で「南沙島礁生態保護区」の建設に取り組む方針 を打ち出した。

一方、南シナ海における領有権について、 ASEAN諸国も、それぞれの主張を展開している。 フィリピンは、09 (平成21) 年3月、いわゆる 群島基線法を成立させ、南沙諸島の一部及びスカ ボロー礁について国連海洋法に則った領有権など を同国が有することを明記した²⁸。ベトナムは、 09 (平成21) 年5月、マレーシアと共同により南 沙諸島の一部を含む海域の大陸棚限界線の延長を 大陸棚限界委員会²⁹に申請した。また、12(平成 24) 年6月には、南沙諸島及び西沙諸島に対する 主権を明示したベトナム海洋法(13(平成25)年 1月施行)を採択した。

また、南シナ海関係国の一部は、相手国の船舶 に対し拿捕や威嚇射撃を行うなどの実力行使に及 んでいると伝えられており、これらの動きをめぐ

^{24 17 (}平成29) 年4月18日に閣議決定されたタイ海軍の中国製潜水艦購入計画は、17-23年度予算の分割払いでまず1隻目を購入し、今後11年間で合計3 隻を調達するというもの。翌月5日には、3隻のうち1隻目の購入についての契約が締結された。

²⁵ 南沙諸島周辺は、石油、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれ、また、海上交通の要衝でもある。

²⁶ 南沙諸島については、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア及びブルネイが領有権などを主張しており、西沙諸島については、中国、台湾及びベ トナムが領有権を主張している。

^{27 「}九段線」については、南シナ海における領有権などをめぐる東南アジア諸国との主張の対立を生んでいるが、中国は「九段線」と関連する国際的な規範と の関係についてこれまで具体的な説明をしていない。

^{28 「}フィリピン共和国法第9522号 (Republic Act No.9522)」 による。 同法ではルソン島やパラワン島、 ミンダナオ島などについて緯度・経度により基線の 位置を明記しているが、南沙諸島 (フィリピン呼称: 「カラヤン諸島」) 及びスカボロー礁 (フィリピン呼称: 「バホ・デ・マシンロック」) については、国連 海洋法条約第121条 「島の制度」 に基づくとされ、基線の地理的位置は示されていない。

²⁹ 大陸棚限界委員会 (CLCS) とは国連海洋法条約に基づき設置される機関 (国連海洋法条約第76条及び附属書Ⅱ第1条)。沿岸国 (条約締約国) が200海里 を超える大陸棚を設定する場合、大陸棚に関する情報をCLCSに提出し、CLCSは科学的・技術的ガイドラインに従い、勧告を行う。沿岸国が、勧告に基づき 設定した大陸棚の限界は、最終的かつ拘束力を有する。委員会は21名の委員により構成。任期は5年。地政学、地球物理学又は水路学の専門家であるべきと され、個人の資格で任務を遂行。

り、関係国は互いに抗議の表明などを行っている。

ベトナムと中国との間では、西沙諸島周辺海域において、中国が一方的に石油掘削活動を開始したことに端を発する両国船舶の衝突(14(平成26)年5月)、西沙諸島周辺における中国船によるベトナム漁船への体当たり・沈没事案(15(平成27)年7月)30、南沙諸島クアテロン礁付近における中国高速船によるベトナム漁船の追跡・銃による威嚇事案(16(平成28)年5月)などが発生している。また、石油資源開発を巡っては、16(平成28)年1月に中国の石油掘削装置「海洋石油981」が西沙諸島北部のベトナムとの大陸棚の主張が重なる部分で活動したとして、ベトナムは作業の中止と装置の撤収を中国に要求31している。

フィリピンと中国の間では、15 (平成27)年 11月、フィリピンが占拠する南沙諸島ティトゥ島の沖合数kmに中国船が出現し、約10日間にわたり停泊したとされる事案が生起している³²。17 (平成29)年4月には、フィリピンのロレンザーナ国防大臣が、同年3月に南沙諸島近海において、フィリピン漁船が中国の警備艇から威嚇射撃を受けたとして、外交ルートを通じて中国側に抗議する意向を示すとともに、自国が実効支配するティトゥ島に軍用機で上陸し、滑走路の補修などを進める考えを表明した。

マレーシアと中国の間においては、同年3月に、中国海警船舶と約100隻の中国漁船が共にマレーシアEEZ内のルコニア礁付近に侵入したとされる。

ベトナムと台湾との間においても、16 (平成28)年1月、南沙諸島で操業していたベトナム漁船が台湾の沿岸警備隊船舶に衝突される事案が発生したことが伝えられている。

南シナ海関係国などの一部は、南沙諸島などで

それぞれ占拠する地形において、埋立てや施設整備を行っているが、こうした中、中国は、14(平成26)年以降、大規模かつ急速な埋立活動を強行し、砲台といった軍事施設のほか、滑走路や格納庫、港湾、レーダー施設などの軍事目的に利用し得る各種インフラ整備を引き続き推進し、同地形の軍事拠点化を進めている。

Q 参照 2章3節2項6((4) 南シナ海における活動の状況)

2 最近の動向

南シナ海における領有権を主張する国の一部は、国際法に基づく平和的解決に向けた努力を行っている。13 (平成25) 年1月、フィリピンは、南シナ海における中国の主張及び行動に関する紛争を国連海洋法条約に基づく仲裁手続に付しており、16 (平成28) 年7月、仲裁裁判所は、フィリピンの申立て内容をほぼ認める内容の最終的な判断を下した³³。中国はこれに対して、同判断が無効であり、拘束力を持たず、中国は受け入れず、承認しないとの声明を発表した。国連海洋法条約の規定に基づく仲裁判断は最終的で、紛争当事国を法的に拘束するものであり、当事国は今回の仲裁判断に従う必要がある。

ASEANは、南シナ海をめぐる問題の平和的解決に向け、ASEAN関連会議において、たびたび議論を行っており、南シナ海における情勢については、14(平成26)年5月のASEAN首脳会議の議長声明から繰り返し懸念を表明してきた。そうした中、17(平成29)年11月のASEAN首脳会議では、議長声明において懸念は表明されず、代わってASEANと中国の関係が改善しているとの認識が示された点が注目されたが、18(平成30)年4月に開催されたASEAN首脳会議の議長声明

^{30 15 (}平成27) 年9月、16 (平成28) 年1月、3月、7月、17 (平成29) 年8月及び18 (平成30) 年4月にも西沙諸島周辺における中国船によるベトナム漁船への体当たり・沈没事案があったとされる。

³¹ ベトナム外務省によれば、16 (平成28) 年1月16日、中国のオイルリグ 「海洋石油981」 がベトナムと中国の大陸棚が重なる場所の想定中間線から21.4 海里東側で確認され、同18日に中国側へ申し入れを行ったとされる。なお、同年4月にも同様の事案があったと報道されている。

³² ティトゥ島 (フィリピン呼称:「パグアサ島」) は、中国が滑走路を建設中のスビ礁の近傍に位置する地形である。中国海警船舶の出現は、同島を管轄する町長の目撃によるとされ、10日間にわたる長期間の停泊は初めてと伝えられる。

³³ 中国による「九段線」及び歴史的権利の主張については、国連海洋法条約 (UNCLOS) 上の権原に基づかない中国による「九段線」内の海域に関する歴史的権利の主張が、同条約に違反し、法的効果を有しないと認定した。また、地形の法的地位については、スカボロー礁及び南沙諸島 (イツアバ島 (台湾呼称: 「太平島」) を含む。) におけるいかなる地形も、EEZ・大陸棚を有しないと認定した。さらに、中国による活動の合法性については、スカボロー礁におけるフィリピン漁民の伝統的漁業権の侵害、大規模埋立て・人工島造成などによる海洋環境保護義務の違反、中国法執行船の危険な航行による航行安全に係る義務違反、ミスチーフ礁における中国の埋立てによるフィリピンの主権的権利の侵害、仲裁手続開始後の浚渫、人工島建設などによる紛争の悪化・拡大などの義務違反などを認定している。

国外相会議でCOCの枠組みが採択されたことを 受け、同年11月、ASEAN・中国首脳会議で COCの交渉開始が公表された。関係国による協 議の進展は評価するものの、COCが比中仲裁判 断を形骸化させることや、域外国の関与の排除の ための口実として利用されることがあってはなら ない。 では、一部の首脳が南シナ海における埋立て活動

南シナ海をめぐる問題は、アジア太平洋地域の 平和と安定に直結する国際社会全体の関心事項で あり、引き続き関係国の動向や問題解決に向けた 協議の行方が注目される。

み、法的拘束力を持つとされる「南シナ海に関す る行動規範(COC)」の策定に向けた公式協議を 続けている。17 (平成29) 年8月、ASEAN・中

また、ASEANは、中国との間で、02 (平成14) 年、「南シナ海に関する行動宣言 (DOC)」³⁴に署 名し、現在は、同宣言より具体的な内容を盛り込

などに対し懸念を表明している旨が改めて記載さ

Q 参照 3章3節1項 (東シナ海・南シナ海における「公海自 由の原則」をめぐる動向)

Ⅲ部2章1節4項6 (ASEAN諸国との防衛協力交流)

5 = 地域内の協力

15 (平成27) 年12月31日に成立したASEAN 共同体は、政治・安全保障共同体、経済共同体及 び社会・文化共同体の3つの共同体による協力を 柱に構成されている。このうち、政治・安全保障 共同体 (APSC) は、これまでの ASEAN による取 組で積み上げられてきた政治・安全保障分野の協 力を土台とし、民主的かつ調和的な環境下での平 和的な生存確保を目標とするとの理念が掲げられ ている。また、「APSCブループリント2025」で は、①ルールに基づく人間志向・人間中心の共同 体、②平和、安全かつ安定した地域、③ダイナ ミックで外交的な地域におけるASEAN中心性、 ④ ASEANの組織的な能力及びプレゼンスの強 化、との4点の特徴が挙げられている。

ASEAN各国は、これまでの地域の多国間安全

保障の枠組みとしてもASEANの活用を図ってお り、安全保障問題に関する対話の場であるASEAN 地域フォーラム (ARF) やASEAN国防相会議 (ADMM) などを開催しているほか、軍事人道支 援・災害救助机上演習 (AHR) を行うなど、地域の 安全保障環境の向上や信頼醸成に努めてきた。ま た、ASEANは域外国との関係拡大も重視し、 ADMMにわが国を含む域外8か国を加えた拡大 ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) が開催され るとともに、人道支援・災害救援演習などが実施 されている。今後は、ASEAN政治・安全保障共 同体の理念及び構想に基づき、対話や人道支援・ 災害救助演習、域外国との関係拡大などの取組を 一層発展させていくものとみられる。

³⁴ 国際法の原則に従い、領有権などの係争を平和的手段で解決すること、行動規範の採択は地域の平和と安定をさらに促進するものであり、その達成に向け て作業を行うことなどが盛り込まれている。

第7節 南アジア

1 ■ インド

1 全般

広大な領土に12億を超える人口を擁し、近年 着実な経済発展を遂げているインドは、世界最大 の民主主義国家であり、南アジア地域で大きな影 響力を有している。また、アジア・太平洋と中 東・ヨーロッパを結ぶ海上交通路を有するインド 洋のほぼ中央という、戦略的及び地政学的に重要 な位置に存在している。

多くの国と国境を接するインドは、中国及びパキスタンと国境未画定地域を抱えている。また、国内においては、多様な民族、宗教、文化、言語を抱えていることもあり、極左過激派や分離独立主義者などの活動や、パキスタンとの国境をまたいで存在しているイスラム過激派の動向も懸念されている。

14 (平成26) 年5月に発足したモディ政権は、外交面では南アジア諸国との関係を強化する近隣諸国優先政策を維持しつつ、「アクト・イースト」政策²に基づき関係強化の焦点をアジア太平洋地域へと拡大させているほか、米国、ロシア、欧州などとの関係も重視する積極的な対外政策を展開している。国防分野においては、陸上国境への備えや国内でのテロの脅威への対処は引き続き大きな関心であるものの、最近ではインド洋を中心に海洋安全保障への取組も重視している。また、「メイク・イン・インディア」イニシアティブのもと、海外企業の国内国防産業への直接投資の拡大や、他国との技術協力強化を通じた装備品の国産化を

推進し、軍近代化に努めているほか、海洋安全保障分野における協力強化のため、各国との連携を深めている。

2 軍事

インドは、自国を取り巻く安全保障環境が、近隣諸国、西アジア、中央アジア、東南アジア、東アジア及びインド洋地域と直結しており、戦略的及び経済的要因から果たすべき責務が増大していると認識している。安全保障上の懸念事項が多角化し、世界規模となっていることを背景に、インドは各国との協力関係を強化しており、また、従来から国連PKOに積極的に人員を派遣している。United Nations Peacekeeping Operations また、多様な安全保障上の課題に迅速かつ効果的に対応するため、国家及び軍は常に態勢を整えているとしている。

インドは、03 (平成15) 年に発表された核ドクトリンに基づき、最小限の核抑止、核の先制不使用、核兵器非保有国への不使用、1998 (平成10) 年の核実験の直後に表明した核実験の一時休止(モラトリアム)の継続などを維持している。インドは、各種弾道ミサイルの開発、配備を推進しており、18 (平成30) 年6月、「アグニ5」の6回目となる発射試験を実施しているほか、射程が最大で1万kmに及ぶとされる「アグニ6」の開発にも着手していると伝えられており、弾道ミサイルの射程の延伸などの性能向上を追求しているとみられる。巡航ミサイルについては、ロシアと「ブラ

¹ 人口の大部分はヒンズー教徒であるが、イスラム教徒も1億人を超える。

² ASEANとの関係強化を目的としてきた「ルック・イースト」政策の進展を踏まえ、より実質的なアプローチにより働きかける「アクト・イースト」政策がモディ政権発足以降に採られているとされる。

モス」を共同開発し、配備しているほか、弾道ミ サイル防衛システムも開発中である³。

また、インドは、近年特に海軍力及び空軍力の 近代化に取り組んでいる。この一環で、インドは、 海外からの装備調達や共同開発を推進しており、 世界第1位の兵器輸入国であると指摘されてい る⁴。

海上戦力としては、空母は、老朽化した英国製 「ヴィラート」が17 (平成29) 年3月に退役した が、13 (平成25) 年11月に通常動力型のロシア 製空母「ヴィクラマディチャ」を導入しているほ か、通常動力型の国産空母「ヴィクラント」を建 造中である⁵。潜水艦については、12 (平成24)年 4月にロシア製のアクラ級攻撃型原子力潜水艦 「チャクラ」をリース方式により導入したほか、イ ンド初の国産の弾道ミサイル原子力潜水艦「アリ ハント | が 16 (平成 28) 年8月に就役したと伝え られている。さらに、09(平成21)年、米国と P-8I 哨戒機8機の購入契約を締結し、これまでに 全8機をベンガル湾に面したインド南部の基地に 配備したほか、16 (平成28) 年7月には追加4機 の購入契約を締結している。

航空戦力としては、現有の戦闘機の改修を行っ ているほか、多目的戦闘機導入計画の一環とし て、16 (平成28) 年9月にフランス製ラファール 戦闘機36機を同国から購入する契約に署名して いる⁶。また、ロシアとは12 (平成24) 年12月に Su-30戦闘機42機の追加購入契約を締結したほ か、ロシアが開発中の「PAK FA」を母体とした 第5世代戦闘機の共同開発を行うなど、軍事技術

協力を強化している。さらに、米国とは、10(平 成22) 年にC-17輸送機10機の購入契約を締結 し、14(平成26)年までに全機を導入している。

また、インドは空母や原子力潜水艦に加えて、 戦車や軽戦闘機の開発及び自国生産にも取り組ん でいるが、その開発の遅れが装備品の国産化にお ける課題となっている。

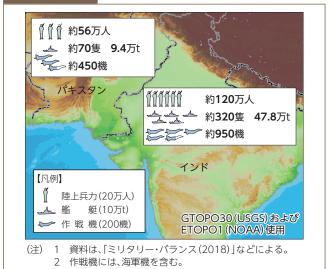
Q 参照 図表 I -2-7-1 (インド・パキスタンの兵力状況 (概数))

3 対外関係

(1) パキスタンとの関係

インドとパキスタンは、カシミールの帰属をめ ぐり主張が対立しており7、過去に三度の大規模な 武力紛争が発生した。カシミール問題は、両国の 長年にわたる懸念事項であり、両国は対話の再開

図表 I -2-7-1 インド・パキスタンの兵力状況(概数)



- インドの各種ミサイルについては、以下のように指摘されている。
 - 「プリトビ2」: 射程約250~350km、移動型で1段式液体燃料推進方式の弾道ミサイル
 - 「アグニ1」: 射程約700~1,250km、移動型で1段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル
 - 「アグニ2」: 射程約2,000~3,500km、移動型で2段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル
 - 「アグニ3」: 射程約3,000~5,000km、移動型で2段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル
 - [アグニ4]:射程約4,000km、移動型で2段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル
 - 「アグニ5」: 射程約5.000~8.000km、移動型で3段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル
 - 「アグニ6」: 射程約8,000~10,000km、3段式固体/液体燃料推進方式の弾道ミサイル
 - 「ブラモス」:射程約300~500km、固体/ラムジェット推進方式の超音速巡航ミサイル
- 弾道ミサイル防衛システム:高度 80kmまでの高層用ミサイル (PAD) と高度 30kmまでの低層用ミサイル (AAD) による 2段階の迎撃システムを開発中
- ストックホルム国際平和研究所(SIPRI:Stockholm International Peace Research Institute)による。
- 国産空母「ヴィクラント」は全長262.5m、基準排水量4万642t、18 (平成30) 年に就役予定とされる。 07 (平成19) 年から進められているインドの中型多目的戦闘機 (MMRCA) 126 機の導入計画における機種選定では、12 (平成24) 年にフランス製ラファー ルに決定したと発表され、15 (平成27) 年4月にフランスを訪問したモディ首相が36機の早期購入に関する意向を表明し、16 (平成28) 年9月、売買契約 が署名されているが、残り90機の機種選定については未だ議論中であるとされる。
- カシミールの帰属については、インドが、パキスタン独立時のカシミール藩王のインドへの帰属文書を根拠にインドへの帰属を主張し、1972 (昭和47) 年 のシムラ協定 (インド北部のシムラにおいて実施された首脳会談を経て紛争の平和的解決や軍の撤退について合意されたもの)を根拠に二国間交渉を通じ て解決すべきとしているのに対し、パキスタンは1948(昭和23)年の国連決議を根拠に住民投票の実施により決すべきとし、その解決に対する基本的な立 場が大きく異なっている。

と中断を繰り返している8。

最近では、14(平成26)年5月のモディ首相就 任宣誓式にパキスタンのシャリフ首相 (当時) が 招待され、15(平成27)年12月には、モディ首 相が訪問先のアフガニスタンからの帰国途上、パ キスタンを急遽非公式訪問するなど、両国は関係 改善の姿勢も示している。一方、14(平成26)年 8月及び16 (平成28) 年1月に予定されていた両 国の外務次官級会合が延期⁹されるなど、両国間 の対話が継続的に実施されるかどうかは不透明で ある。カシミール地方では両軍の武力衝突がたび たび発生しており、14(平成26)年10月の大規 模な武力衝突においては、一般市民の間に死傷者 が出たと伝えられている。また、16(平成28)年 1月には、カシミール地方に隣接するインド空軍 基地へ武装勢力が侵入し、警備要員らを殺傷する 事件が発生したほか、同年9月、武装勢力がイン ド側カシミールのインド軍基地を襲撃し、複数の 兵士が死亡又は負傷したとされる。同月、インド 軍はカシミール管理ラインを越境し、パキスタン 側のテロ組織拠点に局地攻撃を行ったとインド陸 軍が発表している。このように、カシミール問題 は依然として両国の懸念事項となっている。

(2) 米国との関係

インドは、米国との関係強化に積極的に取り組んでおり、米国もインドの経済成長にともなう関係拡大を背景に対印関与を促進している。両国は、「マラバール」¹⁰などの共同演習を定期的に行っているほか、近年、米国はインドにとって主要な装備調達先の一つになっている¹¹。

15 (平成27) 年1月の首脳会談において、装備品の共同開発及び共同生産を含む、技術協力の拡大に合意したほか、海洋安全保障の分野における協力関係の深化を確認し、海軍共同演習「マラバール」の格上げを含む、海軍間の協力拡大に合

意した。また、同年12月の国防相会談において、各種防衛協力の強化について協議するとともに、両国の共同作業グループにより行われる空母及びジェットエンジン関連の技術協力協議の進展を確認するなど、安全保障分野での協力が拡大している。16(平成28)年6月にモディ首相が訪米した際には、米国はインドを「主要な国防パートナー」と認識していることを表明した。同年8月には、国防相による共同声明において、米国はインドとの防衛分野の貿易及び技術の共有を最も緊密な同盟国及びパートナー国と同等の水準まで引き上げることに合意したほか、後方支援協力に関する覚書に調印している。

17 (平成29) 年6月、モディ首相が訪米し、トランプ米大統領との初の首脳会談を実施した際には、引き続き、戦略的パートナーシップを強化していくことで両国は一致するとともに、安全保障に関しては、「マラバール」の重要性が強調されたほか、米側からは無人航空システムの売却が提案された。

(3) 中国との関係

Q 参照 2章3節3項5((3) 南アジア諸国との関係)

(4) ロシアとの関係

Q参照 2章4節5項2(アジア諸国との関係)

⁸ 両国間の対話は、08 (平成20) 年のインド・ムンバイでの連続テロを受けて中断していたが、11 (平成23) 年2月の外務次官協議の結果を受けて再開された。 同年、両国間の全ての重要問題を、協議を通じて平和的に解決することの重要性を確認し、パキスタンはインドに最恵国待遇付与を決定した。

^{9 14 (}平成26) 年8月の会合の延期については、同年12月、シン閣外外相が本会合の延期について、パキスタン側の高官がカシミール地方のインドからの分離独立を目指す組織の指導者と接触したことによるものだと述べている。同会合は結果的に15 (平成27) 年3月に開催された。また、16 (平成28) 年1月の会合の延期は、同月に発生したインド空軍基地襲撃事件の影響によるとの指摘がある。

^{10 「}マラバール」は米印の二国間海軍共同演習であったが、「マラバール07-2」には日本、オーストラリア及びシンガポールが参加し、「マラバール09」、「マラバール14」、「マラバール15」及び「マラバール16」には日本が参加した。

¹¹ SIPRIによる。

2 = パキスタン

1 全般

パキスタンは、南アジア地域の大国であるイン ドと、情勢が不安定なアフガニスタンに挟まれ、 中国及びイランとも国境を接するという地政学的 に重要かつ複雑な環境に位置している。特に、ア フガニスタンとの国境地域ではイスラム過激派が 国境を超えて活動を行っており、テロとの闘いに おけるパキスタンの動向には国際的な関心が高い。

パキスタン政府は、アフガニスタンにおける米 国の活動に協力しているが、これに対する国内の 反米感情の高まりやイスラム過激派による報復テ 口の発生により、国内治安情勢が悪化するなど、 困難な政権運営を余儀なくされている。シャリフ 首相(当時)は、武装勢力との対話方針を掲げ和 平協議を行う一方、14(平成26)年6月、武装勢 力に対する軍事作戦も実施した。

さらに、同年のペシャワールでの学校襲撃事件 を受け、軍による掃討作戦の継続・強化を表明し た。その後、テロによる被害は大きく減少したと されるものの、例えば、16 (平成28) 年1月には、 ペシャワール北東に位置するチャルサダにおいて 大学を標的とした襲撃事件が発生し、多数の学生 らが死傷するなど、その後もテロが散発的に発生 している。

2 軍事

パキスタンは、インドの核に対抗するために自 国が核抑止力を保持することは、安全保障と自衛 の観点から必要不可欠であるとの立場をとってい

る。また、過去にはいわゆるカーン・ネットワー クが核関連物資や技術の拡散に関与していた¹²。

パキスタンは、核弾頭を搭載可能な弾道ミサイ ル及び巡航ミサイルの開発も進めており、近年、 試験発射を行っている。15(平成27)年には、弾 道ミサイル「シャヒーン3」の発射試験を3月と 12月の2回にわたり実施したほか、16(平成28) 年1月には巡航ミサイル「ラード」の航空機から の発射試験を行った。また、17(平成29)年1月 には、MIRV化されたとする弾道ミサイル「アバ ビール」の発射試験を行うとともに、前年に続き、 18 (平成30) 年3月にも、潜水艦発射型の巡航ミ サイル 「バーブル」の発射試験を行っており、ミ サイルの戦力化を着実に進めているとみられ る¹³。

パキスタンは世界第9位の兵器輸入国であり、 その7割が中国からの輸入であると指摘されてい る¹⁴。中国からは、スウォード級フリゲート4隻を 導入したほか、IF-17戦闘機の共同開発を行い、 自国生産により69機導入している。最近も新た にフリゲート4隻や潜水艦8隻を購入する交渉を 行っているとされる。米国からは、11(平成23) 年までにF-16C/D戦闘機計18機を導入してい るものの、近年の関係悪化により、兵器の輸入は 減少傾向にあると指摘15されている。

対外関係

(1) インドとの関係

Q 参照 2章7節1項3((1)パキスタンとの関係)

- 12 パキスタンは、1970 (昭和45) 年代から核開発を開始したとみられており、1998 (平成10) 年、 バルチスタン州チャガイ近郊において同国初の核実験を行っ た。また、パキスタンの核開発を主導していたカーン博士らにより、北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とするパキスタンの核関連技術が 移転されていたことが、04 (平成16) 年に明らかになった。
- 13 パキスタンの各種ミサイルについては、以下のように指摘されている。 「ナスル」(ハトフ9):射程約70km、移動型で1段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル 「ガズナビ」(ハトフ3):射程約290km、移動型で1段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル 「シャヒーン1」(ハトフ4):射程約750km、移動型で1段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル 「ガウリ」(ハトフ5):射程約1,300~1,800km、移動型で1段式液体燃料推進方式の弾道ミサイル 「シャヒーン3」(ハトフ6):射程約2,750km、移動型で2段式固体燃料推進方式の弾道ミサイル 「アバビール」:射程約2,200km、新型の弾道ミサイル 「ラード」(ハトフ8):射程約350kmの巡航ミサイル
 - 「バーブル」(ハトフ7):射程約750kmの超音速巡航ミサイル
- 14 SIPRIによる。
- 15 SIPRIによる。

(2) 米国との関係

パキスタンは、アフガニスタンにおける米軍の活動を支援するほか、アフガニスタンとの国境地域においてイスラム過激派の掃討作戦を行うなど、テロとの闘いに協力している。これを評価し、04(平成16)年、米国はパキスタンを「主要な非NATO同盟国」に指定した。

10 (平成22) 年以降、両国が行っていた戦略対話や米国による対パキスタン軍事支援は、11 (平成23) 年5月の米軍によるパキスタン領内におけるウサマ・ビン・ラーディン掃討作戦をめぐる米パ関係の悪化により中断していたが、13 (平成25) 年10月、オバマ米大統領(当時)とシャリフ首相(当時)による首脳会談などにおいてそれらの再開が確認され、14 (平成26) 年1月には3年ぶりの戦略対話も実施された。

一方で、パキスタンは米国に対し、国内でのイスラム過激派に対する無人機攻撃の即時停止など

を求めて、たびたび抗議を行っている¹⁶。

これに対し米国は、パキスタンがアフガニスタンで活動するイスラム過激派の安全地帯を容認していることが、米国への脅威となっているとして、パキスタンを非難してきた。17 (平成29)年8月、トランプ米大統領は、米国を標的にするテロリストをかくまうような国とのパートナーシップは成立し得ないとの立場を示し、同月、パキスタンへの対外軍事援助2億500万ドルの停止を発表した。これに続き、18 (平成30)年1月には、パキスタンへの安全保障関連の援助の停止が発表された。この停止は、パキスタンがアフガニスタンのタリバンなどのテロ組織に対し、断固とした措置を講ずるまで継続されるとしており、両国の今後の対応が注目される。

(3) 中国との関係

Q参照 2章3節3項5((3)南アジア諸国との関係)

^{16 11 (}平成 23) 年11月、NATO軍によるパキスタン国境哨所の空爆によってパキスタン軍兵士が死傷する事件が発生し、これに強く反発したパキスタンは、同国内のアフガニスタンへの国際治安支援部隊 (ISAF: International Security Assistance Force) の補給路を封鎖するなどの措置をとった。このほか、13 (平成 25) 年9月に開催された与野党党首による全党会議において、米国による無人機攻撃が明確な国際法違反であると非難する決議を採択したと伝えられている。

第8節

欧州

1 = 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国では、欧州域内 やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリ ズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間 における脅威の増大といった多様な安全保障課題 に対処する必要性が認識されてきた一方で、国家 による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識され てきた。しかし、14 (平成26) 年2月以降のウク ライナ情勢の緊迫化を受け、ロシアによる力を背 景とした現状変更や、いわゆる「ハイブリッド戦」 に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコン セプト立案の必要に迫られている。国際テロリズ ムに関しては、15 (平成27) 年11月のパリ同時 多発テロや16 (平成28) 年3月のブリュッセル における連続爆破テロなど、各国国内におけるテ 口とみられる事案の発生を受け、その対応が急務 となっている¹。また、長期化するシリア内戦な ど、混迷する中東情勢を背景として、15(平成 27) 年以降、欧州に流入する難民・移民の数は急 増した。最近は減少傾向にあるが、依然として国 境の安全確保が課題となっている。

こうした課題・状況に対処するため、欧州では、 北大西洋条約機構 (NATO) や欧州連合 (EU) と いった多国間の枠組みをさらに強化・拡大²しつ つ、欧州域外の活動にも積極的に取り組むなど、 国際社会の安全・安定のために貢献している。ま た、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直 しや国防改革、二国間³・多国間⁴での防衛・安全保 障協力強化を進めている。

また、安全保障環境の変化や防衛支出の下降傾 向及び米国とそれ以外の加盟国の差が大幅に拡大 してきていることを踏まえ、NATO加盟国は14 (平成26)年、国防支出を対GDP比2%以上の額 とする目標を、24 (平成36) 年までに達成するこ とに合意した⁵。これについて、トランプ米大統領 は17 (平成29) 年5月のNATO 首脳会合におい て、対GDP比2%以上の国防支出を、未達成国に 対して強く要求し、さらに18 (平成30) 年7月の NATO首脳会合後の記者会見において、NATO 加盟国の国防支出は最終的に対GDP比4%に達 するべきとの考えを表明した。

Q 参照 図表 I -2-8-1 (NATO・EU加盟国の拡大状況)

^{16 (}平成 28) 年7月にはフランスのニースでISILに感化された人物が運転するトラックが民衆に突入する事案、同年12月にはドイツのベルリンでトラッ クがクリスマスマーケットに突入する事案、17 (平成29) 年3月にはイギリスのロンドンで車両が歩行者の列に突入するなどの事案、同年5月には同国中 部のマンチェスターで自爆テロ、同年8月にはスペイン・バルセロナ中心部で車両が歩行者に突入するテロが発生した。各国は警備体制の見直しや入国管 理の強化などの対策を行っている。3章1節参照

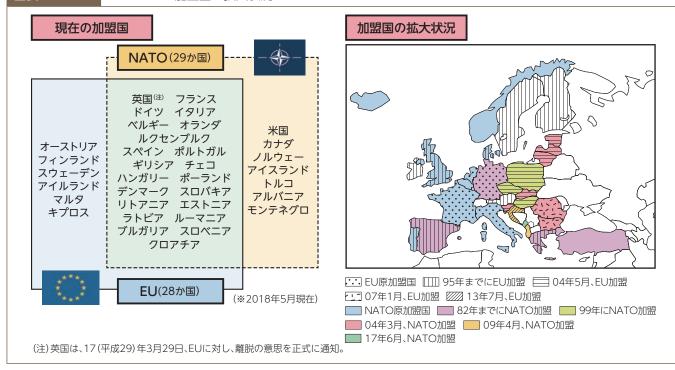
NATOは、欧州・大西洋地域全体の安定を目的として、中・東欧地域への拡大を継続しており、15 (平成27)年12月にNATOの外相会合はモンテネグロ に加盟招請を行い、17(平成29)年6月にモンテネグロがNATOに加盟した。NATOの加盟国拡大は09(平成21)年のアルバニアとクロアチア以来となる。 現在、マケドニア及びボスニア・ヘルツェゴビナの2か国が、将来的に加盟国となる準備を支援するプログラムである「加盟のための行動計画」(MAP: Membership Action Plan) への参加 (ボスニア・ヘルツェゴビナは条件付) を認められている。 ウクライナ、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、 カザフスタン及びモルドバの6か国については、NATOとの政治的な協力関係を深めようとする国に対し提供されるプログラムである「個別のパートナー シップ行動計画」(IPAP:Individual Partnership Action Plan) などの枠組みにおいて、欧州・大西洋地域への統合の取組を支援しており、MAPへの参加 は現在のところ未定である。

例えば、英国とフランスは10 (平成22) 年11月の首脳会議において、二国間の防衛・安全保障協力に関する条約と、核施設の共用などに関する条約に署名 した。また、18 (平成30) 年1月の英仏首脳会談では、両国の防衛相が防衛協力について協議する恒常的な場となる英仏国防評議会の創設に合意した。

例えば、10 (平成22) 年9月に、フランス、ドイツ、オランダ及びベルギーの欧州4か国が、C-130やA-310といった各国の輸送機及び空中給油機約150 機を共同で運用する欧州航空輸送司令部 (EATC:European Air Transport Command) を創設した。12 (平成24) 年にはルクセンブルク、14 (平成26) 年7月にはスペイン、12月にはイタリアが新たに参加している。

^{18 (}平成30) 年7月現在で当該基準を達成しているのは加盟国29ヵ国中5ヵ国(米国、ギリシャ、エストニア、英国、ラトビア)に止まっている。他方、 NATO首脳会合を控えた記者会見において、ストルテンベルク事務総長は、18 (平成30)年中に8ヵ国が対GDP比2%以上の国防支出を達成する見通しで あると発表し、18 (平成30) 年7月のNATO首脳会合で採択された宣言においては、NATO加盟国のうちおよそ3分の2が、目標とする24 (平成36) 年ま でに対GDP比2%以上の国防支出を達成する計画を保持していることを明らかにした。

図表 I -2-8-1 NATO・EU加盟国の拡大状況



2 ■ 多国間の安全保障の枠組みの強化

1 NATO

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動範囲を紛争 予防や危機管理にも拡大させた。

10 (平成22) 年11月にリスボンで開催された NATO首脳会合において、11年ぶりとなる新しい戦略概念が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟の実現に向けた、以後10年間の指針が提示された。同文書においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域外の紛争・不安定化、サイバー攻撃などを主な脅威として挙げるとともに、①NATOの基本条約である北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障の3つをNATOの中核的任務と規定している。

ウクライナをめぐる、ロシアによる [ハイブ リッド戦 | の展開や、ロシア軍機によるバルト諸 国を含む欧州正面の活発な「特異飛行」などを受 け、NATO及び加盟国は、ロシアの脅威を再認識 し、14(平成26)年4月、ロシアとの実務協力を 停止したほか、バルト三国がNATOに加盟した 04 (平成16) 年から行ってきたバルト上空監視 ミッションの規模を拡大"するなどの対応をとっ た。また、14 (平成26) 年9月にウェールズで開 催されたNATO首脳会合では、ロシアに対しク リミア 「併合 | を撤回するよう要求する共同宣言 や、既存の即応部隊の強化を行う即応性行動計画 (RAP) も採択した8。本計画は、ロシアの影響や、 中東・北アフリカから発生する脅威に対応するた めに示された。本計画に基づき、東部の同盟国に おけるプレゼンスを継続するとともに、既存の多 国籍部隊であるNATO即応部隊 (NRF) の即応 力を著しく強化し、2~3日以内に出動が可能な

⁶ 戦略概念 (Strategic Concept) は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、7回目 (1949、1952、1957、1968、1991、1999及び2010年) の策定となる。

^{7 04 (}平成16) 年以降、ローテーションで領空警備を実施しており、1か国・4機態勢で実施されていたが、ウクライナ危機以降増強され、4か国・16機態勢に移行し、15 (平成27) 年9月からは2か国・8機態勢に規模が縮小された。なお、NATOによる領空警備は、バルト三国のほか、スロベニア、アイスランド、アルバニア、ブルガリアでも実施されている。

⁸ RAPは、兵力連結構想 (CFI: Connected Forces Initiative) の具体的な取組として承認されたものである。CFIとは、加盟国が共同で演習・訓練を実施できる枠組みを提供することや、加盟国間やパートナー国との共同訓練の強化、相互運用能力の向上、先進技術の利用などを図るものである。

高度即応統合任務部隊 (VJTF) が創設された⁹。さ らに、16 (平成28) 年7月にワルシャワで開催さ れたNATO首脳会合で採択された宣言において は、特に、ロシアの攻撃的な行動やISILによるテ 口が脅威とされた。同会合では、バルト三国及び ポーランドに4個大隊をローテーション展開する ことが決定された。具体的には、同年10月の国防 相会合において、大隊を主導する米・英・独・カ ナダを含む20以上の国が参加する多国籍部隊と され、17 (平成29)年には完全運用体制に入った。 ロシアに対する認識についてはロシアと各国との 地理的な距離の違いなどを背景に加盟国において 温度差がみられ、ロシアの影響に対応する措置を とる一方で、ロシアとの対話の機会は維持してい る¹⁰。18 (平成30) 年7月にブリュッセルで開催 されたNATO首脳会合で採択された宣言におい ては、(1) 米国と欧州を結ぶ大西洋のシーレーン (海上交通路)の防衛強化を目的とする新司令部 (Joint Force Command Norfolk) を米国・ノー フォークに設置すること (2) 欧州域内外での部隊 や装備の輸送の迅速化を目的とする新司令部(Joint Support and Enabling Command) をドイツ・ウ ルムに設置すること(3)20(平成32)年までに30 個機動大隊、30個飛行隊及び戦闘艦30隻を30日 以内に展開可能な状態で保持する「4つの30」と呼 ばれる即応態勢を整えることを決定した。

地中海においては、地中海経由の不法移民の増 加などを背景として、16(平成28)年2月より、 エーゲ海に常設艦隊を展開し、不法移民などの流 入動向を監視して、トルコやギリシャなどに情報 提供を行っている。また、同年11月には、01(平 成13) 年より行われてきた集団防衛に基づく「ア クティブ・エンデバー作戦 (Operation Active Endeavor)」を、危機管理任務である「シー・

ガーディアン作戦 (Operation Sea Guardian)」 に移行させ、テロ対策や能力構築支援などの広範 な任務を実施している。

NATOは、03 (平成15) 年8月から、アフガニ スタンにおける国際治安支援部隊 (ISAF) を主導 していたが、14 (平成26) 年12月に任務を終了 した。これに代わり、15(平成27)年1月から、 アフガニスタン治安部隊 (ANDSF) に対する訓 練や助言及び支援を主任務とする「確固たる支援 任務」(RSM)を主導している。17 (平成29)年 11月のNATO国防相会合では、部隊を3千人増 派するなど、アフガニスタンへの支援を強化する と決定し、要員約1万6000人をアフガニスタン 内に展開している。

NATOはアフガニスタン以外にも、コソボや ソマリアなどで任務を実施している¹¹。08 (平成 20) 年10月以降、常設海上部隊の艦船をアデン 湾・インド洋に派遣し、海賊対処活動である 「オー シャン・シールド作戦」を行っていたが、16(平 成28) 年12月に活動を終了した。

ISILに対しては、介入よりも予防を重視する立 場をとっている。その上で、対ISIL作戦において は、14(平成26)年9月のウェールズ首脳宣言に おいて、その暴力行為について強く非難するとと もに、仮にISILによる加盟国への攻撃があった場 合、集団防衛の対象になることを確認している。 実際、16 (平成28) 年7月のワルシャワ首脳宣言 においては、早期警戒管制機部隊を対ISIL作戦に 派遣することが決定され、同年10月より、監視・ 偵察任務を遂行している。

2 EU

EUは、共通外交・安全保障政策 (CFSP) 及び

⁹ NRF は4万人規模であり、VJTF はその内の計約2万人(地上部隊5,000人を含む)から成る多国籍部隊である。

¹⁰ 例えば、フランスは15 (平成27) 年11月の同時多発テロ後、ロシアのプーチン大統領と会談し、仏露両国軍間での情報交換などに合意した。また、英国は 戦略文書SDSR2015の中でウクライナ問題はルールに基づく国際秩序を大きく変容させるものとする一方で、ロシアとはISIL問題を筆頭に協力の道を探る 旨記載している。ドイツも、16 (平成28) 年7月に発表した国防白書において、ロシアに対しては抑止と対話の双方が必要としている。さらに、16 (平成 28) 年4月、NATOは対話枠組みである [NATO・ロシア理事会] を約2年ぶりにブリュッセルで開催し、続いて同年7月、12月、17 (平成29) 年3月、7月、 10月、18 (平成30) 年5月にも開催した。

¹¹ コソボでは1999 (平成11) 年以降、コソボ国際安全保障部隊の枠組みで任務を行っており、現在はコソボ治安部隊への助言、訓練、能力構築支援などを実 施している。また、ソマリアでは、AUソマリアミッションへの支援として輸送業務や作戦師団への専門要員の派遣などを実施している。

共通安全保障・防衛政策 (CSDP) 12 のもと、安全 保障分野における取組を強化しており、16(平成 28) 年6月の欧州理事会で、約10年ぶりとなる EUの外交・安全保障政策の基本的方向性を示す 文書「外交・安全保障政策に関するグローバル戦 略 | を採択した。同文書では、欧州東部の秩序に 対する脅威や、中東・アフリカにおけるテロなど の脅威に対して、法の支配に基づく秩序や民主主 義といった理念に基づき、EU内外の抗堪性の強 化などに取り組むとしている。同年11月には、本 戦略の履行に関する決定がなされ、EU域外の紛 争や危機への対処、パートナー国の能力構築、テ ロなどの危機からのEU市民の保護を優先事項に 掲げ、必要な能力の優先順位付けや加盟国間の関 係深化などが必要とした。同月、欧州委員会は「欧 州防衛基金」の創設をはじめとする欧州防衛協力 強化のための行動計画を発表した。また、17(平 成29) 年12月、加盟国のうち25か国が参加する 防衛協力枠組みである「常設の軍事協力枠組」 (PESCO) が発足した。本枠組により、装備品の 共同開発や部隊の即応展開に資するインフラ整備 などの共通のプロジェクトに各国が出資し、欧州 の防衛力強化が期待されており、今後の動向が注 目される。

ウクライナ危機を受け、EUはロシアの軍事的対応を非難し、ロシアに対する経済制裁を行っている¹³。さらに、ウクライナの経済・政治改革を支援するため、大規模な資金援助を行うなど、非軍事面における関与を継続している。

ISILの脅威に対しては、シリア及びイラクに人道支援のための資金供与を行っているほか、中東・北アフリカ諸国などと協力し、テロ対策の能力構築支援などを行うこととしている。また、15(平成27)年11月、パリ同時多発テロを受けたフ

ランスの要請に基づき、EUとして初めて、相互 防衛義務を定めた、いわゆる「相互援助条項」¹⁴を 発動し、加盟国による支援表明がなされた¹⁵。

地中海を経由して欧州に流入する難民・移民の 増加を受けて、EUは15(平成27)年5月、地中 海EU海軍部隊 (EUNAVFORMed) による「ソ フィア作戦 (Operation Sophia)」を開始した。 密航及び人身売買ネットワークの監視などに焦点 をあてた第1段階は同年10月に終了し、密航や 人身売買に使用された疑いのある船舶について、 公海上で捜索、押収などを行う第2段階に移行し ている。さらに、16 (平成28) 年6月の外務理事 会では、リビア海軍沿岸警備隊の訓練及び公海に おける国連の武器禁輸措置の実施支援の2つを同 作戦の任務に追加することに合意した。また、同 年10月には「欧州国境沿岸警備隊」が発足し、独 自の装備を備えた少なくとも1.500人の人員が常 に緊急展開できるように配備されるなど、流入す る難民・移民の取り締まりが強化されている。

なお、16 (平成28) 年6月には、英国でEU離脱の是非を問う国民投票が行われ、離脱派が勝利し、17 (平成29) 年3月に、EUに対し、離脱の意思を正式に通知した。17 (平成29) 年12月、EUと英国は離脱条件について基本合意し、交渉は通商協議を含む「第二段階」に移行した。18 (平成30) 年3月、EUと英国は離脱後の経済環境の激変を避けるため、約1年9ヶ月の「移行期間」の導入で暫定合意した。

EUは、03 (平成15) 年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して初めて平和維持活動を主導した。これ以降、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コンゴ民主共和国、チャド、マリ、中央アフリカに部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動¹⁶ に積極的に取り組んでい

¹² EUは、1993 (平成5) 年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策 (CFSP) を導入した。また、1999 (平成11) 年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する 「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP: European Security and Defence Policy) を CFSP の枠組みの一部として進めることを決定した。09 (平成21) 年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障防衛政策 (CSDP) と改称したうえで、CFSP の不可分の一部として明確に位置づけた。

¹³ 資産凍結・渡航禁止のほか、資本規制や装備品・デュアルユース品の禁輸などの措置を行っており、半年ごとに期限を延長している。

¹⁴ EU基本条約第42条第7項は、EU加盟国の領土に対する武力攻撃の場合には、他の加盟国が、国連憲章第51条に従ってあらゆる援助を与えるという相互 防衛義務を定めている。

¹⁵ 同時多発テロ後の15 (平成27) 年11月17日、フランスのル・ドリアン国防相(当時)はEU外務理事会において、いわゆる相互援助条項の適用を求め、全会一致で合意した。同条項の適用を受け、フランスは他のEU加盟国に対し、①イラク及びシリアでの対ISIL作戦への貢献、②マリや中央アフリカなどでフランスが行っている対テロ作戦への貢献によるフランスの軍事的な負担軽減を求めた。ただし、英国及びドイツを除けば、協力内容は比較的小規模なものにとどまっている。

¹⁶ ペータースベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘任務からなる。

る。例えば、14(平成26)年1月、情勢の混乱が 継続していた中央アフリカに対して、治安維持部 隊の派遣を決定し、同年4月に活動を開始したが、 15 (平成27) 年3月には任務を終了し、同月、中 央アフリカの治安部門改革準備を支援するEU軍 事助言ミッション(EUMAM)を開始した。16 (平成28) 年7月以降はEU訓練ミッション (EUTM) に引き継がれ、引き続き中央アフリカ 軍の近代化などに向けた訓練を行っている。また、 EUは、08 (平成20) 年12月から初の海上任務と なるソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動「ア タランタ作戦」を行っており、各国から派遣され た艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監 視などを行っている¹⁷。

3 NATO・EU間の協力

NATO・EU間の協力に関しても進展がみられ る。16 (平成28) 年7月のNATO首脳会合に際 し、NATOとEUが優先的に協力して取り組むべ き分野を挙げた共同宣言が発表され、同年12月 のNATO外相会合及びEUの理事会にて、同宣 言を実行に移すための7分野42項目の提言が採 択された。17 (平成29) 年12月のNATO外相会 合では、更に3分野32の協力項目が追加された。 この提言を踏まえ、地中海においては、NATOの 「シー・ガーディアン作戦」と EUの「ソフィア作 戦」が、相互に協力しつつ行われているほか、 NATO・EUは、ハイブリッド脅威への対処、サ イバー防衛、能力開発などの分野でも協力を進展 させている。

3 ■ 欧州各国の安全保障・防衛政策

1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍 事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロ や大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処す るため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上 を主眼とした国防改革を進めてきた。

こうした中、ISILの台頭をはじめとする中東の 不安定化や、ウクライナ危機、サイバー攻撃によ る脅威などを受け、15 (平成27) 年11月、キャ メロン政権は「国家安全保障戦略及び戦略防衛・ 安全保障見直しNSS・SDSR2015」を発表した。 「NSS・SDSR2015」は国家・非国家主体の双方 からの脅威に英国は直面しているという認識のも と、テロや過激主義、国家主体の脅威の再来、サ イバー脅威を含む技術的発展、及びルールに基づ く国際秩序の浸食の4点を今後10年間英国が取 り組むべき課題と位置付けた。前回の「SDSR2010」



17 (平成29) 年12月に就役した英国の新型空母「クイーン・エリザベス」 [英海軍提供]

では、国防費削減圧力を受けて兵力や主要装備の 削減、調達計画の見直しを行った¹⁸が、「NSS・ SDSR2015 においては、国防費の削減に歯止め をかけ、拡大した脅威全般に対処可能な戦力の整 備のため、明確に国防力増強を打ち出してい

¹⁷ EUは、この地域における海賊対処のため、「アタランタ作戦」に加え、「ソマリアEU訓練ミッション」、「ソマリアEU海上安全保障能力構築ミッション」も 実施しており、包括的アプローチのもと、海賊対処だけでなく、沿岸警察分野や司法分野の能力の構築・強化などにも取り組んでいる。

¹⁸ 国防費については、2014年度までに、アフガン作戦費用などを除いた非前線分野での最低43億ポンドの節減を含めて、実質8%削減するとし、人員につ いては、15 (平成27) 年までに海軍5,000人、陸軍7,000人、空軍5,000人の兵力削減のほか、主力戦車の40%削減などが決定された。その後、13 (平成 25) 年7月に公表された陸軍改編計画 [Army 2020] においては、20 (平成32) 年までに陸軍の現役兵員数を10万2,000人から8万2,000人に削減、一方、 18 (平成30) 年までに予備役兵員数を1万5,000人から3万人に増加するとしていた。

る¹⁹。また、英国は国際社会における主要プレーヤーであり続けることを全面に打ち出し、国際テロ、サイバーセキュリティなどへの対応を念頭に、即応性・機動性の高い装備調達、部隊編成などを推進するとした²⁰。17(平成29)年12月には、空母「クイーン・エリザベス」を就役させた。

英国は、14 (平成26) 年9月以降、イラクにおいてISILに対する空爆を行っているほか、無人機によるISR活動、地上戦を担うイラク治安部隊やクルディスタン地域政府の軍事組織であるペシュメルガなどに対する教育・訓練、難民に対する人道支援などを行っている。また、パリ同時多発テロを受けて、英国は15 (平成27) 年12月に空爆の範囲を従来のイラクからシリアにまで広げることとし、議会承認の翌日からシリアにおける空爆を実施している²¹。

アジア太平洋地域については、「NSS・SDSR 2015 の中で、英国にとって重要な経済的機会を 提供し、かつルールに基づく国際秩序の将来にお ける一体性・信頼性に大きな影響を与える地域で あるとの認識を示し、日本をはじめとする安全保 障上のパートナーとの協力を重視する姿勢を示し ている。特に、日本については、アジアにおける 最も緊密な安全保障パートナーと位置づけ、ま た、18(平成30)年3月に公表した「国家安全保 障能力見直し(NSCR) においても、韓国ととも に、日本を安全保障、繁栄及びグローバルな諸課 題に取り組む上で強力なパートナーと位置付けて いる。こうした考えのもと、同地域においては フィリピンへの災害支援である「オペレーショ ン・パトウィン」の実施や多国間共同訓練「リム パック」に参加しているほか、日本との親善訓練 を行っている²²。また、18 (平成30) 年2月、ウィ リアムソン英国防相は、英国海軍フリゲート「サ ザーランド | が今後南シナ海を航行し、英国海軍 がその権利を有していることを明らかにする旨言

及した。同年5月上旬には、「サザーランド」は北朝鮮の海上での不正取引を監視する国際的な努力に貢献するため、我が国周辺の公海上において、「瀬取り」が疑われる船舶等についての情報収集活動を行った。さらに、英国防省は、同年4月に英国海軍場陸艦「アルビオン」を、同年後半に英国海軍フリゲート「アーガイル」をそれぞれアジア太平洋地域に派遣する旨発表している。英国防省は、これら3隻の派遣により、英国海軍が同年中ほぼ絶え間なくアジア太平洋地域においてプレゼンスを維持することになるとしている。

英国は17 (平成29) 年3月に、EUに対し、離脱の意思を正式に通知した。英国は引き続きNATOの加盟国であるが、英国のEU離脱によりEUの軍事力は四分の一程度削減されるとの指摘もあることから、今後のEUの安全保障分野における取組やEUとNATOとの関係も含め各種動向が注目される。

2 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における 自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制及び 能力の強化を主導してきた。軍事力の整備につい ては、基地の整理統合を進めながら、防護能力の 強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能 の強化と将来に備えた装備の近代化を進めている。

マクロン政権が17 (平成29) 年10月に発表した「国防及び国家安全保障に関する戦略見直し」では、国内テロ、難民問題、ウクライナ危機など、フランスの直面する脅威は多様化・複雑化し、より急速に烈度を増しているとし、また、多極化する国際システムにおいて、軍事大国による競争が激化し、エスカレーションの危険が増しているとしている。そして、こうした状況の下、フランスは集団防衛及び安心供与を含むNATO内におけ

^{19 [}NSS·SDSR2015] では、陸軍の人員規模を維持し、海・空軍は合わせて700人増員としたほか、空母2隻の建造や海上哨戒機9隻の新規導入、戦略原潜4隻体制維持も決定した。また、安定した経済を背景に、NATO目標である国防費対GDP比2%を維持継続し、今後さらに国防費、特に装備調達費を増額するとしている。

^{20 2}個タイフーン航空隊を追加し、新たな空母から運用可能なF-35飛行隊を新編、最大5,000人規模の2個攻撃旅団を新編、25 (平成37) 年までに約5万人からなる遠征軍部隊を海外展開できるよう体制整備するとしている。

^{21 14 (}平成26) 年以来、18 (平成30) 年2月時点で、英国は1,600回以上の空爆、6万人以上のイラク軍兵士の訓練、1,400人以上の英国軍人の派遣を実施してきた。

²² 16 (平成 28) 年 10月から 11 月にかけて、タイフーン戦闘機が来日し、日英共同訓練を実施した。また、18 (平成 30) 年 4月には、英国海軍フリゲート 「サザーランド」が海自の護衛艦「すずなみ」などとの共同訓練を実施した。

る責任を引き続き果たし続け、また、EUの防衛 力強化の取組を主導していくとしている。また、 18 (平成30) 年2月に公表された 「軍事計画法案 2019-2025」において、25 (平成37)年までに 累計約3.000億ユーロを国防費に割り当て、マク ロン大統領の公約である2025年国防予算の対 GDP比2%達成を目標とすることが確認された。

フランスは、14 (平成26) 年9月以降はイラク において、15 (平成27) 年9月以降はシリアにお いてもISILに対する空爆を行っている²³。同年11 月にパリ同時多発テロが発生すると、国内におい ては緊急事態宣言を発出し、国内治安要員として の軍人1万人を展開、軍の人員削減中止などを決 定した。国外においては、シリアにおける対ISIL 空爆を強化するとともに、空母「シャルル・ド ゴール」を含む機動部隊を地中海に展開した。ま た、イラク治安部隊やペシュメルガなどに対する 教育・訓練や、難民に対する人道支援なども引き 続き行っている。

フランスは、インド太平洋地域に海外領土を持 つことから、同地域へのコミットメントを重視し ているとみられ、実際、17(平成29)年10月に 発表した「戦略見直し」において、航行の自由な どの利益がアジア太平洋地域の戦略的状況の悪化 によって脅威にさらされる可能性を指摘するとと もに、太平洋及びインド洋の海外県・海外領土に おいて自らの主権を守る態勢を維持する旨を明ら かにしている。また、フランスは引き続き、アフ リカ、中東からアジア太平洋地域に至るまで、世 界にまたがるパートナーシップネットワークを強 固にしていくとの方針を示している。18(平成 30) 年5月には、オーストラリアを訪問したマク ロン大統領は、「パリ=ニューデリー=キャンベ ラの軸」がインド太平洋地域にとって重要である 旨を表明した。この他にも、フランスは、18(平 成30) 年2月にフロレアル級フリゲート 「ヴァン デミエール | をわが国に寄港させ、海自と共同訓 練を実施したほか、南太平洋において多国間演習 「南十字星」や「赤道」などを積極的に主催してい

3 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を 進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大 するとともに、NATOやEU、国連などの多国間 機構の枠組みにおいて紛争予防や危機管理を含む 多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国 防改革を進めてきた。しかし、安全保障環境の悪 化を受け、16(平成28)年5月には方針を転換し、 兵力を23 (平成35) 年までに約7.000 人増員す ることを発表した²⁴。

16 (平成28) 年7月に、約10年ぶりに発表さ れた国防白書では、ドイツの置かれている安全保 障環境は一層複雑化、不安定化し、徐々に不確実 性が高まっているとし、国際テロリズム、サイ バー攻撃、国家間紛争、移民・難民の流入などを 具体的脅威として挙げている。そして、多国間協 調及び政府横断的なアプローチを引き続き重視す るとともに、ルールに基づく国際秩序の実現に努 めるとした。さらに、軍の人員数については、冷 戦後に上限を定めるとともに、継続的に減少傾向 にあったが、今後は上限を定めない方針に転換す るとともに、定期的に人員計画の見直しを行い、 人員数を柔軟に増減させるとしている。

ドイツは従来、イラクにおいて、イラク治安部 隊やペシュメルガなどに対する教育・訓練や、装 備品や弾薬の提供、人道支援のための資金援助を 行うほか、ドイツ国内においてクルド人兵士の訓 練を行っていた。15 (平成27) 年11月のパリ同 時多発テロを受けて、同年12月に対ISIL軍事作 戦を実施中の有志連合軍への後方支援計画を閣議 決定し、偵察や空中給油などの後方支援任務に限 定されるものの、対ISIL軍事作戦への関与を拡大

^{23 18 (}平成30) 年1月時点で、フランスは人員1,100人、ラファール戦闘機10機、フリゲート1隻などを動員している。

²⁴ ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、10 (平成22) 年までに25万人体制へと削減し、さらに、16 (平成28) 年には17.7万人まで削 減していた。しかし、1994 (平成6) 年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATOなど多国間枠組みのもとで行われる国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決 して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの国際任務への連邦軍の派遣を 徐々に拡大してきた。

した²⁵。

アジア太平洋地域については、人口も多く経済 的にも重要な位置を占め、国際政治において中心 的な役割を果たしている一方で、世界の貧困人口 の3分の2が同地域に居住するなどの問題も抱えているとの認識を示している。同地域への軍事的関与は災害派遣や親善訪問にとどまり、共同訓練などは行っていない。

^{25 16 (}平成28) 年1月初頭〜12月末までの12ヶ月間、①フリゲート「アウグスブルク」を派遣し、仏空母「シャルル・ドゴール」を護衛、②トルネード戦闘機 (最大6機) 及び空中給油機をトルコのインジルリク空軍基地に展開、③偵察衛星による情報収集及び関係国への情報提供を行うために、シリアのISIL活動地域及びその上空並びに東地中海・ペルシャ湾・紅海に最大1,200人を展開することを決定した。さらに、本決定により、NATOのAWACS (早期警戒管制機) 部隊への派遣も任務に追加された。また、マリでの国連PKO (MINUSMA: United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali) 要員やイラクでの訓練要員を拡大することでフランスの実質的負担軽減を図っている。



国際社会の課題

第一節

国際テロリズム・地域紛争などの動向

1 = 全般

グローバルな安全保障環境においては、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体に影響を及ぼす不安定要因として拡大するリスクが増大している。

近年、世界各地で発生している紛争の性格は必ずしも一様ではない。紛争は、民族、宗教、領土、資源などの問題に起因して発生するほか、気候変動のような地球規模の問題の影響が紛争の要因になるという指摘もある¹。また、政権交代にともなう政治的混乱が部族間や宗派間、党派間の対立を招くとともに、こうした対立が、経済・社会格差や高い失業率に対する国民の不満を背景に長期化する例もみられる。そして、紛争に伴い発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困などが、紛争当事国にとどまらず、より広い範囲に影響を及ぼす場合がある。また、統治能力のぜい弱な国家においては、感染症の爆発的な流行・拡散などのリスクへの対処が難しくなる。

さらに、中東・アフリカにおいては、政情が不 安定で統治能力がぜい弱な国家において、国家統 治の空白地域がアル・カーイダやISILをはじめ とする国際テロ組織の活動の温床となる例も顕著 にみられる。そして、国境管理が十分に行われて いないことを利用して、組織の要員、武器、資金 源となる麻薬などを獲得しつつ、国境を越えて活 動を拡大・活発化させている。また、拠点から遠 く離れた地域においてテロを実行する能力を持つ 組織も存在しており、引き続き国際社会にとって 差し迫った安全保障上の課題となっている。 加えて、欧米などの先進国においては、社会からの疎外感、差別、貧困、格差などへの不満から、若者が国際テロ組織の唱える過激思想に共感を抱き、戦闘員などとして国際テロ組織の活動に参加するほか、自国においていわゆる「ホーム・グロウン型」のテロ活動を行う事例が増えている。

わが国との関係でも、15 (平成27) 年初頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件において、ISILは日本人をテロの対象とする旨を明確に宣言した。また同年10月のバングラデシュ邦人殺害事件においても、ISILが犯行声明を発出し、その後機関誌において同事件に言及した上で、日本人を攻撃対象に挙げている。邦人7名が死亡した16 (平成28) 年7月のバングラデシュ・ダッカにおけるレストラン襲撃テロ事件も踏まえれば、国際テロの

🏿 KEY WORD 🖋

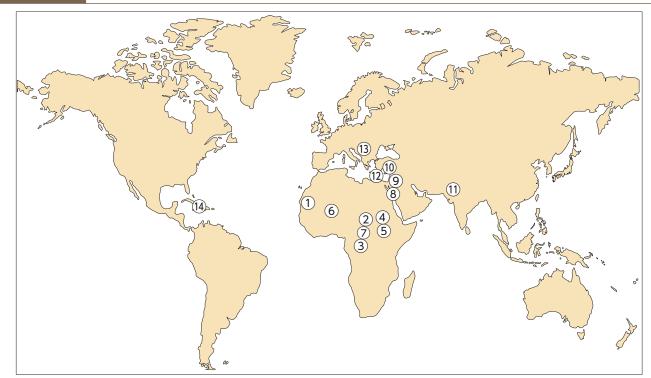
「ホーム・グロウン型」 及び 「ローン・ウルフ型」 のテロ とは

欧米諸国では、アル・カーイダやISILの唱える過激思想に感化されて過激化し、居住国でテロを実行するいわゆる「ホーム・グロウン型」のテロが脅威となっており、特に、自国民がイラクやシリアといった紛争地域で戦闘訓練や実戦経験を積み、過激な思想を吹き込まれ、本国に帰国した後にテロを実行することが懸念されている。

また、近年では、アル・カーイダやISILなどのテロ組織との正式な関係はないものの、インターネットなどの情報により自ら過激化した個人や団体が単独又は少人数でテロを計画し実行主体となる「ローン・ウルフ型」テロも、事前の兆候の把握や未然防止が困難なため、脅威として認識されている。

^{1 14 (}平成26) 年3月に米国防省が公表した「4年ごとの国防計画の見直し」(QDR: Quadrennial Defense Review) では、気候変動が将来の安全保障環境を形成するうえで重要な要因の一つとしており、水不足や食糧価格の高騰などを引き起こすことで不安定な状態や紛争を加速させうるとしている。

図表 I -3-1-1 国連平和維持活動一覧



(注) 国連による(2018年5月末現在)

アフリカ

	ミッション名	設立
1	国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	1991.4
2	ダルフール国連・アフリカ連合合同 ミッション (UNAMID)	2007.7
3	国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO)	2010.7
4	国連アビエ暫定治安部隊 (UNISFA)	2011.6
(5)	国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)	2011.7
6	国連マリ多面的統合安定化ミッション (MINUSMA)	2013.4
7	国連中央アフリカ多面的統合安定化 ミッション(MINUSCA)	2014.4

中東

	ミッション名	設立
8	国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.5
9	国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	1974.6
10	国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	1978.3

アジア

	ミッション名	設立
11)	国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	1949.1

欧州

	ミッション名	設立
12	国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	1964.3
13	国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)	1999.6

米州

	ミッション名	設立
14)	国連ハイチ司法支援ミッション (MINUJUSTH)	2017.10

脅威に対しては、わが国自身の問題として正面か ら捉えなければならない状況となっている²。

このような複雑で多様な不安定要因に対し、国 際社会がそれぞれの性格に応じた国際的枠組みや 関与のあり方を検討し、適切な対処を模索するこ とがより重要となっている。こうした中、近年国 連PKO3の任務は、停戦や軍の撤退などの監視と いった伝統的な任務に加え、武装解除の監視、治 安部門の改革、選挙や行政監視、難民帰還などの 人道支援など、文民や警察の活動を含む幅広い分 野にわたっており、特に文民保護や平和構築など の任務の重要性が増している。

Q 参照 図表 I -3-1-1 (国連平和維持活動一覧)

また、国連PKOの枠組みのみならず、国連安 保理に授権された多国籍軍や地域機構などが、紛 争予防・平和維持・平和構築に取り組む例もみら

れる。アフリカにおいては、アフリカ連合 (AU)4 などの地域機構が国連安保理決議に基づいて活動 を行い、その後、国連PKOが権限を引き継ぐ例 もある。また、アフリカ各国の自助努力を促すと いう長期的観点から、現地の統治機関の強化や 軍・治安機関の能力向上のため、国際社会は助言 や訓練支援、装備品供与などの取組を行っている。

国際テロ対策に関しては、国際テロの脅威の拡 散傾向に拍車がかかっており、その実行主体も多 様化し、テロの防止がますます困難となっている ことから、テロ対策における国際的な協力の重要 性がさらに高まっている。現在、軍事的な手段の ほか、テロ組織の資金源の遮断やテロリストの国 際的な移動の防止5など、国際社会全体として 様々な取組みが行われている。

2 ■ 国際テロリズムをめぐる動向

1 ISIL系国際テロ組織の動向

(1) イラク・シリアにおける活動

ISILは地域における従来の国家による統治体 制を真っ向から否定し、独自のイスラム法解釈に 基づくカリフ制国家の建設やスンニ派教徒の保護 などを組織目標としている。

ISILは、11(平成23)年にシリアで政府軍と反 体制派の衝突が発生し、情勢が不安定化したこと を利用して、13(平成25)年以降、同国内で勢力 を拡大させた。そして、14 (平成26) 年1月以降 イラク北部に侵攻し、同年6月には、イラク第2 の都市モースルを制圧した。これを受けてISIL は、指導者バグダーディーを「カリフ」⁶とする「イ スラム国 | の樹立を一方的に宣言し、整備された 組織機構や独自通貨の発行などを通じて、イラク とシリアにまたがる一定の領域を事実上支配した。

ISILには、旧イラク政府要員や旧イラク軍の将 兵のほか、ISILの呼びかけに応じてイラク及びシ リアの国外から両国に移住した外国人戦闘員など が参加している。ISILは高度な広報戦略により、 ソーシャル・メディアなどのサイバー空間を活用 して、組織の宣伝や戦闘員の勧誘、テロの呼びか けのための巧みな広報活動を実施してきた。その 結果、多数の支持者を獲得したとみられ、実際に イラク、シリアに渡航した外国人戦闘員は4万人

^{2 15 (}平成27) 年2月に発行されたISIL機関誌「ダービク」第7号では、シリアにおける邦人2名の殺害についての記述があり、改めて日本人及びその権益を 標的としたテロを呼びかけ、さらに、第11号 (15 (平成 27) 年9月発行) において、ボスニア、マレーシア及びインドネシアに所在する日本の外交使節を標 的にしたテロ攻撃を呼びかけている。また、第12号(15(平成27)年11月発行)ではバングラデシュにおける邦人殺害事件についての記述があり、日本国 民及び国益が攻撃対象であると改めて警告している。

^{3 18 (}平成30) 年4月末現在、全世界で14の国連PKOが設立されている (124か国、約8万9,905人の軍事・警察要員 (同日現在) と、約1万2,830人の文 民要員 (17 (平成29) 年8月末現在) が国連PKOに参加している)。このうち、10の国連PKOが中東・アフリカ地域に設立されている。(図表 I -3-1-1参照)

アフリカ55か国・地域が加盟する世界最大級の地域機構。02 (平成14) 年7月、「アフリカ統一機構」(OAU: Organisation of African Unity) (1963 (昭 和38) 年5月設立) が発展改組されて発足した。活動目的は、アフリカ諸国・諸国民間の一層の統一性・連帯の達成、アフリカの政治的・経済的・社会的統 合の加速化、アフリカの平和・安全保障・安定の促進など。17 (平成29)年1月、アフリカで唯一非加盟だったモロッコの加盟がAU総会で承認された。

^{5 14 (}平成26) 年9月、国連安保理は、テロ行為の実行を目的とした渡航を国内法で犯罪とすることなどを求めた、外国人テロ戦闘員問題に関する決議第 2178号を採択した。同決議では、テロ行為への参加の目的で自国領域内に入国又は通過しようとしていると信じるに足りる合理的な根拠を示す信頼性の高 い情報を有する場合、当該個人の領域内への入国又は通過を阻止することを義務づけるなどの措置を含んでいる。また、15 (平成27)年6月にドイツで開 催されたG7首脳会議でも、テロリストの資産凍結に関する既存の国際的枠組みを効果的に履行するとのコミットメントが再確認されている。

アラビア語で「後継者」を意味する。預言者ムハンマド没後、イスラム共同体を率いる者に対して用いられ、その後ウマイヤ朝やアッバース朝などいくつか の世襲王朝君主がこの称号を用いた。



イラクにてIEDの処理方法に関する訓練を行う米海兵隊員 【米海兵隊提供】

以上にのぼるとの指摘がある。

武器や弾薬などの入手方法については、ISILは 密輸ネットワークを活用するほか、略奪なども 行っているとみられる。特に、14(平成26)年前 半にイラク北部に侵攻した際には、占領したイラ ク軍の施設などから各種装備を奪取した。さらに、 武器の製造や改良にも着手していると指摘されて いる。ISILは、合法な取引を通じて入手した化学 物質などからIEDを製造し、自爆攻撃などに利用 しているとの指摘がなされている⁷。また、手りゅ う弾などを搭載できるように小型商用無人機を改 良し、爆薬を投下して敵車両などを攻撃すると いった戦術も確認されている8。

なお、無人機の活用については、モースルなど における戦闘において、無人機で撮影した動画を 活用して自爆攻撃用の車両を巧みに誘導し、被害 の拡大を図っていたとの指摘がなされている9。 ISILは最近の戦闘においてこうした新たな戦術 を活用しているとみられる。

(2) 対ISIL軍事作戦の進展とISILの現状

14 (平成26) 年1月以降のISILの勢力拡大を

受け、米国が主導する有志連合軍は、同年8月以 降イラクにおいて、また同年9月以降はシリアに おいても空爆を実施している10。また有志連合軍 は、現地勢力に対する教育・訓練や武器供与、特 殊部隊による人質救出などにも従事している。

イラクにおいては、イラク治安部隊(イラク軍の 他、準軍隊や警察を含む) やクルディスタン地域政 府の軍事組織「ペシュメルガ」が有志連合と連携し、 キルクーク¹¹、ラマーディ¹²、ファッルージャなど、 ISILからの国内要衝都市の奪還を進めてきた。特 に、イラク治安部隊は17 (平成29) 年7月、ISILの 勢力拡大の象徴として重要であったモースルを制 圧した。その後も、タルアファル、ハウィジャ、カー イム、ラーワなど、イラク北部や西部において残存 していたISILの拠点を制圧し、同年12月、イラク 政府はイラク全土をISILから解放したと宣言した。

一方シリアでは、有志連合による空爆に加え、現 地のクルド人勢力とアラブ人勢力を主体とする「シ リア民主軍」が、米国などの支援を受けつつ、シリ ア北部において対ISIL作戦を実施してきた。その 結果、17(平成29)年10月には「イスラム国」の 首都とされるラッカを奪還するとともに、シリア東 部デリゾールにあるシリア最大の油田も制圧した。

またロシアは、アサド政権の存続やシリア国内 のロシア軍基地¹³の防衛などを目的に、15 (平成 27) 年9月からシリアでの軍事作戦を開始した。 ロシア軍はこの軍事作戦において、空爆や洋上か らの巡航ミサイルの発射のほか、戦略爆撃機から の衛星誘導を活用した精密誘導弾による攻撃、一 時的に展開させた空母「アドミラル・クズネツォ フ」の艦載機による空爆などを実施した¹⁴。こうし たロシアの支援を受け、アサド政権はパルミラや デリゾールなど、主にシリア南部や東部における

⁷ ISILが14 (平成26) 年7月から16 (平成28) 年2月に使用したIEDについては、約50社(計20か国に所在)が製造・輸出した部品がISILの手に渡り、ISIL はこれらを入手後1年以内には使用したとの指摘がなされている。

ISILは、無人機から投下した爆発物により戦車などを攻撃する動画を公開している。こうした攻撃により、車両の一部を破壊し、戦線から離脱させることを 目的としているとの指摘がなされている。

ISILは無人機を用いて上空から標的を発見し、待機している自爆要員に攻撃開始を指示したり、最適な経路を指示することで、攻撃の効果を高めているとの 指摘がなされている。

^{10 17 (}平成29) 年8月現在、有志連合軍は、イラクで13,331回、シリアで11,235回の空爆を実施している。

¹¹ なお、ISILから奪還した後もペシュメルガがキルクークに駐留し、実効支配していた。しかし、17 (平成29) 年9月にクルディスタン地域政府が独立の是非 を問う住民投票を実施したことを契機に、同年10月、イラク政府が治安部隊を派兵し、同市を制圧した。

¹² 奪還後はシーア派と地元スン二派との間での対立など新たな問題が生起している。

¹³ ロシアにとって、タルトゥースはシリア国内においてロシア唯一の地中海に面した海軍基地であり、艦船に対する燃料・食料などの供給や艦船の修理を実 施出来るドックがあるとされている。

¹⁴ ロシアによる一連の軍事行動については、自国の軍事的な能力を誇示するとともに、その能力を作戦で実証するために行われたものであるとの指摘がある なか、軍事作戦の標的はISILではなく、アサド政権と対立する反体制派であるとの指摘もなされている。

イラクの首都バグダッドやシリアの首都ダマスカ スをはじめ、両国内の様々な地域で治安部隊や市 民を標的としたテロを実施している。このように、 イラク、シリアにおけるISILの脅威は完全に排除 されたわけではなく、ISILの勢力が再び拡大する のを阻止するため、今後も国際社会が両国の安定 に向けて関与し続けることが重要である。

(3) イラク・シリア国外への拡散

ISILが「イスラム国」の樹立を宣言して以降、 イラク、シリア国外に「イスラム国」の領土とし て複数の「州」が設立され(図を参照)、こうした 「州」が各地でテロを実施している。エジプトのシ ナイ半島においては、「イスラム国シナイ州」を名 乗る組織が、軍や警察、キリスト教徒などを標的 としたテロを相次いで実施している¹⁶。また、ア フガニスタンにおいても、首都カブールなどにお いて、「イスラム国ホラサーン州」によるテロが散 発的に発生している¹⁷。その他、サウジアラビア、

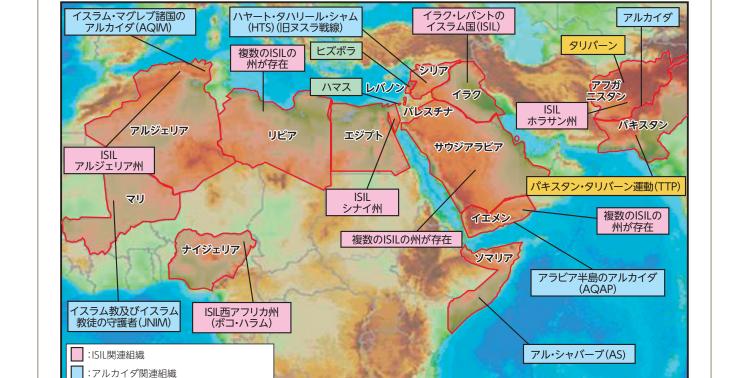
出典:世界脅威評価2018、米国務省国別テロ報告書2017等

ISILの拠点を制圧し、17 (平成29) 年12月、ロ シアはISILからのシリア全土の解放を宣言した。 なお、これに伴いロシアは、シリア国内のロシア 軍基地は維持しつつ、シリアに展開していた露軍 の一部を撤退させると発表した。

こうした対ISIL作戦の進展により、ISILの戦闘 員の数や収入は大幅に減少したとみられる。一方、 依然として約3.000人のISIL戦闘員がイラクとシ リアの国境付近を中心に潜伏しているとみられ15、

図表 I-3-1-2 アフリカ・中東地域の主なテロ組織

アルカイダとの関連が指摘される組織 その他の主要なイスラム過激派テロ組織



15 17 (平成29) 年12月、有志連合軍の報道官は、ツイッター上で、イラク、シリアに残存するISILの戦闘員は3,000人以下であるとの認識を示した。

¹⁶ 例えば、17 (平成29) 年9月、シナイ半島において警察車両を標的とした自爆テロ及び銃撃事件が発生し、ISILシナイ州が犯行声明を発出した。

¹⁷ 例えば、17 (平成29) 年12月、カブールのシーア派文化施設で発生した3回の自爆テロについて、ISILホラサーン州が犯行声明を発出した。

イエメン、リビアなどにおいても、ISILの「州」が犯行を自認するテロが確認されており、今後もこうした組織によるテロの脅威が継続するとみられる。

さらに、「州」が設置されていない国にもISILを名乗る組織が存在し、治安部隊や市民を標的としたテロ攻撃を実施している。特にフィリピンでは、17(平成29)年5月、ISILに忠誠を誓うアブ・サヤフ・グループ(ASG)の一派及びマウテ・グループが、同国南部のミンダナオ島・マラウィ市の一部を占拠した。フィリピン政府は戒厳令を発出して掃討作戦を開始し、約5か月にわたり戦闘が継続した。同年10月にフィリピン政府がマラウィ市を制圧し、戦闘の終結を宣言したが、現地では引き続きISIL支持組織の関係者の捜索などが続けられており、依然として治安は安定していない。その他、インドネシアにもISILを支持する組織が存在するなど、ISILの脅威が東南アジアにも浸透していることが懸念される18。

(4) 外国人戦闘員

14 (平成26) 年以降のISILの台頭を受けて、数多くの外国人戦闘員がイラク、シリアに流入したが、その後ISILの勢力が縮小するにつれ、イラク、シリアに流入する外国人戦闘員は減少しつつあるとみられる¹⁹。

一方、外国人戦闘員がイラク、シリアにおいて戦闘訓練や実戦経験を積んだ後、本国に帰国しテロを実行することが大きな懸念となっている。17 (平成29) 年10月時点で、イラク、シリアから少なくとも5,600人の外国人戦闘員が帰国したとされている 20 。こうした中、15 (平成27) 年11月にパリで発生した同時多発テロでは、難民・移民の流入に紛れて欧州に入った実行犯の存在が指摘されている 21 。また、同年8月にベルギーで発生したテロのように、ISILが外国人戦闘員を出身国に帰還させ、各地でのテロ攻撃を指示している可能性もある 22 。このような外国人戦闘員によるテロを防止するため、国際社会は今後も様々な取組みが求められる。

解 説 ISILの脅威の拡散

14 (平成26) 年以降イラク・シリアにおいて急速に台頭したISILは、現在までに両国においては徐々に勢力を縮小させましたが、中東やアフリカなどで活動する関連組織は活発なテロ活動を継続しているほか、東南アジアにもISILに忠誠を誓う組織が存在しています。

また、ISILはインターネットを通じた宣伝活動などにより引き続きイラク・シリア域外におけるテロを扇動しており、最近でも欧米諸国などでISILの思想に感化された個人や集団によるテロが発生しています。特に、ISILは機関誌などにおいて、車両やナイフなど簡単に入手できるものを利用し、大規模な野外集会など大人数が集まる場所を標的としたテロの実施を奨励していることから、今後も世界各地のISIL支持者がこうしたテロを実施する恐れがあります。さらに、イラク・シリアにおいて戦闘経験を積んだ戦闘員のうち5,600人以上が出身国に帰国しており、その帰国先は33か国にのぼるとの指摘もあるなど、帰国戦闘員によるテロの脅威が各地に拡散しています。

このように、世界各地においてISIL関連組織やISIL支持者によるテロが発生する危険は依然として高いといえることから、国際社会全体が緊密に連携しつつ、有効な対策を速やかに講じる必要があります。

¹⁸ インドネシアでは、16 (平成28) 年1月、ジャカルタにおいて連続爆破・銃撃テロが発生し、ISIL 支持組織が犯行声明を発出した。また、マラウィ市における戦闘には、インドネシア人やマレーシア人がISIL 支持組織に参加したとみられている。

^{19 17 (}平成 29) 年 10月、有志連合軍の報道官は記者会見において、イラク、シリアに流入する外国人戦闘員について、現在はほぼゼロになっているとの認識を示した。

²⁰ Soufan Centerによると、帰国した外国人戦闘員の国別人数は、チュニジア約800人、サウジアラビア760人、英国425人、ドイツ約300人、フランス271人などとなっている。

²¹ フランス軍はパリ同時多発テロの後、国内の交通機関や観光地などの警備のため、1万人の軍を国内に展開した。16 (平成28) 年8月以降は、軍の規模は7,000人に減少したものの、引き続き国内で警備活動などを実施し、国民の防護を担っている。

²² 実行犯は、15 (平成 29) 年5月にシリアで軍事訓練を受け、欧州に戻ってテロを実行するようISIL から指示を受けたとされる。

2 アル・カーイダ系国際テロ組織の動向

(1) アル・カーイダ

01 (平成13) 年の米国同時多発テロを主導し たとされるアル・カーイダについては、これまで に前指導者のウサマ・ビン・ラーディンをはじ め、多くの幹部が米国の作戦により殺害されるな ど弱体化しているとみられる。しかしながら、北 アフリカや中東などで活動する関連組織に対して 指示や勧告を行うなど、中枢組織としての活動は 継続している。また、現在の指導者であるザワヒ リは欧米へのテロを呼びかける声明を繰り返し発 出しており²³、アル・カーイダによる攻撃の可能 性が根絶されたわけではない。

(2) アラビア半島のアル・カーイダ (AQAP)

イエメンを拠点に活動するイスラム教スンニ派 の過激派組織AQAPは、主にイエメン南部で活 動し、敵対するイエメン治安部隊や反体制派武装 勢力ホーシー派との戦闘を継続している。米国は 無人機による空爆を継続24 し、AQAPの幹部を多 数殺害してきたものの、AQAPはイエメン情勢の 混乱に乗じて同国内で一定の勢力を維持している ほか、インターネットを通じて公開する宣伝動画 や機関誌を活用して過激思想を拡散させている。

(3) イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ (AQIM)

アルジェリアに拠点を置き、近隣のマリ、チュ ニジア、リビアなどでも活動するイスラム教スン 二派の過激派組織 AQIM²⁵は、主にアルジェリア の治安部隊や欧米人を標的としたテロ攻撃や誘拐 事件を起こしてきた。AQIMは、13 (平成25)年 に開始されたフランス主導の軍事介入によって勢 力が縮小したものの、依然としてアルジェリアや マリなどにおいてテロを実施しているほか、ブル

キナファソ、コートジボワールなどでもAQIMの 傘下組織によるテロが発生している。

(4) アル・シャバーブ

ソマリアを拠点に活動するイスラム教スンニ派 の過激派組織アル・シャバーブは、主にソマリア 軍や警察、さらに内戦後のソマリアの情勢安定化 を目的に駐留する平和維持部隊 (AMISOM) な どを標的としたテロを実施している。17(平成 29) 年9月には、ソマリア軍基地に対する自爆テ ロ及び銃撃が発生し、アル・シャバーブが犯行声 明を発出した。また、同年10月にモガディシュに おいて500人以上が死亡したとされる自動車爆 破テロについても、犯行声明は出されていない が、ソマリア当局はアル・シャバーブによるテロ であったと断定している。さらに、これまでケニ アやジブチにおいてもテロを実行しており、ソマ リアのみならず周辺国にとっても脅威となっている。

3 その他の国際テロ組織の動向

(1) タリバーン

タリバーンは、イスラム法による国家建設を組 織目標として、アフガニスタンを拠点に活動して いる。米国が01(平成13)年の米国同時多発テロ を受けて開始したタリバーン掃討作戦により、同 勢力は一時大幅に減退した。しかし、アフガニス タン全土の治安維持を担っていた米軍主導の国際 治安支援部隊 (ISAF) の任務が14 (平成26) 年 12月に終了したことを契機に、タリバーンは再 び攻勢を強めており、アフガニスタン国内におけ る支配地域を拡大させている²⁶。また、政府や外 国人を標的とした自爆攻撃や銃撃、ロケット弾に よる攻撃などを継続している。

タリバーンは15(平成27)年7月、アフガニス タン政府との初の和平協議を行ったが、その後は

²³ 最近では、17 (平成29) 年12月、トランプ米政権がエルサレムをイスラエルの首都と認定したことを非難し、ムスリムに対して米国及び同盟国の権益に 対する攻撃を呼びかける声明を発表した。

²⁴ 米中央軍は、17 (平成29)年、イエメンにおいて1年間で120回以上の空爆を実施したと発表している。

^{25 13 (}平成25) 年1月にアルジェリアで邦人が犠牲になったテロについては、AQIMから分離した「覆面旅団」による犯行とされているが、同旅団は15 (平 成27) 年に他の組織と合併して「アル・ムラービトゥーン」を結成し、再びAQIMの傘下組織となった。 さらに、17 (平成29) 年に他の組織と合併して「イ スラム教及びイスラム教徒の守護者 (JNIM)」を結成している。

²⁶ タリバーンは15 (平成27) 年9月、北東部のクンドゥーズを数日間占拠した後、北部、南部を中心に、支配地域を拡大している。

対決姿勢を強めており、16 (平成28) 年5月に新 たな最高指導者が就任²⁷した後も和平協議に応じ る姿勢は見せていない。

(2) ボコ・ハラム

ナイジェリアでは、イスラム教スンニ派の過激 派組織「ボコ・ハラム」が、主に市民を標的とし たテロを繰り返している。ナイジェリア軍が周辺 国とともに実施している掃討作戦により、その勢 力は弱体化したとみられている。しかし、ナイ ジェリア北東部を中心に活動を継続しており、18 (平成30)年1月にも、北東部のモスクにおいて ボコ・ハラムによるものとみられる自爆テロが発 生している。

4 「ホーム・グロウン型」 テロの脅威

アル・カーイダやISILが世界各地でのテロを 呼びかける中、こうした組織が唱える過激思想に 感化されて過激化し、居住国でテロを実行する、 いわゆる [ホーム・グロウン型] テロが引き続き 脅威となっている。

また、近年では、国際テロ組織との正式な関係

はないものの、何らかの形でテロ組織の影響を受 けた個人や団体が、単独又は少人数でテロを計画 及び実行する「ローン・ウルフ型」テロも発生し ている。17 (平成29)年11月に米国・ニューヨー クでトラックが自転車専用道を暴走したテロなど は、「ローン・ウルフ型」テロとされる。ISILやア ル・カーイダは、このような [ローン・ウルフ型] テロを実行しようとする支持者に向けて、機関誌 などを通じてテロの手法を具体的に紹介してい る。例えばISILは、機関誌「ルーミーヤ」におい て、ナイフや車両などを用いたテロの手法や標的 などを詳細に例示している。また、アル・カーイ ダも、身近に存在する材料を使用した爆弾の製造 方法を機関誌に掲載している。「ローン・ウルフ 型 | テロは事前の兆候の把握や未然防止が困難で あり、国際社会にとって脅威となっている。

さらに最近では、テロ組織から送り込まれた戦 闘員らが組織的に実行するテロや、現地の個人や 団体がテロ組織から何らかの指示を受けて実行す るテロも確認されている。こうした事件は、テロ の形態の多様化やテロ組織のテロ実行能力の向上 をうかがわせるものであり、テロの脅威が深化し ていることが懸念される。

3■各地の紛争の現状と国際社会の対応(中東・アフリカを中心に)

1 シリア情勢

11 (平成23) 年3月から続くシリア国内の暴力 的な衝突は、シリア政府軍、反体制派、イスラム 過激派勢力及びクルド人勢力による4つ巴の衝突 となっている。しかしながら、ロシアの支援を受 ける政府軍が16(平成28)年12月に反体制派の 最大の拠点であったアレッポを奪還するなど、全 体的に政府軍が優位な状況となっている。

こうした中、15 (平成27) 年12月に採択され た国連安保理決議第2254号28において、和平に 向けた枠組みが設定され、16(平成28)年1月以

降、国連の仲介のもと、政府と反体制派との間で 和平協議が実施されてきた。しかしながら、双方 による戦闘は収束せず、和平に向けた取り組みに 進展はみられなかった。

このような状況を受けて、17(平成29)年1月、 カザフスタンのアスタナにおいて、ロシア、トル コ及びイランが主導する和平協議が開始された。 同年5月に行われた第4回会合では、シリア国内 の4か所に「緊張緩和地帯」を設置し、対象地域 内では交戦や空爆を禁止するとともに、ロシア、 トルコ及びイランが停戦監視のためにシリア国内 に部隊を派遣することが合意された。さらにその

²⁷ タリバーンの設立者であり元最高指導者のモハンメド・オマルは、15 (平成27) 年7月、既に13 (平成25) 年4月に死亡していたことが明らかになった。 それに伴い、マンスールが最高指導者に就任したが、16(平成28)年5月に米軍による無人機空爆により死亡した。これを受けて、副指導者であったアーフ ンザーダが最高指導者となった。

²⁸ 国連安保理決議第2254号は、6か月以内の包括的・非宗派主義的な政府の樹立及び新憲法制定のプロセスの確定、新憲法に基づく18か月以内に実施され る自由かつ公正な選挙に対する支持の表明などを内容とする。

後、18 (平成30) 年1 月にはロシアのソチでシリ ア国民対話会議が開催され、新憲法の制定に向け て憲法委員会を設立することで合意された。ただ し、主要な反体制派やクルド人勢力は同会議には 参加しておらず、今後新憲法の制定に向けた協議 が進展するかが注目される。

このように和平に向けた取り組みは進められて いるものの、「緊張緩和地帯 | とされている北部イ ドリブ県や首都ダマスカス郊外の東グータ地区に おいては大規模な衝突が発生した²⁹。特に東グー 夕地区においては、ロシア軍の支援を受けたシリ ア政府軍が攻勢を強め、多くの市民が犠牲となっ た。18 (平成30) 年4月、政府軍は同地区の制圧 を発表した。

こうした中、米国、英国及びフランスは東グー 夕地区においてアサド政権が化学兵器を使用した と判断し、18 (平成30) 年4月に、シリアの化学 兵器関連施設に対するミサイル攻撃を実施し、化 学兵器の拡散と使用は断固として許さないとの決 意を示した。これに対し、アサド政権を支持する ロシアやイランは、3か国による今回の攻撃に反 発している。

さらに、シリア国内でISILの勢力が減退する中 で、クルド人の地位をめぐる対立が表面化してい る。16 (平成28) 年3月、クルド人政党 [民主連 合党 | (PYD) が主体となり、シリア北部における 連邦制の導入を一方的に宣言し、17(平成29)年 9月には独自の自治体選挙を実施する30など、ク ルド人勢力は自治権の拡大に向けた動きをみせて きた。これに対し、PYDをテロ組織とみなすトル コは、18 (平成30)年1月、クルド人勢力が支配 するシリア北西部のアフリンに侵攻し、同年3月 にはアフリン市中心部を制圧したと発表した。

このように、シリア国内における各勢力間の軍 事衝突は依然として収束の兆しがみえておらず、

また和平協議も停滞している状況であり、シリア の安定に向けて国際社会によるさらなる取組みが 求められる。

2 中東和平をめぐる情勢

1948 (昭和23) 年のイスラエル建国以来、イ スラエルとアラブ諸国との間で四次にわたる戦争 が行われた後、1993 (平成5)年にイスラエルと パレスチナの間でオスロ合意が締結され和平プロ セスが一時進展したものの、依然として和平の実 現には至っていない31。また、パレスチナ自治区 においては、ヨルダン川西岸地区を統治する穏健 派のファタハと、ガザ地区を実効支配するイスラ ム原理主義組織ハマスが対立し、分裂状態となっ ている。

ハマスは17(平成29)年9月、ファタハによる ガザ地区の統治を受け入れる意向を表明し、同年 10月、エジプトの仲介のもとで直接協議が行わ れ、同年12月1日までに統治権限が移管される ことで双方が合意した。しかし、その後の交渉は 難航し、こうした中、同年12月6日、トランプ米 政権が米国はエルサレムをイスラエルの首都であ ると認めると発表した。これを受けてパレスチナ 自治区内では連日デモなどの抗議行動が行われ、 イスラエル治安部隊との衝突により死傷者が出る など、一時的に治安が悪化した。また、ガザ地区 からイスラエル領内に向けてロケットが発射さ れ、これに対してイスラエルがガザ地区から発射 されたロケットを迎撃したほか、ガザ地区への空 爆なども実施するなど、緊張が高まった。18(平 成30) 年5月に、米国が駐イスラエル大使館をテ ルアビブからエルサレムに移転した直後には、再 びパレスチナ自治区での抗議活動が活発化し、特 にガザ地区で多くの死傷者が発生した。米国の関

²⁹ ホムス及びシリア・ヨルダン国境付近に設置された2か所については、ホムスでは概ね停戦が履行されているとみられるが、シリア・ヨルダン国境付近で は18 (平成30) 年6月から7月にかけて政府軍が進軍し、多数の死傷者や避難民が発生した。

^{30 17 (}平成 29) 年9月、クルド人勢力が支配する地域において、コミューンと呼ばれる自治体最小区域ごとに男女 1名ずつの代表を選出する選挙が行われ、 同年12月には、市町村単位の議会選挙が実施された。ただし、18 (平成30) 年1月に実施予定であった国会相当の議会選挙については、同月のトルコ軍に よるアフリン侵攻を受けて延期された。

³¹ イスラエルとパレスチナの間では、1993 (平成5)年のオスロ合意を通じて、本格的な交渉による和平プロセスが開始され、03 (平成15)年には、イスラ エル・パレスチナ双方が、二国家の平和共存を柱とする和平構想実現までの道筋を示す「ロードマップ」を受け入れたが、その履行は進んでいない。その後、 ガザ地区からのイスラエルに対するロケット攻撃を受けて、イスラエル軍が、08 (平成20) 年末から09 (平成21) 年初めにかけてガザ地区に対する空爆や 地上部隊の投入などの大規模な軍事行動を行い、12 (平成24)年11月にも同地区に対して空爆を行うなど、12 (平成24)年までに2度にわたる大規模な 戦闘が行われたが、いずれもエジプトなどの仲介により停戦した。

与のあり方も含めた中東和平プロセスの今後の動 向や、ガザ地区の統治権限の移管に向けた交渉の 行方が注目される。

3 イエメン情勢

イエメンでは、11 (平成23) 年2月以降に発生 した反政府デモや国際的な圧力により、サーレハ 大統領(当時)が辞任し、大統領選挙を経てハー ディ大統領への政権移行が行われた。

一方、同国北部を拠点とする反政府武装勢力 ホーシー派32と政府との対立は激化し、同年9月 にホーシー派が首都サヌアを占拠したため、ハー ディ大統領は南部のアデン市内に退避した。

その後、ホーシー派はアデン市内にも侵攻したた め、ハーディ大統領はアラブ諸国に支援を求めた。こ れを受けて、15(平成27)年3月、サウジアラビアが 主導する有志連合がホーシー派への空爆を開始した。

同年4月から8月にかけて、累次にわたり国連の 仲介による和平協議が開催されたが、最終的な和 平合意はなされていない³³。現在もアラブ諸国によ るホーシー派への軍事作戦と、ホーシー派による サウジアラビアへの弾道ミサイル発射などの攻撃 は継続している34。有志連合は18(平成30)年6 月、ホーシー派が支配するイエメン第二の湾岸都 市ホデイダの奪還作戦を開始し、空港を占拠した と発表した。他方、ホーシー派による弾道ミサイル 攻撃については、主にサウジアラビア南部を標的 としているが、17 (平成29)年11月以降、サウジ アラビアの首都リヤドに向けて弾道ミサイルを発 射したと表明している。これに対し、サウジアラビ アは、ホーシー派が発射した弾道ミサイルは迎撃 していると主張している。なお、米国やサウジアラ ビアは、リヤドに向けて発射されたミサイルはイ ランが提供したものであると主張している。

こうした状況の中、ホーシー派と共闘してサウ ジアラビア主導の有志連合軍と衝突していたサー レハ前大統領が、17(平成29)年12月、サウジ 主導の有志連合軍に停戦と対話を申し出、これに 反発したホーシー派が同前大統領を殺害した。一 方、政権側内部においても、18 (平成30)年1月、 イエメン南部の独立を目指す 「南部移行評議会 | がハーディ政権と衝突し、アデンの軍事基地や政 府庁舎を制圧するなど、混迷が深まっている。

4 アフガニスタン情勢

アフガニスタンでは、米国同時多発テロを受け て01(平成13)年11月に米軍がタリバーンなど の掃討作戦を開始し、その後のISAF及びアフガ ニスタン治安部隊 (ANDSF) による治安維持活 動などの取組みにより、タリバーンの攻撃能力は 一定程度低下したと言われている。しかし、14 (平成26) 年12月にISAFが任務終了に伴い撤収 し、ANDSFへの教育訓練や助言などを主任務と するNATO主導の「確固たる支援任務 (RSM)」 が開始された頃から、タリバーンの攻勢が激化 し、治安が悪化した。一方、ANDSFは兵站、士気、 航空能力、部隊指揮官の能力などの面で課題を抱 えており、こうした中でタリバーンは国内におけ る支配地域を拡大させてきた。17 (平成29) 年 10月に発表された米国のアフガニスタン復興特 別査察官の報告書によると、アフガニスタン政府 の支配あるいは影響が及んでいる地域は国内の約 57%であり、調査が開始された15(平成27)年 12月以降、最も少なくなっている。

さらに、タリバーンに加え、ISILもアフガニスタ ン東部に「ホラサーン州」を設置して活動範囲を増 大させており、各地でタリバーンやISILが関与し たとみられる自爆テロやロケット弾による攻撃が

³² イスラム教シーア派ザイド派教義を信奉するホーシー派は、イエメン北部サアダ州を拠点に04 (平成15)年から10 (平成21)年、反政府勢力として武装 蜂起し、イエメン国軍と武力衝突した。

³³ 国連の仲介のもと第1回目となるイエメン和平協議がジュネーブで開催された。この協議には、イエメン政府及び反政府勢力の双方が参加し、間接的な協 議を行ったものの最終的な合意には至らなかった。また、15 (平成 27) 年 12月にはスイスにおいて、イエメン政府及び反政府勢力との間で第2回和平協議 を開催し、初めての直接協議が実現した。協議に先立ち、停戦が発効されていたが、敵対行為の停止に違反する事例が相次ぎ、協議は大きな成果を得ること ができないまま中断した。

^{34 15 (}平成27) 年6月、ホーシー派及びサーレハ元大統領支持派の軍部隊がサウジアラビア南部のハミース・ムシャイトに向けてスカッド・ミサイル1発を 発射する事案が発生している。サウジアラビア軍はパトリオット・ミサイル2発で迎撃するとともに、サアダ州南部の発射地点を特定した上で破壊している。 以降、同様の事案が複数確認されている。イエメンのスカッド・ミサイルは北朝鮮から購入されたものであり、ホーシー派を支援する一部のイエメン軍も発 射に関与していると指摘されている。

相次いでいる。17 (平成29) 年9月のマティス米国 防長官によるアフガニスタン訪問時には、カブー ル国際空港及びその周辺にロケット弾が複数着弾 し、タリバーンとISILがともに犯行を主張した。ま た、18 (平成30) 年1月、カブール中心部において 100人以上が死亡する自爆テロが発生し、タリバー ンが犯行声明を発出したほか、東部のジャララ バードでは同月、ISILがNGOの事務所を襲撃す るなど、全土において不安定な治安情勢が継続し ている。18 (平成30) 年6月には、アフガニスタン とタリバーンがそれぞれ停戦を発表したものの、 タリバーンは3日間で停戦を解除し、攻撃を再開し ており、治安が安定するかは不透明な状況である。

なお、15 (平成27) 年5月にアフガニスタン政 府とタリバーンとの間で初めて和平協議が行われ たが、その後タリバーンの最高指導者の交代など を受けて、協議は開催されていない。18(平成 30) 年2月、アフガニスタン政府はタリバーンへ 対話を呼びかけたものの、和平協議に関してタリ バーンは沈黙を守っており、協議が再開される見 通しは立っていない。

5 リビア情勢

リビアでは、11 (平成23)年にカダフィ政権が 崩壊した後、12(平成24)年7月に制憲議会選挙 が実施され、イスラム主義派が主体となる制憲議 会が発足した。そして、14(平成26)年6月、制 憲議会に代わる新たな議会を設置するための代表 議会選挙が実施されたが、世俗派が多数派となっ たため、代表議会への権限移譲をめぐりイスラム 主義派と世俗派の間の対立が激化した。その結果、 首都トリポリを拠点とするイスラム主義派の制憲 議会と、東部トブルクを拠点とする世俗派の代表 議会の2つの議会が並立する東西分裂状態に陥っ た。15 (平成27) 年12月に国連の仲介によりリ ビア政治合意が実現し、16(平成28)年3月には 国民統一政府が発足したものの、新政府内でイス ラム主義派が主導権を握ったことに世俗派が反発

し、国民統一政府への参加を拒否したため、東西 の分裂状態が継続している。また、東部と西部を それぞれ支援する民兵が散発的な軍事衝突を繰り 返しており、国内の統治及び治安を確立する目処 が立たない状態が続いている。

また、こうした不安定な情勢を利用してISILや アル・カーイダなどのテロ組織が進出し、各地で 民兵と衝突している。特に、ISILはリビア南部の 砂漠地帯を中心に、複数の小規模なグループに分 かれて潜伏しているとみられている。17(平成 29) 年10月には民兵を標的にした自動車爆弾テ 口が発生し、ISILが犯行声明を発出するなど、今 後もテロが発生する可能性がある。

6 エジプト情勢

エジプトでは、11 (平成23)年、それまで約30 年間にわたり大統領を務めたムバラク大統領(当 時) が辞任し、12 (平成24) 年にムスリム同胞 団35出身のムルスィー大統領(当時)が就任した。 しかし、13(平成25)年6月、経済状況や治安の 悪化を背景に大規模な民衆デモが発生し、これを 受けた軍の介入により同大統領は解任され、14 (平成26)年5月、エルシーシ前国防大臣が新た に大統領に就任した。エルシーシ政権はその後3 年間にわたり、変動為替相場制への移行、補助金 の廃止などの経済改革に取り組んできたが、国内 の治安対策などが大きな課題となっている。特に、 17 (平成29) 年11月には、シナイ半島北部のモ スクが武装集団に襲撃され300人以上が死亡す るなど、テロ対策が急務となっている³⁶。

18 (平成30) 年3月に実施された大統領選にお いて、エルシーシ大統領が約97%の得票率で再 選した。当該選挙については、有力候補とみられ ていた元首相や前国会議員、元軍参謀総長らが相 次いで不出馬を表明したり、当局に拘束されるな どする中で、現職大統領への対抗馬は1名のみと なった。投票率は前回より低い約41%であった。

^{35 1928 (}昭和3) 年に「イスラムの復興」を目指す大衆組織としてエジプトで設立されたスンニ派の政治組織。50年代にはナーセル大統領の暗殺を謀って弾 圧されたが、70年代には議会を通じた政治活動を行うほど穏健化した。一方で、ムスリム同胞団を母体として過激組織が派生した。

³⁶ なお、この事件に関する犯行声明は出されていないが、ISILシナイ州による犯行であるとの指摘がなされている。

7 南スーダン情勢

(1) 政治的な混乱

1983 (昭和58) 年から続いた北部のアラブ系イスラム教徒を主体とするスーダン政府と、南部のアフリカ系キリスト教徒を主体とする反政府勢力との間の南北内戦は、05 (平成17) 年、周辺国と米国などの仲介による南北包括和平合意(CPA)成立により終結した。11 (平成23) 年1月に行われた CPAの規定に基づく住民投票の結果、同年7月、南スーダン共和国はスーダン共和国から分離独立し、同日、独立に伴い、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) が設立さいが自分が設立さいが表述のキール氏が大統領に、ヌエル族出身のマシャール氏が副大統領に就任したが、独立後も政治的な混乱は続いた。

キール派(主流派)とマシャール派(反主流派)³⁸の政治的対立は、13(平成25)年7月にキール大統領がマシャール副大統領以下全閣僚を罷免したことを契機に、表面化した。その後、同年12月に、首都ジュバにおいて発生した政府とマシャール派との衝突や特定の民族などを標的とした暴力行為は短期間で国内各地に広がり、多数の死傷者、難民及び国内避難民(IDP)が発生した。

(2) 和平構築の始まり

11 (平成23) 年7月にはUNMISSが設立され、南スーダン指導者間の対話や調停に向けた試みも、国連とAUの支援を受けた「政府間開発機構 (IGAD)」³⁹の主導により始まり、14 (平成26) 年 Intergovernmental Authority on Development 1月には、IGADの調停のもと、政府とマシャール派との間で南スーダンにおける敵対行為の停止などに関する合意の署名がなされた。

このような取り組みもあり、15 (平成27)年8月、暫定政府の設立などを柱とした「南スーダン

における衝突の解決に関する合意」(合意)が政府とマシャール派などとの間で成立した。本合意を受け、UNMISSのマンデートにも合意の履行支援が加えられた。その後、合意の履行に向けた取組が進められ、16(平成28)年4月29日、キール氏を大統領、マシャール氏を第1副大統領とする国民統一暫定政府が設立された。

(3) 最近の動向

16 (平成28) 年7月、ジュバでキール大統領の警護隊とマシャール第1副大統領の警護隊の間での発砲事案が発生した。マシャール第1副大統領は国外へ脱出し、キール大統領はマシャール第1副大統領を解任した。このような厳しい状況を受け、国際社会が協力して、平和と安定のため力を合わせており、南スーダンの国造りプロセスは、新たな段階に入りつつある。

同年8月、国連安保理はジュバ及び周辺地域の安全の維持を目的に地域保護部隊 (RPF) 40 を創設し、17 (平成29)年4月、RPFとして最初の部隊であるバングラデシュ建設工兵中隊先遣隊が南スーダンに到着した。その後も、増派は継続している。また、同年12月には、IGAD主導による第1回ハイレベル再活性化フォーラム41が開かれ、

³⁷ 当初のマンデート期間は1年間で、最大7,000人の軍事要員、最大900人の警察要員などから構成された。UNMISSの役割は、南スーダン政府に対し、① 平和の定着並びにそれによる長期的な国づくり及び経済開発に対する支援、②紛争予防・緩和・解決及び文民の保護に関する南スーダン政府の責務の履行に対する支援、③治安の確保、法の支配の確立、治安部門・司法部門の強化に対する支援などを行うこととされた。

³⁸ 以降、マシャール氏を中心に構成される反主流派、反政府勢力をマシャール派と呼称する。

^{39 1996 (}平成8) 年に設立された。加盟国は、ジブチ、エチオピア、ケニア、ソマリア、スーダン、ウガンダ、エリトリア、南スーダンの東アフリカ8か国

⁴⁰ 安保理決議第2304号及び第2406号によれば、地域保護部隊 (Regional Protection Force) は、ジュバ及び周辺地域、及び、必要に応じ南スーダンの他の地域で、安定した環境を提供する責任を有している。また、地域保護部隊には、次の3つのマンデートを達成するために、必要な全ての手段を使用する権限が付与されている。(a) ジュバ内外における安全かつ自由な移動のための環境づくり。(b) 空港及び主要施設の防護。(c) 国連文民保護サイトや文民等に攻撃を計画している。または攻撃を実施する者に対処すること。

^{41 15 (}平成 27年) の衝突解決合意を再活性化するため、南スーダンの諸勢力を集め、隣国エチオピアのアディスアベバにおいて開催された。

政府とマシャール派などの間で敵対行為の停止な どが合意された。

南スーダン政府は、国内における国民融和を進 め、合意の進展を図るため、16 (平成28)年12 月に国民対話⁴²を発表した。17 (平成29)年5月、 国民対話運営委員会の宣誓式が実施され、それ以 降、各地において草の根レベルの対話が始まるな ど、安定に向けた取組に進展が見られている。18 (平成30)年6月には、キール大統領、マシャール 前第一副大統領らが「ハルツーム宣言」に署名し、 同宣言に基づき恒久的停戦が発効したが、政治体 制や治安取決めの詳細については具体的に決まっ ておらず、今後の動向が注目される。

Q 参照 Ⅲ部2章3節2項2(国連南スーダン共和国ミッション)

8 ソマリア情勢

(1) 統一政府の樹立

ソマリアは、1991 (平成3) 年に政権が崩壊し て以降、無政府状態に陥った⁴³。大量の避難民が 発生するなど、現在に至るまで深刻な人道危機に 直面している。05(平成17)年、14年の時を経 て、周辺国の仲介により「暫定連邦政府(TFG)」 が発足した。12 (平成24) 年にTFGの暫定統治 期間が終了すると、新内閣が発足し、21年ぶりに 統一政府が成立した。17(平成29)年2月には、 大統領選挙が実施され、暫定連邦政府元首相の ファルマージョ氏が現職のハッサン大統領(当時) を破り新大統領に選出された。同大統領は就任後、 外国の支援を受けながらソマリア国軍の再建を進 めている44。

(2) アル・シャバーブの台頭と海賊問題

ソマリアは、テロと海賊という2つの課題に直 面している。中南部を拠点とするイスラム教スン 二派の過激派組織アル・シャバーブは政府などを

標的としたテロを繰り返している。07(平成19) 年には、情勢を安定させるため、アフリカ連合ソ マリア・ミッション (AMISOM)⁴⁵が国連安保理 の承認を受けて創設された。14(平成26)年8月、 AMISOMはソマリア国軍と共同で「インド洋作 戦 | を開始し、アル・シャバーブの拠点であった 中南部の一部都市の奪還に成功した。さらに翌月、 米軍の攻撃によりアル・シャバーブの指導者が殺 害された。これらの作戦により、アル・シャバー ブの勢力はある程度弱体化したが、その脅威は依 然として存在し、ソマリア国軍やAMISOM軍の 基地への攻撃、ソマリア国内やAMISOM参加国 でのテロ⁴⁶を頻発させている。また、近年はISIL の戦闘員がソマリアに流入しているとの指摘もあ る⁴⁷。そのような中、17 (平成29)年3月、ソマリ アに展開する米軍の一部地域での活動強化がトラ ンプ米大統領に承認されて以降、米軍による対テ 口作戦が強化されている。

また、ソマリアには、北東部を中心に、ソマリ ア沖・アデン湾などで活動する海賊の拠点が存在 するとされる。国際社会は、ソマリアの不安定性 が海賊問題を引き起こすとの認識のもと、ソマリ アの治安能力向上のために様々な取組を行ってい る。現在も、引き続きソマリア沖での国際的な取 組が行われており、海賊被害の報告件数は低い水 準で推移している。

Q参照 Ⅲ部2章2節1項(海賊対処への取組)

9 マリ情勢

(1) 反政府武装勢力

マリでは、12(平成24)年1月、トゥアレグ 族48の反政府武装勢力「アザワド地方解放国民運 動 (MNLA)」が反乱を起こし、イスラム過激派勢 カ「アンサール・ディーン (Ansar Dine)」など がこれに合流した。MNLAは北部の複数の都市

- 42 国内の争い、衝突の原因や和解のあり方などにつき協議を行い、国民融和を進めるために政府が開始した取組。
- 43 1991 (平成3) 年、北西部の「ソマリランド」が独立を宣言した。1998 (平成10) 年には、北東部の「プントランド」が自治政府の樹立を宣言した。
- 44 17 (平成29) 年5月には、英国の主催で「ロンドンーソマリア会議」が開催され、ソマリア国軍強化に向けた国際社会の協力が確認された。
- 45 ウガンダ、ブルンジ、ジブチ、ケニア及びエチオピアが部隊の大部分を構成しており、安保理決議2372号 (17 (平成29) 年8月) により、17 (平成29) 年 12月末までに部隊を22,126人から21,626人に減員し、18 (平成30) 年10月末までに20,626人に更に減員することが決定された。
- **46** 17 (平成 29) 年 10 月には、モガディシュ市内で自動車爆弾 (VBIED:Vehicle Borne IED) を用いたテロが発生し、500 人以上が死亡した。
- 47 17 (平成29) 年11月、米軍はソマリア国内でISILを目標とした空爆を実施した。
- 48 サハラ砂漠を遊牧する少数民族で、マリ北部における自治を求め、以前からマリ政府と対立していたとの指摘がある。

を制圧し、同年4月に北部の独立を宣言した。そ の後、MNLAを排除したアンサール・ディーン や「西アフリカ統一聖戦運動 (MUJAO)」、「イス ラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ (AQIM)」 al-Qaida in the Islamic Maghreb などのイスラム過激派勢力⁴⁹がイスラム法に基づ く統治を行い、マリ北部の人道・治安状況が悪化 した。

(2) 和平構築の取り組み

これに対し、12(平成24)年12月、国連安保 理はマリ軍及び治安機関の能力再構築や、マリ当 局への支援などを任務とするアフリカ主導国際マ リ支援ミッション (AFISMA)⁵⁰の展開を承認し た。フランスによる部隊派遣やAFISMAの展開 もあり、マリ暫定政府は北部の主要都市を奪還し た。13 (平成25) 年4月、国連安保理は、人口密 集地の安定化とマリ全土における国家機能の再構 築支援などを任務とする国連マリ多面的統合安定 化ミッション (MINUSMA) の設置を決定した。 同 年7月、AFISMAから権限を移譲された MINUSMA が活動を開始した。MINUSMA の支 援のもと、大統領選挙が平和裏に実施され、同年 9月に新政府が成立した⁵¹。

15 (平成27) 年5月から6月にかけて、マリ政府 は武装勢力「プラットフォーム」及び「アザワド運 動連合 (CMA: Coordination des Mouvements de l'Azawad)」のそれぞれと和平・和解合意に署 名した。17 (平成29) 年2月には合意に基づくマ リ政府・武装勢力の合同パトロールが開始された ものの、合意の具体化は進捗しておらず、履行の 遅れが懸念されている。そこで、同年9月には当該 合意の進捗を妨害する個人などに対して、制裁を 科す内容の安保理決議が初めて採択された。

また、16(平成28)年6月、国連安保理は MINUSMAの約2,500名の増員を決定し、17年 (平成29) 年6月には最大5,000人から構成され るG5サヘル合同部隊⁵²の展開に対して国連安保 理の政治的サポートを示す決議を採択した。また、 同年12月、国連安保理は、G5サヘル部隊への MINUSMAを通じた特定の支援の供与を事務総 長に要請し、地域諸国によるテロへの対処を支持 している。一方で、17 (平成29)年だけで42人 のMINUSMA要員がテロなどにより死亡⁵³する など、不安定な治安状況は継続しており、更なる 和平プロセスの進展が求められている。

^{49 17 (}平成 29) 年3月にはこれらの勢力が合併し、「イスラム教及びイスラム教徒の守護者 (JNIM: Jama'at Nusrat al-Islam wal Muslimin)」が誕生した。

⁵⁰ 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS: Economic Community of West African States) 加盟国 (ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、ニジェー ル、ナイジェリアなど) などから派遣されている。

^{51 13 (}平成25) 年6月、暫定政府とMNLAは、大統領選挙への北部の参加や、北部都市へのマリ軍駐留の容認などで合意した。

⁵² ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェールの5か国により構成される。

⁵³ これは、17 (平成29) 年の国連PKOにおけるミッション別の年間死者数として、最多である。

大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学 (NBC) 兵器などの大量破壊兵 器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡 散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され 続けてきた。特に、従来の抑止が有効に機能しに くいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器 などを取得・使用する懸念は、依然として強い。

1 ■ 核兵器

米ソ冷戦の最中、1962 (昭和37)年のキュー バ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認 識されるなどし、1970 (昭和45)年に発効した 核兵器不拡散条約 (NPT) のもと、1966 (昭和 41) 年以前に核爆発を行った国 以外の国の核兵 器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核 戦力の軍備管理・軍縮が行われることとなった<mark>2</mark>。

現在、NPTは191の国と地域³が締結している が、かつて核を保有していてもこれを放棄して非 核兵器国として加入する国がある一方で⁴、イン ド、イスラエル及びパキスタンは依然として非核 兵器国としての加入を拒んでいる。また、06(平 成18) 年10月、09(平成21) 年5月、13(平成 25) 年2月、16(平成28) 年1月、同年9月及び 17 (平成29) 年9月に核実験の実施を発表した北 朝鮮のように核兵器の開発・保有を自ら宣言して いる例もある⁵。

18 (平成30) 年2月、トランプ政権が発表した 「核態勢の見直し」(2018NPR) では、「核・生物・ 化学兵器の世界的な究極的廃絶を支持する取組に コミットし続ける | 旨表明するとともに、NPTは 核の拡散防止体制の中心であり、NPTの義務を 順守し、NPT体制の強化に取り組むことを確認 している。

また、10(平成22)年4月に米露両大統領によ

り署名され、11 (平成23)年2月に発効した新戦 略兵器削減条約⁶について、トランプ政権は、本条 約の履行を継続することを表明している。英国も、 10 (平成22) 年10月、「戦略防衛・安全保障見直 し」(SDSR) において、保有する核弾頭数を削減 するとしており、15 (平成27) 年11月に発表さ れた「NSS・SDSR2015」においても、核弾頭を 削減する方針に変わりがないことが確認されてい

核物質その他の放射性物質を使用したテロ活動 に対応する、いわゆる「核セキュリティ」分野で は、オバマ米大統領(当時)の提唱で開始された 核セキュリティ・サミットがこれまで4回開催さ れており、16(平成28)年3~4月に開催された 最後のサミットでは、核テロの脅威が依然として 国際社会の喫緊の課題であるとの認識を共有する とともに、サミット終了後も、核物質が非国家主 体の手に渡ることを防ぐため、継続的に取組む必 要性などについて明記したコミュニケが採択され c^{7} 。トランプ政権も、核テロに対抗するため、同 盟国、パートナー国及び国際機関との協力を促進 することなどを表明している。

一方、トランプ政権は「核態勢の見直し」 (2018NPR) の中で、ロシアが中距離核戦力 (INF) 全廃条約に違反し、地上発射型巡航ミサイ

- 米国、ソ連 (当時、現在はロシア)、英国、フランス、中国。ただし、フランス及び中国のNPT加入は1992 (平成4)年
- NPT第6条は、各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定
- 3 18 (平成30) 年6月現在
- 4 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ
- 北朝鮮は、1993 (平成5) 年にNPTからの脱退を宣言した後、NPT締約国としてとどまることを約束したが、03 (平成15) 1月、再びNPTからの脱退を宣 言した。05 (平成17) 年9月に採択された六者会合の共同声明において、北朝鮮は、NPTに早期に復帰することを約束したが、その後、6度の核実験実施を 発表した。北朝鮮による核実験は、NPTに対する重大な挑戦である。
- 同条約は、条約発効後7年までに双方とも配備戦略弾頭を1,550発まで、配備運搬手段を700基・機まで削減することなどを内容とするものである。米国 は18 (平成30) 年2月5日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,350発、配備運搬手段は652基・機であり、ロシアは18 (平成30) 年2月5日現在 の数値として、配備戦略弾頭は1.444発、配備運搬手段は527基・機であるとそれぞれ公表した。
- 核セキュリティ・サミットで、今後IAEAが国際的な核セキュリティの取組において中心的役割を果たすことが確認されたことを受けて、16 (平成28)年 12月、ウィーン (オーストリア) でIAEA の主催により 「核セキュリティに関する国際会議」 が開催され、130 か国及び17 国際機関・団体から 2,000 人以 上が参加した。

ルを含む運搬能力を拡大しているなどとして懸念を表明しているほか、新戦略兵器削減条約に続く新たな削減交渉を追求する米国の努力を拒絶しているとしてロシアを非難している8。また、中国は

保有する核弾頭数を増加させるとともに、運搬手段の開発・配備を行い⁹、核戦力の能力の向上を継続しているとされ、今後、中国を含めた核兵器削減の取組が必要であるとの指摘がある。

2 ■ 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装が容易である。例えば、海水の淡水化に使用されるろ過器は生物兵器の製造を目的とした細菌の抽出に、金属メッキ工程に使用されるシアン化ナトリウムは化学兵器製造に悪用される可能性がある10。生物・化学兵器は、非対称的な攻撃手段11を求める国家やテロリストなどの非国家主体にとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、①製造が容易で安価、②暴露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、⑤種類及び使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有している¹²。

生物兵器については、生命科学の進歩が誤用又は悪用される可能性なども指摘されており、こうした懸念も踏まえ、例えば、米国では09(平成21)年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針を策定し¹³、病原菌や毒素の管理を徹底させる措置¹⁴を

とることとした。

化学兵器については、イラン・イラク戦争中に、 イラクが、マスタードやタブン、サリン¹⁵などを 繰り返し使用したほか、1980年代後半には自国 民であるクルド人に対する弾圧の手段として、化 学兵器を使用した¹⁶。また、さらに毒性の強い神 経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾¹⁷ などが存在していたとされる¹⁸。また、13 (平成 25) 年8月、軍と反政府派が衝突していたシリ ア・ダマスカス郊外において、サリンが使用され た19。シリア政府は化学兵器の使用を否定したが、 米露合意を受けて化学兵器禁止条約 (CWC) に 加入した。その後、化学兵器禁止機関 (OPCW) の決定²⁰及び安保理決議²¹に従い、化学剤の国外 搬出など国際的な努力が行われ、15(平成27)年 6月、米海軍輸送船「ケープ・レイ」で実施されて いたサリンやVXなどの廃棄作業が完了した²²。 また、シリア内戦における化学兵器の使用者を特 定するため、15(平成27)年8月、国連安保理は 国連と OPCW の合同調査メカニズムを設立する 決議が採択され、同調査メカニズムによる捜査が 進められた。16 (平成28) 年11月には、同調査

- 8 核兵器削減交渉について、ロシア側は、17 (平成29) 年12月にウリヤノフ露外務省不拡散・軍備管理局長が、新戦略兵器削減条約を5年間延長することを 米側と協議する意思があることや、今後の核兵器削減・制限条約には、米露だけでなくすべての核保有国が参加すべきであるとの立場を述べている。
- 9 中国の弾道ミサイル開発については、I部2章3節2参照
- 10 これらの生物・化学兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品・技術は、国際的な輸出管理を行う枠組み(オーストラリア・グループ)の合意に基づき、 わが国を含む加盟国の国内法令によって輸出が管理されている。
- 11 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など
- 12 防衛庁(当時)「生物兵器対処に係る基本的考え方」(02(平成14)年1月)
- 13 09 (平成21) 年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針である「生物学上の脅威に対する国家戦略」が発表された。 オバマ米大統領 (当時) は10 (平成22) 年1月の一般教書演説で、生物テロや感染症に迅速かつ効果的に対応するための新たなイニシアティブを立ち上げていると述べた。
- 14 米大統領令 (10 (平成22) 年7月2日)
- 15 マスタードは、遅効性のびらん剤。タブン、サリンは、即効性の神経剤
- 16 特に1988 (昭和63) 年にクルド人の村に対して行われた化学兵器による攻撃では、一度に数千人の死者が出たとされる。
- 17 化学剤の原料となる比較的有害ではない2種類の化学物質を別々に充填した兵器で、発射の衝撃などでこれらが弾頭内で混合され、化学反応が起き、化学剤が合成されるように考案されたもの。当初から化学剤を充填したものに比較して貯蔵、取扱が容易である。
- 18 09 (平成 21) 年 2 月、イラクは化学兵器禁止条約 (CWC: Chemical Weapons Convention) の締約国となった。
- 19 「国連シリア化学兵器使用疑惑調査団最終報告書」(13 (平成25) 年12月12日)
- 20 OPCW 執行理事会特別会合 (第33回及び34回)
- 21 国連安保理決議第2118号
- **22** OPCWによるとサリンやVXガスなど毒性が極めて強い「カテゴリーI」に分類された化学物質600トンが廃棄されたと報告されている (14 (平成26) 年8月19日、OPCW事務局長声明)。16 (平成28年) 1月、シリア政府が申告した全ての化学兵器の廃棄が完了したとOPCWは報告している。

メカニズムの活動任期が、1年間延長され、化学 兵器の使用責任の特定による化学兵器の再使用阻 止の努力が続けられた。同調査メカニズムは、シ リアにおける6件の化学兵器使用事案の責任者を 特定し、そのうち4件がシリア政府軍によるもの、 残りの2件がISIL²³によるものとされている²⁴。特 に、17 (平成29) 年10月の報告書で、同年4月に シリアのハーン・シェイフーンにおいて再びサリ ンが使用された件について、シリア政府に責任が あると結論づけた。同調査メカニズムについては、 17(平成29)年11月、活動任期更新の安保理決 議が否決され活動を終了した。

一方、その後もシリアにおける化学兵器の使用 事案は継続しており、18 (平成30) 年4月には、 シリアの東グータ地区で化学兵器が使用された疑 いが指摘されていた²⁵。同月、米英仏3か国はアサ ド政権が化学兵器を使用したと判断し、シリアの 化学兵器関連施設に対して攻撃を行った²⁶。

CWCに加盟せず、現在もこうした化学兵器を 保有しているとされる国家として、例えば、北朝 鮮がある。また、1995 (平成7)年のわが国にお ける地下鉄サリン事件は、米国における01(平成 13) 年の炭疽菌入り郵便物事案や04(平成16) 年2月のリシン入り郵便物事案とともに、テロリ ストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のも のであり、都市における大量破壊兵器によるテロ が深刻な影響をもたらすことを示した。さらに、 17 (平成29) 年2月に発生した金正男氏の殺害事 件において、マレーシア警察は、遺体からCWC において生産・使用などが禁止されたVXが検出 されたと発表した。18 (平成30) 年3月に起きた 英国での元ロシア情報機関員襲撃事件をめぐって は、ロシアが開発した軍用の化学兵器「ノビチョ ク」が使用されたとして、英国はロシアが関わっ た可能性が極めて高いなどと非難したほか、対抗 措置として欧米諸国がロシア外交官を追放した。

3 ■ 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を遠距離に投射するこ とが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量 破壊兵器の運搬手段としても使用されるものであ る。また、いったん発射されると弾道軌道を描い て飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を 有しているため、有効に対処するには極めて精度 の高い迎撃システムが必要である。

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配 備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が 高く、また、軍事的対峙が継続している地域の緊 張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険 性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦 力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威 嚇の手段としても利用される。

近年、こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テ ロリストなどの非国家主体にとっても入手が比較 的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミ サイルの脅威も指摘されている²⁷。巡航ミサイル は、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維 持、訓練も容易で、多くの国が製造又は改造を 行っている。また、命中精度が比較的高く、飛翔 時の探知が困難とされている²⁸。さらに、弾道ミ サイルに比して小型であるため、船舶などに隠匿 して、密かに攻撃対象に接近することが可能であ り、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深 刻な脅威となる²⁹。

- **23** ISILについては3章1節2参照
- 24 国連とOPCWの共同調査メカニズム (JIM) は報告書において、シリア政府軍がティルメナス (14 (平成 26) 年4月)、サルミーン (15 (平成 27) 年3月)、 クミーナース (15 (平成 27) 年 3月) において塩素ガス、ハーン・シュイフーン (17 (平成 29年) 4月) においてサリンを使用したことを断定している。また、 ISILが、マーレア (15 (平成27) 年8月)、ウンム・ホーシュ (16 (平成28) 年9月) においてマスタードガスを使用したと断定している。16 (平成28) 年2 月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、本事案へのISILの関与を指摘するとともに、シリアにおいて非国家主体が化学物質を戦闘に使用していると評価し た。
- 25 本件につき、18 (平成30) 年4月10日、米国が提案した、化学兵器使用者を特定する国連独立調査メカニズムを設置する決議案が国連安保理で採決され たが、ロシアの拒否権行使により否決された。
- 26 米英仏3か国による軍事行動を含むシリア情勢全般については、3章1節3参照
- 27 06 (平成 18) 年7月のイスラエル・レバノン間の紛争において、ヒズボラがイスラエル海軍の艦船を攻撃する際、巡航ミサイルを使用したとされる。また、 イスラエルは11 (平成23)年3月、臨検した貨物船から対艦巡航ミサイル6発などを発見した旨発表している。
- 28 米議会調査局 「巡航ミサイルの拡散」(05 (平成17) 年7月28日)
- 29 米国は、中国やイランなどによる弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発・配備について、前方展開された米軍部隊を脅かすおそれがあるとして懸念している。

4 ■ 大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。例えば、通常戦力の整備に資源を投入できないため、これを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し、政治的なリスクを顧みない国家から、大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が小さく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど、政府の統治能力が低いものもある。こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性が高まると考えられる。

さらに、このような国家では、関連の技術や物質の管理体制にも不安があることから、化学物質や核物質などが移転・流出する可能性が高いことが懸念されている。例えば、技術を持たないテロリストであっても、放射性物質を入手しさえすれば、ダーティボム³⁰などをテロの手段として活用する危険があり、テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得・使用について、各国で懸念が共有されている³¹。

大量破壊兵器などの関連技術の拡散はこれまでに多数指摘されている。例えば、04 (平成16)年2月には、パキスタンのカーン博士らにより北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。また、北朝鮮は、シリアの秘密裡の核関

連活動を支援していたとの指摘もある32。

大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国によるDF-3 (CSS-2)、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。また、パキスタンのガウリやイランのシャハーブ3は、北朝鮮のノドンが基になっているとされているほか、北朝鮮はシリアやミャンマーに対し弾道ミサイル関連の取引などを行っていた旨指摘されている33。

この点、過去、北朝鮮が発射実験をほとんど行うことなく、弾道ミサイル開発を急速に進展させてきた背景として、外部からの各種の資材・技術の北朝鮮への移転の可能性が考えられる。また、弾道ミサイル本体及び関連技術の移転・拡散を行い、こうした移転・拡散によって得た利益でさらにミサイル開発を進めているといった指摘34や、北朝鮮が弾道ミサイルの輸出先で試験を行い、その結果を利用しているといった指摘もある。

大量破壊兵器などの移転・拡散に対して、国際 社会の安易に妥協しない断固たる姿勢は、こうし た大量破壊兵器などに関連する活動を行う国に対 する大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査 察を受け入れさせ、又は、大量破壊兵器などの計 画を廃棄させることにつながっている³⁵。一方、 近年では懸念国が大量破壊兵器などを国外に不正 輸出する際に、書類偽造、輸送経路の多様化、複

³⁰ 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

³¹ こうした懸念を踏まえ、04 (平成16) 年4月には、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、全ての国が支援の提供を控え、これらの活動を禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することなどを決定する旨を定めた安保理決議第1540号が採択された。また、07 (平成19) 年7月には「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が発効している。

^{32 14 (}平成26) 年1月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、「北朝鮮が (07 (平成19) 年に破壊された) シリアにおける原子炉の建設を援助したことは、北朝鮮の拡散活動の範囲を示すものである」としている。国際原子力機関 (IAEA: International Atomic Energy Agency) は11 (平成23) 年5月、シリアで破壊されたこの原子炉について、IAEAに申告すべき原子炉であった可能性が極めて高いと評価する旨報告した。

^{33 18 (}平成30) 年3月の国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書は、シリアにおける北朝鮮の弾道ミサイル技術者の活動や、化学兵器製造施設で使われることのある特殊なタイルなどのシリアへの移転について指摘しているほか、ミャンマーとの弾道ミサイルシステムを含む軍事面での関係の継続について指摘している。

³⁴ 北朝鮮による大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散活動について、14 (平成26) 年1月の米国家情報長官による「世界脅威評価」は、「北朝鮮が弾道ミサイルや関連物資をイランやシリアを含む複数の国家に輸出していることや、(07 (平成19) 年に破壊された)シリアにおける原子炉の建設を援助したことは、北朝鮮の拡散活動の範囲を示すものである」と指摘している。また、14 (平成26) 年3月に米国防省が公表した「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する報告」は、北朝鮮が国連安保理決議に基づく各国の取組を迂回するため、複数のダミー企業などを介した輸送などのさまざまな手法を利用している旨指摘している。

³⁵ リビアは、03 (平成15) 年3月から、米国及び英国と水面下で協議を重ねた結果、同年12月、全ての大量破壊兵器計画を破棄し、国際機関の査察を受け入れている。その後、06 (平成18) 年8月には、IAEA追加議定書を批准するなどしている。一方、多国籍軍によるリビアに対する軍事行動を受けて、北朝鮮は11 (平成23) 年3月、リビアにおける大量破壊兵器の破棄方式を、武装解除させた上で軍事的に襲撃する「侵略方式」だと批判した。

数のフロント企業や仲介人の活用などを行い、国 際的な監視を回避しつつ、拡散活動を継続してい ると指摘されている。また、懸念国が、先進国の 主要企業や学術機関などに派遣した自国の研究者 や留学生などを通じて、大量破壊兵器などの開 発・製造に応用し得る先端技術を入手する、無形 技術移転も懸念されている36。

5 ■ イランの核問題

イランの核問題は、国際的な不拡散体制におけ る重大な課題である。02 (平成14) 年、イランが 長期間にわたり、IAEAに申告することなく核兵 器の開発につながり得るウラン濃縮などの活動を 行っていたことが明らかとなった。03(平成15) 年以降、イランに対し、ウラン濃縮活動の停止な どを求めるIAEA理事会決議及び国連安保理決議 が採択されてきたにもかかわらず、イランはウラ ン濃縮関連活動を継続していた。

しかし、13 (平成25) 年6月、イランの大統領 選挙においてローハニ候補が選出され、E3+3 (英仏独米中露)との協議を進めた結果、13(平成 25) 年11月、核問題の包括的な解決に向けた「共 同作業計画」(JPOA) の発表に至り、14 (平成 26) 年1月から同計画の第一段階の措置の履行が 開始された³⁷。

15 (平成27) 年4月2日には、スイス・ローザ ンヌで行われた協議の結果、最終合意の主要な要 素について合意に至り、同年7月14日、ウィーン においてイランの核問題に関する最終合意「包括 的共同作業計画」(JCPOA)が発表された。これ を受け、同年7月20日にはJCPOAを承認する国 連安保理決議第2231号が採択された。本合意に おいては、イラン側が濃縮ウランの貯蔵量及び遠 心分離機の数の削減や、兵器級プルトニウム製造 の禁止、IAEAによる査察などを受け入れる代わ りに、過去の国連安保理決議の規定が終了し、ま た、米国・EUによる核関連の独自制裁の適用の 停止又は解除がなされることとされた38。

16 (平成28) 年1月16日、IAEA がイランによ るICPOAの履行開始に必要な措置の完了を確認 する報告書を発表したことを受け、米国はイラン に対する核関連制裁を停止し、EUは一部制裁を 終了したほか、安保理決議第2231号に基づき、 イランの核問題に係る過去の国連安保理決議の規 定が終了した。

その後も、IAEAは、イランが合意を順守して いることを累次確認しているが、トランプ米大統 領は18 (平成30) 年5月、現在のイランとの合意 では、完全に履行されたとしても短期間で核兵器 を完成させる寸前までたどり着ける、また、弾道 ミサイル開発への対応に失敗しているなどと述 べ、米国は合意から離脱する旨表明し、制裁の再 開に向けた作業を開始すると発表した。トランプ 大統領は、イランの核の脅威への真の包括的かつ 永続的な解決を同盟国と模索するとしており、今 後の米国の動向が注目される。

^{36 16 (}平成28) 年2月の国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書は、北朝鮮は1996 (平成8) 年以降の20年間に30人以上の技術者を国連宇宙部 が技術支援を行っているアジア太平洋宇宙科学技術教育センターに派遣し、衛星通信や宇宙科学及び大気科学、衛星航行システムなどの研究プログラムに 参加させており、こうした宇宙科学や衛星システムの知見が弾道ミサイル技術の向上に寄与していると指摘している。

³⁷ 第一段階の措置は、6か月間にわたり、イランが、(1) 現存する濃度約20%の濃縮ウランの備蓄のうち、半分を酸化物として保持し、残りを5%未満に希釈 する、(2)5%を超えるウラン濃縮を行わない、(3)ウラン濃縮施設や重水炉における活動を進展させない、(4)IAEAによる監視強化を受け入れることなど を実施する見返りとして、EU3+3が限定的な制裁緩和を行うことなどを内容とする。

³⁸ JCPOAにおけるイランに対する主な核関連の制約としては、ウラン濃縮関連では、ウラン濃縮のための遠心分離機を5,060基以下に限定すること、ウラ ン濃縮の上限を3.67%にするとともに、保有する濃縮ウランを300kgに限定すること、プルトニウム製造に関しては、アラク重水炉は兵器級プルトニウム を製造しないよう再設計・改修し、使用済核燃料は国外へ搬出すること、研究開発を含め使用済核燃料の再処理は行わず、再処理施設も建設しないことなど が含まれる。ケリー米国務長官(当時)によれば、本合意により、イランのブレークアウトタイム(核兵器1個分の核燃料の製造にかかる期間)は、JCPOA 以前の90日以下から、1年以上になる。また、JCPOAはあくまで核問題に係る合意であるため、国際テロ、ミサイル、人権問題などに係る制裁は停止又は 解除されるものに含まれない。これに対し、イスラエルのネタニヤフ首相は 15 (平成 27) 年 10 月の国連総会の一般討論演説において、イランの核合意は戦 争の可能性を高めているとして激しく非難した。また、米国においては、議会の過半数を占める共和党が合意に反対していたが、大統領の拒否権を覆す上下 両院での3分の2以上の不承認支持には至らず、合意の不承認は回避された。

第3節 海洋をめぐる動向

四方を海に囲まれた海洋国家であるわが国に とって、「海洋安全保障」が持つ重要性は極めて大 きい。例えば、わが国はエネルギー資源の輸入を 海上輸送に依存しており、海上交通の安全確保が 国家の存立にとり死活的な問題となっている。「海 洋 | というグローバル・コモンズの安定的な利用 の確保は、国際社会の安全保障上の重要な課題と なっており、関連する国際的な規範の遵守を含 め、近年、関係各国の海洋をめぐる動向が注目さ れている。

1 ■ 東シナ海・南シナ海における 「公海自由の原則」 をめぐる動向

国連海洋法条約(UNCLOS)¹は、公海における 航行の自由や上空飛行の自由の原則を定めてい る。しかし、わが国周辺、特に東シナ海や南シナ 海をはじめとする海空域などにおいては、既存の 国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、自 国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が 多く見られるようになっており、これらの原則が 不当に侵害されるような状況が生じている。

東シナ海においては、近年、航行の自由や上空 飛行の自由の原則に反するような行動事例が多数 見られている。例えば、13 (平成25) 年1月には、 東シナ海の公海上で、中国海軍艦艇が海自護衛艦 に対して火器管制レーダーを照射した事案(30 日)及び中国海軍艦艇が海自護衛艦搭載ヘリコプ ターに対して同レーダーを照射したと疑われる事 案(19日)が発生している。火器管制レーダーの 照射は、基本的に、火器の使用に先立って実施す る行為であり、これを相手に照射することは不測 の事態を招きかねない危険な行為である 2 。

また、13(平成25)年11月23日、中国政府は、 尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのよ うな形で含む「東シナ海防空識別区」を設定し、 当該空域を飛行する航空機に対し中国国防部の定

める規則を強制し、これに従わない場合は中国軍 による「防御的緊急措置」をとる旨発表した。こ うした措置は、東シナ海における現状を一方的に 変更し、事態をエスカレートさせ、不測の事態を 招きかねない非常に危険なものであり、わが国と して強く懸念している。また、上空飛行の自由の 原則を不当に侵害するものであり、わが国は中国 に対し、上空飛行の自由の原則に反するような一 切の措置の撤回を求めている。米国、韓国、オー ストラリア及び欧州連合(EU)も、中国による当 該防空識別区設定に関して懸念を表明した。近年、 沖縄本島をはじめとするわが国南西諸島により近 接した空域において、中国軍用機の活発な活動が 確認されるようになっているが、こうした活動の 拡大は、「東シナ海防空識別区 | の運用を企図して のものである可能性がある。また、14(平成26) 年5月及び6月には、東シナ海上空を飛行してい た海自機及び空自機に対して中国軍の戦闘機が異 常に接近する事案が発生している³。

南シナ海においても同様の行動事例が多数見ら れている。中国海軍艦艇による米海軍艦艇に対す る航行妨害⁴や中国航空機による米軍機に対する 飛行妨害などとされる事案が発生⁵しているほか、

[「]国連海洋法条約 (UNCLOS)」(正式名称 「海洋法に関する国際連合条約」)は、海洋法秩序に関する包括的な条約として、1982 (昭和57) 年に採択され、 1994 (平成6) 年に発効した (わが国は1996 (平成8) 年に締結)。

米国は、本事案について「このような行動は緊張を高め、事故又は誤算の危険性を増し、更に地域の平和、安定及び経済成長を台無しにしかねない」(13(平 成25) 年2月5日の国務省定例会見)、「我々は同盟国・日本から説明を受け、同事案が実際に発生したと納得するに至った」(13 (平成25) 年2月11日の 国務省定例会見)との見解を表明している。

この他にも、11 (平成23) 年3月、東シナ海において警戒監視中の海自護衛艦に対して、中国国家海洋局所属とみられるヘリコプターなどが近接飛行する 事案が複数回発生した。 また、16 (平成 28) 年6月には、東シナ海上空で中国戦闘機が米軍偵察機に高速で接近する危険な行為を行った事案が、 また、17 (平 成29) 年5月にも、中国戦闘機が米軍機の進路を妨害する事案が発生したとされている。

^{09 (}平成21) 年3月に、中国海軍艦艇、国家海洋局の海洋調査船、漁業局の漁業監視船及び漁船が、南シナ海で活動していた米海軍の音響測定艦に接近し、 同船の航行を妨害するなどの行為を行ったほか、13 (平成25) 年12月には、中国海軍艦艇が南シナ海で活動していた米海軍の巡洋艦の手前を至近距離で横 切るという事案が発生している。

^{14 (}平成26) 年8月に、南シナ海上空で米海軍哨戒機に対し中国戦闘機が異常な接近・妨害を行ったとされる事案が発生したほか、16 (平成28) 年5月、 南シナ海で中国戦闘機が米海軍の偵察機に対して約15メートルまで接近するという危険な飛行を行ったとされる事案が発生している。

16 (平成28) 年12月には、南シナ海で米海軍所 属の無人水中機が中国海軍艦艇によって一時奪取 される事案も発生しているが、これらは、不測の 事態を招きかねない危険な行為と言える。

また、中国は、南沙諸島にある7つの地形にお いて、14(平成26)年以降、大規模かつ急速な埋 立活動を強行してきた。16 (平成28) 年7月には 比中仲裁判断において、中国が主張する「九段線」 の根拠としての「歴史的権利」を含め、「九段線」 に囲まれた海域において中国が主張する権利が否 定され、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定 された。しかし、中国はこの判断に従う意思のな いことを明確にしており、現在も、砲台といった 軍事施設のほか、滑走路や港湾、格納庫、レー ダー施設などをはじめとする軍事目的に利用し得 る各種インフラ整備を推進し、同地形の軍事拠点 化を進めている。また、比中仲裁判断後の16(平 成28) 年7月及び8月には、中国空軍のH-6K爆 撃機がスカボロー礁付近の空域において「戦闘パ トロール飛行」を実施し、今後このパトロールを 「常熊化」する旨、中国国防部が発表するなど、中 国軍は南シナ海の海空域における活動も拡大して いる。こうした状況の下、中国の航空プレゼンス が一層拡大すれば、将来的には、「南シナ海防空識 別区」設定の可能性も考えられる。

さらに、中国公船が当該地形などに接近する他 国の漁船などを、威嚇射撃や放水などにより、妨 害する事案も発生している。こうした中国による 一方的な現状変更及びその既成事実化の一層の推 進や、高圧的かつ不測の事態を招きかねない危険 な行動に対しては、係争国のほか、米国をはじめ とした国際社会からも繰り返し深刻な懸念が表明 されている。

こうした海洋及び空の安定的利用の確保に対す るリスクとなるような行動事例が多数見られる一

方で、近年、海洋及び空における不測の事態を回 避・防止するための取組も進展している。まず、 わが国と中国との間では、18 (平成30) 年5月9 日に実施された日中首脳会談において、自衛隊と 人民解放軍の艦船・航空機による不測の衝突を回 避すること等を目的とする「日中防衛当局間の海 空連絡メカニズム | の運用開始に正式合意した。

多国間の取り組みとしては、14(平成26)年4 月、日米中を含む西太平洋シンポジウム (WPNS)参加国海軍は、各国海軍の艦艇及び航 空機が予期せず遭遇した際の行動基準 (安全のた めの手順や通信方法など)を定めた「洋上で不慮 の遭遇をした場合の行動基準(CUES)」⁶に合意し た。また、同年11月、米中両国は、軍事活動に係 る相互通報措置とともに、CUESなどに基づく海 空域での衝突回避のための行動原則について合意 したほか、15 (平成27) 年9月には、航空での衝 突回避のための行動原則を定めた追加の付属書に 関する合意を発表した。また、ASEANと中国と の間では、「南シナ海に関する行動規範(COC)」 の策定に向けた公式協議が行われてきている。

こうした、海洋及び空における不測の事態を回 避・防止するための取組が、既存の国際秩序を補 完し、今後、中国を含む関係各国は緊張を高める 一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行 動することが強く期待されている。

また、北朝鮮問題に関する国連安保理決議の実 効性を確保していくため、国際社会は連携して、 国連安保理決議により禁止されている、いわゆる 「瀬取り」(北朝鮮船籍の船舶に対する、又は、北 朝鮮船籍の船舶からの洋上での船舶間の物資の積 替え)を含む北朝鮮による「制裁逃れ」への対応 強化に取り組んでいるっ。

Q 参照 2章3節 (中国)、2章6節 (東南アジア)

2 ■ 北極海をめぐる動向

北極圏の大部分を占める北極海には、ロシア、 米国、カナダ、デンマーク及びノルウェーが面し

本行動基準は、法的拘束力を有さず、国際民間航空条約の附属書や国際条約などに優越しない。

Ⅲ部1章2節1項1参照

ている⁸。近年、海氷の減少にともない、北極海航路の利活用や資源開発の可能性が高まっていることから、北極海沿岸諸国は、資源開発や航路利用などの権益確保に向けた動きを活発化させている。安全保障の観点からは、従来から、北極海は戦略核戦力の展開又は通過海域であったが、近年の海氷の減少により、艦艇の航行が可能な期間及び海域が拡大しており、将来的には、海上戦力の展開や、軍の海上輸送力などを用いた軍事力の機動展開に使用されることが考えられ、その戦略的重要性が高まっている。

こうした中、海洋法に基づく海洋境界の画定や 大陸棚の延長をめぐり沿岸諸国間で未解決の問題 があり、ロシアをはじめとした北極圏国の一部 は、自国の権益確保や領域の防衛を目的に、軍事 力の新たな配置などを進める動きも示している。

ロシアは、15 (平成27) 年12月に改訂された「ロシア連邦国家安全保障戦略」においても、資源開発や航路利用の権益を確保していく方針を引き続き明記しており、沿岸諸国で最大の排他的経済水域 (EEZ) を有していることや、北極海水域の潜在的な資源の豊かさ、ロシア沿岸に位置する北極海航路の地理的及び安全保障上の重要性、北極海沿岸に直接面した軍事力の配備による軍事的優位性を背景に、活発な動きを見せている。

米国は、13(平成25)年に国防省が公表した

「北極戦略 (Arctic Strategy)」において、北極を、 米国の国益が守られ、本土防衛を確実にし、各国 が協力して問題を解決できる安定した地域にする ことを目指すとしている。16 (平成28) 年12月 にオバマ大統領 (当時) は、海洋資源を保護する ため北極圏の同国海域の大半などにおいて新たな 石油・天然ガスの掘削を禁止する決定をし、資源 開発には否定的な姿勢を示したが、トランプ大統 領は17 (平成29) 年4月に、オバマ大統領 (当時) の決定を覆す大統領令に署名した¹⁰。

北極海沿岸諸国以外では、日本及び中国などが 北極評議会のオブザーバー資格を有している。中 でも中国は、1999 (平成11) 年以降、計8回にわ たり極地科学調査船「雪龍」を北極海に派遣する など、北極海に対して積極的に関与する姿勢を示 している¹¹。18 (平成30) 年1月には「中国の北極 政策」を発表し、自国を「地理的に最も北極に近 い国の一つ」と位置付けた上で、資源開発などに 関する権利を主張するとともに、「氷上のシルク ロード」を建設するとしている。また、15 (平成 27) 年9月には、中国海軍艦艇5隻が北極海と太 平洋の間に位置するベーリング海を航行し、ア リューシャン列島で米国の領海を航行したとされ ており、中国海軍による将来的な北極海進出との 関連が注目される。

3 ■ 海洋安全保障への各国の取組

海洋においては、適切なルール作りを進め、当 該ルールを尊重しつつ国際社会が協力してリスク への対処や航行の自由の確保に向けた取組を行う ことが、経済の発展のみならず安全保障の観点か らも一層重要な課題となっている。「開かれ安定 した海洋」は、世界の平和と繁栄の基盤であり、 各国は、自ら又は協力して、海賊、不審船、不法投 棄、密輸・密入国、海上災害への対処や危険物の

⁸ 北極圏とは北緯66度33分以北の地域であり、北極海に面する5か国のほか、北極海に面していないフィンランド、スウェーデン及びアイスランドを加えた計8か国が所在している。なお、1996 (平成8) 年には、北極圏にかかる共通の課題 (持続可能な開発、環境保護など) に関し、先住民社会などの関与を得っつ、北極圏諸国間の協力、調和、交流を促進することを目的に北極評議会が設立されている。

⁹ ロシアは、約40隻の砕氷船を保有しているほか、新たに3隻の原子力砕氷船や2隻の多目的砕氷哨戒艦を建造中とされる。北極を担当する北部統合戦略コマンド、北洋艦隊の艦艇の展開・訓練、軍事施設の整備、戦略原潜による戦略パトロールや長距離爆撃機による哨戒飛行などについては2章4節(ロシア)を参照

¹⁰ その他の沿岸諸国の動向としては、カナダが「カナダ北方戦略 (Canada's Northern Strategy)」(09年 (平成 21) 年発表) において、北極を政策上優先地域と規定しているほか、米国と同様、16 (平成 28) 年12月に北極海のカナダ管轄海域で石油・天然ガスの開発を凍結する旨発表している。デンマークは「デンマーク王国北極戦略 (Kingdom of Denmark Strategy for the Arctic) 2011-2020」(11 (平成23) 年発表)、ノルウェーは「ノルウェー政府極北戦略 (The Norwegian Government's High North Strategy)」(06 (平成 18) 年発表)をそれぞれ策定し、安全保障の観点も含めて、北極を重視する姿勢を明らかにしている。

^{11 12 (}平成24) 年、「雪龍」は極地科学調査船として初めて北極海を横断する航海を行ったほか、13 (平成25) 年には貨物船「永盛」が中国商船として初めて 同海を横断した。「雪龍」の17 (平成29) 年の北極海航行では、カナダの科学者が参加し、初めて、北極北西航路 (カナダの北側) の試験航行に成功した。また、 2 隻目の極地科学調査船が建造中とされる。

除去といった様々な課題に取り組み、シーレーン の安定を図っている。

1 米国

中国の海洋進出について、マティス国防長官 は、17 (平成29) 年6月のシャングリラ会合にお いて、南シナ海における中国の建設活動の範囲や 影響は、軍事化という性質、国際法の無視、他国 の利益に対する軽視、平和な問題解決をはねつけ る取組などの点で他の国のものとは異なってお り、米国は、現状に対する一方的で強制的な変更 を受け入れることはできないと明言した。その上 で、戦略的に重要な東シナ海及び南シナ海におい て、権利、自由及び海洋の合法的使用、並びに各 国がこれらの権利を行使する能力を維持すること にコミットするとともに、国際法が認める如何な る場所でも飛行、航行及び作戦を継続し、南シナ 海などにおけるプレゼンスを通じ決意を示してい くことを明確にした。実際に、米軍は同年5月、7 月、8月、10月、18 (平成30) 年1月、3月及び5 月、南シナ海で中国が主権を主張する地形の12 海里以内やその周辺海域において「航行の自由作 戦¹²|を実施したと報道されている。わが国として は、南シナ海における米国の航行の自由作戦を支 持しており、自由で開かれた平和な海を守るた め、国際社会が連携していくことが重要であると 考えている。

また、米国は、自国の安全と経済の安定は世界 の海洋の安全な使用にかかっており、海洋安全保 障に重大な利益を有するという認識のもと、アデ ン湾やペルシャ湾、インド洋といった中東・アフ リカの周辺海域でテロ対処を含む海洋の安全の促 進や海賊対処のため、連合海上部隊 (CMF)¹³を 率いているほか、中米周辺の海域においても、欧 州・米州諸国とともに麻薬を主とした違法取引の

対処のための作戦14を実施するなど、世界の様々 な海域に艦艇を派遣して海賊や組織犯罪、テロリ ズム、大量破壊兵器の拡散への対処のための活動 を実施している。

2 NATO · EU

海洋における取組として、テロ行為を加盟国に 対する脅威の一つと位置づけているNATOは、 01 (平成13)年の米国同時多発テロを受け、同年 10月から、北大西洋条約第5条に基づく集団防衛 の一環として、地中海において海上監視などのテ ロ対策活動「アクティブ・エンデバー作戦」を 行ってきた。同作戦については、16 (平成28)年 11月から、危機管理任務である「シー・ガーディ アン作戦」へ移行させ、欧州連合 (EU) の「ソフィ ア作戦」と連携しつつ、テロ対策や能力構築支援 などの広範な任務を実施している。

懸案となっている難民・移民の大量流入への対 応としては、16(平成28)年2月、常設海上部隊 (加盟国の艦艇から構成され、定期的な演習や即 応展開能力の維持を通じ、加盟国に対して海洋に おける抑止力を提供する多国籍統合部隊) をエー ゲ海に展開することを決定し、ギリシャ・トルコ 当局及びEUの国境管理機構に難民船舶に関する 情報を通知する活動を行っている。

海賊による脅威に対しては、ソマリア沖・アデ ン湾に常設海上部隊の艦艇を派遣し、09(平成 21) 年8月以降「オーシャン・シールド作戦」を 実施し、艦艇による海賊対処活動に加えて、要請 があった国に対して海賊対処能力の構築支援を 行っていたが、16 (平成28) 年12月に活動を終 了した。加盟国の多数が海洋に面し、海上交通や 海洋における経済活動が活発なEUは、08(平成 20) 年12月から初の海上任務となる同海域での 海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っている。

^{12 「}航行の自由作戦」(Freedom of Navigation Operation) は、沿岸国による行き過ぎた海洋権益の主張に対抗することにより、国際法上、すべての国に保 障された権利、自由、海洋及び空域の合法な利用を保護することを目的として、米軍が行う作戦行動である。1979 (昭和54) 年より、継続的に実施されてき たとされている。

¹³ 米中央軍の隷下で海洋における安全、安定、繁栄を促進することを目的として活動する多国籍部隊。32 か国の部隊が参加しており、CMF 司令官は米第5艦 隊司令官が兼任している。海洋安全保障のための活動を任務とする第150連合任務部隊 (CTF-150)、海賊対処を任務とする第151連合任務部隊 (CTF-151)、ペルシャ湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第152連合任務部隊(CTF-152)の3つの連合任務部隊で構成されており、CTF-151 には自衛隊も部隊を派遣している。

¹⁴ 米国を含む欧州・米州は中米周辺海域において麻薬、化学物質の原料、金銭、武器などの違法取引及び組織犯罪の対処のため、「マルティーリョ作戦」を実 施している。

同作戦は、各国から派遣された艦艇や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行うもので、18 (平成30) 年末まで実施することが決定している。

3 英国

英国は、周囲を海洋に囲まれた島国であり、伝統的に海上交易を含む様々な海洋活動を活発に行ってきた。また、英国は、海外領土も多く、国の領土のおよそ25倍もの排他的経済水域を有している。こうしたことから英国は、海外領土を含めた自国周辺海域、ひいては周辺各国の海洋の安全を確保するため、NATOやEU主導の多国籍部隊や米軍主導の連合海上部隊に積極的に貢献してきており、例えば、EU主導の海賊対処活動「アタランタ作戦」の司令部は英国のノースウッドに置かれている。また英国は、南シナ海においても航行の自由の確保に向けた取組を行うなど、アジア太平洋地域における英国海軍のプレゼンス維持に向け取り組んでいる15。

4 フランス

フランスは、多数の海外領土を保有することから、世界有数の排他的経済水域を有している。17 (平成29) 年10月に発表した「戦略見直し」においては、航行の自由などの利益が、アジア太平洋地域の戦略的状況の悪化によって脅威にさらされる可能性を指摘するとともに、太平洋及びインド洋の海外県・海外領土において自らの主権を守る態勢を維持する旨を明らかにしており、仏領ポリネシアやニューカレドニアに部隊を常駐させ、フリゲートや哨戒艇などを配備している。また、フランスは18 (平成30) 年2月にフロレアル級フリゲート「ヴァンデミエール」をわが国に寄港さ

せ、海自と共同訓練を実施したほか、南太平洋に おいて多国間演習「南十字星」や「赤道」などを主 催している¹⁶。

5 オーストラリア

オーストラリアは、16 (平成28) 年に発表した 国防白書において、自国の安全及び強じん性と併せて、シーレーンの安全を国防戦略上の利益とみなしている。特に、自国が東南アジアとの海上貿易及び東南アジアを通過する海上貿易に依存していることから、オーストラリア付近の海域と東南アジアにおける貿易ルートの安全が確保されなければならないとしている。

こうした方針のもと、豪軍はマレーシアのバターワース空軍基地に拠点を設けるなどして、インド洋北部及び南シナ海において「オペレーション・ゲートウェイ」と称する哨戒機による警戒監視活動を実施している¹⁷。また、インドとの海軍協力の拡大、南太平洋諸国への警備艇の提供¹⁸、豪軍アセットを動員しての沿岸警備などにも取り組んでいる。

中国との関係では、南シナ海周辺海域で警戒監視活動を行う豪軍哨戒機が、定期的に中国軍機から妨害を受けていたとする報道があった。また、18 (平成30) 年4月には、ベトナムに向かっていた豪軍艦艇3隻が中国海軍の挑発を受けたとの報道があり、これについて、中国国防部は、「報道は事実と異なる」と述べる一方、ターンブル豪首相は「オーストラリアは、南シナ海を含む世界の海における航行の自由の権利を主張・実践する」と表明している。

6 中国

中国は、貿易関連貨物の9割以上を海上輸送に

^{15 2}章8節3項1参照

¹⁶ フランスによる寄港や演習への参加については2章8節3項2参照。人道支援活動としては、13 (平成25) 年11月、15 (平成27) 年3月、16 (平成28) 年2月の台風・サイクロン被害を受けたフィリピン、バヌアツ、フィジーでの活動などを行うなどしている。

¹⁷ 豪国防省は15 (平成27) 年12月、同活動の一環として、豪空軍機による南シナ海の哨戒活動を11月から12月の間に行ったことを認めた。これに先立ち、 英BBCは、オーストラリアが南シナ海において航空機による 「航行の自由作戦」を実施しているとして、豪空軍機と中国海軍間で行われたとされる無線交信 の内容を公開した。

^{18 2}章5節3項4参照

依存¹⁹しており、自国のシーレーンの安全確保 が、中国の「核心的利益」の一つである「経済・社 会の持続的発展を可能とする基本的保障」²⁰の重 要な一角となっている。

海賊対処について、中国は、「アジア海賊対策地 域協力協定 (ReCAAP)」²¹の加盟国として、東南 アジア地域の海賊に関する情報共有及び協力体制 に参画しているほか、08 (平成20) 年12月以降、 ソマリア沖・アデン湾に海軍艦艇を派遣し、海賊 対処のための国際的な取組に参加するなど、海洋 安全保障の確保に貢献している。

このような中国による自国のシーレーンの安全 確保を重視する姿勢は、中国海軍がより遠方の海 域で継続的に作戦を遂行する能力の向上を目指し ていることとも関係していると考えられる。この 点、海賊対処に従事する中国海軍艦艇が寄港す る、アデン湾に面する東アフリカの戦略的要衝で あるジブチにおいて、中国は、軍の活動の後方支 援を目的とするとされる「保障基地」の運用を17 (平成29)年8月に開始した。こうした海外にお ける港湾などの活動拠点は、中国が遠方の海域で 継続的に作戦を遂行する能力の向上にも資するも のと考えられる。

また、南シナ海において、中国は、南沙(スプラ トリー) 諸島や西沙 (パラセル) 諸島の領有権な どをめぐってASEAN諸国と主張が対立している ほか、近年、中国を含む関係国が領有権主張のた めの活動を活発化させており、海洋における航行 の自由などをめぐって、その動向に国際的な関心 が高まっている。

7 東南アジアなど

東南アジアは、マラッカ海峡や南シナ海など、 太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝に位置する地 域であるが、同地域においては、南シナ海の領有 権などの対立や海賊など、海洋における安全保障 上の課題が存在している。

南シナ海をめぐる問題の平和的解決に向け、 ASEAN と中国は、02 (平成14) 年、「南シナ海に 関する行動宣言(DOC)」に署名し、現在は、同 宣言よりも具体的な内容を盛り込み、法的拘束力 を持つとされるCOCの策定に向けた公式協議を 行っている。

また、国連海洋法条約に定められた仲裁手続を 通じた問題解決の動きもみられる。13 (平成25) 年1月、フィリピンは、南シナ海における中国の 主張及び行動に関する両国間の紛争を同条約に基 づく仲裁手続に付し、16(平成28)年7月には フィリピンの申立て内容がほぼ認められる内容の 最終的な判断が下された。仲裁裁判所による判断 の結果は当事者間に対し法的拘束力を有し、最終 的なものとなる。また、係争国であるベトナムも、 南シナ海における自国の主張にも留意するよう同 裁判所に要請するなど、一部の関係国においては 国際法に基づく問題の平和的解決に取り組もうと する動きがみられる。

海賊対策としては、インドネシア、マレーシア、 シンガポール及びタイによる「マラッカ海峡パト ロール (Malacca Strait Patrols) [22 が行われて いるほか、ReCAAPに基づき、海賊に関する情報 共有及び協力体制の構築が進められている。また、 近年、スールー海・セレベス海において、身代金 目的の誘拐事件が発生していることなどを受け て、インドネシア、マレーシア及びフィリピンの 3か国は、17 (平成29) 年6月に同海域での海上 パトロールを、同年10月に航空パトロールをそ れぞれ開始した。

Q 参照 2章6節4(南シナ海における領有権などをめぐる動向)

¹⁹ 中国中央人民政府ホームページによると、中国の原油、鉄鉱石、食料、コンテナなどの輸出入貨物の90%以上は海上輸送によるものである。

²⁰ 戴秉国・国務委員 (当時) 「平和的発展の道を歩むことを堅持しよう」 (10 (平成22) 年12月7日、中国外交部ホームページ)

^{21 18 (}平成30) 年6月現在、同協定の締約国は、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、デンマーク、インド、日本、韓国、ラオス、 ミャンマー、 オランダ、 ノルウェー、 フィリピン、 シンガポール、 スリランカ、 タイ、 英国、 米国及びベトナムの 20 か国である。

²² 同パトロールは、04 (平成16) 年に開始された 「マラッカ海峡海上パトロール」、05 (平成17) 年に開始された航空機による警備活動、及び06 (平成18) 年に開始された情報共有活動からなる。

第4節

宇宙空間と安全保障

1 ■ 宇宙空間と安全保障

人類初の宇宙空間への人工衛星打上げから約60年が経過し、近年、宇宙空間を利用した技術は、様々な分野に活用されている。宇宙空間は、国家による領有が禁止されていることに加え、全ての国が自由に利用できることから、主要国は、宇宙利用を積極的に進めている1。例えば、気象や陸・海域の観測に気象衛星などの観測衛星、インターネットや放送に通信・放送衛星、また、航空機や船舶の航法利用に測位衛星などが利用され、社会、経済、科学分野など官民双方の重要インフラとして深く浸透している。

安全保障の分野においても、主要国では、軍が宇宙空間に積極的に関与し、各種人工衛星を活用している。宇宙空間は、国境の概念がないことから、人工衛星を活用すれば、地球上のあらゆる地域の観測や通信、測位などが可能となる。このため主要国は、C4ISR²機能の強化などを目的として、軍事施設・目標偵察用の画像偵察衛星、弾道ミサイルなどの発射を感知する早期警戒衛星、軍事通信・電波収集用の電波情報収集衛星、軍事通信用の通信衛星や、艦艇・航空機の航法や武器システムの精度向上などに利用する測位衛星をはじめ、各種衛星の能力向上や打上げに努めている。

また、各国は宇宙空間において、自国の軍事的優位性を確保するための能力を急速に開発している。各国が軍事目的の衛星を打ち上げる中、07(平成19)年1月、中国は老朽化した自国の衛星を、地上から発射したミサイルで破壊する衛星破壊実験を行った。その際に発生したスペースデブ

リ³が、人工衛星の軌道上に飛散し、各国の人工衛 星などの宇宙資産に対する脅威として注目される ものとなった 4 。また、中国やロシアなどは、ミサ イルの直撃により衛星を破壊するのではなく、よ りスペースデブリの発生が少ない対衛星兵器 (ASAT)も開発中とみられている。例えば、攻撃 対象となる衛星に衛星攻撃衛星(いわゆる「キ ラー衛星」)を接近させ、アームで捕獲するなどし て対象となる衛星の機能を奪う対衛星兵器を開発 しているとみられる。この点、中国は宇宙空間に おいて衛星の周辺で別の衛星を機動させ、キラー 衛星の動きを模擬する試験を実施したほか、ロシ アもキラー衛星を打ち上げたと指摘されている⁵。 また、中国及びロシアは、攻撃対象となる衛星と 地上局との間の通信を電波妨害装置(ジャマー) により妨害し、対象となる衛星の機能を奪う対衛 星兵器などを開発しているとの指摘もある。

このように、今や宇宙空間の安定的利用に対するリスクが、各国にとって安全保障上の重要な課題の一つとなっていることから、これらのリスクに効果的に対処し、宇宙空間の安定的利用の確保に努めていく必要がある。

こうした中、宇宙空間の探査及び利用などを規定した「宇宙条約(月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約)」などの既存の枠組みにおいては、宇宙物体の破壊の禁止やスペースデブリ発生原因となる行為の回避などに関する規定がないため、近年、宇宙活動に関する行動規範や「宇宙活動の

^{1 1967 (}昭和42) 年10月に発効した宇宙条約 (月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約) では、月その他の天体の平和的目的の利用、宇宙空間の探査と利用の原則的自由、領有の禁止などを定めている。なお、宇宙空間の定義については、上空100km以上を宇宙空間と見なす考え方などがあるものの、明確な国際的合意はない。

² Command、Control、Communication、Computer、Intelligence、Surveillance、Reconnaissanceの略で、「指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察」という機能の総称。1991 (平成3) 年の湾岸戦争は、「史上初の宇宙ハイテク戦争」とされている。

³ 運用を終えた人工衛星、ロケットの上段、部品や破片などの地球を周回する不要な人工物

^{4 18 (}平成30) 年4月の米ワシントン・タイムズ (電子版) によると、18 (平成30) 年3月にロシアが対衛星ミサイルの発射実験を行ったとされる。また、18 (平成30) 年2月に中国が対衛星ミサイルの発射実験を行ったとの指摘がある。

^{5 18 (}平成30) 年1月の米ニュースサイト 「ワシントン・フリービーコン」 による。

長期的持続可能性」についてのガイドラインの策 定に向けた国際的な取組6が進められている。ま た、対衛星兵器やスペースデブリなどの宇宙資産 に対する脅威に加え、人工衛星や地上の電子機器 に影響を及ぼす可能性のある太陽活動や、地球に

飛来する隕石などの脅威に対する監視活動が、宇 宙状況監視(SSA)として、各国で取り組まれて

Q 参照 Ⅲ部1章2節6項 (宇宙空間における対応)

2 ■ 宇宙空間における各国の安全保障利用の動向

1 米国

米国は、1958 (昭和33)年1月、旧ソ連に次い で米国初の人工衛星 「エクスプローラ1号」を打 上げた。その後も世界初の偵察衛星、月面着陸な ど、軍事、科学、資源探査など多種多様な宇宙活 動を発展させ続け、今日では世界最大の宇宙大国 となっている。米軍の行動においても宇宙空間の 重要性は強く認識されており、宇宙空間は、安全 保障上の目的でも積極的に利用されている。米国 は10(平成22)年6月、宇宙政策に関する目標、 原則などの基本的指針を示す「国家宇宙政策」を 公表している⁷。17 (平成29)年12月に公表した 国家安全保障戦略NSSにおいては、多くの国が 戦略的な軍事行動を支援するため衛星を購入して いるほか、宇宙空間のアセットに対する攻撃能力 は非対称的な優位性をもたらすと考え、様々な対 衛星兵器を追求している国も存在すると指摘した 上で、宇宙空間への無制限のアクセスと活動の自 由が米国にとって重要な利益であるとの認識を示 すとともに、新たに設立された国家宇宙会議で、 長期宇宙目標を検討し、戦略を発展させるとして いる。18 (平成30) 年3月には、国家宇宙戦略が 公表され、敵対者が宇宙を戦闘領域に変えたとの 認識を示し、宇宙空間における米国及び同盟国の 利益を守るため、脅威を抑止及び撃退していくと 表明した。こうした戦略的指針に基づき、米国防 省は昨今、紛争が宇宙空間までおよぶ可能性に備 えなければならないとの認識のもと、米国が宇宙

から得られる国家安全保障上の優位性を維持・強 化することを目標としている。

組織面では、国家航空宇宙局(NASA)が米国 の非軍事分野の宇宙開発などを担っている。また、 米国防省は国家安全保障面から宇宙活動や開発に 関与し、米戦略軍隷下の統合宇宙コマンドが軍事 面で宇宙活動を担っている。

主な軍事利用の衛星として、画像偵察、早期警 戒、電波情報収集、通信、測位などの衛星があり、 その運用は多岐にわたる。

2 ロシア

ロシアの宇宙活動は、旧ソ連時代から継続して いる。旧ソ連は、1957 (昭和32)年10月、人類初 の人工衛星 「スプートニク1号」の打上げを皮切 りに、数々の人工衛星を打上げ、旧ソ連解体に至 るまで世界一の人工衛星打上げ数を誇った。その 中には多数の軍事利用の衛星も含まれ、冷戦期間 中、米国及び旧ソ連による宇宙空間の軍事的な利 用が進展した。1991 (平成3)年の旧ソ連解体以 降、ロシアの宇宙活動は低調な状態にあったが、 近年、再び活動を拡大している。

安全保障面での動向としては、15(平成27)年 12月に承認された「ロシア連邦国家安全保障戦 略」において、米国による宇宙への兵器の配備が、 グローバル及び地域的な安定を阻害している要因 の1つと指摘している。また、14(平成26)年4 月に「国家安全保障戦略」の理念を軍事分野にお

^{6 07 (}平成19) 年、国連宇宙空間平和利用委員会議長が、民生分野の宇宙活動について、長期的持続可能な活動を行うためのリスク軽減や宇宙空間への公平 なアクセスなどについて定める「宇宙活動の長期的持続可能性」を議論することを提案。これを受け、国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会にワー キンググループが設置され、ガイドライン策定に向けた議論を毎年実施している。16 (平成28) 年6月には、スペースデブリ監視情報の収集、共有などを促 進する内容を含む一部のガイドラインについて合意。18 (平成30) 年中の全体合意を目指し、議論を継続中。

^{17 (}平成29) 年12月、トランプ大統領就任後、最初の宇宙政策を指示する [宇宙政策指令-1] の署名式を行い、スピーチの中で軍事利用と宇宙の関連性 に触れ、米国宇宙政策の重要性を示すなど、新たな動きもみられる。

いて具体化する文書として策定された「ロシア連邦軍事ドクトリン」では、宇宙においてロシア軍の活動を支援する周回軌道宇宙飛翔体群の展開及び維持を主要な任務の一つとして挙げている。

組織面では、国営宇宙公社ロスコスモスがロシ Roscosmos State Corporation for Space Activities アの科学分野や経済分野の宇宙活動を担う一方 で、国防省が安全保障目的での宇宙活動に関与 し、航空宇宙軍⁸が実際の軍事面での宇宙活動や 衛星打上げ施設の管理などを担当する。

主な打上げ衛星として、画像偵察、早期警戒、電波情報収集、通信、測位などの衛星があり、いずれも安全保障分野に活用されているとみられる。また、現在ロシアは、新型運搬ロケットであるアンガラロケットを開発中⁹のほか、極東のボストーチヌイに新たな発射場を建設中¹⁰である。

3 欧州

欧州における宇宙活動は、フランスが旧ソ連及び米国に次ぐ1965 (昭和40) 年、英国が1971 (昭和46) 年に衛星打上げ国となったほか、イタリアが1964 (昭和39) 年12月、ドイツが1965 (昭和40) 年7月にそれぞれ米国のロケットを利用し、人工衛星の保有国となった。一方、1975 (昭和50) 年5月の欧州宇宙機関 (ESA) 11 条約に基づき同月に発足したESAは、1979 (昭和54)年に衛星を打上げた。

欧州では、EU、ESA、欧州各国がそれぞれ独自

の宇宙活動を推進しているほか、相互の協力による宇宙活動が行われている¹²。

ESAにおいては、04 (平成16) 年5月、EUとの「枠組み協定」により、連携した宇宙開発を推進することや定期的な閣僚級理事会を開くことなどを規定し、07 (平成19) 年5月、EU・ESA合同閣僚級理事会において、「欧州宇宙政策」を承認¹³している。この「欧州宇宙政策」では、民生目的及び防衛目的の宇宙活動の相乗効果の向上や、加盟国の調整のとれた宇宙活動、国際競争力のある宇宙産業の確保などの重要性が示され、安全保障が優先分野の一つとして位置づけられている。

今後はEU・ESAが計画している衛星測位システム「ガリレオ」¹⁴、地球観測プログラム「コペルニクス」¹⁵、欧州防衛庁 (EDA) ¹⁶による偵察衛星プロジェクト (MUSIS) ¹⁷などが、欧州におけるMultinational Space based Imaging System 安全保障分野に活用されていくものとみられる。

4 中国

中国は、1950年代から宇宙開発を推進し、1970 (昭和45)年4月、ミサイル開発を発展させた技術を用いて運搬ロケット「長征1号」に搭載した中国初の人工衛星「東方紅1号」を打上げた¹⁸。

中国は、これまでに有人宇宙飛行、月面探査機の打上げなどを行っている。中国の宇宙開発は、 国威の発揚や宇宙資源の開発を企図しているとの

- 8 ロシア国防省によると、航空宇宙軍は空軍と航空宇宙防衛部隊が統合して創設され、15 (平成27) 年8月に任務を開始したとされる。また、航空宇宙軍の任務は①航空兵力の集中的な戦闘指揮、②防空・ミサイル防衛、③人工衛星の発射及び制御、④ミサイル攻撃警戒、⑤宇宙空間の監視などとしている。
- 9 14 (平成26) 年7月、「アンガラ1.2PP」の初打上げに成功し、同年12月、「アンガラA5」が模擬衛星の初打上げに成功した。また、ロシアがソ連崩壊後に初めて開発した大型ロケットとされ、今後、商業衛星や軍事目的の衛星を打上げるとされている。
- 10 ロシアが租借しているカザフスタンのバイコヌール宇宙基地に替わる発射場として建設されており、20 (平成32)年までの完全稼働を目指している。
- 11 1975 (昭和50) 年5月、ESAは宇宙研究・技術・応用分野において、主に平和目的で利用するための単一の欧州宇宙機関の設立を目的としたESA条約に基づき設立。1980 (昭和55) 年10月、正式に発足
- 12 00 (平成 12) 年9月、欧州委員会 (EC: European Commission) とESAによる欧州宇宙戦略は、欧州の統一的なかつ効果的な宇宙活動を進めることとし、ECが宇宙政策に関する政治的・戦略的な決定を行い、ESAがその実施機関となるとの方向性などを示した。現在稼働中の衛星測位システム「ガリレオ」及び環境・安全保障監視プログラム「コペルニクス」においては、政策分野をEUが、技術分野をESAが主に担当するなど、双方が補完し合いながらプロジェクトを進めている。
- 13 16 (平成28) 年10月、欧州委員会は欧州宇宙戦略を発表している。
- 14 16 (平成28) 年12月、衛星18基で初期サービスを開始。衛星数の不足からGPSと併用するとしている。また、20 (平成32) 年までに全30機の衛星で運用開始予定。
- 15 地球観測のために必要な画像を取得する新たな観測衛星「センチネル」の打上げが進められている。観測衛星「センチネル」は、目的に応じて、①全天候型であり、陸海のレーダー撮像を実施、②全天候型であり、植生、内陸水路、沿岸地域の撮像、高解像度で陸上監視が可能な衛星、③陸海表面の温度や地勢図の測定に分類される。18 (平成30) 年1月現在、6機が衛星軌道上にあると指摘されている。
- 16 04 (平成16) 年、欧州における危機管理面での防衛能力の向上と安全保障・防衛政策を実施・維持する目的で設置
- 17 ベルギー、ドイツ、ギリシャ、フランス、イタリア及びスペインによって開始。10 (平成22) 年12月、ポーランドが加わった。フランスの軍事偵察衛星「ヘリオスII」、軍民両用地球観測衛星「プレアデス」、ドイツの軍事レーダー衛星群「サールーペ」、イタリアの地球観測衛星群「コスモ・スカイメッド」、スペインの光学衛星「インゲニオ」の後継となる共同プロジェクト
- 18 16 (平成28) 年の運搬ロケット打上げ回数は、米国22回、中国22回、ロシア17回、欧州11回、インド7回、日本4回、イスラエル1回。打ち上げ回数で、中国は初めてロシアを上回り、米国に並んだ。なお、17 (平成29) 年は、米国29回、ロシア19回、中国18回、欧州(仏国)11回、日本7回、インド5回。

見方がある。

組織面では、国務院の工業・情報化部のもとに ある国防科学技術工業局が、宇宙・核・航空・船 舶及び兵器産業などを所管し、国家航天局が、 民・商用宇宙分野における行政管理を統括し、対 外的に政府を代表する。

15 (平成27) 年5月の中国の国防白書 「中国の 軍事戦略 | では、宇宙空間は国家間の戦略競争の 攻略ポイントであると指摘している。その一方で 中国は、自らの宇宙空間における活動を「宇宙空 間の平和利用」と主張し、「宇宙兵器化と宇宙軍備 競争に反対し、国際宇宙協力に積極的に参与」す る旨強調するほか、「宇宙の情勢をつぶさに追跡、 把握し、宇宙空間の安全に対する脅威と挑戦に対 処し、宇宙資産の安全を守る」としている。また、 16 (平成28) 年12月に公表した中国の宇宙白書 「2016中国の宇宙 | では、「宇宙強国の建設 | や 「中国の夢の実現」といった方針が示され、20(平 成32) 年ごろまでの打上げ計画¹⁹を提示したほ か、国際協力や宇宙の平和利用を強調している。 一方、安全保障の要求も満たすとしており、宇宙 空間の軍事利用を否定していない。

実際に中国は、情報収集、通信²⁰、測位²¹など軍 事目的での宇宙利用を積極的に行っている。16 (平成28) 年1月に新設された戦略支援部隊の任 務や組織の細部は公表されていないものの、字 宙・サイバー・電子戦を担当しているとの指摘が ある。また、運搬ロケット「長征」シリーズの新型 の打上げの継続22のほか、さらに超重量級の運搬 ロケットの開発を行うとしている。運搬ロケット は、中国国有企業が開発・生産を行っているが、 これらの企業は弾道ミサイルの開発・生産なども 行っているとされている。中国は、官、軍、民が密 接に協力しながら、今後も宇宙開発に注力してい くものとみられる。衛星地上局の整備にも注力し ているとみられ、北欧スウェーデン・キルナ近傍 に中国初の国外の衛星データ受信局を16(平成 28) 年12月に開設した²³。また、独自の宇宙ス テーション建設²⁴を目指す「有人宇宙プロジェク ト」を進めている。17 (平成29) 年4月には文昌 衛星発射センターから [長征7号遥2] 運搬ロケッ トにより、無人宇宙貨物輸送船「天舟1号」を初 めて打ち上げ、その後、「天舟1号」と宇宙実験室 「天宮2号」のドッキングに成功した。この他、海 南省リモートセンシング研究所は、19(平成31) 年から21(平成33)年にかけ、10個の人工衛星 を次々と打ち上げるとされている。さらに、中国 は投資、研究開発、米国などからの技術導入など によって、宇宙大国の一つとなったとされ、将来 的には、米国の宇宙における情報優位を脅かすお それがあるとの指摘²⁵がある。また、前述のとお り、中国は対衛星兵器の開発を継続しており、07 (平成19)年1月には地上から発射したミサイル で自国の人工衛星を破壊する実験を、14(平成 26) 年7月には対衛星ミサイルの実験で人工衛星

¹⁹ 月探査機のほか、独自の測位衛星である北斗の全世界規模でのサービス開始、火星探査、小惑星探査及び木星探査などを記述している。

^{20 16 (}平成28) 年8月、中国は世界初の宇宙・地上間の量子通信実験を行う量子科学実験衛星 [墨子] を打上げた。

^{21 12 (}平成24) 年12月には、衛星航法システム「北斗」がアジア太平洋の大部分の地域を対象にしたサービスを正式に開始し、既に海軍艦艇、海上法執行機 関所属の公船、漁船などへの「北斗」システムの搭載が開始されていると報じられている。「北斗」は測位だけでなく双方向のショートメッセージ機能を有し ており、同機能を利用することで、中国艦船が確認した他国艦船の位置情報などをリアルタイムで一元的に把握・共有することが可能になるなど、海洋など における情報収集能力が向上するとの指摘もある。

^{22 15 (}平成 27) 年9月、長征6号 (小型衛星打上げ用) 及び長征11号 (固体燃料・小型衛星即時打上げ用)、16 (平成 28) 年6月、長征7号 (有人宇宙船 「神舟」 打上げ用)、同年11月、長征5号(大型衛星打上げ用)の初打上げにそれぞれ成功した。一方、17 (平成29) 年7月には長征5号ロケットの打ち上げに失敗 している。また、低軌道への打上げ能力100トンを目指した、長征9号(超大型衛星打上げ用)を30(平成42)年前後に打上げる計画を公表した。

²³ 北極圏内にあるこの受信局では、太陽同期軌道を回る地球観測衛星(画像偵察衛星を含む)が取得したデータを受信しやすいなど、安全保障上の利点が多 いとの指摘がある。

^{24 06 (}平成 18) 年 2月、中国国務院が公表した 「国家中長期科学技術発展計画綱要」 では、宇宙ステーション建設の他、月面探査、高解像度地球観測システム を重大特定プロジェクトと位置づけている。

^{25 15 (}平成27) 年11月、米中経済安全保障再検討委員会の年次報告書による。

の破壊を伴わないもの²⁶を行ったほか、衛星攻撃衛星「キラー衛星」や電波妨害装置(ジャマー)、レーザー光線などの指向性エネルギー兵器²⁷を開発しているとの指摘もある。

5 インド

インドの宇宙開発は、国家5か年計画のもと、 社会及び経済発展を目的とした宇宙プログラムを 推進している。第12次5か年計画²⁸では、通信、 測位、地球観測(災害監視・資源探査、気象観測 など)、輸送システム、宇宙科学、スピンオフの促 進などの非軍事的な計画を主として推進してい る。

首相のもと、宇宙委員会 (SC) が宇宙政策を決定し、宇宙開発予算の準備、宇宙開発のプログラム実行の責任を負う。また、それをもとに宇宙庁が宇宙開発政策を実行し、ロケットの開発、打上げ、衛星の開発、製造などを行うインド宇宙研究機関 (ISRO) を管理する。

インドは、16 (平成28) 年4月、インド周辺国の測位が可能な測位衛星²⁹を運用させたほか、地球観測衛星を打上げ、安全保障目的にも使用して

いるとの指摘がある。また、17 (平成29) 年2月、インドは世界最多となる104機の衛星³⁰を1基のロケットで打上げることに成功した。今後、惑星探査、有人宇宙飛行³¹などが計画されている。

6 韓国

韓国は、1990年代後半から宇宙開発を本格化させたものとみられる。13 (平成25)年11月、自国製³²のロケットの初打上げを20 (平成32)年6月に前倒し³³するなどとした「宇宙開発中長期計画(2014~2040)」³⁴に加え、民間企業が宇宙開発を主導するよう誘導する計画「宇宙技術産業化戦略」、自国製のロケットを活用し、惑星・宇宙探査及び高軌道衛星の独自開発を行う「韓国製のロケット開発計画修正」の主要三計画を制定し、宇宙活動を推進している。

組織面では、韓国航空宇宙研究院が実施機関として研究開発を主導する。また、国防科学研究所が各種衛星の開発利用に関与している。

主な利用衛星として、画像偵察、通信などの衛星がある。なお、衛星の打上げは、他国に依存している。

^{26 15 (}平成27) 年2月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、中国は14 (平成26) 年7月、対衛星ミサイルの実験であって人工衛星の破壊を伴わないものを行ったと指摘。また、中国は衛星に対する電波妨害(ジャミング)能力を保有し、対衛星システムを追求していると指摘している。

^{27 17 (}平成 29) 年6月、米国防省が発表した「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告書」によると、中国は危機や紛争時に、敵による宇宙資産の使用を制限・阻止するため、指向性エネルギー兵器や電波妨害装置 (ジャマー)、さらには対衛星能力を含むさまざまな能力開発を続けているとしている。

²⁸ 第12次5か年計画は、12 (平成24)年4月から17 (平成29)年3月を対象。

²⁹ インドは、16 (平成 28) 年4月に7機目の地域測位システム (IRNSS: Indian Regional Navigation Satellite System) 衛星の打上げに成功し、軌道配備を完了した。

³⁰ 衛星は極軌道に打上げられ、約700kgのインドの地球観測衛星 [Cartosat-2D] 1機の他、約10kg以下の小型衛星103基 (イスラエル・カザフスタン・オランダ・スイス・アラブ首長国連邦の各1基、インド2基、米国96基) を同時に打上げた。

^{31 14 (}平成26) 年12月、インド宇宙研究機関は、無人の宇宙船を搭載した大型ロケットの打上げ実験に成功した。

^{32 13 (}平成 25) 年1月、ロシアのアンガラロケット1段目を元として開発したロケット [羅老号 (KSLV-1)] の打上げに3回目で初成功した。

³³ 試験用ロケットの打上げを17 (平成29) 年12月に予定していたが技術的な問題から18 (平成30) 年10月に延期した。

^{34 1996 (}平成8) 年発表された、「宇宙開発中長期基本計画 (1996~2015)」が韓国初の宇宙計画とされる。

サイバー空間をめぐる動向

1■ サイバー空間と安全保障

近年の情報通信技術 (ICT) の発展により、イ ンターネットなどの情報通信ネットワークは人々 の生活のあらゆる側面において必要不可欠なもの になっている。一方、重要インフラの情報通信 ネットワークに対するサイバー攻撃¹は、人々の 生活に深刻な影響をもたらしうるものである。

サイバー攻撃の種類としては、情報通信ネット ワークへの不正アクセスやメール送信などを通じ たウィルスの送り込みによる機能妨害や情報の改 ざん・窃取、大量のデータの同時送信による情報 通信ネットワークの機能阻害などのほか、電力シ ステムなどの重要インフラへのシステムダウンや 乗っ取りを目的とした攻撃などがあげられる。ま た、インターネット関連技術は日進月歩であり、 サイバー攻撃²も日に日に高度化、巧妙化してい る。

軍隊にとって情報通信は、指揮中枢から末端部 隊に至る指揮統制のための基盤であり、ICTの発 展によって情報通信ネットワークへの軍隊の依存 度が一層増大している。また、軍隊は任務遂行上、 電力をはじめとする様々な重要インフラに依存し

ており、これらの重要インフラに対するサイバー 攻撃が、任務の大きな阻害要因になり得る。その ため、サイバー攻撃は敵の軍隊の弱点につけこん で、敵の強みを低減できる非対称的な戦略として 位置づけられつつあり、多くの外国軍隊がサイ バー空間における攻撃能力を開発しているとされ ている。特に、中国及びロシアは、ネットワーク 化された部隊の妨害やインフラの破壊などのため に、軍のサイバー攻撃能力を強化していると指摘 されている³。

また、国家などに害を加えようと意図する主体 (非国家主体を含む)は、物理的な手法による直接 攻撃よりも、サイバー空間を通じた攻撃を選択す る方がより容易である場合が多いと認識している 可能性が高い4。さらに、情報収集目的のために他 国の情報通信ネットワークへの侵入が行われてい るとの指摘があり、より多くの機微な情報がサイ バー空間に保管されるようになるにつれ、こうし たサイバー攻撃による情報窃取の被害はより重大 なものとなってきている。

2 ■ サイバー空間における脅威の動向

このような状況のもと、諸外国の政府機関や軍 隊などの情報通信ネットワークに対するサイバー

攻撃が多発している5。

これらの一部については、中国の人民解放軍⁶、

- サイバー攻撃の標的には、大きくは国家間などの地球規模のほか、国や政府機関、地域社会、経済界やインフラ、企業、個人まで様々なものがある。そのため サイバー攻撃への対策は、それぞれの規模に対して最適な対策が必要であると言われている。
- 12 (平成24) 年9月、「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」では、サイバー攻撃の特徴として①多様性:実行者、手法、 目的、状況などが多様であること、②匿名性:実行者の隠蔽・偽装が容易であること、③隠密性:攻撃の存在を察知し難いものや、被害発生の認識すら困難 であること、④攻撃側の優位性:手法によっては攻撃手段の入手が容易であることや、ソフトウェアのぜい弱性を完全に排除することが困難であること、⑤ 抑止の困難性:報復攻撃や防御側の対策による抑止効果が小さいことなどがあげられている。
- 米国防情報局長官世界脅威評価 (18 (平成30) 年3月) による。
- 16 (平成28) 年2月、オバマ米大統領 (当時) が発表した 「サイバーセキュリティ国家行動計画」 による。
- 5 米行政予算管理局が連邦情報セキュリティ管理法に基づき議会に報告している年次報告書によると、17米会計年度に連邦政府機関から報告されたサイバー セキュリティ・インシデントの件数は、35,277件。また、18 (平成30) 年2月の米国家情報長官 [世界脅威評価] は、米国に対して最も重大なサイバー脅 威を与える主体として、ロシア、中国、イラン及び北朝鮮を挙げ、それぞれ、①ロシアは米国及びその同盟国の重要インフラの偵察を継続するとともに、米 国の政策への洞察を得るため、米国、NATO及びその同盟国を標的とする、②中国は引き続き、国家安全保障上の優先事項を支えるため、サイバー諜報を実 施するとともにサイバー攻撃能力を向上させる、③イランは、諜報及び将来的なサイバー攻撃の準備のため、米国及びその西側同盟国への浸透活動を継続す る、④北朝鮮は、資金獲得、情報収集並びに韓国及び米国に対する攻撃を実施するためにサイバー活動を利用する、との見解を示している。ISILによるサイ バー空間の利用については、I 部3章1節を参照
- 13 (平成25) 年2月の米国情報セキュリティ企業「マンディアント」の「APT1:中国のサイバー諜報部隊の1つを暴露する」は、米国などに対する最も活 動的なサイバー攻撃集団は、中国人民解放軍総参謀部第3部 (当時) 隷下の [61398部隊] であると結論づけている。またサイバー部隊である総参謀部第3 部(当時)は、13万人の規模であるとの指摘がある。

情報機関、治安機関、民間ハッカー集団や企業な ど様々な組織の関与が指摘っされている。15(平 成27) 年5月に発表された中国の国防白書 [中国 の軍事戦略 |8によれば、中国はサイバー戦力の建 設を加速させるとしているほか、同年12月末、中 国における軍改革9の一環として創設された「戦 略支援部隊」のもとにサイバー戦部隊が編成され たとの指摘もある。15 (平成27) 年6月には、米 国連邦人事管理局がサイバー攻撃を受け、米連邦 職員や米軍軍人などのおよそ2,200万人分の個人 情報が窃取されていたことが判明し、中国の関与 が指摘10されたが、中国は政府の関与を否定し、 ハッカーによる「犯罪」だと説明している。また、 17 (平成29) 年4月には、中国の政府機関と関連 がある2つのハッカーグループが韓国の政府、軍、 防衛企業などに対してサイバー攻撃を行ったとの 指摘11がある。中国はサイバー攻撃により、他国 の軍の作戦計画や国家安全保障の意思決定のプロ セス、重要インフラなどに関する機微な情報を得 ているとの指摘¹²がなされている。

15 (平成27) 年12月、ウクライナで大規模な停電を発生させたサイバー攻撃¹³は、ロシアの関与が指摘されており、17 (平成29) 年6月に、ウクライナを中心に各国で発生したランサムウェアによるサイバー攻撃については、米英両政府は18 (平成30) 年2月、ロシア軍によるものと発表

した。また、米国政府は、ロシア情報機関が16(平 成28) 年の米大統領選挙の影響工作のためサイ バー攻撃を行ったと批判した14ほか、17(平成 29) 年3月には、米大手インターネット企業から 5億件以上の個人情報が流出したサイバー攻撃を 実施したとして、ロシア連邦保安庁 (FSB) の要 員2名を含む4名のハッカーを起訴した15°ロシア については、軍や情報機関、治安機関などがサイ バー攻撃に関与しているとされる。また、軍によ る独自のサイバー部隊¹⁶の存在が明らかとなって おり、敵の指揮・統制システムへのマルウェア (破壊工作プログラム) の挿入を含む攻撃的なサ イバー活動を担うと指摘されている¹⁷。こうした ロシアによる活動の背景には、ロシアの意思決定 を支援するための情報収集、軍事・政治的目的を 支援するための工作、将来の有事に備えたサイ バー空間の環境整備の継続などの目標があると指 摘されている¹⁸。

16 (平成28) 年9月に発生した韓国軍内部ネットワークへのサイバー攻撃について、17 (平成29) 年5月に、韓国国防部は北朝鮮ハッカー組織と推定される勢力によるものとの結論を下したと報じられた¹⁹。また、このサイバー攻撃による軍事機密文書の流出が指摘されている。さらに、17 (平成29) 年5月には、マルウェア「ワナクライ」により、世界150か国以上の病院、学校、産業な

- 7 米中経済安全保障再検討委員会の年次報告書 (16 (平成 28) 年 11 月) は、中国は国家安全部と軍の組織によるサイバー諜報に加え、中国の多数の非国家主体が米国を標的としたサイバー諜報を実施しており、こうした主体には、政府と契約したハッカー、民間の「愛国ハッカー」、犯罪組織が含まれていると指摘している。
- 8 同国防白書では、「サイバー空間は、経済・社会発展の新たな支柱であり、国の安全保障の新分野である」、「サイバー空間における国際間の戦略競争は日増 しに激化しており、多くの国がサイバー空間における軍事力を発展させている」、さらに、「中国はハッカー攻撃の最大の被害国の一つである」などと指摘し ている。
- 9 15 (平成 27) 年9月以降、中国は軍改革に関する一連の決定を公表しており、16 (平成 28) 年1月には戦略支援部隊などの新設が発表された。同部隊の任務や組織の細部は公表されていないものの、宇宙・サイバー・電子戦を担当しているとの指摘がある。
- 10 米中経済安全保障再検討委員会の年次報告書 (15 (平成 27) 年11月) による。この他にも、米国連邦人事管理局 (OPM: Office of Personnel Management) と同じ手口で、米国の航空会社への攻撃が行われたとしている。
- 11 17 (平成29) 年7月、米中経済安全保障再検討委員会による報告書による。
- 12 17 (平成29) 年11月、米中経済安全保障再検討委員会による年次報告書による。
- 13 16 (平成28) 年2月の米ニューヨークタイムズ紙は、クリミア併合などで対立するロシア軍関与の疑いがあると報じた。
- 14 16 (平成28) 年10月の米国土安全保障省と米国家情報長官による共同声明、また、同年12月、ロシアによる米国へのサイバー攻撃に関する米国土安全保障省及びFBIの共同報告書及び、17 (平成29) 年1月の米大統領選に対するロシアのサイバー攻撃に関する米情報コミュニティの報告書による。なお、17 年 (平成29) 年のフランス大統領選挙期間中には、ロシアに対して強硬姿勢と評されるマクロン氏が、サイバー攻撃に加えて、租税回避地に隠し財産があるかのようなフェイクニュースを拡散される被害に遭ったとされる。同氏は大統領就任後、仏露大統領共同記者会見の場において、ロシアメディアを虚偽宣伝団体だと名指しで非難した。
- 15 14 (平成 26) 年に発生。このほか、このインターネット企業からは、13 (平成 25) 年にもサイバー攻撃を受けて30億人分の情報が流出している。
- 16 17 (平成29) 年2月、ロシアのショイグ国防相の下院議員の説明会での発言による。発言によれば、ロシア軍に「情報作戦部隊」が存在すると明らかにされ、
 欧米との情報戦が起きているとし「政治宣伝活動に対抗するため」と強調、防衛目的との認識を示した。また、ロシアのサイバー軍の要員は約1,000人と
- 17 15 (平成 27) 年9月、クラッパー米国家情報長官(当時)が下院情報委員会で「世界のサイバー脅威」について行った書面証言による。
- 18 米国家情報長官世界脅威評価 (17 (平成29) 年5月) による。
- 19 17 (平成29) 年5月の韓国・国防日報電子版による。また、攻撃に使われたIPアドレス (インターネット上の住所) の中の一部が、既存の北朝鮮ハッカーが使用していた中国・瀋陽地域のものと識別されたと指摘されている。

どのコンピュータを暗号化し、使用不能にするサ イバー攻撃が行われた。この事案について、米国 は、同年12月、北朝鮮によるものであるとし た²⁰。このサイバー攻撃により 14万ドル分のビッ トコインが集められたとの指摘があるほか、韓国 国家情報院は北朝鮮が仮想通貨を奪うために韓国 の取引所などへのハッキングを繰り返しており、 数百億ウォン (数十億円) 相当を奪っていると報 告したとされるなど、資金獲得目的のサイバー攻 撃であったとの指摘がある。北朝鮮については、 このようなサイバー攻撃への政府機関などの関 与²¹のほか、国家規模で人材育成を行っていると の指摘もある²²。

なお、わが国においても、15 (平成27)年5月 には、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、年金 の受給者と加入者の個人情報が流出した。このほ か、政府の関与が指摘されているハッカー集団か らの政府機関や防衛・航空宇宙産業などに対する サイバー攻撃が指摘されている。

さらに、意図的に不正改造されたプログラムが 埋め込まれた製品が企業から納入されるなどのサ プライチェーンリスクや、産業制御システムへの 攻撃を企図した高度なマルウェアの存在も指摘さ れている²³。16 (平成28) 年に発生したマルウェ ア「Mirai」によるサイバー攻撃など、IoT機器を 踏み台にした攻撃が顕著化しており、その脅威は 今後も増大するものと予想されている²⁴。

政府や軍隊の情報通信ネットワーク及び重要イ ンフラに対するサイバー攻撃²⁵は、国家の安全保 障に重大な影響を及ぼし得るものであり、また、 近年、国家が関与するサイバー攻撃が増加してい るとの指摘もあることから、サイバー空間におけ る脅威の動向を引き続き注視していく必要があ る。

3 ■ サイバー攻撃に対する取組

こうしたサイバー空間における脅威の増大を受 け、各国において、政府全体レベル及び国防省を 含む関係省庁レベルなどで、各種の取組が進めら れている²⁶。

近年新たな安全保障上の問題となっているサイ バー攻撃に関しては、効果的な対応を可能とする うえで整理すべき論点が指摘されている。例えば、 サイバー空間に関しては、国際法の適用のあり方

など、基本的な点についても国際社会の意見の隔 たりがあるとされ、米国や欧州、わが国などは、 自由なサイバー空間の維持²⁷を訴え、ロシアや中 国、新興国などの多くは、サイバー空間の国家管 理の強化を訴えているなど、各国の主張は対立し ているとの指摘もある。こうした状況を背景に、 国際社会においては、サイバー空間における法の 支配の促進を目指す動きがある。国連のサイバー

- 20 ボサート米大統領補佐官の記者会見による。なお、JPCERT/CCによると、日本では600か所、2,000端末以上が感染したとされている。
- 21 13 (平成 25) 年 11 月、韓国報道各社が、韓国国家情報院が国会情報委員会の国政監査で北朝鮮のサイバー戦能力などについて明らかにしたと報じるとと もに、北朝鮮の金正恩第1書記が、「サイバー戦は、核、ミサイルと並ぶ万能の宝剣である」と述べたと伝えた。また、16 (平成28) 年2月に議会に提出した 米国防省「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」では、北朝鮮は攻撃的なサイバー作戦能力を保有しているとしている。さ らに、17 (平成29) 年1月、韓国の「2016国防白書」は、北朝鮮はサイバー部隊を集中的に増強し、規模は約7,000人と指摘している。
- 22 例えば、11 (平成23) 年6月の韓国の脱北者団体 [NK知識人連帯] 主催 [2011北朝鮮のサイバーテロ関連緊急セミナー] における [北朝鮮のサイバーテ 口能力」と題した発表資料は、北朝鮮のサイバー関連組織について、政府機関などの関与を指摘し、サイバー戦力養成のため、全国から優秀な人材を発掘し、 専門教育を行っている、としている。
- 23 12 (平成24) 年10月、米下院情報特別委員会による「中国通信機器企業華為技術及び中興通訊が米国国家安全保障に及ぼす問題」と題する調査報告書では、 米国重要インフラに対するサイバー攻撃能力や企図に対する懸念や、中国主要IT企業と中央政府、共産党、人民解放軍との不透明な関係がサプライチェー ンリスクを増大させることへの強い懸念といった、国家安全保障上の脅威を理由に、中国大手通信機器メーカー「華為技術」及び「中興通訊」の製品を利用 しないように勧告された。フランス、オーストラリア、カナダ、インド及び台湾などでも同様の動きがみられ、英国及び韓国などでは注意を促す動きがみら れる。
- 24 17 (平成29) 年7月のサイバーセキュリティ戦略本部決定 [2020年及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方について-サイバーセキュリティ 戦略中間レビュー-」による。
- 25 17 (平成 29) 年10月に米国情報セキュリティ企業 「ファイアアイ」が公表した 「北朝鮮の主体、米国の電力会社にスピア・フィッシング攻撃」 は、17 (平 成 29) 年9月に、北朝鮮政府との関連が濃厚とされるサイバー脅威グループによって、複数の米国電力会社にスピアフィッシング・メールによるサイバー 攻撃が行われたとしている。
- 26 一般的に政府全体レベルでは、①サイバーセキュリティ関連部門の統合や運用部門の一元化、②専任のポストの設置や研究部門の新設及び拡充などによる 政策部門及び研究部門の強化、③サイバー攻撃対処における情報機関の役割の拡大、④国際協力の重視、などの傾向があると考えられる。国防省レベルにお いても、サイバー空間における軍の作戦を統括する機関を新設するなど、サイバー攻撃への取組を国防戦略の中の重要な戦略目標と位置づけるなどの対応 が進められている。
- 27 情報の自由な流通や政府のみならず民間企業・市民社会を含むマルチステークホルダー・アプローチなどを訴えている。

問題に関する第5会期政府専門家会合における報告書の合意は得られなかったものの、サイバー空間に関する国際会議²⁸などの枠組みにおいて、国際的なルール作りなどに関する議論が行われている。

Q 参照 Ⅲ部1章2節7項(サイバー空間における対応)

1 米国

米国では、連邦政府のネットワークや重要インフラのサイバー防護に関しては、国土安全保障省が責任を有しており、同省のサイバーセキュリティ通信室(CS&C)が政府機関のネットワーク 防御に取り組んでいる 29 。

米国は、17(平成29)年12月に発表した国家 安全保障戦略において、多くの国がサイバー能力 を影響力を行使する手段と捉えており、サイバー 攻撃は、現代戦の重要な特徴となっているとしつ つ、米国に対してサイバー能力を使用する相手を 抑止、防御し、必要であれば打ち負かすとしてい る。そのため、米国は、①サイバー攻撃を特定し 迅速に対応する能力の改善、②米国政府の財産、 重要インフラ、情報などを守るためのサイバー手 段及び専門知識向上、③必要に応じて敵に対しサ イバー作戦を実施できるようにするため、米国政 府の権限と手続きの統合の改善などを図る戦略方 針を打ち出している。米国防省は、18(平成30) 年1月に国家安全保障戦略を支えるものとされる 国家防衛戦略2018を発表し、サイバー防衛、抗 たん性、運用全体へのサイバー能力の統合の継続

に投資していく方針を示している。また、オバマ政権下の15 (平成27) 年4月に公表された「米国防省サイバー戦略³⁰」は、国防省は、①国防省のネットワーク、システム及び情報の防護、②サイバー攻撃による深刻な結果からの米国及びその権益の防護、③軍事作戦の支援のための統合的なサイバー能力の提供、の3つをサイバー空間における主要な任務³¹とし、当該サイバー能力には、敵国軍事システムの破壊を目的としたサイバー作戦が含まれるとしている。

米軍においては、戦略軍隷下のサイバー軍が、サイバー空間における作戦を統括することを任務としており、陸海空海兵隊の各サイバー部隊並びに国防省の情報環境を運用・防衛する「サイバー防護部隊」、国家レベルの脅威から米国の防衛を支援する「サイバー国家任務部隊」及び統合軍が行う作戦をサイバー国から支援する「サイバー戦闘任務部隊」(これら三部隊は「サイバー任務部隊」³²と総称されている。)などから構成されていた。戦略軍隷下であったサイバー軍は、18(平成30)年5月に統合軍に格上げされ、これにより、サイバー軍司令官は、他の統合軍司令官と同様、国防長官に対して直接報告を行うことが可能となった³³。

米国は、中国によるサイバー窃取は、国家安全保障に関する情報から機微な経済情報、米国の知的財産に至るまで、幅広く米国の利益を標的とし続けていると認識している。15(平成27)年9月、オバマ米大統領(当時)と習近平中国国家主席は首脳会談において、両国が知的財産のサイバー窃

²⁸ サイバー空間に関する国際会議は、11 (平成23) 年にヘーグ英外相(当時)が提唱して立ち上げ、一連の会議はロンドン・プロセスと称されている。100 か国以上の政府、国際機関、民間セクター、NGOなどが一堂に会し、サイバー空間における諸課題に関する包括的な議論を行う、ハイレベルかつ最大規模の国際会議であり、直近では17 (平成29) 年11月に開催されている。

²⁹ 国土安全保障省は、18 (平成30) 年5月にサイバーセキュリティ戦略を発表。20 (平成32) 年までに200億台以上のデバイスがインターネットに接続されることが予想され、それによりリスクも高まるとしている。

³⁰ 米国防省サイバー戦略では、ロシアや中国は先進的なサイバー能力及び戦略を獲得しているとした上で、ロシアの活動は秘密裏に行われており、その意図を読み取ることが難しいとしている。また中国は、知的財産を窃取し、中国企業に利益を与えているとしている。さらに、イラン及び北朝鮮のサイバー能力は高くないものの、米国及び米国の権益に対する敵対的な意図を公然と示しているとしている。

³¹ 米国防省はサイバー空間における任務を遂行するために、①サイバー作戦実施のための即応的な部隊及び能力の構築・維持、②国防省の情報ネットワーク 及びデータの防護並びに任務上のリスクの軽減、③関係省庁・企業などとの連携を通じた重大なサイバー攻撃からの米国及びその権益の防護体制の構築、 ④紛争管理におけるサイバー空間における各種手段の活用、⑤同盟国及びパートナー国との緊密な協力関係の構築、という5つの戦略構想を示している。

^{32 15 (}平成27) 年4月、上院軍事委員会における米サイバー軍司令官の発言などによれば、三部隊には複数のチームが所属しているとされ、現在数十チームが活動中としている。また、州兵や予備役を活用し、18 (平成30) 年9月までに133チーム (サイバー国家任務部隊 (13チーム)、サイバー防護部隊 (68チーム)、サイバー戦闘任務部隊 (27チーム)、支援チーム (25チーム))、6,200人規模にするとしている。

³³ 米国防省は、サイバー軍の統合軍への格上げの発表に際して、サイバー空間は、陸・海・空の領域と同様に重要であり、サイバー空間での作戦能力は、軍事的成功にとって不可欠であるとし、今後、サイバー兵器、サイバー防衛、サイバー要員の規模・能力強化が課題との認識を示している。

取を行わないことで合意34 し、17 (平成29) 年11 月のトランプ米大統領と習近平中国国家主席によ る首脳会談においても15(平成27)年の合意事 項を継続するとしたが、依然として中国からのサ イバー諜報が続いていると指摘³⁵されている。

2 NATO

11 (平成23) 年6月に採択されたサイバー防衛 に関する北大西洋条約機構 (NATO) の新政策及 び行動計画は、①サイバー攻撃に対するNATO の政治的及び運用上の対応メカニズムを明確化 し、②NATOが、加盟国によるサイバー防衛構 築の支援や、加盟国がサイバー攻撃を受けた場合 の支援を実施することを明確にし、③パートナー 国などと協力していくとの原則を定めている。ま た、14 (平成26) 年9月、NATO 首脳会議におい て、加盟国に対するサイバー攻撃をNATOの集 団防衛の対象と見なすことで合意している。

組織面では、北大西洋理事会 (NAC) がNATO のサイバー防衛に関する政策と作戦の政治的監督 を行っているほか、新規安全保障課題局(ESCD) がサイバー防衛に関して政策及び行動計画を策定 している。また、17 (平成29) 年11月には、サイ バー作戦センターの新設及び加盟国が有するサイ バー防衛能力のNATO任務・作戦への統合に関 する方針に合意した³⁶。さらに、NATOは08 (平 成20) 年以降、NATOサイバー防衛能力を高め るためのサイバー防衛演習を毎年行っている。ま た、NATOは、EUとの間でサイバー安保・防衛 分野での連携を進展させている³⁷。

また、08 (平成20) 年には、NATOサイバー防 衛センター (CCDCOE) がNATOのサイバー防 衛に関する研究や訓練などを行う機関として認 可38され、エストニアの首都タリンに設置された。 同センターは、サイバー活動と国際法の関係に関 する研究などを行っており、「タリンマニュア ル」³⁹を作成するなどの活動を行っている。17(平 成29) 年2月、同マニュアルの続編となる「タリ ンマニュアル2.0 が公表され、国家責任法、人権 法、航空法、宇宙法、海洋法といった平時に関す る法規範から、「武力の行使」や武力紛争法といっ た有事に関する法規範に至るまで、幅広い論点に ついて検討が行われている。

3 英国

英国は、15(平成27)年11月の「NSS・ SDSR2015 において、今後5年間で約19億ポン ドをサイバー防衛能力向上のために投資し、サイ バー空間における脅威を特定・分析する機能を強 化していくことを明らかにした。16 (平成28)年 11月には、新たな「サイバーセキュリティ戦略」 を公表し、英国がサイバーの脅威に対し安全かつ デジタルの世界において繁栄するためのビジョン を提示した。このビジョンを達成するため、サイ バー脅威に対し効果的に「防護」する手段の保持、 攻撃的手段の保持による 「抑止」、最先端技術の 「開発」が必要としている。

政府全体のサイバーセキュリティ政策に関して は、戦略的方針を提示し、組織横断的な計画の調 整などを行うサイバーセキュリティ・情報保証部 (OCSIA) がある。16 (平成28) 年10月には、国 のサイバーインシデントに対応し、官民のパート ナーシップを推進するため、国家サイバーセキュ リティセンター(NCSC)が政府通信本部 (GCHQ)の傘下機関として新しく創設された。

³⁴ 首脳会談でオバマ米大統領(当時)は、中国のサイバー攻撃に非常に深刻な懸念を表明し、あらゆる可能な手段を行使すると経済制裁の適用を示唆したと 伝えられている。その一方で、サイバー空間での犯罪の取り締まりに関する米中閣僚級対話の開催に合意した。なお、オーストラリアも、17 (平成29)年4 月の中国とのハイレベル安全保障対話において、両国が知的財産のサイバー窃取を行わないことに合意している。

^{35 17 (}平成29) 年11月、米中経済安全保障再検討委員会による年次報告書による。

^{36 17 (}平成 29) 年 11 月の NATO 国防相会合後の記者会見による。

^{37 16 (}平成 28) 年7月に、NATOとEUはサイバーセキュリティを含む、テロ・難民・移民問題などの新たな課題への対処における協力の拡大を目指した共 同宣言に署名し、サイバー防衛に関する情報交換を行うなど協力を強化している。

^{38 13 (}平成 25) 年6月、NATO国防相会合では、初めてサイバー防衛を主要課題とし、緊急対応チームを創設するとともに、同年10月までにサイバー防衛 体制を安全に稼働させることで合意した。

^{39 「}タリンマニュアル」及び 「タリンマニュアル 2.0」は、両文書ともに、NATO の公式見解ではなく、あくまでも同プロジェクトに参加したメンバー(米海軍 大学のマイケル・シュミット教授がプロジェクトリーダーを務め、欧米などの実務家、国際法学者、サイバー技術専門家などが参加)による独立した成果物 と位置づけられている。

4 オーストラリア

オーストラリアは、13 (平成25) 年1月の「国家安全保障戦略」において、サイバー政策及び作戦の統合が国家安全保障上の最優先課題の一つであるとした。また、16 (平成28) 年4月、20 (平成32) 年までの新たな「サイバーセキュリティ戦略」を発表し、国民の安全の確保、民間企業によるサイバーセキュリティへの参画、脅威情報に関する情報共有などについて規定した。

組織面では、政府内のサイバーセキュリティ能力を1カ所に集約した、オーストラリアサイバーセキュリティセンター(ACSC)が、14(平成26)年11月に設置され、政府機関と重要インフラに関する重大なサイバーセキュリティ事案への対処を行っている40。ACSCは15(平成27)年7月、初のサイバーセキュリティに関する報告書41を出し、オーストラリアに対するサイバー脅威の数、種類、強度がいずれも増加しているとしている。また、17(平成29)年7月、国防省のサイバー戦能力及びシステム強化のため、軍にサイバー部隊

を設立した⁴²。

5 韓国

韓国では、11(平成23)年8月に「国家サイ バーセキュリティ・マスタープラン | が制定され、 サイバー攻撃対処における国家情報院⁴³の統括機 能が明確化されたほか、予防、検知、対応44、制度 及び基盤の五つの分野を重点的に推進することと された。国防部門では、国防部にサイバー対策技 術チームを創設し、サイバー・ハッキング脅威に 対応するとしている⁴⁵。また、「国防サイバー安保 戦略書」を作成した上で、「国防サイバー危機対応 実務マニュアル | を用意してサイバー危機への迅 速な対応手順を定めている。合同参謀本部におい ては、15(平成27)年にサイバー作戦総括部署を 新設し、合同参謀本部議長にサイバー作戦に関す る統制権限を付与して、「合同サイバー作戦 | 教範 を発刊するなど、合同参謀本部を中心にサイバー 作戦遂行体系を一元化している。

⁴⁰ ACSCは、豪州犯罪委員会、豪州連邦警察、豪州治安情報機関、豪州通信電子局、豪州コンピュータ緊急対処チーム及び国防情報機構の職員から構成され、サイバー空間における脅威分析や官民双方のインシデント対応を行っている。また、17 (平成29) 年までに約300名体制になるとしている。

⁴¹ 同報告書によれば、豪州を狙うサイバー空間の敵には、①外国政府の支援を受けた敵、②重大かつ組織化された犯罪者、③特定の問題に動機づけられた集団や独自の不満を持つ個人がいるとしている。

^{42 17 (}平成29) 年10月に発表された豪州国際サイバー・エンゲージメント戦略によれば、軍事作戦を支援するための攻撃的なサイバー作戦は、豪州通信電子局及び豪州国防軍が協力して実施することとされている。

⁴³ 国家情報院長のもとには、国家のサイバーセキュリティ体制の確立及び改善、関連政策及び機関間の役割調整、大統領の指示事項に関する措置や施策などの重要事項を審議する国家サイバーセキュリティ戦略会議が設置されている。

^{44 14 (}平成26) 年2月、韓国国防部は、他国を攻撃するサイバー兵器の開発計画を国会で報告したと伝えられている。

^{45 17 (}平成29) 年4月の韓国・国防日報による。

第6節

軍事科学技術と防衛生産・技術基盤をめぐる動向

1 ■ 軍事科学技術の動向

近年の情報通信技術 (ICT) の大幅な進歩に代 表される科学技術の発展は、様々な分野に波及 し、経済、社会、ライフスタイルなど、多くの分野 において革命とも呼ぶべき大きな変化が引き起こ されている。

このことは軍事分野においても例外ではなく、 米国をはじめとする先進諸国では、ICTの発展に 端を発する変革が戦闘力などの飛躍的向上を実現 できると考え、各種研究と施策が継続して行われ ている。

例えば、ネットワークを活用することにより、 偵察用の衛星や無人機などの情報収集システムを 駆使して収集された敵部隊などに関する情報が共 有されれば、遠隔地の司令部からであってもきわ めて短時間に指揮・統制が行われ、目標に対して 迅速・正確かつ柔軟に攻撃力を指向することが可 能となる。

また、近年では、新しいICTの開発も行われて いる。 例えば、16 (平成28) 年8月、中国は世界 初となる量子暗号通信 を実験する衛星 [墨子] を 打上げ、17 (平成29) 年1月には、「墨子」を使っ た量子暗号通信により、中国とオーストリア間の 長距離通信に成功したとしている。今後各国にお いて、量子暗号通信などの新たな技術が軍事分野 に応用される可能性もある。

さらに、3Dプリンター技術の進展により在庫 に頼らない部品調達など、兵站に革命が起きる可 能性がある。例えば、17 (平成29) 年8月、米海 軍は、前方展開地域で交換部品を製造可能な移動 式の3Dプリンター設備の実証試験²を行ったと 発表した。

高度に近代化された軍隊を有する主要国は、よ り精密で効果的な攻撃を行えるよう、兵器の破壊 力の向上、精密誘導技術、C4ISRを含む情報関連 技術、無人化技術 (無人機³など)、人工知能 (AI) 技術、ビッグデータ解析技術4、極超音速技術5を 重視している。最近では、火砲などの従来兵器と 比べて1発あたりのコストや、射程、精度、迅速 性などの観点から効果的な火力発揮が期待される レールガン 6 や高エネルギーレーザー兵器 7 の実験 成功が伝えられているほか、きわめて遠方に位置 する目標であっても、通常兵器で迅速かつピンポ イントでの打撃を可能とする高速打撃兵器⁸の開 発も伝えられている。

米国防省高等研究計画局 (DARPA) の最近の 研究によれば、空中射出・回収・再利用が可能な

- 量子暗号通信は、量子の特性を利用した暗号化技術である量子暗号技術を利用した通信方式であり、第三者が解読できない暗号通信とされている。
- 3Dプリンターを含む関連設備は、コンテナ内に収容されており、部品によっては、その場で直ちに製造可能とされる。
- 3 軍用の無人機については、無人航空機 (UAV: Unmanned Aerial Vehicle)、陸上無人機 (UGV: Unmanned Ground Vehicle) 及び海洋無人機 (UMV: Unmanned Maritime Vehicle) などが開発されている (海洋無人機は、海上無人機 (USV: Unmanned Surface Vehicle) と無人潜水艇 (UUV: Unmanned Undersea Vehicle) に区分できる。)。こうした無人機については、人間が操作するものから完全な自律行動型、いわゆる自律型致死兵器シス テム (LAWS:Lethal Autonomous Weapons Systems) に推移していく可能性も指摘されている。また、国連の特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) の枠組みにおいては、自律型致死兵器システムを運用する上でのあり得べき姿が、特性、人間の関与、国際法の観点から議論されている。
- 米国は「第3のオフセット戦略」の中で、ビッグデータ解析により、サイバー攻撃の兆候察知や警告を行うなど、人工知能を用いた「深層学習する機械」の技 術を例示している。
- 例えば、米国においては、DARPAと空軍が共同で、超音速で取り入れた空気を、音速以下に減速せずに燃焼させることで極超音速飛しょうを可能とするス クラムジェットエンジンの技術を使用した「極超音速吸気式兵器構想 (HAWC: Hypersonic Air-breathing Weapon Concept)」について研究開発を行っ ており、将来の極超音速ミサイルなどへの適用を目指している。また、ロシアは極超音速対艦巡航ミサイル「ツィルコン」を開発しており、その性能や配備 艦艇が注目される。
- レールガンは、火薬の代わりに電気エネルギーから発生する磁場を利用して弾丸を撃ち出す兵器であり、米軍では、従来兵器である5インチ (127mm) 砲 と比べ射程を約10倍の約370kmとするレールガンを開発中であり、コストはレールガン1発あたり、ミサイルの20~60分の1と伝えられている。
- 米軍はレーザー兵器を、小型舟艇や無人機などからの攻撃に対する低高度防空能力強化のため開発中であり、射撃試験も行われている。こうした高エネル ギーレーザー兵器は、今後、システムの小型化が進められ、軽機動車両への搭載も念頭に置かれているとされる。さらに、高エネルギー液体レーザー地域防 空システムと地上レーザー兵器の統合した実験が15 (平成27) 年から行われているほか、レーザーで無人機を撃墜する試験を行うなど、実用化に向けた動 きが見られる。
- 通常兵器による攻撃の所要時間を大幅に短縮することを目的とし、弾道ミサイルとは異なる低い軌道で飛翔するとされる。

小型無人機⁹、潜水艦発見用の無人艦¹⁰、電子戦環 境下で使用できる長距離対艦ミサイル、迅速な衛 星打上げが可能な宇宙航空機11、小さな物体も発 見可能な宇宙監視望遠鏡などさまざまな先進的な 研究、開発が行われている。

最近の軍事科学技術の進歩は、民生技術の発展 にもよるところが大きい。近年は、現有装備品の 性能向上や新たな装備品の開発を行うにあたって は、デュアル・ユース技術の活用が頻繁に行われ ている。

一般的に、先端技術を保有することが困難な国 やテロ組織などの非国家主体においては、先端技 術を有する国に対しても有利な戦い方が可能にな る兵器などの研究・開発や、ICTを利用した不正 な技術の取得などを行っていくものと考えられ る¹²。例えばISILは、偵察や攻撃にも無人機を使 用するようになっているとされ、今後、こうした 脅威に対抗するための技術に関する研究開発¹³も 重要なものとして認識されている。

2 🛮 防衛生産・技術基盤をめぐる動向

近年、特に欧米諸国においては、国防費の大幅 な増額が困難な状況が続いている。一方で、軍事 科学技術の高度化や装備品の複雑化にともない、 開発・生産コストが高騰して装備品の調達単価が 上昇傾向にある。このような中で、諸外国は、自 国の防衛生産・技術基盤を維持・強化するため、 各種の取組を進めている。

欧米諸国は、前述の国防費をめぐる状況を踏ま え、防衛産業の再編による競争力の強化を指向し てきた。米国では、主に国内企業間の合併・統合 が繰り返されたのに対し、欧州では、ドイツ、フ ランス、英国、イタリアを中心に、国境を越えた 防衛産業の合併・統合がみられた。

また、欧米諸国は、開発・生産コストの高騰に 対応するため、同盟国・友好国間での装備品の共 同開発・生産や技術協力を推進し、①開発・生産 費用の分担、②共同開発・生産の参加国全体への 需要拡大、③技術の相互補完、④最先端技術の獲 得による国内技術の底上げなどを目指している。

例えば、米国主導のF-35戦闘機の共同開発・

生産は最大の共同開発・生産事業であり、現時点 で約3.200機の需要が見込まれ14、同機の運用・ 維持・整備段階も含め関係国の防衛生産・技術基 盤に影響を及ぼすことになる。

また、民間の国防研究開発にファンディングな どの形で各国政府が資金提供を行う例も増加して いる。米国では、安全保障に資するブレイクス ルー技術への投資を任務とするDARPA¹⁵に対 し、18米会計年度において約31億7,000万ドル の研究開発予算が要求されているように、長年、 国防当局により、企業や大学などによる研究に対 してファンディングなどによる大規模な資金提供 が行われている。加えて、EUにおいても、加盟国 による国防技術研究に対する支出が過去10年間 一貫して削減されてきたことを背景に、国防技術 研究に対するファンディング枠組みに関する漸進 的プロセスを進展させている。17(平成29)年に、 12以上の国防研究事業に対して3年間で9.000 万ユーロを出資する共通安全保障・防衛政策 CSDP関連研究に係る「準備行動」が、 Common Security and Defence Policy Preparatory Action

DARPA は、空中の母機から無人機の発射・回収を目的とするフライトテストを19 (平成31) 年に実施予定と発表している。

^{10 「}対潜水艦戦用連続追跡無人艦」(ACTUV: Anti-Submarine Warfare Continuous Trail Unmanned Vessel) (通称シーハンター) は、人による恒常的 な遠隔監視のもと、無人で数ヶ月間、数千キロメートルを航行することが可能とされる。16 (平成28) 年8月、最初の海上試験が完了したとされ、18 (平成 30) 年までに海軍に配備予定とされている。

^{11 17 (}平成29) 年5月、DARPAは、人工衛星を低コスト、短期間で打ち上げ可能なスペースプレーン [XS-1] の開発を発表した。

¹² 米陸軍士官学校のテロ対策センターの報告書は、テロ組織の使用している無人機の搭載重量の増大や飛行距離の延長など、無人機の性能向上の可能性を指 摘していると報じられている。

¹³ 米国防省は、ISILなどのテロ組織によるドローン攻撃への対策のために、7億ドル規模の計画を開始したと報じられている。

¹⁴ 共同開発・生産国はオーストラリア、カナダ、デンマーク、イタリア、オランダ、ノルウェー、トルコ、英国及び米国の9か国、その他の取得国はイスラエル、 韓国及び日本であり、これら各国の防衛生産・技術基盤が製造・整備に関与する。

¹⁵ DARPAは自前の研究所や開発研究施設を保有せず、3~5年の任期で雇用されるプログラム・マネージャー約100名が研究・開発プログラム約250件を 監督する国防省の機関である。

図表 I -3-6-1

主要通常兵器の輸出上位国 (2013~2017年)

	国名	世界の防衛装備品 輸出における シェア(%) 2013-2017年	2008-2012年 との 輸出額の比較(%)	
1	米国	34	+25	
2	ロシア	22	-7	
3	フランス	7	+27	
4	ドイツ	6	-14	
5	中国	6	+38	
6	英国	5	+37	
7	スペイン	3	+12	
8	イスラエル	3	+55	
9	イタリア	2	+14	
10	オランダ	2	+14	

[「]SIPRIArmsTransfersDatabase」をもとに作成。2013~2017 年の輸出額上位10ヵ国のみ表記(小数点第1位以下は四捨五入)

欧州防衛庁を実施機関として開始された¹⁶。

諸外国による装備品の海外輸出は冷戦期から行 われてきたが、現在も多くの国々が輸出促進策を とっている。

近年、アジア太平洋地域への装備品の輸出が増 加しているが、その背景には、域内の経済成長の ほか、中国の影響力拡大や領有権をめぐる争いの 存在、近隣諸国の軍事力発展への対応などがある と指摘されている。中国や韓国などは、これまで の装備品の輸入や科学技術力の向上にともない、 装備品の製造基盤が整ったことで、安価な装備品

アジア太平洋地域における主要通常兵器 図表 I -3-6-2 の輸入額推移状況(2013~2017年)

	国名 輸入額(億米ドル) 2013-2017年		2008-2012年 との 輸入額の比較(%)
1	インド	180.48	+24
2	中国	57.86	-19
3	豪州	55.59	+7
4	パキスタン	41.47	-36
5	インドネシア	40.14	+192
6	ベトナム	39.90	+81
7	韓国	32.39	-49
8	台湾	28.47	+260
9	バングラデシュ	22.39	+540
10	シンガポール	21.50	-60

⁽注) 「SIPRIArmsTransfersDatabase」をもとに作成。2013~2017 年の輸入額上位10ヵ国のみ表記。

の輸出を拡大している。

また、装備品の輸入国においては、国外からの 装備品及び役務の調達の条件として、部品の製造 などへの国内企業の参画を求めるなど、輸入によ る防衛力整備と国内の防衛生産・技術基盤の育成 の両立を可能とするためのオフセット政策¹⁷を採 用している。

Q 参照 図表 I -3-6-1 (主要通常兵器の輸出上位国 (2013~ 2017年))

> 図表 I -3-6-2 (アジア太平洋地域における主要通常 兵器の輸入額推移状況 (2013~2017年))

¹⁶ EUは、14 (平成26) 年から20 (平成32) 年の7年間で800億ユーロを拠出する研究・イノベーション向けファンディング・プログラム 「ホライズン 2020」を立ち上げているが、出資対象が民生またはデュアル・ユース技術研究に限定されていた。また、英国では、国防科学技術研究所 (DSTL: Defence Science and Technology Laboratory) が、英国の国防・安全保障能力開発のために必要な斬新かつハイリスクかつ潜在的収益率が高い研究に出資する ため、平成29 (2017) 年度に600万ポンドの予算を有し、概念実証研究の課題を恒常的に公募している。

¹⁷ オフセットの定義について、米国商務省作成議会報告「国防関係取引に関するオフセット(第21版)」によれば、国防関係取引におけるオフセットには、共 同生産、ライセンス生産、下請け契約、技術移転、購入及び支払上の支援といった産業上・商業上の見返りが含まれる。



第部

わが国の安全保障・ 防衛政策と日米同盟

第1章

わが国の安全保障と防衛の 基本的考え方

第2章

防衛計画の大綱など

第3章

平和安全法制などの整備と 施行後の自衛隊の活動状況 など

第4章

日米同盟の強化





わが国の安全保障と防衛の 基本的考え方

第1節 わが国の安全保障を確保する方策

国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らねばならないものである。また、平和と安全は、国民が安心して生活し、国が繁栄を続けていく上で不可欠のものである。しかしながら、これらは、願望するだけでは確保できない。外交を通じ、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐことが国家安全保障の要諦である。他方、国際社会の現実をみれば、非軍事的手段による努力だけでは、必ずしも外部からの侵略を未然に防止できず、万一侵略を受けた場合にこれを排除することもできない。

防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保であり、ほかのいかなる手段によっても代替できない。

このため、わが国は、国民の生命・財産とわが国の領土・領海・領空を守るため適切な防衛力の整備を進めるとともに、わが国と基本的な価値や利益を共にする米国との間で日米同盟¹関係を強化している。このように、自らの防衛力と日米安全保障体制が

あいまって、隙のない防衛態勢を構築することに より、わが国の平和と安全を確保している。

また、わが国を取り巻く安全保障環境を改善してわが国に対する脅威の発生を予防する観点から、アジア太平洋地域や国際社会の一員としての協力などの分野で防衛力が果たす役割の重要性は増している。

わが国は、このような防衛力の役割を認識した うえで、様々な分野における努力を尽くすことに より、わが国の安全を確保するとともに、アジア 太平洋地域、ひいては世界の平和と安全を目指し ている。



特別ぎじょう隊を巡閲する安倍内閣総理大臣と小野寺防衛大臣

¹ 一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値及び利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治及び経済の各分野で緊密に協調・協力していく関係を意味する。

第2節

憲法と防衛政策の基本

1 ■ 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するもので

はない。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

2 ■ 憲法第9条の趣旨についての政府見解

1 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えている。その具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、わが国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相 手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられ る、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ち に自衛のための必要最小限度の範囲を超えること となるため、いかなる場合にも許されない。例え ば、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、長距離戦略爆 撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えてい る。

2 憲法第9条のもとで許容される自衛の措置

憲法第9条のもとで認められる自衛権の発動と しての武力の行使について、従前、政府は、①「わ が国に対する急迫不正の侵害があること 1、② 「こ の場合にこれを排除するためにほかの適当な手段 がないこと」、③「必要最小限度の実力行使にとど まるべきこと という3つの要件に該当する場合 に限られると解してきたが、14(平成26)年7月 1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守る ための切れ目のない安全保障法制の整備につい て」1において、① 「わが国に対する武力攻撃が発 生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国 に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の 存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求 の権利が根底から覆される明白な危険があるこ と」、②「これを排除し、わが国の存立を全うし、 国民を守るために他に適当な手段がないこと」、 ③「必要最小限度の実力を行使すること」という 3つの要件(「新三要件」)を満たす場合には、自衛 の措置として、「武力の行使」が憲法上許容される べきであると判断するに至った。この閣議決定に おいて示した憲法第9条のもとで許容される自衛 の措置についての解釈は次のとおりである。

憲法第9条はその文言からすると、国際関係に おける「武力の行使」を一切禁じているように見 えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的 生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追 求に対する国民の権利 | は国政の上で最大の尊重 を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考える と、憲法第9条が、わが国が自国の平和と安全を 維持し、その存立を全うするために必要な自衛の 措置を採ることを禁じているとは到底解されな い。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武 力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の 権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態 に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむ を得ない措置として初めて容認されるものであ り、そのための必要最小限度の「武力の行使」は 許容される。これが、憲法第9条のもとで例外的 に許容される「武力の行使」について、従来から 政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば 基本的な論理であり、1972 (昭和47)年10月14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された 資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示 されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条のもとでは今 後とも維持されなければならない。

これまで政府は、この基本的な論理のもと、「武 力の行使 | が許容されるのは、わが国に対する武 力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。 しかし、パワーバランスの変化や技術革新の急速 な進展、大量破壊兵器などの脅威などによりわが 国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変 化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対 して発生する武力攻撃であったとしても、その目 的、規模、態様などによっては、わが国の存立を 脅かすことも現実に起こり得る。

わが国としては、紛争が生じた場合にはこれを 平和的に解決するために最大限の外交努力を尽く すとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備 されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法 解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対 応を採ることは当然であるが、それでもなおわが 国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す 必要がある。

こうした問題意識のもとに、現在の安全保障環 境に照らして慎重に検討した結果、わが国に対す る武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と 密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生 し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の 生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆され る明白な危険がある場合において、これを排除 し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他 に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力 を行使することは、従来の政府見解の基本的な論 理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容 されると考えるべきであると判断するに至った。

わが国による「武力の行使」が国際法を遵守し て行われることは当然であるが、国際法上の根拠 と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法 上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上 は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この 「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生 した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上 は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守 るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむ を得ない自衛の措置として初めて許容されるもの である。

自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛する ため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲 は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られ ないが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の 状況に応じて異なるので、一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊 を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海 外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を 超えるものであり、憲法上許されないと考えてい る。

交戦権

憲法第9条第2項では、「国の交戦権は、これを 認めない。」と規定しているが、ここでいう交戦権 とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交 戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然のこととして認められており、例えば、わが国が自衛権の行使

として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見 上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の 行使とは別の観念のものである。ただし、相手国 の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度 を超えるものと考えられるので、認められない。

3 ■ 基本政策

これまでわが国は、憲法のもと、専守防衛に徹 し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならな いとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持する とともに、文民統制を確保し、非核三原則を守り つつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整 備してきている。

1 専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

2 軍事大国とならないこと

軍事大国という概念の明確な定義はないが、わが国が他国に脅威を与えるような軍事大国とならないということは、わが国は自衛のための必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しないということである。

3 非核三原則

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持 ち込ませずという原則を指し、わが国は国是とし てこれを堅持している。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の 規定でも禁止されている²。さらに、核兵器不拡散 条約 (NPT) により、わが国は、非核兵器国とし Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons て、核兵器の製造や取得をしないなどの義務を 負っている³。

4 文民統制の確保

文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治の優先、又は軍事力に対する民主主義的な政治による統制を指す。わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制とは全く異なり、次のような厳格な文民統制の制度を採用している。

国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。国の防衛に関する事務は、一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣は、憲法上文民でなければならないこととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、国の防衛に専任する主任の大臣である防衛大臣は、自衛隊の隊務を統括する。また、内閣には、わが国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として国家安全保障会議が置かれている。

防衛省では、防衛大臣が国の防衛に関する事務 を分担管理し、主任の大臣として、自衛隊を管理 し、運営する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務 官(2人)及び防衛大臣補佐官が政策、企画及び政

² 原子力基本法第2条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし……」

³ NPT第2条 「締約国である各非核兵器国は、……核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」

⁴ 軍に関する事項について、内閣の統制の及び得ない範囲が広かった。

務について防衛大臣を助けることとされている⁵。

また、防衛大臣政策参与が、防衛省の所掌事務 に関する重要事項に関し、自らが有する見識に基 づき、防衛大臣に進言などを行うこととしている ほか、防衛会議では、防衛大臣のもとに政治任用 者、文官、自衛官の三者が一堂に会して防衛省の 所掌事務に関する基本的方針について審議するこ ととし、文民統制のさらなる徹底を図っている。

以上のように、文民統制の制度は整備されてい るが、それが実をあげるためには、国民が防衛に 対する深い関心を持つとともに、政治・行政両面 における運営上の努力が引き続き必要である。



護衛艦 「みょうこう」にて訓示する安倍内閣総理大臣 (17 (平成29) 年9月 30日)【内閣広報室提供】

章

国家安全保障戦略の概要

1 ■ 国家安全保障会議

近年、わが国を取り巻く安全保障環境は厳しさ を増しており、わが国が対応すべき安全保障上の 課題は山積している。こうした中においては、内 閣総理大臣を中心とする政治の強力なリーダー シップのもと、戦略的観点から国家安全保障にか かる政策を進めていく必要がある。そのため、わ が国の安全保障に関する重要事項を審議する機関 として、内閣に国家安全保障会議が設置されてお り、13 (平成25) 年12月の創設以来179回(18 (平成30)年6月末時点)開催され、国家安全保障 に関する外交・防衛政策の司令塔として機能して いる。「国家安全保障戦略 | や 「防衛計画の大綱 | (防衛大綱) もこの国家安全保障会議における審 議を経て決定されている。

国家安全保障会議を恒常的に支えるための事務 局として、内閣官房に国家安全保障局が設置され ている。同局は、国家安全保障に関する外交・防

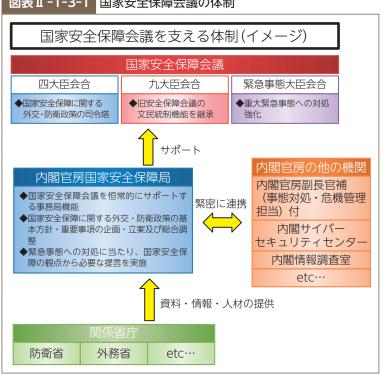
衛政策の基本方針や重要事項の企画・立案及び総 合調整の機能も有しており、政策面で関わりの深 い関係行政機関が、人材、情報両面においてサ ポートしている。防衛省も多くの自衛官を含む職 員を同局に出向させており、防衛省から派遣され た職員はそれぞれの専門性を活かしながら政策の 企画・立案に携わっている。また、防衛省から国 際軍事情勢などの情報が適時に提供されている。

このように国家安全保障政策に関する企画・立 案機能が強化された結果、わが国の安全保障に関 する制度的な整備が実現しているほか、安全保障 上の新たな課題などにかかる政策の方向性が示さ れるようになっている。また、国家安全保障会議 で議論された基本的な方針のもとで、個々の防衛 政策が立案され、意思決定の迅速化が図られるな どしており、防衛省における政策立案、遂行機能 の向上にも大きく資するものとなっている。

Q 参照 図表 Ⅱ -1-3-1 (国家安全保障会議の体制)

北朝鮮の弾道ミサイル発射事案に際して開催された国家安全保 障会議の様子【内閣広報室提供】

図表Ⅱ-1-3-1 国家安全保障会議の体制



2 ■ 国家安全保障戦略

わが国の国家安全保障政策の体系

13 (平成25) 年12月に国家安全保障会議と閣 議において決定された国家安全保障戦略は、外交 政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基 本方針として、わが国として初めて策定したもの であり、長期的視点から国益を見定めたうえで、 今後どのように対応していくべきか、わが国がと るべきアプローチを導き出している。これは、そ れまでのわが国の防衛政策の基礎として置かれて いた「国防の基本方針」に代わるものである。

さらに、国家安全保障戦略を踏まえて策定され た防衛大綱は、今後のわが国の防衛の基本方針、 防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準 などを示している。各種防衛装備品の取得や部隊 の運用体制の確立などの防衛力整備は一朝一夕に はできず、長い年月を要することから、防衛大綱 は中長期的見通しに立ち策定されている。国家安 全保障戦略と防衛大綱はともにおおむね10年程 度の期間を念頭に置いている。

「中期防衛力整備計画」(中期防)は、防衛大綱 で示された防衛力の目標水準の達成のために、5 か年の経費の総額の限度と主要装備の整備数量を 明示したものである。年度予算は中期防を事業と して具体化したものであり、情勢などを踏まえ て、年度毎に必要な経費を計上するものである。

なお、これまでは防衛大綱において防衛政策を 中心にわが国の安全保障に関する基本方針をある

程度記述してきたが、国家安全保障戦略において 外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障 に関する基本方針を示したことに大きな意義があ る。

国家安全保障戦略の概要 国際協調主義に基づく積極的平和主義

わが国は、これまでの平和国家としての歩みを 引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プ レーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平 和主義の立場から、わが国の安全及びアジア太平 洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平 和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極 的に寄与していく。

以上の基本理念を具体的政策として実現するに あたり、国家安全保障戦略では、わが国の国益・ 目標を明確にしたうえで、それらに対して採るべ き戦略的アプローチを示している。

Q 参照 資料5 (国家安全保障戦略 (概要))

KEY WORD

積極的平和主義 とは

国家安全保障戦略に記述されている国家安全保障の基本 理念であり、わが国がその国力にふさわしい形で、国際社 会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的 に寄与していく姿勢を指す。



防衛計画の大綱など

第1節 防衛計画の大綱の概要

防衛大綱は1976 (昭和51) 年に初めて策定さ れて以来、計5回策定されており、13(平成25) 年に「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱に ついて」(防衛大綱) として、新たな指針が策定さ れている。防衛大綱はわが国を取り巻く安全保障 環境や世界の軍事情勢の変化を把握し、これらを 踏まえつつ、わが国の防衛力のあり方と保有すべ

き防衛力の水準について規定するいわばわが国の 平和と安全を確保するグランドデザインである。 このため、防衛大綱は常に安全保障環境の現実に 真正面から向き合い、国民を守るために真に必要 な防衛力のあるべき姿を示すものでなければなら ない。

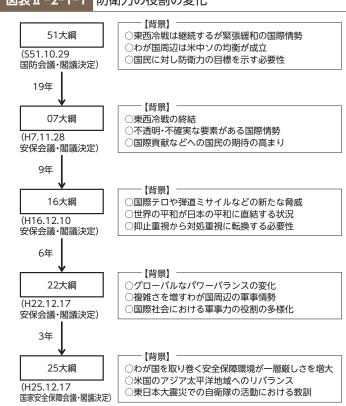
Q 参照 図表 II -2-1-1 (防衛力の役割の変化)

1 ■ 基本的な考え方

現在の防衛大綱は、国家安全保障戦略を踏まえ

て初めて策定されたものであり、新たな安全保障

図表 Ⅱ -2-1-1 防衛力の役割の変化



[51大綱]での基本的考え方

- ・ 「基盤的防衛力構想」
- ・わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白と なってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国とし ての必要最小限の基盤的な防衛力を保有

「07大綱」での基本的考え方

- ・「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲
- ・防衛力の役割として「我が国の防衛」に加え、「大規模災害等各種の事 態への対応]及び「より安定した安全保障環境の構築への貢献」を追

「16大綱」での基本的考え方

- ・新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協 力活動に主体的かつ積極的に取り組み得るものとすべく、多機能で 弾力的な実効性のあるもの
- 「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承

「22大綱」での基本的考え方

- ・「動的防衛力」の構築(「基盤的防衛力構想」にはよらず)
- 各種事態に対して実効的な抑止・対処を可能とし、アジア太平洋地域 の安保環境の安定化・グローバルな安保環境の改善のための活動を 能動的に行い得る防衛力

「25大綱」での基本的考え方

- ・ 「統合機動防衛力」の構築
- ・厳しさを増す安全保障環境に即応し、海上優勢・航空優勢の確保など 事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得るよう、 統合運用の考え方をより徹底した防衛力

環境 2 のもと、わが国の地理的特性 3 も踏まえたう えで、わが国の平和と安全を守る中核として、「統 合機動防衛力」を構築することとした。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを 増す中、いわゆるグレーゾーンの事態(I部1章 1節参照)を含め、自衛隊の対応が求められる事 態が増加するとともに長期化しつつある。

このような中、自衛隊の活動量を下支えする防 衛力の「質|と「量|の確保が必ずしも十分とは言 えない状況となっていた。防衛大綱では、このよ うな反省点に立って、より統合運用を徹底し、装 備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加さ せるとともに、各種活動を下支えする防衛力の 「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及 び対処力を高めていくこととした。このため、自 衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点 からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に 重視すべき機能・能力を導き出すこととした。こ のような能力評価の結果を踏まえることで、刻々 と変化するわが国を取り巻く安全保障環境に適応 し、メリハリのきいた防衛力の効率的な整備が可 能となったことに大きな意義がある。

併せて、後方支援基盤をこれまで以上に幅広く 強化し、最も効果的に運用できる態勢を構築する こととした4。

Q参照 資料6(平成26年度以降に係る防衛計画の大綱につ いて)

2゠わが国の防衛の基本方針

1 基本方針

国家安全保障戦略を踏まえ、総合的な防衛体制 を構築し、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二 国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進する ほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図 る。

この際、わが国は、日本国憲法のもと、専守防 衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国に はならないとの基本方針に従い、文民統制を確保 し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的 な防衛力を効率的に整備する。

また、核兵器の脅威に対しては、米国による拡 大抑止は不可欠であり、緊密に協力していくとと もに、わが国自身の取組により適切に対応する。 加えて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・ 能動的な役割を果たしていく。

2 わが国自身の努力

一層厳しさを増す安全保障環境のもと、実効性 の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運 用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努め る。また、各種事態の発生に際しては、迅速・的 確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体な どとも連携を図り、事態の推移に応じ、政府一体 となってシームレスに対応する。

さらに、各種災害への対応や国民の保護のため の各種体制を引き続き整備するとともに、緊急事 態において在外邦人などの安全確保のために万全 の態勢を整える。

以上の対応を的確に行うため、関連する各種計 画などの体系化を図りつつ、シミュレーションや 総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性 を高める。

また、こうした統合的な防衛体制の構築ととも に、先述のとおり、統合機動防衛力の構築に取り

- 2 防衛大綱では、新たな安全保障環境として、グローバルな安全保障環境とアジア太平洋地域における安全保障環境について記述している。このうち、グロー バルな安全保障環境としては、①国家間の相互依存関係の一層の拡大・進化、②グレーゾーンの事態の増加、③パワーバランスの変化、④公海の自由の不当 な侵害、⑤宇宙空間・サイバー空間の安定的利用の確保の重要性などを記述している。 また、アジア太平洋地域における安全保障環境としては、グレーゾーンの事態が長期化する傾向が生じており、これらがより重大な事態に転じる可能性など
- 全般的な情勢について記述しているほか、北朝鮮、中国、ロシア及び米国の軍事動向などについても記述している。 防衛大綱では、わが国の地理的特性として、わが国は海洋国家であり、海上交通及び航空交通の安全を確保することが平和と繁栄の基礎であるということ、 また、自然災害の多発、人口の集中、沿岸部にある多数の原子力発電所など、安全保障上の脆弱性を抱えている旨記述している。
- 具体的には、訓練・演習、運用基盤、人事教育、衛生、防衛生産・技術基盤、装備品の効率的な取得、研究開発、地域コミュニティーとの連携、情報発信の強化、 知的基盤の強化、防衛省改革の推進など、幅広い分野を防衛力の能力発揮のための基盤として強化するとした。

組む。

3 日米同盟の強化

日米安全保障体制はわが国自身の努力とあいまってわが国の安全保障の基軸であり、また、日米同盟は、わが国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。このような観点から、日米同盟の抑止力及び対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大、在日米軍駐留に関する施策の着実な実施の取組を重視する。

4 安全保障協力の積極的な推進

(1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域内の対立的な機運や相互の警戒感を軽減するための協調的な各種取組を多層的に推進する。特に、韓国、オーストラリア、インドについては、連携や相互運用性の向上に努める。また、中国、ロシアについては、対話や交流の推進に努める。

能力構築支援については、政府開発援助 (ODA)を含む外交政策との調整を十分に図りつ Official Development Assistance つ推進するとともに、対象国及び支援内容を拡充していく。

さらに、多国間安全保障協力・対話において、米 国及びオーストラリアとも連携しながら、域内協力 関係の構築に主体的に貢献していくとともに、多 国間共同訓練・演習に積極的に参加していく。

(2) 国際社会との協力

グローバルな安全保障上の課題などは、一国のみで対応することが極めて困難である。また、近年、軍事力の役割が多様化し、平和構築や信頼醸成の増進において重要な役割を果たしている。このため、平素から国際社会と連携しつつ、軍備管理・軍縮、不拡散、能力構築支援などに関する各種取組を継続・強化し、特にEU、NATO、OSCEや英国、フランスをはじめとする欧州諸国Organization for Security and Co-operation in Europe との協力を一層強化する。また、国際平和協力活動などを積極的かつ多層的に推進し、特に、自衛隊の能力を活用した活動を引き続き積極的に実施する。

3 ■ 防衛力のあり方

1 防衛力の役割

(1) 各種事態における実効的な抑止及び対処

各種兆候を早期に察知するため、わが国周辺を 広域にわたり常続監視し、情報優越⁵を確保する。 このような活動などにより、力による現状変更を 許容しないとのわが国の意思を明示し、各種事態 の発生を未然に防止する。

一方、グレーゾーンの事態を含む各種事態に対し、兆候段階からシームレスかつ機動的に対応し、その長期化にも持続的に対応し得る態勢を確保する。複数の事態が連続的又は同時並行的に発生する場合においても、事態に応じ、実効的な対応を行う。

特に、①周辺海空域における安全確保、②島嶼

部に対する攻撃への対応、③弾道ミサイル攻撃への対応、④宇宙空間及びサイバー空間における対応、⑤大規模災害などへの対応を重視する。

(2) アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな 安全保障環境の改善

わが国周辺において、常続監視や訓練・演習などの各種活動を適時・適切に実施し、地域の安全保障環境の安定を確保する。また、同盟国などと連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援などを多層的に推進する。

グローバルな安全保障上の課題に適切に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散に関する各種取組を強化する。また、国際平和協力活動、海賊対

処、能力構築支援などの各種活動を積極的に推進 する。特に、①訓練・演習の実施、②防衛協力・ 交流の推進、③能力構築支援の推進、④海洋安全 保障の確保、⑤国際平和協力活動の実施、⑥軍備 管理・軍縮及び不拡散の努力への協力を重視する。

2 自衛隊の体制整備にあたっての重視事項

(1) 基本的考え方

想定される各種事態について、統合運用の観点 から実施した能力評価の結果を踏まえ、南西地域 の防衛態勢の強化をはじめ、各種事態における実 効的な抑止・対処の実現の前提となる海上優勢・ 航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先 することとし、幅広い後方支援基盤の確立に配意 しつつ、機動展開能力の整備も重視する。

一方、大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻 のような侵略事態への備えについては、最小限の 専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限 り保持し、より一層の効率化・合理化を徹底する。

(2) 重視すべき機能・能力

米軍との相互運用性にも配意した統合機能の充 実に留意しつつ、特に9つの機能・能力について 重点的に強化する。

Q 参照 図表 II -2-1-2 (9つの重視すべき機能・能力とその内容)

3 各自衛隊の体制

(1) 陸上自衛隊

島嶼部に対する攻撃をはじめとする各種事態に 即応するため、高い機動力や警戒監視能力を備 え、機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師 団、機動旅団及び機甲師団)を保持する。また、水 陸両用作戦などの実施が可能な機動運用部隊を保 持する。良好な訓練環境を踏まえ、機動運用を基

図表 II -2-1-2 9つの重視すべき機能・能力とその内容

機能・能力	内容	
警戒監視能力	●わが国周辺海空域において常続監視を広域にわたって実施するとともに、情勢の悪化に応じて態勢を柔軟に増強	
情報機能	●各種事態などの兆候の早期察知などを行うための情報の収集・処理体制及び収集情報の分析・共存体制を強化●人的情報・公開情報・電波情報・画像情報などに関する収集機能と無人機による常続監視機能の拡充を図る●地理空間情報機能を強化し、情報収集・分析要員の確保・育成のための体制を確立	
輸送能力	●所要の部隊を機動的に展開・移動させるため、平素から民間輸送力との連携を図りつつ、統合輸送能力を強化	
指揮統制・情報通信能力	●全国の部隊を機動的・統合的に運用し得る指揮統制の体制の確立のため、陸自の各方面隊を束ねる統一司令部の新設などを実施●島嶼部における基盤通信網や各自衛隊間のデータリンク機能などの充実・強化	
島嶼部に対する攻撃への対応	 ●実効的な対応の前提となる海上優勢・航空優勢の確実な維持のための対処能力を強化 ●島嶼への侵攻を阻止するための統合的な能力を強化するとともに、侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための水陸両用作戦能力を整備 ●南西地域における事態生起時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上 ●太平洋側の島嶼部における防空態勢のあり方についても検討 	
弾道ミサイル攻撃への対応	●北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、わが国の弾道ミサイル対処能力を総合的に向上●弾道ミサイル防衛システムについては、わが国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化●日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、わが国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段などに対する対応能力のあり方についても検討	
●各種人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況 宇宙空間及びサイバー空間に おける対応		
大規模災害などへの対応	●十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、長期間にわたり持続可能な対処態勢を構築	
国際平和協力活動などへの対応	●人員・部隊の安全確保のための防護能力を強化●輸送・展開能力、情報通信能力、補給・衛生などの体制を整備●情報収集能力及び教育・訓練・人事管理体制を強化	

本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、戦車及び火砲を中心として効率化・合理 化を実施し、部隊の編成・装備を見直す。

陸自の編成定数については、大規模災害などに も十分な規模で対応するために、平成25 (2013) 年度末の水準である約15.9万人を維持する。

(2) 海上自衛隊

周辺海域の防衛や海上交通の安全を確保し得るよう、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦などにより54隻(14個護衛隊)に増強された護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持する。なお、イージス・システム搭載護衛艦を2隻増勢し、8隻体制を確立する。

また、平素からの情報収集・警戒監視、周辺海域の哨戒⁶及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊とともに、固定翼哨戒機部隊を保持する。

(3) 航空自衛隊

わが国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するために、航空警戒管制部隊を保持する。警戒管制業務の防空指令所への集約化などにより、警戒群を段階的に警戒隊に移行するとともに、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編する。

戦闘機部隊について、13個目の飛行隊を新編するとともに、航空偵察部隊については廃止する。また、空中給油・輸送部隊に1個飛行隊を新編し、2個飛行隊とする。

さらに、陸自の地対空誘導弾部隊と連携し、重要地域の防空を実施するほか、イージス・システ

ム搭載護衛艦とともに、弾道ミサイル攻撃からわが国を多層的に防護し得る機能を備えた地対空誘 導弾部隊を保持する。

Q参照 図表 II -2-1-3 (防衛大綱別表の変遷)

4 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力が最大限効果的に機能するには、これを 下支えする基盤も併せて強化することが必要不可 欠である。

Q参照 図表Ⅱ-2-1-4 (防衛力の能力発揮のための基盤)

5 留意事項

防衛大綱に定める防衛力のあり方は、おおむね 10年程度の期間を念頭に置いたものである。各 種施策、計画の実施過程を通じ、国家安全保障会 議で定期的に体系的な評価を行うとともに、統合 運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつ つ、円滑・迅速・的確な防衛力の移行を推進する。 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれ る場合には、その時点における安全保障環境など を勘案し検討を行い、所要の修正を行う。また、 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の 諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の 効率化・合理化を図る。

KEY WORD

イージス・システム搭載護衛艦 とは

目標の捜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇

4 ■ 今後の検討

わが国を取り巻く安全保障環境は、現在の防衛 大綱を策定した際に想定したよりも、格段に速いス ピードで厳しさを増してきている。北朝鮮の核・ミ サイル開発、中国の透明性を欠いた軍事力の強化、 東シナ海や南シナ海における力を背景とした一方 的な現状変更の試み、さらに大量破壊兵器などの 拡散や国際テロの深刻化などのグローバルな安全 保障上の課題が広範かつ多様化しており、特に、サ イバー空間や宇宙空間などの新しい領域における 課題への対応が重要となっている。そのような中で も、安全保障政策の根幹はわが国自らが行う努力で あり、わが国として、防衛力を強化し、自らが果た し得る役割の拡大を図っていく必要がある。

安倍内閣総理大臣は、18 (平成30) 年1月の第 196回通常国会における施政方針演説において、 専守防衛は当然の大前提としながら、防衛計画の 大綱の見直しを行うことを表明した。これは、わ が国を取り巻く厳しい現実に真正面から向き合 い、従来の延長線上ではなく国民を守るために真 に必要な防衛力のあるべき姿を考える必要性があ ることを踏まえたものである。

「中期防衛力整備計画」(中期防)が平成30 (2018) 年度で期限を迎えることを踏まえ、大綱 見直しについても平成30(2018)年末を目指し て検討しているところである。

今般の見直しに当たっては、防衛力の「質」及び 「量」を必要かつ十分に確保することが不可欠であ る。サイバー空間や宇宙空間など、新たな領域の活 用が死活的に重要になっていることを踏まえれば、 もはや、陸・海・空という、従来からの区分で発想 するだけでは不十分であり、新たな領域における能 力向上に本格的に取り組んで行く必要がある。

図表Ⅱ-2-1-3 防衛大綱別表の変遷

	区分		51大綱	07大綱	16大綱	22大綱	25大綱
		数 #備自衛官定員]応予備自衛官員数	18万人	16万人 14万5千人 1万5千人	15万5千人 14万8千人 7千人	15万4千人 14万7千人 7千人	15万9千人 15万1千人 8千人
	A	平素(平時) 地域配備する 部隊(注1)	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	5個師団 2個旅団
陸		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団	1個機甲師団	1個機甲師団	中央即応集団	3個機動師団 4個機動旅団
陸上自衛隊	基幹部隊		1個空挺団 1個教導団	1個空挺団	中央即応集団	1個機甲師団	1個機甲師団 1個空挺団
Par	Pak		1個ヘリコプター団	1個ヘリコプター団			1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地対艦誘導弾部隊					5個地対艦ミサイル連隊
		地対空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊
	主要装備	戦車(注2) 火砲(主要特科装備)(注2)	(約1,200両) (約1,000門/両)	約900両 (約900門/両)	約600両 (約600門/両)	約400両 約400門/両	(約300両) (約300門/両)
		護衛艦部隊				4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊	4個護衛隊群(8個護衛隊) 6個護衛隊
	基	機動運用	4個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群(8個隊)	41回設详》(外	〇旧設俐外
海	基幹部隊	地域配備	(地方隊) 10個隊	(地方隊) 7個隊	5個隊		
占	隊	潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	6個潜水隊	6個潜水隊
海上自衛隊		掃海部隊 哨戒機部隊	2個掃海隊群 (陸上) 16個隊	1個掃海隊群 (陸上) 13個隊	1個掃海隊群 9個隊	1個掃海隊群 9個航空隊	1個掃海隊群 9個航空隊
	主要	護衛艦	約60隻	約50隻	47隻	48隻	54隻
	装備	潜水艦 作戦用航空機	16隻 約220機	16隻 約170機	16隻 約150機	22隻 約150機	22隻 約170機
		航空警戒管制部隊	28個警戒群	8個警戒群	8個警戒群	4個警戒群	28個警戒隊
			1個飛行隊	20個警戒隊 1個飛行隊	20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	24個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	1個警戒航空隊(3個飛行隊)
		戦闘機部隊			12個飛行隊	12個飛行隊	13個飛行隊
航空	基幹部隊	要擊戦闘機部隊 支援戦闘機部隊	10個飛行隊 3個飛行隊	9個飛行隊 3個飛行隊			
航空自衛隊	隊	航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	
隊		空中給油・輸送部隊	2 /E3 ₹55.4= B¥	2/ID304=194	1個飛行隊	1個飛行隊	2個飛行隊
		航空輸送部隊 地対空誘導弾部隊	3個飛行隊 6個高射群	3個飛行隊 6個高射群	3個飛行隊 6個高射群	3個飛行隊 6個高射群	3個飛行隊 6個高射群
	主要	作戦用航空機	約430機	約400機	約350機	約340機	約360機
	装備	うち戦闘機	(注2) (約350機)	約300機	約260機	約260機	約280機
弾道ミ		イージス・システム搭載護衛艦			4隻	(注4) 6隻	8隻
防衛にし得る備・基	主要装	航空警戒管制部隊			7個警戒群 4個警戒隊	11個警戒群/隊	
(注3)		地対空誘導弾部隊			3個高射群	6個高射群	

- (注1) 25大綱においては「地域配備部隊」とされている部隊
- (注2) 51大綱及び25大綱別表に記載はないものの、07~22大綱別表との比較上記載
- 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は、16大綱、22大綱については海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の (注3) 内数であり、25大綱については護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊及び地対空誘導弾部隊の範囲内で整備することとす
- (注4) 弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定 める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

図表Ⅱ-2-1-4 防衛力の能力発揮のための基盤

区 分	主要施策
訓練・演習	●北海道の良好な訓練環境の一層の活用、関係機関や民間部門とも連携した訓練・演習の充実・強化●良好な訓練環境確保のため、地元との関係に留意しつつ、南西地域における米軍施設・区域の自衛隊による共同使用を推進
運用基盤	 部隊などの迅速な展開及び各種事態への効果的な対応として駐屯地・基地などの復旧能力を含む抗たん性の向上、即応性を確保するため各自衛隊の施設・宿舎の整備 民間空港・港湾について、事態に応じ早期に自衛隊などの運用基盤として使用しうるよう検討 任務に従事する隊員・留守家族のための各種家族支援施策の実施 必要な弾薬の確保・備蓄、装備品の維持整備の実施
人事教育	●各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成・年齢構成を確保する施策の実施 ●女性自衛官のさらなる活用、再任用を含む人材の有効活用及び栄典・礼遇に関する施策の推進、統合運用体制強化のため、教育・訓練の充実及び関係府省などにおける勤務を通じて得た広い視野・経験により、各種事態などに柔軟に即応できる人材の確保 ●多様な募集施策の推進、地方公共団体・関係機関との連携強化などによる再就職支援の推進 ●持続的な部隊運用を支えるため、幅広い分野での予備自衛官の活用及び予備自衛官などの充足向上施策の実施
衛生	●自衛隊病院の拠点化・高機能化、防衛医科大学校病院などの運営改善など、効率的かつ質の高い医療体制の確立●医官・看護師・救急救命士などの確保・育成、第一線の救護能力の向上や迅速な後送態勢の整備
防衛生産・技術基盤	●防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略の策定、装備品の民間転用の推進●武器などの海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則の策定
装備品の効率的な取得	●装備品の効率的・効果的な取得のためのプロジェクト・マネージャーの仕組みの制度化、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、さらなる長期契約の導入の可否などの検討●民間能力の有効活用などによる補給態勢の改革による即応性・対処能力の向上、取得プロセスの透明化及び契約制度の適正化
研究開発	 厳しい財政事情のもと、自衛隊の運用にかかるニーズを踏まえ、研究開発と防衛力整備上の優先順位との整合性を確保 新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保し得るよう、中長期的な視点に基づく研究開発の推進 大学・研究機関との連携の充実などによる民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用及び民生分野への防衛技術の展開
地域コミュニティーとの連携	●防衛施設周辺対策事業の推進、地方公共団体・地元住民に対する平素からの積極的な広報●部隊の改編などにおける地域の特性への配慮、駐屯地などの運営における地元経済への寄与への配慮
情報発信の強化	●戦略的な広報活動の強化、多様な情報媒体の活用
知的基盤の強化	●教育機関などにおける安全保障教育の推進●防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制の強化、政府内の他の研究機関や国内外の大学・シンクタンクとの各種連携の推進
防衛省改革の推進	●文官と自衛官の一体感の醸成、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化などの実現

中期防衛力整備計画の概要

1 = 計画の方針

「中期防衛力整備計画(平成26年度~30年度)」 (中期防)は、防衛大綱に従い、6つの基本方針の もと、適切な防衛力の整備に努めることとしてい る。

Q参照 図表Ⅱ-2-2-1 (中期防の6つの基本方針)

自衛隊の体制強化にあたっては、防衛大綱で示 された特に重視すべき9つの機能・能力の整備を 優先し、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に 整備することとしている。

Q 参照 図表 II -2-1-2 (9つの重視すべき機能・能力) 資料7(中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30 年度) について)



潜水艦「しょうりゅう」の進水式に出席した福田防衛大臣政務官 (17 (平成29)年11月)

2 ■ 自衛官の定数及び整備規模

陸上自衛隊の計画期間末の編成定数は、おおむ ね15万9千人程度、常備自衛官定数はおおむね 15万1千人程度、即応予備自衛官員数はおおむね

8千人程度をめどとする。また、海上自衛隊及び 航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数は、平 成25 (2013) 年度末の水準をめどとする。

図表 Ⅱ -2-2-1 中期防の6つの基本方針

17411374 5 5 7 2 1 7 5 2 1					
		防衛大綱に従った中期防の6つの基本方針			
1	9つの機能・能力を重視	●統合機能の更なる充実に留意しつつ、特に、次の機能・能力を重視 ①警戒監視能力 ②情報機能 ③輸送能力 ④指揮統制・情報通信能力 ⑤島嶼部に対する攻撃への対応 ⑥弾道ミサイル攻撃への対応 ②宇宙空間及びサイバー空間における対応 ⑧大規模災害等への対応 ⑨国際平和協力活動等への対応			
2	海上優勢・航空優勢を維持す る防衛力及び機動展開能力の 整備	●各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するため、海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力の整備を優先し、機動展開能力の整備も重視●大規模な陸上兵力を動員した侵略事態への備えについては、最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持			
3	必要かつ十分な「質」及び「量」 の防衛力を効率的に確保	●装備品の取得に当たっては、新規装備品の導入と既存装備品の延命・能力向上等を適切に組み 合わせ、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保			
4	人事制度改革に関する 施策の推進	●装備品の高度化・複雑化や任務の多様化・国際化の中で、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の 根幹をなす人的資源を効果的に活用する観点から、女性自衛官や予備自衛官等の更なる活用を 含め、人事制度改革に関する施策を推進			
5	日米同盟の抑止力 及び対処力の強化	●「日米防衛協力のための指針」の見直しを行うなど、各種協力や協議を一層充実し、在日米軍の 駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進			
6	効率化・合理化を徹底した 防衛力整備	●格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、わが国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める			

図表Ⅱ-2-2-2 中期防の「別表」

区分	種類	整備規模
	機動戦闘車	99両
	装甲車	24両
	水陸両用車	52両
	ティルト・ローター機	17機
陸上自衛隊	輸送ヘリコプター (CH-47JA)	6機
	地対艦誘導弾	9個中隊
	中距離地対空誘導弾	5個中隊
	戦車	44両
	火砲(迫撃砲を除く。)	31両
	護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)	5隻(2隻)
	潜水艦	5隻
	その他	5隻
海上自衛隊	自衛艦建造計(トン数)	15隻(約5.2万トン)
	固定翼哨戒機(P-1)	23機
	哨戒ヘリコプター (SH-60K)	23機
	多用途へリコプター(艦載型)	9機
	新早期警戒(管制)機	4機
	戦闘機 (F-35A)	28機
航空自衛隊	戦闘機 (F-15) 近代化改修	26機
加工口用物	新空中給油・輸送機	3機
	輸送機 (C-2)	10機
	地対空誘導弾ペトリオットの能力向上(PAC-3 MSE)	2個群及び教育所要
共同の部隊	滞空型無人機	3機

⁽注) 哨戒機能を有する艦載型無人機については、上記の哨戒へリコプター (SH-60K) の機数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

また、主要な装備品の具体的な整備規模は別表に示すとおりである。おおむね10年程度で防衛

大綱の別表の体制を構築することを目指す。

Q 参照 図表 II -2-1-3 (防衛大綱別表の変遷) 図表 II -2-2-2 (中期防の「別表」)

3 ■ 所要経費

この計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度をめどとする。本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革などを通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力

整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な 財源の確保を図り、本計画のもとで実施される各 年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね 23兆9,700億円程度の枠内とする。

平成30年度の防衛力整備

平成30 (2018) 年度は、防衛大綱に基づく中 期防最終年度として、統合機動防衛力の構築に向 け、防衛力整備を着実に行う。

その際、周辺海空域における安全確保、島嶼部 に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対 応などを引き続き重視するとともに、技術優越の

図表Ⅱ-2-3-1 平成30年度防衛力整備の主要事業

区分		主要事業
	周辺海空域における安全確保	●滞空型無人機(グローバルホーク)の取得、●スタンド・オフ・ミサイルの導入、●新型護衛艦の建造、●潜水艦の建造、● 新早期警戒機(E-2D)の取得など
各種事態に	島嶼部に対する 攻撃への対応	●戦闘機 (F-35A) の取得、●三沢基地にF-35A飛行隊を新編●島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究、●島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の研究●新空中給油・輸送機 (KC-46A) の取得、●03式中距離地対空誘導弾(改) の取得、●12式地対艦誘導弾(改) 及び哨戒機用新空対艦誘導弾の開発、●ティルト・ローター機 (V-22) の取得、●輸送機 (C-2) の取得、●16式機動戦闘車の取得、●南西警備部隊に係る整備 など
おける実効的な抑止及び対処	弾道ミサイル攻撃 への対応	●陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の導入、●SM-3ブロックⅡA及びSM-3ブロックⅠBの取得、次期警戒機管制レーダ装置の開発 など
	宇宙空間に おける対応	●宇宙状況監視に係る取組、●衛星通信の利用、●商用画像衛星・気象衛星情報の利用 など
	サイバー空間に おける対応	●サイバー空間上の脅威に関する情報の収集・分析体制の強化、●防衛省・自衛隊に対するサイバー攻撃の分析・解析体制の強化、●機関等に対するサイバー攻撃への対処体制の強化など
	大規模災害 などへの対応	●災害対処拠点となる駐屯地・基地などの機能維持・強化、● 大規模・特殊災害などに対応する訓練などの実施 など
	情報機能の強化	●防衛駐在官制度の充実、●情報収集・分析能力の強化 など
アジア太平洋地グローバルな安全	域の安定化及び 全保障環境の改善	●アジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化し、訓練・演習などの各種活動を適時・適切に実施するとともに、グローバルな安全保障上の課題などに適切に対応するため、国際協力活動などをより積極的に実施
日米同盟の強化		●米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担 軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直しなどについて の具体的措置を着実に実施
人事教育に関する	る施策	●国防を担う優秀な人材(自衛官、予備自衛官など)を確保するとともに、精強性向上を図る観点から、募集、再就職、予備自衛官などの充足向上その他必要な施策について総合的に検討を行い、その適正な実施を図るとともに、女性の活躍を支えるための施策を推進
効率化への取組		●装備品取得の全般にわたり、更なる合理化・効率化を図るため、各種取組みを推進させ、約2,040億円の縮減を図る
防衛装備・技術政策への取組		 ●防衛技術戦略を踏まえた研究開発の充実や安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)の拡充など、戦略的な取組等を推進 ●プロジェクト管理重点対象装備品などの取得プログラムを着実に推進するとともに、統合運用・ファミリー化を考慮した取組を実施 ●各国との協力案件の進捗を踏まえ、相手国のニーズなどの情報収集、維持整備への支援を含めたパッケージでの協力、情報発信などを通じて、官民一体で効果的な防衛装備・技術協力を推進する態勢を強化 ●中小企業などの優れた技術力を発掘・活用するとともに、サプライチェーンの実態をきめ細かく把握するなど、基盤の維持・強化のための施策を推進
その他(編成・機	· 構定員関連事業)	●奄美大島及び宮古島における部隊配置 ●機動師団・旅団(第 6師団、第11旅団) への改編 など



スタンド・オフ・ミサイル (JSM) (イメージ)



30年度護衛艦 (3,900トン)



島嶼防衛用高速滑空弾の 要素技術の研究 (イメージ)



島嶼防衛用新対艦誘導弾の 要素技術の研究 (イメージ)



イージス・アショア



SM-3ブロック II A

確保、防衛生産・技術基盤の維持・強化などを踏 まえ、統合機動防衛力の構築に向け、防衛力整備 を着実に推進することとしている。

また、格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、 わが国の他の諸施策との調和を図りつつ、長期契 約による取組などを通じて、一層の効率化・合理 化を徹底する。

18 (平成30) 年6月には米朝首脳会談が開催さ れたが、わが国としては、その結果も踏まえ、引 き続き、国際社会が一致団結して、北朝鮮による 全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサ イルの、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方 法での廃棄に向けて努力していくことが重要であ り、今後の北朝鮮による具体的な行動をしっかり と見極めていくことが必要であると考えている。 このような中、国民の生命・財産を守ることを責 務とする防衛省としては、いかなる事態や状況に も対応し得るよう、万全の備えをすることは当然 であり、平成30年度予算に計上しているイージ ス・アショアの導入に向けた取組などの各種事業 を引き続き進めていく考えである。

Q参照 図表 II -2-3-1 (平成30年度防衛力整備の主要事業)

解 説 スタンド・オフ・ミサイルの導入について

スタンド・オフ・ミサイルは、一層厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、自衛隊員の安全を確保しつ つ、わが国を有効に防衛するために導入するものです。

諸外国における軍事技術の著しい進展により、レーダーの覆域や対空火器の射程が飛躍的に拡大した 結果、現状では、自衛隊の航空機は、これらの脅威の及ぶ範囲内に入って対応せざるを得なくなっていま す。スタンド・オフ・ミサイルの導入によって、このような脅威の及ぶ範囲の外からの対処が可能とな ります。この結果、隊員の安全を確保しつつ、侵攻部隊に対処することが可能となります。

このように隊員の安全を確保しつつ、わが国の防衛を全うするために不可欠なスタンド・オフ・ミサ イルは、あくまでも相手から武力攻撃を受けたときに、これを排除するために必要なものであり、自衛の ための必要最小限度の装備品です。

防衛関係費

1 ■ 防衛関係費の概要

防衛関係費には、防衛力整備や自衛隊の維持運 営のための経費のほか、基地周辺対策などに必要 な経費が含まれている。また、近年の防衛関係費 については、平成26(2014)年度より、5年間で 実質平均0.8%伸ばす計画となっている現在の中 期防衛力整備計画期間中を含め、6年連続で増額 している。

平成30(2018)年度の防衛関係費は、前年度 と比べて392億円増額の4兆9.388億円である。 なお、SACO (沖縄に関する特別行動委員会) 関 係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分

及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含める と、前年度と比べて660億円増額の5兆1.911億 円である。

また、平成29年度補正予算には、弾道ミサイル 攻撃への対応など、自衛隊の安定的運用態勢を迅 速に強化するために必要な経費として、2.345億 円を計上している。

Q 参照 図表 II -2-4-1 (防衛関係費 (当初予算) の平成 29年 度と平成30年度の比較)

> 図表Ⅱ-2-4-2 (過去15年間の防衛関係費(当初予算) の推移)

2 ■ 防衛関係費の内訳

防衛関係費は、隊員の給与や食事のための「人 件・糧食費」と、装備品の修理・整備、油の購入、 隊員の教育訓練、装備品の調達などのための「物 件費」とに大別される。さらに、物件費は、過去の 年度の契約に基づき支払われる「歳出化経費」」と、 その年度の契約に基づき支払われる「一般物件費」 とに分けられる。物件費は「事業費」とも呼ばれ、

一般物件費は装備品の修理費、隊員の教育訓練 費、油の購入費などが含まれることから「活動経 費」とも呼ばれる。防衛省では、このような分類 の仕方を経費別分類と呼んでいる。

歳出予算で見た防衛関係費は、人件・糧食費と 歳出化経費という義務的性質を有する経費が全体 の8割を占めており、残りの2割についても、装

図表Ⅱ-2-4-1 |防衛関係費(当初予算)の平成29年度と平成30年度の比較

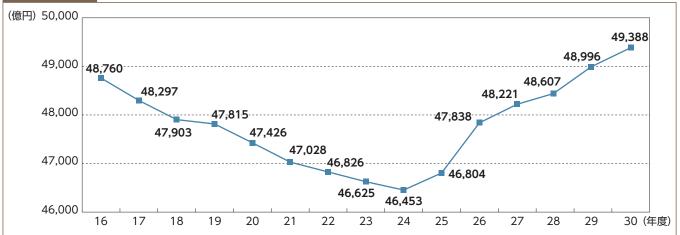
(億円)

	ひ	平成29年度	平成3	平成30年度			
区	分	平成29年長		対前年度増▲減			
歳出額(注)	歳出額(注)		49,388	392	(0.8%)		
	うち人件・糧食費	21,662	21,850	187	(0.9%)		
	うち物件費	27,334	27,538	205	(0.7%)		
後年度負担額(注)	後年度負担額(注)		49,221	2,632	(5.6%)		
	うち新規分	19,700	19,938	238	(1.2%)		
	うち既定分	26,889	29,283	2,393	(8.9%)		

(注) 上記の計数は、SACO関係経費と米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、「政府専用機に関する対応方針について」(平成25年8月7日政府専用 機検討委員会決定)に基づく新たな政府専用機導入にともなう経費を含まない。これらを含めた防衛関係費の総額は、歳出額については、平成29 年度は51,251億円、平成30年度は51,911億円になり、後年度負担額については、平成29年度は48,726億円、平成30年度は50,768億円になる。 なお、計数は四捨五入のため合計と符合しないことがある。

防衛力整備には複数年度にわたるものがある。その場合、契約する年度と代価を支払う年度が異なるため、まず将来における債務負担の上限額を、国庫債務 負担行為(債務を負う権限のみが与えられる予算形式であり、契約締結はできるが、支払はできない。)として予算に計上する。それを根拠として契約し、原 則として完成・納入が行われる年度に、支払に必要な経費を歳出予算(債務を負う権限と支出権限が与えられる予算形式であり、契約締結および支払ができ る。)として計上する。このように、過去の契約に基づく支払のため計上される歳出予算を歳出化経費といい、次年度以降に支払う予定の部分を後年度負担 という。

過去15年間の防衛関係費(当初予算)の推移



(注) 上記の計数は、SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含まない。これらを含めた 防衛関係費の総額は、16年度は49,026億円、17年度は48,560億円、18年度は48,136億円、19年度は48,013億円、20年度は47,796 億円、21年度は47,741億円、22年度は47,903億円、23年度は47,752億円、24年度は47,138億円、25年度は47,538億円、26年度は 48,848 億円、27年度は49,801 億円、28年度は50,541 億円、29年度は51,251 億円、30年度は51,911 億円になる。

図表Ⅱ-2-4-3 歳出額と新規後年度負担の関係 28年度 30年度 26年度 27年度 29年度 34年度 31年度 32年度 33年度 後年度負担額 防衛力整備においては、装備品の調達や施設の整備などに複数年度 を要するものが多い。このため、複数年度に及ぶ契約(原則5年以内)を行い、将来の一定時期に支払うことを契約時におらかじめ国が約束を するという手法をとっている。 後年度負担額とは、このような複数年度に及ぶ契約に基づき、契約の 翌年度以降に支払う金額をいう 八件·糧食費 (例)100億円の装備を4年間に及ぶ契約で調達する場合 30年度 31年度 33年度 契約 納入 一部支払 (10億円) 一部支払 (10億円) 一部支払 (20億円) 残額支払(60億円) 一般物件費 歳出化経費 歳出化経費 歳出化経費 (44.2%)26年度 契約 後年度負担額(90億円) 契約額(100億円) 27年度 契約 28年度 契約 既定分 叴 後年度負担額 29年度 契約 (35.6%) 防衛関係費の構造 契 約 一般物件費) 歳出額 防衛関係費は、人件・糧食費と物件費(事業費)に大別される。 物件費契約ベース さらに、物件費(事業費)は、歳出化経費と一般物件費(活動経費) に分けられる。 隊員の給与、退職金、営内での食事などにかか る経費 人件·糧食費 (20.1%)装備品の調達・修理・整備、油の購入 隊員の教育訓練、施設整備、光熱水料などの営 舎費、技術研究開発、周辺対策や在日米軍駐留

平成30年度

防衛関係費

備品の修理費や基地対策経費などの維持管理的な 性格の経費の割合が高い。このため、歳出予算で 見た場合、単年度でその内訳を大きく変更するこ

経費などの基地対策経費などにかかる経費

29年度以前の契約に基づき、30年度に支払われる経費

30年度の契約に基づき、30年度に支払われる

(事業費)

歳出化経費

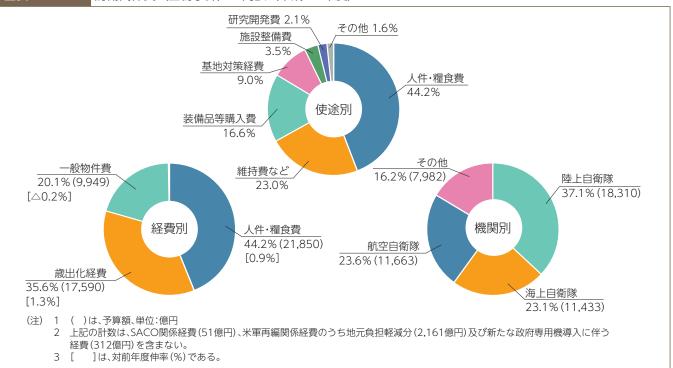
(活動経費)

とは難しい側面がある。

Q参照 図表Ⅱ-2-4-3 (歳出額と新規後年度負担の関係)

人件・糧食費は前年度から187億円の増額、歳

防衛関係費(当初予算)の内訳(平成30年度) 図表Ⅱ-2-4-4



出化経費は前年度から226億円の増額、一般物件 費は前年度から21億円の減額となっている²。

Q 参照 図表 II -2-4-4 (防衛関係費 (当初予算) の内訳 (平成 30年度))

資料14(防衛関係費(当初予算)の使途別構成の推移)

また、歳出予算とは別に、翌年度以降の支払を 示すものとして新規後年度負担額(当該年度に、 新たに負担することとなった後年度負担額)があ る。防衛力整備においては、艦船・航空機などの 主要な装備品の調達や格納庫・隊舎などの建設の ように、契約から納入、完成までに複数年度を要

するものが多い。これらについては、当該年度に 複数年度に及ぶ契約を行い、契約時にあらかじめ 次年度以降(原則5年以内)の支払いを約束する という手法をとっている。このような複数年度に 及ぶ契約に基づき、契約の翌年度以降に支払う金 額を後年度負担額といい、平成30(2018)年度 の新規後年度負担額は、前年度から238億円 (1.2%) の増額となっている。

さらに、事業規模を示す契約ベース³で見た場 合、前年度から217億円(0.7%)の増額となって いる。

Q 参照 Ⅲ部4章3節 (プロジェクト管理などへの取組)

3 - 効率化への取組

中期防では、格段に厳しさを増す財政事情を勘 案し、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整 備に努めるとの方針のもと、おおむね7,000億円 程度の実質的な財源の確保を図るとしている。

このため、防衛省では、効率化に向けた検討を進 めており、平成26(2014)~平成29(2017)年度

までに、①長期契約の活用(Ⅲ部4章3節)、②維 持・整備方法の見直し、③民生品の使用や仕様の 見直し、④装備品のまとめ買い、⑤原価の精査等に より、約5.730億円の縮減を図った。また、平成30 年度予算では、これらの取組を推進し、約1,970億 円の縮減を見込んでいる。平成30年度予算におけ

対前年度比較はSACO関係経費、米軍再編経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含まないものによる。以下この項において同じ。

一般物件費と新規後年度負担の合計額。当該年度に契約し、当該年度以降支払われることになる物件費(事業費)の規模を示す。平成30年度は2兆9,887

図表Ⅱ-2-4-5 これまでの効率化による削減額

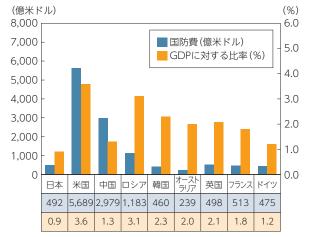
施策の例	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
長期契約を活用した装備品等 及び役務の調達	_	417億円	148億円	110億円	50億円
維持・整備方法の見直し (ロジスティクスの改革)	81億円	336億円	432億円	540億円	685億円
民生品の使用・仕様の見直し	250億円	423億円	455億円	582億円	166億円
装備品のまとめ買い	331億円	350億円	465億円	467億円	371億円
原価の精査等	_	_	_	345億円	701億円
単年度計	660億円	1,530億円	1,500億円	2,040億円(注1)	1,970億円(注2)
累計	660億円	2,190億円	3,690億円	5,730億円	7,710億円

- (注1) 28年度補正予算(第3次)に前倒し計上したPAC-3MSEミサイルを搭載・運用しうるペトリオット・システムの導入に伴う縮減額616億円は、29年度における縮減額に含む。
- (注2) 29年度補正予算(第1次) に前倒し計上した事業に伴う縮減額は、30年度における縮減額に含む。
- (注3) 計数は四捨五入のため合計と符合しないことがある。

る具体的な取組としては次のとおりである。

- 5か年度を超える長期契約を活用し、F110 エンジン(戦闘機 (F-2) 用)の維持部品のPBL 契約 (Ⅲ部4章3節)を行うことにより、約50 億円の縮減
- F7-10エンジン (固定翼哨戒機 (P-1) 用) の 定期整備間隔の延長を行うなどの、維持・整備 方法の見直しを行うことによって、約685億円 の縮減
- 作戦用通信回線統制システム (TNCS) の整備を行うなど、費用対効果の観点から民生品の使用や仕様の見直しを行うことによって、約166億円の縮減
- 経費縮減効果が見込まれる装備品などを単年 度にまとめ買いすることによって、約371億円 の縮減
- 主要装備品等について、機体価格や関連経費 の精査などの取り組みを行うことによって約 701億円の縮減

図表Ⅱ-2-4-6 主要国の国防費(2017年度)



- (注)1 国防費については、各国発表資料によるものであり、ドル換算については2017年度購買力平価(OECD公式HP公表値(2018年7月時点))を用い試算している。
 - 「1米ドル=99.594086円=3.506000元=24.111166ルーブル =877.052289ウォン=1.472003豪ドル=0.713283ポンド =0.796821ユーロ(仏)=0.779292ユーロ(独)」
 - 2 GDPに対する比率について、米国、英国、フランス、ドイツに ついてはNATO公表値。中国、ロシア、韓国、オーストラリア については、IMF公表のGDP値を元に試算している。

Q 参照 図表 II -2-4-5 (これまでの効率化による削減額)

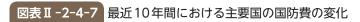
4 ■ 各国との比較

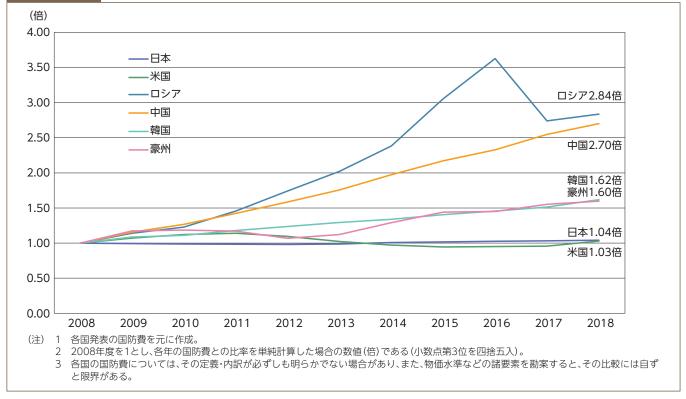
各国の国防費は、それぞれの社会経済体制や予算制度の違いがあり、一義的には比較できない。 また、国際的に統一された定義もなく、公表されている国防費の内訳が明らかでない国もある。

さらに、各国の国防費の比較にあたっては、それぞれの通貨単位を外国為替相場のレートにより

ドルに換算する方法もあるが、この方法で換算した国防費は、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものとはならない。したがって、わが国の防衛関係費と各国が公表している国防費を、経済協力開発機構(OECD)が公表Organization for Economic Co-operation and Development している購買力平価4を用いて、あえてドルに換

⁴ 各国でどれだけの財やサービスを購入できるかを、各国の物価水準を考慮して評価したもの。





算すれば、図表Ⅱ-2-4-6 (主要国の国防費) のと おりである。

Q 参照 I 部 2章 (諸外国の防衛政策など) 資料15 (各国国防費の推移)

なお、最近10年間における周辺国の国防費の 変化は、図表 II -2-4-7 (最近10年間における主 要国の国防費の変化)のとおりである。



平和安全法制などの整備と 施行後の自衛隊の活動状況など

平和安全法制の整備に関する経緯

1 ■ 法整備の背景

わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを 増しており、今や脅威は容易に国境を越え、もは や、どの国も一国のみでは、自国の安全を守れな い時代となった。

このような中、わが国の平和と安全を維持し、 その存立を全うするとともに、国民の命を守るた めには、まず、力強い外交を推進していくことが 重要であるが、同時に、万が一の場合の備えも必 要である。

具体的には、わが国自身の防衛力の適切な整 備、維持、運用や、同盟国である米国をはじめ、関 係国との協力関係を深めること、特に、わが国及 びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米 安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑 止力を向上させることにより、武力紛争を未然に 回避し、わが国に脅威が及ぶことを防止すること が必要不可欠である。

そのうえで、いかなる事態においても国民の命 と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく 「積極的平和主義」のもと、国際社会の平和と安定 にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切 れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する 必要がある。

14 (平成26) 年5月、「安全保障の法的基盤の 再構築に関する懇談会 1 からの報告書を受け、安 倍内閣総理大臣が示した検討の進め方についての 基本的方向性に基づき、与党における協議と政府 における検討が進められ、同年7月、政府として、 あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法 案の整備のための基本方針を示す「国の存立を全 うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法 制の整備について | の閣議決定を行った。

Q参照 資料16 (「閣議決定」の概要と法制整備)

2 ■ 法整備の経緯・意義

前述の閣議決定後、内閣官房国家安全保障局の もとに法案作成チームが立ち上げられ、また、防 衛省・自衛隊においても、防衛大臣を委員長とす る「安全保障法制整備検討委員会」が設置された。 政府はこれらの検討体制のもと、計25回の与党 における協議を踏まえて検討を行い、15(平成 27) 年5月14日、平和安全法制整備法案²及び国

際平和支援法案3の2法案を閣議決定し、翌15日 に第189回国会(常会)へ提出した。

これらの2法案は、例えば、平素における米軍 等の部隊の武器等の防護、重要影響事態及び国際 平和共同対処事態における他国軍隊等への支援活 動、さらには、「新三要件 | ⁴を満たす場合におけ る、わが国を防衛するための必要最小限度の自衛

安倍内閣総理大臣は13 (平成25) 年2月、第1次安倍内閣において開催されていた「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を再開し、同懇談会は計 7回の会合を経て、14 (平成26) 年5月、安倍内閣総理大臣に報告書を提出した。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

の措置としての限定的な集団的自衛権の行使に至 るまで、あらゆる事態への切れ目のない対応を可 能とするものであり、国民の命と平和な暮らしを 守り抜くために必要不可欠なものである。

2法案は、戦後最長となる国会会期の延長がな されたうえで、衆議院において約116時間、参議 院において約100時間の計約216時間という戦 後の安保関係の法案審議において最長となる審議 がなされた。その結果、自民党及び公明党のみな らず、日本を元気にする会(当時)、次世代の党 (当時)及び新党改革(当時)の野党3党の計5党 の賛成(10党のうち5党)も得て、幅広い合意を 形成したうえで、15 (平成27) 年9月19日に参 議院本会議において可決・成立した。

その際、この5党により、存立危機事態の認定 にかかる新三要件の該当性の判断に当たり留意す べき事項や、平和安全法制に基づく自衛隊の活動 に対する常時監視及び事後検証のための国会の組 織のあり方、国会関与の強化について、各党間で

検討を行い、結論を得ることなどを盛り込んだ 「平和安全法制についての合意書」(「5党合意」) が合意されるとともに、当該合意の趣旨を尊重 し、適切に対処する旨の閣議決定が行われ、平和 安全法制は、16(平成28)年3月29日に施行さ れた。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを 増している中、本法制の施行は、弾道ミサイル防 衛に当たる米艦艇の防護や後方支援が可能になる など、日米同盟全体の抑止力や対処力を一層強化 し、地域及び国際社会の平和と安定にこれまで以 上に積極的に貢献することを通じて、わが国の平 和と安全を一層確かなものにしていくものであ り、歴史的な重要性を持つものである。また、本 法制が世界から高く評価5されていることは、地 域及び国際社会の平和と安定に資するものである ことの証である。

Q 参照 図表 II -3-1-1 (平和安全法制の構成)

図表Ⅱ-3-1-1 平和安全法制の構成

整備法

(一部改正を束ねたもの)

平和安全法制整備法: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

- 1. 自衛隊法
- 2. 国際平和協力法

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

- 3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- 4. 船舶検査活動法

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

5. 事態対処法

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

- 6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更
- 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
- 7. 特定公共施設利用法

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

10. 国家安全保障会議設置法

新規制定(1本)

国際平和支援法:国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

左記の他な

同盟国である米国はもとより、オーストラリア、アジア太平洋、欧州、中東、アフリカ、中南米の国々に加え、ASEAN、EU、国際連合などからも理解と支持 が表明されている。

説 解 平和安全法制による抑止力の向上

16 (平成28) 年に施行した平和安全法制により、自衛隊の部隊と同じ現場で活動する米軍に対する物 品・役務の提供が可能な活動が拡充するなど、これまで以上に米国をはじめとする関係国と協力できる 内容が充実しました。

17 (平成29) 年においては、実際に情報収集を行う米軍に対する物品・役務の提供を実施し、また、 自衛隊の部隊と連携して、わが国の防衛に役立つ活動を行う他国の部隊の警護も実施しました。

これにより日米同盟は一層強固なものとなり、抑止力の強化につながりました。このように、平和安全 法制によってわが国の安全が、一層確実なものとなったことは間違いないと考えています。政府として も、引き続き、国民の命と平和な暮らしを守るべく、対応に万全を期してまいります。

解 説 平和安全法制と憲法の関係について

憲法上「武力の行使」が許容されるのは、

- ●我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が 発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆され る明白な危険があること
- ●これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ●必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

との新三要件が満たされる場合に限られます。この新三要件の下で認められる「武力の行使」においても、

- ●憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、 憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する 国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条 が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを 禁じているとは到底解されない。
- ●一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根 底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措 置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

との昭和47年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていません。

また、新三要件の下で認められる「武力の行使」は、砂川事件に関する最高裁判決の範囲内です。同判 決は、

●「我が国が、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうること は、国家固有の機能の行使として、当然のことと言わなければならない」

と述べています。つまり、個別的自衛権、集団的自衛権の区別をつけずに、我が国が、自衛権を有するこ とに言及した上で、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な「自衛の措置」を取り 得ることを認めたものであると考えられます。

この新三要件が過不足なく反映されている平和安全法制は、従来から政府が示してきた憲法解釈の基 本的論理を維持したものであるとともに、憲法の解釈を最終的に確定する機能を有する唯一の機関であ る最高裁判所の出した砂川判決の範囲内であり、憲法に合致したものです。

平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み

本節では、平和安全法制の整備によって新たに 可能となった事項を含め、各種事態などにおける 政府としての対応に関する枠組みや主な自衛隊の 行動などの全体像について概説する1。

Q 参照 資料 17 (自衛隊の主な行動) 資料18(自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力 行使及び武器使用に関する規定)

1 ■ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における対応

事態対処法2は、武力攻撃事態及び武力攻撃予 測事態(「武力攻撃事態等」)並びに存立危機事態 への対処に関する基本理念、基本的な方針(対処 基本方針)として定めるべき事項、国・地方公共 団体の責務などについて規定している。

同法は、これまで武力攻撃事態等への対処につ いて定めたものであったが、わが国を取り巻く安 全保障環境の変化に伴い、他国に対して発生する 武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態 様などによってはわが国の存立を脅かすことも起 こり得ることから、先般の法改正により、わが国 が対処すべき事態として新たに「存立危機事態」 を追加した。これに伴い、当該事態への対処をわ が国の防衛のためのやむを得ない自衛の措置とし て自衛隊の主たる任務に位置付けるなどの自衛隊 法の改正も行った。

KEY WORD

武力攻撃事態 及び 武力攻撃予測事態 とは

- ・「武力攻撃事態」とは わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は 当該武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認
- ・「武力攻撃予測事態」とは 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻 撃が予測されるに至った事態 (両者を合わせて「武力攻撃事態等」と呼称)

武力攻撃事態等及び存立危機事態

(1) 対処基本方針など

政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に 至ったときは、次の事項を定めた対処基本方針を 閣議決定し、国会の承認を求める。また、対処基 本方針が定められたときは、臨時に内閣に事態対 策本部を設置して、対処措置の実施を推進する。

- ア 対処すべき事態に関する次に掲げる事項
 - ① 事態の経緯、武力攻撃事態等又は存立危機 事態であることの認定及び当該認定の前提と なった事実
 - ② 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であ ると認定する場合には、わが国の存立を全う し、国民を守るために他に適当な手段がな く、事態に対処するため、武力の行使が必要 であると認められる理由
- イ 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対 処に関する全般的な方針
- ウ 対処措置に関する重要事項

Q 参照 図表 Ⅱ -3-2-1 (武力攻撃事態等及び存立危機事態へ の対処のための手続)

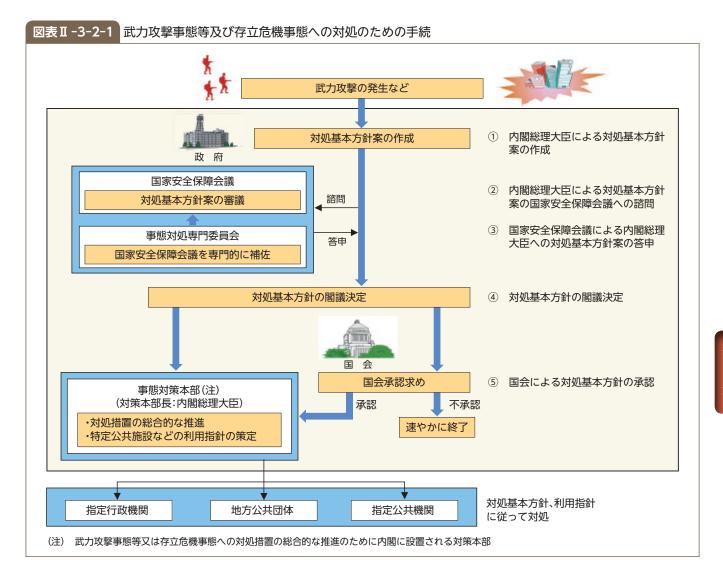
KEY WORD

存立危機事態 とは

わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生 し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自 由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が ある事態

- 武器の使用に際して人への危害が許容される要件については、本節にて解説されているもののほか、資料18を参照
- 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」から「武力攻撃事態 等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改正

められるに至った事態



(2) 国会承認

武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、その 対処のために自衛隊に防衛出動を命ずる場合に は、原則として事前の国会承認が必要となる。

(3) 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまで の間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公 共機関は、武力攻撃事態等又は存立危機事態への 対処に当たり、法律の規定に基づき所要の措置を 行う。措置の内容については、参照のとおりであ る。

Q 参照 図表 II -3-2-2 (指定行政機関などが実施する措置)

(4) 国、地方公共団体などの責務

事態対処法に定める国、地方公共団体などの責 務は、参照のとおりである。

Q参照 図表Ⅱ-3-2-3 (国、地方公共団体などの責務)

(5) 内閣総理大臣の対処措置における権限

対処基本方針が定められたときは、内閣に、内 閣総理大臣を事態対策本部長、国務大臣を事態対 策副本部長及び事態対策本部員とする事態対策本 部が設置される。

内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財 産の保護、又は武力攻撃の排除に支障があり、特 に必要があると認める場合であって、総合調整に 基づく所要の対処措置が行われないときは、関係 する地方公共団体の長などに対し、その対処措置 を行うべきことを指示することができる。

また、内閣総理大臣は、指示に基づく所要の対 処措置が行われないときや、国民の生命、身体、 財産の保護や武力攻撃の排除に支障があり、事態 に照らし緊急を要する場合は、関係する地方公共 団体の長などに通知したうえで、自ら又はその対 処措置にかかわる事務を所掌する大臣を指揮し、 その地方公共団体又は指定公共機関が行うべき対

図表Ⅱ-3-2-2 指定行政機関などが実施する措置

武力攻撃事態等を終結させるために その推移に応じて実施する措置

- ① 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力 の行使、部隊などの展開その他の行動
- ② ①に掲げる自衛隊の行動、米軍が実施する日米安保条約に 従って武力攻撃を排除するために必要な行動及びその他 の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排 除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるた めに実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護する ため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響 を及ぼす場合において当該影響が最小となるため に武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置

- ① 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応 急の復旧その他の措置
- ② 生活関連物資などの価格安定、配分その他の措置

存立危機事態を終結させるために その推移に応じて実施する措置

- ① 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であっ て、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由 及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があ るもの(存立危機武力攻撃)を排除するために必要な自衛 隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動
- ② ①に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛 隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な 行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施 設又は役務の提供その他の措置
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から 国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存 立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を 及ぼす場合において当該影響が最小となるために 存立危機事態の推移に応じて実施する措置

・公共的な施設の保安の確保、生活関連物資などの安定供給 その他の措置

図表Ⅱ-3-2-3 国、地方公共団体などの責務

主体	責 務
国	・我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有する。・組織及び機能の全てをあげて、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処する。・国全体として万全の措置が講じられるようにする。
地方公共団体	・地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有する。 ・国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を行う。
指定 公共機関	・国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力 し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務に ついて必要な措置を行う。
国民	・指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関 が武力攻撃事態等において対処措置を実施する 際は、必要な協力をするよう努める。

処措置を行い、又は行わせることができる。

(6) 国連安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などに従って、武力攻 撃の排除に当たりわが国が講じた措置について、 直ちに国連安保理に報告する。

(7) 関連法制の改正

ア 米軍等行動関連措置法3

改正前の米軍行動関連措置法は、武力攻撃事態 等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排 除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的 に実施されるための措置などについて規定してい た。先般の法改正では、武力攻撃事態等に対処す る米軍に加えて、当該事態における米軍以外の外 国軍隊や、存立危機事態における米軍その他の外 国軍隊に対する支援活動を追加した。

イ 海上輸送規制法4

海上輸送規制法は、武力攻撃事態に際して、わ が国に対して武力攻撃を行っている外国の軍隊等 へ向けた武器、弾薬、兵員などの海上輸送を規制 するため、海自が実施する停船検査、回航措置の 手続などについて規定していた。先般の法改正で は、存立危機事態においても海上輸送規制を可能 とする規定を追加するとともに、海上輸送規制の 実施海域については、わが国領海又はわが国周辺 の公海とされていたものをわが国領海、外国の領 海 (当該外国の同意がある場合に限る。) 又は公海 とした。

- 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」から「武力攻 撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改正
- 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」から「武力攻撃事態及び存立危機事態にお ける外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改正

ウ 捕虜取扱い法5

捕虜取扱い法は、捕虜等の取扱いにかかる国際 人道法の的確な実施を確保するため、武力攻撃事 態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに 必要な事項を定めていたが、先般の法改正では、 存立危機事態も同法の適用対象に追加した。

工 特定公共施設利用法6

特定公共施設利用法は、自衛隊の行動や米軍の 行動、国民の保護のための措置などを的確かつ迅 速に行うため、武力攻撃事態等における特定公共 施設等(港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域 及び電波)の利用に関し、その総合的な調整が図 られるための措置などについて規定している。先 般の法改正では、武力攻撃事態等における米軍以 外の外国軍隊の行動についても特定公共施設等の 利用調整の対象に追加した。

武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の 緊急事態

事態対処法において、政府は、わが国の平和と 独立並びに国及び国民の安全を確保するため、武 力攻撃事態等及び存立危機事態以外の緊急事態 においても、的確かつ迅速に対処する旨規定して いる。

3 自衛隊による対処

(1) 自衛隊の任務としての位置付け

これまで自衛隊の主たる任務は、「直接侵略及 び間接侵略に対し我が国を防衛すること」であっ たが、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする 存立危機事態における自衛隊の行動についても、

わが国の防衛を目的とするものであることから、 先般の法改正において、存立危機事態への対処を 自衛隊の主たる任務として位置付けることとし た。

(2) 防衛出動

これまで防衛出動の対象となる事態は武力攻撃 事態であったが、先般の法改正により、存立危機 事態を防衛出動の対象となる事態として追加し た。これにより、内閣総理大臣は、武力攻撃事態 及び存立危機事態に際して、わが国を防衛するた め必要があると認める場合には、自衛隊の全部又 は一部に出動を命ずることができることとなっ た。防衛出動の下令に際しては、これまでと同様、 原則として国会の事前承認を得なければならな い。防衛出動を命じられた自衛隊は、「新三要件」 を満たす場合に限り武力の行使⁸ができる。

(3) その他

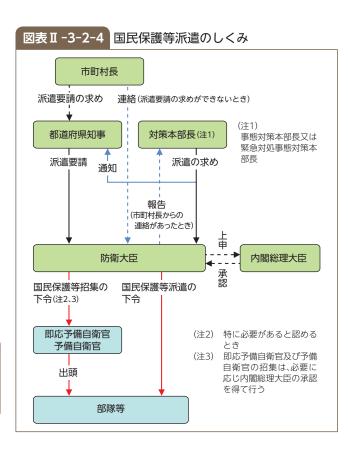
防衛出動の際の自衛隊の行動に必要な各種の権 限や特例措置などを定める規定のうち、専らわが 国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いた ものは、存立危機事態では適用しない⁹こととした。

4 国民保護

(1) 国民保護法の概要及び国民保護等派遣

国民保護法10には、武力攻撃事態等及び緊急対 処事態において、国民の生命、身体及び財産を保 護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするた めの、国・地方公共団体などの責務、避難、救援、 武力攻撃災害への対処などの措置を規定してい る。

- 存立危機事態の追加に伴い、法律の名称を「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」から「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取 扱いに関する法律」に改正
- 正式な法律の名称は、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」
- 緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認め られるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの)を含む、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及 ぼす事態
- 一般に、憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、基本的には、わが国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為を指す。これに対 し、自衛隊法などにおける「武器の使用」とは、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械などをその物の本来の用法 に従って用いることを指す。憲法第9条第1項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使にかかる概念であるが、「武器の使用」が全て憲法第9条 の禁ずる「武力の行使」に当たるとはいえない。なお、憲法上「武力の行使」が許容されるのは、新三要件 (1章2節参照) が満たされる場合においてのみで ある。
- 存立危機事態で適用するものの一例は、特別の部隊の編成や予備自衛官・即応予備自衛官の防衛招集などである。適用しないものの一例、すなわち武力攻撃 事態等においてのみ適用されるものの一例は、防御施設構築の措置や公共の秩序維持のための権限、緊急通行、物資の収用、業務従事命令などである。
- 10 正式な法律の名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」



防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受け、 事態やむを得ないと認める場合、又は事態対策本 部長11から求めがある場合は、内閣総理大臣の承 認を得て、部隊などに国民保護等派遣を命令し、 国民保護措置又は緊急対処保護措置(住民の避難 支援、避難住民などの救援、応急の復旧など)を 実施させることができる。

Q 参照 図表 II -3-2-4 (国民保護等派遣のしくみ)、Ⅲ部1章 2節11項(国民保護に関する取組)

(2) 存立危機事態と国民保護措置の関係

国民保護法は、わが国への直接攻撃や物理的な 被害から、いかにして国民やその生活を守るかと いう視点に立って、そのために必要となる警報の 発令、住民の避難や救援などの措置を定めるもの である。存立危機事態であって警報の発令、住民 の避難や救援が必要な状況とは、まさにわが国に 対する武力攻撃が予測又は切迫している事態と評 価される状況にほかならず、この場合は、併せて 武力攻撃事態等と認定して、国民保護法に基づく 措置を実施することとなる¹²。

¹¹ 対策本部長は内閣総理大臣を充てることとされているが、両者は別人格として規定されている。

¹² 存立危機事態であって、武力攻撃事態等には該当しない場合においては、国民保護法は適用されないが、生活関連物資の安定的な供給など、現行の様々な 法令に基づき、国民生活の安定などのための措置を実施し、国民生活の保護に万全の対応をとることとなる。

2 ■ 重要影響事態への対応

これまでの周辺事態安全確保法においては、わ が国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重 要な影響を与える事態(「周辺事態」)に際し、わ が国が行う対応措置として、後方地域支援13、後 方地域搜索救助活動14、船舶検査活動(船舶検査活 動法に規定するもの) などを定めていた。

先般の法改正では、わが国を取り巻く安全保障 環境の変化に伴い、これまでの、「我が国周辺の地 域における我が国の平和及び安全に重要な影響を 与える事態 | について、「我が国周辺の地域におけ る」という部分を削除し、事態の名称を「周辺事 態」から「**重要影響事態**」に改める¹⁵とともに、重 要影響事態における支援対象や対応措置を次のと おり拡大した。

支援対象

支援対象となる重要影響事態に対処する軍隊等 に、これまでの「日米安保条約の目的の達成に寄 与する活動を行う米軍」に加え、「国連憲章の目的 の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」及び 「その他これに類する組織 | を追加した。

2 重要影響事態への対応措置

重要影響事態への対応措置を、①後方支援活 動、②捜索救助活動、③船舶検査活動、④その他 の重要影響事態に対応するための必要な措置とし

KEY WORD

重要影響事態 とは

そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至 るおそれのある事態等わが国の平和及び安全に重要な影 響を与える事態

つつ、①の後方支援活動において自衛隊が提供す る物品・役務の種類に、これまでの「補給、輸送、 修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業 務 | に加え、「宿泊、保管、施設の利用、訓練業務 | を追加した。また、これまでと同様、武器の提供 は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行 動のために発進準備中の航空機に対する給油及び 整備」を新たに実施できることとした。

外国領域での対応措置については、当該外国な どの同意がある場合に限り、新たに実施できるこ ととした。

3 武力行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するととも に、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置を 規定した。

- 「現に戦闘行為が行われている現場」では活 動を実施しない。ただし、捜索救助活動につい ては、遭難者が既に発見され、救助を開始して いるときは、部隊等の安全が確保される限り当 該遭難者にかかる捜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所 又はその近傍において戦闘行為が行われるに 至った場合、又はそれが予測される場合には活 動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全 部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実 施することが困難であると認める場合などには、 速やかにその指定を変更し、又はそこで実施され ている活動の中断を命じなければならない。

¹³ 周辺事態安全確保法における後方地域支援とは、「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する物品及び役務の 提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するもの」をいう。

¹⁴ 周辺事態安全確保法における後方地域捜索救助活動とは、「周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助 を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であって、後方地域において我が国が実施するもの」をいう。

^{15 「}周辺事態」は、事態の性質に着目した概念であって地理的な概念ではないと整理されていたところ、昨今の安全保障環境の変化も踏まえ、わが国の平和と 安全に重要な影響を与える事態が生起する地域を地理的に限定するかのような表現を用いることは適当ではないことから改めたもの。これに伴い、法律の 名称も「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」から「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための 措置に関する法律」に改正

平和安全法制などの整備と施行後の自衛隊の活動状況など

国会承認

これまでと同様、事前の国会承認を原則とし、 緊急の必要がある場合は事後承認を可とする。

5 武器使用権限

重要影響事態に際しての後方支援活動としての 役務の提供又は捜索救助活動において、自衛官 は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛 隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下 に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得 ない必要があると認める相当の理由がある場合、 その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で 武器を使用することができる(いわゆる「自己保 存型の武器使用」)。また、宿営地に所在する者の 生命又は身体を防護するための措置として諸外国 の軍隊等の要員と共同して、武器を使用すること

ができる(ただし、いわゆる「自己保存型の武器 使用」において、人への危害が許容されるのは、 正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ)。

6 船舶検査活動16

(1) 概要

船舶検査活動とは、国連安保理決議に基づい て、又は旗国¹⁷の同意を得て、わが国が参加する 貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格 な実施を確保する目的で、船舶(軍艦などを除 く。) の積荷・目的地を検査・確認する活動や必 要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要 請する活動である。

(2) 武器使用権限

いわゆる 「自己保存型の武器使用」 が可能であ る。

3 ■ 公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など

1 治安出動

(1) 命令による治安出動

内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に 際して、一般の警察力をもっては、治安を維持す ることができないと認められる場合には、自衛隊 の全部又は一部の出動を命ずることができ、原則 として、出動を命じた日から20日以内に国会に 付議して、その承認を求めなければならない。

(2) 要請による治安出動

都道府県知事は、治安維持上重大な事態につき やむを得ない必要があると認める場合には、当該 都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に 対し、部隊等の出動を要請することができる。内

閣総理大臣は、出動の要請があり、事態やむを得 ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずるこ とができる。

(3) 武器使用権限など

自衛官の職務の執行に際し、警察官職務執行法 (「警職法」)が準用され、同法第7条に基づき武器 を使用¹⁸することができる。このほか、一定の要 件¹⁹を満たす場合には、事態に応じ合理的に必要 と判断される限度で武器を使用することができ る²⁰。

Q 参照 Ⅲ部1章2節4項 (ゲリラや特殊部隊などによる攻撃 への対応)

- 16 重要影響事態に際しての船舶検査活動は、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(船舶検査活動法)」に基づいて行われる。なお、国 際平和共同対処事態における船舶検査活動については、本節5項 (国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み) を参照
- 17 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国
- 18 警職法第7条 (武器の使用) においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。ただし、正当防衛や緊急 避難などに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないとされている。
- 19 ここでいう「一定の要件」とは、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除す る適当な手段がない場合などを指す。
- 20 治安出動においては、海上保安庁法第16条、同法第17条第1項、同法第18条及び同法第20条第2項の規定が準用されている。

3

説

治安出動・海上警備行動などの発令手続の迅速化



わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でも ない事態 (いわゆるグレーゾーン事態) が生じやすく、これによりさらに重大な事態に至りかねないリス クを有しています。政府として、こうした武力攻撃に至らない侵害に迅速に対処し、いかなる不法行為に 対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、特に次の3つの場合について、治安出動や海上警備 行動などの発令手続を迅速化するための閣議決定を15(平成27)年5月に行いました。

- ●わが国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処
- ●離島などに対する武装集団による不法上陸などへの対処
- ●公海上でわが国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶などが認知した場合におけ る対処

具体的には、治安出動などの発令に関して特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困 難なときには、内閣総理大臣の主宰により、電話などにより各国務大臣の了解を得て閣議決定を行うこ ととされています。

以下の3類型について、「大規模テロ等の恐れがある場合の政府の対処について」(平成13年11月2日閣議決定)を 参考にしつつ、治安出動・海上警備行動などの発令手続を迅速化するため閣議決定

国際法上の無害通航に該当しない 航行を行う外国軍艦への対処

- 海上警備行動を発令し、自衛 隊の部隊により行うことが基本
- 防衛省、外務省、海上保安庁 は、緊密かつ迅速に情報共有、調 整、協力
- 海上警備行動発令のため閣 議を開催する必要がある

武装集団による不法上陸への対処

- 武装した集団・その蓋然性が 極めて高い集団が、離島に不法 に上陸するおそれが高い・上陸 する場合に、
- 海上警備行動・治安出動等の 発令のため閣議を開催する必要 がある

公海での民間船舶への 侵害行為への対処

- わが国の民間船舶が侵害行 為を現に受けており、
- (緊急の)海賊対処行動又は海 上警備行動の発令のため閣議を 開催する必要がある

特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難な場合、 内閣総理大臣の主宰により、電話などにより閣議決定を可能とする (連絡を取ることができなかった国務大臣には、事後速やかに連絡を行う)

海上警備行動

(1) 概要

防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の 保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合 には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊 に海上において必要な行動をとることを命ずるこ とができる。

(2) 武器使用権限など

自衛官の職務の執行に際し、警職法第7条の規 定が準用され、武器を使用することができる。ま

た、海上保安庁法の一部の規定²¹が準用され、付 近にある人及び船舶に対する協力要請や船舶に対 する立入検査などの権限を行使することができる ほか、一定の要件を満たした場合に船舶を停船さ せるために武器を使用することができる。

Q 参照 Ⅲ部1章2節1項 (周辺海空域における安全確保)

海賊対処行動

(1) 概要

防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必 要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、

自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処する ため必要な行動を命ずることができる。承認を受 けようとするときは、対処要項を作成して内閣総 理大臣に提出する。

(2) 武器使用権限

自衛官の職務の執行に際し、警職法第7条に基 づき、武器を使用することができるほか、民間船 舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の 進行を停止するために他の手段がない場合、その 事態に応じ合理的に必要な限度において武器を使 用することができる。

Q参照 Ⅲ部2章2節1項(海賊対処への取組)

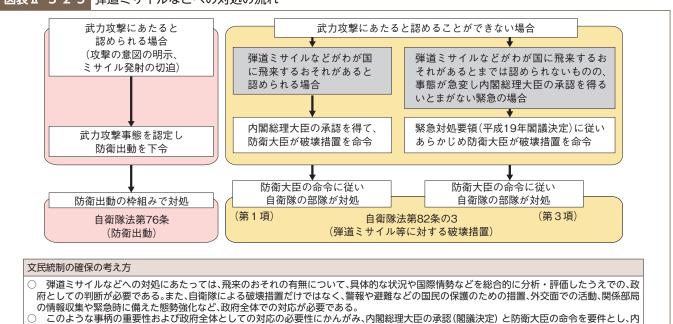
4 弾道ミサイル等に対する破壊措置

わが国に対する武力攻撃として弾道ミサイルな ど²²が飛来する、又は存立危機事態において弾道ミ サイルなどが飛来する場合であって、「新三要件」 が満たされるときには、自衛隊は、防衛出動により 対処することができる、一方、わが国に弾道ミサイ ルなどが飛来するものの、武力攻撃と認められない 場合は、防衛大臣は、次の措置をとることができ る。

- (1) 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛 来するおそれがあり、その落下によるわが国領 域における人命又は財産に対する被害を防止す るため必要があると判断する場合には、内閣総 理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾 道ミサイルなどがわが国に向けて現に飛来した ときには、当該弾道ミサイルなどをわが国領域 又は公海の上空において破壊する措置をとるべ き旨を命ずることができる。
- (2) また、前述(1) の場合のほか、発射に関する 情報がほとんど得られなかった場合などのよう に、事態が急変し、防衛大臣が内閣総理大臣の 承認を得る時間がない場合も考えられる。 防衛 大臣は、このような場合に備え、平素から緊急 対処要領を作成して内閣総理大臣の承認を受け ておくことができ、防衛大臣はこの緊急対処要 領に従い、一定の期間を定めたうえで、あらか じめ自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどが わが国に向けて現に飛来したときには、当該弾 道ミサイルなどをわが国領域又は公海の上空に おいて破壊する措置をとるべき旨を命令してお くことができる。

Q 参照 図表 II -3-2-5 (弾道ミサイルなどへの対処の流れ)、 Ⅲ部1章2節3項(弾道ミサイル攻撃などへの対応)

図表Ⅱ-3-2-5 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



閣および防衛大臣がその責任を十分果たせるようにしている。さらに、国会報告を法律に規定し、国会の関与についても明確にしている。

領空侵犯に対する措置

防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空 法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の 上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、領 空侵犯機を着陸させ、又はわが国の領域の上空か ら退去させるために必要な措置(誘導、無線など による警告、武器の使用²³など)を講じさせるこ とができる。

Q 参照 Ⅲ部1章2節1項(周辺海空域における安全確保)

6 在外邦人等の保護措置・輸送

これまで、外国における緊急事態に際しての在 外邦人等の保護に当たっては、生命又は身体の保 護を要する在外邦人等を安全な地域に「輸送」す ることに限られ、たとえテロリストの襲撃などを 受けた場合であっても、武器使用を伴う在外邦人 等の救出はできなかった。このようなことを踏ま え、先般の法改正により、生命又は身体に危害が 加えられるおそれがある在外邦人等について、輸 送だけでなく、警護、救出などの「保護措置」も次 の要件のもとで可能とした。

(1) 手続

外務大臣からの依頼を受け、外務大臣と協議 し、内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣の命令 により実施

(2) 実施要件

次の全てを満たす場合に保護措置を行うことが 可能

- ア 保護措置を行う場所において、当該外国の権 限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当 たっており、かつ、戦闘行為が行われることが ないと認められること
- イ 自衛隊が当該保護措置(武器の使用を含む。) を行うことについて、当該外国など²⁴の同意が

あること

ウ 予想される危険に対応して当該保護措置をで きる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当 該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が 確保されると見込まれること

(3) 武器使用権限

自衛官は、保護措置を行う職務の実施に際し、 自己若しくは当該保護措置の対象である邦人等の 生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する 行為の排除のためやむを得ない必要があると認め る相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理 的に必要と判断される限度で武器の使用が可能 (いわゆる 「任務遂行型の武器使用権限²⁵」を含む もの。ただし、人への危害が許容されるのは、正 当防衛・緊急避難に該当する場合のみ)

Q 参照 Ⅲ部1章2節9項(在外邦人等の保護措置及び輸送へ の対応)

米軍等の部隊の武器等の防護

先般の法改正により、自衛隊法に第95条の2 の規定を追加し、自衛隊と連携してわが国の防衛 に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の 武器等を防護できることとした。16 (平成28)年 12月には、本条の基本的な考え方、本条の運用に 際しての内閣の関与などについて定める「自衛隊 法第95条の2の運用に関する指針 | が、国家安全 保障会議において決定された。

(1) 対象

米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組 織の部隊であって、自衛隊と連携してわが国の防 衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為 が行われている現場で行われるものを除く。) に 現に従事しているものの武器等

²³ 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

²⁴ 国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って、当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関

²⁵ いわゆる [自己保存型の武器使用権限] が、自己等(自己、共に現場に所在する隊員又は自己の管理の下に入った者)を防護するためにのみ武器の使用が認 められるものをいうのに対し、いわゆる「任務遂行型の武器使用権限」は、そのような自己保存を超えて、例えば他人の生命、身体等を防護するため、又はそ の任務を妨害する行為を排除するために武器の使用が認められるものをいう。

(2) 手続など

米軍等からの要請があった場合で防衛大臣が必 要と認める場合に限り、自衛官が警護を実施

(3) 武器使用権限

自衛官は、前述(1)の武器等を職務上警護する に当たり、人又は武器等を防護するため必要と認 める相当の理由がある場合には、その事態に応じ 合理的に必要と判断される限度で武器を使用する ことができる(ただし、人への危害が許容される のは、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ)。

Q 参照 本章3節3項 (米軍等の部隊の武器等防護 (自衛隊法 第95条の2)の運用開始)

8 米軍に対する物品役務の提供の拡大

先般の法改正により、米軍に対する物品又は役 務の提供に関して、対象となる米軍の範囲や物品 の範囲を次のとおり拡大した。

(1) 対象となる米軍の範囲

ア 次の行動又は活動を実施する自衛隊の部隊等 と共に現場に所在して同種の活動を行う米軍を

対象に追加

- 在日米軍基地などの施設及び区域の警護
- 海賊対処行動
- 弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため 必要な行動
- 機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこ れらの処理
- 外国における緊急事態に際しての在外邦人 等の保護措置
- 外国の軍隊の動向に関する情報その他のわ が国の防衛に資する情報の収集のための船舶 又は航空機による活動
- イ 日米の二国間訓練に参加する米軍に加え、日 米を含む3か国以上の多国間訓練に参加する米 軍を対象に追加
- ウ 自衛隊施設に一時的に滞在する米軍に加え、 自衛隊の部隊等が日常的な活動のため米軍施設 に一時的に滞在する場合に共に現場に所在する 米軍を対象に追加

(2) 提供の対象となる物品の範囲

弾薬を追加(武器は引き続き含まない。)

Q 参照 本章3節4項(新たな日米物品役務相互提供協定 (ACSA) などの締結)

4 = 災害派遣など

1 災害派遣

災害派遣は、都道府県知事などが、災害に際し、 防衛大臣又は防衛大臣の指定する者へ部隊等の派 遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが、やむ を得ない事態と認める場合に部隊等を派遣するこ とを原則としている²⁶。これは、都道府県知事な どが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都 道府県などの災害救助能力などを考慮したうえ で、自衛隊の派遣の要否などを判断するのが最適 との考えによるものである。

2 地震防災派遣及び原子力災害派遣

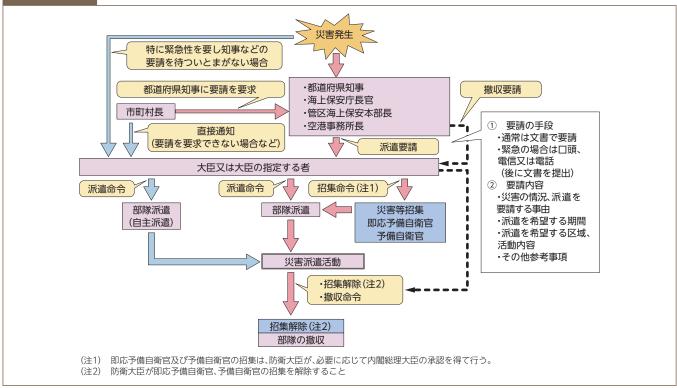
防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法に基づ く警戒宣言²⁷又は原子力災害対策特別措置法に基 づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、地 震災害警戒本部長又は原子力災害対策本部長(内 閣総理大臣)の要請に基づき、部隊等の派遣を命 ずることができる。

Q 参照 図表 Ⅱ -3-2-6 (要請から派遣、撤収までの流れ) Ⅲ部1章2節8項(大規模災害などへの対応)

- 26 海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた 自衛官は、自衛隊法第94条(災害派遣時等の権限)に基づき、避難等の措置(警職法第4条)などができる。②災害派遣では予備自衛官及び即応予備自衛官に、 地震防災派遣又は原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。
- 気象庁長官から、地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する 警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

3

図表Ⅱ-3-2-6 要請から派遣、撤収までの流れ



5 ■ 国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み

国際平和共同対処事態への対応

先般の法整備においては、国際社会の平和及び 安全の確保のため、国際平和共同対処事態に際 し、わが国が国際社会の平和と安全のために活動 する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行 うことができるよう、新たに国際平和支援法を制 定した。かつて、わが国は旧テロ対策特別措置 法・旧補給支援特別措置法28や旧イラク人道復興 支援特別措置法²⁹といった特別措置法(特措法) を制定し、インド洋における洋上補給活動等やイ ラクにおける人道復興支援活動等を行っていた。 しかしながら、あらゆる事態への切れ目のない対 応を可能にするという観点からは、具体的な必要 性が発生してから改めて立法措置を行うよりも、 一般法として整備することにより、国際社会の平 和と安全のために活動する他国軍隊に対する支援 活動をより迅速かつ効果的に行うことが可能とな り、国際社会の平和及び安全に主体的かつ積極的

に寄与することができるようになるものと考えて いる。

(1) 要件

わが国が行う協力支援活動等の対象となる諸外 国の軍隊等の活動について、次のいずれかの国連 決議(総会又は安全保障理事会)の存在を要件と している。

ア 支援対象となる外国が国際社会の平和及び安 全を脅かす事態に対処するための活動を行うこ とを決定、要請、勧告、又は認める決議

イ アのほか、当該事態が平和に対する脅威又は

KEY WORD

国際平和共同対処事態とは

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威 を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同し て対処する活動を行い、かつ、わが国が国際社会の一員と してこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

²⁸ テロ対策特別措置法の正式な法律の名称は、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連 合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」 補給支援特別措置法の正式な法律の名称は、「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」

²⁹ 正式な法律の名称は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」

平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当 該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決 議

(2) 対応措置

国際平和共同対処事態に際し、次の対応措置を 実施することができることとしている。

ア 協力支援活動

諸外国の軍隊等に対する物品及び役務(補給、 輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、 基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務及び 建設)の提供

なお、重要影響事態安全確保法と同様、武器の 提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作 戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油 及び整備」を実施できることとしている。

イ 捜索救助活動

ウ 船舶検査活動(船舶検査活動法に規定するも \mathcal{O}

これまでは、周辺事態においてのみ船舶検査活 動を実施し得るものとされていた³⁰。しかし、船 舶検査活動法が制定された00(平成12)年以降、 国際社会において、大量破壊兵器や国際テロ組織 の武器などの国境を越えた移動といった国際的脅 威に対処するための船舶による検査活動の例が積 み重ねられてきていることにかんがみ、国際平和 支援法に規定する国際平和共同対処事態において も船舶検査活動が実施できることとした。

(3) 武力行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するととも に、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置を 規定

- 「現に戦闘行為が行われている現場」では活 動を実施しない。ただし、遭難者が既に発見さ れ、救助を開始しているときは、部隊等の安全 が確保される限り当該遭難者にかかる捜索救助 活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所 又はその近傍において戦闘行為が行われるに

至った場合、又はそれが予測される場合には活 動の一時休止などを行う。

防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全 部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実 施することが困難であると認める場合などに は、速やかにその指定を変更し、又は、そこで 実施されている活動の中断を命じなければなら ない。

(4) 国会承認

事前の国会承認については例外なく求め、各議 院の議決に7日以内(国会の休会中の期間を除 く。) の努力義務を設けた。また、対応措置の開始 から2年を超える場合には再承認が必要としてい

(5) 武器使用権限

国際平和共同対処事態に際しての協力支援活動 としての役務の提供又は捜索救助活動の実施にお いて、自衛官は、いわゆる「自己保存型の武器使 用 | が可能である。また、宿営地に所在する者の 生命又は身体を防護するための措置をとる諸外国 の軍隊等の要員と共同して、武器を使用すること ができる。

2 国際平和協力業務

1992 (平成4) 年に制定された国際平和協力法 は、わが国が国連を中心とした国際平和のための 努力に積極的に寄与するため、国際連合平和維持 活動 (国連PKO)、人道的な国際救援活動、国際 的な選挙監視活動の3つの活動に対し、適切かつ 迅速な協力を行うための体制を整備するととも に、これらの活動に対する物資協力のための措置 等を講ずることとしていた。また、これらの活動 への参加に当たっての基本方針として、いわゆる PKO「参加5原則」が規定されている。

法制定当時は、国連が統括する国連PKOの枠 組みのもとで伝統的な国家間紛争における停戦監 視などを実施することを想定していた。しかし、

³⁰ 船舶検査活動法の制定当時、周辺事態の場合以外における船舶検査活動の実施については、別途の検討課題として位置付けていた(00(平成12)年11月 28日 参議院外交防衛委員会 河野外務大臣 (当時) 答弁)。

国際社会が対処する紛争の性質が国内における衝 突や、国家間の武力紛争と国内における衝突の混 合型へと変化したことを受け、国際的な平和協力 活動においても、紛争当事国の国造りに対する支 援やこれを実施するために必要な安全な環境の創 出が重要な役割となってきている。また、国連が 統括しない枠組みでも国際的な平和協力活動が幅 広く実施されるようになった³¹。

こうした国際的な平和協力活動の多様化や質的 変化を踏まえ、先般の法改正では、わが国として 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」のもと、 国際社会の平和と安定により一層貢献するため、 国連PKO等において実施できる業務の拡充や武 器使用権限の見直しなどを行うとともに、国連が 統括しない人道復興支援や安全確保などの活動 (「国際連携平和安全活動」) にも十分かつ積極的 に参加することができるよう、同活動にかかる規 定を新設した。

(1)参加要件

ア 国連PKO

参加5原則の枠組みを維持しつつ、いわゆる 「安全確保業務」及びいわゆる「駆け付け警護」の 実施に当たっては、国連PK〇等の活動が行われ る地域の属する国などの受入れ同意について、当 該業務などが行われる期間を通じた安定的維持を 要件とした。

イ 国際連携平和安全活動

これまでの3つの活動(国連PKO、人道的な国 際救援活動、国際的な選挙監視活動) に加えて協 力が可能とされた国際連携平和安全活動は、その 性格、内容などが国連PKOと類似したものであ るため参加5原則を満たしたうえで、次のいずれ かが存在する場合に参加可能とした。

- ① 国連の総会、安全保障理事会又は経済社会理 事会が行う決議
- ② 次の国際機関が行う要請
 - 国連
 - 国連の総会によって設立された機関又は国 連の専門機関で、国連難民高等弁務官事務所

その他政令で定めるもの

- 当該活動にかかる実績若しくは専門的能力 を有する国連憲章第52条に規定する地域的 機関又は多国間の条約により設立された機関 で、欧州連合その他政令で定めるもの
- ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請 (国連憲章第7条1に規定する国連の主要機関 のいずれかの支持を受けたものに限る)

(2) 業務内容

国連PKO等における業務について、これまで の停戦監視、被災民救援などの業務に加え、主に 次の業務を追加・拡充した。

- 防護を必要とする住民、被災民などの生命、 身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その 他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、 検問及び警護(いわゆる「安全確保業務」)の追 加
- 活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵 害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場 合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係 者の生命及び身体の保護(いわゆる 「駆け付け 警護」)の追加
- 国の防衛に関する組織などの設立又は再建を 援助するための助言又は指導などの業務の拡充

KEY WORD

いわゆるPKO「参加5原則」とは

①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること、②国 連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者 が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊へ のわが国の参加に同意していること、③当該国連平和維持 隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳 守すること、4上記の原則のいずれかが満たされない状況 が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収するこ とができること、⑤武器使用は要員の生命などの防護のた めの必要最小限のものを基本とすること。なお、先般の法 改正に伴い、⑤については、「受け入れ同意が安定的に維 持されると認められる場合、いわゆる「自己保存型の武器 使用 | 及び自衛隊法第95条 (武器等防護のための武器使 用)を超えるものとして、いわゆる「安全確保業務」及び いわゆる 「駆け付け警護」 の実施に当たり武器使用が可能」 とされた。

³¹ 欧州連合の要請に基づいて実施されたアチェ監視ミッション (AMM) や、国連事務総長の支持があり、領域国の要請に基づいて実施されたソロモン諸島地 域支援ミッション (RAMSI) などがある。

• 活動を統括・調整する組織において行う業務 の実施に必要な企画、立案、調整又は情報の収 集整理(司令部業務)の拡充

(3) 武器使用権限

ア 自己保存型の武器使用権限の拡充(宿営地の 共同防護)

国連PKOなどの宿営地は、参加国の要員が宿 営地外で活動するとき以外の生活の拠点であり、 宿営地はその中に所在する者の生命又は身体の安 全を図るいわば最後の拠点である。宿営地への襲 撃など不測の事態においては、当該宿営地に宿営 する自衛官がたとえ直接的な攻撃の対象とはなっ ていなくても、当該自衛官と他国の要員が相互に 連携して防護し合い、共通の危険に対処すること が不可欠となる。このことを踏まえ、先般の法改 正では、いわゆる「自己保存型の武器使用」とし て、宿営地に宿営する者の防護という目的での武 器使用を認めることとした32。

イ いわゆる 「駆け付け警護」 のための武器使用 権限

いわゆる「駆け付け警護」を行う場合は、その 業務を行うに際し、自己又はその保護しようとす る活動関係者の生命又は身体の防護のためやむを 得ない必要があると認める相当の理由がある場合 には、その事態に応じ合理的に必要と判断される 限度で武器の使用を認めることとした(ただし、 人への危害が許容されるのは、正当防衛・緊急避 難に該当する場合のみ)。

ウ いわゆる 「安全確保業務」 のための武器使用 権限

いわゆる「安全確保業務」を行う場合は、その 業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身 体若しくは財産の防護又はその業務を妨害する行 為の排除のためやむを得ない必要があると認める 相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理 的に必要と判断される限度で武器の使用を認める こととした(ただし、人への危害が許容されるの は、正当防衛・緊急避難に該当する場合のみ)。

(4) 国会承認

これまでの自衛隊の部隊等が行う停戦監視業務 に加え、いわゆる 「安全確保業務」 についても事 前の国会承認を原則とした (閉会中や衆議院が解 散されている場合の事後承認は可)。

(5) 隊員の安全確保

隊員の安全配慮規定を追加するとともに、実施 要領において規定すべき事項に隊員の安全を確保 する措置を追加した。

(6) その他の主要な改正事項

自衛官の国連への派遣 (国連PKOの司令官 などの派遣)

国連の要請に応じ、国連の業務であって、国 連PKOに参加する自衛隊の部隊等又は外国軍 隊の部隊により実施される業務の統括に関する ものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を 得て、自衛官を派遣することを可能33とした。

• 大規模災害に対処する米軍等に対する物品又 は役務の提供34

自衛隊の部隊等と共に同一の地域に所在して 大規模な災害に対処する米国・オーストラリア の軍隊から応急の措置として要請があった場合 は、国際平和協力業務などの実施に支障のない 範囲で、物品又は役務の提供を可能とした³⁵。

3 国際緊急援助活動

海外の地域、特に開発途上にある地域において 大規模な災害などが発生し、被災国政府又は国際 機関からの派遣の要請があった場合に、外務大臣

³² 最後の拠点である宿営地を防護する武装した要員は、いわば相互に身を委ねあって対処する関係にあるといった特殊な事情が存在するため、自己保存型の 武器使用権限が認められる。

³³ この自衛官の派遣は、派遣される自衛官が従事することとなる業務にかかる国連PKOが行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該国連PKOが行われ ることについての同意(紛争当事者が存在しない場合にあっては、当該国連PKOが行われる地域の属する国の同意)が当該派遣の期間を通じて安定的に維 持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限ることとしている。

^{34 10 (}平成22) 年のハイチ大震災を受け、防衛省・自衛隊はハイチPKO (MINUSTAH) に参加したが、ハイチにおいて国連PKOの枠外で災害救援活動に従 事する米軍に対し、国内法上の根拠が存在せず、物品役務の提供を見送ったことがある。

^{35 17 (}平成29) 年6月の国際平和協力法の改正により、英国の軍隊も対象に含めることとされた。

は、派遣が適当であると認めるときは、要請の内 容などを勘案して防衛省を含む関係行政機関の長 及び国家公安委員会と協議を行う。

外務大臣は、上記の協議を行った場合におい て、特に必要があると認めるときは、自衛隊の部 隊などによる活動に関し、協力を求めるため、防 衛大臣と協議を行う。

防衛大臣は、協議に基づき、自衛隊の部隊など に、救助活動、医療活動、人員又は物資の輸送を 行わせることができる³⁶。

6 ■ その他の平和安全法制の整備における改正点

国家安全保障会議設置法の改正

審議事項として、存立危機事態への対処及び国 際平和共同対処事態への対処に関する重要事項な どを追加し、周辺事態に関する審議事項を重要影 響事態に関する審議事項に改めた。また、必ず審 議しなければならない事項として、次の事項(い ずれも領域国などの受入れ同意の安定的維持など にかかるもの)を明記した。

- 国際平和協力業務のうち、いわゆる「安全確 保業務」又はいわゆる「駆け付け警護」の実施 にかかる実施計画の決定及び変更
- 国連PKOに参加する各国の部隊により実施 される業務の統括業務に従事するための自衛官 (司令官など)の国連への派遣

在外邦人等の警護・救出などの保護措置の実 施

Q 参照 Ⅱ部1章3節1項(国家安全保障会議)

国外犯処罰に関する規定の新設

先般の法改正により、国外における自衛隊の任 務が拡大することから、国外における自衛隊の活 動の規律・統制をより適切に確保する必要があ る。

このため、国外における①上司の職務上の命令 に対する多数共同しての反抗及び部隊の不法指 揮、②防衛出動命令を受けた者による上官の命令 に対する反抗・不服従などについて処罰規定を設 けた。

解 説 戦争に巻き込まれるリスクについて

わが国が憲法第9条のもとで許容される自衛の措置として「武力の行使」を行うには、大変厳格な要件 である新三要件を満たさなければなりません。これは世界的にも例のない非常に厳しい要件であり、憲 法上の明確な歯止めとなっています。そして、実際に「武力の行使」を行うため、自衛隊に防衛出動を命 ずるに際しては、原則事前に国会の承認を求めることとなります。このように、憲法と国会が制定した法 律に従って自衛隊は活動を行うことになるので、自衛隊による「武力の行使」が際限なく広がり、わが国 の意に反して他国の戦争に巻き込まれるということは決してありません。

加えて、平和安全法制により、日米同盟はわが国の平和と安全のために一層機能するようになります。 そして、それを世界に発信することによって、紛争を未然に防止する力、すなわち抑止力は更に高まり、 わが国が攻撃を受けるリスクは一層下がっていきます。また、わが国が更に国際社会と連携して地域や 世界の平和維持、発展のために協力していくことが可能となり、それにより世界は平和になっていくと 考えます。

³⁶ 被災国内において、治安の状況などによる危険が存在し、国際緊急援助活動又はこれにかかる輸送を行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などを 防護するために武器の使用が必要と認められる場合には、国際緊急援助隊を派遣しないこととしている。したがって、被災国内で国際緊急援助活動などを行 う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などの防護のために、当該国内において武器を携行することはない。

3

解

自衛隊の任務について

防衛省・自衛隊も国の行政機関の一つであり、各種任務の遂行に当たっては、法律上の根拠が必要で あることは言うまでもありません。防衛省の所掌事務については、防衛省設置法に規定されており、同法 第5条により、自衛隊の任務や行動、権限などは、自衛隊法の定めるところによることとされています。 このため自衛隊法には、各種事態などに際し、自衛隊はどのような手続きに則って何ができるのかとい うことが、いわばインデックスのような形で列挙されています。

自衛隊の任務は、自衛隊法第3条の規定により、「主たる任務」(同条第1項)と「従たる任務」(同条第 1項及び第2項)に分けることができます。わが国を防衛するために行う防衛出動が「主たる任務」に該 当し、これは唯一自衛隊のみが果たすことのできる任務です。

「従たる任務」には、「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ためのもの(いわゆる第1項の「従た る任務」)と、「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」において、「別に法律で定めるところにより」実 施するもの(いわゆる第2項の「従たる任務」)の2つがあります。前者については、警察機関のみでは対 処困難な場合に自衛隊が対応する任務である治安出動や海上における警備行動のほか、弾道ミサイル等 に対する破壊措置、領空侵犯に対する措置などが含まれます。後者には、重要影響事態に対応して行う活 動(後方支援活動)、国際平和協力活動(国際平和協力業務や国際緊急援助活動)、国際平和共同対処事態 に対応して行う活動(協力支援活動等)があります。そして、これら「主たる任務」と「従たる任務」を合 わせたものを「本来任務」と呼んでいます。

なお、自衛隊が長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能などを活用することが適当である との判断から自衛隊が行うこととされたものについては、「本来任務」に対して「付随的な業務」と呼ば れており、国賓等の輸送や教育訓練等の受託、運動競技会に対する協力などがあります。

自衛隊の任務に関する概念図

わが国の防衛

(わが国の平和と独立・国の安全を、自衛隊の活動 により直接確保する活動)

公共の秩序維持

(わが国の治安又は国民の生命・財産の安全を、自 衛隊の活動により直接確保する活動(機雷の除去 並びに在外邦人等の保護措置及び輸送を含む。))

重要影響事態への対応

(重要影響事態に対応して行うわが国の平和及び安 全の確保に資する活動)

国際平和協力活動

国際平和共同対処事態への対応

(国際協力の推進を通じてわが国を含む国際社会の 平和及び安全の維持に資する活動)

「主たる任務」

「従たる任務」

253

わが国の平和

と独立、国の

安全を確保す る上で、自衛 隊が対応すべ

き任務 (本来任務)

3 章

平和安全法制の施行後の自衛隊の活動状況など

1 ■ 平和安全法制に基づく新たな任務に向けた各種準備の推進など

1 各種準備の推進

16 (平成28) 年3月29日に平和安全法制が施 行されて以降、防衛省・自衛隊は、平和安全法制 に基づく様々な新たな任務について、制定された 法制度・各種部内の規則類の周知徹底、隊員教育 のほか、様々な部隊が実際に訓練をするために必 要な教材などの整備や教官の育成といった各種準 備を進め、同年8月、準備作業に一定の目途が たったことから、自衛隊の各部隊において、必要 な訓練を実施していくこととした。また、日米な ど二国間あるいは多国間の共同訓練においても、 今後、関係国との調整のうえで、平和安全法制に 関する必要な訓練を実施することとした。



国内における在外邦人等の保護措置に関する統合訓練(17(平成29)年12月)

訓練の実施状況

17 (平成29) 年7月、自衛隊法第95条の2に基 づく米艦艇の防護に関する訓練を初めて実施し、 米海軍との関係強化などを図った。

同年7月から8月の間、多国間共同訓練「カー ン・クエスト17」に参加して、国際平和協力法に

VOICE

平成29年度在外邦人等保護措置訓練(国内)に参加して

中央即応連隊 (栃木県宇都宮市) 第3科長 2等陸佐 廣瀬 雅千代

在外邦人等保護措置は、外務省をはじめ、陸・海・空自からなる統合任務部隊などの関係部署との緊 密な連携が必要な任務です。私は、その関係者が一同に会して実施する本訓練に、派遣先国において活動 全般を統制する目的地派遣群の幕僚として参加しました。

本訓練は、部隊が海外へ展開を完了した状況から開始され、邦人等が一時的に集合する一時集合場所 (群馬県相馬原演習場)から、集合拠点の空港(埼玉県入間基地)までの間を陸自の車両などにより陸上 輸送し、空港において身分照会、手荷物検査などの所要の搭乗準備を行った後、邦人等を空自輸送機(C - 130H) や陸自輸送ヘリ (CH - 47JA) へ搭乗させ国外へ退避させるまでを実施しました。

本訓練において、外務省と連携して邦人等の安全を確保する要領及び逐次変化する状況への対応要領

を訓練する中で、邦人等を安全に保護・輸送するという同じ目 的のために任務に就く外務省の方々の熱意に触れるとともに、 外務省及び自衛隊のそれぞれの能力や特性をお互いに理解し、 緊密に連携することの重要性を改めて痛感しました。

いつ任務が与えられても即動し在外邦人等保護のための任 務を完遂できるよう、平素の部隊訓練により練度の向上を図 るとともに、統合訓練などを通じて外務省などとの相互理解 を深めて連携を強化するなど、引き続き任務遂行能力の向上 に努めていきたいと思います。



外務省職員と調整する筆者 (写真中央)

基づく国連平和維持活動に関する訓練を実施し、 各種能力の向上を図った。

同年9月から10月の間にはジブチにおいて、 12月には国内において、自衛隊法第84条の3に 基づく在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施 し、統合運用能力の向上及び関係機関との連携強 化を図った。

18 (平成30) 年1月から2月の間、多国間共同 訓練 「コブラ・ゴールド 18」 に参加して、在外邦 人等の保護措置に関する訓練を実施し、統合運用 能力の向上を図るとともに、指揮所訓練におい て、国際平和支援法に基づく協力支援活動に関す る訓練を実施した。

さらに、同年6月、多国間共同訓練「カーン・ クエスト18」に参加し、国際平和協力法に基づく 「宿営地の共同防護」、いわゆる「駆けつけ警護」 及び「安全確保業務」に関する訓練を実施するな ど、各種能力の向上を図った。

2 ■ 南スーダン PKO における新たな任務の付与

1 経緯

わが国は、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に、12 (平成24) 年1月から17 (平成 29) 年5月末まで南スーダン派遣施設隊を派遣し ていた。平和安全法制の施行以降、政府として現地 の情勢及び新たな任務の追加に向けた訓練の状況 を踏まえて総合的に検討した結果、派遣施設隊第 11次要員からいわゆる「駆け付け警護」の任務を付 与するとともに、宿営地の共同防護を行わせること とし、16 (平成28) 年11月15日に、国家安全保障 会議(九大臣会合)の決定を経て、「南スーダン国際 平和協力業務実施計画」の変更を閣議決定した。

2 新任務付与に関する基本的な考え方

前述の閣議決定に際し、政府は、いわゆる「駆 け付け警護 | や宿営地の共同防護などに関する政 府の基本的な考え方 を示した。その概要は次の とおりである。

(1) 前提

南スーダンにおける治安の維持については、原 則として南スーダン治安当局と南スーダン政府軍 が責任を有しており、これをUNMISSの部隊が補 完しているが、これは専らUNMISSの歩兵部隊が 担うものである。わが国が派遣しているのは、自衛 隊の施設部隊であり、治安維持は任務ではない。

(2) いわゆる「駆け付け警護」

「駆け付け警護」については、自衛隊の施設部隊 の近傍でNGOなどの活動関係者が襲われ、他に速 やかに対応できる国連部隊などが存在しない、と いった極めて限定的な場面で、緊急の要請を受け、 その人道性及び緊急性に鑑み、応急的かつ一時的 な措置としてその能力の範囲内で行うものである。

過去には、自衛隊が、東ティモールやザイール (当時。現在のコンゴ民主共和国)に派遣されてい たときにも、邦人から保護を要請されたことが あったが、自衛隊は、十分な訓練を受けておらず、 法律上の任務や権限が限定されていた中でも、で きる範囲で、現場に駆け付け、安全な場所まで輸送 するなど、邦人保護のため、全力を尽くしてきた 2 。

「駆け付け警護」はリスクを伴う任務であるが、 万が一にも、邦人に不測の事態があり得る以上、 ① 「駆け付け警護」という、しっかりとした任務 と必要な権限をきちんと付与し、②事前に十分な 訓練を行ったうえで、しっかりと体制を整えた方 が、邦人の安全に資するだけではなく、自衛隊の リスクの低減に資する面もあると考えている。

^{1 「}新任務付与に関する基本的な考え方」(16 (平成28)年11月15日内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省発表)

² 安倍内閣総理大臣は国会において、「過去、自衛隊が東ティモールや当時のザイールに派遣されていたときにも、不測の事態に直面した邦人から保護を要請 されたことがありました。自衛隊は、十分な訓練もなく、任務や権限が限定された中でも邦人保護に全力を尽くしてくれました。実際の現場においては、自 衛隊が近くにいて、助ける能力があるにもかかわらず何もしないというわけにはいかないのが現実です(中略)。しかし、これまでは法制度がないため、その しわ寄せは結果として現場の自衛隊員に押し付けられてきました。本来あってはならないことであります。」と答弁している。(16 (平成28)年11月28日 参議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁)

自衛隊は自己防護のための能力を有するだけで あり、あくまでもその能力の範囲で、可能な対応 を行うものである。

他国の軍人は、通常自己防護のための能力を有 しているが、それでも対応困難な危機に陥った場 合、その保護のために出動するのは、基本的には 南スーダン政府軍とUNMISSの歩兵部隊であり、 そもそも治安維持に必要な能力を有していない施 設部隊である自衛隊が、他国の軍人を「駆け付け 警護」することは想定されないものと考えている。

これまでの活動実績を踏まえ、派遣施設隊第 11次要員から南スーダンにおける活動地域を 「ジュバ及びその周辺地域」に限定する。「駆け付 け警護」の実施も、この活動地域内に限定される。

(3) 宿営地の共同防護

国連PKOなどの現場では、複数の国の要員が 協力して活動を行うことが通常となっており、南 スーダンにおいても、一つの宿営地を、自衛隊の

部隊のほか、ルワンダなど、いくつかの部隊が活 動拠点としている。

これまでは、宿営地に武装集団による襲撃が あった場合でも、自衛隊は共同して対応すること はできず、平素の訓練にも参加できなかった。

しかし、同じ宿営地にいる以上、他国の要員が たおれてしまえば、自衛隊員が襲撃されるおそれ がある。他国の要員と自衛隊員は、いわば運命共 同体であり、共同して対処した方が、その安全を 高めることができるほか、平素からの共同訓練を 通じ、宿営地全体としての安全性向上にもつなが るものと考えられる。

このように、宿営地の共同防護は、厳しい治安 情勢のもとで、自己の安全を高めるためのもので ある。これにより、自衛隊は、より円滑かつ安全に 活動を実施することができるようになり、自衛隊 に対するリスクの低減に資するものと考えている。

Q 参照 本章2節5項2(国際平和協力業務)、Ⅲ部2章3節2 項2(国連南スーダン共和国ミッション)

3 ■ 米軍等の部隊の武器等防護 (自衛隊法第95条の2) の運用開始

1 経緯

防衛省・自衛隊は、平和安全法制成立以降、米 軍等の部隊の武器等防護(自衛隊法第95条の2) の適正な運用を図るため、米国との間で説明・調 整を行いつつ、必要な規則類の作成作業を行った。 これらの作業が完了したことから、16(平成28) 年12月、国家安全保障会議において、「自衛隊法 第95条の2の運用に関する指針」を決定し、米軍 を対象に、同条の運用を開始した。今回の運用開 始により、自衛隊と米軍の連携した警戒態勢など の更なる強化につながり、日米同盟の抑止力及び 対処力は、より一層強化されることとなる。

自衛隊法第95条の2の運用に関する指針

この運用指針は、政府としての同条の基本的な 考え方のほか、本条の運用に際しての内閣の関与 や情報の公開などについて定めるものであり、概 要は次のとおりである。

(1) 本条の基本的な考え方

ア 本条の趣旨

本条は、自衛隊と連携してわが国の防衛に資す る活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われ ている現場で行われるものを除く。) に現に従事 している米軍その他の外国の軍隊その他これに類 する組織(米軍等)の部隊の武器等という、わが 国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当する ものと評価できるものを武力攻撃に至らない侵害 から防護するための、極めて受動的かつ限定的な 必要最小限度の武器の使用を認めるものである。

同条第1項において「現に戦闘行為が行われて いる現場で行われるものを除く。」と規定するこ とにより、同項の警護が米軍等による「武力の行 使と一体化」しないことを担保するとともに、同 条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対 処することはないものとし、したがって、自衛隊 が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規 定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展 しないようにすることなどを明らかにしている。

このような武器の使用は、憲法第9条で禁止さ れた「武力の行使」には当たらない。

イ わが国の防衛に資する活動

本条における「我が国の防衛に資する活動」に 当たり得る活動については個別具体的に判断する が、主に①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・ 警戒監視活動、②わが国の平和及び安全に重要な 影響を与える事態に際して行われる輸送、補給な どの活動、③わが国を防衛するために必要な能力 を向上させるための共同訓練が考えられる。

ウ 警護の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛 大臣は、米軍等の部隊が自衛隊と連携して従事す る活動が「我が国の防衛に資する活動」に該当す るか及び自衛官が警護を行うことが必要かについ て、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢 などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮 したうえで主体的に判断するとしている。

(2) 内閣の関与

本条第2項の規定による米軍等からの警護の要 請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、 次の場合には、国家安全保障会議で審議すること としている。ただし、緊急の要請に際し、そのい とまがない場合には、防衛大臣は、速やかに、警 護の実施の判断について国家安全保障会議に報告 する。

- ① 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- ② 第三国の領域における警護の要請があった場合

③ その他特に重要であると認められる警護の要 請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要 と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家 安全保障会議で審議の上、閣議の決定を求めるこ ととしている。

このほか、国家安全保障会議幹事会を機動的に 開催し、国家安全保障会議を補佐するとともに、 平素から全ての警護の要請に関する情報を関係省 庁間で共有し、緊密に連携することとしている。

(3)情報の公開

本条の運用に際し、本条による警護の実施中に 特異事象が発生した場合には、速やかに公表し、 また重要影響事態において警護の実施にかかる事 項が明記された基本計画を公表するほか、行政機 関の保有する情報の公開に関する法律(平成11 年法律第42号)を踏まえ、政府として適切に情報 の公開を図ることとしている。

3 平成29年の警護の実績

17 (平成29) 年は、わが国を防衛するために必 要な能力を向上させるための共同訓練の機会に、 米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が、米軍の航空 機に対して自衛隊の航空機が、それぞれ1回の計 2回の警護を実施した。

Q 参照 本章2節3項7 (米軍等の部隊の武器等の防護)

4 ■ 新たな日米物品役務相互提供協定 (ACSA) などの締結

16 (平成28) 年9月には、外務大臣と駐日米国 大使との間で、日米物品役務相互提供協定(日米 ACSA) への署名が行われ、17 (平成29) 年4月 に国会で承認され、同月に発効した。

この協定は、平和安全法制の成立により、自衛 隊から米軍に対して実施可能となった物品・役務 の提供についても、これまでの決済手続きなどと 同様の枠組みを適用できるようにするため、これ までの日米ACSAに代わる新たな協定として作 成されたものである。

この協定は、自衛隊と米軍との間で幅広い物 品・役務の円滑かつ迅速な提供を可能とし、現場 レベルの具体的な協力のレベルを向上させるもの である。

また、米国以外にも英国及びオーストラリアと の間で、平和安全法制などを踏まえた物品・役務 相互提供協定 (ACSA) を作成し、日米ACSAと ともに国会で承認され、同年発効した。

Q 参照 本章2節3項8 (米軍に対する物品役務の提供の拡 大)、4章2節3項2(5)(後方支援)



日米同盟の強化

日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国 自身の努力とあいまってわが国の安全保障の基軸 である。また、日米安保体制を中核とする日米同 盟は、わが国のみならず、アジア太平洋地域、さ らには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」 として機能している。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを 増す中、アジア太平洋地域への関与及びプレゼン スの維持・強化を進めている米国との間で、日米 同盟を強化していくことは、わが国の安全の確保 にとってこれまで以上に重要となっている。

わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、わが国

の防衛に寄与するのみならず、アジア太平洋地域 における不測の事態の発生に対する抑止力及び対 処力として機能しており、日米安保体制の中核的 要素である。

このように、日米安保条約に基づくわが国への 米軍の駐留は、単にわが国の利益につながるだけ でなく、この地域に利益を有する米国自身の利益 につながるものである。

一方、在日米軍の駐留は、地域住民の生活環境 に影響を与えることから、沖縄をはじめとする各 地域の実情に合った負担軽減の努力が必要であ る。

第1節 日米安全保障体制の意義

1 ■ わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全及び独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではなく、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基調として、わが国の平和と安全を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が

共同して対処するとともに、同第6条に基づき、 米軍に対してわが国の施設・区域を提供すること としている。この米国の日本防衛義務により、仮 にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図し たとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強



日米首脳会談においてトランプ米大統領と握手を交わす安倍内閣総理大臣 (17 (平成29) 年11月6日)【内閣広報室提供】

大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなけれ ばならなくなる。この結果、相手国は侵略を行え ば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わ が国に対する侵略を思いとどまることになる。す なわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力によ る抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能 させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わ せて隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全 を確保していく考えである。

2 ■ わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国 の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安 全」とともに、「極東における国際の平和及び安全 の維持」があげられている。これは、わが国の安 全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全 と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくもの である。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有す る国家などが集中し、核兵器を保有又は核開発を 継続する国家なども存在する。また、パワーバラ ンスの変化に伴い生じる問題や緊張に加え、領域 主権や権益などをめぐり、いわばグレーゾーンの 事態が生じやすく、これがさらに重大な事態に転 じかねないリスクを有している。

こうした安全保障環境の中で、わが国に駐留す

る米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全 保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態 の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米 国の利益を守るのみならず、地域の諸国に大きな 安心をもたらすことで、いわば「公共財」として の役割を果たしている。

また、日米安保体制を基調とする日米両国間の 緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安 定にとって必要な米国の関与を確保する基盤と なっている。このような体制は、韓国、オースト ラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国 の間で構築された同盟関係や、その他の国々との 友好関係とあいまって、アジア太平洋地域の平和 と安定に不可欠な役割を果たしている。

3 ■ グローバルな安全保障環境の一層の安定化

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経 済、社会などの幅広い分野における日米の包括 的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。

日米安保体制を中核とする日米同盟関係は、わ が国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関 する対話・協力の推進や国連への協力など、国際 社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役 立つものである。

現在、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国 際テロ、海賊行為、海洋・宇宙・サイバー空間の 安定的利用に対するリスクなど、一国での対応が 極めて困難なグローバルな安全保障上の課題が存 在しており、関係国が平素から協力することが重 要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこ

のような課題に効果的に対応していくうえでも重 要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、 平素から様々な面での協力の強化に努めている。 こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際 的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえで の基盤となっており、日米安保体制の実効性を高 めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄 と密接に結びついている。したがって、わが国が、 卓越した活動能力を有する米国と協力してグロー バルな安全保障環境の一層の安定化のための取組 を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄は さらに確かなものとなる。

第2節

同盟強化の基盤となる取組

1 同盟強化の経緯

日米両国は、1960 (昭和35)年の日米安保条約締結以来、民主主義の理想、人権の尊重、法の支配、そして共通の利益を基礎とした強固な同盟関係を築いてきた。

1978 (昭和53) 年には、日本に対する武力攻撃への対応を中心として「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)が策定されるなど、日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与した。

冷戦終結後、1996(平成8)年には、日米両国 首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏 まえて、日米同盟の重要性を再確認した「日米安 全保障共同宣言」が発表され、同宣言を受けて同 年末に沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最 Special Action Committee on Okinawa 終報告が取りまとめられた。また、同宣言で示さ れた協力関係前進の一環として、翌1997(平成 9)年の日米安全保障協議委員会(SCC)(「2+ Security Consultative Committee 2」)では、冷戦終結などの安全保障環境の変化を 踏まえ、周辺事態への対応と協力を拡大させるな どした97ガイドライン¹が了承された。

01 (平成13) 年9月11日の米国同時多発テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は、02 (平成14) 年12月の「2+2」以降、日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なものに向上させていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として、事務レベルを含めて協議を行った。

05 (平成17) 年2月、こうした日米協議を積み 重ねた結果、アジア太平洋地域の平和と安定の強 化を含む日米両国間の共通戦略目標を確認 (第1 段階) し、同年10月に、共通戦略目標を達成する ための日米の役割・任務・能力の検討結果などを 発表 (第2段階) するとともに、06 (平成18) 年5 月に在日米軍再編の具体的な施策を実施する計画 「再編の実施のための日米ロードマップ」(ロードマップ)を取りまとめ(第3段階)、これら3つの 段階を経て日米同盟の方向性を整理した。

Q参照 資料20(再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳)) その後も日米両国は、07(平成19)年5月の「2+2」において、共通の戦略目標を再確認・更新するとともに、09(平成21)年2月には、ロードマップに基づき、在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協定(グアム協定)に署名し、同協定は、同年5月に発効した。

11 (平成23) 年6月の「2+2」では、航行の自由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙及びサイバー空間の保護並びにそれらへのアクセスに関する日米の協力の維持など、これまでの「2+2」において定めた共通の戦略目標の見直し及び再確認を行うとともに、共同の情報収集・警戒監視・偵察活動の拡大をはじめとする幅広い内容について話し合われた。

12 (平成24) 年4月の「2+2」では、11 (平成23) 年6月の「2+2」以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、アジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06 (平成18) 年のロードマップで示された計画の調整を決定した。

Q 参照 資料21 (日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 共同発表 (仮訳) (平成24年4月27日))

97ガイドラインが策定されて以降、わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増し、自衛隊の活動・任務が拡大していく中、日米防衛協力のあり方もこのような変化に対応させる必要が生じていた。このような背景のもと、日米両国は、13(平成25)年10月の「2+2」において、14(平成26)年末までに97ガイドラインを見直すこととし、両国間での精力的な見直し作業の結果、15(平成27)年4月、戦後70年という節目の年に行

^{1 97} ガイドラインでは、日米間の役割や協力のあり方を、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態に区分して規定するとともに、適時かつ適切に見直しを行うこととされた。

図表 Ⅱ -4-2-1 日米同盟にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958 (昭和33)年	J	藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	78指針の策定と	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年	拡大する日米防衛協力	78「日米防衛協力のための指針」(78指針)策定
1991 (平成 3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996 (平成 8)年	冷戦の終結と	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
	97指針の策定	「SACO最終報告」
1997(平成 9)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)策定
2001 (平成13)年		(米国同時多発テロ)
2003 (平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006 (平成18)年	************************************	「再編の実施のための日米ロードマップ」策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2007 (平成19)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		日米安全保障条約締結50周年
2012(平成24)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2013 (平成25)年		97「日米防衛協力のための指針」(97指針)見直し合意
2014(平成26)年		「アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る 日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と 新指針の策定	「日米共同ビジョン声明」(安倍・オバマ会談) 新「日米防衛協力のための指針」(新指針)策定
2017(平成29)年		「日米共同声明」(安倍・トランプ会談)

われた [2+2] において、新ガイドラインが了承 された。

Q 参照 図表 II -4-2-1 (日米同盟にかかわる主な経緯) 資料26(共同声明(仮訳)(平成29年2月10日))

2 ■ ガイドライン見直しの概要

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速 に対処するためには、あらかじめ両者の役割につ いて協議し、決定しておくことが必要である。

日米両国間でのこのような役割に関する枠組み が、ガイドラインとその実効性を確保するための 諸施策であり、日米両国はこの枠組みに基づき、 わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつ つ、両国間の協力計画などについて継続的に検討 作業を実施し、協議を行うとともに、現状に即し たガイドライン見直しの作業を行ってきた。

1 ガイドライン見直しの経緯

97ガイドラインが策定されて以降、わが国を 取り巻く安全保障環境は、周辺国の軍事活動など の活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発 生、海洋・宇宙・サイバー空間といった国際公共 財の安定的利用に対するリスクの顕在化など、 様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化・深刻 化してきた。さらには、海賊対処行動、PKO、国 際緊急援助活動のように自衛隊の活動もグローバ ルな規模に拡大してきていた。

そのため、日米防衛協力のあり方を、これらの 安全保障環境の変化や、自衛隊の活動・任務の拡 大に対応させる必要が生じていた。

12 (平成24) 年末、このような安全保障環境の 変化を背景として、安倍内閣総理大臣より小野寺 防衛大臣(第2次安倍内閣当時)にガイドライン などの見直しの検討が指示された。また、13(平 成25) 年2月の日米首脳会談においても、安倍内 閣総理大臣からオバマ米大統領(当時)に対し、 「安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任 務・能力(RMC)の考え方についての議論を通 じ、ガイドラインの見直しの検討を進めたい」旨

述べた。

13 (平成25) 年10月、これらの経緯を経て、「2 +2」において、防衛協力小委員会 (SDC) に対し Subcommittee for Defense Cooperation て、97ガイドラインの変更に関する勧告を作成 するよう指示され、14 (平成26) 年末までに97 ガイドラインを見直すこととなった。

その際の「2+2」共同発表においては、わが国の防衛を日米防衛の中核的要素としつつ、海賊や国際テロなどといった同盟のグローバルな性質を反映する協力範囲の拡大に加え、宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における課題を含め、変化する安全保障環境において効果的で効率的かつシームレスな同盟の対応を確保するための緊急事態における防衛協力の指針となる概念の評価及び同盟の強化を可能とする追加的な方策の探求などを97ガイドライン見直しの目的とした。

13 (平成25) 年10月の「2+2」共同発表に基づき、防衛大綱及び米国の「4年毎の国防計画の見直し」(QDR) で示された考え方も踏まえつつ、日米間で精力的に見直し作業が行われた。

14 (平成26) 年10月には、同年7月の日米防衛相会談での合意に基づき、それまでの作業を要約するものとして、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」が公表された。さらに、同年12月、日米安全保障協議委員会 (SCC)は、ガイドラインの見直しと日本における安全保障法制の整備との整合性を確保することなどの重要性を再確認したうえで、日本における法制の整備の進展を踏まえながら、15 (平成27) 年前半のガイドライン見直し完了に向けて、議論をさらに深めることを決定した。

15 (平成27) 年4月の「2+2」において、日米 安全保障協議委員会 (SCC) は、防衛協力小委員 会 (SDC) が勧告した新たなガイドラインを了承 した。

Q 参照 資料19 (日米防衛協力のための指針 (平成27年4月 27日))

2 ガイドラインの内容

97ガイドラインに代わるガイドラインは、日 米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及 び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

(1) 防衛協力とガイドラインの目的

ガイドラインは、安全保障及び防衛協力の強調 事項を新たに明記した。また、ガイドラインの目 的は、97ガイドラインの考え方を維持している。

- 平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するとともに、アジア太平洋及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。
 - ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日 米共同の対応
 - ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
 - ・政府一体となっての同盟としての取組
 - ・地域の及び他のパートナー並びに国際機関と の協力
 - ・日米同盟のグローバルな性質
- 日米両政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。米国は、引き続き、核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供し、また、アジア太平洋地域に即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、戦力を迅速に増強する能力を維持する。
- ガイドラインは、日米両国の役割及び任務並 びに協力及び調整のあり方についての一般的な 大枠及び政策的な方向性を示す。
- ガイドラインは、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

(2) 基本的な前提及び考え方

基本的な前提及び考え方については、次のとおりであり、97ガイドラインのものを維持している。

• 日米安保条約及びその関連取極に基づく権利 及び義務は変更されない。

図表Ⅱ-4-2-2 日米防衛協力のための指針の概要

第1章 「静脈像のと指わり目的」及び第1章 「基本的な前級及び考え方」については、本文参照 指針のもとでの実効的な一部階級力のため、平陸から報告事態まで、日米両政府が緊急な低温並びに政策面別などのことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な何望速度を力ニズムを選出し、運用面の延期を必然にし、共同計画の未定を強化し、共同計画の未定を強化し、表したの、両政府は、新たな、平時から利用可能な何望速度を力ニズムを適とし、運用面の速度を強化し、共同計画の未定を強化でする。 日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらのが成立に切け自のないがで実効的に対対するため、同盟部際メカニズムを活用し、平時から繁急事態までのあらのからが成立した。 日米両政府は、おいて自府様及び水率により実施されるが高いに関連の大変と対して対しての大いに、実践を指導とする人の場所がある。 自然際において自府様及び水率により実施されるが高いに関連した政策加別数と自然の対理を多性であららのものが、対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象に関連を多し、生態がな場合を対象と対象を実施する。 日米両政府は、日本に対する武力変要を失策する。 自然体の対象と実施する。 日米両政府は、日本に対する武力変要を発展したのの状況を含め、平時から製造事態はでのいかなる段階にはついたの、適切な場合に、同盟測度メカニズムを活用する。また、法別な場合を選びる場合のでは、大いの手能、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事限の緩和を目的とした行動のため、適切な場合に、同盟測度メカニズムを活用する。また、法別な経路を通じた戦酷的な情報発促進期をする。 日米両政府は、日米問題の抑止力及び能力を強化するための性能を必ず、このたの日米両政府は、日米問題の抑止力及び能力を強化するための上に対象の対象を変を対しまるを動力を指する。 日本の中和及び父全に要求を対象を通く方を事に対象を通り、時期を発生して、日本に設付する比別に発生する機関の対象を通り、内部は日本の中和反び安全に要求を対象を対象とうるといな対の対象を引きます。別書語をメカニズムを活用しつ、名々の決定により「北美機関車を退避さるための活動(全海を受きを連する。別書語をメカニズムを活用しつ、名々の決定により、北美機関車を退避さるための活動(全海を受きを連する。とい、日本に対する方力攻撃が発生した場合 第10年の中の政策を対象と対象に対象を対象に対象を支援し及び補売するための作戦を変ののは、対象を対象によりが重要を対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象に対象に対象に対象を対象に対する表のの作戦を実施しまながあるよのの作戦を主体的に実施しまるものを全を確するため、共同対象を支援し及び補売するための作戦を主体的に実施しまるものを全を確するため、共同対象を支援し及び補売するための作戦を主体的に実施した。日本版政の作権を支援し及び補売するための作戦を主体的に実施したりのでは、日本版のの作業を支援し及び補売するための作戦を主体的に実施しための連まるを確するため、対象を施力を持つ、実施したがでは、対象に対象を対象に対象を対象を対象と対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象とないましないましまれる。 日本の中のながないましないましないましないましないましないましないましないましないましないまし	項目		概要			
解析のも、での実効的な二国際組入のため、平頂から繁善中態まで、日米両政所が緊急を協議並びに政策面及び運 関連の分譲な問題を行うことが必要となる。このため、両政府は、派たな、平時から利用可能な何盟頭要メカニスムを 落正 連邦師の開発を強化し、共同計画の歴史を強化する。 日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあら のお旅れに切れ目のない形で実施的に対域するため、間間調整メカニスムを活用し、平時から緊急事態をでのある の活際によいては一般に対して発生のといるで実施している形法に同場とた反傾無の近年用面の演技を発作する。日本限政府 は、必要よ手制及の登越(能及文付有数価を)ステムを含む」を確立するとともに、定期的な副峰・演者を実施する。 8 他立れた週刊画の選及 日米同政府は、最中版にかて、共同計画を要性を認識する。自角解及び米軍は、緊密な情報共有、円滑は環路及び 国際的な活動を支援するための実員の交換を実施する。 ・ 共同政府は、基件部の関係機能の対害の重要性を認識する。自角解及び米軍は、緊密な情報共有、円滑は通路及び 国際的な活動と変更するとのの要員の交換を実施する。 ・ 共同政府は、上帯において、共同計画を定立、大変を有能を支援するための措置をとる。この実践において、イートナーとのさら なる協力を推進する。 ・ 日米両政府は、日本に対する武力変数を伸わない時の状況を含め、平時から製造事機までのいかなる段階において もりな場合のに、形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この実践であるにおいまで、イートナーとのさら なる協力を推進する。 ・ 日米両政府は、日本に対する武力変数を伸えて選がる経験を対してわる協力を経過する。 ・ 自体取及が大生は、相互専用性、即応性及び育価を対しました。 のない表現を対して同盟の助止力及び解力を経過を通した観路的な情報を見要要を表 のが成立の対理を対して関連な多数を与える事態に対力するこのため、日米両政府は、心帯極度と 施設の使用を含むが、これに関与れない措質をとき。 ・ 日間は、日本の平和及び安全でリンイルが販、通過を全の対型。 ・ 日間のない理解・演習のを対して発生する最近への対望 ・ 日間は、日本の平和及び安全に対して発生する最近への対望 ・ 日間は、日本の平和及び安全では対してを他の表立が、このため、日本の手段を追するこの ・ 日間は、日本の平和及び安全では対して発生を発し、一般の表になることはできなか、 ・ 日間のない理を ・ 日間のない理・薄をとが、これに関与ないが表しまでよりない。 ・ 日間は、日本の平和のよりでするこのため、日間の安全を確認、変更をとることの ・ 日本の手の方が発している。 ・ 日本の手の方の主が発している。 ・ 日本の手の方の主が発している。 ・ 日本の手の方の主が発している。 ・ 日本の手の方の主が発している。 ・ 日本の手の方の主が発している。 ・ 日本の手の方の主が発している。 ・ 日本の手の方の主が表するための 作戦を実施 ・ 日本の手の方の情報をとは違い、まが、日本の安をを を表するための作戦 を表するための作戦 を表するための作戦 を表するための作戦 を主がするための ・ 大変のできための ・ 大変のできための ・ 大変のできための ・ 大変のできための作戦 を表がするための ・ 大変のできための ・ 大変のできための作戦を支援し及び補売するための 作戦を実施 国際の作戦を支援し及び補売するための 作戦を実施 国際の作戦を支援し及び補売するための 作数を実施 国際の作戦を支援し及び補売するための 作数を実施 国際の作戦を支援し及び補売するための 作数を表ができための連載を表して、共同でを表し 年間を表しないための作動を表しないための 本の手のとない、 本の手のよりを表しないための 本の手のないための 本のよりないためのよりを表しないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないための 本のよりないため						
でも切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、パートナーとのさらなる協力を推進する。 ● 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動のため、適切な場合に、同盟調整メカーズムを活用する。また、適切な経路を適じた戦略的な情報発信を調整する。 A 平時からの強力措置 ・ 日米両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を能けるための広範な分野にわたる協力を推進する。 ・ 自衛隊及び米軍は、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、⑦情報収集、警戒監視及び債務、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット(接備局等)の防護、⑤制達、適遇、⑥後方支援、⑦施設の使用を含むが、これに限られない措置をとる。 B 日本の平和及び安全に対して発生する脅艦への対処・ ・ 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態は、地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にいまだ至っていない状況において、各々の国内法令に変かってとり得るものを含む。日米両政府は、中部からの協力的措置を接続することに加え、あらゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活用しつつ。各々の決定により、①非戦間員を退避させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置、⑥、企理療、教践・節能といり、の計算を対して、おらゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活用しつつ。各々の決定により、①非戦間員を退避させるための活動。②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置をとる。 C 日本に対する武力攻撃が発生した場合 で安全の切れ 目のない確保 第1 日本に対する正力攻撃が発生した場合 で安全の切れ 日本に対する正力攻撃が発生した場合 で安全の切れ 日本に対する正力攻撃が発生した場合 で変を防衛するための作戦 内部で戦を支援・人及が補完するため、共同作戦を実施 日本を防衛するための事態、⑥を力を登し後に実施 日本隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を主体的に実施 日本の周辺海域を防衛し及び海峡の防備、して、地を実施 日本に対する産り海及び海峡の防備・ 日衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施 自政と取ら対域する ため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 機関に対する ためのを含む後に実施 日本隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を支援し及び補完するための作戦を全なめいに実施 解さなのあるをはした。第2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		指針のもとでの実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。 A 同盟調整メカニズム 日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用し、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。日米両政府は、必要な手順及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。 B 強化された運用面の調整 日米両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施する。 C 共同計画の策定 日米両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施する。共同計画は、両政				
日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的 作戦を実施 日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作 戦を主体的に実施 日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその 他の関連する作戦を主体的に実施 日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・ 地路を主体的に実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 指数を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まための まため にまた 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まため にまた 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まため にまため にまた 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まため にまため にまため にまため にまため にまため にまため にまため	び安全の切れ	 ● 日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階におても切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、パートナーとのさなる協力を推進する。 ● 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動のため、切な場合に、同盟調整メカニズムを活用する。また、適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。 A 平時からの協力措置 ・ 日米両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための広範な分野にわたる協力を推進する。 ・ 自衛隊及び米軍は、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、①情報収集、警戒監及び偵察、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット(装備品等)の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、施設の使用を含むが、これに限られない措置をとる。 B 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処 ・ 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態は、地理的に定めることはできないこの節に示す措置は、当該事態にいまだ至っていない状況において、各々の国内法令に従ってとり得るものを含むての節に示す措置は、当該事態にいまだ至っていない状況において、各々の国内法令に従ってとり得るものを含む、日米両政府は、平時からの協力的措置をと避させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための置、④捜索・救難、⑤施設・区域の警護、⑥後方支援及び⑦施設の使用を含むが、これらに限らない追加的措置をとなて日本に対する武力攻撃への対処行動共同対争が予測される場合日米両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し、事態を緩和するための措置をとる。 2 日本に対する武力攻撃が予測される場合日米両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し、事態を緩和するための措置をとる。 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合を抑止し、事態を緩和するための措置をとる。 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合 3 日本に対する武力攻撃が発生した場合 4 世界のとれた対処行動のための基本的な考え方 				
日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的 作戦を実施 日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作 戦を主体的に実施 日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその 他の関連する作戦を主体的に実施 日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・ 地路を主体的に実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 指数を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まための まため にまた 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まため にまた 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まため にまため にまた 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための まため にまため にまため にまため にまため にまため にまため にまため			白衛隊	米軍		
空域を防衛するための作戦						
母道ミサイル攻撃に 対処するための作戦 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作 戦を主体的に実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を防衛するための 作戦 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本における主要港湾及び海峡の防備、日本における主要港湾及び海峡の防備、日本における主要港湾及び海峡の防備、日本における主要港湾及び海峡の防備、日本に対する艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施 日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・ は除を主体的に実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための は、 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための は はないに実施 前空優勢を確保して 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための は はないに実施 前空優勢を確保して 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための は はない はない はない はない はない はない はない はない はない は			航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための		
対処するための作戦 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作 戦を主体的に実施 作戦を主体的に実施 日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施 日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・ は除を主体的に実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 情報を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 情報を実施 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための ときた はないに実施 ちゅうに また ちゅうに はない はいましま しき はい はいましま しき はい はいましま しき はい はいましま しき はい はいましま しき はいましま はいましま しき はいましま はいましま はいましま しき はいましま しき はいましま はいましま はいましま はいましま はいましま しき はいましま はいまり はいましま はいまり はいましま はいましま はいましま はいましま はいまり はいましま はいまり はいまり はいましま はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいま		選送させイII Tb 載に	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するな	こめ、共同作戦を実施		
海域を防衛するための作戦 日本における主要港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施 日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・ は除を主体的に実施 航空優勢を確保して 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための はないに実施 航空優勢を確保して			I			
作戦 本周辺海域における艦船の防護並びにその 他の関連する作戦を主体的に実施 日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施 医上攻撃に対処する ための作戦 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 自衛隊の作戦を支援し及び補完するための はない		1	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施			
実施 陸上攻撃に対処する ための作戦 実施			本周辺海域における艦船の防護並びにその			
島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・		1				
つ、防空作戦を主体的に実施			排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつ	自衛隊の作戦を支援し及び補完するための 作戦を実施		

	項目	概要				
				自衛隊	米軍	
			日本に対する武力攻撃を排除し及びさらなる を実施	る攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦		
	AT 1-2 1-4 10/c	ISR	関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセット を防護			
		領域横断的な作戦	宇宙・ サイバー	宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力		
			特殊作戦	特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力		
			打撃作戦	米軍の打撃作戦に関して、必要に応じ、支援 を行うことができる。	自衛隊を支援し補完するため、打撃力の使用 を伴う。	
第Ⅳ章	日本の平和及び安全の切れ目のない確保	核)防護を明記				
第Ⅴ章	地域の及び グローバルな 平和と安全の ための協力	 ● 相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的な役割を果たす。 ● 両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なときは、次に示す活動において、相互にパートナーと緊密に協力する。 A 国際的な活動における協力 ・ 両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。ともに活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。 ・ 一般的な協力分野は、①平和維持活動、②国際的な人道支援・災害救援、③海洋安全保障、④パートナーの能力構築支援、⑤非戦闘員を退避させるための活動、⑥情報収集、警戒監視及び偵察、⑦訓練・演習、⑧後方支援を含む。 B 三か国及び多国間協力 両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化する。また、国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域機関及び国際機関を強化するために協力する。 				
第Ⅵ章	宇宙及び サイバー空間 に関する協力	A 宇宙に関する協力 ・ 日米両政府は、宇宙空間の責任ある、平和的かつ安全な利用のため、両政府の連携を維持・強化する。 ・ 日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視にかかる協力を強化する。 ・ 自衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信などにおいて引き続き協力する。 B サイバー空間に関する協力 ・ 日米両政府は、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有する。自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。 ・ 自衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢を維持し、教育交流を行い、ネットワーク及びシステムの抗たん性を確保し、日米両政府一体となった取組に寄与し、共同演習を実施する。 ・ 日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、米国は適切な支援を行う。日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。				
第Ⅷ章	日米共同の 取組	及び強化する A 防衛装備	・技術協力 力・情報保全			
第Ⅷ章	見直しのため の手順			する状況に照らして適切なものであるか否か [。] でこのガイドラインを更新する。	を定期的に評価し、必要と認める場合には、両政	

- ガイドラインのもとでの行動及び活動は国際 法に合致するものである。
- 日本及び米国により行われる全ての行動及び

活動は、各々の憲法及びその時々において適用 のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本 的な方針に従って行われる。日本の行動及び活 動は、専守防衛、非核三原則などの日本の基本 的な方針に従って行われる。

ガイドラインは、いずれの政府にも立法上、 予算上、行政上又はその他の措置をとることを 義務付けるものではなく、また、ガイドライン は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じ させるものではない。しかしながら、二国間協 力のための実効的な態勢の構築がガイドライン の目標であることから、日米両政府が、各々の 判断に従い、このような努力の結果を各々の具 体的な政策及び措置に適切な形で反映すること が期待される。

Q 参照 資料 19 (日米防衛協力のための指針 (平成 27年4月

図表 Ⅱ-4-2-2 (日米防衛協力のための指針の概要)

3 ■ 同盟強化の主な取組

ガイドラインでは、「日本の平和及び安全の切 れ目のない確保」のため、情報収集・警戒監視・ 偵察(ISR)活動、防空及びミサイル防衛、海洋安 全保障、共同訓練・演習などの措置をとることや、 日本における大規模災害への対処において協力す ることなどが明示されている。また、「地域の及び グローバルな平和と安全のための協力」として、 国際的な活動において協力することや三か国及び 多国間協力を推進・強化すること、新たな戦略的 領域である宇宙及びサイバー空間に関して協力す ること、日米協力の実効性をさらに向上させるた めの基盤として防衛装備・技術協力などの「日米 共同の取組 | を発展・強化することなどが明示さ れている。その項目の多くは、防衛大綱において も「日米同盟の抑止力及び対処力の強化」と「幅 広い分野における協力の強化・拡大 | として盛り 込まれている。

同盟内の調整の強化

(1) 同盟調整メカニズムの設置

15 (平成27) 年11月、日米両政府は、ガイド ラインに基づき、日本の平和と安全に影響を与え る状況や、その他の同盟としての対応を必要とす る可能性があるあらゆる状況に、切れ目のない形 で実効的に対処することを目的として、同盟調整 メカニズム (ACM) を設置した。

同メカニズムでは、図表Ⅱ-4-2-3に示す構成に 基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階に おける、自衛隊及び米軍により実施される活動に 関連した政策面及び運用面の調整を行い、適時の 情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

その特徴は、①平時から利用可能であること、 ②日本国内における大規模災害やアジア太平洋地 域及びグローバルな協力でも活用が可能であるこ と、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体 にわたる調整が可能であることであり、これらに より、日米両政府は、調整の必要が生じた場合に 適切に即応できるようになった。例えば、国内で 大規模災害が発生した場合においても、自衛隊及 び米軍の活動にかかる政策面・運用面の様々な調 整が必要になるが、同メカニズムを活用すること により、様々なレベルでの日米の関係機関の関与 を得た調整を緊密かつ適切に実施することが可能 になった。

同メカニズムの設置以降、例えば、平成28年 (2016年) 熊本地震、北朝鮮の弾道ミサイル発射 や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動などに ついて、日米間では、同メカニズムも活用しなが ら、緊密に連携している。

Q 参照 図表 II -4-2-3 (同盟調整メカニズム (ACM) の構成)

(2) 運用面の調整の強化

日米両政府は、ガイドラインに基づき、運用面 の調整機能の併置の重要性を認識し、自衛隊及び 米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的 な活動を支援するための要員の交換を実施するこ ととしている。

(3) 共同計画策定メカニズムの設置

15 (平成27) 年11月、日米両政府は、ガイド ラインに基づき、わが国の平和及び安全に関連す

同盟調整メカニズム (ACM) の構成 図表Ⅱ-4-2-3

閣僚レベルを含む二国間の上位レベル

必要に応じて

担当級

日米合同委員会(JC) Joint Committee			
日本側 外務省北米局長 (代表)	米 側 在日米軍副司令官 (代表)	王訓索・竹幸ろ扱たと	
日米地位協定の実施に関して相互間の協議を 必要とする全ての事項に関する政策面の調整			

同盟調整グループ(ACG) Alliance Coordination Group 日本側 米 側 局長級 内閣官房(国家安全保障局を 含む。)、外務省、防衛省・自衛隊、 課長級

関係省庁(注)の代表 (注)必要に応じて参加 国家安全保障会議(注)、国務省(注)、 在日米大使館、国防省国防長官府(注)、 統合参謀本部(注)、太平洋軍司令部(注)、 在日米軍司令部、関係省庁(注)の代表 (注):必要に応じて参加

○自衛隊及び米軍の活動に関して調整を必要とする全ての事項に関する政策面の調整 ○切れ目のない対応を確保するため、ACGは、JCと緊密に調整

相互調整・情報交換など

共同運用調整所(BOCC) **Bilateral Operations Coordination Center**

日本側 統合幕僚監部、陸上・海上・航空幕僚監部の代表

太平洋軍司令部、在日米軍司令部の代表

自衛隊及び米軍の活動に関する運用面の調整を実施する第一義的な組織

: 相互調整・情報交換など

各自衛隊及び米軍各軍間の調整所(CCCs) Component Coordination Centers

日本側 陸上・海上・航空各自衛隊の代表

米側 各軍の構成組織の代表

○各自衛隊及び米軍各軍レベルの二国間調整を促進

○適切な場合、日米各々又は双方が統合任務部隊を設置し、さらにCCCsを設置する場合がある。

る緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能 とするため、平時において共同計画の策定をガイ ドラインにしたがって実施することを目的とし、 共同計画策定メカニズム (BPM) を設置した。

同メカニズムは、共同計画の策定に際し、閣僚 レベルからの指示・監督及び関係省庁の関与を確 保するとともに、共同計画の策定に資する日米間 の各種協力についての調整を実施する役割を果た すものであり、両政府は、同メカニズムを通じ、 共同計画を策定していくこととしている。

Q 参照 図表 II -4-2-4 (共同計画策定メカニズム (BPM) の構成)

日本の平和及び安全の切れ目のない 確保のための措置

(1) 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動 について、日米両国の活動の効率及び効果を高め るためには、広くアジア太平洋地域におけるISR 活動を日米間で協力して実施していくことが重要 であるとの観点から、日米防衛当局間の課長級を

代表者とするISR作業部会を13 (平成25) 年2月 に設立し、日米間での協力をさらに深めている。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機 能を果たすことになるとともに、他国に対する情 報優越を確保し、平素から各種事態までのシーム レスな協力態勢を構築することにつながる。

(2) ミサイル防衛

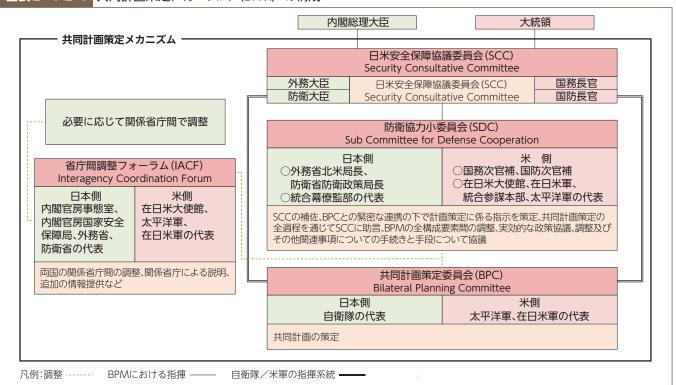
弾道ミサイルへの対応については、運用情報の 共有や対処要領の整備などにより日米共同対処能 力を向上させてきており、累次にわたる北朝鮮に よる弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカ ニズムも活用し、連携して対処している。なお、 装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミ サイル (SM-3ブロック II A) の日米共同開発を 進めている。

Q 参照 Ⅲ部1章2節3項(弾道ミサイル攻撃などへの対応)

(3) 海洋安全保障

ガイドラインにおいて、日米両政府は、平時か ら海洋監視情報の共有体制をさらに構築・強化し

共同計画策定メカニズム(BPM)の構成 図表Ⅱ-4-2-4





米海兵隊との実動訓練 (ノーザンヴァイパー) で調整を行う陸自隊員

つつ、適切な場合に、ISR活動及び訓練・演習を 通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持 及び強化を行うなど、海洋安全保障について協力 することとされている。海自と米海軍は、各種共 同訓練・演習などを通じ、西太平洋における日米 のプレゼンスの維持・向上に適切に協力するなど している。

(4) 共同訓練・演習

平素から共同訓練を行うことは、戦術面などの 相互理解や意思疎通といった相互運用性を深め、 日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するの みならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図る



平成29年度海上自衛隊演習 (実動演習(日米共同演習及び日米加共同訓練))における会議の様子

うえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な 米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であ り、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を 実施することは、日米間での一致した意思や能力 を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことに なる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、 引き続き共同訓練の充実に努めているところであ る。

共同訓練・演習については、国内のみならず、 米国への部隊派遣などにより拡大してきていると ともに、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓 練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍種・部隊レベ

VOICE

米国における米海兵隊との実動訓練 (アイアンフィスト18) に参加して

COLUMN

西部方面普通科連隊 (長崎県佐世保市) 第2中隊長 3等陸佐 髙村 泰幸

西部方面普通科連隊は、29年度末に水陸機動団新編を控え、その中核となる普通科連隊として新編後、 即時に戦力発揮できるよう年間を通じ訓練に励んでいます。

その中で、30年1月から約1ヶ月半、米国カリフォルニア州で実施された米国における米海兵隊との実動訓練(アイアンフィスト18)への参加の機会を得ることができました。

この訓練は、水陸機動団新編前における部隊の戦力化のため、極めて重要な訓練として位置づけられ、日米共同及び諸職種協同訓練を通じ、これまで積み重ねてきた練度を更に向上させることを目標に実施されました。中隊は、米軍の訓練基盤を最大限に活用し、国内では練成が困難な水陸両用作戦に係る行動、特に着上陸から地上戦闘における水陸両用車 (AAV) 部隊との連携及び中隊規模での戦闘射撃に係る練度向上を訓練目標に設定して、その達成を追求しました。各隊員は、訓練終了時には、内面から溢れる自信を身に付け、精強さを増して日本に帰国できたと思っています。

これらの経験と自信をもとに、今後、水陸機動団の中核となる普通科連隊の一員として、更なる練度向上に励み、島嶼防衛の部隊として貢献していきたいと考えています。



AAV協同の着上陸行動の場面

ルにおいても、相互運用性及び日米の共同対処能 力の向上の努力を続けている。

昭和60 (1985) 年度以降、日米共同統合演習として、概ね毎年、指揮所演習や実動演習を行っており、18 (平成30) 年については、同年1月から2月にかけて防衛省市ヶ谷地区などにおいて指揮所演習を実施した。

また、17 (平成29) 年5月及び6月には、南シナ海において、護衛艦「いずも」を含む日米の艦艇による日米共同巡航訓練を実施した。さらに、わが国周辺海空域における共同訓練として、17 (平成29) 年9月から10月に、海自は、米海軍の

空母「ロナルド・レーガン」などと沖縄周辺からバシー海峡周辺に至る海空域において日米共同巡航訓練を実施した。同年11月には、海自は、日本海において米海軍の空母「ロナルド・レーガン」「ニミッツ」「セオドア・ルーズヴェルト」などからなる3つの空母打撃群と初めて共同訓練を実施した。これに合わせて、同年10月から11月にかけて、海自はこれらの空母打撃群と、日本海、東シナ海及び沖縄周辺海空域において、日米共同巡航訓練を実施するとともに、空自は空母「ロナルド・レーガン」及び「ニミッツ」の艦載機であるF/A-18戦闘機と各種戦術訓練を実施した。



日米共同訓練 (レッド・フラッグ・アラスカ) の会議に参加する空自隊員

18 (平成30) 年3月にも、海自は米海軍の空母 「カール・ヴィンソン | などと南シナ海北部から 沖縄周辺に至る海空域において日米共同巡航訓練 を実施した。 米空軍との間においても、空自が 複数回にわたって九州西方空域や沖縄周辺空域な どにおいて、米空軍B-1B爆撃機、B-52爆撃機、 米海兵隊 F-35B などと各種訓練を実施した。

これらの日米共同訓練は、いずれも自衛隊の戦 術技量の向上及び米軍との連携強化を図ることを 目的として日米同盟の抑止力・対処力を強化する ため実施したものである。これらの日米共同訓練 を実施した結果として、日米の連携強化が図ら れ、その絆を示すことは、わが国の安全保障環境 が厳しさを増している中で、日米同盟全体の抑止 力・対処力を一層強化し、地域の安定化に向けた わが国の意思と高い能力を示す効果があるものと 考えている。

近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在 日米軍も参加し、関係機関との連携を深めている。 Q参照 資料 22 (主な日米共同訓練の実績 (平成 29年度))

(5) 後方支援

日米が協力する機会の増加に伴い、1996(平成 8) 年に締結(1999(平成11)年及び04(平成 16) 年に改正) した日米物品役務相互提供協定2 (ACSA) による後方支援でも、日米間の協力は着 実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑

かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和 のための努力に積極的に寄与することを目的と し、平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活 動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、周辺 事態、武力攻撃事態といった様々な状況におい て、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役 務の提供を要請した場合には、他方は提供ができ ることを基本原則としている³。

また、15 (平成27) 年4月の [2+2] において は、ガイドラインが展望する後方支援にかかる相 互協力を実施するための物品役務相互提供協定を 迅速に交渉することが確認された。その後、15 (平成27)年9月の平和安全法制の成立を受け、 16 (平成28) 年9月、新たな日米ACSAへの署名 が行われ、17 (平成29) 年4月14日に国会で承 認され、同月25日に発効した。これにより、平和 安全法制により実施可能となった物品・役務の提 供についても、これまでの日米ACSAのもとでの 決済手続きなどと同様の枠組みを適用することが 可能となっており、17 (平成29) 年12月までの 間に情報収集活動などに従事する米軍に対し、食 料や燃料を提供した。

Q 参照 3章2節3項8 (米軍に対する物品役務の提供の拡大) 3章3節4項(新たな日米物品役務相互提供協定 (ACSA) などの締結)

図表 II -4-2-5 (日米物品役務相互提供協定 (ACSA))

(6) 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、 飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共 同での訓練・演習の多様性・効率性を高め、ISR 活動の範囲や活動量を増やすこととなる。特に沖 縄における自衛隊施設は、那覇基地などに限られ ており、その大半が都市部にあるため、運用面で の制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同 使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大き く改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自 衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するもの である。また、即応性をより向上させ、災害時にお

正式名称:日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の

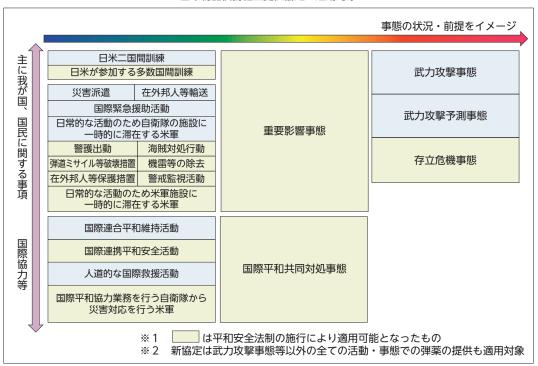
提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓 練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の場合のみ。)である(武器の提供は含まれない。)。

図表 II -4-2-5 日米物品役務相互提供協定(ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象



ける県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、08 (平成20) 年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、12 (平成24) 年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13 (平成25) 年3月の陸自中央即応集団司令部(当時)の座間移転なども行った。さらに、13 (平成25) 年12月及び14 (平成26) 年6月から7月には、海自が米海軍の協力を得てグアムにおいて洋上訓練及び施設利用訓練を実施したほか、グアム及び北マリアナ諸島連邦(テニアン島及びパガン島)に、自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

3 わが国における大規模災害への対処における協力

東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間でこれまで培われた強い絆に基づく、高い共同対処能力が発揮された。米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・ 能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を 通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調 整のためのメカニズムのあり方などの課題も明ら かとなった。

これらの課題を踏まえ、13 (平成25) 年12月

に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに 日米共同対処要領が記載されるとともに、14(平 成26) 年2月には高知県において、南海トラフ地 震を想定した日米共同統合防災訓練を実施した。 また、同年10月の和歌山県主催の津波災害対応 実践訓練や同年11月の陸自東北方面隊主催の震 災対処訓練「みちのくALERT2014」にも在日米 軍が訓練に参加するなど、災害対応における自衛 隊と米軍との連携の一層の強化に努めている。

また、平成28年(2016年)熊本地震において は、米海兵隊オスプレイ (MV-22) による生活物 資の輸送やC-130輸送機による自衛隊員の輸送 などの協力が行われ、その際、地震対応のために 組織された統合任務部隊が現地に開設した日米共 同調整所を含め、同盟調整メカニズムが活用され た。

地域の及びグローバルな平和と 安全のための協力

(1) 国際的な活動における協力

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、 フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及 び国際平和協力活動、並びにソマリア沖・アデン 湾における海賊対処行動において、米国をはじめ とする参加各国と緊密に協力して活動を行ってき た。また、13 (平成25) 年11月に発生したフィ リピンにおける台風被害に際しては、現地の多国 間調整所において日米両国が連携して調整にあた るなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボ ラ出血熱への対応に際しては、14(平成26)年 10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、 米国をはじめとする関係国との調整・情報収集に あたらせるなど、緊密な連携に努めた。

海洋安全保障に関しては、日米両国は、ともに 海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際 法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配 といった基本ルールに基づく「開かれ安定した海 洋」の維持・発展に努めており、13(平成25)年 12月以降の海賊対処における第151連合任務部

隊 (CTF151) への参加、17 (平成29) 年9月の 豪州主催 「拡散に対する安全保障構想 (PSI)⁴」 阻 止訓練(パシフィック・プロテクター17)など、 シーレーン沿岸国をはじめとした多国間の様々な 海洋安全保障協力においても密接に連携して取り 組んでいる。

Q 参照 Ⅲ部2章2節 (海洋安全保障の確保)

Ⅲ部2章4節2項(大量破壊兵器の不拡散などのため の国際的な取組)

(2) 三か国及び多国間での訓練・演習

ガイドラインでは、日米両国は、三か国及び多 国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化す ることとされており、自衛隊は、日米二国間によ る訓練・演習にとどまらず、日米豪、日米印や日米 韓などの多国間での共同訓練にも参加している。

5 宇宙及びサイバー空間に関する協力

(1) 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、09(平成21) 年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化 の一環として、宇宙における安全保障協力の推進 に一致したことを受け、10(平成22)年9月に関 係省庁が参加して安全保障分野における第1回日 米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあ り方についての協議を定期的に行っている。

また、12(平成24)年4月の日米首脳会談にお いて、民生及び安全保障上の宇宙に関するパート ナーシップの深化及び宇宙に関する包括的対話の 立ち上げに一致したことを受け、13(平成25)年 3月に関係省庁が参加して第1回包括的日米対話 を実施するなど、両国の宇宙政策に関する情報交 換や今後の協力に関する議論を定期的に行ってい

さらに、15(平成27)年4月の日米防衛相会談 における指示に基づき、宇宙分野における日米防 衛当局間の協力を一層促進する観点から、「日米 宇宙協力ワーキンググループ (SCWG)」を設置 し、同年10月以降計4回の会合を開催した(直近

の会合は18 (平成30) 年2月に実施)。引き続き、 本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関す る政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③ 専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の 実施など、幅広い分野での検討を一層推進してい く。

(2) サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、13 (平成25)年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ (CDPWG)」 Cyber Defense Policy Working Groupを設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。

15 (平成27) 年4月にはガイドラインが、同年5月にはCDPWG共同声明が発表され、日米政府の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などが挙げられるとともに、自衛隊及び米軍の協力として、各々のネットワーク及びシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などが挙げられた。今後、ガイドラインやCDPWGの共同声明において示された方向性に基づき、日米サイバー防衛協力をより一層加速していく。

6 協力の実効性をさらに向上させるための 取組

(1) 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ 合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互 協力の原則を踏まえ、技術基盤・生産基盤の維持 に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を 積極的に進めることとしている。

また、わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対

しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983 (昭和58) 年、「対米武器技術供与取極」5を締結、06 (平成18) 年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」6を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。さらに、日米両国は、日米装備・技術定期協議(S&TF)などで協議を行い、合意された具体的なSystems and Technology Forumプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

さらに、16 (平成28) 年6月の日米防衛相会談において、両閣僚の間で、「相互の防衛調達に関する覚書 (RDP MOU)」が署名された。これは、日Reciprocal Defense Procurement Memorandum of Understanding 米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置(相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など)を促進するものである。

普天間飛行場に配備されているMV-22 (24機)と陸自に導入予定のオスプレイ⁸との共通整備基盤やアジア太平洋地域におけるF-35戦闘機の整備拠点 (リージョナル・デポ) に関する取組については、Ⅲ部4章4節2項 (米国との防衛装備・技術協力関係の深化) のとおりである。

Q 参照 資料 23 (日米共同研究・開発プロジェクト)

(2) 教育・研究交流

ガイドラインでは、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化することとされており、防衛省・自衛隊は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し、協力を強化するため、留学生の受入や日米二国間又は米国を含む多国間の各種セミナーを実施するなど、教育・研究交流を行っている。

Q 参照 資料42 (留学生受入実績 (平成29年度の新規受入人数))

- 5 正式名称:日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文
- 6 正式名称:日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文
- 7 正式名称:相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国国防省と日本国防衛省との間の覚書 (Memorandum of Understanding between the Department of Defense of the United States of America and the Ministry of Defense of Japan concerning Reciprocal Defense Procurement)
- 8 陸自では、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭に、輸送へリコプター (CH-47JA) の能力を補完・強化し得るディルト・ローター機 (オスプレイ (V-22)) を、現在の中期防の期間中 (平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度の5年間) に、17機導入することとしている。

資料43 (防衛省主催による多国間安全保障対話)

4 ■ 日米間の政策協議

1 各種の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々な レベルで緊密に連携し、二国間のみならず、アジ

ア太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和 と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協 力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、通常の 外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議 委員会([2+2])、日米安全保障高級事務レベル 協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係 者などにより、各種のレベルで緊密に行われてい る。中でも、防衛・外務の閣僚級協議の枠組みで ある日米安全保障協議委員会(「2+2|)は、政策 協議の代表的なものであり、安全保障分野におけ る日米協力にかかわる問題を検討するための重要 な協議機関として機能している。

また、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官 との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛 政策や防衛協力について協議している。また、防

衛副大臣と米国防副長官との間や、事務次官、統 幕長、防衛審議官、陸・海・空幕長をはじめとす る実務レベルにおいても、米国防省などとの間で 随時協議や必要な情報の交換などを行っている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ情報 や認識を日米間で共有することは、日米間の連携 をより強化・緊密化するものであり、日米安保体 制の信頼性の向上に資するものである。このため、 防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

Q 参照 資料 24 (日米協議 (閣僚級) の実績 (15 (平成 27) 年 以降))

> 図表 II -4-2-6 (日米安全保障問題に関する日米両国 政府の関係者間の主な政策協議)

2]「2+2」(17 (平成29) 年8月17日)

17 (平成29) 年8月17日、ワシントンDCに おいて、「2+2」を開催した。日本側からは、河野 外務大臣及び小野寺防衛大臣が、米側からは、 ティラソン米国務長官(当時)及びマティス米国

日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議 図表Ⅱ-4-2-6

力学の担	出席対象者		D#1	TESTED 4" 1"	
協議の場	日本側	米側	目的	根拠など	
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee ([2+2])	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進 に役立ち、及び安全保障の分野 における協力関係の強化に貢 献するような問題で安全保障 の基盤をなし、かつ、これに関 連するものについて検討	日米安保条約第4条などを 根拠とし、1960 (昭和35) 年 1月19日付内閣総理大臣と米 国国務長官との往復書簡に基 づき設置	
日米安全保障高級事務 レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は 一定していない (注2)	参加者は 一定していない (注2)	日米相互にとって関心のあ る安全保障上の諸問題につい て意見交換	日米安保条約第4条など	
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 及び統合幕僚監部の 代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米 軍の間の整合のとれた共同対 処行動を確保するためにとる べき指針など、日米間の協力の あり方に関する研究協議	1976 (昭和51) 年7月8日 第16回日米安全保障協議委員 会において同委員会の下部機 構として設置。その後、1996 (平成8) 年6月28日の日米次 官級協議において改組	
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条	

- (注1) 1990 (平成2) 年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
- 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。 (注2)
- (注3) 1996 (平成8) 年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

防長官がそれぞれ出席した。

「2+2」及び共同発表の概要については、次のとおりである。

ア 概観

- アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟を更に強化する意図を確認するとともに、同盟がアジア太平洋地域の平和と安全の礎であり続ける旨を確認した。
- 米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントが重要であることを改めて確認した。

イ 地域の戦略環境

- 北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できないとした上で、新たに採択された国連安保理決議の厳格かつ全面的な履行を含め、北朝鮮に対する圧力強化を更に進めていくことが必要である旨確認した。また、引き続き、日米及び日米韓で緊密に連携しながら、中国及びロシアに更なる役割を果たすよう求めるとともに、北朝鮮の脅威を抑止するため、同盟としての防衛態勢の強化と能力の向上を図る具体的取組を進めていくことで一致した。
- 尖閣諸島に日米安保条約第5条が適用されること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認するとともに、東シナ海の平和と安定のため、日米が引き続き協力していくことで一致した。
- 南シナ海情勢について、航行の自由を支える 各々の活動を始め、日米の継続的な関与が重要 である旨一致した。

ウ 安全保障・防衛協力の強化

- 日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する取 組を進めることで一致した。特に、あらゆる事 態において同盟としてのシームレスな対応を確 保するため、日米両国の各々の役割、任務及び 能力の見直しを通じたものを含め、同盟を更に 強化する具体的な方策及び行動を立案した。
 - ・日本は、次期中期防計画期間を見据え、同盟 における役割の拡大と防衛能力の強化を意図 した。
 - ・米国は、最新鋭の能力の日本への展開にコ



市ヶ谷に展開中の空自PAC-3部隊を視察するペンス米副大統領と小野寺防衛大臣(18(平成30)年2月)

ミットする。

- ・既に進めている作業を加速させるため、閣僚 は以下の方針を示した。①ガイドラインの実 施を加速し、平和安全法制下での更なる協力 の形態を追求すること。②情報収集、警戒監 視及び偵察 (ISR)、訓練及び演習、研究開発、 能力構築並びに施設の共同使用等の分野にお ける新たな、かつ、拡大した行動を探求する こと。
- 「日米防衛協力のための指針」の実施についてコミットメントを再確認した。
 - ・相互のアセット防護の運用開始及び新「日米 ACSA」発効を歓迎する。
 - ・米国の拡大抑止が日本の安全とアジア太平洋 地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役 割を再確認する。
 - ・共同計画、防空及びミサイル防衛、非戦闘員 退避活動 (NEO)、防衛装備・技術協力、情 Non-combatant Evacuation Operation 報協力・情報保全に係る協力の強化・加速を 確認する。
 - ・宇宙、サイバーにおける協力の拡大、協力に 向けた協議の深化を図る。

エ 三か国及び多国間の協力

- 韓国、オーストラリア、インド、東南アジア 諸国など地域のパートナーとの三か国及び多国 間の安全保障・防衛協力の進捗を強調した。
- 日米韓共同訓練(ミサイル警戒、対潜水艦、海上阻止)を拡大し、情報共有を強化することを強調した。東南アジア諸国への能力構築支援や防衛装備・技術移転を一層強化する意図を確

認した。日米間で政府全体にわたる、海洋安全 保障に係る能力構築に関する対話の立ち上げに 係るコミットメントを確認した。

オ 日本における米軍のプレゼンス

○ 在日米軍再編

米軍の抑止力を維持しつつ地元への影響を軽減 し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元 の支持を高めると同時に、米軍の強固なプレゼン スの維持のため既存の取決めを実施することにつ いてのコミットメントを再確認した。

- ・普天間飛行場のキャンプ・シュワブ辺野古崎 地区への移設が、普天間飛行場の継続的使用 を回避するための唯一の解決策であることを 再確認した。辺野古移設と普天間飛行場返還 の早期実現への決意を強調した。
- ・既存の再編計画(沖縄統合計画、在沖米海兵 隊のグアム移転、艦載機着陸訓練、ティル ト・ローター機/回転翼機の訓練移転など)の 着実な実施へのコミットメントを再確認した。
- 在日米軍駐留経費負担

在日米軍駐留経費負担全体の水準、提供施設整 備費の年額を再確認した。

○ その他

共同使用の促進を再確認。環境及び軍属に関す る日米地位協定の補足協定を歓迎し、これらの着 実な実施の重要性を強調した。

Q 参照 資料 25 (日米安全保障協議委員会 (「2 + 2」) 共同発 表(仮訳)(平成29年8月17日))

3 最近行われた主な日米会談

(1) 日米防衛相会談 (17 (平成29) 年8月17日)

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、日米 [2+2]の機会に日米防衛相会談を実施した。

ア総論

両閣僚は、日米両国の国防当局のトップの間の 信頼関係の確立の重要性や、協力して日米同盟強 化に取り組むことで一致した。

イ 北朝鮮問題への対応

両閣僚は、喫緊の課題である北朝鮮の問題につ いて意見交換し、小野寺防衛大臣から、今は圧力 を強化すべき時であること、今後も米軍と連携し

てあらゆる事態に万全を期すために必要な措置を 講じる旨を述べた。

両閣僚は、北朝鮮の問題への対応については、 日米の緊密な意思疎通と連携が不可欠であること を確認し、北朝鮮への圧力を一層強化していくこ とや、北朝鮮の脅威を抑止するため防衛態勢と能 力の向上に取り組むことで一致した。

ウ 日米同盟の抑止力・対処力の強化

両閣僚は、厳しさを増す安全保障環境を踏ま え、日米双方が能力向上に取り組むとともに、ガ イドラインの実効性確保の取組を進め、日米同盟 の抑止力・対処力を一層強化していくことで一致 した。

(2) 日米首脳会談 (17 (平成29) 年9月21日) (安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、国連総会出席のため ニューヨークを訪問し、トランプ米大統領との間 で日米首脳会談を実施した。

両首脳は、北朝鮮情勢について議論し、北朝鮮 による17 (平成29) 年8月29日及び同年9月15 日のわが国上空を通過する形での弾道ミサイルの 発射や、同年9月3日の核実験の実施など一連の 挑発行動は、わが国を含む国際社会全体に対する これまでにない重大かつ差し迫った脅威であると いう認識を改めて共有するとともに、核及び通常 戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を 使ったわが国防衛に対する米国のコミットメント が揺るぎないこと、日米両国が100パーセント共 にあることを改めて確認した。

また、両首脳は、全会一致で採択された新たな 安保理決議第2375号を歓迎するとともに、関連 安保理決議の完全な履行を確保し、また、北朝鮮 に対し最大限の圧力をかけるべく、中国及びロシ アを含む関係国への働きかけを含め、日米及び日 米韓で引き続き連携していくことを確認した。

(3) 日米防衛相会談 (17 (平成29) 年10月23日)

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、拡大 ASEAN 防衛相会議 (ADMM プラス) の機会に日 米防衛相会談を実施した。

ア 北朝鮮問題への対応

両閣僚は、北朝鮮の核・ミサイル開発の状況・ 見通しについて情報を共有し、小野寺防衛大臣から、わが国を含む地域の安全に対するこれまでに ない重大かつ差し迫った脅威となっていることを 踏まえ、いかなる事態にも同盟として連携した対 応がとれるよう、マティス米国防長官としっかり と議論していく必要がある旨述べた。マティス米 国防長官からも同様の立場が示され、米国の拡大 抑止のコミットメントを含め、わが国の防衛に対 する強い決意が改めて示された。

両閣僚は、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威の高まりを踏まえ、万全の防衛態勢を確保することで一致し、イージス・アショアを中心とした新規の弾道ミサイル防衛 (BMD) アセットの導入について日米が協力していくことを確認したほか、イージス艦を含む日米のアセットによる運用面での連携を一層緊密なものとしていくことで一致した。

両閣僚は、累次の北朝鮮の挑発行動に際しての電話会談などを通じ、高いレベルのコミュニケーションが確保されていることを歓迎し、引き続き日米間で緊密に情報共有していくことを確認した。また、北朝鮮に対する目に見える形での圧力をかけ続けていくことや、今後の対応における日米の緊密な連携の重要性を確認した。

さらに、両閣僚は、日米韓三か国での緊密な協力を進めることを改めて確認した。

イ 地域情勢など

両閣僚は、東シナ海の情勢を引き続き注視し、 その平和と安定のため、日米が協力していくこと で一致した。

また、両閣僚は、南シナ海の情勢も踏まえた東南アジア地域への関与の重要性を確認し、ADMMプラスの枠組みによる域内の多国間安全保障協力・対話の発展を歓迎した。小野寺防衛大臣から、日ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン」に基づきASEANの能力向上のための取組を進めていく旨述べた。両閣僚は、能力構築支援をはじめ、日米が連携して東南アジア諸国との防衛協力を推進していくことで一致した。

さらに、CH-53Eの事故については、マティス 米国防長官から、飛行の安全の重要性に係る認識 が示され、小野寺防衛大臣から、在日米軍の安定 的な駐留を確保するためには、地元の理解を得る ことが不可欠であり、安全な運用を心がけるよう 伝達した。

(4) 日米首脳会談 (17 (平成29) 年11月6日) (安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、訪日したトランプ米大統領とワーキングランチ及び日米首脳会談を実施し、北朝鮮、地域情勢、沖縄を含む二国間の安保情勢などについて議論を行った。

ア北朝鮮

○ 総論

両首脳は、日米両国が北朝鮮問題に関し100パーセント共にあること、日米同盟に基づくプレゼンスを基盤とする地域への米国のコミットメントは揺るぎないことを確認するとともに、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を通じた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて確認した。

〇 圧力強化

両首脳は、今は対話ではなく北朝鮮に最大限の 圧力をかける局面であるとの考えで一致するとと もに、北朝鮮が朝鮮半島の非核化に向けて政策を 変更しない限り、北朝鮮に明るい未来はないとの 認識を共有した。

安倍内閣総理大臣から、わが国として更なる対 北朝鮮措置をとる考えである旨述べ、トランプ米 大統領は、これを歓迎した。

両首脳は、日米韓三か国の連携が深まっている ことを歓迎するとともに、こうした協力を更に前 に進めていくことを確認した。

両首脳は、北朝鮮に関する関連安保理決議の完全な履行が不可欠であるとの認識を改めて確認し、各々の相手方への直接の関与を含め、中国及びロシアを含む関係国に働きかけ、国際社会全体で北朝鮮に対する圧力を最大限まで強化していくことを確認した。

イ 地域・国際情勢

○ 自由で開かれたインド太平洋戦略

両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた海 洋秩序が、国際社会の安定と繁栄の基礎であるこ

とを確認するとともに、全ての国に、航行及び飛 行の自由並びに国際法上適法な海洋の利用を尊重 することを求め、両国が、国際法で認められる飛 行、航行及び行動を行うことを再確認した。

両首脳は、莫大な人口と経済的ダイナミズムな どの観点から、世界の活力の中核であるインド太 平洋地域が有する重要性を強調した。

また、両首脳は、日米が主導してインド太平洋 を自由で開かれたものとすることにより、この地 域全体の平和と繁栄を確保していくため、以下の 三本柱の施策を進めることを確認し、関連する閣 僚、機関に具体的な協力策の検討を指示した。

- ① 法の支配、航行の自由などの基本的価値の普 及・定着
- ② 連結性の向上などによる経済的繁栄の追求
- ③ 海上法執行能力構築支援などの平和と安定の ための取組

両首脳は、こうした考え方に賛同するいずれの 国とも協働して重層的な協力関係を構築していく ことを確認した。

○ 東シナ海及び南シナ海

両首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況 について懸念を表明し、現状を変更し緊張を高め る、威圧的な一方的行動への反対を再確認した。

両首脳は、海洋紛争が国際法に基づき平和的に 解決されなければならないことを再確認した。

両首脳は、南シナ海における行動規範(COC) に関する議論の進展に留意し、南シナ海の係争あ る地形の非軍事化の重要性を強調した。

〇 中国

両首脳は、中国が地域及び国際社会の平和と繁 栄のため積極的に貢献していくことを歓迎し、中 国と建設的な対話を継続することの重要性を確認 した。

ウ 日米関係

両首脳は、地域の安全保障環境が厳しさを増す 中、日米同盟の抑止力・対処力の強化に引き続き 取り組んでいくことで一致した。その観点から、 両首脳は、8月に開催された「2+2」の成果を評 価するとともに、関係閣僚に対して、その成果の 着実なフォローアップを指示した。

両首脳は、在日米軍の運用能力及び抑止力を維

持する観点から、これまでの取決めに従って在日 米軍再編を進めるとのコミットメントを改めて確 認した。特に、普天間飛行場の辺野古崎沖への移 設が同飛行場の継続的な使用を回避するための唯 一の解決策であることを確認するとともに、一層 の遅延が平和及び安全を提供する能力に及ぼす悪 影響に留意しつつ、普天間飛行場代替施設 (FRF) の建設計画の着実な実施を求めた。また、安倍内 閣総理大臣は、事件・事故などに関する地元の懸 念に対応することが重要であると述べ、両首脳 は、地元に訓練の目的について周知し、安全に対 する懸念を軽減する重要性を再確認した。

(5) 日米首脳会談 (18 (平成30) 年4月17日及 び18日)(安全保障部分)

安倍内閣総理大臣は、トランプ米大統領と3回 にわたって日米首脳会談を実施した。

ア北朝鮮

両首脳は、来る米朝首脳会談を含めた北朝鮮問 題への今後の対応に関し、両国の方針を綿密にす り合わせ、北朝鮮との接触の全ての分野に関して 両国が完全に連携し続けるとの意思を表明した。 また、引き続き日米韓三か国が緊密に連携してい くことが重要であることを確認した。

まず、両首脳は、最近、北朝鮮の側から対話を 求めてきていることは、日米韓三か国が緊密に協 力し、中国など国際社会とも連携して、北朝鮮に 最大限の圧力をかけてきた成果であるとの認識を 共有した。また、両首脳は、これまでの韓国政府 の努力を賞替した。

両首脳は、北朝鮮自身から非核化に向けた具体 的な取組が対外的に明らかにされていないことに 留意し、引き続き、北朝鮮の意図をしっかりと分 析することが必要であるとの認識で一致した。

その上で、両首脳は、北朝鮮に対して最大限の 圧力を維持していくことを確認した。米国が「全 ての選択肢がテーブルの上にある」との立場を維 持していることを踏まえ、安倍内閣総理大臣は、 このトランプ米大統領の信念を持った姿勢への支 持を改めて表明した。また両首脳は、北朝鮮が対 話に応じることのみをもって、見返りを与えるべ きではなく、この方針を国際社会として堅持する

必要があるとの認識で一致した。

両首脳は、北朝鮮の非核化の実現にコミットすることを確認した。両首脳はまた、北朝鮮が完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄する必要があることを確認した。両首脳は、こうした目的を達成するために北朝鮮が具体的な行動を取る必要があるとの認識を共有した。

安倍内閣総理大臣は、トランプ米大統領に対し、来る米朝首脳会談において拉致問題を取り上げるよう要請した。トランプ米大統領は、17(平成29)年11月に訪日した際、拉致被害者の御家族と面会し、強い印象を受けたことに言及しつつ、金正恩国務委員長との会談でこの拉致問題を取り上げ、北朝鮮に対し日本人拉致問題の早期解決を働きかけることを確認した。

両者は、韓国を含む国際的なパートナーと緊密に連携しながら、北朝鮮による制裁回避の問題に取り組み、国際社会が関連安保理決議を完全に履行することの重要性につき一致した。この文脈で、トランプ米大統領は、北朝鮮関連船舶による違法な船舶間の物資の積替え(いわゆる「瀬取り」)に対する日本政府の取組を賞賛するとともに、米国は他の多様なパートナーと共に、日本と連携してこの取組を進めていくことを表明した。

両首脳は、米朝首脳会談などを通じて、事態が 打開されることへの期待感を共有するとともに、 北朝鮮はアジア・太平洋の成長圏に隣接し、立地 条件に恵まれている、また勤勉な労働力があっ て、天然資源もあり、北朝鮮が正しい道を歩めば 市民を豊かにすることができる、それらを活用す るなら、北朝鮮には経済を飛躍的に伸ばし、民政 を改善する途があり得る、そこにこそ北朝鮮の明 るい未来はあるとの認識で一致した。

イ 日米関係

現下の北朝鮮情勢を踏まえ、トランプ米大統領は、核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の 米国の軍事力を通じた日本の防衛に対する米国の 揺るぎないコミットメントを改めて確認した。

両首脳は、平和安全法制及びガイドラインの着 実な実施を通じた日米安保協力の一層の推進を再 確認した。 両首脳は、在日米軍の運用能力及び抑止力を維持しつつ、引き続き沖縄を始めとする地元の負担を最小化するために、共に取り組みたい旨述べた。両首脳は、普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを改めて確認するとともに、同盟による地域の平和及び安全を提供する能力を確保するためにも、普天間飛行場代替施設(FRF)の建設計画の着実な実施を求めた。さらに、両首脳は、安全な運用に継続的にコミットしていくことで一致した。

両首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況について懸念を共有し、引き続き日米で共に連携していくことを再確認した。両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、また、現状変更を試みるいかなる一方的行動にも反対することを再確認した。

安倍内閣総理大臣から、厳しい安全保障環境に対応するため、今後とも米国装備品を含め、高性能な装備品を導入することが、わが国の防衛力強化のために重要であることを伝え、トランプ米大統領はこれを歓迎した。

ウ その他

両首脳は、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、日米の協議が進展していることを歓迎するとともに、国際スタンダードに適合した質の高いインフラ開発を含め具体的な協力を進展させていくとの認識で一致した。

両首脳は、中国についても議論を行い、中国が 地域及び国際社会の平和、安全及び繁栄のために 更なる貢献を行うよう働きかけていくことの重要 性を共有した。

(6) 日米防衛相会談 (18 (平成30) 年4月20日)

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、米国 防省において日米防衛相会談を実施した。

ア 北朝鮮

両閣僚は、米朝首脳会談を含めた今後の北朝鮮問題への対応に関し、国防当局間の認識・方針を綿密にすり合わせ、一致していることを確認した。両閣僚は、最近、北朝鮮側から対話を求めてきているといった姿勢の変化はあるものの、北朝鮮に

よる非核化に向けた具体的な取組が確認されてい ないことに留意し、引き続き北朝鮮の動向を注視 する必要があるとの認識で一致した。その上で小 野寺防衛大臣から、北朝鮮に全ての大量破壊兵器 及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄させるた め、最大限の圧力を維持する必要があることを述 べ、両閣僚は、北朝鮮が完全で、検証可能な、不可 逆的な方法で全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾 道ミサイルの計画の放棄を目指すとの方針の下、 圧力・制裁を維持していくことを確認した。

海自によるいわゆる「瀬取り」に関する取組に ついて、マティス米国防長官から、同取組を賞賛 するとともに、米国は他の多様なパートナーと共 に、日本と連携してこの取組を進めていく旨の発 言があった。また、共同訓練の実施などを通じて 日米韓三か国や多国間の協力を推進していくこと を確認した。

両閣僚は、いかなる事態に対しても同盟として 連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュ ニケーションを図ることで一致した。

イ 日米同盟の抑止力・対処力の強化

両閣僚は、自衛隊による米軍の警護や、米軍へ の物品・役務の提供など、平和安全法制及びガイ ドラインの下での新たな日米協力が進められてい ることを歓迎し、平和安全法制及びガイドライン の着実な実施を通じた日米防衛協力の一層の推進 を再確認した。

小野寺防衛大臣から、わが国の将来の防衛力整 備について、18 (平成30) 年末に向けて防衛大綱 の見直しや次期中期防策定の検討を進めている旨 説明し、両閣僚は、引き続き緊密に情報交換して いくことで一致した。また、小野寺防衛大臣から、 厳しい安全保障環境を踏まえ、わが国の防衛力強 化のため、今後とも米国装備品を含む高性能な装 備品の導入が重要であることを伝え、両閣僚は、 イージス・アショアを始めとするわが国の米国製 装備品の導入について、FMSに関わる諸課題の 改善などを通じ、円滑かつ速やかに日本側が調達 できるよう協力して取り組んでいくことを確認し た。

ウ 在日米軍、沖縄

小野寺防衛大臣から、18 (平成30) 年に横田飛

行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、 引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マ ティス米国防長官から、安全な運用の確保は重要 である旨の認識が示された。さらに、小野寺防衛 大臣から、沖縄を始めとする地元の負担軽減に向 けた協力を要請し、両閣僚は地元の理解を得る取 組について協力していくことで一致した。

(7) 日米防衛相会談 (18 (平成30) 年5月29日)

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、ハワ イにおいて日米防衛相会談を実施した。

ア北朝鮮

両閣僚は、直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏 まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当 局間の認識・方針をすり合わせ、一致しているこ とを改めて確認した。小野寺防衛大臣から、米朝 首脳会談を、核、ミサイル、拉致問題といった諸 懸案が前進する機会にすることが重要との認識を 伝え、マティス米国防長官とは、北朝鮮による生 物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器及びあ らゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能 な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を目指すとの 方針の下、圧力・制裁を維持し、国際社会の連携 の下で北朝鮮の政策を変えさせることが重要との 認識で一致した。

その上で、両閣僚は、北朝鮮によるいわゆる「瀬 取り一に対し、英国、オーストラリア、カナダなど の関係国との連携した取組を歓迎し、引き続き日 米が有志国と連携して進めていくことで一致する とともに、在韓米軍を含む地域の米軍の抑止力の 重要性を再確認した。

マティス米国防長官から、米国のわが国防衛へ のコミットメントが改めて示され、両閣僚は、い かなる事態に対しても同盟として連携した対応を とるため、引き続き緊密なコミュニケーションを 図ることで一致した。

イ 地域情勢など

両閣僚は、地域の課題について意見交換し、中 国が東シナ海・南シナ海で力を背景とした一方的 な現状変更の試みを続けていることを踏まえ、引 き続き東シナ海の情勢を注視し、平和と安定のた めに協力していくこと、また、南シナ海への日米

の継続的な関与が重要であることで一致した。ま た、中国の軍事力強化やわが国周辺海空域におけ る活動の活発化に留意しつつ、地域の平和と安定 のために日米が連携し、防衛力強化の取組を通じ て同盟の抑止力・対処力の強化に取り組むことで 一致した。

ウ 自由で開かれたインド太平洋

両閣僚は、自由で開かれたインド太平洋の確保 のため、同盟国や多様なパートナーと協力してい くことの重要性を改めて確認し、法の支配、航行 の自由などの基本的原則の定着や能力構築支援な どにおいて、日米や日米豪が連携して進めること で一致した。

工 在日米軍

小野寺防衛大臣から、米軍の安全な運用の確保 や沖縄を含む地元の理解を得る取組に向けた協力 を改めて要請した。

(8) 日米首脳会談 (18 (平成30) 年6月7日) (安 全保障部分)

安倍内閣総理大臣とトランプ米大統領は、ワシ ントンDCにおいて日米首脳会談を実施した。

両首脳は、予定されている米朝首脳会談への対 応を含め、北朝鮮問題に関する今後の方針につい て綿密なすり合わせを行い、同会談が、拉致、核・ ミサイルといった諸懸案が前進する歴史的な会談 となるよう日米、日米韓で緊密に連携していくこ ととともに、北朝鮮に対して安保理決議の完全な 履行を求め、現行の措置を継続して、北朝鮮から 具体的な行動を引き出していくことで一致した。

両首脳は、米朝首脳会談後、速やかに日米、日 米韓で情報共有を行い、方針のすり合わせを行う ことを確認した。

(9) 日米防衛相会談 (18 (平成30) 年6月29日)

小野寺防衛大臣とマティス米国防長官は、防衛 省において日米防衛相会談を実施した。

ア 北朝鮮

両閣僚は、直近の北朝鮮問題をめぐる状況を踏 まえ、今後の北朝鮮問題への対応に関し、防衛当 局間の認識・方針をすり合わせ、一致しているこ

とを改めて確認した。両閣僚は、国連安保理決議 に従い、北朝鮮による生物及び化学兵器を含む全 ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイ ルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法 での廃棄を実現するため、日米が国際社会と連携 して取り組むことで一致し、北朝鮮によるいわゆ る「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連 携して取り組むことを確認した。

この際、マティス米国防長官から、米韓合同軍 事演習の停止について説明があり、両閣僚は、在 韓米軍の撤退・縮小は検討されていないこと、在 韓米軍を含む地域における米軍の抑止力の重要性 を再確認した。また、マティス米国防長官から、 日本防衛へのコミットメントが改めて示され、日 米共同訓練の着実な実施をはじめ、同盟の抑止 力・対処力強化の取組を進めることで一致した。 両閣僚は、いかなる事態に対しても同盟として連 携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニ ケーションを図ることで一致した。

イ 地域情勢など

両閣僚は、マティス米国防長官の中国訪問を踏 まえ意見交換を行い、尖閣諸島が日米安全保障条 約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する 日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行 動にも反対することを改めて確認し、引き続き東 シナ海の情勢を注視し、平和と安定のために協力 していくことで一致した。

また、両閣僚は、法の支配、航行の自由などの 基本的原則の定着に向けた協力の重要性を確認し た。

ウ 防衛装備分野における取組

両閣僚は、FMSに関わる諸課題の改善などが 進捗していることを歓迎し、日本側が効率的な調 達をできるよう引き続き協力して取り組んでいく ことを確認した。

工 在日米軍

両閣僚は、米軍再編計画の着実な進展のため、 日米で緊密に協力していくことで一致し、小野寺 防衛大臣から、米軍の安全な運用の確保に向けた 協力を要請した。

在日米軍の駐留

在日米軍の再編などは、米軍の抑止力を維持し つつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減する ための極めて重要な取組である。防衛省としては、 在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を 得る努力を続けつつ、米軍再編事業などを進めて いく方針である。

1 ■ 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを 増す中、日米安保体制に基づく日米同盟が、わが 国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安定に寄与 する抑止力として十分に機能するためには、在日 米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日 米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態 勢が、平時からわが国とその周辺でとられている ことなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて 米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日 米安保体制の中核的要素となっている。

また、安定的な在日米軍の駐留を実現すること は、わが国に対する武力攻撃に対して、日米安保 条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行う ために必要である。さらに、わが国防衛のための 米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力 の来援によってもなされるが、在日米軍は、その ような来援のための基盤ともなる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防 衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と 極東における国際の平和と安全の維持のため、わ が国の施設・区域の使用を米国に認めており、総 合的に日米双方の義務のバランスを取っている。

2 在日米軍の駐留に関する枠組み

在日米軍施設・区域及び在日米軍の地位に関す ることは日米地位協定1(地位協定)により規定さ

れており、この中には、在日米軍の使用に供する ための施設・区域 (在日米軍施設・区域) の提供 に関すること、在日米軍が必要とする労務の需要 の充足に関することなどの定めがある。

(1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、地位 協定の定めるところにより、日米合同委員会を通 じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用 を確保するため、民有地や公有地については、所 有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでい る。しかし、このような合意が得られない場合に は、駐留軍用地特措法²に基づき、土地の所有者に 対する損失の補償を行ったうえで、使用権原3を 取得することとしている。

(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍は、同軍を維持するために労働力(労 務)を必要としており、その需要は、地位協定に より、わが国の援助を得て充足されることになっ ている。

全国の在日米軍施設・区域においては、平成 29 (2017) 年度末現在、25,803人の駐留軍等労 働者(従業員)が、司令部の事務職、整備・補給施 設の技術者、基地警備部隊及び消防組織の要員、 福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、 在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない存在 として、その活動を支えている。

こうした従業員は、地位協定の規定により、わ

- 正式名称:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- 正式名称:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法
- 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

が国政府が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

3 在日米軍関係経費

在日米軍関係経費には、在日米軍駐留経費負担、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費などがある。

Q参照 図表Ⅱ-4-3-1 (在日米軍関係経費(平成30年度予算))

4 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するうえで、在日米軍駐留経費負担は重要な役割を果たしている。1970年代半ばからのわが国にお

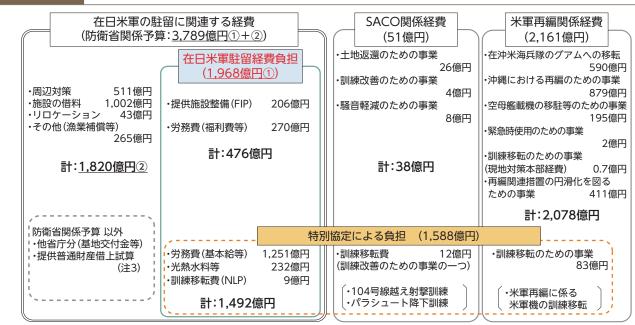
ける物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動など により、昭和53 (1978) 年度に福利費などの労 務費、昭和54 (1979) 年度からは、提供施設整備 費の負担を、それぞれ開始した。

さらに、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加し、従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、1987(昭和62)年、日米両国政府は、地位協定の経費負担原則の特例的、限定的、暫定的な措置として、地位協定第24条についての特別な措置を定める協定(特別協定)4を締結した。

これに基づき、わが国は調整手当(現地域手当)など8項目の労務費を負担するようになった。その後の特別協定により、平成3(1991)年度からは、基本給などの労務費と光熱水料などを、平成8(1996)年度からは、それらに加え訓練移転費をわが国が負担するようになった。

なお、こうした在日米軍駐留経費負担について

図表Ⅱ-4-3-1 在日米軍関係経費(平成30年度予算)



- (注) 1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれる ものがある。
 - 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編 事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な 運用を確保していくことは極めて重要との観点から我が国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整 理している。
 - 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等:382億円、29年度予算)、提供普通財産借上試算(1,641億円、29年度試算)がある。
 - 4 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

⁴ 正式名称:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

は、わが国の厳しい財政事情に十分配慮しつつ見 直しを行ってきており、平成11年度予算(歳出 ベース)をピークに減少傾向に転じている。

5 現行の特別協定

旧特別協定の有効期間は、16(平成28)年3月 末までであったところ、現行の特別協定について は、15 (平成27) 年4月の [2+2] において、「適 切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取 決めに関する協議を開始する」こととされた。こ れを受けて、日米間で協議を行った結果、15(平 成27) 年12月に日米両政府は次のとおり意見の 一致をみた。そののち、16(平成28)年1月、新 たな特別協定への署名を行い、国会の承認を経 て、同年4月、発効した。

- (1) 有効期間:5年間(平成28(2016)年度から 平成32 (2020) 年度まで)
- (2) 経費負担:日本側が労務費、光熱水料など及 び訓練移転の全部又は一部を負担

○ 労務費

福利厚生施設で働く労働者のうち、日本側が負 担する上限数を4,408人から3,893人に削減する 一方、装備品の維持・整備や各種事務などに従事 する労働者のうち、日本側が負担する上限数を 18,217人から19,285人に増加させる。これによ り、日本側が負担する上限労働者数は、現行の 22,625人から23,178人に増加する。これらの増 減は、新たな特別協定の有効期間中(平成28 (2016) 年度から平成32 (2020) 年度まで) に段 階的に行う。

○ 光熱水料など

新たな特別協定の有効期間中、各年度の光熱水 料などの日本側負担割合を72%から61%に引き 下げ、日本側負担の上限を約249億円とする。

○ 提供施設整備

提供施設整備費の額については、新たな特別協 定の有効期間において、各年度206億円を下回ら ないこととする。なお、旧特別協定の有効期間に おいては、労務費及び光熱水料などの減額分が提 供施設整備費への増額分として充当されることと されていたが、新たな特別協定の有効期間におい ては、このような充当は行わないこととした。

(3) 在日米軍駐留経費負担の規模

新たな特別協定の有効期間の最終年度(平成 32 (2020) 年度) の在日米軍駐留経費の負担額は 約1.899億円となり、この期間中の同負担額の各 年度の平均は約1,893億円となる(人事院勧告な どに基づく賃金の変更は、各年度の労務費に適切 に反映される。)。

(4) 節約努力: これらの経費につき、米側による 一層の節約努力を明記

6 在日米軍施設・区域と地域社会

在日米軍施設・区域の周辺では、過去数十年の 間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化し ている。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮 するとともに、真に国民に受け入れられ、支持さ れるものであるためには、こうした変化を踏ま え、在日米軍施設・区域による影響をできる限り 軽減し、地元の理解と協力を確保していく必要が ある。わが国の国土は狭隘で平野部が少なく、在 日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接 している例も多い。このような地域においては、 在日米軍施設・区域の設置や航空機の離発着など により、住民の生活環境や地域の振興に大きな影 響を与えることから、各地域の実情に合った負担 軽減の努力が必要である。

2 = 米軍新規アセット (F-35B) のわが国への配備

F-35戦闘機は、いわゆる「第5世代戦闘機」と して、高いステルス性能や高度な火器管制能力を 有しており、通常離着陸型のF-35A戦闘機、短距 離離陸・垂直着陸型のF-35B戦闘機、艦載型の

F-35C戦闘機の3タイプがある。

米海兵隊のF-35B戦闘機については、13(平成 25) 年10月の日米 [2+2] 共同発表において、 米国外における初の前方配備として、17(平成 29) 年にわが国に配備を開始することを確認した。17 (平成29) 年1月、F/A-18戦闘機の機種更新として、10機のF-35B戦闘機が岩国飛行場に到着し、同年11月には、AV-8B戦闘機が、6機のF-35B戦闘機に更新された。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、最も現代的かつ高度な能力を有するF-35B戦闘機がわが国に配備されることは、日米同盟に対する米国の揺るぎないコミットメントを示すものであり、同盟の抑止力を強化し、わが国及びアジア太平洋地域の安全に寄与するものと考えている。



岩国飛行場に配備されたF-35B戦闘機 (17 (平成29) 年11月) 【米海兵隊提供】

3 ■ 在日米軍再編の進捗状況

在日米軍再編については、06 (平成18)年5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」(ロードマップ)において示されたが、その後、①沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること、②12 (平成24)年1月に公表された米国の国防戦略指針にも示されている、アジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること、③米国議会においては、グアム移転にかかる経費を削減することが求められていること、などの要因を踏まえ、再編計画の調整にかかる本格的な協議が行われ、その成果については、これまでの「2+2」の共同発表などにより公表してきている。

1 「2+2」(12 (平成24) 年4月27日) における成果

ロードマップでは、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊 (III MEF)の司令部要素をグアムへ移転することとしていたが、部隊構成を変更し、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊 (MAGTF)を日本、グア

ム、ハワイに置くとともにオーストラリアへローテーション展開させることとした。また、海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことなどを決定した。

2 [2+2] (17 (平成29) 年8月17日) における成果

日米両国は、「在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から、在日米軍再編のための既存の取決めを実施することについての日米両政府のコミットメントを再確認した。これらの取決めは、厳しさを増す安全保障環境において、地元への影響を軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に、運用能力及び抑止力を維持することを目的」としている。

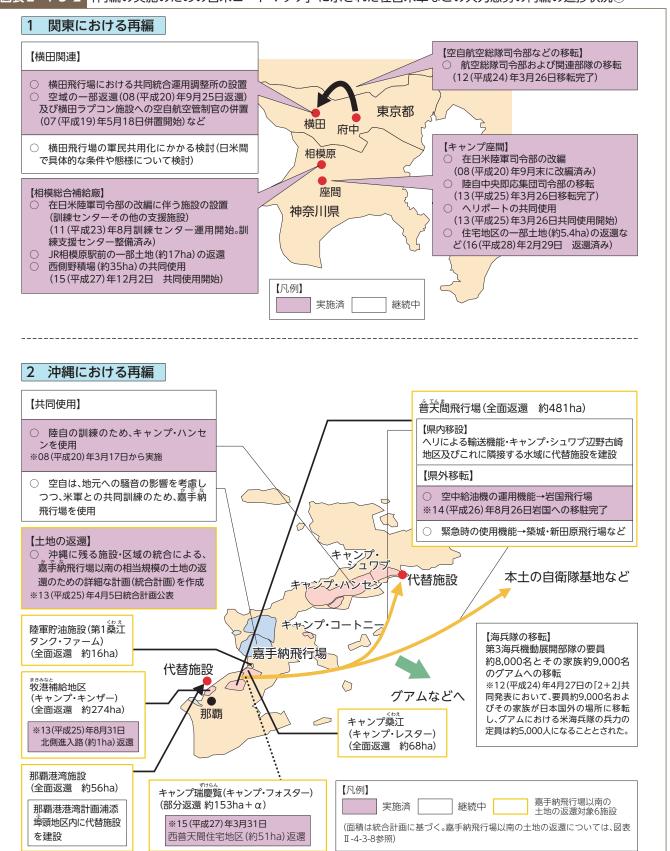
Q 参照 資料 21 (日米安全保障協議委員会 [2+2] 共同発表 (仮訳) (平成 24年4月27日)) 図表 II -4-3-2 (「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗 状況)

4 ■ 沖縄における在日米軍の駐留

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどと比較して、わが国の平和と安全にも影響を及ぼし得る朝

鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い 位置にあると同時に、これらの地域との間にいた

図表Ⅱ-4-3-2 「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況①



ずらに軍事的緊張を高めない程度の一定の距離を 置いているという利点を有している。また、沖縄 は多数の島嶼で構成され、全長約1,200kmに及 ぶ南西諸島のほぼ中央に所在し、全貿易量の

99%以上を海上輸送に依存するわが国の海上交 通路(シーレーン)に隣接している。さらに、周辺 国から見ると、沖縄は、大陸から太平洋にアクセ スするにせよ、太平洋から大陸へのアクセスを拒

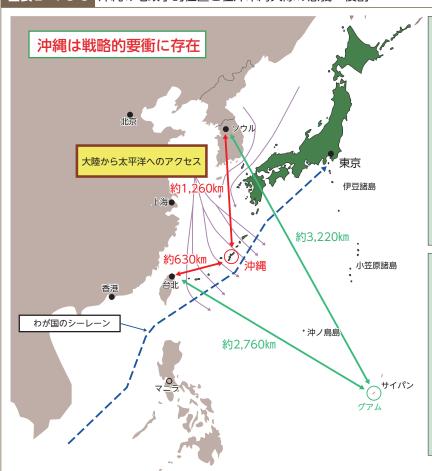
図表Ⅱ-4-3-2 「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況②



否するにせよ、戦略的に重要な目標となるなど、 安全保障上極めて重要な位置にある。こうした地 理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を 有し、幅広い任務に対応可能で、様々な緊急事態 への対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍 が駐留していることは、日米同盟の実効性をより 確かなものにし、抑止力を高めるものであり、わが国の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在しており、18 (平成30)年1月1日時点でわが国におけ

沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割



沖縄の地理的優位性

- 沖縄本島は、南西諸島のほぼ中央にあり、ま た、わが国のシーレーン(※1)に近いなど、わが 国の安全保障上、極めて重要な位置にある。
- 朝鮮半島や台湾海峡といった、わが国の安全 保障に影響を及ぼす潜在的な紛争発生地域に 相対的に近い(近すぎない)位置にある。
 - 潜在的紛争地域に迅速に部隊派遣が可能 な距離にあり、かつ、いたずらに軍事的緊張 を高めることなく、部隊防護上も近すぎない 一定の距離を置ける位置にある。
- 周辺国からみると、大陸から太平洋にアクセ スするにせよ太平洋から大陸へのアクセスを 拒否するにせよ、戦略的に重要な位置にある。
- ※1 わが国は、全貿易量の99%以上を海上輸送に依存

在沖米海兵隊の意義・役割

わが国の戦略的要衝として重要性を有する沖 縄本島に、わが国の安全保障上、南西諸島地域に おける防衛力を維持する必要性は極めて高い。こ うした地理的優位性を有する沖縄において、優れ た即応性・機動性を持ち、武力紛争から自然災害 に至るまで、多種多様な広範な任務に対応可能な 米海兵隊(※2)が駐留することは、わが国のみな らず、東アジア地域の平和や安全の確保のために 重要な役割を果たしている。

海兵隊は、訓練時や展開時には常に全ての戦闘要素 (陸、海、空)を同時に活用しており、各種事態への速やか な対処に適している。

る在日米軍施設・区域(専用施設)のうち、面積 にして約70%が沖縄に集中し、県面積の約8%、 沖縄本島の面積の約14%を占めている。このた め、沖縄における負担の軽減については、前述の 安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力を する必要がある。

Q参照 図表Ⅱ-4-3-3 (沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊 の意義・役割)

沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・ 縮小への取組

政府は、1972 (昭和47)年の沖縄県の復帰に 伴い、83施設、面積約278km²を在日米軍施設・ 区域(専用施設)として提供した。一方、沖縄県へ の在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに 多大な影響を及ぼしているとして、その整理・統 合・縮小が強く要望されてきた。

日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、 整理・統合・縮小の努力を継続し、1990(平成2) 年には、いわゆる23事案について返還に向けた 所要の調整・手続を進めることを合意し、1995 (平成7)年には、那覇港湾施設(那覇市)の返還 など、いわゆる沖縄3事案⁵についても解決に向け て努力することになった。

その後、1995 (平成7)年に起きた不幸な事件 や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に 基づく署名・押印の拒否などを契機として、負担 は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのも と、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う こととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍 施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、 国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会| を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員

那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転を指す。 なお、平成30 (2018) 年度の県道104号線越え実弾射撃訓練の移転(分散・実施)については、東富士演習場、矢臼別演習場、北富士演習場、王城寺原演習 場において予定している。

会 (SACO)」を設置し、1996 (平成8) 年、いわ Special Action Committee on Okinawa ゆる SACO 最終報告が取りまとめられた。

Q 参照 資料 27 (23 事案の概要)

2 SACO最終報告の概要

SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、地位協定の運用改善であり、関連施設・区域が示された。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%(約50km²)に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

Q 参照 資料28 (SACO最終報告(仮訳))、資料29 (SACO 最終報告の主な進捗状況)、図表Ⅱ-4-3-4 (SACO最終報告関連施設・区域)、図表Ⅱ-4-3-5 (沖縄在日米 軍施設・区域 (専用施設) の件数及び面積の推移)

3 北部訓練場の過半の返還

(1) 過半の返還の実現

伊江島補助飛行場

牧港補給

那覇港湾施設

16 (平成28) 年12月22日に、SACO最終報告に基づき、国頭村及び東村に所在する北部訓練場の過半、約4.000haの返還が実現した。

この返還は、沖縄県内の在日米軍施設・区域 (専用施設)の約2割にあたる、沖縄の本土復帰後 最大のものであり、1996(平成8)年のSACO最 終報告以来、20年越しの課題であった。

図表Ⅱ-4-3-4 SACO最終報告関連施設・区域

 キャンプ・ハンセン

 瀬名波通信施設

 **ご通信所

 読谷補助

 飛行場

 トリイ通信施設

 **ご通信所

 **ご前に

 **ご前に

 **ご前に

 **ごれま

 **これま

 **これま

 **これま

 **これま

 **これま

 **これま

 **ごれま

 **これま

 **ご知の表す

 **これま

普天間飛行場

○:土地の返還にかかわる施設・区域

○:土地の返還にかかわる施設・区域

○:移設・移転先とされている施設・区域

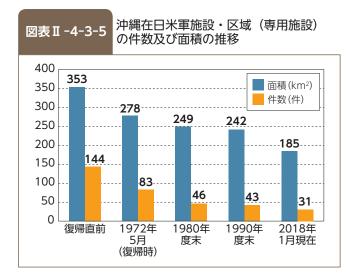
(共同使用を解除)

返還の要望がある中、沖縄の負担軽減に資するものとして、一日も早い過半の返還を実現すべく、全力で取り組んできた。 返還前日には、安倍内閣総理大臣とケネディ駐

政府としては、地元の国頭村や東村からの早期

返還前日には、安倍内閣総理大臣とケネディ駐日米国大使(当時)による日米共同発表が行われた。さらに、返還当日には、沖縄において返還式が開催され、菅内閣官房長官、稲田防衛大臣(当時)、ケネディ駐日米国大使(当時)、宮城国頭村長及び伊集東村長をはじめとする多数の関係者が出席した。

この返還された土地については、防衛省において沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、その有効かつ適切な利用が図られるよう、跡地利用をする上での支障の除去に関する措置(土壌汚染調査など)を講じ、17(平成29)年12月25日、土地所有者へ引渡しを行った。



(2) ヘリパッドの移設工事

北部訓練場の返還にあたっては、返還される区 域に所在する7つのヘリパッドを既存の訓練場内 に移設することが条件であった。これについては、 自然環境に配慮し、全てを移設するのではなく、 最低限の6つにとどめることなどについて米側と 合意した上で、移設工事を着実に進めてきた。

ヘリパッドの移設工事に際しては、工事に反対 する一部の人々によって、北部訓練場の出入口に おける車両の駐車、テントの設置などの妨害行為 が繰り返し行われ、その円滑な実施が阻害されて きた。このため、沖縄防衛局の職員に加え、防衛 省本省や他の地方防衛局から職員を派遣し、移設 工事を支援した。

しかしながら、引き続き妨害行為が行われたこ とから、陸路による資機材の搬入が困難になり、 ヘリコプターによる運搬を実施することとした が、一部の機材については、重量の制約上、民間 のヘリコプターでは運搬が困難であったことか ら、16 (平成28) 年9月には、陸自CH-47IAへ リコプターによる運搬を実施するなど、早期の返 還の実現に向けて全力で取り組んできた。その結 果、16 (平成28) 年12月に、ヘリパッドの移設 は完了した。

4 沖縄における米軍再編の経緯と進捗状況

ロードマップにおける米軍再編に関する取組に おいても、抑止力を維持しつつ、沖縄県における 地元負担の軽減のための施策が講じられることと なった。

(1) 普天間飛行場の移設・返還

政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部で住宅 や学校などに密接して位置している普天間飛行場 の固定化は絶対に避けなければならないと考えて おり、これは政府と沖縄の皆様の共通認識である と考えている。

同飛行場の移設について、キャンプ・シュワブ 辺野古崎地区(名護市)及びこれに隣接する水域 に普天間飛行場代替施設を建設する現在の計画 が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯 一の解決策であるという考えに変わりはない。

政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返 還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよ う努力していく考えである。なお、普天間飛行場 の返還により、危険性が除去されるとともに、跡 地 (約481ha:東京ドーム約100個分)の利用に より、宜野湾市をはじめとする沖縄のさらなる発 展が期待される。

ア 普天間飛行場の移設と沖縄の負担軽減

普天間飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設 するものではなく、沖縄の負担軽減にも十分資す るものと考えており、政府をあげて取り組んでい

(ア) 普天間飛行場が有する機能の分散

普天間飛行場は、沖縄における米海兵隊(在沖 米海兵隊)の航空能力に関し、①オスプレイなど の運用機能、②空中給油機の運用機能、③緊急時 に航空機を受け入れる基地機能という3つの機能 を果たしている。このうち、①の「オスプレイな どの運用機能」のみをキャンプ・シュワブに移設 することとしており、②の「空中給油機の運用機 能」については、14 (平成26) 年8月、KC-130 空中給油機の15機全機の岩国飛行場(山口県岩 国市)への移駐を完了した。

これにより、1996 (平成8)年のSACO最終報 告から18年越しの課題が達成でき、普天間飛行 場に所在する固定翼機の大部分が沖縄県外に移駐 することになった。また、移駐に伴い、軍人、軍属 及び家族約870名も転出することになった。

さらに、③の「緊急時に航空機を受け入れる基 地機能」も築城基地及び新田原基地へ移転するこ ととなっている。

(イ) 埋立面積

普天間飛行場の代替施設を建設するために必要 となる埋立ての面積は、約160haであるが、普天 間飛行場の面積約481haに比べ、約3分の1以下 となり、滑走路も、約1,200m (オーバーランを含 めても約1,800m) と、現在の普天間飛行場の滑 走路長2.740mに比べ、大幅に短縮される。

(ウ)飛行経路

滑走路はV字型に2本設置されるが、これは、 地元の要望を踏まえ、離陸・着陸のいずれの飛行 経路も海上になるようにするためのものである。 訓練などで日常的に使用される飛行経路が、普天 間飛行場では市街地上空にあったのに対し、代替 施設では、海上へと変更され、騒音及び危険性が 軽減される。

例えば、普天間飛行場では住宅防音が必要となる地域に1万数千世帯の方々が居住しているのに対し、代替施設ではこのような世帯はゼロとなる。すなわち、全ての世帯において、騒音の値が住居専用地域に適用される環境基準を満たすこととなる。また、万が一、航空機に不測の事態が生じた場合には、海上へと回避することで地上の安全性が確保される。

イ 代替施設を沖縄県内に建設する必要性

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊 や司令部機能から構成されている。優れた機動性 と即応性を特徴とする海兵隊の運用では、これら の部隊や機能が相互に連携し合うことが不可欠で あり、普天間飛行場に駐留する回転翼機が、訓練、 演習などにおいて日常的に活動をともにする組織 の近くに位置するよう、代替施設も沖縄県内に設 ける必要があるとされている。

ウ 代替施設に関する経緯

04 (平成16) 年8月の宜野湾市における米軍へ リ墜落事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解 消するため、一日も早い移設・返還を実現するた めの方法について、在日米軍再編に関する日米協 議の過程で改めて検討が行われた。

05 (平成17) 年10月の「2+2」共同文書において、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。しかし、このL字案については、米軍航空機が、名護市・宜野座村の集落上空を飛行することになることから、これを受け、その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議及び合意を踏まえて、ロードマップにおいて、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形、V字型で設置することとされ、この代替施設の建設について、06 (平成18) 年5月、稲嶺沖縄県知事(当時)と額賀防衛庁長官(当時)と

の間でも「基本確認書」が取り交わされた。

09 (平成21) 年9月の政権交代後、沖縄基地問題検討委員会が設けられ、同委員会による検討を経て、10 (平成22) 年5月の「2+2」において、普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認するとともに、様々な沖縄の負担軽減策について今後具体的な措置をとっていくことで、米国と合意した。

その後、11 (平成 23) 年6月の「2+2」において、滑走路の形状をV字と決定し、普天間飛行場の固定化を避け危険性を一刻も早く除外するため、14 (平成 26) 年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残る中、わが国の安全保障上極めて重要な位置にある沖縄に所在する海兵隊をはじめとして、在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があった。また、普天間飛行場に所属する海兵隊へり部隊を沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移転すれば、海兵隊の持つ機動性・即応性といった特性を損なう懸念があった。こうしたことから、普天間飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至った。

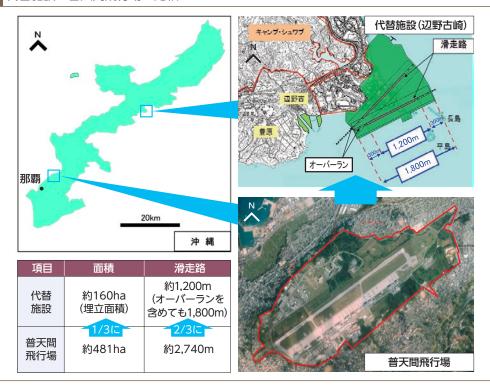
また、日米両政府は、12 (平成24) 年4月に続く13 (平成25) 年10月及び15 (平成27) 年4月の「2+2」、さらに、17 (平成29) 年2月にトランプ政権下で初めて行われた日米首脳会談にあたって発出された共同声明においても、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。

Q 参照 資料30 (普天間飛行場代替施設に関する経緯) 資料31 (嘉手納以南 施設・区域の返還時期(見込み))、図Ⅱ-4-3-6 (代替施設と普天間飛行場の比較)

エ環境影響評価手続の完了

防衛省は、07 (平成19) 年に沖縄県知事などに 環境影響評価方法書を送付して以来、沖縄県知事 からの意見を受けた補正作業の後、12 (平成24)

図表Ⅱ-4-3-6 代替施設と普天間飛行場の比較



年12月に補正後の評価書を沖縄県知事などに送 付し、評価書の縦覧(一般に閲覧できるようにす ること)を行い、環境影響評価の手続を終了した。 この手続の間に沖縄県知事からは合計6度にわた り計1.561件の意見を受けており、すべて補正を 行い、適切に環境影響評価の内容に反映している。 このように、防衛省は、関係法令などに従うこと はもちろん、十分に時間をかけ、沖縄県からの意 見などを聴取し、反映する手続を踏んできた。

オ 代替施設建設事業の推進

沖縄防衛局長は、13 (平成25)年3月、公有水 面埋立承認願書を沖縄県に提出し、同年12月、仲 井眞知事(当時)はこれを承認した。しかし、15 (平成27)年10月、翁長知事が、仲井眞知事(当 時)が行った埋立承認を取り消したことから、国 と沖縄県の間で、埋立承認取消処分をめぐる3つ の訴訟6が提起されることとなった。

このような状況の中、裁判所から和解案が提示 され、16 (平成28) 年3月、国と沖縄県の間で和 解が成立した。和解において、国と沖縄県は、最 高裁判所による最終的な司法判断が示された場合 には、判決に従い、主文及びそれを導く理由の趣 旨に沿った手続を実施するとともに、その後もそ の趣旨に従って互いに協力して誠実に対応するこ とを相互に確約した。

和解条項に従い、沖縄防衛局長は埋立工事を直 ちに中止するとともに、国土交通大臣は、翁長知 事に対し、埋立承認取消処分を取り消すよう、地 方自治法に基づく是正の指示を行った。その後、 国地方係争処理委員会による審査や福岡高等裁判 所那覇支部による審理を経て、16(平成28)年 12月、最高裁判所は、翁長知事による埋立承認取 消処分が違法であるとの判断を示した。

最高裁判所は、判決の中で、①代替施設の面積 や埋立面積が普天間飛行場の施設面積と比較して 相当程度縮小されること、②沿岸域を埋め立てて 滑走路延長線上を海域とすることにより航空機が 住宅地の上空を飛行することが回避され、また、 代替施設が既に米軍に提供されているキャンプ・ シュワブの一部を利用して設置されるものである ことなどから、公有水面埋立法4条1項1号の「国 土利用上適正且合理的ナルコト」という要件に適

①国が原告となり、地方自治法245条の8に基づき、翁長現知事による埋立承認取消処分の取消しを命ずる旨の判決を求める訴訟(いわゆる代執行訴訟)、② 沖縄県が原告となり、地方自治法251条の5に基づき、国土交通大臣による埋立承認取消処分の効力を停止する決定(執行停止決定)が違法な「国の関与」に 当たるとしてその取消しを求める訴訟、③沖縄県が原告となり、行政事件訴訟法3条に基づき、国土交通大臣による執行停止決定の取消しなどを求める訴訟

合するとした仲井眞知事(当時)の判断が、事実の基礎を欠くものであることや、社会通念に照らし明らかに妥当性を欠くものであるという事情は認められず、仲井眞知事(当時)の判断に違法等があるということはできないとした。

また、代替施設建設事業が、環境保全などに十分配慮されているかという点について、最高裁判所は、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置及び対策が講じられており、更に災害防止にも十分配慮されているとして、公有水面埋立法4条1項2号の「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止二付十分配慮セラレタルモノナルコト」という要件に適合するとした仲井眞知事(当時)の判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることはうかがわれず、仲井眞知事(当時)の判断に違法等があるということはできないと判示した。

この最高裁判決を受け、翁長知事は、同月26日、埋立承認取消処分を取り消し、翌27日、沖縄防衛局は、代替施設建設事業を再開した。また、17(平成29)年4月25日には、公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始した。当該護岸工事に関し、同年7月24日、沖縄県は、沖縄県の規則に基づく知事の許可を受けずに、海底の岩礁を破砕すること等をしてはならない旨の判決を求めて那覇地方裁判所に訴訟を提起した。その後、18(平成30)年3月13日、同裁判所において、沖縄県の訴えを却下する判決が言い渡され、同月23日、沖縄県はこの判決を不服とし、福岡高等裁判所那覇支部へ控訴した。

政府としては、最高裁判所の判決や、国と沖縄 県がともに合意した和解の趣旨に従い、国と沖縄 県の双方とも、互いに協力して誠実に対応してい くものと考えており、作業の安全に十分留意した 上で、関係法令に基づき、自然環境や住民の生活 環境にも最大限配慮し、同事業を進めていくこと としている。

(2) 兵力の削減とグアムへの移転

06 (平成18) 年5月にロードマップが発表されて以降、沖縄に所在する兵力の削減について協議が重ねられてきた。

ア 移転時期及び規模

ロードマップでは、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊 (III MEF) の要員約8,000人とその家族約9,000人が14 (平成26)年までに沖縄からグアムに移転することとされたが、11 (平成23)年6月の[2+2]などで、その時期は14 (平成26)年より後のできる限り早い時期とされた。

その後、12 (平成24) 年4月の「2+2」において、III MEFの要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定するとともに、グアムに移転する部隊構成及び人数についての見直しがなされた。これにより、海兵空地任務部隊(MAGTF)を日本、グアム、ハワイに置くこととされ、約9,000人が日本国外に移転(このうち約4,000人がグアムに移転)し、グアムにおける海兵隊の兵力の定員は約5,000人になる一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準(約1万人)に従ったものとすることとされた。

それに伴い、グアムへの移転時期について、13 (平成25) 年10月の[2+2]においては、12 (平成24) 年の[2+2]で示された移転計画のもとで、2020 (平成32) 年代前半に開始されることとされ、同計画は13 (平成25) 年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の実施の進展を促進するものとされた。

イ 移転費用

ロードマップでは、施設及びインフラの整備費 算定額102.7億ドル(2008米会計年度ドル)の うち、わが国が28億ドルの直接的な財政支援を 含め60.9億ドルを提供し、米国が残りの41.8億 ドルを負担することで合意に至った。わが国が負 担する費用のうち、わが国の直接的な財政支援と して措置する事業については、わが国による多年 度にわたる資金提供をはじめとする日米双方の行 動をより確実なものとし、これを法的に確保する ため、日本政府は、09(平成21)年2月に米国政 府と「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族 の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国 政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(グア

ム協定)に署名した。本協定に基づく措置として、 平成21 (2009) 年度から、わが国が財政支援す る事業にかかる米国政府への資金提供を行ってい る<mark>7</mark>。

その後、12(平成24)年4月の「2+2」では、 グアムに移転する部隊構成及び人数についての見 直しがなされ、移転にかかる米国政府による暫定 的な費用見積りは86億ドル(2012米会計年度ド ル)であるとされた。わが国の財政的コミットメ ントは、グアム協定の第1条に規定された28億 ドル(2008米会計年度ドル)を限度とする直接 的な資金提供となることが再確認されたほか、わ が国による家族住宅事業やインフラ事業のための 出融資などは利用しないことが確認された。ま た、グアム協定のもとですでに米国政府に提供さ れた資金はわが国による資金提供の一部となるこ ととされ、さらにグアム及び北マリアナ諸島連邦 における日米両国が共同使用する訓練場の整備に ついても、前述の28億ドルの直接的な資金提供 の一部を活用して実施することとされた。このほ か、残りの費用及び追加的な費用は米国が負担す ることや、両政府が二国間で費用内訳を完成させ ることについても合意された。

13 (平成25) 年10月の [2+2] では、グアム 及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備及 び自衛隊による訓練場の使用に関する規定の追加 などが盛り込まれたグアム協定を改正する議定書 の署名も行われたが、わが国政府からの資金提供 については、引き続き28億ドル(08年度価格) が上限となることに変更はない。また、二国間で 費用内訳を示す作業を完了させた。

なお、14 (平成26) 年12月、米国の15年度国 防授権法が成立し、2012米会計年度以降続いた グアム移転資金の凍結が解除された。

ウ環境影響評価

グアムにおける環境影響評価については、再編 計画の調整によって変更した事業内容を反映し、 所要の手続きを進めてきたところ、15(平成27) 年8月に終了した。

さらに、北マリアナ諸島連邦における訓練場整 備に関する環境影響評価は、現在実施中である。

エ グアム移転事業の進捗状況

グアムにおける環境影響評価が実施されていた 間、米国政府は、同評価の影響を受けない事業と してアンダーセン空軍基地及びグアム海軍基地ア プラ地区における基盤整備事業などを実施してき たところである。米国防授権法によるグアム移転 資金の凍結が解除されたことや、グアムにおける 環境影響評価が終了したことを受け、現在、米国 政府により、各地区において移転工事が実施され

Q参照 図表Ⅱ-4-3-7 (グアム移転事業の進捗状況)

(3) 嘉手納飛行場以南の土地の返還

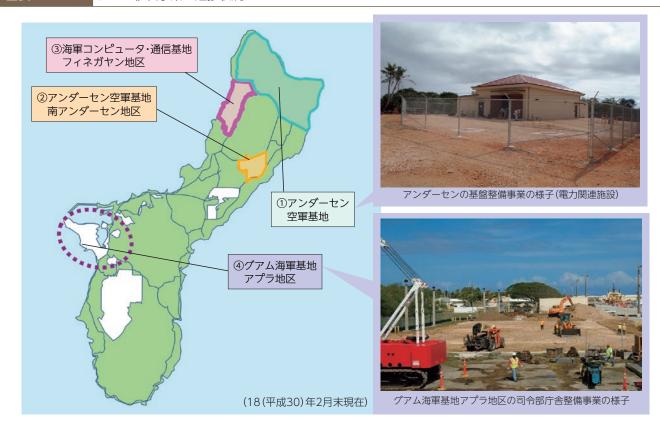
ロードマップでは、普天間飛行場への代替施設 への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第 3海兵機動展開部隊 (Ⅲ MEF) 要員の移転に続い て、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛 行場以南の相当規模の土地の返還が可能となると されていた。しかし、12 (平成24) 年4月の「2+ 2」において、Ⅲ MEFの要員の沖縄からグアムへ の移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土 地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関 する進展から切り離すことを決定した。さらに、 返還される土地については、①速やかに返還でき るもの、②機能の移転が完了すれば返還できるも の、③国外移転後に返還できるもの、という3区 分に分けて検討していくことで合意した。

12 (平成24) 年末の政権交代後、沖縄の負担軽 減に全力で取り組むとの安倍政権の基本方針のも と、引き続き日米間で協議が行われ、沖縄の返還 要望が特に強い牧港補給地区(キャンプ・キン ザー) (浦添市) を含む嘉手納以南の土地の返還を 早期に進めるよう強く要請し、米側と調整を行っ た。その結果、13 (平成25) 年4月に、具体的な 返還年度を含む返還スケジュールが明記される形 で沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合 計画 (統合計画) が公表されることになった。

わが国が財政支援する事業について、これまで平成 21 (2009) 年度から平成 28 (2016) 年度の予算を用いて約1,242 億円が米側に資金提供された。

これを受け、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に規定されていた株式会社国際協力銀行の業務の特例(出融資)については、17(平成29)年 3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により廃止された。

図表Ⅱ-4-3-7 グアム移転事業の進捗状況



移転事業対象地区	日本側提供資金による事業進捗状況
① アンダーセン空軍基地	基盤整備事業(※1) 実施中
② 南アンダーセン地区	訓練場整備事業(※2) にかかる契約手続中
③ 海軍コンピュータ・通信基地 フィネガヤン地区	基盤整備事業(※1) 実施中
(A) (方式 / 海里甘地	基盤整備事業(※1) 完了
④ グアム海軍基地 アプラ地区	司令部庁舎整備事業(※3) 実施中 診療所整備事業(※4) にかかる契約手続中

- ※1 基盤整備事業とは、海兵隊が使用する庁舎等の施設建設に係る敷地造成、道路整備、上下水道、電気通信などを整備する事業
- ※2 訓練場整備事業とは、海兵隊の基礎的な訓練(市街地戦闘訓練、車両走行訓練など)を実施するための施設を整備する事業
- ※3 司令部庁舎整備事業とは、海兵隊が使用する司令部庁舎を整備する事業
- ※4 診療所整備事業とは、海兵隊が使用する診療所を整備する事業

本計画に基づき、全ての返還が実現すれば、沖縄本島中南部の人口密集地に所在する米軍施設・区域の約7割(約1,048ha:東京ドーム約220個分)が返還されることになる。

統合計画においては、本計画を可能な限り早急に実施することを日米間で確認しており、政府として一日も早い嘉手納以南の土地の返還が実現するよう、引き続き全力で取り組んでいく。

また、統合計画の発表を受け、キャンプ瑞慶覧 西普天間住宅地区の有効かつ適切な利用の推進に 資するため、同年4月以降、宜野湾市、宜野湾市 軍用地等地主会、沖縄県、沖縄防衛局及び沖縄総 合事務局による協議会⁹が開催されており、防衛 省としても必要な協力を行っている。

13 (平成25) 年4月の統合計画の公表以降、「必要な手続の完了後速やかに返還可能となる区域」 (図表 II -4-3-8の赤色の区域)を中心に早期返還に向けて取り組んできた結果、同年8月には牧港補給地区の北側進入路(約1ha)の返還が、15 (平成27)年3月末には、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区(約51ha)の返還が実現した。さらに、返還を進めるために、嘉手納弾薬庫地区(知花地区)やトリイ通信施設への移設作業などを実施している。また、同年12月には、市道用地とするための

⁹ 同協議会にはオブザーバーとして、防衛省のほか外務省(沖縄事務所)、内閣府も参加している。

進む沖縄の土地返還と跡地利用

日米両政府は、沖縄の本土復帰以降、わが国の抑止力を維持しながら沖縄県民の基地負担軽減を図る べく、従来から沖縄県における米軍の施設・区域の整理・統合・縮小について不断に取り組んできてい ますが、近年は一層、その進捗を加速させており、返還後の跡地を利用して地域の活性化につなげようと する事例がいくつも見受けられます。

17 (平成29) 年12月には、SACO最終報告に基づき、本土復帰後最大の返還となった北部訓練場の 過半、約4.000ヘクタールが、戦後70年余りの時を経て、地権者の手元へ戻りました。その跡地につい ては、やんばる国立公園に編入するとともに、世界自然遺産への登録を目指すなど、今後の有効活用が大 いに期待されています。

また、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて15(平成27)年3月に返還さ れたキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区は、土壌汚染調査など、跡地を利用する上での支障の除去に関 する措置を講じ、18 (平成30) 年3月に地権者へ引渡されました。その跡地については、琉球大学医学 部・同附属病院の移設など、沖縄健康医療拠点としての活用が目指されています。

15 (平成 27) 年 12月には、「統合計画」を一部前倒しし、①国道 58号と西普天間住宅地区跡地をつな ぐ道路を建設するためのキャンプ瑞慶覧の一部土地の共同使用、②普天間飛行場の一部土地の返還、③ 牧港補給地区の一部土地の返還について日米間で合意しました。

これを受け、まず17(平成29)年7月に普天間飛行場の一部土地(約4ヘクタール)が返還されまし た。 地元の要請を受けてから30年越しでの返還となりましたが、 これにより、 四半世紀以上中断してい た市道整備事業の進展に伴う周辺地域の交通渋滞の緩和や地域の生活環境の改善が見込まれます。

続いて、18(平成30)年3月には国道58号に隣接する牧港補給地区の一部土地(約3ヘクタール)の 返還が実現しました。牧港補給地区に隣接する国道58号では、1日あたりの交通量が7万台以上と県内 最大級の渋滞を起こしていましたが、この返還が実現し、跡地を利用して6車線から8車線に拡幅される ことにより、交通渋滞の緩和が期待されています。

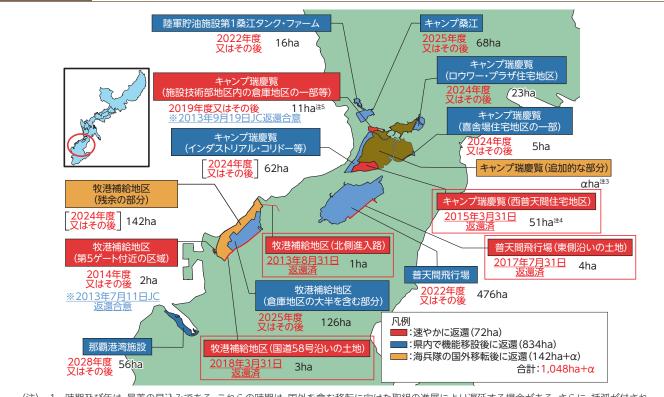
同年5月20日には、菅内閣官房長官、福井内閣府特命担当大臣、山本防衛副大臣、謝花沖縄県副知事、 佐喜眞宜野湾市長、松本浦添市長及び在日米軍副司令官といった日米の関係者が一堂に会し、上記の牧 港補給地区の一部土地の返還、そして西普天間住宅地区跡地の引渡しに関する式典が開催され、今回の 返還・引渡しが有効かつ適切な跡地利用に向けて現実につながっていくものであるということを確認し ました。

日米両政府は、嘉手納飛行場以南の人口密集地域を始めとして、このような土地返還を進めていくこ とにより、その跡地利用を通じた地域の活性化、ひいては沖縄全体の発展に寄与することができるよう 今後とも取り組んでまいります。



牧港補給地区の返還及び西普天間住宅地区の引渡し式典・記念祝賀会の様子 (18 (平成30) 年5月)

図表Ⅱ-4-3-8 嘉手納飛行場以南の土地の返還



- (注) 1 時期及び年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた取組の進展により遅延する場合がある。さらに、括弧が付され た時期及び年度は、返還条件に国外移転が含まれるものの、その計画が決定されていないことから、国外移転に要する期間を考慮しておら ず、国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。
 - 2 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位 (ha) 未満を四捨五 入しているため符合しないことがある。
 - 3 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

 - のJC返還合意の返還面積を踏まえ11haとしている。
 - 6 JC(Joint Committee) 日米合同委員会

普天間飛行場の一部土地の早期返還、渋滞緩和の ための国道拡幅を目的とした牧港補給地区の一部 土地の早期返還などについて、日米間で合意さ れ、17(平成29)年7月末には、普天間飛行場の 一部土地(約4ha)の返還が、18(平成30)年3 月末には、牧港補給地区の一部土地(約3ha)の 返還及びキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区(約 51ha) の土地所有者への引渡しが実現した。

引き続き、統合計画における嘉手納飛行場以南 の土地の返還を着実に実施し、沖縄の負担軽減を 早期に進めるとともに、具体的に目に見えるもの とするため、それぞれの土地の返還が可能な限り 短期間で実現できるよう、全力で取り組んでいる。

○ 参照 資料31 (嘉手納以南 施設・区域の返還時期(見込み)) 図表 II -4-3-8 (嘉手納飛行場以南の土地の返還)

米軍オスプレイのわが国への配備

(1) 米海兵隊オスプレイ (MV-22) の沖縄配備

オスプレイは、回転翼機の垂直離着陸やホバリ ングの機能と、固定翼機の速度及び航続距離を持 ち合わせた航空機である。海兵隊仕様のMV-22 は、海兵隊の航空部隊の主力として、様々な作戦 において人員・物資輸送をはじめとした幅広い活 動に従事し、重要な役割を果たしている。

米海兵隊においては、老朽化したCH-46回転 翼機 (CH-46) を、より基本性能の高い MV-22 へと更新する計画が進められ、13(平成25)年9 月には、普天間飛行場に配備されているCH-46 (24機)のMV-22への更新が完了した。

MV-22はCH-46に比べて、速度、搭載能力、 行動半径のいずれにおいても優れた性能を有して おり、同機の沖縄配備により、在日米軍全体の抑 止力が強化され、この地域の平和と安定に大きく

寄与する。

(2) 米空軍オスプレイ (CV-22) の横田飛行場へ の配備

15 (平成27) 年5月、米国政府は空軍仕様の CV-22について、17 (平成29) 年後半に最初の3 機を、21(平成33)年までに計10機を横田飛行 場(東京都福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、 羽村市、瑞穂町) に配備することを発表し、17 (平 成29) 年3月には、CV-22の到着を延期し、 2020米会計年度に到着することを予定している 旨、改めて発表していた。

18 (平成30) 年4月、米国政府は、太平洋地域 における安全保障上の懸念に対応するため、17 (平成29)年に発表したスケジュールを変更し、 18 (平成30) 年の夏頃に、5機を配備することや、 今後数年間で段階的に計10機を配備する予定で あることなどを発表した。

横田飛行場に配備されるCV-22は、人道的支援 や自然災害を含む、アジア太平洋地域全体におけ る危機や緊急事態に即応するため、米各軍の特殊 作戦部隊の人員・物資などを輸送する任務を担う。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを 増す中、アジア太平洋地域への米国のコミットメ ント及び米国による即応態勢整備の観点から、高 い性能を有するCV-22がわが国に配備されるこ とは、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、わ が国の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資する と考えている。

政府としては、引き続き、地元の理解と協力を 得られるよう、丁寧に誠意を持って対応していく こととしている。

(3) オスプレイの安全性

MV-22については、12(平成24)年、普天間 飛行場への配備に先立ち、政府内外の専門家、航 空機パイロットなどから成る分析評価チームを設 置するなどして、政府として独自に安全性を確認 している。加えて、14(平成26)年、わが国自身 がオスプレイ (V-22) の導入を決定するに当た り、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体で あることを改めて確認している。

また、最近のMV-22の事故について、例えば、 16 (平成28) 年12月の沖縄県における不時着水 事故の原因が、困難な気象条件下で空中給油訓練 を行ったパイロットのミスであったように、これ まで米側から機体構造上の問題があるといった説 明は受けておらず、政府として、MV-22の機体の 安全性に問題はないという認識に変わりはない。

なお、CV-22については、MV-22と同じ推進 システムを有し、構造は基本的に共通しており、 機体の安全性はMV-22と同等と考えている。

いずれにせよ、政府としては、米軍の運用に際 しては、安全面の確保が大前提と考えており、17 (平成29)年8月の日米 [2+2]をはじめ、累次 の機会を捉え、小野寺防衛大臣からマティス米国 防長官などに対し、地元への配慮と安全確保につ いて申し入れを行っており、引き続き、安全面に 最大限配慮するよう求めていく。

Q 参照 資料32 (米軍オスプレイのわが国への配備の経緯)

(4) 災害発生時などにおける米軍オスプレイの有 用性

13 (平成25) 年11月にフィリピン中部で発生 した台風被害に対する救援作戦「ダマヤン」を支 援するため、沖縄に配備されているMV-22(14 機)が人道支援・災害救援活動に投入された。 MV-22は、アクセスの厳しい被災地などに迅速 に展開し、1日で数百名の孤立被災民と約6トン の救援物資を輸送した。また、14(平成26)年4 月に韓国の珍島沖で発生した旅客船沈没事故に際 しても、沖縄に配備されているMV-22が捜索活 動に投入された。さらに、15(平成27)年4月の ネパールにおける大地震に際し、沖縄に配備され ているMV-22 (4機) が派遣され、人員・物資輸 送に従事した。

国内においては、平成28年(2016年)熊本地 震に際し、MV-22が派遣され被災地域への生活 物資の輸送に従事した。

このように、MV-22は、その高い性能と多機能 性により、大規模災害が発生した場合にも迅速か つ広範囲にわたって人道支援・災害救援活動を行 うことが可能であり、14 (平成26) 年から防災訓 練でも活用されている。16(平成28)年9月には、

図表Ⅱ-4-3-9 オスプレイの有用性



■ 基本性能の		CH-46
最大速力		大速度 2倍 約270km / h
巡航速力	約490km / h	約220km / h
航続距離	約3900km	約700km
行動半径	The state of the s	約140km 4倍 (兵員12名搭乗時)
輸送兵員数	24名	12名
搭乗員数	3~4名	3~5名
貨物(内部)	約9100kg	約2300kg
貨物(外部)		載量 3倍 3倍
回転翼直径	約11.6m	約15.5m
最大飛行高度	約7500m	約3000m
自重	約16000kg	約7700kg
	MV-22とCH-46の大きさはあまり変わりません。	
寸法	6.7m	5.1m

長崎県佐世保市総合防災訓練に2機のMV-22が 参加し、離島への輸送訓練などを行った。

CV-22についても、MV-22と同様、大規模災害が発生した場合には、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を迅速かつ広範囲にわたって行うことが可能とされている。

今後も、米軍オスプレイは、このような様々な 事態においてその優れた能力を発揮していくこと が期待されている。

Q参照 図表Ⅱ-4-3-9 (オスプレイの有用性)

6 沖縄の負担軽減に向けた協議体制

沖縄は、米国の占領下に置かれたことや、占領 終了後も他の地域に比べて在日米軍施設・区域の 返還が進まなかった経緯・事情から、多くの在日 米軍施設・区域が今なお存在している。政府は、 沖縄に集中した負担の軽減を図るべく、これま で、SACO最終報告や、ロードマップの実現など に向けて取り組んできた。防衛省としても、沖縄 政策協議会及び同協議会のもとに設置された小委 員会¹⁰などを通じて、地元の意見などを聞きなが ら、沖縄の一層の負担軽減に向け全力をあげて取 り組んできた。

こうした中、13(平成25)年12月の沖縄政策 協議会において、仲井眞沖縄県知事(当時)から、 普天間飛行場の5年以内運用停止・早期返還、 MV-22の12機程度の県外の拠点への配備及び牧 港補給地区の7年以内の全面返還などの要望がな された。政府は、内閣官房長官、沖縄担当大臣、外 務大臣、防衛大臣、沖縄県知事及び宜野湾市長で 構成される「普天間飛行場負担軽減推進会議」を 設置し、防衛省としても、14(平成26)年1月、 防衛副大臣を長とする「沖縄基地負担軽減推進委 員会」を設置し、沖縄の負担軽減に取り組んでい る。

また、沖縄の負担軽減・振興策について協議し ていくことを目的に、内閣官房長官、沖縄担当大 臣、外務大臣、防衛大臣、官房副長官(事務)、沖 縄県知事及び同県副知事で構成される「政府・沖 縄県協議会」が設置され、16(平成28)年1月以 降、3回開催された協議会で、普天間飛行場の移 設や同飛行場の5年以内の運用停止、北部訓練場 の過半の返還などについて議論が行われた。

Q 参照 本節7項(在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和 に関する施策)

|駐留軍用地跡地利用への取組

沖縄県における駐留軍用地の返還については、 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な 利用の推進に関する特別措置法において、返還が 合意された駐留軍用地に対する各種の措置が規定 されている。主に防衛省においては、次の取組を 行っており、今後とも、関係府省や県、市町村と 連携・協力し、跡地利用の有効かつ適切な推進に 取り組むこととしている。

- ① 返還が合意された駐留軍用地への県、市町村 による調査などのための立入りにかかるあっせ h
- ② 駐留軍用地跡地を所有者に引き渡す前に、当 該土地の区域の全部について、駐留軍の行為に 起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除 去などの跡地を利用するうえでの支障を除去す るための措置の実施
- ③ 跡地の所有者の負担の軽減を図り、土地の利 用の推進に資するための給付金の支給

5 ■ 沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

防衛省は、沖縄を除く地域においても、在日米 軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、 在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を行って いる。

神奈川県における在日米軍施設・区域の 整理など

地方公共団体などからの強い返還要望を踏ま え、日米間で協議した結果、横浜市内の6施設・ 区域の返還と「池子住宅地区及び海軍補助施設 | (横浜市域) における米軍家族住宅などの建設を 行うこととされた。これまでに、返還予定面積約 419haのうち、上瀬谷通信施設など4施設・区域、

約375haが返還されたところである。

Q 参照 図表 Ⅱ -4-3-10 (神奈川県における在日米軍施設・区 域の整理など)

ロードマップに示された米軍再編の現状

(1) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間(神奈川県相模原市、座間市)に 所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性と即応 性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部となる よう、07 (平成19) 年12月に在日米陸軍司令部・ 第1軍団(前方)として発足し、08(平成20)年9 月末に改編された。

^{10 13 (}平成 25) 年3月、沖縄政策協議会において、米軍基地負担の軽減及び沖縄振興策に関する諸問題への対応を目的として同協議会のもとに「小委員会」 を設置した。

図表Ⅱ-4-3-10 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など



図表 Ⅱ -4-3-11 在日米陸軍司令部能力の改善及び負担軽減の取組

時期	改善内容
07 (平成19) 年12月	キャンプ座間に、在日米陸軍司令部・第1軍団(前方) として発足
08 (平成20) 年6月	相模総合補給廠の一部土地(約17ha) の返還合意
08 (平成20) 年9月	在日米陸軍司令部・第1軍団(前方)の改編
11 (平成23) 年8月	任務指揮訓練センター運用開始
11 (平成23) 年10月	キャンプ座間の一部土地(約5.4ha) の返還合意
12 (平成24) 年6月	相模総合補給廠の一部土地(約35ha) の相模原市との共同使用に合意
13 (平成25) 年3月	朝霞駐屯地からキャンプ座間に、陸自中央即応集団が移転
14 (平成26) 年9月	相模総合補給廠の一部土地(約17ha) の返還
15 (平成27) 年12月	相模総合補給廠の一部土地(約35ha) の共同使用開始
16 (平成28) 年2月	キャンプ座間の一部土地(約5.4ha) の返還

また、各種事態への迅速な対応のため在日米陸 軍司令部との連携強化を図るため、平成24 (2012)年度末に、陸自中央即応集団司令部(当時)を朝霞駐屯地(埼玉県朝霞市、和光市、新座市、東京都練馬区)から在日米陸軍司令部が所在するキャンプ座間へ移転した。なお、平成29 (2017)年度末の陸上総隊の新編に伴い、陸自中央即応集団司令部を廃止するとともに、陸上総隊司令部に日米調整の役割を担う日米共同部を新たに設置した。

さらに、キャンプ座間及び相模総合補給廠(神奈川県相模原市)の、より効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられ、16(平成28)年2月にはキャンプ座間の一部土地(約5.4ha)の返還が実現し、同年4月、返還跡地に、座間市が誘致した「座間総合病院」が開

設された。また、相模総合補給廠の一部土地(約35ha)については、15 (平成27)年12月に相模原市との共同使用が実現した。その他、在日米陸軍司令部能力の改善に伴う再編事業は、図表 II -4-3-II のとおり進められてきた。

Q 参照 図表 II -4-3-11 (在日米陸軍司令部能力の改善及び負担軽減の取組)

(2) 横田飛行場及び空域

ア 共同統合運用調整所の運用開始及び空自航空総隊司令部の移転

日米の司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点から極めて重要である。そのため、平成23(2011)年度末に、横田飛行場において共同統合運用調整所¹¹の運用を開始すると

¹¹ 共同統合運用調整所は、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすも のである。

ともに、空自航空総隊司令部及び関連部隊を横田 飛行場へ移転した。これらにより、防空やBMD における情報共有をはじめとする司令部組織間の 連携強化が図られた。

イ 横田空域

米軍が進入管制を行っている横田空域における 民間航空機の運航を円滑化するため、06(平成 18) 年以降、空域の一部について管制業務の責任 を一時的に日本側に移管する措置、横田ラプコン (RAPCON) 施設への空自管制官の併置、空域の 約40%の削減(米軍の管制業務の返還)が行われ ている。

ウ 横田飛行場の軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03(平成 15) 年5月の日米首脳会談において検討していく こととされた。これを受け、政府関係省庁と東京 都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置 したほか、日米両国政府は、横田飛行場の軍事上 の運用や安全などを損なわないとの認識のもと、 具体的な条件や態様に関する検討を行っている。

(3) 横須賀海軍施設への米空母の展開

米太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地 域における海洋の安全や地域の平和と安定に重要 な役割を果たしており、米空母はその能力の中核 となるものである。

米海軍は、横須賀海軍施設(神奈川県横須賀市) に前方展開している原子力空母¹²「ロナルド・レー ガン」をはじめ、わが国の港に停泊中のすべての 原子力艦について、通常、原子炉を停止させるこ とや、わが国において原子炉の修理や燃料交換を 行わないことなど、安全面での方針を守り続ける ことを確約しており、政府としても、引き続きそ の安全性確保のため、万全を期する考えである。

(4) 厚木飛行場及び岩国飛行場に関する施策

ア 空母艦載機の移駐

空母艦載機の拠点として、厚木飛行場(神奈川 県綾瀬市、大和市)が使用されていた。厚木飛行 場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェッ ト機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問 題となっており、空母の運用を安定的に維持して いくためには、こうした問題を早期に解決するこ とが必要であった。

そのため、滑走路移設事業¹³により、周辺地域 への影響がより少ない形で運用することが可能と なる岩国飛行場(山口県岩国市)へ、厚木飛行場 の第5空母航空団を移駐することとし、17(平成 29) 年8月から移駐を開始し、18 (平成30) 年3 月移駐が完了した。本移駐の実現により、アジア 太平洋地域における安全保障環境が一層厳しさを 増す中、抑止力を維持するため、米空母や艦載機 の長期にわたる前方展開能力が確保されるととも に、厚木飛行場周辺の騒音状況は、相当程度軽減 される。このことは、山口県や岩国市などの皆様 がこの移駐を受け入れていただいたことによるも のである。

また、移駐に伴って運用が増大する岩国飛行場 への影響を緩和するなどのため、図表Ⅱ-4-3-12 の各種施策が実施されることとなっており、その 結果、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象 となる第一種区域の面積が約1.600haから約 650haに減少するなど、現状より軽減されると予 測されている。

Q参照 図表Ⅱ-4-3-12 (厚木飛行場及び岩国飛行場に関する 施策と進捗状況など)

イ 空母艦載機着陸訓練

ロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着 陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠 組みを設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期 に選定することが目標とされた。11(平成23)年 6月の「2+2」では、新たな自衛隊施設のため、 馬毛島が検討対象となる旨地元に説明することと された。同施設は、大規模災害を含む各種事態に 対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓 練などのために使用され、併せて米軍の空母艦載 機離発着訓練の恒久的な施設として使用されるこ とになるとされている。なお、05 (平成17)年の

¹² 原子力空母は、燃料を補給する必要がないうえ、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。

¹³ 岩国市などの要望を受け、岩国飛行場の滑走路を東側(沖合)に1,000m程度移設する事業。10(平成22)年5月に新滑走路の運用が開始され、平成22年 度末に事業完了

VOICE

川口県岩国市長からのメッセージ

COLUMN

岩国市は、瀬戸内海に面した山口県東部に位置し、県内でも有数の山々、清流、美しい海、歴史・文化・ 観光資源等、地域に根ざした多様な個性や資源が点在しています。

その個性の一つとして、米海兵隊及び海上自衛隊が共同使用する岩国航空基地が所在していますが、平成18年5月に日米政府間で合意された米軍再編のロードマップにより、沖縄県普天間飛行場からKC-130空中給油機15機が移駐、また、今年3月末に神奈川県厚木飛行場から米海軍の空母艦載機約60機の移駐が完了しました。これにより、岩国基地所属の米軍機は約120機となり、新たに米海軍の部隊を有する基地となりました。

本市においては、平成26年12月に策定した市の総合計画で「基地との共存」を掲げ、航空機騒音や事件・事故等、基地に起因する様々な障害を軽減する対策に取り組むとともに、教育、防災、観光、産業振興及び日米交流などの分野で、基地が所在するメリットを最大限活かしたまちづくりを進めることとしています。

日米交流では、空母艦載機の移駐に関連して防衛省が整備した愛宕山運動施設(野球場・陸上競技場・ 文化交流センター等)で、スポーツや文化を通じた交流が促進することが期待されています。

移駐に伴い、厚木飛行場から約3,800名の軍人・軍属・家族が岩国へ移動し、これまでと合わせて1万人を超える人数となりますが、米軍関係者を「良き隣人」として、基地と市民との良好な関係を保ちながら、様々な機会を通じて、日米の相互理解と親善を深めていきます。

平成24年12月には米軍基地の滑走路を利用する空港として「岩国錦帯橋空港」が開港し、平成28年3月には羽田便に加えて沖縄便が就航、開港から現在までの搭乗率が68.0%(平成30年4月末現在)となっており、開港前の予想を超える好調な数字を維持しています。

岩国はこれまで基地とともに歩んできた歴史があり、基地の安定的な運用に協力してきました。

基地を抱える自治体として様々な課題があることも事実ですが、本市のこれまでの取り組みは、在日米軍の抑止力の維持とともに、わが国の国防や安全保障政策への貢献並びに沖縄の負担軽減に資するとの認識の下、引き続き、本市の長期的な発展と市民の安心安全を守る自治体の責務を果たしていく所存です。





ハガティ駐日大使と愛宕山運動施設 (野球場) を 視察する福田岩国市長 (写真中央)



平成30年3月30日に空母艦載機の移駐が完了 (写真はEA-18G)

「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を行う旨確認されている。

ウ 岩国飛行場における民間航空機の運航再開

山口県や岩国市といった地元地方公共団体など

が一体となって民間航空機の運航再開を要望していたことを踏まえ、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされた。これに基づき、12 (平成24) 年12 月に岩国飛行場に岩国錦帯橋空港が開港し、民間機による定期便が48年ぶりに再開された。

図表Ⅱ-4-3-12 厚木飛行場及び岩国飛行場に関する施策と進捗状況など

施策	進捗状況など	
厚木第5空母航空団の岩国への移駐	17 (平成29) 年1月、空母艦載機の岩国飛行場への移駐が、17 (平成29) 年後半に開始されることなどについて山口県、岩国市などへ説明。17 (平成29) 年6月までに、山口県や岩国市などは容認を表明 17 (平成29) 年8月より移駐を開始 18 (平成30) 年3月移駐を完了	
岩国海自EP-3などの厚木への移駐	地元要望を受け、防衛体制上の観点も踏まえて日米間で検討した結果、13 (平成25) 年岩国に 残留させることを確認	
普天間KC-130の岩国への移駐	14 (平成26) 年8月移駐完了	
KC-130の鹿屋やグアムへのローテー ション展開	○海自鹿屋基地(鹿児島県鹿屋市) へのローテーション展開については、15 (平成27) 年10月、 鹿屋市は理解を表明 ○現在、具体的なローテーション展開の開始時期について日米間で協議中 ○グアムへのローテーション展開については、既に訓練が開始されていることを確認	
岩国CH-53Dヘリのグアム移転	中東に派遣されていたCH-53Dヘリは、岩国に戻らず直接米国本土へ移転した後、グアムへ移転することを日米間で確認	
: 実施済: 実施中又は実施予定		

(5) 弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMDについては、日米双方がそれぞれのBMD 能力の向上に応じ、緊密な連携を継続することと されている。06 (平成18) 年6月には米軍の TPY-2 レーダー (いわゆる [Xバンド・レーダー]) が米軍車力通信所(青森県つがる市)14に、同年 10月には米軍のペトリオットPAC-3が嘉手納飛 行場(沖縄県嘉手納町、沖縄市、北谷町)と嘉手納 弹薬庫地区 (沖縄県読谷村、沖縄市、嘉手納町、恩 納村、うるま市) に、また、14 (平成26) 年12月 には、日本国内で2基目のTPY-2レーダーが米軍 経ヶ岬通信所 (京都府京丹後市) に配備された。

これに加えて、15(平成27)年10月及び16 (平成28) 年3月に米軍BMD能力搭載イージス 艦が横須賀海軍施設(神奈川県横須賀市)に配備 された。また、18 (平成30) 年5月にもBMD能 力搭載イージス艦「ミリウス」が追加配備された。 Q 参照 Ⅲ部1章2節3項(弾道ミサイル攻撃などへの対応)

(6) 訓練移転

ア 航空機訓練移転 (ATR)

当分の間、嘉手納、三沢(青森県三沢市、東北 町)及び岩国の3つの在日米軍施設・区域の航空 機が、自衛隊施設における共同訓練に参加するこ ととされたことに基づき、07 (平成19)年以降、

訓練移転15を行っており、防衛省は、必要に応じ 訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

10 (平成22) 年の [2+2] の成果に基づき、11 (平成23)年1月、日米合同委員会において、移転 先として新たにグアムなどを追加するとともに、 訓練規模の拡大が合意された。同年10月、日米合 同委員会において、訓練実施場所などの詳細につ いて合意された後、初めてグアムなどへの訓練移 転が行われ、その後も実績を重ねている。

また、14(平成26)年3月、三沢対地射爆撃場 (青森県三沢市、六ヶ所村)を使用した空対地射爆 撃訓練を追加することについて日米合同委員会で 合意し、この合意に基づき、同年6月、三沢対地



訓練移転として、国内における米海丘隊との実動訓練(フォレストライト 02) の際、演習場 (宮城県) に着陸する米海兵隊オスプレイ (18 (平成30) 年2月)【米国防省提供】

¹⁴ レーダーは、06 (平成18) 年6月、青森県の空自車力分屯基地に配備されたが、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

¹⁵ 日米間の相互運用性を向上させるとともに、在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減することを目的として、在日米軍航空機が自衛隊施 設において共同訓練を行うこと。

射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を実施した。

これらの訓練移転は、日米間の相互運用性の向上に資するとともに、これまで嘉手納飛行場を利用して実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を移転するものであり、嘉手納飛行場周辺における騒音軽減にもつながることから、沖縄の負担軽減に資するものである。

防衛省・自衛隊は、米軍の支援に加え、周辺住民の安心、安全を図るため、現地連絡本部の設置、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応など、訓練移転の円滑な実施に努めている。

イ MV-22などの訓練移転

日米両政府は、13 (平成25) 年10月3日の「2 +2」共同発表において、同盟の抑止力を維持しつつ、わが国本土を含め沖縄県外における訓練を増加させるため、MV-22の沖縄における駐留及び訓練の時間を削減する、わが国本土及び地域における様々な運用への参加の機会を活用すると決定したことなどを踏まえ、普天間飛行場の MV-22の沖縄県外での訓練などの実施を進めてきた。

16 (平成28) 年9月1日、日米合同委員会において、沖縄県外での訓練の一層の推進を図り、訓練活動に伴う沖縄の負担を軽減するため、現在普天間飛行場に所在する AH-1 や CH-53といった回転翼機や MV-22などの訓練活動を日本側の経費負担により沖縄県外に移転することについて合意した。

平成29 (2017) 年度は3回の訓練移転を計画 し、17 (平成29) 年8月には北海道、同年12月に は熊本県、そして18 (平成30) 年2月から3月に は宮城県において、日米共同訓練 (陸自及び米海 兵隊による実動訓練) としてそれぞれ実施した。

引き続き、MV-22の参加を伴う訓練を、沖縄からわが国本土やグアムなどに移転していくことにより、MV-22の沖縄における駐留及び訓練の時間を削減するとともに、沖縄の一層の負担軽減に寄与する取組を推進していく。

6 ■ 在日米軍再編を促進するための取組

ロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、07 (平成19) 年8月に駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 (再編特措法) が施行され、これに基づき、再編交付金や公共事業に関する補助率の特例などの制度が設けられた。

再編交付金¹⁶は、再編¹⁷を実施する前後の期間 (原則10年間)において、再編が実施される地元 市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に 寄与する事業¹⁸の経費にあてるため、防衛大臣が 再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村 を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進 み具合などに応じて交付される。18 (平成30)年 4月現在、9防衛施設15市町村が再編交付金の交 付対象となっている。

加えて、再編の実施により施設・区域の返還や

在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、駐留軍など労働者の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずることとしている。

なお、再編特措法については、17 (平成29)年3月31日限りで効力を失うこととなっていたが、今後も実施に向けた取組が必要な再編事業があることから、同年3月31日、同法の有効期限を27 (平成39)年3月31日まで10年間延長するなどの同法の一部を改正する法律が施行された。

Q 参照 資料33 (駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別 措置法の概要)

¹⁶ 平成30 (2018) 年度予算で約67億円

¹⁷ 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更 (横須賀海軍施設における空母の原子力空母への 交替) について、在日米軍の再編と同様に扱う。

¹⁸ 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業など、14 事業が規定されている。

7 ■ 在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

在日米軍施設・区域をめぐる環境保全 への取組

00 (平成12) 年9月の [2+2] において、両国 政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、 在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やそ の家族などの健康と安全の確保を共通の目的とす ることに合意し、「環境原則に関する共同発表」¹⁹ を行った。この発表のフォローアップのため、日 米協議が強化され、具体的には日本環境管理基 準²⁰ (JEGS) の定期的見直しの際の協力の強化、 環境に関する情報交換、環境汚染への対応などに

また、10(平成22)年5月の「2+2」では、「緑 の同盟」のアプローチをとる可能性について議論 がなされ、日本国内において整備中の米国の施 設・区域に再生可能エネルギーの技術を導入する 方法について検討された。

かかわる協議について、防衛省としても、関係省

庁と連携して取り組んでいる。

さらに、日米両政府は、在日米軍施設・区域に 関連する環境の管理に一層取り組むための協議を 行い、日米地位協定を環境面で補足する協定につ いて米国との交渉を開始し、14(平成26)年10 月、実質合意し、15(平成27)年9月に署名、発 効した。この補足協定は、法的拘束力を有する国 際約束であり、環境基準や立入りについて規定さ れた。

この補足協定は、環境保護の重要性を認識する より広範な枠組みの一部である。日米地位協定を 補足する協定の作成は、日米地位協定の発効後、 本協定が初めてであり、従来の運用改善とは異な る歴史的意義を有する。

2 在日米軍の運用における安全確保

在日米軍の運用に当たって、地域住民の方々の 安全確保は大前提であり、事件・事故は、あって はならない。日米両国は、安全の確保を最優先の 課題として、協力して取り組んでいる。

このような中、17 (平成29)年10月には、普 天間飛行場所属CH-53Eヘリコプターの国頭郡 東村への緊急着陸・炎上、同年12月には、同飛行 場所属のCH-53Eヘリコプターの窓の普天間第 二小学校グラウンドへの落下などが発生した。ま た、18 (平成30) 年に入っても、三沢飛行場所属 F-16戦闘機の小川原湖への燃料タンク投棄(同 年2月) や民間空港などへの予防着陸・緊急着陸 などが発生した。

これらの事故などに際し、わが国としては、地元 の不安や懸念を踏まえ、首脳や閣僚レベルを含め、 米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝えるとと もに、再発防止の徹底などを求めてきている。

これらの事故などの原因は、個々のケースで異 なるものと考えられるが、わが国としては、米側 の事故調査結果や再発防止策について、米国の説 明を聞くだけではなく、自衛隊の専門的知見も活 用して確認を行った上で、その合理性を判断して きている。また、防衛省としては、米側に対し、こ れらの事故などに関する情報提供を強く求め、情 報が得られた際には、適時に関係自治体に説明す るなど、その結果を踏まえ、適切に対応している。

3 その他の措置

わが国は、在日米軍施設・区域の周辺地域の生 活環境などの整備のための措置を行っている。ま た、総務省は、固定資産税の代替的性格を有する 基地交付金などを、市町村に対し交付している。

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域におい て、米軍人などによる事件・事故が地域や住民に 影響を与えており、政府は、米軍に対し、軍人な どの教育や綱紀粛正といった再発防止策について 実効性のある措置を講ずるよう求めている。また、 こうした再発防止策に協力するとともに、事件・

¹⁹ ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議、の4項目からなる。

²⁰ 日本環境管理基準とは、在日米軍の部隊と施設が人の健康と自然環境を保護することを保証する目的で在日米軍により作成された環境基準であり、施設・ 区域内の環境汚染物質の取り扱い、保管方法などを定めたもの。

解説

米軍と地域住民による交流

COLUMN

在日米軍の駐留には、地域の方々の理解と協力が欠かせません。

防衛省では、日米の相互理解を深める取組みとして、地元と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツ、音楽、文化などを通じた「日米交流事業」を開催しており、また、米軍においても地元と連携した様々な地域交流活動が行われています。

例えば、17 (平成29年) 年度においては、BMD能力向上のためにTPY-2レーダー (Xバンドレーダー) が配備されている車力通信所 (青森県つがる市) における新たな取組みとして同通信所周辺の小学生と同通信所の軍人による「かかし作り交流」を開催しているほか、米軍による「小学校の卒業式への参加」などの交流活動が行われています。

さらに、14 (平成26年) 年度に新たに同レーダーが配備された経ヶ岬通信所 (京都府京丹後市) においても、配備に伴った取組みとして地元住民と同通信所の軍人等による 「日米交流音楽会」 を開催しているほか、米軍による 「英会話による交流」 などが行われています。

このような交流の積み重ねが地元と米軍の信頼関係の醸成につながると考えており、引き続き地元と 米軍の理解と協力を得ながら、「日米交流事業」を開催してまいります。



コンテストにおいて、制作したかかしが 金賞を受賞した参加者



日米合同演奏を披露する参加者



英会話により交流を図る参加者

事故による被害に対し迅速で適切な補償が行われ るよう措置している。

米側においても、夜間飲酒規制措置や一定階級 以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置など を含む勤務時間外行動の指針(リバティ制度)を 示すなど、対策を実施している。

16 (平成28) 年4月に沖縄で発生した在日米軍の軍属による殺人被疑事件を受け、日米両政府は、実効的な再発防止策を策定すべく協議を行い、同年7月、軍属の範囲を明確化するなどの日米共同発表²¹を発出した。

同共同発表に基づき、法的拘束力のある文書を 作成すべく集中的に協議を続け、17 (平成29)年 1月、日米両政府は、日米地位協定の軍属に関す る補足協定に署名、発効した。

本補足協定は、日米地位協定が規定する軍属の

内容を国際約束の形で補足し、明確化するものであり、補足協定の作成として、15 (平成27)年に締結された環境補足協定に続いて2件目である。本補足協定の着実な実施を通じて、日米間の協力が一層促進され、在日米軍の軍属に対する管理が一層強化されることによって、在日米軍の軍属による事件・事故の再発防止が図られることが期待される。

なお、前述の共同発表を踏まえ、在沖米軍において、沖縄に新たに着任した全ての軍人、軍属及び家族を対象に、沖縄固有の歴史や文化への理解を深めるための研修資料が、地元沖縄県などの意見を踏まえた形で改訂され、16(平成28)年11月に、地元関係自治体が同資料を用いた研修現場を視察した。

また、17(平成29)年3月、在沖米軍は、報道

関係者をキャンプ瑞慶覧に招待し、同資料を用い た新着任者研修を公開した。

Q参照 資料34(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を 補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱 いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合 衆国政府との間の協定)

一方、二度と先のような悲惨な事件を繰り返さ ないよう、犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心 を確保するための対策を、政府として早急に推進

する必要があるとの認識のもと、16(平成28)年 6月「沖縄県における犯罪抑止に関する対策につ いて」が取りまとめられた。本対策の柱は、防犯 パトロール体制の強化と安全・安心な環境の整備 である。防衛省としても、沖縄総合事務局に創設 された「沖縄・地域安全パトロール隊」に参加し ているところであり、今後とも関係省庁と連携 し、実効的な対策となるよう、協力することとし ている。

Q 参照 Ⅲ部5章1節4項 (防衛施設と周辺地域との調和を図 るための施策)



第二二部

国民の生命・財産と 領土・領海・領空を 守り抜くための取組

第1章

わが国の防衛を担う組織と 実効的な抑止及び対処

第2章

安全保障協力の積極的な推進

第3章

防衛力を支える人的基盤と 女性隊員の活躍など

第4章

防衛装備・技術に関する 諸施策

第5章

地域社会・国民とのかかわり



わが国の防衛を担う組織と 実効的な抑止及び対処

防衛省・自衛隊の組織

1 ■ 防衛力を支える組織

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊1は、わが国の防衛という任務 を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中 心に、様々な組織で構成されている。

Q 参照 図表Ⅲ-1-1-1 (防衛省の組織図) 図表Ⅲ-1-1-2 (防衛省の組織の概要)

2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関す る事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに 従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副 大臣、防衛大臣政務官(2人)及び防衛大臣補佐官 が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言 を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に 関する基本的な方針について審議する防衛会議が 置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を 整理し、各部局及び機関の事務を監督する防衛事 務次官や国際関係業務などを総括整理する防衛審 議官が置かれている。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕及 び陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置か れている。本省内部部局は、自衛隊の業務の基本 的事項を担当しており、官房長及び各局長は防衛 装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防

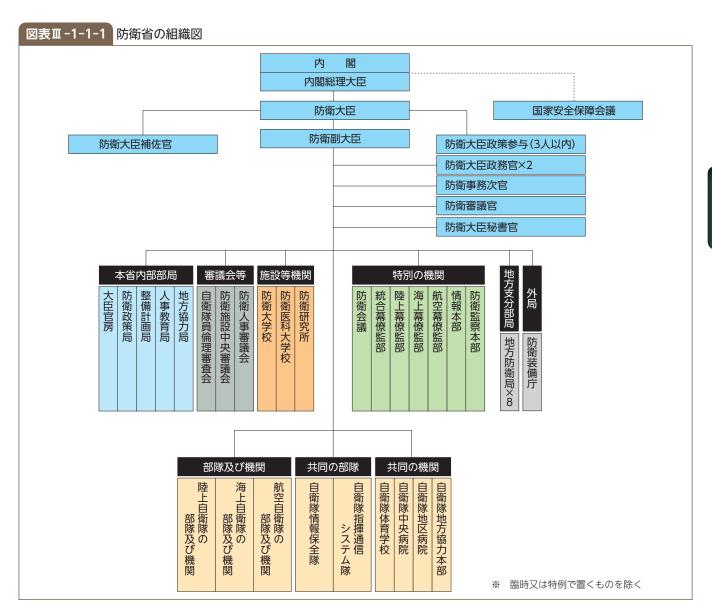
衛大臣に対する政策的見地からの補佐、すなわ ち、防衛省の任務の達成のため、防衛省の所掌事 務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、 その所掌事務に関する防衛大臣への補佐を行う。 統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機 関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事 専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。 また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務 に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空 幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言 者として防衛大臣を補佐する。このように、防衛 省においては、防衛大臣が的確な判断を行うた め、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地 からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス 良く行われることを確保している。15(平成27) 年、防衛省改革の取組としての防衛装備庁の新設 や統幕などの改編のために防衛省設置法の改正を 行った際、防衛省設置法第12条において、官房長 及び局長並びに防衛装備庁長官による大臣補佐が 各幕僚長による大臣補佐と相まって行われる旨を 規定し、防衛大臣を補佐する体制に関する、この ような従来の考え方をより明確化した²。

3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点と

防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえてい るのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

この改正法の国会審議においては、文民統制と内部部局の文官の役割について、政府から、「文民統制 (シビリアン・コントロール) とは、民主主義国家にお ける軍事に対する政治の優先を意味するものであり、わが国の文民統制は、国会における統制、内閣(国家安全保障会議を含む。)による統制とともに、防衛 省における統制がある。そのうち、防衛省における統制は、文民である防衛大臣が、自衛隊を管理・運営し、統制することであるが、防衛副大臣、防衛大臣政 務官などの政治任用者の補佐のほか、内部部局の文官による補佐も、この防衛大臣による文民統制を助けるものとして重要な役割を果たしている。文民統制 における内部部局の文官の役割は、防衛大臣を補佐することであり、内部部局の文官が部隊に対し指揮命令をするという関係にはない。」と答弁している。



して地方防衛局を全国8か所(札幌市、仙台市、 さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市及び 嘉手納町)に設置している。

地方防衛局は、基地周辺対策事業や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地

方公共団体及び地域住民の理解及び協力を得るための様々な施策(地方協力確保事務)を行っている。

Q参照 5章1節(地域コミュニティーとの連携)

2 ■ 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に 運用する統合運用体制をとっている。現下の安全 保障環境も踏まえ、統幕の機能強化のほか、通信 や教育訓練をはじめとする統合運用基盤の強化に も取り組んでいる。

1 統合運用体制の概要

(1) 統幕長の役割

- ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛 隊の運用に関する軍事専門的見地からの大臣の 補佐を一元的に行う。
- イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を 通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統

図表Ⅲ-1-1-2 防衛省の組織の概要

組織	概 要	
陸上自衛隊 (注)	 陸上総隊 陸自部隊の全国的運用を一元的に担う 方面隊 ・複数の師団及び旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる。 師団及び旅団 戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成 	
海上自衛隊 (注)	●自衛艦隊・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。●地方隊5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援にあたる。	
航空自衛隊 (注)	 航空総隊 ・4個の航空方面隊を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる。 航空方面隊 航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地対空誘導弾部隊などからなる。) などをもって編成 	
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関●一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科(前期及び後期課程)及び総合安全保障研究科(前期及び後期課程)を設置	
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関●保健師及び看護師である幹部自衛官及び技官となるべき者を教育訓練するための機関●学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置	
防衛研究所 (東京都新宿区)	●防衛省のいわばシンクタンクにあたる機関 ・自衛隊の管理及び運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究及び戦史の編さんを行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・歴史的に価値のある書籍や史料などを管理	
情報本部 (東京都新宿区など)	●わが国の安全保障に係る各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関に対する情報提供を実施する。・本部と6つの通信所で構成	
防衛監察本部 (東京都新宿区)	●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関	
地方防衛局 (全国8か所)	●地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、 装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。	
防衛装備庁 (東京都新宿区など)	●防衛省内の調達、研究・開発などにかかる装備取得関連部門を集約・統合した外局	

(注) 巻末「主要部隊などの所在地」 参照

幕長が執行する。その際、統合任務部隊3が組織 された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を 運用して対処する場合であっても、大臣の指揮 命令は、統幕長を通じて行われる。

(2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担い、 陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練な どの部隊を整備する機能を担う。

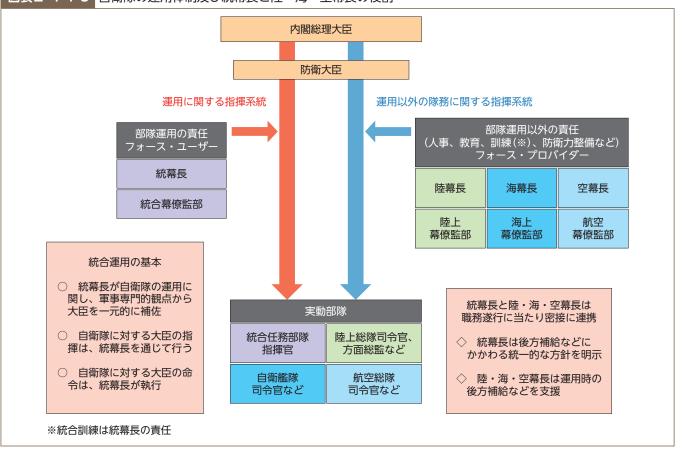
Q 参照 図表Ⅲ-1-1-3 (自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・ 海・空幕長の役割)

2 統合運用機能の強化

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確 性を確保したうえで、より迅速なものとなるよ う、15 (平成27) 年10月、実際の部隊運用に関 する業務を統幕に一元化すべく、運用企画局を廃 止するとともに、同局の機能のうち、運用に関す る法令の企画・立案機能などを防衛政策局に移管 した。これにより、統幕は、従来は本省内部部局 が行っていた国会答弁を含む対外説明や関係省庁 との連絡調整といった業務を担うこととなったた め、統幕副長級の文官ポストである総括官や部課 長級の文官ポストである参事官を設置し、実際の

自衛隊法第22条第1項又は第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、又は隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部 隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。

図表Ⅲ-1-1-3 自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・海・空幕長の役割



部隊運用に関し文官の専門的知見を活かして対外 的な連絡調整などを行うこととした。 Q 参照 本節3項(防衛省における中央組織改革)

3 ■ 防衛省における中央組織改革

1 防衛省改革の経緯・方向性

防衛省改革については、防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を契機として始まったものであり、07 (平成19)年に官邸において開催された「防衛省改革会議」が取りまとめた不祥事対策と中央組織改革を内容とする報告書に基づき、09 (平成21)年には防衛大臣を補佐する体制を強化し、文民統制の徹底を図るため、防衛会議の法定化や、防衛参事官制度の廃止、防衛大臣補佐官(現在の防衛大臣政策参与)の新設などを行った。その後、13 (平成25)年に防衛省に設置された「防衛省改革検討委員会」において同年8月に取りまとめられた「防衛省改革の方向性」では、①文官・自衛官の相互配置、②防衛力整備の全体最適化・装備取得機能の強化、③統合運用機能の強化、④政策立案・情報発信機能の強化を柱とする抜本的な改革

を実施することとされた。

2 防衛省改革に関する具体的取組

「防衛省改革の方向性」に基づき、文官と自衛官の相互配置を進め、一体感の更なる醸成を図るとともに、15(平成27)年10月には、前述の統幕における組織改編に加え、装備取得関連部門を集約・統合し、拡大する装備行政に的確に対応するため、防衛装備庁を新設するといった大規模な組織改編を行ったところである。

防衛省・自衛隊としては、今後、このような新たな組織において業務を実施しながら、内部部局が政策的な見地から、各幕僚監部が軍事専門的な見地から、それぞれ車の両輪として防衛大臣を補佐しつつ、しっかりとこの改革を定着させていく必要がある。

3 平成30年度の主な取組

「防衛省改革の方向性」に基づく防衛省の中央 組織改編に一定の目途がたった一方で、わが国を 取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増し、より 効果的かつ効率的に各種施策を進めていく必要が 高まっていることなどを踏まえ、以下の取組を 行っている。

・政策立案総括審議官の新設による政策立案機能 の強化

防衛省における証拠に基づく政策立案

(EBPM) 推進の要となる機能を整備・強化する ため、省内・各機関に跨る複雑な政策課題をハイ レベルで機動的に調整するなど、EBPMの推進に 係る取組を総括する政策立案総括審議官を新設し 対応

- ・統幕参事官の機能強化
- 一層厳しさを増すわが国の安全保障環境を踏ま え、統幕における対外説明や省内外の関係部局と の連絡調整機能を充実・強化するため、統幕の文 官ポストである参事官を2名体制へ強化し、その うち1名を首席参事官と呼称

第2節 実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・ 財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くために は、総合的な防衛体制を構築して各種事態の抑止 に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推 移に応じてシームレスに対応する必要がある。こ のため、わが国周辺を広域にわたり、常時継続的に

監視することで、情報優越¹を確保するとともに、 各種事態が発生した場合には、適切な時期及び海 空域で海上優勢²及び航空優勢³を確保して実効的 に対処し、被害を最小化することが重要である。

Q 参照 資料 17 (自衛隊の主な行動)

資料18(自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力 行使及び武器使用に関する規定)

1 ■ 周辺海空域における安全確保

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世 界第6位4の面積となる領海(内水を含む。)及び 排他的経済水域 (EEZ) を有するなど広大な海域 に囲まれており、自衛隊は、平素から領海・領空 とその周辺の海空域において情報収集及び警戒監 視を行っている。

周辺海空域における警戒監視

(1) 基本的考え方

自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対 応するため、平素から常時継続的にわが国周辺海 空域の警戒監視を行っている。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機などにより、北海道周 辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの 状況について、空自は、全国28か所のレーダーサ イトと早期警戒管制機などにより、わが国とその 周辺の上空の状況について、24時間態勢での警 戒監視をそれぞれ実施している。また、主要な海 峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが 同じく24時間態勢で警戒監視を行っている⁵。さ らに、必要に応じ、護衛艦・航空機などを柔軟に 運用し、わが国周辺における各種事態に即応でき る態勢を維持している。このような警戒監視によ り得られた情報については、海上保安庁を含む関 係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。

自衛隊の警戒監視により確認された主な事象に ついては、例えば、12 (平成24) 年9月のわが国 政府による尖閣三島(魚釣島、南小島及び北小島) の所有権の取得以降、中国公船が尖閣諸島周辺の わが国領海へ断続的に侵入し、16(平成28)年6 月には、中国海軍戦闘艦艇が尖閣諸島北方のわが



警戒監視を行う陸自隊員



東シナ海海洋プラットフォーム周辺における 警戒監視 (海自P-3C哨戒機内から撮影)



空自E-767早期警戒管制機内における警戒監視

- 情報の認知、収集、処理、伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること
- 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
- わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
- 海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第8位
- 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号 (所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと) に基づいて行われる。
- 15 (平成27) 年12月26日以降、機関砲らしきものを搭載した中国公船がわが国領海に侵入してくるようになっている。

国の接続水域に初めて入域した。同年12月には、 空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が沖縄本島・ 宮古島間を通過し7、同空母の西太平洋への進出が 初めて確認された。17 (平成29) 年7月には、中 国海軍情報収集艦が小島(北海道松前町)南西の わが国領海に入域し、津軽海峡を東航して太平洋 へ進出した。18 (平成30) 年1月には、中国海軍 潜水艦と中国海軍艦艇が尖閣諸島周辺のわが国接 続水域を同時に航行するのを初めて確認した(当 該潜水艦については後述)。さらに、同年4月に は、与那国島の南約350kmの海域で、空母「遼寧」 からの複数の艦載戦闘機(推定)の飛行が初めて 確認された。

また、北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の 制裁逃れを図っている可能性が指摘されている 中、自衛隊はわが国周辺海域において、平素実施 している警戒監視活動の一環として、国連安保理 決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実 施しており、18 (平成30)年には、海自哨戒機な どが、北朝鮮船籍タンカーと外国船籍タンカーな どが東シナ海の公海上で接舷(横付け)している 様子を同年6月末までに計9回確認8し、関係省庁 とその都度、情報共有を行った。これらの船舶は、 政府として総合的に判断した結果、国連安保理決 議で禁止されている北朝鮮船籍船舶との洋上での 物資の積替え(いわゆる「瀬取り」)を実施してい たことが強く疑われるとの認識に至ったため、わ が国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会に通報 するとともに、関係国と情報共有を行ったほか、 これらのタンカーの関係国などに対して関心表明 を行い、対外公表を実施した⁹。

なお、国連安保理決議により禁止されている北 朝鮮船籍船舶とのいわゆる「瀬取り」を含む違法な 洋上での活動に対し、米国に加え、関係国が、在日



東シナ海公海上において警戒監視中の海自哨戒機が確認した「瀬取り」に 従事していると強く疑われる北朝鮮関連船舶(右)(18(平成30)年2月)

米軍嘉手納飛行場を拠点として航空機による警戒 監視活動を行っており、18 (平成30) 年4月下旬 から約1か月間、オーストラリア及びカナダから哨 戒機が派遣された。また、同年4月には英国も北朝 鮮の洋上での不正取引を監視する国際的な努力に 貢献する旨発表し、同年5月上旬には、英国海軍フ リゲート艦「サザーランド」がわが国周辺の公海上 で情報収集活動を行った。防衛省・自衛隊として も、引き続き関係国と緊密に協力を行い国連安保 理決議の実効性を確保していく考えである。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-1 (わが国周辺海空域での警戒監視のイ メージ)、図表Ⅲ-1-2-2 (中国公船の尖閣諸島周辺の 領海への侵入回数)、I部2章2節1項(北朝鮮)、I 部2章3節2項(軍事)

領空侵犯に備えた警戒と緊急発進

(1) 基本的考え方

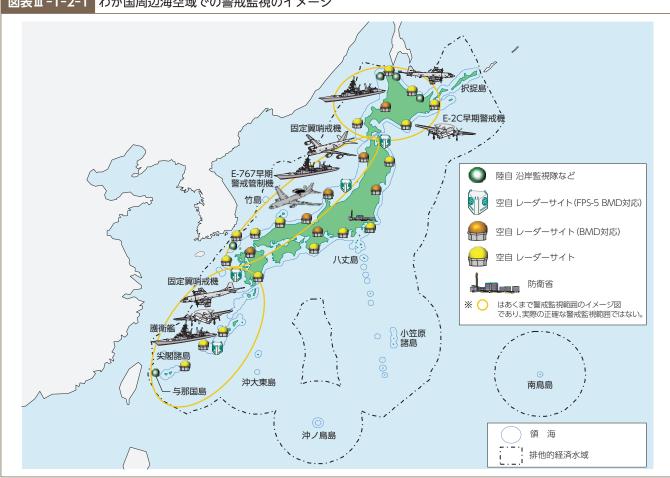
国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排 他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公 共の秩序を維持するための警察権の行使として行 うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置

このような中国海軍艦艇による沖縄本島・宮古島間の海域などの南西諸島の通過を伴う活動は、平成29(2017)年度には、7回確認されている。

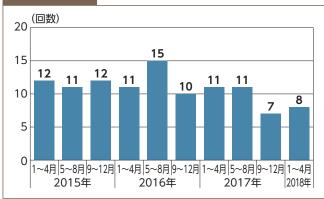
具体的には、18 (平成30) 年1月20日には北朝鮮船籍タンカー [Rye Song Gang 1号] とドミニカ国船籍タンカー [Yuk Tung号] が、同年2月13日には 北朝鮮船籍タンカー 「Rye Song Gang 1号」とベリーズ船籍タンカー [Wan Heng11号] が、同月16日には北朝鮮船籍タンカー [Yu Jong2号] と船籍不 明の小型船舶が、同月24日には北朝鮮船籍タンカー 「Chon Ma San号」 とモルディブ船籍タンカー 「Xin Yuan 18号」 が、同年5月19日には北朝鮮船籍 タンカー [JI SONG 6号] と船籍不明の小型船舶が、同月24日には北朝鮮船籍タンカー [SAM JONG 2号] と船籍不明のタンカーが、同年6月21日には 北朝鮮船籍タンカー [YU PHYONG5号] と船籍不明の小型船舶が、翌22日にも北朝鮮船籍タンカー [YU PHYONG5号] と前日と同一のものと思われる 船籍不明の小型船舶が、同月29日には北朝鮮船籍タンカー 「AN SAN1号」 と船籍不明の船舶が、それぞれ東シナ海の公海上において横付けしているとこ ろを、海自第1航空群所属のP-3C哨戒機などが確認した。このほか、同年5月3日の深夜、東シナ海の公海上で北朝鮮船籍の船舶と横付けしている韓国船籍 の船舶を確認した事例がある。これについては、韓国において、当該船舶に対する調査が行われ、同船舶による違法な「瀬取り」の事実はなかったことを確 認した旨韓国政府からわが国政府に対して通報があった。

このような「瀬取り」に対するわが国政府の取組は、18 (平成30) 年4月の日米首脳会談や日米防衛相会談において、トランプ米大統領やマティス米国防長 官からの賞賛を受けている。

図表Ⅲ-1-2-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



図表Ⅲ-1-2-2 中国公船の尖閣諸島周辺の領海への 侵入回数



を実施できる能力を有するのは自衛隊のみである ことから、自衛隊法第84条に基づき、第一義的に 空自が対処している。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進(スクランブル)させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じて



緊急発進 (スクランブル) する空自F-15J戦闘機

その行動を監視している。さらに、この航空機が 実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告など を行う。

平成29 (2017) 年度の空自機による緊急発進 (スクランブル) 回数は904回で、前年度と比べて264回減少したが、1958 (昭和33) 年に対領空侵犯措置を開始して以来6番目となる回数であり、依然として高い水準で推移している。

このうち、中国機に対する緊急発進回数は500 回で、過去最多となった前年度に比べて351回減

VOICE

東シナ海における24時間態勢での警戒監視(護衛艦乗員)

護衛艦「あぶくま」(呉) 先任伍長 海曹長 内藤 英治

我々、護衛艦などで勤務する者は、東シナ海における外国軍艦などの警戒監視のため、交代で24時間 の勤務を行っており、私は先任伍長として艦内の規律や風紀の維持、団結の強化にあたっています。

長期間、「艦艇 | という閉ざされた空間において勤務するにあたり、モチベーションの維持、ストレス の軽減、メンタルヘルスの確保は容易ではありません。常に気を配っていることは、挨拶と声掛けです。 挨拶は「人間関係の潤滑油」であり、意思疎通や信頼関係を築くための近道です。また、声掛けによって 隊員の顔色や健康状態の変化に気付くことが重要だと考えています。加えて若い隊員には特に目をかけ るようにしています。各人の性格はもちろんのこと、趣味、悩み事、家族構成も含めて把握し、いつでも 話ができるようにしています。ただ、若い彼等と話していると私自身が気付いていないことを教えられ ることもよくあり、反省、勉強の毎日です。

洋上の厳しい環境ではありますが、任務の合間に適度に休養できる日を設定し、様々なイベントを通 じ、幹部から若年隊員に至る乗員間のコミュニケーションを図りつつ、勤務に励んでいきます。



艦内の食堂にて部下隊員に指導する筆者



艦内の食堂にて部下隊員と交流を深める筆者(右端)

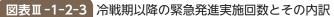
少しているものの、対象国・地域別の緊急発進回 数の公表を開始した平成13(2001)年度以降3 番目に高い水準であることから、中国機の活動は 引き続き活発であると言える。

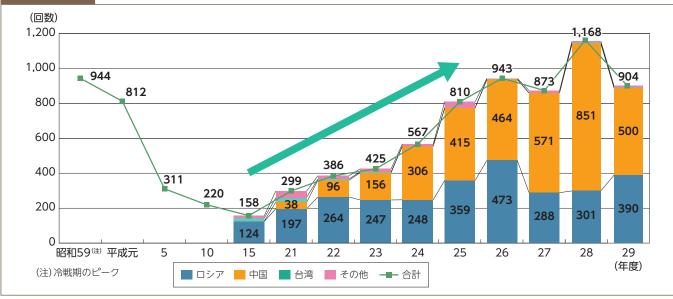
また、特異な事例として、17 (平成29)年5月に は、尖閣諸島付近のわが国領海に侵入した中国公 船の上空において、小型無人機らしき物体1機が、 わが国領空を飛行する領空侵犯事案が生起した。 同年8月には、中国軍の爆撃機6機が東シナ海から 沖縄本島・宮古島間を通過し、太平洋を北東に飛 行して、紀伊半島沖まで往復するという飛行が初 めて確認された。同年12月には、戦闘機2機を含 む計5機の航空機が対馬海峡上空を通過して、日 本海に進出した。なお、中国軍の戦闘機による日本 海進出が確認されたのは、本件が初めてであった。 また、18 (平成30) 年4月には、中国の無人機(推 定)が東シナ海を飛行する事案が生起した。

このように、中国の航空戦力はその活動範囲を 一層拡大するなど、わが国周辺空域における行動 を一方的にエスカレートさせており、強く懸念さ れる状況となっている。

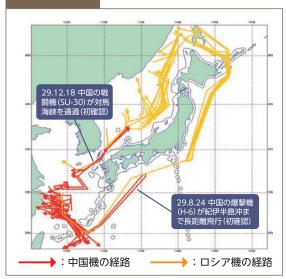
また、ロシア機に対する緊急発進回数は、前年 度と比べて89回の増加となる390回であった。 17 (平成29) 年8月及び翌18 (平成30) 年2月に は、爆撃機2機がわが国周辺を長距離飛行するな どの特異な飛行を行っており、引き続きロシア機 の活動は活発なまま推移している。

なお、13 (平成25) 年11月の、中国による「東 シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、 当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの 警戒監視などを実施している。防衛省・自衛隊と しては、引き続き、わが国周辺海空域における警 戒監視に万全を期すとともに、国際法及び自衛隊 法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施している。





緊急発進の対象となった 図表Ⅲ-1-2-4 航空機の飛行パターン例



わが国及び周辺国の防空識別圏(ADIZ)



Q 参照 図表Ⅲ-1-2-3 (冷戦期以降の緊急発進実施回数とそ

の内訳)、図表Ⅲ-1-2-4 (緊急発進の対象となった航 空機の飛行パターン例)、図表Ⅲ-1-2-5 (わが国及び 周辺国の防空識別圏 (ADIZ))、I 部2章3節2項 (軍 事)、I部2章4節4項(わが国の周辺のロシア軍)、 Ⅱ部3章2節3項5(領空侵犯に対する措置)

領海及び内水内潜没潜水艦への対処など

(1) 基本的考え方

わが国の領水¹⁰内で潜没航行する外国潜水艦に

対しては、海上警備行動を発令して対処する。こ うした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上 を航行し、かつ、その旗を揚げるよう要求し、こ れに応じない場合にはわが国の領海外への退去を 要求する。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜 水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違 反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及

VOICE

アラート待機所で勤務する亘3曹

第9航空団飛行群第204飛行隊(沖縄県那覇市) 航空機整備 3等空曹 亘 志穂美

南西地域における緊急発進回数は急激に増加しており、平成28年度には過去最多803回となりまし た。このような状況の下、平成28年1月31日には戦闘機部隊を2個飛行隊に増勢することにより第9航 空団が新編され、その後、平成29年7月1日には南西航空方面隊が新編されるなど、新たな体制により、 南西地域における空の守りに万全を期しています。

対領空侵犯措置任務では、私達整備員は常に緊張感を持ち任務にあたり、緊急発進命令が下されれば 待機場所から発進する航空機の場所まで全速力で向かい、1秒でも早く航空機を送り出す準備をしてい ます。この際、迅速性はもちろんのこと、整備に不備がないよう航空機を万全な状態で送り出すことを心 掛けています。緊急発進する航空機を整備するということは、パイロットの命を預かっているというこ とであり、私達はパイロットが安全かつ確実に任務を遂行できるよう、そして何より無事に帰還してく れることを一番に思いながら、対領空侵犯措置任務に就いています。



ラダー (はしご) をかけている筆者



発進前の点検をする筆者

び浅海域における対処能力の維持・向上を図って いる。04 (平成16) 年11月、先島群島周辺のわ が国領海内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対 し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇などによ り潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

また、13 (平成25) 年5月には久米島の南の海 域で、14(平成26)年3月には宮古島の東の海域 で、16 (平成28) 年2月には対馬の南東の海域に おいて、海自P-3C哨戒機などが、わが国の接続 水域内を航行する潜没潜水艦を確認した。加えて、 18 (平成30) 年1月には、尖閣諸島周辺のわが国 接続水域を航行する潜没潜水艦を海自護衛艦など が確認した。その後、当該潜没潜水艦は、東シナ 海公海上で浮上のうえ、中国国旗を掲揚して航行 しているところも確認されている。このような尖 閣諸島周辺のわが国接続水域における中国海軍潜 水艦による航行の確認は、本件が初めてである。 国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を 潜没航行することは禁じられているわけではない が、このような活動に対して、わが国は適切に対 応する態勢を維持している。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船(不審船)には、警察 機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、 海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と 認められる場合には、海上警備行動を発令し、海 上保安庁と連携しつつ対処する。

Q 参照 II 部 3 章 2 節 3 項 2 (海上警備行動)

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999 (平成11) 年の能登

半島沖での不審船事案や()1(平成13)年の九州 南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、 様々な取組を行っている。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②特別警備 隊11の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強 制停船措置用装備品 (平頭弾)12の装備、⑤艦艇要

員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の 充実などを実施してきたほか、1999 (平成11)年 防衛庁(当時)と海上保安庁が策定した「不審船に 係る共同対処マニュアル」に基づき、定期的な共 同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

2■島嶼部に対する攻撃への対応

1 基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する 攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した 部隊などの配置とともに、自衛隊による平素から の常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、 兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲 得・維持することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地 域に、陸・海・空自が一体となった統合運用によ り、敵に先んじて部隊を展開・集中し、敵の侵攻 を阻止・排除する。島嶼への侵攻があった場合に は、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧 した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼奪回の ための作戦を行う。また、弾道ミサイル、巡航ミ サイルなどによる攻撃にも的確に対応する。

図表Ⅲ-1-2-6 島嶼防衛のイメージ図



^{01 (}平成13) 年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部 隊として海自に新編された。

¹² 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。

Q 参照 図表Ⅲ -1-2-6 (島嶼防衛のイメージ図)

2 防衛省・自衛隊の取組

南西地域の防衛態勢強化のため、空自は、16 (平成28)年1月の第9航空団の新編に加え、17 (平成29)年7月、南西航空方面隊を新編した。陸 自は、16(平成28)年3月の与那国沿岸監視隊な どの新編に加え、18 (平成30) 年3月、本格的な 水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団を新編する とともに、今後、奄美大島、宮古島、石垣島に初動 を担任する警備部隊などを配置する。海自は、 P-1 固定翼哨戒機やSH-60K 回転翼哨戒機などを 取得する。これらにより、常時継続的な情報収 集・警戒監視態勢や事態発生時に迅速な対処が可 能な体制を整備することとしている。

また、部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力 を確保するため、おおすみ型輸送艦の改修、多機 能艦艇のあり方を検討するとともに、V-22オス プレイ及びC-2輸送機を導入することにより、機 動展開能力の向上を図っていく。

特にV-22オスプレイの運用については、防衛 省はその配備先として、統合運用における関連部 隊の位置関係や滑走路長、地元への負担を軽減で きる地理的環境などから、佐賀空港を最適の飛行 場と判断したところであり、丁寧な地元説明を行 い、理解を得たいと考えている¹³。

さらに、平成30年度予算において、島嶼部に対 する攻撃に対応するため、戦闘機 (F-35A) 6機、 新空中給油・輸送機(KC-46A)1機、ティルト・ ローター機 (V-22) 4機の取得などに加え、島嶼 防衛用高速滑空弾や島嶼防衛用新対艦誘導弾の要 素技術の研究に関する経費を計上した。

このほか、水陸両用作戦に関する能力向上のた め、各種訓練にも取り組んでいる。17(平成29) 年10月から11月には、米国における米海兵隊と

図表Ⅲ-1-2-7 南西諸島における主要部隊配備状況



¹³ 佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイと合わせて約70 機の航空機を配備することを想定している。

の実動訓練「ドーンブリッツ17」、同年11月には 自衛隊統合演習¹⁴ (実動演習)、18 (平成30)年1 月から2月には、米国における米海兵隊との実動 訓練「アイアンフィスト18」、同年5月には、水陸 機動団新編後に海自と連携した初の訓練であり、 自衛隊施設外での実戦的な訓練でもある水陸機動 団演習を、九州西方海域及び種子島などにおいて 実施した。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-7 (南西諸島における主要部隊配備状況)



「アイアンフィスト18」において水陸両用車から 下車・展開する陸自隊員(18(平成30)年1月)

3 ■ 弾道ミサイル攻撃などへの対応

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16 (2004) 年度から弾道ミサイル防衛 (BMD) システムの整備を開始した。05 (平成17) 年7月には、自衛隊法の改正を行い、同年12月の安全保障会議 (当時) 及び閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。これまでに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やペトリオット (PAC-3) の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着実に進めている。

Q 参照 資料35 (わが国のBMD整備への取組の変遷)

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) 基本的考え方

わが国の弾道ミサイル防衛は、現在、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム(JADGE) 16 により連携させて効果的に行う多層 Japan Aerospace Defense Ground Environment 防衛を基本としている。今後の陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の導入により、イージス艦に加え、イージス・アショアも含めた上層での迎撃が可能となる(イージス・アショア導入の経緯については後述)。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する一方、武力攻撃事態が認定されていないときには、弾道ミサイル等に対する破壊措置により対処することとなる。

弾道ミサイルなどへの対処に当たっては、空自航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとる。また、弾道ミサイルの落下などによる被害には、陸自が中心となって対処する。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-8 (BMD整備構想・運用構想 (イメージ 図))、Ⅱ 部3章2節3項4 (弾道ミサイル等に対する 破壊措置)

(2) 防衛省・自衛隊の対応

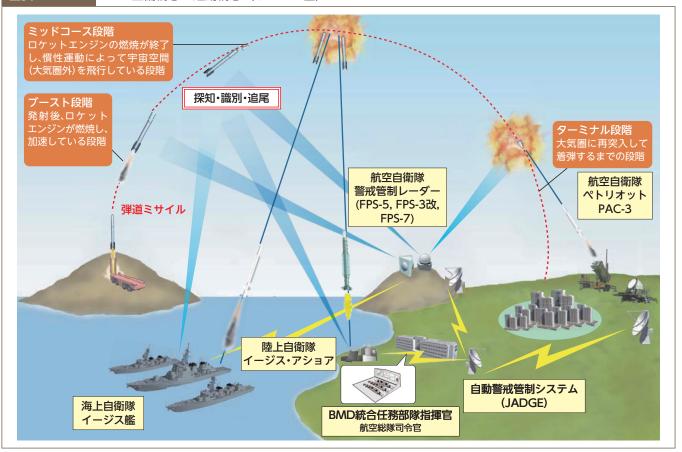
北朝鮮は、16 (平成28) 年以降、3回の核実験を強行するとともに、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返した。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対する、これまでにない重大かつ差し迫った脅威となっている。他方、18 (平成30) 年6月の史上初となる米朝首脳会談において、金正恩委員長が、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を、改めて文書の形で、明確に約束した意義は大きいと考えている。今後、北朝鮮

^{14 17 (}平成29) 年11月6日から同月24日の間、沼津海浜訓練場、種子島・対馬周辺区域及び自衛隊施設・関連海空域において実施された。この演習には、陸・海・空自衛隊の人員約1万5,000人、車両約1,500両、艦艇6隻、航空機約170機が参加し、わが国の防衛にかかる自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図ることを目的として様々な訓練を実施した。

¹⁵ ペトリオットPAC-3 は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2 と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

¹⁶ 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

図表Ⅲ-1-2-8 BMD整備構想・運用構想(イメージ図)



が核・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのよう な行動をとるのかをしっかり見極めていく必要が ある。その上で、北朝鮮が、わが国のほぼ全域を 射程に収めるノドン・ミサイルを数百発保有・実 戦配備しているとみられることや、累次の核実験 及び弾道ミサイル発射を通じた、核・ミサイル開 発の進展及び運用能力の向上などを踏まえれば、 北朝鮮の核・ミサイルの脅威についての基本的な 認識に変化はない。このような中、国民の生命・ 財産を守ることを責務とする防衛省・自衛隊とし ては、いかなる事態や状況にも対応できるよう万 全を期すとの考え方に変わりなく、引き続き、米 国や韓国とも緊密に連携しつつ、必要な情報収集 や警戒監視などを実施している。

また、BMDシステムを効率的・効果的に運用 するためには、在日米軍をはじめとする米国との 協力が必要不可欠である。このため、これまでの 日米安全保障協議委員会([2+2])において、 BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイム



市ヶ谷に展開中のPAC-3部隊を激励する菅内閣官房長官 (17 (平成29) 年10月)

での共有をはじめとする関連措置や協力の拡大に ついて決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対 処に当たり、早期警戒情報 (SEW) 17 を米軍から 受領するとともに、米軍がわが国に配備している BMD用移動式レーダー(TPY-2レーダー)やイー ジス艦などを用いて収集した情報について情報共 有を行うなど、緊密に協力している。

¹⁷ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が 解析して自衛隊に伝達する情報 (1996 (平成8) 年4月から受領開始)

訓練などを通じた日米対処能力の維持・向上、 検証なども積極的に行っており、平成22 (2010) 年度以降、海自は、日米の艦艇などをネットワークで連接し、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を行ってきた。18 (平成30)年2月には、本訓練に空自も参加し、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練として行い、戦術技量の向上と連携の強化を図っている。

日米のみならず、日米韓の連携も強化していく ことが重要であり、17 (平成29) 年10月及び同 年12月には、わが国周辺海域において日米韓三 か国による弾道ミサイル情報共有訓練を実施し、 連携強化を図った。

弾道ミサイルに関する機微な情報などの取扱いについては、まず、14 (平成26)年12月の特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)の施行により、わが国の安全保障に関する秘匿性の高い情報を保護するための基盤が確立されたことで、政府部内のみならず、米国をはじめとする関係各国との間の情報の共有が一層促進されている。

また、16 (平成28) 年11月、日韓秘密軍事情報保護協定¹⁸が発効したことから、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め、各種事態への実効的かつ効果的な対処に必要となる様々な秘密情報に関し、日韓政府間で共有したものが保護される枠組みが整備され、日米韓のさらなる関係強化が期待される。

なお、平素より、自衛隊は弾道ミサイル対処能力の向上を図るため各種訓練を実施しているところであるが、弾道ミサイル対処能力の向上と国民の安全・安心感の醸成を図るため、17(平成29)年6月より、順次、全国的にPAC-3機動展開訓練を実施しており、18(平成30)年6月末までの間、在日米軍施設に展開したものを含め20回の訓練を実施した。

Q 参照 I 部2章2節1項(北朝鮮)、2章1節4項2(日韓防衛協力・交流)、資料35(わが国のBMD整備への取組の変遷)

(3) BMD 体制の強化

防衛省・自衛隊は、厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛大綱及び中期防に基づき、弾道ミサイル攻撃への対処能力を向上させるため、所要の措置を講じている。例えば、現在6隻ある海自のイージス艦のうち、BMD能力を有しなかったイージス艦「あたご」及び「あしがら」を改修し、BMD能力を付与する事業を実施しており、「あたご」については17(平成29)年12月に改修を完了している。また、平成27年度及び平成28年度予算でBMD能力を有するイージス艦2隻を追加取得することとした。これらの措置により、平成32(2020)年度には、BMDに対応可能なイージス艦が改修の完了した「あたご」を含む現行の5隻から8隻に増加する予定である。

また、より高性能化・多様化する将来の弾道ミサイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載するSM-3ブロックIAの後継となるBMD用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA)を日米共同で開発し、配備に向け事業を推進している。

16 (平成28) 年12月の国家安全保障会議(九大臣会合)において、共同生産・配備段階への移行が決定され、前年度予算に引き続き、平成30年度予算においてもSM-3ブロックII Aの取得のための経費を計上した。なお、SM-3ブロックII Aの取得・配備は平成33 (2021) 年度を計画している。

SM-3ブロックⅡAは、これまでのSM-3ブロックⅠAと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上すると考えている。また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道(ロフテッド軌道19)をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上すると考えている。

BMD能力を有するイージス艦が8隻体制になり、SM-3ブロック II A が配備されることにより、

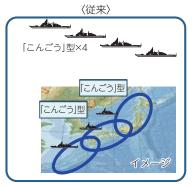
¹⁸ 正式名称は、「秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」であり、16 (平成28) 年11月23日、韓国・ソウルにおいて、長嶺駐韓大使と韓民求 (ハン・ミング) 韓国国防部長官 (当時) との間で署名された。

¹⁹ ミニマムエナジー軌道 (効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道) より高い軌道を取ることにより、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道

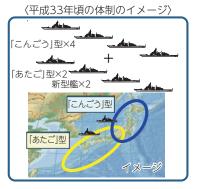
弾道ミサイル対処能力の総合的な向上 図表Ⅲ-1-2-9

●弾道ミサイル防衛能力を有するイージス艦を8隻に増勢

イージス・システム搭載護衛艦

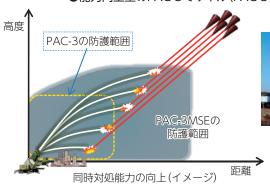


日本全国を防護する場合、3隻必要となり、検査な どを考慮すると継続的な対処が困難となる。



平成33年頃の体制では、検査などを考慮しても 日本全国を2隻で継続的に防護が可能となる。

●能力向上型のPAC-3ミサイル (PAC-3 MSE) を導入



PAC-3MSEミサイル (写真は同型器材)

平成33(2021)年度頃には、防護体制が強化さ れる計画である。

ペトリオットPAC-3についても、能力向上型 であるPAC-3MSEの取得のための経費を、前年 度補正予算に引き続き、平成29年度補正予算に 計上した。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度 は十数キロから数十キロへと延伸することとな り、現在のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上に防 護範囲(面積)が拡大する。

北朝鮮の核・ミサイル開発が、わが国の安全に 対する、これまでにない重大かつ差し迫った脅威 となっている中、平素からわが国を常時・持続的 に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的 な向上を図る必要があることから、17(平成29) 年12月の国家安全保障会議及び閣議において、 イージス・アショア2基を導入し、これを陸自に

おいて保持することが決定された。これにより、 イージス・システム搭載護衛艦及びペトリオット 部隊とともに、弾道ミサイル攻撃からわが国を多 層的に防護し得る能力の向上を図ることとした20。

また、イージス・アショアの導入に関する米国 からの各種情報などの取得、自動警戒管制システ ム (JADGE) の弾道ミサイル対処能力の向上²¹、 固定式警戒管制レーダーの換装(FPS-7)及び BMD機能の付加²²に必要な経費を平成 29 年度補 正予算に計上するとともに、イージス・アショア を配備する上で必要な地質測量調査や施設の基本 設計、弾道ミサイルに対応し得る探知追尾性能な どに優れる次期警戒管制レーダ装置の開発²³など に必要な経費を平成30年度予算に計上した。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-9(弾道ミサイル対処能力の総合的な向上) 資料36(弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について)

²⁰ 平成29 (2017) 年度及び平成30 (2018) 年度における陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) の整備に要する経費については、中期防の 総額の範囲内において措置することとしている。

²¹ ロフテッド軌道による攻撃、事前兆候の察知が困難である攻撃、複数の弾道ミサイルを同時に発射する攻撃に対する対処能力を向上するための改修

²² 稚内 (北海道) に整備する固定式警戒管制レーダー (FPS-7) を取得。稚内 (北海道)、海栗島 (長崎県) にFPS-7 を整備するために必要な施設整備費などを計上

²³ 将来の経空脅威及び弾道ミサイルに対応し得る探知追尾性能、抗たん性、経済性などに優れる次期警戒管制レーダ装置の開発

解 説 陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) について

イージス・アショアは、イージス艦 (BMD対応型) のBMD対応部分、すなわち、レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル発射機などで構成されるミサイル防衛システム (イージス・システム) を、陸上に配備した装備品であり、大気圏外の宇宙空間を飛翔する弾道ミサイルを地上から迎撃する能力を有しています。

北朝鮮に、わが国を射程に収める各種の弾道ミサイルが依然として多数存在するなど、弾道ミサイル 防衛能力の向上は喫緊の課題である中、イージス・アショアを導入すれば、わが国を24時間・365日、 切れ目なく守るための能力を抜本的に向上できることになります。

一般に防衛装備品については、事態が切迫してから取得しようとしても、取得までには長期間を要します。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、防衛省として、いかなる事態にも対応し得るよう、万全の備えをすることは当然のことであると考えております。

また、現状のイージス艦では、整備・補給で港に入るため隙間の期間が生じることが避けられず、長期間の洋上勤務が繰り返されることとなり、乗組員の勤務環境は極めて厳しいものとなっております。イージス・アショアの導入により、隊員の負担も大きく軽減され、さらには、イージス艦を元来の任務である海洋の安全確保任務に戻すことが可能になり、わが国全体の抑止力向上につながります。

イージス・アショア2基の配備候補地について、防衛省において検討を行った結果、秋田県の陸自新 屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を選定したところです。こうしたことを受け、18 (平成30) 年 6月1日には、福田防衛大臣政務官及び大野防衛大臣政務官が秋田・山口両県をそれぞれ訪問し、また、 同月22日には、小野寺防衛大臣が両県を訪問し、配備の必要性などについてご説明しました。

防衛省としては、今後とも、配備に際して、地元住民の皆様の生活に影響が生じないよう、十分な調査や対策を講じるとともに、配備の必要性や安全性などについて、引き続き、誠心誠意、一つ一つ丁寧に説明し、地元の皆様から頂戴する様々な疑問や不安を解消すべく努めてまいりたいと考えています。

2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている²⁴。

(2) 日米BMD技術協力など

平成11 (1999) 年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05 (平成17) 年12月の安全保障会議(当時)及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発²⁵に着手することを決定した。この共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06 (平成18) 年6月から開始されている。

17 (平成29) 年2月及び6月、日米両国は、米

²⁴ 具体的には、06 (平成18) 年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー (いわゆる [Xバンド・レーダー]) が配備され、BMD能力搭載イージス艦が、わが国及びその周辺に前方展開している。また、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3を、07 (平成19)年10月には青森県に統合戦術地上ステーション(JTAGS)を配備した。さらに、14 (平成26)年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーを配備した。

²⁵ これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04 (平成16) 年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11 (平成23) 年6月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)の共同発表においてその旨を発表した。

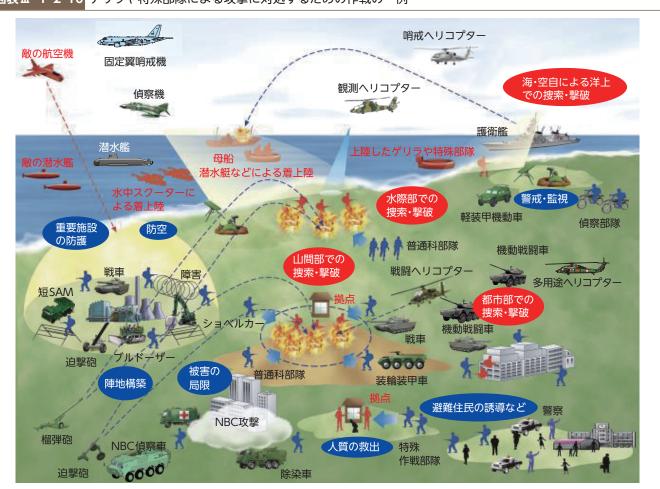
なお、14 (平成 26) 年4月、防衛装備移転三原則 (移転三原則) が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海 外移転を認め得るものと整理されている。

国ハワイ沖においてSM-3ブロックⅡAの海上発 射試験を実施するとともに、試験データの解析な どを行い、要求性能を満たしていることなどを確 認した。

現在、米国は開発作業の一環として、イージス・ システムとSM-3ブロックⅡAやレーダー間のデー タ連接の確認を実施しており、わが国としても引 き続き必要に応じて協力することとしている。

4 ■ ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応

図表Ⅲ-1-2-10 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



高度に都市化・市街化が進んでいるわが国にお いては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、 平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こう した事案には、潜入した武装工作員²⁶などによる 不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態で あるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々 な態様がある。

1 基本的考え方

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明

な段階においては、第一義的には警察機関が対処 を実施し、防衛省・自衛隊は情報収集、自衛隊施 設の警備強化を実施する。状況が明確化し、一般 の警察力で対処が可能な場合、必要に応じ警察官 の輸送、各種機材の警察への提供などの支援を行 い、一般の警察力で対処が不可能な場合は、治安 出動により対処する。さらに、わが国に対する武 力攻撃と認められる場合には防衛出動により対処 する。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、 民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対す る襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処に当たっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリラや特殊部隊の捜索及び撃破を重視して対応する。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立する。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲又は撃破する。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-10 (ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例)

3 武装工作員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事 案の様相に応じて対応する。その際、警察機関と の連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊



志賀原発における北陸3県警と陸自第14普通科連隊との共同訓練において 警察の誘導を受け前進する陸自部隊 (17 (平成29) 年10月)

と警察との連携要領についての基本協定²⁷や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している²⁸。

Q 参照 Ⅱ部3章2節3項1(治安出動)

(2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、12 (平成24)年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施²⁹するなど、連携の強化を図っている。さらに、海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

4 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学 (NBC) 兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。1995 (平成7) 年3月の東京での地下鉄サリン事件³⁰などは、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行う。

²⁷ 防衛庁 (当時) と国家公安委員会との間で締結された 「治安出動の際における治安の維持に関する協定」 (1954 (昭和29) 年に締結。00 (平成12) 年に全部改正)

^{28 04 (}平成 16) 年には、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成している。

^{29 12 (}平成24) 年には伊方発電所 (愛媛県)、13 (平成25) 年には泊発電所 (北海道)、美浜発電所 (福井県)、14 (平成26) 年には島根原子力発電所 (島根県)、15 (平成27) 年には東通原子力発電所 (青森県)、柏崎刈羽原子力発電所 (新潟県)、16 (平成28) 年には高浜発電所 (福井県)、17 (平成29) 年には浜岡原子力発電所 (静岡県)、志賀原子力発電所 (石川県) の敷地においても訓練を実施している。

³⁰ 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名(オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数)などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への 対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防 護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほ か、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。

さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定 し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにお ける防護器材の整備を行っている。

5 ■ 海洋安全保障の確保に向けた取組

1 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略に基づきわが国は、「開かれ 安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割 を発揮し、シーレーンにおける様々な脅威に対し て海賊対処などの必要な措置を取り、海上交通の 安全を確保することや、海洋安全保障にかかる協 力の推進などに取り組むこととしているほか、わ が国のシーレーン沿岸国などの海上保安能力の向 上を支援することとしている。

13 (平成25) 年に閣議決定された海洋基本計 画が見直され、18 (平成30)年5月、新たな海洋 基本計画31が閣議決定された。本計画においては、 海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉

え、「総合的な海洋の安全保障 | として政府一体と なって取り組むとともに、関係各国と連携・協力 しつつ「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推 進することとしている。

▶防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、「開かれ安定した海洋」の秩 序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海 賊対処行動を実施するほか、同盟国などとより緊 密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援すると ともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の 充実などの各種取組を推進している。

Q 参照 2章2節 (海洋安全保障の確保)

6 ■ 宇宙空間における対応

人工衛星を活用すれば、地球上のあらゆる地域 へのリモートセンシングや通信、測位などが可能 となることから、各国は、宇宙空間を積極的に活 用しており、情報収集能力や指揮統制・情報通信 能力の強化のため、画像収集衛星、通信衛星や測 位衛星をはじめ各種衛星の能力向上に努めている。

こうした中、専守防衛を旨とするわが国にとっ ては、各種事態の兆候を事前に察知するための情 報収集やわが国周辺海空域の警戒監視を強化する うえで、また、自衛隊が国際平和協力活動などに おける通信手段などを確保するうえで、いかなる 国家の領域にも属さず、地表の地形などの条件の 制約を受けない宇宙空間の利用は極めて重要であ る。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-11 (宇宙利用のイメージ)

政府全体としての取組

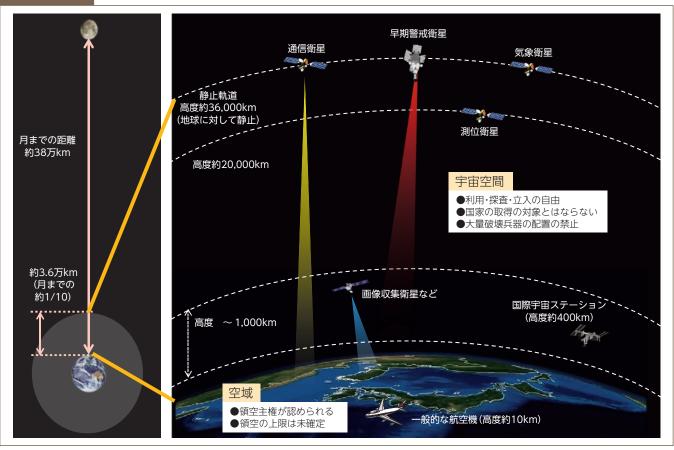
12 (平成24) 年7月に内閣府に設置された宇宙 戦略室³²が、政府全体の宇宙開発利用に関する政 策の企画・立案・調整などを行っている。宇宙政 策を巡る環境の変化や、13 (平成25) 年に閣議決 定された国家安全保障戦略を踏まえ、15(平成 27) 年1月には、内閣に設置されている宇宙開発 戦略本部において、宇宙基本計画³³が決定された。 この計画は、産業界における投資の「予見可能性」 を高め、産業基盤を強化するための、今後20年程 度を見据えた10年間の長期整備計画となってお

³¹ 最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、海洋の主要施策として、①海洋の産業利用の促進、②海洋環境の維持・保全、 ③科学的知見の充実、④北極政策の推進、⑤国際連携・国際協力、⑥海洋人材の育成と国民理解の増進についての基本的な方針を定めている。

^{32 16 (}平成28) 年4月に、宇宙戦略室から宇宙開発戦略推進事務局に改組された。

^{33 16 (}平成28) 年4月1日閣議決定

図表Ⅲ-1-2-11 宇宙利用のイメージ



り、①宇宙安全保障の確保、②民生分野における 宇宙利用の推進、③宇宙産業及び科学技術の基盤 の維持・強化を目標としている。また、宇宙シス テムへの依存度と宇宙空間の脅威・リスクが高ま る中、脅威・リスクの探知・回避、システム自体 の抗たん性強化、早期の機能回復などにより、宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙システムの機能保証 (Mission Assurance) にかかる取 組を進めている。

16 (平成28) 年11月には、わが国の宇宙開発利用の進展に対応していくため、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 (宇宙活動法)、及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律 (衛星リモセン法)の両法案が国会にて可決され、17 (平成29) 年11月には、宇宙活動法の一部及び衛星リモセン法が施行された。

宇宙活動法では、打上げの許可制や、賠償措置 義務、政府補償など、わが国の宇宙開発及び利用 における、公共の安全確保及び当該損害の被害者 の迅速な保護を図るために必要な事項が定められ ており、同法の一部施行により、許可申請の受付が開始された。また、衛星リモセン法では、①リモセン装置の使用の許可、②リモセン記録(いわゆる衛星画像)を取扱う者の認定や③衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の制度などが定められた。

2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊が今後とも多様な任務を効果的かつ効率的に遂行していくためには、宇宙空間の利用が極めて重要である。このため、防衛大綱では、宇宙空間における自衛隊の体制整備に当たり、様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組などを通じて衛星の抗たん性を高め、各種事態が発生した際にも継続的に能力を発揮できるよう、効果的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保することとしている。また、こうした取組に際しては、国内の関係機関や米国との有機的な連携を図ることとしている。その取

組の一環として、防衛省は、宇宙空間における各国 との連携強化や、将来の宇宙政策立案の資とする ため、米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習 である「シュリーバー演習」に平成30(2018)年 度に初めて参加する方向で検討を進めている。

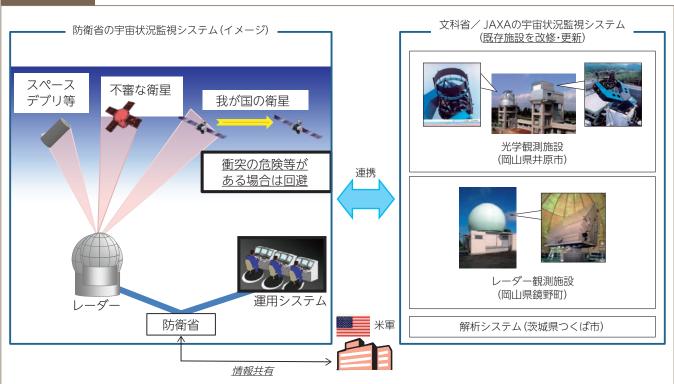
防衛省では、国家安全保障戦略、防衛大綱の策 定を受け、「宇宙開発利用に関する基本方針 | を、 14 (平成26) 年8月に改訂した。また、宇宙分野に おける日米防衛当局間の協力を一層促進する観点 から、15 (平成27) 年4月には、米国と「日米宇宙 協力ワーキンググループ」(SCWG)を設置し、こ れまでに4回開催した。引き続き、①宇宙に関する 政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専 門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実 施など、幅広い分野での検討を推進している。

さらに、防衛省・自衛隊は、部隊運用で極めて 重要な指揮統制などの情報通信に使用するため、 17 (平成29) 年1月、防衛省として初めて所有・ 運用するXバンド防衛通信衛星 「きらめき2号」 を、18 (平成30) 年4月には「きらめき1号」を 打ち上げた。今後、将来の通信所要などの増大を 踏まえ、通信の統合化や高速・大容量化を図るた め、「きらめき3号 | の着実な整備を進め、Xバン ド防衛通信衛星全3機体制の早期実現を目指す。

3 宇宙状況監視体制の構築

宇宙空間を利用するに当たっては、その安定的 な利用を確保する必要がある。しかしながら、字 宙空間において、宇宙ゴミ(デブリ)が急激に増加 しており、デブリと人工衛星が衝突して衛星の機 能が著しく損なわれる危険性が増大している。ま た、人工衛星に接近して妨害・攻撃・捕獲するキ ラー衛星の開発・実証試験が進められていると推 測されており、宇宙空間の安定的利用に対する脅 威が増大している。このため、防衛省としては、宇 宙基本計画を踏まえ、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) などの国内関係機関や米国と連携しつつ、 宇宙を監視し、正確に状況を認識するための宇宙 状況監視 (SSA) 体制を平成34 (2022) 年度まで に構築することを目指しており、わが国の人工衛 星にとって脅威となる宇宙ゴミなどを監視するた めのレーダーと運用システムの整備を進めている。 その際、関係政府機関などが一体となった効果的

図表Ⅲ-1-2-12 宇宙状況監視 (SSA) 体制構築に向けた取組



- 文科省/JAXAと連携し、防衛省の宇宙状況監視システムを平成34年度までに構築〈宇宙基本計画〉
- 28年度からシステム全体設計に着手
- 29年度以降、運用システム・センサの整備に着手

な運用体制を構築していく必要がある。この点、 JAXAは、低高度周回軌道(高度1,000km以下) を監視する能力を有するレーダー及び静止軌道 (高度約3万6,000km)を監視する能力を有する 光学望遠鏡を整備する計画を進めており、防衛省 が整備する主として静止軌道を監視する能力を有 するレーダーと合わせ、わが国として効率良く宇 宙空間を監視する体制が整う計画となっている。

これらの体制整備にかかる取組に際して、空自はこれまでの防衛力整備により得た知見を活用して、レーダーや運用システムなどの整備を行うとともに、それらを運用する部隊の新編に向けた検討を進めている。

また、SSA体制の構築のためには、諸外国との継続的な意見交換や情報共有、今後の協力のあり方に関する議論を行うことが不可欠である。防衛省は、米戦略軍主催のSSA多国間机上演習「グローバル・センチネル」に16(平成28)年から毎年参加しており、SSA運用にかかる知見を修得するとともに、今後の米国などとの協力強化を図っている。こうしたSSA能力の向上の取組は、宇宙空間における新たな脅威に対する抑止力の向上にも寄与するものである。

Q参照 図表Ⅲ-1-2-12 (宇宙状況監視 (SSA) 体制構築に向けた取組)、Ⅱ部2章3節 (平成30年度の防衛力整備)Ⅱ部4章2節3項5 (宇宙及びサイバー空間に関する協力)

7 ■ サイバー空間における対応

情報通信技術は、その急速な発展と普及に伴い、現在では社会経済活動における基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、ひとたびシステムやネットワークに障害が起きた場合、国民生活や経済活動に大きな打撃を与える可能性がある。これは防衛省・自衛隊でも同じであり、仮にサイバー攻撃により自衛隊の重要なシステムの機能が停止した場合、わが国の防衛の根幹に関わる問題が発生する可能性がある。

1 政府全体としての取組など

サイバーセキュリティに関し、平成28 (2016) 年 度に政府機関への脅威と認知された件数は約711 万件に上り、その脅威は年々深刻化している³⁴。

増大するサイバーセキュリティに対する脅威に対応するため、14 (平成26) 年11月には、わが国のサイバーセキュリティの施策の基本理念や国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、わが国の安全保障などに寄与することを目的としたサイバーセキュリティ

基本法が成立した。

これを受けて、15 (平成27) 年1月には、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部が、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) 35 が設置され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととなった。また、同年9月には、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略が策定され、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出、発展させ、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、国際社会の平和、安定及びわが国の安全保障に寄与することとされた。

2 防衛省・自衛隊の取組

(1) 政府全体としての取組への貢献

防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省、外務省 と並んで、サイバーセキュリティ戦略本部の構成

^{34 「}サイバーセキュリティ政策に係る年次報告 (2016年度)」 (17 (平成29) 年7月13日サイバーセキュリティ戦略本部決定) による。

³⁵ サイバーセキュリティ基本法の成立に伴い、15 (平成27) 年1月に、内閣官房情報セキュリティセンター (NISC: National Information Security Center) から、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC: National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity) に改組され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととされた。



員として、NISCを中心とする政府横断的な取組 に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交 流、サイバー攻撃に関する情報提供などを行って いるほか、CYMATに対し要員を派遣している。

・人材育成のため、米国カーネギーメロン大学 付属機関、国内大学院への留学や各自衛隊の

・セキュリティ意識の醸成のため、職場におけ

る教育、防衛大学校における専門教育の実施

専門課程における教育の実施

また、NISCが実施している府省庁の情報シス テムの侵入耐性診断を行うに当たり、自衛隊が有 する知識・経験の活用について検討することとし ている。

(2) 防衛省・自衛隊独自の取組

⑤人材育成

防衛省・自衛隊独自の取組として、自衛隊指揮 通信システム隊などが24時間態勢で通信ネット ワークを監視している。また、14(平成26)年3 月には、自衛隊指揮通信システム隊のもとにサイ バー防衛隊を新編し、体制を充実・強化している。 このほか、防衛省・自衛隊では、情報通信シス テムの安全性向上を図るための侵入防止システム などの導入、サイバー防護分析装置などの防護シ

要領を定めた規則36の整備、人的・技術的基盤の 整備、情報共有の推進、最新技術の研究など、総 合的な施策を行っている。

統裁·評価

研究

模擬環境での対抗演習が

実施可能

平成30 (2018) 年度においては、日々高度化・ 巧妙化するサイバー攻撃に適切に対応するため、 サイバー防衛隊を約110名から約150名に増員 するほか、陸・海・空自衛隊のサイバー防護部隊 についても増員することとしている。これにより、 サイバー攻撃対処を行う部隊の規模を約350名 から約430名へと拡充することとしている。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-13 (防衛省・自衛隊におけるサイバー攻 撃対処のための総合的施策)、資料37 (防衛省のサイ バーセキュリティに関する近年の取組)

(3) 米国との協力

同盟国である米国との間では、共同対処も含め 包括的な防衛協力が不可欠であることから、防衛 当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策 ワーキンググループ」(CDPWG)を設置した。 Cyber Defense Policy Working Group

ステムの整備、サイバー攻撃対処に関する態勢や

³⁶ 防衛省の情報保証に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第160号) などがある。

VOICE

米国とのサイバーにかかる連携強化(連絡官の活動)

COLUMN

米陸軍サイバーCoE (ジョージア州フォートゴードン) 陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課付 2等陸佐 辻 洋平

私は、平成28年10月から米陸軍のサイバー教育機関において、 世界各国から派遣された連絡官とともに自衛隊初のサイバー連絡 幹部として勤務しています。

当地ではサイバー要員育成のための高度な教育が実施されていることから、陸上自衛隊のサイバー要員育成に資するため、米軍の各種取り組みについて情報収集するとともに、新たな試みである米陸軍のサイバー教育課程への陸上自衛官の入校について調整しています。

引き続き、初代の連絡官として日米及びその他友好国との連携強化に尽力していくとともに、今後派遣される連絡官が円滑に業務を遂行できるよう基盤を整えていきたいと思います。



他国の連絡官と共にミーティング中の筆者 (中央)

この枠組みでは、①サイバーに関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③サイバー攻撃対処を取り入れた共同訓練の推進、④専門家の育成・確保のための協力などについて、5回にわたり会合を実施している。また、15(平成27)年5月には今後の具体的な協力の方向性を示した共同声明を発表した。

また、日米両政府全体の取組である「日米サイバー対話」への参加や、02 (平成14) 年より議論を重ねてきた、防衛当局間の枠組みである「日米ITフォーラム」の開催、米陸軍のサイバー教育機関への連絡官の派遣を通じ、米国との連携強化を一層推進していくこととしている。

(4) その他の国などとの協力

防衛省においては、オーストラリア、英国、エストニアなどとの間で、防衛当局間によるサイバー協議を設け、脅威認識やそれぞれの取組に関する意見交換を行っている。またNATOとの間では、防衛当局間のサイバー協議である「日NATOサイバー防衛スタッフトークス」を設けているほか、NATOが主催するサイバー防衛演習(Cyber Coalition)にオブザーバー参加するなど、運用面での協力も見据えた取組を行っている。さらに、エストニアに設置されているNATO

サイバー防衛協力センター (CCDCOE) が主催 Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence する「サイバー紛争に関する国際会議」(CyCon) への参加を続けているほか、同センターが主催するサイバー防衛演習 (Locked Shields) へもオブザーバー参加している。また、18 (平成30) 年1月に、わが国の同センターへの参加が承認されたことを受け、今後、防衛省からの職員派遣を通じて、サイバー分野での協力関係をさらに発展させることとしている。

このほか、シンガポール、ベトナム、インドネシアの防衛当局間で、ITフォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組及び技術動向に関する意見交換を行っている。

サイバー攻撃が国境を越えて行われることを踏まえれば、今後も、各国の防衛当局やCCDCOEなどの関係機関との意見交換やサイバー防衛演習への積極的な参加を通じ、サイバー分野における国際連携を強化していくことが重要である。

国内においては、13 (平成25) 年7月に、サイバーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をコアメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」(CDC)を設置し、共同訓練などを通じて、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

8 = 大規模災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生 時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災 者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、 医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々 な活動を行っている。

1 基本的な考え方

大規模災害などの発生に際しては、所要の部隊 を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すと ともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり 持続する。また、被災住民や被災した地方公共団 体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機 関、地方公共団体、民間部門と適切に連携・協力 し、人命救助、応急復旧、生活支援などを行う。

また、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うための 初動対処態勢を整えており、この部隊を「FAST-Force (ファスト・フォース)」と呼んでいる。

Q参照 図表Ⅲ-1-2-14 (大規模災害などに備えた待機態勢 (基準))、Ⅱ部3章2節4項(災害派遣など)

防衛省・自衛隊の対応

(1) 自然災害への対応

ア 平成29年7月九州北部豪雨にかかる災害派 遣

17 (平成29) 年7月5日、大雨による道路の冠 水や土石流などにより、福岡県朝倉郡東峰村及び 大分県日田市の各地で道路が寸断され、孤立者が 発生した。同日、福岡県知事及び大分県知事から の災害派遣要請を受け、自衛隊は、福岡県におい ては同年8月20日までの間、大分県においては 同年7月13日までの間、人命救助、行方不明者捜 索、道路啓開、人員及び物資輸送、給水支援、給食 支援、入浴支援を実施した。本派遣の規模は、人 員延べ約8万1.950名、車両延べ約7.140両、航 空機延べ169機に上った。

イ 鳥インフルエンザにかかる災害派遣

18 (平成30) 年1月、香川県さぬき市の農場に おいて、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認 され、速やかに鶏の殺処分などの防疫措置を行う 必要が生じた。自衛隊は、香川県知事からの災害 派遣要請を受け、鶏の殺処分などを実施した。本 派遣の規模は、人員延べ約410名、車両延べ約75 両に上った。

ウ 山林火災にかかる災害派遣

17 (平成29) 年6月から18 (平成30) 年6月末 までに発生した山林火災のうち、岩手県、群馬県、 東京都、長野県(2件)、山梨県、兵庫県、島根県、 大分県、宮崎県において、地方公共団体が消火活 動を実施するも鎮火に至らず、このため自衛隊 は、各都県知事からの災害派遣要請を受け、空中 消火活動などを実施した。本派遣の規模は合計 10件で、人員延べ約110名、車両延べ約37両、 航空機延べ110機、散水量約1,778t、散水回数 414回に上った。

エ 噴火に伴う人命救助などにかかる災害派遣

18 (平成30) 年1月、群馬県草津白根山で噴火

図表Ⅲ-1-2-14 大規模災害などに備えた待機態勢(基準)

FAST-Force

共通

震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢

FAST-Force (陸自)

全国で初動対処部隊(人員:約3,900名、車両:約1,100両、航空機:約40機)が24時間待機し1時間を基準に出動 各方面隊ごとに、ヘリコプター(映像伝送)、化学防護、不発弾処理などの部隊が待機

FAST-Force (海自)

艦艇待機:地方総監部所在地ごと、1隻の対応艦艇を指定

航空機待機(約20機):各基地において、15分~2時間を基準に出動

FAST-Force (空自)

対領空侵犯措置のための待機

航空救難及び緊急輸送任務のための待機(約10~20機):各基地において、15分~2時間を基準に出動 ※震度5強以上の地震が発生した場合は、待機している航空機を任務転用して情報収集などを実施

が発生し、同県吾妻郡草津町のスキー場において、 噴石により負傷者などが発生した。このため自衛 隊は、群馬県知事からの災害派遣要請を受け、人 命救助などを実施した。本派遣の規模は、人員約 280名、車両約75両、航空機9機に上った。

オ 給水支援にかかる災害派遣

18 (平成30) 年1月以降、水道管の破裂などにより、新潟県佐渡市、石川県輪島市、島根県大田市、沖縄県宮古島市で断水などが発生した。このため自衛隊は、各県知事からの災害派遣要請を受け、給水支援を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約765名、水トレーラーなど延べ約450両、給水量約349tに上った。

カ 大雪にかかる災害派遣

18 (平成30) 年2月、福井県あわら市、福井市、越前市や吉田郡永平寺町において、大雪の影響により多数の車両の立ち往生などが発生した。自衛隊は、福井県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助や除雪支援などを実施した。本派遣の規模は、人員延べ約4,960名、車両延べ約820両、車両救出台数約1,190両、食料等配布約6,750食、除雪距離約31.8km、給油支援約1万5,320ℓに上った。

キ 山崩れに伴う人命救助にかかる災害派遣

18 (平成30) 年4月、大分県中津市耶馬溪町において山崩れが発生し、住宅が土砂に埋まり、住人が安否不明となった。このため自衛隊は、大分県知事からの災害派遣要請を受け、人命救助を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約3,250名、車両延べ約845両、航空機延べ2機に上った。

ク 大阪府北部を震源とする地震にかかる災害派 遣

18 (平成30) 年6月、大阪府北部を震源とする



大阪府北部を震源とする地震における陸自による入浴所開設の様子 (18 (平成30) 年6月)

地震(マグニチュード6.1)により、大阪府吹田市、 箕面市、高槻市、茨木市で断水などが発生した。こ のため自衛隊は、大阪府知事からの災害派遣要請 を受け、給水支援や入浴支援などを実施した。本 派遣の規模は、人員延べ約1,145名、水トレーラー など延べ約280両、航空機延べ12機に上った。

ケ 平成30年7月豪雨にかかる災害派遣

18 (平成30) 年7月、東日本から西日本の広い 範囲で記録的な大雨により、各地で河川の氾濫、 大規模な浸水、土砂災害が多数発生した。このた め自衛隊は、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山 口県、高知県、愛媛県、福岡県の各府県知事からの 災害派遣要請を受け、最大74か所の地方公共団体 に連絡員約300名を派遣して緊密な連携を図りな がら、人命救助、孤立者救助、給水支援、入浴支 援、物資輸送、水防活動、道路啓開などを実施して いる。なお、支援の一環として、防衛省が契約する 民間船舶「はくおう」を活用し、広島県三原市尾道 糸崎港において入浴支援などを実施している。今 般の豪雨に際しては、自衛隊の活動が長期化され ることが見込まれることから、11(平成23)年の 東日本大震災及び16 (平成28) 年の熊本地震以来 3回目となる即応予備自衛官の招集を行い、最大 で約300名の即応予備自衛官が生活支援活動に従 事している。本派遣の規模は、人員最大約3万 3.100名、艦船最大28隻(民間船舶「はくおう」1 隻を含む)、航空機最大38機、人命救助・孤立者 救助者数2,284名、給水量約1万7,691t、入浴支 援者数5万2,372名、給食支援1万3,290食に上っ ている (18 (平成30) 年7月20日現在)。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-15 (災害派遣の実績 (平成29年度))、資料38 (災害派遣の実績 (過去5年間))



平成30年7月豪雨における陸自による捜索救助活動の様子 (18 (平成30)年7月)

VOICE

福岡県における孤立者救助活動

第5施設団第9施設群(福岡県小郡市) 第9施設群長 1等陸佐 山本 真也

我が第9施設群は災害派遣実施の担任地域として福 岡県朝倉市と東峰村を担当しています。当地は豊かな 水量を誇る筑後川に面し三郡山地を背にする地形です。 自然の恵み豊かな土地柄である一方、以前より水害に 悩まされた地域でした。

平成29年7月5日(水)、当地は朝からの集中豪雨の 為、大雨洪水警報が発表中でした。19時頃、県知事より 第4師団長に災害派遣要請がありました。私は警察誘導 の下、朝倉市杷木支所に前進し、現地調整の上、松末小 学校など孤立施設へ救助のため1コ中隊を派遣しました。

一方、東峰村は道路寸断のため、連絡班が東峰村役場



福岡県朝倉郡東峰村における活動状況 (17 (平成29) 年7月)

に未到着で、かつ関連情報も皆無の状況下、私は群主力を率い現地に向かいました。群で保有している建 設器材により道路を啓開しつつ前進し、東峰村役場に到着したのは6日(木)未明でした。

最初の任務は、岩屋地区の土石流による倒壊家屋からの人命救助などでした。東峰村役場職員の案内 の下、下敷きになっていた親子を救出した旨、報告を受けた時の感激は今でも忘れられません。本災害派 遣間、私は終始、村長の隣に位置し被害状況の把握とこれに基づく対処要領の検討、各中隊への指示など を実施しました。

任務達成できた要因は、被災者第一の精神で、自治体、警察、消防の方々をはじめ関係者が一体となっ た活動にありました。一日も早い復興を心からお祈りします。

VOICE

福井県における大雪に係る災害派遣について

第14普通科連隊(石川県金沢市) 重迫擊砲中隊射擊幹部 2等陸尉 三原 潤

私は、福井県北部における豪雪に伴う災害派遣に小 隊長として参加しました。

派遣要請に備えて派遣準備を指示し、要請後は直ち に隊員とともに現場に向かいました。1日あたり約 50cmもの雪が降り積もる中、我々は、除雪車が作業で きるよう夜を徹して一両ずつ車両の周りをスコップ片 手に手作業で除雪しました。

このような厳しい中においても、日頃の練成で培っ た体力・気力、部隊の団結により任務を完遂すること ができました。



除雪活動中の隊員(18(平成30)年2月)

私は、あらゆる任務に即応して、これを完遂するための物心両面の準備、日々の練成、仲間との団結の 重要性を改めて強く認識しました。これからも、地域住民の期待に応えられるよう日々隊員と共に任務 に邁進していきます。

図表Ⅲ-1-2-15 災害派遣の実績(平成29年度)

区分	件数	のべ人員	のべ車両 (両)	のべ航空 機(機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・ 地震など	5	6,115	1,026	20	0
急患輸送	401	2,007	12	413	0
捜索救助	16	1,927	173	44	7
消火支援	66	11,072	1,343	295	0
その他	13	2,717	786	20	32
合 計	501	23,838	3,340	792	39
九州北部 豪雨	_	約81,950	約7,140	169	0

※九州北部豪雨については、29年度の派遣実績から除く。



大規模地震時医療活動訓練において仙台空港で空輸した患者を救急車に 引き継ぐ空自第1輸送航空隊 (17 (平成29) 年7月)

(2) 救急患者の輸送など

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの 救急患者を航空機で緊急輸送 (急患輸送) してい る。平成29 (2017) 年度の災害派遣総数501件 のうち、401件が急患輸送であり、南西諸島 (沖 縄県、鹿児島県) や小笠原諸島 (東京都)、長崎県 の離島などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない、本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害の場合については、海上保安庁からの要請に基づき海難救助を実施しているほか、状況に応じ、機動衛生ユニットを用いて重症患者を空自C-130H輸送機にて搬送する広域医療搬送も行っている。

さらに、平成29 (2017) 年度には、66件の消火支援を実施しており、そのうち、55件が自衛隊の施設近傍の火災への対応であった。

(3) 原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、「自衛隊原子力災害対処計画」を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。さらに、14(平成26)年10月以降、内閣府(原子力防災担当)に自衛官(18(平成30)年4月1日現在5人)を出向させ、原子力災害対処能力の実効性の向上に努めている。

(4) 各種対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、各種の災害に際し十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする態勢を整備している。その際、東日本大震災などの教訓を十分に踏まえることとしている。

また、防衛省・自衛隊は、中央防災会議で検討されている大規模地震に対応するため、防衛省防災業務計画に基づき、各種の大規模地震対処計画を策定している。

(5) 自衛隊が実施・参加する訓練

自衛隊は、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、各種の防災訓練を実施しているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方公共団体などの関係機関との連携強化を図っている。

ア 自衛隊統合防災演習 (JXR)

Joint Exercise for Rescue

17 (平成29) 年6月、南海トラフ地震を想定して机上演習及び指揮所演習を行い、自衛隊の災害対処能力の向上を図った。

イ 日米共同統合防災訓練 (TREX)

Tomodachi Rescue Exercis

17 (平成29) 年11月、南海トラフ地震発生時における在日米軍との共同対処を実動により実施し、自衛隊と在日米軍との連携による震災対処能力の維持・向上や関係地方公共団体などとの連携の強化を図った。

ウ 離島統合防災訓練 (RIDEX)

17 (平成29) 年9月、沖縄県が計画する沖縄県 総合防災訓練に参加して、離島における突発的な 大規模災害への対処について実動による訓練を実 施し、自衛隊の離島災害対処能力の維持・向上や 関係地方公共団体などとの連携の強化を図った。

エ その他

17(平成29)年6月には、陸自中部方面隊が南 海トラフ地震を想定した訓練「南海レスキュー29| を、同月には陸自東部方面隊が南海トラフ地震を 想定した訓練 「ビッグレスキューあづま 2017」を 実施するなど、震災対処能力の向上を図った。

さらに、防衛省災害対策本部運営訓練の実施 や、「防災の日」政府本部運営訓練などへも参加し ている³⁷。

(6) 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から

地方公共団体などと連携を強化することが重要で ある。このため、①自衛隊地方協力本部に国民保 護・災害対策連絡担当官(事務官)を設置、②自衛 官の出向(東京都の防災担当部局)及び事務官に よる相互交流 (陸自中部方面隊と兵庫県の間)、③ 地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知 見のある退職自衛官の推薦などを行っている。18 (平成30)年3月末現在、全国45都道府県・291 市区町村に432人の退職自衛官が、地方公共団体 の防災担当部門などに在籍している。このような 人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との 連携を強化するうえで極めて効果的であり、東日 本大震災などにおいてその有効性が確認された。 特に、陸自各方面隊は地方公共団体の危機管理監 などとの交流の場を設定し、情報共有・意見交換 を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。

Q 参照 資料65 (退職自衛官の地方公共団体防災関係部局に おける在職状況)

9 ■ 在外邦人等の保護措置及び輸送への対応

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊 急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、 救出など、又は輸送の依頼があった場合、外務大 臣と協議をしたうえで、自衛隊法第84条の3(在 外邦人等の保護措置) 又は同法第84条の4(在外 邦人等の輸送) に基づき、当該在外邦人等の保護 措置又は輸送を行うことができる。

このような行動を迅速かつ適確に実施するため、 自衛隊は、部隊を凍やかに派遣する熊勢をとってい る。具体的には、陸自ではヘリコプター部隊と誘導輸 送隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇(搭載航 空機を含む)を、空自では輸送機部隊と派遣要員を それぞれ指定するなどの待機態勢を維持している。

在外邦人等の保護措置や輸送は、陸・海・空自 の緊密な連携が必要となる。このため、在外邦人 等の保護措置や輸送については、平素から統合訓 練などを行っており、17 (平成29) 年9月から10 月には、ジブチにおいて国外展開及び活動能力の



[コブラ・ゴールド] における在外邦人等の保護措置訓練において 確認業務中の空自隊員 (タイ) (18 (平成30) 年2月)

向上並びに米軍との連携強化を目的とした在外邦 人等保護措置訓練を実施した。さらに、同年12月 には、国内において在外邦人等の保護措置におけ る一連の行動及び関係機関との連携要領を訓練 し、統合運用能力の向上及び関係機関との連携強 化を図った。また、毎年タイで行われている多国 間共同訓練「コブラ・ゴールド」の機会を活用し、

³⁷ 記載の他、平成29 (2017) 年度の訓練の実施及び参加として、①政府図上訓練への参加、②原子力総合防災訓練への参加、③大規模津波防災総合訓練への 参加、④大規模地震時医療活動訓練への参加、⑤九都県市合同防災訓練と連携した訓練への参加、⑥近畿府県合同防災訓練と連携した訓練への参加、⑦中部 ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会広域連携防災訓練と連携した訓練への参加、®南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会合同防災訓練と連 携した訓練への参加、⑨その他、地方公共団体などの行う総合防災訓練への参加がある。

18 (平成30) 年1月から2月には、外務省本省や 在タイ日本大使館などの協力のもと、同大使館職 員やその家族などの参加も得つつ、在外邦人等の 保護措置における一連の活動を訓練し、防衛省・ 自衛隊と外務省との連携を強化した。

防衛省・自衛隊は、これまで、次の4件の在外 邦人等の輸送を実施している。

04 (平成16) 年4月のイラクにおける邦人を含む外国人拘束事件に際し、空自C-130H輸送機により、邦人10名をイラクからクウェートまで輸送

した。13 (平成25) 年1月のアルジェリアにおける邦人拘束事件において、政府専用機により、邦人7名及び被害邦人の御遺体 (9人) を本邦に輸送した。16 (平成28) 年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件において、政府専用機により、被害邦人の御遺体 (7人) と御家族などを本邦に輸送した。同年7月の南スーダンにおける情勢悪化に際しては、空自C-130H輸送機により、大使館職員4名をジュバからジブチまで輸送した。

Q参照 Ⅱ部3章2節3項6(在外邦人等の保護措置・輸送)

10 = 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊は防衛出動により対処する。その際の対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相³⁸から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦³⁹は、空自が主体となって行う全般的な防空と、陸・海・空自が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。全般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国

土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

Q参照 図表Ⅲ-1-2-16 (防空のための作戦の一例)

2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-17(周辺海域の防衛のための作戦の一例)

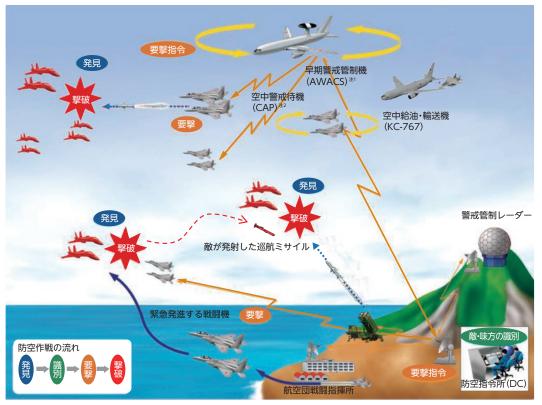
3 陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

³⁸ 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。

³⁹ 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

図表Ⅲ-1-2-16 防空のための作戦の一例

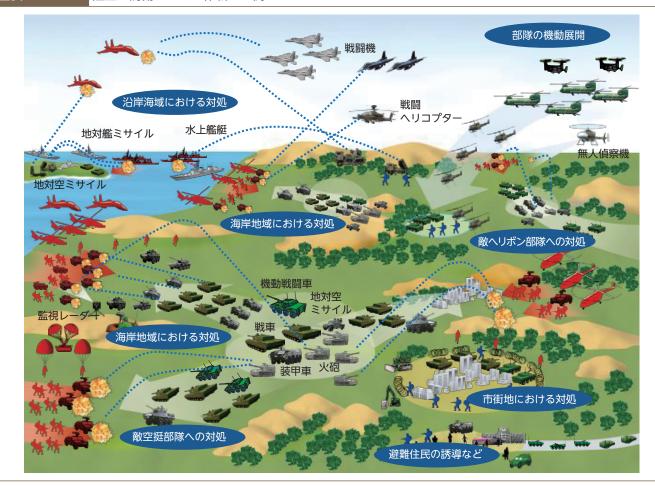


- 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

図表Ⅲ-1-2-17 周辺海域の防衛のための作戦の一例



図表Ⅲ-1-2-18 陸上の防衛のための作戦の一例



侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点において、早期に撃破することが必要である。

Q 参照 図表Ⅲ-1-2-18 (陸上の防衛のための作戦の一例)

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存して おり、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を 確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃などがあった場合、海上交通路は、 継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を組み合わせて、哨戒⁴⁰、船舶の護衛、海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯⁴¹を設定してわが国の船舶などを直接護衛する。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空(対空戦)は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受ける。

11 ■ 国民保護に関する取組

国民の保護に関する基本指針及び 防衛省・自衛隊の役割

05 (平成17) 年3月、政府は、国民保護法第32

条に基づき、国民の保護に関する基本指針(「基本 指針」)を策定した。この基本指針においては、武 力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや 特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航

⁴⁰ 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

⁴¹ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた 国民保護措置の実施に当たっての留意事項を定め

防衛省・自衛隊は、国民保護法及び基本指針に 基づき、防衛省・防衛装備庁国民保護計画を策定 している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態にお いては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力 で実施するとともに、国民保護措置については、 これに支障のない範囲で住民の避難・救難の支援 や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施すると している。

Q 参照 Ⅱ部3章2節1項4 (国民保護)

国民保護措置を円滑に行うための 防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のために は、関係省庁や地方公共団体などとの連携要領に ついて、平素から訓練を実施しておくことが重要 であり、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のも と、地方公共団体などの参加も得て、訓練を主催 しているほか、関係省庁や地方公共団体が実施す る国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

例えば、17 (平成29) 年11月には、長崎県雲仙 市において、国(内閣官房及び消防庁)や地方公 共団体(長崎県及び雲仙市)の主催により、武力 攻撃事態への認定がなされている中での弾道ミサ イルの発射・落下事案を想定した国民保護訓練が 行われ、陸自や海自、自衛隊長崎地方協力本部も 本訓練に参加した。

Q 参照 資料39 (国民保護にかかる国と地方公共団体との共 同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況 (平成29年 度))

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸自方面総監部や自衛隊 地方協力本部などに連絡調整を担当する部署を設 置し、地方公共団体などと平素から緊密な連携を 確保している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推 進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会 が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方 防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管 理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携 や対処計画・訓練の企画・実施などに活用してい る。

12 = その他の対応

軍事情報の収集

情勢の推移に応じて的確に防衛政策を立案し、 また、各種事態への対処において防衛力を効果的 に運用するためには、わが国周辺などにおける中 長期的な軍事動向を把握するとともに、各種事態 の兆候を早期に察知することが必要である。この ため、防衛省・自衛隊は、平素から、各種の手段 による情報の迅速・的確な収集に努めている。

防衛省・自衛隊による具体的な情報収集の手段 としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波 や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分 析、②各種画像衛星(情報収集衛星42を含む)から

のデータの収集・判読・分析、③艦艇・航空機な どによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、 (5)各国国防機関などとの情報交換、(6)防衛駐在官 などによる情報収集などがあげられる。

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増し ている中で、情報能力の強化が一層重要な課題と なっていることから、防衛省は、現在、収集・分 析・共有・保全などの全ての段階における情報能 力の総合的強化を図っている。具体的には、各種 情報を融合して情勢を視覚化するなどによる地理 空間情報の高度な活用、教育課程の統合・強化な どによる能力の高い分析官の確保、防衛駐在官の 派遣体制の強化などを進めることとしている。

⁴² 政府の情報収集衛星は、内閣衛星情報センターにおいて運用されているものであり、防衛省は他省庁とともに、情報収集衛星から得られる画像情報を利用 している。

こうした中、18 (平成30) 年2月には、昨今の欧州を巡る情勢の変化を受けて、平成26 (2014) 年度以降派遣をとりやめていたフィンランドに防衛駐在官を再派遣するとともに、18 (平成30) 年3月には、わが国にとって重要なシーレーンに位置するフィリピンやベトナムに追加派遣した。また、平成30 (2018) 年度中に、太平洋岸諸国における戦略的な情報収集などの重要性から、チリへの新規派遣を計画するとともに、シーレーンの沿岸国であり、部隊間交流、能力構築支援、防衛装備・技術協力の様々な分野が進展しているマレーシアや、欧州との連携・協力、相互の安全保障基盤を堅固なものにする必要性から、NATO及びEUの本部が所在するベルギーへの追加派遣を計画している。

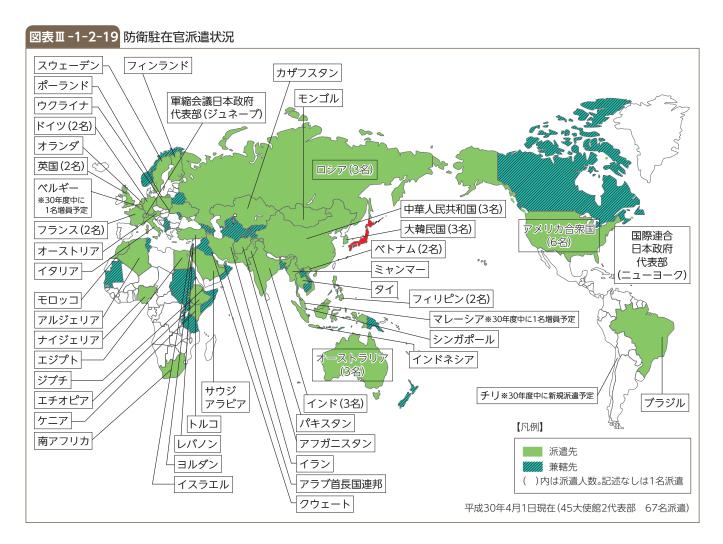
Q参照 図表Ⅲ-1-2-19 (防衛駐在官派遣状況)

2 電磁パルス攻撃 (EMP: Electro Magnetic Pulse) に対する取組

電磁パルス攻撃とは、核爆発などにより、瞬時 に強力な電磁波を発生させ、電子機器に過負荷を かけ、誤作動させたり破壊したりするものである。

このような攻撃は、防衛分野のみならず国民生活全体に影響がある可能性があり、内閣官房を中心として、防衛省のほか、経済産業省、国土交通省など政府全体で必要な対策を検討していくこととしている。

防衛省・自衛隊においては、各自衛隊の情報を 全国で共有するために必要となる通信網の多重化 を推進するほか、電磁パルス攻撃に対する装備品 の防護に関する研究を行うとともに、平成30年 度予算において、電磁パルス弾に関する要素技術 及び防護技術に関する検討を行うこととしている。





安全保障協力の 積極的な推進

安全保障・防衛分野における国際協力の必要性 と潜在性がかつてなく高まる中、防衛省・自衛隊 としても、国際協調主義に基づく「積極的平和主 義」の立場から、わが国の安全及び地域の平和と 安定、さらには国際社会全体の平和と安定及び繁 栄の確保に積極的に寄与していく必要がある。具 体的には、二国間・多国間の防衛協力・交流を強化するとともに、グローバルな安全保障上の課題などへの取組として、国連PKOや海賊対処行動をはじめ、国際平和協力活動その他の各種任務をより積極的に推進していくこととしている。

第1節

戦略的な国際防衛協力に向けて

1 ■ 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義と変遷

アジア太平洋地域の平和と安定は、わが国の安全保障に密接に関連するのみならず、グローバルなパワーバランスが変化する中で、国際社会においてもその重要性が増大してきている。この地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中する一方、安全保障面での地域協力の枠組みは十分に制度化されておらず、また、域内各国の政治・経済・社会体制の違いが大きく、各国の安全保障観も多様である。さらに、既存の国際法によらず力を背景とした一方的な現状変更を図る動きも継続している。特に、南シナ海などの問題は、海洋における法の支配、航行及び上空飛行の自由、ひいては東南アジア地域の安定に懸念をもたらしており、こうした問題への対応が地域の安定を確保する観点から重要な課題となっている。

こうした中、各国間の信頼を醸成するとともに、地域共通の安全保障上の課題に対して各国が協調して取り組む基盤を整えるためにも、国際情勢や安全保障上の課題を見据えながら、二国間・多国間で防衛分野の協力・交流をこれまで以上に効果的に推進していくための戦略的な国際防衛協力¹の必要性が高まっている。

防衛協力・交流の形態について、従来より、二国間の対話や交流を通じて、いわば顔が見える関係を構築することにより、対立感や警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気を醸成する努力が行われてきた。これに加え、近年では、国際協力の必要性の高まりに応じて、共同訓練や能力構築支援、防衛装備・技術協力、さらには物品役務相互提供協定などの制度的な枠組みの整備など、多様な手段を適切に組み合わせ、二国間の防衛関係を従来の交流から協力へと段階的に向上させてきている。

また、域内の多国間安全保障協力・対話も、従来の対話を中心とするものから域内秩序の構築に向けた協力へと発展しつつある。こうした二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的かつ実質的に推進し、地域及びグローバルな安全保障環境の改善につなげていくことが重要となっている。

Q 参照 資料40 (多国間安全保障対話の主要実績 (アジア太 平洋地域・最近5年間))、資料42 (留学生受入実績 (平成29年度の新規受入人数)) 図表Ⅲ-2-1-1 (ハイレベルの交流実績 (17 (平成29) 年6月~18 (平成30) 年6月))、図表Ⅲ-2-1-2 (安全

の必要性が高まっている。 保障対話・防衛交流)

^{1 15 (}平成 27) 年12月16日、安倍内閣総理大臣は自衛隊高級幹部会同において、「従来の発想にとらわれることなく、大胆に、戦略的な国際防衛協力を進めてほしい。そのことによって、私が地球儀を俯瞰する視点で展開する、戦略的な外交・安全保障政策の一翼を担ってもらいたい。」と訓示した。

図表Ⅲ-2-1-1 ハイレベルの交流実績(17(平成29)年6月~18(平成30)年6月)



2 ■ 多国間安全保障枠組み・対話における取組

拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) や、 アジア太平洋地域における安全保障協力枠組みで あるASEAN地域フォーラム² (ARF) をはじめと した多国間枠組みの取組が進展しており、安全保 障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤と なっている。わが国としても、日ASEAN防衛当 局次官級会合や東京ディフェンス・フォーラムを 毎年開催するなど、地域における多国間の協力強 化に寄与してきている。

Q 参照 資料 40 (多国間安全保障対話の主要実績 (アジア太 平洋地域・最近5年間))、資料41 (各種協定締結状 況)、資料42 (留学生受入実績 (平成29年度の新規受 入人数))、資料43 (防衛省主催による多国間安全保

障対話)、資料44(その他の多国間安全保障対話など)

拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス) のもとでの取組

ASEAN諸国においては、域内における防衛当 局間の閣僚会合であるASEAN国防相会議 (ADMM) のほか、わが国を含め ASEAN 域外国 8か国³を加えた拡大ASEAN国防相会議(ADMM

- 2 ARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994 (平成6)年 から開催されている。 現在26か国 (ASEAN10か国 (ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジ ア (以上1995 (平成7) 年から)、ミャンマー (1996 (平成8) 年から) に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド (以上1996 (平成8) 年から)、ニュー ジーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル (以上1998 (平成10) 年から)、北朝鮮 (00 (平成12) 年から)、パキスタン (04 (平成 16) 年から)、東ティモール (05 (平成 17) 年から)、バングラデシュ (06 (平成 18) 年から)、スリランカ (07 (平成 19) 年から) を加えた 26 か国) と1機 関(欧州連合 (EU:European Union)) がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野 について意見交換を行っている。
- 10 (平成22) 年10月に発足し、ASEAN域外国として、わが国のほか、米国、オーストラリア、韓国、インド、ニュージーランド、中国及びロシアが参加し

図表Ⅲ-2-1-2 安全保障対話・防衛交流

区分	類型	意義	主要な取組
一個體	防衛首脳など ハイレベルの交流	双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を通じて、相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図るとともに、じ後の交流にはずみをつける。	●防衛大臣と各国国防大臣の対話・相互訪問●防衛副大臣、防衛大臣政務官、事務次官、防衛審議官、統幕長、陸・海・空幕長クラスの対話・相互訪問
	防衛当局者間の 定期協議など	国防政策の企画立案者同士が継続的に直接意見を交換することで、ハイレベルの対話・交流の基礎とするとともに、当該国との相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進に寄与する。	局長、審議官クラスの実務者同士による協議統幕、陸・海・空自と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍との間の対話
	部隊間の交流	共同訓練や交流行事などを通じて相互の信頼・協力 関係の充実・強化の増進を図る。	●人的交流●練習艦隊などの艦艇、航空機の相互訪問、捜索・救難などに関する共同訓練の実施
	留学生の交換	本来的な教育上の目的のほかに、比較的長期の滞在による人的交流を通じて、相手国の防衛政策や部隊の実態などに対する理解や信頼関係の増進に寄与するとともに、人的ネットワークの構築を図る。	■留学生の受入れ・防衛研究所、防衛大学校、陸海空自幹部学校、統合幕僚学校●海外の軍関係機関への留学生の派遣
	研究交流	研究者の立場からの自由な意見交換を行い、相互理解 を深めるとともに、防衛交流の維持・深化に寄与する。	●防衛研究所と諸外国の軍関係の研究機関などとの研究交流
多国間	安全保障対話	関係諸国の間で情勢認識・安全保障政策について相 互理解を深め、また、多国間にまたがる課題について 幅広く意見交換や協議を行う。	●拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)、ASEAN地域フォーラム(ARF)における対話・専門家会合(海洋安全保障、防衛医学、対テロ、人道支援・災害救援、平和維持活動、地雷処理、サイバー) ●防衛省主催の多国間対話・日ASEAN防衛当局次官級会合・東京ディフェンス・フォーラム・アジア太平洋地域多国間協力プログラム・安全保障国際シンポジウム ●国防当局主催の多国間対話・アジア太平洋諸国参謀総長等会議(CHOD)・太平洋地域陸軍参謀総長等会議(PACC)・西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)・太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム(PACS)・豪州陸軍本部長会議(CAEX)・アジア太平洋地域情報部長等会議(APICC) ●民間主催の多国間対話・IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)・地域安全保障サミット(マナーマ対話)・ミュンヘン安全保障会議・ハリファックス国際安全保障会議・ハリファックス国際安全保障会議・北東アジア協力ダイアログ(NEACD)・フラートン・フォーラム
	共同訓練セミナーなど	共同訓練、セミナーなどを通じて技量の向上と相互の 信頼・協力関係の充実・強化の増進を図る。	●人的交流 ●災害救援、掃海、潜水艦救難などに関する共同訓練、 セミナーなどの実施

プラス)が開催されている。

ADMMプラスは、ASEAN域外国を含むアジ ア太平洋地域の国防相が出席する政府主催の唯一 の会議であるため、地域の安全保障・防衛協力の 発展・深化の促進という観点から、極めて大きな 意義があり、防衛省・自衛隊も参加・支援してい る。なお、ADMMプラスは、閣僚会合のもとに、 ①高級事務レベル会合 (ADSOM) プラス、② ADSOMプラスWG、③専門家会合(EWG)が 設定されている⁴。

17 (平成29) 年10月、小野寺防衛大臣は、フィ リピンで開催された第4回ADMMプラスに出席 し、北朝鮮に全ての核・弾道ミサイル計画の放棄 に向けて政策転換させるべく、国際社会が一致団 結して北朝鮮に最大級の圧力をかける必要がある 旨強調するとともに、海洋をめぐっては、わが国

⁴ EWGにおいて、わが国は積極的に貢献してきており、17 (平成29)年には、5月及び9月に人道支援・災害救援 (HA/DR) EWGに、5月及び10月にPKO-EWGに、5月及び10月に地雷処理EWGに、7月に対テロEWGに、7月及び11月にサイバーセキュリティEWGに、11月に海洋安全保障EWGに、12月 に防衛医学EWGに、それぞれ参加した。

ASEAN+豪州、中国、イン

日本、NZ、韓国、ロシア、米国

としても南シナ海における米海軍との共同訓練を はじめ自由で開かれた海洋に資する活動に取り組 んでいる旨言及した。

また、これに先立ち開催されたADMMで発表 された共同宣言では、14 (平成26)年から17 (平 成29) 年までラオスと共に共同議長を務めた人 道支援・災害救援 (HA/DR) EWGで作成した支 援外国軍の活動効果を最大化するための多国間調 整所 (MNCC) に係る標準作業手続書 (SOP) に ついて、ASEANの標準作業手続書の一部とする ための手続をさらに進めることが盛り込まれた。

Q 参照 図表Ⅲ-2-1-3 (拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプ ラス) の組織図及び概要)

2 ASEAN地域フォーラム (ARF)

外交当局を中心に取り組んでいるARFについ ても、近年、災害救援活動、海洋安全保障、平和維 持・平和構築といった非伝統的安全保障分野にお いて、具体的な取組5が積極的に進められており、 防衛省・自衛隊としても積極的に貢献している。 例えば、海洋安全保障分野においては、09(平成 21) 年以来、海洋安全保障に関する会期間会合 (ISM on MS) が開催⁶されており、わが国の取り まとめにより、海洋安全保障分野の能力構築支援 に関する「ベストプラクティス集 | を作成した。 また、災害救援分野においては、同年以来、ARF 災害救援実動演習 (ARF-DiREx) が実施されて おり、防衛省・自衛隊からも、隊員や航空機など を派遣している。

防衛省・自衛隊が主催している多国間 安全保障対話

(1) 日ASEAN防衛担当大臣会合及び「ビエン チャン・ビジョン」

13 (平成25) 年12月の日ASEAN特別首脳会

図表Ⅲ-2-1-3

拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス) の組織図及び概要

<参加国>

拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス)

- •年次開催
- •閣僚級

高級事務レベル会合 (ADSOMプラス)

- •年次開催
- ·次官·局長級

ADSOMプラスWG

- •年次開催
- ·課長級
- 専門家会合(EWG)の概要
- ★ 7つの特定分野毎に設置
- ASEAN域外国との共催 情報共有、ワークショップ、
- セミナーの開催、共同訓練の促進
- ★ 勧告・報告書の提出
- 人道支援·災害救援
- 2 海洋安全保障

専門家会合

(EWG)

- (3) 防衛医学
- (4) 対テロ
- ⑤ PKO
- 地雷処理 (6)
- サイバー



日米韓参謀総長級会談に参加した統幕長 (17 (平成29) 年10月)



第10回太平洋地域陸軍参謀総長等会議に参加した陸幕長 (17 (平成29) 年9月)

- 5 毎年、外相級の閣僚会合のほかに、高級事務レベル会合 (SOM: Senior Officials' Meeting) 及び会期間会合 (ISM: Inter-Sessional Meeting) が開かれるほか、信頼醸成措置及び予防外交に関する会期間支援グループ (ISG on CBM/PD: Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures and Preventive Diplomacy)、ARF安全保障政策会議 (ASPC: ARF Security Policy Conference) などが開催されている。また、02 (平成14) 年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF防衛当局者会合 (DOD: Defense Officials' Dialogue) が開催されている。
- わが国は11 (平成23) 年、インドネシア及びニュージーランドとともに第3回会期間会合を、17 (平成29) 年、フィリピン及び米国とともに第9回会期間 会合を東京で共催した。



(17 (平成29) 年10月)



ス豪空軍本部長と会談する空幕長 (17 (平成29) 年9月)

議における安倍内閣総理大臣の提案に基づき、14 (平成26)年11月、バガン(ミャンマー)におい て、初の日ASEAN防衛担当大臣会合が開催され た。人道支援・災害救援 (HA/DR) や海洋安全保 障といった非伝統的安全保障分野における協力に ついて意見交換を行った本会合は、50年近くに 及ぶ日ASEAN友好・協力の歴史において、初め てわが国とASEAN諸国の防衛担当大臣が一堂に 会した画期的な機会であり、今後の防衛協力強化 に向けた重要な一歩となった。

16 (平成28) 年11月、ビエンチャン (ラオス) において第2回日ASEAN防衛担当大臣会合が開 催され、同会合において稲田防衛大臣(当時)か ら、日ASEAN防衛協力の指針として、わが国独 自のイニシアティブである「ビエンチャン・ビ ジョン~日ASEAN防衛協力イニシアティブ~」 を提示し、ASEANの全ての国々から歓迎された。 また、17(平成29)年10月に開かれた第4回 ADMMプラスに合わせて第3回日ASEAN防衛



福岡で開催された第9回日ASEAN防衛当局次官級会合に議長として 参加した防衛審議官(左から6人目)(17(平成29)年9月)

担当大臣会合が開催され、地域の安全保障課題が 多様化・複雑化する中、参加国は地域の平和と安 定を確保するため日ASEANの防衛協力がより一 層重要になっているとの認識で一致するととも に、ASEAN側からは「ビエンチャン・ビジョン」 に対する歓迎・支持が表明され、双方は同ビジョ ンに基づき日ASEAN防衛協力を一層推進してい くことで一致した。

同ビジョンは、ASEAN全体への防衛協力の方 向性について、透明性をもって、重点分野の全体 像を示した初めてのものである。具体的には、 ASEAN個別の国に加えて、ASEAN全体の能力 向上に資する協力を①法の支配の貫徹、②海洋安 全保障の強化、③多様化・複雑化する安全保障上 の課題への対処、の3点に重点を置いて推進して いくこととしている。

同ビジョンに基づき、①国際法の実施に向けた 認識共有促進、②能力構築支援、③防衛装備・技 術協力、④訓練・演習、⑤人材育成・学術交流と いった多様な手段を組み合わせた実践的な防衛協 力を推進しており、初の日ASEAN協力プログラ ムとして、17 (平成29) 年6月には護衛艦 [いず も」及び「さざなみ」において、乗艦研修及び海洋 安全保障と人道支援・災害救援 (HA/DR) のセ ミナーを組み合わせた「日ASEAN乗艦協力プロ グラム」に加え、「日ASEAN自衛隊統合防災演習 (JXR) 研修プログラム」を実施し、ASEAN全加 盟国及びASEAN事務局から参加者を招へいし た。また、17 (平成29) 年8月から9月にかけて、 在京ASEAN各国大使館員を対象とし、内閣府で

の業務説明や「九都県市合同防災訓練⁷」や都内防 災施設の視察などのプログラムを主催した。18 (平成30)年2月には、グアムで開催された日米 豪人道支援・災害救援 (HA/DR) 共同訓練 「コー プ・ノース・グアム18 のオブザーバー・プロ グラムにASEAN加盟国を招へいするとともに、 「HA/DR(人道支援/災害救援)に関する日 ASEAN招へいプログラム」では、大規模災害時 のわが国の対応体制及び実績などに関するセミ ナーや自衛隊部隊の視察などを通じて能力向上支 援及び相互理解・人的ネットワーク構築の促進を 図ることを目的として、ASEAN全加盟国及び ASEAN事務局から参加者を招へいした。

Q 参照 資料 45 (ビエンチャン・ビジョン~日 ASEAN 防衛 協力イニシアティブ〜)

(2) 日ASEAN防衛当局次官級会合

日ASEAN間の次官級の人脈構築を通じた二国 間・多国間の関係強化を図るため、09(平成21) 年より毎年、防衛省の主催により日ASEAN防衛 当局次官級会合を開催している。

17 (平成29) 年9月には第9回会合が福岡で開 催され、ASEAN全加盟国及びASEAN事務局の 次官級の参加を得て、①「ASEAN50周年-成果と さらなる一体性の強化」、②「地域の安全保障情勢」 及び③「『ビエンチャン・ビジョン』-現状と今後 の見通し | の3つのテーマについて意見交換を行っ た。朝鮮半島情勢、東シナ海・南シナ海情勢など 地域における多岐にわたる共通の課題を確認する とともに、わが国とASEANが緊密に連携してと もに対応することが重要との認識で一致した。

(3) 東京ディフェンス・フォーラムなど

防衛省は、1996 (平成8) 年から地域諸国の防 衛政策担当幹部(国防省局長・将官級)を対象と する「アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム (東京ディフェンス・フォーラム)」を毎年開催し、

各国の防衛政策や防衛分野での信頼醸成措置への 取組について意見交換を行っている。

18(平成30)年3月に開催された第22回フォー ラムでは、アジア太平洋地域の26か国に加え、英 仏などの計28か国、及びASEAN事務局、欧州連 合(EU)及び赤十字国際委員会(ICRC)の参加 を得て、①「朝鮮半島情勢」、②「多様な危機への 対応」及び③「国防当局間の相互信頼の促進―コ ミュニケーションと透明性 | について幅広く議論 を行った。

また、01 (平成13) 年より、わが国の安全保障・ 防衛政策、自衛隊の現状などに関する理解の促進 を目的として、アジア太平洋地域の国から、主に安 全保障政策の関係者をわが国に招へいしている。

4 その他

(1) 国際機関主催の国際会議

山本防衛副大臣は、17(平成29)年11月、バ ンクーバー (カナダ) で開催された 「国連PKOに 関する国防大臣会合 において、本会合の共催国 としてスピーチを行い、「国連アフリカ施設部隊 早期展開プロジェクト」へのさらなる貢献や女性 PKO要員増加のための取組を進めていく旨表明 した。

Q 参照 本章3節2項 (国連平和維持活動などへの取組)

(2) 民間機関主催の国際会議

安全保障分野においては、政府間の国際会議だ けではなく、政府関係者、学者、ジャーナリスト などが参加する民間機関主催の国際会議も開催さ れ、中長期的な安全保障上の課題の共有や意見交 換などが行われている。主な国際会議としては、 IISS (英国国際戦略研究所) が主催する 「IISSア ジア安全保障会議 (シャングリラ会合)8|や、欧米 における安全保障会議の中でも最も権威ある会議 の一つである「ミュンヘン安全保障会議9」がある。

本訓練に参加している地方公共団体は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市

諸外国の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議であり、民間研究機関である英 国の国際戦略研究所の主催により始まった。02 (平成14) 年の第1回から毎年シンガポールで開催され、会場のホテル名からシャングリラ会合 (Shangri-La Dialogue) と通称される。

欧米における安全保障会議の中で最も権威ある民間主催の国際会議の一つであり、1962 (昭和37) 年から毎年 (例年2月) 開催されている。欧州主要国の 閣僚をはじめ、世界各国の首脳や閣僚、国会議員、国際機関主要幹部が例年参加している。

18 (平成30) 年2月に開催された第54回 [ミュ ンヘン安全保障会議」に、わが国から、河野外務 大臣と、山本防衛副大臣がそれぞれ出席した。今 回の会議には、米・英・仏・露などから外相・国 防相を中心に数十名の関係閣僚などに加え、10 を超える国際機関の長が参加し、欧州をめぐる安 全保障に関する議論や、サイバー・核セキュリ ティなどに関する議論が行われた。

同年6月に開催された第17回シャングリラ会 合では、小野寺防衛大臣が、第2全体セッション 「北朝鮮危機の安定化」においてスピーチを行い、 北朝鮮問題の解決への取組と、インド太平洋地域 の長期的な安定と発展に向けた決意を表明した。 また、参加国との二国間・三か国間会談を実施し、 北朝鮮情勢や東シナ海・南シナ海情勢を含む地域 情勢や防衛交流などについて意見交換を行い、各 国との今後の協力強化の方策を確認した。

(3) 各軍種間における取組

統幕長は、17(平成29)年10月、「日米韓参謀 総長級会談」に参加し、地域の平和と安定を強化 するため、共通の安全保障問題に対し、さらなる 協力を継続していくことで一致した。

陸幕長は、17 (平成29) 年9月に米陸軍及び韓 国陸軍主催の「第10回太平洋地域陸軍参謀総長 等会議」に参加した。本会議を通じて、太平洋地 域の陸軍参謀長などと会談を実施し、各国ハイレ ベル間における信頼関係構築の強化を図るととも に、特に日韓間及び日米韓間での会談を通じ、地 域の平和及び安定のため、日韓及び日米韓陸軍種 間の連携強化の必要性について確認した。

海幕長は、17 (平成29) 年10月にイタリア海軍 が主催する「地域シーパワーシンポジウム」に参 加し、米海軍作戦本部長、英海軍第1海軍卿らとと もに能力構築支援を通じた協力の重要性や海洋安 全保障におけるわが国の取組を広く発信した。ま た、G7の海軍参謀長らが一堂に会した同シンポジ ウムの機会をとらえ、各国参謀長と会談し、法の 支配に基づく海洋秩序維持のために海軍種として 努力すべき事項について議論し、認識を共有した。

空幕長は、17(平成29)年7月、英空軍参謀長 からの招待に応じ、英軍が主催するシンポジウム 「Air Power Conference (APC)」及びエアショー 「Royal International Air Tatoo (RIAT)」に参 加し、地域情勢、防衛協力・交流などについての 幅広い意見交換を通じ両国空軍種の関係強化を 図った。また、17 (平成29) 年9月、ハワイを訪問 し、米太平洋空軍が主催する「太平洋地域空軍参 謀長等シンポジウム (PACS)」に参加した。同シ ンポジウムにおいては、日米豪比四か国参謀長等 会同を実施するなど、各国との相互理解を深化さ せ、信頼関係の強化を図った。さらに、空幕長は、 18 (平成30) 年2月には「シンガポール・エア ショー」に、同年3月には豪空軍の主催するシン ポジウム [Air Power Conference (APC)] にそ れぞれ参加し、参加各国の空軍参謀長らとの意見 交換を実施するとともに、関係の強化を図った。

3■能力構築支援をはじめとする実践的な多国間安全保障協力の推進

わが国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさ を増しており、一国で自国の平和と安定を維持す ることはできず、国際社会が一致して国際的な課 題解決に取り組むことが不可欠となっている。こ のような中、特に、安全保障・防衛関連分野にお ける能力構築支援 (キャパシティ・ビルディング) の重要性が高まっている。このため、東南アジア 諸国をはじめとする各国防衛当局から、防衛省に 対し、国際会議や二国間会議などの様々な機会を 捉え、自国の能力構築への支援要請や協力への期

待が寄せられている。防衛省・自衛隊は、能力構 築支援をはじめとした、より実践的かつ多様な手 段を組み合わせることにより、防衛協力・交流の 一層の強化・深化を図っている。

1 能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組

(1) 能力構築支援実施の意義

能力構築支援に取り組むことには、①支援対象 国が自らグローバルな安全保障環境の改善に貢献

KEY WORD

能力構築支援 (キャパシティ・ビルディング) とは

平素から継続的に安全保障・防衛関連分野における人材育成や技術支援などを行い、支援対象国自身の能力を向上させることにより、地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善するための取組である。特に、安全保障・防衛分野(人道支援・災害救援(HA/DR)、地雷・不発弾処理、防衛医学、海洋安全保障、国連平和維持活動など)においては、防衛省・自衛隊は自らが有する能力を活用して他国の軍・軍関係機関に対する支援を実施している。

することを可能にする、②支援対象国との二国間 関係の強化が図られる、③米国やオーストラリア などのほかの支援国との関係強化につながる、④ 地域の平和と安定に積極的・主体的に取り組むわ が国の姿勢が内外に認識されることにより、防衛 省・自衛隊を含むわが国全体への信頼が向上す る、といった意義がある。また、こうした取組は 自衛隊自体の能力向上にもつながるものである。

(2) 具体的な事業

能力構築支援事業は、12 (平成24) 年に開始して以来、これまでアジア大洋州地域を中心に、14 か国・1機関に対し、人道支援・災害救援 (HA/DR)、PKO、海洋安全保障、国際法などの分野で支援を行ってきている。

Q 参照 図表Ⅲ-2-1-4 (能力構築支援の最近の取組状況)、図表Ⅲ-2-1-5 (能力構築支援の活動実績)

防衛省・自衛隊による活動には、講義や実習など、規模が大きく体系的な人材育成などを行うため、比較的長期にわたり、事務官・自衛官などの要員からなるチームを派遣する長期派遣事業と、セミナーにおける講義などを行うため、知見を有する自衛官などを短期間派遣する短期派遣事業がある。また、招へい事業として、相手国側の実務者などを招待し、わが国において自衛隊が実施している教育訓練などを視察・研修させている。

長期事業では、これまでも実施してきたモンゴルに対する道路構築などの施設分野に関する技術指導、東ティモールに対する豪軍主催の訓練「ハリィ・ハムトゥック」における施設分野での支援に加え、18 (平成30) 年1月から3月にかけては、



ベトナムにおける能力構築支援 (サイバーセキュリティ分野) を実施する空自隊員 (17 (平成 29) 年 12月)

アジア太平洋経済協力 (APEC) の議長国となる Asia-Pacific Economic Cooperation パプアニューギニアに対する軍楽隊支援を実施し た。

短期派遣事業では、ベトナムにおける航空救難 分野、航空医学分野及びサイバーセキュリティ分 野における人材育成セミナー、カンボジアにおけ る測量教育、ミャンマーにおける人道支援・災害 救援(HA/DR)分野、航空気象に関するセミナー 及び実技教育、パプアニューギニアに対する軍楽 隊支援、マレーシアにおける人道支援・災害救援 (HA/DR)、ラオスにおける捜索救助・衛生活動 に関する支援、スリランカにおける捜索救難に関 するセミナーなどを実施した。

招へい事業では、フィリピンの要員に対する艦船整備に関する研修、パプアニューギニアの要員に対しての軍楽隊に関する研修、ウズベキスタンの要員に対する衛生分野の研修、ASEAN全加盟国及びASEAN事務局から参加者を招へいし、HA/DR分野の研修などを実施した。

また、災害対処能力強化支援として、17 (平成29)年1月から3月及び同年10月から12月の間、ジブチ軍に対し、油圧ショベルやグレーダ、ドーザといった施設機材の操作教育をはじめとする災害対処能力強化支援事業を実施するなど、同国との関係強化を図っている。

(3) 関係各国との連携

地域の安全保障環境の安定化を図る上で、他の 支援国との協力が必要不可欠であり、特に日米・ 第 2 章

図表Ⅲ-2-1-4 能力構築支援の最近の取組状況(2017.4~2018.6)



日豪・日英間ではそれぞれ能力構築支援が重要な 取組の一つとなっている。

まず、日米間においては、15(平成27)年4月 の日米 [2+2] の共同発表において、地域の平 和・安定・繁栄のため、能力構築支援を含めた両 国の協力の継続的かつ緊密な連携強化を明記して おり、さらに、17 (平成29) 年10月の日米防衛 相会談においては、小野寺防衛大臣から「ビエン チャン・ビジョン」に基づき、ASEANの能力向 上のための取組を進めていく旨表明し、能力構築 支援をはじめ、日米が連携して東南アジア諸国と の防衛協力を推進していくことで一致している。

また、日豪間においては、13 (平成25) 年7月 から9月、15 (平成27)年2月から16 (平成28) 年8月、同年8月から18 (平成30) 年6月までの 3回にわたり、それぞれ豪国防省職員1名を防衛 省国際政策課能力構築支援室で受け入れ、これに 対し、15(平成27)年7月から9月、16(平成 28) 年8月から1年間、18 (平成30) 年4月から の3回、それぞれ防衛省職員1名を豪国防省に派 遣している。

17(平成29)年11月には、初めての「日豪能 力構築支援ワーキンググループ」が開催された。

なお、日米豪三か国間においても、具体的協力 として、東ティモールにおける豪軍主催の能力構 築支援事業「ハリィ・ハムトゥック」に15(平成 27) 年10月、16 (平成28) 年10月及び17 (平成 29年)10月の3回、自衛隊と米軍がともに参加 し、東ティモール軍工兵部隊に対し建設などに係 る施設分野の技術指導を実施した。

さらに日英間においても、17 (平成29) 年12 月の第3回日英[2+2]共同声明の中で、東南ア ジア、南アジア、中東及びアフリカの途上国での 能力構築支援における協調の進展を歓迎するとと もに、海洋安全保障・海上安全、テロ対策、サイ バーセキュリティ、人道支援・災害救援(HA/

図表Ⅲ-2-1-5 能力構築支援の活動実績

モンゴル				2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
モノコル			衛生				衛生
		施設					
ベトナム		潜水医学		潜水医学			
		PKO			PK	(O	
			飛行安全				
			人道支援・災害救援				
				国際航空法		6+m=24	
						航空医学	航空救難
							サイバーセキュリティ
		車両整備					יווי פין אוויי
東ティモール	_				TE 1/10	 施設	
 カンボジア			施設				
<i></i>		<u></u>					
インドネシア		海洋	丰字		海洋	手字	
				国際航空法		海洋に即-	ナス団際は
				人道支援・災害救援		海洋に関	する国際法
パプアニューギニア	•			八旦又扳。火合拟扳		軍楽隊育成	
				潜水医学			
ミャンマー				航空気象			
				人道支援・災害救援			
						国際航空法	
フィリピン				人道支援・災害救援			
					国際航空法		
						衛生	衛生・施設
						艦船	整備
ASEAN諸国					人道支援・災害救援		
71. 8.7					国際航空法		
マレーシア						人道支援	• 災害救援
ラオス						人道支援・災害救援	
						国際航空法	
タイ							
 ジブチ共和国						災害対処	
						73.62	
カザフスタン						衛生	
ウズベキスタン							衛生
ブルネイ							人道支援・災害救技 捜索救難

DR)、インフラの質的向上の促進、ジェンダー及び地雷除去などの戦略的優先分野において、将来の共同能力の構築支援に向け調整メカニズムを活用していくことで一致した旨が明記された。

このように、能力構築支援を実施している関係 各国との緊密な連携を図り、相互に補完しつつ、 効果的・効率的に支援を実施していくことが重要 である。

2 パシフィック・パートナーシップ

07 (平成19) 年から行われているパシフィック・パートナーシップ (PP) は、米海軍を主体とする艦艇が域内各国を訪問して、医療活動、施設補修活動、文化交流などを行い、各国政府、軍、国際機関及びNGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や国際平和協力活動の円滑化などを図る活動

である。

わが国は、07 (平成19) 年以降、自衛隊の医療 要員や部隊などを派遣しており、18 (平成30)年 は、ミクロネシア、パラオ、スリランカに医療要 員、インドネシアでの女性・平和・安全保障 (WPS) に講師を派遣したほか、ベトナムでの活 動では医療要員に加えて海自輸送艦 「おおすみ | を派遣し、捜索救難に係る訓練及び文化交流を実 施した。

3 多国間共同訓練

(1) アジア太平洋地域での多国間共同訓練の意義

防衛省・自衛隊は、アジア太平洋地域において、 従来から行われていた戦闘を想定した訓練に加 え、人道支援・災害救援 (HA/DR)、非戦闘員退 避活動(NEO)などの非伝統的安全保障分野を取

り入れた多国間共同訓練に積極的に参加してい る。こうした訓練への参加は、自衛隊の各種技量 の向上に加え、関係国間との協力の基盤を作る上 で重要であり、今後とも積極的に取り組んでいく。

Q 参照 資料46 (多国間共同訓練の参加など (最近3年間))

(2) 多国間共同訓練への取組

ア 多国間共同訓練の主催・参加

陸自は、17(平成29)年7月、モンゴルにおけ る多国間共同訓練「カーン・クエスト17」に、同 年9月、フィリピンにおいて米海兵隊及び比海兵 隊が実施した米比共同訓練「カマンダグ2017」 にそれぞれ参加した。

海自は、17(平成29)年6月、四国南方海域に おいてカナダ海軍及びニュージーランド海軍との 間で多国間共同訓練「パシフィック・ガーディア ン | を初めて実施した。また、同年7月には、イン

VOICE

オーストラリア国防省から、防衛省職員として働く

国際政策課能力構築支援室 人材交流職員 ダニエル・ゴールディング

私は、16(平成28)年8月から、オーストラリア国防省からの人材交流職員として、防衛省国際政策 課において勤務しています。私は、防衛省の能力構築支援事業の企画・立案・実施と、米豪などの協力国 との支援調整に参画し、例えば、ASEAN諸国の人道支援・災害救援 (HA/DR) 能力の底上げを図る新規 事業を実現しました。このほか、18 (平成30) 年1月には、ターンブル豪首相訪日時の習志野演習場視 察を調整し、同首相と小野寺防衛大臣の懇談に同席させていただきました。人材交流事業を通じて、日豪 の「特別な戦略的パートナーシップ」の更なる発展に貢献することができ、また、防衛省・白衛隊の皆さ んと共に働き、学ぶ機会を頂けたことに感謝しています。



人道支援・災害救援 (HA/DR) に関する日ASEAN招へいプログラムにおいて 参加者に講演する筆者(18(平成30)年2月)

ド東方海域などにおいて日米印共同訓練「マラバール2017」を初めて主催国として実施したほか、同年11月には、日本海における米海軍及びインド海軍との日米印共同訓練を実施した。

空自は、17 (平成29) 年12月、ミクロネシア連邦などにおける日米豪人道支援・災害救援 (HA/DR) 共同訓練「クリスマスドロップ」に参加した。

イ 多国間における机上演習など

自衛隊は、17 (平成29) 年9月、ニューカレド ニア駐留仏軍主催多国間共同訓練「赤道17」に参加し、島嶼における災害救援活動を通じた多国間 指揮所訓練を実施した。

また、陸自は、02 (平成14) 年以降、多国間協力の一環として、毎年、アジア太平洋地域多国間協力プログラム (MCAP) を主催し、関係各国のMultinational Cooperation program in the Asia Pacific 実務者を招へいしている。17 (平成29) 年11月



「マラバール2017」に参加した護衛艦「いずも」に乗艦した米印連絡官

には、11か国及び国連世界食糧計画からの参加を得て、これまでのMCAPの総括に加え、人道支援・災害救援 (HA/DR) 分野に関する知見の共有を図るとともに、日米共同統合防災訓練 (TREX) の現地研修などを行った。

4 ■ 各国との防衛協力・交流の推進

安全保障分野での協力・交流を推進するに際しては、相手国の実情やわが国との関係なども踏まえつつ、最適な手段を組み合わせて強化していく必要性があり、多国間の枠組みでの包括的な取組のみならず、二国間での防衛協力・交流が重要となる。

1 日豪防衛協力・交流

(1) オーストラリアとの防衛協力・交流の意義など

オーストラリアは、ともに米国の同盟国として、普遍的価値¹⁰のみならず戦略的利益や関心を共有するわが国にとって、アジア太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」である。特に近年、両国はアジア太平洋地域において責任ある国として、災害救援や人道支援活動などの分野を中心とした相互協力や、能力構築支援に関する協力を強化している。

日豪間の防衛協力は、カンボジアPKO

(UNTAC)での協力に始まり、国連東ティモー United Nations Transitional Authority in Cambodia ル統合ミッション(UNMIT)「イラク復興支援」 や各種国際緊急援助活動などで協力実績を積み重 ねてきた。11(平成23)年3月の東日本大震災の際には、豪軍は当時保有していた全4機の輸送機のうち3機をわが国に派遣して、支援任務に従事した。また、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)においては、17(平成29)年1月か United Nations Mission in the Republic of South Sudan ら5月までの間、UNMISSの業務を行うために派遣された豪軍要員2名を日本隊宿営地に受け入れるなど、その協力の度合いは、より実践的なものに深まってきている。

日豪防衛協力の深化を背景に、日豪両国は、07 (平成19)年3月、わが国にとっては米国以外で初の安全保障に特化した共同宣言である「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を発表したほか、これまでに日豪物品役務相互提供協定(ACSA)Acquisition and Cross-Servicing Agreementや日豪情報保護協定、日豪防衛装備品・技術移転協定といった協力の基盤を整備してきている。

日豪ACSA¹¹については、両国の防衛協力・交 流のさらなる進展などにより自衛隊が豪軍と共に 活動するケースが拡大していることやわが国にお ける平和安全法制の整備を踏まえ、17(平成29) 年1月、物品又は役務の提供が可能な場面などを 拡大する新たな協定の署名が行われ、同年4月の 国会承認を経て同年9月に発効した。これに併せ て関連する国内法令も整備された。

地域における平和と安定の維持に共に貢献する 意思と能力を兼ね備えた「特別な戦略的パート ナー」であるオーストラリアとは今後とも引き続 き協力関係を深めていく。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

17(平成29)年10月、小野寺防衛大臣は第4 回ADMMプラスにおいて、ペイン国防大臣との 間で日豪防衛相会談を実施した。同会談において 両大臣は、北朝鮮による挑発行動を抑止するた め、両国が緊密に連携していくこと、そして、南 シナ海情勢に関して日米豪でこの地域におけるプ レゼンスを確保しつつ、能力構築支援や共同訓練 をはじめとする各種防衛協力を通じて各国との連 携を強化していくことで一致した。また、今後と も日豪防衛協力をさらに強固に進展させていくこ とで一致するとともに、両国間の共同活動を円滑 化すべく各種手続きを相互に改善する協定につい て、引き続き調整していくことで一致した。さら に、18 (平成30) 年1月の日豪首脳会談において、 両国の防衛大臣に対し、演習、運用、能力構築、 海・陸・空の部隊訪問並びに防衛装備、科学及び 技術に関する一層の協力を含むより深く、幅広い 防衛協力を同年に追求するよう指示された。

軍種間の主な協力・交流実績については、17 (平成29) 年9月、オーストラリア主催によるPSI 阻止訓練 「パシフィック・プロテクター17 | への 参加のため、海自のP-3C哨戒機をタウンズビル 基地へ派遣した。同月、ギャビン・デイヴィース 空軍本部長が訪日し、空幕長との間で空中給油・ 輸送機部隊間の姉妹飛行隊の関係締結について合 意した。同年10月には、海自が豪海空軍との間で 日豪共同訓練「日豪トライデント」を実施した。 また、同月、豪空軍輸送機部隊(C-130I)が訪日 し、空自関係部隊との間で部隊間交流を実施した ほか、同年11月には、空自C-2輸送機がリッチモ ンド豪空軍基地に寄航し、部隊間交流を実施する など相互理解や信頼関係のさらなる増進を図って いる。

Q 参照 本章4節2項 (大量破壊兵器の不拡散などのための国 際的な取組)

> 資料47 (最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(過 去3年間))

(3) 日米豪の協力関係

わが国とオーストラリアは、ともに米国の同盟 国であると同時に、普遍的価値を共有しており、 アジア太平洋地域及び国際社会が直面する様々な 課題の解決のため、緊密に協力している。このよ うな協力を効果的・効率的なものとするために は、地域の平和と安定のために不可欠な存在であ る米国を含めた日米豪三か国による協力を積極的 に推進することが重要である。

07 (平成19) 年4月以降、計9回にわたって、 三か国局長級会合である日米豪安全保障・防衛協 力会合(SDCF)が行われている。

16 (平成28) 年10月に実施されたSDCFにお いて、日米豪三か国の防衛当局間は、共同訓練及 び運用に係る協力活動を実施するに際し、秘密情 報の三か国間における共有を迅速に行うことを可 能とする日米豪防衛当局間情報共有取決めに署名 した。今後は、この取決めを活用し、三か国間の 連携をさらに緊密なものにしていく考えである。

また、18 (平成30) 年6月、小野寺防衛大臣は シャングリラ会合において、マティス米国防長官 及びペイン豪国防大臣との間で日米豪三か国防衛 相会談を実施し、自由で開かれた海洋秩序の維持 が重要との認識で一致するとともに、防衛協力の 機会を最大化すべく、インド太平洋地域における 三か国協力の長期的なヴィジョンを示す戦略アク

¹¹ 正式名称:日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定 従来の適用対象となる活動に加え、①国際連携平和安全活動、②国際平和共同対処事態、③重要影響事態、④武力攻撃事態等及び⑤存立危機事態における活 動のほか、⑥在外邦人等の保護措置、⑦海賊対処行動、⑧機雷等の除去及び⑨情報収集活動についても新たにその適用対象となった。

説 「クリスマスドロップ」

他国との共同訓練においては、しばしば固有の訓練名がつけられることがあります。基本的には訓練 の目的や内容等に基づき決定されますが、この「クリスマスドロップ(正式名称:ミクロネシア連邦等に おける日米豪人道支援・災害救援共同訓練)」は、その名のとおり、12月のクリスマスの時期に行われる 物料投下(ドロップする)訓練です。本訓練において投下される物資(生活用品等)は、そのまま援助と してミクロネシア連邦等の人々に贈られることになるのですが、これらは米空軍と米国慈善団体が中心 となり集められた寄付物品であり、提供者と訓練参加者とが一緒になって投下前の箱詰めを行います。 また、訓練期間中、各国参加機はそれぞれ「サンタ○号」という名で呼ばれ、目的地へと飛び立って行き ます。加えて、実際の投下時には海上約100mという低空飛行を行い、物資を待ち受けている人々が手 を振る姿を目視できることからも、訓練参加者は本訓練を単なる物料投下訓練ではなくまさに「贈り物 を届ける | ミッションと考えながら訓練しています。

本訓練は、演習場での訓練と異なり、実際の離島で住民の動きも見ながら臨機応変に投下ポイントを 決定しなければいけないことから、極めて実任務に近い環境で訓練を行うことのできる貴重な機会と なっていますが、それだけでなく、「サンタ」としての使命感が隊員の士気を一層高めることとなり、大 きな訓練成果を得ることにつながっています。



投下成功を喜ぶ隊員達



訓練参加中の機内

ション・アジェンダを作成することで一致した。 また、地域情勢について、まず北朝鮮問題につい ては、完全で、検証可能な、かつ不可逆的な方法 による、核、生物、化学兵器及び弾道ミサイルプ ログラムの廃棄のための外交努力を引き続き支援 することで一致し、違法な「瀬取り」といった不 法な活動を抑止し、中断させ、根本的に排除する ための継続した国際的な協力を歓迎した。また、 南シナ海の現状については、引き続きの懸念を共 有し、南シナ海を含む海洋の合法的な使用の擁護 への共通のコミットメント等について強調した。

日米豪三か国は各軍種間での共同訓練も実施し ており、例えば、陸自は18(平成30)年5月、オー ストラリアにおける米豪軍との実動訓練「サザン ジャッカルー」に参加した。

また、海自は、17(平成29)年9月、本州南方

海域において、米豪潜水艦各1隻とともに日米豪 共同訓練(対潜戦訓練)を実施した。また、同年6 月、南シナ海において日米豪にカナダを加えた4 か国による共同巡航訓練を実施している。

空自は、17(平成29)年12月、ミクロネシア 連邦などにおける日米豪人道支援・災害救援 (HA/DR) 共同訓練 「クリスマスドロップ」 に参 加し、18 (平成30) 年2月にはグアムにて日米豪 共同訓練及び日米豪人道支援・災害救援(HA/ DR) 共同訓練 [コープ・ノース・グアム 18] を 共催するなど、日米豪三か国間での様々な訓練・ 演習の機会を通じて、相互理解及び相互運用性を 高める努力を続けている。

2 日韓防衛協力・交流

(1) 韓国との防衛協力・交流の意義など

日韓間には困難な問題があるが、様々な分野で 協力を進め、日韓関係を未来志向で前に進めてい くことが重要である。

日韓両国が直面している安全保障上の課題は、 北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、テロ対策や PKO、大規模自然災害への対応、海賊対処、海洋安 全保障など、広範にわたる複雑なものとなってきて いる。こうした安全保障上の課題に両国が効果的に 対応していくためには、相互理解・信頼醸成の増進 のための交流にとどまらず、より広範かつ具体的な 防衛協力を行っていくことが必要である。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など ア全般

韓国との防衛協力・交流は、15(平成27)年以 降、防衛大臣などのハイレベル交流から部隊間交 流まで含めた様々なレベルで実施されている。

特に、北朝鮮の核・ミサイル問題に対処してい く上では、韓国との安全保障・防衛分野での協力 強化が必要であるところ、17(平成29)年7月及 び9月、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受け、 同年7月6日及び9月6日に日韓防衛相電話会談 が行われ、北朝鮮の核・ミサイル問題に一致して 取り組むことが重要であり、これまでの日韓・日 米韓での連携を評価するとともに、今後も緊密に 協力していくことで一致した。

また、同年10月、小野寺防衛大臣は第4回 ADMMプラスにおいて宋永武(ソン・ヨンム) 国防部長官と会談を行い、北朝鮮の核・ミサイル 問題に対し、引き続き、緊密に連携していくこと を改めて確認するとともに、防衛協力・交流につ いて、人的交流、艦艇・航空機の相互訪問などの 具体的な協力・交流案件を着実に実施し、協力を 進展させていくことで一致した。こうした両大臣 間での意見の一致も踏まえ、同年10月に海自練 習艦隊の平沢 (ピョンテク) 寄港、同年12月に韓 国海軍巡航練習戦団が横須賀に寄港する形で艦艇 の相互訪問が行われるなど、日韓防衛協力・交流 はその実績を着実に積み重ねてきている。また、

18 (平成30) 年6月、小野寺防衛大臣はシャング リラ会合において宋永武 (ソン・ヨンム) 国防部 長官と日韓防衛相会談を行い、北朝鮮をめぐる諸 懸案の包括的な解決に向けた前向きな動きがみら れることを歓迎するとともに、北朝鮮から更なる 具体的な行動を引き出すべく、国連安保理決議に 従って、日米韓をはじめとした国際社会と連携し ていくことを確認した。また、両大臣は両国の防 衛協力・交流が着実に行われていることを歓迎す るとともに、今後、幅広い分野での協力を進め、 両国防衛協力・交流の基盤を確立していくことで 一致した。

イ 日韓秘密軍事情報保護協定について

日韓の防衛当局間において、14(平成26)年12 月に署名した日米韓情報共有に関する防衛当局間 取決めに基づき、米国を経由する形で北朝鮮の核・ ミサイルに関する秘密情報の交換・共有を行って きた。一方、北朝鮮により頻繁に繰り返される弾道 ミサイルの発射や核実験など、北朝鮮を巡る情勢 がさらに深刻化していることを踏まえ、日韓間の協 力をさらに進めるべく、16 (平成28) 年11月、日 韓秘密軍事情報保護協定を締結した。これにより、 日韓政府間で共有される秘密情報が適切に保護さ れる枠組みが整い、両国政府間でさらに円滑かつ 迅速な情報交換が行われることが期待される。

Q 参照 資料 48 (最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績 (過 去3年間))

(3) 日米韓の協力関係

日米韓三か国は、この地域の平和と安定に関し て共通の利益を有しており、機会を捉えて緊密に 連携を図っていくことが、北朝鮮問題を含めた 様々な安全保障上の課題に対処する上で重要であ る。

日米韓三か国では、例年、シャングリラ会合に 際して日米韓防衛相会談を実施しているが、17 (平成29)年10月、北朝鮮の脅威の高まりを踏ま え、第4回ADMMプラスにおいてマティス米国 防長官及び宋永武 (ソン・ヨンム) 韓国国防部長 官と日米韓防衛相会談を行い、認識の共有を図っ た。また、18 (平成30) 年6月、小野寺防衛大臣 はシャングリラ会合においてマティス米国防長官

及び宋永武 (ソン・ヨンム) 韓国国防部長官と日 米韓三か国防衛相会談を実施し、完全な、検証可 能な、かつ不可逆的な方法による朝鮮半島におけ る非核化のために行われている外交努力を引き続 き支援するとともに関連するすべての国連安保理 決議の履行を継続することで一致した。また、違 法な「瀬取り」といった不法な活動を抑止し、中 断させ、そして根本的に排除するための継続した 国際的な協力を歓迎した。

実務レベルでは、日米韓防衛実務者協議(DTT)の枠組みにおける局長級・課長級の協議及びテレビ会議の実施、日米韓参謀総長級会談などを通じて、様々なレベルで緊密に情報共有を図りつつ連携してきている。例えば、17(平成29)年7月以降の北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射に際してDTTのテレビ会議(局長級)を実施し、北朝鮮による脅威を抑止し、これに対応するため、三か国の安全保障協力及び調整を引き続き強化することを確認するとともに、北朝鮮に対し、核・弾道ミサイル計画を終了する具体的な行動をとらせるべく、他国と協力して圧力をかけ続けることで一致した。

参謀総長級のレベルにおいては、統幕長が、17 (平成29)年10月及び18(平成30)年5月、日米 韓参謀総長級会談に参加し、地域の平和と安定を 強化するため、共通の安全保障問題に対し、さら なる協力を継続していくことで一致した。

また、日米韓三か国は、17 (平成29) 年10月 及び12月にわが国周辺海域において日米韓弾道 ミサイル情報共有訓練を実施するなど、日米韓の 協力関係はより実質的な関係へと深化しており、 今後も様々な機会を活用して、あらゆる分野にお いて日米韓三か国の安全保障協力を強化していく ことが求められている。

3 日印防衛協力・交流

(1) インドとの防衛協力・交流の意義など

インドは、世界第2位の人口と、高い経済成長 や潜在的経済力を背景に影響力を増しており、わ が国と中東、アフリカを結ぶシーレーン上のほぼ 中央に位置するなど、地政学的に極めて重要な国 である。また、インドとわが国は、普遍的価値を 共有するとともに、アジア及び世界の平和と安 定、繁栄に共通の利益を有しており、特別な戦略 的グローバル・パートナーシップを構築してい る。このため、近年、日印両国は安全保障分野で の関係も強化している。

日印間の防衛協力・交流は、08 (平成20) 年10月に「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」が署名されて以来着実に深化し、防衛大臣などの各レベルでの協議や、二国間及び多国間の訓練を含む軍種間交流などが定期的に行われている。また、14 (平成26) 年9月には、日印防衛協力及び交流の覚書が、15 (平成27) 年12月には、日印防衛協力・交流の制度上の基礎をさらに整備する日印防衛装備品・技術移転協定及び日印秘密軍事情報保護協定がそれぞれ署名され、地域やグローバルな課題に対応できるパートナーとしての関係とその基盤が強化されている。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

17 (平成29) 年9月の日印防衛相会談において、両大臣は日印防衛協力が一層進化し拡大していることを確認するとともに、日米印共同訓練「マラバール」における取組の深化・高度化や、人道支援・災害救援 (HA/DR) 分野における訓練へのオブザーバー参加をはじめ幅広い分野で交流を積み重ね、両国間で協力・交流推進の機会を追求していくことで一致した。また、陸軍種では、双方が高い関心を共有するPKO、対テロ及び人道支援・災害救援 (HA/DR) 分野における交流を積極的に実施していくことで一致し、空軍種では、航空機による相手国の基地への寄航によって、さらなる協力・交流の機会を追求する意図を確認した。

軍種間の主な交流実績については、18 (平成30)年1月、インドで開催された多国間フォーラム「ライシナ・ダイアローグ」に防衛省・自衛隊から統幕長が初めて参加した。また、18 (平成30)年3月には訪印した統幕長がランバ参謀長委員会委員長と会談し、日印防衛交流の深化の必要性について合意した。

また、演習・訓練などを通じた軍種間の交流も活発に行っており、例えば、17(平成29)年7月

多国間フォーラム 「ライシナ・ダイアローグ」 への参加

18 (平成30) 年1月18日、統幕長は、米太平洋軍司令官ハリス海軍大将(当時)、オーストラリア海軍 本部長バレット海軍中将及びインド軍参謀長委員会委員長ランバ海軍大将とともに、インドにおいて開 催された多国間フォーラム「ライシナ・ダイアローグ」に参加しました。「ライシナ・ダイアローグ」は、 16 (平成28) 年に第1回が開催されて以降、第3回目となりますが、防衛省・自衛隊からの参加は今回 が初めてです。

本フォーラムにおいては、インド太平洋地域における海洋安全保障をテーマとしたセッションが行わ れ、統幕長からは、自由で開かれたインド太平洋の重要性や、日米豪印の強固な連帯、国際社会の平和と 安定に対する防衛省・自衛隊の今日までの貢献などについて発信し、多くの聴講者からの理解を得るこ とができました。



左より統幕長、豪バレット海軍中将、印ランバ海軍大将、米ハリス海軍大将(当時) (18 (平成30)年1月)

以降、海自と印海軍は、哨戒機によるものを含め、 7回の二国間共同訓練などを実施している。空自 も同年12月に、空自ヘリコプター搭乗員による 印空軍部隊訪問などを実施した。

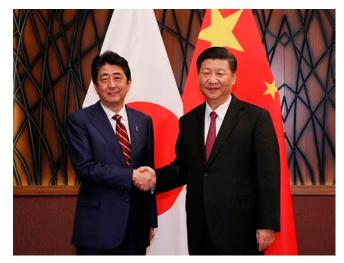
日米印三か国による訓練機会も拡大しており、 例えば、海自は、米印両海軍とともに、17(平成 29) 年7月にインド東方海域で行われた日米印共 同訓練「マラバール2017」を初めて主催国とし て実施するとともに、同年11月には、日本海にお いて日米印共同訓練を実施した。

Q 参照 資料 49 (最近の日印防衛協力・交流の主要な実績 (過 去3年間)

4 日中防衛交流・協力

(1) 中国との防衛交流・協力の意義など

わが国と中国との安定的な関係は、アジア太平洋 地域の平和と安定に不可欠の要素であり、大局的 かつ中長期的見地から、安全保障を含むあらゆる分 野において、日中で「戦略的互恵関係」を構築し、 それを強化できるよう取り組んでいく必要がある。



APEC首脳会談において実施された日中首脳会談における 安倍内閣総理大臣と習近平国家主席 (17 (平成29)年11月) 【内閣広報室提供】

安全保障分野においては、中国が、地域の平和 と安定及び繁栄のために責任ある建設的な役割を

果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、 急速に拡大する国防費を背景とした軍事力の強化 に関して、透明性を向上させるよう引き続き促し ていく。その一環として、防衛交流の継続・促進 により、中国の軍事・安全保障政策の透明性の向 上を図るとともに、不測の事態の発生の回避・防 止のための枠組みの構築を含めた取組を推進して いく。

(2) 最近の主要な防衛交流実績など

日中防衛交流は、12 (平成24) 年9月のわが国 政府による尖閣三島(魚釣島、南小島及び北小島) の取得・保有以降、停滞していたが、14 (平成 26) 年後半以降、交流が徐々に再開している。

近年の閣僚級の交流実績については、15(平成27)年11月のADMMプラスに際して、中谷防衛大臣と常万全(じょう・ばんぜん)国防部長(いずれも当時)との間で、4年5か月ぶりとなる日中防衛相会談が実施され、日中間の諸問題について率直な意見交換を行うとともに、日中防衛交流を発展させていくことが重要であるとの認識で一致した。また、17(平成29)年10月のADMMプラスでは、小野寺防衛大臣と常万全(じょう・ばんが)国防部長(当時)が意見交換を行った。

また、15 (平成27) 年3月には、両国の外交・防衛当局が参加する日中安保対話(第13回)が東京において4年ぶりに開かれ、16 (平成28) 年11月には第14回対話が北京にて、17 (平成29) 年10月には第15回対話が東京にてそれぞれ実施された。

また、日中防衛当局は日中高級事務レベル海洋協議にも参加しており、直近では、17(平成29)年6月には第7回協議が福岡にて、同年12月には第8回協議が上海にて、18(平成30)年4月には第9回協議が仙台にて実施された。

18 (平成30) 年2月には、笹川平和財団と中国 国防部の間で「日中佐官級交流」の6年ぶりの再 開について合意され、同年4月には、慈国巍(じ・ こくぎ)中国国防部国際軍事協力弁公室副主任を 団長とする訪日団が小野寺防衛大臣を表敬するな どした。 今後も、「戦略的互恵関係」構築の一環として、 様々なレベル・分野における対話を通じて、日中 間の信頼関係・相互理解の増進に努めるととも に、海賊対処など非伝統的安全保障分野における 具体的な協力を積極的に推進することが必要であ る。

(3) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム

07 (平成19) 年1月及び4月の日中首脳会談において、安倍内閣総理大臣と温家宝(おん・かほう) 中国国務院総理(いずれも当時)との間で両国の防衛当局間の連絡体制の強化、特に海上における連絡体制の整備で一致したことを踏まえ、日中防衛当局は、08 (平成20) 年4月に第1回共同作業グループ協議を開催し、以降、防衛当局間で協議を重ねてきた。12 (平成24) 年6月に行われた第3回共同作業グループ協議では、本メカニズムの基本的な目的や構成などについて一致した。15 (平成27) 年1月の第4回共同作業グループ協議以降は両国の外交当局も交えた形で交渉を進めてきた。

その後、17(平成29)年12月の第8回日中高級事務レベル海洋協議、18(平成30)年4月の第7回共同作業グループ協議などでの交渉を経て、同年5月に東京で開かれた日中首脳会談に際し、安倍内閣総理大臣と李克強(り・こくきょう)中国国務院総理の立ち合いのもと、日中防衛当局間で本メカニズムに関する覚書¹²の署名が行われ、同年6月8日、本メカニズムの運用が開始された。

本メカニズムは、日中防衛当局の間で、①日中両国の相互理解及び相互信頼を増進し、防衛協力を強化するとともに、②不測の衝突を回避し、③海空域における不測の事態が軍事衝突又は政治外交問題に発展することを防止することを目的として作成されたものであり、主な内容は、①防衛当局間の年次会合・専門会合の開催、②日中防衛当局間のホットライン開設、③自衛隊と人民解放軍の艦船・航空機間の連絡方法となっている。

今般、10年間に及ぶ交渉を経て本覚書に署名できたことは、日中両国の相互理解と相互信頼を

増進する上で重要な一歩であるのみならず、不測 の衝突を回避する上でも大きな意義があり、今 後、本メカニズムが日中防衛当局間の信頼関係の 構築に資する形で運用されることが重要である。

Q 参照 資料50 (最近の日中防衛交流・協力の主要な実績 (過 去3年間))

5 日露防衛交流・協力

(1) ロシアとの防衛交流・協力の意義など

ロシアは、アジア太平洋地域における安全保障 上の重要なプレーヤーであり、かつ、わが国の重 要な隣国でもあることから、日露の防衛交流を通 じて信頼関係を増進させることが極めて重要であ る。防衛省・自衛隊は、様々な分野で日露関係が 進展する中、1999 (平成11) 年に署名された日 露防衛交流に関する覚書(06(平成18)年改定) に沿って、防衛当局間の各種対話をはじめ、日露 海上事故防止協定13に基づく年次会合や日露捜 索・救難共同訓練などを継続的に行っている。

ロシアとの関係については、ウクライナ情勢な どを踏まえ、政府としてG7の連帯を重視しつつ 適切に対応することとしている。同時に、隣国で あるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦 を招かないためにも実務的コンタクトは絶やさな いようにすることが重要であり、これらの点を総 合的に勘案してロシアとの交流を進めている。

(2) 最近の主要な防衛交流実績など

13 (平成25) 年4月に行われた日露首脳会談で は、日露両国間の安全保障・防衛分野における協 力を拡大することの重要性を確認し、日露「2+ 2]を立ち上げることで合意した。同年11月に実 施された初の日露「2+2」において、陸軍種間の 部隊間交流及び演習オブザーバー相互派遣の定例 化、アデン湾における海自とロシア海軍の海賊対 処部隊間の共同訓練の実施、日露サイバー安全保 障協議の定例開催などで合意した。

さらに、16 (平成28) 年12月に行われた日露 首脳会談で、両首脳は、両国の安全保障会議間の

対話や防衛交流が行われていることを歓迎し、今 後もこれらの対話や交流を継続することで一致し

17 (平成29) 年3月に実施された第2回目の日 露「2+2」においては、地域情勢などについて意 見交換を行うとともに、実務レベル協議、部隊間 交流、日露捜索・救難共同訓練などを引き続き継 続していくことで一致した。北方領土への地対艦 ミサイルの配備や、北方四島を含み得る諸島への 師団配備といった北方四島におけるロシア軍の軍 備強化にかかる動きについては、北方領土はわが 国固有の領土であるとのわが国の立場と相容れな いものであり、遺憾である旨を日本側から抗議し

軍種間の主な交流実績については、17(平成 29) 年12月、訪日したゲラシモフ参謀総長が統 幕長と会談し、両国の安全保障上の関心事項など について意見交換を実施するとともに、日露防衛 交流の必要性について一致した。また、17(平成 29) 年11月には、訪日したサリュコフ地上軍総 司令官が陸幕長と会談し、双方の信頼関係の醸成 を図った。

演習・訓練などでは、17(平成29)年11月、 海自とロシア海軍が、ウラジオストク沖におい て、17回目となる日露捜索・救難共同訓練を実 施した。

Q 参照 資料51 (最近の日露防衛交流・協力の主要な実績 (過 去3年間))

6 ASEAN諸国との防衛協力・交流

高い経済成長を続け、「世界の開かれた成長セ ンター」としての潜在力を世界各国から注目され ているASEAN諸国とわが国は、50年近くに及ぶ 交流の歴史と密接な経済関係を有する伝統的パー トナーである。

わが国のシーレーンの要衝を占める地政学的に 重要な地域に位置するASEAN諸国は、わが国及 び地域全体の平和と繁栄の確保においても重要な 役割を果たしており、ASEAN諸国との間で安全 保障・防衛分野における協力を強化し、信頼関係 を増進することは重要である。

このような考えに基づき、ASEAN諸国との間では、ハイレベル・実務レベル交流を通じた信頼 醸成及び相互理解の促進を行うとともに、能力構築支援、共同訓練、防衛装備・技術協力などの実質的な協力を推進している。また、ASEAN諸国との二国間協力に加え、ADMMプラスやARFといった多国間の枠組みでの協力も強化しており、16(平成28)年11月の第2回日ASEAN防衛担当大臣会合で稲田防衛大臣(当時)が今後の日ASEAN防衛協力の指針として表明した「ビエンチャン・ビジョン」は、ASEAN全体への防衛協力の方向性について、透明性をもって重点分野の全体像を初めて示したものであり、ASEANの全ての国々から歓迎された。

こうした二国間・多国間の協力を積極的に促進し、アジア太平洋地域の安全保障環境を安定化させる観点から、ASEAN諸国との防衛協力・交流の強化を図っている。

Q 参照 1節2項3 (防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話)、図表Ⅲ-2-1-4 (能力構築支援の最近の取組状況)、図表Ⅲ-2-1-5 (能力構築支援の活動実績)、資料52 (最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間))

(1) インドネシア

インドネシアとの間では、防衛分野においても わが国と活発な協力・交流が行われており、15 (平成27)年3月の日インドネシア首脳会談にお いて、安倍内閣総理大臣とジョコ大統領は、海洋 と民主主義に支えられた戦略的パートナーシップ の強化に合意し、日インドネシア [2+2] を開催 することについて再確認した。同年12月に東京 で初めて開催された同会合では、防衛装備品・技 術移転協定の交渉の開始、多国間共同訓練「コモ ド2016」への積極的な参加、能力構築支援を進 展させることなどで合意した。17 (平成29) 年1 月の日インドネシア首脳会議の際に発出された共 同声明では、安全保障・防衛分野の緊密な協力を さらに推進することを目的として、日インドネシ ア「2+2」の定期開催や外務・防衛当局間協議の 開催を含め、外務・防衛当局間の様々なレベルで

対話を継続することの重要性が確認された。また、 実務レベルでも、外務・防衛当局間協議、防衛当 局間協議、各種教育・研究交流などの各種交流が 行われている。

さらに、海洋学や海洋に関する国際法、国際航空法に関する能力構築支援を通じた協力にも取り組んでおり、18 (平成30)年3月にはインドネシア国防省及び海軍などに対し、第2回目となる海洋に関する国際法のセミナーを実施した。

(2) ベトナム

約9千万の人口を擁する南シナ海の沿岸国であるベトナムとの間では、防衛当局間の協力・交流が進展している。14(平成26)年3月の日ベトナム首脳会談においては、両国関係を「広範な戦略的パートナーシップ」へと発展させることが合意され、また、18(平成30)年5月の日ベトナム首脳会談においては、安全保障及び防衛分野における協力を強化することが確認された。

18 (同30年) 4月の日ベトナム防衛相会談で は、小野寺防衛大臣とリック国防大臣が両国の今 後の防衛協力を更に推進すべく、防衛交流・協力 の将来の方向性を示し、今後の日ベトナム防衛協 力の指針となる「防衛関係に関する日ベトナム共 同ビジョン」に署名した。また、地域情勢につい て意見交換を行うとともに、南シナ海情勢に関し て、軍事化を含む、現状変更の一方的行動の自制 を求めるとともに、国際法に基づいた紛争の平和 的解決、実効的な南シナ海における行動規範の早 期妥結の重要性について一致した。また、同年6 月、シャングリラ会合の際にも日ベトナム防衛相 会談を行い、PKOや能力構築支援など具体的な 分野で防衛協力・交流を進めていくことで一致す るとともに、南シナ海情勢について認識を共有し た。

軍種間の主な交流については、18 (平成30)年1月、ベトナムを訪問した陸幕長がザン総参謀長らと会談し、ベトナム軍のPKO派遣に向けて協力していくことで合意した。また、海自は、16 (平成28)年4月のカムラン湾国際港への寄港を初めとして、17 (平成29)年4月には「パシフィック・パートナーシップ2017」に参加した護衛艦

「いずも」 及び 「さざなみ」 がカムラン湾国際港に 寄港し、医療活動、施設補修活動を実施するなど 双方の交流を深めた。また、17(平成29)年12 月には、空自U-4多用途支援機がダナン国際空港 を訪問し、部隊間交流を実施した。18 (平成30) 年4月には、レー・フイ・ヴィン防空・空軍司令 官が訪日し、空幕長と会談を行い、日ベトナム空 軍種間の関係を強化していくことについて認識を 共有した。

能力構築支援においては、空自が17(平成29) 年6月に航空救難分野、同年11月に航空医学分 野、同年12月にはサイバーセキュリティ分野に おける能力構築支援を実施した。

今後も、防衛協力・交流の覚書などを基礎とし て、より具体的・実務的な協力を実現すべく、関 係を強化することが重要である。

(3) シンガポール

シンガポールは09(平成21)年12月、東南ア ジア諸国の中で、わが国との間で最初に防衛協 力・交流の覚書に署名した国であり、事後、この 覚書に基づき協力関係が着実に進展している。シ ンガポールとの間では、定期的に防衛当局間協議 を行っており、これまで15回の開催実績がある ほか、英国国際戦略研究所 (IISS) が主催するシャ ングリラ会合には、ほぼ毎年防衛大臣が参加し、 わが国の安全保障政策について説明するなど、ハ イレベル交流も活発に行われている。18(平成 30) 年5月には、ウン・エンヘン国防大臣が訪日 し、日シンガポール防衛相会談が行われた。同会 談では、北朝鮮問題、「自由で開かれたインド太平 洋戦略」、二国間・日ASEAN間の防衛協力や南 シナ海を含む地域情勢について意見交換を行っ た。また、同年6月、シャングリラ会合に出席す るためシンガポールを訪問した小野寺防衛大臣 は、テオ・チーヒン副首相を表敬し、北朝鮮問題 や二国間及び多国間の防衛協力・交流について意 見交換を行った。

軍種間の主な交流実績については、17(平成 29) 年10月に訪日したオン陸軍司令官が陸幕長 と会談し、双方が関係強化を図っていくことを確 認した。17 (平成29) 年11月には空自C-2輸送

機がパヤレバ空軍基地を訪問し、部隊間交流を実 施した。また、18 (平成30) 年2月には空幕長が 「シンガポール・エアショー」に参加し、各国空軍 司令官らと意見交換を実施した。

その他、国連PKOや海賊対処活動などの国際 協力業務遂行に際した寄港や軍種間交流も積極的 に行われている。

(4) フィリピン

フィリピンとの間では、ハイレベル交流のほ か、艦艇の訪問や防衛当局間協議をはじめとする 実務者交流、軍種間交流が頻繁に行われている。 15 (平成27) 年1月の日比防衛相会談では、日比 防衛協力・交流に関する覚書の署名が行われ、防 衛相会談・次官級協議の定期的な実施、統幕長を はじめとする各幕僚長とフィリピン国軍司令官及 び各軍司令官の間の相互訪問、訓練・演習への参 加のほか、海洋安全保障をはじめとする非伝統的 安全保障分野における協力を実施することとし

また、同年11月の日比首脳会談では、防衛装備 品・技術移転協定について大筋合意に達し、16 (平成28)年2月に同協定が署名された。

さらに、16 (平成28) 年9月の日比首脳会談に おいて、安倍内閣総理大臣とドゥテルテ大統領は 人道支援・災害救援 (HA/DR)、輸送及び海洋状 況把握にかかるフィリピンの能力向上を図るた め、海自TC-90練習機の移転などについて合意し た。17 (平成29) 年1月の日比首脳会談では、能 力構築支援、防衛装備協力や訓練・演習など、様々 な分野で防衛協力を推進することで一致した。

同年3月には2機のTC-90をフィリピン海軍 に引き渡した後、同年10月の日比防衛相会談に おいて、小野寺防衛大臣はロレンザーナ国防大臣 に対しTC-90の移転を有償貸付から無償譲渡に 変更することとした旨を伝達した。18(平成30) 年3月には、ヘラクレオ・アラノ・サングレーポ イント海軍基地において、わが国から福田防衛大 臣政務官、フィリピンからロレンザーナ国防大臣 出席のもと、フィリピン海軍へ残り3機のTC-90 の引き渡しが行われ、先に引き渡された2機を含 むTC-90計5機の無償譲渡が完了した。この移転 は、単に機体の移転だけではなく、フィリピン海 軍パイロットに対する教育や同海軍などの整備要 員に対する維持整備の支援を含めた協力となって いる。

18 (平成30) 年6月、小野寺防衛大臣はシャングリラ会合においてロレンザーナ国防大臣と日比防衛相会談を行った。同会談では、小野寺防衛大臣から、フィリピンからの申出を踏まえ、陸自で不用となった多用途へリコプターUH-1Hの部品等を無償譲渡することを決定した旨を伝達するとともに、共同訓練や装備技術協力等、幅広い分野で両国の防衛協力を推進することで一致した。また、北朝鮮問題について意見交換を行うとともに、南シナ海については、ロレンザーナ国防大臣から、わが国がフィリピンの立場を支持していることに感謝する旨言及があった。

そのほか、軍種間の主な協力・交流実績については、17 (平成29)年9月から同年10月の間、フィリピン・ルソン島で実施された米比共同訓練「カマンダグ2017」に陸自部隊が参加した。また、17 (平成29)年11月には、海幕長がフィリピンを訪問し、メルカド海軍司令官などとハイレベル交流を行った。同年6月、9月及び11月並びに18 (平成30)年2月には、海自航空機及び艦艇による親善訓練が行われ、捜索救難訓練などを通じ、フィリピン海軍との相互理解を深め、友好関係の促進を図った。17 (平成29)年6月には護衛艦「いずも」がスービック港に寄港した際にドゥテルテ大統領が外国元首としては初めて乗艦するなど、フィリピンとの防衛協力は着実に深化している。

Q 参照 4章4節3項 (新たな防衛装備・技術協力の構築)

(5) タイ

タイとの間では、早くから防衛駐在官の派遣や 防衛当局間協議を開始するなど、伝統的に良好な 関係のもと、防衛協力・交流の長い歴史を有して いる。また、防衛大学校への留学生の受入れにつ いては、1958 (昭和33) 年に初めて外国人留学 生として受け入れたのがタイ人学生であり、その 累計受入れ数も最多である。

17 (平成29) 年11月には、山本防衛副大臣が タイを訪問し、国際防衛装備品展示会 (Defense and Security2017) の視察を行ったほかタイ側 との間で、防衛装備品・技術移転協定の早期締結 を含め今後の二国間の防衛装備・技術協力を促進していくことで一致した。

また、防衛省・自衛隊は、05 (平成17) 年から 米・タイ共催の多国間共同訓練「コブラ・ゴール ド」に継続的に参加している。18 (平成30) 年1 月から2月の間に実施された「コブラ・ゴールド 18」では、指揮所訓練などに加え、在外邦人等保 護措置訓練も行われ、福田防衛大臣政務官が同訓 練を視察した。

軍種間の主な交流実績については、17(平成 29) 年11月に護衛艦 「おおなみ」 がタイ海軍の主 催する「ASEAN50周年記念観艦式」に参加し、 その機会を通じ、海幕長はオーストラリア、イン ド、マレーシア、ペルー、韓国、シンガポール及び ベトナムの代表とそれぞれ会談し、相互理解や友 好親善を図った。また、17(平成29)年11月に は空自C-2輸送機がウタパオ海軍基地を、18(平 成30) 年1月には空自KC-767空中給油・輸送機 がドンムアン空軍基地をそれぞれ訪問し、部隊間 交流を実施した。同年5月にはスリスワン国軍司 令官が訪日し、山本防衛副大臣及び統幕長と会談 を行った。また、同月、防衛大学校及び空自幹部 学校の卒業生であるジョム空軍司令官が訪日し、 空幕長との会談を行ったほか、小野寺防衛大臣を 表敬し、日夕イ空軍種間の関係を強化していくこ とについて認識を共有した。

能力構築支援事業としては、16 (平成28) 年以降、飛行安全及び国際航空法分野におけるセミナー等を実施しており、18 (平成30) 年には国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 派遣予定であるタイ陸軍に対し、UNMISS司令部の特性、施設任務及び治安に係る留意事項等についてセミナーを実施し、自衛隊による5年間のUNMISSでの経験及び教訓を共有した。

(6) カンボジア

カンボジアは、1992 (平成4) 年にわが国として初めて国連PKOに自衛隊を派遣した国である。また、13 (平成25) 年から能力構築支援を開始するなど、両国間での防衛協力・交流は着実に進展

VOICE

ASEAN設立50周年記念国際観艦式に参加して

護衛艦「おおなみ」(横須賀) 艦長 2等海佐 奥村 博隆

私は、護衛艦「おおなみ」艦長として乗員約180名、搭載航空機1機とともに、平成29年11月にタイ 王国のパタヤで実施されたASEAN設立50周年記念国際観艦式に参加しました。参加にあたっては、海 上自衛隊の精強さを参加各国に示すべく 「小さくても国の代表」という言葉のもと乗員一同一致団結し、 国際観艦式及び関連行事に臨みました。

最も印象深い行事は、タイの11月は乾季であるにもかかわらず、急激なスコールにより道路が膝下ま で水没するほどの悪条件下で実施された市中パレードです。行進が始まるころには、雨も止み、観閲台の 前の水は引きましたが、行進出発場所の状況はよくならず、多くの国は、足元を気にしながら行進をして いました。その中、我が「おおなみ」の乗員は整斉と行進、観閲官に対し堂々と敬礼を行い、タイ国民及 び各国から賞賛の声を頂きました。

市中パレードのほか、観艦式における登舷礼等、日本の代表として斉一な部隊行動を行い、海上自衛隊 の精強さを公式の場で示したことで、ASEAN諸国並びにアメリカ、オーストラリア等の友好国からの信 頼を深めることができたと感じており、乗員一同を誇りに思うとともに感謝しています。



入港歓迎行事における筆者(右から2人目)



観閲官に敬礼中の筆者(右端)

している。同年12月の日カンボジア首脳会談に おいて、両国関係は戦略的パートナーシップへと 格上げされ、会談後、小野寺防衛大臣(当時)は日 カンボジア防衛協力・交流の覚書に署名を行っ た。17 (平成29) 年9月、小野寺防衛大臣はティ ア・バニュ国防大臣と会談し、地域情勢について 意見交換を行うとともに、日カンボジア防衛協力 が能力構築支援や軍種間交流など幅広い分野で進 展していることを高く評価した。

能力構築支援では、これまで道路構築実習など を通じた協力強化に取り組んできたほか、17(平 成29) 年7月には、陸自がカンボジア軍工兵部隊 に対して、施設活動(測量教官の育成)に関する 教育を実施した。

(7) ミャンマー

ミャンマーとの間では、11(平成23)年3月の 民政移管後、防衛事務次官がミャンマーを初訪問 したほか、わが国側主催の多国間会議にミャン マーからの参加を得る形で交流を発展させてき た。13 (平成25) 年11月には、第1回防衛当局間 の協議をネーピードーで開催し、今後の防衛交流 の進め方について意見交換し、交流を強化してい くことで一致した。14(平成26)年11月には、 江渡防衛大臣(当時)が第1回日ASEAN防衛担 当大臣会合に出席するため、議長国であったミャ ンマーを訪問し、その際にウェイ・ルイン国防大 臣(当時)と会談し、防衛交流を促進することを 確認した。

17 (平成29) 年8月には、日本財団の招へいに より訪日した、ミン・アウン・フライン国軍司令 官が安倍内閣総理大臣を表敬したほか、統幕長とも会談を行い、防衛協力の推進などについて意見交換を行った。また、日本財団の主催により、14(平成26)年から始まった「日ミャンマー将官級プログラム」では、同国軍の将官級軍人を招へいし、自衛隊施設の視察が実施されている。17(平成29)年9月には、このプログラムのもと、同国から10名の将官が訪日し、小野寺防衛大臣への表敬などを行った。

軍種間の主な交流については、18 (平成30) 年 1月、ミャンマーを初訪問した陸幕長がミン・アウン・フライン国軍司令官らと会談し、地域情勢や 防衛協力・交流について意見交換を行うとともに、 引き続き関係強化を図っていくことを確認した。

能力構築支援では、空自が17 (平成29) 年7月 及び10月、航空気象分野における能力構築支援 を、陸自が18 (平成30) 年2月、人道支援・災害 救援 (HA/DR) に関するセミナーを実施した。

(8) ラオス

ラオスとの間では、在ベトナム防衛駐在官が、 11 (平成23) 年に在ラオス防衛駐在官併任となっ て以来、防衛協力・交流が徐々に進展している。 13 (平成25) 年4月には、ラオスから初となる防 衛大学校への留学生が派遣されたほか、同年8月、 初の日ラオス防衛相会談が行われた。わが国は、 14 (平成26) 年から、ラオスと共にADMMプラ スにおける人道支援・災害救援 (HA/DR) EWG の共同議長を務め、マルチの枠組みにおける協力 を通じ、日ラオス防衛当局間の関係は大きく進展 した。また、16 (平成28) 年11月、稲田防衛大臣 (当時)がわが国の防衛大臣として初めてラオス を訪問し、チャンサモーン国防大臣との間でハイ レベル交流や能力構築支援など、さらなる防衛協 力の方策について意見交換を実施し、防衛協力・ 交流を推進することで一致した。なお18(平成 30) 年3月、ラオスから初めて派遣された留学生 が防衛大学校を卒業した。

能力構築支援では、17 (平成29) 年11月に陸 自がラオス陸軍工兵部隊及び衛生部隊に対して人 道支援・災害救援 (HA/DR) 分野に関する実技 教育を実施した。

(9) マレーシア

マレーシアとの間では、18 (平成30) 年4月、防衛装備品・技術移転協定に署名した。

能力構築支援では、17 (平成29) 年11月、マレーシアに陸自要員を派遣、HA/DRセミナーに参加した。

(10) ブルネイ

ブルネイとの間では、13 (平成25) 年8月、同国で開催された第2回ADMMプラスの際、小野寺防衛大臣(当時)がヤスミン首相府エネルギー大臣と会談を行い、ADMMプラスの取組について意見交換を行った。実務レベルでは、18 (平成30)年2月、防衛審議官がブルネイを訪問し、ラーマン国防次官と防衛協力・交流に関する協議を実施した。また、同年2月には、人道支援・災害救援(HA/DR)及び捜索救難に関する能力構築支援も行われるなど、関係強化が図られている。

▼ その他のアジア太平洋諸国との防衛交流・ 協力

Q 参照 図表Ⅲ-2-1-1 (ハイレベルの交流実績 (17 (平成29) 年6月~18 (平成30) 年6月)、図表Ⅲ-2-1-4 (能力 構築支援の最近の取組状況)、図表Ⅲ-2-1-5 (能力構 築支援の活動実績)、資料53 (最近のその他アジア太 平洋諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年 間))

(1) ニュージーランド

ニュージーランドとの間では、13 (平成25)年8月、防衛協力・交流に関する覚書の署名が行われたほか、14 (平成26)年7月の日ニュージーランド首脳会談では、ACSAに関する研究を行うことで一致した。

軍種間では、17 (平成29) 年7月、訪日した キーティング軍司令官が統幕長と会談し、国際情 勢や地域情勢などについて意見交換を行うととも に、引き続き緊密に協力していくことを確認した。 同年6月には、ニュージーランド海軍フリゲート 「テ・カハ」が訪日し、多国間共同訓練「パシ フィック・ガーディアン」に日加艦艇とともに参 加した。また、17 (平成29) 年11月には、空自 C-2輸送機がクライストチャーチ国際空港を訪問 し、部隊間交流を実施した。18 (平成30) 年5月 には、トニー・デイビーズ空軍司令官が訪日し、 空幕長と会談を行い、日ニュージーランド空軍種 間の関係を強化していくことについて認識を共有 した。

(2) モンゴル

モンゴルとの間では、12 (平成24) 年1月の防 衛協力・交流に関する覚書の署名後、ハイレベル 交流が進むとともに、能力構築支援を通じた協力 の強化にも取り組んでいる。15(平成27)年5月 の第14回シャングリラ会合に際して、日モンゴ ル防衛相会談を行い、両国の防衛協力・交流につ いて意見交換を行い、同年10月の統幕長とモン ゴル国軍参謀総長との会談では、PKO分野での 安全保障協力の推進について合意した。

軍種間の主な交流実績については、06(平成 18) 年から米国及びモンゴルの共催による多国間 共同訓練「カーン・クエスト」に陸自がオブザー バーを派遣しており、15(平成27)年からは、同 訓練に部隊を派遣し、国連PKOに係る各種能力 の維持・向上を図るとともに、参加国との相互理 解の促進や信頼関係の強化を図っている。

(3) 東ティモール

02 (平成14) 年から、国連PKOとして独立支 援のために自衛隊を派遣した東ティモールとの間 では、16(平成28)年6月に中谷防衛大臣(当時) が14年ぶりに東ティモールを訪問し、クリスト バウン国防大臣(当時)との間で、能力構築支援、 留学生の防衛大学校などへの派遣、海自艦艇の寄 港などを通じて防衛当局間の交流を継続・深化さ せていくことで一致した。

能力構築支援では、12(平成24)年から東ティ モール国防軍に対する車両整備に係る教育支援を 継続している。また、陸自は15(平成27)年から 東ティモールに対する豪軍主催の訓練「ハリィ・ ハムトゥック」に参加し、施設分野での支援を継 続している。



護衛艦「いずも」艦内において説明を受けるスリランカ国防担当国務大

(4) スリランカ

17 (平成29) 年7月にウィジャヤワルダナ国防 担当国務大臣が宮澤防衛大臣政務官(当時)と今 後の防衛交流などについて意見交換を行うととも に、同国コロンボ港に寄港中の護衛艦「いずも」 に乗艦した。また、同年11月には、訪日した同大 臣が小野寺防衛大臣を表敬し、海洋監視能力の向 上や捜索救難分野の訓練における協力などについ て意見交換を行った。

軍種間の主な交流については、18 (平成30)年 3月、スリランカを初訪問した統幕長がシリセー ナ大統領と会談し、安全保障環境に係る認識を共 有するとともに、日スリランカ防衛交流の深化の 必要性について意見交換した。また、海自は17 (平成29) 年7月、8月及び12月にスリランカ周 辺海域などにおいて親善訓練を実施し、相互理解 と友好親善の深化を図った。

さらに、18 (平成30) 年4月に第30次海賊対 処部隊として進出中の護衛艦 「あけぼの」がハン バントタ港に寄港した際、能力構築支援として同 艦内においてスリランカ海軍等に対して捜索救難 に関するセミナーを実施した。

8 欧州諸国との防衛協力・交流

欧州は、わが国と普遍的価値を共有し、また、 テロ対策や海賊対処などの非伝統的安全保障分野 や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全 保障上の共通課題に取り組むための中核を担って いる。そのため、欧州諸国と防衛協力・交流を進 展させることは、わが国がこうした課題に積極的

に関与する基盤を提供するものであり、わが国と 欧州の双方にとって重要である。

Q 参照 図表Ⅲ-2-1-1 (ハイレベルの交流実績 (17 (平成29) 年6月~18 (平成30) 年6月)

> 資料54(最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要 な実績(過去3年間))

(1) 英国

英国は、欧州のみならず世界に影響力を持つ大 国であるとともに、わが国と歴史的にも深い関係 があり、安全保障面でも米国の重要な同盟国とし て戦略的利益を共有している。このような観点か ら、国際平和協力活動、テロ対策、海賊対処など のグローバルな課題における協力や地域情勢など に関する情報交換を通じ、日英間で協力を深める ことは、わが国にとって非常に重要である。

英国との間では、12(平成24)年6月に防衛協 力のための覚書が取り交わされたのに続き、13 (平成25)年7月に防衛装備品・技術移転協定が 発効したほか、14 (平成26) 年1月には日英情報 保護協定が発効し、二国間の防衛装備・技術協力 及び情報共有の基盤が整備されている。

14 (平成26) 年5月の日英首脳会談において、 両首脳は、安全保障分野の協力強化のため、日英 「2+2」の開催、ACSAの交渉開始などについて 一致した。これを受け、15 (平成27) 年1月に第 1回日英 [2+2] が開催され、安全保障及び防衛 分野の協力を強化していくことで一致するととも に、戦略的情勢認識の共有を図った。また、16(平 成28) 年1月の第2回日英 [2+2] では、共同訓 練の推進、防衛装備・技術協力や東南アジア諸国 に対する能力構築支援での連携などについて一致 したほか、ACSAの可能な限り早期の締結を目指 すことについて確認した。17 (平成29) 年1月に は、日英ACSA14への署名が行われ、同年4月の 国会承認を経て同年8月に発効した。これに併せ て関連する国内法令も整備された。

日英ACSAの発効により、共同訓練や大規模災 害対処などにおいて、自衛隊と英軍との間で、 水・食糧・燃料・輸送などの物品や役務を統一的



護衛艦「いずも」に乗艦したメイ首相と小野寺防衛大臣 (17 (平成29) 年8月)

な手続により相互に融通することが可能となり、 日英間の戦略的パートナーシップが一層円滑・強 固なものとなった。また、17(平成29)年8月の 日英首脳会談の際に発表された「日英安全保障共 同宣言」においては、二国間の安全保障協力に関 する関係当局間の具体的措置を伴う行動計画を策 定することで一致した。17 (平成29) 年12月の 第3回日英 [2+2] においては陸自と英陸軍の共 同訓練の実施、英海軍艦艇のアジア太平洋地域へ の展開及び共同訓練の実施や新型空対空ミサイル の共同研究としての試作などが共同声明に盛り込 まるなど、両国の安全保障協力は着実に深化して いる。

18 (平成30) 年6月、小野寺防衛大臣はシャン グリラ会合においてウィリアムソン国防大臣と日 英防衛相会談を行った。同会談では17(平成29) 年12月の日英「2+2」での共同声明を踏まえ、 英国軍艦の展開や、18 (平成30) 年秋にわが国で 実施予定の陸軍種間の共同訓練を含め、軍種間交 流や共同訓練などの分野で日英防衛協力を引き続 き進展させていくことで一致した。また、防衛装 備・技術分野についても意見交換を行い、「将来 戦闘機における協力の可能性に係る日英共同スタ ディ|をはじめ、引き続き防衛装備・技術協力を 進めていくことで一致した。

さらに北朝鮮問題については、小野寺防衛大臣 から、今般、英海軍と海自の間で北朝鮮による「瀬 取り」対策のための警戒監視活動において協力で きたことは、国連安保理決議の実効性を確保する

¹⁴ 対象となる活動として、①共同訓練、②国際連合平和維持活動、③国際連携平和安全活動、④人道的な国際救援活動、⑤大規模災害への対処、⑥在外邦人等 の保護措置及び輸送、⑦連絡調整その他の日常的な活動、⑧それぞれの国内法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動が挙げられている。

上で有意義であり、このような活動の結果、北朝 鮮が政策を変更しつつある旨述べた。また、制裁 継続の必要性についても言及し、これに対しウィ リアムソン国防大臣から、英国としてもわが国の 立場を支持する旨応答があった。

実務レベルの交流としては、18 (平成30)年2 月、訪英した防衛事務次官が、カーゾン英国国防 担当閣外大臣兼貴族院副理事を表敬した。

軍種間の主な交流実績については、18(平成 30) 年3月、訪英した統幕長が、ピーチ国防参謀総 長と会談し、情勢認識や日英防衛協力・交流など について意見交換を実施した。17 (平成29)年11 月、訪英した陸幕長がカーター陸軍参謀総長と会 談し、水陸両用分野における日英協力などについ て意見交換した。また、海自は、18 (平成30) 年4 月、英海軍フリゲート「サザーランド」と関東南方 海域において日英共同訓練を実施した。空自につ いては、17 (平成29) 年7月に空自KC-767空中 給油・輸送機が英国で開催されたエアショー 「Royal International Air Tatoo (RIAT)」に参 加するとともに、タイフーン戦闘機及びボイ ジャー空中給油・輸送機との親善訓練を含む部隊 間交流を実施した。また、同年12月には、姉妹飛 行隊交流として、空自の戦闘機操縦者3名がコニ

VOICE

英国主催国際航空ショー(RIAT)に参加して

第1輸送航空隊飛行群第404飛行隊(愛知県小牧市) 1等空尉 重岡悠

私は、17 (平成29) 年7月に英国フェアフォード空軍基地で開催された"RIAT (リアット) ※"と呼ば れる世界最大級のエアショーに、KC-767の搭乗員として参加しました。RIATは26カ国からの軍隊や 世界の航空機メーカーが参加するエアショーであり、計246機の航空機が展示されました。その中で、 航空自衛隊KC-767の地上展示は、一般の来場者や軍関係者など多くの方が列をなして訪れるほど注 目され、機内に展示していた航空自衛隊に関する説明パネルを熱心に見る来場者の姿からは、航空自衛 隊への関心の高さを感じることができました。また地上展示に併せて、各基地の隊員で結成した祇園太 鼓部による太鼓演舞の披露を連日数回に分けて行ったところ、毎回大勢の観衆が演舞する隊員達を取り 囲み、中にはリピーターやアンコールの声を上げる人達も出るほどに、演舞は終始大盛況でした。そして 私が驚いたことは、英国の方々だけでなく、日本からもこのエアショーを観るためだけに英国まで足を 運んで来る方が予想以上に多かったことです。このように国内外の様々な方から関心を持たれている国 際的なエアショーに搭乗員として参加し、航空自衛隊の存在をアピールするとともに、その役割につい て理解を深める活動に携われたことは、有意義でかけがえのない経験になりました。このような名誉あ る機会に恵まれたことを誇りに感じるとともに、機会があれば是非また参加したいと思います。

※ RIAT = Royal International Air Tattoo



RIATにおいて太鼓演舞を披露する空自隊員

ングスビー空軍基地を訪問し、部隊間交流を実施 した。

(2) フランス

フランスは、欧州やアフリカのみならず、世界に 影響力を持つ大国であるとともに、わが国と歴史 的にも深い関係を持つ特別なパートナーである。

14 (平成26) 年1月には、パリで第1回日仏 [2] +2|が開催され、同年7月にはル・ドリアン国 防大臣が訪日し、防衛協力・交流に関する意図表 明文書が署名された。15(平成27)年3月に東京 で開催された第2回日仏「2+2」では、テロの脅 威を強調のうえ、情報交換やアフリカ・中東での 協力を強化し、国際社会と協力してテロとの闘い に取り組んでいくこと、防衛装備・技術協力、海 洋安全保障などの分野での協力を強化していくこ となどを確認するとともに、日仏防衛装備品・技 術移転協定の署名が行われた。17(平成29)年1 月には、パリで第3回日仏「2+2」が開催され、 ①日仏ACSAの交渉開始、②防衛装備・技術分野 での初の具体的協力案件として、機雷対処用水中 無人航走体に関する協力を具体化していくこと、 ③共同訓練を推進することを確認したほか、宇宙 状況監視 (SSA) をはじめとする宇宙分野での協 力を具体化することへの期待を表明した。これを 受けて、17(平成29)年3月には、第2回日仏包 括的宇宙対話が開催され、日仏間のSSA協力を強 化するため、「日本国の権限のある当局とフラン ス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握に係る情 報共有に関する技術取決め | に署名し、具体的な 協力を促進することで一致した。

18 (平成30) 年1月に東京で開催された日仏防衛相会談及び第4回日仏「2+2」では、日仏ACSA交渉において大枠合意に至ったことを歓迎するとともに、初の協力案件となる次世代機雷探知技術に関する共同研究を早期に開始することで一致した。また、遠洋航海演習「ジャンヌ・ダルク2017」の一環での仏海軍艦隊の訪日やわが国周辺及びグアム・テニアン島での初の日仏共同訓練(ARC17)の実施を歓迎するとともに、途上国の能力構築支援に係る連携を強化していくことで一致した。また、同年1月に実施された日仏防



日仏 [2+2] (18 (平成30) 年1月)

衛相会談においては、これらについて改めて確認 するとともに日仏ACSAの早期締結に向け引き 続き協力していくことで一致した。

18 (平成30) 年6月、小野寺防衛大臣はシャングリラ会合においてパルリ軍事大臣と日仏防衛相会談を行った。同会談では朝鮮半島や南シナ海を含む地域情勢について意見交換を行うとともに、18 (平成30) 年1月に実施された日仏「2+2」の合意に従い、今後も様々な機会をとらえて共同訓練などの防衛交流・協力を実施していくことで一致した。また、初の共同研究となる次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認するとともに、さらなる防衛装備・技術協力について議論して行くことを含め、引き続き、防衛装備・技術協力を含む様々な面で協力を深化させていくことで一致した。

軍種間における主な交流実績については、自衛隊は、14 (平成26)年から、ニューカレドニア駐留仏軍主催人道支援・災害救援 (HA/DR)訓練(赤道・南十字星)に参加しているほか、17 (平成29)年9月には、ニューカレドニア駐留仏軍主催多国間共同訓練「赤道17」に参加した。また、17 (平成29)年11月には、訪仏した陸幕長がボッセー陸軍参謀総長と会談し、日仏英米四か国共同訓練などの成果を踏まえ、今後の日仏防衛協力・交流の強化について意見交換した。18 (平成30)年2月には、仏海軍フリゲート「ヴァンデミエール」と関東南方海域において、日仏共同訓練を実施した。

(3) **NATO**

14 (平成26) 年5月に安倍内閣総理大臣が欧州 を訪問した際、NATO本部においてラスムセン 事務総長(当時)と会談を行い、「日NATO国別 パートナーシップ協力計画」に署名した。

この計画に基づき、同年12月、女性・平和・安 全保障分野における日NATO協力として、初め てNATO本部に自衛官を派遣するとともに、15 (平成27) 年以降、「ジェンダー視点のNATO委 員会 (NCGP) 年次会合」 に防衛省・自衛隊から 参加している。

17(平成29)年1月、稲田防衛大臣(当時)が 10年ぶりにブリュッセルのNATO本部を訪問し、 ストルテンベルグ事務総長と会談を行った。同会 談では、今日の安全保障上の諸課題に対処してい く上での日NATO協力の重要性を確認し、海賊 対処を含む海洋安全保障、サイバー、人道支援・ 災害救援 (HA/DR)、女性・平和・安全保障をは じめとする様々な分野における協力を推進してい くことで一致した。また、同会談において、以前よ りNATO側から提案のあった欧州連合軍への連 絡官派遣について、稲田防衛大臣(当時)から連 絡官派遣の意向を伝え、同年2月から、欧州連合 軍最高司令部に新規に連絡官が配置された。

17 (平成29) 年10月、訪日したストルテンベル グ事務総長は小野寺防衛大臣と会談し、日NATO 防衛協力・交流や地域情勢について意見交換を行 うとともに、護衛艦「てるづき」を視察し、海洋安 全保障分野におけるわが国の取組について NATO側の理解の促進を図った。また、17(平成 29) 年6月、メルシエNATO変革連合軍最高司令 官が初訪日したほか、18 (平成30) 年3月、統幕長 がベルギーのNATO本部を訪問し、パベル軍事委 員長との会談において、情勢認識や日NATO防衛 協力・交流について意見交換を行った。

(4) その他の欧州諸国

ドイツとの間では、17 (平成29) 年7月、日独 防衛装備品・技術移転協定の署名が行われたほ か、17(平成29)年7月、防衛審議官が第1回日 独次官級戦略的対話出席のために、訪独するな ど、ハイレベルを含む交流が進展している。

18 (平成30) 年6月、小野寺防衛大臣はシャン グリラ会合においてライエン国防大臣と日独防衛 相会談を行い、様々な分野で二国間防衛協力が進 展していることを高く評価し、今後もNATOを 通じた協力を含め、特にサイバー分野において、 協力関係を強化していくことで一致した。

イタリアとの間では、16 (平成28) 年6月に日 伊情報保護協定が発効したほか、17(平成29)年 5月には、日伊防衛装備品・技術移転協定への署 名が行われるなど、防衛協力を行っていく上での 制度面の整備が進んでいる。17 (平成29)年5月 には、ピノッティ国防大臣が訪日し、日伊防衛相 会談を実施するとともに、今後、装備・技術協力 などを含め、様々な分野での協力を通じ、二国間 協力を深化させる方向で一致した。

スペインとの間では、18(平成30)年1月、 デ・コスペダル国防大臣が訪日し、日スペイン防 衛相会談を実施した。同会談では14(平成26)年 11月に署名された防衛協力・交流に関する覚書 に基づき、防衛当局間の関係をさらに強化するこ とで一致した。

オランダとの間では、16 (平成28) 年12月に ヘニス国防大臣が訪日し、日オランダ防衛相会談 に際して防衛協力・交流の覚書の署名が行われた。

北欧諸国やバルト3国などとの間では、17(平 成29) 年9月にフィンランド、10月にはスウェー デンと局長級の防衛当局間協議を実施した。また、 18 (平成30) 年1月には、山本防衛副大臣がス ウェーデンを訪問し、フルトクヴィスト国防大臣 と意見交換を実施し、防衛装備・技術分野を含む 防衛交流・協力のさらなる前進に努めることで一 致するなど、ハイレベルの交流などを通じて関係 の強化が図られている。

18 (平成30) 年1月の安倍内閣総理大臣による 欧州各国歴訪15の中で、エストニアにおいては同 国とのサイバー協議などの機会を活用し、引き続 き両国の協力を進めていくことで一致し、同国に 所在するNATOサイバー防衛協力センター (CCDCOE) へのわが国の参加が承認されたこ とを歓迎した。また、ラトビアにおいてはクチン スキス首相と会談し、ベルグマニス国防大臣の訪 日の機会などを通じ、日ラトビア間で安全保障面

¹⁵ 安倍内閣総理大臣は、18 (平成30) 年1月、わが国の内閣総理大臣として初めてエストニア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、セルビア及びルーマニア のバルト三国及び南東欧三か国を訪問した。

での議論を一層深めていくことで一致した。

18 (平成30) 年5月、小野寺防衛大臣はフィンランド及びエストニア両国を訪問した。フィンランドにおいて、小野寺防衛大臣は、ニーニスト国防大臣と会談し、同年8月に海自練習艦隊のヘルシンキ寄航が予定されていることに触れつつ、今後幅広い分野で、防衛協力を深化させていきたい旨述べ、防衛当局間協議や部隊間交流などを通して、両国間の協力をより一層強化していくことで一致した。また、エストニアにおいては、ルイク国防大臣と会談し、今後、防衛省からNATOサイバー防衛協力センター(CCDCOE)への職員派遣を通じて、サイバー分野での協力関係をさらに発展させたい旨述べ、サイバーの分野での協力を含め、両国間の協力をより一層強化していくことで一致した。

9 その他諸国

Q 参照 図表Ⅲ-2-1-1 (ハイレベルの交流実績 (17 (平成 29) 年6月~18 (平成 30) 年6月)

> 資料55 (最近のその他の諸国との防衛協力・交流の 主要な実績(過去3年間))

カナダとの間では、18 (平成30) 年4月に日加ACSAの署名が行われたほか、これまで、ハイレベル交流や防衛当局間協議などが行われてきた。直近では、17 (平成29) 年11月に山本防衛副大臣がサージャン国防大臣と会談し、同年7月に実施した日加共同訓練「KAEDEX」や同年11月のカナダ海軍潜水艦「シクーティミ」の横須賀訪問をはじめとする両国の防衛協力が進展していることを歓迎するとともに、防衛協力を一層推進していくことで一致した。また、18 (平成30) 年2月、訪日したヴァンス参謀総長が統幕長と会談し、安全保障環境に係る認識を共有するとともに、日加防衛交流を今後も推進していくことで合意した。

軍種間の主な交流実績については、17(平成29)年7月にカナダ海軍艦艇「ウィニペグ」及び「オタワ」が、17(平成29)年10月から12月の間には同海軍潜水艦「シクーティミ」が訪日した。これらの艦艇は、海自との間で日加ニュージーランド共同訓練「パシフィック・ガーディアン」、同

年11月には日米加共同訓練、同年7月及び12月には日加共同訓練「KAEDEX」などを実施した。空自については、まず、17(平成29)年7月、カナダの救難輸送機部隊が小牧基地を訪問し、部隊間交流を実施したほか、同月には、空自のKC-767空中給油・輸送機がコモックス空軍基地に寄航し、部隊間交流を実施した。また、同年9月には空幕長がカナダを訪問し、フッド空軍司令官とハイレベル交流を実施した。

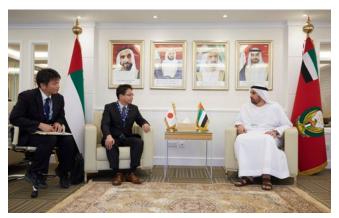
コロンビアとの間では、15 (平成27) 年3月、 訪日したピンソン国防大臣と初の防衛相会談を 行った。また、16 (平成28) 年12月には、同国と の間で防衛交流に関する覚書に署名し、今後具体 的な交流を進めていくこととしている。

ブラジルとの間では、18 (平成30) 年4月から5月にかけて、山本防衛副大臣が同国を訪問し、シルヴァ・イ・ルーナ国防大臣と会談を行った。山本防衛副大臣とシルヴァ・イ・ルーナ国防大臣は、両国間の防衛協力・交流や地域情勢について意見交換を行い、両国の防衛協力・交流覚書の署名を早期に行うことで一致した。また、ハイレベルにおける交流、HA/DR分野での協力を含め、両国の防衛協力・交流を更に発展させることで一致した。また、ブラジル軍で活躍する日系軍人を激励した。

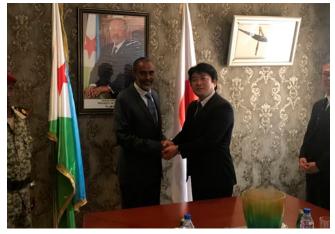
カザフスタンとの間では、17 (平成29) 年7月、小林防衛大臣政務官(当時)がスカコフ国防次官と会談し、政務レベルでは初めてとなるハイレベル交流を実現し、「日本国防衛省とカザフスタン共和国国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書」に署名した。

ウズベキスタンとの間では、17年 (平成29)年 9月、同国に対する初の能力構築支援事業として、 軍医療関係者3名を招へいし、防衛省及び防衛医 大において研修を実施し、医官の育成、防衛医大 の概要、防衛医学研究センターの研究成果等につ いてブリーフィングを実施したほか教育現場の視 察を行った。

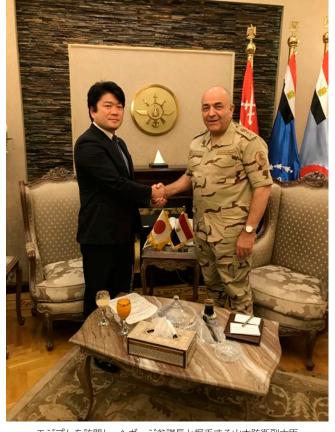
中東諸国との間でも協力・交流が進められている。防衛省・自衛隊は、現在、海外で唯一自衛隊の拠点が存在するジブチとの間では、海賊対処のための協力を進めている。17 (平成29) 年9月には、



UAEを訪問し、ダーヒリ国防次官と会談する大野防衛大臣政務官 (17 (平成29) 年11月)



ジブチを訪問し、バードン国防大臣を表敬した山本防衛副大臣 (17 (平成29) 年9月)



エジプトを訪問し、ヘガージ参謀長と握手する山本防衛副大臣 (17 (平成29)年9月)

同国を訪問した山本防衛副大臣がバードン国防大 臣を表敬し、自衛隊の活動拠点の運用に関するジ ブチ政府の支援に対する感謝を述べるとともに、 わが国がジブチに対して実施している災害対処能 力強化支援事業などに関する意見交換を行った。

また、トルコとの間では、12(平成24)年7月 に、防衛事務次官がドゥンダル国防次官(当時) との会談において防衛交流・協力の意図表明文書 に署名した。13 (平成25) 年3月には、ユルマズ 国防大臣(当時)が訪日して日トルコ防衛相会談 を行い、防衛当局間協議を早期に開催することや 各種の防衛交流を進めていくことについて合意し た。

ヨルダンとの間では、16(平成28)年10月、 アブドッラー国王が訪日した際に、日ヨルダン防 衛交流に関する覚書に署名した。また、17(平成 29) 年7月には、稲田防衛大臣(当時) とムルキー 首相兼国防大臣が会談し、防衛協力及び交流に関 する覚書に署名し、日ヨルダン間の防衛交流・協 力の基礎が整ったことを評価するとともに、今後 具体的な防衛協力を進めていくことについて合意 した。

エジプトとの間では、17 (平成29) 年9月、山 本防衛副大臣が防衛省の政務レベルとして初めて エジプトを訪問し、ヘガージ参謀長と会談を実施 した。双方は、会談において、両国間の防衛交流 の進展を歓迎するとともに今後も交流・協力を継 続していくことで一致した。

軍種間の主な交流実績については、17(平成 29) 年8月、訪日したヘガージ参謀長が統幕長と 会談を行い、両国間の防衛交流を今後も進展させ ていくことで合意した。

サウジアラビアとの間では、16(平成28)年9 月にはムハンマド・ビン・サルマン副皇太子兼国 防大臣が訪日し、日サウジアラビア防衛相会談を 行うとともに、防衛交流に関する覚書に署名した。

アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、ク ウェート及びカタールとの間の交流などについて は、安倍内閣総理大臣が13(平成25)年5月に UAEを、同年8月にバーレーン、クウェート及び

第2章

カタールを訪問し、これらの国との間で安全保障・防衛分野での協力の促進の必要性について認識を共有した。また、12 (平成24)年4月にはバーレーンとの、15 (平成27)年2月にはカタールとの間で防衛交流に関する覚書が署名された。17 (平成29)年11月には、大野防衛大臣政務官がUAEを訪問し、ダーヒリ国防次官らと会談を行うとともに、「ドバイ・エアショー2017」を視察した。「ドバイ・エアショー2017」には、国外運航訓練に従事中の空自C-2輸送機関連のブースを出展した。18 (平成30)年5月には、訪

日したボワルディ国防担当国務大臣が山本防衛副 大臣と会談し、同日署名された日UAE防衛協力・ 交流覚書に基づき、今後具体的な防衛協力をより 一層推進していくことで一致した。

軍種間では、17 (平成29) 年7月、空自KC-767空中給油・輸送機がアルダフラ空軍基地を訪問し、部隊間交流を実施した。

オマーンとの間では、14 (平成26) 年1月、安 倍内閣総理大臣がカブース国王と会談を実施し、 海上航路の安全確保のための海賊対策などを含む 海洋安全保障分野での協力強化や防衛交流の促進 について合意した。 2

海洋安全保障の確保

海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航 行の自由などの基本的ルールに基づく秩序を強化 し、海上交通の安全を確保することは、平和と繁 栄の基礎であり、極めて重要である。防衛省・自 衛隊は、関係国と協力して海賊に対処するととも

に、この分野における沿岸国自身の能力向上の支 援、わが国周辺以外の海域における様々な機会を 利用した共同訓練・演習の充実など、各種取組を 推進している。

Q 参照 1章2節5項(海洋安全保障の確保に向けた取組)

1 ■ 海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の 維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家 として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料 の多くを海上輸送に依存しているわが国にとって は、看過できない問題である。

基本的考え方

海賊行為には、第一義的には警察機関である海 上保安庁が対処する。海上保安庁では対処できな い又は著しく困難と認められる場合には、自衛隊 が対処することになる。

2 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

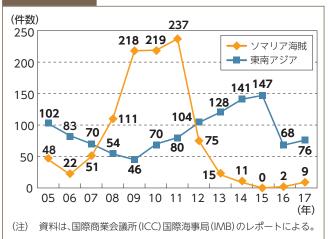
ソマリア沖・アデン湾は、わが国及び国際社会 にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて 重要な海上交通路に当たる。当該海域については、 人質の抑留による身代金の獲得などを目的とした 機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海 賊事案が多発・急増したことを受けて採択された 08 (平成20) 年6月の国連安保理決議第1816号 をはじめとする決議 により、各国は、同海域にお ける海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦及 び軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・

アデン湾に軍艦などを派遣している。海賊対処の ための取組としては、09(平成21)年1月に第 151連合任務部隊 (CTF151²) が設置されたほか、 欧州連合(EU)は08(平成20)年12月から「ア タランタ作戦」を実施しており、また、これらに 属さない各国独自の活動も行われている。このよ うに、各国は、現在も引き続きソマリア沖・アデ ン湾の海賊に対して重大な関心を持って対応して いる。

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア 沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、現 在低い水準で推移しているものの、海賊を生み出 す根本的な原因とされているソマリア国内のテロ

ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案 図表Ⅲ-2-2-1 の発生状況(東南アジア発生件数との比較)



¹ ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号及び1851号(以上08(平成20)年採択)、決議第 1897号 (09 (平成21) 年採択)、決議第1918号及び1950号 (以上10 (平成22) 年採択)、決議第1976号及び2020号 (以上11 (平成23) 年採択)、決 議第2077号 (12 (平成24) 年採択)、決議第2125号 (13 (平成25) 年採択)、決議第2184号 (14 (平成26) 年採択)、決議第2246号 (15 (平成27) 年 採択)、決議第2316号(16(平成28)年採択)並びに決議第2383号(17(平成29)年採択)がある。

バーレーンに司令部を置く連合海上部隊 (CMF: Combined Maritime Force) が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、09 (平成21) 年1月 に設置を発表した。

図表Ⅲ-2-2-2 自衛隊による海賊対処のための活動



や貧困などはいまだ解決されていない。また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。このように、わが国が海賊対処を行っていかなければならない状況に大きな変化はない。

Q 参照 Ⅱ部3章2節3項3 (海賊対処行動) 図表Ⅲ-2-2-1 (ソマリア沖・アデン湾における海賊 等事案の発生状況 (東南アジア発生件数との比較))

3 わが国の取組

(1) 海賊対処行動のための法整備

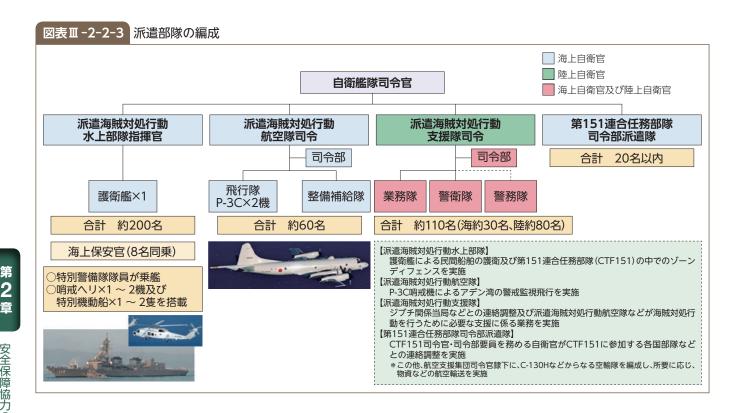
09 (平成21) 年3月、ソマリア沖・アデン湾に おいてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、海自 護衛艦2隻がわが国関係船舶の直接護衛を開始



海賊対処に従事するわが国、米国、ドイツ及びスペインの部隊

し、海自P-3C哨戒機も同年6月より警戒監視などを開始した。

その後、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、海賊 行為に適切かつ効果的に対応するため、海賊対処 法³が同年7月から施行されたことにより、船籍を 問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護す



ることが可能となった。また、民間船舶に接近す るなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止 するために他の手段がない場合、合理的に必要な 限度において武器の使用が可能となった。

さらに、13 (平成25) 年11月、「海賊多発地域 における日本船舶の警備に関する特別措置法」の 施行により、一定の要件を満たした場合に限り、 警備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備 が可能となった。

Q 参照 資料 17 (自衛隊の主な行動)、資料 18 (自衛官又は自 衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関 する規定)

(2) 自衛隊の活動

Q 参照 図表Ⅲ-2-2-2 (自衛隊による海賊対処のための活動) 図表Ⅲ-2-2-3 (派遣部隊の編成)

ア派遣海賊対処行動水上部隊

派遣海賊対処行動水上部隊(水上部隊)は、海 自護衛艦により海賊行為への対処を行うための部 隊であり、アデン湾を往復しながら民間船舶を直 接護衛する方式と、状況に応じて割り当てられた アデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーン

ディフェンス方式により、航行する船舶の安全確 保に努めている。また、海自護衛艦には海上保安 官も同乗4している。

近年、比較的速力が遅く船舷が低いタンカーな どの海賊行為に脆弱な船舶からの護衛の要望は継 続しているものの、民間武装警備員の乗船といっ た民間船舶の自衛に関する取組もあり、直接護衛 の所要は減少している。

こうした傾向が今後も継続することが見込まれ ることから、①近年の護衛隻数を踏まえて月間の 直接護衛の計画回数を減少させつつ、②直接護衛 を実施しない期間はゾーンディフェンスを実施す るという運用態勢が適当であると判断し、16(平 成28) 年12月からソマリア沖・アデン湾で活動 を開始する海自護衛艦の隻数を2隻から1隻に変 更した。

イ 派遣海賊対処行動航空隊

派遣海賊対処行動航空隊(航空隊)は、海自 P-3C 哨戒機 (2機派遣) により海賊行為への対処 を行うための部隊であり、CTF151司令部との調 整⁵により決定した飛行区域において警戒監視を 行い、不審な船舶の確認と同時に、海自護衛艦、

⁸名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行う。

航空隊は、14 (平成26) 年2月からCTF151に参加しており、これまで接することができなかった情報を入手することが可能となった。また、必要に応じ、 海賊事案が発生する可能性の高い区域も飛行するなど、柔軟な警戒監視が可能となり、各国の部隊との連携が強化された。

他国艦艇及び民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

ウ 派遣海賊対処行動支援隊

派遣海賊対処行動支援隊は、航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、警備や拠点の維持管理などを実施している。なお、構造物がなく更地状態となっている同拠点の東側隣接地について、警備強化の観点から17(平成29)年11月より拠点本体に加えて借り上げることとした。

工 空輸隊

空輸隊は、航空隊及び支援隊に必要な物資など の航空輸送を実施するため、空自の輸送機を定期 的に運航している。

オ 第151連合任務部隊 (CTF151) 司令部派遣隊

海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、14 (平成26)年7月に、CTF151司令部に対して、司令官及び司令部要員を派遣することを決定し、同年8月以降、他国が司令官を務めるCTF151司令部に司令部要員を派遣している。また、15(平成27)年5月から8月までの間には、自衛隊から初めてCTF151司令官を派遣している。なた、17(平成29)年3月から6月までの間、18(平成30)年

3月から6月までの間もそれぞれCTF151司令官及び司令部要員を派遣している。

カ 活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、18 (平成30) 年5 月31日現在で3826隻であり、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、 安全にアデン湾を通過している。

また、航空隊は、09 (平成21) 年6月に任務を開始して以来、18 (平成30) 年5月31日現在で飛行回数1951回、延べ飛行時間約14,910時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供約13,160回の活動を行っている。アデン湾における各国の警戒監視活動の約7から8割を航空隊が担っている。

4 わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。また、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。

2 ■ 訓練を通じた海洋における公共の安全と秩序の維持への貢献

1 アデン湾における自衛隊と各国などの海賊対処部隊の訓練

派遣部隊及びEUなどの海賊対処部隊は、相互連携の強化や海賊対処にかかる戦術技量の向上を図ることを目的として、アデン湾において様々な訓練を実施している。こうした訓練は、自衛隊と各国・地域機関などの海賊対処部隊の連携を強化

し、海上における公共の安全と秩序の維持に資す るものであり、大変重要な意義がある。

2 米国主催国際海上訓練などへの参加

海自は、アラビア半島周辺海域において米海軍が主催する多国間掃海訓練に12(平成24)年の初回から毎回参加している。同訓練は、17(平成

29) 年5月からは、「国際海上訓練⁷」と改称され、 訓練項目も拡大された。このような訓練への参加 は、海自の戦術技量の向上や参加国間の信頼関係 の強化に資するものであると同時に、海洋安全保 障の維持にも寄与するものであり、グローバルな 安全保障環境の改善に資する側面もある。

共同訓練などを通じた海洋安全保障分野 における協力関係の強化

海自は、多国間共同訓練などを通じ、戦術技量

の向上を図るとともに、参加国との相互理解の増 進や信頼関係の強化を図っている。インド東方海 域において日米印共同訓練「マラバール2017」 を実施したほか、南シナ海においては日米、日豪、 日米豪加による共同巡航訓練を実施している。

こうした共同訓練を通じた参加国との連携の強 化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであ り、大きな意義がある。

Q 参照 1節2項 (多国間安全保障枠組み・対話における取組) 資料46 (多国間共同訓練の参加など (最近3年間))

3 ■ アジア太平洋地域における取組

国家安全保障戦略や防衛大綱では、各国との海 洋安全保障協力を含め、「開かれ安定した海洋」の 維持・発展に向けた主導的な役割を発揮すること としている。

このため、防衛省・自衛隊は、ミャンマー、タ イ、マレーシア、ベトナム、インドネシア及び フィリピンに対し、海洋安全保障に関する能力構 築支援の取組を行っている。これにより、沿岸国 などの能力の向上を支援するとともに、わが国と 戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を 強化している。

また、18(平成30)年5月に閣議決定された海

洋基本計画では、法とルールが支配する海洋秩序 に支えられた「自由で開かれた海洋」の維持・発 展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国 間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活 用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強 化することとされている。これを受け防衛省は、 ADMM プラスや海洋安全保障分野における ARF 会期間会合(ISM-MS)といった地域の安全保障 対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協 力に取り組んでいる。

Q 参照 1節2項(多国間安全保障枠組み・対話における取組) 1節3項(能力構築支援をはじめとする実践的な多国 間安全保障協力の推進)

第3節

国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因 の解決などのための開発協力を含む外交活動とも 連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

1 ■ 国際平和協力活動の枠組みなど

1 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化 の経緯

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国際連合平和維持活動(いわゆる国連PKO)への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動並びに④旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。07(平成19)年には、国際平和協力活動を、付随的な業務¹から、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。

Q 参照 Ⅱ 部 3 章 2 節 (平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み)

図表Ⅲ-2-3-1 (自衛隊による国際平和協力活動) 資料17 (自衛隊の主な行動)、資料18 (自衛官又は自 衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関 する規定)、資料56 (国際平和協力活動関連法の概要 比較)、資料57 (自衛隊が行った国際平和協力活動な ど)

2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うため の平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど、平素からの取組が重要である。このため、陸海空自ともに、派遣待機部隊などを指定し、指定された部隊などは、常続的に待機についている。

15 (平成27) 年9月、国連は国際平和維持活動 における柔軟性及び即応性を確保すべく、国連本 部が各国の登録内容をより具体的に把握することを目的として平和維持活動即応能力登録制度 (PCRS)を立ち上げた。これを踏まえ、16 (平成Peacekeeping Capability Readiness System 28)年3月、わが国は施設部隊や司令部要員などについて登録を行った。また、17 (平成29)年11月の国連PKOに関する国防大臣会合において、PKOの早期展開のための航空輸送支援を行うことができるよう、固定翼航空機をPCRSに追加登録すべく調整する旨発表した。

また、自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通

図表Ⅲ-2-3-1 自衛隊による国際平和協力活動

国際平和協力業務

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」 に基づく活動

国際緊急援助活動

国際平和協力活動

「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく活動

諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等

「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する 諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法 律」に基づく活動

イラク国家再建に向けた取組への協力

「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」に基づく活動 (09(平成21)年2月終結)

国際テロ対応のための活動

「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」に基づく活動 (10(平成22)年1月終結)

凡例: は限時法、 は恒久法に基づく活動を示す。

¹ 自衛隊法第8章 (雑則) あるいは附則に規定される業務

² 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務はわが国の防衛であり、従たる任務は公共の秩序の維持、周辺事態(07(平成19)年当時)に対応して行う活動及 び国際平和協力活動である。なお、周辺事態は16(平成28)年の平和安全法制施行に伴い、重要影響事態に改正されている。

信能力の向上、円滑かつ継続的な活動のための補 給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育 については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊にお いて、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを 行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力 センターでは、国際平和協力活動などに関する基 礎的な講習を行うとともに、国連が実施する PKO活動などにおける派遣国部隊指揮官や、派 遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専 門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師も活 用して行っている。さらに、平成26(2014)年度 からは外国軍人や関係省庁職員に対する教育も 行っている。これは、多様化・複雑化する現在の 国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁や諸 外国などとの連携・協力の必要性を重視したもの であり、教育面での連携の充実を図ることで、よ り効果的な国際平和協力活動に資することを目指 している。

派遣部隊に対する福利厚生やメンタル

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下で任 務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身 の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢 を整えることは極めて重要である。このため、防 衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家 族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実 施している。

また、メンタルヘルスケアとして、全隊員に対 し、①派遣前のストレス軽減に必要な知識を与え るための講習、②派遣前から派遣後にかけての複 数回のメンタルヘルスチェック、③派遣中のメン タルヘルス要員などによる隊員の不安や悩みなど の相談についてカウンセリング、④派遣中の本邦 から専門的知識を有する医官を中心としたメンタ ルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際して のストレス軽減のための帰国前教育及び⑥帰国後 の臨時健康診断を、継続的に実施している。

2 🛮 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安 定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任 務に加え、近年では、文民の保護 (POC)、政治プ ロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社 会復帰(DDR)、治安部門改革(SSR)、法の支配、 選挙、人権などの分野における支援などを任務と するようになっている。現在、14の国連PKOが 設立されている (18 (平成30) 年5月末現在)。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対 して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観 点から、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) などの国際機関や各国政府、非政府組織 (NGO) などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、25年以上にわたって、カ ンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、 南スーダンなど、様々な地域において国際平和協 力業務などを実施しており、その実績は内外から 高い評価を得ている。今後も国際協調主義に基づ く積極的平和主義の立場から、わが国に対する国

際社会からの評価や期待を踏まえ、国際平和協力 業務などを積極的かつ多層的に推進していく。そ の際、わが国の貢献が国際社会に及ぼす効果を最 大化する観点からも、自衛隊がなすべき協力の態 様について、より深い検討が必要である。そのた め、国際平和協力業務などについては、自衛隊が 蓄積した経験と施設分野などにおける高度な能力 を活用した活動を引き続き積極的に実施するとと もに、現地ミッション司令部や国連PKO局など における責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大 するなどして、より主導的な役割を果たすなど、 防衛省・自衛隊としてわが国の国際貢献への取組 に主体的に関与していく。

| 国連平和維持活動に係る国際会議など

防衛省は17 (平成29) 年8月、「国連PKOに関 する国防大臣会合」に向けた事務的協議である「準 備会合」を東京で開催した。同準備会合では、共催



国連PKOに関する大臣会合の準備会合における大野防衛大臣政務官と カレ国連フィールド支援局長 (17 (平成29) 年8月)

国のバングラデシュ、大臣会合主催国のカナダをはじめとする32か国及び2国際機関の参加を得て、PKO要員派遣国に対する訓練や能力構築支援について意見交換し、国連のニーズや他国のベストプラクティスを確認するなどの成果を得た。

同準備会合の成果をふまえ、山本防衛副大臣は、17 (平成29)年11月に、バンクーバー(カナダ)で開催された「国連PKOに関する国防大臣会合」において複数の国や機関が連携して国連PKOの能力ギャップを埋めることが期待されていること、わが国が中心となり実施してきた「国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト」を含む国連、支援提供国、要員派遣国の三者が連携する「三角パートナーシップ・プロジェクト³」の有用性について言及しつつ、同プロジェクトへのさらなる貢献や女性PKO要員増加のための取組を進めていく旨表明した。なお、同大臣会合の関連会合として、同年7月に開催された国連PKO参謀長会議に陸自中央即応集団司令官(当時)が出席し、PKOに関する現状と課題などについて意見交換を実施した。

2 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan)

(1) UNMISSへの派遣の経緯など

05 (平成17) 年1月、スーダン政府とスーダン 人民解放運動・軍が南北包括和平合意 (CPA) に Real したことを受けて、国連スーダン・ミッション (UNMIS) が設立された。 わが国は、08 (平成20) 年10月以降、UNMIS 司令部要員(兵站幕僚及び情報幕僚)として陸上自衛官2名を派遣していたところであり、11 (平成23) 年7月には、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了したが、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)が設立された。政府は、国連からのUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名(兵站幕僚及び情報幕僚)の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所(当時)及び司令部要員1名(施設幕僚)などの派遣、14(平成26)年10月には司令部要員1名(航空運用幕僚)の派遣をそれぞれ閣議決定した。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献してきた。

Q参照 I 部3章1節3項7 (南スーダン情勢)

(2) 自衛隊の活動

12 (平成24) 年1月、南スーダンの首都ジュバ及びウガンダにおいて、自衛隊の国連PKO活動では初めて、現地支援調整所 (当時)を設置し、派遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。派遣施設隊は同年3月にジュバの国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し同年6月の第2次要員への交代以後は300名を超える規模を維持し、安全を確保しながら道路の補修や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行ってきた。

16 (平成28) 年11月15日には、国家安全保障会議(九大臣会合)の審議を経て実施計画の変更

を閣議決定し、同年12月の第11次要員への交代 後、平和安全法制で新たに認められたいわゆる 「駆け付け警護」の任務を付与するとともに、宿営 地の共同防護を行わせることとした。

派遣施設隊は、17(平成29)年1月で派遣開始 から5年という節目を越え、主要な実績だけでも、 道路補修は延べ約260km、用地造成は延べ約50 万 m^2 など、これまでのわが国PKO活動の中で、 最大規模の実績を積み重ねてきた。わが国として、 自衛隊が担当するジュバにおける施設活動につい て一定の区切りをつけることができたことなどを 総合的に勘案した結果、17(平成29)年3月10 日、同年5月末をもって自衛隊の施設部隊による 活動を終了することを政府として決定し、同年3 月24日、稲田防衛大臣(当時)から派遣施設隊の 業務終結に係る行動命令が発出された。要員は撤 収作業に従事した後、同年5月末までに南スーダ ンから順次撤収し、UNMISSにおける施設部隊 による業務を終結した。

なお、国連から、道路の維持補修などに活用す るため派遣施設隊が保有する重機、車両、居住関 連コンテナなどの物品の譲渡要請があったことか ら、わが国によるUNMISSへの協力をさらに効 果的なものにするため、これらの物品を無償で UNMISSに譲渡した。また、この譲渡に先立ち、 UNMISSの要請を受け、日本隊撤収後も UNMISSがこれらの重機などを用いて円滑に施 設活動を行えるよう、UNMISS職員に対し重機 などの操作や整備に関する教育を行った。

派遣施設隊のこうした献身的な活動は、国連及 び南スーダンから感謝され高い評価を受けた。な お、UNMISS司令部に対する要員派遣は継続し ており、現在、4名の陸上自衛官(兵站幕僚、情報 幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚)がUNMISS司令

VOICE

UNMISS司令部の活動状況

UNMISS 施設幕僚 3等陸佐森下望康

私は、平成29年6月から第9次UNMISS司令部要員の施設幕僚としてジュバで勤務しています。 司令部要員は私のほか、情報幕僚、兵站幕僚及び航空運用幕僚の計4名がUNMISSで勤務しており、 他にも連絡調整要員として2名の自衛官が日本国大使館にいます。

私が所属する施設課は、文民、軍人及び現地スタッフの約300名からなるUNMISS最大規模の組織で す。私は、施設課長のオフィスにおいて施設課長らを直接補佐する仕事をしており、具体的には南スーダ ン国内の幹線道整備など、全国区の案件を担当しています。

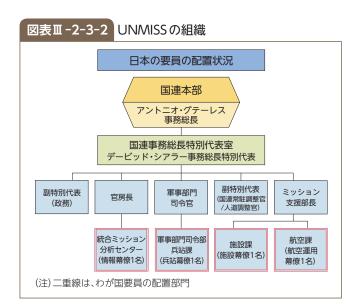
現地機関などとの困難な調整、資器材の不足、工事には致命的である強烈な降雨が続く雨季、貧弱なイ ンフラ等、様々な問題を抱えながらも陸自の現場指揮官として培った知識・技能を駆使して南スーダン や国連のために働くことは非常にやりがいがあります。また、日本人の善意の代表として現地で日の丸 をつける責任を日々感じています。



英軍工兵隊と調整を行う筆者



筆者: 左から2人目



部において活動を実施している。兵站幕僚は UNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情 報幕僚は治安情勢に係る情報の収集・整理、施設 幕僚はUNMISS全体の施設業務に係る企画・立 案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機 の運航支援といった業務を行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、2 名の連絡調整要員を在南スーダン連絡調整事務所 に派遣している。連絡調整要員は、わが国の UNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行う ことを目的として、南スーダン政府等と南スーダ ン国際平和協力隊との間の連絡調整に当たってい る。このように、わが国は引き続き、UNMISSの 活動に貢献していく。

Q 参照 II 部3章3節 (平和安全法制の施行後の自衛隊の活動 状況など)、図表III -2-3-2 (UNMISSの組織)

3 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。18 (平成30)年6月現在、1名の自衛官(担当級)が国連平和維持活動局(国連PKO局)において国連PKOの方針や計画の作成などに関する業務を行っており、また、1名の事務官(担当級)が国連フィールド支援局において「三角パートナーシップ・プロジェクト」に関する業務を行っている。

02 (平成14) 年12月以降、現在派遣中の職員を 含め、これまでに国連PKO局に延べ6名 (課長級 1名、担当級5名) の自衛官を、また、国連フィー ルド支援局に延べ2名 (担当級2名) の事務官を 派遣した。

Q 参照 資料58 (国際機関への防衛省職員の派遣実績)

4 PKOセンターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維 持活動における自助努力を支援するため、PKO 要員の教育訓練を行うアフリカ所在のPKOセン ターなどに自衛官を講師などとして派遣してお り、これらPKOセンターの機能強化を通じ、ア フリカなどの平和と安定に寄与している。また、 山本防衛副大臣が、17(平成29)年11月にバン クーバー (カナダ) で開催された 「国連PKOに関 する国防大臣会合 | において、女性PKO要員増 加のための取組を進めていく旨スピーチしたこと を踏まえ、同年12月、PKO分野でのジェンダー 担当講師として女性自衛官1名を含む2名の自衛 官をエチオピア平和支援訓練センターに派遣し た。当該派遣を含め、08 (平成20) 年11 月以降、 これまでに延べ31名(計26回、計8か国)の自 衛官を派遣している。

派遣された自衛官は、自衛隊が海外の活動で得た経験や教訓などに基づき、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性やジェンダー問題についての講義などを行っている。

Q 参照 Ⅲ部2章1節2項4(1)国際機関主催の国際会議 資料58(国際機関への防衛省職員の派遣実績)

5 国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトへの支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後とも、PKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、14(平成26)年9月のPKOサミットにおいて、安倍内閣総理大臣が積極的な支援を表明し、本プロジェクトによって具体化され

VOICE

エチオピア平和支援訓練センターへのジェンダー担当講師派遣

教育訓練研究本部(東京都 目黒区) 1等陸佐 大﨑 香織

平成29年12月2日~8日の間、将来のPKO要員候補者であるアフリカ諸国の約30名(軍人・文民) の研修生が参加した「紛争予防コース」のジェンダー課目担当講師として、エチオピア連邦民主共和国に ある平和支援訓練センターに派遣されました。私は、「ジェンダー概論」について研修生に対し講義を行 い、PKOでの文民保護の任務を達成するためには、紛争下又は紛争後において脆弱なジェンダーグルー プを保護し、かつ、政策決定過程に参画させることが必要ということ、また、その手法として各種活動へ のジェンダー視点の導入が有効であることを教育しました。

他国のPKOセンターへのジェンダー担当講師の派遣は、自衛隊として今回が初めてであり、教育に臨 むまで、かなりのプレッシャーと不安がありましたが、熱心で積極的な研修生に接し、笑いも交えながら 楽しく講義を行うことができました。

[ジェンダー主流化]は、国連をはじめ世界的に最も重視されている安全保障上の課題のひとつであり、 自衛隊が国際平和協力活動等に参加する際にも配慮すべき事項です。各国のPKO要員が、ジェンダーの 視点を持ち、各種任務を有効に達成できるように、積極的に推進していきたいと思います。



研修生に講義を行う著者



研修生の討議をサポートする著者

※ジェンダー:生物学的性差に対し、社会的・文化的に形成された性別のこと ※ジェンダー主流化:ジェンダー平等化を達成するため、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと

た。

本プロジェクトは、国連フィールド支援局が、 わが国が拠出した資金を基に、重機の調達や施設 要員への訓練を実施するものである。15(平成 27) 年9月の試行訓練以来、ナイロビ (ケニア) にある国際平和支援訓練センターに自衛官を教官 として派遣しており、17 (平成29) 年5月から10 月には、同訓練センターにおいて訓練が2回実施 され、これに自衛官を派遣し、タンザニア国軍な

どの要員に対して施設機材操作訓練を実施した。 これまで、6回の訓練を、アフリカの8か国約170 名の要員に対して実施してきている。

防衛省は、今後実施される訓練についても、17 (平成29)年11月のバンクーバー(カナダ)で開 催された 「国連PKOに関する国防大臣会合」に おける山本防衛副大臣のスピーチも踏まえ、積極 的に支援していく。

3 ■ 国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・ 災害救援などに軍の有する能力が活用される機会 が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグロー バルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力 の推進に寄与することを目的として国際緊急援助 活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した 計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請 内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣 との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かし た国際緊急援助活動を積極的に行っている。

Q 参照 資料57 (自衛隊が行った国際平和協力活動など)

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987 (昭和62) 年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律 (国際緊急援助隊法) を施行し、被災国政府又は国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992 (平成4) 年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸

送を行うことが可能となった。

Q 参照 資料 17 (自衛隊の主な行動)

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と 自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。さらに、15(平成27)年4月から、P-3C哨戒機による捜索活動の要請があった場合、迅速に対応できるよう態勢を整備した。

2

軍備管理・軍縮・不拡散への取組

大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルな どの拡散は、国際社会の平和と安定に対する差し 迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制 についても、人道上の観点と防衛上の必要性との バランスを考慮しつつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対する取組として、軍備管理・ 軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備され ており、わが国も積極的な役割を果たしている。

Q参照 図表Ⅲ-2-4-1 (通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及 び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制)

1 ■ 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器及び生物兵器と いった大量破壊兵器や、その運搬手段であるミサ イル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍 縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画 している。

化学兵器禁止条約(CWC)については、条約 交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成 立後も検証措置などを行うために設立された化学 兵器禁止機関(OPCW) に化学防護の専門家で ある陸上自衛官を派遣するなど、人的貢献を行っ てきた。また、陸自化学学校(さいたま市)で条約 の規制対象である化学物質を防護研究のために少 量合成していることから、条約の規定に従い、 OPCW 設立当初から計10回の査察を受け入れ ている。

さらに、わが国はCWCに従い、中国において 遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体と

して取り組んでいる。防衛省・自衛隊としては、 同事業を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員 11名を出向させており、00 (平成12) 年以降、計 17回の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門と する陸上自衛官を毎年現地に派遣している。

その他、生物兵器禁止条約 (BWC)、国際輸出 管理レジームであるオーストラリア・グループ (AG) やミサイル技術管理レジーム (MTCR) な どの主要な会合に防衛省職員を派遣するととも に、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備 委員会が実施する代用査察員 を養成する訓練に 自衛官を派遣するなど、規制や取決めの実効性を 高めるため協力している。

Q 参照 資料58 (国際機関への防衛省職員の派遣実績)

通常兵器の規制について、わが国は、人道的な 観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通 常兵器使用禁止・制限条約 (CCW²) などの各種

通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	迪市共 器
軍備管理・軍縮・ 不拡散関連条約 など	核兵器不拡散条約 (NPT) 包括的核実験禁止条 約(CTBT)	化学兵器禁止条約 (CWC)	生物兵器禁止条約 (BWC)	弾道ミサイルの拡散に 立ち向かうためのハー グ行動規範 (HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約(オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約(ATT)
不拡散のための 輸出管理体制	原子力供給国 グループ(NSG)	オーストラリア・グル-	ープ(AG)	ミサイル技術管理 レジーム (MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の 不拡散のための 国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効後の現地査察(OSI)の実施に備え、CTBT機関に登録される関連分野の専門家であり、CTBTの発効後には、現地査 察を実施する査察員となることも期待される。

CCW: Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects

条約に加え、CCWの枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約 (オスロ条約³) も締結している。わが国は、同条約の発効に基づき、15 (平成27) 年2月に自衛隊が保有するすべてのクラスター弾の廃棄を完了した。

なお、CCWの枠組みにおいては、自律型致死 兵器システム (LAWS) の規制にかかる政府専門 家会合などに随時職員を派遣している。

さらに、対人地雷の規制に関連し、防衛省は、

例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた。

このほか、防衛省・自衛隊は、軍備や軍事支出 の透明性の向上などを目的とした国連の軍備登録 制度、軍事支出報告制度や武器貿易条約 (ATT) の関連会合にも参画し、必要な報告を行うととも に、制度の見直し・改善のための政府専門家会合 などに随時職員を派遣している。

2■ 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、03 (平成15)年5月、「拡散に対する安全保障構想 (PSI)⁴」を発表し、各国に同取組への参加を求め Proliferation Security Initiative た。同構想に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のためのPSI阻止訓練などをはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、第3回のパリ総会(03(平成15)年9月)以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、04(平成16)年からは、継続的に訓練に参加している。

現在まで、防衛省・自衛隊は、外務省、警察庁、 財務省、海上保安庁など各関係機関と連携しつ つ、わが国主催による2回のPSI海上阻止訓練に参加するとともに、12 (平成24)年7月にはわが国として初主催となるPSI航空阻止訓練にも参加した。17 (平成29)年9月に豪州主催のPSI海上阻止訓練「パシフィック・プロテクター17」に参加し、大量破壊兵器などの拡散阻止に係る活動要領を参加国とともに演練した。

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺における 拡散事例などを踏まえ、大量破壊兵器などの拡散 防止や、自衛隊の対処能力の向上などの観点か ら、各種訓練や会合の主催や他国の実施する同種 活動への参加など、PSIを含む不拡散体制の強化 に向けて取り組んでいる。

Q参照 図表Ⅲ-2-4-2 (PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績(平成24年度以降))

図表Ⅲ-2-4-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績(平成24年度以降)

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
12 (平成24) 年7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、陸幕、空幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、陸自第7化学防護隊及び中央特殊武器防護隊、内局が参加(航空機2機を含む。)
12 (平成24) 年9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	統幕、海幕、内局が参加(艦艇1隻、航空機1機を含む。)
13 (平成25) 年2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣(統幕)
14 (平成26) 年8月	米国主催PSI海上阻止訓練	米国	統幕が参加(艦艇1隻を含む。)
15 (平成27) 年11月	ニュージーランド主催PSI阻止訓練	ニュージーランド	統幕が参加
16 (平成28) 年9月	シンガポール主催PSI阻止訓練	シンガポール	統幕、海自横須賀海上訓練指導隊、内局が参加
17 (平成29) 年9月	オーストラリア主催PSI阻止訓練	オーストラリア	統幕、陸幕、海幕、内局が参加(航空機1機を含む。)

³ クラスター弾の主要な生産国及び保有国である米国、中国、ロシアなどはオスロ条約には署名していない。

⁴ 大量破壊兵器及びその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同して取り得る措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想



防衛力を支える人的基盤と 女性隊員の活躍など

第1節 防衛力を支える人的基盤

防衛省・自衛隊が、その防衛力を最大限に機能 させるためには、それを支える人的基盤をより充 実・強化することが必要不可欠である。

1 ■ 募集・採用

3 募集

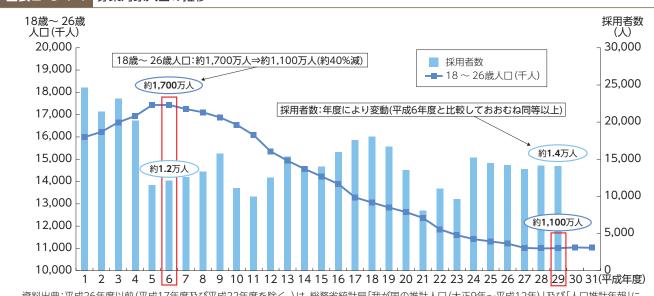
防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、質の高い人材を確保することが必要不可欠である。防衛省・自衛隊に対する国民の期待が高まる一方で、社会の少子化・高学歴化の進展のほか、近年の好調な景気・雇用状況などにより、自衛官の募集環境は、厳しい状況にある。このような状況において、防衛省・自衛隊は、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や役割、職務の内容、勤務条件を丁寧に説明し、確固とした入隊意

思を持つ優秀な人材を募る必要がある。

Q参照 図表Ⅲ-3-1-1 (募集対象人口の推移)

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会などに加え、全国50か所に自衛隊地方協力本部を置き、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応できるようにしている。また、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝など、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行っており、防衛省はその経費を地方公共団体に配分している。



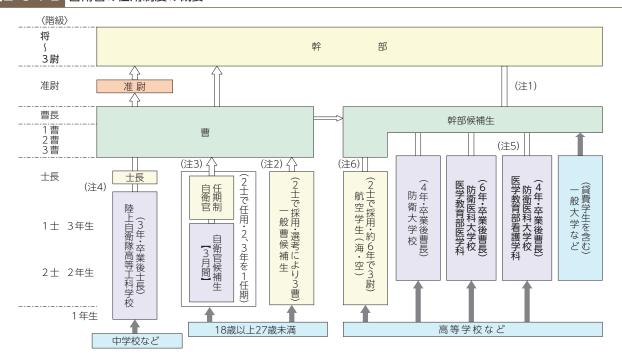


資料出典:平成26年度以前(平成17年度及び平成22年度を除く。)は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年~平成12年)」及び「人口推計年報」に

平成17年度及び平成22年度は総務省統計局「国勢調査報告」による人□を基に国立社会保障・人□問題研究所が、年齢「不詳人□」を按分補正した人□である。

平成27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月の中位推計値)による。

図表Ⅲ-3-1-2 自衛官の任用制度の概要



【凡例】 <□ :試験又は選考 ◆ :採用試験 □□ :課程修了後任命

- (注) 1 医科・歯科・薬剤幹部候補生については、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任する
- 2 一般曹候補生については、最初から定年制の「曹」に昇任する前提で採用される「士」のこと。平成18年度まで「一般曹候補学生」及び「曹候補士」の二つ の制度を設けていたが、両制度を整理・一本化し、平成19年度から一般曹候補生として採用している。
 - 3 自衛官候補生については、任期制自衛官の初期教育を充実させるため、10 (平成22)年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛 省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。
 - 4 陸上自衛隊高等工科学校については、将来陸上自衛隊において装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても対応できる自衛官となる者を養成する。平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更した。新たな生徒についても、通信教育などにより生徒課程終了時(3年間)には、高等学校卒業資格を取得する。平成23年度の採用から、従来の一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、陸上自衛隊高等工科学校生徒として相応しい者を選抜する推薦制度を導入した。
- 5 3年制の看護学生については、平成25年度をもって終了し、平成26年度より、防衛医科大学校医学教育部に4年制の看護学科が新設された。
- 6 航空学生については、採用年度の4月1日において、海上自衛隊にあっては年齢18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊にあっては年齢18歳以上21歳未満の者を航空学生として採用している。

2 採用

(1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意志に基づく志願制度の もと、様々な区分に応じて採用される。

Q参照 図表Ⅲ-3-1-2 (自衛官の任用制度の概要)

自衛官は、その職務の特殊性から、自衛隊の精強性を保つため、「若年定年制」や「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理¹を行っている。 採用後は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育訓練を受けた後、希望や適性などに応じて職種が決定され、全国の部隊などで勤務する。

Q 参照 資料59 (自衛官の定員及び現員)

資料60 (自衛官などの応募及び採用状況 (平成29年度))

図表Ⅲ-3-1-3 (自衛官の階級と定年年齢)



防衛大学校卒業式 (18 (平成30) 年3月)【内閣広報室提供】

(2) 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。 この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わ

¹ 国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ

3 章

図表Ⅲ-3-1-3 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢	
陸将・海将・空将	将	60歳	
陸将補・海将補・空将補	将補	OU成	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳	
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	55歳	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	33版	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉		
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉		
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	54歳	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	34成	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長		
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹		
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	52歩	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	53歳	
陸士長・海士長・空士長	士長		
1等陸士・1等海士・1等空士	1±	_	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士		

- 統幕長、陸幕長、海幕長又は空幕長の職にある陸将、海将又は 空将である自衛官の定年は、年齢62歳
 - 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情 報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官 の定年は、年齢60歳

が国では予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自 衛官補の3つの制度2を設けている。

Q参照 図表Ⅲ-3-1-4 (予備自衛官などの制度の概要)

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛 官となり、後方支援、基地警備などの要員として 任務につく。即応予備自衛官は、防衛招集命令な どを受けて自衛官となり、第一線部隊の一員とし て、現職自衛官とともに任務につく。また、予備 自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、 教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用さ れる。

災害招集命令など3を受けた予備自衛官及び即 応予備自衛官が自衛官として勤務するのは、招集 命令書の交付から5日後(予備自衛官の防衛招集

VOICE

予備自衛官などを支える企業(予備自衛官等協力事業所)

奈良交通株式会社 代表取締役会長 谷口 宗男 (即応予備自衛官雇用協力企業会 会長)

当社は、1943年 (昭和18年) 戦時統合での設立以来、奈良県を中心としたバス事業を主軸に、飲食や不 動産などの関連事業とともに「安全・安心の奈良交通」を標榜し、多角的な事業を展開してまいりました。

このような中、早くから退職自衛官の雇用にも積極的に取り組み、これまでに100名を超える方々を 採用し、現在では、即応予備自衛官2名、予備自衛官9名が在籍しています。

特に、自衛隊出身の皆さんは、責任感、熱血心、強い精神力をもって入社され、真面目で規律正しい面 も兼ね備えている方が多く、他の社員の模範となって職場活性化の一翼を担っていただいております。

加えて、白衛官は国際平和活動や災害時の対処などの社会貢献にも大きな役割を果たされ、多くの退 職自衛官を雇用することは、企業価値の向上にも寄与しているものと実感しています。

今回、「予備自衛官等協力事業所」として防衛大臣認定をいただきましたことは、誠に名誉なことであ り、当社はこれまで以上に退職自衛官の雇用を積極的に推進し、今後も自衛隊と地域社会の架け橋と なって、事業活動を通じて社会の発展に貢献してまいりたいと考えております。



大臣認定協力事業所表示証の交付を受ける筆者(左)



諸外国においても、予備役制度を設けている。

予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令並びに即応予備自衛官に対する防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令 及び災害等招集命令をいい、予備自衛官及び即応予備自衛官に対する訓練招集命令を含まない。

図表Ⅲ-3-1-4 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	●防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	●防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	教育訓練修了後、陸自又は海自の予備自衛官として 任用
採用対象	●元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	●元自衛官、元予備自衛官(自衛官出身)	(一般・技能共通) ●自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	●士:18歳以上37歳未満●幹・准・曹:定年年齢に2年を加えた年齢未満	●士:18歳以上32歳未満 ●幹・准・曹:定年年齢から3年を減じた年齢未満	●一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上 ⁻ 保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	●志願に基づき選考により採用●教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	●志願に基づき選考により採用	●一般:志願に基づき試験により採用●技能:志願に基づき選考により採用
階級の 指定	元自衛官:退職時指定階級が原則 元予備自衛官、元即応予備自衛官:退職時指定階級が 原則 予備自衛官補 ・一般:2士 ・技能:技能に応じ指定	元自衛官:退職時階級が原則 元予備自衛官:退職時指定階級が原則	階級は指定しない
任用期間	●3年/1任期	●3年/1任期	●一般:3年以内●技能:2年以内
(教育) 訓練	●自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準) で運用	●30日/年	一般:50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ●技能:10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛で として勤務するための教育)
昇進	●勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●指定階級がないことから昇進はない
処遇など	訓練招集手当: 8,100円/日 ●予備自衛官手当: 4,000円/月	訓練招集手当:	教育訓練招集手当: 7,900円/ 防備招集等応招義務を課さないことから、予備自信 官手当に相当する手当は支給しない
応招義務 など	●防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	●防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	●教育訓練招集

は10日後)以降とされていたが、平成28年(2016年)熊本地震における即応予備自衛官の招集実績⁴を踏まえ、自衛隊の任務遂行の円滑化を図るため、予備自衛官などに異議がないときは、その日数を短縮することができるよう、同年8月に自衛隊法施行令の一部を改正した。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、定期的な訓練などには仕事のスケジュールを調整するなどして参加する必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。

このため、防衛省は、年間30日の訓練が求められる即応予備自衛官が、安心して訓練などに参加できるよう必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。また、雇用する予備自衛官などが訓練などに参加しやすい環境作りに努めている事業所に表示証を交付している5。さらに、予備自衛官などの雇用主から、訓練招集の予定期間や実運用のために予備自衛官などが招集さ



平成30年7月豪雨において招集に応じ、任務に従事中の即応予備自衛官

れ自衛官となる予定期間などの情報を求められた 場合に、防衛省・自衛隊から当該情報を提供する 枠組みを整備するとともに、予備自衛官又は即応 予備自衛官が、①防衛出動、国民保護等派遣、災害 派遣などにおいて招集に応じた場合や、②招集中 の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得な くなった場合、その職務に対する理解と協力の確 保に資するための給付金を雇用主に支給する制度 を新設するなど、予備自衛官などを雇用する企業 の理解と協力を得るための施策を実施している。

⁴ 平成28年(2016年)熊本地震に際しては、史上2度目となる即応予備自衛官の招集を行い、162名の即応予備自衛官が生活支援活動などに従事した。その際、招集命令書を交付された即応予備自衛官のうち、出頭すべき日より前に部隊に到着した者が相当数に上った。

⁵ 予備自衛官等協力事業所表示制度は平成27 (2015) 年度に導入し、同年度は地方協力本部長による認定を実施し、表示証を交付した。平成28 (2016) 年度は、防衛大臣による認定を実施した。認定された事業所は、防衛省及び地方協力本部のホームページでも紹介している。

また、割愛⁶により民間部門に再就職する航空 機操縦士を予備自衛官として任用するなど、幅広 い分野で予備自衛官の活用を進めている。

(3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万 1.000人の事務官、技官、教官などが隊員⁷として 勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う 国家公務員採用総合職試験及び国家公務員採用一 般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験 の合格者から採用を行っている。採用後は、共通 の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っ ている。

事務官は、本省及び防衛装備庁の内部部局など

での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情 報本部での分析・評価、全国各地の部隊や地方防 衛局などでの行政事務に従事している。

技官は、本省内部部局、防衛装備庁、全国各地 の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設(司 令部庁舎、滑走路、弾薬庫など)の建設工事、様々 な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整 備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事してい

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大 学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員に対 する質の高い教育を行っている。

Q 参照 資料61 (防衛省の職員等の内訳)

2 ■ 日々の教育訓練

1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めること は、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、 各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に 応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資 質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備 品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時 間的・経済的努力が必要である。また、専門の知 識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛 隊内で修得することが困難な場合などには、海外 を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教 育を委託している。

2 自衛隊の訓練

(1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞ れの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員 個々の訓練と、部隊の組織的な能力の練成を目的 とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓 練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個 別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊 から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間で の連携などの大規模な総合訓練も行っている。

また、わが国の防衛のための訓練に加え、国際 平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の 自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも







基本的な訓練に臨む陸・海・空自の新入隊員

自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航 空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

努めている。さらに、統合運用及び各種事態への 対応の強化を図るため、統合訓練や各自衛隊によ る二国間、多国間の共同訓練の拡大も図っている⁸。

Q参照 資料62(主要演習実績(平成29年度))

(2) 訓練環境

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で 行うよう努めているが、制約も多い。このため、 防衛大綱などで示された北海道の訓練環境の一層 の活用を含め、限られた国内演習場などを最大限 に活用している。また、国内では得られない訓練 環境を確保できる米国やその周辺海空域で共同訓 練などを行い、実戦的な訓練を行うよう努めてい る。

Q 参照 資料63 (各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの 実績(平成29年度))



「平成30年第1空挺団降下はじめ」で空挺隊員を激励する小野寺防衛大臣 (18 (平成30) 年1月)

事故防止への取組など

国民の生命や財産に被害を与え、また、隊員の 生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶 対に避けなければならない。このため、防衛省・

自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大 限留意するなど、平素から安全管理に一丸となっ て取り組んでいる。

こうした中、17(平成29)年8月には海自護衛 艦「せとぎり」 搭載ヘリコプターSH-60」が訓練飛 行中、青森県竜飛崎西方海上に墜落し、隊員3名 が殉職した。さらに、同年10月には空自浜松基地 (静岡県) 所属のヘリコプターUH-60J が訓練飛行 中、静岡県浜松市南方の太平洋上に墜落し、隊員 4名が殉職した。

18 (平成30) 年2月には、陸自目達原駐屯地 (佐賀県)所属のヘリコプターAH-64Dが、佐賀 県神埼市の民家に墜落し、住民の方1名が負傷さ れ、建物3棟の火災及び墜落地点近隣の建物の損 傷など、民間の方々に多大な被害を生じさせたこ とに加え、隊員2名が殉職する事故が発生した。 防衛省・自衛隊としては、被害に遭われた方々に 対し、一日でも早く日常の生活に戻っていただけ るよう、事故後から、心のケア及び損害賠償につ いて、誠心誠意対応しているところである。また、 事故の原因については、陸自に設置されている航 空事故調査委員会において、特別に民間の航空工 学などの有識者も参加する形で調査が進められて おり、同年5月に中間報告⁹が公表された。

このような事故は、地元住民の方々の安全を脅 かし、自衛隊の運用や訓練などに関して広く国民 に不安を与えるものであり、また、隊員の生命に 関わる事柄でもあり、極めて遺憾である。防衛 省・自衛隊としては、これらの事故について徹底 的な原因究明を行った上で、今一度、隊員一人一 人が安全管理に係る認識を新たにし、防衛省・自 衛隊全体として再発防止に全力で取り組んでいく こととしている。

わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを 想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。

AH-64D航空事故の調査状況について:http://www.mod.go.jp/gsdf/news/press/2018/pdf/20180528.pdf

3 ■ 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

人事制度改革及び隊員の処遇の充実に 関する施策

自衛隊の人的構成は、これまで全体の定数が削 減されてきた一方、装備品の高度化、任務の多様 化・国際化などへの対応のため、より一層熟練し た者、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、防衛大綱などでは、 自衛隊の精強性を確保し、厳しい財政事情のもと で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革 に関する施策を行うこととしている。

また、自衛官は厳しい環境下での職務遂行とな るため、隊員が誇りを持ち安心して職務に専念で きるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当 の支給、福利厚生などの充実を図り、防衛功労章 の拡充をはじめ、栄典・礼遇に関する施策を推進 している。

2 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流 や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害な ど発生時の取組として、隊員家族の安否確認につ いて協力を受けるなど、関係部外団体などと連携 した家族支援態勢の整備についても推進してい る。また、海外に派遣される隊員に対しては、メー ルやテレビ電話など家族が直接連絡できる手段の 確保や、家族からの慰問品の追送支援などを行っ ている。さらに、家族説明会を開催して様々な情

アデン湾に派遣された隊員家族への家族説明会

報を提供するとともに、留守家族専用の相談窓口 (家族支援センター) や隊員家族向けホームペー ジなどを設置して各種相談に応じる態勢をとって いる。

隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は、 50代半ば(若年定年制自衛官)又は20代(大半 の任期制自衛官)で退職することから、その多く は、退職後の生活基盤の確保のために再就職が必 要である。

再就職の支援は、雇用主たる国(防衛省)の責 務であり、自衛官の将来への不安の解消や優秀な 人材確保のためにも極めて重要であることから、 再就職に有効な職業訓練などの援護施策を行って いる。また、再就職のための取組は、社会に退職 自衛官が持つ様々な技能を還元し、人的インフラ を強化する観点からも重要である。

防衛省は自ら職業紹介を行う権限を有していな いため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労 働大臣と国土交通大臣の許可を得て、無料職業紹 介事業を行っている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培 われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調 性・責任感などのほか、職務や職業訓練などによ り取得した各種の資格・免許も保有している。こ のため、地方公共団体の防災や危機管理の分野を はじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、



慰問品を受け取る派遣海賊対処行動支援隊(陸自)要員

製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。防衛大綱を踏まえ、これまで地方公共団体の防災や危機管理の分野における退職自衛官のさらなる活用の推進のほか、関係省庁と連携して人材が不足している分野への退職自衛官の再就職の支援に取り組んできたところであり、引き続き、再就職環境の改善を図っていく。

Q参照 資料64 (再就職援護のための主な施策) 資料65 (退職自衛官の地方公共団体防災関係部局に おける在職状況)

また、自衛官が安心して職務に専念できる環境を確保するため、定年退職に伴う自衛官の再任用では、60歳前においては3年以内の任期(事務官などは1年以内)を可能としている。なお、中期防では、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行うこととしている。

一方、自衛隊員の再就職については、従来の事前承認制に替わって、15(平成27)年10月から新たな再就職等規制が導入され、一般職の国家公

務員と同様に、公務の公正性に対する国民からの 信頼を確保するため、3つの規制(①他の隊員・ OBの再就職依頼・情報提供等の規制、②在職中 の利害関係企業等への求職の規制、③再就職者に よる依頼等 (働きかけ) の規制) 10 が設けられた。 これらの規制の遵守状況については、隊員として の前歴を有しない学識経験者から構成される監視 機関(防衛人事審議会再就職等監視分科会、内閣 府再就職等監視委員会) において監視するととも に、不正な行為には罰則を科すことで厳格に対応 することとしている。併せて、内閣による再就職 情報の届出・公表について制度化し、再就職情報 の一元管理・情報公開を的確に実施するため、自 衛隊員のうち管理職隊員(本省企画官相当職以上) であった者の再就職状況について毎年度内閣が公 表することとしている。本制度が平成27(2015) 年度に導入されたことを受け、17 (平成29)年9 月、平成28 (2016) 年度に提出された再就職情 報の届出のうち管理職隊員であった者の届出を取 りまとめ、計203件を公表した。

4 ■ 厳正な服務規律の保持のための取組など

1 厳正な服務規律の保持のための取組

近年、防衛省・自衛隊に対して国民から多くの期待が寄せられており、自衛隊がその実力を最大限に発揮して任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠であり、そのためには常に規律正しい存在であることが何より求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から「防衛省薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」、「防衛省職員セクシュアル・ハラスメント防止週間」、「防衛省職員パワー・ハラスメント防止週間」の期間を設けて、遵法意識の啓発に努めるとともに、服務指導の徹底などの諸施策を実施している。

しかしながら、隊員の懲戒処分者数は、依然と

して高い水準で推移しており、国民の支持と信頼を勝ち得るためにも規律違反の根絶に向けた対策を採ることが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、防衛省においては、小野寺防衛大臣が17(平成29)年10月に懲戒処分の厳罰化や懲戒処分の業務処理の迅速化などを柱とする「規律違反の根絶に向けた防衛大臣指示」を発出するなど、規律違反の根絶に向けた対策を進めている。

これまでの間、防衛省・自衛隊においては、南スーダンPKOの日報問題¹¹やイラク日報問題¹²などに加え、国会議員に対する自衛官による不適切発言事案¹³が発生した。わが国を取り巻く安全保障環境が大変厳しい状況にある中、国の平和と安全を保つためには、国民の理解と信頼を受け、任務を全うし、国民からの強い期待に応える必要がある。防衛省・自衛隊としては、国民の信頼を

¹⁰ 自衛隊法第65条の2、第65条の3及び第65条の4に規定

¹¹ 特別防衛監察の結果や再発防止策については、Ⅲ部5章2節2項2参照

¹² 事案の概要や再発防止策については、Ⅲ部5章2節2項4参照

¹³ 本事案の最終報告はhttp://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/08b.html参照

回復すべく、再発防止に全力で取り組んでいく考 えである。

自衛隊員の自殺防止への取組

自衛隊員の自殺者は平成17(2005)年度に 101人と過去最多となり、その後増減しつつ、平 成29(2017)年度は90人となっている。自衛隊 員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって 極めて不幸なことである。防衛省・自衛隊として も有為な隊員を失うことは極めて残念なことであ り、自殺防止のため、①カウンセリング態勢の拡 充(部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、 駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など)、 ②指揮官や一般隊員へのメンタルヘルスに関する 教育などの啓発教育の強化、③メンタルヘルス強 化期間の設定、異動など環境の変化を伴う部下隊 員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布

などの施策も継続して行っている。

3 殉職隊員への追悼など

1950 (昭和25) 年に警察予備隊が創設され、 保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、 自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜 精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、 わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努 めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にし てその職に殉じた隊員は1,900人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部 隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するた め、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永 久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるた め、内閣総理大臣参加のもと行われる自衛隊殉職 隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている14。

¹⁴ 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962 (昭和37) 年に市ヶ谷に建てられ、1998 (平成10) 年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」 と して整理された。防衛省では毎年、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などの参列 のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められて おり、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地及び 基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

3 章

「ワークライフバランス・女性隊員の更なる活躍の推進

わが国を取り巻く安全保障情勢が一層厳しさを 増し、防衛省・自衛隊の対応が求められる事態が 増加するとともに長期化しつつある一方、その任 務を担う防衛省の職員は、今後男女ともに、育 児・介護などの事情のため時間に制約のある者が 増加することが想定される。

このような厳しい状況の中で、各種事態に持続 的に対応できる態勢を確保するためには、職員が 心身ともに健全な状態で、高い土気を保って、そ の能力を十分に発揮しうるような環境を整えるこ とが必要である。このような考えから、防衛省・ 自衛隊においては、職員の仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) に関する取組を進めて いる。

また、防衛省・自衛隊は、女性職員の活躍の推 進に積極的に取り組んでおり、その数も近年増加 傾向にある。

防衛省・自衛隊においては、ワークライフバラ ンスと女性職員の採用・登用のさらなる拡大を一 体的に推進するため、①働き方改革、②育児・介 護等と両立して活躍できるための改革及び③女性 職員の活躍推進のための改革の3つの改革を盛り 込んだ各種計画 を策定するなど、様々な取組み を行っている。

1 ■ 働き方改革

(1) 価値観・意識の改革

働き方改革にあたっては、特に管理職員などの 働き方に対する価値観や意識の改革を行う必要が ある。防衛省・自衛隊においては、平成29(2017) 年度、働き方改革やワークライフバランスに関す る意識啓発のためのセミナーや講演会などの教育 を実施している。また、大型休暇に併せて長期休 暇取得を促進する休暇取得促進キャンペーンを実 施しており、働き方に対する価値観などの改革に 取り組んでいる。

(2) 職場における仕事改革

ワークライフバランス推進に向けた取組は、 個々の職場の実情に合わせた取組を行い、それぞ れの職員が自ら職場環境の改善策を考えることが 実効性のある取組や風土作りにつながる。そのよ うな考えから、17(平成29)年6月から9月の ワークライフバランス推進強化期間において、「防 衛省における働き方改革推進のための取組コンテ スト」を実施した。各機関等からの応募の中から、 特に優れた取組について防衛大臣(1件)及び防

衛副大臣(3件)がそれぞれ表彰を行うとともに、 各職場における仕事改革の一助とした。

(3) 働く時間と場所の柔軟化

業務の繁閑の事情や個人の抱える時間制約など の事情を踏まえれば、勤務時間や勤務場所の柔軟 化が必要である。このため、防衛省・自衛隊にお いては、平成28 (2016) 年度からフレックスタ イム制を導入したほか、早出遅出勤務の多段階化 を図るなど、柔軟に勤務時間を選択できるように



テレワークを利用して在宅勤務を行う職員

① 「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」(15 (平成27)年1月)、② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく防衛省特定事業主行動計画(平成28年度~平成32年度)」(16(平成28)年4月)、③「次世代育成支援対策推進法にもとづく特定事業主行動 計画 (平成27年度~平成32年度)] (15 (平成27)年3月)

3

した。また、本省内部部局においては、自宅にお ける勤務を可能とするテレワークの試行を平成 27 (2015) 年度から2年間実施し、平成29 (2017)年度から本施行に移行している。なお、

本省内部部局以外の各機関においては、平成31 (2019) 年度からの利用開始に向けて試行開始す るなど、その準備を着実に進めている。

2 ■ 育児・介護などと両立して活躍できるための改革

男女ともにワークライフバランスを実現しつつ 活躍するためには、育児・介護などと仕事を両立 するための制度や、不規則な勤務態勢にある自衛 隊の特性に合った保育の場を確保することなどが 必要である。

(1) 子育てや介護をしながら活躍できるための環 境整備

防衛省・自衛隊においては、育児休業などを取 得する職員のための代替要員の確保など、職員が

育児・介護などと仕事を両立するための様々な制 度を整備しているほか、特に男性職員の家庭生活 への参画を推進するため、男性職員の育児休業な どの取得の促進に取り組んでいる。

また、育児休業からの円滑な復帰を支援するた めのメールマガジンの発信や、管理職員や人事担 当部局がきめ細かく職員の育児にかかる状況を把 握するための「育児シート」の活用を促進するな ど、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境整備 を進めている。

VOICE 「再び自衛官として働く心境」

西部方面衛生隊 2等陸尉 池﨑 智美

私は、平成5年に一般幹部候補生として入隊し、衛生科職種で治療小隊長として勤務していましたが、 平成11年に長女の育児のため退職しました。その後3人の子育てをしながら介護福祉士として働いてい たところ、現職自衛官である夫から元自衛官が再び採用される制度が開始されるという話を聞きました。 それまで私の人生設計に自衛隊への復帰ということはありませんでしたが、若い時の熱い思いが蘇りす ぐに応募する決意をしました。その後、面接が終わり辞令書を頂いたときは初めて自衛隊に入隊した時 のように身の引き締まる思いで一杯になりました。

そして私は平成30年1月1日から再び陸上自衛官として勤務しております。退職後、陸上自衛隊を取り巻 く環境や役割は大きく変化し、学ぶ事、覚える事が多く、悪戦苦闘の毎日ですが、私のように18年のブラン クがあっても役に立てていることを実感しており、再採用されて良かったと思っています。支えてくれる上 司や同僚、家族に感謝しつつ、部隊のためにさらに戦力になれるよう今後もがんばりたいと思います。



同僚隊員と打ち合わせをする筆者(右)

防衛省・自衛隊では、中途退職した自衛官を再度採用できる制度があるが、この制度について、平成29年1月、育児・介護により中途退職した者も採用できるよう見直しを行い、本年1月に、この制度に基づく採用を行った。

(2) 保育の場の確保

不規則な勤務態勢である自衛隊の特性に合った 保育の場を確保することは、子育てをする隊員が 任務に専念するために重要である。防衛省・自衛 隊においては、07 (平成19) 年4月以降、陸自の 三宿、熊本及び真駒内の各駐屯地と朝霞宿舎地区、海自の横須賀地区、空自の入間基地にそれぞれ庁内託児施設を整備してきた。17 (平成29) 年4月には、防衛省の所在する市ヶ谷地区、同年10月には、防衛医科大学校に庁内託児施設を新たに開設した。

また、災害派遣などにおける緊急登庁時において、他に預け先がなく帯同して登庁せざるを得ない隊員の子どもを自衛隊の駐屯地などで一時的に預かる緊急登庁支援の施策を推進している。

3 ■ 女性職員の活躍推進のための改革

防衛省・自衛隊は、女性職員の採用・登用のさらなる拡大を一体的に推進するため、従来、「防衛省における女性職員の活躍推進とワークライフバランス推進のための取組計画」において女性職員の採用・登用について具体的な目標を定めるなど、意欲と能力のある女性職員の活躍を推進するための様々な取組を行ってきている。さらに、17(平成29)年4月、「女性自衛官活躍推進イニシアティブ一時代と環境に適応した魅力ある自衛隊を目指して一」(「イニシアティブ」)を策定し、女性自衛官の活躍を推進するための理念的な方針を明らかにした。

(1) 女性自衛官の活躍推進に取り組む意義と人事 管理の方針

「イニシアティブ」においては、女性自衛官の活躍推進に取り組む意義と人事管理の方針について明らかにしている。具体的には、自衛隊の任務が多様化・複雑化する中、自衛官には、これまで以上に高い知識・判断力・技術を備えた多面的な能力が求められるようになっている。また、少子化・高学歴化の進行などによる厳しい募集環境のもと、育児・介護などの時間に制約のある隊員が大幅に増加することが想定される。

こうした環境の変化を踏まえれば、自衛隊としても、従来の均質性を重視した人的組成から多様

な人材を柔軟に包摂できる組織へと進化すること が求められている。

自衛隊において、現時点で必ずしも十分に活用できていない最大の人材源は、募集対象人口の半分を占める女性である。女性自衛官の活躍を推進することは、①有用な人材の確保、②多様な視点の活用、③わが国の価値観の反映、といった重要な意義がある。このため、防衛省・自衛隊として、意欲と能力、適性のある女性があらゆる分野にチャレンジする道を拓き、女性自衛官比率の倍増を目指すこととした。

なお、女性自衛官の採用・登用に際しては、機 会均等のさらなる徹底を図るとともに、本人の意 欲と能力・適性に基づく適材適所の配置に努める ことを、人事管理の方針としている。

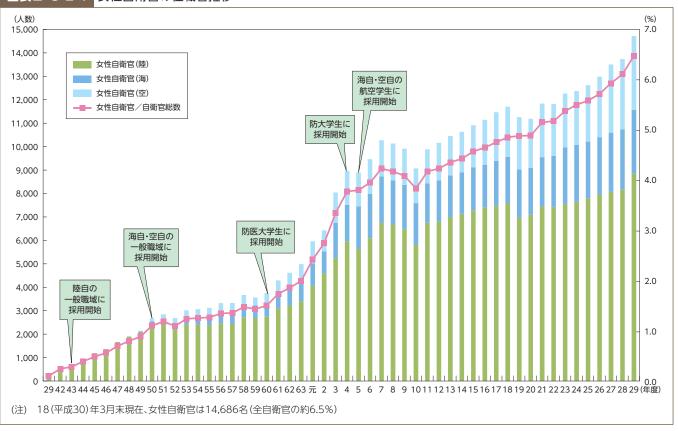
(2) 女性自衛官の配置制限の解除

自衛隊では、1954 (昭和29) 年の創設当初から、女性自衛官を受け入れてきたものの、陸自の普通科中隊や戦車中隊など一部の部隊については女性自衛官の配置を制限していたが、17 (平成29) 年4月に策定された「イニシアティブ」により、全自衛隊において配置制限を実質的に撤廃することとした²。

² 陸自の特殊武器防護隊の一部と坑道中隊、海自の潜水艦については、母性の保護や装備品の特性との関係上、配置制限は解除されていない。 なお、配置制限の解除された陸自の小銃小隊や戦車小隊などの一部の部隊については、配置基準を作成するなどの所要の準備を進め、態勢の整った部隊から 順次、配置する。

3

図表Ⅲ-3-2-1 女性自衛官の在職者推移



(3) 女性職員の採用の拡大

ア 女性自衛官

女性自衛官は、18 (平成30)年3月末現在、約 1.5万人(全自衛官の約6.5%)であり、10年前 (08(平成20)年3月末時点で全自衛官の約4.9%) と比較すると、1.6ポイント増となっており、そ の比率は近年増加傾向にある。

女性自衛官の採用については、30(平成42)年 までに全自衛官に占める女性の割合を9%以上と することを目標に、平成29(2017)年度以降の 採用者に占める女性の割合を10%以上とするこ ととしている。具体的には、自衛官の採用予定数 における男女別の区分の撤廃や、女性の採用予定 数の増加などによりその採用数を増加させること にしている。また、登用については、佐官以上に 占める女性の割合を3.1%より増やし、将来佐官 以上になることが期待される人材については、尉 官の時期に部隊勤務の指揮官職又は指揮官補佐職 へ補職することを重視して経験を積ませ、育成を 図ることとしている。

さらに、17 (平成29) 年4月に策定した 「イニ シアティブ」において、これらの具体的な数値目 標に加えて、全自衛官に占める女性の割合の倍増 や中途退職率の半減を目指すとの方針を示した。

Q 参照 図表Ⅲ-3-2-1 (女性自衛官の在職者推移)

女性事務官、技官、教官など

女性事務官、技官、教官などは、18 (平成30) 年3月末現在、約3,200人(全事務官などの約 24.0%) であり、10年前(08(平成20)年3月末 時点で全事務官などの約22.8%)と比較すると、 1.2ポイント増となっており、その比率は近年増 加傾向にある。

採用については、平成28 (2016) 年度以降、政 府目標と同様に、採用者に占める女性の割合を 30%以上としている。また、登用については、平 成32 (2020) 年度末までに、地方機関課長・本 省課長補佐相当職に占める女性の割合を5%程 度、本省課室長相当職に占める女性の割合を2% 程度、本省係長相当職に占める女性の割合を 27%程度とすることを目標としている。

第3節 衛生機能の強化

自衛隊が、その任務を遂行するためには、隊員 の健康を適切に管理することを通じて、部隊の壮 健性を維持していくことが必要である。また、各 種事態に対応する隊員の生命を最大限に守れるよ う救護など衛生機能の充実に不断に取り組んでい くことが重要である。

加えて、自衛隊の任務が多様化・国際化する中

で、災害派遣や国際平和協力活動などにおける医 療などの衛生活動に適確に応えていくことが重要 である。

このため、防衛省・自衛隊としては、各種事態 や国際平和協力活動などを含め任務を適切に遂行 できるよう衛生に関する機能の充実・強化を図っ ているところである。

1 ■ 自衛隊病院の拠点化・高機能化

自衛隊病院は、各種事態においては、活動地域 から後送された隊員などを収容・治療する病院と しての役割を果たし、また、平素においては、隊 員やその家族などの診療を行う病院としての役割 を果たしている。このほか、医療従事者の技量の 維持・向上及び養成のための教育機関としての役 割も有している。

現在、防衛大綱などに基づき、全国16か所に所

在する自衛隊病院を10か所程度に集約し、効率 的かつ質の高い病院を整備する「自衛隊病院の拠 点化・高機能化」を推進するなどの施策を進め、 質の高い医療体制の確立を図ることとしている。 例えば、自衛隊病院の一部においては、地方公共 団体の二次救急医療機関の指定を受けて、救急患 者の受け入れを積極的に行うなど、医療の高度化 を進めている。

2 ■ 防衛医科大学校の機能強化

防衛医科大学校は、防衛省・自衛隊に置かれる 唯一の医師、保健師・看護師を養成する機関であ り、自衛隊衛生の主たる医療従事者を育成・輩出 し、技能を維持・向上させる役割を担っている。

このような中、防衛大綱などにおいて、「防衛医 科大学校病院等の運営の改善を含め、効率的かつ 質の高い医療体制を確立」するとともに、「防衛医 学の教育・研究拠点としての防衛医科大学校の機

能を強化」するとされたことを受け、防衛医科大 学校の組織体制や教育・研究機能の強化及び各自 衛隊との連携強化を図ることとしている。また、 専門的な医療技術を活用し、自衛隊の部隊運用並 びに防衛医科大学校の教育及び研究に資するた め、先端医療技術を取り込んだ防衛医学先端研究 を実施している。

3 ■ 医官・看護師などの育成の強化

任務の多様化に伴い、医官など衛生部門に携わ る者に求められる能力が高まっているにもかかわ らず、特に医官の充足率は約8割にとどまってい る。この要因は医官の離職であり、その主な理由 の一つとして「医師としての研修・診療機会の不 足」があげられる。防衛省・自衛隊では、防衛医

科大学校を中心とした卒後の臨床教育の充実や、 医官の診療機会を確保するための各種取組の促 進、感染症をはじめとした専門的な知識・能力の 取得・向上、モチベーションの向上など、離職を 防止するための各種施策を継続して講じている。

また、14(平成26)年4月、防衛医科大学校医

学教育部に4年制の保健師・看護師の養成課程と して「看護学科」 を設立し、任務の多様化と医療 技術の高度化に対応できる質の高い保健師・看護 師の養成・確保などに努めている。なお、18(平 成30) 年3月に第1期生109名が卒業した。

さらに、多様な任務や特殊な環境での任務を遂 行するため、衛生隊員及び医療従事者を自衛隊の 病院や学校などにおいて教育・養成している。

4 = 第一線救護能力の向上

防衛大綱などにおいて、「事態対処時における 救急救命措置に係る検討を行い、第一線の救護能 力の向上を図る」とされたことを受け、防衛省・ 自衛隊として米軍などにおける取組を調査し、適 確な救命のための検討を進めてきた。この検討を 深化させるため、15 (平成27) 年4月、防衛省に おいて部外の有識者からなる「防衛省・自衛隊の 第一線救護における適確な救命に関する検討会| を開催し、16 (平成28) 年9月、検討会における 議論などを踏まえた報告書²がとりまとめられた。 防衛省・自衛隊は、本報告書も踏まえつつ、第一 線において負傷した隊員の生命を最大限に守るた

めの態勢の整備を進めている。具体的には、准看 護師かつ救急救命士の資格を有する隊員が、第一 線において負傷した隊員を自衛隊病院などに後送 される前の現場において専門的な救護処置3を実 施できるようにするため、平成29(2017)年度 から当該資格を有する隊員に対して、必要な知 識・技能を身につけさせるための教育・訓練を開 始している。また、この教育訓練課程を修了した 「第一線救護衛生員4」の部隊への配置についても 開始された。併せて、「第一線救護衛生員」の携行 衛生資材の整備も行っている。

5 ■ 感染症への対処能力の強化

14 (平成26) 年の西アフリカにおけるエボラ 出血熱への対応などを踏まえ、国際的に脅威とな る感染症対策について、関係行政機関の緊密な連 携のもと、政府全体としてその効果的かつ総合的 な推進を図るため、15(平成27)年9月に「国際 的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が設置 され、同年同月に「国際的に脅威となる感染症対 策の強化に関する基本方針 | が決定された。この 基本方針において、「自衛隊の海外での活動に資 するための専門性を有する人材の養成や、防衛医 科大学校などを含めた態勢の整備を加速すること により、防衛省・自衛隊における感染症対応能力 の向上を図る | とされたことを受け、防衛省・自 衛隊としても国際的に脅威となる感染症への対応

能力向上に関する各種検討を行っている。これら の検討も踏まえ、感染症対処能力の向上のための 人材育成や、感染症において最も危険性が高いと される一類感染症5の罹患患者に対する診療態勢 を整備するため、防衛医科大学校病院及び自衛隊 中央病院に所要の施設機材の整備などを行ってお り、自衛隊中央病院については、17(平成29)年 4月に第一種感染症指定医療機関の指定を受ける とともに、感染症対応に係る訓練を実施してい る。

また、感染症への対応能力向上の資とするた め、諸外国における先進的な取組について調査す るとともに、防衛医学交流などを活用して情報収 集を行っている。

- 看護学科には、保健師及び看護師の資格を持つ幹部自衛官となる者と、同資格を持つ技官となる者の二つの養成課程がある。
- 「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 報告書」(平成28年9月)
- 3 負傷により気道閉塞や緊張性気胸の症状等となった者に対する救護処置や、痛みを緩和するための鎮痛剤の投与などの処置
- 第一線救護衛生員とは、准看護師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第6条に規定する准看護師をいう。)の免許を有し、かつ、救急救命士(救 急救命士法 (平成3年法律第36号) 第2条第2項に規定する救急救命士をいう。) の免許を有する隊員のうち、緊急救命行為に関する訓令 (平成28年防衛省 訓令第60号) 第4条に規定する協議会が認定した訓練課程を修了したものをいう。
- エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律 第6条)

VOICE

第一線救護衛生員の認定を受けて(高柳曹長) 第一線救護衛生員集合教育初年度教育主任を終えて(小岩井3佐)

陸上自衛隊衛生学校 (東京都世田谷区) 陸曹長 高柳 悦史

第一線救護衛生員は特定の条件下で輪状甲状靭帯切開等の緊急救命行為を行い、第一線において負傷した隊員の救命率を向上させるのが使命です。

訓練内容は、米軍等が採用しているガイドラインも参考としており実戦的かつやりがいのある充実したものでした。最終試験は特に緊張しましたが、臨場感のある環境下で負傷者を模したシミュレーターから症状を読み取り、何ができるか自ら考え、実際に使用する衛生資材を駆使して最善を尽くした結果、無事に認定を受けることができました。

今後は第一線救護衛生員の一員となった重責を自覚し、日々研鑽するととも に後進の教育に携わっていく所存です。



緊急救命行為訓練中の筆者 (高柳陸曹長)

陸上自衛隊衛生学校 (東京都世田谷区) 教官 3等陸佐 小岩井 和樹

第一線救護衛生員の誕生は自衛隊衛生にとって、「真に救える衛生」への変革 の第一歩です。

人体に侵襲的な処置(※)を行うためには、高度な知識、技能が要求されます。ゆえに専門知識を教え、心理的・環境的に大きな負荷を伴うリアリティを追求した訓練に取り組ませることで、極限の状況でも適確な処置ができることを目指しました。初年度に集合教育で養成した第一線救護衛生員は、大変熱心に修学し、信頼に足る識能を修得しました。皆を誇りに思います。

今後とも実効性ある衛生支援態勢・体制の確立に寄与して行きたいと思います。

※切開や針を刺すなど人体に影響を及ぼし得る、治療を目的とした外的な行為



ラー線救護衛生員認定試験の 補助官を務める筆者 (小岩井3等陸佐)



防衛装備・技術に関する

装備品が高性能化・複雑化する一方、わが国の 厳しい財政事情に伴う調達数量の減少や、外国製 装備品の輸入増加などにより、わが国の防衛産業 は厳しい状況に晒されている。また、各国は最新 技術を用いた先進的な軍事力の獲得を目指してお り、技術革新の急速な進展がグローバルな安全保 障環境に大きな影響を与える中、防衛力の「質」 を十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく ためには、わが国が諸外国に対する技術的優越を

確保することが重要であり、その点も踏まえた防 衛装備・技術政策を進めていかなければならな 61

このような中、部隊の運用ニーズに合致した装 備品を将来にわたって取得できる環境を維持する には、①わが国の技術的優越の確保に向けた戦略 的な研究開発、②防衛生産・技術基盤の維持・強 化、③プロジェクト管理の強化、④防衛装備・技 術協力の推進に取り組むことが不可欠である。

技術的優越の確保のための研究開発の推進

1 ■ 技術的優越の確保の必要性

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを 増す中、いかなる事態においても国民の生命と財 産を守り抜くためには、わが国が有する高い技術 力を有効に活用し、技術的優越を確保する必要が ある。特に近年、技術革新の急速な進展に伴い、 将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・ チェンジャーとなり得る技術の実用化が予測され ており、米国をはじめ各国が研究開発を急いでい る。

Q 参照 I 部3章6節 (軍事科学技術と防衛生産・技術基盤を めぐる動向)

このため、国家として技術的優越の確保に戦略 的に取り組み、高い技術基盤を確保することは、

優れた防衛装備品を創製し、わが国の安全保障を 確保する観点において重要であり、技術基盤の向 上は喫緊の課題である。各国の最先端の軍事技術 は、容易に他国には共有されない機微な技術であ り、わが国として戦略的に国内に技術基盤を維持 すべき分野については、国内における研究開発を 推進する必要がある。また、装備品調達や国際共 同開発などの防衛装備・技術協力を行うに当たっ ては、重要な最先端技術(キーテクノロジー)を わが国が保有することにより、主導的な立場を確 保することが重要である。このためには、防衛省 における研究開発のみならず、官民が一体となっ て研究開発を推進する必要がある。

2 ■ 防衛技術戦略など

防衛省では、わが国の技術的優越を確保し、先 進的な装備品の創製を効果的・効率的に行い、防 衛技術や民生技術に関する各種の政策課題に対応 するため、16 (平成28)年8月、国家安全保障戦 略や防衛大綱などを踏まえつつ、戦略的に取り組

むべき各種施策の具体的な方向性を示した「防衛 技術戦略」を策定した。この戦略に基づき、防衛 省は各種施策を推進している。

防衛技術戦略の概要

(1) 防衛省の技術政策の目標

わが国の防衛力の基盤である技術力を強化し、 さらに強固な防衛力の基盤とするべく、次の2つ を防衛省の技術政策の目標に定めた。

- ① 技術的優越の確保
- ② 優れた防衛装備品の効果的・効率的な創製

(2) 推進すべき具体的施策

前項で示した目標を達成するため、次の3つの 施策を推進する。

① 技術情報の把握

防衛技術を支えている様々な科学技術につい て、官民におけるデュアル・ユース技術や最先端 科学技術を含む国内外の現状と動向を把握する。 また、ゲーム・チェンジャーとなり得る先進的な 技術分野を明らかにする「中長期技術見積り」(本 項2参照)を策定し、公開する。

② 技術の育成

中長期的な研究開発を推進する「研究開発ビ ジョン」(本項3参照)を策定するとともに、防衛 力構築の基盤を担う研究開発、国内外の関係機関 などとの技術交流や防衛用途として期待される先 進的な技術の発掘と育成を視野に入れた「安全保 障技術研究推進制度 | などを推進する。

③ 技術の保護

わが国の技術が意図せず他国に流出し、国際社 会の平和及び安全の維持や、わが国の技術的優越 の確保の妨げにならないよう、技術移転を適切に 行うための技術管理を実施するとともに、防衛装 備移転を考慮した知的財産管理を確立し、知的財 産の活用を推進する。

¥ KEY WORD

デュアル・ユース技術 とは

民生用にも防衛用にもどちらにも使うことができる技術

2 中長期技術見積り

「中長期技術見積り」とは、今後おおむね20年 の間に確立されることが期待される、装備品に適 用が可能な技術の見通しと、わが国の技術的優越 を確保するために確立しなければならない技術分 野、特に重点的に獲得を目指すべきゲーム・チェ ンジャーとなり得る先進的な技術分野を提示する ものである。また、本見積りを公表することで、 優れた民生先進技術の取り込みや、防衛装備品へ の適用を目指した技術の省外での育成を促進させ ることを期待している。

この見積りでは、57件の「将来装備技術」」及び 21件の「将来の可能性を秘めた技術2」を抽出し、 それらを総合した結果、今後の研究開発において 次の4つの技術分野を重視することとしている。

- ① 無人化への取組
- ② スマート化、ネットワーク化への取組
- ③ 高出力エネルギー技術への取組
- ④ 現有装備の機能・性能向上への取組

3 研究開発ビジョン

「研究開発ビジョン」とは、将来的に主要になる と考えられる装備品について、取り組むべき技術 的課題を明らかにし、将来を見据えた装備品のコ ンセプトとそれに向けた研究開発のロードマップ を提示し、中長期的な研究開発の方向性を定める ものである。

防衛省は、策定した研究開発ビジョンを公表 し、防衛産業などと共有することにより、企業な どの予見可能性を向上させ、より効果的・効率的 な研究開発を実現することを目指している。これ まで、10(平成22)年8月に「将来戦闘機ビジョ ン | を、16 (平成28) 年8月に 「将来無人装備に 係る研究開発ビジョン~航空無人機を中心に~」 を策定し、公表しており、本ビジョンに基づき、 現在、遠距離見通し外運用型無人機などの技術実 証に向けた各種研究・調査などを実施している。

将来重要となる技術分野及び要素技術のこと

現時点では基礎研究の段階にあるが、将来的に装備品などに適用されることにより、現有装備品などの性能を飛躍的に向上させるもの及び新たな装備品な どを創製し得る技術のこと

今後も防衛技術の動向を見据えつつ、技術基盤 の育成・向上が必要なものについての研究開発ビ ジョンの策定・公表を進めていく。

3 ■ 研究開発に関する取組

防衛省では、中期防に示されている①防空能力 の向上、②警戒監視能力の向上、③大規模災害を 含む各種事態発生時に柔軟な運用を可能とする無 人装備、④既存装備品の能力向上といった、自衛 隊のニーズに合致した装備品の創製や、技術動向 を踏まえた将来性の高い技術提案を行うととも に、先進技術及びデュアル・ユース技術を取り込 んだ装備品を試作し、その試験評価を行っている。 特に、防空能力向上の観点から、将来戦闘機に関 し、国際共同開発の可能性も含め、F-2戦闘機の 退役時期までに開発を選択肢として考慮できるよ う、大推力かつコンパクトなエンジン、ステルス 機の探知・追尾を可能とするためレーダや赤外線 センサを統合した先進的なセンサシステム、複数 機の連携により射撃機会の拡大と射撃効率の向上 を図る統合火器管制の技術に関する研究など戦略 的な検討を行い、平成30 (2018) 年度までに開 発に関する判断を行い、必要な措置を講じること としている。さらには、高出力指向性のマイクロ 波を発生・照射することで、飛来するミサイルな どに内蔵された電子機器の誤動作や破壊を誘発し 無力化する技術の研究を行っている。

警戒監視能力の向上の観点からは、将来の経空 脅威及び弾道ミサイルに対応し得る探知追尾性能、 抗たん性、経済性などに優れる次期警戒管制レー ダ装置の開発や、探知・識別性に優れた2波長赤 外センサを文部科学省・宇宙航空研究開発機構 (JAXA) で計画中の「先進光学衛星」に搭載し、

宇宙環境において動作させるための研究を実施し ている。また、大規模災害を含む各種事態発生時 に柔軟な運用を可能とする高機動パワードスー ツ、遠隔操縦車両の環境認識向上技術などの研究 も推進している。

さらに、技術的優越を確保しうる先進的な研究 として、次世代暗視装置の要素技術に関する研究 やセンサ・電子機器の誤作動や破壊を誘発する EMP 弾構成要素 (EMP 放射部) に関する研究、及 びEMP防護技術に関する検討を実施している。 また、電気エネルギーを用いることにより従来の 火薬砲では実現不可能な弾丸の高速化、長射程 化、高威力化を図る電磁加速システムの研究、低 高度を飛しょうする大量の小型無人機や迫撃砲弾 といった脅威に、低コストかつ短リアクションタ イムで対処する高出力レーザシステムに関する研 究、島嶼防衛のための島嶼間射撃を可能とする、 高速で滑空し、目標に命中する島嶼防衛用高速滑 空弾の要素技術の研究及び将来水陸両用技術のう ち、海上機動性などを将来的に向上させるため、 シミュレーションモデルによる全体システム設計 や高出力エンジンの小型化に関する研究などを 行っている。また、「政府関係機関移転基本方針3」 に基づき、デュアル・ユース技術を活用した水中 無人機などの研究を効率的かつ効果的に実施する ために必要となる新たな試験評価施設(「岩国海 洋環境試験評価サテライト」(仮称)) の岩国市へ の整備に着手した。

4 ■ 民生技術の積極的な活用

先進的な民生技術を取り込み、効率的な研究開 発を行うため、防衛装備庁と大学や独立行政法人 などの研究機関との間で、研究協力や技術情報の 交換などを積極的に実施している。また、平成27

(2015) 年度から、防衛分野での将来における研 究開発に資することを期待し、先進的な民生技術 についての基礎研究を公募・委託する「安全保障 技術研究推進制度」(競争的資金制度)を開始して

³ 平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定

いる。

平成29 (2017) 年度までに33件の研究課題を 採択したところであるが、同年度に、大規模かつ 長期間にわたる研究課題についても採択し得るよ う、本制度を拡充(総額:約110億円)しており、 平成30(2018)年度も引き続き同様の規模で推 進する。

本制度が対象とする基礎研究においては、研究 者の自由な発想こそが革新的、独創的な知見を獲 得する上で重要である。このため、研究の実施に 当たっては、学会などでの幅広い議論に資するよ う研究成果を全て公開できるなど、研究の自由を 最大限尊重することが必要である。よって、本制 度では、研究成果の公表を制限することはなく、 防衛省が研究成果を秘密に指定することや研究者 に秘密を提供することもない。研究成果について は、既に学会発表や学術雑誌への掲載などを通じ て公表されている。なお、研究の円滑な実施の観 点から、本制度は他省庁の競争的資金制度と同様 に、採択された研究計画に基づいて研究の進捗管 理を行う職員(プログラムオフィサー)を設置し、 研究の進捗状況の確認や予算執行に係る手続など のサポートを行っている。

本制度などを通じて、先進的な民生技術を積極 的に活用することは、将来にわたって国民の命と 平和な暮らしを守るために不可欠であるのみなら ず、米国防省高等研究計画局 (DARPA) による革 新的な技術への投資が、インターネットやGPS の誕生など民生技術を含む科学技術全体の進展に 寄与してきたように、防衛分野以外でもわが国の 科学技術イノベーションに寄与するものである。 防衛省としては、引き続き、こうした観点から関 連する施策を推進していくとともに、本制度が学 間の自由と学術の健全な発展を確保していること の周知に努めてゆく。

また、総合科学技術・イノベーション会議 (CSTI) の下、統合的な戦略の策定に関する調整 を行うため、内閣官房長官を議長とする「イノ ベーション戦略調整会議 | が発足し、産学官連携 を一層強化するなど、国民の安全・安心の確保に 直結する科学技術政策の推進に向けて、防衛大臣 が構成員として参画している。

Q 参照 図表Ⅲ-4-1-1 (安全保障技術研究推進制度の平成29 年度採択研究課題)

安全保障技術研究推進制度の平成29年度新規採択研究課題

	研究課題名	概要	研究代表者所属機関
	極超音速飛行に向けた、流体・燃焼の 基盤的研究	本研究では、将来の極超音速飛行を支える基盤技術の向上を図るために、風洞試験、飛行試験及び計算機上での解析を通じ、地上設備でのデータから極超音速領域での燃焼現象と空力加熱を推定する手法の獲得を目指す。	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構
	フォトニック結晶による高ビーム品質 中赤外量子カスケードレーザの開発	本研究では、量子カスケードレーザにフォトニック結晶を用いた 面発光素子を導入することにより、高出力かつ高ビーム品質を備 えた中赤外光源の実現を目指す。	国立研究開発法人 物質・材料研究機構
【大規模研究課題	無冷却タービンを成立させる革新的材料技術に関する研究	本研究では、航空エンジンへの適用を想定し、モリブデン合金及びニッケル合金材料を適用した無冷却タービンシステムを形成するために必要となる材料技術や製造プロセスの検討を行い、その成立性を確認する。	株式会社IHI
題(タイプS)】	共鳴ラマン効果による大気中微量有害 物質遠隔計測技術の開発	本研究では、レーザ光の照射により微量有害物質が発する共鳴ラマン散乱光を計測することで、複数種の物質の種類、量及び位置を遠隔から瞬時に特定する計測手法の実現を目指す。	株式会社四国総合研究所
S)] 6件	極限量子閉じ込め効果を利用した革新的高出力・高周波デバイス	本研究では、新しい半導体材料を用いることで可能になる強い量子閉じ込め効果を適用した電子輸送チャネル構造の適用や、高放熱材料との異種材料融合等により、高周波デバイスの飛躍的な出力向上を目指す。	富士通株式会社
	複合材構造における接着信頼性管理技 術の向上に関する研究	本研究では、炭素繊維複合材の接着界面について、分子レベルの 化学状態や電子状態観察、ミクロ及びマクロスケールにおける接 着強度評価、界面化学状態に関する分子シミュレーションを通 じ、接着力の発現メカニズムを理解し、プロセス因子影響度を体 系的に把握するとともに、新しい表面改質手法を評価すること で、既存の技術・手法を上回る接着強度を得るための検討を行う。	三菱重工業株式会社
【小規模研究課題	マルチアングル3次元ホログラフィックGB-SAR*1による不均質媒質内埋設物の高分解能な立体形状推定に関する研究	本研究では、様々な角度からの埋設物体の電磁波散乱を観測することにより、地中に埋設した物体の立体形状を精度良く推定する計測手法の実現を目指す。	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構
	電気化学的手法によるCFRP*2接着界面域におけるエポキシ当量測定	本研究では、CFRPの接着における分子結合を電気化学的に観察することで、接着界面における分子レベルの接着不良を可視化する新しい評価手法の実現を目指す。	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構
	海水の微視的電磁場応答の研究と海底 下センシングへの応用	本研究では、海水中における微視的な電磁波応答を考慮した電磁場伝搬モデルを構築し、これを適用したモデル化及びセンサ技術により、海底下の埋設物を高感度・高精度で探知する技術の実現を目指す。	国立研究開発法人 情報通信研究機構
	半導体の捕獲準位に電子を蓄積する固 体電池の研究開発	本研究では、イオン移動や化学反応が不要であるため、高い安全性が期待される半導体固体電池の実現を目指す。	東芝マテリアル株式会社
(タイプA・B)】 8件	超広帯域透過光学材料・レンズに関す る研究開発	本研究では、新たな光学材料の探索、レンズへの成形プロセス研究、超広帯域にわたる解像を実現する光学設計を通じ、可視光から遠赤外線までの超広帯域にわたり透過可能な材料・光学系の実現を目指す。	パナソニック株式会社
	不揮発性高エネルギー密度二次電池の 開発	本研究では、電解質の揮発温度を高めるとともに高安全化、高エネルギー密度を両立する革新的リチウム二次電池の実現を目指す。	株式会社日立製作所
	MUT ^{*3} 型音響メタマテリアルによる音 響インピーダンスのアクティブ制御の 研究	本研究では、音響インピーダンス整合の物理モデルに基づき、 MEMS*4技術により音響特性をアクティブに制御する音響メタ マテリアルの実現を目指す。	株式会社日立製作所
	超高温遮熱コーティングシステムの開 発	本研究では、超高温遮熱を可能とするセラミックスコーティング 膜材料の実現を目指し、理論計算により最適化学組成と層構成に 関する設計検討を行うとともに、実プロセスを通じ条件の最適化 を図る。	一般財団法人 ファインセラミックスセ ンター

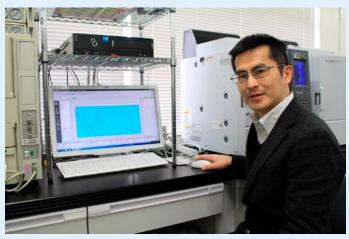
- ※1 GB-SAR:Ground-Based Synthetic Aperture Radar (地上設置型合成開口レーダー)
- ※2 CFRP: Carbon Fiber Reinforced Plastic (炭素繊維強化プラスチック)
- ※3 MUT: Micro machined Ultrasonic Transducer (マイクロマシン技術による超音波振動子)
 ※4 MEMS: Micro Electro Mechanical Systems (微小電気機械システム)

VOICE

安全保障技術研究推進制度を活用した民生用品の開発

大阪市立大学 大学院工学研究科 化学生物系専攻 教授 山田 裕介

私が安全保障技術研究推進制度で実施している研究は、吸着剤としての機能を持つ固体触媒に関する もので、水中・大気中に放出された農薬などの有害物質を無害化することを目的としています。本研究 の終了時には、将来、農薬用の防護マスクなどにも装着できる形状の固体触媒を開発し、より安全に農作 業ができるようになることを目指しています。研究開始から1年半が経過しましたが、定期的に行われ るプログラムオフィサーとの面談は、私の経験が不足している部分に対して専門家の立場から有益な助 言を戴ける貴重な機会となっています。



試験結果を解析する筆者(研究代表者)

説 米国防省高等研究計画局 (DARPA) との技術交流

米国防省では様々な研究機関が防衛技術に関する研究開発 を行っていますが、その中でもDARPAは国家安全保障に関 わる革新的な将来の技術について投資を行っています。これ までDARPAの投資はステルス技術や精密誘導兵器といった 防衛技術のみならず、インターネットや携帯可能なGPS受信 機といった民生分野にも大きな影響を及ぼした技術の開発に も貢献しており、米国におけるイノベーション創出において 重要な存在となっています。防衛省では、効果的・効率的な 研究開発を実施するために、DARPAをはじめ様々な国防研 究機関と技術交流を実施しています。



DARPA職員との技術交流

防衛生産・技術基盤の現状と防衛生産・技術基盤戦略

技術的優越を確保し、優れた装備品を効果的・ 効率的に創製するに当たっては、それを具現化す るための優れた防衛生産・技術基盤が不可欠であ

る。このため、防衛省としては、14(平成26)年 6月に「防衛生産・技術基盤戦略」を策定し、その 維持・強化に努めているところである。

1 ■ わが国の防衛生産・技術基盤の現状

防衛生産・技術基盤とは、防衛省・自衛隊の活 動に必要な装備品などを開発・生産・運用・維持 整備・改造・改修するための人的、物的、技術的 基盤である。わが国においては、その多くの部分 を、装備品などを生産する企業(防衛産業)が担っ ており、特殊かつ高度な技能や設備を有する広範 な企業¹が関与している。他方、防衛需要依存度 (会社売上に占める防衛関連売上の比率) は平均 で3%程度と、多くの企業で防衛事業が主要な事 業とはなっていない²。また、需要が限定的であり 量産効果が期待しにくいことや、装備品の高性能 化により調達単価及び維持・整備経費が増加傾向 にあることから、技能の維持・伝承が難しいとい う問題や、一部企業が防衛事業から撤退するなど

の問題も生じている。さらに、研究開発費は上昇 傾向にあるものの、防衛関係費に占める研究開発 費の割合は横ばいで推移している。

これらに加え、わが国の防衛生産・技術基盤に 影響を及ぼす項目として、欧米企業の再編と国際 共同開発の進展という国際的な環境変化が挙げら れる。また、14(平成26)年4月に閣議決定され た 「防衛装備移転三原則」 (第4節参照) に基づく 防衛装備の海外移転という新たな制度環境の変化 も生まれている。

Q 参照 図表Ⅲ-4-2-1 (主要装備品などの維持・整備経費の 推移)

> 図表Ⅲ-4-2-2 (研究開発費の現状) I 部3章6節2項(防衛生産・技術基盤をめぐる動向) 第4節1項(防衛装備移転三原則)

2■防衛生産・技術基盤戦略

1 防衛生産・技術基盤戦略の位置づけなど

こうした現状を踏まえ、防衛力を支える重要か つ不可欠な要素である防衛生産・技術基盤を維 持・強化するため、国家安全保障戦略及び防衛大 綱を受け、これまでのいわゆる 「国産化方針³」 に 代わり、14(平成26)年6月、「防衛生産・技術基 盤戦略」が策定された。

Q 参照 資料5 (国家安全保障戦略 (概要)) 資料6(平成26年度以降に係る防衛計画の大綱につ いて)

2 防衛生産・技術基盤戦略の概要

(1) 防衛生産・技術基盤戦略策定の意義

①防衛生産・技術基盤戦略策定の背景とその位 置づけ、②防衛生産・技術基盤の特性、③防衛生 産・技術基盤を取り巻く環境変化について明確に した。

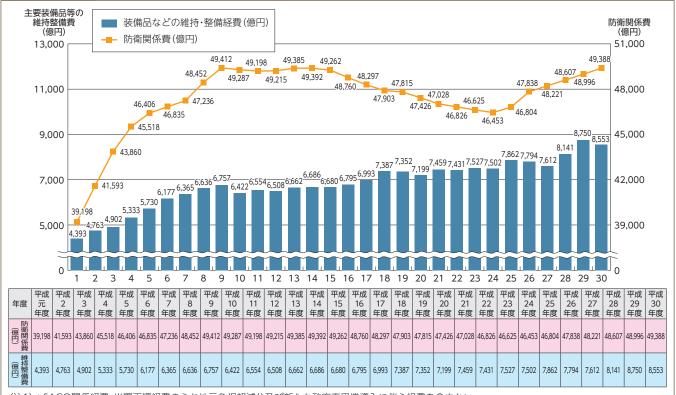
(2) 防衛生産・技術基盤の維持・強化の目標・意

防衛生産・技術基盤の維持・強化を通じ、①安 全保障の主体性確保、②抑止力向上への潜在的な 寄与及びバーゲニング・パワーの維持・向上、③

- 例えば、戦闘機関連企業は約1,100社、戦車関連企業は約1,300社、護衛艦関連企業は約8,300社ともいわれている。
- 防衛関連企業46社に実施した、平成27年度の売上実績に基づく防衛需要依存度調査による。また、比較的小規模ではあるが、防衛産業を支える重要な技術 を有する企業の中には、防衛需要依存度が50%を超える企業も存在し、防衛需要の規模が企業の経営に大きな影響を与える。
- 「装備の生産及び開発に関する基本方針、防衛産業整備方針並びに研究開発振興方針について(通達)」(45.7.16)

4

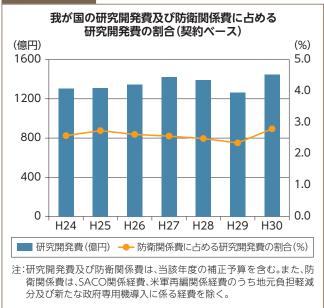
主要装備品などの維持整備経費の推移 図表Ⅲ-4-2-1



(注1):SACO関係経費、米軍再編経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含まない。

(注2):「装備品などの維持・整備経費」とは、陸海空各自衛隊の装備品等の修理や消耗品の代価及び役務費などに係る予算額(各自衛隊の修理費から、艦船の 艦齢延伸及び航空機の近代化改修等のための修理費を除いたもの)を示し、金額は契約ベースの数値である。

図表Ⅲ-4-2-2 研究開発費の現状



先端技術による国内産業高度化への寄与を図るこ とを目指している。

(3) 施策推進に際しての基本的視点

施策の推進に当たっては、①官民の長期的パー トナーシップの構築、②国際競争力の強化、③装 備品取得の効率化・最適化との両立、といった基 本的視点を踏まえることが必要である。

(4) 防衛装備品の取得方法

装備品の取得については、現在、国内開発、国 際共同開発・生産、ライセンス国産、民生品など の活用、輸入といった複数の取得方法を採用して いるが、取得方法のあり方は、防衛生産・技術基 盤に直接的な影響を及ぼす。防衛装備移転三原則 によって、より機動的・弾力的な取組が可能と なった国際共同開発・生産を含め、装備品の特性 に応じ、取得方法を適切に選択することが必要で ある。

(5) 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸 施策

防衛生産・技術基盤の維持・強化を図るため、 厳しい財政事情を勘案しつつ、①契約制度などの 改善、②研究開発にかかる施策、③防衛装備・技 術協力などの推進、④サプライチェーンの実態の 把握などによる強靭な生産・技術基盤の構築も含 めた防衛産業組織に関する取組、⑤防衛装備庁の 設置などによる防衛省における体制の強化、⑥関 係省庁と連携した取組など、メリハリと効率性を 重視した諸施策を推進していく。

防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 図表Ⅲ-4-2-3

	防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策
契約制度などの改善	●随意契約の活用●さらなる長期契約(複数年度一括調達)●ジョイント・ベンチャー (JV) 型などの柔軟な受注体制の構築●調達価格の低減と企業のコストダウン意欲の向上●ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化
研究開発にかかる施策	●研究開発ビジョンの策定●民生先進技術も含めた技術調査能力の向上●大学や研究機関との連携強化●デュアル・ユース技術を含む研究開発プログラムとの連携・活用●防衛用途として将来有望な先進的な研究に関するファンディング●海外との連携強化
防衛装備・技術協力など	米国との防衛装備・技術協力関係の深化新たな防衛装備・技術協力関係の構築国際的な後方支援面での貢献防衛装備・技術協力のための基盤整備民間転用の推進技術管理・秘密保全
防衛産業組織に関する取組	●防衛事業・防衛産業の重要性に対する理解促進●強靱なサプライチェーンの維持●産業組織と契約制度の運用
防衛省における体制の強化	●防衛省改革の一環として装備取得関連部門の統合などを実施●監察・監査機能の強化やプロジェクト管理・調達に関する人材の育成についても実施
関係省庁と連携した取組	●経済産業省等他省庁の施策を利用した支援策について検討

Q参照 図表Ⅲ-4-2-3 (防衛生産・技術基盤の維持・強化の ための諸施策)

(6) 各装備品分野の現状及び今後の方向性

主な装備品分野(陸上装備、需品など、艦船、航 空機、弾火薬、誘導武器、通信電子・指揮統制シ ステム、無人装備、宇宙・サイバー) について防 衛生産・技術基盤の現状を分析するとともに、防 衛大綱で示された自衛隊の体制整備に当たっての 重視事項などを踏まえ、それぞれの分野における 防衛生産・技術基盤の維持・強化及びそれぞれの 装備品の取得に関する今後の方向性を示し、企業 側にとっての予見可能性の向上を図る。

Q参照 図表Ⅲ-4-2-4 (各防衛装備品分野の方向性 (概要))

3 防衛生産・技術基盤戦略を踏まえた取組

(1) これまでの取組

防衛生産・技術基盤戦略を踏まえ、防衛省にお いては、長期契約法の策定など契約制度の改善、 装備品の取得に関する組織を統合した防衛装備庁 の新設など、防衛生産・技術基盤の維持・強化に 資する各種施策を実施してきた。

また、防衛装備庁においては、次のような新た

な施策にも取り組んでいる。

- 技術的優越を確保するための防衛技術戦略、 中長期技術見積り及び研究開発ビジョンの策 定、安全保障技術研究推進制度の実施
- プロジェクト管理を推進するための取得戦略 計画の策定や契約制度の改善(第3節参照)
- 国際的なF-35プログラムへの国内企業参画 や、各国との共同研究・開発といった防衛装 備・技術協力(第4節参照)
- 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための防 衛産業のサプライチェーンの可視化及びリスク への対応
- 護衛艦(新艦艇)の取得にあたり、高度な設 計・建造技術を用いるとともに、防衛生産・技 術基盤を維持しつつ将来の技術や価格的競争性 を確保するための新たな調達方式を採用

(2) 今後の取組

防衛生産・技術基盤は我が国の防衛力を支える 重要かつ不可欠な基盤であるとの認識のもと、進 展の速い民生の先端技術の装備品への速やかな適 用、維持整備なども含めたパッケージでの防衛装 備・技術協力の推進、サプライチェーンに係るリ スクの早期把握、装備品への活用可能な技術力を

図表Ⅲ-4-2-4 各防衛装備品分野の方向性(概要)

陸上装備	戦車・火砲は、高い水準にある強みをいかし、適切な水準の生産・技術基盤を維持。また、機動戦闘車などの生産・技術基盤を構築装輪車両は、さらなる共通化(ファミリー化)の推進などを通じ、効果的・効率的な取得と生産・技術基盤の維持・強化を図る。水陸両用機能は、わが国が技術的に弱みとする面を必要に応じて補強。強みを生かした防衛装備・技術協力などを推進
需品など	●日本人の身体特性などへの適合性などを踏まえ、引き続き国内企業からの調達を可能とするため、基盤を維持●化学防護装備などのわが国の強みをいかせる分野については、民間転用や防衛装備・技術協力などを検討
艦船	■艦艇は、ステルス性能などの最新技術に対応できるよう、複数のプライム企業が参入した形で生産・技術基盤を維持・強化●護衛艦は、設計の共通化が図られた複数艦ー括発注を検討。その際、価格低減効果を念頭に契約のあり方の見直しを検討■潜水艦は、防衛大綱において22隻に増勢することから、引き続き、能力向上に向けた研究開発などにより、現有基盤を維持・強化
航空機	 ●F-35Aの取得においては、国内企業の製造参画の推進、アジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点(リージョナル・デポ)の運用開始に向けての調整に努める。将来戦闘機は、国際共同開発を含め、F-2の退役時期までに開発を選択肢として考慮できるよう実証研究を含め必要な措置を講ずる。 ●輸送機、救難飛行艇などは、民間転用や防衛装備・技術協力の可能性など開発成果の多面的な活用を推進。回転翼機は、ライセンス国産及び国内開発により培った技術をもとに、民生需要と防衛需要の双方も見据え、国際共同開発・生産も選択肢の一つとして考慮
弾火薬	■国内企業からの一定規模の調達を継続することを可能にし、各種の事態に際して、必要な規模の弾火薬の確保を可能とする基盤を維持
誘導武器	●防空能力の向上のため、将来SAMの技術的検討を進め、さらなる技術基盤の強化を図る。各種誘導武器の射程延伸などの能力向上に必要な固体ロケットモーターなどの推進装置を含め、将来の誘導武器の技術的検討を実施するための研究開発ビジョンを策定 ■国際共同開発を一つのオプションとし、同盟・友好関係国との相互運用性の向上という点も踏まえ、効率的な取得方法を選択 ■SM-3ブロック II Aの日米共同開発を推進し、生産・技術基盤の維持・強化を考慮し、生産・配備段階への移行に必要な措置を講ずる。
通信電子・ 指揮統制 システム	 ■固定式警戒管制レーダー装置の探知能力向上や複数のソーナーの同時並行的な利用による探知能力向上など、防衛需要ベースの先進技術に関する研究開発を重点的に実施していくとともに、民生先端技術の適用可能性を追求するなどにより技術基盤を維持・強化 ●今後の指揮統制システムは、ネットワーク・データ中心の戦いに対応したシステムが必要となるため、最新の技術水準を反映した適時のシステム換装が可能になるよう、進展の著しい民生技術基盤の活用を図る。 ●ソフトウェア無線技術や高出力半導体を用いたレーダー技術など、防衛装備・技術協力や民間転用などを推進
無人装備	●将来戦闘様相、スマート化・ネットワーク化のような防衛技術の動向を踏まえ、統合運用の観点に留意しつつ、無人装備の方向性を示すために、研究開発ビジョンを策定するとともに、積極的な研究を行い、技術基盤を向上●研究機関との研究協力及び諸外国との共同研究開発といった防衛装備・技術協力を進め、わが国として、早期に技術基盤の高度化を図る。
サイバー・ 宇宙	●防衛省におけるサイバー攻撃対処能力向上への取組及び宇宙開発利用にかかる方針と連携しつつ、わが国の防衛の観点から、将来的に必要とされる防衛生産・技術基盤のあり方を検討

有する中小企業などと防衛省・自衛隊とのマッチ ングの推進など、防衛装備庁が中心となり、関係

省庁や企業などと連携しながら、防衛装備・技術 政策を推進することとしている。

VOICE

防衛力整備を支える防衛産業

(株) 南里製作所 代表取締役社長 南里 和宏

当社は昭和14年に創業し、戦中は陸軍造兵廠の監督工場として、戦後は米軍調達局の登録業者として 自動車や特殊車両部品を製造していました。防衛製品に本格的に携わったのが、陸上自衛隊が米軍から 供与されていた装軌車両(戦車・装甲車等)の足回り部品(履帯・転輪・スプロケット)の修理でした。 米軍のマニュアルを参考に当社独自の修理技術を確立し、現在では陸上自衛隊が保有する全ての装軌車 両の足回り部品の再生修理を主業務としております。

従業員20名ほどの小さな会社ではありますが、ほぼ全ての工程を社内で行えるよう、創意工夫を凝ら して作業に必要な工作機械や治工具を自社で製作し、社長以下全社員が熟練工として現場作業を行って います。また、小企業の悩みである「技術伝承」が難しい中、新しい技術(溶接ロボット等)も取り入れ、 安定した品質を確保できるよう努力しています。

近年、装軌車両を取り巻く環境は厳しさを増しており、防衛事業への依存度が高い当社としましては 今後の事業存続に多少の不安もありますが、国内唯一の修理業者としての誇りと責任、長年培ってきた 修理技術の継続が当社にとり何よりも大切な事だとも感じております。これからも使用者に信頼して頂 けるものづくりを心掛け、基盤維持に努めてまいります。



履帯の溶接作業



履帯・転輪・スプロケットの説明写真

第3節

プロジェクト管理などへの取組

1 ■ ライフサイクルを通じたプロジェクト管理

1 重点的なプロジェクト管理による最適な 装備品の取得

装備品の高性能化・複雑化により、装備品のライフサイクル全体(構想、研究開発、量産取得、維持整備など)のコストは増加傾向にあり、必要な数を適切な時期に取得するには、ライフサイクル全体を通じたプロセスの効率化が極めて重要となる。

このため、防衛装備庁プロジェクト管理部がライフサイクル全体を通じて機能・性能やコスト、スケジュールの管理(プロジェクト管理)を行う重要な装備品を選定し、運用ニーズを踏まえた最適な取得の実現に努めている。

効果的かつ効率的な運用及び維持を可能とする 最適な装備品の取得を実現するため、15(平成27) 年11月に選定した12品目のプロジェクト管理重点 対象装備品に加え、17 (平成29) 年4月に、新たに1 品目のプロジェクト管理重点対象装備品と3品目の 準重点管理対象装備品¹を選定した。プロジェクト管 理重点対象装備品については、そのプロジェクト管 理を行う責任者としてプロジェクトマネージャー (PM) を指定するとともに、省内関連部署の職員で 構成される統合プロジェクトチームを設置した。16 (平成28)年及び17(平成29)年には、プロジェクト 管理重点対象装備品及び準重点管理対象装備品に ついて、取得プログラムの目的や取得の方針、ライ フサイクルコストなど、今後計画的にプロジェクト 管理を進めるために必要な基本的な事項を定めた 「取得戦略計画 | 及び「取得計画 | を策定しながら、 本計画に基づきプロジェクト管理を実施し、戦略的 に最適な装備品の取得の実現を図っている。

具体的には、各自衛隊などが作成する各取得業務の計画やその実施状況を踏まえ、防衛装備庁が総合的な観点から各取得プログラムの進捗状況や経費の発生状況などを確認している。また、17(平

成29) 年には、16 (平成28) 年に策定した12品目のプロジェクト管理重点対象装備品の取得戦略計画との比較やこれらを踏まえた定量的かつ客観的な分析・評価を行い、取得戦略計画の見直しを行った。すでに選定したプロジェクト管理重点対象装備品、準重点管理対象装備品以外の装備品についても、新たなプロジェクト管理重点対象装備品や準重点管理対象装備品に選定することを検討している。

Q 参照 図表Ⅲ-4-3-1 (プロジェクト管理重点対象装備品及び準重点管理対象装備品)

2 プロジェクト管理推進・強化のための取組

プロジェクト管理を推進、強化するために以下 の取組を行っている。

図表Ⅲ-4-3-1

プロジェクト管理重点対象装備品及び 準重点管理対象装備品

(2018.3.31現在)

プロジェクト管理重点対象装備品

SM-3ブロックⅡA

03式中距離地対空誘導弾(改善型)

グローバルホーク(滞空型無人機)

AAV7 (水陸両用車)

新艦艇*1

陸自UH-X

オスプレイ(ティルト・ローター機)

SH-60K能力向上型

P-1

C-2

F-35A 将来戦闘機^{*2}

29年度型潜水艦

- ※1:多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化及び省人化 を両立させた新たな護衛艦
- ※2:F-2戦闘機の後継(検討中)

準重点管理対象装備品

新艦対空誘導弾

12式地対艦誘導弾(改)及び哨戒機用新空対艦誘導弾

宇宙状況監視(SSA) システム

¹ プロジェクトマネージャーの指名及び統合プロジェクトチームの設置は行わないものの、プロジェクト管理重点対象装備品と同様に、機能・性能やコスト、スケジュールなどに関するリスクに着目し、プロジェクト管理を実施する特定の装備品を指す。

(1) WBS によるコスト・スケジュールの管理

一部の装備品、特に装備品取得のコスト・スケ ジュールについては、プロジェクト管理を行うに あたり、装備品の構成要素(WBS²)ごとに進捗 状況を可視化するためのコスト・スケジュール管 理手法の導入を推進し、コスト上昇やスケジュー ル遅延の兆候を早期に察知し、迅速な対応が行え るように努めている。

(2) コスト見積り精度向上に関する手法の検討

ライフサイクルコストなどのコスト見積りは、こ れまでに開発あるいは導入した類似装備品の実績 コストデータから推定しているが、見積り精度を向 上するためには、より多くのコストデータに基づき 推定する必要があることから、コストデータベース を構築し、コストデータの収集を推進している。な お、短期間で十分なコストデータを蓄積することは 困難であることから、統計的手法を活用して見積り 精度を向上する手法の検討をしている。

(3) 研究教育機関などとの連携強化による専門知 識の習得・発展

プロジェクトマネージャーなどのマネジメント 能力の更なる向上やプロジェクト管理に携わる人 材の育成のため、プロジェクトマネジメントに関

する研究教育機関などとの連携強化の推進や、海 外や民間におけるプロジェクト管理手法の研修な どを定期的に実施している。

統合的な見地による効果的・効率的な

統合機動防衛力の構築のためには、統合的見地 を踏まえた装備品の取得が必要となる。

これまでも、統合的見地を踏まえ、①装備品機能 の統合化、②共用装備品の一括調達、一部構成品の 共通化、装備品のファミリー化など3により、開発・ 取得・維持経費の低減を図ってきたところである。

今後は、システム化、ネットワーク化に代表さ れる先端技術により高機能化・複雑化する装備品 について、構想段階よりプロジェクト管理の視点 を取り入れつつ、ライフサイクル全体を通じた装 備品の効果的・効率的な取得を推進していく。

KEY WORD /

装備品のファミリー化とは

装備品について、基本的な構成部品を共通化させつつ、機 能、性能などにバリエーションを持たせることで異なる運 用要求に応えるようにすること。

2 ■ 契約制度などの改善

取得制度の見直し

防衛省では、環境の変化に迅速に対応した取得 改革を推進するため、07 (平成19)年から「総合 取得改革推進プロジェクトチーム」会合を、10 (平成22) 年からは有識者による 「契約制度研究 会 | において取得制度の検討を行っている。 平成 28 (2016) 年度からは、検討結果を確実に具現化 するため、特別研究官制度⁴を活用している。

2 長期契約など

装備品の製造には長期間を要することから、一 定数量を一括で調達しようとする場合に5年を超 える契約が必要になるものが多い。また、装備品や 役務については、①毎年度の調達数量が少数であ ること、②防衛省のみが調達を行っていること、③ それらを供給する企業が限られていることなどか ら、スケールメリット 5 が働きにくく、また、企業と

- 2 プロジェクト管理を行うため、事業において創出する成果物について、その進捗や費用を管理可能な単位(構成品や役務など)にまで詳細化し、体系付けし た階層構造のこと
- 「共用装備品の一括調達」は陸・海・空自における小火器・車両・化学器材、「一部構成品の共通化」は陸自と空自で使用する短距離用の地対空誘導弾、「装 備品のファミリー化」は陸・海・空自で使用する対艦誘導弾、などがある。
- 実務を行う防衛省職員の視点だけでなく、経営学・経済学の分野で提唱されている理論なども踏まえ、効果的な取得制度の見直しを図るため、当該分野を専 門とする大学准教授などを非常勤職員として招へいし、防衛装備品の取得制度に資する研究を実施する制度
- 規模を大きくすることにより得られる効果のことであり、例えば、材料の大量購入などにより、単価を低く抑えることができる。

しても高い予見可能性をもって計画的に事業を進 めることが難しいといった特殊性がある。

このため、財政法において原則5か年度以内とされている国庫債務負担行為による支出年限について、特定の装備品については、長期契約法6の制定により10か年度以内とした。この結果、装備品の安定的な調達が可能となり、計画的な防衛力整備が実現されるとともに、企業側も、将来の調達数量が確約され、人員・設備の計画的な活用と一括発注による価格低減が可能となる。さらに、下請企業の防衛産業からの撤退防止にも寄与することになる。

Q 参照 図表Ⅲ-4-3-2 (長期契約のイメージとコスト縮減効果) Ⅱ部2章4節(3効率化への取組)

また、PFI法⁷などを活用し、より長期の複数年度契約を実施することにより、国の支出の平準化による予算の計画的取得及び執行を実現するとともに、受注者側のリスク軽減、新規参入の促進などを通じた装備品調達コストの低減などのメリットを引き出している。PFI法を活用した事業としては、13(平成25)年1月から「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業」を、16(平成28)年3月から「民間船舶の運航・管理事業」を実施している。

このほか、装備品の特性などにより、競争性が 期待できない調達や、防衛省の制度を利用してコ ストダウンに取り組む企業については、迅速かつ 効率的な調達の実施及び企業の予見可能性の向上 の観点から、透明性・公正性を確保しつつ、対象 を類型化・明確化した上で、随意契約の適切な活 用を図っている。

具体的には、新たな取り組みとして、多様な任 務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両 立させた新艦艇の取得にあたり、防衛省の要求事 項に対して最も優れた企画提案を行った者を調達 の相手方とし、次順位者を下請負者として設計・ 建造に参画させることにより、必要な機能を効率 的に具備した新艦艇の取得と、建造技術基盤の維 持・強化を図るための調達方式を17(平成29)年 2月から採用し、同年4月、企画提案契約を締結、 同年8月には調達相手方及び下請負者を決定した。

3 調達価格の低減策と企業のコストダウン 意欲の向上

装備品の調達においては、市場価格が存在しないものが多く、高価格になりやすいという特性があることを踏まえ、調達価格の低減と企業のコストダウン意欲の向上を同時に達成することが必要である。このため、実際に要した原価を確認し、契約履行後に企業に超過利益が生じないよう、契約金額の見直しや生じた超過利益の返納を求めるなどの特約条項を付した契約(原価監査付契約)により、調達価格の低減に努めている。

しかし、このような契約は、企業にとっては決算終了後に超過利益の返納を求められることなどから、企業のコストダウン意欲が働きにくいとの指摘もあった。このため、新たな契約手法として、官民が共同して契約の履行管理を行うことで契約上のリスクを極小化し、コストダウンが図られた場合は一定の割合を企業に還元する新たなインセンティブ契約制度の構築を進めている。

また、官民が共同してコスト縮減の方策を検討する枠組や、防衛省が取引企業を積極的に評価することにより企業間競争を促すといった、装備品の調達価格の効率化・縮減に向けた新たな手法についても、専門的知見を有する特別研究官や企業を活用しつつ検討している。

3 = 調達の効率化に向けた取組など

1 効果的・効率的な維持・補給

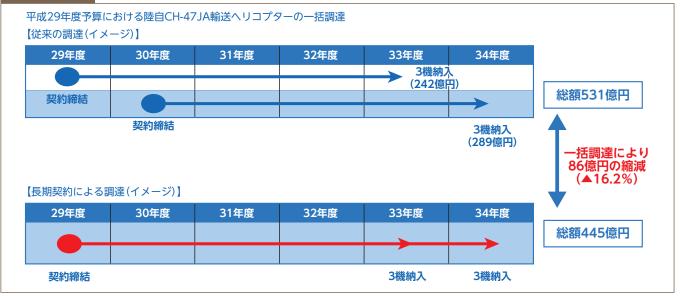
装備品の定期整備についても、安全性の確認を

十分に行ったうえでその実施間隔を延伸し、効率 化を図っている。また、装備品の可動率の向上と 長期的なコスト抑制を図る観点から、PBL (成果

⁶ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法 (15 (平成 27) 年 4 月成立)

⁷ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

図表Ⅲ-4-3-2 長期契約のイメージとコスト縮減効果



保証契約8)の導入に取り組んでおり、平成30 (2018) 年度予算においては、F110エンジン(戦 闘機 (F-2) 用) 及び輸送ヘリコプター (CH-47]/ JA)) の維持部品に係る包括契約などによる経費 縮減を見込んでいる。

Q参照 Ⅱ部2章4節(3効率化への取組)

2 装備品取得のさらなる効率化

装備品の取得に当たっては、契約制度の見直し のほか、共用装備品の一括調達、一部構成品の共 通化、装備品のファミリー化などにより、開発・ 取得・維持経費の低減を図っている。また、複数 年度分の装備品や部品を特定の年度にまとめて予 算化・契約することで効率化を図るまとめ買いを 行っている。平成30 (2018) 年度予算において は、戦闘機 (F-15) 用次期味方識別装置やコン ピューターソフトウェアライセンスなどのまとめ 買いによる経費縮減を見込んでいる。

さらに、過去の主要装備品などの調達価格の内 訳や実績価格のデータベース化を進めており、こ のデータベースを活用することにより、調達価格 の妥当性の検証は勿論のこと、新規装備品のライ フサイクルコストの見積の精度向上、効率化に活

用することを見込んでいる。

Q 参照 II 部 2 章 4 節 (3 効率化への取組)

3 公正性・透明性の向上のための取組

防衛省では、装備品などの取得にかかる公正 性・透明性の向上を図るため、契約の適正化のた めの措置や、チェック機能の強化のための措置を 講じている。

まず、政府全体の取組である「公共調達の適正 化」として、防衛省においても総合評価落札方式9 の導入拡大、入札手続の効率化を継続して実施し ている。これに加え、12 (平成24)年に相次いで 発生した防衛関連企業による過大請求事案や装備 品の試験結果の改ざん事案などの反省を踏まえた 再発防止策として、制度調査の強化や違約金の見 直し、監督検査の実効性の確保などを着実に実施 しており、これらを通じて不祥事の再発防止、公 正性・透明性の向上及び契約の適正化に取り組ん でいる。

また、防衛装備庁においては、より強力な チェックを行うため、監察・監査部門を設置して 内部監察などを行うとともに、防衛監察本部によ る監察や外部有識者からなる防衛調達審議会にお

可動率や安定在庫の確保といった装備品のパフォーマンスの達成に対して対価を支払う契約方式であり、欧米諸国で装備品の維持・整備に適用されて効果

技術的要素の評価などを行うことが適当であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札 者を決定する方式

監査法人

○プロジェクト管理の運用

○助言の内容を業務の改善

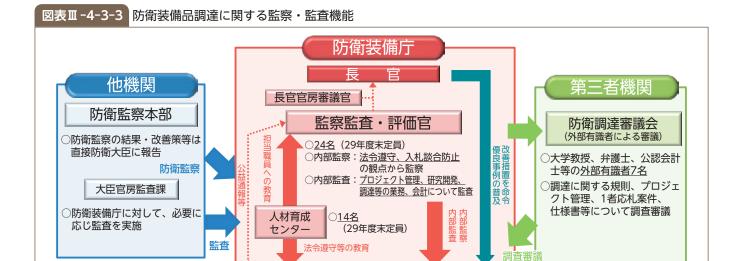
内部監査能力の向上に活用

<u>状況等</u>について助言

助言

ける審議などにより、同庁の内外から重層的な チェックを実施している。さらに教育部門を充実 させ、職員に対する法令遵守にかかる教育を徹底 することにより、コンプライアンス意識の向上に も努めている。

Q 参照 図表Ⅲ-4-3-3 (防衛装備品調達に関する監察・監査 機能)



★庁内外からの重層的チェックと組織内の相互牽制

規則作成

各種承認申請等

運用状況把握

装備開発官等

調達事業部

(開発・調達実務部門)

実施状況報告 プロジェクト管理部

(事業管理部門)

装備政策部

技術戦略部

調達管理部

(規則作成部門)

解 説 FMSに関わる諸課題の改善

契約等

企業

FMS (Foreign Military Sales:有償援助)は、米国政府が、経済的な利益を目的とした装備品の販売ではなく、米国の安全保障政策の一環として、武器輸出管理法に基づき、同盟諸国等に対し、装備品等を有償で提供するものであり、日米間においては、日米相互防衛援助協定に基づいて行われているものです。こうした仕組みによって、一般では調達できない軍事機密性の高い装備品や米国しか製造できない最新鋭の装備品を米国政府から調達できる点で、FMSは、わが国の防衛力を強化するために非常に重要なものと考えており、近年FMS調達は増加する傾向にあります。

他方、FMS調達については、未精算問題、価格の透明性確保などの諸課題があることも事実であり、会計検査院からの指摘なども踏まえ、累次にわたり米側に改善を求めているほか、厳しい安全保障環境の中、最大限効率的な防衛力整備を実現するため、価格低減などへの協力(※)を小野寺防衛大臣からマティス米国防長官に働きかけるなど、諸課題の改善に向けて日米間で積極的に取り組んできました。

この結果、未精算問題、価格の透明性確保に係る取組の強化など、FMSに関わる諸課題の改善等が進捗しているため、18 (平成30) 年6月に実施した日米防衛相会談でこのことを歓迎し、わが国の米国製装備品の導入について、円滑かつ速やかに日本側が効率的な調達をできるよう引き続き協力して取り組んでいくことを確認したところです。

防衛省としては、今後も日米間で緊密に連携し、FMSに関する諸課題の改善について、引き続き取り組んでまいります。

※平成30年度予算編成において、FMS対象経費についても米国としっかり交渉調整し、価格の精査を通じて費用の抑制に努めたところである。 例えば、ティルト・ローター機 (V-22オスプレイ) については、米国と交渉し、米海軍取得のオスプレイ (約40機) と調達を合わせることによるスケールメリットの活用や、部隊運用する上で当初に最低限必要となる経費の精査などを図ることにより、同年度概算要求時点では971億円であったものを、255億円の価格低減を実現し、同年度予算においては716億円を計上した。

防衛装備・技術に関する諸施策

防衛装備・技術協力

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協 力の推進及び防衛生産・技術基盤の維持・強化に 資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外 国との防衛装備・技術協力を推進している。引き

続き、相手国のニーズなどの情報収集の強化、装 備品の維持整備への支援も含めた協力、官民一体 の連携体制の強化などを通じて効果的な防衛装 備・技術協力を実現していく。

1 ■ 防衛装備移転三原則

■1 防衛装備移転三原則の策定趣旨

わが国は、これまで武器などの輸出について は、武器輸出三原則などによって慎重に対処して きた。他方、弾道ミサイル防衛 (BMD) に関する 日米共同開発などへの国内企業の参画などについ ては、同原則などによらないこととする措置を個 別にとってきた¹。

こうした中、14(平成26)年4月に国家安全保 障戦略に基づき、防衛装備の海外移転に関して武 器輸出三原則などに代わる新たな原則として、「防 衛装備移転三原則²] 及びその運用指針を策定し、 防衛装備の海外移転にかかる具体的な基準や手 続、歯止めについて明確化した。

Q 参照 資料 66 (防衛装備移転三原則)

2 防衛装備移転三原則の内容

(1) 移転を禁止する場合の明確化 (第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、① わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく

義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づ く義務に違反する場合、又は③紛争当事国への移 転となる場合とに明確化した。

Q 参照 図表Ⅲ-4-4-1 (第一原則「移転を禁止する場合」)

(2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及 び情報公開(第二原則)

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力 の積極的な推進に資する場合、又は②わが国の安 全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保 しつつ、仕向先及び最終需要者の適切性や安全保 障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。 また、重要な案件については国家安全保障会議で 審議し、併せて情報の公開を図ることとした。

Q 参照 図表Ⅲ-4-4-2 (第二原則「移転を認め得る場合の限定」)

(3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理 の確保 (第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確 保される場合に限定し、原則として目的外使用及 び第三国移転についてわが国の事前同意を相手国

図表Ⅲ-4-4-1 第一原則「移転を禁止する場合」

場合	具体的事例		
①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合	化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約など		
②国連安保理の決議に基づく義務に違反 する場合	安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題) など		
③紛争当事国への移転となる場合	武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国		

- 11 (平成23) 年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」 についての内閣官房長官談話により、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安 全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理を前提に、武器輸出三原則などの例外化措置が講じられた。
- 「防衛装備移転三原則」の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢 献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」では なく「移転」としたものである。

第二原則「移転を認め得る場合の限定」

場合	具体的事例
①平和貢献・国際協力の積極的 な推進に資する場合	平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。) ●移転先が外国政府である場合 ●移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
②わが国の安全保障に資する場合	わが国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(わが国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。) ●米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転 ●米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの ・物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転・米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供 ・米国からのライセンス生産品にかかる部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供 ・わが国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海にかかる協力に関する防衛装備の海外移転 ●自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊など」という。)の活動(自衛隊などの活動に関する外国政府または民間団体などの活動を含む。以下同じ。)又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの ・自衛隊などの活動にかかる、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。) ・公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出 ・危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
③わが国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合	・誤送品の返送 ・返送を前提とする見本品の輸出 ・海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等

政府に義務付けることとした。ただし、平和貢 献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断さ れる場合、部品などを融通し合う国際的なシステ ムに参加する場合、部品などをライセンス元に納

入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の 確認をもって適正な管理を確保することも可能と した。

2 = 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992 (平成4) 年以 降、21件の共同研究と1件の共同開発を実施して いる。現在は、4件の共同研究(ハイブリッド電気 駆動に係る共同研究、高速多胴船の最適化に係る 共同研究、部隊運用におけるジェット燃料及び騒 音への曝露の比較に係る共同研究、化学剤呈 色 反応識別装置に係る共同研究)を実施している。 また、14(平成26)年7月以降、ペトリオット PAC-2の部品、イージス・システムに係るソフト ウェア及び部品等、並びにF-15及びF-16に搭載 されているF100エンジン部品の米国への移転に ついて、国家安全保障会議において、海外移転を 認め得る案件に該当することを確認している。

Q 参照 Ⅲ部1章2節3項2(米国のミサイル防衛と日米 BMD技術協力)

資料23(日米共同研究・開発プロジェクト)

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) F-35A生産への国内企業の製造参画及び整 備拠点の設置

わが国は、11 (平成23) 年12月、F-35A戦闘 機をF-4戦闘機の後継機である次期戦闘機とし、 平成24(2012)年度以降、42機取得すること、 一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画す ることなどを決定した。これを踏まえ、わが国は、 平成25 (2013) 年度以降のF-35A 戦闘機の取得 に際して国内企業の製造参画を図っており、これ まで、機体及びエンジンの最終組立・検査 (FACO) やエンジン部品の一部 (19品目)、レー ダー部品の一部 (7品目) 及び電子光学分配開口 システム (EODAS)³部品の一部 (3品目) につい て、製造参画を決定した。

国内企業が機体やエンジンのFACOに必要な 能力や施設を有することは、

- 機体やエンジンが破損し、主翼や胴体、ター ビンなど主要構造部位の修理・交換など、部隊 では実施できない作業の必要が生じた場合で も、機体やエンジンを海外に輸送せず国内で迅 速に対応することができる
- 将来的にF-35A戦闘機の能力向上を図る際 などに、国内で改修作業を行うことができる など、F-35A戦闘機に対する運用支援を効果的に 実施する上で重要である。

また、国内企業がFACOの実施や部品の製造 に参画することは、ステルス機のシステム・イン テグレーション技術や最先端の戦闘機技術・ノウ ハウに接することが可能となるという意義もあ り、防衛生産・技術基盤の強化にも資することに なる。なお、国内で機体のFACOを実施した F-35A戦闘機については、18 (平成30) 年1月に 空自の三沢基地に配備された。

米国政府は、F-35戦闘機について全世界的な 運用が予想される中、北米・欧州・アジア太平洋 地域において機体・エンジンを中心とした整備拠



F-35配備記念式典 (三沢) において訓示する小野寺防衛大臣 (18 (平成30) 年2月)

点(リージョナル・デポ)の設置を構想している。 14 (平成26) 年12月、米国政府は、アジア太平 洋地域におけるF-35の整備拠点について、①機 体の整備拠点については、18 (平成30)年初期ま でにわが国及びオーストラリアに設置すること⁴、 ②エンジンの整備拠点については、18 (平成30) 年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な 所要に対応するため3~5年後にわが国にも設置 すること⁵を決定した旨を公表した。

機体及びエンジンのFACO施設を活用した整 備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維 持整備に貢献することは、わが国のF-35A戦闘機 の運用支援体制を確保するとともに、国内の防衛 産業基盤の維持、日米同盟の強化及びアジア太平 洋地域における装備協力の深化といった観点か ら、有意義である。

(2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向け

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海 兵隊オスプレイの定期機体整備を17(平成29) 年頃から開始するため、その整備企業を選定する 入札を行い、15(平成27)年10月、富士重工業 株式会社6を選定し、17 (平成29)年2月から、陸 自木更津駐屯地において定期機体整備が実施され ている。

防衛省としては、①陸自オスプレイ (V-22)⁷の 円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な 運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地 の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプ レイの整備とともに、将来のV-22の整備を同駐 屯地で実施することにより、日米オスプレイの共 通の整備基盤を確立していくこととしている。木 更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、新ガイ ドラインに掲げる「共通装備品の修理及び整備の 基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に繋がるも のとして、極めて有意義である。

電子光学分配開口システム。一つの機体に6か所内蔵することにより全方位を認識することができる最先端赤外線センサーであり、ミサイル検出及び追尾 などが可能になる。

日本における機体のリージョナル・デポは、三菱重工業株式会社 (愛知県:小牧南工場) を予定

日本におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IHI (東京都:瑞穂工場) を予定

^{17 (}平成29) 年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更

陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化し得るティルト・ローター機 (オスプレイ (V-22))を 17機導入することとしている。15 (平成27) 年6月、このうち5機について米海軍省と契約し、平成30 (2018) 年度末に当該5機が納入される予定

3 ■ 新たな防衛装備・技術協力の構築

1 欧州主要国との防衛装備・技術協力など

競争力のある防衛産業を擁する欧州主要国との 防衛装備・技術協力は、これらの国々との安全保 障・防衛協力の強化及びわが国の防衛生産・技術 基盤の維持・強化に資するものであることから、 その関係の構築・深化を図っている。

(1) 英国

英国との間では、13 (平成25) 年7月、日英防衛装備品・技術移転協定⁸を締結し、同月、米国以外の国とは初めてとなる化学・生物防護技術にかかる共同研究を開始し、本共同研究は17 (平成29) 年7月に成功裏に完了した。

また、14 (平成26) 年7月、国家安全保障会議において、英国との共同研究のための技術情報(空対空ミサイルのシーカー⁹技術)の移転が、防衛装備移転三原則における海外移転を認め得る案件に該当するとされたことを受け、同年11月、「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性にかかる日英共同研究」に関する取決めを作成し、共同研究を開始した。また、16 (平成28) 年7月、人員脆弱性評価に係る共同研究を、18 (平成30)年2月、ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究を、同年3月、次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究を開始した。

さらに、17 (平成29) 年3月、「将来戦闘機における英国との協力の可能性に係る日英共同スタディに関する当局間取決め」を作成した。本取決めの締結により、日英がそれぞれ検討を進める将来戦闘機及び将来戦闘航空システム (FCAS¹⁰)に関する情報交換を行い、将来の協同事業の可能性について意見交換を実施している。なお、17 (平成29) 年12月に実施された第3回日英「2+2」では、「共同による新たな空対空ミサイル

(JNAAM)」の実現可能性に係る研究の第二段階の進捗を受けて、試作研究及び発射試験を含む次の同研究プロジェクトを早期に進めることへの期待が表明された。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項8 ((1) 英国)

(2) フランス

フランスとの間では、14 (平成26) 年1月、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、15 (平成27) 年3月には、日仏防衛装備品・技術移転協定¹¹ に署名した。また、18 (平成30) 年1月の第4回日仏「2+2」においては、次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認し、同年6月、次世代機雷探知技術に係る共同研究を開始した。

また、17 (平成29) 年6月に若宮防衛副大臣 (当時) がフランスを訪問し、パリで開催された 「パリ・エアショー2017」の視察を行ったほか、 政府高官らと意見交換を行った。同ショーには海 自P-1 哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁が 初めてP-1 哨戒機関連のブースを出展した。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項8((2) フランス)

(3) ドイツ

ドイツとの間では、17 (平成29) 年7月、日独 防衛装備品・技術移転協定¹²の署名が行われた。

また、18 (平成30) 年4月に福田防衛大臣政務 官がドイツを訪問し、ベルリンで開催された「ベルリン・エアショー2018」の視察を行ったほか、 ドイツ国防省高官と会談を行った。同ショーには 海自P-1 哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁 がP-1 哨戒機関連のブースを出展した。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項8((4) その他の欧州諸国)

⁸ 正式名称: 防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

⁹ 目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置

¹⁰ 英国における戦闘機を含む将来の戦闘航空システム体系全体の総称

¹¹ 正式名称:防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

¹² 正式名称:防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

(4) イタリア

イタリアとの間では、17(平成29)年3月、日 伊首脳会談において、日伊防衛装備品・技術移転 協定13の交渉を開始することで一致し、同年5月、 同協定の署名が行われた。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項8((4) その他の欧州諸国)

アジア太平洋地域の友好国との防衛装備・ 技術協力など

アジア太平洋地域の友好国との間では、わが国 との防衛装備・技術協力に関する関心や期待が寄 せられており、関係構築を積極的に図っている。

(1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、14(平成26)年7 月、日豪防衛装備品・技術移転協定14の署名が行 われた。

また、14(平成26)年10月の日豪防衛相会談 においては、①F-35プログラムに関する潜在的 な協力の機会の検討、②取得改革にかかるオース トラリア装備庁との対話、③オーストラリア側か らの要請を受け、オーストラリアの将来潜水艦プ ログラムに関する日本の協力の可能性についての 検討、④オーストラリア国防科学技術機関との防 衛技術交流(船舶の流体力学分野、技術者交流)、 ⑤防衛産業間対話を含む多面的な協力について検 討を進めていくこととした。その後、15(平成 27) 年12月からは船舶の流体力学分野に係る共 同研究を開始した。また、将来潜水艦プログラム については、15 (平成27)年11月、わが国は将 来潜水艦プログラムへの協力に関する検討結果を 提出したものの、16 (平成28) 年4月、オースト ラリア政府は、将来潜水艦プログラムにおける パートナーは、フランス企業に決定したと発表し た。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項1(日豪防衛協力・交流)

(2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別 な戦略的グローバル・パートナーシップに基づく 重要な協力分野と位置付けられており、15(平成 27) 年12月の日印首脳会談において日印防衛装 備品・技術移転協定¹⁵の署名が行われた。また、 US-2救難飛行艇については引き続き、二国間の 協力に向けた議論が継続している。

また、US-2以外についても、17 (平成29)年9 月に第3回目となる防衛装備・技術協力に関する 事務レベル協議を開催するなど、デュアル・ユー スを含む防衛装備・技術協力案件の形成に向け協 議を実施してきており、17 (平成29) 年9月の日 印防衛相会談では、陸上無人車両(UGV)やロボ ティクス分野での研究協力に向けた協議を開始す ることについて合意した。さらに、17(平成29) 年9月には、民間防衛産業間の協力活性化を企図 し、政府関係者及び日印企業の出席を得て、防衛 装備庁及び印国防生産庁共催で、「日印・官民防 衛産業フォーラム」を東京にて初開催した。同 フォーラムの開催は日印両国の防衛装備・技術協 力に関する議論が確実に進展していることを示 す、画期的なものであった。

Q 参照 Ⅲ部2章1節4項3 (日印防衛協力·交流)

(3) ASEAN諸国

ASEAN諸国との間では、日ASEAN防衛当局 次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や 海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野におけ る防衛装備・技術協力について意見交換がなされ ており、参加国からは、これらの課題に効果的に 対処するため、わが国からの協力に期待が示され ている。16 (平成28) 年11月の日ASEAN防衛 担当大臣会合の際にわが国が表明した「ビエン チャン・ビジョン | において、ASEAN諸国との 防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術 移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナー などの開催を3つの柱として進めることとしてい る。具体的な取組として、フィリピンとの間では、

¹³ 正式名称:防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

¹⁴ 正式名称:防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

¹⁵ 正式名称:防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定



TC – 90 譲渡式典におけるロレンザーナ比国防大臣と福田防衛大臣政務官 (18 (平成30) 年3月)

同年9月の日比首脳会談において、フィリピン海 軍への海自TC-90練習機の移転などについて正 式に合意され、同年11月から18(平成30)年3 月まで、フィリピン海軍パイロットに対する操縦 訓練を海自徳島航空基地で行った。また、17(平 成29) 年4月以降、フィリピンにわが国の整備企 業の要員を派遣し、維持整備の支援を実施してい る。さらに、同年3月には、2機のTC-90を、18 (平成30)年3月には、残り3機のTC-90をフィ リピン海軍へ引き渡した。なお、この移転は17 (平成29)年6月に施行された、不用装備品等の 無償譲渡等を可能とする自衛隊法の規定を初めて 適用した事例である。また、フィリピンからの申 出を踏まえ、18 (平成30) 年6月の日比防衛相会 談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコ プターUH-1Hの部品等を無償譲渡することを確 認した。

タイとの間では、17 (平成29) 年11月、山本防衛副大臣がタイを訪問し、「国際防衛装備品展示会 (Defense and Security2017)」の視察を行ったほか、タイ国防省高官らと会談を行い、防衛装備品・技術移転協定の早期締結を含め今後の二国間の防衛装備・技術協力を促進していくことで一致した。

ベトナムとの間では、16 (平成28) 年11月の 日越防衛次官級協議において、「防衛装備・技術 協力に関する定期協議の実施要領 (TOR)」に署 名した。

マレーシアとの間では、18 (平成30) 年4月、日 馬防衛装備品・技術移転協定¹⁶の署名が行われた。 このような取組みを通じて、人道支援・災害救援 や海洋安全保障分野での協力を推進していく。

Q参照 Ⅲ部2章1節4項6 (ASEAN諸国との防衛協力・交流)

(4) 中東

17 (平成29) 年11月、大野防衛大臣政務官がアラブ首長国連邦 (UAE) を訪問し、ドバイで開催された「ドバイ・エアショー2017」の視察を行ったほか、ダーヒリ国防次官らと会談を行った。同ショーには国外運航訓練に従事中の空自C-2輸送機が参加するとともに、防衛装備庁が初めてC-2輸送機関連のブースを出展した。

3 開発途上国装備協力規定の新設

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達することができない友好国の中には、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあったものの、自衛隊の装備品を含む国の財産を他国に譲渡又は貸し付ける場合には、財政法第9条第1項の規定により、適正な対価を得なければならないこととされているため、無償又は時価よりも低い対価での譲渡は、法律に基づく場合を除き認められていなかった。

こうした中、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項¹⁷の特例規定を自衛隊法に新設した(当該規定を含む防衛省設置法等の一部を改正する法律は17(平成29)年5月に成立)。

¹⁶ 正式名称:防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

¹⁷ 財政法 (昭和22年法律第34号) 第九条第一項 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

なお、この規定により無償又は時価よりも低い 対価で譲渡できるようになった場合においても、 いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲 渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則 などを踏まえ、個別具体的に判断されることとな

る。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意 を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相 手国政府との間では国際約束を締結する必要があ る¹⁸。

4 | 民間転用

防衛省では、防衛分野と民生分野で共通する技 術基盤が多くある航空機については、民生分野の 活性化に資する施策を講じることが、わが国の航 空機の生産・技術基盤の維持・活性化、ひいては 防衛生産・技術基盤の維持・強化に繋がるといっ た観点から、防衛省が開発した航空機の民間転用 について検討を進めてきた。10 (平成22) 年8月 には、民間転用の制度設計に向けた指針を取りま とめ、11 (平成23)年には、民間転用を希望する

企業の申請に関する制度を整備した。これまで、 P-1 哨戒機に搭載されるF7-10エンジンやUS-2 救難飛行艇の民間転用に向けた技術資料などにつ いて、企業の申請を受けて開示してきた。16(平 成28) 年12月には、F7-10エンジンについて、 防衛装備庁と製造会社である株式会社IHIとの間 で、JAXAへの販売に向けた民間転用契約を初め て締結した。

5 ■ 技術管理

国際的な防衛装備・技術協力の推進に当たって は、防衛技術やデュアル・ユース技術の機微性、 戦略性を適正に評価し、わが国の「強み」として 守るべき技術を守るとともに、わが国の安全保障

上の観点などから意図しない武器転用のリスクを 回避するため、経済産業省とも連携しつつ、技術 管理を強化していく。

6 ■ 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備・技術協力を推進する観点から、防衛 装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実 施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術 力を発信している。このような取組は、各国政府 関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する 理解の促進につながっている。

17 (平成29) 年は、英国のロンドンで開催され たDSEIやタイのバンコクで開催されたD&Sな どの国際防衛装備品展示会、フランスのパリ及び アラブ首長国連邦のドバイで開催されたエア ショーに、18 (平成30) 年は4月にドイツのベル リンで開催されたエアショーに出展し、防衛装備 庁の施策、わが国が開発したP-1 哨戒機やC-2輸



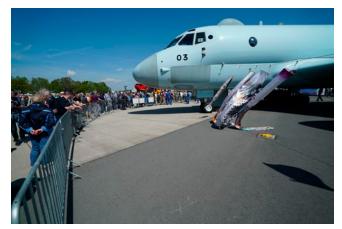
英国DSEI (Defence and Security Equipment International) に 出展した防衛装備庁の展示ブース

送機、無人装備の研究試作品の展示などを通じた 研究開発の成果、わが国の製造業が有する高い技

^{18 17 (}平成29) 年6月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、イタリア、ドイツおよび マレーシアと締結している。

術力について広く情報発信した。

さらに、これらのイベントには、各国政府関係者らが一堂に会しており、かかる機会をとらえ、わが国から防衛副大臣や防衛大臣政務官を含むハイレベルが各国との間で会談を行った。これらの取組により、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力に対する諸外国の理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与することができた。



ベルリンエアショーに出展したP-1哨戒機 (18 (平成30) 年4月)

7 ■ 官民防衛産業フォーラム

官民一体でアジア太平洋地域の友好国との防衛装備・技術協力を促進することを目的として、「官民防衛産業フォーラム」を実施している。本フォーラムは、わが国と各国における防衛産業を取り巻く諸制度などについて参加企業に対し説明するほか、各企業による製品・技術のプレゼンテーションなどを行い、関係者の理解を深め、今後の具体

的な防衛装備・技術協力につなげるための取組として行っているものである。直近では、17 (平成29) 年8月にインドネシアと、同年9月にインドと、同年10月にベトナムと、18 (平成30) 年3月にオーストラリアとの間で同フォーラムを開催している。



地域社会・国民とのかかわり

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、 そして、地方公共団体などの理解と協力があって はじめて可能となるものであり、地域社会・国民

と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要が ある。

地域コミュニティーとの連携

1 ■ 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関な どからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活 動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信 頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信 を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処 理にあたっており、平成29(2017)年度の処理 実績は1.611件(約49.5トン)で、沖縄県での処 理件数が全体の約34%を占めている。海自は、海 における機雷などの除去・処理を行っており、平 成29(2017)年度の処理実績は15.500個(約7.8) トン)であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範 囲で開放するなど、地域住民との交流に努めてい るほか、各種の運動競技会などにおいて輸送など の支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院 などにおける一般診療、離島の救急患者などの緊 急輸送などにより、地域医療を支えている。さら に、国などの方針¹を踏まえ、分離・分割発注²の 推進や同一資格等級区分内の者による競争の確 保³など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の 受注機会の確保も図っている。

Q 参照 資料67 (市民生活の中での活動)

2 ■ 地方公共団体などによる自衛隊への協力

厳しい募集及び雇用環境の中、質の高い人材を 確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就 職を支援するためには、地方公共団体や関係機関 の協力が不可欠である。

また、自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密 接な関わりを持っており、自衛隊が教育訓練や災 害派遣など各種の活動を行うためには、地元から の様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国 際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、

関係機関から派遣にかかる手続きの支援・協力を 受けている。

- 「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(17(平成29)年7月25日閣議決定)
- 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグルーピングし、当該グループごとに落札者を決定する方法
- 3 A~D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるC又はD等級のみで競争すること

3 ■ 地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や 地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との 協力関係の構築に努めている。具体的には、防衛 政策について広く理解を得るため、地域住民を対 象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体 などに対する防衛白書の説明を行っているほか、 在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によ

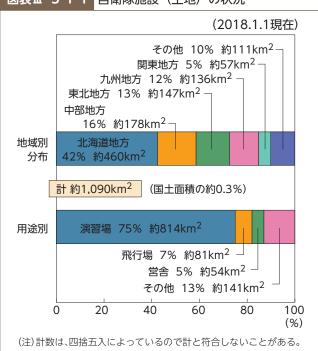
るスポーツや音楽を通じた日米交流事業を行って いる。また、米軍再編や自衛隊の部隊改編、装備 品の配備、訓練などを実施する際、関係する地方 公共団体などに対し、必要な説明や調整を実施す るほか、大規模震災などの各種事態や事件・事故 の発生時において必要な連絡調整にあたってい る。

4■防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

防衛施設の規模と特徴

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地 を必要とするものが多い。また、日米共同の訓 練・演習の多様性・効率性を高めるため、18(平 成30) 年1月1日現在、在日米軍施設・区域(専 用施設)の土地面積のうち約28%を日米地位協 定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多 くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、 防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が 生じている。また、航空機の頻繁な離着陸などが、 周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすと いう問題もある。

図表Ⅲ-5-1-1 自衛隊施設(土地)の状況

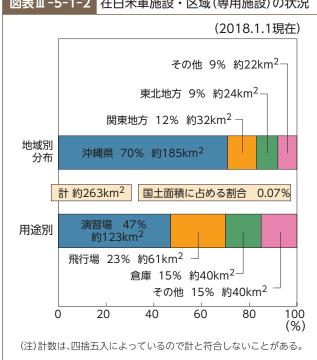


図表Ⅲ-5-1-1 (自衛隊施設 (土地) の状況) 図表Ⅲ-5-1-2 (在日米軍施設・区域 (専用施設) の状況)

防衛施設と周辺地域との調和を図るため の取組

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体 制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠く ことのできないものであり、その機能を十分に発 揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和 を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定 して使用できる状態に維持することが必要であ る。 このため 、防衛省は 、1974 (昭和 49) 年以来 、

図表Ⅲ-5-1-2 在日米軍施設・区域(専用施設)の状況



防衛施設と周辺区域との調和を図るための施策 図表Ⅲ-5-1-3

目的	施策	事業内容		
	防音工事の助成	●小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、 老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設●住宅		
騒音障害を防ぐ	移転補償など	●建物の移転などの補償●土地の買入れ●移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備		
	緑地帯の整備	●植樹、草地整備など		
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	●用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など		
生活・事業上の 障害をやわらげる 民生安定施設の助成		■道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、 学習等供用施設など■農業用施設、漁業用施設など		
周辺地域への 影響をやわらげる	特定防衛施設周辺 整備調整交付金の交付	●交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備●医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など※		

※環境整備法の一部改正(11(平成23)年4月27日施行)により新たに追加

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (環境整備法)などに基づき、防衛施設と周辺地域 との調和を図るための施策を行ってきたところで ある。

Q 参照 図表Ⅲ-5-1-3 (防衛施設と周辺区域との調和を図る ための施策)

(1) 環境整備法に基づく施策

自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめと する防衛施設の設置・運用によりその周辺地域に おいて生じる航空機騒音などの障害について、防 衛省は環境整備法に基づき、その防止、軽減、緩 和などの措置を講じてきた。さらに、関係地方公 共団体などからの要望などを踏まえ、11(平成 23) 年に同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整 備調整交付金について、医療費の助成などのいわ ゆるソフト事業への交付を可能とするための見直 しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加 などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実 施し、その進捗を図っている。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金につい ては、14 (平成26) 年4月からPDCAサイクルの

図表Ⅲ-5-1-4

平成30年度基地周辺対策費 (契約ベース)

	(単位:億円)
本土分	沖縄分
87	20
506	150
38	1
245	60
54	18
235	33
10	2
	87 506 38 245 54 235

徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上 を図っている。

(2) 今後の防衛施設と周辺地域との調和を図るた めの検討

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和 を図るための施策のあり方について、関係地方公 共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情 を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的な ものとなるよう引き続き検討している。

Q参照 図表Ⅲ-5-1-4(平成30年度基地周辺対策費(歳出ベー ス))

5 = その他の取組

自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射 や凧揚げによる妨害事案への対応

厚木や普天間の飛行場周辺などにおいて、自衛

隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによ る妨害事案が多発した。これらは、パイロットの 操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をも たらしかねない大変危険で悪質な行為である。そ

のため関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、16(平成28)年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

2 米軍施設の上空及びその周辺における ヘリやドローンの飛行への対応

米軍施設の上空やその周辺においてヘリやド

ローンを飛行させる事例が確認されている。これらは、米軍の航空機との衝突事故などにつながるおそれがあり、大変危険な行為である。実際に、米軍へリがドローンとの衝突を避けるために回避を余儀なくされるなど米軍の航空機の飛行の安全に影響が生じている。このため、防衛省としても、不測の事態を未然に防ぎ、地域の安全と航空機の安全な飛行を確保するという観点から、関係する地方公共団体の協力を得て、ビラの配布やポスターの掲示により、ヘリやドローンの利用者の方々にこのような行為を行わないようにお願いしている。

解説

防衛施設周辺の地方公共団体の取組

COLUMN

防衛施設と周辺地域との調和を図るためには、関係地方公共団体の協力が必要不可欠です。

防衛施設周辺の地方公共団体は、地域住民の生活の安定と福祉の向上のため、防衛施設から生じる障害などに対し、防衛省の補助事業を活用して様々な生活環境の整備などを行っています。

例えば、演習場や飛行場等があることによって地域住民のくらしに影響を及ぼす場合には、補助事業 を活用し、住民の避難等の円滑化を図るため、公園等の整備を実施しています。

また、自衛隊や在日米軍の飛行場などの航空機の離着陸などにより生じる騒音を防止・軽減するため、静穏を必要とする学校・病院などの防音工事を実施しています。



(写真提供:沖縄県宜野湾市)

普天間飛行場等が所在する宜野湾市では、住民の避難等の円滑 化を図るため、市内の公園の整備を実施しました。



(写真提供: 茨城県大洗町)

防音工事は、屋外の騒音を遮断するための防音サッシの取付け (遮音)、密閉された室内環境を快適に保つための空調機器の取付け(換気・温度保持・除湿)、室内の壁・天井に吸音材料の取付け(吸音)を実施します。

情報発信や情報公開など

1 ■ 様々な広報活動

防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解 と支持があって初めて成り立つものであり、分か りやすい広報活動を積極的に行い、国民の信頼と 協力を得ていくことが重要である。

内閣府の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」 (18 (平成30) 年1月調査) によれば、国内外に広 がる自衛隊の活動に対し、国民からの期待と評価 が高まっている。この結果を踏まえ、防衛省・自 衛隊の実態がより理解されるように、今後も様々 な広報活動に努めていく。

また、自衛隊が任務を安定的に遂行するために は、諸外国の理解と支持も不可欠であることか ら、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自 衛隊の取組について、諸外国に対する情報発信を 強化することも重要である。

Q 参照 資料 68 (「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」 抜粋)

1 国内外に対する情報発信など

防衛省・自衛隊は、公式ホームページ、動画配 信やソーシャルネットワーキングサービス (SNS)¹など、インターネットを活用した広報や、 テレビ、街頭大型ビジョン、電車内におけるコ マーシャル・フィルムの放映など、積極的な情報 発信に取り組んでいる。

また、パンフレット、広報ビデオ及び「まんが で読む防衛白書」などの作成、広報誌「MAMOR (マモル)」への編集協力、報道機関への取材協力 など、正確な情報を、幅広く、適時に提供するよ う努めている。

さらに、防衛省・自衛隊の取組について、国際 社会の関心の高まりも踏まえ、英文広報パンフ レット「Japan Defense Focus」を毎月発行し、 諸外国の人々にも理解を得るための努力を行って いる。このほか、海外メディアの取材機会の提供、

防衛省ホームページの英文サイトの充実、英語版 の防衛白書やパンフレット・広報ビデオの作成な ど、国際社会に向けて情報を発信するための取組 も積極的に行っている。

2 イベント・広報施設など

防衛省・自衛隊では、自衛隊の現状を広く国民 に紹介する活動を行っている。この活動には、陸 自の富士総合火力演習や海自の体験航海、ブルー インパルスなど空自による展示飛行や体験搭乗な どがある。また、全国に所在する駐屯地や基地な どでは、部隊の創立記念日などに、装備品の展示 や部隊見学などを行うとともに、地元の協力を得 て、市中でのパレードを行っている例もある。さ らに、自衛隊記念日記念行事の一環として、自衛 隊音楽まつりを日本武道館で毎年開催しており、 17 (平成29) 年は、延べ約4万人が来場した。

また、陸・海・空自が順番に主担当となって観 閲式、観艦式、航空観閲式を行っており、17(平 成29) 年は空自が百里基地において防衛省移行 10周年記念航空観閲式を行う予定であったが、 台風22号の接近による荒天のため中止となった。 18 (平成30) 年については、陸自による観閲式を



日本武道館において行われた平成29年度自衛隊音楽まつりの様子

¹ Facebook などに加え、17 (平成29) 年1月には陸自が、同年10月には海自がInstagramを開設している。

VOICE

東京オリンピックを目指す自衛官アスリート



3等陸尉 入江 ゆき

昨年度は、1年ぶりに天皇杯全日本レスリング選手権大会で優勝することができ、各種国際大会にも出場できるようになりました。これからも引き続き防衛省自衛隊の、そして日本の代表として練成に励み、東京オリンピックで金メダルを獲得して皆様に恩返ししようと思います。今後とも皆様のご支援、ご声援をよろしくお願い致します。



2等陸曹 江原 騎士

リオオリンピックではたくさんの方々から、サポートや応援をしていただいた事もあり、銅メダルを獲得することができました。リレーでは、日本チームの団結力を発揮することはできましたが、個人種目では、持久力等で今後の課題も見つかりました。2020年に開催される東京オリンピックでは、リレー種目だけでなく、個人種目でも「メダル獲得」を目標に、自衛隊体育学校の環境を最大限活かし、日々鍛錬していきます。

引き続き、ご声援宜しくお願い致します。





空自三沢基地で行われた大学生等サマーツアーの様子

計画している。

広報施設の公開にも積極的に取り組んでおり、 市ヶ谷地区内の施設見学(市ヶ谷台ツアー)には、 18 (平成30) 年3月末現在までに約42万人の見 学者が訪れている。また、各自衛隊は、駐屯地・ 基地の広報館や史料館の公開に加え、大規模広報 施設を設けている。さらに、映画やテレビの撮影 協力を実施している。



陸自大宮駐屯地で行われた大学生等スプリングツアーの様子

3 隊内生活体験

防衛省・自衛隊は、大学生・大学院生又は女性 を対象とした自衛隊生活体験ツアー²や、団体・企 業等を対象とした隊内生活体験³を行っている。こ れらは、自衛隊の生活や訓練を体験するとともに、 隊員とじかに接することにより、自衛隊に対する 理解を促進するものである。平成29 (2017) 年度 は自衛隊生活体験ツアーに約150人が参加した。 また、隊内生活体験には、企業などから約1,900 件の依頼があり、約2万4,000人が参加した。

2 ■ 情報公開・文書管理に関する取組

1 情報公開制度の適切な運用の必要性

民主主義の根幹は、国民が正確な情報に接し、 これに基づき国民が適切な判断を行い、主権を行 使することにある。国民が正確な情報に接する上 で、政府が保有する行政文書は最も重要な資料で あり、これを適切に管理し、国民からの情報公開 請求に適切に応じることは、政府の重要な責務で ある。このことは、防衛省・自衛隊においても例 外ではなく、行政機関の保有する情報の公開に関 する法律によって防衛省・自衛隊に課せられた重 要な責務である。

Q 参照 資料69 (防衛省における情報公開の実績 (平成29年 度))

南スーダンPKOの日報問題に係る特別 防衛監察結果及び再発防止に向けた取組

南スーダン派遣施設隊の日報をめぐる問題の経 緯については、次のとおりである。当初、16(平 成28年)10月3日にあった情報公開請求に対し、 防衛省としては、「文書不存在のため不開示」との 陸幕長からの上申を受け、不開示決定したところ であるが、当時の防衛大臣の指示により改めて探 索作業を行ったところ、同年12月26日に統幕に おいて当該日報が発見されたことから、翌17(平 成29) 年2月6日に公表の上、同13日には当初 の決定を取り消し、改めて開示決定(一部開示決 定)を行ったものである。その後、同年3月15日

[:]学生等を対象としたサマーツアー・スプリングツアー」、「パセリちゃんツアー」、「女性のための自衛隊 1日見学」 の公募を防衛省・自衛隊ホームページ

海・空自の生活を体験するツアーであり、自衛隊地方協力本部が窓口となって、民間企業などからの依頼を受けて実施している。

に、日報のデータが陸自に保管されていたが、当初の説明と矛盾するため、その事実は一切公表されず、さらにデータの消去が指示されたとの報道がなされたことを踏まえ、通常の調査では不十分であるとの当時の防衛大臣の判断により、同年3月17日から、防衛監察本部による特別防衛監察が実施され、同年7月28日にその結果が公表された。

当該特別防衛監察の結果は、防衛省・自衛隊に おいて職員による情報公開法違反につながる行為 を含む、不適切な行為を確認しており、防衛省・ 自衛隊にとって大変厳しく、反省すべきもので あったと深刻に受け止めている。

この問題の根底にあったのは、防衛省・自衛隊における情報公開の重要性に対する認識が十分でなかったこと、そして、省内関係部局の意思疎通が十分になされなかったことなどと考えられる。防衛省・自衛隊としては、情報公開・文書管理に関する再発防止策を進めるとともに、職員の意識改革を促し、風通しの良い組織文化の醸成や、部局間での一層の連携強化を図り、二度とこのようなことが起きることのないよう、職員一丸となって国民の信頼回復に向けて全力で取り組んでいかなければならない。

ア 特別防衛監察の結果など

防衛監察本部は、防衛大臣の命を受け、本件日報の管理状況4について、元高等検察庁の検事長をトップとし、現役の検事も勤務する独立性の高い立場から、17(平成29)年3月17日より4か月にわたって、厳正かつ公正に徹底した調査を行い、同年7月28日にその結果を公表し、防衛省は、同日、関係者を厳重に処分した。

Q 参照 資料70 特別防衛監察の結果について (概要)

イ 再発防止に向けた取組

同年7月28日に公表された本件特別防衛監察 の結果における指摘を受け、再発防止のために主 として以下の措置を講じてきている。

- ○日報の取扱い
- 日報の保存期間の見直し(10年保存) 南スーダン派遣施設隊の日々報告に加え、自

衛隊の部隊が作成した日報の全てを10年保存 とし、保存期間満了後、国立公文書館に移管

• 統幕参事官⁵による一元的な管理 当該日報については、統幕参事官において データなどにより整理・保存することによって 一元的に管理するとともに、じ後の情報公開請 求に対しても一元的に対応

統幕参事官付の体制強化 情報公開業務に的確に対応するため、情報公 開業務担当職員を統幕参事官付に配置

○情報公開業務

• 「情報公開査察官」の新設によるチェック機 能の強化

文書不存在による不開示決定がなされた全ての案件について、その判断の妥当性を厳格に確認することを目的として、関係者からの聞き取りや当該文書を保有する可能性のある部署に対する現地調査などを行う「情報公開査察官」を新設

防衛監察本部による情報公開業務全般に対する定期的な検証

防衛監察本部により防衛省・自衛隊における 情報公開業務全般に対して、定期的に監察し、 検証を実施

• 行政文書の不存在を理由とする不開示の場合 の入念な確認の徹底

文書管理者の置かれている全ての組織に「情報公開実施担当者」を設置。開示請求の対象文書が不存在であるとの判断に至った場合においても、複数回の確認・探索を行い、文書の特定に係る判断が正確であることを確保

各幕などと内局・統幕総括官などとの密接な 連携・情報共有の確保

他の機関などに開示請求の対象文書が保有されている可能性を考慮し、各幕などは、関係する内局関係課などと密接に連携し、情報共有に努め、文書探索・特定を更に徹底

• 職員の意識向上を図るため、教育・研修を徹底

各種職員研修における職員(特に幹部職員)

- 4 本件特別防衛監察の対象項目は、「平成28年10月3日付で行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定に基づく開示請求のあった「南スーダン派遣施設隊が現地時間で2016年7月7日から12日までに作成した日報」の管理状況」なお、報告書本文については、http://www.mod.go.jp/igo/inspection/pdf/special04_report.pdfを参照
- 5 当時の呼称。18 (平成30) 年4月1日に統幕首席参事官及び参事官へと改編され、日報などの一元的な管理が行われている。

向けの情報公開業務に係る科目の充実・必須 化、情報公開手続きの流れなどをわかりやすく 示した「情報公開ハンドブック」の作成・配布 などを通じ職員の意識を向上

○行政文書管理業務

• 自衛隊の行動に係る報告などの保存期間の見 直しなど

海外における活動に関するものか否かにかか わらず、各種命令に基づく活動であって、防衛大 臣などの判断に資するものなどについては、そ の種類に応じ、3~30年保存することとするとと もに、保存期間満了後は、国立公文書館に移管

- 防衛省全体の文書管理の適正性の確保など 各機関などが標準文書保存期間基準を作成・ 改正する時は、総括文書管理者(大臣官房長)に 協議することとするとともに、行政文書の取扱区 分の適切な表示、適切なアクセス制限の徹底、保 存期間満了日の明確化、複数の部局で行政文書を 共有する場合の責任部局の明確化などの措置を 実施
- 職員に対する教育など

これらの措置の徹底を図るため、職員向けの マニュアルを作成し、全職員に配布したほか、 地方機関を含め、幹部職員や文書管理の実務担 当者を対象として、個別に教育を実施

また、行政文書の管理については、行政文書 の管理に関するガイドライン(平成23年4月1 日内閣総理大臣決定。以下「新ガイドライン」 という。) の見直しを踏まえ、防衛省において も、防衛省行政文書管理規則などの諸規則の見 直しを行うとともに、職員に徹底

3 適切な公文書管理のための取組

公文書に関する問題を受け、18(平成30)年3 月23日の閣僚懇談会において、安倍内閣総理大

臣から、①幹部職員が先頭に立って、同年4月か らの新ガイドラインによる厳格なルールを全職員 に徹底し、確実に運用すること、②更新等の履歴 が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を 加速することの2点について、直ちに取り組むよ う指示があった。

防衛省においては、この指示に先立つ同年3月 12日に小野寺防衛大臣から、情報公開、行政文書 管理、情報保全の重要性を改めて認識し職務に当 たるよう幹部職員に対して指示があり、その後、 上述の安倍内閣総理大臣の指示を受け、この新ガ イドラインに従い行政文書の適切な管理を徹底す るとともに、電子決裁システムへの移行を加速す るよう周知徹底し、適切な文書管理に努めていく こととしている。

4 イラク日報問題などについて

南スーダンPKOの日報問題を踏まえた再発防 止策の一環として、日報を含む定時報告⁶を統幕 参事官⁷において一元的に管理する作業を進めて いく中で、日報をめぐって極めて不適切な対応が あったことが明らかとなった⁸。

その中において、陸自研究本部(当時。以下同 じ)⁹で発見されたものについては、17 (平成29) 年2月22日に当時の防衛大臣から再探索指示が なされていた中、同年3月27日の時点で研究本 部においてイラク日報が発見されていたにもかか わらず、当時の防衛大臣まで報告が行われていな かったことも判明した (18 (平成30) 年4月4日 に公表)。このことは、文民統制にも関わりかねな い重大な問題が含まれている可能性があると考え られたことから、18 (平成30) 年4月4日、小野 寺防衛大臣の指示により、大野防衛大臣政務官を 長とする陸上自衛隊のイラクの「日報」に関する 調査チームによる調査が行われることとなっ

行動命令に基づき活動する部隊が作成した上級部隊 (司令部を含む。) への定時報告であって、防衛大臣又は上級部隊の判断に資するもの

脚注5参照

本件は、17 (平成29)年、国会において、確認したが見つけることができなかったと当時の防衛大臣が答弁するなどしていたイラク日報の一部が陸幕衛生 部及び研究本部において確認されたこと (18 (平成30) 年4月2日に公表) に端を発するものである。

研究本部は、18 (平成30) 年3月27日に陸自教育訓練研究本部に改編

た¹⁰。また、一連の過程で以下イ、ウ及び工の経緯についても調査が行われることとなった。

今般の調査を通じて明らかとなったところによれば、防衛省・自衛隊が防衛大臣の指示に対し、組織として適切に応えておらず、また、国会議員からの質問や資料要求、情報公開請求に対して不適切な対応をし、それを速やかに正すことができなかったものであり、反省すべき問題と認識している。

調査において、防衛大臣の指示や国会における 質問などに係る事務処理を行った際、何らかの不 適切な意図があったとは確認されておらず、ま た、一連の日報は、防衛大臣の指示の下、再発防 止策を講じる中で発見及び公表されたこと、国会 による議決や承認に反するような行為が行われた とは認められないことなどを総合的に考えれば、 結果としても、文民統制そのものを損なう問題は なかったものと考えているが、文民統制に対する 懸念や不信感を生じさせたことは重く受け止めな ければならない。18 (平成30) 年5月23日に公 表されたそれぞれの調査結果の概要は、次のとお りである。

ア イラク日報に関する調査11

南スーダンPKO日報問題に関する特別防衛監察が実施されていた状況において、研究本部でイラク日報の存在が確認されたことに関しては、調査の結果、当時の防衛大臣の再探索指示を伝えるメールの意図が必ずしも明確に読み取れるものではなかったことや情報公開請求に対して十分な探索が行われなかったこと、適切な事務処理が行われなかったことなどから、当時の防衛大臣に対しイラク日報の存在が報告されなかったことなどが明らかとなった。このことは、結果として、防衛省・自衛隊が防衛大臣の指示に対し組織として適切に応えておらず、また、国会からの質問・資料要求や情報公開請求に対し不適切な対応をし、それを速やかに正すことができなかったものであり、反省すべき問題である。

イ 統幕などによるイラク日報に係る大臣報告の 経緯等¹²

本件については、調査の結果、18 (平成30)年3月2日に統幕がイラク日報の存在を確認して以降、統幕参事官などの関係部署は、確認された日報の精査、大臣報告に係る関係部署との調整、日報の探索漏れがないかの再確認、国会議員からの資料要求や情報公開請求への対応状況の確認などの必要な作業を行った結果、同年3月31日に防衛大臣に説明することとなった。しかしながら、このような問題を認知したのであれば、防衛大臣には時間をかけずに直ちに一報するべきであり、適切とは言い難い対応であった。

ウ 陸自国際活動教育隊において日報が確認され た経緯等

本件については、調査の結果、国会議員からの 資料要求に対し、十分な探索を行わず、日報を保 有していない旨の回答をしたことは適切とは言え ず、また、特別防衛監察や情報公開請求により日 報を発見したが、資料要求に対する回答や国会答 弁を改めるための必要な取り組みを実施しなかっ たことも適切とは言えない。

エ 空幕においてイラク日報が確認された経緯等

空自では、17 (平成29) 年2月、同年8月及び18 (平成30) 年3月の探索ではイラク日報は確認されなかったが、同年4月になって3日分のイラク日報を確認するに至った。これは、保有する日報の把握が不十分であったと言わざるを得ないことから必ずしも適切ではなかった。

オ 再発防止策¹³

防衛省としては、調査を通じて明らかになった 事実関係を踏まえ、18 (平成30) 年5月23日に 調査報告書を公表し、防衛事務次官以下関係者 17名に対する処分を行うとともに、以下の再発 防止策も併せて公表した。同年6月8日に開催さ れた行政文書の管理の在り方に関する閣僚会議に おいて、安倍内閣総理大臣から、各閣僚が先頭に

¹⁰ 後日、元東京高等検察庁検事長である弁護士からの補佐も得ながら調査を行うこととなった。同調査チームは、書類などの収集のため陸自教育訓練研究本部に赴き、関係職員のパソコンや行政文書ファイルの確認を行うとともに、関係職員の記憶や認識などを把握するため、約70名に対する聞取り調査、約400名に対するアンケート調査を行った。調査チームの報告書の公表までに34回の会議を開催している。

¹¹ 本調査チームによる調査報告書の本文は、http://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/25a_1.pdfを参照

¹² 本項イ、ウ及びエに関する報告書の本文は、http://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/25a_2.pdfを参照

¹³ 再発防止策の概要資料は、http://www.mod.go.jp/j/press/news/2018/05/25a_3.pdfを参照

立って、公文書管理の適正の確保に万全を期する よう指示があったところであり、今後の政府全体 の取り組みとの整合性を十分に図りつつ、この再 発防止策を徹底して実施し、防衛省・自衛隊に対 する国民の信頼回復に全力を注いでまいりたい。

- ○大臣の指示・命令を履行する体制の強化
- 防衛大臣などからの重要な指示・職務命令な どは文書に具体的に明記
- 上記の指示などは、課長などに伝達し、回答 も課長などの決裁を得ることを義務付け
- 上記の指示などがなされた場合、担当部局な どが大臣官房に連絡し、実施状況や調整状況を 大臣官房に報告することを義務付け
- ○行政文書の電子ファイル化による的確な行政文 書管理・情報公開への対応
- 電子決裁システムへの移行を加速
- 担当部署の責任者等に対応状況を報告するこ とを徹底
- ○行政文書管理・情報公開に関するチェック体制 の強化
- 行政文書管理・情報公開について監察を担当 する組織を新設
- 部外有識者から指導・助言を受ける枠組みを 構築

- ○行政文書管理・情報公開などに関する個々の隊 員の意識改革
- 隊員の業務遂行に必要な判断力を向上させる ための研修を充実
- 行政文書管理・情報公開などを人事評価の項 目とすることを検討
- ○情報公開などに迅速かつ確実に対応できる組織 づくり
- 電子ファイル化された行政文書を一元的に保 有・把握するための体制を検討
- 特に統幕においては、専属体制を強化。その 一環として、「日報」などについて、行政文書管 理・情報公開などに熟達した隊員OBの非常勤 職員としての活用など



全国の隊員に向けて特別訓示を行う小野寺防衛大臣 (18 (平成30) 年4月)

3 ■ 政策評価などに関する取組

1 政策評価への取組

防衛省は、政策評価制度に基づき各種施策につ いて評価を行っており、平成29 (2017) 年度に は、防衛大綱及び中期防衛力整備計画の主要な政 策のほか、研究開発や租税特別措置に関する事業 の政策評価を行った。

2 証拠に基づく政策立案 (EBPM) の推進

証拠に基づく政策立案 (EBPM) を推進すべく、 平成30(2018)年度にはその要となる「政策立 案総括審議官」を新設するなど、防衛省内におけ るEBPMの推進体制を構築している。

3 個人情報保護に関する取組

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律」に基づき、個人の権利を保護するため、保 有する個人情報の安全確保などの措置を講ずると ともに、保有個人情報の開示などを行っている。

4 公益通報者保護制度の適切な運用

防衛省では、内部の職員などからの公益通報に 対応する制度と外部の労働者などからの公益通報 を処理する制度を整備し、それぞれの窓口を設置 して公益通報への対応及び公益通報者の保護など を行っている。

Q 参照 Ⅲ部1章1節 (防衛省における中央組織の改革)

資 料 編

資料 1 各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米 国	ロシア	英 国	フランス	中 国
	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	400基 ミニットマンⅢ 400	313基 SS-18 46 SS-19 30 SS-25 63 SS-27 78 RS-24 96			60基 DF-5 (CSS-4) 20 DF-31 (CSS-10) 40
ミサイル	IRBM MRBM					148基 DF-4 (CSS-3) 10 DF-21 (CSS-5) 122
						DF-26 16
	SLBM (潜水艦発射 弾道ミサイル)	336基 トライデントD-5 336	192基 SS-N-18 48 SS-N-23 96 SS-N-32 48	48基 トライデントD-5 48	64基 M-45 16 M-51 48	48基 JL-2(CSS-NX-14) 48
	道ミサイル搭載 子力潜水艦	14	13	4	4	4
航空機		78機 B-2 20 B-52 58			63機 ミラージュ2000N 23 ラファール 40	90機 H-6K 90
弾頭数		約4,000	約4,300(うち戦術核約 1,850)	215	300	約270

- (注) 1 資料は、ミリタリー・バランス (2018)、SIPRI Yearbook 2017 などによる。
 - 2 18 (平成30) 年2月、米国は米露間の新たな戦略兵器削減条約を踏まえた18年2月5日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,350発、配備運 搬手段は652基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,444発、配備運搬手段は527基・機であると公表した。ただし、SIPRIデータベースによれ ば、17(同29)年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は約1,800発(うち戦術核150発)とされている。
 - 3 15 (平成 27) 年 11 月、英国の「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR) は、配備核弾頭数を 120 発以下に、保有核弾頭数を 180 発以下にするとして いる。
 - 4 なお、SIPRIデータベースによれば、インドは120~130発、パキスタンは130~140発、イスラエルは80発、北朝鮮は10~20発の核弾頭を保有 しているとされている。

資料2 主要国・地域の兵力一覧(概数)

陸上兵力			海上兵力			航空兵力		
国:	名など	陸上兵力 (万人)	国名な	ど	トン数 (万トン)	隻数	国名など	機数
1	ンド	120	米	国	636.8	945	米 国	3,576
北	朝鮮	110	ロシ	ア	204.2	1,093	中 国	2,845
中	国	98	中	国	178.7	754	ロシア	1,468
パキ	・スタン	56	英	国	58.0	130	インド	950
韓	国	49	イン	ド	47.8	315	韓国	640
米	国	47	フラン	・ス	39.2	298	エジプト	573
ベ	トナム	41	インドネ	シア	25.5	176	北 朝 鮮	545
₹ ₹	⁷ ンマー	38	イタリ	ア	23.6	183	台 湾	495
1	ラ ン	35	韓	国	21.5	240	パキスタン	447
I S	ジプト	31	ドイ	ツ	21.1	118	フランス	430
イン	ドネシア	30	オーストラ	リア	21.0	102	トルコ	377
П	シア	28	トル	コ	20.8	210	サウジアラビア	376
٢	ルコ	26	台	湾	20.5	392	イスラエル	364
タ	イ	25	スペイ	ン	19.0	173	イ ラ ン	340
	コンビア	22	ブラジ	シル	17.8	109	英 国	295
日	本	14	日	本	48.8	135	日 本	400

- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス(2018)」な ど、海については「ジェーン年鑑(2017-2018)」などによる。
 - 2 日本は、平成29年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦 機数(航空兵力)は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く。)およ び海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
 - 3 配列は兵力の大きい順(海上兵力はトン数の大きい順)になって いる。

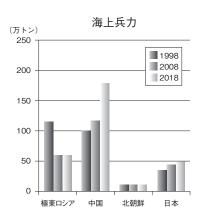
資料3 | 主要国・地域の正規軍及び予備兵力(概数)

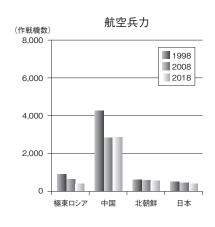
国名など	兵役制	正規軍(万人)	予備兵力(万人)
米国	志 願	129	80
ロシア	徴兵志願	90	200
英 国	志 願	15	8
フランス	志 願	20	3
ドイツ	志 願	18	3
イタリア	志 願	17	2
インド	志 願	140	116
中 国	徴 兵	204	51
北 朝 鮮	徴 兵	128	60
韓国	徴 兵	62.5	310
エジプト	徴 兵	44	48
イスラエル	徴 兵	18	47
		陸 14	3.3 (0.4)
日 本	志願	海 4.2	0.05
		空 4.3	0.05

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス(2018)」などによる。
 - 2 日本は、平成29年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
 - 3 ロシアは、従来の徴兵制に契約勤務制(一種の志願制)を加えた 人員補充制度をとっている。
 - 4 ドイツにおいては、11 (平成23) 年4月に成立した改正軍事法 により、徴兵制は、同年7月1日に運用が停止され、代わって新 しい志願兵制が導入された。

資料4 わが国周辺の兵力推移の概要







資料5

国家安全保障戦略 (概要)

平成25年12月17日 国家安全保障会議決定 閣 議 決 定

I 策定の趣旨

- ○我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)をめぐる環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組むことが必要である。
- ○グローバル化が進む世界において、国際社会における主要なプレーヤーとしてこれまで以上により積極的な役割を果たしていくべきである。
- ○本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものである。
- ○国家安全保障会議(NSC)の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施していく。
- ○国の他の諸施策の実施に当たっては、本戦略を踏まえ、外交力、 防衛力等が全体としてその機能を円滑かつ十全に発揮できるよう、国家安全保障上の観点を十分に考慮する。
- ○本戦略の内容は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、政策の実施過程を通じてNSCにおいて定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていく。

Ⅱ 国家安全保障の基本理念

- 1 我が国が掲げる理念
- ○我が国は、豊かな文化と伝統を有し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を掲げ、高い教育水準を持つ豊富な人的資源と高い文化水準を擁し、開かれた国際経済システムの恩恵を受けつつ発展を遂げた、強い経済力及び高い技術力を有する経済大国である。また「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家としての顔も併せ持つ。
- ○戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、 他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則 を守るとの基本方針を堅持してきた。
- ○日米の同盟関係を進展させるとともに、各国との協力関係を 深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実 現してきている。人間の安全保障の理念に立脚した途上国の 経済開発や地球規模問題解決への取組、他国との貿易・投資 関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現にも寄与してい る。
- ○国連憲章を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携 し、それらの活動に積極的に寄与している。国際平和協力活 動にも継続的に参加している。また唯一の戦争被爆国とし て、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」 を実現させるため、国際社会の取組を主導している。

- ○我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。これこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。
- 2 我が国の国益と国家安全保障の目標

【国益】

- ○我が国自身の主権・独立を維持し領域を保全し国民の生命・ 身体・財産の安全を確保し、豊かな文化と伝統を継承しつ つ、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするこ と。
- ○経済発展を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現し、我が 国の平和と安全をより強固なものとすること(そのために は、自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通 しがつきやすい国際環境の実現が不可欠)。
- ○自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍 的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。

【国家安全保障の目標】

- ○我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、 必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止 するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、 かつ被害を最小化すること。
- ○日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の 強化、実際的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地 域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の 発生を予防し、削減すること。
- ○不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化や紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること。

Ⅲ 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

- 1 グローバルな安全保障環境と課題
- (1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展
 - ○新興国(中国・インド等)の台頭により国家間のパワーバランスが変化している。特に中国は国際社会における存在感を高めている。世界最大の総合的な国力を有する米国は、安全保障政策及び経済政策上の重点をアジア太平洋地域にシフトさせる方針を明らかにしている。
 - ○グローバル化の進展や技術革新の急速な進展により、非国 家主体の相対的影響力の増大、非国家主体によるテロや犯 罪の脅威が拡大しつつある。
- (2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威
 - ○大量破壊兵器・弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に 係る問題、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの 核問題は、我が国や国際社会にとっての大きな脅威であ

る。

- (3) 国際テロの脅威
 - ○グローバル化の進展により、国際テロの拡散・多様化が進
 - ○現に海外において法人や我が国権益が被害を受けるテロが 発生しており、我が国・国民は、国内外において、国際テ 口の脅威に直面している。
- (4) 国際公共財 (グローバル・コモンズ) に関するリスク
 - ○近年、海洋、宇宙空間、サイバー空間といったグローバ ル・コモンズに対する自由なアクセス及びその活用を妨げ るリスクが拡散し、深刻化している。
 - ○海洋においては、近年、資源の確保や自国の安全保障の観 点から、力を背景とした一方的な現状変更を図る動きが増 加しつつある。
 - ○このような動きや海賊問題等により、シーレーンの安定や 航行の自由が脅かされる危険性も高まっている。
 - ○人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミの増加を始め、持続 的かつ安定的な宇宙空間の利用を妨げるリスクが存在して
 - ○基幹的な社会インフラシステムの破壊、軍事システムの妨 害を意図したサイバー攻撃等によるリスクが深刻化しつつ
- (5) 「人間の安全保障」に関する課題
 - ○貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動 その他の環境問題、食料安全保障、更には内戦、災害等に よる人道上の危機といった一国のみでは対処できない地球 規模の問題が、個人の生存と尊厳を脅かす人間の安全保障 上の重要かつ緊急な課題となっている。
 - ○こうした問題は、国際社会の平和と安定に影響をもたらす 可能性がある。
- (6) リスクを抱えるグローバル経済
 - ○一国の経済危機が世界経済全体に伝播するリスクが高まっ
 - ○保護主義的な動きや新たな貿易ルール作りに消極的な姿勢 等も顕在化している。
 - ○資源国による資源ナショナリズムの高揚や新興国によるエ ネルギー・鉱物資源等の獲得競争の激化等が見られる。
- 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
 - (1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性
 - ○様々な政治体制が存在し、核兵器国を含む大規模な軍事力 を有する国が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組み は十分に制度化されていない。
 - (2) 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為
 - ○北朝鮮は、核兵器を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイ ルの能力を増強するとともに、軍事的な挑発行為や我が国 等に対する様々な挑発的言動を繰り返し、地域の緊張を高 めている。我が国等の安全保障に対する脅威が質的に深刻 化している。
 - ○金正恩体制の確立が進められる中、北朝鮮内の情勢を引き 続き注視する必要がある。
 - ○北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安 全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべ き喫緊の課題である。
 - (3) 中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出
 - ○国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバ ルな課題に対して、より積極的かつ協調的な役割を果たす ことが期待されている。
 - ○十分な透明性を欠いた中で軍事力を広範かつ急速に強化し
 - ○東シナ海、南シナ海等の海空域において、既存の国際秩序 とは相容れない独自の主張に基づき、力による現状の変更 の試みとみられる対応(尖閣諸島付近の領海侵入・領空侵

- 犯、独自の「防空識別区」の設定等)を示している。
- ○両岸関係は、経済的関係を深める一方、軍事バランスは変 化しており、安定化の動きと潜在的な不安定性が併存して

Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

- 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
 - ・国家安全保障の確保のためには、まず我が国自身の能力とそ れを発揮し得る基盤を強化するとともに、自らが果たすべき 役割を果たしつつ、状況の変化に応じ、自身の能力を適応さ せていくことが必要である。
 - ・経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力等を強化 し、国家安全保障上の我が国の強靭性を高めることは、アジ ア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定につなが る。
 - ・国家安全保障上の課題を克服し、目標を達成するためには、 国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟 を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとと もに、我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な 施策を推進する必要がある。
 - (1) 安定した国際環境創出のための外交の強化
 - ○国家安全保障の要諦は、安定しかつ見通しがつきやすい国 際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐことにある。
 - ○国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平 和と安定の実現に一層積極的な役割を果たし、我が国に とって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく必 要がある。
 - ○我が国の主張を国際社会に浸透させ、我が国の立場への支 持を集める外交的な創造力及び交渉力が必要である。
 - ○我が国の魅力を活かし、国際社会に利益をもたらすソフト パワーの強化や我が国企業や国民のニーズを感度高く把握 し、これらのグローバルな展開をサポートする力の充実が 重要である。
 - ○国連を始めとする国際機関に対し、邦人職員の増強を含 め、より積極的に貢献を行っていく。
 - (2) 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築
 - ○厳しい安全保障環境の中、戦略環境の変化や国力国情に応 じ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合 運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める。
 - ○政府機関・地方公共団体・民間部門との間の連携を深め、 武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態に シームレスに対応するための総合的な体制を平素から構築 していく。
 - ○その中核を担う自衛隊の体制整備に当たっては、統合的・ 総合的視点から重要となる機能を優先しつつ、各種事態の 抑止・対処のための体制を強化する。
 - ○核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡 大抑止が不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために 米国と緊密に連携していくとともに、弾道ミサイル防衛や 国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。
 - (3) 領域保全に関する取組の強化
 - ○領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の 強化を進める。
 - ○様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省 庁間の連携を強化する。
 - ○国境離島の保全・管理・振興に積極的に取り組むととも に、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等に おける土地利用等の在り方について検討する。
 - (4)海洋安全保障の確保
 - ○海洋国家として、力ではなく、法の支配、航行・飛行の自 由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を 含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられ た「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な

役割を発揮する。

- ○海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意 しつつ、宇宙の活用を含めて総合的に強化する。
- ○シーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとと もに、戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強 化する。
- (5) サイバーセキュリティの強化
 - ○不正行為からサイバー空間を守り、その自由かつ安全な利用を確保するとともに、国家の関与が疑われる場合を含むサイバー攻撃から我が国の重要な社会システムを防護するため、国全体として防護・対応能力を強化し、サイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の一層の強化を図る
- ○平素から官民の連携を強化するとともに、セキュリティ人 材層の強化等についても総合的に検討を行い、必要な措置 を講ずる。
- ○技術・運用両面における国際協力の強化のための施策を講 ずるとともに、サイバー防衛協力を推進する。
- (6) 国際テロ対策の強化
 - ○原子力関連施設の安全確保等の国内における国際テロ対策 の徹底はもとより、世界各地で活動する在留邦人等の安全 を確保するため、国際テロ情勢に関する情報収集・分析を 含め、国際テロ対策を強化する。
- (7) 情報機能の強化
 - ○人的情報、公開情報等、多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。
 - ○情報専門家の育成等により、情報の分析・集約・共有機能を強化し、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析(オール・ソース・アナリシス)を推進する。 資料・情報をNSCに提供し、政策に適切に反映していく。
- (8) 防衛装備・技術協力
 - ○国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。
 - ○武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配意した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。
- (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用 の推准
 - ○情報収集衛星の機能の拡充・強化を図るほか、各種衛星の 有効活用を図るとともに、宇宙空間の状況監視体制の確立 を図る。
 - ○宇宙開発利用を支える技術を含め、宇宙開発利用の推進に 当たっては、中長期的な観点から、国家安全保障に資する ように配意する。
- (10) 技術力の強化
- ○デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、 我が国の技術力の強化を図る必要がある。
- ○科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結 集させ、安全保障分野においても有効活用に努める。
- ○我が国際的に優位にある技術等を積極的に外交に活用 していく。
- 2 日米同盟の強化
 - ・日米両国は、二国間のみならず、アジア太平洋地域を始めと する国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわ たる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。
 - ・米国は、アジア太平洋地域を重視する国防戦略指針の下、同 地域におけるプレゼンスの充実や我が国を始めとする同盟国

- 等との連携・協力の強化を志向している。
- ・今後、我が国の安全に加え、アジア太平洋地域を始めとする 国際社会の平和と安定及び繁栄の維持・増進を図るために は、日米安全保障体制の実効性を一層高め、より強い日米同 盟を実現していく必要がある。
- (1) 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更な る強化
 - ○米国との間で、具体的な防衛協力の在り方や、日米の役割・任務・能力の考え方等についての議論を通じ、本戦略を踏まえた各種政策との整合性を図りつつ、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行う。
 - ○事態対処や中長期的な戦略を含め、運用協力及び政策調整 を緊密に行うとともに、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空 間、サイバー空間、大規模災害対応等の幅広い協力を強化 し、日米同盟の抑止力及び対処力を向上させていく。
- (2) 安定的な米軍プレゼンスの確保
 - ○在日米軍駐留経費負担等の施策のほか、抑止力を向上しつ つ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、在日米 軍再編を日米合意に従って着実に実施する。
- 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保 障協力の強化

我が国を取り巻く安全保障環境の改善のため、域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。

- ○我が国と普遍的価値や戦略的利益を共有する、アジア太平 洋地域の国々との協力関係を強化。
 - 韓国:安全保障協力の基盤を強化するとともに、日米 韓で北朝鮮の核・ミサイル問題に緊密に対応する。
 - オーストラリア:戦略認識の共有、安全保障協力を着 実に進めていくとともに、戦略的パートナーシップを一 層強化する。
 - ASEAN諸国:40年以上にわたる伝統的なパートナーシップに基づき、あらゆる分野における協力を深化・発展させるとともに、一体性の維持・強化に向けたASEANの努力を一層支援する。
 - インド:二国間で構築された戦略的グローバル・パートナーシップに基づいて、海洋安全保障を含む幅広い分野で関係を強化していく。
- ○中国には、大局的かつ中長期的見地から、「戦略的互恵関係」の構築に向けて取り組み、地域の平和と安定及び繁栄のために責任ある建設的な役割を果たすよう促すとともに、力による現状変更の試みとみられる対応については冷静かつ毅然として対応していく。
- ○北朝鮮問題には、日朝平壌宣言、六者会合共同声明及び安保理決議に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、取り組んでいく。
- ○ロシアとの間では安全保障及びエネルギー分野を始めとするあらゆる分野で協力を進め、日露関係を全体として高める。
- ○これらの取組に当たっては、多国間・三か国間の協力枠組 みを積極的に活用する。
- ○アジア太平洋地域の友好諸国とも地域の安定の確保に向けて協力する。
- ○欧州諸国は、国際社会の平和と安定及び繁栄に向けて共に 主導的な役割を果たすパートナーであり、EU、NATO、 OSCEとの協力を含め、関係を更に強化していく。
- ○新興国との間で、二国間関係のみならず、グローバルな課題での協力を推進する。
- ○湾岸諸国との間で、資源・エネルギーを中心とする関係を 超えた政治・安全保障協力も含めた重層的な協力関係を構 築。また、中東の安定に重要な問題の解決に向けて、我が 国として積極的な役割を果たす。
- ○TICADプロセス等を通じ、アフリカの発展と平和の定着

に引き続き貢献する。

- 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与 国際協調主義に基づく積極的平和主義から、国際社会の平和 と安定のため、積極的な役割を果たしていく。
 - (1) 国連外交の強化
 - ○国連における国際の平和と安全の維持・回復に向けた取組 に更に積極的に寄与していく。
 - ○常任・非常任双方の議席拡大及び我が国の常任理事国入り を含む安保理改革の実現を追求する。
 - (2) 法の支配の強化
 - ○国際社会における法の支配の強化に向けて、様々な国際 ルール作りに構想段階から積極的に参加し、我が国の理念 や主張を反映させていく。
 - ○海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現 や法制度整備支援等に積極的に取り組む。
 - (3) 軍縮・不拡散に係る国際努力の主導
 - ○「核兵器のない世界」に向けて積極的に取り組む。
 - ○日米同盟の下での拡大抑止への信頼性維持と整合性をとり つつ、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問 題の解決を含む軍縮・不拡散に向けた国際的取組を主導す る。
 - (4) 国際平和協力の推進
 - ○国連PKO等に一層積極的に協力する。
 - ○PKOとODA事業との連携の推進、ODAと能力構築支援 を更に戦略的に活用を図る。
 - ○平和構築人材や各国PKO要員の育成を、関係国等との緊 密な連携の下、積極的に行う。
 - (5) 国際テロ対策における国際協力の推進
 - ○国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や 意見交換、国際的な法的枠組みを強化する。
 - ○開発途上国等に対する支援等に積極的に取り組む。
- 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化 国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍 的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化、国際社会の 平和と安定の阻害要因となりかねない開発問題や地球規模課題 の解決に向け、以下の取組を進める。
 - (1) 普遍的価値の共有
 - ○自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共 有する国々との連帯を通じグローバルな課題に貢献する外 交を展開する。
 - ○民主化支援、法制度整備支援、人権分野のODA等を積極 的に活用する。
 - ○女性に関する外交課題に積極的に取り組む。
 - (2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」 の実現
 - ○開発問題への対応は、国際協調主義に基づく積極的平和主 義の一つの要素として、今後とも一層強化する必要があ
 - ○ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に向けた取組を強化 し、次期国際開発目標の策定にも主導的な役割を果たす。
 - ○国際社会における「人間の安全保障」の理念の主流化を一 層促す。
 - (3) 開発途上国の人材育成に対する協力
 - ○開発途上国から、学生や行政官を含む幅広い人材を我が国 に招致し、教育訓練を提供し、出身国の発展に役立てるた めの人材育成を一層推進する。
 - (4) 自由貿易体制の維持・強化
 - ○TPP、日EU・EPA、日中韓FTA、RCEP等の経済連携 の取組を推進。こうした取組を通じ、アジア太平洋地域の 活力と繁栄を強化する。
 - (5) エネルギー・環境問題への対応
 - ○エネルギーを含む資源の安定供給に向けた各種取組に外交

的手段を積極的に活用する。

- ○気候変動分野に関しては、攻めの地球温暖化外交戦略を展 開する。
- (6) 人と人との交流の強化
 - ○双方向の青少年交流を拡大する。
- ○スポーツや文化を媒体とした交流を促進する。
- 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促
 - ・国家安全保障を十全に確保するためには、外交力、防衛力等 が効果的に発揮されることを支える国内基盤を整備すること が不可欠である。
 - ・国家安全保障を達成するためには、国家安全保障政策に対す る国際社会や国民の広範な理解を得ることが極めて重要であ
 - (1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化
 - ○防衛装備品の効果的・効率的な取得に努めるとともに、国 際競争力の強化含め、防衛生産・技術基盤を維持・強化し ていく。
 - (2)情報発信の強化
 - ○国家安全保障政策の考え方について、国内外に積極的かつ 効果的に発信し、国民の理解を深め、諸外国との協力関係 の強化等を図る必要がある。
 - ○官邸を司令塔として、政府一体となった統一的かつ戦略的 な情報発信を行うこととし、各種情報技術を最大限に活用 しつつ、多様なメディアを通じ、外国語による発信の強化 等を行う。
 - ○教育機関や有識者、シンクタンク等との連携を図りつつ、 世界における日本語の普及、戦略的広報に資する人材の育 成等を図る。
 - ○客観的な事実を中心とする関連情報を正確かつ効果的に発 信することにより、国際世論の正確な理解を深める。
 - (3) 社会的基盤の強化
 - ○国民一人一人が、地域と世界の平和と安定及び人類の福祉 の向上に寄与することを願いつつ、国家安全保障を身近な 問題として捉え、その重要性や複雑性を深く認識すること が不可欠。
 - ○諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛 する心を養う。
 - ○領土・主権に関する問題等の安全保障分野に関する啓発や 自衛隊、在日米軍等の活動の現状への理解を広げる取組等 を推准する。
 - (4) 知的基盤の強化
 - ○高等教育機関における安全保障教育の拡充等を図る。
 - ○高等教育機関、シンクタンク等と政府の交流を深める。
 - ○民間の専門家・行政官の育成を促進する。

資料6 | 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について

平成25年12月17日 国家安全保障会議決定 議 定 閣 決

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定

これに伴い、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」 (平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)は、平成25年度 限りで廃止する。

(別紙)

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の防 衛の在り方について、「平成25年度の防衛力整備等について」(平 成25年1月25日安全保障会議及び閣議決定)に基づき、「国家安 全保障戦略について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び

閣議決定)を踏まえ、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」 として、新たな指針を示す。

Ⅱ 我が国を取り巻く安全保障環境

1 グローバルな安全保障環境においては、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化し、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体が直面する安全保障上の課題や不安定要因に拡大するリスクが増大している。また、中国、インド等の更なる発展及び米国の影響力の相対的な変化に伴うパワーバランスの変化により、国際社会の多極化が進行しているものの、米国は、依然として世界最大の国力を有しており、世界の平和と安定のための役割を引き続き果たしていくと考えられる。

国家間では、地域紛争が引き続き発生していることに加え、 領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、純然たる平時 でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態が、増加す る傾向にある。

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散については、その防止に向けた国際社会の取組にもかかわらず、依然として大きな懸念となっている。また、統治機構が弱体化した国家や破綻国家の存在は、国際テロの拡大・拡散の温床となっている。これらは、引き続き差し迫った課題となっている。

海洋においては、各地で海賊行為等が発生していることに加え、沿岸国が海洋に関する国際法についての独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られるようになっており、公海の自由が不当に侵害されるような状況が生じている。

また、技術革新の急速な進展を背景として、国際公共財としての宇宙空間・サイバー空間といった領域の安定的利用の確保が、我が国を含む国際社会の安全保障上の重要な課題となっている。さらに、精密誘導兵器関連技術、無人化技術、ステルス技術、ナノテクノロジー等の進歩や拡散が進んでおり、今後の軍事戦略や戦力バランスに大きな影響を与えるものとなっている。

2 我が国周辺を含むアジア太平洋地域においては、安全保障上の課題等の解決のため、国家間の協力関係の充実・強化が図られており、特に非伝統的安全保障分野を中心に、問題解決に向けた具体的かつ実践的な協力・連携の進展が見られる。他方、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐるグレーゾーンの事態が長期化する傾向が生じており、これらがより重大な事態に転じる可能性が懸念されている。

北朝鮮は、軍事を重視する体制をとり、大規模な軍事力を展開している。また、核兵器を始めとする大量破壊兵器やその運搬手段となり得る弾道ミサイルの開発・配備・拡散等を進行させるとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、非対称的な軍事能力を引き続き維持・強化している。

さらに、北朝鮮は、朝鮮半島における軍事的な挑発行為や、 我が国を含む関係国に対する挑発的言動を強め、地域の緊張を 高める行為を繰り返してきている。こうした北朝鮮の軍事動向 は、我が国はもとより、地域・国際社会の安全保障にとっても 重大な不安定要因となっており、我が国として、今後も強い関 心を持って注視していく必要がある。

特に、北朝鮮の弾道ミサイル開発は、累次にわたるミサイル発射により、長射程化や高精度化に資する技術の向上が図られており、新たな段階に入ったと考えられる。また、北朝鮮は、国際社会からの自制要求を顧みず、核実験を実施しており、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できない。こうした北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。

中国は、地域と世界においてより協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待されている一方、継続的に高い水準で 国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化している。ま た、中国は、その一環として、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での他国の軍事活動を阻害する非対称的な軍事能力の強化に取り組んでいると見られる。他方、中国は、このような軍事力の強化の目的や目標を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する透明性が十分確保されていない。

また、中国は、東シナ海や南シナ海を始めとする海空域等における活動を急速に拡大・活発化させている。特に、海洋における利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とした現状変更の試み等、高圧的とも言える対応を示しており、我が国周辺海空域において、我が国領海への断続的な侵入や我が国領空の侵犯等を行うとともに、独自の主張に基づく「東シナ海防空識別区」の設定といった公海上空の飛行の自由を妨げるような動きを含む、不測の事態を招きかねない危険な行為を引き起こしている。

これに加えて、中国は、軍の艦艇や航空機による太平洋への 進出を常態化させ、我が国の北方を含む形で活動領域を一層拡 大するなど、より前方の海空域における活動を拡大・活発化さ せている。

こうした中国の軍事動向等については、我が国として強く懸念しており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。また、地域・国際社会の安全保障上も懸念されるところとなっている。

ロシアは、軍改革を進展させ、即応態勢の強化とともに新型 装備の導入等を中心とした軍事力の近代化に向けた取組が見ら れる。また、ロシア軍の活動は、引き続き活発化の傾向にあ る。

米国は、安全保障を含む戦略の重点をよりアジア太平洋地域に置くとの方針(アジア太平洋地域へのリバランス)を明確にし、財政面を始めとする様々な制約がある中でも、地域の安定・成長のため、同盟国との関係の強化や友好国との協力の拡大を図りつつ、地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。また、この地域における力を背景とした現状変更の試みに対しても、同盟国、友好国等と連携しつつ、これを阻止する姿勢を明確にしている。

また、我が国は、自然災害が多発することに加え、都市部に 産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発 電所等の重要施設が多数存在しているという安全保障上の脆弱 性を抱えている。東日本大震災のような大規模震災が発生した 場合、極めて甚大な被害が生じ、その影響は、国内はもとより 国際社会にも波及し得る。今後、南海トラフ巨大地震や首都直 下型地震が発生する可能性があり、大規模災害等への対処に万 全を期す必要性が増している。

4 以上を踏まえると、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している。こうした安全保障上の課題や不安定要因は、多様かつ広範であり、一国のみでは対応が困難である。こうした中、軍事部門と非軍事部門との連携とともに、それぞれの安全保障上の課題等への対応に利益を共有する各国が、地域・国際社会の安定のために協調しつつ積極的に対応する必要性が更に増大している。

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

1 基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づ く積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等 を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米 同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が 国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世 界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄 与していく。

かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態 の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密 接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二 国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力 の能力発揮のための基盤の確立を図る。

この際、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国 に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従 い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い 統合的な防衛力を効率的に整備する。

核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大 抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と 緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民 保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。同時に、 長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・ 不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であ るとの認識に基づき、同盟国、友好国その他の関係国(以下 「同盟国等」という。)とも連携しつつ、国家安全保障会議の司 令塔機能の下、平素から国として総力を挙げて主体的に取り組 み、各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際して は、その推移に応じてシームレスに対応する。

(1) 総合的な防衛体制の構築

一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的 な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ 即応性の高い運用に努めるとともに、平素から、関係機関が 緊密な連携を確保する。また、各種事態の発生に際しては、 政治の強力なリーダーシップにより、迅速かつ的確に意思決 定を行い、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りつつ、 事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応し、 国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く。

また、各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を 引き続き整備するとともに、緊急事態において在外邦人等を 迅速に退避させ、その安全を確保するために万全の態勢を整

以上の対応を的確に行うため、関連する各種計画等の体系 化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、 シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢 の実効性を高める。

(2) 我が国の防衛力 - 統合機動防衛力の構築

防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国 に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及ぶ場合には これを排除するという我が国の意思と能力を表すものであ

今後の防衛力の在り方を検討するに当たっては、我が国を 取り巻く安全保障環境が刻々と変化する中で、防衛力を不断 に見直し、その変化に適応していかなければならない。この ため、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の 機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施 し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出す ことにより、限られた資源を重点的かつ柔軟に配分していく

また、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す

中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊 の対応が求められる事態が増加しており、かつ、そのような 事態における対応も長期化しつつある。このため、平素か ら、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動 (以下「常続監視」という。) を行うとともに、事態の推移に 応じ、訓練・演習を戦略的に実施し、また、安全保障環境に 即した部隊配置と部隊の機動展開を含む対処態勢の構築を迅 速に行うことにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、 事態の深刻化を防止する。また、各種事態が発生した場合に は、事態に応じ、必要な海上優勢及び航空優勢を確保して実 効的に対処し、被害を最小化することが、国民の生命・財産 と領土・領海・領空を守り抜く上で重要である。

そのため、装備の運用水準を高め、その活動量を増加さ せ、統合運用による適切な活動を機動的かつ持続的に実施し ていくことに加え、防衛力をより強靭なものとするため、各 種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十 分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく。

同時に、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場か ら、我が国の安全保障と密接な関係を有するアジア太平洋地 域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化すると ともに、防衛力の役割の多様化と増大を踏まえ、グローバル な安全保障上の課題等への取組として、国際平和協力活動 (国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全 保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善する ために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。)等 をより積極的に実施していく。

以上の観点から、今後の防衛力については、安全保障環境 の変化を踏まえ、特に重視すべき機能・能力についての全体 最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレ スかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なもの としていくことが必要である。このため、幅広い後方支援基 盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力 に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続 性、強靱性及び連接性も重視した統合機動防衛力を構築す

3 日米同盟の強化

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国自身 の努力とあいまって我が国の安全保障の基軸であり、また、日 米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならず、 アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための 「公共財」として機能している。

米国は、アジア太平洋地域へのリバランス政策に基づき、我 が国を始めとする同盟国等との連携・協力を強化しつつ、当該 地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。その一 方で、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増してお り、日米同盟を強化し、よりバランスのとれた、より実効的な ものとすることが我が国の安全の確保にとってこれまで以上に 重要となっている。

(1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメン トを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自 身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のた めの指針」の見直しを進め、日米防衛協力を更に強化し、日 米同盟の抑止力及び対処力を強化していく。

同時に、一層厳しさを増す安全保障環境に対応するため、 西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾー ンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシー ムレスな協力態勢を構築する。

そのため、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・ 偵察 (ISR) 活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用 の拡大を引き続き推進するとともに、弾道ミサイル防衛、計 画検討作業、拡大抑止協議等、事態対処や中長期的な戦略を

含め、各種の運用協力及び政策調整を一層緊密に推進する。

(2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化し、アジア太平洋地域を含む 国際社会の平和と安定に寄与する。

災害対応に関しては、在日米軍施設・区域の存在を含め、 米軍が国民の安全に大いに寄与した東日本大震災における事 例を踏まえつつ、国内外における自衛隊と米軍との連携を一 層強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協力等の幅広い分野での協力関係を不断に強化・拡大し、安定的かつ効果的な同盟関係を構築する。

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。特に、沖縄県については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等により、沖縄の負担軽減を図っていく。

4 安全保障協力の積極的な推進

(1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域においては、災害救援を始めとする非伝統的安全保障分野を中心とする具体的な協力関係が進展していることに加え、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)、東アジア首脳会議(EAS)等の多国間枠組みや、ASEANによる地域統合への取組が進展してきているものの、特に北東アジアにおける安全保障上の課題等は深刻化している。このため、域内の対立的な機運や相互の警戒感を軽減するための協調的な各種取組を更に多層的に推進する。

我が国と共に北東アジアにおける米国のプレゼンスを支える立場にある韓国との緊密な連携を推進し、情報保護協定や物品役務相互提供協定(ACSA)の締結等、今後の連携の基盤の確立に努める。

また、安全保障上の利益を共有し我が国との安全保障協力 が進展しているオーストラリアとの関係を一層深化させ、国 際平和協力活動等の分野での協力を強化するとともに、共同 訓練等を積極的に行い、相互運用性の向上を図る。

さらに、日米韓・日米豪の三国間の枠組みによる協力関係 を強化し、この地域における米国の同盟国相互の連携を推進 する。

中国の動向は地域の安全保障に大きな影響を与え得るため、相互理解の観点から、同国との安全保障対話や交流を推進するとともに、不測の事態を防止・回避するための信頼醸成措置の構築を進めていく。なお、同国による我が国周辺海空域等における活動の急速な拡大・活発化に関しては、冷静かつ毅然として対応していく。

ロシアに関しては、その軍の活動の意図に関する理解を深め、信頼関係の増進を図るため、外務・防衛閣僚協議(「2+2」)を始めとする安全保障対話、ハイレベル交流及び幅広い部隊間交流を推進するとともに、地域の安定に資するべく、共同訓練・演習を深化させる。

また、東南アジア諸国等の域内パートナー国との関係をより一層強化し、共同訓練・演習や能力構築支援等を積極的に推進するほか、この地域における災害の多発化・巨大化を踏まえ、防災面の協力を強化する。インドとは、海洋安全保障分野を始めとする幅広い分野において、共同訓練・演習、国際平和協力活動等の共同実施等を通じて関係の強化を図る。

能力構築支援は、今後の安全保障環境の安定化及び二国間の防衛協力強化に有効な取組であることから、ODAを含む外交政策との調整を十分に図りつつ、共同訓練・演習、国際平和協力活動等と連携しながら推進する。また、積極的に能力構築支援を実施している関係国との連携を強化しつつ、能力構築支援の対象国及び支援内容を拡充していく。

現在進展しつつある域内の多国間安全保障協力・対話において、米国やオーストラリアとも連携しながら、域内の協力関係の構築に主体的に貢献していく。また、多国間共同訓練・演習に積極的に参加していくとともに、ARF、ADMMプラス等の多国間枠組みも重視し域内諸国間の信頼醸成の強化に主要な役割を果たす。

(2) 国際社会との協力

グローバルな安全保障上の課題等は、一国のみで対応することが極めて困難である。また、近年、軍事力の役割が多様化し、紛争の抑止・対処や平和維持のみならず、紛争直後期の復興支援等の平和構築や国家間の信頼醸成・友好関係の増進において重要な役割を果たす機会が増大している。

このため、我が国は、平素から、国際社会と連携しつつ、 グローバルな安全保障環境の改善のため、各種取組を推進する。

同盟国や安全保障上の利益を共有する関係国及び国際機関等と平素から協力しつつ、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、破綻国家、大量破壊兵器等の拡散、海洋・宇宙空間・サイバー空間を巡る問題を始めとするグローバルな安全保障上の課題等に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散、能力構築支援等に関する各種取組を継続・強化する。

その際、特に欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)及び欧州安全保障協力機構(OSCE)並びに英国及びフランスを始めとする欧州諸国との協力を一層強化し、これらの課題に連携して取り組むとともに、装備・技術面での協力・交流を推進する。

国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、アジア太平洋 地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障 環境の改善のため、防衛・外交当局間の密接な連携を保ちつ つ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的 関係等を総合的に勘案し、国際平和協力業務や国際緊急援助 活動を始めとする国際平和協力活動等を積極的かつ多層的に 推進する。

特に、国際平和協力活動等については、自衛隊の能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局等における責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大する。また、幅広い分野における派遣を可能にするための各種課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。併せて、自衛隊の経験・知見を活かし、国内及び諸外国の平和構築のための人材の育成に寄与する。

Ⅳ 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記Ⅲ2 (2) の防衛力 を構築するとの考え方の下、以下の分野において、求められる 役割を実効的に果たし得るものとし、その役割に十分対応できる態勢を保持することとする。

(1) 各種事態における実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くため、平素から諸外国の軍事動向等を把握するとともに、各種兆候を早期に察知するため、我が国周辺を広域にわたり常続監視することで、情報優越を確保する。

このような活動等により、力による現状変更を許容しない との我が国の意思を明示し、各種事態の発生を未然に防止す ス

一方、グレーゾーンの事態を含む各種事態に対しては、そ

の兆候段階からシームレスかつ機動的に対応し、その長期化 にも持続的に対応し得る態勢を確保する。

また、複数の事態が連続的又は同時並行的に発生する場合 においても、事態に応じ、実効的な対応を行う。

このような取組に際しては、特に以下の点を重視する。

ア 周辺海空域における安全確保

平素から我が国周辺を広域にわたり常続監視するととも に、領空侵犯に対して即時適切な措置を講じる。また、グ レーゾーンの事態も含め、我が国の主権を侵害し得る行為 に対して実効的かつ機動的に対応するとともに、当該行為 が長期化・深刻化した場合にも、事態の推移に応じシーム レスに対応し、我が国周辺海空域の防衛及び安全確保に万 全を期す。

イ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部に対する攻撃に対しては、安全保障環境に即して 配置された部隊に加え、侵攻阻止に必要な部隊を速やかに 機動展開し、海上優勢及び航空優勢を確保しつつ、侵略を 阻止・排除し、島嶼への侵攻があった場合には、これを奪 回する。その際、弾道ミサイル、巡航ミサイル等による攻 撃に対して的確に対応する。

ウ 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的 な防護態勢により、機動的かつ持続的に対応する。万が一 被害が発生した場合には、これを局限する。また、弾道ミ サイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による 攻撃が発生した場合には、原子力発電所等の重要施設の防 護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を行う。

エ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

宇宙空間及びサイバー空間に関しては、平素から、自衛 隊の効率的な活動を妨げる行為を未然に防止するための常 続監視態勢を構築するとともに、事態発生時には、速やか に事象を特定し、被害の局限等必要な措置をとりつつ、被 害復旧等を迅速に行う。また、社会全般が宇宙空間及びサ イバー空間への依存を高めていく傾向等を踏まえ、関係機 関の連携強化と役割分担の明確化を図る中で、自衛隊の能 力を活かし、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

オ 大規模災害等への対応

大規模災害等の発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸 送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応 じ、対処態勢を長期間にわたり持続する。また、被災住民 や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するととも に、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・ 協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。

(2) アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環 境の改善

我が国周辺において、常続監視や訓練・演習等の各種活動 を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジ ア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。

また、同盟国等と連携しつつ、二国間・多国間の防衛協 力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進 し、アジア太平洋地域の域内協力枠組みの構築・強化を含む 安全保障環境の安定化のための取組において枢要な役割を実 効的に果たす。

軍事力の役割が多様化する中、地域紛争、国際テロの拡 大・拡散、破綻国家、大量破壊兵器等の拡散等といったグ ローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、軍備 管理・軍縮、不拡散に関する各種取組を強化するとともに、 国際平和協力活動、海賊対処、能力構築支援等の各種活動を 積極的に推進し、グローバルな安全保障環境の改善に取り組 む。

以上の取組に際しては、特に以下の点を重視する。 ア 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するととも に、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同 訓練・演習を推進し、積極的かつ目に見える形で、地域の 安定化に向けた我が国の意思と高い能力を示すとともに、 関係国との協力関係を構築・強化する。

イ 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は、 安全保障環境の安定化の基礎である。これに加え、人道支 援・災害救援、海洋・宇宙空間・サイバー空間の安定的利 用の確保等、共通の関心を有する幅広い安全保障上の課題 等について協力関係を構築・強化するなど多層的な防衛協 力・交流を更に推進する。

ウ 能力構築支援の推進

自衛隊の能力を活用し、平素から継続的に人材育成や技 術支援等を通じて途上国自身の能力を向上させることによ り、主としてアジア太平洋地域における安定を積極的・能 動的に創出し、安全保障環境の改善を図る。

エ 海洋安全保障の確保

海洋国家として、平和と繁栄の基礎である「開かれ安定 した海洋」の秩序を強化することは極めて重要であること から、海上交通の安全確保に万全を期す。また、関係国と 協力して海賊に対応するとともに、この分野における沿岸 国自身の能力向上の支援、我が国周辺以外の海域における 様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実等、各種取組 を推進する。

オ 国際平和協力活動の実施

関係機関や非政府組織等と連携しつつ、平和維持から平 和構築まで多様なニーズを有する国際平和協力業務や国際 緊急援助活動を始めとする国際平和協力活動に積極的に取 り組むとともに、より主導的な役割を果たすことを重視す る。その際、事態に応じて迅速に国外に派遣できるよう即 応態勢を充実するとともに、海外での任務の長期化に備え て、持続的に対処し得る態勢を強化する。

カ 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動 に積極的に関与する。その際、人的貢献を含め、自衛隊の 有する知見の積極的な活用を図る。また、大量破壊兵器及 びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事 転用可能な貨物・技術の拡散は、我が国を含む国際社会の 平和と安定に対する重大な脅威であることから、関係国や 国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を 推進する。

2 自衛隊の体制整備に当たっての重視事項

(1) 基本的考え方

自衛隊は、上記の防衛力の役割を実効的に果たし得る体制 を保持することとし、体制の整備に当たって、今後の防衛力 整備において特に重視すべき機能・能力を明らかにするた め、想定される各種事態について、統合運用の観点から能力 評価を実施した。

かかる能力評価の結果を踏まえ、南西地域の防衛態勢の強 化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現す るための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向 けた防衛力整備を優先することとし、幅広い後方支援基盤の 確立に配意しつつ、機動展開能力の整備も重視する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動 員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不 確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見 や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、 より一層の効率化・合理化を徹底する。

(2) 重視すべき機能・能力

効果的な防衛力を効率的に整備する観点から、米軍との相 互運用性にも配意した統合機能の充実に留意しつつ、特に以

下の機能・能力について重点的に強化する。

ア 警戒監視能力

各種事態への実効的な抑止及び対処を確保するため、無 人装備も活用しつつ、我が国周辺海空域において航空機や 艦艇等の目標に対する常続監視を広域にわたって実施する とともに、情勢の悪化に応じて態勢を柔軟に増強する。

イ 情報機能

各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、我が国周辺におけるものを始めとする中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理体制及び収集した情報の分析・共有体制を強化する。

この際、人的情報、公開情報、電波情報、画像情報等に 関する収集機能及び無人機による常続監視機能の拡充を図 るほか、画像・地図上において各種情報を融合して高度に 活用するための地理空間情報機能の統合的強化、能力の高 い情報収集・分析要員の統合的かつ体系的な確保・育成の ための体制の確立等を図る。

ウ 輸送能力

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、所要の部隊 を機動的に展開・移動させるため、平素から民間輸送力と の連携を図りつつ、海上輸送力及び航空輸送力を含め、統 合輸送能力を強化する。その際、多様な輸送手段の特性に 応じ、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

エ 指揮統制・情報通信能力

全国の部隊を機動的かつ統合的に運用し得る指揮統制の体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知識及び経験の活用を可能とするとともに、陸上自衛隊の各方面隊を束ねる統一司令部の新設と各方面総監部の指揮・管理機能の効率化・合理化等により、陸上自衛隊の作戦基本部隊(師団・旅団)等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とする。

また、全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網や各自衛隊間のデータリンク機能を始めとして、その充実・強化を図る。

オ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部への攻撃に対して実効的に対応するための前提となる海上優勢及び航空優勢を確実に維持するため、航空機や艦艇、ミサイル等による攻撃への対処能力を強化する。

また、島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止するための統合的な能力を強化するとともに、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備する。

さらに、南西地域における事態生起時に自衛隊の部隊が 迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上さ せる。

なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

カ 弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾 道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。

弾道ミサイル防衛システムについては、我が国全域を防 護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及 び継続的に対処できる能力を強化する。

また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

キ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報 収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙 状況監視の取組等を通じて衛星の抗たん性を高め、各種事 態が発生した際にも継続的に能力を発揮できるよう、効果 的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保する。こうした取組 に際しては、国内の関係機関や米国との有機的な連携を図 る。

サイバー空間における対応については、自衛隊の効率的 な活動を妨げる行為を防止するため、統合的な常続監視・ 対処能力を強化するとともに、専門的な知識・技術を持つ 人材や最新の機材を継続的に強化・確保する。

ク 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、発災の初期段階における航空機等を活用した空中からの被害情報の収集、救助活動、応急復旧等の迅速な対応が死活的に重要であることを踏まえ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたり、持続可能な対処態勢を構築する。

ケ 国際平和協力活動等への対応

国際平和協力活動等において人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な防護能力を強化する。また、アフリカ等の遠隔地での長期間の活動も見据えた輸送・展開能力及び情報通信能力並びに円滑かつ継続的な活動実施のための補給・衛生等の体制整備に取り組む。

加えて、国際平和協力活動等を効果的に実施する観点から、海賊対処のために自衛隊がジブチに有する拠点を一層活用するための方策を検討する。

さらに、活動に必要な情報収集能力を強化するととも に、任務に応じた適切な能力を有する人材を継続的に派遣 し得る教育・訓練・人事管理体制を強化する。

3 各自衛隊の体制

各自衛隊の体制については、(1) から (3) までのとおり整備することとする。また、将来の主要な編成、装備等の具体的規模については、別表のとおりとする。

(1) 陸上自衛隊

ア 島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即応し、実 効的かつ機動的に対処し得るよう、高い機動力や警戒監視 能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師 団、機動旅団及び機甲師団)を保持するほか、空挺、水陸 両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護及び国際平 和協力活動等を有効に実施し得るよう、専門的機能を備え た機動運用部隊を保持する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、2 (2) ウに示す統合 輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提とし て、高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部 隊の半数を北海道に保持する。

また、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部 隊配備、上記の各種部隊の機動運用、海上自衛隊及び航空 自衛隊との有機的な連携・ネットワーク化の確立等によ り、島嶼部における防衛態勢の充実・強化を図る。

- イ 島嶼部等に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止し 得るよう、地対艦誘導弾部隊を保持する。
- ウ (3) エの地対空誘導弾部隊と連携し、作戦部隊及び重要 地域の防空を有効に行い得るよう、地対空誘導弾部隊を 保持する。
- エ アに示す機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊 (師団・旅団) について、戦車及び火砲を中心として部隊 の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、 地域の特性に応じて適切に配置する。

(2) 海上自衛隊

ア 常続監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行による周 辺海域の防衛や海上交通の安全確保及び国際平和協力活動 等を機動的に実施し得るよう、多様な任務への対応能力の 向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦等に

より増強された護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保 持する。

なお、当該護衛艦部隊は、(3) エの地対空誘導弾部隊と ともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得 る機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦を保持す

- イ 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺 海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及 び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保 持する。
- ウ 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺 海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及 び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持す る。
- エ アの多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト 化を両立させた新たな護衛艦と連携し、我が国周辺海域の 掃海を有効に行い得るよう、掃海部隊を保持する。

(3) 航空自衛隊

- ア 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視すると ともに、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾し得 る地上警戒管制レーダーを備えた警戒管制部隊のほか、グ レーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわた り空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強され た警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。
- イ 戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を 総合的な態勢で行い得るよう、能力の高い戦闘機で増強さ れた戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊、警戒航空 部隊等が我が国周辺空域等で各種作戦を持続的に遂行し得 るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持する。
- ウ 陸上部隊等の機動展開や国際平和協力活動等を効果的に 実施し得るよう、航空輸送部隊を保持する。
- エ (1) ウの地対空誘導弾部隊と連携し、重要地域の防空を 実施するほか、(2) アのイージス・システム搭載護衛艦と ともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得 る機能を備えた地対空誘導弾部隊を保持する。

Ⅴ 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、 単に主要な編成、装備等を整備するだけでは十分ではなく、防衛 力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤 も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以 下のとおりである。

1 訓練・演習

平素から、訓練・演習を通じ、事態に対処するための各種計 画を不断に検証し、見直すとともに、各自衛隊の戦術技量の向 上のため、訓練・演習の充実・強化に努める。その際、北海道 の良好な訓練環境を一層活用するとともに、関係機関や民間部 門とも連携し、より実践的な訓練・演習を体系的かつ計画的に 実施する。

自衛隊の演習場等に制約がある南西地域において、日米共同 訓練・演習を含む適時・適切な訓練・演習を実施し得るよう、 地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共 同使用を進めること等により、良好な訓練環境を確保する。

2 運用基盤

部隊等が迅速に展開し、各種事態に効果的に対応し得るよ う、その運用基盤である各種支援機能を維持する観点から、駐 屯地・基地等の復旧能力を含めた抗たん性を高める。

また、各自衛隊施設について、その一部が老朽化している現 状等も踏まえ、着実な整備に努めるとともに、各種事態に際し ての迅速な参集のため、必要な宿舎の整備を進め、即応性を確 保する。

民間空港及び港湾についても事態に応じて早期に自衛隊等の 運用基盤として使用し得るよう、平素からの体制の在り方も含

め、必要な検討を行う。さらに、任務に従事する隊員や留守家 族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施する。

必要な弾薬を確保・備蓄するとともに、装備品の維持整備に 万全を期すことにより、装備品の可動率の向上等、装備品の運 用基盤の充実・強化を図る。

3 人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化す る中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、 精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する 観点から、人事制度改革に関する施策を行う。

そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級 構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。

女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用す るための施策及び栄典・礼遇に関する施策を推進する。また、 統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監 部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我 が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として 各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。

社会の少子化・高学歴化に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自 衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を 推准する。

さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛 官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、 地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再 就職支援を推進する。

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支 えるため、航空機の操縦等の専門的技能を要するものを含め、 幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官 等の充足向上等のための施策を実施する。

4 衛生

自衛隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等 の多様な任務への対応能力を強化するため、自衛隊病院の拠点 化・高機能化等を進め、防衛医科大学校病院等の運営の改善を 含め効率的かつ質の高い医療体制を確立する。また医官・看護 師・救急救命士等の確保・育成を一層重視する。

このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正 を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充 実の観点を踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。

5 防衛生産·技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・ 維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究 開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するも のである。

一方、厳しい財政事情や、装備品の高度化・複雑化に伴う単 価の上昇等を背景に、各種装備品の調達数量は減少傾向にあ る。また、国外において、国境を越えた防衛産業の大規模な再 編が進展した結果、海外企業の競争力が増しつつあるなど、我 が国の防衛生産・技術基盤を取り巻く環境は厳しさを増してい

以上の状況の下、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化 を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビ ジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を 推准する。

また、平和貢献・国際協力において、自衛隊が携行する重機 等の防衛装備品の活用や被災国等への供与(以下「防衛装備品 の活用等」という。) を通じ、より効果的な協力ができる機会 が増加している。また、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、 費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流 となっている。こうした中、国際協調主義に基づく積極的平和 主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協 力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開 発・生産等に参画することが求められている。

こうした状況を踏まえ、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配意した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。

6 装備品の効率的な取得

研究開発を含め、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、技術的視点も含め、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を強化するとともに、更なる長期契約の導入の可否や企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備を検討し、ライフサイクルを通じての費用対効果の向上を図る。

また、民間能力の有効活用等による補給態勢の改革により、 即応性及び対処能力の向上を目指す。さらに、取得プロセスの 透明化及び契約制度の適正化を不断に追求し、装備品を一層厳 正な手続を経て取得するように努める。

7 研究開発

厳しい財政事情の下、自衛隊の運用に係るニーズに合致した 研究開発の優先的な実施を担保するため、研究開発の開始に当 たっては、防衛力整備上の優先順位との整合性を確保する。

また、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技 術的優位性を確保し得るよう、最新の科学技術動向、戦闘様相 の変化、費用対効果、国際共同研究開発の可能性等も踏まえつ つ、中長期的な視点に基づく研究開発を推進する。

安全保障の観点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の取組の目的を達成するための防衛省の研究開発態勢に ついて検討する。

8 地域コミュニティーとの連携

各種事態において自衛隊が的確に対処するため、地方公共団体、警察・消防機関等の関係機関との連携を一層強化する。こうした地方公共団体等との緊密な連携は、防衛施設の効果的な整備及び円滑な運営のみならず、自衛官の募集、再就職支援等の確保といった観点からも極めて重要である。

このため、防衛施設の整備・運営のための防衛施設周辺対策 事業を引き続き推進するとともに、平素から地方公共団体や地 元住民に対し、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な 広報等の各種施策を行い、その理解及び協力の獲得に努める。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。

9 情報発信の強化

自衛隊の任務を効果的に遂行していく上で必要な国内外の理解を得るため、戦略的な広報活動を強化し、多様な情報媒体を活用して情報発信の充実に努める。

10 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を強化するとともに、政府内の他の研究教育機関や国内外の大学、シンクタンク等との教育・研究交流を含む各種連携を推進する。

11 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進する。

VI 留意事項

- 1 本大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種施策・計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつつ、適時・適切にこれを発展させていきながら、円滑・迅速・的確な移行を推進する。
- 2 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる場合に は、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、 所要の修正を行う。
- 3 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、防衛力整備の一層の 効率化・合理化を図り、経費の抑制に努めるとともに、国の他 の諸施策との調和を図りつつ、防衛力全体として円滑に十全な 機能を果たし得るようにする。

資料7

中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)に ついて

| 平成25年12月17日 | 国家安全保障会議決定 | 閣 議 決 定

平成26年度から平成30年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)に従い、別紙のとおり定める。

(別紙)

中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)

I 計画の方針

平成26年度から平成30年度までの防衛力整備に当たっては、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「25大綱」という。)に従い、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的な防衛力として統合機動防衛力を構築する。同時に、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び連接性も重視した防衛力とする。このため、自衛隊の体制強化に当たっては、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価等を踏まえ、総合的に導き出した特に重視すべき機能・能力の整備を優先し、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持 及び運用を効果的かつ効率的に行うこととする。

- 1 各種事態における実効的な抑止及び対処並びにアジア太平洋 地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善といった防 衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、統合機 能の更なる充実に留意しつつ、特に、警戒監視能力、情報機 能、輸送能力及び指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対 する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及び サイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際 平和協力活動(国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非 伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を 改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同 じ。)等への対応のための機能・能力を重視する。また、これ らの機能・能力の効果的な発揮のための基盤の着実な整備を図 2
- 2 その際、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態におけ

る実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢 及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力の整備を優先するこ ととし、機動展開能力の整備も重視する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員 した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実 な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能 の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より一層 の効率化・合理化を徹底する。

- 3 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入 と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に組み合わせること により、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に 確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを 通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコスト の削減に努め、費用対効果の向上を図る。
- 4 装備品の高度化・複雑化や任務の多様化・国際化の中で、自 衛隊の精強性を確保し、防衛力の根幹をなす人的資源を効果的 に活用する観点から、女性自衛官や予備自衛官等の更なる活用 を含め、人事制度改革に関する施策を推進する。
- 5 一層厳しさを増す安全保障環境に対応し、米国のアジア太平 洋地域へのリバランスとあいまって、日米同盟の抑止力及び対 処力を強化していくため、「日米防衛協力のための指針」の見 直しを行うなど、幅広い分野における各種の協力や協議を一層 充実させるほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にする ための取組等を積極的に推進する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、我が国の他の諸施策 との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力 整備に努める。

Ⅱ 基幹部隊の見直し等

1 陸上自衛隊については、我が国を取り巻く安全保障環境の変 化を踏まえ、統合運用の下、作戦基本部隊(機動師団・機動旅 団・機甲師団及び師団・旅団)や各種部隊等の迅速・柔軟な全 国的運用を可能とするため、各方面総監部の指揮・管理機能を 効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直 し、陸上総隊を新編する。その際、中央即応集団を廃止し、そ の隷下部隊を陸上総隊に編入する。

島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即応し、実効的 かつ機動的に対処し得るよう、2個師団及び2個旅団について、 高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする2個 機動師団及び2個機動旅団に改編する。また、沿岸監視部隊や 初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島嶼部の 部隊の態勢を強化する。島嶼への侵攻があった場合、速やかに 上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新た に整備するため、連隊規模の複数の水陸両用作戦専門部隊等か ら構成される水陸機動団を新編する。

また、大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略 事態への備えのより一層の効率化・合理化を徹底しつつ、迅速 かつ柔軟な運用を可能とする観点から、新たに導入する機動戦 闘車を装備する部隊の順次新編と北海道及び九州以外に所在す る作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進 めるとともに、九州に所在する戦車について、新編する西部方 面隊直轄の戦車部隊に集約する。また、北海道以外に所在する 作戦基本部隊が装備する火砲について、新編する各方面隊直轄 の特科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。

2 海上自衛隊については、常時継続的な情報収集・警戒監視・ 偵察 (ISR) 活動 (以下「常続監視」という。) や対潜戦等の 各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通 の安全を確保するとともに、国際平和協力活動等を機動的に実 施し得るよう、1隻のヘリコプター搭載護衛艦(DDH) と2隻 のイージス・システム搭載護衛艦 (DDG) を中心として構成 される4個の護衛隊群に加え、その他の護衛艦から構成される 5個の護衛隊を保持する。また、潜水艦増勢のために必要な措 置を引き続き講ずる。

3 航空自衛隊については、南西地域における防空態勢の充実の ため、那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動させる。また、 警戒航空部隊に1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備する。

我が国の防空能力の相対的低下を回避し、航空優勢を確実に 維持できるよう、高度な戦術技量の一層効果的な向上のため、 訓練支援機能を有する部隊を統合する。

4 陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね 15万9千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万1千 人程度、即応予備自衛官員数についてはおおむね8千人程度を 目途とする。また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の 常備自衛官定数については、平成25年度末の水準を目途とす 3.

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 各種事態における実効的な抑止及び対処
 - (1) 周辺海空域における安全確保

広域において常続監視を行い、各種兆候を早期に察知する 態勢を強化するため、イージス・システム搭載護衛艦 (DDG)、汎用護衛艦 (DD)、潜水艦、固定翼哨戒機 (P-1) 及び哨戒ヘリコプター (SH-60K) の整備並びに既存の護衛 艦、潜水艦、固定翼哨戒機 (P-3C) 及び哨戒ヘリコプター (SH-60J) の延命を行うほか、哨戒機能を有する艦載型無人 機について検討の上、必要な措置を講ずる。また、護衛艦部 隊の増勢に向け、多様な任務への対応能力の向上と船体のコ ンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。さらに、 新たな早期警戒管制機又は早期警戒機のほか、固定式警戒管 制レーダーを整備するとともに、引き続き、現有の早期警戒 管制機(E-767)の改善を行う。加えて、広域における常続 監視能力の強化のための共同の部隊の新編に向け、滞空型無 人機を新たに導入する。このほか、海上自衛隊及び航空自衛 隊が担う陸上配備の航空救難機能の航空自衛隊への一元化に 向けた体制整備に着手する。

(2) 島嶼部に対する攻撃への対応

(ア) 常続監視体制の整備

平素からの常続監視に必要な体制を整備し、各種事態発 生時の迅速な対処を可能とするため、与那国島に陸上自衛 隊の沿岸監視部隊を配備する。また、現有の早期警戒管制 機(E-767) 及び早期警戒機(E-2C)の運用状況等を踏ま え、前記(1)に示すとおり、新たな早期警戒管制機又は 早期警戒機を整備するほか、前記Ⅱ3に示すとおり、警戒 航空部隊に早期警戒機 (E-2C) から構成される1個飛行隊 を新編し、那覇基地に配備するとともに、移動式警戒管制 レーダーの展開基盤を南西地域の島嶼部に整備することに より、隙のない警戒監視態勢を保持する。

(イ) 航空優勢の獲得・維持

巡航ミサイル対処能力を含む防空能力の総合的な向上を 図るため、前記Ⅱ3に示すとおり、那覇基地における戦闘 機部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に増勢するほか、戦闘 機 (F-35A) の整備、戦闘機 (F-15) の近代化改修、戦闘 機(F-2)の空対空能力及びネットワーク機能の向上を引 き続き推進するとともに、近代化改修に適さない戦闘機 (F-15) について、能力の高い戦闘機に代替するための検 討を行い、必要な措置を講ずる。また、中距離地対空誘導 弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機へ の対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力 向上型迎撃ミサイル (PAC-3MSE) を搭載するため、地 対空誘導弾ペトリオットの更なる能力向上を図る。さら に、新たな空中給油・輸送機を整備するとともに、輸送機 (C-130H) への空中給油機能の付加及び救難へリコプター (UH-60J) の整備を引き続き進める。なお、太平洋側の島 嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

(ウ) 海上優勢の獲得・維持

常続監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、

周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するため、前記 (1) に示すとおり、イージス・システム搭載護衛艦 (DDG)、汎用護衛艦 (DD)、潜水艦、固定翼哨戒機 (P-1) 及び哨戒へリコプター (SH-60K) の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機 (P-3C) 及び哨戒へリコプター (SH-60J) の延命を行うほか、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。また、護衛艦部隊が事態に応じた活動を持続的に行うために必要な多用途へリコプター (艦載型)を新たに導入するとともに、掃海艦、救難飛行艇 (US-2) 及び地対艦誘導弾を引き続き整備する。

(エ) 迅速な展開・対処能力の向上

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な対処能力の向上を図るため、輸送機 (C-2) 及び輸送へリコプター (CH-47JA) を引き続き整備する。また、前記 (ウ)に示す多用途へリコプター (艦載型) のほか、輸送へリコプター (CH-47JA) の輸送能力を巡航速度や航続距離等の観点から補完・強化し得るティルト・ローター機を新たに導入する。さらに、現有の多用途へリコプター (UH-1J)の後継となる新たな多用途へリコプターの在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

海上から島嶼等に部隊を上陸させるための水陸両用車の整備や現有の輸送艦の改修等により、輸送・展開能力等を強化する。また、水陸両用作戦等における指揮統制・大規模輸送・航空運用能力を兼ね備えた多機能艦艇の在り方について検討の上、結論を得る。さらに、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、民間事業者の資金や知見を利用する手法や予備自衛官の活用も含め、民間輸送力の積極的な活用について検討の上、必要な措置を講ずる。

前記 II 1に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車を導入し、各種事態に即応する即応機動連隊を新編するとともに、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を新編等するほか、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。また、精密誘導爆弾の誘導能力及び地対艦誘導弾を整備するとともに、艦対艦誘導弾について、射程の延伸を始めとする能力向上のための開発を推進する。

(オ) 指揮統制・情報通信体制の整備

統合機能の充実の観点から、全国の部隊を機動的に運用し、島嶼部を始めとする所要の地域に迅速に集中できる指揮統制体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知見及び経験の活用を可能とするとともに、前記Ⅱ1に示すとおり、各方面総監部の指揮・管理機能を効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊の新編を進める。

全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網を強化するため、自衛隊専用回線を与那国島まで延伸するとともに、那覇基地に移動式多重通信装置を新たに配備する。また、各自衛隊間のデータリンク機能の充実や野外通信システムの能力向上を図るほか、引き続き、防衛分野での宇宙利用を促進し、高機能なXバンド衛星通信網を整備するとともに、当該通信網の一層の充実の必要性について検討の上、必要な措置を講ずる。

(3) 弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾道 ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。 弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層的かつ持続的に防護する体制の強化に向け、イージス・システム搭載護衛艦 (DDG) を整備するとともに、引き続き、現有のイージス・システム搭載護衛艦 (DDG) の能力向上を行う。また、前記 (2) (イ) に示すとおり、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力向上型迎撃ミサイル (PAC-3MSE) を搭載するため、地対空誘導弾ペトリオットの更なる能力向上を図る。さらに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を強化するため、自動警戒管制システムの能力向上や固定式警戒管制レーダー (FPS-7) の整備及び能力向上を推進する。

弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA) に関する日米共同開発を引き続き推進するとともに、その生産・配備段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行うほか、弾道ミサイル対処の際の展開基盤の確保に努める。

弾道ミサイル防衛用の新たな装備品も含め、将来の弾道ミサイル防衛システム全体の在り方についての検討を行う。また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視器材、軽装甲機動車、NBC 偵察車、輸送ヘリコプター(CH-47JA)等を整備する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

(4) 宇宙空間及びサイバー空間における対応

(ア) 宇宙利用の推進

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報 収集能力を引き続き充実させるほか、高機能なXバンド衛 星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を 強化する。また、各種事態発生時にも継続的にこれらの能 力を利用できるよう、宇宙状況監視に係る取組や人工衛星 の防護に係る研究を積極的に推進し、人工衛星の抗たん性 の向上に努める。その際、国内の関係機関や米国に宇宙に 係る最先端の技術・知見が蓄積されていることを踏まえ、 人材の育成も含め、これらの機関等との協力を進める。

(イ) サイバー攻撃への対応

サイバー攻撃に対する十分なサイバー・セキュリティを 常時確保できるよう、統合機能の充実と資源配分の効率化 に配慮しつつ、自衛隊の各種の指揮統制システムや情報通 信ネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分 析機能の強化、サイバー攻撃対処能力の検証が可能な実戦 的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。その際、 攻撃側が圧倒的に優位であるサイバー空間での対処能力を 確保するため、相手方によるサイバー空間の利用を妨げる 能力の保有の可能性についても視野に入れる。また、民間 部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通 じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応 策、技術動向等を常に把握するよう努める。

サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門 的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠である ことを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外 の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事 管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成する。

サイバー攻撃に対しては、政府全体として総合的な対処

を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材 の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するほ か、訓練・演習の充実を図る。

(5) 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始 めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、十分な規 模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとと もに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢 を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能と する。その際、発災の初期段階における航空機等を活用した 空中からの被害情報の収集や迅速な救助活動が人命を保護す る上で死活的に重要であり、また、道路啓開等の速やかな応 急復旧活動の実施が民間による円滑な救援物資の輸送等に不 可欠であるといった東日本大震災の教訓を十分に踏まえるも のとする。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊 密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策 定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進 する。

(6) 情報機能の強化

高度な情報機能は、防衛省・自衛隊がその役割を十分に果 たしていくための基礎となるものであり、情報の収集・分 析・共有・保全等の全ての段階において情報能力を総合的に 強化する。

情報収集・分析機能については、安全保障環境の変化に伴 うニーズに柔軟に対応できるよう、情報収集施設の整備や能 力向上、宇宙空間や滞空型無人機の積極的活用等を進め、電 波情報や画像情報を含む多様な情報源に関する情報収集能力 を抜本的に強化する。その際、地理空間情報に関し、画像・ 地図上において各種情報を融合して情勢の可視化・将来予測 等を行うなど、その高度な活用を実現するとともに、データ 基盤の統合的かつ効率的な整備を行う。また、防衛駐在官の 新規派遣のための増員を始めとして、人的情報収集機能の強 化に資する措置を講ずるほか、同盟国等との協力や公開情報 の収集態勢の強化等により、海外情報の収集・分析態勢を強

情報収集・分析に携わる要員については、我が国を取り巻 く安全保障環境が一層厳しさを増す中、政策部門・運用部門 の複雑化・多様化するニーズに情報部門が適時かつ的確に応 えられるよう、能力の高い分析官を確保するための採用方法 及び人事構成の検討、複数の組織にまたがる情報に係る教育 課程の統合・強化、情報部門の要員の政策部門・運用部門へ の一定期間の配置の着実な実施等を通じ、総合的な情報収 集・分析能力を強化する。

厳しい財政事情の下、より効率的な情報収集を実現するた め、効果的な収集管理態勢の充実を図るとともに、情報保全 の重要性を踏まえつつ、関係府省を含め、知るべき者の間で の情報共有を徹底し、高い相乗効果が期待できる総合分析を 推進する。

2 アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の

国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、アジア太 平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化 し、訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施するととも に、グローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、 国際平和協力活動等をより積極的に実施する。その際、特に以 下を重視する。

(1) 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するととも に、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓 練・演習を積極的に推進し、積極的かつ目に見える形で、地 域の安定化に向けた我が国の意思と高い能力を示すととも に、関係国との相互運用性の向上と実際的な協力関係の構

築・強化を図る。

(2) 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は安全 保障環境の安定化の基礎として重要である。これに加え、人 道支援・災害救援、海洋安全保障、サイバー空間及び宇宙空 間の安定的利用の確保等、共通の関心を有する安全保障上の 課題等について具体的な協力関係を構築・強化するため、ハ イレベル交流のみならず、部隊間交流を含む様々なレベルで 二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的に推進する。

(3) 能力構築支援の推進

自衛隊がこれまでに蓄積してきた能力を有効に活用するこ とにより、人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医 学等の分野における支援対象国の軍等の能力を強化し、安全 保障環境の安定化を図るとともに、支援対象国の防衛当局と の関係強化を推進する。また、能力構築支援を積極的に実施 する米国、豪州等と連携するとともに、政府開発援助(ODA) を始めとする外交政策との調整を十分に図りつつ、効果的か つ効率的な能力構築支援の実施に努める。

(4) 海洋安全保障の確保

海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎である「開かれ 安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通の安全を確保する ため、同盟国等とより緊密に協力し、ソマリア沖・アデン湾 における海賊に対応するほか、沿岸国自身の能力向上を支援 する。また、インド洋や南シナ海等、我が国周辺以外の海域 においても、様々な機会を利用して、海洋安全保障について 認識を共有する諸外国との共同訓練・演習を充実する。

(5) 国際平和協力活動の実施

派遣先で迅速に活動を開始するため、初動態勢や輸送能力 を強化するほか、長期にわたって安定的に活動を持続できる よう、派遣先での情報収集能力の強化や装備品の耐弾性の向 上等により一層の安全確保に努めるとともに、引き続き、通 信、補給、衛生、家族支援等に係る態勢の充実を図る。ま た、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充実を図り、 派遣先のニーズに一層即した国際平和協力活動の実施に努め る。さらに、現地ミッション司令部や国連PKO局への自衛 隊員の派遣を通じ、国際平和協力活動へのより効果的な参画 を実現するとともに、かかる人材を安定的に確保するため、 長期的視点に立った人材育成に取り組む。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するととも に、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府 組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおけ る教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連 携の充実を図る。

また、国連平和維持活動の実態を踏まえ、我が国の参加の 在り方について引き続き検討する。

(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動に 協力するため、引き続き、人的貢献を含め積極的に関与す る。また、大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイ ルの拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安定に対する重 大な脅威であることから、関係国や国際機関と協力しつつ、 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参画等の不拡散のた めの取組を推進する。

3 防衛力の能力発揮のための基盤

(1)訓練·演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高め るため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を 計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓 練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画 を不断に検証し、見直しを行う。その際、全国の部隊による 北海道の良好な訓練環境の活用を拡大し、効果的な訓練・演 習を行うほか、輸送艦や民間輸送力の積極的な活用や部隊の 機動性の向上を進め、北海道に所在する練度を高めた部隊の全国への展開を可能とする。また、自衛隊の演習場等に制約がある南西地域における効果的な訓練・演習の実現のため、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を図る。このほか、国内外において米海兵隊を始めとする米軍との共同訓練に積極的に取り組み、本格的な水陸両用作戦能力の速やかな整備に努める。

各種事態に国として一体的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、 国民保護を含め、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から計画的に実施する。

(2) 運用基盤

各種事態発生時に迅速に展開・対処するとともに、対処態勢を長期間にわたり持続させる上で、駐屯地・基地等が不可欠の基盤となることを踏まえ、駐屯地・基地等の抗たん性を高める。特に、滑走路や情報通信基盤の維持、燃料の安定的供給の確保を始めとして、駐屯地・基地等の各種支援機能を迅速に復旧させる能力を強化する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするため、特に、南西地域における展開基盤の確保に留意しつつ、各種施策を推進する。さらに、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用部品等を運用上最適な場所に保管するとともに、駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舎の着実な整備を進める。このほか、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。

装備品の可動率をより低コストかつ高水準で維持できるよう、装備品の可動率の向上を阻む原因に係る調査を行うとともに、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う新たな契約方式(PBL: Performance Based Logistics)について、より長期の契約が予見可能性を増大させ、費用対効果の向上につながることを踏まえつつ、その活用の拡大を図る。

(3) 人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。

(ア) 階級構成及び年齢構成等

各部隊等の特性を踏まえた上で、各自衛隊の任務を最も 適切かつ継続的に遂行できる階級構成を実現するため、所 要の能力を有する幹部・准曹を適正な規模で確保・育成す るとともに、質の高い士を計画的に確保するための施策を 推進する。

適正な年齢構成を確保するため、60歳定年職域の定年の在り方を見直すとともに、中途退職制度の積極的な活用やより適切な士の人事管理等、幹部・准曹・士の各階層において年齢構成の適正化のための施策を講ずるほか、自衛官の身分保障に留意しつつ、諸外国の例も参考にしながら、新たな中途退職制度に関する研究を行う。また、航空機操縦士について、年齢構成の適正化を図るため民間部門に操縦士として再就職させる施策(以下「割愛」という。)を実施する。さらに、幹部や准曹の最終昇任率を見直すほか、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮したより適切な人事管理を行う。

(イ) 人材の有効活用等

一層効果的な人材活用を図るため、女性自衛官の更なる活用を進めるとともに、高度な知識・技能・経験を有する 隊員について、総合的に精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行う。

隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行するため、防 衛功労章の拡充を始め、栄典・礼遇に関する施策を推進す Ζ.

統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合 幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視 野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、 政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十 分に確保する。

(ウ) 募集及び再就職支援

社会の少子化・高学歴化に伴い募集環境が悪化する中、 優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、自衛隊 が就職対象として広く意識されるよう、国の防衛や安全保 障に関する理解を促進するための環境整備、時代の変化に 応じた効果的な募集広報、関係府省・地方公共団体等との 連携・協力の強化等を推進する。

一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の 生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、 地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、退職自衛 官の知識・技能・経験を社会に還元するとの観点から、退 職自衛官の雇用企業等に対するインセンティブを高めるた めの施策の検討や公的部門における退職自衛官の更なる活 用等を進め、再就職環境の改善を図る。

(エ) 予備自衛官等の活用

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的技能を要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。

(4) 衛生

隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等の多様な任務に対応し得る衛生機能を強化するため、自衛隊病院の拠点化・高機能化や病院・医務室間のネットワーク化を進め、地域医療にも貢献しつつ、防衛医科大学校病院等の運営の改善も含め効率的かつ質の高い医療体制の確立を図る。また、医官・看護師・救急救命士等の教育を強化し、より専門的かつ高度な技能を有する要員の確保に努める。このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充実の観点を踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。さらに、防衛医学の教育・研究拠点としての防衛医科大学校の機能を強化する。

(5) 防衛生産・技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。

我が国の防衛生産・技術基盤の技術力の向上や生産性の改善を図り、国際競争力を強化するとの観点から、我が国として強みを有する技術分野を活かした、米国や英国を始めとする諸外国との国際共同開発・生産等の防衛装備・技術協力を積極的に進める。また、関係府省と連携の上、防衛省・自衛隊が開発した航空機を始めとする装備品の民間転用を進め

その際、国際共同開発・生産等や民間転用の推進が製造事 業者と国の双方に裨益するものとなるよう検討の上、これを 推進する。

(6)装備品の効率的な取得

装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェ クト・マネージャーの仕組みを制度化し、装備品の構想段階 から、研究開発、量産取得、維持整備、能力向上等の段階を 経て、廃棄段階に至るまでそのライフサイクルを通じ、技術 的視点も含め、一貫したプロジェクト管理を強化する。その 際、より適正な取得価格を独自に積算できるよう、過去の契 約実績のデータベース化やそれに基づく価格推算シミュレー ション・モデルの整備を行う。また、コスト分析の専門家 等、装備品の取得業務に係る専門的な知識・技能・経験が必 要とされる人材について、民間の知見も活用し、積極的に育 成・配置する。さらに、このようにして分析したライフサイ クルコストに係る見積と実績との間で一定以上の乖離が生じ た場合には、仕様や事業計画の見直しを含めた検討を行う制 度を整備する。

取得業務の迅速かつ効率的な実施のため、透明性・公平性 を確保しつつ、随意契約が可能な対象を類型化・明確化し、 その活用を図る。また、各種の装備品の効率的な取得を可能 とする多様な契約を活用し得るよう、企業の価格低減インセ ンティブを引き出すための契約制度の更なる整備、企業の予 見可能性を高め、コスト低減につながる更なる長期契約の導 入の可否、国際競争力を有する各企業の技術の結集を可能と する共同企業体の活用といった柔軟な受注体制の構築等につ いても検討の上、必要な措置を講ずる。

(7)研究開発

厳しい財政事情の下、費用対効果を踏まえつつ、自衛隊の 運用に係るニーズに合致した研究開発を優先的に実施する。

防空能力の向上のため、陸上自衛隊の中距離地対空誘導弾 と航空自衛隊の地対空誘導弾ペトリオットの能力を代替する ことも視野に入れ、将来地対空誘導弾の技術的検討を進める ほか、将来戦闘機に関し、国際共同開発の可能性も含め、戦 闘機 (F-2) の退役時期までに開発を選択肢として考慮でき るよう、国内において戦闘機関連技術の蓄積・高度化を図る ため、実証研究を含む戦略的な検討を推進し、必要な措置を 講ずる。また、警戒監視能力の向上のため、電波情報収集機 の開発のほか、新たな固定式警戒管制レーダーや複数のソー ナーの同時並行的な利用により探知能力を向上させたソー ナーの研究を推進する。加えて、大規模災害を含む各種事態 発生時に柔軟な運用が可能な無人装備等の研究を行うほか、 車両、艦船及び航空機といった既存装備品の能力向上に関す る研究開発を推進する。

新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的 優位性を確保できるよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の 変化、国際共同研究開発の可能性、主要装備品相互の効果的 な統合運用の可能性等を勘案し、先進的な研究を中長期的な 視点に基づいて体系的に行うため、主要な装備品ごとに中長 期的な研究開発の方向性を定める将来装備ビジョンを策定す

安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関 する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全 保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流 出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関 との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術 (デュアルユース技術) の積極的な活用に努めるとともに民 生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の点を踏まえた効果的・効率的な研究開発を実現する ため、防衛省・自衛隊の研究開発態勢について改めて検討の 上、必要な措置を講ずる。

(8) 地域コミュニティーとの連携

各種事態発生時の実効的な対処や自衛官の募集・再就職支 援等における地方公共団体等との緊密な連携の重要性を踏ま え、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るた め、引き続き、防衛施設周辺対策事業を推進するとともに、 防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等によ り、地方公共団体や地元住民の理解及び協力の獲得に努め

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニ ティーの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の 救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存 在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・ 運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られ るよう、地域の特性に配慮する。その際、中小企業者に関す る国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元 中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する 各種施策を推進する。

(9) 情報発信の強化

自衛隊の任務の安定的な遂行には、何より国民や諸外国の 理解と支持が不可欠であることを踏まえ、発信内容の整合性 に留意しつつ、ソーシャルネットワーク等の多様な情報媒体 の更なる活用も含め、積極的かつ効果的な情報発信の充実に 努めるとともに、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・ 自衛隊の取組について、英語版ホームページの充実等を通 じ、諸外国に対する情報発信を強化する。

(10) 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、 安全保障・危機管理の専門家としての職員の論文発表や講師 としての派遣等を通じ、教育機関等における安全保障教育の 推進に寄与する。また、防衛研究所について、市ヶ谷地区へ の移転による政策立案部門等との連携の促進、米国や豪州を 始めとする諸外国の研究機関との研究交流の推進等により、 防衛省のシンクタンクとしての機能を強化し、防衛省が直面 する政策課題に適時・適切に対応できる組織運営に努める。

(11) 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の 全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能 の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見 直し、改革を推進する。その際、防衛力整備の全体最適化が 図られるよう、統合運用を踏まえた防衛力の能力評価を重視 した防衛力整備の計画体系の確立等を行うとともに、外局の 設置も視野に入れ、装備品取得の効率化・最適化に向けた取 組を行う。また、自衛隊の運用の迅速性・効率性の向上のた め、実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化す ること等により、内部部局及び統合幕僚監部の間の実態とし ての業務の重複を解消し、運用企画局の改廃を含めた組織の 見直しを行う。

Ⅳ 日米同盟の強化のための施策

1 日米防衛協力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメント を維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の 能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指 針」の見直しを進める。

同時に、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大 を推進するほか、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止 協議等の各種の運用協力や政策調整を一層緊密に進める。

また、海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和 維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サ イバー分野における協力を強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協 力等の幅広い分野で日米の協力関係を強化・拡大する。

2 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、 在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

V 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、 別表のとおりとする。おおむね10年程度で25大綱の別表の体制 を構築することを目指し、本計画期間においては、現下の状況に 即応するための防衛力を着実に整備することとする。

VI 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平 成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。
- 2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改 革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努

- め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、 本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費 は、おおむね23兆9.700億円程度の枠内とする。
- 3 この計画については、3年後には、その時点における国際情 勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等 内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

Ⅵ 留意事項

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽 減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措 置及びSACO (沖縄に関する特別行動委員会) 関連事業について は、着実に実施する。

資料8 戦車、主要火器などの保有数

(2018.3.31 現在)

種類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾 発射機等	高射機関砲	戦車	装甲車
保有概数	2,600	1,100	420	80	50	640	990

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

資料9 主要航空機の保有数・性能諸元

(2018.3.31 現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
	固定翼	LR-2	連絡偵察	7	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
		AH-1S	対戦車	56	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6D	観測	27	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
陸上		OH-1	観測	37	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
自衛隊	回転翼	UH-1H/J	多用途	127	120	2 (11)	13	3	ターボシャフト
		CH-47J/JA	輸送	56	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	40	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	12	150	2	18	6	ターボシャフト、双発
	固定翼	P-1	哨戒	19	450	11	38	35	ターボファン、4発
	凹止異	P-3C	哨戒	54	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
海上 自衛隊		SH-60J	哨戒	22	150	3	20	16	ターボシャフト、双発
II HINO.	回転翼	SH-60K	哨戒	58	140	4	20	16	ターボシャフト、双発
		MCH-101	掃海・輸送	10	150	4	23	19	ターボシャフト、3発
		F-15J/DJ	戦闘	201	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	52	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-2A/B	戦闘	92	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
		F-35A	戦闘	4	1.6マッハ	1	16	11	ターボファン、単発
		RF-4E/EJ	偵察	13	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
航空	固定翼	C-1	輸送	17	0.76マッハ	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
自衛隊		C-130H	輸送	14	320	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	0.84マッハ	4~8 (200)	49	48	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油機能付加輸送	2	320	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発
	回転翼	CH-47J	輸送	15	150	5 (48)	16	4	ターボシャフト、双発

- (注) 1 乗員の項で() 内の数値は、輸送人員を示す。2 F-4EJには、F-4EJ改48機を含む。

 - 3 保有数は、2016.3.31 現在の国有財産台帳数値である。

区分	護衛艦	潜水艦	機雷艦艇	哨戒艦艇	輸送艦艇	補助艦艇
数(隻)	47	18	24	6	11	29
基準排水量(千トン)	258	51	23	1	28	127

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料11 誘導弾の性能諸元

(2018.3.31 現在)

用途	名称	所属	重量(kg)	全長(m)	直径 (cm)	誘導方式
1 1 3W 1 24 3W	ペトリオット (PAC-3)	空	約300	約5.2	約26	プログラム+指令+レーダー・ホーミング
対弾道弾	SM-3	海	約1,500	約6.6	約35	指令+赤外線画像ホーミング
	ペトリオット(PAC-2)	空	約900	約5.3	約41	プログラム+指令+TVM
	改良ホーク		約640	約5.0	約36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地対空誘導弾		約570	約4.9	約32	レーダー・ホーミング
	03式中距離地対空誘導弾(改善型)	陸	約460	約4.9	約28	レーダー・ホーミング
	81 式短距離地対空誘導弾(改)(SAM-1C)		約100	約2.7/2.9	約16	画像+赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81 式短距離地対空誘導弾(SAM-1)	陸空	約100	約2.7	約16	赤外線ホーミング
	91 式携帯地対空誘導弾(SAM-2)		約12	約1.4	約8	画像+赤外線ホーミング
	91 式携帯地対空誘導弾(B)(SAM-2B)	r+	約13	約1.5	約8	赤外線画像ホーミング
	93式近距離地対空誘導弾(SAM-3)	陸	約12	約1.4	約8	画像+赤外線ホーミング
	11 式短距離地対空誘導弾		約100	約2.9	約16	レーダー・ホーミング
対航空機	基地防空用地対空誘導弾		約100	約2.9	約16	レーダー・ホーミング
対ミサイル	SM-1		約590	約4.6	約34	レーダー・ホーミング
	SM-2		約710	約4.7	約30	指令+レーダー・ホーミング
	シースパロー(RIM-7F/M)	海	約230	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	シースパロー(RIM-162)	,,,,	約300	約3.8	約25	レーダー・ホーミング
	RAM (RIM-116)		約73	約2.8	約13	パッシブ・レーダー・ホーミング+ 赤外線ホーミング
	スパロー (AIM-7E/F/M)		約230	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー(AIM-9L)		約89	約2.9	約13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾(AAM-3)	空	約91	約3.0	約13	赤外線ホーミング
	99式空対空誘導弾(AAM-4)	_ _	約220	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	99式空対空誘導弾(B)(AAM-4B)		約220	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	04式空対空誘導弾(AAM-5)		約95	約3.1	約13	赤外線画像ホーミング
	88式地対艦誘導弾(SSM-1)	· 陸	約660	約5.1	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	12式地対艦誘導弾	胜	約700	約5.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング+ GPS
	ハープーン (SSM)		約680	約4.6	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハープーン (USM)		約680	約4.6	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	ハープーン (ASM)	海	約530	約3.8	約34	慣性誘導+レーダー・ホーミング
対艦船	90 式艦対艦誘導弾(SSM-1B)	,,,,	約660	約5.1	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	91 式空対艦誘導弾(ASM-1C)		約510	約4.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	マーベリック(AGM-65)		約300	約2.5	約31	赤外線画像ホーミング
	80式空対艦誘導弾(ASM-1)		約600	約4.0	約35	慣性誘導+レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾(ASM-2)	空	約540	約4.0	約35	慣性誘導+赤外線画像ホーミング
	93式空対艦誘導弾(B)(ASM-2B)		約530	約4.0	約35	慣性誘導+赤外線画像ホーミング+GPS
	87式対戦車誘導弾		約12	約1.1	約11	レーザー・ホーミング
対戦車	01 式軽対戦車誘導弾	陸	約11	約0.9	約12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約18	約1.2	約15	赤外線半自動有線誘導
	79式対舟艇対戦車誘導弾		約33	約1.6	約15	赤外線半自動有線誘導
+1 to 67 + 1 \\ \	96式多目的誘導弾システム(MPMS)	陸	約59	約2.0	約16	慣性誘導+赤外線画像光ファイバTVM
対舟艇対戦車	中距離多目的誘導弾		約26	約1.4	約14	赤外線画像ホーミング レーザー・ホーミング
	ヘルファイア	陸海	約47	約1.6	約18	レーザー・ホーミング

										(+	M ·
年度	区分	GNP・GDP (当初見通し) (A)	一般会計 歳出 (B)	対前年度 伸び率	一般歳出 (C)	対前年度 伸び率	防衛関係費 (D)	対前年度 伸び率	防衛関係費 の対 GNP・ GDP比 (D/A)	防衛関係費 の対一般会 計歳出比 (D/B)	防衛関係費 の対一般歳 出比 (D/C)
昭30	(55)	75,590	9,915	△0.8	8,107	△2.8	1,349	△3.3	1.78	13.61	16.6
40	(65)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50	(75)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60	(85)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7	(95)	4,928,000	709,871	△2.9	421,417	3.1	47,236	0.9	0.959	6.65	11.2
22	(10)	4,752,000	922.992	4.2	534,542	3.3	46,826	△ 0.4	0.985	5.07	8.76
	(10)	4,752,000	922,992	4.2	7.2 304,342	3.3	47,903	0.3	1.008	5.19	8.96
22	(11)	4,838,000	924,116	0.1	E 40 700	540,780 1.2	46,625	△ 0.4	0.964	5.05	8.62
23	(11)	4,636,000	924,110	0.1	540,780		47,752	△ 0.3	0.987	5.17	8.83
24	(12)	4 706 000	903,339	△2.2	512,450	△5.2	46,453	△ 0.4	0.969	5.14	9.06
24	(12)	4,796,000	903,339	△Z.Z 31		22.2 312,450	△5.∠	47,138	△ 1.3	0.983	5.22
O.F.	(13)	4,877,000	926.115	0.5	2.5 527,311	2.9	46,804	0.8	0.960	5.05	8.88
25	(13)	4,877,000	920,113	2.5	327,311	2.9	47,538	0.8	0.975	5.13	9.02
26	(14)	5.004.000	958,823	3.5	564.697	7.1	47,838	2.2	0.956	4.99	8.47
20	(14)	5,004,000	930,023	3.5	304,097	7.1	48,848	2.8	0.976	5.09	8.65
27	(15)	5,049,000	963,420	0.5	573,555	1.6	48,221	0.8	0.955	5.01	8.41
21	(15)	5,049,000	903,420	0.5	373,333	1.0	49,801	2.0	0.986	5.17	8.68
20	(16)	5,188,000	967.218	0.4	578,286	0.8	48,607	0.8	0.937	5.03	8.41
20	(10)	5,188,000	907,210	0.4	376,200	0.6	50,541	1.5	0.974	5.23	8.74
20	(17)	5,535,000	974,547	0.8	583,591	0.9	48,996	8.0	0.885	5.03	8.40
29	(17)	3,333,000	314,541	0.6	303,331	0.9	51,251	1.4	0.926	5.26	8.78
30	(18)	5,643,000	F C42 000 077 100	8 0.3	588,958	0.9	49,388	8.0	0.875	5.05	8.39
30	(16)	5,045,000	977,128		000,900	0.9	51,911	1.3	0.920	5.31	8.81

- (注) 1 昭和60年度までは国民総生産(GNP)、平成7年度以降は、国内総生産(GDP)であり、いずれも当初見通しである。
 - 2 平成22年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費(22年度:169億円、23年度:101億円、24年度:86億円、25年度:88億円、 26年度: 120億円、27年度: 46億円、28年度: 28億円、29年度: 28億円、30年度: 51億円)、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(22年度: 909億円、23年度: 1,027億円、24年度: 599億円、25年度: 646億円、26年度: 890億円、27年度: 1,426億円、28年度: 1,766億円、 29年度: 2,011億円、30年度: 2,161億円) 及び新たな政府専用機導入に伴う経費(27年度: 108億円、28年度: 140億円、29年度: 216億円、 30億円:312億円)を除いたもの、下段は含んだものである。

資料13 一般会計歳出(当初予算)の主要経費の推移

(単位:億円、%)

年度 区分	一般会計歳出	防衛関係費	構成比	社会保障 関係費	構成比	文教及び 科学振興費	構成比	公共事業 関係費	構成比
22 (10)	922,992	46,826 47,903	5.1 5.2	272,686	29.5	55,872	6.1	57,731	6.3
23 (11)	924,116	46,625 47,752	5.0 5.2	287,079	31.1	55,100	6.0	49,743	5.4
24 (12)	903,339	46,453 47,138	5.1 5.2	263,901	29.2	54,057	6.0	45,734	5.1
25 (13)	926,115	46,804 47,538	5.1 5.1	291,224	31.4	53,687	5.8	52,853	5.7
26 (14)	958,823	47,838 48,848	5.0 5.1	305,175	31.8	54,421	5.7	59,685	6.2
27 (15)	963,420	48,221 49,801	5.0 5.2	315,297	32.7	53,613	5.6	59,711	6.2
28 (16)	967,218	48,607 50,541	5.0 5.2	319,738	33	53,580	5.5	59,737	6.2
29 (17)	974,547	48,996 51,251	5.0 5.3	324,735	33.3	53,567	5.5	59,763	6.1
30 (18)	977,128	49,388 51,911	5.1 5.3	329,732	33.7	53,646	5.5	59,789	6.1

- (注) 1 平成22年度の文教及び科学振興費は、組替後のものである。
 - 2 防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費(22年度:169億円、23年度:101億円、24年度:86億円、25年度:88億円、26年度:120億円、 27年度:46億円、28年度:28億円、29年度:28億円、30年度:51億円)、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(22年度:909億円、23年 度:1,027億円、24年度:599億円、25年度:646億円、26年度:890億円、27年度:1,426億円、28年度:1,766億円、29年度:2,011億円、 30年度: 2,161億円) 及び新たな政府専用機導入に伴う経費 (27年度: 108億円、28年度: 140億円、29年度: 216億円、30億円: 312億円) を除いたもの、下段は含んだものである。

(単位:億円、%)

									· · · · ·	L · IEI J · /0/
平成年度	2	6	2	7	2	8	2	9	30)
区分	金額	構成比								
人件・糧食費	20,930	43.8 42.8	21,121	43.8 42.4	21,473	44.2 42.5	21,662	44.2 42.3	21,850	44.2 42.1
物件費	26,909 27,918	56.2 57.2	27,100 28,680	56.2 57.6	27,135 29,069	55.8 57.5	27,334 29,589	55.8 57.7	27,538 30,061	55.8 57.9
装備品等購入費	7,964	16.6 16.3	7,404	15.4 14.9	7,659	15.8 15.2	8,406	17.2 16.4	8,191	16.6 15.8
研究開発費	1,477	3.1 3.0	1,411	2.9 2.8	1,055	2.2 2.1	1,217	2.5 2.4	1,034	2.1 2.0
施設整備費	950	2.0 1.9	1,293	2.7 2.6	1,461	3.0 2.9	1,571	3.2 3.1	1,752	3.5 3.4
維持費等	11,361	23.7 23.3	11,808	24.5 23.7	11,707	24.1 23.2	10,888	22.2 21.2	11,343	23.0 21.9
基地対策経費	4,397	9.2 9.0	4,425	9.2 8.9	4,509	9.3 8.9	4,529	9.2 8.8	4,449	9.0 8.6
SACO関係経費	120	0.2	46	0.1	28	0.1	28	0.1	51	0.1
米軍再編関係経費 (地元負担軽減分)	890	1.8	1,426	2.9	1,766	3.5	2,011	3.9	2,161	4.2
政府専用機導入経費	-	_	108	0	140	0.3	216	0.4	312	0.6
その他	760	1.6 1.6	758	1.6 1.5	744	1.5 1.5	723	1.5 1.4	768	1.6 1.5
合計	47,838 48,848	100	48,221 49,801	100	48,607 50,541	100	48,996 51,251	100	49,388 51,911	100

- (注) 1 人件・糧食費は、隊員の給与、食糧の経費である。
 - 2 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
 - 3 研究開発費は、装備品などの研究開発費である。
 - 4 施設整備費は、飛行場、隊舎などの整備費である。
 - 5 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
 - 6 基地対策経費は、基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担などである。
 - 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 - 金額欄、構成比欄の上段は SACO 関係経費(26年度:120億円、27年度:46億円、28年度:28億円、29年度:28億円、30年度:51億円)、米 軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(26年度:890億円、27年度:1,426億円、28年度:1,766億円、29年度:2,011億円、30年度:2,161億 円)及び新たな政府専用機導入に伴う経費(27年度:108億円、28年度:140億円、29年度:216億円、30年度:312億円)を除いたもの、下段 は含んだものである。

資料15 各国国防費の推移

年度 国名	14 (26)	15 (27)	16 (28)	17 (29)	18 (30)
	47,838	48,221	48,607	48,996	49,388
日本	48,848	49,801	50,541	51,251	51,911
(億円)	2.2%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
	2.8%	2.0%	1.5%	1.4%	1.3%
米国	577,897	562,499	565,370	568,896	612,542
(百万ドル)	△4.9%	△2.7%	0.5%	0.6%	7.7%
中国	8,082	8,896	9,544	10,444	11,070
(億元)	12.2%	10.1%	7.6%	7.1 %	8.3%
ロシア	24,791	31,814	37,753	28,523	29,530
(億ルーブル)	17.9%	28.3%	18.7%	△24.4%	3.5%
韓国	357,056	374,560	387,995	403,347	431,581
(億ウォン)	4.0%	4.9%	3.6%	4.0%	7.0%
オーストラリア	29,303	32,695	32,882	35,191	36,231
(百万豪ドル)	15.2%	11.6%	0.6%	7.0%	3.0
英国	34,500	35,200	35,000	35,500	36,000
(百万ポンド)	△0.9%	2.0%	△0.6%	1.4%	1.4%
フランス	38,921	36,791	39,939	40,841	42,820
(百万ユーロ)	2.1%	△5.5%	8.6%	2.3%	4.8%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
 - 2 %表示は、対前年度伸び率
 - 3 米国の国防費は、Historical Tables による狭義の支出額。18年度の数値は推定額。
 - 4 中国については、全人代財政報告の中央財政支出における当初予算(ただし、15年度以降、中央本級支出(中央財政支出の一部)における国防費の みが公表。15年度については別途公表された地方移転支出等を合算し、中央財政支出における国防費を算出)。また、対前年度伸び率については、 15年度までは中央財政支出により算出。16・18年度は中央本級支出における国防費のみ公表のため、15・17年度の中央本級支出における国防費 (8,869億元及び1兆226億元)と比較し算出。
 - 5 ロシアの国防費は、ロシア連邦国庫公表「連邦予算執行報告」における14-17年度の執行額及び18年度の当初予算額。
 - 6 オーストラリアについては、豪国防省公表「Defence Portfolio Budget Statements」における、当初予算額
 - 7 韓国については、国防部HPによる当初予算額。
 - 8 英国については、予算教書による当初予算額。
 - フランスの18年度国防費の数値は推定額。
 - 10 日本については、上段は、SACO関係経費(14年度: 120億円、15年度: 46億円、16年度: 28億円、17年度: 28億円、18年度: 51億円)、 米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(14年度:890億円、15年度:1,426億円、16年度:1,766億円、17年度:2,011億円、18億円:2,161 億円)及び新たな政府専用機導入に伴う経費(15年度:108億円、16年度:140億円、17年度:216億円、18年度:312億円)を除いたもの、下 段はそれらを含んだ当初予算である。

資料16 「閣議決定」の概要と法制整備

「閣議決定」の項目	概要	法制整備
1 武力攻撃に 至らない 侵害への対処	 警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、対応能力を向上させ連携を強化するなど、各般の分野における必要な取組を一層強化する。近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合における治安出動や海上における警備行動の早期の下令や手続の迅速化の方策について検討する。 自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動(共同訓練を含む。)に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をする。 	動などの発令手続の迅速 化
2 国際社会の 平和と安定への 一層の貢献	 いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」(※1) ▶ 他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などのわが国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とし、<u>わが国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進める。</u> ▶ わが国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。 ▶ 仮に、状況変化により、わが国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。 ■ 国際的な平和協力活動に伴う武器使用以下の考え方を基本として、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう法整備を進める。 ▶ 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」(※2)が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。 ▶ 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ(権力が維持されている)範囲で活動することは当然であり、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していない。 ▶ 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。 	⇒ 重要影響事態安全確保 法(周辺事態安全確保法 の改正)、船舶検査活動法 の改正、国際平和支援法 の制定 ⇒ 国際平和協力法の改正、 自衛隊法の改正 (在外邦 人等の保護措置)
3 憲法第9条の 下で許容される 自衛の措置	 ● わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される。 ● 上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。 ● わが国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記する。 	⇒ 事態対処法制の改正、 自衛隊法の改正(防衛出 動に関する規定等)

- ※1 憲法第9条との関係で、わが国による支援活動について、他国の「武力の行使と一体化」することにより、わが国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。
 ※2 いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器のようによった場合には、憲法である。
- 第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがある。

資料17 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 [自衛隊法 [第76条]	① 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していて、我が国を下るであると認める場合であるため必要があると認める場合である状が国と密撃が発生し、これに国民の生命が国の存立が脅かされ、国民の生命、領国及び幸福追求の権利が根底からではれる明白な危険がある事態に際している場合。	 命令権者:内閣総理大臣 国会の承認:必要(原則として事前承認) 閣議決定:必要 	 ○ 武力の行使(自衛権発動の三要件を満たす場合に限る。) ○ 公共の秩序維持のための権限(治安出動時と同じ)(注1) ○ その他(海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜の取扱、国民保護など)(注1)
防御施設構築の措置 「自衛隊法] 第77条の2]	事態が緊迫し防衛出動命令(武力攻撃事態におけるものに限る)が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域(展開予定地域)があるとき	① 命令権者:防衛大臣② 国会の承認:必要(対処基本方針の 閣議決定後)(注1)③ 閣議決定:必要(内閣総理大臣の承 認)	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築○ 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の 行動関連措置 自衛隊法第77条の3 及び米軍等行動関連措置法	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	① 命令権者:(物品提供)防衛大臣又は その委任を受けた者、(役務提供)防衛 大臣 ② 国会の承認:(物品提供)不要、(役 務提供)必要 (対処基本方針の閣議決定後)(注2) ③ 閣議決定:(物品提供)不要 (役務提供)必要(内閣総理大臣の承認)	○ 米軍等行動関連措置法に基づく行動 関連措置としての米軍への物品の提供○ 行動関連措置としての役務の提供○ 自己等防護のための武器使用

区分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
国民保護等派遣 「 自衛隊法] 【第77条の4】	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長(又は緊急対処事態対策本部長)から同法の規定による求めがあったとき	① 命令権者:防衛大臣② 国会の承認:不要③ 閣議決定:必要(内閣総理大臣の承認)④ その他:都道府県知事の要請又は事態対策本部長(内閣総理大臣)の求め	□ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置等、交通の規制など○ 警職法(注3)の一部準用(退避、犯罪の予防・制止、立入など)○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請など)○ 武器の使用
命令による治安出動 「自衛隊法 【第78条】	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	① 命令権者:内閣総理大臣 ② 国会の承認:必要(出動命令から20日以内に付議) ③ 閣議決定:必要	○ 警職法の準用(質問、避難、犯罪の 予防・制止など)○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、 立入検査など)○ 武器の使用○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前に行う 情報収集 「自衛隊法 」 第79条の2」	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	① 命令権者:防衛大臣 ② 国会の承認:不要 ③ 閣議決定:必要(内閣総理大臣の承認) ④ その他:防衛大臣と国家公安委員会と協議	○ 自己等防護のための武器使用
要請による治安出動 「自衛隊法 (第81条)	都道府県知事が治安維持上重大な事態に つきやむを得ない必要があると認め、か つ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認 める場合	① 命令権者:内閣総理大臣 ② 国会の承認:不要 ③ 閣議決定:必要 ④ その他:都道府県公安委員会と協議 の上、都道府県知事が内閣総理大臣に 要請	○ 警職法の準用(質問、避難、犯罪の予防・制止など)○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、立入検査など)○ 武器の使用
自衛隊の施設等の 警護出動 [自衛隊法] [第81条の2]	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域に おいて、大規模なテロ攻撃が行われるお それがあり、かつ、その被害を防止する ため特別の必要があると認める場合	① 命令権者:内閣総理大臣 ② 国会の承認:不要 ③ 閣議決定:必要 ④ その他:あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安 委員会とが協議	○ 警職法の一部準用(質問、避難などの措置、立入(以上は警察官がその場にいない場合のみ)、犯罪の予防・制止)○ 武器の使用
海上における警備行動 「自衛隊法 」第82条 」	海上における人命若しくは財産の保護又 は治安の維持のため特別の必要がある場 合	① 命令権者:防衛大臣 ② 国会の承認:不要 ③ 閣議決定:必要(内閣総理大臣の承認。潜没潜水艦への対応時については 閣議決定によらない内閣総理大臣の承認)	○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、 立入検査など)○ 武器の使用
海賊対処行動 [自衛隊法第82条の2] 及び海賊対処法	海賊行為に対処するため特別の必要があ る場合	① 命令権者:防衛大臣 ② 国会の承認:不要(海賊対処行動を 総理が承認したとき又は海賊対処行動 が終了したとき、国会報告) ③ 閣議決定:必要(内閣総理大臣の承 認) ④ その他:防衛大臣が対処要項を内閣 総理大臣に提出	○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、 立入検査など)○ 武器の使用
弾道ミサイル等に 対する破壊措置 [自衛隊法] [第82条の3]	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	② 国会の承認:不要(事後報告)	○ 武器の使用
災害派遣 「自衛隊法 」第83条	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合(注4)	(1) 命令権者:防衛大臣又はその指定する者 ② 国会の承認:不要 ③ 閣議決定:不要 ④ その他:都道府県知事その他政令で定める者の要請 (ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く。)	○ 警職法の一部準用(避難、立入など。 警察官がその場にいない場合に限る。) ○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請) ○ 災害対策基本法に規定する権限(警 戒区域の設定、緊急通行車両の通行確 保など。市町村長、警察官等がその場 にいない場合に限る。)
地震防災派遣 「自衛隊法 「第83条の2」	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合 (大規模地震対策特別措置法第13条第2項)	② 国会の承認:不要	○ 警職法の一部準用(災害派遣時と同じ)○ 海上保安庁法の一部準用(災害派遣時と同じ)
原子力災害派遣 「 自衛隊法] 【第83条の3】	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合(原子力災害対策特別措置法第20条第4項)	② 国会の承認:不要	○ 災害派遣時と同じ
領空侵犯に対する措置 「自衛隊法 【第84条】	外国の航空機が国際法規又は航空法その 他の法令の規定に違反して我が国の領域 の上空に侵入したとき	① 命令権者:防衛大臣② 国会の承認:不要③ 閣議決定:不要	○ 領空侵犯機を着陸させ又はわが国の 領域の上空から退去させるため必要な 措置(誘導、無線などによる警告、武 器使用など)(注5)
機雷等の除去 「自衛隊法 「第84条の2」		① 命令権者:防衛大臣② 国会の承認:不要③ 閣議決定:不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の 危険物の除去及びこれらの処理

区分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
在外邦人等の保護措置 「自衛隊法] 第84条の3	外国における緊急事態	① 命令権者:防衛大臣 ② 国会の承認:不要 ③ 閣議決定:必要(内閣総理大臣の承認) ④ その他:外務大臣から生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出等の依頼	○ 自己等防護及び任務遂行のための武 器使用
在外邦人等の輸送 [自衛隊法] [第84条の4]	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	① 命令権者:防衛大臣② 国会の承認:不要③ 閣議決定:必要に応じ閣議決定④ その他:外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼	○ 自己等防護のための武器使用
後方支援活動等 自衛隊法第84条の5 重要影響事態安全確保法、 船舶検査活動法	我が国の平和及び安全に重要な影響を与 える事態	① 命令権者:(物品提供)防衛大臣又は その委任を受けた者(役務提供、捜索 救助活動、船舶検査活動)防衛大臣 ② 国会の承認:必要(原則として措置 の実施前) ③ 閣議決定:必要(対応措置を実施す ること及び基本計画の案並びに基本計 画に従い定められた実施要項につき内 閣総理大臣の承認)	○ 自己等防護のための武器使用
協力支援活動等 「自衛隊法第84条の5 国際平和支援法、 船舶検査活動法	国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの	その委任を受けた者(役務提供、捜索 救助活動、船舶検査活動)防衛大臣	○ 自己等防護のための武器使用
国際緊急援助活動 「自衛隊法第84条の5 【及び国際緊急援助隊法】	海外の地域、特に開発途上にある海外の 地域において大規模な災害が発生し、又 は正に発生しようとしている場合		
国際平和協力活動 (本体業務及び安全確保業務) [自衛隊法第84条の5] 及び国際平和協力法]	国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動 (平和維持活動のいわゆる本体業務及び安全確保業務)	閣総理大臣)(個人派遣される自衛官)	○ 自己等防護のための武器使用 ○ 任務遂行のための武器使用(いわゆ る安全確保業務を行う場合)
国際平和協力活動 (本体業務以外) [自衛隊法第84条の5] 及び国際平和協力法]	国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動 (平和維持活動のいわゆる本体業務及び安全確保業務以外)	① 命令権者:国際平和協力本部長(内閣総理大臣)(個人派遣される自衛官)防衛大臣(部隊派遣される自衛官)② 国会の承認:不要③ 閣議決定:必要(国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案)④ その他:国際平和協力本部長(内閣総理大臣)の要請	○ 自己等防護のための武器使用 ○ いわゆる「駆け付け警護」のための 武器使用

(図中の権限などについては、すべて法律に規定されている。)

- (注1) 我が国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いた措置は存立危機事態には適用しない。
- (注2) 防御施設構築の措置及び防衛出動下令前の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている(事態対処法第9条)。
- (注3) 警察官職務執行法の略。警察官がその場にいない限りのみ準用
- (注4) このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる(第83 条第3項。いわゆる近傍派遣)。
- (注5) 「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料18 自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定

行動類型など	条 文	内容
防衛出動	自衛隊法 第88条	防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使できる。
別相山郷	自衛隊法 第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、 自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用する。
防御施設構築 の措置 自衛隊法 第92条の4		防御施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国民保護等派遣	自衛隊法 第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用する。
	自衛隊法 第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
治安出動	自衛隊法 第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。
	自衛隊法 第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器 の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。
治安出動下令前 の情報収集	自衛隊法 第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
	自衛隊法 第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
警護出動	自衛隊法 第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
` <u></u> #9/#47-71	自衛隊法 第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
海上警備行動	自衛隊法 第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。
		海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警職法第7条を準用する。
海賊対処行動	海賊対処法 第8条第2項	現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用できる。
弾道ミサイル等 の破壊措置	自衛隊法 第93条の3	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を 使用できる。
領空侵犯に 対する処置	自衛隊法 第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器を使用できる。(注)
在外邦人等 の保護措置	自衛隊法 第94条の5	在外邦人等の保護措置の職務に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、①自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命・身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
在外邦人等 の輸送	自衛隊法 第94条の6	在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその管理の下に入った輸送の対象である邦人若しくは同乗させることを認められた者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
重要影響事態安全 〜後方支援活動な		後方支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって米軍等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
船舶検査活動法第6条 ~船舶検査活動		船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国際平和協力法第25条、第26条 ~国際平和協力業務		国際平和協力業務について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②宿営する宿営地であって国際平和協力業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、③いわゆる「安全確保業務」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又は他人の生命・身体・財産を防護し、又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、④いわゆる「駆け付け警護」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
自衛隊の武器	自衛隊法第95条	自衛隊の武器等を職務上警護する自衛官について、その武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当

行動類型など	条 文	内 容
合衆国軍隊等の 部隊の武器等の 防護	自衛隊法 第95条の2	米軍その他の外国軍隊等の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護する自衛官について、その武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
自衛隊の施設の 警護	自衛隊法 第95条の3	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
部内の秩序維持	自衛隊法 第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。
米軍等行動関連抗	昔置法第12条	行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己 又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体 の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限 度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
海上輸送規制法第	第37条	海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれに応ぜず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。
捕虜取扱い法第1	52条	防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合、また、捕虜等警備自衛官がその職務を執行する場合、その事態に 応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場 合のほか、人に危害を与えてはならない。
国際平和支援法第11条		協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(注) 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料19 日米防衛協力のための指針(平成27年4月27日)(仮訳)

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となっての同盟としての取組
- ・地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その 国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本 は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛 力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種 類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はま た、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を 前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維 持する。

日米防衛協力のための指針(以下「指針」という。)は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

Ⅱ. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び 考え方に従う。

- A. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 (日米安全保障条約)及びその関連取極に基づく権利及び義務 並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動 は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他 の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む 国際法に合致するものである。

- C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の 憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全 保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って 行われる。
- D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

Ⅲ.強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に 対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平 和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必 要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的 に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニ ズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊 及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の 調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並び に共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、 実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤(施設及び 情報通信システムを含む。)を確立するとともに、定期的な訓

練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び 参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の 一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保 持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間 の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能 力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍と の間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されるこ とが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急 事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、 要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整 しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円 滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画 を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔 軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、 運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらか じめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連す る緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された 共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同 計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定され る。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、こ のメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に 応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委 員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

Ⅳ. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深 刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境に おいて、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状 況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切 れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をと る。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更な る協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時か つ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及 び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠である ことを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次 の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用す

- ・状況を評価すること
- ・情報を共有すること、及び
- ・柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を 含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案する

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本 の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な 経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、 日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力による ものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、 相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米 両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆ

る兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における 決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び 維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機 関間の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性 に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察(ISR)活動を行う。 これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移 を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形 で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対 する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府 は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視 範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道 ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さ らに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及び その他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序 を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛 隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを 含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適 切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米 両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協 力する。

4. アセット (装備品等) の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の 防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なと きは、各々のアセット (装備品等) を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化 するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多 国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習 は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支える ため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可 能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及 び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び 米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間におけ る後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府 とアメリカ合衆国政府との間の協定(日米物品役務相互提供 協定) 及びその関連取決めに規定する活動について、適切な 場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これら に限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並び に柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同 使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力す る。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認 識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地 調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対 処する。当該事態については地理的に定めることはできない。 この節に示す措置は、当該事態にいまだ至ってない状況におい て、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期 の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる 意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時か らの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆ る手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用 しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これら に限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、 出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協 力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通 じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合 に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避さ せるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を 強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有 及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に 基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援(補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。)を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米 間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力 早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共 同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第Ⅳ章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、 攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政 府一体となっての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を 強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作 戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支 援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による 準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設 及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日 本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に 実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため 直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並び に海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施す る。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米 軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完す る。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回 復するような方法で、この地域の環境を形成するための行 動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となっての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用 し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投 入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必 要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作 戦を実施する。

ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に 対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作 戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作

戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上 交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、 日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連す る作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸 防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止 を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に 支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その 他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処する ため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦 を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止 し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生 じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施す る。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除する ための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含む が、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うも のを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不 正規型の攻撃を主体的に撃破する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作 戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及 び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を 実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時 に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力し つつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び 各々のISRアセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の 使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのよ うな作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援 を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、 緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第VI章に示す二国間協力に従い、宇宙 及びサイバー空間における脅威に対処するために協力す

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切 に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動にお いて協力する。

i . 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的 な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦 のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、 共通作戦状況図を維持する。

ii. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力し つつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動におい て、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、 自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づ き、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公 共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する 能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその 関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府 は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. CBRN (化学・生物・放射線・核) 防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引 き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の 任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要 請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、 CBRN事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動におい て、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処 するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及 び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する 場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、 日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止にお いて緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整 メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と 適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が 発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由 及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態 に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の 行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護におい て協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又 は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護 を含むが、これに限らない。

2 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつ つ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協 力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保 することを目的とするものを含む機雷掃海において協力す

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつ つ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつ つ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の 阻止において協力する。

4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、 弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道 ミサイル発射の早期探知を確実に行うため、情報交換を行

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛 隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟か つ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団

体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋 地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄 の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を 果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な 地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力し てきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の 平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場 合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なときは、次に示 す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。こ の協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り 最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、 当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動におい て三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円 滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプ ラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に 必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一 方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般 的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を 与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適 切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活 用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場 合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後 方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、 日米両政府は、適切なときは、緊密に協力する。協力して行 う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通の ための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対 策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び 安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題 に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的と して、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を 最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協 力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医 学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動 のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なときは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方 支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に 従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を 推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他の パートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並 びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を 推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

Ⅵ. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術(ホステッド・ペイロードを含む。)における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となっての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、関係能力の再構築において協力

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保 に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び 脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、 日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプ ラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向 上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民 間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達 成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するため に協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持する
- ・サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行
- 任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステム の抗たん性を確保すること
- ・サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となって の取組に寄与すること
- ・平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセ キュリティのための実効的な協力を確実に行うため、共同演 習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及び サービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発 生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づ き、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、 関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けて いる場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深 刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議 し、適切な協力行動をとり対処する。

Ⅷ. 日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安 全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備 を推進するため、次の取組を行う。

- ・装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品 の構成品及び役務の相互提供において協力する。
- ・相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備 の基盤を強化する。
- ・効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化す るため、互恵的な防衛調達を促進する。
- ・防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求す

B. 情報協力・情報保全

- ・日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識 し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力 及び情報共有を強化する。
- ・日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするた め、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手 続の強化における協力を推進する。
- ・日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の 機会を探求する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性 を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育 機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・ 防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤 となる。

Ⅷ. 見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、こ の指針が変化する情況に照らして適切なものであるか否かを定期

的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、そ の時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適 時かつ適切な形でこの指針を更新する。

資料20 再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳)

(ワシントンDC、平成18年5月1日)

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、 その文書「日米同盟:未来のための変革と再編」において、在日米 軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書に おいて、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的 かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日 程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この 作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編 を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍 のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用 は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府 は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政 府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維 持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書に おけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

- 1 沖縄における再編
 - (a) 普天間飛行場代替施設
 - ●日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこ れに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、 V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートル の長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有す る。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて 1800メートルとなる (別添の2006年4月28日付概念図参 照)。この施設は、合意された運用上の能力を確保すると ともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処 するものである。
 - ●合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャ ンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブ の施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行わ れる。
 - ●普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目 標とされる。
 - ●普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上 の能力を備えた時に実施される。
 - ●普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛 隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整 備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必 要に応じて、行われる。
 - ●民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、 二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の 返還を実現するために適切な措置がとられる。
 - ●普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとな
 - ●米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有して いない。
 - (b) 兵力削減とグアムへの移転
 - ●約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約 9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年ま でに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海 兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海 兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団

司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

- ●対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- ●沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘 支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素か ら構成される。
- ●第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル(2008米会計年度の価格)を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- ●普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及び グアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖 縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当 規模の土地の返還が可能となる。
- ●双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - ○キャンプ桑江:全面返還。
 - ○キャンプ瑞慶覧:部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - ○普天間飛行場:全面返還(上記の普天間飛行場代替施設の項を参照)。
 - ○牧港補給地区:全面返還。
 - ○那覇港湾施設:全面返還(浦添に建設される新たな施設 (追加的な集積場を含む。)に移設)。
 - ○陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム:全面返還。
- ●返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- ●SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、 SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要と なる可能性がある。
- ●キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。 施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能と なる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍と の共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- ●全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相 互に結びついている。
- ●特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動 展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了 に懸かっている。
- ●沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本 の資金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

- ●キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度(以下、日本国の会計年度)までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- ●在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその

他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。

- ●この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - ○相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため(約15へ クタール)、また、道路及び地下を通る線路のため(約2 ヘクタール)に返還される。影響を受ける住宅は相模原住 宅地区に移設される。
 - ○相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分(約35へ クタール)は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、 地元の使用に供される。
- ○キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部(1.1へクタール)は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

- ●航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横 田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画 は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- ●横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛 に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米 国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ 資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの 適切な資金負担について調整する。
- ●軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空 機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - ○民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既 存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に 立ち上げる。
 - ○横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - ○横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないとき に管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するため の手続を2006年度に作成する。
 - ○日本における空域の使用に関する、民間及び(日本及び米国の)軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
- ●日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共 同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始か ら12か月以内に終了する。
 - ○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全 及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理 解の下で行われる。
 - ○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民 共同使用に関する適切な決定を行う。
- 4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐
 - ●第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F /A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1) 必 要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制 空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
 - ●厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 EP-3、OP-3、UP-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
 - ●KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設

とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運 用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にロー テーションで展開する。KC-130 航空機の展開を支援するた め、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

- ●海兵隊CH-53Dへリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄 からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転す
- ●訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及 び民間航空機(隣接する空域内のものを含む)の訓練及び運 用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整
- ●恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うため の二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又 はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とす る。
- ●将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5 ミサイル防衛

- ●双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛 能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- ●新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地 として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運 用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負 担による施設改修が行われる。
- ●米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共 有する。
- ●米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米 軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能と なる。

6 訓練移転

- ●双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成 する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作 成され得る。
- ●当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つ の米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城 及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。 双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡 大に向けて取り組む。
- ●日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛 隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- ●移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、 在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させること はない。
- ●一般に、共同訓練は、1回につき1~5機の航空機が1~7日 間参加するものから始め、いずれ、6~12機の航空機が8~ 14日間参加するものへと発展させる。
- ●共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施 設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各 自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関 する制限は維持される。
- ●日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されること に留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(別添概念図省略)

資料21 日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(仮訳) (平成24年4月27日)

日米安全保障協議委員会([2+2])共同発表(概要)

前文

- (1) 2006年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の 調整を決定。
- (2) 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ず る嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設 <u>に関する進展から切り離す</u>ことを決定。
- (3) 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化及び 日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が **強化される旨確認**。

1. グアムと沖縄における部隊構成(人数は定員)

- (1) 米国は、海兵空地任務部隊(MAGTF)を沖縄、グアム、 ハワイに置くとともに、豪州へのローテーション展開を構築す る。
- (2)約9000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転。
- (3) 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロード マップ」の水準と一致。
- (4) グアムにおける海兵隊は約5000人となる。
- (5) 海兵隊のグアム移転に係る米国政府による暫定的な費用見 積りは、86億ドル。日本側の財政的コミットメントは、2009 年のグアム協定の真水(2008米会計年度ドルで28億ドルが限 度)となる。他の形態での財政支援(出融資)は利用しない。 次項2.(2)の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内

2. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシア

- (1) アジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄を促進する重要性 を確認。日本政府はODAの戦略的な活用(例:沿岸国への巡 視船の提供等)を含む様々な措置をとる。
- (2) 日米両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦において日 米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、2012 年末までに協力分野を特定。

3. 沖縄における土地返還

- (1) ①手続後の速やかな返還が可能な区域
 - : キャンプ瑞慶覧の一部 (西普天間住宅地区、及び施 設技術部地区内の倉庫地区の一部)、牧港補給地区 の一部 (北側進入路、第5ゲート付近)
 - ②県内移設後に返還が可能な区域
 - : 牧港補給地区の一部 (倉庫地区の大半を含む)、 キャンプ瑞慶覧の一部(インダストリアル・コリ ドー等)、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油 施設第1桑江タンク・ファーム
 - ③海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域
 - : キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余
- (2) 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末 までに作成。

4. 普天間代替施設と普天間飛行場

- (1) 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
- (2) 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場 を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業に ついて、日米が相互に貢献。

(以上)

共同発表の全文(仮訳)については、防衛省ホームページをご参 照ください。(http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/kyougi/ js20120427_j.html)

|資料22||主な日米共同訓練の実績(平成29年度)

統合訓練

訓練名	期間	場所	日 本 側	米 国 側	備考
日米共同統合防空・ミ サイル防衛訓練	30.2.16、 2.20 ~2.23	加空目軍隊傾田基地、春 日基地及び那覇基地並び	統合幕僚監部、自衛艦隊司令 部、護衛艦「こんごう」及び 「てるづき」、航空総隊司令部、 第2及び第5高射群	第7艦隊司令部、艦艇数隻、他	連携要領の訓練、相互 運用性向上

陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	日 本 側	米 国 側	備考
米陸軍との実動訓練	29.5.28 ~6.30	アメリカ合衆国アラスカ 州 エレメンドルフ・リ チャードソン統合基地及 び周辺訓練場	第1空挺団 約100名	第4-25歩兵旅団戦闘団基幹 約100名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
日米共同方面隊指揮所 演習(米国)	29.6.4 ~6.13	アメリカ合衆国ハワイ州 フォート・シャフター米 陸軍基地	東北方面隊、陸上幕僚監部等約180名	第1軍団、米太平洋陸軍司令部 等 約150名	方面隊以下の指揮幕僚 活動の能力の維持・向 上
豪州における米軍との 実動訓練	29.7.7 ~7.19	オーストラリア連邦ク イーンズランド州ショー ルウォーターベイ演習場	第1空挺団 約60名	第4-25歩兵旅団戦闘団(空挺) 1コ大隊基幹 約300名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
米海兵隊との実動訓練	29.8.10 ~8.28	北海道大演習場、矢臼別 演習場、上富良野演習場 等	第11 旅団第28普通科連隊、第 11 特科隊等 約1,300名	第3海兵師団第4海兵連隊の1コ 大隊、第12海兵連隊(砲兵)の 1コ大隊等 約2,000名	携要領の訓練、相互運 用性向上
米陸軍との実動訓練	29.9.5 ~9.22	アメリカ合衆国ワシント ン州ヤキマ演習場	第6師団第20普通科連隊基幹 約320名	第1-2ストライカー旅団戦闘団 第2-3歩兵大隊基幹 約230名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
米陸軍との実動訓練	29.9.8 ~9.25	東富士演習場、王城寺原 演習場、滝ヶ原駐屯地 等	第1師団 第34普通科連隊基幹 約1,200名	1-25旅団戦闘団 3-21大隊 基幹 約1,200名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
米海兵隊との実動訓練	29.10.7 ~11.4	米国 カリフォルニア州 キャンプ・ペンデルトン 及び米海軍サンクレメン テ島訓練場	西部方面普通科連隊等 約100名	第1海兵機動展開部隊、第3艦隊	連携要領の訓練、相互 運用性向上
日米共同方面隊指揮所 演習(日本)	29.11.29 ~12.13	仙台駐屯地等	東北方面隊、陸上幕僚監部、中 央即応集団、研究本部等 約5,000名	第1軍団、第3海兵機動展開旅団、在日米陸軍司令部等約1,600名	方面隊以下の指揮幕僚 活動の能力の維持・向 上
米海兵隊との実動訓練	29.12.8 ~12.20	大矢野原演習場、高遊原 分屯地等	第8師団 第43普通科連隊基 幹 約350名	3海兵師団 第4海兵連隊 第2 -1大隊基幹 約400名	連携要領の訓練、相互 運用性向上
米海兵隊との共同訓練	30.2.15 ~3.2	王城寺原演習場、霞目駐 屯地及び多賀城駐屯地	第9師団第39普通科連隊基幹 約600名	第4海兵連隊第2-1大隊基幹、 第31海兵機動展開隊C中隊基幹 約550名	連携要領の訓練、相互 運用性向上

海上自衛隊

<i></i> 海上目 闻 隊					
訓練名	期間	場所	日 本 側	米 国 側	備考
共同巡航訓練	29.4.23 ~4.29	西太平洋	艦艇 2隻	艦艇 数隻	各種戦術訓練
日米共同訓練	29.4.25	陸奥湾	艦艇 1隻	艦艇 1隻	各種戦術訓練
米海軍との共同訓練	29.5.1 ~5.3	関東南方沖から南西諸島 東方沖	艦艇 2隻	艦艇 1隻	戦術運動、発着艦訓練、 模擬洋上補給等
共同巡航訓練	29.5.7 ~5.10	南シナ海	艦艇 2隻	艦艇 2隻	各種戦術訓練
日米共同訓練	29.5.18	シンガポール共和国周辺 海域	艦艇 2隻	艦艇 2隻	各種戦術訓練
共同巡航訓練	29.5.26 ~5.27	南シナ海	艦艇 2隻	艦艇 1隻	各種戦術訓練
米海軍との共同訓練	29.6.1 ~6.3	日本海及び日本海側空域	艦艇 2隻	空母等 数隻 艦載機 数機	各種戦術訓練
米海軍との共同訓練	29.6.3 ~6.9	日本海から沖縄東方に至 る海域	艦艇 2隻	空母等 数隻 艦載機 数機	各種戦術訓練
共同巡航訓練	29.6.13 ~6.15	南シナ海	艦艇 2隻	空母等 数隻	各種戦術訓練
掃海特別訓練	29.7.18 ~7.30	陸奥湾	艦艇 16隻 航空機 12機	艦艇 2隻 航空機 4機 水中処分員 約10名	掃海訓練、潜水訓練
米海軍との共同訓練	29.7.26	日本海	艦艇 2隻	艦艇 1隻	対潜戦訓練等
米海軍との共同訓練	29.7.26	陸奥湾	艦艇 1隻	艦艇 1隻	通信訓練等
米海軍との共同訓練	29.9.6 ~9.7	東シナ海	航空機 2機	航空機 1機	情報交換訓練
共同巡航訓練	29.9.11 ~9.28	関東南方から沖縄周辺に 至る海域	艦艇 3隻	空母等 数隻	各種戦術訓練

訓練名	期間	場所	日 本 側	米 国 側	備考
共同巡航訓練	29.9.29 ~10.1	沖縄周辺からバシー海峡 周辺に至る海空域	艦艇 1隻	空母等 数隻	各種戦術訓練
共同巡航訓練	29.10.7 ~10.16	バシー海峡周辺から沖縄 周辺を経て九州北方に至 る海空域	艦艇 1隻	空母等 数隻	各種戦術訓練
衛生特別訓練	2910.17	横須賀地方総監部長浦G 駐車場、自衛隊横須賀病 院及び横須賀米海軍病院	横須賀地方総監部、自衛隊横須 賀病院、横須賀基地業務隊、横 須賀衛生隊 約160名	米海軍横須賀基地司令部、米海 軍横須賀病院等 約350名	衛生分野における連携 要領の演練
米海軍との共同訓練	29.10.26 ~11.12	日本海、東シナ海及び沖 縄周辺海空域	艦艇 3隻	空母等 数隻 艦載機 2機	各種戦術訓練
共同巡航訓練	29.11.12 ~11.16	日本海から東シナ海を経 て沖縄周辺に至る海空域	艦艇 1隻	空母等 数隻	各種戦術訓練
掃海特別訓練	29.11.20 ~11.30	日向灘	艦艇 22隻 航空機 数機	艦艇 1隻 航空機 2機 水中処分員 約10名	掃海訓練、潜水訓練
マルチセール2018	30.3.8 ~3.14	グアム島周辺海空域	艦艇 1隻	艦艇 4隻	対空戦訓練、対水上戦 訓練、対潜戦訓練、射 撃訓練等
日米共同訓練	30.3.19 ~3.22	東シナ海	航空機 2機	航空機 1機	情報交換訓練
日米共同巡航訓練	30.3.11	南シナ海北部海空域	艦艇 1隻	空母等 数隻	各種戦術訓練

航空白衛隊

航空自衛隊					
訓練名	期間	場所	日 本 側	米 国 側	備考
防空戦闘訓練	29.4.16 ~4.21	北海道西方空域	航空機 13機	航空機 10機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.4.25	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
米海軍との共同訓練	29.4.28	沖縄東方空域	航空機 2機	空母等 数隻 艦載機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.5.1	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
搭載訓練等	29.5.17、 18	嘉手納空軍基地	AMG 1機 人員 約20名	航空機 1機 ペトリオット 1機 人員 約30名	能力向上 連携強化
編隊航法訓練	29.5.29	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
米海軍との共同訓練	29.6.1、2	日本海及び日本海側空域	航空機	空母等 数隻 艦載機 数機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
米海軍との共同訓練	29.6.6	沖縄東方空域	航空機 2機	空母等 数隻 艦載機 数機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
防空戦闘訓練 空中給油訓練 戦術空輸訓練	29.6.9 ~6.24	米国アラスカ州アイルソ ン空軍基地及びエレメン ドルフ・リチャードソン 統合基地並びに同周辺空 域等	AMG 11機	航空機 数機	能力向上連携強化
編隊航法訓練	29.6.20	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.7.6	東シナ海上空	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.7.8	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.7.30	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.8.8	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.8.16	東シナ海上空	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.8.22	日本海側空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.8.31	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 6機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.9.9	東シナ海上空	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.9.18	九州周辺空域	航空機 4機	航空機 6機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.10.10	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.10.21	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上

訓練名	期間	場所	日 本 側	米 国 側	備考
編隊航法訓練	29.11.2	九州周辺空域	航空機 4機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
各種戦術訓練	29.11.10	日本海、東シナ海及び沖 縄周辺海空域	航空機 2機	空母等 数隻 航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
各種戦術訓練	29.11.13	日本海空域	航空機 4機	空母等 数隻 航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
対戦闘機戦闘訓練等	29.11.29 ~12.1	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 2機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
対戦闘機戦闘訓練等	29.12.4	日本海空域及び沖縄周辺 空域	航空機 4機	航空機 4機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.12.6	九州周辺空域	航空機 2機	航空機 1機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	29.12.12	沖縄周辺空域	航空機 5機	航空機 11機	共同対処能力の向上 戦術技量の向上
編隊航法訓練	30.1.22	東シナ海上空	航空機 4機	航空機 4機	共同対処能力の向上
飛行場被害復旧等訓練	30.2.26 ~2.28	米空軍嘉手納弾薬庫地区 被害復旧訓練場	南西航空施設隊 第9航空団	米空軍第18施設中隊	能力の向上、相互運用 性の向上
飛行場被害復旧等訓練	30.3.28	三沢基地 被害復旧訓練場	北部航空施設隊 第3航空団	米空軍第35施設中隊	能力の向上、相互運用 性の向上
飛行場被害復旧等訓練	30.3.29	横田基地 被害復旧訓練場	第7航空団 中部航空警戒管制団	米空軍第374空輸航空団	能力の向上、相互運用 性の向上

資料23 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概要	共同研究・開発実 施のための政府間 取極の締結時期	終了時期			
ダクテッドロケット・エンジン、先進鋼技術、戦闘車両用セラミック・エンジン、アイセーフ・レーザーレーダー、 対出座席、先進ハイブリッド推進技術、浅海域音響技術、弾道ミサイル防衛技術、野戦砲用高安全性発射薬、ソフト ウェア無線機、先進船体材料・構造技術、艦載型対空レーダ、艦載型戦闘指揮システム、携帯型化学剤自動検知器、 航空燃料及びそれらのエンジン排気にさらされる者への影響、航空機器への応用のための画像ジャイロ						
弾道ミサイル防衛用能力向上 型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年6月	継続中			
ハイブリッド電気駆動	車両をモーターにより電気駆動化し、かつ、その動力電源をエンジンとバッテリーの2 系統で供給する技術に関する研究	2012年11月	継続中			
高速多胴船の最適化	高速航走性能を有し、動揺を抑え、かつ排水量に比して広い甲板面積を確保できる艦 艇用の高速多胴船(特に三胴船)の設計を目指した研究	2014年3月	継続中			
部隊運用におけるジェット燃 料及び騒音への曝露の比較	航空機整備員を対象に燃料成分曝露、騒音レベル、聴力測定を行い、作業環境での ジェット燃料の聴覚への影響について調査を実施する研究	2015年11月	継続中			
化学剤呈色反応識別装置	化学剤の検知器に適用される呈色反応の識別装置を設計・製造し、試験を実施する研究	2017年2月	継続中			
高耐熱性 CFRP モータケース の共同研究【P】	ロケットモータの推進性能向上を可能とする高耐熱性 CFRP モータケースを設計・仮作し、各種試験を実施することにより将来の設計手法を取得する研究【P】	2018年4月【P】	継続中			

| 資料24 日米協議(閣僚級)の実績(15(平成27)年以降)

年月日	会議/場所	出席者	概要・成果など
15.4.8	日米防衛相会談 /東京	中谷防衛大臣カーター国防長官	・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・引き続き、東シナ海を含めいかなる地域においても力による現状変更の試みに反対することで一致 ・指針の見直し作業を通じて日米同盟を更に強化していくとの強い意思を確認 ・日本側から、安全保障法制の整備に係る検討状況を説明し、米側はこうした取組を歓迎・支持 ・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスクが日米共通の安全保障上の課題となっていることを踏まえ、それぞれの事務当局に対して、宇宙に関する防衛当局間の協力の新たな枠組みを検討するよう指示 ・F-35戦闘機の整備拠点(リージョナル・デポ)を日本に設置する米国の決定といった日米共通の整備基盤構築に向けた取組の進展を歓迎するとともに、二国間の装備・技術協力を更に深化させていくことで一致 ・キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・日本側から、沖縄の負担軽減について引き続きの協力を要請し、米側より沖縄における米軍のプレゼンスの影響を緩和する措置の検討にコミットしているとの立場を表明
15.4.27	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ニューヨーク	中谷防衛大臣 岸田外務大臣 カーター国防長官 ケリー国務長官	・新ガイドラインを発表、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認 ・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認(共同発表でも明記) ・昨今の南シナ海情勢を含め、「法の支配」の重要性について認識を共有し、一方的な現状変更の試みは放置 できず、国際社会と連携して様々な取組を推進していくことで一致 ・キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを 再確認 ・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、米側からも負担軽減に対するコミットメントあり ・環境補足協定について、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認

年月日	会議/場所	出席者	概要・成果など
15.4.28	日米防衛相会談 /ワシントン	中谷防衛大臣 カーター国防長官	 ・南シナ海情勢について意見交換し、東南アジア諸国との協力を引き続き強化させていくことで一致 ・日米韓防衛協力を更に進展させていくことで一致 ・新ガイドラインが日米同盟の抑止力と対処力を強化するものであること及び新ガイドラインを直ちに実施していくことの重要性を確認 ・日本側から、安全保障法制の整備について説明し、米側は、日本のこうした取組を歓迎・支持・宇宙に関する両国防衛当局間における協力の枠組みとなる「宇宙協力ワーキンググループ」が設置されたことを歓迎 ・キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・日本側から、沖縄の負担軽減の重要性について説明した上で協力を要請し、米側から、沖縄の基地統合に係る二国間の計画の実現などの努力を継続していく旨発言 ・互恵的な防衛調達のための枠組みの早期合意を目指すとともに、装備・技術協力を更に深化させていくことで一致
15.5.30	日米防衛相会談 /シンガポール	中谷防衛大臣カーター国防長官	・東シナ海、南シナ海等における力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致 ・日米韓、日米豪といった3か国間の防衛協力を更に進展させていくことで一致 ・地域の平和と安定に寄与するとの観点から、東南アジア諸国との協力を引き続き強化させていくことで一致 ・日本側から、平和安全法制が先般閣議決定され、国会での審議が始まった旨説明 ・新しい同盟調整メカニズムの設置、共同計画の策定、物品役務相互提供協定の迅速な交渉といった、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続きしっかりと進めていくことを確認 ・「サイバー防衛政策ワーキンググループ」におけるこれまでの検討の成果がとりまとめられたことを歓迎し、サイバー空間に関する日米協力を一層強化していくことで一致 ・日本側から、キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である旨発言 ・日本側から、沖縄の負担軽減の重要性について説明した上で協力を要請し、米側から、沖縄の負担軽減について引き続き協力していく旨発言 ・日本側から、2017年からのCV-22オスプレイの日本への配備について、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定に資するものであるとして国民に説明をしているところであるが、安全性の確保の観点から必要な情報提供を要請。米側からは、必要な情報提供を行っていく、既に配備されているMV-22を含め、オスプレイの安全な運用を改めて徹底する旨発言
15.11.3	日米防衛相会談 /マレーシア	中谷防衛大臣カーター国防長官	・東シナ海、南シナ海における力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致。日本側から、南シナ海における米軍の行動を支持する旨発言。 ・北朝鮮が長距離弾道ミサイルの発射活動を継続する姿勢を示していることを踏まえ、日米二国間で緊密に連携していくことを確認 ・日米韓、日米景、日米比といった3か国間の防衛協力を強化していくことで一致 ・日本側から、平和安全法制が先般成立した旨説明し、米側から、支持・歓迎する旨発言 ・新しい同盟調整メカニズム(ACM)及び共同計画策定メカニズム(BPM)の設置を歓迎。新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続きしっかりと進めていくことを確認 ・キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・日本側から、沖縄の負担軽減の重要性について説明した上で協力を要請。米側から、引き続き協力していく旨発言 ・日本側から、米軍の運用に伴う周辺住民への影響の最小化と米軍の安全面等への配慮を要請。米側から、地元と米軍関係者双方の安全性を常に最大限確保する旨発言 ・在日米軍駐留経費負担について、引き続き日米両政府間で協議を行い、早期の合意達成に向け努力することで一致 ・防衛装備庁の設置を踏まえ、二国間の装備・技術協力を更に深化させていくことで一致。
16.6.4	日米防衛相会談 /シンガポール	中谷防衛大臣カーター国防長官	・沖縄での軍属逮捕事件について、再発防止策は、軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の扱いの見直し等の分野を対象とすることで一致 ・東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致 ・北朝鮮の挑発的な行為について、引き続き同盟調整メカニズム(ACM)の活用を含め、日米二国間で緊密に連携していくことを確認 ・先般施行された平和安全法制の下、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認 ・ 相互の防衛調達に係る覚書(RDP-MOU)が今般署名されたことを歓迎し、日米装備・技術協力を更に深化させていくことで一致 ・ 日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、日本政府の考えを十分に理解する、引き続き緊密に協力していきたい旨発言 ・ 日本側から、沖縄県外での訓練等の実施などによる沖縄の負担軽減について協力を要請。米側から、引き続き協力していく旨発言 ・ 嘉手納以南の施設・区域や北部訓練場の過半の早期返還に向けて取り組むことで一致
16.9.15	日米防衛相会談 /ワシントン	稲田防衛大臣 カーター国防長官	・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認 ・東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致 ・北朝鮮の挑発的な行為について、引き続き同盟調整メカニズム(ACM)の活用を含め、日米二国間で緊密 に連携していくことを確認 ・日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 ・先般施行された平和安全法制の下、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認するととも に、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続き進めていくことを確認 ・沖縄での軍属逮捕事件について、2016年7月の共同発表を踏まえ、引き続き事務レベルの協議を行って いくことを確認 ・日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は普遍である旨発言。米側から、引き続き協力してい く旨発言 ・嘉手納以南の施設・区域や北部訓練場の過半の早期返還に向けて取り組むことで一致

年月日	会議/場所	出席者	概要・成果など
16.12.7	日米防衛相会談	稲田防衛大臣 カーター国防長官	・北朝鮮の核・ミサイル開発や東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致
	/ 東京	ガーダー国防技官	・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 ・現在の強固な日米同盟を基盤として、日米が引き続き緊密に連携していくことで一致 ・日米ACSAの署名及び平和安全法制に基づく日米共同訓練が開始されるなど新ガイドライン及び平和安全 法制の下で進められている取組を歓迎 ・沖縄での軍属逮捕事件について、2016年7月の共同発表を踏まえ、引き続き事務レベルの協議を行って いくことを確認 ・同年12月の北部訓練場の過半の返還を実現するため日米が協力することを確認 ・普天間飛行場代替施設に関し、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に
			協力することで一致 ・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、米側からは引き続き協力していく旨発言
17.2.4	日米防衛相会談		・東シナ海・南シナ海における中国の活動は、アジア太平洋地域における安全保障上の懸念であるとの認識を共
	東京	マティス国防長官	有 ・北朝鮮による核・ミサイル開発の進展は、日米両国と地域の安定に対する安全保障上の重大な脅威であるとの認識で一致 ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・田本側から、防衛力を強化することで一致 ・日本側から、防衛力を強化し、同盟における我が国の役割を拡大していく旨述べた ・米側から、米国は日本の防衛に引き続きコミットしていく旨述べ、継続したプレゼンスを通して同地域への米国のコミットメントを強化していく旨強調 ・米国の拡大抑止の揺るぎないコミットメントを含む日米同盟の重要性を確認
			・2015年に策定されたガイドラインを踏まえつつ日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致
			・日本側から、在日米軍再編の着実な進展に向けた協力を要請。米側からは、日米で連携して進めたい旨発言・普天間飛行場の移設に関し、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、在日米軍の安定的な駐留を確保するため協力することで一
			致
17.6.3	日米防衛相会談 / シンガポール	稲田防衛大臣 マティス国防長官	・北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射等は、日米両国と地域の安定に対する明らかな挑発であり、断じて容認できず、日米に加え日米韓が緊密な連携を実施していくことが重要との認識で一致・日本側から、空母打撃群の派遣を含む米国による地域の平和及び安定への目に見えるコミットメントを高く評価するとともに、北朝鮮に対する圧力を強化していくことが重要である旨発言・尖閣諸島に関する米国の立場を確認・東シナ海のの関与について、日米間の協力を深化させていくことを確認 ロップ語のでいた。
			 ・日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致し、日本海で実施されている自衛隊と空母打撃群との共同訓練をこれに資するものとして歓迎 ・日米安全保障協議委員会(SCC)の早期開催に向け引き続き調整を進めることで一致 ・在日米軍再編計画を着実に進展させることで一致し、米側から、引き続き、日米で緊密に協力していくことへのコミットメントを表明 ・普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、在日米軍の安定的な駐留を確保するため協力することで一致
17.8.17	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ワシントン	小野寺外務大臣・河野外務国がある大臣・アイスシン国が、アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・アイス・	・日米同盟を更に強化する意図を確認するとともに、同盟がアジア太平洋地域の平和と安全の礎であり続ける旨を確認。 ・米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認 ・北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できないとした上で、北朝鮮に対する圧力強化を更に進めていくことが必要である旨確認。引き続き日米、日米韓で緊密に連携しながら、北朝鮮の脅威を抑止するため、同盟としての防衛態勢の強化と能力の向上を図る具体的取組を進めていくことで一致・実閣諸島に関する米国の立場を確認 ・東シナ海の平和と安定のため日米が引き続き協力していくことで一致・南シナ海情勢について、航行の自由を支える各々の活動を始め、日米の継続的な関与が重要である旨一致・日米同盟の対処力・抑止力を一層強化する取組を進めることで一致。特にあらゆる事態において同盟としてのシームレスな対応を確保するため、日米両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、同盟を更に強化する具体的な方策及び行動を立案 ・日本は、次期中期防計画期間を見据え、同盟における役割の拡大と防衛協力の強化を意図・米国は、泉新鋭の能力の日本への展開にコミット・関係からのガイダンスに基づき、立案作業を進めるよう事務当局に指示・「日米防衛協力のための指針」の実施についてコミットメントを再確認・相互のアセット防護の運用開始及び新日米ACSA発効を歓迎・米国の拡大抑止が日本の安全並びにアジア太平洋地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認・共同計画、防空及びミサイル防衛、非戦闘員退避のための活動(NEO)、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全に係る協力の強化・加速を確認・実に係るに力にあるに対していまないではいまれていまないではいまれていまないでは、大きないが、大きないではないでは、大きないないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないいでは、大きないでは、大きないないないでは、大きないでは、大きないでは、大きないないでは、大きないでは、大きないいでは、
17.8.17	日米防衛相会談 /ワシントン	小野寺防衛大臣 マティス国防長官	・日米両国の国防当局のトップの間の信頼関係の確立の重要性や、協力して日米同盟強化に取り組むことで一致 ・北朝鮮の問題について意見交換し、日本側から、今は圧力を強化すべき時であること、今後も米軍と連携 してあらゆる事態に万全を期すために必要な措置を講じる旨発言 ・北朝鮮の問題への対応については、日米の緊密な意思疎通と連携が不可欠であることを確認し、北朝鮮へ の圧力を一層強化していくことや、北朝鮮の脅威を抑止するため防衛態勢と能力の向上に取り組むことで
			│ 一致 ・厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、日米双方が能力向上に取り組むとともに、ガイドラインの実効性確 保の取組を進め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことで一致
	I.	1	

年月日	会議/場所	出席者	概要・成果など
17.10.23	日米防衛相会談 /フィリピン	小野寺防衛大臣マティス国防長官	・北朝鮮の核・ミサイル開発の状況・見通しについて情報を共有 ・日本側から、北朝鮮の核・ミサイル開発が我が国を含む地域の安全に対するこれまでにない重大かつ差し 迫った脅威となっていることを踏まえ、いかなる事態にも同盟として連携した対応がとれるよう、しっか りと議論していく必要がある旨発言、米側からも同様の立場が示され、米国の拡大抑止のコミットメント を含め、日本の防衛に対する強い決意を改めて表明 ・北朝鮮の弾道ミサイルの脅威の高まりを踏まえ、万全の防衛態勢を確保することで一致し、イージス・ア ショアを中心とした新規BMDアセットの導入について日米が協力していくことを確認したほか、イージス 艦を含む日米のアセットによる運用面での連携を一層緊密なものとしていくことで一致 ・累次の北朝鮮の挑発行動に際しての電話会談等を通じ、高いレベルのコミュニケーションが確保されてい ることを歓迎し、引き続き日米間で緊密に情報共有していくことを確認 ・北朝鮮に対する目に見える形での圧力をかけ続けていくことをででいることを歓迎し、引き続きに関する形での圧力をかけ続けていくことをでいる。 ・北朝鮮に対する目に見える形での圧力をかけ続けていくことを、今後の対応における日米の緊密な連携の 重要性を確認 ・日米韓ニか国での緊密な協力を進めることを改めて確認 ・東シナ海の醸成を引き続き注視し、その平和と安全のため、日米が協力していくことで一致 ・南シナ海の情勢も踏まえた東南アジア地域への関与の重要性を確認し、ADMMプラスの枠組みによる域内 の多国間安全保障協力・対話の発展を歓迎 ・日本側から、日ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン」に基づき ASEAN の能力向上のための 取組を進めていく旨発言 ・能力構築支援をはじめ、日米が連携して東南アジア諸国との防衛協力を推進していくことで一致 ・日本側から、在日米軍の安定的な駐留を確保するために、地元の理解を得ることが不可欠であり、安全な 運用を心がけていただくよう伝達
18.4.20	日米防衛相会談 /ワシントン	小野寺防衛大臣マティス国防長官	・米朝首脳会談を含めた今後の北朝鮮問題への対応に関し、国防当局間の認識・方針を綿密にすり合わせ、一致していることを確認・最近、北朝鮮側から対話を求めてきているといった姿勢の変化はあるものの、北朝鮮による非核化に向けた具体的な取組が確認されていないことに留意し、引き続き北朝鮮の動向を注視する必要があるとの認識で一致・日本側から、北朝鮮に全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画を放棄させるため、最大限の圧力を維持する必要があることを述べ、両閣僚は、北朝鮮が完全で、検証可能な、不可逆的な方法で全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの計画の放棄を目指すとの方針の下、圧力・制裁を維持していくことを確認・海上自衛隊によるいわゆる「瀬取り」に関する取組について、米側から、同取組を賞賛するとともに、米国は他の多様なパートナーと共に、日本と連携してこの取組を進めていく旨の発言・共同訓練の実施等を通じて日米韓三カ国や多国間の協力を推進していくことを確認・いかなる事態に対しても同盟として連携した対応をとるため、引き続き緊密なコミュニケーションを図ることで一致・自衛隊による米軍の警護や、米軍への物品・役務の提供等、平和安全法制及びガイドラインの下での新たな日米協力が進められていることを歓迎し、平和安全法制及びガイドラインの着実な実施を通じた日米防衛協力の一層の推進を再確認・日本側から、我が国の将来の防衛力整備について、本年末に向けて防衛大綱の見直しや次期中期防策定の検討を進めている旨説明し、両閣僚は、別き続き緊密に情報交換していくことで一致・日本側から、厳しい安全保障環境を踏まえ、我が国の防衛力強化のため、今後とも米国装備品を含む高性能な装備品の導入が重要であることを伝え、両閣僚は、イージス・アショアを始めとする掲が調達できるよう協力して取り組んでいくことを確認・日本側から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、本日、大田の発展を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、米側から、本日、大田の発展を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、大側から、本日、大田の発展を表していることであるとないます。

資料25 日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(要約) (平成29年8月17日)

日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(要約)

I. 概観

- ・日米同盟はアジア太平洋地域の平和、繁栄、及び自由の礎。共 有する価値を促進する上で、一層重要。
- ・米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に 対する同盟のコミットメントを再確認。

Ⅱ. 地域の戦略環境

- · 北朝鮮:
 - 核・弾道ミサイル能力の開発を最も強い表現で非難。抑止・ 対処のため同盟の能力を強化することにコミット。
 - 北朝鮮に対する圧力をかけ続けることで一致。国際社会に対 し、決議第2371号を含む国連安保理決議の包括的かつ完全 な履行を要求。中国に対し、北朝鮮の行動を改めさせるよう な断固とした措置をとることを強く奨励。
 - 日本の拉致被害者及び米国市民を含む北朝鮮に拘束されてい る全ての外国人の即時解放を要求。

東シナ海:

- 東シナ海の安全保障環境に関し、継続的な懸念を表明。2016 年8月初旬の状況を想起。
- 東シナ海の平和と安定を確保するために協働することの重要 性を再確認。日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用され ること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかな

る一方的な行動にも反対することを再確認。

・南シナ海:

- 状況への深刻な懸念を表明。埋立て及び係争ある地形の軍事 化を含め、現状を変更し緊張を高める、関係当事者による威 圧的な一方的行動への反対を再確認。
- 仲裁を含む法的及び外交的プロセスの完全な尊重を通じた海 洋紛争の平和的な解決及び海洋に関する国際法の遵守の重要 性を改めて表明。2016年7月12日付けの仲裁裁判所の判断 を想起。行動規範 (COC) の枠組み承認を認識し、有意義 で実効的で法的拘束力がある行動規範の妥結を期待。
- 航行の自由を支える各々の活動、共同訓練及び演習、能力構 築支援等を通じたものを含め、南シナ海に対する継続的な関 与の意義を強調。

Ⅲ. 安全保障及び防衛協力の強化

- (1) 同盟としての対応:あらゆる事態での切れ目のない対応を 確保するため、役割・任務・能力の見直し等を通じ、同盟を更 に強化する具体的な方策及び行動を立案。
 - ・日本は、次期中期防計画期間を見据え、同盟における役割の 拡大と防衛能力の強化を意図。
 - ・米国は、最新鋭の能力の日本への展開にコミット。
 - ・既に進めている作業を加速させるため、閣僚は以下の指針を
 - 「日米防衛協力のための指針」の実施を加速し、平和安全 法制下での更なる協力の形態を追求すること。

- ISR (情報収集、警戒監視及び偵察)、訓練及び演習、研究開発、能力構築並びに施設の共同使用等の分野における新たな、かつ、拡大した行動を探求すること。
- (2)「日米防衛協力のための指針」の実施:コミットメントを再 確認
 - ・相互のアセット防護の運用開始及び新日米ACSA発効を歓迎。
 - ・米国の拡大抑止が日本の安全並びにアジア太平洋地域の平和 と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認。
 - ・共同計画、防空及びミサイル防衛、非戦闘員退避のための活動 (NEO)、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全に係る協力の強化・加速を確認。
 - ・宇宙、サイバーにおける協力の拡大、協力に向けた協議の深 化。

Ⅳ. 三か国及び多数国間の協力

- ・韓国、豪、印、東南アジア諸国等地域のパートナーとの三か国 及び多数国間の安全保障・防衛協力の進捗を強調。
- ・日米韓三か国訓練(ミサイル警戒、対潜水艦、海上阻止)を拡大し、情報共有の強化を強調。東南アジア諸国への能力構築支援や防衛装備・技術移転を一層強化する意図を確認。日米間で政府全体にわたる、海洋安全保障に係る能力構築に関する対話の立ち上げに係るコミットメントを確認。

Ⅴ. 日本における米軍のプレゼンス

- (1) 在日米軍再編:米軍の抑止力を維持しつつ地元への影響を 軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を 高めると同時に、米軍の強固なプレゼンスの維持のため既存の 取決めを実施することについてのコミットメントを再確認。
 - ・普天間飛行場のキャンプ・シュワブ辺野古崎地区への移設が、普天間飛行場の継続的使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認。辺野古移設と普天間飛行場返還の早期実現への決意を強調。
 - ・既存の再編計画(沖縄統合計画、在沖米海兵隊のグアム移 転、艦載機着陸訓練(FCLP)、ティルト・ローター機/回 転翼機の訓練移転等)の着実な実施へのコミットメントを再 確認。
- (2) 在日米軍駐留経費負担
 - ・在日米軍駐留経費負担全体の水準、提供施設整備費 (FIP) の年額の再確認。
- (3) その他:共同使用の促進を再確認。環境及び軍属に関する 日米地位協定の補足協定を歓迎し、これらの着実な実施の重要 性を強調。

(以上)

共同発表の全文(仮訳)については、防衛省ホームページをご参 照ください。

(http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/kyougi/pdf/js20170817_j.pdf)

資料26 共同声明(仮訳)(平成29年2月10日)

本日、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、ワシントンDCで最初の首脳会談を行い、日米同盟及び経済関係を一層強化するための強い決意を確認した。

日米同盟

揺らぐことのない日米同盟はアジア太平洋地域における平和、繁栄及び自由の礎である。核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を使った日本の防衛に対する米国のコミットメントは揺るぎない。アジア太平洋地域において厳しさを増す安全保障環境の中で、米国は地域におけるプレゼンスを強化し、日本は同盟におけるより大きな役割及び責任を果たす。日米両国は、2015年の「日米防衛協力のための指針」で示されたように、引き続き防衛協力を実施し、拡大する。日米両国は、地域におけ

る同盟国及びパートナーとの協力を更に強化する。両首脳は、法 の支配に基づく国際秩序を維持することの重要性を強調した。

両首脳は、長期的で持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものにするために、在日米軍の再編に対する日米のコミットメントを確認した。両首脳は、日米両国がキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に普天間飛行場の代替施設を建設する計画にコミットしていることを確認した。これは、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である。

両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを確認した。両首脳は、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する。日米両国は、東シナ海の平和と安定を確保するための協力を深める。両首脳は、航行及び上空飛行並びにその他の適法な海洋の利用の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持することの重要性を強調した。日米両国は、威嚇、強制又は力によって海洋に関する権利を主張しようとするいかなる試みにも反対する。日米両国はまた、関係国に対し、拠点の軍事化を含め、南シナ海における緊張を高め得る行動を避け、国際法に従って行動することを求める。

日米両国は、北朝鮮に対し、核及び弾道ミサイル計画を放棄 し、更なる挑発行動を行わないよう強く求める。日米同盟は日本 の安全を確保する完全な能力を有している。米国は、あらゆる種 類の米国の軍事力による自国の領土、軍及び同盟国の防衛に完全 にコミットしている。両首脳は、拉致問題の早期解決の重要性を 確認した。両首脳はまた、日米韓の三か国協力の重要性を確認し た。さらに、日米両国は、北朝鮮に関する国連安保理決議の厳格 な履行にコミットしている。

日米両国は、変化する安全保障上の課題に対応するため、防衛イノベーションに関する二国間の技術協力を強化する。日米両国はまた、宇宙及びサイバー空間の分野における二国間の安全保障協力を拡大する。さらに、日米両国は、あらゆる形態のテロリズムの行為を強く非難し、グローバルな脅威を与えているテロ集団との闘いのための両国の協力を強化する。

両首脳は、外務・防衛担当閣僚に対し、日米両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、日米同盟を更に強化するための方策を特定するため、日米安全保障協議委員会(SCC: 「2+2」)を開催するよう指示した。

日米経済関係

日本及び米国は、世界のGDPの30パーセントを占め、力強い世界経済の維持、金融の安定性の確保及び雇用機会の増大という利益を共有する。これらの利益を促進するために、総理及び大統領は、国内及び世界の経済需要を強化するために相互補完的な財政、金融及び構造政策という3本の矢のアプローチを用いていくとのコミットメントを再確認した。

両首脳は、各々の経済が直面する機会及び課題、また、両国、アジア太平洋地域及び世界における包摂的成長及び繁栄を促進する必要性について議論した。両首脳は、自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することに引き続き完全にコミットしていることを強調した。これは、アジア太平洋地域における、貿易及び投資に関する高い基準の設定、市場障壁の削減、また、経済及び雇用の成長の機会の拡大を含むものである。

日本及び米国は、両国間の貿易・投資関係双方の深化と、アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認した。この目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ(TPP)から離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探求することを誓約した。これには、日米間で二国間の枠組みに関して議論を行うこと、また、日本が既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含む。

さらに、両首脳は、日本及び米国の相互の経済的利益を促進する様々な分野にわたる協力を探求していくことにつき関心を表明

した。

両首脳は、上記及びその他の課題を議論するための経済対話に 両国が従事することを決定した。また、両首脳は、地域及び国際 場裏における協力を継続する意図も再確認した。

訪日の招待

安倍総理大臣はトランプ大統領に対して本年中に日本を公式訪 問するよう招待し、また、ペンス副大統領の早期の東京訪問を歓 迎した。トランプ大統領は、これらの招待を受け入れた。

資料27 23事案の概要

(2018.4.1 現在)

高籍 種 別			(2018.4.1 現在)				
施設名	範 囲	面積 (ha)	Th/0.14		別用加東	业中	備考
[N= N= N=]		(Ha)	安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設		4			0		平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2.地下通信用マンホール等部分(登川)	0.1		0	_		平.3.9.30.返還
	20. 泡瀬ゴルフ場	47			0		平.22.7.31.返還
北部訓練場	3. 国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)地区	480		0			平.5.3.31.返還
10 44 44 44	4.県道名護国頭線以南の一部	(256)	0				
キャンプ・シュワブ	5.国道329号沿いの一部(辺野古)	1	0				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6.全部	0.1				0	平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7.全部	建物	0				平.5.3.31.返還
砂 辺 倉 庫	8.全部	0.3				0	平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9.南側(名護市)および北側(本部町)	19	0				平.6.9.30.返還
因 幼 YA /云 云	10.全部	62			0		W 7.11.00 \F\=
恩納通信所	11.東側部分	(26)	0				平.7.11.30.返還
嘉 手 納 飛 行 場	12.南側の一部(桃原)	2		0			平.8.1.31.返還
知花サイト	13.全部	0.1				0	平.8.12.31.返還
	金武町内の一部(金武) 3	3		0			平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	23 東シナ海側斜面の一部(名護市)	162	0				平.26.6.30.返還(55ha) 平.29.6.30返還(107ha)
	(22.国道58号沿い東側部分(喜納〜比謝)、南西隅部分 (山中エリア))	74	0				平.11.3.25.返還
嘉手納弾薬庫地区	15.嘉手納バイパス(国道58号西側)	3	0	0			平.11.3.25.返還
	(22. ごみ焼却施設用地部分(倉浜))	9	0				平.17.3.31.返還
	(22.陸上自衛隊継続使用部分)	58	0				平.18.10.31.返還
トリイ通信施設	16. 嘉手納バイパス	4		0			平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17.全部	4	0				平.14.9.30.返還
	(19.東側部分の南側)	2	0	0			平.6.12.31.返還
キャンプ桑江	18. 北側部分(伊平)	38		0			T
	(18.国道58号沿い)	(5)	0				一 平.15.3.31.返還
普 天 間 飛 行 場	21.東側沿いの土地(中原~宜野湾)	4		0			平.29.7.31.返還
	17施設、21事案	977	7	8	3	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
キャンプ桑江	19.東側部分の北側(桑江)	0.5	0				平.13.12.21.返還合意
嘉手納弾薬庫地区	22. 旧東恩納弾薬庫部分	43	0				平.8.3.28.返還合意
	2施設、2事案	44	2	0	0	0	
合 計	17施設、23事案	1,021	9	8	3	3	
			1				

- (注)1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
 - 種別欄の〇印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
 - 3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
 - 4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち90(平成 2)年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事 案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返 還可能とした事案である。

資料28 SACO最終報告(仮訳)

(平成8年12月2日)

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会(SCC)に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなろう。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなろう。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積(共同使用の施設及び区域を除く。)の約21パーセント(約5,002ヘクタール)が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、 米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる 努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関 連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、 これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

- 普天間飛行場 付属文書のとおり
- 北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成 9年度末までを目途に、土地(約38ヘクタール)及び水域(約 121ヘクタール)を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余 の部分に移設する。

- 安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場(約480ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除し、また、水域(約7,895ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

- ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場(約60ヘクタール)を返還する。

- 楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所(約53ヘクタール)を返還する。

- 読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、 楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読 谷補助飛行場(約191ヘクタール)を返還する。

- キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分(約99へクタール)を返還する。

- 瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された 後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設(約61へク タール)を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分(約 0.1へクタール)は、保持される。

- 牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧 港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土 地(約3へクタール)を返還する。

- 那覇港湾施設

浦添埠頭地区(約35ヘクタール)への移設と関連して、那覇港湾施設(約57ヘクタール)の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

- 住宅統合(キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧)

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。(キャンプ瑞慶覧については約83へクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。)

訓練及び運用の方法の調整

- 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、 危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射 撃訓練を取り止める。

- パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

- 公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティヴの実施

- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置 平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場 及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、 既に実施されている。
- KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐 現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、 適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場 から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。
- 嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍 駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施 スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場にお ける追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定され る。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末まで に海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

- 嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音 壁を建設する。

- 普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限 り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

- 事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の 提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとの米軍の方針の一環として、米軍の 部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日 本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保 されるようあらゆる努力が払われる。

- 日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

- 米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施 設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

- 米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施す る。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の 全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが 取り付けられる。

- 任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側 は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある 全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

- 請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払 い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつ つ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令 によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされ
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当 局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの 新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない 過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例 が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋め るため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

- 検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を 実施する。

- キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適 用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続 を引き続き実施する。

- 日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力 を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告(仮訳)

(この文書は、SACO 最終報告の不可分の一部をなすものである。)

1. はじめに

- (a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会 (SCC) において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国 防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関す る特別行動委員会 (SACO) 中間報告及び同年9月19日の SACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府 は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機 能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在 する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への 移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。 SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの 具体的代替案、すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への 集約、(2) キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並 びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求め
- (b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとの SACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米 軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の 質にも配意するとの観点から、最善の選択であると判断され る。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施 設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去 可能なものである。
- (c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)の監督 の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作 業班(普天間実施委員会(FIG: Futenma Implementation Group) と称する。) を設置する。FIGは、日米合同委員会と ともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作 成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIG は、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部 隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、 FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCC の決定

- (a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運 用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートル とし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路(長さ約1,300 メートル)、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、 整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤 を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものと する。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を 支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用を も支援する能力を有する。
- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの 航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同 飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に 係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないも のを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追 加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要となる可能性のある代替施設の緊急時にお ける使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から 海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下す ることから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能に なった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持す ることとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了す るまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上 施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応 できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性(戦略空

- 輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等) は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運 用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不 可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c)海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、桟橋又はコーズウェイ(連絡路)により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f)日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所 及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明ら かにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG) は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザリー・グループ」(TAG) の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式桟橋方式 (浮体工法): 海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
- (b) 箱 (ポンツーン) 方式: 鋼製の箱形ユニットからなる上部 構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水(セミサブ)方式:潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料29 SACO最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】

--1. 返還済みの施設

1. 医逐角外切爬取	
施設名(事案名)	進 捗 状 況
北部訓練場【過半】	・平成11年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設等の後、過半を返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年2月、平成11年4月の合意の変更(ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更) について日米合同委員会合意 ・平成28年12月、過半の返還(約4,010ha)
。 安波訓練場 【全面】	・平成10年12月、全面返還(共同使用の解除)
ギンバル訓練場 【全面】	・平成20年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成23年7月、全面返還(約60ha)
* 《 楚辺通信所 【全面】	・平成11年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システム等のキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年6月、駐留軍用地特措法適用土地(約236m²)返還 ・平成18年12月、残余部分(約53ha)返還〔楚辺通信所全面返還(約53ha)〕
読答補助飛行場 【全面】	・平成14年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年7月、一部返還(約138ha) ・平成18年12月、残余部分(約53ha)返還〔読谷補助飛行場全面返還(約191ha)〕
瀬名波通信施設【大部分】	・平成14年3月、アンテナ施設等を含む通信システム等のトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年9月、一部返還(マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha) ・平成18年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 米軍再編事案として返還されることとされた施設

施設名(事案名)	進 捗 状 況
普天間飛行場 【全面】→ 【全面】※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 ・平成27年12月、市道用地としての一部土地の早期返還について、日米間で合意 ・平成29年7月、一部土地の返還(約4ha)
キャンプ桑立 【大部分】→ 【全面】※	・平成14年7月、青少年センターを提供 ・平成15年3月、北側部分(約38ha)返還 ・平成17年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成18年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成20年2月、海軍病院の附帯施設(ハリコプター着陸帯等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成20年12月、海軍病院の附帯施設(ユーティリティ)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成21年5月、海軍病院の関連施設(独身下士官宿舎等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成21年10月、海軍病院の関連施設(第1水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成22年10月、海軍病院の関連施設(第2水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成23年9月、海軍病院の関連施設(第2水タンク施設)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年2月、海軍病院の関連施設(独身将校宿舎、血液保存施設等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年3月、海軍病院開院 ・平成25年3月、海軍病院の関連施設(予防医療センター・アルコールリハビリセンター等)の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成27年12月、海軍病院の関連施設(外身将校宿舎、血液保存施設等)を提供 ※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
牧港補給地区 【部分】→ 【全面】※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 ・平成27年12月、国道拡幅を目的とした一部土地の返還について、合同委員会合意 ・平成30年3月、一部土地の返還(約3ha)
那覇港湾施設 【全面】→ 【全面】※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載
住宅統合 f d s i i i i i i i i i i i i i i i i i i	第一段階 ゴルフレンジ地区 ・平成11年4月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成14年7月、高層住宅2棟を提供 ・平成18年7月、アンダーパスを提供 第二段階 サダ地区 ・平成14年2月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等を提供 第三段階 北谷東地区 ・平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等を提供 第三段階 北谷東地区 ・平成16年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成20年6月、低層住宅35棟等を提供 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区 ・平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成27年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成18年5月、アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟等を提供 ※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載 ※平成25年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の下でのOHC計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸(整備区域において撤去される住宅の代替を含む。)を建設と記載

【訓練及び運用の方法の調整】

事 項	進 捗 状 況	
県道104号線越え実弾砲 兵射撃訓練	・平成9年度、本土の5演習場に移転	
パラシュート降下訓練	・平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施	

【騒音軽減イニシアティブの実施】 1.実施済みのもの

1. 天旭府のいもの	
事 項	進 捗 状 況
嘉手納飛行場における海 軍駐機場の移転	・平成17年6月、洗濯施設の移転・整備について日米合同委員会合意 ・平成20年9月、洗機施設を提供 ・平成21年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・平成22年10月、敷地造成、駐機場・誘導路等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成23年4月、駐車場及びユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年2月、整備格納庫タイプII等の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成25年7月、駐機スペース等を提供 ・平成26年7月、格納庫等の建設の実施について、日米合同委員会合意 ・平成28年12月、整備格納庫等の提供について、日米合同委員会合意 ・平成29年1月、移駐完了
* でな。 嘉手納飛行場における遮 音壁の設置	・平成12年7月、提供

2.米軍再編事案として取り組んでいるもの

事 項	進 捗 状 況
KC-130航空機の移駐※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開と記載

年月	別し台/他収に見りるだ様 経 雄
	権 橋本総理(当時)・モンデール大使(当時)会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO 中間報告
1996 (平成8) 年 4月	→今後5~7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO 最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設(撤去可能なもの)
1999(平成11)年11月	稲嶺沖縄県知事(当時)、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長(当時)、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
02 (平成14) 年 7月	防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
	ラムズフェルド国防長官(当時)、沖縄訪問
8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍へリ墜落
05 (平成17) 年10月	「2+2」共同発表 →新たな案(キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型)で合意
06 (平成18) 年 4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意(V字案)
5月	・「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) →1999(平成11)年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
	環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
09 (平成21) 年 4月	環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
10 (平成22) 年 5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書
11 (平成23) 年 6月	「2+2」共同発表 →代替の施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替の施設の計画を14(平成26)年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
11 (平成23) 年12月 ~12 (平成24) 年 1月	環境影響評価書を沖縄県知事に送付
12 (平成24) 年 2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する 進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認 海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展 から切り離すことについて、合意
12月	環境影響評価書(補正後の評価書)を沖縄県知事などに送付
13 (平成25) 年 3月	公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出
4月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」公表 →移設等により22(平成34)年度又はその後に普天間飛行場を返還可能
10月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であると の認識を再確認
12月	沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立を承認
14 (平成26) 年 7月	代替施設建設事業に着手
15 (平成27) 年 4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治 上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
10月	・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認を取消し ・沖縄防衛局が国土交通大臣に対し、沖縄県知事からの普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認の取消処分に対する審査請求書及び執行停止申立て ・国土交通大臣が、沖縄防衛局の申立てを認め、埋立承認取消処分の執行停止を決定
11月	・日米首脳会談及び日米防衛相会談 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の取消しを求め、代執行訴訟を提起
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

年 月	経緯
16(平成28)年 3月	・国が裁判所の和解案受入れ ・埋立工事の中止 ・国土交通大臣が沖縄県に対し、取消処分の是正指示 ・沖縄県が国土交通大臣が出した是正指示につき、国地方係争処理委員会への審査申出
4月	日米首脳会談 →辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変であり、「急がば回れ」の考えの下、和解を決断したものである旨説明したうえで、辺野古移設を一日も早く完了することにより、普天間返還を実現したい旨述べるとともに、沖縄の負担軽減について、引き続きともに取り組んでいきたい旨発言。米側から、普天間飛行場の辺野古移設に関する訴訟の和解について、安倍内閣総理大臣の戦略的な判断として理解している、引き続き緊密に協力して取り組んでいきたい旨発言
6月	・国地方係争処理委員会が審査結果を通知 ・日米防衛相会談 →日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、日本政府の考えを十分に理解する、 引き続き緊密に協力していきたい旨発言
7月	・国土交通大臣が不作為の違法確認訴訟を提起
9月	・日米防衛相会談 →日本側より、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、引き続き緊密に協力していく旨発言
12月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の移設に関し、辺野古移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・不作為の違法確認訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却(国勝訴が確定) ・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立ての承認取消処分を取り消し ・善まて間飛行場代替施設建設事業を再開 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との立場は不変であり、最高裁判決を受け、工事を再開した、今後政府として工事を着実に進めていきたい旨説明
17(平成29)年 2月	・日米防衛相会談 →普天間飛行場の移設に関し、辺野古移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策であることを確認
4月	公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始
7月	沖縄県が、知事の許可を受けることなく、岩礁破砕等をしてはならないことを求める訴訟を提起
8月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の固定化を避けるためには、辺野古への移設が唯一の解決策であることを改めて確認

|資料31 | 嘉手納以南 施設・区域の返還時期(見込み)

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区	返還済
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の北側進入路	返還済
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の第5ゲート付近の区域	2014年度またはその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設技術部地区内の倉庫地区の一部	2019年度またはその後 1
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	·
キャンプ桑江 (キャンプ・レスター)	2025年度またはその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の喜舎場住宅地区の一部	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリドー	2024年度またはその後 ^{2、3}
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度またはその後
那覇港湾施設	2028年度またはその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度またはその後
普天間飛行場	2022年度またはその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するにともない、返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の追加的な部分	-
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の残余の部分	2024年度またはその後4

- (注) 1 白比川沿岸区域も同時期に返還可能
 - 2 この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

 - 3 インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能 4 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料32 米軍オスプレイのわが国への配備の経緯

2011 (平成23) 年 6月 6日	米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されている CH-46 を MV-22 オスプレイに換装する旨の発表
2012 (平成24) 年6月13日~	環境レビューの結果、MV-22のパンフレットなどを沖縄県および関係自治体などに説明
6月29日~	MV-22オスプレイの沖縄配備に係る接受国通報及び米国防省プレスリリース ・2012年10月に1個飛行隊を配備(7月下旬に岩国陸揚げ) ・2013年夏にさらに1個飛行隊を配備 ・墜落事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなる MV-22オスプレイの飛行運用もせず
7月23日	岩国飛行場へ陸揚げ
9月19日	「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を公表(政府として安全性を確認) 合同委員会でオスプレイの運用に関する事項について合意
10月 6日	普天間飛行場への移動完了
13 (平成25) 年 1月28日	県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出
4月30日	MV-22飛行隊配備にかかる米側からの説明(2013年夏に岩国陸揚げ)を関係自治体に説明
7月30日	2個目飛行隊、岩国飛行場へ陸揚げ
9月25日	普天間飛行場への移動完了
15 (平成27) 年 5月11日	米国防省が2017年後半からCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の発表
16 (平成28) 年12月13日	沖縄県名護市沖でMV-22オスプレイ1機が不時着水
17 (平成29) 年 2月 1日	木更津駐屯地における MV-22 オスプレイの定期機体整備の開始
3月14日	米国防省が横田飛行場に配備予定のCV-22オスプレイの到着を延期する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供
8月5日	第31 海兵機動展開部隊(普天間)所属のMV-22 オスプレイが豪州東海岸沖で事故
18 (平成30) 年 4月 3日	米国防相が、2018年夏頃に、CV-22オスプレイを5機配備すること、今後数年間で段階的に計10機を配備する 旨の発表

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要

1 目的

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の 負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、次に掲げる特別の措置等を講じ、<u>駐留軍等の再編の円滑な実施に資すること</u> を目的

2 特別の措置等

- (1)負担が増加する市町村に対する再編交付金
- 国は、駐留軍等の再編に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認め られる防衛施設を指定。駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、当該防衛施設の周辺市 町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付
- 再編交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施 から経過した期間に応じて交付
- (2) 特に負担の大きい地域に対する公共事業の特例
- <u>特に負担の大きな市町村を含む地域を再編関連振興特別地域</u>として指定し、道路、港湾等を整備する際の自治体の<u>負担割合</u> <u>の特例</u>を設けること等により、当該地域の振興を図ること
- 振興計画(再編関連振興特別地域整備計画)の策定等に関して審議すること
- (3) 駐留軍等労働者に係る措置
- 駐留軍等労働者の雇用の継続に資するように技能教育訓練等を実施

3 法律の期限

平成39年3月31日まで。ただし、再編交付金の交付については、再編の実施の状況に応じて最長で平成44年3月31日まで

- ※1:本法の有効期限については、制定当初は平成29年3月31日までであったが、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法
 - 律により 10 年間延長され、平成 39 年 3 月 31 日までとなった。 2 :本法による特別の措置等については、制定当初は、上記の $2(1)\sim(3)$ ほか、駐留軍のアメリカ合衆国(グアム)への移転を促進するため、 当該移転に係る家族住宅及びインフラの整備への出融資を実施するための株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていた。 しかしながら、平成24年4月の「2+2」共同発表において、在沖米海兵隊のグアム移転に係る日本側の財政的コミットメントは直接的 な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援(出融資)は利用しないことが確認されたことを受け、平成29年3月31日に施行された 同法の一部を改正する法律により、当該規定は廃止された。

資料34

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

※漢数字は、数字に置き換えた。

(平成29年1月16日署名)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)(以下「両締約国政府」と総称する。)は、

共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づく日本国における合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

2016年7月5日に両締約国政府により「軍属を含む日米地位協定 上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直し に関する日米共同発表」が発表され、また、同発表が、同盟の協力 の精神並びに同盟を更に強化するとともに地域及び世界の複雑な安 全保障環境において抑止力を高めるとの日本国及び合衆国の相互の 決意を確認していることに留意し、

条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たっての地位協定第1条(b)に規定する軍属(以下「軍属」という。)の構成員が担う不可欠な役割並びに地位協定上の地位を有する合衆国の要員のための訓練及び教育の過程の重要性を認め、

地位協定を補足するこの協定を含む軍属に係る扱いについての枠 組みを設けることにより、両締約国政府の間の協力を強化すること を希望し、

地位協定第25条1に規定する合同委員会(以下「合同委員会」という。)の有する地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国政府の間の協議機関としての継続的な有効性を確認し、

軍属に係る扱いについての協力を推進することが条約の目的の達成及び同盟の強化に一層寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第1条

この協定は、軍属に係る扱いについての両締約国政府の間の協力 を促進することを目的とする。

第2条

両締約国政府は、合同委員会の枠組みにおいて作業部会を設置する。両締約国政府は、作業部会を通じてこの協定の実施に関する協議を開始する権利を保持する。

第3条

両締約国政府は、条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たり 不可欠な役割を果たしている軍属の範囲を明確にするため、合同委 員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

- 1 合衆国政府は、両締約国政府が合同委員会に対して作成する よう指示を与える種別に従って、軍属の構成員を認定する。
- 2 両締約国政府は、また、コントラクターの被用者の職に関 し、軍属の構成員としての認定を受けるための適格性を評価する際 に合衆国政府が使用する基準について合同委員会に対して作成する よう指示を与える。当該基準は、軍属の構成員としての認定を受け る資格を有する者が任務の遂行上必要とされる技能又は知識を有す るように作成される。

第4条

両締約国政府は、また、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確保する仕組み及び手続を強化するため、合同委員会の枠組みを通じて協力する。

第5条

- 1 両締約国政府は、日本国政府に対し軍属の構成員として認定されたコントラクターの被用者について速やかに通報が行われるよう合同委員会の枠組みを通じて手続を定める。両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請があったときは、当該通報に関し作業部会で協議する。
- 2 合衆国政府は、第3条に定める指示による基準の作成を受けて、 軍属の構成員として認定されているコントラクターの被用者が実際にそのような地位を得る資格を有していることを確保するため、当該コントラクターの被用者についての制度化された定期的な見直しのための手続を定め、及び維持する。
- 3 両締約国政府は、軍属に関する定期的な報告のため、第2条に 規定する作業部会を通じて手続を定める。合衆国政府は、当該報 告を日本国政府に対して提供する。

第6条

両締約国政府は、この協定の実施に関連して両締約国政府の間に 紛争が生じた場合には、地位協定第25条に定める問題を解決する ための手続に従い当該紛争を解決する。

第7条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、外交上 の経路を通じて1年前に他方の締約国政府に対して書面による通 告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

資料35 わが国のBMD整備への取組の変遷

93(平成5)年	5月29日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
95(平成7)年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」及び「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
00 (平片10) 年	8月31日:北朝鮮が日本上空を越える1発の弾道ミサイルを発射
98(平成10)年	海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛(BMD)に係わる日米共同技術研究」について安保会議及び閣議了承
99(平成11)年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした共同研究開始
02(平成14)年	米国がBMDの初期配備を決定
03(平成15)年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議及び閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
05(平成17)年	自衛隊法改正(弾道ミサイル等に対する破壊措置) 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安保会議及び閣議で決定
06(平成18)年	7月5日:北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、6発は日本海上に落下、1発は発射直後に爆発
07(平成19)年	ペトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦によるSM-3発射試験開始
09(平成21)年	3月27日:初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月5日:北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、東北地方上空から太平洋に通過 7月4日:北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
12(平成24)年	3月30日:弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月13日:北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海上に落下 12月7日:弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月12日:北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過
14(平成26)年	北朝鮮が3月、6月及び7月に弾道ミサイルを発射 3月3日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 3月26日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも600km以上飛翔し、日本海上に落下 6月29日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月9日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月13日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月13日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月26日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下
15(平成27)年	3月2日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下
16(平成28)年	北朝鮮が「人工衛星」と称するものを含め、1年間に20発以上の弾道ミサイルを発射 2月3日:弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 2月7日:北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過 3月10日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 3月18日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約800km飛翔し、日本海上に落下 4月15日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 4月23日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 4月28日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射 5月31日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 5月31日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射 6月22日:北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、1発目は約100km飛翔し、北朝鮮東岸付近に落下、 2発目は約400km飛翔し、日本海上に落下 7月9日:北朝鮮が3発の弾道ミサイルを発射 7月19日:北朝鮮が3発の弾道ミサイルを発射、1発目は約400km飛翔し、日本海上に落下、2発目は飛翔を継続せず日本海上に落下 せず細部不明、3発目は約500km飛翔し、日本海上に落下
	発 8月24日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 9月5日:北朝鮮が3発の弾道ミサイルを発射、いずれも約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 10月15日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 10月20日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射 12月22日:国家安全保障会議(NSC)9大臣会合において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロック IIA)の共同生産・配備段階への移行について決定
17(平成29)年	北朝鮮が2月以降、10発以上の弾道ミサイルを発射 2月4日:SM-3 Block IIA海上発射試験実施 2月12日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 3月6日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上に落下(3発はわが国EEZ内に落下) 4月5日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約60km飛翔し、日本海上に落下 4月16日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約50km離れた内陸部に落下 5月14日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約50km離れた内陸部に落下 5月14日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 5月21日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 5月29日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 5月29日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約400km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 6月22日:SM-3 Block IIA海上発射試験実施 7月4日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約400km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 7月28日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 8月29日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下 9月15日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、わが国上空を通過して太平洋上に落下 9月15日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約3,700km飛翔し、わが国上空を通過して太平洋上に落下 11月29日:北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下
18(平成30)年	1月31日:米国がSM-3 Block IIA 発射試験実施

資料36 弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について

平成29年12月19日 国家安全保障会議決定 議決定 閣

(新たな弾道ミサイル防衛システムの整備について)

1 現在、弾道ミサイルの脅威に対しては、「平成26年度以降に係 る防衛計画の大綱」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣 議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年 度)」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定。以下 「中期防」という。) に基づき対応してきているが、北朝鮮の核・ ミサイル開発は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫っ た新たな段階の脅威となっており、平素から我が国を常時・持続 的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る

必要がある。

- 2 このため、新たな弾道ミサイル防衛システムとして、弾道ミサ イル攻撃から我が国を常時・持続的に防護し得る陸上配備型イー ジス・システム (イージス・アショア) 2基を導入し、これを陸 上自衛隊において保持する。これにより、イージス・システム搭 載護衛艦及び地対空誘導弾 (ペトリオット) 部隊とともに弾道ミ サイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る能力の向上を図る。 (経費の取扱いについて)
- 3 平成29年度及び平成30年度における陸上配備型イージス・シ ステム (イージス・アショア) の整備に要する経費については、 中期防の総額の範囲内において措置する。

|資料37│防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組

12(平成24)年	4月:日米首脳会談において、サイバー問題についての政府一体となった関与を強化するべく包括的対話を立ち上げることで一致 6月:「内閣官房情報セキュリティセンター(NISC:National Information Security Center)」に「情報セキュリティ緊急支援チーム (CYMAT:CYber incident Mobile Assistance Team)」設置 9月:「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」策定
13(平成25)年	5月:日米首脳会談を踏まえ、「第1回日米サイバー対話」開催 7月:防衛省及びサイバーセキュリティに関心の深い防衛産業にて「サイバーディフェンス連携協議会(CDC:Cyber Defense Council)」を設置 8月:日米防衛相会談において、サイバーセキュリティ分野における日米防衛協力を一層促進する観点から、防衛当局間の協力の新た な枠組みを検討することで一致 10月:日米防衛当局間で「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ(CDPWG:Cyber Defense Policy Working Group)」を設置
14(平成26)年	3月:「自衛隊指揮通信システム隊」のもとに「サイバー防衛隊」新編 11月:「サイバーセキュリティ基本法」成立
15(平成27)年	 1月:内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」設置 1月:内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター (NISC: National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity)」設置 5月: CDPWG共同声明発表 9月:「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定
16(平成28)年	4月:防衛省に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を設置
18(平成30)年	1月:エストニアに所在する NATO サイバー防衛協力センター(CCDCOE)への日本の参加が承認される

|資料38| 災害派遣の実績(過去5年間)

年度	25	26	27	28	熊本地震※ (28)	29	九州北部豪雨※ (29)
件数	555	521	541	515	_	501	_
人 員(人)	8万9,049	6万6,267	3万0,035	3万3,123	約81万4,200	2万3,838	約8万1,950
車 両(両)	7,949	9,621	5,170	5,824	_	3,340	約7,140
航空機(機)	1,255	1,232	888	725	2,618	792	169
艦艇(隻)	51	0	2	11	300	39	0

※ 熊本地震及び九州北部豪雨については、それぞれ28年度及び29年度の派遣実績から除く。

資料39 国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況(平成29年度)

形態	訓練内容(想定)	日 付	場所(累積回数)
図上訓練	爆発物を用いたテロ	29.10.30	富山県(8回)
凶上訓練	化学剤を用いたテロ	29.11.7	栃木県(3回)
実動訓練	爆発物・化学剤を用い たテロ	29.11.9	神奈川県(5回)
図上訓練	爆発物を用いたテロ	29.11.22	福岡県(5回)
図上・実動訓練	弾道ミサイル落下	29.11.22	長崎県(4回)
図上訓練	爆発物・化学剤を用い たテロ	29.11.24	埼玉県(4回)
実動訓練	- 化学剤を用いたテロ	29.11.25	大分県(4回)
		30.1.12	愛知県(4回)
	爆発物を用いたテロ	30.1.15	高知県(2回)
	化学剤を用いたテロ	30.1.16	山形県(6回)
	爆発物を用いたテロ	30.1.17	岩手県(5回)
	添光物で用いたプロ	30.1.18	山梨県(3回)
図上訓練	化学剤を用いたテロ	30.1.19	岐阜県(4回)
	10子削を用いたプロ	30.1.23	奈良県(3回)
	爆発物・化学剤を用い たテロ	30.1.24	千葉県(3回)
	化学剤を用いたテロ	30.1.25	和歌山県(2回)
	爆発物を用いたテロ	30.1.26	長野県(3回)
図上訓練	爆発物を用いたテロー	30.1.30	宮崎県(5回)
四上訓練	※光がで用いたプロ	30.1.31	東京都(6回)

形態	訓練内容(想定)	日 付	場所(累積回数)	
図上・実動訓練	爆発物を用いたテロ・ 弾道ミサイル落下	30.2.1	徳島県(10回)	
	弾道ミサイル落下	30.2.2	鳥取県(5回)	
図上訓練		30.2.5	香川県(3回)	
凶上訓練	爆発物を用いたテロ	30.2.6	宮城県(2回)	
		30.2.7	青森県(4回)	
実動訓練	化学剤を用いたテロ	30.2.8	静岡県(4回)	
	爆発物を用いたテロ	30.2.9	福島県(3回)	
図上訓練	塚光彻を用いたテロ	30.2.13	大阪府(3回)	
	化学剤を用いたテロ	30.2.15	群馬県(2回)	

(注) 平成19年度については、15府県で実施 平成20年度については、18県で実施 平成21年度については、14都県で実施 平成22年度については、10府県で実施 平成23年度については、12道県で実施 平成24年度については、11県で実施 平成25年度については、12都県で実施 平成26年度については、13県で実施 平成27年度については、15都道県で実施 平成27年度については、22都府県で実施

資料40 多国間安全保障対話の主要実績(アジア太平洋地域・最近5年間)

(2013.4.1~2018.6.30)

		項 目	実 績
安保対話への参加アジア太平洋地域における	政府間	 拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合 (ADSOM プラス) ・高級事務レベル会合作業部会 (ADSOM プラス WG) ・専門家会合 (EWG) 海洋安全保障 EWG 防衛医学 EWG 対テロ EWG 人道支援・災害救援 EWG 平和維持活動 EWG 地雷処理 EWG サイバーEWG 日 ASEAN 防衛担当大臣会合 ASEAN 地域フォーラム (ARF) ・国防当局間会合 	(13.8, 15.11, 17.10) (13.4, 14.4, 15.2, 16.4, 17.4) (14.2, 15.1, 16.2, 17.3, 18.1) (13.5, 13.9, 14.1, 14.6, 14.10, 15.2, 15.9, 15.10, 16.3, 16.11, 17.11, 18.5) (13.10, 14.6, 14.10, 15.5, 15.9, 17.1, 17.12, 18.2) (13.9, 14.10, 15.10, 16.12, 17.7) (13.6, 14.1, 14.7, 14.12, 15.8, 15.12, 16.5, 16.12, 17.5, 17.9, 18.2, 18.4) (13.4, 14.2, 14.9, 15.3, 15.9, 16.10, 17.5, 17.10, 18.4) (14.6, 14.12, 15.10, 16.10, 17.5, 17.10, 18.4) (17.7, 17.11, 18.5) (14.11, 16.11, 17.10) (13.4, 13.5, 13.12, 14.4, 14.6, 14.12, 15.5, 15.6, 16.4, 16.5, 17.5, 17.6, 18.5, 18.6)
	民間主催	・IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)	(13.6、14.6、15.5、16.6、17.6、18.6)
おる安保対話	○ アジア太 (東京デ○ 国際防衛	ND防衛当局次官級会合 R平洋地域防衛当局者フォーラム ィフェンス・フォーラム) デ学セミナー B候補生会議	(14.2, 14.10, 15.9, 16.9, 17.9) (13.10, 15.3, 16.3, 17.3, 18.3) (13.7, 14.7, 15.7, 16.7) (14.3, 15.3, 16.3, 17.3, 18.2)

	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)	情報保護協定	安保・防衛協力文書
*国	日米相互防衛援助協定 54年3月 署名 54年5月 発効 対米武器技術供与取極 83年11月 締結(交換公文) 対米武器・武器技術供与取極 06年6月 締結(交換公文)	, , , ,	07年8月 署名・発効	日米安全保障条約 51年9月 署名 52年4月 発効 60年1月 署名 60年6月 発効 日米防衛協力のための指針 (ガイドライン) 78年11月 策定 97年 9月 策定 15年 4月 策定 96年 4月 日米安全保障共同宣言
オースト・ラリア	14年 7月 署名 14年12月 発効	10年5月 署名 13年1月 発効 17年1月 署名 17年9月 発効	12年5月 署名 13年3月 発効	03年 9月
英国	13年7月 署名・発効	17年1月 署名 17年8月 発効	13年7月 署名 14年1月 発効	04年1月
フランス	15年 3月 署名 16年12月 発効	18年1月「2+2」で大枠合意を確認	11年10月 署名・発効	14年7月 意図表明文書署名
⑤ インド	15年12月 署名 16年 3月 発効	_	15年12月 署名・発効	08年10月 日印安全保障共同宣言 14年 9月 覚書署名
韓国	_	11年1月 日韓防衛相会談で、意見 交換を進めることで一致	16年11月 署名・発効	09年4月 意図表明文書署名
インドネ シア	15年12月「2+2」で交渉開始に合意	_	_	15年3月 覚書署名
フィリピン	16年2月 署名 16年4月 発効	_	_	12年7月 意図表明文書署名 15年1月 覚書署名
スト ** ニュージー ランド	_	14年7月 日NZ首脳会談で、検討 することで一致	_	13年8月 覚書署名
ドイツ	17年7月 署名・発効	_	_	_
イタリア	17年5月 署名	_	16年3月 署名 16年6月 発効	12年6月 意図表明文書署名 17年5月 覚書署名
カナダ	_	18年4月 署名	=	10年11月 日加安全保障共同宣言
ロシア	_	_	_	99年8月 覚書署名 06年1月 改定
——— NATO	_	_	10年6月 署名・発効	14年5月 日NATO国別パートナーシップ 協力計画(IPCP)発表
マレーシア	18年4月 署名・発効	_	_	_
UAE	_	_	_	18年5月 覚書署名

[※]シンガポール、ベトナム、モンゴル、バーレーン、カンボジア、スウェーデン、スペイン、カタール、ジョージア、サウジアラビア、ヨルダン、コロンビア、オランダ、カザフスタン、チェコとも覚書に署名、トルコとも意図表明文書に署名

資料42 留学生受入実績(平成29年度の新規受入人数)

(単位:人)

																									· · ·	/ (/
国 名 機関名	タイ			シンガ ポール	マレーシア	ベトナム	カンボ ジア	東ティ モール		ミャンマー	インド	パキ スタン	韓国	モンゴル	オース トラリア	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ	バングラ ディシュ	カザフスタン	メキシコ	チェコ	スペイン	小計
防衛研究所	1					1				1	1		2			2										8
防衛大学校	5	2				11	2	2	4	2			3	3	1	9			7							51
陸自 (幹部学校など)	2			1			1			2	1	4	4	1	1	3										20
海自 (幹部学校など)	1	4								1	1		1		2											10
空自 (幹部学校など)										1	1	1	4													7
統合幕僚学校	1				1						1	2	1				1			1	1	2	1	1	2	15
合 計	10	6	0	1	1	12	3	2	4	7	5	7	15	4	4	14	1	0	7	1	1	2	1	1	2	111

		安全保障対話	概 要	最近の状況
防衛省	内部部局	日 ASEAN 防衛当局次官級 会合	防衛省の主催により、09年から開催し、ASEAN加盟各国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	17年9月、ASEAN加盟各国の防衛当局次官級の参加を得て、第9回会合を福岡において開催し、「ASEAN50周年一成果と更なる一体性の強化」、「地域の安全保障情勢」及び「『ビエンチャン・ビジョン』一現状と今後の見通し」の3つのテーマについて、出席者の間で率直かつ建設的な意見交換を行った。
主催	局など	アジア太平洋地域防衛当局 者フォーラム(東京ディ フェンス・フォーラム)	防衛省の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。	18年3月に開催された第22回フォーラムでは、アジア太平洋地域の25か国に加え、フランス及び英国の計27か国、並びに、ASEAN事務局、欧州連合(EU)及び赤十字国際委員会(ICRC)の参加を得て、①「朝鮮半島情勢」、②「多様な危機への対応」及び③「国防当局間の相互信頼の促進一コミュニケーションと透明性」について幅広く議論を行った。
		アジア太平洋地域多国間協 カプログラム(MCAP: Multinational Cooperation program in the Asia Pacific)	陸自の主催により、14年度から毎年開催し、アジア太平洋地域の主要国などから軍人などの実務者を招き、地域各国に共通する課題に対する多国間による具体的な協力・取組について意見を交換する場としている。	17年11月、アジア太平洋地域などの11か国から参加を得て、「大規模災害における陸軍種の役割」をテーマとしたグループ討議および日米統合防災演習(TREX)研修などを行った。
	陸	陸上防衛部長級対話 (G5D: G5 Dialogue)	陸自の主催により、17年度から開催し、我が国と共通の価値観を有し、陸上自衛隊と緊密な関係にある各国の陸軍種等とアジア太平洋地域への平和と安定に陸軍種として主体的に貢献するため、多国間による同地域への関与のあり方について意見交換する場としている。	18年2月、米 (海兵隊を含む)、豪、英、仏の4か国5軍種の参加を得て、「陸軍種として、アジア太平洋地域の防衛協力の目指す方向性」をテーマとしたグループ討議、化学学校研修などを行った。
	自	陸軍兵站実務者交流 (MLST: Multilateral Logistics Staff Talks)	陸自の主催により、97年度から毎年開催し、アジア太平 洋地域および欧州地域の主要国などから兵站実務者を招 き、兵站協力などに関する意見を交換する場としている。	17年11月、アジア太平洋地域及び欧州地域の19か国からの 兵站実務者などの参加を得て、第21回陸軍兵站実務者交流 を開催し、「国際緊急援助活動における兵站協力」をテーマ として意見交換を行った。
		幹部学校多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋 地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練の あり方などに関する意見を交換する場としている。	17年8月、アジア太平洋地域17か国の陸軍大学学生などの 参加を得て、第17回陸自幹部学校指揮幕僚課程学生多国間 セミナー(The 17th Army Command and General Staff College Seminar)を開催し、「各国陸軍の大規模災害及び国際的な災害における救援活動への取組と連携の在り方」を テーマとして意見交換を行った。
	海	アジア・太平洋諸国海軍大 学セミナー(APNCS: Asia Pacific Naval College Seminar)	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	18年2月、17か国の海軍などの軍人や東京大学公共政策大学院、慶應義塾大学及びキャノングローバル戦略研究所からも参加者を得て、第21回のセミナーを開催し、「海軍の役割の変化」をテーマとして、参加者からの発表及び活発な意見交換を行った。また、部隊・文化研修を行い、海自及び日本の文化・歴史等の理解を深めた。
防衛省	日	WPNS次世代海軍士官短期交流プログラム(WPNS STEP: Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program)	海自の主催により、11年から毎年開催し、WPNS(西太平洋海軍シンポジウム)構成国等の海軍の次世代士官の参加を得て、わが国の安全保障環境、防衛政策及び防衛力整備、歴史・文化に対する参加者の理解を深化させる場としている。	17年10月、25か国の海軍士官などの参加を得て、第7回 WPNS次世代海軍士官短期交流プログラムを開催し、「21世 紀のアジア太平洋地域における海洋安全保障」をテーマとし て、各国海軍の新たな取り組みや装備品の展望等についての 発表、活発な意見交換を行った。
主催	空自	空軍大学セミナー	空自の主催により、15年から開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。(※96年から14年までは国際航空防衛教育セミナーとして実施)	17年11月、7か国から空軍大学関係者及び研究員を招へいし、「グレーゾーン事態等の課題への取り組み」をテーマとして基調講演、参加者からの発表及び意見交換を行った。
		指揮幕僚課程学生 多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋 地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と 各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	17年10月、22か国及び1組織の空軍大学学生などの参加を 得て第17回セミナーを開催し、「エアパワーの多国間協力の 方向性」をテーマとして意見交換を行った。
	防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校などの代表者を招へいして、国際情勢および安全保障などに関する討議を行う場としている。	16年7月、10か国を招へいし、第21回目のセミナーを開催し、「サイバーセキュリティに寄与する士官学校の教育・研究」をテーマとして意見交換を行った。なお、当該セミナーは16年を最後に閉会した。
	校	国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し各国の士官候補 生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交 換する場としている。	18年2月、20か国を招へいし、第21回目の会議を開催し、「理想の指揮官になるために」をテーマとして意見交換を行った。
		安全保障国際シンポジウム	防研の主催により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	17年7月、米国、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム及び国内から著名な研究者・実務者を招き、「アジア太平洋における海洋秩序の維持」を主題として意見交換を行った。
	防衛研究所	国際安全保障コロキアム	防研の主催により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度かつ専門的な報告および討議を行う場としている。	17年7月、米国、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナムの研究者・実務者を招くとともに、国内の専門家を交えて、「アジア太平洋における海洋秩序の維持」を議題として意見交換を行った。
	光 所	戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	17年9月、米国、英国、イスラエル及び国内の研究者を招き、 「非正規戦争の歴史的考察」を議題として意見交換を行った。
		アジア太平洋安全保障 ワークショップ	防研の主催により、10年から毎年開催し、アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。	18年1月、カンボジア、インドネシア、ミャンマー、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国及び米国の研究者を招き、「アジア太平洋諸国の安全保障概観と国防部門への影響」を議題に意見交換を行った。

T	その他の多国間対話	概要
	拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス: ASEAN Defense Ministers' Meeting-Plus)	2010年10月に発足。アジア太平洋地域における唯一の政府主催の国防大臣級会議であり、地域の安全保障に関する問題について意見交換を実施。2017年10月の第4回ADMMプラスにおいて、大臣会合の開催を従来の2年に一度から年次化することを決定。
	日 ASEAN 防衛担当大臣会合	日ASEAN防衛担当大臣会合は2014年に初めて開催。日本と全ASEAN加盟国の防衛担当大臣が、広範な安全保障問題について討議するとともに、今後の日ASEAN防衛協力を具体的に進展させる道筋について意見交換。
内部部局など	ASEAN地域フォーラム(ARF: ASEAN Regional Forum)	政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994(平成6)年から開催されている。現在26か国(ASEAN10か国(ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア(1995(平成7)年から)、ミャンマー(1996(平成8)年から)に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド(1996(平成8)年から)、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル(1998(平成10)年から)、北朝鮮(00(平成12)年から)、パナスタン(04(平成16)年から)、東ティモール(05(平成17)年から)、バングラデシュ(06(平成18)年から)、スリランカ(07(平成19)年から)を加えた26か国)と1機関(欧州連合(EU:European Union))がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。
	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS: Asia-Pacific Military Operations Research Symposium)	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
	ソウル安全保障対話(SDD:Seoul Defense Dialogue)	韓国国防部主催により、アジア太平洋、欧米各国の国防担当次官級の参加を得て、朝鮮半島問題を含む 地域の安全保障課題などに関して意見交換を行う場である。12年の第1回から参加している。
≪苺	アジア太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD: Asia-Pacific Chief of Defense Conference)	米国の主催または参加国との持ち回り共催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
統幕	アジア太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS: Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar)	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。18年の第47回セミナーは、わが国において約30か国及び機関の参加を得て開催予定である。
	太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC: Pacific Armies Chiefs Conference)	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍 参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年は、日本が初めて主催した。
	太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS: Pacific Armies Management Seminar)	米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催された。
陸自	太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC: Land Forces Pacific)	米陸軍協会(AUSA)主催により毎年米国ハワイにおいて実施されるシンポジウムであり、インド・アシア太平洋地域の各国陸軍種高官が、地域内における戦略的課題についてパネル討議及び懇談等を通じて意見交換する場である。
	豪州陸軍本部長会議(CAEX:Chief of Army's Exercise)	豪陸軍の主催により隔年で開催され、豪陸軍の高級幹部のほか、アジア太平洋地域の陸軍種などの長及び有識者が参加して、地域の陸軍種の課題などについて幅広く意見交換を行う場である。陸自は12年に初参加し、14年9月には陸幕長が初めて参加して講演を行った。
	米太平洋軍水陸両用指揮官シンポジウム(PALS: PACOM Amphibious Leaders Symposium)	アジア太平洋地域内友好国の水陸両用作戦能力向上に資するとともに、米太平洋海兵隊との関係強化、相互運用性向上を通じて地域の安定に寄与する観点から、米太平洋軍海兵隊の主催により、15年5月に初開催。以降、毎年1回開催され、第1回から参加している。
	米陸軍協会(AUSA)年次総会	米陸軍協会(AUSA)の主催により、米陸軍将官が意見交換を行い、14年以降、陸幕長が4回参加し、 講演を実施。
	国際シーパワーシンポジウム(ISS: International Sea power Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を 行う場である。69年の第1回から参加している。
	西太平洋海軍シンポジウム(WPNS: Western Pacific Naval Symposium)	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。
	西太平洋国際掃海セミナー (International MCM Seminar)	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。07年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。
	アジア太平洋潜水艦会議 (Asia Pacific Submarine Conference)	米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難などを中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。
海自	インド洋海軍シンポジウム(IONS: Indian Ocean Naval Symposium)	参加国の持ち回り主催により隔年で開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀総長などがインド洋における海洋安全保障について意見交換を行う場である。12年の第3回から参加している。
	豪海軍シーパワー会議(SPC:RAN Sea Power Conference)	「太平洋国際海洋展示会(PACIFIC International Maritime Exposition)」の一環として隔年で実施されている。同会議は、世界各国の海軍から参謀長級又は将官級の代表が多数参加するため、2国間交流及び多国間交流の機会となっている。
	地域シーパワーシンポジウム(RSS: Regional Seapower Symposium)	イタリア海軍の主催により隔年ごとに開催され、NATO各国の海軍参謀長等を中心に、海軍の共通の診 題について意見交換を行う場である。08年の第7回から参加している。
	国際海洋安全保障シンポジウム (IMSS:International Maritme Security Symposium)	インドネシア海軍の主催により隔年ごと開催され、西太平洋諸国の海軍参謀長等を中心に、海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。13年の第1回から参加している。
	ゴールダイアログ	スリランカ海軍の主催により毎年開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀長等が海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。10年の第1回から参加している。
	太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム(PACS:Pacific Air Chiefs Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。
空自	環太平洋空軍シンポジウム (PACRIM Airpower Symposium)	米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催(96年および97年は2回開催)され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。
	エアパワー会議(APC: Air Power Conference)	オーストラリアの主催により、隔年ごとに実施される空軍力に関する国際的な意見交換の場である。OC 年以降、これまでに6回参加している。

		その他の多国間対話	概 要					
	情報本部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC: Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference)	米太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催による、アジア太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。					
政府主	防衛	ARF国防大学校長等会議	ARF加盟各国の国防大学などが年1回持ち回りで会議を開催。アジア太平洋地域における安全保障上の課題と国防教育研究機関の役割について、主催者が中心となってテーマを決定し、それに基づき参加各国が発表・質疑応答を行う形式で行われる。日本からは防衛研究所が97年の第1回より全ての会議に参加、01年には東京での第5回会議を主催している。17年9月にフィリピンで開催された会議に共同議長国として参加した。					
催	研究所 NATO国防大学校長等会議		NATO国防大学とNATO加盟国・パートナー国の国防教育機関が持ち回りで開催する年次の国際会議。 各国の学校長が、国防高等教育を改善するための観点から意見交換を実施するとともに、NATO加盟国 防大学校長等会議 や中・東欧、地中海の対話国などとの間の教育交流促進に主眼を置く。日本からは防衛研究所が09年度 より、ほぼ毎回参加している(2013年度は招待なし)。16年5月にポーランドで開催された会議に参加 し、18年5月にクロアチアで開催された会議に参加した。					
	IISS アシ	英国の国際戦略研究所(IISS)の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣をアジア安全保障会議(シャングリラ会合) どの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、04年の第3回会でで、12年の第11回会合を除き、02年の第1回から防衛大臣(12年は防衛副大臣)が参加している。						
	IISS フラートン・フォーラム		IISS主催による、シャングリラ会合へのシェルパ会合(準備会合)。シャングリラ会合に参加する国の防衛当局関係者(局長級/参謀次長級)が対象で、地域の安全保障に関する問題について議論を行う。13年の第1回から参加している。					
民	IISS地域	或安全保障サミット(マナーマ対話)	IISS主催により、04年から毎年開催。湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、09年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、10年の第7回及び16年の第12回及び17年の第13回に防衛大臣政務官が参加した。					
間 主 催	ミュンヘン安全保障会議		62(昭和37)年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツをはじめ、米、英、仏などのNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部など各国要人が出席しており、09年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加し、16年の第52回、17年の第53回及び18年の第54回に防衛副大臣が参加した。					
			ハリファックス・インターナショナル・セキュリティー・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者(EU各国NATO担当相・国防相)の参加を得て、安全保障などに関して意見交換を行う場である。09年の第1回から参加している。					
			米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所(IGCC)が中心となり、参加国(中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア及び米国)から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している(18年は不参加)。					

資料45 ビエンチャン・ビジョン~日 ASEAN 防衛協力イニシアティブ~

趣旨

▶「ビエンチャン・ビジョン〜日 ASEAN 防衛協力イニシアティブ〜」は、将来の ASEAN との防衛協力に向けての日本のイニシア ティブ

▶同ビジョンに基づく実践的な活動を念頭に、2017年以降、日 ASEAN 防衛当局次官級会合でフォローアップ

内 容

- 1. 日 ASEAN 防衛協力の意義
- (1) 現在、アジア太平洋地域における安全保障上の課題がより深刻化。一国のみでの対応はますます困難なものに。
- (2) ASEAN はアジア太平洋地域における協力枠組みの中心であり、その重要性は増大。 日本と ASEAN は伝統的に強固なつながりを有しており、二国間及び多国間協力の強化推進が、地域の安定的な安全保障環境 を構築する上で極めて重要。
- (3) 2015年末にASEAN共同体が発足。ASEAN諸国との二国間協力とともにASEANとの協力がより重要に。 日本はASEAN共同体発足を歓迎し、ASEANの中心性・一体性を支持。
- 2. 日 ASEAN 防衛協力の実績:「交流」から「協力」への深化
- (1) 防衛交流の開始(1990年頃~):防衛交流を通じてASEAN諸国との相互理解・信頼関係を増進
- (2) 防衛協力の開始 (2000年頃~): 交流から各国との具体的な防衛協力へと段階的に深化
- (3) 防衛協力の深化 (2010年頃~):能力構築支援等のより具体的な協力の開始 (ADMMプラス発足とマルチの場を通じた協力の進展)
- 3. 今後の日ASEAN協力の方向性:「ASEAN全体」の能力向上に資する実践的な協力へ
- (1)協力の目的:「ASEAN個別の国」に加え、「ASEAN全体」の能力向上に資する協力を推進し、①自由、民主主義、基本的人権の原則の遵守・促進、②「法の支配」の貫徹、③地域協力の要となる ASEAN の中心性や一体性強化の動きを支援
- (2) 協力の方向性:地域の平和、安全及び繁栄を確保するための今後の日ASEAN防衛協力として、以下を重視 >紛争の平和的解決の基礎となる「法の支配」を貫徹するため、海洋及び航空分野における国際法の認識共有促進を支援 >平和と繁栄の基礎である海洋安全保障の強化のため、海洋及び上空の情報収集・警戒監視、捜索救難の能力向上を支援 >ますます多様化かつ複雑化する安全保障上の課題に対処するため、多分野にわたるASEANの能力向上を支援
- (3) 協力の手段:以下の多様な手段を組み合わせた実践的な防衛協力を実施
 - ① 国際法の実施に向けた認識共有促進:海洋安全保障に関わる国際法の運用に関する調査の実施、国際法セミナーの開催
 - ② 能力構築支援:人道支援・災害救援、PKO、地雷・不発弾処理、サイバーセキュリティ、防衛力整備の知見共有等の支援
 - ③ 防衛装備・技術協力:装備品・技術移転、防衛装備・技術協力に係る人材育成、防衛産業に関するセミナー等の開催
 - ④ 訓練・演習:多国間共同訓練・演習への継続的参加、自衛隊訓練へのオブザーバー招へい
 - ⑤ 人材育成・学術交流:オピニオンリーダー招へい
- (4) 上記の防衛協力を実施していくための日本側の体制強化についても取り組む。

日本、米国、タイ、シンガポール、インドネシア、 対方 面除	幕、自衛艦隊、航空支援集 即応集団、内局など
171~2 (タイ) 日本、木国、ダイ、ンノガボール、イントインア、 歌方面隊	
	幕、空幕、東北方面隊、中 、中央即応集団、自衛艦隊、 集団、内局など
日本、米国、タイ、シンガポール、インドネシア、 部方面隊、	幕、空幕、東北方面隊、中 、西部方面隊、中央即応集 艦隊、航空総隊、航空支援 局など
15.5~8 (フィジー、パプア 日本、米国、オーストラリア、カナダ、韓国、マ 艦艇 1隻 ニューギニア、フィリピン) レーシア、シンガポール 人員 約6	
16.6~8 (東ティモール、ベトナム、パラオ、インドネロンフィック・パートナーシップ 日本、米国、オーストラリア、英国、カナダ、韓国、 艦艇 1隻 マレーシア、シンガポール、ニュージーランド 人員 約7	
17.3~5 (スリランカ、マレー シア、ベトナム) 日本、米国、オーストラリア、英国、韓国 艦艇 2隻 人員 約7	
18.3~6 (ミクロネシア、パラ オ、インドネシア、スリランカ、 ドカム) 日本、米国、オーストラリア、英国、韓国 インドナム)	50名
	局、東部方面隊、航空教育 衛隊横須賀病院、自衛隊大 約10名
	幕、空幕、東部方面隊、中 団、自衛艦隊、航空支援集
ADMM プラス 海洋安全保障実動訓練 (対テロ演習)	隻
ADMM プラス海洋安全保障実動訓 # 16.11 日本、米国、ブルネイ、オーストラリア、ニュー線(マヒ・タンガロア16) 日本、米国、ブルネイ、オーストラリア、ニュー艦艇 1隻	隻
(GPOI: Global Peace Operations Property 15.8 (マレーシア) $(\sqrt{58})$ (スタン、ハングラデシュ、フィリピン、フルネイ、 $(\sqrt{58})$ (スタン、ハングラデシュ、フィリピン、フィリン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリピン、フィリン、フィリア・フィリピン、フィリピン、フ	合幕僚学校、中央即応集団
lnitiative) キャップストーン演習 シャンティ・プラヤ3 17.3~4(マレーシア) 日本、米国、インド、インドネシア、カンボジア、 中央即応集 17.3~4(マレーシア) トラリアなど	集団
15.6~7(モンゴル) 日本、米国など 人員 約4	40名
多国間共同訓練(カーン・クェスト) 16.5~6(モンゴル) 日本、米国など 人員 約5 ※オブザー	50名 ーバーを含む
17.7~8(モンゴル) 日本、米国など 人員 約5 ※オブザー	50名 ーバーを含む
日本、米国、インドネシア、シンガポール、韓国、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、オーストラリア、ア、ニュージーランド、パプアニューギニア、カナダ	30名
16.4~5 (オーストラリア) 日本、米国、韓国、中国、オーストラリア、UAEなど 人員 約3	30名
17.4~5 (オーストラリア) 日本、米国、韓国、オーストラリア、UAEなど 人員 約2	20名
インドネシア主催多国間共同訓練 16.4 (インドネシア) 日本、米国、インドネシア、中国、ロシアなど 艦艇 1隻	
15.12 航空機 1 (ミクロネシア周辺海域) 人員 約2	
16.1~2(シンガポール~イ ンド周辺海域) 艦艇 1隻	
16.12 航空機 1 日米豪共同訓練 日本、米国、オーストラリア	
17.9 (日本周辺海域)	4隻
17.12 航空機 1 (ミクロネシア周辺海域) 人員 約2	

訓練名	時期 (場所)	参 加 国	自衛隊参加部隊など
	16.6(ハワイ周辺海空域		艦艇 1隻
	16.10(九州西方海域)		艦艇 1隻
	16.11(日本周辺海域)		艦艇 1隻
日米韓共同訓練	17.1 (日本周辺海域)	日本、米国、韓国	艦艇 1隻
	17.3(日本周辺海域)	口本、小国、挥国 	艦艇 1隻
	17.4(九州西方海域)		艦艇 1 隻 航空機 1 機
	17.10(日本周辺海域)		艦艇 2隻
	17.12(日本周辺海域)		艦艇 1隻
日米加共同訓練	16.3(三陸沖海域)	日本、米国、カナダ	航空機 2機
日米豪韓加共同訓練	16.9 (ハワイ周辺海域)	 日本、米国、オーストラリア、カナダ	艦艇 1隻
	17.6 (南シナ海)		艦艇 2隻
日加新共同訓練	17.6(四国南方海域)	日本、カナダ、ニュージーランド	艦艇 1隻
米印主催海上共同訓練	15.9~11 (インド東方海空域)	日本、米国、インド	艦艇 1隻
(マラバール)	16.6 (佐世保~沖縄東方海域)	日本、米国、インド	艦艇 1隻 航空機 3機
日米印共同訓練 (マラバール)	17.6 (インド東方海空域)	日本、米国、インド	艦艇 2隻
日米印共同訓練	17.11 (日本周辺海域)	日本、米国、インド	艦艇 1隻
豪州海軍主催多国間海上共同訓練 (カカドゥ)	16.9 (オーストラリア周辺海域)	日本、米国、オーストラリアなど	艦艇 1隻 航空機 2機
豪州主催拡散に対する安全保障構 想(PSI)海上阻止訓練	16.9 (オーストラリア及びオース トラリア周辺海空域)	日本、米国、オーストラリアなど	航空機 1機人員 約20名
米国主催国際掃海訓練	17.9 (アラビア半島周辺海域)	日本、米国など	艦艇 2隻
米国主催国際海上訓練	17.5 (バーレーン)	日本、米国など	人員 数名
米比共同訓練 (カマンダグ)	17.9~10 (フィリピン共和国ルソン島)	日本、米国、フィリピン	人員 14名
西太平洋掃海訓練	15.8(シンガポール及びインドネシア周辺海域)	日本、インドネシア、シンガポールなど	艦艇 3隻
	17.6(グアム周辺海域)	日本、米国など	人員 5名
西太平洋潜水艦救難訓練	16.5(韓国周辺海域)	日本、米国、韓国、マレーシア、オーストラリア、 シンガポール 	艦艇 2隻
	16.2(米国グアム島及び同 周辺空域)		航空機 約20機 人員 約460名
日米豪共同訓練 (コープ・ノース・グアム)	17.2(米国グアム島及び同 周辺空域)	日本、米国、オーストラリア	航空機 約20機 人員 約480名
	18.2~3(米国グアム島及び 同周辺空域)		航空機 約20機 人員 約460名
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザン・ジャッカルー)	15.5、16.5、17.5(オース トラリア)	日本、米国、オーストラリア	人員 約100名
日米豪共同訓練 (ノーザン・レスキュー2015)	15.8(北海道)	日本、米国、オーストラリア	北部方面隊 人員 約3,300名、車両 約300両
日米豪共同訓練 (南海レスキュー2017)	16.7(中部方面区)	日本、米国、オーストラリア	中部方面隊 人員 5,500名、車両 約700両、 航空機 10機
RIMPAC (環太平洋合同演習)	16.6~8(ハワイ周辺海空域、米国西海岸周辺海域)	日本、米国、インド、インドネシア、韓国、中国、 フィリピン、マレーシア、オーストラリア、コロン ビア、チリなど	艦艇 2隻、航空機 2機、 西部方面隊など
ニュージーランド海軍主催多国間 共同訓練(ナタヒ)	16.11 (ニュージーランド周辺海空 域)	日本、ニュージーランドなど	航空機 2機
ニューカレドニア駐留仏軍主催多 国間訓練(南十字星)	16.11 (ニューカレドニア)	日本、米国、シンガポール、オーストラリア、トンガ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、カナダ、チリ、英国、フランス	人員 5名
ニューカレドニア駐留仏軍主催多	15.9~10 (ニューカレドニア)	日本、フランス、米国、シンガポール、オーストラリア、トンガ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、カナダ、チリ、英国	人員 7名
国間訓練(赤道)	17.9(ニューカレドニア)	日本、フランス、米国、オーストラリア、トンガ、 ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、 フィジー、英国	人員 1名
日米仏共同訓練	15.5(九州西方海域)	日本、米国、フランス	艦艇 1隻、航空機 2機
日仏英米共同訓練	17.5(九州西方〜グアム〜 北マリアナ諸島)	日本、フランス、イギリス、米国	人員220名、艦艇 1隻、 航空機 2機

訓練名	時期 (場所)	参 加 国	自衛隊参加部隊など
パキスタン海軍主催多国間海上共 同訓練(アマン17)	17.2(パキスタン周辺空域)	日本、パキスタンなど	航空機 2機
マレーシア海軍主催多国間海上演習	17.3(マレーシア周辺海域)	日本、マレーシア、米国など	艦艇 1隻
多国間海賊対処共同訓練	17.4(アデン湾)	日本、米国、イギリス、韓国	艦艇 1隻、航空機 1機

資料47 最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)

(2015.4.1~2018.6.30)

		(2015.4.1~2	2018.6.30)
	15.5	日豪防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))	
	15.6	豪国防大臣訪日(防衛相会談)	
	15.8	豪国防軍司令官訪日	
	15.10	日豪防衛相電話会談	
	15.11	日豪防衛相会談(マレーシア(第3回ADMMプラス))	
	15.11	防衛大臣訪豪 (第6回外務・防衛閣僚級協議)	
	16.4	豪陸軍本部長訪日	
	16.8	豪国防大臣訪日(防衛相会談)	
	16.9	陸幕長訪豪	
**************************************	17.1	首相訪豪(首脳会談)	
首脳、防衛首脳などの ハイレベル交流		☆日豪ACSA署名	
ハイレベル文派	17.1	海幕長訪豪	
	17.2	空幕長訪豪	
	17.4	豪国防大臣訪日(第7回外務・防衛閣僚協議、防衛相会談)	
	17.6	豪陸軍本部長訪日	
	17.7	防衛副大臣訪豪	
	17.9	豪空軍本部長訪日	
	17.9	日豪防衛相電話会談	
	17.10	日豪防衛相会談(フィリピン(第4回 ADMM プラス))	
	18.1	豪首相訪日(首脳会談、防衛大臣と豪首相との懇談)	
	18.3	空幕長訪豪	
	15.9	日豪防衛当局間協議	
防衛当局者間の定期協議	18.1	日豪防衛当局間協議	
	15.10	日豪トライデントの実施(海)	
	16.3-5	日豪トライデントの実施(海)	
	16.5	日豪共同訓練の実施(海)	
	16.9	豪空軍機(KC-30A)の米軍横田基地訪問及び空中給油・輸送機部隊間交流の実施	
	16.12	豪空軍機(政府専用機B-737)の千歳基地訪問及び特別輸送機部隊間交流の実施	
	17.2	空自空中給油・輸送機(KC-767)のオーストラリア派遣	
部隊間の交流など	17.8	中央即応集団司令官による豪陸軍第 1 師団訪問	
	17.10	日豪トライデントの実施(海)	
	17.10	豪空軍機 (C-130J) の入間基地訪問及び輸送機部隊間交流の実施	
	17.11	日豪共同訓練の実施(海)	
	17.11	C-2の豪州派遣(国外運航訓練)及び部隊間交流の実施	
	17.12	中央即応集団司令部と豪第1師団との部隊間交流の実施	
	15.5	日米豪防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))	
	15.6	第3回日米豪シニア・レベル・セミナー(タウンズビル)(陸幕長)	
	16.6	第4回日米豪シニア・レベル・セミナー(ハワイ)(陸幕長)	
	16.2	日米豪安全保障・防衛協力会合(SDCF)	
日米豪3か国の協力	16.10	日米豪安全保障・防衛協力会合(SDCF)	
(訓練は資料編46参照)	17.6	第5回日米豪シニア・レベル・セミナー(日本)(陸幕長)	
	17.6	日米豪防衛相会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合))	
	18.5	日米豪安全保障・防衛協力会合(SDCF)	
	18.6	日米豪防衛相会談(シンガポール(第17回シャングリラ会合))	
	1 . 0.0	The state of the s	

		(2015.4.1~2018.6.3
	15.5	日韓防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))
	15.9	日韓防衛次官級会談(ソウル(第4回ソウル・ディフェンス・ダイアログ))
	15.10	防衛大臣政務官訪韓
	15.10	防衛大臣訪韓 (防衛相会談)
	15.10	空幕長訪韓(ソウルADEX参加)
	16.1	日韓防衛相電話会談
	16.2	日韓防衛相電話会談
	16.3	海幕長訪韓
	16.4	韓陸軍参謀総長訪日
	16.6	日韓防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
防衛首脳などのハイレベ	16.9	日韓防衛次官会談(ソウル(第5回ソウル・ディフェンス・ダイアログ))
ル交流	16.9	日韓防衛相電話会談
	17.3	日韓防衛相電話会談
	17.5	日韓防衛相電話会談
	17.6	日韓防衛相会談 (シンガポール (第16回シャングリラ会合))
	17.7	日韓防衛相電話会談
	17.7	日韓防衛相電話会談
	17.9	陸幕長訪韓(PACC参加)
	17.10	日韓防衛相会談(フィリピン(第4回ADMMプラス))
	18.4	韓陸軍参謀総長訪日
	18.6	日韓防衛相会談(シンガポール(第17回シャングリラ会合))
	15.4	第10回日韓安保対話(ソウル)
防衛当局者間の定期協議	15.8	第21回日韓防衛実務者対話(ソウル)
	18.3	第11回日韓安保対話(東京)
	15.10	日韓捜索・救難共同訓練(海)、韓国海軍艦艇の観艦式への参加
	15.11	自衛隊音楽まつりへの韓国海軍軍楽隊参加
	16.5	海自艦艇の韓国主催西太平洋潜水艦救難訓練への参加(海)
	16.5	西部方面総監の訪韓(陸)
	16.6	佐世保地方総監の訪韓(海)
部隊間の交流など	16.7	韓国海軍P-3Cの厚木基地訪問(海)
	17.2	韓国第2作戦司令官の訪日(陸)
	17.10	海自練習艦隊の寄港(平沢(ピョンテク))(海)
	17.12	韓国海軍巡航練習戦団の寄港、日韓捜索・救難共同訓練(横須賀)(海)
	18.3	海自P-3C の韓国基地訪問(浦項)(海)
	15.4	日米韓防衛実務者協議(ワシントン)
	15.5	日米韓防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))
	16.1	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	16.2	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	16.2	日米韓参謀総長級テレビ会議
	16.6	日米韓防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
	16.9	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	16.10	日米韓参謀総長級会談(ワシントン)
	16.12	日米韓防衛実務者協議(ソウル)
	17.3	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
日米韓3か国の協力	17.4	日米韓防衛実務者協議(東京)
	17.5	日米韓参謀総長級テレビ会議
	17.6	日米韓防衛相会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合))
	17.7	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.8	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.9	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.10	日米韓防衛相会談 (フィリピン (第4回 ADMM プラス))
	17.10	日米韓参謀総長級会議(ハワイ)
	17.12	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	18.3	日米韓防衛実務者協議(ワシントン)
	18.6	日米韓防衛相会談(シンガポール(第17回シャングリラ会合))
	. 5.5	The state of the s

		(2013.4.11-2018.0.30)
	15.11	日印防衛相会談(マレーシア(第3回 ADMM プラス))
	15.11	インド陸軍参謀総長訪日
	15.12	首相インド訪問(首脳会談)
		☆防衛装備品・技術移転協定、秘密軍事情報保護協定に署名
	16.2	海幕長インド訪問
	16.6	日印防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
************************************	16.7	防衛大臣インド訪問(防衛相会談)(デリー)
首脳、防衛首脳などの ハイレベル交流	16.11	防衛事務次官インド訪問
7、10、00支加	16.12	空幕長インド訪問
	16.12	インド海軍参謀総長訪日
	17.4	陸幕長インド訪問
	17.5	インド国防大臣訪日(防衛相会談)
	17.9	インド国防大臣訪日(防衛相会談)
	18.1	統幕長インド訪問 (ライシナ・ダイアローグへの参加)
	18.3	統幕長インド訪問
	15.4	第3回次官級「2+2」、第4回防衛政策対話(デリー)
	16.2	第1回日印空軍種スタッフトークス(東京)
な クロン 田 の ウ 切り 幸	16.3	第6回日印海軍種スタッフトークス(東京)
防衛当局者間の定期協議	16.11	第4回日印陸軍種スタッフトークス(東京)
	17.3	第4回次官級「2+2」、第5回防衛政策対話(東京)
	18.1	第7回日印海軍種スタッフトークス(デリー)
	15.12	飛行安全分野における専門家交流(日本)
	16.2	インド海軍主催国際観艦式参加(インド東方海域)
	16.3	テストパイロット分野における専門家交流(インド)
	16.3	U-4 輸送機部隊間交流(インド)
	16.3	テストパイロット分野における専門家交流 (日本)
	16.6	インド空軍輸送機部隊隊員を空自部隊に受け入れ輸送機部隊間交流(要員のみ、日本)
	16.8	日印親善訓練(海)
部隊間の交流など	16.7	KC-767空自空中給油・輸送機のインド派遣
	16.12	日印親善訓練(海)
	17.3	人道支援・災害救援分野におけるインド空軍へリコプター搭乗員との部隊間交流 (日本)
	17.9	日印親善訓練(海)
	17.10	日印親善及び共同訓練(海)
	17.12	人道支援・災害救援分野におけるインド空軍へリコプター部隊での部隊間交流(インド)
	18.1	日印共同訓練(海)
	18.5	日印共同訓練(海)

資料50 最近の日中防衛交流・協力の主要な実績(過去3年間)

(2015.4.1~2018.6.30)

15.5 日中防衛次官級会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合)) 日中防衛相会談(マレーシア(第3回ADMMプラス)) 日中防衛相会談(マレーシア(第15回シャングリラ会合)) 日中防衛次官級会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合)) 第2回日中防衛当局局長級協議(東京) 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第5回共同作業グループ協議(北京) 第14回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(北京) 第14回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(北京) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第6回共同作業グループ協議(東京) 第15回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(東京) 第15回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(東京) 第15回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(東京) 日内 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			(2013.4.11-2010.0.30)
15.6 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第5回共同作業グループ協議(北京) 第14回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(北京) 16.11 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第6回共同作業グループ協議(東京) 17.10 第15回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(東京) 18.4 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第7回共同作業グループ協議(北京)		15.11	日中防衛相会談(マレーシア(第3回 ADMM プラス))
National Nationa	防衛当局者間の定期協議	15.6 16.11 16.11 17.10	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第5回共同作業グループ協議(北京) 第14回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(北京) 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第6回共同作業グループ協議(東京) 第15回日中安保対話(外務・防衛次官級協議)(東京)

|資料51||最近の日露防衛交流・協力の主要な実績(過去3年間)

(2015.4.1~2018.6.30)

			(2010.4.1 2010.0.00)
		15.5	日露次官級会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))
- 11	防衛首脳などのハイレベ ル交流	17.3	露国防大臣訪日(第2回外務・防衛閣僚級協議、防衛相会談)
		17.11	露地上軍総司令官訪日
		17.12	露参謀総長訪日
17.1		17.1	第16回日露捜索・救難共同訓練
	部隊間の交流など	17.10	海自練習艦隊ウラジオストク寄港
		17.11	第17回日露捜索・救難共同訓練

			(= 0.00 m)	JO /
		15.5	防衛審議官インドネシア訪問	
		15.8	防衛審議官インドネシア訪問	
		15.9	インドネシア国防次官訪日(札幌(第7回日 ASEAN 次官級会合))	
		15.9	陸幕長インドネシア訪問	
		15.12	インドネシア国防大臣訪日(第1回外務・防衛閣僚級会合、防衛相会談)	
		15.12	インドネシア海軍参謀長訪日	
	インドネシア	1		
		16.4	海幕長インドネシア訪問	
		16.4	インドネシア陸軍参謀総長訪日	
		16.8	防衛審議官インドネシア訪問	
		16.9	インドネシア国防次官訪日(仙台(第8回日ASEAN次官級会合))	
		16.10	インドネシア空軍参謀長訪日(AFFJ)	
		16.11	統幕長インドネシア訪問	
		15.5	空幕長ベトナム訪問	
		15.9	ベトナム国防次官訪日(札幌(第7回日 ASEAN 次官級会合))	
		15.10	ベトナム人民軍副参謀総長訪日	
		15.11	防衛大臣ベトナム訪問(防衛相会談)	
		15.11	防衛審議官ベトナム訪問	
		16.7	統幕長ベトナム訪問(バシフィック・パートナーシップ)	
		16.8	防衛審議官ベトナム訪問	
	ベトナム	16.9	ベトナム国防次官訪日(仙台(第8回日 ASEAN 次官級会合))	
	1174	16.11	ベトナム国防次官訪日	
		17.6	ベトナム国防次官訪日	
		17.8	防衛審議官ベトナム訪問	
		17.9	ベトナム国防次官訪日(福岡(第9回日ASEAN次官級会合))	
		17.10	日ベトナム防衛相会談(フィリピン(第4回ADMMプラス))	
		18.1	陸幕長ベトナム訪問	
		18.4	ベトナム国防大臣訪日(防衛相会談)	
		1		
首		18.6	日ベトナム防衛相会談(シンガポール(第17回シャングリラ会合))	
首脳		45.5		-
wi		15.5	日シンガポール防衛相会談(シンガポール(第 14 回シャングリラ会合))	
R方		15.5	日シンガポール次官級会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))	
衛		15.5	統幕長シンガポール訪問(第14回シャングリラ会合)	
岩				
脳		15.7	防衛審議官シンガポール訪問	
た		16.2	空幕長シンガポール訪問	
防衛首脳などの			日シンガポール防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))	
ا کی	シンガポール	16.6		
/\		16.6	日シンガポール次官級会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))	
1		17.5	海幕長シンガポール訪問	
L				
べ		17.6	日シンガポール防衛相会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合))	
ル		17.6	日シンガポール次官級会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合))	
一		17.10	シンガポール陸軍司令官訪日	
交流				
//IL		18.2	空幕長シンガポール訪問	
		18.5	シンガポール国防大臣訪日(防衛相会談)	
		15.5	空幕長フィリピン訪問	
		15.5	日フィリピン次官級会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))	
			コーフィリピン大統領、国防大臣訪日	
		15.6		
		15.6	フィリピン陸軍司令官訪日	
		15.8	統幕長フィリピン訪問	
		1		
		15.9	フィリピン国防次官訪日(札幌(第7回日 ASEAN 次官級会合))	
		15.9	陸幕長フィリピン訪問	
		15.11	ー 日フィリピン防衛相会談(マレーシア(第3回 ADMM プラス))	
		1		
		16.2	☆防衛装備品・技術移転協定に署名	
		16.5	日フィリピン防衛相電話会談	
		16.9	フィリピン国防次官訪日(仙台(第8回日 ASEAN 次官級会合))	
		16.9	統幕長フィリピン訪問	
		16.10	フィリピン空軍司令官訪日(AFFJ)	
	フィリピン	17.2	フィリピン海軍司令官訪日	
		17.3	防衛副大臣フィリピン訪問	
		17.4	防衛審議官フィリピン訪問	
		17.5	空幕長フィリピン訪問	
		17.9	フィリピン国防次官訪日(福岡(第9回日 ASEAN 次官級会合))	
		17.10	防衛審議官フィリピン訪問	
		17.10	日フィリピン防衛相会談(フィリピン(第4回 ADMM プラス))	
		17.11	海幕長フィリピン訪問	
		18.3	防衛大臣政務官フィリピン訪問	
		1		
		18.4	フィリピン海軍司令官訪日	
		18.4	防衛大臣政務官フィリピン訪問	
		18.6	空幕長フィリピン訪問	
		18.6	日フィリピン防衛相会談(シンガポール(第17回シャングリラ会合))	
				_

		15.7	タイ国軍司令官訪日
		15.7	防衛審議官タイ訪問
		15.9	タイ国防副次官訪日(札幌(第7回日ASEAN次官級会合))
		16.2	統幕長タイ訪問
		16.3	防衛審議官タイ訪問
		16.5 16.6	タイ陸軍司令官訪日
		16.8	タイ国軍司令官訪日
		16.8	防衛審議官タイ訪問
	タイ	16.11	空幕長タイ訪問
		17.1	防衛事務次官タイ訪問
		17.5	タイ空軍司令官訪日
		17.11	防衛副大臣タイ訪問
		17.11 18.2	海幕長タイ訪問
		18.3	防衛審議官タイ訪問
		18.4	タイ国軍司令官訪日
		18.5	タイ空軍司令官訪日
		15.5	日カンボジア次官級会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合)) 防衛審議官カンボジア訪問
		15.6 15.9	DD側番譲目ガンホンド前回 カンボジア国防長官(次官級)訪日(札幌(第7回日ASEAN次官級会合))
		16.2	防衛審議官カンボジア訪問
	カンボジア	16.8	防衛審議官カンボジア訪問
		16.9 16.10	カンボジア国防長官(次官級)訪日(仙台(第8回日 ASEAN 次官級会合)) カンボジア空軍司令官訪日(AFFJ)
٠.		17.9	カンボジア国防大臣訪日(防衛相会談、福岡(第9回日ASEAN次官級会合))
首脳		17.9	カンボジア国防長官(次官級)訪日(福岡(第9回日 ASEAN 次官級会合))
防		15.7	ミャンマー空軍司令官訪日
防衛首脳などの		15.8 15.9	ミャンマー国軍副司令官兼陸軍司令官訪日 ミャンマー国防副大臣訪日(札幌(第7回日ASEAN次官級会合))
脳が		16.4	防衛審議官ミャンマー訪問
2		16.6	防衛大臣ミャンマー訪問
/\	ミャンマー	16.7 16.9	防衛審議官ミャンマー訪問 ミャンマー国防大臣・国防副大臣訪日(東京(防衛相会談)、仙台(第8回日ASEAN次官級会合))
イレ		16.10	マヤンマー国防人民・国防副人民が自一、保宗(防衛相会設)、 旧日(第0回日ASEAN 次自級会日)) ミャンマー空軍司令官訪日(AFFJ)
ベル		17.8	ミャンマー国軍司令官訪日
交流		17.9	ミャンマー国防副大臣訪日(福岡(第9回日ASEAN次官級会合))
ЛC		18.1	陸幕長ミャンマー訪問 ラオス国防次官訪日(札幌(第7回日ASEAN次官級会合))
		15.11	日ラオス防衛相会談(マレーシア(第3回ADMMプラス))
		16.2	防衛審議官ラオス訪問
	 ラオス	16.4 16.8	防衛審議官ラオス訪問 防衛審議官ラオス訪問
	732	16.9	ラオス国防副大臣訪日(仙台(第8回日 ASEAN 次官級会合))
		16.11	日ラオス防衛相会談(ラオス(第2回日 ASEAN 防衛担当大臣会合))
		16.11	防衛審議官ラオス訪問
		16.11	統幕長ラオス訪問 防衛審議官マレーシア訪問
		15.5	日マレーシア防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))
		15.9	マレーシア国防次官訪日(札幌(第7回日ASEAN次官級会合))
		15.11	マレーシア国軍司令官訪日
	マレーシア	15.11 16.8	日マレーシア防衛相会談、防衛審議官マレーシア訪問(マレーシア(第3回ADMMプラス)) 防衛審議官マレーシア訪問
		16.9	マレーシア国防次官訪日(仙台(第8回日ASEAN次官級会合))
		17.2	マレーシア海軍司令官訪日
		17.6 17.9	日マレーシア防衛相会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合)) マレーシア国防次官訪日(福岡(第9回日ASEAN次官級会合))
		18.4	☆防衛装備品・技術移転協定に署名
		15.9	ブルネイ国防次官訪日(札幌(第7回日 ASEAN 次官級会合))
		16.2 16.8	「防衛審議官ブルネイ訪問」 「防衛審議官ブルネイ訪問」
	ブルネイ	16.8	防衛事務次官ブルネイ訪問
		16.9	ブルネイ国防次官訪日(仙台(第8回日 ASEAN 次官級会合))
		18.2	防衛審議官ブルネイ訪問
防衛	インドネシア	16.10 17.7	第7回日インドネシア防衛当局間協議(東京) 第3回日インドネシア外務・防衛当局間協議、第8回日インドネシア防衛当局間協議(東京)
当局	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	15.12	第6回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話(東京)
防衛当局者間の定期協	ベトナム	16.11 17.8	第4回防衛次官級協議(東京) 第5回防衛次官級協議(ニッチャン)
の定	シンガポール	17.4	第15回日シンガポール防衛当局間協議(東京)
期	フィリピン	16.9	第4回日フィリピン防衛次官級協議(仙台)
議		17.2	第5回日フィリピン防衛次官級協議(東京)
	タイ	16.8	第13回日タイ外務・防衛当局間協議、第13回日タイ防衛当局間協議(バンコク)

R†	カンボジア	17.7	第5回日カンボジア外務・防衛当局間協議 第4回日カンボジア防衛当局間協議 (プノンペン)					
の定期協議	ミャンマー	17.7	第2回日ミャンマー防衛当局間協議(ネピドー)					
期当	ラオス	17.7	第2回日ラオス防衛当局間協議(ビエンチャン)					
協書								
""间	マレーシア	17.6	66回日マレーシア防衛当局間協議(クアラルンプール)					
	インドネシア	16.8 17.1	日インドネシア親善訓練(海) 日インドネシア部隊間交流 (ハリム) (空)					
	ベトナム	15.7 15.12 16.2 16.12 17.12	日ベトナム部隊間交流 (ホーチミン) (空) 日ベトナム部隊間交流 (ホーチミン) (空) 日ベトナム親善訓練への参加 (ベトナム) (海) 日ベトナム部隊間交流 (ダナン) (空) 日ベトナム部隊間交流 (ダナン) (空)					
	シンガポール	17.5 17.10 17.11	シンガポール海軍主催国際海洋観艦式への参加(シンガポール)(海) 日シンガポール部隊間交流(東京等)(陸) 日シンガポール部隊間交流(パヤレバ)(空)					
部隊間の交流など	フィリピン	15.5 15.6 16.7 16.9 17.1 17.5 17.5 17.9 17.11 18.2 18.5	日フィリピン共同訓練への参加(マニラ沖) 日フィリピン共同訓練への参加(パラワン沖) 日フィリピン部隊間交流(クラーク)(空) 日フィリピン親善訓練(海) 日フィリピン親善訓練(海) 米比共同演習「バリカタン17」への参加(フィリピン) 日フィリピン親善訓練(海) 日フィリピン親善訓練(海) 日フィリピン親善訓練(海) 日フィリピン親善訓練(海)					
など	タイ	17.1 17.9 17.11 17.11 18.1 18.2	日タイ部隊間交流(チェンマイ)(空) 日タイ親善訓練(海) 日タイ部隊間交流(ウタパオ)(空) タイ海軍主催 ASEAN50 周年記念観艦式への参加(パタヤ)(海) 日タイ部隊間交流(ドンムアン)(空) 日タイ親善訓練(海)					
	ミャンマー	16.3	日ミャンマー部隊間交流(ミンガラドン)(空)					
	ラオス	16.3 17.1	日ラオス部隊間交流 (ビエンチャン) (空) 日ラオス部隊間交流 (ビエンチャン) (空)					
	マレーシア	15.8 16.4 17.1 17.5 18.1	日マレーシア親善訓練(海) 日マレーシア親善訓練(海) 日マレーシア部隊間交流(スバン)(空) 日マレーシア親善訓練(海) 日マレーシア親善訓練(海)					
	ブルネイ	17.5 17.7 18.2	日ブルネイ親善訓練 日ブルネイ部隊間交流(バンダルスリブガワン)(空) 日ブルネイ親善訓練(海)					

		15.4	防衛大臣政務官ニュージーランド訪問
		15.5	日ニュージーランド防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))
		15.7	防衛審議官ニュージーランド訪問
		15.9	ニュージーランド国防次官訪日
		15.9	ニュージーランド空軍司令官訪日
		15.11	日ニュージーランド防衛相会談(マレーシア(第3回 ADMM プラス))
	ニュージーランド	16.6	日ニュージーランド防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
		17.2	空幕長ニュージーランド訪問
		17.5	防衛審議官ニュージーランド訪問
首脳		17.6	日ニュージーランド防衛相会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合))
`		17.7	防衛副大臣ニュージーランド訪問
防衛		17.7	ニュージーランド国防軍司令官訪日
防衛首脳などの		18.5	ニュージーランド空軍司令官訪日
脳な		15.5	日モンゴル防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))
ع ع		15.7	防衛事務次官モンゴル訪問
		15.10	モンゴル参謀総長訪日
ハイ	モンゴル	15.10	防衛審議官モンゴル訪問
レレ		16.7	防衛審議官モンゴル訪問
ベル		16.9	防衛大臣政務官モンゴル訪問
交流		16.10	モンゴル空軍司令官訪日
流	東ティモール	16.6	防衛大臣東ティモール訪問(防衛相会談)
		16.12	防衛大臣政務官スリランカ訪問
	スリランカ	17.7	防衛大臣政務官スリランカ訪問
	スリランカ	17.11	スリランカ国防担当国務大臣訪日
		18.3	統幕長スリランカ訪問
	モルディブ	16.12	防衛大臣政務官モルディブ訪問
	フィジー	18.3	フィジー国軍司令官訪日
	パプアニューギニア	17.2	パプアニューギニア国防軍司令官訪日
17-±	ニュージーランド	15.9	第9回日ニュージーランド防衛当局間協議(東京)
占衛		17.2	第10回日ニュージーランド防衛当局間協議(ウェリントン)
崩븰	名 カ モンゴル カ ア パキスタン	16.1	第3回日モンゴル外務・防衛安全保障担当局間協議、第3回日モンゴル防衛安全保障担当局間協議(東京)
定期協議 定期協議		17.8	第4回日モンゴル外務・防衛安全保障担当局間協議、第4回日モンゴル防衛安全保障担当局間協議(ウランバートル)
間の		16.8	第8回日パキスタン防衛当局間協議(イスラマバード)
•	ハイスメン	18.4	第9回日パキスタン防衛当局間協議(東京)
		15.11	PSI阻止訓練
		16.10	ニュージーランド空軍機(C-130H)の小牧基地訪問
	ニュージーランド	16.11	ニュージーランド海軍主催国際観艦式参加
		17.2	KC-767空自空中給油・輸送機のニュージーランド派遣
		17.6	日ニュージーランド親善訓練
		17.11	C-2のニュージーランド派遣(国外運航訓練)及び部隊間交流の実施
		15.4	日スリランカ親善訓練
		15.11	日スリランカ親善訓練
部隊		16.3	日スリランカ親善訓練
部隊間の交流など		16.4	日スリランカ親善訓練
か		16.5	日スリランカ親善訓練
流	スリランカ	16.7	日スリランカ親善訓練
など		16.12	日スリランカ親善訓練
		17.4	日スリランカ親善訓練
		17.7	日スリランカ親善訓練
		17.8	日スリランカ親善訓練
		17.12	日スリランカ親善訓練
		16.2	日パキスタン共同訓練
	パキスタン	17.1	日パキスタン共同訓練
	,	17.5	パキスタン空軍による空自部隊等訪問(市ヶ谷、浜松)
	モルディブ	15.4	日モルディブ親善訓練

			(2015.4.1~2018.6.30)
		15.9 16.1	海幕長英国訪問 英国国防大臣訪日 (第2回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談)
		16.6	日英防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
		16.9	「防衛副大臣英国訪問
		16.11	英空軍参謀長訪日
		17.1	☆日英物品役務相互提供協定(ACSA)署名、発効(17.8)
		17.4	英国国防省閣外大臣訪日
	/ ¥ 11 →	17.7	空幕長英国訪問 日本社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会
	イギリス	17.8 17.8	日英防衛相電話会談 英国首相訪日、いずも乗艦
		17.9	日英防衛相電話会談
		17.11	陸幕長英国訪問
		17.12	防衛大臣英国訪問(第3回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談)
		18.2	防衛事務次官英国訪問
		18.2	英海軍第一海軍卿訪日
		18.3 18.6	統幕長英国訪問 日英防衛相会談(シンガポール(第 17 回シャングリラ会合))
		16.1	古天防衛相会談(フンガホール(第17回フャンフラフ会合/// 防衛事務次官フランス訪問
		16.3	フランス海軍参謀総長訪日
		16.6	日仏防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
		16.6	防衛副大臣フランス訪問
		17.1	防衛大臣フランス訪問(第3回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談)
	フランス	17.6	日仏防衛相会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合))
		17.6 17.9	防衛副大臣フランス訪問(パリ国際航空宇宙ショー) 日仏防衛相電話会談
		17.11	体幕長フランス訪問
		18.1	フランス軍事大臣訪日(第4回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談)
		18.5	海幕長フランス訪問
防		18.6	日仏防衛相会談(シンガポール(第17回シャングリラ会合))
防衛首脳などの		15.5	日独防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合))
脳		15.9	防衛審議官ドイツ訪問
など		16.2 16.9	防衛副大臣ドイツ訪問(ミュンヘン安全保障会議) 防衛副大臣ドイツ訪問
のハ		16.9	統幕長ドイツ訪問
		17.2	防衛副大臣ドイツ訪問(ミュンヘン安全保障会議)
イレベ	ドイツ	17.7	防衛審議官ドイツ訪問(第1回日独次官級戦略的対話)
ル		17.7	☆防衛装備品・技術移転協定に署名
交流		17.9 18.2	日独防衛相電話会談 防衛副大臣ドイツ訪問(ミュンヘン安全保障対話)
		18.4	防衛政務官ドイツ訪問(ベルリン国際航空宇宙ショー)
		18.5	海幕長ドイツ訪問
		18.6	日独防衛相会談(シンガポール(第17回シャングリラ会合))
		16.6	日伊防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
		16.6	防衛副大臣イタリア訪問 イタリス国際大阪計算 イタリス国際大阪計算 イタリス国際大阪計算 イタリス国際大阪計算 イタリス国際大阪計算 イタリス国際大阪計算 イタリス国際大阪計算 イタリス国際大阪計算 イタリス国際・インストルート インスロップ インスロップ
	イタリア	17.5	イタリア国防大臣訪日 (防衛相会談) ☆防衛装備品・技術移転協定に署名
		17.9	日伊防衛相電話会談
		17.10	海幕長イタリア訪問
		18.2	防衛研究所と伊国防省研究・教育機関との交流文書署名
	オランダ	15.10	オランダ国防参謀総長訪日
		16.12	オランダ国防大臣訪日(防衛相会談)
	スペイン	18.1	スペイン国防大臣訪日(防衛相会談)
	ベルギー	15.2	防衛事務次官ベルギー訪問
		18.3	統幕長ベルギー訪問 12 12 12 12 12 12 12 1
	フゥー -: 、	17.2	防衛審議官スウェーデン訪問
	スウェーデン	17.3 18.1	統幕長スウェーデン訪問 防衛副大臣スウェーデン訪問
		17.2	防衛審議官フィンランド訪問
	フィンランド	17.2	フィンランド空軍司令官訪日
		18.5	防衛大臣フィンランド訪問(防衛相会談)
	/ 川.白.=	18.4	ノルウェー国防副大臣訪日
	ノルウェー	18.4	ノルウェー海軍司令官訪日
	エストニア	15.5	防衛副大臣エストニア訪問
		18.5	防衛大臣エストニア訪問(防衛相会談)
	ブルガリア	15.5	防衛副大臣ブルガリア訪問

		155	ニールでスタングではロ				
	ラトビア	15.5 18.2	ラトビア国防次官訪日 ラトビア国防大臣訪日(防衛相会談)				
7.L	ポーランド	15.6	ポーランド国防次官訪日				
防衛首脳などの	ジョージア	15.11	ジョージア国防大臣訪日 (防衛相会談) ☆日ジョージア防衛交流覚書に署名				
脳などの	カザフスタン	17.7	防衛大臣政務官カザフスタン訪問 ☆日カザフスタン防衛交流覚書に署名				
ハイレベ	チェコ	15.12 17.7	チェコ国防大臣訪日(日チェコ防衛相会談) 防衛大臣政務官チェコ訪問 ☆日チェコ防衛交流覚書に署名				
交流	NATO	16.6 17.1 17.6 17.10 18.3	NATO軍事委員長訪日 防衛大臣NATO訪問(ストルテンベルグNATO事務総長との会談) NATO変革連合軍司令官訪日 NATO事務総長訪日(防衛大臣との会談) 統幕長NATO訪問				
	イギリス	15.9 16.10 17.11	第14回日英外務・防衛当局間協議、第10回日英防衛当局間協議(東京) 第15回日英外務・防衛当局間協議、第11回日英防衛当局間協議(ロンドン) 第16回日英外務・防衛当局間協議、第12回日英防衛当局間協議(東京)				
	フランス	15.9 16.7 17.12	第18回日フランス外務・防衛当局間協議(東京) 第19回日フランス外務・防衛当局間協議、第17回日フランス防衛当局間協議(パリ) 第20回日フランス外務・防衛当局間協議、第18回日フランス防衛当局間協議(東京)				
7.4	ドイツ	16.6	第15回日ドイツ外務・防衛当局間協議、第13回日ドイツ防衛当局間協議(ベルリン)				
衛当	イタリア	15.12 17.9	第3回日イタリア防衛当局間協議(東京) 第4回日イタリア防衛当局間協議(ローマ)				
局者間の	スペイン	16.10 17.7	第1回日スペイン防衛当局間協議(マドリード) 第2回日スペイン防衛当局間協議(東京)				
防衛当局者間の定期協議	スウェーデン	15.10 17.10	第3回日スウェーデン防衛当局間協議(ストックホルム) 第4回日スウェーデン防衛当局間協議(東京)				
議	フィンランド	15.10 17.9	第1回日フィンランド防衛当局間協議(ヘルシンキ) 第2回日フィンランド防衛当局間協議(東京)				
	ポーランド	16.3	第2回日ポーランド防衛当局間協議(ワルシャワ)				
	ノルウェー	15.10	第3回日ノルウェー防衛当局間協議(オスロ)				
	NATO	16.2 17.5	第14回日 NATO 高級事務レベル協議(東京) 第15回日 NATO 高級事務レベル協議(東京)				
	EU	16.10	第1回日EU安全保障・防衛協議(ベルギー)				
	イギリス		海自哨戒機P-1の英国派遣 日英親善訓練 KC-767空自空中給油・輸送機の英国派遣 海自練習艦隊ロンドン寄港 日英共同訓練 日英親善訓練 KC-767空自空中給油・輸送機の英国派遣及び部隊間交流の実施 日英共同訓練				
部隊間の交流など	フランス	15.5 15.10 16.3 17.6 18.2	日仏親善訓練 日仏親善訓練 日仏親善訓練 海自P-1 哨戒機のフランス派遣(パリ国際航空宇宙ショーへの参加) 日仏共同訓練「VINEX18」				
ػ	ドイツ	18.4	海自P-1 哨戒機のドイツ派遣(ベルリン国際航空宇宙ショーへの参加)				
	EU	16.1 16.5 16.6 16.7 16.9 16.11 17.1	日EU共同訓練 日EU共同訓練 日EU共同訓練 日EU共同訓練 日EU共同訓練 日EU共同訓練 日EU共同訓練				
	EU	16.6 16.7 16.9 16.11 17.1	日EU共同訓練 日EU共同訓練 日EU共同訓練 日EU共同訓練				

		_	
		15.7	海幕長カナダ訪問
		15.10	カナダ空軍司令官訪日
		16.4	カナダ国防次官訪日(第3回日加次官級「2+2」)
		16.4	カナダ海軍司令官訪日
	カナダ	16.6	日カナダ防衛相会談(シンガポール(第15回シャングリラ会合))
	"""	17.9	空幕長カナダ訪問
		17.9	統幕長カナダ訪問
		17.11	防衛副大臣カナダ訪問(国連PKO国防大臣会合)
		17.12	カナダ海軍司令官訪日
		18.2	カナダ軍参謀総長訪日
	" - * * * ·	16.2	陸幕長ブラジル訪問
	ブラジル	18.4	防衛副大臣ブラジル訪問
		15.5	トルコ海軍司令官訪日
	トルコ	15.11	統幕長トルコ訪問
	1,1,1,1	16.5	陸幕長トルコ訪問
		16.6	海幕長トルコ訪問
r.L		15.5	統幕長ヨルダン訪問
阪	<i>E</i> `\		
倒 岩	ヨルダン	17.2	ヨルダン参謀本部議長訪日
防衛首脳などの		17.7	ヨルダン首相兼国防大臣訪日(防衛相会談)
な		16.9	サウジアラビア副皇太子兼国防大臣訪日(防衛相会談)
تغ	サウジアラビア	17.1	統幕長サウジアラビア訪問
<i>/</i>		16.5	UAE空軍司令官訪日
イレ	UAE	17.11	防衛大臣政務官UAE訪問(ドバイ国際航空宇宙ショー)
ベ	JAL	18.4	UAE外務・国際協力大臣訪日
ル		18.5	ボワルディ国防担当国務大臣訪日(日UAE防衛協力・交流覚書署名式、防衛副大臣との会談)
交流			防衛大臣政務官バーレーン訪問(マナーマ対話)
流		16.12	
	バーレーン	17.12	防衛大臣政務官バーレーン訪問(マナーマ対話)
		18.6	海幕長バーレーン訪問
		15.3	コロンビア国防大臣訪日(防衛相会談)
		15.5	防衛大臣政務官ウガンダ・ジブチ・南スーダン・バーレーン訪問
		15.12	統幕長エジプト訪問
		16.8	防衛大臣ジブチ訪問(防衛相会談)
		16.10	防衛大臣南スーダン訪問(防衛相会談)
		16.11	ジブチ軍参謀次長(陸軍司令官相当)訪日
	その他	17.1	防衛副大臣南スーダン・バーレーン訪問
		17.1	統幕長カタール訪問
		17.2	
			統幕長オマーン訪問
		17.5	防衛大臣政務官ジブチ・バーレーン訪問
		17.7	チリ陸軍総司令官訪日
		17.8	防衛審議官ウクライナ訪問
		17.8	エジプト国軍参謀長訪日
		17.9	防衛副大臣ジブチ・エジプト訪問
		17.12	防衛審議官オーストリア、セルビア・モンテネグロ訪問
		16.4	第3回日カナダ次官級 [2+2] (東京)
	カナダ	16.12	第9回日カナダ外務・防衛当局間協議、第10回日カナダ防衛当局間協議(東京)
		17.12	第10回日カナダ外務・防衛当局間協議、第11回日カナダ防衛当局間協議(オタワ)
	トルコ	17.11	第3回日トルコ防衛当局間協議(アンカラ)
7 /	1.77		
海	ヨルダン	15.4	第1回日ヨルダン防衛当局間協議(東京)
当	11/2/	17.11	第2回日ヨルダン防衛当局間協議(アンマン)
局		15.6	第1回日サウジアラビア防衛当局間協議(東京)
者	サウジアラビア		
間		16.11	第2回日サウジアラビア安保対話、第2回日サウジアラビア防衛当局間協議(リヤド)
防衛当局者間の定期協議	エジプト	15.10	第1回日エジプト外務・防衛当局間協議、日エジプト防衛当局間協議
出	クウェート	16.3	第1回日クウェート安保対話(東京)
協	,,,		
議	UAE	15.12	第1回日UAE 安保対話(アブダビ)
		17.11	第1回日UAE防衛当局間協議(アブダビ)
	カタール	15.11	第2回日カタール安保対話 (ドーハ)
	バーレーン	15.12	第2回日バーレーン安保対話(マナーマ)
		16.12	第3回日バーレーン安保対話(東京)
		17.7	日カナダ部隊間交流(小牧)(空)
		17.7	日カナダ共同訓練「KAEDEX」(海)
	カナダ	17.7	日カナダ部隊間交流(コモックス)(空)
		17.12	日カナダ共同訓練「KAEDEX」(海)
立尺			
隊		15.6	日トルコ親善訓練
間	トルコ	15.12	日トルコ共同訓練
の		16.6	日トルコ共同訓練
部隊間の交流など	サウンジマニュジマ		
流	サウジアラビア	17.4	日サウジアラビア親善訓練
ゾ		17.1	日UAE部隊間交流(アルアイン)(空)
_		17.4	日UAE親善訓練
	UAE	17.7	目 UAE 部隊間交流(アルダフラ)(空)
		17.11	C-2空自輸送機のUAE派遣(国外運航訓練及びドバイ国際航空宇宙ショーへの参加)(空)
	H		
	オマーン	18.5	日オマーン親善訓練(海)
	,	.0.0	

資料56 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和支援法	国際平和協力法	旧イラク人道復興支援特措法 (09(平成21)年7月31日失効)	旧補給支援特措法 (10(平成22)年1月15日失効)
目的	○ 国際社会の平和及び安全の確保に資すること	○ 国際連合を中心とした国際平 和のための努力への積極的な寄 与	○ 国家の速やかな再建に向けた イラク国民による自主的な努力 を支援し、促進しようとする国 際社会の取組への主体的・積極 的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、 わが国を含む国際社会の平和お よび安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・ 根絶のための国際社会の取組に 積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和 および安全の確保に資すること
自衛隊法の 規 定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 協力支援活動(注 1) ○ 捜索救助活動(注 1) ○ 船舶検査活動(注 3)	□連平和維持活動 □国際連携平和安全活動 ○人道的な国際救援活動 □国際的な選挙監視活動 □上記活動のための物資協力	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国領域○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要)○ 公海及びその上空	○ わが国以外の領域(公海を含む。) (紛争当事者間の停戦合意及び 受入れ国の同意が必要)	○ わが国領域○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要)(注2)○ 公海およびその上空(注2)	○ わが国領域○ 外国 (インド洋沿岸国などに限る)の領域(当該外国の同意が必要)(注2)○ 公海 (インド洋などに限る)およびその上空(注2)
国会承認	○ 例外なき事前承認	○ 自衛隊の部隊等がいわゆる停 戦監視業務や安全確保業務を行 う場合に限り、原則として、事 前に国会付議(注4)	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日 以内に国会付議(注4)	(注5)
国会報告	○ 基本計画の内容などについて 遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて 遅滞なく報告	○ 基本計画の内容などについて 遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて 遅滞なく報告

- (注1) 現に戦闘が行われていない現場に限る。
- (注2) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。
- (注3) 外国による船舶検査活動に相当する活動と明確に区別された海域において行う。
- (注4) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。
- (注5) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の領域を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

|資料57||自衛隊が行った国際平和協力活動など

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

(2017.6.30現在)

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
陸自	イラク南東部など	04.1~06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6~06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海自	ペルシャ湾など	04.2.20~ 04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
空自	クウェートなど	03.12~09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自	インド洋	01.11~07.11	約320人	・各国艦船への補給など
空自	在日米軍基地など	01.11~07.11	_	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自	インド洋	08.1~10.2	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 海賊対処行動 (海上警備行動としての派遣を含む。)

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容	
海自(水上部隊)	ソマリア沖・アデン湾	09.3~16.12	約400人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど	
海日 (水上部隊)	フマリア冲・アテン湾	16.12~	約200人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど	
		09.5~11.2	約100人		
	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ 	11.2~12.6	約120人	アデン湾の警戒監視および総務、経理、広報、衛生などの業務など	
		12.6~14.7	約110人		
海自(航空隊)	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	14.7~15.7	約70人	アデン湾の警戒監視など	
	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	15.7~	約60人	アデン湾の警戒監視など	
海自(支援隊)	ジブチ	14.7~	約30人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整および航空隊が海賊対処行動を行 うために必要な支援など	

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
海自(第151連合任務部 隊司令部派遣隊)			CTF151 に参加する各国部隊などとの連絡調整	
海自(現地調整所)	ジブチ	12.7~14.7	3人	水上部隊および航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関 係当局などとの連絡調整
		09.5~11.2	約50人	
陸自 (航空隊)	ジブチ	11.2~12.6	約60人	活動拠点およびP-3Cの警備など
		12.6~14.7	約80人	
陸自(支援隊)	ジブチ	14.7~	約80人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整及び航空隊が海賊対処行動を行う ために必要な支援など

(5) 国際平和協力業務

			派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
		停戦監視 要員	92.9~93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視および停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
PKO	国連カンボジア 暫定機構 (UNTAC)	施設部隊	92.9~93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊または作業 のための施設の提供、医療
PKO	国連モザンビーク	司令部要員	93.5~95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案ならび に輸送の業務に関する企画および調整
PKU	活動(ONUMOZ)	輸送調整 部隊	93.5~95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的 調整
		ルワンダ 難民救援隊	94.9~12	260人		・医療、防疫、給水活動
人道	ルワンダ難民救援	空輸派遣隊	94.9~12	118人		・ナイロビ(ケニア)とゴマ(旧ザイール、現コンゴ民主共和国)の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
		司令部要員	96.2~09.2	1~13次要員:2人	38人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算 の作成ならびに輸送・整備などの業務に関する企画および
PKO	国連兵力 引き離し監視隊	P P W S S	09.2~13.1	14~17次要員:3人	00%	調整
	(UNDOF)	輸送部隊	96.2~12.8	1~33次要員:43人	1,463人	・食料品などの輸送・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材
			12.8~13.1	34次要員:44人		などの整備、消防、除雪
人道	東ティモール 避難民救援	空輸部隊	99.11~00.2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
人道	アフガニスタン 難民救援	空輸部隊	01.10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
	国連東ティモール 暫定行政機構	司令部要員	02.2~04.6	1 次要員:10人 2次要員:7人	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整および兵站業 務の調整など
PKO	(UNTAET) (02.5.20 からは 国連東ティモール 支援団 (UNMISET)	施設部隊	02.3~04.6	1、2次要員:680人 3次要員:522人 4次要員:405人	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊および現地住民が使用する給水 所の維持 ・民生支援業務
人道	イラク難民救援	空輸部隊	03.3~4	50人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
人道	イラク被災民救援	空輸部隊	03.7~8	98人		・イラク被災民救援のための物資などの航空輸送
PKO	国連ネパール 政治ミッション (UNMIN)	軍事監視 要員	07.3~11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
PKO	国連スーダン・ ミッション (UNMIS)	司令部要員	08.10~11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理
		司令部要員	10.2~13.1	2人	12人	・MINUSTAH司令部において、施設活動の優先順位を決定するなどの施設関係業務の企画調整、軍事部門の物品の調達・輸送などの兵站全般に関する企画調整
PKO	国連ハイチ 安定化ミッション (MINUSTAH)	施設部隊	10.2~13.1	1 次要員: 203 人 2 次要員: 346 人 3、4 次要員: 330 人 5、6 次要員: 317 人 7 次要員: 297 人 撤収支援要員: 44 人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設など
PKO	国連東ティモール 統合ミッション (UNMIT)	軍事連絡 要員	10.9~12.9	2人	8人	・東ティモール内各地の治安状況についての情報収集

			派遣期間	人 数	延べ人数	主な業務内容
		司令部要員	11.11~	4人	31人	・軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMISS部内の調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画及び調整 ・航空機の運航支援に関する企画及び調整
PKO	国連 南スーダン共和国 ミッション (UNMISS)	派遣施設隊	12.1~17.5	1次要員:239人 2~4次要員:349人 5、6次要員:401人 7~10次要員:353人	3,912人	・道路などのインフラ整備など 【5次要員以降は下記の業務も追加】 ・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議及び調整 ・後方補給業務などに関する調整
		現地支援 調整所	12.1~13.12	11次要員:354人 撤収支援要員:58人 (1~4次要員数は、現地支 援調整所の要員数も含む)	0,0127	・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議及び調整 ・後方補給業務などに関する調整

- (注) 1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)及び航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の 部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施
 - 2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

(6) 国際緊急援助活動(過去5年間のもの)

		派遣期間	人数	主な業務内容
	現地運用調整所			・フィリピン共和国関係機関、関係国などとの調整
フィリピン国際緊急援助活動	医療・航空援助隊	13.11.12~12.13	1.086人	・医療・防疫活動、人員・援助物資などの航空輸送
(台風災害)	海上派遣部隊	13.11.12~12.13	1,000人	・人員・援助物資などの輸送
	空輸部隊			・人員・援助物資などの航空輸送
	現地支援調整所			・マレーシア関係機関、関係国などとの調整
マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動(捜索)	海国際緊急援助飛 行隊	14.3.11~4.28	137人	・捜索を含む救助活動
N) / CLIMNOUS MILES (IX.N)	空国際緊急援助飛 行隊など			・捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血	現地調整所	14.12.5~12.11	4人	・国際緊急援助活動に従事する外務省及びJICA並びにUNMEER その他の関係機関との調整
熱の流行に対する国際緊急援助 活動(感染症)	空輸隊		10人	・輸送活動
[1] (ID) (ID)	疫学調査支援	15.4.21~5.29	1人	・シエラレオネでのWHOが行う疫学調査等に対する支援
インドネシア国際緊急援助活動	現地支援調整所	15.1.3~1.9	3人	・消息不明のエア・アジア8501 便の捜索を含む救助活動に関する情報収集、関係機関、関係国との調整
(航空機事故)	国際緊急援助水上 部隊	15.1.5**1.9	約350人	・消息不明のエア・アジア8501 便の捜索を含む救助活動
	統合運用調整所		4人	・ネパール連邦民主共和国関係機関・関係国などとの調整
ネパール国際緊急援助活動 (地震災害)	医療援助隊	15.4.27~15.5.22	約110名	・被災民に対する医療活動
(CODE)	空輸部隊		約30名	・医療活動の実施に必要な機材・物資の輸送
ニュージーランド国際緊急援助 活動(地震災害)	航空隊	16.11.15~ 16.11.18	約30名	・航空機による被災状況の確認

|資料58| 国際機関への防衛省職員の派遣実績

(2017.6.30 現在)

(1) 国連機関への職員派遣

(1) 国建成民への職員派追		
派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9~02.6.30、04.8.1~07.7.31	化学兵器禁止機関(OPCW)査察局長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(将補)※
97.6.23~00.6.23	化学兵器禁止機関(OPCW)査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1尉)
02.10.1~07.6.30	化学兵器禁止機関(OPCW)査察局運用・計画部長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1佐)
05.7.11~09.7.10	化学兵器禁止機関(OPCW)査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(3佐)
09.1.9~13.1.8	化学兵器禁止機関(OPCW)査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(3佐)
13.8.27~16.8.31	化学兵器禁止機関(OPCW)査察員(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名(1尉)
02.12.2~05.6.1	国連平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
05.11.28~08.11.27	国連平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
11.1.16~14.1.15	国連平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
13.9.18~16.9.17	国連平和維持活動局(国連PKO局)軍事部部隊形成課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
15.6.1~17.11.30	国連平和維持活動局(国連PKO局)運用部アフリカ第1部上級連絡官(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(1佐)
16.8.29~	国連平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名(2佐)
17.2.11~	国連フィールド支援局後方支援部戦略支援課(ニューヨーク)	事務官1名

※OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。

(2) PKOセンター等への講師などの派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
08.11.21~08.11.30	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(エジプト)	陸上自衛官2名(2佐)
09.5.22~09.6.6	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(エジプト)	陸上自衛官1名(将補)
09.8.28~09.9.5	バマコ平和維持学校(マリ)	陸上自衛官2名(2佐)
10.4.10~10.4.17	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(エジプト)	陸上自衛官1名(2佐) ※
10.8.14~10.8.30	バマコ平和維持学校(マリ)	陸上自衛官1名(1佐)
11.11.15~11.11.20	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター(ガーナ)	陸上自衛官1名(1佐)
12.7.31~12.8.5	国際平和維持訓練センター (ケニア)	陸上自衛官1名(1佐)
12.12.15~12.12.19	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(エジプト)	航空自衛官1名(2佐)
13.3.9~13.3.14	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター(南アフリカ)	海上自衛官1名(1佐)
13.8.28~13.9.1	国際平和維持訓練センター (ケニア)	陸上自衛官1名(2佐)
13.10.5~13.10.9	国際平和維持訓練センター (ケニア)	海上自衛官1名(1佐)
14.3.8~14.3.13	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター(南アフリカ)	海上自衛官1名(1佐)
14.3.23~14.5.25	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官1名(2佐)
14.8.12	国際平和維持訓練センター(ケニア)(南スーダンでの出張講義)	陸上自衛官1名(2佐)
14.10.5~14.10.9	国際平和維持訓練センター (ケニア)	海上自衛官1名(1佐)
14.10.6~14.10.23	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官1名(2佐)
15.3.19~15.4.1	国連平和維持センター (インド)	海上自衛官1名(1佐)
15.6.4~15.7.1	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官1名(2佐)
15.9.5~15.9.20	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター(南アフリカ)	海上自衛官1名(1佐)
15.10.22~15.11.7	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官1名(2佐)
16.3.21~16.4.1	国連平和維持センター (インド)	海上自衛官1名(1佐)
16.5.31~16.6.17	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官1名(2佐)
16.11.4~16.11.19	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官1名(2佐)
17.3.6~17.3.19	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官2名(2佐)
17.6.2~17.6.18	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官2名(2佐)
17.12.1~17.12.15	国際平和支援訓練センター (エチオピア)	陸上自衛官2名(2佐)

[※] 初の女性自衛官派遣

資料59 自衛官の定員及び現員

(2018.3.31 現在)

区分	分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定	定 員 150,856		45,363	46,942	3,993	247,154
現	員	138,126	42,289	42,785	3,589	226,789
充 足 率 (%) 91.6		91.6	93.2	91.1	89.9	91.8

	. Д	非任期制自衛官									任期制自衛官	
区分幹部			准尉曹		±							
定	員	45,	693	4,930		139,610		56,921				
現	員	42,333 (2,196)		4,618	(54)	137,911	(8,143)	19,200	(1,678)	22,727	(2,615)	
充 足 ፯	充足率(%) 92.6		93.7		98.8			73	3.7			

- (注) 1 現員の() は女子で内数 2 定員は予算定員

資料60 自衛官などの応募及び採用状況(平成29年度)

	区	分		応 募 者 数	採用者数	倍率
机流入垃圾 标记 七岩 计-			陸	2,531 (370)	180 (12)	14.1 (30.8)
			海	1,322 (185)	83 (15)	15.9 (12.3)
	一般幹部候補生		空	1,583 (327)	54 (11)	29.3 (29.7)
			計	5,436 (882)	317 (38)	17.1 (23.2)
曹	技 術 海	曹	海	81 (17)	15 (5)	5.4 (3.4)
目	技 術 空	曹	空	0	0	_
			海	878 (92)	81 (5)	10.8 (18.4)
	航空学生		空	2,309 (227)	68 (5)	34.0 (45.4)
			計	3,187 (319)	149 (10)	21.4 (31.9)

区	分		応 募 者 数	採用者数	倍 率
一般曹候補生		陸	16,837 (2,797)	2,971 (201)	5.7 (13.9)
		海	3,203 (484)	1,300 (112)	2.5 (4.3)
		空	9,111 (1,603)	773 (202)	11.8 (7.9)
	計		29,151 (4,884)	5,044 (515)	5.8 (9.5)
		陸	17,768 (2,786)	5,055 (897)	3.5 (3.1)
白海市品		海	4,386 (693)	944 (173)	4.6 (4.0)
自衛官候補生		완	5,356 (934)	1,514 (134)	3.5 (7.0)
		計	27,510 (4,413)	7,513 (1,204)	3.7 (3.7)
		人社	154 (48)	21 (5)	7.3 (9.6)
	推薦	理工	226 (25)	80 (11)	2.8 (2.3)
		計	380 (73)	101 (16)	3.8 (4.6)
	総合選抜	人社	107 (20)	11 (2)	9.7 (10.0)
		理工	140 (12)	29 (2)	4.8 (6.0)
防衛大学校学生		計	247 (32)	40 (4)	6.2 (8.0)
別稱八子似子土		人社	6,555 (2,629)	75 (22)	87.4 (119.5)
	一般前期	理工	8,452 (1,672)	268 (21)	31.5 (79.6)
		計	15,007 (4,301)	343 (43)	43.8 (100.0)
		人社	197 (48)	9 (2)	21.9 (24.0)
	一般後期	理工	468 (62)	38 (5)	12.3 (12.4)
		計	665 (110)	47 (7)	14.1 (15.7)
防衛医科大	:学校医学科学生		6,622 (2,031)	85 (19)	77.9 (106.9)
	防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		2,294 (1,823)	75 (68)	30.6 (26.8)
	推薦		142	64	2.2
高等工科学校生徒	一般		2,318	257	9.0
	合計		2,460	321	7.7

|資料61 | 防衛省の職員等の内訳

(2018.3.31 現在)

	特別職		— A	党 職
	定 員 内	定 員 外	定 員 内	定 員 外
	防衛大臣秘書官			
	自衛隊	の隊員		
51 /hr 1 55	防衛事務次官	自衛官候補生		
防衛大臣 防衛副大臣	防衛審議官	予備自衛官 47,900人		
防衛大臣政務官(2人)	書記官等 658人	即応予備自衛官 8,075人	事務官等 28人	非常勤職員
防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与(3人以内)	事務官等 20,285人	予備自衛官補 4,621 人	事物百守 20人	乔市 刧嘅貝
	自衛官 247,154人	防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
		陸上自衛隊高等工科学校生徒		
		非常勤職員		

⁽注) 1 () は女子で内数 2 数値は平成29年度における自衛官などの募集に係るものである。

[※] 定員数は法令上の定員 ※ 防衛省の職員等の「等」は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官を指す。

資料62 主要演習実績(平成29年度)

○統合訓練

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
在外邦人等 保護措置訓練	29.9.25 ~10.2	宇都宮駐屯地、小牧基地及びジ ブチ共和国等	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、中央即応集団、航空支援集団など 人員約110名	在外邦人等の保護措置に係る統合運用 能力の向上及び自衛隊と関係機関との 連携の強化を図る。
自衛隊統合演習 (実動演習)	29.11.6 ~11.24	沼津海浜訓練場、種子島及び対 馬周辺区域、自衛隊施設並びに 我が国周辺海空域	内部部局、各幕僚監部、各方面隊、中央即応集団、 自衛艦隊、各地方隊、航空総隊、航空支援集団、自 衛隊指揮通信システム隊、自衛隊中央病院など 人 員約15,000名、車両約1,500両、艦艇6隻、航空 機約170機	自衛隊の統合運用について演練し、そ の能力の維持・向上を図る。
在外邦人等保護 措置訓練	29.12.11 ~12.15	防衛省市ヶ谷地区、相馬原演習 場、入間基地、相馬原演習場か ら入間基地を結ぶ経路	西部方面隊、中央即応集団、警務隊、航空総隊、 航空支援集団、航空教育集団、航空警務隊及び航 空自衛隊補給本部など 人員 約390名	在外邦人等の保護措置に係る統合運用 能力の向上及び自衛隊と関係機関との 連携の強化を図る。

○陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
方面隊実動演習(北部方面隊)	29.9.16 ~9.28	北海道大演習場、矢臼別演習場、 札幌駐屯地、東千歲駐屯地、札 幌市、小樽市、釧路市、稚内市、 石狩市等	北部方面隊など 人員約17,000名、車両約3,200 両、航空機約50機、艦船2隻	方面隊の各種事態対処能力の維持・向 上を図る。
方面隊実動演習 (西部方面隊)	29.10.23 ~11.22		西部方面隊など 人員約14,000名、車両約3,800名、航空機約60機	
協同転地演習 (師団等転地)	29.6.27 ~7.31	中部方面区~北部方面区(浜大 樹訓練場、矢臼別演習場等)	第10師団基幹 人員約2,600名、車両1,000両、 航空機約3機	
協同転地演習 (連隊等転地)	29.9.2 ~9.28	東部方面区~北部方面区(北海道大演習場等)	第12旅団基幹の1コ普通科連隊基幹 人員約900 名、車両等 約260両、航空機6機	長距離機動に必要な統制・調整能力の
協同転地演習(連隊等転地:	29.10.14	北部方面区~西部方面区(日出 生台演習場、十文字原演習場、	第2師団の1コ普通科連隊基幹 人員約1,200名、 車両約400両、航空機4機	向上を図る。
第2師団、第5旅団)	~12.4	奄美大島等)	第5 旅団の1コ普通科連隊基幹 人員約650名、 車両約300名、航空機2機	

○海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
 -自衛隊演習 図上演習)		海上自衛隊幹部学校(目黒)及 びその他参加部隊所在地	自衛艦隊の各司令部、各地方総監部、補給本部など 人員約3,200名	部隊運用、海上作戦などについて演習する。
上自衛隊演習 実動演習)	29.11.10 ~11.26	我が国周辺海空域	艦艇約25隻、航空機約60機	海上諸作戦等について演練

資料63 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績(平成29年度)

	訓練名	時期	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	ホーク・中SAM部隊実射訓練	29.10. 3 ~12.13	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	15個高射中隊 約500名
性工口削例	地対艦ミサイル部隊実射訓練	29.11.15 ~12.17	米国カリフォルニア州ポイントマグー射場	3個地対艦ミサイル連隊及び特科教導隊 約230名
	潜水艦の米国派遣訓練(第1回)	29. 7. 1 ~10. 3	グアム及びハワイ周辺海域	潜水艦1隻
海上自衛隊	潜水艦の米国派遣訓練(第2回)	30.1.16 ~4.14	ハワイ周辺海域	潜水艦1隻
/毋上日闰/例	護衛艦の米国派遣訓練	29.10.13 ~29.11.25	ハワイ周辺海域	護衛艦1隻
	護衛隊群米国派遣訓練	30.2.26 ~3.22	グアム周辺海空域	護衛艦1隻
航空自衛隊	高射部隊年次射擊	29. 8.30 ~11.17	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	6個高射群、高射教導群 約370名

区分	就職援護施策	内 容					
	職業適性検査	退職予定の自衛官に対し、適性に応じた進路指導などを行うための検査					
	技能訓練	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な技能を付与(大型自動車、フォークリフト、ボイラー、大型特殊自動車、電気工事士、普通自動車、介護職員初任者研修、車両系建設機械、危険物取扱主任者、クレーン、準中型自動車免許【30年度新規】など)					
	防災・危機管理教育	若年定年退職予定の幹部自衛官に対し、防災行政の仕組み及び国民保護計画などの専門知識を付与(本教育の受講は、内閣府が行う地域防災マネージャー証明の要件)					
退職予定自衛官に 対する施策	通信教育	退職予定の自衛官に対し、公的資格を取得し得る能力を付与(危険物取扱者、電気工事士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、マンション管理士、医療保険事務、情報処理安全確保支援士【30年度新規】など)					
	業務管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し、社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を 図るために必要な知識を付与					
	就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与					
	進路相談等部外委託	退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談などを部外の専門家に委託					
部内援護担当者に 対する施策	援護担当者教育	援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動などの教育					
部外に対する施策	企業主などに対する援護 広報	企業主などに対する退職予定自衛官の有用性などの広報					
ロレンド・レズジ ダ 心 地 水	企業主などに対する部隊 見学など招へい	企業主などを部隊などに招へいし、部隊などの見学、就職援護状況の説明などを実施					

資料65 退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況

	2018.3.31 現在: 432名
都道府県	在職状況
北海道	北海道庁3名、札幌市役所2名、函館市役所2名、旭川市役所2名、室蘭市役所、釧路市役所、帯広市役所2名、岩見沢市役所2名、留萌市役所、苫小牧市役所、美唄市役所、芦別市役所、赤平市役所、名寄市役所2名、千歳市役所3名、滝川市役所、砂川市役所、恵庭市役所2名、北広島市役所、北斗市役所、松前町役場、七飯町役場、鹿部町役場、長沼町役場、上富良野町役場、中富良野町役場、礼文町役場、美幌町役場2名、遠軽町役場2名、白老町役場、安平町役場、新ひだか町役場、音更町役場、芽室町役場、標茶町役場、弟子屈町役場
青森県	青森県庁、青森市役所3名、弘前市役所、八戸市役所3名、十和田市役所、三沢市役所、鰺ヶ沢町役場、深浦町役場、おいらせ町役場
岩手県	岩手県庁、盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、山田町役場
宮城県	宮城県庁、仙台市役所2名、石巻市役所、多賀城市役所、岩沼市役所、大衡村役場、南三陸町役場
秋田県	秋田県庁、横手市役所、大館市役所、湯沢市役所、由利本荘市役所、大仙市役所、仙北市役所
山形県	山形県庁、山形市役所、酒田市役所、天童市役所、東根市役所、朝日町役場
福島県	福島県庁、福島市役所2名、郡山市役所
茨城県	古河市役所、龍ケ崎市役所、下妻市役所、常総市役所、牛久市役所2名、守谷市役所、常陸大宮市役所、阿見町役場、境町役場
栃木県	栃木県庁、宇都宮市役所
群馬県	群馬県庁、前橋市役所、沼田市役所、渋川市役所
埼玉県	埼玉県庁、さいたま市役所、深谷市役所、草加市役所、朝霞市役所、和光市役所、吉川市役所
千葉県	千葉県庁、千葉市役所、市川市役所、船橋市役所、館山市役所、松戸市役所2名、茂原市役所、成田市役所、習志野市役所、市原市役所、流山市役所、君津市役所、浦安市役所、四街道市役所、富里市役所、香取市役所、大網白里市役所
東京都	東京都庁4名、品川区役所2名、大田区役所、渋谷区役所2名、豊島区役所、荒川区役所、板橋区役所2名、足立区役所
神奈川県	神奈川県庁3名、横浜市役所8名、川崎市役所4名、相模原市役所、横須賀市役所、鎌倉市役所、藤沢市役所2名、茅ヶ崎市役所、逗子市役所、海老名市役所2名、座間市役所
新潟県	新潟県庁、村上市役所、燕市役所、上越市役所、佐渡市役所、胎内市役所
富山県	富山県庁、富山市役所、氷見市役所
石川県	石川県庁、金沢市役所、加賀市役所、能美市役所
福井県	福井県庁2名、福井市役所、あわら市役所、高浜町役場
山梨県	山梨県庁2名、富士吉田市役所、南アルプス市役所、山中湖村役場
長野県	長野県庁2名、松本市役所、伊那市役所、茅野市役所
岐阜県	岐阜県庁2名、岐阜市役所、美濃加茂市役所、各務原市役所、飛騨市役所、海津市役所
静岡県	静岡県庁6名、静岡市役所、浜松市役所、熱海市役所、伊東市役所、島田市役所2名、御殿場市役所2名、裾野市役所、伊豆市役所、 牧之原市役所、小山町役場
愛知県	愛知県庁、豊橋市役所、半田市役所、刈谷市役所、西尾市役所、蒲郡市役所、東海市役所、高浜市役所、豊明市役所、愛西市役所、清 須市役所、北名古屋市役所2名、弥富市役所、みよし市役所、長久手市役所、豊山町役場、大治町役場、蟹江町役場、飛島村役場、南 知多町役場、美浜町役場、武豊町役場
三重県	三重県庁、津市役所、四日市市役所、伊勢市役所、桑名市役所、名張市役所、尾鷲市役所、鳥羽市役所、志摩市役所
滋賀県	滋賀県庁、湖南市役所
京都府	京都府庁、城陽市役所、八幡市役所、京丹後市役所、木津川市役所、精華町役場3名
大阪府	大阪府庁、大阪市役所2名、堺市役所、池田市役所、貝塚市役所、枚方市役所、茨木市役所、泉佐野市役所、富田林市役所、河内長野市役所、松原市役所、大東市役所、高石市役所、四條畷市役所、大阪狭山市役所、豊能町役場
兵庫県	兵庫県庁、明石市役所、三木市役所、川西市役所、養父市役所
奈良県	奈良県庁2名、奈良市役所3名、五條市役所2名、御所市役所、田原本町役場

都道府県	在職状況
和歌山県	和歌山県庁、和歌山市役所、橋本市役所
鳥取県	鳥取県庁3名、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、湯梨浜町役場
島根県	島根県庁、松江市役所、浜田市役所
岡山県	岡山県庁、倉敷市役所2名、浅口市役所
広島県	広島県庁2名、広島市役所、吳市役所、東広島市役所、廿日市市役所、海田町役場
山口県	山口県庁、下関市役所、萩市役所、防府市役所、岩国市役所2名、長門市役所、周南市役所、和木町役場
徳島県	徳島県庁3名、小松島市役所、阿南市役所、吉野川市役所2名、阿波市役所、三好市役所
香川県	香川県庁、丸亀市役所、善通寺市役所、さぬき市役所、まんのう町役場
愛媛県	愛媛県庁、松山市役所、今治市役所
高知県	高知県庁、香南市役所
福岡県	福岡県庁、福岡市役所2名、久留米市役所、飯塚市役所2名、田川市役所、中間市役所、春日市役所、大野城市役所2名、宗像市役所2名、太宰府市役所、糸島市役所、粕屋町役場、筑前町役場
佐賀県	佐賀県庁4名、吉野ヶ里町役場
長崎県	長崎県庁5名、長崎市役所、佐世保市役所3名、島原市役所、大村市役所3名、松浦市役所、壱岐市役所
熊本県	熊本県庁3名、熊本市役所、八代市役所、水俣市役所、菊池市役所、大津町役場、球磨村役場
大分県	大分県庁2名、大分市役所、別府市役所、杵築市役所
宮崎県	宮崎県庁5名、宮崎市役所、都城市役所3名、延岡市役所、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、西都市役所、えびの市役所2名、三股町役場、都農町役場
鹿児島県	鹿児島県庁4名、垂水市役所、薩摩川内市役所、曽於市役所、霧島市役所、姶良市役所、南大隅町役場

※2018.3.31 現在で防衛省が把握しているもの(非常勤職員を含む)

資料66 防衛装備移転三原則

平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣 議 決 定

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の 佐藤総理による国会答弁(以下「武器輸出三原則」という。)及び 昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処すること を基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての 道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向 けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないもの となっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域につい ても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対 して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必 要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配意した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人 道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といっ た平和への貢献や国際的な協力(以下「平和貢献・国際協力」とい う。)の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維 持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ①当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義 務に違反する場合、
- ②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反 する場合、又は
- ③紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し 又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置 の対象国をいう。)への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国(以下「同盟国等」という。)との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重 要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとす る。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保 有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、 政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保 される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第 三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けること とする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と 判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する 場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先 の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とす る。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決 定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法 (昭和24年法律第228号) の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。 「武器」とは、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1 の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接 戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、 製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場か ら、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであ り、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野におい て、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強 化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

資料67 市民生活の中での活動

項目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	○陸自が、地方公共団体などの要請を受けて実施 ○平成29年度の処理実績:件数1,611件(平均すれば週約31件)、量にして約49.5トン。特に、沖縄県での処理量は、約18.5トン (全国の処理量の約37%)(なお、発見された不発弾などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学 弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力)
機雷等の除去 (注2)	 ○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海並びに地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去及び処理を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了 ○平成29年度の処理実績:15,450個、約7.1トン(機雷の処理は12個)(なお、発見された爆発性の危険物などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力)
医療面での活動 (注3)	○防衛医科大学校(埼玉県所沢市)および一部の自衛隊病院(全国16か所のうち、自衛隊中央病院(東京都世田谷区)など7か所)では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター(重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設)を運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の巡回診療、防疫などを実施 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊(東京都世田谷区)、海自潜水医学実験隊(神奈川県横須賀市)、空自航空医学実験隊(東京都立川市および埼玉県狭山市)が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター(埼玉県所沢市)では、救命・救急医学に関する研究などを実施
運動競技会に対する 協力 (注4)	○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放するなど様々な形で地域社会 との交流を実施

- (注1) 自衛隊法附則
- (注2) 自衛隊法84条の2
- (注3) 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など
- (注4) 自衛隊法100条の3など

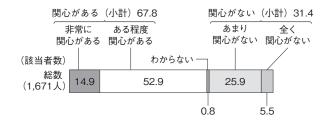
調査の概要 調査時期:平成30年1月11日~1月21日

調査対象:全国18歳以上の日本国籍を有する者

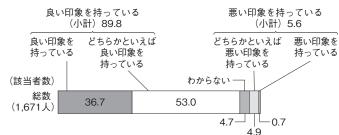
有効回収数(率): 1,671 人(55.7%) 調査方法:調査員による個別面接聴取法

詳細については、〈https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bouei/index.html〉参照

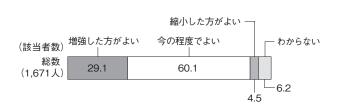
1 自衛隊に対する関心



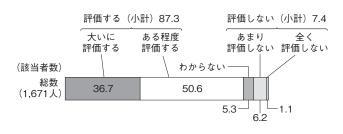
2 自衛隊に対する印象



3 自衛隊の防衛力



4 自衛隊の海外での活動に対する評価



5 国際平和協力活動への取組



6 自衛隊に期待する役割



		防衛省本省	地方防衛(支)局	防衛装備庁	計
1 開示請求受付件数		1926	2974	250	5150
2 開示	示決定等件数	2373	2867	220	5460
	全部開示決定件数	1358	1297	101	2756
	一部開示決定件数	924	1552	105	2581
	不開示決定件数	91	18	14	123
3 不服申立て件数		1494	3	7	1504
4 訴訟	公件数	2	0	0	2

資料70 特別防衛監察の結果について(概要)

平成29年7月27日 防衛監察本部

特別防衛監察の結果について(概要)

1 対象項目

「平成28年10月3日付で行政機関の保有する情報の公開に関す る法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の 規定に基づく開示請求のあった「南スーダン派遣施設隊が現地時 間で2016年7月7日から12日までに作成した日報」(以下「本件 日報」という。)の管理状況」について監察を実施した。

2 対象機関等

本件日報の管理に関係する防衛省の機関等(事務次官、内部部 局、統合幕僚監部(以下「統幕」という。)、陸上幕僚監部(以下 「陸幕」という。)、中央即応集団(以下「CRF」という。)司令 部)

3 監察実施の概要

平成29年3月17日から特別防衛監察を開始し、関係書類等の 取得・分析、アンケート調査、現場等確認、面談を実施した。

4 監察結果

(1)7月19日付の開示請求※1における不適切な対応(平成28 年7月~9月)

CRF副司令官(国際)は、本件日報の開示請求と関連す る7月19日付の開示請求において、行政文書としての日報の 存在を確認しつつ、日報が該当文書から外れることが望まし いとの意図をもって指導し、存在している日報を開示しな かったが、このことは、この対応が契機となり、本件日報に 係る開示請求において文書不存在につき不開示となったこと から不適切である。

また、陸幕及び統幕関係職員が、日報の存在を認識できる 状況であったにも関わらず、日報が除かれた該当文書の開示 手続を実施したことは適切ではなかった。

- ※1 「2016年7月6日 (日本時間) ~15日の期間にCRF司 令部と南スーダン派遣施設隊がやり取りした文書すべて (電子情報含む)|
- (2) 10月3日付の開示請求における不適切な対応(平成28年10 月~12月)

陸幕及びCRF司令部関係職員が、本件日報に係る開示請 求において、7月19日付の開示請求への対応を踏まえ、文書 不存在につき不開示とし、存在している本件日報を開示しな かったことは不適切である。

また、陸幕及び統幕関係職員が、日報の存在を認識できる 状況であったにも関わらず、文書不存在として不開示手続を 実施したことは適切ではなかった。

(3) 本件日報の管理に関する不適切な対応(平成28年12月、平

平成28年12月、陸幕運用支援・情報部長(以下「陸幕運 情部長」という。)は、本件日報の開示請求において文書不 存在につき不開示としたことを認識していたにも関わらず、 開示に係る処置を行うことなく、用済み後破棄を念頭に、掲 示板の適切な管理について指導し、CRF司令部において本 件日報が掲示板から廃棄された。このことは、文書不存在に つき不開示決定に実態を合わせるよう指導したとみなされて もやむを得ないことから不適切である。

また、平成29年2月、陸幕運情部長は、統幕に存在する本 件日報のみを公表したこととの整合を図るため、適切な文書 管理とした上で、日報の廃棄を依頼等し、本件日報が廃棄さ れた。このことは、直ちに情報公開法違反につながらないも のの、文書不存在につき不開示決定に実態を合わせるよう廃 棄の依頼等がなされているといえることから適切ではなかっ

(4) 本件日報の存在に係る防衛大臣報告の遅れ及び対外説明を 含む不適切な対応(平成28年12月~平成29年1月)

陸幕運情部長は、統幕総括官に対し、陸自に存在する日報 が行政文書である可能性を認識しつつ、日報が個人データと して存在すると説明したため、関係者の意思疎通に混乱を生 じさせた。※2 一方、統幕総括官は、防衛大臣から本件日 報の再探索の指示を受けたが、陸幕等に対する再探索を指示 することはなかった。その後、統幕において本件日報の存在 を確認したものの、防衛大臣への報告に約1か月を要した。 また、陸自の日報の状況を確認せず、正確に把握できなかっ た。このために、事実関係と異なる対外説明資料を作成する 等、防衛省として適切な対応をとれなかったことは不適切で ある。

※2 このやり取りにおいて、統幕背広組に「今更あるとは 言えない」と陸幕が言われたとの報道の事実は確認できな

(5) 対外説明スタンスの継続(平成29年2月)

事務次官及び統幕総括官は、陸幕長等からCRF司令部に 本件日報データが存在するが、行政文書として管理されてい るか不明であるなどの説明を受けた。事務次官は、当該デー タを個人データと認識し、陸自の日報の状況を確認せず、防 衛省として本件日報を公表しているので、情報公開法上の対 応としては問題ない旨の対外説明方針を示した。また、防衛 大臣に対し、本件日報に係る論点について、上記応答ぶりが 説明され、了承された。その際、事務次官及び統幕総括官か ら、陸自に本件日報が存在することについては触れられな かった。そのため、陸自の日報の状況を確認することによ り、対外説明スタンスを変更する機会があったにも関わら ず、陸自において本件日報は適切に取扱われているとの対外 説明スタンスを継続したことは不適切である。

※3 これとは別に、防衛大臣に対し、陸自における日報の 取扱いなどについて説明がなされたことがあったが、その 際のやり取りの中で、陸自における日報データの存在につ いて何らかの発言があった可能性は否定できないものの、 陸自における日報データの存在を示す書面を用いた報告が なされた事実や、非公表の了承を求める報告がなされた事 実はなかった。また、防衛大臣により公表の是非に関する 何らかの方針の決定や了承がなされた事実もなかった。

5 改善策

(1) 適正な情報公開業務の実施

ア 関係職員に対して、情報公開業務の適正な実施につい

て、意識を高めさせるよう教育等を徹底する必要がある。

- イ 行政文書不存在とする場合には、複数回の探索や探索範 囲の拡大を実施させるとともに、文書の管理状況を実際に 確認するなど、入念な確認を徹底する必要がある。
- ウ 開示請求手続と関係のない立場の組織により、情報公開業務の検査等を実施するなど、チェック機能の強化を図る必要がある。また、定期防衛監察を活用し、開示請求に係る手続の適正性の確認に努める。

(2) 適正な文書管理等の実施

ア 行政文書への保存期間等の適切な表示などにより、行政 文書の状況を明確に把握できるよう措置するとともに、注 意文書については、配布先を必要最小限にとどめるよう措 置する必要がある。

- イ 同一の行政文書を複数の文書管理者が保有する場合にお ける責任を明確にするなど、行政文書の管理要領について 見直す必要がある。
- (3)日報の保存期間等のあり方の検討及び措置 防衛省として、日報の保存期間や保存期間が満了したとき の措置などのあり方について早急に検討及び措置する必要が ある。

6 結言

防衛省・自衛隊の活動には、国民の理解と支持が不可欠であり、国民に説明する責務を全うすることが、極めて重要であることを認識し、改善策を早急に講じた上で、各種業務における適正性の確保に万全を期すべきである。

日報の取扱いに係る経緯の概要

時 期	概 要
【本件日報が関連する	開示請求への対応】
28年7月19日	・「2016年7月6日(日本時間)〜15日の期間に、中央即応集団司令部と南スーダン派遣施設隊との間でやりとりをした文書のすべて (電子情報を含む)」の開示請求を受付
7月20日 ~9月13日	・CRF副司令官(国際)は、日報を含んだ当該文書について報告を受けた際、日報が当該文書から外れることが望ましいとの意図をもって指導 ・陸幕及びCRF司令部関係職員の調整により、日報が除かれた当該文書について部分開示とする意見を上申
9月15日まで	・統幕等は、上記内容の意見照会に対し、意見なしと回答
9月16日	・開示決定
【本件日報の開示請求	· への対応】
10月3日	・本件日報の開示請求を受付
10月6日 ~11月2日	・陸幕及び CRF 司令部関係職員は、7月 19日付の開示請求と同様の対応とすることについて調整。陸幕関係職員は、文書不存在につき 不開示とする意見を上申
11月29日	・統幕は、上記内容の意見照会に対し、意見なしと回答
12月2日	・不開示決定
【不開示決定以降の本	件日報の取扱いに係る対応】
12月12日	・自由民主党行政改革推進本部から不開示決定に係る資料要求
12月13日	・不開示決定に係る審査請求の受付
12月13日頃	・陸幕運情部長は、陸自指揮システム掲示板の適正な管理について指導 → CRF 司令部において本件日報を掲示板から廃棄
12月16日	・統幕総括官は、防衛大臣に不開示決定した件について報告した際、防衛大臣から再探索について指示
12月26日	・統幕総括官は、統幕に本件日報が存在することを確認
29年1月27日	・陸幕運情部長は、統幕総括官に陸自に日報が個人データとして存在する旨を説明。統幕総括官は、陸自の日報は、公表に耐えられる 代物であるか不明であるとの事務次官の判断を踏まえ、陸幕運情部長に統幕に存在する本件日報のみを防衛大臣へ報告する旨を説明 ・統幕総括官は、防衛大臣に統幕における本件日報の存在を報告
2月6日	・自由民主党行政改革推進本部へ本件日報などを提出
2月7日	・本件日報を公表
2月8日頃	・陸幕運情部長は、CRF 司令部等に適正な文書管理を依頼等 → CRF 司令部等において本件日報を廃棄
2月9日	・審査請求の認容決定
2月10日	・陸自において本件日報の取得及び削除履歴の確認の開始
2月13日	・改めて開示決定 ・陸幕副長等による陸自における日報の取扱い等について防衛大臣説明
2月15日	・陸幕長等は、事務次官及び統幕総括官に上記確認の途中経過の状況として、CRF司令部における本件日報データの存在などを報告。 陸幕運情部長は、行政文書として管理されてるか不明と説明。事務次官は、当該日報について管理状況が不明確であるため、防衛大 臣に報告する必要はない旨の判断を明示 ・陸幕長等による陸自における日報の取扱い等について防衛大臣説明
2月16日	・事務次官は、陸自の本件日報は個人データであるとの認識により、陸幕長に、防衛省として本件日報を公表しており、情報公開法上 は問題ない旨の対外説明方針を説明
2月21日	・防衛大臣に、本件日報の論点として、上記情報公開法上は問題ない旨の応答ぶりが説明され了承。その際、事務次官及び統幕統括官は、陸自に本件日報が存在することについて触れず

防衛年表

年 1945	月日	主要事象	年	月日	主要事象	年		- 十
				лц	土安争豕	-	月日	主要事象
		終戦	1952	5.26	米·英·仏、対独平和取極署名	1958	10.23	ダレス・蒋介石会談、本土反攻否定の共
(昭20)	8.17 8.17	東久邇内閣成立 インドネシア共和国独立宣言	(昭27)	5.27 7.21	欧州防衛共同体(EDC)条約署名 「破壊活動防止法」公布・施行	(昭33)	12.17	同声明 米国、ICBM アトラスの試射に成功
	8.28	ベトナム民主共和国臨時政府成立		7.26	「日米施設区域協定」署名	1959	1.12	伊能長官就任
	9. 2	GHQ 設置 幣原内閣成立		7.31 8. 1	「保安庁法」公布 保安庁設置、吉田内閣総理大臣、保安庁	(昭34)	3.30	東京地裁、砂川事件について米軍駐留違 憲と判決
		参謀本部・軍令部廃止		40.45	長官を兼務、警備隊発足		6.18	第2次岸改造内閣発足、赤城長官就任
		国際連合成立 陸・海軍省廃止		10.15 10.30	保安隊発足 第4次吉田内閣発足、木村長官就任		8.25 9.18	中・印国境紛争 フルシチョフ・ソ連書記長、国連で全面
1946		GHQ、公職追放を指令		10.31	英国、初の原爆実験		0.06	完全軍縮を提案
(昭21)	1.10	国際連合第1回総会開幕(ロンドン、~2.14) GHQ、琉球列島・小笠原群島の日本行政		11. 1 11.12	米国、初の水爆実験 「日米船舶貸借協定」署名		9.26 9.27	伊勢湾台風において災害派遣を実施 米・ソ首脳会談、キャンプデービット共
	2.26	権停止指令 極東委員会成立	1953 (昭28)	1. 1	在日米保安顧問団発足		11. 6	同声明
	3. 5	チャーチル、「鉄のカーテン」演説	(HDZO)	4. 1 5.21	保安大学校(後の防衛大学校)開校 第5次吉田内閣発足		11. 0	「F-104 200機の国産」国防会議決定、 11.10閣議了解
		第1回対日理事会開催 沖縄民政府発足		7.27 8.12	朝鮮休戦協定署名 ソ連、初の水爆実験		12. 1 12.16	南極条約署名 最高裁、砂川事件の原判決を破棄
	5. 3	極東軍事裁判開廷		9.27	吉田・重光会談	1960	1.11	防衛庁、檜町庁舎へ移転
	5.22	吉田内閣成立 ニュールンベルグ国際裁判判決		10. 1 10.30	米・韓相互防衛条約署名 池田・ロバートソン会談、自衛力漸増の	(昭35)	1.19	「日米安全保障条約」署名(6.23発効) フランス、サハラで初の原爆実験
	11. 3	「日本国憲法」公布			共同声明		5. 1	U-2型機撃墜事件(ソ連上空)
1947	12.19	インドシナ戦争開始(~54) トルーマン・ドクトリン発表	1954	12.25	奄美群島復帰 世界最初の米原潜(ノーチラス号)進水		5.24 7.19	チリ地震津波にともなう災害派遣 池田内閣成立、江崎長官就任
(昭22)	5. 3	「日本国憲法」施行	(昭29)	3. 1	米国、ビキニ水爆実験		7.20	米国、SLBMポラリスの水中発射に成功
	6. 1 6. 5	片山内閣成立 マーシャル・プラン発表		3. 1 3. 8	第5福竜丸事件 MDA協定署名		12. 8 12.20	第2次池田内閣発足、西村長官就任 南ベトナム民族解放戦線結成
		インド、パキスタン独立		5.14	日米艦艇貸与協定署名	1961	1.13	「陸上自衛隊の部隊改編」(13個師団への
	10. 5	第一次印パ紛争発生(~65) コミンフォルム設置		6. 2 6. 9	参議院、自衛隊の海外出動禁止決議 「防衛庁設置法・自衛隊法・MDA協定等	(昭36)	4.12	改編)国防会議決定、1.20 閣議報告 ソ連、有人宇宙船打上げ成功
	12.17	「警察法」公布(国家地方警察、自治体警察設置)		7. 1	に伴う秘密保護法」公布		5.16 7.6	韓国で軍事クーデター、軍事政権成立 ソ・朝友好協力相互援助条約署名
1948	3.10	芦田内閣成立		7.1	防衛庁設置、陸・海・空自衛隊発足 インドシナ休戦に関するジュネーブ協定		7.11	中・朝友好協力相互援助条約署名
(昭23)	4. 1 4.27	ソ連、ベルリン封鎖(~49.5.12) 「海上保安庁法」公布		9. 3	署名 中国人民解放軍、金門・馬祖初砲撃		7.18 7.18	第2次池田改造内閣発足、藤枝長官就任 「第2次防衛力整備計画」国防会議・閣議
		イスラエル国独立、第1次中東戦争開始		9.8	東南アジア集団防衛条約(SEATO)署名			決定
	6.11	(~49.2.24) 米上院、バンデンバーグ決議		12. 2 12.10	米華相互防衛条約署名 鳩山内閣成立、大村長官就任	1962	8.13 7.18	ベルリンの壁構築 第2次池田改造(第2次)内閣発足、志賀
	6.26	ベルリン空輸開始	1955	3.19	第2次鳩山内閣発足、杉原長官就任	(昭37)		長官就任
		大韓民国独立宣言 朝鮮民主主義人民共和国成立	(昭30)	4.18 5. 5	アジア・アフリカ会談(バンドン) 西独、NATO正式加盟		7.23	ジュネーブ国際会議、ラオス中立国際協 定に署名
	10.19	第2次吉田内閣発足		5. 6	米軍、北富士演習場で実射、反対闘争激化		8.15	陸上自衛隊、13個師団編成完了
1949	11.12	極東国際軍事裁判判決 コメコン(経済相互援助会議)設置		5. 8 5.14	砂川基地闘争始まる ワルシャワ条約署名(WPO発足)		10.15	61 式戦車、初納入 中・印国境紛争(~11.22)
(昭24)		第3次吉田内閣発足		7.31	砂田長官就任		10.24	米海軍、キューバ海上隔離(~11.20)
	4. 4	北大西洋条約12か国署名(8.24発効) (NATO発足)		8. 6 8.31	第1回原水禁世界大会開催(広島) 重光・ダレス会談、日米安保条約改定に		10.28	フルシチョフ・ソ連首相、キューバのミ サイル撤去言明
		国共会談決裂、中共軍総攻撃開始 ドイツ連邦共和国(西独)成立		44 44	ついて共同声明		11. 1	防衛施設庁発足
		下山事件		11.14 11.22	「日米原子力協定」署名 第3次鳩山内閣発足、船田長官就任	1963	11. 9 6.20	志賀長官、現職長官として初の訪米(~11.26) 米・ソのホットライン協定署名
		三鷹事件 松川事件	1956	12.19 2. 9	原子力基本法公布 衆議院原水爆実験禁止決議(2,10参議院)	(昭38)	7.18	第2次池田改造(第3次)内閣発足、福田 長官就任
	9.24	ソ連、原爆所有を公表	(昭31)	2.14	ソ連共産党第20回大会でスターリン批判が		8.8	米・英・ソ、部分的核実験禁止条約署名
	10. 1 10. 7	中華人民共和国成立 ドイツ民主共和国(東独)成立		3.23	なされ、フルシチョフ平和共存路線を採択 防衛庁、霞ヶ関庁舎へ移転		8.14	(10.10 発効) 日本、「部分的核実験禁止条約」署名
	12. 7	国民党政権、台湾へ移転		4.17	ソ連、コミンフォルム解散を発表		9.16	マレーシア連邦成立
1950 (昭25)	1.27	米国、NATO諸国とMSA協定署名 中・ソ友好同盟相互援助条約署名		4.26 7.2	国産護衛艦1番艦「はるかぜ」竣工 「国防会議構成法」公布		12. 9 12.17	第3次池田内閣発足 韓国民政移管、朴正熙韓国大統領就任
, , , ,	6.21	米国務省ダレス顧問来日		7.26	ナセル・エジプト大統領、スエズ運河の	1964		「部分的核実験禁止条約」、日本について
		朝鮮戦争(~53.7.27) 第3次吉田改造内閣発足		9.20	国有化を宣言 F-86F ジェット戦闘機国内生産第1号機領収	(昭39)	7.18	発効 第3次池田改造内閣発足、小泉長官就任
		朝鮮派遣の国連軍創設 マッカーサー元帥、警察予備隊75,000人		10.19			8. 2	トンキン湾事件
	7. 8	創設、海上保安庁8,000人増員を許可		10.23 10.29	ハンガリー動乱 第2次中東戦争(スエズ戦争)(~11.6)		10.16 11. 9	中国、初の原爆実験に成功 佐藤内閣成立
		警察予備隊令公布・施行 警察予備隊一般隊員募集開始		12.18 12.23	日本、国連に加盟 石橋内閣成立、総理大臣、防衛庁長官を		11.12	米原潜 (シードラゴン)、初めて日本に寄港 (佐世保)
	8.14	警察予備隊初代増原長官就任			兼務	1965	2. 7	米軍、北ベトナム爆撃開始
	9. 7	警察予備隊本部、国警本部から越中島へ 移転	1957 (昭32)	1.31	岸臨時首相代理、防衛庁長官を兼務 小滝長官就任	(昭40)	2.10 6.3	国会、三矢研究に関する質疑 佐藤改造内閣発足、松野長官就任
		国連軍、仁川上陸	(AHUL)	2.25	岸内閣成立		6.22	「日韓基本条約」署名
		中国人民志願軍、朝鮮戦争に参戦 米国、「対日講和7原則」発表		3.15 5.15	参議院、原水爆禁止決議 英国、初の水爆実験		9. 1 11.20	第2次印・パ紛争(~9.22) 砕氷艦「ふじ」、初めて南極観測協力に出
		北大西洋条約防衛委員会·NATO軍創設		5.20	「国防の基本方針」国防会議・閣議決定	1000		港 (~66.4.8)
1951	1.23	決定 大橋国務大臣、警察予備隊担当に決定		6.14	「防衛力整備目標」(1 次防) 国防会議決定、 閣議了解	1966 (昭41)	5.16 7. 1	中国、文化大革命開始 フランス、NATO軍事機構を脱退(09.4.4
(昭26)	1.29	第1回吉田・ダレス会談(講和会議交渉) 陸士・海兵など出身者(1、2等警察士要		6.21	岸・アイゼンハワー会談、在日米軍早期 引揚げに関する共同声明		p 1	復帰)
		員)特別募集開始		7.10	岸改造内閣発足、津島長官就任		8. 1	佐藤改造(第2次)内閣発足、上林山長 官就任
		マッカーサー、連合軍最高司令官解任第3次吉田改造(第2次)内閣発足		8. 6 8.26	日米安全保障委員会発足 ソ連、ICBM実験に成功と発表		10.27 11.29	中国・初の核ミサイル実験に成功 「第3次防衛力整備計画の大綱」国防会
	8.30	米・比相互防衛条約署名		8.27	東海村の実験原子炉点火			議・閣議決定
	9. 1	オーストラリア・ニュージーランド・米 国間3国安全保障(ANZUS)条約署名		9.10	「P2V-7 42機の国産」国防会議決定、 9.17閣議報告		12. 3	佐藤改造(第3次)内閣発足、増田長官 就任
	9. 8	「対日講和」49か国署名、「日米安全保障		10. 4	ソ連、世界初の人工衛星スプートニク1号	1967	1.27	宇宙天体平和利用条約署名
	10.20	条約」署名 小月部隊、ルース台風による山口県北河		11.23	打上げ 世界共産党会議、モスクワ宣言	(昭42)	2.17 3.14	第2次佐藤内閣発足 「第3次防衛力整備計画の主要項目」国防
		内村の災害救援のため初出動	1958	1. 1	日本、国連安全保障理事会非常任理事国			会議・閣議決定
	10.26	衆議院、「講和・安保両条約」を承認 (11.18参議院)	(昭33)	1. 1	に就任 欧州経済共同体(EEC)発足		3.29 6.5	札幌地裁、恵庭事件判決 第3次中東戦争(~6.9)
		第3次吉田改造(第3次)内閣発足		1.14	第1回遠洋練習航海(ハワイ、~2.28)		6.17	中国、初の水爆実験に成功
1952 (昭27)	1.19	韓国「隣接海洋に関する主権宣言」(李承 晩ライン)			米国、人工衛星打上げ成功 航空自衛隊、対領空侵犯措置を開始		7. 1 8. 8	欧州共同体(EC)発足 東南アジア諸国連合(ASEAN)結成
		日米行政協定署名 海上保安庁に海上警備隊発足		4.18	衆議院、原水爆禁止決議 第2次岸内閣発足、左藤長官就任	1968	11.25	
	4.28	日華平和条約署名		8.23	中国人民解放軍の金門島攻撃激化	(昭43)		収を発表
		「対日講和・日米安全保障条約」発効 極東委員会・対日理事会・GHQ廃止		9.11	藤山・ダレス会談 (ワシントン)、「日米 安保条約改定」同意		1.19	米原子力空母 (エンタープライズ号) 初めて日本に寄港 (佐世保)
		メーデー、皇居前広場で暴動化		10. 4	女体条約改定」同意 日米安保条約改定日米会談始まる		1	O CHAMENIS (KEW)

年	月日	主要事象	年	月日	主要事象	年	月日	主要事象
1968	1.23	北朝鮮、米海軍の情報収集艦(プエブロ	1974	11.15	駐韓国連軍、「トンネル事件」公表	1982	5.15	「駐留軍用地特別措置法」に基づき、沖縄
(昭43)	2.26	号)をだ捕 「日米新原子力協定」署名	(昭49)	11.23	フォード米国大統領訪ソ、SALTⅡに関 する共同声明	(昭57)	6. 6	所在施設・区域内の一部土地の使用を開始 イスラエル軍、レバノン侵攻
	5.13	第1回ベトナム和平公式会談(パリ)	1075	12. 9	三木内閣成立、坂田長官就任		6. 8	生物兵器禁止条約、日本について発効 CCW本体、第I議定書、第I議定書、第
	6.26 7. 1	小笠原諸島復帰 核不拡散条約署名	1975 (昭50)	4. 1	昭和52年度以後の防衛力整備計画案の作成に関する長官指示(10.29、2次指示)		6. 9	Ⅲ議定書締結
	8.20 8.24	ソ連・東欧軍、チェコ・スロバキア侵入 仏、南太平洋で初の水爆実験		4.23	フォード米国大統領、ベトナム戦争終結 を宣言		6.29	第1次米ソ戦略兵器削減交渉(START I) 開始(ジュネーブ)
	11.30	第2次佐藤改造(第2次)内閣発足、有田		4.30	南ベトナム政府、無条件降伏		7.23	「56中業」を国防会議に報告、了承
1969	1.10	長官就任 「F-4E 104機の国産」国防会議決定、閣		8. 1	欧州安全保障・協力会議(CSCE)、最終 文書を採択(ヘルシンキ)		8.17	米の台湾向け武器売却に関する米中共同 声明発表
(昭44)	3. 2	議了解 珍宝島(ダマンスキー島)にて中・ソ武		11.17	第1回主要国首脳会議(ランブイエ、 ~11.17)、以降毎年開催		9. 9 10.12	最高裁、長沼ナイキ基地訴訟判決 中国、SLBMの水中発射実験に成功
		力衝突	1976	4. 5	中国北京市天安門広場で群集と警官隊が		10.20	横浜地裁、第1次厚木基地騒音訴訟判決
	4.15 6.10	北朝鮮、米大型偵察機(EC-121)を撃墜 南ベトナム臨時革命政府樹立宣言	(昭51)	6. 4	衝突(第1次天安門事件) 第2回防衛白書「日本の防衛」発表(以	1983	11.27	中曽根内閣成立、谷川長官就任 米、新統合軍(中央軍)を創設
	7.25	ニクソン米国大統領、グアム・ドクトリ ン(後のニクソン・ドクトリン)発表		6. 8	降毎年発表) 「核不拡散条約」、日本について発効	(昭58)	1.14	政府、対米武器技術供与の途を開くこと を決定(官房長官談話)
	11.21	佐藤・ニクソン共同声明(安保条約継続、 72年沖縄返還)		7. 2	ベトナム社会主義共和国 (統一ベトナム) 正式発足		3.23	レーガン米国大統領、戦略防衛構想(SDI) 発表
1970	1.14	第3次佐藤内閣発足、中曽根長官就任		7. 8	防衛協力小委員会(SDC)設置		6.12	谷川長官、防衛庁長官として初の北方領
(昭45)	1.24	WPO(ワルシャワ条約機構)統合軍結成 (7か国)		8. 5 8.18	札幌高裁、長沼ナイキ訴訟判決 板門店米軍将校殺害事件		9. 1	土視察 大韓航空機、樺太上空付近でソ連機に撃
	2. 3	日本、「核不拡散条約」署名 国産初の人工衛星打上げ成功		9. 6 9.15	ミグ25、函館空港に強行着陸 三木改造内閣発足		10. 9	墜される ビルマで北朝鮮のテロ行為により韓国閣
	3. 5	核不拡散条約発効 「よど号」事件		10.29	「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱			僚ら19人死亡 米、カリブ海6か国の軍隊とともにグレ
	3.31 4.16	米ソ、戦略兵器制限SALTI本交渉開始		11. 5	について」国防会議・閣議決定 「当面の防衛力整備について」、「防衛力の		10.25	ナダに派兵
	4.24 6.23	中国、初の人工衛星打上げ成功 日米安保条約自動継続			整備内容のうち主要な事項の取扱いにつ いて」国防会議・閣議決定		11. 8	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防 衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対す
		西独・ソ連武力不行使条約に署名 第1回防衛白書「日本の防衛」発表	1977	12.24	福田内閣成立、三原長官就任 水戸地裁、百里基地訴訟判決		12.12	る武器技術の供与に関する交換公文」署名 (空)初の日米共同指揮所訓練(府中、
	11.25	三島由紀夫、陸自東部方面総監部(市ヶ	(昭52)	6.30	SEATO解体(条約は存続)			~12.15)
1971	2.11	谷)で割腹自殺 海底軍事利用禁止条約署名		7. 1	「海洋二法(200海里漁業水域法、領海12 海里法)」施行	1984	12.27	第2次中曽根内閣発足、栗原長官就任 英領ブルネイ独立(1.7ASEAN加盟)
(昭46)	6.17 6.29	「沖縄返還協定」署名 沖縄防衛取極(久保・カーチス取極)署名		8. 1	北朝鮮、日本海及び黄海に軍事境界線を 設定	(昭59)	6.11	(海)初の日米共同指揮所訓練(横須賀、 ~6.15)
	7. 5	第3次佐藤改造内閣発足、増原長官就任		8.10	防衛庁、有事法制研究を開始		10.16	防衛庁、「有事法制の研究について」で今
	7.30 8. 2	全日空機、自衛隊機と衝突(雫石) 西村長官就任		11.28 12.29	福田改造内閣発足、金丸長官就任 F-15、P-3C導入国防会議・閣議決定		11. 1	後の研究の進め方などを公表 第2次中曽根改造内閣発足、加藤長官就任
	8. 9 9.30	ソ連・インド平和友好協力条約署名 核戦争の危険を減少するための措置に関	1978 (昭53)	4.12 8.12	中国漁船団、尖閣列島周辺領海を侵犯 「日中平和友好条約」署名(北京)	1985 (昭60)	3.12 4. 2	米ソ軍備管理交渉開始 米空軍戦闘機F-16三沢に配備開始
	10.25	する米ソ間協定署名 国連総会、中国招請、台湾追放決議		9.21	防衛庁、有事法制研究のあり方、目的な どを公表		6. 4 8.12	中国、解放軍の100万人削減を発表 日航機墜落事故、災害派遣実施
	11.24	衆議院非核決議		11. 3	ソ連・ベトナム友好協力条約署名		9.18	「中期防衛力整備計画」国防会議・閣議決
	12. 3	ASEAN会議、東南アジアの中立を宣言 第3次印・パ紛争		11.27	(空)初の日米共同訓練(三沢東方・秋田 西方、〜12.1)			定、ペトリオットの導入国防会議決定・ 閣議了解
	12. 3 12. 5	江崎長官就任 空自初の国産超音速航空機 XT-2 を納入		11.27	78「日米防衛協力のための指針」を日米 安保協議委員会で了承、11.28国防会議で		12.27 12.28	対米武器技術供与実施細目取極締結 第2次中曽根改造(第2次)内閣発足
1972 (昭47)				12. 5	審議のうえ、閣議で報告され了承 ソ連・アフガニスタン友好善隣協力条約	1986	2.24	初の日米共同統合演習(指揮所演習)(檜町・在日米軍司令部など、~2,28)
(HD41)	2. 8	「第4次防衛力整備5か年計画の大綱」国			署名	(#ДОТ)	4. 9	東京高裁、第1次厚木基地騒音訴訟判決
	2.27	防会議・閣議決定 ニクソン米国大統領訪中、米・中共同声		12. 7 12.25	大平内閣成立、山下長官就任 ベトナム軍、カンボジアに侵入(89.9.26		4.26	ソ連、チェルノブイリ原子力発電所事故 発生
	4.10	明発表 日本、「生物兵器禁止条約」署名	1979	1. 1	完全撤退) 米中国交正常化、米、米華相互防衛条約		7. 1 7.22	「安全保障会議設置法」施行 第3次中曽根内閣発足、栗原長官就任
	4.18	「自衛隊の沖縄配備」国防会議・閣議決定	(昭54)	1. 7	の1年後廃棄の通告 プノンペン陥落、「ヘン・サムリン政権		8.10	米豪安保協議 (サンフランシスコ、~8.11)、 米国はニュージーランドに対するANZUS
	5.15	ニクソン米国大統領訪ソ、SALT I 署名、			樹立発表			条約上の義務の履行停止を発表
	7. 3	ABM制限に関する協定署名 印・パ平和協定署名		1.11 2.11	E-2C 導入国防会議・閣議決定 イラン・イスラム革命		8.15 9. 5	日・米・ソ、ホットライン運用開始 対米武器技術供与第1号政府決定
	7. 4 7. 7	韓国・北朝鮮自主平和統一の共同声明 田中内閣成立、増原長官就任		2.17 3.26	中越紛争 (~3.5)		9.22	欧州軍縮会議(CDE)、最終文書を採択 (ストックホルム)
	9.29	田中内閣総理大臣訪中、日中国交正常化		6.18	SALT II 署名		10.15	ソ連、アフガニスタン駐留ソ連軍の一部
	10. 9	「4次防策定に際しての情勢判断及び防衛 の構想」、「4次防の主要項目」、「文民統		7.17	「中期業務見積りについて(昭和55年度 〜昭和59年度)」発表		10.27	撤退を発表 初の日米共同統合演習(実動演習)(本州
	12.21	制強化の措置」国防会議・閣議決定 東西両独基本条約署名		7.25		1987	1.24	東方・南方など、~10.31) 「今後の防衛力整備について」安全保障会
1973	12.22	第2次田中内閣発足 第14回日米安保協議委員会、在日基地整	1980	12.27		(昭62)	1.30	議・閣議決定 「在日米軍駐留経費負担にかかる特別協
(昭48)		理統合(関東計画)に合意	(昭55)	2.26	海上自衛隊、リムパックに初参加(~3.18)			定」署名(6.1 発効)
	1.27 2. 1	ベトナム和平協定署名(1.28停戦) 防衛庁「平和時の防衛力」発表		4.11 5.18	中ソ友好同盟及び相互援助条約失効 中国、初めて南太平洋へ向けてのICBM実験		5.27	警視庁、東芝機械社員2名を戦略物資輸 出調整委員会(ココム)規制違反不正輸
	2.21 3.29	ラオス和平協定署名 米軍、ベトナム撤兵完了		7.17	参議院、安全保障及び沖縄・北方問題に 関する特別委員会設置		5.29	出事件で外為法違反で逮捕 栗原長官、現職長官として初の訪中(~6.4)
	5.29	山中長官就任 ブレジネフ・ソ連書記長訪米、核戦争防		7.17 8.18	鈴木内閣成立、大村長官就任		7.15 7.20	東京高裁、第1次横田基地騒音訴訟判決 国連安保理、イラン・イラク紛争停戦決
		止協定署名		8.19	護衛艦などへの実装魚雷の搭載を発表			議(598号)採択
	7. 1 9. 7	自衛隊の沖縄防空任務開始 札幌地裁、自衛隊違憲判決(長沼判決)		8.21 9. 3	ソ連原潜、沖縄本島沖で事故 第1回日米装備・技術定期協議(ワシン		8.26 10.6	「国際緊急援助隊派遣法」成立 第1回日米ココム協議(東京、〜10.7)
		日本、北ベトナムと国交樹立 第4次中東戦争(~10.25)		9.22	トン、~9.4)		10.21 11.6	F-1の後継機に関する検討結果を決定、公表 竹下内閣成立、瓦長官就任
			1981	1. 6	入る 「北方領土の日」を2月7日に決定(閣議		11.29	大韓航空機、ベンガル湾上空を飛行中に 北朝鮮のテロ行為により爆破
		供給削減決定	(昭56)		了解)		12. 8	INF条約署名
	11.25	パキスタン、SEATO から正式脱退 第2次田中改造内閣発足		4.22	究対象となる法令の区分などを公表		12.18	「洋上防空体制の在り方に関する検討」安 全保障会議了承
1974 (昭49)		日中貿易協定署名 イスラエル・エジプト兵力引離し協定署名		7. 7 7.13	東京高裁、百里基地訴訟判決 東京地裁八王子支部、第1次横田基地騒	1988 (昭63)	3. 2	「在日米軍駐留経費負担にかかる特別協定 の改正議定書」署名(6.1 発効)
	4.20	日中航空協定署名 防衛医科大学校開校		10. 1	音訴訟判決 (陸)初の日米共同訓練(通信訓練)(東		3.14	中国・ベトナム、南沙群島周辺海域で武力衝突
	5.18	インド、初の地下核実験			富士、~10.3)		4.12	「日米相互防衛援助協定に基づく日本国に
	7. 3	ニクソン米国大統領訪ソ、地下核実験制 限条約署名		11.30	鈴木改造内閣発足、伊藤長官就任 ポーランド、戒厳令布告、救国軍事評議			対する一定の防衛分野における技術上の 知識の供与に関する交換公文」署名
	10. 8	佐藤栄作元内閣総理大臣、ノーベル平和 賞受賞	1982	2.15	会を設置 (陸)初の日米共同指揮所訓練(滝ヶ原、		5.29	米ソ首脳会談(モスクワ、〜6.1、INF条 約批准書交換)
	11.11	第2次田中改造(第2次)内閣発足、宇野 長官就任	(昭57)		~2.19) フォークランド紛争(~6.14)		6. 1 7.23	最高裁、自衛官合祀訴訟判決 潜水艦・遊漁船衝突事故(横須賀沖)
	11.13	「日中海運協定」署名			イスラエル、シナイ半島を全面返還		20	· · · · · · · · · · · · · · · · ·

年	月日	主要事象	年	月日	主要事象	年	月日	主要事象
1988 (昭63)	8.17	米ソ、初の地下核実験共同検証実施(ネ バダ)	1992 (平4)	5.22	北朝鮮兵、韓国側非武装地帯(DMZ)に 侵入、銃撃戦	1995 (平7)	7.28 8. 1	ベトナム、ASEANに正式加盟 第1回KEDO総会(日米韓)開催(ニュー
	8.20 8.24	イラン・イラク紛争、停戦成立 田澤長官就任		5.23	米国とロシアなど旧ソ連4か国、START I議定書に署名		8. 8	ヨーク) 村山改造内閣発足、衛藤長官就任
	9.20 10.17	国産のT-4中等練習機初納入 米比軍事基地協定見直し交渉合意文書署名		5.25 6.19	北朝鮮で初のIAEA特定査察実施(~6.5) 「国際平和協力法」公布(8.10施行)、「国		9. 4 9.15	沖縄駐留3米兵による女子児童暴行事件 化学兵器禁止条約批准
	11.29	FS-X共同開発に関する日米政府間の交換 公文及び細目取極署名		8.10	際緊急援助隊法改正」公布(6.29施行) 「国際平和協力法」施行		10.27	「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の 処遇等に関する法律」公布(96.1.1 施行)
	12. 7	ゴルバチョフ・ソ連書記長、国連で50万 人兵力削減などに関する演説		8.24 9.17	中韓両国、国交樹立 第1次カンボジア派遣施設大隊出発開始		11.17	「沖縄米軍基地問題協議会の設置につい て」閣議決定
1989	12.27	竹下改造内閣発足		9.19	(~93.9.26帰国完了) カンボジア停戦監視要員出発(成田)		11.19	
(昭64) 1989	2.15	ソ連軍、アフガニスタンから撤退完了		9.30	米国、フィリピンスービック海軍基地返還			特別行動委員会(SACO)設置につき合意)
(平元)	2.24	大喪の礼 欧州通常戦力交渉(CFE)開始(ウィーン)			米国、フィリピンキュービーポイント飛 行場返還(フィリピンからの撤退完了)		11.28	「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱に ついて」安全保障会議・閣議決定
	3. 9	信頼醸成措置(CSBM)開始(ウィーン) 東京地裁八王子支部、第2次横田基地騒		12. 3	国連安保理、ソマリアでの多国籍軍による武力行使を容認する決議採択		12.14	「中期防衛力整備計画(平成8年度~平成 12年度)について」安全保障会議決定
		音訴訟判決 新BADGEシステム運用開始		12.12 12.16	宮澤改造内閣発足、中山長官就任		12.14	(12.15 閣議決定) 「次期支援戦闘機の整備について」安全保
	4. 1 5.10	消費税法施行 米ソ外相会談、START I 再開で合意成立		12.18	動を展開する決議採択		12.14	障会議決定(12.15閣議了解)次期支援戦 闘機の型式「F-2」と決定
	6. 3	(モスクワ、~5.11)		12.10	7年度)の修正について」安全保障会議・ 閣議決定		12.14 12.15	ボスニア和平協定がパリで正式調印 東南アジア10か国、ASEAN首脳会議で
	6. 4	中国戒厳部隊、北京市天安門前広場など の群集に対し発砲(第2次天安門事件)	1993	12.21			12.13	東南アジア非核兵器地帯条約署名 NATO主体のIFOR、国連保護隊に代わり
		最高裁、百里基地訴訟判決	(平5)		器削減条約(START II)署名		12.20	正式活動開始 東京高裁、第1次厚木基地騒音訴訟差戻
	6.24	趙紫陽中国共産党総書記解任、江沢民総書記就任		1.13		1996	1.11	控訴審判決 標本内閣成立、臼井長官就任
	8.10	海部内閣成立、松本長官就任		3.12	北朝鮮、NPT脱退を宣言	(平8)	1.26	米上院、START II 批准
	9.26	ベトナム、カンボジアから完全撤退 東独、西側への自由出国許可(ベルリン		3.25 4.8	イージス艦「こんごう」就役 カンボジアで、国連ボランティア(UNV)		1.31	国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)へ 自衛隊の部隊などを派遣
1990	2.13			5. 4	中田厚仁氏殉職 ソマリアに展開中の多国籍軍、第2次ソマ		3. 8	中国、3.8~3.25で計3回台湾近海においてミサイル発射訓練、海・空軍の実弾演習、陸海空統合演習実施
(平2)	2.20	万5千人に、全欧州における米兵力を22 万5千人とすることで合意 武器技術共同委員会「FS-X関連武器技術」		5. 4	リア国連活動(UNOSOM II)に任務移行 カンボジアで、文民警察要員高田晴行警 視が殉職		3.23 4.12	督、陸海空統合演督美施 台湾、初の総統直接選挙、李登輝総統再選 橋本内閣総理大臣・モンデール米駐日大
		対米供与決定		5.11	モザンビーク派遣輸送調整中隊、モザン		4.12	使会談(普天間飛行場の5~7年以内の条
	3. 3	第2次海部内閣発足、石川長官就任 日米首脳会談(海部・G・H・Wブッシュ、		5.14			4.15	件が整った後の全部返還について合意) 日米物品役務相互提供協定及び手続取極
	5.29	パームスプリングス、〜3.4) 那覇地裁、駐留軍用地特措法にかかる行		5.29	ンビークへ出発 北朝鮮、日本海中部に向け弾道ミサイル		4.16	署名(10.22発効) 「沖縄県における米軍の施設・区域に関連
	6.19	政処分取消訴訟判決 日米合同委員会で、沖縄の米軍施設(23		6. 1	の発射実験実施 政府専用機 (B-747) の本格運航にともな		4.17	する問題の解決促進について」閣議決定 日米安全保障共同宣言
		事案)につき、返還に向けて日米双方で 所要の調整手続を進めることを確認		6. 9	い、特別航空輸送隊を新編皇太子徳仁親王殿下結婚の儀		7.12	ワッセナー・アレンジメント設立総会(ウィーン)
		安全保障関係閣僚会議の設置について日米で原則同意		6.11	鮮はNPT脱退を留保		7.20 7.26	国連海洋法条約、日本について発効海自艦艇初の訪露(ウラジオストク、
	8. 2 8. 2			7.12	(~8.12)		7.29	~7.30、ロシア海軍300周年記念観艦式) 中国、地下核実験実施(45回目)同日、核
	10. 3			8. 4	細川内閣成立、中西長官就任		8.28	実験モラトリアム (一時休止) の実施発表 海自艦艇初の訪韓 (釜山、~9.6)
	10.24	「国連平和協力法案」提出 ソ連、北極圏で地下核実験を実施		9. 1 9.13	イスラエル・PLO、「暫定自治原則宣言」		8.28	最高裁、駐留軍用地特措法による代理署名についての職務執行命令訴訟判決
	11.12	「国連平和協力法案」廃案 即位の礼		9.23			9.10	国連総会、包括的核実験禁止条約(CTBT) 採択
	12.20	大嘗祭 「中期防衛力整備計画(平成3年度~平成			(UNMIH) を設置する決議採択 「日露海上事故防止協定」署名			北朝鮮の小型潜水艦、韓国東海岸で座礁、 乗員韓国領土侵入(~11.7掃討作戦完了)
		7年度)について」安全保障会議・閣議 決定		12. 2	マーストリヒト条約発効・EU発足 愛知長官就任		9.26	香港抗議船(保釣号)など、尖閣諸島周 辺領海に侵入
1991	1.17		1994 (平6)	2.23	内閣総理大臣のもとに「防衛問題懇談会」 発足		9.27	タリバーン、アフガニスタンの首都カ ブールを制圧、暫定政権を宣言
(平3)	1.17	の空爆開始、「砂漠の嵐」作戦開始		2.24	音訴訟判決		10. 3	ロシア・チェチェン、停戦合意 第2次橋本内閣発足、久間長官就任
	1.24	億ドル追加支援を決定		3.23	防衛庁の「防衛力の在り方検討会議」発足 海自に初の女子航空学生入隊			NATO、ボスニア駐留IFOR後継部隊 (SFOR) の派遣で基本合意
	1.25	「湾岸危機に伴う避難民の輸送に関する暫定措置に関する政令」閣議決定(1.29公本を行る4.10 原生)		3.30	空自に初の女子航空学生入隊 東京高裁、第2次横田基地騒音訴訟判決 羽田内閣成立、神田長官就任		12. 2	SACO最終報告が日米安全保障協議委員会で了承
	3.13	布施行、4.19廃止) 金沢地裁、第1次小松基地騒音訴訟判決 WPO(ワルシャワ条約機構軍事機構)解体		6. 8	The state of the s		12.24	「わが国の領海及び内水で潜没航行する外 国潜水艦への対処について」安全保障会 議・閣議決定
	4.11				9 ② 孤取が近右動計画報告者」提出 村山内閣成立、玉澤長官就任 米国防省「核態勢見直し 発表	1997 (平9)	1. 2	展・阁巌次正 ロシア船ナホトカ号海難・重油流出災害 にかかる災害派遣(~3.31)
	4.24	て」安全保障会議・閣議決定		10.21		(+9)	1.20 4.29	にかかる災害派遣(~3.31) 情報本部の新設 化学兵器禁止条約発効
	6. 3			12. 1	文書」に米朝署名		5.12 6. 9	1C字共結禁止条約完別 ロシア・チェチェン「平和条約」署名 化学兵器禁止機関(OPCW)へ自衛官を
	9. 6 9.17	スプ目脳、STARTIに著名(モステラ) ソ連国家評議会、バルト3国独立を承認 国連総会、南北朝鮮、バルト3国など7か		12. 1	第1回アクア太十戸安宝保障セミノー(別 衛研究所主催、~12.17) 米韓連合軍司令官、平時の作戦統制権を		7. 1	派遣(查察局長)(~02.6) 香港、中国へ返還
	10. 9	国連総会、開北朝鮮、バルト3国など7か 国の国連加盟を承認 国連のイラク化学兵器調査団に初の自衛		12. 1	韓国軍に委譲		7. 1	合茂、中国へ返速 在沖米海兵隊実弾演習初の本土移転射撃 (北富士、~7.9)
	10. 9	官参加			ロシア、対チェチェン軍事作戦開始		7.16	(北富士、~ / .9) 北朝鮮兵士、軍事境界線(MDL)越境、 韓国軍と銃砲撃戦
	11. 5	水緑院女宝休岸安貝会設直 宮澤内閣成立、宮下長官就任 クラーク米空軍基地、フィリピンへ正式		12.20	~12.23)		9.11 9.23	韓国単と
	12. 5	クラーク未空単基地、フィリピンへ正式 返還 ウクライナ共和国最高会議、ウクライナ	1995	12.20	名古屋高級金沢支部、第十次小松基地願 音訴訟判決 阪神・淡路大震災にともなう災害派遣		9.23	97 日本の開協力のための指針」を日本 安全保障協議委員会で了承 中露首脳会談、中露共同声明に署名(北
	12. 5	独立を宣言	(平7)	3. 9	(~4.27)		12. 3	京)、中露東部国境の画定を宣言
	12. 0	ロシア、ヘラルーシ、ワクライテ3共和 国首脳会談、「独立国家共同体 (CIS) 協 定」に署名(ブレスト、ベラルーシ)		3. 9	発足		12. 3 12. 3 12. 4	
1992 (平4)	2. 7	正] に著名 (プレスト、ペラルージ) EC加盟12か国、欧州連合条約 (マース トリヒト条約) 調印			でいますリン事件にともなり欠音派遣 (~3.23) NPT無期限延長を採択			イダブで対人地雷宝田崇正条約者名式 (121 か国) 「中期防衛力整備計画(平成8年度~平成
(+4)	2.25	トリヒト条約/調印 中国、尖閣諸島を中国領と明記した「領 海及び接続水域法」を公布・発効			NP 無期限延長を採択 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う 特別措置に関する法律」成立(6.20施行)		12.19	12年度) の見直しについて」安全保障会 議・閣議決定
	4. 1 4. 1	政府専用機(B-747)防衛庁所属替		6. 5	自衛隊機と韓国軍機との間の偶発事故の 防止についての書簡を日韓防衛当局間で	1998 (平10)	3.26 4.28	職・阁職大圧 即応予備自衛官制度導入 日米物品役務相互提供協定を改正する協
	I .	東京地裁、厚木基地土地明渡等訴訟判決			相互に発出	(110)	7.20	定の署名

年	月日	主要事象	年	月日	主要事象	年	月日	主要事象
1998 (平10)	5.11 5.22	インド地下核実験 (5.13にも実施) 福岡高裁那覇支部、第1次嘉手納基地騒	2000 (平12)	10.12	イエメンで米海軍駆逐艦「コール」に対 するテロ	2002 (平14)	11.14	 KEDO理事会、12月からの北朝鮮への重 油提供の凍結決定
(+10)		音訴訟判決	(+12)	11.20	共産党第22回党大会において「自衛隊の	(+14)	11.18	初の北海道における自衛隊と警察の共同
	5.28 6.6	パキスタン地下核実験(5.30にも実施) 国連安保理、印パ核実験非難決議採択		12. 5	容認」決定 第2次森改造内閣発足、斉藤長官就任		11.21	図上訓練 NATOプラハ首脳会談、中東欧7か国の
	6.12	「中央省庁等改革基本法」公布・施行		12.15	「中期防衛力整備計画(平成13年度~17年			新規加盟決定
	6.12	「国連平和維持活動等に対する協力に関す る法律の一部を改正する法律」公布、施	2001	2. 5	度)について」安全保障会議・閣議決定 1.26のインド西部での大地震に対し、イ		12. 2 12.12	国連PKO局に初の自衛官派遣 北朝鮮、核関連施設の再稼動と建設再開
	6 22	行(武器使用にかかる部分は7.12施行) 北朝鮮潜水艦、韓国東岸に侵入、韓国軍	(平13)		ンドにおける国際緊急援助活動に自衛隊 部隊を派遣(~2.11)		12.16	を発表 テロ対策特措法に基づく実施要領の変更
		がこれを拿捕		2. 9	UNMOVICに要員派遣(~05.3)		.2	(12.5) を受け、イージス艦「きりしま」
	7.27	中国、初の総合的な国防白書「中国の国 防」発表		2.10 3.1	えひめ丸米潜水艦衝突事故 「船舶検査活動法」施行		12.17	横須賀出港 米ミサイル防衛配備発表
	7.29	海・空自とロシア海軍との捜索救難共同 訓練(初の本格的日露共同訓練)		3. 7	在日ロシア大使館付武官に秘密文書を漏 洩した元海上自衛官に実刑判決	2003 (平15)	1.10	北朝鮮、NPT 脱退宣言 米国土安全保障省発足
	7.30	小渕内閣成立、額賀長官就任		4. 1	「情報公開法」施行	(, , , , ,	1.28	普天間飛行場の移設にかかる「代替施設
	8.31	北朝鮮、わが国上空を越える弾道ミサイ ル発射		4. 1 4.26	米中軍用機接触事故 小泉内閣成立、中谷長官就任		2. 8	建設協議会」設置 対人地雷の廃棄完了(例外保有を除く)
	8.31	北朝鮮ミサイル発射を受け、政府は KEDO分担調印拒否		5.14 6.15	北朝鮮とEU、外交関係樹立 「上海協力機構」創設		3.20	米英軍など、対イラク軍事行動開始 「防衛庁設置法など一部改正法」(自衛官の
	9. 1	日朝交渉当面凍結		8. 8	「えひめ丸」引揚げ協力のための潜水艦救 難艦「ちはや」に関する災害派遣(12.16		3.30	定数及び即応予備自衛官の員数変更)施行 イラク難民救援国際平和協力業務実施
	9. 2 9.24	日韓漁業協定決着(竹島問題棚上げ)			帰港)			(イラク難民救援空輸隊、4.2に帰着)
	9.30	「対人地雷禁止条約」締結 KEDO 署名		9.11	米国同時多発テロ 米国同時多発テロに対し、国連安保理非		4.21	空自による空中給油訓練(~5.1) G・W・ブッシュ米国大統領、イラク及
	11.14	初の国際緊急援助活動のため、陸自のホ ンジュラス派遣部隊出発(現地活動		9.19	難決議 米国同時多発テロを受け、小泉内閣総理			びアフガニスタンにおける主要な戦闘の 終結宣言
	44 :=	11.18~12.1、12.5帰国)			大臣、当面の措置発表		5.13	東京地裁八王子支部、第3次横田基地騒
	11.15	硫黄島にて3自衛隊初の統合演習(2,400 人規模)		9.21	「防衛力の在り方検討会議」発足 米国「4年毎の国防計画の見直し」(QDR)		5.31	音訴訟判決 G・W・ブッシュ米国大統領、拡散に対
	11.20 12.17			10. 2	発表 NATO、米国同時多発テロに対し、北大		6. 1	する安全保障構想(PSI)初提唱 米露首脳会談、米露戦略攻撃能力削減条
		協力拒否への制裁措置として「砂漠の狐			西洋条約第5条(集団防衛条項)の適用			約発効
	12.22	作戦」開始(~12.20) 情報収集衛星の導入について閣議決定		10. 6	決定 アフガニスタン難民救援国際平和協力業		6. 6	「武力攻撃事態対処関連3法」、参議院本 会議で可決成立
	12.22 12.25	安波訓練場返還(SACO事案では初) 「弾道ミサイル防衛にかかる日米共同技術		10. 7	務実施(〜10.12) 米英軍、アフガニスタン攻撃開始(10.19、		6.13	イラク人道復興支援特別措置法案、閣議 決定
1000		研究について」安全保障会議了承			米軍、特殊部隊投入、初の地上戦)		7. 4	「イラク被災民救援国際平和協力業務実施
1999 (平11)	1.14 3. 1	小渕改造内閣発足 「対人地雷禁止条約」、日本について発効		10. 8	政府、緊急テロ対策本部設置、第1回会 議において「緊急対応措置」決定		7.17	計画」閣議決定 イラク被災民救援国際平和協力業務の実施
	3.23	能登半島沖不審船事案(3.24海上警備行 動発令)		10.29	「テロ対策特措法」など、参議院本会議で 可決成立		7.26	(イラク被災民救援空輸隊、8.18総員帰国) 「イラク人道復興支援特措法」、参議院本
	3.29	陸自、初の旅団を創設		11. 2	「テロ対策特措法」「自衛隊法の一部を改			会議で可決成立 ゴラン高原国際平和協力業務実施計画変
	4. 1 5.24	情報収集衛星推進委員会設置(内閣) 「日米物品役務相互提供協定」を改正する			正する法律」公布・施行(秘密保全のた めの罰則強化は02.11.1施行)		7.29	更の閣議決定
		協定(周辺事態へ対応する活動に関する 協力の追加)国会承認(9.25発効)		11.16	「テロ対策特措法」に基づく基本計画、閣 議決定		8.27 9.11	第1回六者会合(北京、〜8.29) メモリアルゾーン完成披露
	5.28	「周辺事態安全確保法」公布(8.25施行)、 「自衛隊法の一部を改正する法律」公布・		11.25			9.12	
		施行			施のため出港		9.14	政府調査団をイラクなど中東諸国へ派遣
	6.15	北方限界線を越境した北朝鮮警備艇と韓 国側警備艇との間で銃撃事件		11.27	朝鮮半島非武装地帯(DMZ)において銃 撃事件		9.22	小泉改造(第2次)内閣発足 「危険業務従事者叙勲」新設を閣議決定
	7.23 8.5	東京高裁、第2次厚木基地騒音訴訟判決 海自と韓国海軍との初の捜索救難共同訓		12. 5 12.20	米露、START I の履行を完了 国連安保理、国際治安支援部隊(ISAF)			(03.11.3 元自衛官に初の危険業務従事者 叙勲)
		練(九州西方海域)			を設立する決議採択		10. 7	日中韓首脳会談による初の共同宣言に署名
	8.25 9. 2	北朝鮮、黃海での北方限界線の無効と新		12.22	アフガニスタン暫定統治機構発足、ハミ ド・カルザイ氏が議長就任		10.10 10.15	中国、初の有人宇宙船「神舟5号」打ち
	9.23	たな海上軍事分界線の設定を宣言 トルコ共和国における国際緊急救助活動		12.22	九州南西海域不審船事案 ロシア、キューバ基地より撤兵完了		11.15	上げ 自衛隊の専門調査団をイラクに派遣
		に必要な物資の輸送を実施するため自衛	2002		G・W・ブッシュ米国大統領、一般教書		11.19	第2次小泉内閣発足
	9.29	隊を派遣(~11.22) ロシア軍部隊、チェチェン共和国進攻	(平14)	2.15	演説「悪の枢軸」発言 東ティモール国際協力業務実施計画など		11.29	撃され死亡
	9.30	東海村ウラン加工施設における事故にか かる災害派遣(~10.3)		3. 2	閣議決定 東ティモール派遣施設群(680名)の派		12. 4 12.18	豪、ミサイル防衛計画への参加決定 イランがIAEA協定に調印
	10. 5 11.22	第2次小渕内閣発足、瓦長官就任 東ティモール避難民救援のため、インド		3. 6	遣開始(~04.6.25) 金沢地裁、第2次小松基地騒音訴訟判決		12.19 12.19	
		ネシアに自衛隊を派遣(~00.2.8)		3.27	予備自衛官補制度導入			決定(安全保障会議・閣議決定)
	11.22	沖縄県知事、普天間飛行場の移設候補地			第2回西太平洋潜水艦救難訓練(わが国 が主催した初の多国間共同訓練、〜5.2)		12.26 12.30	
	12.17	国連安保理、イラク問題に関する包括的 決議案を採択、UNSCOMに代えて		5. 4	ロシア、カムラン湾軍事基地のベトナム 返還完了	2004	1.22	基づく援助物資の空輸(04.1.1~1.2) 空自派遣輸空隊本隊、クウェートへ出発
	12.20	UNMOVIC設置 マカオ、中国に返還		5.20		(平16)	2. 3	第1次イラク復興支援群出発 イラクに関する対応措置実施、国会承認
	12.27	海上保安庁との間で「不審船にかかる共		5.24	米露戦略攻撃能力削減条約調印		2. 9	海自派遣海上輸送部隊、クウェートへ出
	12.27	同対処マニュアル」策定 名護市長、普天間飛行場の代替施設受入		5.30	東京地裁八王子支部、第4次横田基地騒 音訴訟判決		2.25	発(~4.8帰国) 第2回六者会合(北京、~2.29)
	12.28	表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」閣		6.13 6.29	米国、ABM条約から脱退 北方限界線を越境した北朝鮮警備艇と韓		3. 4	鳥インフルエンザにかかる初の災害派遣 (京都府丹波町、〜3.11)
0000		議決定			国側警備艇との間で銃撃戦		3.22	EU外相理事会、EU即応部隊の創設で合意
2000 (平12)	1.17 2.16	対人地雷廃棄開始 参議院の憲法調査会初会合(2.17、衆議院)			米国政府「国土安全保障のための国家戦 略」発表		3.26	弾道ミサイル防衛システムの導入、国会 で決定(平成16年度予算案参院本会議で
	4. 1 4. 5	「自衛隊員倫理法」施行 森内閣成立		7.29 9.4	「普天間飛行場代替施設の基本計画」決定 日本海中部事案(不審船の疑いのある船		4.15	可決成立) 初の在外邦人等輸送として、イラクから
	4.14	ロシア下院、START II 批准			舶への対応) 日朝首脳会談、金総書記が拉致認め謝罪			クウェートへ邦人10名を輸送 防衛庁・自衛隊50周年記念式典
	5. 7	統領就任		9.20	米国政府、「国家安全保障戦略」発表		4.15 4.28	国連安保理、大量破壊兵器の不拡散決議
	5. 8 6.16	防衛庁、市ヶ谷庁舎へ移転 原子力災害特別措置法(原子力災害派遣		9.30	小泉改造内閣発足、石破長官就任 化学兵器禁止機関(OPCW)要員派遣		5.20	1540を全会一致で採択 国連東ティモール支援団(UNMISET)、
	7. 4	の創設)施行 第2次森内閣発足、虎島長官就任		10.13	(運用・計画部長)(~07.6)			東ティモールへ国防、治安に関する権限移管
	7.21	九州・沖縄サミット首脳会合(~7.23)		10.15	拉致被害者5人が帰国		5.22	日朝首脳会談 (平壌)。拉致被害者の家族
	7.21	米露首脳会談が行われ「戦略的安定に関 する協力」発表		10.16	米政府、北朝鮮がケリー国務次官補訪朝 時、核兵器用ウラン濃縮計画を認めたと		6. 1	5人帰国 イラク暫定政府発足(6.28統治権限移譲)。
	8.25			10.16	の声明を発表 横浜地裁、第3次厚木基地騒音訴訟判決		6. 1	統治評議会解散 国連安保理、イラク復興に関する決議
	9.13	中国遺棄化学兵器の発掘・回収事業への		10.16	福岡高裁那覇支部、楚辺通信所に係る土			1546を全会一致で採択
	10.12	初の自衛官派遣 米国と北朝鮮、米朝共同コミュニケ発表		11. 1	地明渡訴訟判決 秘密保全のための罰則強化(防衛秘密)		6.14	「事態対処法制関連7法」、参議院本会議 で可決成立及び3条約の締結承認
				1	導入		6.14	特定船舶入港禁止特措法成立

年	月日	主要事象	年	月日	主要事象	年	月日	主要事象
2004 (平16)	6.18	イラク主権回復後の自衛隊の人道復興支 援活動について閣議了解(多国籍軍への	2006 (平18)	1.10	イラン、ウラン濃縮実験を開始 米国「4年毎の国防計画の見直し」(QDR)	2007 (平19)	6.28	ロシア、新型の潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)「ブラヴァ」の発射実験に成功
	6.23	参加) 第3回六者会合(北京、~6.26)		2. 4	発表 拉致問題、国交正常化、核・ミサイル問		7. 4 7.14	小池防衛大臣就任 プーチン露大統領、CFE条約の履行停止
	6.28 7.20	イラク暫定政府に統治権限移譲 マラッカ・シンガポール海峡において、		3. 6			7.20	にかかる大統領令署名 「海洋基本法」施行
		インドネシア、シンガポール、マレーシ アの3か国海軍によるパトロール開始		3.16	田の共同開発を提案(~3.7) 米国、国家安全保障戦略発表		7.31	国連安保理、スーダン・ダルフール地方 への国連・AU合同PKO部隊(UNAMID)
	8.13	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍へリ墜落		3.27	防衛庁設置法などの一部改正法(弾道ミ サイル等に対する破壊措置を規定、統合		8.10	派遣に関する決議第1769号採択 日米軍事情報包括保護協定」署名・発効
	9.27 10. 4	第2次小泉改造内閣発足、大野長官就任 「安全保障と防衛力に関する懇談会」最終		4.00	幕僚監部発足。自衛隊は統合運用体制に 移行)施行		8.27	安倍改造内閣発足、高村防衛大臣就任 「駐留軍等再編特別措置法」施行
	10. 6	報告 米韓、在韓米軍12,500名の08年までの三 段階削減発表		4.23 5. 1	在日米軍再編にともなう在沖米海兵隊の グアム移転経費の負担について日米合意 日米安全保障協議委員会([2+2]、ワシ		9. 1	地方協力局、装備施設本部、防衛監察本 部、地方防衛局の新設 福田内閣成立、石破防衛大臣就任
	10.25	初のわが国主催のPSI海上阻止訓練(相 模湾沖合及び横須賀港内、~10.27)		3. 1	ロバ女王		9.27	第6回六者会合第2次会合(北京、~9.30)
		EU 首脳、欧州憲法条約に調印 防衛庁・自衛隊50周年記念観閲式		5. 5			10. 3	声明の実施ための第二段階の措置」発表)
		中国原子力潜水艦によるわが国領海内潜 没航行事案。海上警備行動発令		5.11	沖縄県知事と防衛庁長官との間で在日米 軍再編に関する基本確認書に調印		10.17	ための第二段階の措置」発表 初の日米豪3か国共同訓練(海自、米海
	11.16	(~11.12) 中国外交部副部長、原子力潜水艦領海内		5.15 5.27			11. 1	軍、豪空軍間) テロ対策特措法に基づく対応措置の終結
	12.26	潜没航行事案に関し、遺憾の意を表明 スマトラ沖大地震、インド洋津波災害発		5.29	地震発生 オーストラリアへ P-3C 初訪問		11.16	に関する命令発出 防衛省改革会議設置
	12.27			6. 1	インドネシア・ジャワ島中部地震に際し、 国際緊急援助活動のため自衛隊部隊を派		11.21	台湾海峡を通過して横須賀へ帰港(~11.25)
	12.10	「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱 について」及び「中期防衛力整備計画		6.16			11.28 12.13	中国海軍艦艇の初訪日(~12.1) ロシア、国後島付近で日本漁船4隻拿捕
		(平成17年度〜平成21年度) について」 安全保障会議、閣議決定		6.19	の治安権限が多国籍軍からイラクに移譲		12.18	発射試験 (標的に命中)
	12.28	インドネシア・スマトラ島沖大規模地震 及びインド洋津波被害に際して、国際緊		6.20	されると発表 政府、陸自イラク派遣部隊の活動終結決 定。空自部隊は国連及び多国籍軍への支		12.19	在日米軍再編にともない、米陸軍第1軍 団新司令部の前方司令部が在日米陸軍
2005	1. 4	急援助活動を実施するため、タイ・プーケット島沖へ海自艦艇を派遣(~05.1.1) インドネシア・スマトラ島沖大規模震災		6.23	援継続		12.24	キャンプ座間に発足 「次期固定翼哨戒機の整備について」「平成20年度における防衛力整備内容のうち
(平17)	1. 4	及びインド洋津波被害に際し、国際緊急 援助隊活動のため自衛隊部隊を派遣		6.29	対外政務・政務技術展子成次極者名 日米首脳会談、共同文書「新世紀の日米 同盟」発表		12.24	主要な事項について」 「弾道ミサイル等に対する破壊措置に関す
	1.19	(~3.23帰国完了) 政府、領水内潜没潜水艦に関する対処方		7. 5		2008	1.16	る緊急対処要領の変更について」閣議決定 補給支援特措法施行(1.24、25インド洋
	2.10	針を新たに策定 北朝鮮外務省「核兵器製造」などを内容		7.13 7.31	1 . T. T. T	(平20)	1.25	に向け部隊出港) 「在日米軍駐留経費負担にかかる新協定」
		とする声明発表 (5.11、8,000本の使用済 み核燃料棒取出し発表)			設行政にかかる内部組織の機能強化、装 備本部の新設、地方連絡部の地方協力本		2.19	署名 イージス艦と漁船との衝突事故
		那覇地裁沖縄支部、第2次嘉手納基地騒 音訴訟判決		8.16			2.20	米海軍イージス艦、制御不能衛星を、 SM-3による大気圏外での撃墜に成功
		日米安全保障協議委員会(「2+2」、ワシントン)日米共通の戦略目標を確認		8.29			2.21	補給支援特措法に基づき、インド洋において海自補給艦が洋上給油再開
	3. 8	朝日新聞機が無許可で竹島に接近したとして、韓国政府抗議		8.29	したイージス艦を展開 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する		3.14	(~10.1.15) 中国チベット自治区の区都ラサでチベッ
	3.14 3.14	中国全人代「反国家分裂法」採択 マラッカ海峡で日本の船舶が襲撃を受け、 乗員3人拉致(3.20解放)		9.20	協議会」設置・初会合 中国海軍が米海軍と共同捜索救難訓練実 施(サンディエゴ近海)		3.18 3.26	ト仏教僧らによるデモ 「海洋基本計画」閣議決定 防衛省設置法などの一部改正法(自衛隊
	3.16 3.25	ままり		9.26	安倍内閣成立、久間長官就任		4.24	指揮通信システム隊の新編など)施行 米国政府、北朝鮮の支援のもと、シリア
	4.25	JR西日本福知山線列車事故にともなう災害派遣			北朝鮮の核実験実施発表に対し、制裁措置を発動			が建設し、イスラエルの空爆で破壊され たという核施設について公表
	7.14	経済産業相が帝国石油に東シナ海のガス 田の試掘権を許可すると表明		12.19	国連総会、北朝鮮による外国人拉致を非 難する決議案を採択		5.12 5.30	中国四川省でM7.8の地震発生 ダブリンにおける国際会議において、ク
	8. 5	カムチャツカ沖のロシア海軍小型潜水艇 事故に際して、国際緊急援助活動のため、	2007 (平19)	1. 9	防衛省への移行、国際平和協力活動など		6.24	
	9. 9	海自艦艇派遣(~8.10帰国完了) 初の中露合同軍事演習「平和の使命 2005」		1. 9			6.26	日中両政府、東シナ海の天然ガス田を共同開発することで合意
	9. 9	(~8.25) 東シナ海の日中中間線付近の「樫」ガス		1.12	国連安保理、ネパールで武装解除監視に		6.26 6.26	
	0.40	田周辺海域で、中国海軍の駆逐艦など5 隻が航行 第4回立者今今で共同専明採択		0 10	当たる国連ネパール監視団(UNMIN)設置承認		7. 7 7.12	音訴訟判決 G8北海道洞爺湖サミット(~7.9) 第6回六者会合に関する首席代表者会合、
	9.21	第4回六者会合で共同声明採択 第3次小泉内閣発足 パキスタンなど大地震被害に際し、国際		2.13	第5回六者会合、北朝鮮が全核施設を無 力化することで合意 		7.12	プレスコミュニケ発表
		緊急援助活動のため自衛隊部隊を派遣 (~12.2帰国完了)		3. 5	米軍再編にかかる初の航空機訓練移転 (築城、〜3.8)		7.17 8. 2	東京高裁、第3次横田基地騒音訴訟判決
	10.20	陸自と北海道警がテロに備え、初の共同 実動訓練実施		3.13			8. 8	グルジア軍と南オセチア軍との軍事衝突 にロシア軍が介入
	10.29	日米安全保障協議委員会(「2+2」、ワシ ントン)「日米同盟:未来のための変革と			弾道ミサイル等に対する破壊措置に関す る緊急対処要領作成		8.10	中国、新疆ウイグル自治区で武装グルー プが公安施設などを襲撃
		再編」共同発表 第3次小泉改造内閣発足、額賀長官就任		3.28 3.30	空自入間基地に初のペトリオット(PAC-3)		8.29	海自次期固定翼哨戒機 XP-1 試作1 号機受領
		テロ対策特措法一部改正案施行(有効期間1年間延長)		3.30			9.9	G・W・ブッシュ米国大統領、イラク駐 留米軍削減及びアフガニスタンへの増派
		第5回六者会合第1次会合(北京、〜11.11) 「平成17年10月29日に実施された日米安 全保障協議委員会において承認された事		4.16	へ軍事監視要員として自衛官を派遣 (~11.1.18) 初の日米印共同3国間訓練(海自・米印		9.24 9.25	を発表 麻生内閣成立、浜田防衛大臣就任 米原子力空母「ジョージ・ワシントン」
		重体障跡議会員会において承認された事 項に関する当面の政府の取組について」 閣議決定			海軍間) 名古屋高裁金沢支部、第2次小松基地騒		9.25	木原ナガ空母 グョージ・グラントン] 横須賀初入港 中国の有人宇宙船「神舟7号」打ち上げ。
	11.16	インド・パキスタン両国、パキスタンなど大 地震の被災者救援活動のため、カシミール		5. 1	音訴訟判決		10. 3	初の船外活動成功
	11.27	地方の実効支配線上の5地点の解放を完了 福井県で国民保護法に基づく初の実動訓練			ントン)「同盟の変革:日米の安全保障及 び防衛協力の進展」発表		10.10	どの台湾への売却を議会に通知
		東京高裁、第4次横田基地騒音訴訟判決 防衛庁職員給与法の一部改正(給与改定)		5.18	開始		10.19	中国海軍戦闘艦艇として初めて駆逐艦な ど4隻が津軽海峡通過
	12.14				ロシア、新型ICBMの発射実験に成功したと発表		10.22	パートナーシップの前進に関する共同声明」
	12.16	ンプール) 国連総会、北朝鮮の人権状況を非難する 決議家を採択		5.29 6. 1	防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正法		10.24	
	12.24	決議案を採択 「弾道ミサイル防衛用能力向上方迎撃ミサ イルに関する日米共同関発について 安			(防衛施設庁の廃止・統合、防衛監察本部、地方防衛局の新設、陸海空自の共同の部隊など)の成立		11. 2	
		イルに関する日米共同開発について」安 全保障会議及び閣議決定		1	の部隊など)の成立		I	めて通過し、太平洋へ進出

年	月日	主要事象	年	月日	主要事象	年	月日	主要事象
2008 (平20)	12. 2	ソマリア沖の海賊対策に関する国連安保 理決議第1846号採択		2. 5	国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) へ自衛隊部隊の派遣決定		3.16	東日本大震災にともなう、予備自衛官、 即応予備自衛官に対する初の災害招集な
	12. 3 12.20	クラスター弾に関する条約署名 「中期防衛力整備計画(平成17年度~平	2010	2.27	(2.6展開開始) (13.1.25活動終了) 米国 [4年毎の国防計画の見直し」(QDR)	2011	3.16	どを閣議決定 陸自の即応予備自衛官及び予備自衛官に
		成21年度)の見直しについて」安全保障 会議・閣議決定	(平22)		及び「弾道ミサイル防衛見直し」(BMDR) 公表	(平23)	3.17	対する災害(等)招集命令(~8.31) 対リビア武力行使容認国連安保理決議第
	12.23	イラク復興支援特措法に基づく空自派遣 輸送航空隊帰国		3. 7			3.19	1973号採択 米英仏を中心とする多国籍軍、リビアに
0000	12.26	中国海軍第1次アデン湾派遣部隊(駆逐 艦など3隻)出発		3.26	北朝鮮潜水艦艇による魚雷攻撃によって 韓国海軍哨戒艦「天安」黄海で沈没		4. 5	対する軍事行動開始 オバマ米国大統領、「プラハ演説」
2009 (平21)	1. 8 1.15	空自F-15(百里)、沖縄配備 防衛省「宇宙開発利用に関する基本方針 について 決定		3.26	防衛省設置法などの一部改正法(第15旅 団の新編、少年工科学校の改編など)施行 防衛省設置法などの一部改正法の一部(陸		4.11 4.15	東日本大震災復興構想会議設置 海自及び空自の予備自衛官に対する災害 招集命令(~8.31)
	1.27	日本漁船「第38吉丸」日本海でロシア沿 岸警備隊に拿捕		4. 1	上自衛隊の学校の生徒の身分の新設)施行		4.27	環境整備法の一部改正法施行 (特定防衛 施設周辺整備調整交付金の対象事業の拡
	1.31	ソマリア暫定会議、新大統領にアハメド 師を選出		4. 2	タクシン派団体占拠。4.10にはタイ政府 治安部隊との衝突(~5.19)		5. 2	大) オバマ米国大統領、国際テロ組織「アル
	2.10	イラク復興支援派遣撤収業務隊による撤収業務の終結に関する命令発出			米国「核態勢の見直し」(NPR) 公表 第1回核セキュリティ・サミット(ワシ			カイダ」指導者のウサマ・ビン・ラー ディンを殺害と発表
	2.17	「在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協 定」署名		5. 1	ントン、~4.13)		6. 1 6.21	ジブチ自衛隊活動拠点の運用を開始 日米安全保障協議委員会(「2+2」、ワシ
	2.17	オバマ米国大統領、アフガニスタンへの 約1万7,000人の増派を決定		5.19				ントン) 「より深化し、拡大する日米同盟 に向けて:50年間のパートナーシップの
	2.27	福岡高裁那覇支部、第2次嘉手納基地騒音訴訟判決			パシフィック・パートナーシップ2010へ の参加(~7.15)		6.22	基盤の上に」発表 オバマ米国大統領、アフガニスタン駐留
	3. 6	米露外相会談、両国関係「リセット」で 一致(ジュネーブ)		5.26	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点		6.24	米軍の撤収方針発表 「東日本大震災復興基本法」施行
	3.13 3.13	海賊対処法案閣議決定 ソマリア沖・アデン湾における海賊対処 のため、海上における警備行動に関する		5.27 5.28	施設の整備などに関する法律 成立 米国「国家安全保障戦略」(NSS) 公表 日米安全保障協議委員会(「2+2」) 共同		6.28 7.8	復興対策本部初会合 UNMISS設立国連安保理決議第1996号採 択
	3.14	自衛隊行動命令発令 ソマリア沖・アデン湾における海賊から		6. 8	発表		7. 9 7.11	が 南スーダン共和国独立 UNMIS 撤退国連安保理決議第1997号採択
	J.14	日本関係船舶を保護するため海上自衛隊の艦船2隻を派遣		6. 9			7.11	米国防省「サイバー空間における作戦の ための戦略」公表
	3.27	弾道ミサイル等に対する破壊措置の実施 に関する自衛隊行動命令発令		6.25 6.28	「日NATO情報保護協定」署名・発効		8.10 8.24	中国空母「ワリャーグ」が初の試験航行 中国、漁業監視船2隻が尖閣諸島付近の
	3.30	海賊対処のため、海自艦艇による護衛任 務を開始		7. 1	(自衛官候補生の身分の新設) 施行		9. 2	
	4. 3	中曽根外務大臣、ジブチとの間で地位協 定署名		7.13	用の促進のための低潮線の保全及び拠点		9. 9 9.19	ロシア艦艇24隻が宗谷海峡を通航 防衛産業に対するサイバー攻撃事案発覚
	4. 5	北朝鮮、わが国上空を越える弾道ミサイルを発射		7.00	施設の整備などに関する基本計画」閣議 決定		9.27	日比首脳会談(東京)日比共同声明発表中国宇宙実験室「天宮1号」打ち上げ
	4. 5			8. 1	福岡高裁那覇支部、第1次普天間基地騒音訴訟判決		9.30	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」「宇宙空間の開発・利用の 戦略的な推進体制の構築について」閣議
	4.10 5. 4	に関する自衛隊行動命令発令 最高裁、第3次横田基地騒音訴訟判決 第1回ARF災害救援実動演習 (フィリピン)			クラスター弾に関する条約発効 パキスタンで発生した洪水に対する国際 緊急援助活動(~10.10)		10.10	決定 米軍再編にかかる初のグアムなどへの航
	5.15	ソマリア沖・アデン湾における海賊対処 のためジブチへのP-3C派遣命令		9. 7			10.10	空機訓練移転(~10.28) 最高裁、第1次普天間基地騒音訴訟判決
	5.19	「在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協 定」発効		9. 7	尖閣諸島周辺のわが国領海で中国漁船が 海保巡視船に接触		10.24	「日仏情報保護協定」署名・発効 NATO、対リビア作戦の終了
	5.25 6.2	北朝鮮、2回目の地下核実験実施発表 宇宙基本計画決定		9.10			11.15	国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) へ司令部要員として自衛官派
	6.11	飛行開始			員)として自衛官派遣を閣議決定(9.27 派遣)		11.22	遣を閣議決定(11.28出国) 中国艦艇6隻が沖縄本島・宮古島間を抜
	6.16	ソマリア暫定政府、戦闘開始により非常 事態宣言			菅改造内閣発足 北朝鮮、朝鮮労働党代表者会及び党中央			けて太平洋に進出 米軍イラク撤退完了
	7. 4	サイル発射		40.4	委全員会議を開催、金正恩氏が党中央軍事委副委員長に就任		12.20	「次期戦闘機の整備について」安全保障会 議決定・閣議了解
	7.14 7.17	クラスター弾に関する条約批准 クラスター弾などの製造の禁止及び所持 の規制などに関する法律公布			防衛省設置法などの一部改正法の一部(3 士の階級の廃止)施行 英国、「戦略防衛安全保障見直し(SDSR)」		12.20	国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) へ施設部隊などの派遣を閣議 決定(12.1.11展開開始)(17.5.31活動終
	7.24 7.28	一の規制などに関する法律公布 海賊対処法施行、海賊対処行動命令発令 ホルムズ海峡で石油タンカー「MSTAR」		11. 1	公表		12.27	アル (12.1.11 展開開始) (17.3.3 / 冶動 (17.3.3 / イルラン) 「防衛装備品等の海外移転に関する基準」
	7.31	が船体外部の爆発で損傷 米軍以外の多国籍軍のイラク撤退完了		11.19	NATO、新戦略概念を採択 北朝鮮、韓国延坪島を砲撃		12.28	に関する内閣官房長官談話 普天間飛行場代替施設建設事業にかかる
	8. 1	防衛省設置法などの一部改正法の一部 (防衛会議及び防衛大臣補佐官の新設、防			尖閣沖漁船衝突事件のビデオ映像流出事 案などを受け、「政府における情報保全に	2012	1. 5	環境影響評価書を沖縄県に提出(~12.1.6) 米国、国防戦略指針公表
	9.16	衛参事官制度の廃止など)施行 鳩山内閣成立、北澤防衛大臣就任		12.17	関する検討委員会」設置 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱	(平24)	1.11 1.13	UNMISS第1次隊出国開始 野田改造内閣発足、田中防衛大臣就任
	9.17	オバマ米国大統領、欧州MD配備計画の 見直し発表			について」、「中期防衛力整備計画(平成 23年度~平成27年度)について」安全保		2.10 3.16	中国公船「海監」が尖閣諸島付近のわが
	9.30	インドネシア・スマトラ沖でM7.6の地震 発生	2011	1.11			3.26	国領海内に侵入 空自航空総隊司令部、横田移転 野田中間終期十万・林木・・リー・・サ
	10. 1 10. 5	中国、建国60周年軍事パレード インドネシア・パダン沖地震に対する国際緊急援助隊派遣(~10.17)	(平23)	1.14	の試験飛行を実施 UNMIN マンデート終了に関する国連議長 声明採択		3.27	野田内閣総理大臣、核セキュリティサ ミット出席 弾道ミサイル等に対する破壊措置などの
	10.20 10.27	原緊急援助		1.14	菅改造(第2次)内閣発足		3.30	実施に関する自衛隊行動命令発令(4.13 終結)
	11.10	が衝突			署名(4.1 発効) 最高裁、第2次嘉手納基地騒音訴訟判決		4.13	北朝鮮、「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射
	11.11	行政刷新会議「事業仕分け」(~11.27)		1.28			4.13	
	11.23 12. 1	海賊対処行動部隊、IMO勇敢賞受賞 リスボン条約発効		2. 4	米国、「国家安全保障宇宙戦略(NSSS)」 公表		4.17	国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) へのわが国の派遣期間を10か
	12. 3	東京高裁、イージス情報流出事案で海自 3佐の控訴棄却(上告)		2. 8	START I 後継条約(新START)発効 米国、「国家軍事戦略」公表		4.27	月(~13.2.28)延長 日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同
	12. 5 12.17	START I 失効 「平成22年度の防衛力整備等について」		2.22 2.23	ニュージーランドで発生した地震に対し、		4.29	発表 中国艦艇3隻が大隅海峡を通過し、太平
2010	1.11	安全保障会議・閣議決定 中国、ミサイル迎撃実験実施を発表		3.11			5.17	洋に進出 「日豪情報保護協定」署名
(平22)	1.12	ハイチでM7の地震発生 ハイチで発生した地震に対する国際緊急 援助隊派遣(~2.14活動終了)		3.11	を襲撃した海賊4名を、海賊対処法に基 づき逮捕 東日本大震災発生		6. 4 7. 1	野田改造(第2次)内閣発足、森本防衛 大臣就任 ロシア艦艇26隻が宗谷海峡を通航(~7.2)
	1.19	接助隊派遣(~2.14活動終了) 日米安保締結50周年に当たっての「2+2」 共同発表		3.11			7. 1	
	1.29	ロシア第5世代戦闘機PAKFA初試験飛行		3.12	東日本大震災にかかる原子力災害派遣 (~12.26)		7.11	中国漁業監視船3隻が尖閣諸島付近のわ が国領海に侵入
				1			ı	LIKING 12.7.

年	月日	主要事象	年	月日	主要事象	年	月日	主要事象
	7.12	中国漁業監視船1隻が尖閣諸島付近のわ が国領海に侵入		9. 8	中国の爆撃機が沖縄本島・宮古島間を初 めて通過して太平洋に進出		5.31	第13回アジア安全保障会議(IISS主催) への安倍内閣総理大臣、小野寺防衛大臣
	7.12	内閣府設置法などの一部を改正する法律施行		9. 9		2014	6. 7	の参加(シンガポール) 中国艦艇3隻が沖縄本島・宮古島間を抜
2012	8.10	李明博韓国大統領の竹島上陸	2013	9.10	第1回防衛省・自衛隊2020年東京オリン	(平26)		けて太平洋に進出
(平24)	9. 7	「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安 定的・効果的利用に向けて」を公表	(平25)		ピック・パラリンピック競技大会特別行 動委員会開催		6.11 6.11	日豪「2+2」(東京) 中国の戦闘機が自衛隊機に異常な接近飛
	9.11 9.23	政府、尖閣3島購入所有権獲得 国連東ティモール統合ミッション		9.27	国連安保理、シリアの化学兵器廃棄に関 する決議2118号を採択		6.19	行 防衛生産・技術基盤戦略の公表
	9.25	(UNMIT)への自衛官派遣終了 中国初の空母「遼寧」就役		10. 3	日米安全保障協議委員会(「2+2」、東京) 「在沖海兵隊のグアム移転にかかる協定を		6.21	防衛省設置法等の一部改正法の一部(早 期退職募集制度への対応)施行
	10. 1 10.16	野田改造(第3次)内閣発足 中国艦艇7隻が与那国島・仲ノ神島間を		10.16	改正する議定書」署名 台風第26号にかかる災害派遣(~11.8)		6.29 6.29	北朝鮮、弾道ミサイル2発発射 ISIL、「イスラム国」の樹立及びカリフ制
	11.26	初めて通過自衛隊法などの一部改正法の公布、一部		10.23	中国艦艇5隻が沖縄本島・宮古島間を抜けて太平洋に進出		7. 1	の宣言
		(日米ACSA関係)施行 東ティモールにおける能力構築支援事業		10.30	中国艦艇3隻が沖縄本島南西を抜けて太 平洋に進出		′. '	れ目のない安全保障法制の整備について」 閣議決定
	12. 4	を開始		11. 8	フィリピン、レイテ島に台風30号上陸		7. 8	日豪防衛装備品・技術移転協定署名
		弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施 に関する自衛隊行動命令発令(12.12終結)			フィリピン台風被害に対し、国際緊急援 助隊派遣(~12.18)		7. 9 7.13	北朝鮮、弾道ミサイルを2発発射 北朝鮮、弾道ミサイルを2発発射
	12.12	北朝鮮、「人工衛星」と称する弾道ミサイ ル発射		11.15	化学兵器禁止機関(OPCW)、シリアの 化学兵器などの廃棄の詳細条件を決定		7.25	防衛省設置法等の一部改正法(防衛審議 官の新設)施行
	12.13	中国航空機による初の領空(尖閣諸島周 辺上空)侵犯		11.22	自衛隊法の一部改正(在外邦人等の輸送 にかかる輸送対象者の範囲拡大など)の		7.26 8.1	北朝鮮、弾道ミサイルを1発発射 防衛省設置法等の一部改正法(内部部局
	12.26 12.31	第2次安倍内閣発足、小野寺防衛大臣就任 UNMIT任務終了		11.23	公布、施行 中国、「東シナ海防空識別区」の設定を発表			における自衛官ポストの定員化、航空戦 術教導団の新編等) 施行
2013 (平25)	1.16	アルジェリア邦人拘束事件 中国海軍艦艇による海自護衛艦搭載へリ		11.24	イランとEU3(英仏独)+3(米中露)、 核問題の包括的解決に向けた初期段階の		8. 6	山口県における大雨にともなう災害派遣 (~8.8)
(23)	1.10	に対する火器管制レーダーの照射が疑わ れる事案		12. 4	措置について合意 国家安全保障会議設置		8.8~	米中央軍によるイラク北部でのISILに対 する空爆開始
	1.20	国連兵力引き離し隊(UNDOF)への自		12. 8	韓国、新たな防空識別圏の設定を発表		8.10	高知県における給水支援にかかる災害派
	1.20	衛隊部隊などの派遣終了 (隊旗返還式) 在外邦人等輸送として、アルジェリア邦		12.14	「特定秘密の保護に関する法律」公布 中国月探査機、月面軟着陸に成功		8.12	遣 (~8.14) ロシア軍、北方領土及び千島列島で演習
		人拘束事件被害者などをアルジェリアか らわが国に輸送(1.24帰国)		12.15	南スーダン、大統領派と前副大統領派と の間で衝突発生		8.17	京都府福知山市における人命救助にかか る災害派遣
	1.23	オーストラリア、国家安全保障戦略発表 「平成25年度の防衛力整備などについて」		12.17	「国家安全保障戦略について」「平成26年 度以降に係る防衛計画の大綱について」		8.17	兵庫県丹波市における人命救助にかかる 災害派遣
	1.25	安全保障会議・閣議決定 「宇宙基本計画」宇宙開発戦略本部決定			「中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)について」 国家安全保障会		8.19	中国の戦闘機が米軍哨戒機に異常な接近 飛行
		中国、ミサイル迎撃実験実施を発表東シナ海において中国艦艇が海自護衛艦		12.23	議、閣議決定 中国艦艇3隻が沖縄本島南西を抜けて太		8.20	広島県広島市における人命救助にかかる 災害派遣(~9.11)
	1.31	に火器管制レーダーを照射 中国艦艇3隻が宮古島北東を通過し太平		12.23	平当温度で受か、汗縄本島中四を扱いて太平洋に進出 ロシア、ボレイ級SSBN2番艦が就役(太		8.28	防衛省「宇宙開発利用に関する基本方針 について (改訂版) 策定
		洋に進出			平洋艦隊に編入)		9. 1	日印首脳会談(東京)「日印特別戦略的グ
	1.31 1.31	日豪ACSA発効 自衛隊法などの一部改正法の一部(日豪		12.27	沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設 事業にかかる公有水面埋立承認願書につ			ローバルパートナーシップのための東京 宣言」
	2. 1	ACSA関係)施行 自衛隊法などの一部改正法の一部(航空	2014	1. 1	いて承認 「日英情報保護協定」発効		9. 3	江渡防衛大臣就任 第2次安倍改造内閣発足
	2. 7	手当関係)施行 ロシア戦闘機、わが国領空を侵犯	(平26)	1. 7 1.15	国家安全保障局の発足 広島湾において輸送艦と漁船との接触事		9.10 9.11	オバマ米国大統領、対ISIL戦略を発表 北海道江別市における給水支援にかかる
		北朝鮮、3回目の地下核実験実施発表 国家安全保障会議の創設に関する有識者		1.22	故 沖縄基地負担軽減推進委員会の設置		9.18	災害派遣(〜9.13) エボラ出血熱対策に関する国連安保理決
	2.20	会議、初会合 那覇地裁、辺野古環境アセスメント訴訟		1.28	EU部隊の中央アフリカへの派遣を承認する国連安保理決議第2134号採択		9.19	議第2177号、UNMEERの設立を発表 ロシアが大規模演習「ヴォストーク2014」
		判決 オバマ米国大統領と安倍内閣総理大臣と		2.14 2.15	普天間飛行場負担軽減推進会議の設置		9.22~	開始 (~9.25) 米国などによるシリアにおけるISIL に対
		の会談 F-35の製造などにかかる国内企業の参画		3. 1	中国艦艇3隻が沖縄本島・宮古島間を抜けて太平洋に進出			する空爆開始
		についての内閣官房長官談話発出			北朝鮮、弾道ミサイル2発発射			安倍内閣総理大臣 国連PKOハイレベル 会合に出席(ニューヨーク)
	3.15	国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) への自衛隊部隊などの派		3. 4 3.11	マレーシア航空機の消息不明事案にかか		9.27 9.29	御嶽山噴火にかかる災害派遣(~10.16) アフガニスタン新政権発足
	3.22	遣終了(隊旗返還式) 「日豪情報保護協定」発効		3.18			10. 3	「すべての女性が輝く社会づくり本部の設 置について」閣議決定
	3.26	自衛隊法などの一部改正法の一部(航空 救難団隷属替え関係)施行		3.19	わが国の接続水域を航行する潜没潜水艦 を確認(宮古島東海域)		10.26 11.16	防衛省・自衛隊60周年記念航空観閲式 沖縄県知事選、翁長候補が現職の仲井眞
	3.30	中国艦艇4隻が沖縄本島南西を抜けて太 平洋に進出		3.24	安倍内閣総理大臣、第3回核セキュリ ティーサミット出席(ハーグ、〜3.25)		11.21	知事を破る 滞空型無人機の機種を「グローバルホー
	4. 2	北朝鮮、六者会合に基づいて稼働を停止し ていた黒鉛減速炉の再整備、再稼働を表明			北朝鮮、弾道ミサイル2発発射 自衛隊法等の一部改正法の一部(防衛医		11.23	ク」に決定 長野県北部を震源とする地震にかかる災
	4.26 4.29	「海洋基本計画」閣議決定 フランス、国防白書発表		4. 1	科大学校に看護学科を新設) を施行 「防衛装備移転三原則」の閣議決定		11.24	害派遣 韓国軍、竹島近海で防御訓練実施
	5. 7	中国艦艇2隻が与那国島北東を抜けて太 平洋に進出			中央アフリカへのPKO派遣を承認する国連安保理決議第2149号採択		11.28	西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動に必要な物資
	5.27	中国艦艇3隻が沖縄本島・宮古島間を抜		4.14	熊本県において発生した鳥インフルエン		10 1	の輸送 (ガーナ共和国 ~12.11)
	6.18	けて太平洋に進出 アフガニスタン、国際支援部隊からの治			ザの対応にかかる災害派遣(~4.16) 米比防衛協力強化協定(EDCA)調印		12. 1 12. 1	NATOに初の自衛隊員派遣 ロシアが、北部統合戦略コマンドを創設
	7. 4	安権限移譲の最終段階を開始 「日英防衛装備品・技術移転協定」及び			中国艦艇2隻が沖縄本島・宮古島間を抜けて太平洋に進出		12. 4	中国艦艇5隻が大隅海峡を抜けて太平洋に進出
	7. 5	「日英情報保護協定」署名 中露海軍合同軍事演習「海上協力2013」		5. 7 5.14	「在沖米海兵隊のグアム移転にかかる協定		12.4~	中国軍、西太平洋で演習開始、以後、一 部艦艇が宗谷海峡(12.24)、対馬海峡
	7.13	(~7.11) 中国海軍艦艇、宗谷海峡を抜けてオホー		5.15	を改正する議定書」発効 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇		12. 6	(12.27) を通って日本一周 徳島県における大雪にともなう災害派遣
	7.22	ツク海に進出 中国海警局表札掲示			談会」が報告書提出 米国司法省、サイバー攻撃を行ったとし		12.10	(~12.11) 「特定秘密の保護に関する法律」施行
	7.24	中国の早期警戒機が沖縄本島・宮古島間 を初めて通過して太平洋に進出			て、中国人民解放軍将校らを起訴 中露海上合同軍事演習「海上協力2014」		12.19	日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表
	8.21	中国艦艇3隻が大隅海峡を抜けて太平洋 に進出		5.21	(東シナ海)(~5.26) 横浜地裁、第4次厚木基地騒音訴訟判決		12.24 12.24	第3次安倍内閣発足、中谷防衛大臣就任 武器貿易条約発効
	8.22	ロシア爆撃機、わが国領空を侵犯		5.21	中国の戦闘機が自衛隊機に異常な接近飛		12.24	米軍TPY-2レーダー(いわゆる「Xバン
	8.27	中国艦艇2隻が沖縄本島・宮古島間を抜けて太平洋に進出		5.27	行 UNMISSマンデート延長及び文民保護等 AAR に関ロオススト符写体の保護法		12.31	ドレーダー」)経ヶ岬に配備完了 エア・アジア機消息不明事案に対する国
	8.30 9. 1	「防衛省改革の方向性」公表 安全保障と防衛力に関する懇談会、初会合			4分野に限定すること等国連安保理決議 第2155号採択		<u> </u>	際緊急援助活動(~1.11)

年		防衛		国 内		国際
2015 (平27)	1.15	岡山県において発生した鳥インフルエンザの対応にかかる災害派遣(~1.19)	1. 9	「宇宙基本計画」宇宙開発戦略本部決 定	1. 1 1. 2	NATOによる「確固たる支援任務」開始 ISILによる邦人人質拘束の動画公開(以後、1,24及び2.1に邦人殺害
(121)	1.18	佐賀県において発生した鳥インフルエ	1.16	日エジプト首脳会談(カイロ)		の動画公開)
	1.18	ンザの対応にかかる災害派遣(〜1.20) 中谷防衛大臣、ジブチを訪問	1.17 1.18	日ヨルダン首脳会談(アンマン) 日イスラエル首脳会談(エルサレム	1. 7 1.29	パリ市内における出版社(シャルリー・エブド)等への銃撃事件 アフリカ連合、対ボコ・ハラム多国籍軍設置を決定
	1.19 1.21	中谷防衛大臣、南スーダンを訪問 初の日英外務・防衛閣僚会合(ロンド	2. 9	~1.19) 日タイ首脳会談(東京)	2. 2 2. 6	オバマ米国大統領、2016年度予算教書を提出 米国「国家安全保障戦略 (NSS) を公表
		ン)	2.10	日モンゴル首脳会談 (東京)	2.12	ミンスク合意II(独、仏、露、ウクライナ首脳、新たな停戦合意文書
	1.21	日英防衛相会談(英国) 平成 26 年度自衛隊統合演習(指揮所演	2.10 2.27	日カタール首脳会談(東京) 日ポーランド首脳会談(東京)	2.13	に合意) 中国艦艇2隻が沖縄本島・宮古島間を抜けて太平洋に進出
	1 00	習)(~1.30)	3. 6 3. 9	日ラオス首脳会談(東京) 日独首脳会談(東京)	2.14 2.26	中国の情報収集機、沖縄本島と宮古島間を通過して太平洋に進出(2.15)
	1.29 1.29		3.20	安全保障法制整備に関する与党協議会	3. 2	サウジアラビアによるイエメンのホーシー派への空爆開始 北朝鮮、弾道ミサイル2発発射
	2. 2	する覚書署名 北海道羅臼町における暴風雪に伴う孤		「安全保障法制整備の具体的な方向性 について」を提示	3.18 4. 2	チュニジアのバルドー博物館を武装集団が襲撃(邦人3名死亡) EU3+3とイランが「枠組み合意」に合意
		立地域解消のための除雪支援にかかる 災害派遣(~2.3まで)	3.23 3.24	日インドネシア首脳会談(東京) 日ニュージーランド首脳会談(東京)	4.23 4.26	米国防省、「国防省サイバー戦略」を公表 ASEAN首脳会議(クアラルンプール)(~4.27)
	2. 8	初の日米共同訓練における空挺降下訓	3.27	日ポルトガル首脳会談(東京)	5. 8	米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次
	2.20	練(ノースウインド2)(〜2.22) 日カタール間の防衛交流に関する覚書	4.28 5.13	日米首脳会談(ワシントン) 日・ベルギー首脳会談(東京)	5. 9	報告」を公表 北朝鮮、SLBM発射試験に成功した旨公表
	3.13	署名 第2回日仏外務・防衛閣僚会合(2+2)	5.14	「平和安全法制整備法案」及び「国際 平和支援法案」の2法案を閣議決定	5.11 5.21	中露海軍合同軍事演習「海上協力2015(I)」実施(地中海)(~5.21) 中国の爆撃機、2機が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出
		(東京)	5.14	「我が国の領海及び内水で国際法上の		(空軍報道官、同空域での中国空軍機による初の飛行と発表)
	3.13	日仏防衛相会談(東京) 日仏防衛装備品技術移転協定署名(東		無害通航に該当しない航行を行う外国 軍艦への対処について」、「離島等に対	5.25	インド・ベトナム防衛協力に関する共同ビジョン声明署名(越国防 相訪印)
	3.14	京) 日コロンビア防衛相会談(東京)		する武装集団による不法上陸等事案に 対する政府の対処について」及び「公	5.26 6.12	中国、国防白書「中国の軍事戦略」発表 中国艦艇2隻が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出
	3.20	日東ティモール防衛相会談(東京)		海上で我が国の民間船舶に対し侵害行	7. 1	デンプシー米統合参謀本部議長、国家軍事戦略を発表
	3.30 4.8	日印防衛相会談(東京) 日米防衛相会談(東京)		為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が 認知した場合における当該侵害行為へ	7. 7	フィリピン提訴の南シナ海仲裁裁判手続で口頭審理(ハーグ) (~7.13)
	4.21	西アフリカにおけるエボラ出血熱の流 行に対するWHOが行う疫学調査等に	5.20	の対処について」閣議決定 日モンゴル首脳会談(東京)	7.18 7.29	中国艦艇3隻が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出 中国の情報収集機、早期警戒機及び爆撃機2機が沖縄本島・宮古島
		対する支援として防衛医科大学校の教	5.25	日マレーシア首脳会談 (東京)		間を通過して太平洋に進出 (7.30)
	4.27	官を派遣(〜5.29) ネパールでの地震に対する国際緊急援	5.29 6.4	日EU定期首脳協議(東京) 日フィリピン首脳会談(東京)	8. 1 8. 5	ロシア、空軍と航空宇宙防衛部隊を統合して航空宇宙軍を創設 仏露、ミストラル級強襲揚陸艦2隻の引渡し契約破棄に合意
	4.27	助活動(〜5.22) 新「日米防衛協力のための指針」を日	6. 7 6. 7	日仏首脳会談(ドイツ) 日独首脳会談(ドイツ)	8.17	中国艦艇7隻が対馬海峡を北上。以後、中露海軍合同軍事演習「海上協力2015 (II)」実施(日本海)(8.20~28)。演習終了後、5隻が
	7.21	米安全保障協議委員会(「2+2」、	6.8	日英首脳会談 (ドイツ)		宗谷海峡を東航 (8.29)、ベーリング海の公海上航行 (米国防省職員
	4.28	ニューヨーク)で了承 日米防衛相会談(ワシントン)	6.11	那覇地裁沖縄支部、第3次普天間基地 騒音訴訟判決		発言、9.2)、アリューシャン列島で米国領海に進入(米国防省職員 発言、9.4)
	4.30	特定防衛調達に係る国庫債務負担行為 により支出すべき年限に関する特別措置	7.30 8.3	東京高裁、第4次厚木基地騒音訴訟判決日伊首脳会談(東京)	8.20 8.20	北朝鮮と韓国の間で砲撃事案発生 米国防省、アジア太平洋海洋安全保障戦略を議会に提出
		法(いわゆる長期契約法)公布・施行	9.15	日ベトナム首脳会談 (東京)	8.22	ロシア・メドヴェージェフ首相、択捉島を訪問
	5.29	口永良部島における噴火にかかる災害 派遣(~6.1)	9.19	平和安全法制「平和安全法制整備法案」 及び「国際平和支援法案」、参議院本	8.25 8.26	南北共同報道文に合意 (8.25合意) 南スーダンで衝突の解決に関する合意署名
	5.30	第14回アジア安全保障会議(IISS主催) への中谷防衛大臣の参加(シンガポー	9.26	会議で可決成立 安倍内閣総理大臣米国訪問(~9.29)	9. 3	中国が抗日・反ファシズム戦争勝利70周年記念行事を実施。習近平 主席が演説で軍兵力の30万人削減を発表
		ル) (~5.31)	9.27	日カタール首脳会談 (ニューヨーク)	9.15	推定ロシア機が根室半島沖上空を領空侵犯
	5.30 5.30	日米防衛相会談(シンガポール) 日米韓防衛相会談及び日米豪防衛相会	9.27 9.28	日イラン首脳会談(ニューヨーク) 日露首脳会談(ニューヨーク)	9.30	ロシアのボレイ級SSBN2番艦「アレクサンドル・ネフスキー」がカ ムチャッカに到着
	5.31	談(シンガポール) パシフィック・パートナーシップ2015	9.28 9.28	日ウクライナ首脳会談(ニューヨーク) 日バングラデシュ首脳会談(ニュー	9.30 10.3	ロシア、シリア領内におけるISIL勢力等への空爆開始 バングラデシュで銃撃事件(邦人1名死亡、ISILバングラデシュと記
		(~8.14)		ヨーク)		載された犯行声明発出)
	5.31	務部隊(CTF151)の司令官として派	9.28	日・太平洋島嶼国首脳会合(ニューヨーク)	10.10 10.26	北朝鮮、朝鮮労働党創建70周年記念行事を実施 米海軍駆逐艦「ラッセン」が南シナ海の南沙諸島スビ礁の12海里以
	6 3	遣 (~8.27) 日豪防衛相会談 (東京)	9.29 10.5		10.29	内を航行し、「航行の自由作戦」を実施 フィリピン提訴の南シナ海仲裁裁判手続で裁判所が一部に管轄権を
	6. 7	日米共同統合防災訓練	10. 6	日スリランカ首脳会談 (東京)		認定 (ハーグ)
	6.29 7.3	御嶽山における行方不明捜索への支援	10. 7 10. 8	日トルコ首脳会談 (東京)	10.31	部が犯行声明を発出
	8.18	にかかる災害派遣(~8.7) 米国における統合訓練(ドーン・ブ	10.15	山口地裁岩国支部、第1次岩国基地騒 音訴訟判決	11. 3	拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)(クアラルンプール) (~11.4)
		リッツ15) (~9.9)	10.27	「普天間飛行場代替施設建設事業に係	11. 7	中台、分断後初の首脳会談を実施
	9. 1 9. 1	大規模地震時医療活動訓練 長崎県対馬市における給水支援にかか		る公有水面埋立法に基づく埋立承認の 取消しについて」閣議口頭了解	11. 8 11.11	中国海軍情報収集艦が尖閣諸島南方の接続水域付近を東西に反復航
	9.10	る災害派遣(〜9.2) 平成27年9月関東・東北豪雨にかかる	10.28	普天間飛行場代替施設建設事業に係る 工事着手届出書を沖縄県に提出	11.13	行(~11.12) 仏パリ同時多発テロ。ISIL フランスと記載された犯行声明発出
	10. 1	災害派遣(~9.19) 防衛省設置法等の一部改正法(統合幕	11. 1 11. 1	日中韓サミット(ソウル)		G20アンタルヤ・サミット (トルコ・アンタルヤ) (~11.16)
	10. I	僚監部への実運用一元化、防衛装備庁	11. 2	日韓首脳会談(ソウル)	11.22	東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN首脳会議(11.21~11.22)
	10. 1	の新設等)施行 技術研究本部、装備施設本部を廃止し、	11.10 11.13		11.23	英国「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直し(NSS、 SDSR - 2015)を発表
	10.18	防衛装備庁を新設 平成 27 年度自衛隊観艦式	11.15 11.15		11.24	フィリピン提訴の南シナ海仲裁裁判手続で口頭審理 (ハーグ) (~11.30)
	10.20	日韓防衛相会談(ソウル)	11.15	日英首脳会談 (トルコ・アンタルヤ)	11.24	中央軍事委員会改革工作会議が実施され、習近平主席が、軍改革の
	10.23 11. 3	自衛隊統合演習(実動演習)(〜11.13) 日米防衛相会談(マレーシア)	11.15 11.16	日露首脳会談 (トルコ・アンタルヤ) 日独首脳会談 (トルコ・アンタルヤ)	11.24	方向性について演説(〜11.26) トルコ軍が領空を侵犯したとしてロシア軍機を撃墜
	11. 3	第3回拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) (クアラルンプール) (~11.4)	11.16	日サウジアラビア首脳会談 (トルコ・アンタルヤ)	11.27	中国の爆撃機4機、情報収集機が沖縄本島・宮古島間を通過して太 平洋に進出(空軍報道官、中国空軍機による飛行と発表)。同時間帯、
	11. 4	日中防衛相会談(クアラルンプール)	11.19	日米首脳会談 (マニラ)		爆撃機4機及び早期警戒機が、沖縄本島及び宮古島近傍において活
	11.12	日越防衛相会談(ベトナム) 日ジョージア防衛相会談(東京)	11.26	に基づく埋立承認処分取消処分取消命	12. 2	
		日豪外務・防衛閣僚協議(シドニー) 日豪防衛相会談(シドニー)		令請求事件」(いわゆる「代執行訴訟」) 提訴	12. 7 12. 7	中国艦艇3隻が大隅海峡を通過して太平洋に進出 米P-8がシンガポール展開(~12.14)
	12. 4	日チェコ防衛相会談(東京)	12. 4	日米共同報道発表「沖縄における在日	12.13	中国艦艇2隻が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出
		日印防衛装備品・技術移転協定署名 (ニューデリー)		米軍施設・区域の統合のための日米両 国の計画の実施」	12.16	議会に通告
	12.17	日インドネシア外務・防衛閣僚会合 (東京)	12.12 12.12	日印首脳会談(ニューデリー) 「日印秘密軍事情報保護協定」署名・	12.21 12.23	ロシア爆撃機2機、わが国周辺を一周する経路で飛行 中国海軍情報収集艦が房総半島南東の接続水域付近を北東・南西に
		1010-021/		発効		反復航行(~12.26)
			12.18	日豪首脳会談(東京)	12.24 12.26	
					12.30	のわが国領海に初めて侵入 ロシア、フランス、ドイツ、ウクライナの首脳が15年末が期限のウ
						クライナ東部停戦合意の延長に合意
					12.31 12.31	中国初の国産空母を遼寧省大連で建造していると発表 中国、「陸軍指導機構」、「ロケット軍」、「戦略支援部隊」をそれぞれ
					12 31	新設 ロシアが国家安全保障戦略を改訂
		1		1	12.01	

年		 防 衛		国内		国際
2016	1. 6	北朝鮮の核実験に係る放射能特別調査	1.22	第5期科学技術基本計画閣議決定	1. 1	米軍爆撃機が韓国の烏山(オサン)在韓米軍基地付近を低空飛行
(平28)	1. 8	(~1.15) 第2回日英外務・防衛閣僚会合(「2+	1.22	在日米軍駐留経費負担(HNS)に関する特別協定署名	1. 2 1. 6	
	1. 8	2])(東京) 日韓防衛相電話会談	1.28	政府・沖縄県協議会の設置 情報保全隊監視活動停止等請求控訴事	1. 8 1.11	韓国、新たな防空識別圏の設定を発表。対北拡声器放送を再開 中国国防部、中央軍事組織改編(「4総部」の解体、中央軍事委員会
	1. 9	平成27年度第1回護衛隊群米国派遣訓		件の判決		の複数部門制導入)を発表
	1. 9	練(グアム方面)(〜1.30) 日英防衛相会談(東京)	2.19	与那国島自衛隊駐屯地建設差止仮処分 命令申立却下決定に対する即時抗告事	1.12	オバマ米国大統領一般教書演説 米比外務・防衛閣僚協議(2+2)(ワシントン)
	1.12	平成27年度日米共同統合演習(指揮所	0.00	件の決定	1.14	インドネシア・ジャカルタでテロ発生。ISILインドネシアと記載さ
	1.19	演習) (~2.2) 多国間共同訓練コブラ・ゴールド16へ	2.29 3.4	日エジプト首脳会談(東京) 「地方自治法第245条の8第3項の規定	1.16	れた犯行声明が発出 台湾で立法院選挙・総統選挙が実施され、8年ぶりに民進党への政権
	1.25	の参加(~2.19) 大雪等による給水支援にかかる災害派		に基づく埋立承認処分取消処分取消命 令請求事件」(いわゆる「代執行訴訟」)	1.16	交代が確定
		遣 (~2.1)		で、国が裁判所の和解案受入れ表明、	1.20	パキスタンで大学襲撃テロ発生
	1.27	先進技術実証機の型式を「X-2」と制定 防衛省設置法等の一部改正法(第9航		埋立工事の中止(普天間飛行場代替施 設建設事業)	1.21	米国がアフガンで対 ISIL 空爆を開始 中国国家海洋局長、「全国海洋工作会議」において、「南沙島礁生態保
		空団の新編)施行	3.16	国土交通大臣が沖縄県に対し、埋立承		護区」の建設などを今後5年間の重要事項とすることを表明
	2. 3	弾道ミサイル等に対する破壊措置の実 施に関する自衛隊行動命令発令		認取消処分是正の指示(普天間飛行場 代替施設建設事業)	1.26 1.27	ロシア爆撃機2機、わが国周辺を一周する経路で飛行 中国艦艇4隻が対馬海峡を北上
	2. 7 2. 8	日韓防衛相電話会談 弾道ミサイル等に対する破壊措置の終	3.19	「日伊情報保護協定」署名 沖縄県が国土交通大臣が出した是正の	1.30	米海軍駆逐艦が南シナ海の西沙諸島・トリトン島の12海里以内を航 行し、「航行の自由作戦」を実施
		結に関する自衛隊行動命令発令	0.20	指示につき、国地方係争処理委員会へ	1.31	中国の情報収集機及び早期警戒機が対馬海峡を初めて通過し日本海
	2.10 2.12	日米韓参謀総長級テレビ会議実施 若宮副大臣のミュンヘン安全保障会議		の審査申出(普天間飛行場代替施設建 設事業)	2. 1	に進出 中国国防部、七大軍区を解体し、五大戦区の新設を発表
		出席 (~2.14)	3.29	平和安全法制「平和安全法制整備法」	2. 2	中国艦艇4隻が津軽海峡を通過して太平洋に進出
	2.29	日比防衛装備品・技術移転協定署名 (マニラ)	3.31	及び「国際平和支援法」施行 日米韓首脳会談(ワシントンD.C.)	2. 4	中国海軍情報収集艦が房総半島南東の接続水域付近を北東・南西に 往復航行(~2.8)
	3.16	第20回東京ディフェンス・フォーラム (アジア太平洋地域防衛当局者フォー	3.31 3.31	日韓首脳会談(ワシントンD.C.) 日カナダ首脳会談(ワシントンD.C.)	2. 7 2. 7	北朝鮮、「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射 韓国、在韓米軍によるTHAAD配備について公式協議の開始を決定
		ラム)の開催(~3.18)	4. 1	日米首脳会談(ワシントンD.C.)	2. 9	オバマ米国大統領、2017年度予算教書を提出
	3.28	防衛省設置法等の一部改正法(与那国 駐屯地の新設等)施行	4. 1 4. 8	「宇宙基本計画」閣議決定 日エストニア首脳会議(東京)	2.10	韓国、北朝鮮による核実験及び長距離ミサイル発射に対する措置として開城工業団地の稼働全面中断を決定
	3.30	日ポーランド防衛当局間協議	4.28	沖縄県における在日米軍の軍属による	2.11	北朝鮮、開城工業団地を軍事統制区域と宣言し、韓国側関係者を全
	4. 6 4.14	U-125航空事故 平成28年 熊本地震にかかる災害派遣	5. 6	殺人被疑事件 日露首脳会談(ソチ)	2.12	員追放 米国防省「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関
	4.17	(~5.30) 平成 28 年 熊本地震にかかる即応予備	5.13 5.24	日クウェート首脳会談(東京) 日カナダ首脳会談(東京)	2.15	する年次報告」を議会に提出 米 ASEAN 首脳会議(カリフォルニア)(~2.16)
		自衛官の災害等招集を閣議決定	5.25	日米首脳会談 (伊勢志摩)	2.15	潜没潜水艦が、対馬海峡を日本海から東シナ海の方向へ南西進
	4.17	即応予備自衛官に対する災害等招集命 令(~5.9)	5.26 5.27	G7伊勢志摩サミット(~5.27) オバマ米国大統領、広島訪問	2.16	西沙諸島・ウッディー島において地対空ミサイルとみられる装備の 所在を確認
	4.18	北海道広尾郡広尾町における倒木除去 にかかる災害派遣 (~4.21)	6. 7 6.21	「日伊情報保護協定」発効	2.17 2.25	
	4.22	先進技術実証機(X-2)の初飛行	0.21	国地方係争処理委員会が審査結果を通知(普天間飛行場代替施設建設事業)	3. 7	
	5. 2 6. 3	日比防衛相電話会談 第15回アジア安全保障会議(IISS主催)	7. 1	FAC3162 由木通信所、米側から返還 (東京都八王子市)	3.10 3.18	
	0. 0	への中谷防衛大臣の参加(シンガポー	7.14	モンゴル公式訪問及び第11回ASEM	3.18	米国及びフィリピン、比基地5ヶ所をEDCAに基づく防衛協力の拠
	6. 4	ル)(~6.5) 日米防衛相会談(シンガポール)		(アジア欧州会合)首脳会合出席 (~7.16)	3.22	点として使用することに合意 ベルギー・ブリュッセルで連続爆破テロ発生
	6. 4	日韓防衛相会談及び日米韓防衛相会談(シンガポール)	7.15 7.15	日独首脳会談 (ウランバートル) 日バングラディッシュ首脳会談	3.28 3.31	中国艦艇2隻が大隅海峡を通過して太平洋に進出 米中首脳会談(ワシントン)
	6. 4	日伊防衛相会談(シンガポール)		(ウランバートル)	3.31	核セキュリティ・サミット(ワシントン)(~4.1)
	6. 4 6. 5	日英防衛相会談(シンガポール) 日英防衛相会談(シンガポール)	7.15 7.15	日中首脳会談(ウランバートル) 日EU首脳会談(ウランバートル)	4. 7 4. 8	中国艦艇3隻が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出 中国艦艇3隻が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出
	6. 6	中谷防衛大臣のミャンマー、タイ、東ティモール訪問(~6.10)	7.15 7.16	日ベトナム首脳会談(ウランバートル) 日カンボジア首脳会談(ウランバート	4.15 4.17	北朝鮮、弾道ミサイル1発発射 中国海軍の哨戒機が南沙諸島・ファイアリークロス礁に着陸し、急
	6.13	パシフィック・パートナーシップ2016		ル)		病人輸送を実施
	6.28	(~8.24) 日米韓ミサイル警戒演習	7.22	国土交通大臣が福岡高裁那覇支部に不 作為の違法確認訴訟を提起(普天間飛	4.20	中国の早期警戒機が沖縄本島と宮古島間の上空を通過して太平洋に 進出
		(PACIFIC DRAGON2016) (ハワイ)	7.22	行場代替施設建設事業)	4.20	中国、習近平主席の中央軍事委員会統合作戦指揮センター視察の様
	6.29 7.11	平成28年度自衛隊統合防災演習(~7.8) 南スーダンでの衝突事案に際して、在	1.22	国土交通大臣が沖縄県に対し、不作為 の違法確認訴訟を提起(普天間飛行場	4.23	子を公開 北朝鮮、潜水艦発射弾道ミサイル1発発射
		外邦人等輸送を実施するため、南スー ダン首都ジュバに空自航空機を派遣	8. 3	代替施設建設事業) 第3次安倍改造(第2次)内閣発足	4.28 4.29	北朝鮮、弾道ミサイル2発発射 南スーダン国民統一暫定政府設立
	_	(~7.26)	8.25	TICAD VI(第6回アフリカ開発会議)	5. 2	中国、南沙諸島・ファイアリークロス礁に揚陸艦を派遣
	7.13 8.3	日印防衛相会談(デリー) 稲田防衛大臣就任		出席、ケニア共和国ナイロビ訪問 (~8/29)	5. 6 5.10	第7回北朝鮮労働党党大会(~5.9) 米海軍駆逐艦が南シナ海の南沙諸島・ファイアリークロス礁の12海
	8.15 8.20	日ジブチ防衛相会談 (ジブチ) 北海道士別市における給水支援にかか	8.28 9. 2			里以内を航行し、「航行の自由作戦」を実施 ロシア太平洋艦隊司令官代理率いる約200人の遠征隊が千島列島の
		る災害派遣	9. 4	日エジプト首脳会談(杭州)		松輪島に到着し、その後調査活動に着手
	8.23	北海道上川郡美瑛町における給水支援 にかかる災害派遣(~8.28)	9. 5 9. 5	日ブラジル首脳会談(杭州) 日中首脳会談(杭州)		南シナ海上空で、中国軍戦闘機が米海軍偵察機に異常接近 露 ASEAN 首脳会談 (~5.20)
	8.23	平成28年度在外邦人等輸送訓練 平和安全法制に基づく新たな任務にか	9. 6	ASEAN関連首脳会議 (ラオス・ビエンチャン) (~9.9)	5.20	台湾で蔡英文民進党主席が総統に就任 オバマ米国大統領、ベトナム訪問 (~5.25) 武器禁輸全面解除
	8.25	かる訓練の開始	9. 6	日比首脳会談 (ビエンチャン)	5.23	中露が初となる共同ミサイル防衛演習実施(~5.28)
	8.25 8.26	日豪防衛相会談(東京) 北海道赤平市における給水支援にかか		TC-90等のフィリピンの移転について 正式合意	5.24 5.25	ASEAN国防相会議(ADMM)(~5.27) アフガニスタン、タリバーン新最高指導者にハイバトゥラー・アク
		る災害派遣(~8.27)	9. 6	日ラオス首脳会談 (ビエンチャン)		ンザダ氏を選出
	8.30	岩手県における台風10号に伴う大雨に かかる災害派遣(~9.16)	9. 7	アウン・サン・スー・チー・ミャン マー国家最高顧問との会談(ビエン	5.31 6.3	北朝鮮、弾道ミサイル1発発射 第15回シャングリラ会合(シンガポール)(~6.5)
	8.31	北海道における台風10号に伴う大雨に かかる災害派遣(~9.18)	9. 7	チャン) 日ベトナム首脳会談 (ビエンチャン)	6.6	第8回米中戦略・経済対話(北京)(~6.7) 東シナ海上空で、中国軍戦闘機が米空軍偵察機に高速で接近すると
	9. 1	防衛省災害対策本部運営訓練	9. 7	日豪首脳会談 (ビエンチャン)		いう危険な飛行を実施
	9. 2 9. 3	日サウジアラビア防衛相会談(東京) ADMMプラス人道支援・災害救援及び	9. 7 9. 7	日韓首脳会談(ビエンチャン)日印首脳会談(ビエンチャン)	6. 8 6. 9	ニュージーランド「国防白書2016」発表 中国艦艇1隻が尖閣周辺の接続水域に中国海軍戦闘艦艇として初め
		防衛医学実働演習(タイ王国)(~9.9)	9.12	米軍再編にかかる初の回転翼機及び		て入域
	9. 8	若宮防衛副大臣の国連PKO サミット・ フォローアップ会合への参加(英国)		ティルト・ローター機等の沖縄県外へ の訓練移転(~10.5)		米国フロリダ州で銃撃テロ事件 パリ西部マニャンビルで警察職員殺害事案発生
	9.10 9.15	日韓防衛相電話会談日米防衛相会談(ワシントン)	9.16	不作為の違法確認訴訟について、福岡 高裁那覇支部が国勝訴の判決言渡し		中国海軍情報収集艦1隻が鹿児島県口永良部島及び屋久島周辺の我 が国領海内を航行。その後、沖縄県北大東島北方の接続水域内を航
				(普天間飛行場代替施設建設事業)		行(6.16) した後、尖閣諸島周辺の接続水域外側を東西に往復航行
	9.21 9.22	日ミャンマー防衛相会談(東京) 沖縄県東方沖における米軍機の捜索救	9.19	安倍内閣総理大臣、ニューヨーク訪問 (~9.21)	6.16	(6.19~20) 中国艦艇5隻が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出
		助	9.19	日カタール首脳会議 (ニューヨーク)	6.22	北朝鮮、弾道ミサイル2発発射
	9.26	日米物品役務相互提供協定(ACSA) への署名(東京)	9.20 9.21	第3回日本・太平洋島嶼国首脳会合 日トルコ首脳会談(ニューヨーク)	6.28	英国、EU からの離脱の是非を問う国民投票で離脱派が勝利 トルコ・イスタンブール空港で爆発事案発生
	10. 8	稲田防衛大臣、南スーダン首都ジュバ 訪問	9.21	日イラン首脳会談 (ニューヨーク) 日キューバ首脳会談 (ハバナ)		比ドゥテルテ新政権が発足 豪連邦議会の上下両院選挙が実施され、ターンブル首相の続投が決
	10.14	日米韓参謀総長級会談(ワシントン	0.22	日、土 ・・日順日以 (・・・・) /	1. 2	家建和職会の工作画院選手が美地でれ、メーンノル自信の続致が次
		D.C)				

年		防衛		国 内		国際
		日英共同訓練「ガーディアン・ノース 16」(~11.6)	9.23	不作為の違法確認訴訟について、沖縄 県が最高裁に上告(普天間飛行場代替	7. 2	バングラデシュ武装集団による人質立て籠もり事案発生 (邦人7名死亡) ISIL ネット上に犯行声明
	10.21 10.22	鳥取県地震にかかる災害派遣(~10.28) 日米韓共同訓練(海上阻止訓練)	9.28	施設建設事業) 日シンガポール首脳会談(東京)	7. 5 7. 7	中国軍南シナ海軍事演習(~7.11) 南スーダン首都ジュバでの政府軍と反主流派との衝突事案発生
		(~10.23) 自衛隊記念日記念行事観閲式	10.14	日モンゴル首脳会談(東京)日ブラジル首脳会談(東京)	7. 8 7. 8	米韓、在韓米軍へのTHAAD配備決定
		日米豪防衛当局間情報共有取決めへの	10.19	日比首脳会談 (東京)	7. 9	北朝鮮、潜水艦発射弾道ミサイル1発発射
	10.30	署名 日米共同統合演習(実動演習)「Keen	10.27	TC-90に関する細目取極などに署名 日ヨルダン首脳会談(東京)	7.12	(~7.13)
	11. 1		10.28	「日米豪防衛当局間情報共有取決め」 署名・発効	7.12	仲裁裁判所が、南シナ海に関する仲裁手続きにおいて、フィリピン の申し立てをほぼ全て認める内容の最終判断を発出
		(ソマリア沖・アデン湾において海賊 対処行動に従事する艦艇を2隻から1	11. 2	アウン・サン・スー・チー・ミャン マー国家最高顧問との会談(東京)	7.13 7.15	ドイツ「国防白書 2016」発表 仏・ニースでトラック突入によるテロが発生
	11 Q	隻に変更) 日米韓共同訓練(弾道ミサイル情報共	11. 7 11. 8	日カザフスタン首脳会談(東京) 米大統領選挙開票	7.16 7.18	トルコでクーデター失敗 中国空軍、南シナ海の戦闘パトロールを常態化させる旨発表
		有訓練)(~11.10)	11.10	トランプ次期米大統領との電話会談日印首脳会談(東京)	7.18	独南部ビュルツブルク付近の列車でナイフで乗客を切りつける事案 発生
	11.13	ニュージーランド大地震に際して、国際緊急援助活動を実施するため、海自	11.14	日独首脳会談 (東京)	7.19	北朝鮮、弾道ミサイル3発発射
	11.15	航空機が対応(〜11.18) 「南スーダン国際平和協力業務実施計	11.16 11.17	日マレーシア首脳会談 (東京) トランプ次期米国大統領との会談	7.24 7.25	独南部バイエルン州の野外コンサート会場で自爆テロ事案発生 南スーダン、マシャール第1副大統領を解任、タバン・デン氏が第1
		画」変更の閣議決定 (駆け付け警護の任務を付与)	11.17	(ニューヨーク) 那覇地裁沖縄支部、第2次普天間基地	7.26	副大統領に就任 仏北部ルーアンの教会で人質立て籠もり事案発生
	11.16	第2回日 ASEAN 防衛担当大臣会合 (ビエンチャン)	11.18	騒音訴訟判決 日ペルー首脳会談(リマ)	8. 1 8. 3	米軍がリビア北部シルトのISIL支配地域への空爆を開始(〜12.21) 北朝鮮、弾道ミサイル2発発射
		日ラオス防衛相会談(ビエンチャン) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム	11.19 11.19	日コロンビア首脳会談 (リマ) 日露首脳会談 (リマ)	8. 5	(1発がわが国排他的経済水域 (EEZ) 内に落下) 尖閣諸島周辺海域で中国漁船 200~300 隻が操業。中国公船が初めて
	11.20	に関する第6回共同作業グループ協議	11.20	日中首脳会談 (リマ)		漁船に続き同一海域で領海侵入(5日間で延べ15隻・~8.9)
		(東京) 日中安保対話(北京)	11.20 11.21	日ベトナム首脳会談(リマ) 日アルゼンチン首脳会談(ブエノス・	8.12	
		新潟県における鳥インフルエンザの対応にかかる災害派遣(~12.4)	11.23	アイレス) 「日韓秘密軍事情報保護協定」署名・	8.15 8.18	中国の早期警戒機及び爆撃機2機が対馬海上を通過して日本海に進出
		日蘭防衛相会談(東京) 日米防衛相会談(東京)	12. 1	発効 日シンガポール首脳会談(東京)	8.20 8.22	中国海軍艦艇3隻が対馬海峡を南西進 米韓軍事演習「ウルチ・フリーダムガーディアン」(〜9.2)
	12. 7	高知県土佐清水沖における米軍機の捜索救助にかかる災害派遣(~12.8)	12. 1	福岡高裁那覇支部、第3次普天間基地 騒音訴訟判決	8.24 8.31	北朝鮮、潜水艦発射弾道ミサイル1発発射 デンマーク、コペンハーゲンで警察官を銃撃
	12. 9	小林防衛大臣政務官のマナーマ対話参加(バーレーン)(~12.10)	12. 1 12. 8	日仏防衛装備品・技術移転協定発効	9. 4	G20 (金融・世界経済に関する首脳会合) 杭州サミット (中国・杭州) (~9.5)
		日オランダ防衛相会談(東京) 日米韓防衛実務者協議 (DTT) (ソウル)	12.13		9. 5	北朝鮮、弾道ミサイル3発発射
		北海道上川郡清水町における鳥インフ	12.15	日露首脳会談(山口県)(~12.16)	9. 9	(わが国排他的経済水域 (EEZ) 内に落下) 北朝鮮、5度目の核実験を実施
		ルエンザの対応にかかる災害派遣 (~12.22)	12.20	不作為の違法確認訴訟について、最高 裁が沖縄県の上告を棄却(普天間飛行	9.12 9.17	中露海上合同軍事演習「海上協力2016」(南シナ海)(~9.19) 米ニューヨークで爆発事件発生
	12.19	宮崎県児湯郡川南町における鳥インフ ルエンザの対応にかかる災害派遣	12.22	場代替施設建設事業) SACO最終報告(平成8年)に基づく	9.25	中国の爆撃機4機、情報収集機2機及び戦闘機(推定)2機が沖縄本 島と宮古島間を通過して太平洋に進出
	12.22	(~12.21) 自衛隊法第95条の2の運用に関する指	12.26	北部訓練場の過半の返還 翁長沖縄県知事が、公有水面埋立承認	9.26	(戦闘機(推定)の通過は初) ロシアのボレイ級SSBN3番艦「ウラジミル・モノマフ」がカム
		針(国家安全保障会議決定) 新潟県糸魚川市における火災にかかる	12.20	取消処分を取消し(普天間飛行場代替施設建設事業)	9.29	チャッカに到着 米・ASEAN国防相会合 (~10.1)
		災害派遣(~12.23)	12.27	日米首脳会談(ハワイ) 安倍内閣総理大臣、稲田防衛大臣、ア	9.29	印陸軍が、カシミール管理ラインを越境し、パキスタン側のテロ組
	12.22	弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)の共同生		リゾナ記念館訪問 (ハワイ)	10. 7	織拠点を攻撃したと発表(その後も緊張状態は継続) 米国、米民主党全国委員会に対するサイバー攻撃についてロシアの
		産・配備段階への移行(国家安全保障 会議決定)	12.27	普天間飛行場代替施設建設事業を再開	10. 7	
	12.27	熊本県玉名郡南関町における鳥インフ ルエンザの対応にかかる災害派遣			10. 9 10.13	イエメン沖紅海で米海軍への攻撃事案発生 プミポン・タイ国王死去
		(~12.28)				北朝鮮、弾道ミサイル1発発射 イラクのISIL 拠点のモースル奪還作戦開始
					10.17	
					10.20	北朝鮮、弾道ミサイル1発発射
					10.20 10.21	米海軍駆逐艦が南シナ海西沙諸島周辺を航行し、「航行の自由作戦」
					I	を実施 中国共産党第18期6中全会(~10.27)
					10.27	中国の早期警戒機、情報収集機が沖縄本島と宮古島間を通過し、太 平洋に進出
						モースル市街戦開始 米大統領選挙(一般投票)でトランプ候補が勝利
					11.13	ニュージーランドにおいて大地震発生 ロシア海軍史上初めて、空母「クズネツォフ」を実戦投入
					11.18	ロシア軍、択捉島及び国後島への地対艦ミサイル配備を発表 ベルーAPEC 首脳会議(~11.20)
					11.22	ロシア対戦哨戒へり、尖閣諸島の領空付近を飛行 爆撃機2機、情報収集機2機、戦闘機2機が、沖縄本島と宮古島間の
						上空を通過(うち戦闘機を除く4機は先島諸島南方から飛来)
						タイ皇太子、国王即位 中国の戦闘機2機、爆撃機2機、情報収集機2機が東シナ海から沖縄 本島と宮古島間を通過(うち戦闘機を除く4機がバシー海峡方向に ロけて翌年)
					12.15	向けて飛行) ニュージーランド新首相にイングリッシュ副首相が就任 南シナ海における中国による米無人水中機 (UUV) 奪取
					12.17	UNMISS マンデート1 年延長(2017.12.15) リビア国民統一政府、ISIL からの北部シルト解放を宣言
					12.18 12.19	ヨルダン観光地で立て篭り事案発生 ドイツ首都ベルリンでトラック突入事案発生
					12.19 12.20	トルコ首都アンカラで露大使殺害事案発生
					12.25	談
						平当/ 中国/ 中国/ 中国/ 中国/ 中国/ 中国/ 中国/ 中国/ 中国/ 中国
					12.27 12.30	シリア全土でロシア・トルコ主導によるアサド政権と反体制派間の
2017		日仏防衛相会談(パリ)		米軍オスプレイ空中給油訓練再開	1. 2	
(平29)	1. 6	第3回日仏外交・防衛閣僚会合(「2+ 2」)(パリ)	1.12 1.14		1. 5 1. 9	中国艦艇による津軽海峡西航 中国の爆撃機6機、早期警戒機、情報収集機が対馬海峡上空を通過
	1.14	日豪物品役務相互提供協定(ACSA) への署名(シドニー)		日インドネシア首脳会談 (ジャカルタ) 日越首脳会談 (ハノイ)		し、日本海に進出 中国艦艇による対馬海峡通過
			,	1		韓国「国防白書 2016」発表

1-120		防衛		国内		国際
1-20 一方の大きの関係 (利用のできた) 1-20	1.14		1.16			
○			1.20		1	
1.2	1.21		1.21		1.28	トランプ米国大統領ISILを打倒するための包括的な計画の策定を
1	1 00				1 00	
1.2	1.23		1 28			
A.T. デアの対応でありためが認定についています。	1.24					
1.2 がある。						
					3. 1	
1.2 メバンドの影響を展立を対している。	1.24		3. 6		3 2	
1.6 日 2条型の機能を運用的位 (ACSA)	1.24				0. 2	本島と宮古島間上空を通過し、太平洋に進出(過去最多13機)
			3.13			
2. 4	1.26					
2. 4 対応と呼吸性域(アリット) 2. 6 本でものを対象が通り、 2. 7 大変である。	2 1				3. 6	
□ サイルの登録は続いてか)					3.10	
### 2- *********************************		サイルの発射試験 (ハワイ)	3.21	日伊首脳会談 (ローマ)	3.16	トランプ政権が2018年度予算教書の概案を議会へ提出
(-20)	2. 4				1	
2.18 古書紙人臣、第598日ミニケーン全会性 4.6 日東京 4.5 日本の 1.5			3 27			
2.2 日 スワーテンド大学経過級 4.6 日外的報酬会会報 4.5 日外的報酬会会報 4.5 日外的報酬会会報 4.5 日外の投資がある。 1.7 日前の保証を持た 4.5 日外の投資が選手 4.1 日外の投資が選手 4.1 日外の投資が選手 4.1 日外の投資が対する。 1.7 日前の保証を持た 4.1 日外の投資が対する。 1.7 日前の保証を持た 4.1 日外の対していたがある。 1.7 日前の保証を持た 4.2 日間のよりに対していたがある。 1.7 日前の保証を持た 4.2 日間のは、1.7 日前の保証を持た 4.2 日間のは、1.2	2.18	1 ' - '				
2.2 日 メラルーア・大空極極端 (- 50)		障会議(ミュンヘン)出席	4. 4		4. 3	ロシア・サンクトペテルブルクの地下鉄で爆発事案発生
3.5 長野県別東小原佐に作う人命自動に 4.12	I .					
カケシリ等が通信(〜3) 3.7 日 自動が高級部が開発した (〜3) 3.7 日 自動が高級部が開発した (〜3) 3.9 自力が高級部が開発した (〜3) 3.0 日本の (〜3) 3.1 日本の (〜3) 3.2 日本の (〜3) 3.3						
3.7 日間から政策が開放機能を受け、	0. 5		l .		1	
3. 9 パンフィック・パト・ナーション (日本音楽) (一名25) 3 海上前宮で を観光が起からありません。 (1 日本音楽)		日韓防衛相電話会談		ペンス米国副大統領の安倍内閣総理大	1	中国、初の無人補給船「天舟1号」打ち上げ
 ○の参加(1-550) 3 月上日市でも高端技術のための連合性が高端像(CFT610)の同音なして減 が認際(CFT610)の同音なして減 ・	I .				1	
3. 9 其上自省を を総対組のための連合性	3. 9				1	
3.10 回途角スーダン洋和電子ション (DAMASS) への自動機能源のが高速で (1997 年) (DAMASS) への自動を対していって、アンリー (1997 年) (DAMASS) への自動機能源のが高速で (1997 年) (1	3 9		4.25		1	
5.11 回車所スータン共和回ミッション (UNMASS) への自動整理の流速性であった。 (14 日本 東京 15 日本 1	0.0		4.27			
(UMMISS) への自然階級後の活動性 7 5-17 日ニージーランドド開会後(東京) 日外地学型 1 日本特別は、おける実面との自力の可能がある。 日本機関機に、おける実面との自力の可能を表現である。 1 日本機関機に、おける実面との自力の可能を表現である。 1 日本機関機に、おける実面との自力の可能を表現である。 1 日本機関機に、おける実面との自力の可能を表現である。 1 日本機関機能を表現である。 1 日本機関機能を表現である。 1 日本機関を表現である。 1 日本機関を表現を表現である。 1 日本機関を表現を表現を表現を表現を表現である。 1 日本機関を表現を表現を表現である。 1 日本機関を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を						
	3.10				1	
3.16 日本機構能とすの作者の手供用のようす。					1	
3.16	3.14				3.10	
3.2 の 多田田田剛勝(GPOIキャップストー)	3.16		5.26	安倍内閣総理大臣のG7タオルミーナ・	5.19	イラン大統領ハッサン・ローハニ再選
3.20 多田内村同開稿(POIキャップストーン 24 日本部の名相会版(東京) 日本語の名相会版(東京) 日本語の名						
3.20 目露外格・節間隙性論((2+2)(東 5.30 日海外格・節間隙性論((2+2)(東 5.30 日海外格・節間隙性論((2+2)(東 5.30 日海外格・節間隙性論((2+2)(東 5.30 日本・フルエンザ 0.27 日本・アルー 1.28 日	3 20					
3.20 目雲砂部相合設後(東京) 3.20 目雲砂部相合設後(東京) 3.21 日本の多ツ部流並(12+2)(東京) 3.24 日本編集所における鳥インフルエン・グの別位にかかる災害流並(12-2)(内 12-2)(カード・イントは固盆会後(東京) 3.24 日本編集所における鳥インフルエン・グの別位にかかる災害流並(12-2)(カード・イントは国盤会後(東京) 3.24 日本編集所における鳥インフルエン・グの別位にかかる災害流並(12-2)(カード・イントは国盤会後(東京) 3.24 日本の多ツ部間本が自力条務支施計画(12-2)(カード・イントは国盤会後(東京) 3.24 日本の多ツ部間本が自力条務支施計画(12-2)(カード・イントは国盤会後(東京) 3.25 日本の多の影響が直接(12-2)(カード・イントは国盤会後(東京) 3.26 日本の名の表が自力を必要を連絡した。	3.20				3.20	
京)	3.20				5.23	
3.24 宮城県栗原市における烏インフルエンサ の対応にかちるり栗部道(へ325) 18カーメン国際平和協力素製産協計 1 - ラオス目脳会談(東京) 1 - テェア部副会談(東京) 1 - テェア部国を設置(上海・フェア部の 1 - テェア部国を設置(上海・フェア部の 1 - テェア部の 1 - Fェアの 1 - Fェアン部の	3.20				5.24	米海軍駆逐艦が南シナ海の南沙諸島・ミスチーフ礁の12海里以内
3.24 南京	2 24				E 0E	
3.24 千葉県植作における島インフルエンザ	3.24					
3.24 南末 一	3.24				1	北朝鮮、弾道ミサイル1発発射(わが国排他的経済水域(EEZ)
選」変更の関議決定 2.7 5.7 7.						
3.27 株木県那須爾那須町における電前発生に円う人命放けにから交割で加速により、	3.24		7.24		1	
(に伴う) (金銭助にかかる災害派遣 (8.3 年)	3 27					
3.3 駐留等等再線特別措置法の一部区正法	0.27		8. 3			英国ロンドン中心地で車両突入事案及び市場での爆破テロ事案発
4.12	3.31		8.30		6. 4	フィリピン・ドゥテルテ大統領の海上自衛隊護衛艦「いずも」へ
4.12 福田筋衛大臣、スリランカ首相へ表 教 (東京) 4.14 パンフィック・パートナーシップ2017 (~5-18) 4.16 日米島高俊務相互提供館定国金承認 4.19 日素防衛相会談 (東京) 4.19 日素防衛相会談 (東京) 4.19 日素防衛相会談 (東京) 4.10 日素防衛相会談 (東京) 4.10 日素防衛相会談 (東京) 4.11 日米島高俊務相互提供館定国金承認 4.19 日素防衛相会談 (東京) 4.10 日素防衛相会談 (東京) 4.10 日素防衛相会談 (東京) 4.11 日本協会後後相互提供館定図金承認 4.19 日素防衛相会談 (下5-22) 5.3 日仏英光共同訓練 (~5-22) 5.8 米比共同淵智 (バリカタン17) (フィリピン共和国) (~5-19) 5.16 日開防衛程会談 (東京) 5.16 日開防衛程会談 (東京) 5.17 (大海の西地域) (下5-19) 5.18 日防衛相会談 (東京) 5.19 日野防衛程会談 (東京) 5.10 日内衛都会協会談 (東京) 5.11 (旧内衛部会協会) 5.12 日伊防衛都信会談 (東京) 5.12 日伊防衛都協会談 (東京) 5.13 (旧内衛部会議) 5.14 (旧名) の健康 (~5-26) 5.22 日伊防衛路衛品・技術移転協定署名 (東京) 5.15 (東京) 5.22 日伊防衛路衛品・技術移転協定署名 (東京) 5.16 (東京) 5.22 日伊防衛路衛品・技術移転協定署名 (東京) 5.23 同本 ダン共和国ミッション (UNINSS) への自衛隊部隊が高進を育る (東京) 5.26 同所の部権のが成立、大海の場所として大平洋の連邦の影が高生の表別を開始して大平洋の連邦の影が高生の表別を開始して大平洋の連邦の影を開始して大平洋の連邦の影が落下 (上の名) (東京) 5.26 同所の部権の対策を決して大平洋の連邦の影が落下 (上の第一登機) (神経県 健康健 (地大・東シナ海方面に) (東京) 5.27 (中内衛部機能) (アンコボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会談 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会 (シンガボール) 6.3 日外衛衛衛会 (シンガボール) 6.3 日外衛衛会 (シンガボール) 6.3	1, ,				6 5	
0.11				口不目脳云巌 (ーューコーク) 第194回国会 (臨時会) 召集 (~9.28)		
(-5.18)	7.12					
4.14 日米物品受務相互提供協定国会系認	4.14			陸・炎上		
4.19 日来韓防衛末務者協議 (東京)	l	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10.11		7. 2	
4.19 書飲商相会談(東京)			11 1		7 1	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
4.20 日豪外務・防衛閣僚級協議 (2+2) (東京) 4.21 山口県下関市蓋井島における要救助者 の救助にかる災害派遣 (4.25 日本・ 1.1.25 日本・ 1	II.				'. 4	
京)	I .				7. 7	
(~11.14) 日米物品役務相互提供協定及び手続取 11.29 12.5 日、			11.10			
4.25 日米物品役務相互提供協定及び手続取 極発効	4.22					
極発効 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.6 12.13 12.13 12.13 12.13 12.13 12.13 12.14 12.13 12.13 12.13 12.14 12.13 12.15 14.15	4 25		11 20		1.13	
5. 3 日仏英米共同訓練 (~5.22)	20					
5.8 日印防衛相会談(東京) 5.15 日印防衛相会談(東京) 5.15 北海道函館市における陸自消息不明機 (LR-2) の捜索 (〜5.16) 5.15 北海道函館市における陸自消息不明機 (LR-2) の捜索 (〜5.16) 5.22 日伊防衛相会談 (東京) 5.22 日伊防衛相会談 (東京) 5.22 日伊防衛報会談 (東京) 5.30 南スーダン派遣施設隊隊旗返還式 5.31 国連南スーダン米加国ミッション (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終で (〜6.4) 6.3 第16回アジア安全保障会議 (ISS主催 への稲田防衛大臣の参加 (〜6.4) 6.3 日米蒙防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日米蒙防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛面会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛和会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛 和会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛 和会談 (シンガボール) 6.3 日本韓防衛 和会談 (東京 中海	l .	日仏英米共同訓練(~5.22)	12. 6	日・ラトビア首脳会談(東京)	7.15	中国公船2隻が対馬下島(長崎県対馬市)の南西及び沖ノ島(福
5.8 日印防衛相会談(東京) 5.15 日韓防衛相電話会談 5.15 日韓防衛相電話会談 5.16 北海道面臨市における陸自消息不明機 (LR-2) の捜索 (~5.16) 5.22 日伊防衛相会談 (東京) 5.22 日伊防衛相会談 (東京) 5.23 日伊防衛協力・交流に関する党書署名 (東京) 5.24 日伊防衛協協力・交流に関する党書署名 (東京) 5.25 日伊防衛協協会談 (東京) 5.26 南スーダン派遣施設隊隊旗返還式 5.30 南スーダン派遣施設隊隊旗返還式 5.31 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 (LR 2) のの自衛隊部隊の派遣終了 (LR 3) 第16回アジア安全保障会議 (ISS主催) への稲田防衛大臣の参加 (~6.4) 6.3 第16回アジア安全保障会議 (ISS主催) への稲田防衛大臣の参加 (~6.4) 6.3 第16回アジア安全保障会議 (ISS主催) への稲田防衛大臣の参加 (~6.4) 6.3 日米蘭防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日米蘭防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日外防衛相会談 (シンガボール) 6.4 日外防衛相会談 (シンガボール) 6.5 日外防衛相会談 (シンガボール) 6.6 日外防衛相会談 (シンガボール) 6.7 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生	5. 8		12.13		7 17	
5.15 日韓防衛相電話会談 5.15 日韓防衛相電話会談 (LR-2) の捜索(~5.16) 5.22 日伊防衛相会談(東京) 5.22 日伊防衛相会談(東京) 5.22 日伊防衛被協力・交流に関する覚達者名(東京) 5.23 日伊防衛装備品、技術移転協定署名(東京) 5.24 日伊防衛装備品、技術移転協定署名(東京) 5.25 日伊防衛装備品、技術移転協定署名(東京) 5.26 日伊防衛装修隊旅返還式 5.27 日伊防衛装修隊旅返還式 5.28 日伊防衛装修隊旅返還式 5.30 南スーダン派遣施設隊隊旅返還式 5.31 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への自衛隊部隊の派遣終了(UNMISS)への自衛隊部隊の派遣終了(UNMISS)への自衛隊部隊の派遣終了(以下の報日防衛大臣の参加(~6.4) 6.3 日米豪防衛相会談(シンガボール) 6.3 日米韓防衛相会談(シンガボール) 6.3 日米韓防衛相会談(シンガボール) 6.3 日韓防衛相会談(シンガボール) 6.3 日対衛衛会談(シンガボール) 6.3 日が衛相会談(シンガボール)	5 Ω		12 14		/.1/	
5.15 北海道函館市における陸自消息不明機 (LR-2) の捜索 (~5.16) 5.22 日伊防衛相会談 (東京) 5.22 日伊防衛協力・交流に関する覚書署名 (東京) 5.23 日伊防衛協力・交流に関する覚書署名 (東京) 5.24 (東京) 5.25 国海の大海を協立と思う。 (7.21 中露共同演習「海上協力2017 (1)] (バルト海) (~7.28) 5.26 中国艦艇が日本海進出 (~8.14) 中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に予ィス28 中国艦艇が日本海進出 (~8.14) 中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に予ィス28 中国艦艇が日本海進出 (~8.14) 中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に予ィス28 中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を振り、東シナ海方面に予ィス28 中国配場・アル1発発射(わが国排他的経済水域(EEZに落下) 中国軍、建軍90周年パレードを実施 中国財ごブチ保障基地の進駐式を実施 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に発行の自由作戦]を実施(報道) 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行の自由作戦]を実施(報道) 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行の自由作戦]を実施(報道) 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行の自由作戦]を実施(報道) 中国の電子戦機、体が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行の自由作戦]を実施(報道) 中国の電子戦機と機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で飛行 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に発行 マルイン・バルセロナで車両突入事案発生			12.14	ロ へ い	7.20	
5.22 日伊防衛相会談 (東京) 日イタリア間の防衛協力・交流に関する覚書署名 (東京) 5.22 日伊防衛報儀司、技術移転協定署名 (東京) 5.23 日伊防衛報儀品、技術移転協定署名 (東京) 5.24 日伊防衛装備品、技術移転協定署名 (東京) 5.25 日 (東京) 5.26 日 (東京) 5.27 日 (東京) 5.28 日 (東京) 5.29 日 (中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に引きない。 (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 民間航空機 (セスナ機) 墜落に伴う人 命教助に係る災害派遣 (~6.4) 6.3 第16回アジア安全保障会議 (IISS主催) への稲田防衛大臣の参加 (~6.4) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガボール) 6.3 日 日 (シンガボール) 6.3 日 (シンガボール)		北海道函館市における陸自消息不明機			-	を抜け、東シナ海方面に飛行。爆撃機4機が沖縄本島・宮古島間
5.22 日イタリア間の防衛協力・交流に関する覚書署名(東京) 5.22 日伊防衛装備品、技術移転協定署名(東京) 5.30 南スーダン派遣施設隊隊旗返還式 (東京) 5.31 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 (EEZ (東京) (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 (EEZ (東京) (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 (EEZ (東京) (地がによる父害派遣 (へ6.4) (東京) (地がによる父害派遣 (へ6.4) (東京) (地が高相会談 (シンガボール) (カース・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア						
5.22 5.22 中国艦艇が日本海進出 (~8.14) 中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に到して、東京) 中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に到して、東京) 中国の場撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に到して、東京) 中国の場撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に到して、東京) 中国東京 中国の場所を開いる。 中国の場所を開いる。 中国の場所を開いる。 中国を開いる。 中国を開いる。 中国の場合を開いる。 中国を開いる。 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に、 中国を必ずする。 中国を対している。 中国を関いている。 中国を関いている。 中国を関いている。 中国を関い、東シナ海方面に、 中国を対している。 中国を関いている。 中国を関い、東シナ海方面に、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機と機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機と機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に、 中国の電子戦機と機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に、 中国の電子戦機と機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いでは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いでは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いでは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いでは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いでは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いでは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いをは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いをは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に対している。 日本的な関いをは、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海が関いる。 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面は、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、 中国の電子戦機が沖縄が上のいる。 中国の電子戦機が沖縄が上のは、 中国の電子戦機が沖縄が上の、 中国の電子戦機が沖縄が上の、 中国の電子戦機が沖縄が上の、 中国の電子戦機が沖縄が上の、 中国の電子戦機が沖縄が上の、 中国の電子戦性が対している。 中国の電子戦機が沖縄が上の、 中国の電子戦性が上の、 中国の電子戦性が沖縄が上の、 中国の電子戦性が上の、 中国の電子戦性が沖縄が上の、 中国の電子戦性が上の、 中国の電子、 中国の電子戦性が上の、 中国の、 中国の電子が上の、						
5.22 日伊防衛装備品、技術移転協定署名 (東京)	3.22					
5.30 南スーダン派遣施設隊隊旗返還式 (ご落下) 5.31 国連南スーダン浜利国ミッション (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 長間航空機(セスナ機) 墜落に伴う人 命救助に係る災害派遣(~6.4) 8.1 中国東、建軍90周年パレードを実施 中国駐ジブチ保障基地の進駐式を実施 中国配電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 行 6.3 日米豪防衛相会談(シンガボール) 6.3 日米豪防衛相会談(シンガボール) 6.3 8.12 米海軍駆逐艦が南シナ海の南沙諸島・ミスチーフ礁の12海里 「航行の自由作戦」を実施(報道) 中国の電子戦機、爆撃機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、 ナ海方面に飛行 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 で飛行 6.3 日シンガポール) 6.3 日シンガポール) 6.3 8.13 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 行 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生	5.22					中国の爆撃機が沖縄本島と宮古島間を抜け、東シナ海方面に飛行
5.31 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 民間航空機(セスナ機) 墜落に伴う人 命教助に係る災害派遣(〜6.4) 7.30 中国軍、建軍90周年パレードを実施 中国駐ジブチ保障基地の進駐式を実施 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 行 米海軍駆逐艦が南シナ海の南沙諸島・ミスチーフ礁の12海里、 「航行の自由作戦」を実施(報道) 中国の電子戦機、爆撃機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、 カ海方面に飛行 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 「飛行の自由作戦」を実施(報道) 中国の電子戦機、爆撃機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で飛行 6.3 日米藤防衛相会談(シンガボール) 6.3 日時防衛相会談(シンガボール) 6.3 8.11 6.3 日時防衛相会談(シンガボール) 6.3 8.13 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で飛行 6.3 日仏防衛相会談(シンガボール) 8.14 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で飛行 6.3 日仏防衛相会談(シンガボール) 8.17 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生					7.28	
6. 3 (UNMISS) への自衛隊部隊の派遣終了 民間航空機 (セスナ機) 墜落に伴う人 命救助に係る災害派遣 (〜6.4) 第16回アジア安全保障会議 (IISS主催) への稲田防衛大臣の参加 (〜6.4) 6. 3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6. 3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6. 3 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6. 3 日母防衛相会談 (シンガポール) 6. 3 日仏防衛相会談 (シンガポール)	II.				7 20	
6.3 民間航空機(セスナ機)墜落に伴う人	3.31					
6.3 命教助に係る災害派遣 (~6.4) 第16回アジア安全保障会議 (IISS主催) への稲田防衛大臣の参加 (~6.4) 6.3 日米豪防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日発防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日野防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポールトの衛生会談 (シンガポール) 8.11 日朝の電子戦機と機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で飛行	6. 3					
○ への稲田防衛大臣の参加 (~6.4) 6.3 日米豫防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日 日本韓防衛相会談 (シンガポール) 8.11 年国の電子戦機 2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 元飛行 中国の電子戦機 2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 元ポール) 8.17 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生		命救助に係る災害派遣(~6.4)				行
6.3 日米豪防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日米防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガ ポール) 6.3 日仏防衛相会談 (シンガポール) 8.14 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面で ボール) 8.17 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生	6. 3				8.10	
6.3 日米防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガ ポール) 6.3 日仏防衛相会談 (シンガポール) 8.14 大海方面に飛行 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面 行 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生	6 2				0 10	
6.3 日米韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日韓防衛相会談 (シンガポール) 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール) 8.13 中国の電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海 に飛行中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面行った。 イフスペイン・バルセロナで車両突入事案発生					0.12	
6.3 日韓防衛相会談 (シンガポール) (こ飛行 6.3 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール) 8.14 中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面行 6.3 日仏防衛相会談 (シンガポール) 8.17 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生					8.13	
ポール) 行 6.3 日仏防衛相会談(シンガポール) 8.17 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生	6. 3	日韓防衛相会談 (シンガポール)				に飛行
6.3 日仏防衛相会談(シンガポール) 8.17 スペイン・バルセロナで車両突入事案発生	6. 3				8.14	中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海方面に
	6 2				R 17	1] スペイン・バルセロナで車而空 λ 重宏登生
		- 日 四四 田 田 4 欧(ノ 7 ガ か 一 ル)	I			

年		防衛		国 内		国際
	6. 4	日ニュージーランド防衛相会談(シン ガポール)			8.24	中国の爆撃機6機が沖縄本島と宮古島間を通過後、九州及び四国の 南の太平洋上を飛行し、紀伊半島沖で反転して同様の経路で東シナ
		平成29年度自衛隊統合防災演習(~6.23) 南西航空方面隊の新編			8.25	海に飛行(中国機が太平洋へ進出後、北東へ飛行したのは初) ミャンマー治安部隊とムスリムの武装集団との衝突を契機にムスリ
		平成29年7月九州北部豪雨に係る災害派遣(~8.20)			8.26	ムを中心とする避難民がバングラデシュに流入 ドクラム地区における印中両軍の対峙に関し、インドは両国の撤退
		岸田防衛大臣就任				合意を発表
		小野寺防衛大臣就任			8.29 9. 3	北朝鮮、「ICBM装着用水爆実験」と称する6度目の核実験
	8.17	日米安全保障協議委員会(「2+2」)(ワ シントン)			9. 8 9.14	
		日米防衛相会談(ワシントン) 海自SH-60Jヘリコプターが青森県竜			9.15 9.18	
		飛崎西方海上に墜落 日米防衛相電話会談				中国艦艇が宗谷海峡を東航
		ニューカレドニア駐留仏軍主催多国間			10. 1	スペイン・カタルーニャ州、独立の是非を問う住民投票を実施
	9. 6	共同訓練「赤道17」への参加(~9.15) 豪州主催PSI海上阻止訓練「パシフィッ			10. 1 10.10	米海軍駆逐艦が南シナ海の西沙諸島周辺で「航行の自由作戦」を実
	9.12	ク・プロテクター17] への参加(〜9.9) 日カンボジア防衛相会談(東京)			10.13	施(報道) トランプ米国大統領、新たなイラン戦略を発表
		日 ASEAN 次官級会合(福岡) 日仏防衛相電話会談(東京)			10.13 10.14	
	9.17	大分県臼杵市における水防等活動に係 る災害派遣(~9.18)			10.17 10.18	
	9.25	平成29年度在外邦人等保護措置訓練			10.31	米ニューヨークで車両突入事案発生
	10.17	(国外) 空自 UH - 60J ヘリコプターが静岡県			11. 5	米空母3個打撃群が西太平洋で合同軍事演習を実施(~11.14)
	10.22	浜松市南方の太平洋上に墜落 大阪府岸和田市における人命救助活動			11.13 11.18	中国の情報収集機が東シナ海から沖縄本島と宮古島間を通過し、バ
	10.23	に係る災害派遣(~10.23) 第4回拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM			11.19	シー海峡方向に飛行 中国の爆撃機4機、情報収集機、電子戦機が東シナ海から沖縄本島
		プラス) (フィリピン、クラーク) (~10.25)				と宮古島間を通過して太平洋に至り、その後再び沖縄本島と宮古島 間を通過して東シナ海方面に飛行
	10.23	第3回日 ASEAN 防衛担当大臣会合、 日米防衛相会談、日豪防衛相会談、日				
		韓防衛相会談、日米韓防衛相会談、日			11.23	中国の爆撃機4機、情報収集機が沖縄本島と宮古島間を通過して太
	10.24	比防衛相会談(フィリピン、クラーク) 日越防衛相会談(フィリピン、クラー				平洋に至り、その後再び沖縄本島と宮古島間を通過して東シナ海を 航行。また、情報収集機が先島諸島の南太平洋を経て沖縄本島と宮
	10.27	ク) 日中安保対話(東京)			11.24	古島間を通過し、東シナ海方面に飛行 エジプト・シナイ半島でモスク襲撃事案発生
		平成 29 年度日米共同統合防災訓練 平成 29 年度自衛隊統合演習(実働演習)			11.28	中国艦艇が沖縄本島・宮古島間を通過して東シナ海へ移動 北朝鮮、弾道ミサイル1発発射(わが国排他的経済水域(EEZ)内
		(~11.24) 山本防衛副大臣の国連PKOに関する国			12. 5	に落下)
	11.14	防大臣会合への参加(バンクーバー)			12. 6	ロシア政府、シリアにおけるISIL壊滅完了を発表
	12. 5	(~11.15) 日中高級事務レベル海洋協議(上海)			12. 6	
		(~12.6) ゲラシモフ露参謀総長訪日(~12.12)			12. 7	
	12.11	平成29年度在外邦人等保護措置訓練 (国内)(~12.15)			12. 8 12. 9	米国、INF全廃条約に関する戦略を発表 中国の爆撃機4機、電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過して太平
	12.14	日英外務・防衛閣僚協議(「2+2」)(ロンドン)				洋に至り、その後再び沖縄本島と宮古島間を通過して東シナ海方面 に飛行
		日英防衛相会談 (ロンドン) 「弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上			12. 9 12.11	
	.2	について」国家安全保障会議・閣議決定				縄本島と宮古島間を通過して太平洋に至り、その後、戦闘機(推定) 2機は反転して沖縄本島と宮古島間を再度通過して大陸方面へ飛行。
						爆撃機、電子戦機、情報収集機は先島諸島南の太平洋側を経てバシー
					1	海峡方面へ飛行 米ニューヨークで自爆テロ事案が発生
					12.11	プーチン大統領、シリアを訪問し、大半の部隊を撤退させると発表 (シリア内の2つの基地は今後も恒常的に運用するとも)
						中国、「南京事件」80周年式典 UNMISS マンデート3か月延長(2018.3.15まで)
					12.17	情報収集機、電子戦機2機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ 海へ飛行
						中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海へ飛行 米国国家安全保障戦略発表
					12.18	
						イバー攻撃が北朝鮮によるものとして非難
		- NATI (A) (B) T - T A - N		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	12.26	中国の電子戦機が沖縄本島と宮古島間を通過し、東シナ海へ飛行 台湾、国防報告書を発表
2018 (平成30)		日米防衛相電話会談 平成 29 年度日米共同統合演習(指揮所	1.12 1.13	日・エストニア首脳会談 (タリン) 日・ラトビア首脳会談 (リガ)		中国潜没潜水艦が宮古島及び大正島周辺のわが国接続水域に入域
	1.11	演習)(~2.3) 香川県さぬき市における鳥インフルエ	1.13 1.14	日・リトアニア首脳会談(ビリニュス 日・ブルガリア首脳会談(ソフィア)	1.11	(~1.11) 中国艦艇1隻が大正島周辺のわが国接続水域に入域
		ンザに係る災害派遣 (~1.12) 多国間共同訓練コブラ・ゴールド18へ	1.15 1.16	日・セルビア首脳会談(ベオグラード 日・ルーマニア首脳会談(ブカレスト		米海軍駆逐艦が南シナ海のスカボロー礁の12海里以内で「航行の自由作戦」を実施(報道)
		の参加(~2.23) 日スペイン防衛相会談(東京)	1.18	日豪首脳会談(東京)日米首脳電話会談	1	米国家防衛戦略発表
		草津白根山における噴火に伴う人命救 助等に係る災害派遣	2. 6	ロボ目脳電話云談 日独首脳会談(東京) ベンス米国副大統領の安倍内閣総理大	1.29	
	1.26	日仏外務・防衛閣僚協議(「2+2」)(東	2. 7	臣表敬	1.31	トランプ米国大統領一般教書演説
		京) 空自三沢基地に初のF-35A配備	2. 9	日韓首脳会談(平昌)日・ノルヴェー首脳会談(東京)	2. 5	
		日仏防衛相会談(東京) 新潟県佐渡市における給水支援に係る	2.20	青森県上北郡東北町の小川原湖に米軍 機が燃料タンクを投棄	2. 9	北朝鮮、軍事パレードを実施 平昌オリンピック(~2.25)
	1.30	災害派遣(〜2.2) 石川県輪島市における給水支援に係る	2.23	日・チリ首脳会談(東京) 日米首脳電話会談		スリランカ非常事態宣言 南アフリカ、ズマ大統領辞任
		災害派遣(~2.2) 兵庫県加古川市における山林火災に係	3.13	岩礁破砕等行為の差止訴訟について那 覇地裁判決(普天間飛行場代替施設建	2.15	
		る災害派遣(~2.6) 福井県における大雪に係る災害派遣	3.14	設) 日・スリランカ首脳会談(東京)		「Not Petya」が露によるものとして非難 エチオピア非常事態宣言
		(~2.10)	3.14	沖縄県が那覇地裁判決を不服として福	2.23	米豪首脳会談
		山本防衛副大臣のミュンヘン安全保障 会議出席 (~2.18)	0.01	岡高裁那覇支部に控訴(普天間飛行場 代替施設建設) 株満様が地区(図巻50号201)の	2.27	中国艦艇が日本海進出 (~2.28) 中国の情報収集機が対馬海峡を通過して東シナ海から日本海に進出
	2.14	日 ASEAN コープ・ノースグアム 2018 研修プログラム(~2.23)(グアム)	3.31	牧港補給地区(国道58号沿い)の土地 の返還		中国のY-9情報収集機による対馬海峡の西水道通過を初確認 第13回全国人民代表大会(全人代)第1回会議(~3.20)

年				国 内	国際			
	0.15	1.2						
	2.15	福井県福井市における除雪支援に係る	4. 5	日・イラク首脳会談(東京)	3. 5	韓国、特別使節団が北朝鮮を訪問、金正恩委員長と会談		
	0.46	災害派遣(~2.18)	4.11	日・ブータン首脳会談(東京)	3. 9	平昌パラリンピック(~3.18)		
	2.16	「南スーダン国際平和協力業務実施計	4.12	日・スイス首脳会談(東京)	3.18	プーチン露大統領再選(4期目)		
		画」変更の閣議決定	4.17	日米首脳会談(フロリダ)	3.18	トルコ政府、シリア・アフリン市の制圧を発表		
	2.21	青森県上北郡東北町における燃料等の	4.28	日米首脳電話会談	3.23	中国の爆撃機4機、情報収集機、電子戦機が沖縄本島・宮古島間を		
		回収に係る災害派遣(~3.7)	4.29	日韓首脳電話会談		通過して太平洋に至り、その後反転して沖縄本島と宮古島間を通過		
	3.27	陸上総隊及び水陸機動団の新編	5. 4	日中首脳電話会談		して大陸へ飛行。同時刻、戦闘機(推定)2機も東シナ海から沖縄本		
	4 0	並びに初の機動師団・旅団への改編	5. 9	日中韓サミット(東京)	0.00	島・宮古島間まで飛行		
	4. 6	Xバンド防衛通信衛星「きらめき1号」	5.10	日米首脳電話会談	3.23	仏南部トレブにおいて人質たてこもり事案発生		
	4 0	打ち上げ	5.15	日・サモア首脳会談(東京)	3.23	米海軍駆逐艦が南シナ海の南沙諸島・ミスチーフ礁の12海里以内で		
	4. 9	日ベトナム防衛相会談(東京)	5.16	日・フィジー首脳会談(東京)	0.05	「航行の自由作戦」を実施(報道)		
	4. 9		5.18		3.25	北朝鮮、金正恩委員長訪中(~3.28)		
	4 44	災害派遣(~4.11)	F 04	サミット出席 (福島) (~5.19)	3.26	中朝首脳会談		
	4.11	大分県中津市における山崩れに伴う人	5.24	安倍内閣総理大臣のロシア訪問	3.26	エジプト大統領選挙 中国教教が決機士自 中国教教が決機士自 中国教教教		
	4 20	命救助に係る災害派遣 (~4.23)	E 0E	(~5.26)	4. 5	中国艦艇が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋へ進出		
	4.20	日米防衛相会談(ワシントン)	5.25	日仏首脳会談(サンクトペテルブルク)	4.10	中国の無人機(BZK-005)とみられる機体が東シナ海(日本の防空 識別圏内)を飛行		
	4.29	沖縄県宮古島市伊良部島における給水 支援に係る災害派遣(〜5.2)	5.26	日露首脳会談(モスクワ) 日米首脳電話会談	4 10			
	5. 4	支援に帰る火舌派遣(〜5.2) 日フィンランド防衛相会談	5.28 6. 7	日本自脳電話会談 日米首脳会談(ワシントンD.C.)	4.12 4.14	中国、南シナ海で海上閲兵式を開催 米英仏、シリアの化学兵器関連施設に対する軍事行動		
	-	ロフィンフント防衛相会談 日エストニア防衛相会談	6.8	安倍内閣総理大臣のG7シャルルボワ・	4.14	木央仏、グリアの化字共辞與連施設に対する単事行動 中国の爆撃機2機が沖縄本島と宮古島間を通過して太平洋に至り、		
	5. 9	ロエストーグ防衛相去談 日中防衛当局間で海空連絡メカニズム	0. 0	サミット出席(~6.9)	4.10	中国の爆撃機2機が沖縄本島と呂百島間を通過して太十洋に至り、 バシー海峡方面へ飛行		
	J. 9	ロ中防衛ヨ局間で海空連絡をガースム に調印	6. 8	りミット出席(~0.9) 日独首脳会談(シャルルボワ)	4.19	ハシー海欧カ国ペポ1] 中国の爆撃機2機、戦闘機(推定)2機、電子戦機、情報収集機が沖		
	5.18	「南スーダン国際平和協力業務実施計	6. 8		7.13	縄本島・宮古島間を通過して太平洋に至り、その後、爆撃機2機、		
	0.10	画」変更の閣議決定	6. 8			電子戦機、情報収集機はバシー海峡方面へ飛行		
	5.21		6. 8		4.20	北朝鮮、「核実験と大陸間弾道弾ロケット試験発射」の中止及び核実		
		パシフィック・パートナーシップ2018	6.11		1120	験場の廃棄を表明		
	0.22	への参加(~6.2)	0	HTTH THE THE A RA	4.20	中国の爆撃機2機が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に至り、		
	5.29	日米防衛相会談(ハワイ)				バシー海峡方面へ飛行		
	6. 2	小野寺防衛大臣の第17回IISSアジア安			4.20	中国の空母「遼寧」の艦載戦闘機(推定)が太平洋上で飛行するの		
		全保障会議(シャングリラ会合)出席				を初確認		
		(~6.3)			4.21	空母「遼寧」を含む中国艦艇が沖縄本島と宮古島間を通過し東シナ		
	6.3	日英防衛相会談(シンガポール)				海へ移動		
	6. 2	日比防衛相会談(シンガポール)			4.24	中国艦艇が日本海進出(~4.29)		
	6. 2	日独防衛相会談(シンガポール)			4.26	中国の爆撃機2機、戦闘機(推定)2機、電子戦機、情報収集機が沖		
		日米豪防衛相会談(シンガポール)				縄本島・宮古島間を通過して太平洋に至り、戦闘機(推定)2機は反		
		日越防衛相会談(シンガポール)				転して沖縄本島・宮古島間を再通過し大陸方面へ飛行、爆撃機2機、		
	6. 3	日米韓防衛相会談(シンガポール)				電子戦機、情報収集機はバシー海峡方面へ飛行		
	6. 3				4.27	南北首脳会談、「板門店宣言文」合意		
	6. 3	日仏防衛相会談(シンガポール)			4.28	中国の情報収集機が対馬海峡を通過し、東シナ海から日本海に進出		
					5. 8	中朝首脳会談		
					5. 8	トランプ米国大統領、イランとの核合意からの離脱を発表		
					5.11	中国の爆撃機2機、戦闘機(推定)2機は沖縄本島・宮古島間を通過		
						して太平洋に至り、戦闘機(推定)2機はその後反転して再び沖縄本		
						島・宮古島間を通過し大陸方面に飛行、爆撃機2機はバシー海峡方 		
						面へ飛行。爆撃機2機、情報収集機1機及び電子戦機1機はバシー海		
					5.12	峡方面の太平洋から沖縄本島・宮古島間を通過して東シナ海へ移動 仏パリ中心部オペラ座付近で襲撃事案発生		
					5.12	仏ハリ中心部オペラ座刊近で襲撃事業完生 インドネシア・スラバヤの教会で自爆テロ事案が発生		
					5.13	1 フトネング・スラハヤの教会で自爆デロ事業が完生 中国初の国産空母、第1回目の海上試験を実施(~5.18)		
					5.18	中国のH-6K爆撃機などが南シナ海で離着陸訓練を実施(西沙諸島		
					3.10	中国の1-01/		
					5.21	ソッティー島との指摘 米国、新たな対イラン戦略を発表		
					5.25	小国、新たな対すプレ戦略で光教 中国の爆撃機2機が沖縄本島と宮古島間を通過して東シナ海へ飛行		
					5.26	南北首脳会談		
					5.27			
					0.27	の自由作戦」を実施(報道)		
					6. 3			
					6. 4	中国の情報収集機が沖縄本島と宮古島間を通過して太平洋に至り、		
						バシー海峡方面へ飛行したのち反転し、再び沖縄本島と宮古島間を		
						通過		
					6.4	中国艦艇が沖縄本島・宮古島間を通過し東シナ海へ移動		
					6.12	米朝首脳会議		

索引(50音、アルファベット順)

- 1 本索引は、本文(脚注を含む)に使用されている用語及び略語を対象としており、関係する用語又は略語を→で示しています。
- 2 数字は、その用語及び略語が出ているページです。ただし、数字がゴシック体のページは、その用語に関する意義などを説明し ているページです。

アイアンフィスト / 268,322

IISSアジア安全保障会議 (シャングリラ会合) / 347,350 アヴァンガルド / 129

アクセス (接近) 阻止/エリア (領域) 拒否 (→A2/AD) / 47 アサド政権 / 48, 51, 53, 124, 136, 137, 138, 174, 179, 187 アジア太平洋地域多国間協力プログラム (→MCAP) / 347, 356 アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォー

ラム) / 350

アタランタ作戦 / 167, **193**, 194, 377

アドミラル・クズネツォフ / 136, 174

アフガニスタン治安部隊 / 146, 165, 180

アラビア半島のアル・カーイダ (→AQAP) / **177**

アル・カーイダ / 171, 177, 178, 181, 184

ANZUS条約 / <u>142</u>, 143, 146

安全確保業務 / 250, 251, 252, 255

安全保障技術研究推進制度 / 227, 408, 409, 410, 411, 412, 415

安全保障法制整備検討委員会 / 234

()

遺棄化学兵器 / 389

イージス・システム / <u>326</u>, 327, 424

イージス・システム搭載護衛艦 / 222, 223, 226, 325

イージス・アショア / 129, 227, 228, 276, 279, 322, 325, <u>326</u> イスカンデル / 129, 131, 133

「一帯一路」構想 / 112, 116, 118, 119, 144

イラク人道復興支援特措法 / 248,382

イラク・レバントのイスラム国(→ISIL) / 53,147

イランの核問題 / <u>189</u> インド太平洋軍 / 59,60,61

ヴォストーク2018 / 133

ウダロイ級駆逐艦 / 130

宇宙開発利用に関する基本方針 / 331

宇宙活動法(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律) / 330

宇宙基本計画 / 329, 331

宇宙協力ワーキンググループ (→SCWG) / 271,331

宇宙ゴミ / 331

宇宙状況監視 (→SSA) / 197, 221, 227, 264, 330, 331, 372, 418

ウラン濃縮 / 67, 161, 188, 189

英国国際戦略研究所 (→IISS) / 350, 365

衛星「墨子」 / 199, 207

衛星リモセン法(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの 確保に関する法律) / 330

ADMMプラス / 46, 157, 275, 276, **346**, **347**, **348**, 349, 357, 359, 362, 364, 368, 381

SM-3ブロックIA / 324

SM-3ブロックⅡA (弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル) / 227, 266, 324, 326, 327, 416, 418

エチオピア平和支援訓練センター / 386,387

Xバンド防衛通信衛星 / 331

お

欧州連合 (→EU) / 163, 190, 193, 250, 346, 350, 373, 377

欧州抑止イニシアティブ / 54,59

オーシャン・シールド作戦 / 165, 193

沖縄基地問題検討委員会 / 290

沖縄政策協議会 / 298, 299

沖縄に関する特別行動委員会 (→SACO) / 229, 260, 287

沖縄の負担軽減 / 288, 289, 290, 293, 296, 298, 299, 302, 304, 425

沖縄米軍基地問題協議会 / 287

オスプレイ(自衛隊) / 272, 321, 418, 422, 425

オスプレイ (米国) / 61, 271, 286, 289, 296, 297, 298, 303,

外国人戦闘員によるテロ / 176

カーン・クエスト / 254, 255, 355, 369

海外派兵 / 213

海空連絡メカニズム (日中防衛当局間の海空連絡メカニズム) / 113, 191, **362**

海警 / <u>104</u>, 108, 109, 110, 118, 156

海上協力 / 108, 110, 117, 135

海上警備行動 / 244, 318, 319, 320, 378

海上交通路(シーレーン) / 116, 158, 165, 285, 342, 377

海上民兵 / 99

海上優勢 / 221, 225, 314, 320

海上輸送規制法 / 239

海賊対処行動 / 244, 247, 261, 271, 329, 345, 357, 378, 380 ガイドライン (日米防衛協力のための指針) / 260, 261, 262,

> **264**, 265, 266, 269, 271, 272, 274, 275, 278, 279, 340

海洋基本計画 / 329,381

海洋プラットフォーム / 112, 113, 314

化学·生物·放射線·核 (→CBRN) / 264

化学兵器禁止機関 (→OPCW) / 186,389

化学兵器禁止条約 (→CWC) / 51, 69, 85, 186, 389, 423

拡散に対する安全保障構想 (→PSI) / 271,389,390

核実験 / 45, 46, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 76, 81, 82, 83, 84, 87, 158, 161, 185, 275, 322, 323, 359, 360

核心的利益 / 116, 195

核·生物·化学 (→NBC) / 51,87,185,187,328

核態勢の見直し / 53,80,185

拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) / 46, 157, 346. 347, 348

拡大抑止 / 58, 219, 262, 274, 276 核兵器(北朝鮮) / 46,53,64,67,68,69,76,86,185 核兵器(中国) / 95,115 核兵器(ロシア) / 125, 126, 127, 129 核兵器 / 57, 58, 60, 95, 115, 158, 185, 186, 189, 214, 219, 258, 259, 389 核兵器不拡散条約(→NPT) / 185, 214, 389 駆け付け警護 / 250, 251, 252, 255, 256, 385 カマンダグ / 355,366 カリブル / 129 環境影響評価 / 290, 291, 293 環境整備法(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律) / 環太平洋合同演習 (リムパック) / 57,110,116 き

キール派 / 182 技術的優越 / 407, 408, 409, 413, 415 北大西洋条約機構 (→NATO) / 54, 163, 205 機動運用 / 221, 223, 311 機動衛生ユニット / 338 キラー衛星 / 196, 200, 331 急患輸送 / 109,338 九段線 / 47, 91, 109, 110, 147, 155, 156, 191 基地対策経費 / 230 休戦協定 / 83 行政文書管理 / 439, 441 共同開発 (日米) / 266, 322, 326, 423, 424 共同開発 / 136, 143, 153, 154, 159, 160, 161, 166, 208, 407, 409, 413, 414, 416, 426 共同開発・生産 / 208, 414, 416, 423, 424 共同計画策定メカニズム(→BPM) / 263, 265, 266, 267 共同使用 / 224, 269, 270, 274, 275, 285, 288, 293, 295, 300, 302, 432 共同対処行動 / 263, 273 共同統合運用調整所 / 285,300

機雷 / 47, 247, 253, 342, 372, 426, 431 きらめき (1、2、3号) → Xバンド防衛通信衛星 / 331 緊急対処事態 / 240 緊急登庁支援 / 402

緊急発進(スクランブル) / 104, 105, 134, 315, 316, 317, 318,

キンジャル / 129

勤務時間外行動の指針(リバティ制度) / 306

_< グアム協定 / 260, 292, 293 クイーン・エリザベス / 167, 168 空母打擊群 / 56,62,82,268 軍事拠点化 / 47, 51, 56, 57, 93, 109, 110, 111, 116, 156, 191 クラスター弾に関する条約(オスロ条約) / 389, 390, 423 クリスマスドロップ / 356,358 グレーゾーン / <u>45</u>, 46, 219, 220, 244, 259 グローバル・コモンズ / 190 グローバル・センチネル / 332 グロムキー / 131, 132 軍事支出報告制度 / 389,390 軍備管理 / 164, 185, 220, 221, <u>389</u> 軍備登録制度 / 389, 390 軍民融合 / 103, 115 訓練移転 / 275, 282, 283, 286, 303, 304

け

264, 265, 266, 274, 311, **314**, 315, 316, 317, 320, 321, 323, 328, 329, 343, 378, 379, 380, 409 経国戦闘機 / 122 ゲーム・チェンジャー / 407,408 契約制度研究会 / 419 研究開発ビジョン / 408, 409, 415, 416 原子力空母 / 99, 301, 304

警戒監視 / 65, 105, 106, 194, 221, 222, 225, 257, 260, 263,

原子力災害 / 247, 338

- E 公益通報者保護制度 / 441 公海自由の原則 / 190 航空阻止 / 390 航空優勢 / 221, 225, 263, 314, 320, 340 攻撃型空母 / 212 攻撃的兵器 / 212 航行の自由 / 51, 53, 56, 116, 144, 145, 169, 190, 192, 194, 195, 260, 271, 274, 277, 280, 377 航行の自由作戦 / 53,57,116,144,193 交戦権 / 212, 213, 214 後年度負担額 / 229, 230, 231 コープ・ノース・グアム / 350, 358 コールド・ローンチシステム / <u>73</u>,74 五か国防衛取極 (→FPDA) / 145, 149 国際活動教育隊 / 383,440 国際共同開発・生産 / 414, 416, 423, 424 国際緊急援助活動 / 251, 252, 253, 261, 269, 270, 271, 356, 382, **388** 国際原子力機関 (→IAEA) / 67,188 グローバル・コモンズ / 190

国際治安支援部隊 (→ISAF) / 146, 165, 177 国際テロリズム / 163, 169, 171, 173 国連平和維持活動局(国連PKO局) / 386 国際平和共同対処事態 / 234, 235, 248, 249, 252, 253, 270,

国際平和協力業務 / 249, 251, 252, 253, 255, 269, 270, 382, 383, 431

国際平和協力センター / 383

国際平和支援法 / 234, 235, 248, 249, 255

国際連携平和安全活動 / 250, 270

国際連合 / 235, 344, 424

国防科学技術工業局 / 115, 199

国防動員法 / 114

国防の基本方針 / 217

国防費(北朝鮮) / 64,69

国防費(中国) / 47, 90, 92, 93, 94, 102, 122, 362

国防費(ロシア) / 48, 126, 127

国防費(米国) / 59

国防費(韓国) / 86,87

国防費 / 54, 122, 141, 147, 148, 154, 167, 168, 169, 208, 232, 233

国民保護 / 240, 241, 328, 339, 342, 343, 394

国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト / 350, 384, 386 国連海洋法条約(→UNCLOS) / 118, 144, 151, 156, **190**,

195, 378

国連PKO局(国連平和維持活動局) / 383,386

国連平和維持活動(→PKO) / 114, 172, 255, 352, **383**

国連南スーダン共和国ミッション (→UNMISS) / 172, 182, 255, 356, 366, 384

個人情報保護 / 441

固体燃料推進方式 / 70,73,74,79,95,96

国家安全保障会議(日本) / 214, 216, 217, 238, 246, 252, 255, 256, 257, 309, 310, 324, 325, 384, 423, 424, 426 国家安全保障会議(米国) / 266 国家安全保障局 / 216, 234 国家安全保障戦略(日本) / 216, 217, 218, 219, 329, 331, 381, 407, 413, 423 国家安全保障戦略(米国) / 53,197,204 国家安全保障戦略(オーストラリア) / 141,206 国家安全保障戦略(英国) / 167 国家安全保障戦略(ロシア) / 125, 134, 135, 192, 197 国家軍事戦略 (→NMS) / 54 国家防衛戦略 (→NDS) / <u>53</u>, 204 国境を越えて脅威をもたらす組織体 / 54 コブラ・ゴールド / 152, 255, 339, 366 コモド / 364 さ ザーパド2017 / 130, <u>139</u> 災害派遣 / 247, 269, 328, 335, 336, 337, 338, 339, 394, 402, 404, 431 在外邦人等の保護措置 / 246, 247, 253, 254, 255, 339 在外邦人等の輸送 / <u>339</u>, 340 在韓米軍 / 49, 56, 60, 61, 63, 66, 85, 86, 87, 88, 279, 280 歳出化経費 / <u>229</u>, 230, 231 再突入技術 / <u>**76**</u>, 79, 80 在日米軍関係経費 / 282 在日米軍再編計画 / 260 在日米軍駐留経費負担 / 275, 282, 283 サイバー空間 / 45, 50, 51, 55, 60, 102, 163, 173, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 219, 220, 221, 222, 223, 225, 227, 259, 260, 261, 262, 264, 265, 271, 272, **332** サイバー軍 / 60, 202, 204 サイバー攻撃(北朝鮮) / 66,202,203 サイバー攻撃(中国) / 102, 201, 202 サイバー攻撃(ロシア) / 202 サイバー攻撃 / 46, 51, 52, 85, 164, 167, 169, 201, 203, 204, 205, 206, 227, 332, 333, 334, 416 サイバーセキュリティ(日本) / 203, 332, 333, 334, 354 サイバーセキュリティ(米国) / 201, 204 サイバーセキュリティ(英国) / 168,205 サイバーセキュリティ / 142, 347, 352, 353, 365 サイバーセキュリティ基本法 / 332 サイバーセキュリティ戦略 / 204, 205, 206, 332 サイバー防衛隊 / 333 再編交付金 / 304 再編特措法(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法) 再編の実施のための日米ロードマップ (ロードマップ) / 260, 284, 285, 286 SACO関係経費 / 229, 230, 231, 282, 414 サザーランド / 168, 315, 371 サルマト / 127, 129 参加5原則 / 249, 250 三戦 / 91 三段階発展戦略 / 90,92

__U

シーレーン (海上交通路) / 62, 112, 142, 145, 165, 193, 194, 195, 271, 285, 287, 329, 344, 360, 363 自衛権 / 212, 213, 214, 236

自衛隊統合防災演習 (→ JXR) / 338,349 ジェンダー視点のNATO委員会 (→NCGP) / 373 指向性エネルギー兵器 / 200 自己保存型の武器使用権限 / 246, 251 事態対処法(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平 和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律) / 235, **237**, 238, 240 自動警戒管制システム(→JADGE) / <u>322</u>, 323, 325 シビリアン・コントロール(文民統制) / <u>214</u>, <u>309</u> 若年定年制 / 392,397 ジャマー / 196, 200 シャン級原子力潜水艦 / 102 ジャンウェイ I 級フリゲート / 109 ジャンカイⅡ級フリゲート / 47,104,106 シャングリラ会合 (IISSアジア安全保障会議) / 55,56,193, 347, **350**, 351, 357, 359, 364, 365, 366, 369, 370, 上海協力機構 (→SCO) / 117, 135 集団安全保障条約機構 / 137 集団的自衛権 / 213, 235, 236 修正主義勢力 / 54,116 自由で開かれたインド太平洋 / 53, 56, 57, 276, 278, 280, 329, 361, 365 周辺事態 / 235, 242, 249, 252, 260, 269, 382 重要影響事態 / 234, 235, <u>242</u>, 243, 249, 252, 253, 257, 270, 357, 382 宿営地の共同防護 / 251, 255, 256, 385 取得改革 / 419,427 シュリーバー演習 / 331 巡航ミサイル / 47,54,58,66,86,95,96,97,100,107,110, 127, 128, 129, 131, 133, 136, 137, 143, 158, 159, 161, 174, 185, 187, 207, 320 常備自衛官 / 223, 225 証拠に基づく政策立案 (→EBPM) / 313,441 情報公開査察官 / 438 情報公開制度 / 437 情報通信技術 (→ICT) / 51,119,201,207,332 情報保護協定 / 324, 356, 359, 360, 370, 373 情報優越 / 90, 220, 266, 314 将来戦闘機 / 370, 408, 409, 416, 418, 426 女性自衛官活躍推進イニシアティブ / 402

ジン級原子力潜水艦 / 102

人件・糧食費 / 229, 230, 231 人工知能 / 51,57,103,207

人的基盤 / 391

人道支援・災害救援 / 46,89,113,114,157,264,297,298, 347, 348, 349, 350, 352, 353, 354, 355, 356, 358, 360, 365, 368, 372, 373, 388, 427, 428

人民武装警察部隊(武警) / 93

信頼醸成 / 47, 116, 117, 118, 154, 157, 220, 350, 359, 364

水陸機動団 / 223, 268, 321, 322 水爆 / 68 水爆実験 / 46,68,75 ズーブル級エアクッション艇 / 117 スカッド / <u>70</u>, 71, 72, 73, 75, 77, 79, 180, 188 スカボロー礁 / 47,57,110,111,118,151,155,156,191 スクランブル(緊急発進) / 134, 315, 316 スタンド・オフ・ミサイル / 227, **228** ステルス / 51, 57, 86, 100, 129, 283, 409, 412, 416, 425 ステレグシチー級フリゲート / 130, 131, 132 スビ礁 / 57,109,111 スペースデブリ / 196, 197, 331 スワーム / 101,103

せ

成果保証契約 (→PBL) / 420, 421 政策評価 / 441 西沙諸島 / 57, 99, 110, 111, 155, 156 政府開発援助 (→ODA) / 220 生物兵器禁止条約 (→BWC) / 69,389 積極的平和主義 / 217, 234, 250, 345, 383 接続水域 / 47, 92, 104, 105, 106, 108, 155, 315, 319 瀬取り / <u>82</u>, 168, 191, 278, 279, 280, 315, 358, 360, 370 尖閣 / 47, 90, 92, 96, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 116, 121, 122, 190, 265, 274, 278, 280, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 321, 362

戦区 / 93, 94, 97, 98, 103, 114

專守防衛 / 212, 214, 219, 223, 265, 329

先進光学衛星 / 409

潜水艦発射弾道ミサイル(→SLBM) / 60, <u>73</u>, 75, 79, 95, 127

船舶検査活動 / 235, 242, 243, 249

潜没潜水艦 / 47, 104, 108, 318, 319

戦略支援部隊 / <u>94</u>, 101, 199, 202

戦略的互恵関係 / 361, 362

戦略爆撃機 / 54, 56, 58, 96, 129, 137, 143, 153, 174

早期警戒情報 (→SEW) / 323

総合取得改革 / 419

総合評価落札方式 / 421

相互運用性 / 55, 58, 130, 143, 220, 221, 263, 267, 268, 269, 300, 303, 304, 358, 416

相互の防衛調達に関する覚書 (→RDP MOU) / 272

装備品のファミリー化 / 419,421

ゾーンディフェンス / 378,379

即応予備自衛官 / 223, 225, 240, 241, 247, 248, 336, 392, 393,

即応予備自衛官雇用企業給付金 / 394

ソベルシェンヌイ / 131,132

ソン級潜水艦 / <u>111</u>, 112

存立危機事態 / 235, **237**, 238, 239, 240, 241, 245, 252, 270, 357

ターミナル段階 / 56,87,323,326

第一線救護 / 405,406

第3のオフセット戦略 / <u>57</u>, 207

第3海兵機動展開部隊 (ⅢMEF) / 284, 285, 292, 293

第19回党大会(中国共産党第19回全国代表大会) / 90,92,94, 103, 109, 121

第151連合任務部隊 (→CTF151) / 193, 271, 377, 379

第151連合任務部隊 (CTF151) 司令部派遣隊 / 380

対衛星兵器(→ASAT) / 47,51,96,101,196,197,199

大規模地震対処計画 / 338

第5世代戦闘機 / 100, 129, 130, 136, 159, 283

退職自衛官 / 339, 343, 393, 397, 398

対人地雷 / 389, 390, 423

対中武器禁輸措置 / 119

対特殊武器衛生隊 / 329

対米武器·武器技術供与取極 / 272

太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム (→PACS) / 351

太平洋地域陸軍参謀総長等会議 / 347, 348, 351

大陸間弾道ミサイル (→ICBM) / 64,75,76,78,80,95,125, 129, 143, 212

対領空侵犯措置 / 92, 105, 106, 107, 246, 315, 316, 317, 319, 322, 335

大量破壞兵器(北朝鮮) / 64, 66, 67, 68, 69, 82, 83, 85, 86 大量破壞兵器 / 45, 46, 50, 51, 125, 129, 185, 186, 187, 188, 189, 193, 213, 222, 389, 390

竹島 / 46

多国間安全保障協力・対話 / 220, 276, 345

多国間共同訓練・演習 / 220

タリスマン・セーバー / 143

タリバーン / 177, 178, 180, 181

弾道ミサイル(北朝鮮) / 45, 46, 53, 55, <u>64</u>, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 188, 322, 323, 359, 360

弾道ミサイル(中国) / 95,96,123,186,199

弾道ミサイル(ロシア) / 125, 127, 129, 133

弾道ミサイル / 47,51,158,159,161,180,185,186,187,188, 189, **245**, 320, 322, 323, 324, 325, 326, 342, 343

弾道ミサイル情報共有訓練 / 324,360

弾道ミサイル防衛(日本) / 69, 221.223.263, 266, 272, 276, 303, <u>**322**</u>, 325, 326, 423

弾道ミサイル防衛 (米国) / 56,58,59

弾道ミサイル防衛 (→BMD) / 87, 96, 123, 159, 235, 266, 272, 276, 303

弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA) / 266, 322

ち____

治安出動 / 243, 244, 253, 327, 328 力を背景とした現状変更 / 47, 48, 53, 91, 115, 124, 163 地対空誘導弾 / 222, 223, 226, 227, 311, 418, 419 地方防衛局 / 289, <u>310</u>, 311, 343, 395, 432 地方協力本部 / 310, 339, 343, 391, 394, 432, 437 中央軍事委員会 / 81, 90, 91, 93, 94, 95, 103, 104, 109, 114,

中央特殊武器防護隊 / 329,390

143

中期防衛力整備計画(中期防) / 217, 223, 225, 229, 441

中距離弾道ミサイル / 56,64,74,87,95

中距離核戦力 (INF) 全廃条約 / 128, 185

中国海軍情報収集艦 / 104,315

中国海軍戦闘艦艇 / 47, 104, 106, 314

中国共産党第19回全国代表大会(第19回党大会) / 90

中国軍駐ジブチ保障基地 (保障基地) / 112

中沙諸島 / 155

中長期技術見積り / 408,415

中朝首脳会談 / 84

中朝友好協力及び相互援助条約 / 83

駐留軍用地特措法(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土 地等の使用等に関する特別措置法) / 281, 287

駐留軍用地跡地利用 / 299

長期契約 / 224, 228, 231, 232, 415, 419, 420, 421

朝鮮戦争 / 83,85 庁内託児施設 / 402

「通常兵器による迅速なグローバル打撃」(CPGS)構想 / 60

て

ティルト・ローター機 / 226, 227, 272, 275, 321, 418, 422, 425

テポドン / 71,72,77,78,83

デュアル・ユース / 115, 208, 209, <u>408</u>, 409, 415, 427, 429 デルタⅢ級SSBN / 131

電子戦 / 90,94,101,102,122,142,199,202,208 電磁パルス攻撃 (→EMP) / <u>344</u> 電波妨害装置 / 196,200

ح

東京ディフェンス・フォーラム(アジア太平洋地域防衛当局者 フォーラム) / 346, 347, <u>350</u>

統合運用 / 47, 103, 104, 219, 221, 222, 224, 227, 255, 300, 310, 311, 312, 320, 321, 322, 338, 339, 396, 416

統合機動防衛力 / 218, 219, 227, 228, 419

統合軍 / 59,60,204

統合訓練 / 254, 339, 396

統合計画 / 275, 285, 292, 293, **294**, 295, 296

統合任務部隊 / 165, 254, 266, 271, 311, 312, 322, 323

島嶼防衛 / 227, 268, 320, 321, 409

同盟調整メカニズム (→ACM) / 263, 264, <u>265</u>, <u>266</u>, 271

トーポリ / 127

トクサ / <u>70</u>,71

特定公共施設利用法(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律) / 235, <u>240</u>

特定通常兵器使用禁止・制限条約 (→CCW) / 207, 389 特定防衛施設周辺整備調整交付金 / 433

特別協定 / 282, 283

特別研究官制度 / 419

特別防衛監察 / 398, 438, 440

ドバイ・エアショー / 376,428

ドローン / 208, 434

ドーンブリッツ / 322

ドンディアオ級情報収集艦 / 104, 105, 106

な

内閣サイバーセキュリティセンター (→NISC) / 216, 332, 333 NATOサイバー防衛協力センター (→CCDCOE) / 334, 373, 374

南海トラフ / 271,338,339

南沙諸島 / 57, 109, 110, 111, 151, 155, 156, 191

南北高官級会談 / 83

南北首脳会談 / 65, 67, 82, 83

ならず者国家 / 54,58

1.

日 ASEAN 防衛当局次官級会合 / 346, 347, 349, 350, 427

日印間の安全保障協力に関する共同宣言 / 360

日印秘密軍事情報保護協定 / 360

日英ACSA / <u>370</u>

日英情報保護協定 / 370

日韓秘密軍事情報保護協定 / 324,359

日豪ACSA / 357

日豪情報保護協定 / 356

日豪防衛装備品·技術移転協定 / 356, 427

日中防衛当局間の海空連絡メカニズム(海空連絡メカニズム) / 113, 191, **362**

日仏ACSA / 372

日米安全保障共同宣言 / 260, 261

日米安全保障協議委員会(→SCC) / 260, 262, 267, 273, 275, 284, 323, 326

日米安保条約(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約) / 239, 242, 258, 259, 260, 261, 262, 269, 272, 273, 274, 281

日米宇宙協力ワーキンググループ (→SCWG) / 271,331

日米共同開発 / 266, 322, 326, 416, 423

日米共同技術研究 / 326

日米共同調整所 / 271

日米共同統合演習 / 268,396

日米共同統合防災訓練 (→TREX) / 271, 338, 356

日米韓防衛実務者協議(→DTT) / 360

日米豪安全保障·防衛協力会合(→SDCF) / 357

日米豪防衛当局間情報共有取決め / 357

日米サイバー防衛政策ワーキンググループ(→CDPWG) / <u>272</u>, 333

日米装備・技術定期協議 (→S&TF) / 272

日米地位協定(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定) / 266, 275, 281, 305, 306, 432

日米防衛協力のための指針(ガイドライン) / 225, 260, 261, 262, 263, 265, 274, 340

任期制 / 392, 397

任務遂行型の武器使用権限 / 246

の

能力構築支援(キャパシティ・ビルディング) / 351, <u>352</u>, 353, 354, 355, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 372, 374, 381, 384

能力評価 / 219, 221, 222

ノドン / 65, 70, 71, 72, **73**, 75, 77, 78, 79, 188, 323

は

PAC-3機動展開訓練 / 324

排他的経済水域(→EEZ) / 70, 75, 77, 79, 88, 91, 147, 192, 194, 314

ハイブリッド戦 / 48, 124, 163, 164

派遣海賊対処行動水上部隊 / 379

派遣海賊対処行動航空隊 / 379

派遣海賊対処行動支援隊 / 379, 380, 397

パシフィック・ガーディアン / 355, 368, 374

パシフィック・パートナーシップ / 354,364

パシフィック・プロテクター / 271,357,390

バスチオン / 131, <u>132</u>, 133, 134

バル / 131, 133, <u>134</u>

板門店宣言文 / 83

ひ

BMD統合任務部隊 / 322

PKOセンター / 386,387

ビエンチャン・ビジョン / 276, 348, 349, 350, 353, 364, 427 非核化 / 53, 56, 65, 67, 69, 80, 82, 83, 84, 276, 277, 278, 279, 322, 360

非核三原則 / 214, 219, 265

東アジア首脳会議 (→EAS) / 135

非国家主体 / 50, 51, 52, 167, 185, 186, 187, 188, 201, 202, 208

東シナ海防空識別区 / 47,88,90,104,105,144,190,317 非戦闘員退避活動 (→NEO) / 274,355

比中仲裁判断 / 47,91,109,110,144,151,157,191 ビッグデータ / 207

非伝統的安全保障分野 / 46, 89, 113, 152, 348, 349, 355, 362, 365, 369, 427

ふ

ファイアリークロス礁 / 57, 109, 111 ファスト・フォース (→ Fast-force) / <u>335</u> ファンディング / 208, 209, 227, 415 VXガス / 186

ブースト段階 / 58,323,326

武器貿易条約 (→ATT) / 389, 390, 423

武器輸出三原則 / 272, 326, 423

武警 (人民武装警察部隊) / 93,94,104,109

不審船 / 192, 319, 320, 328

武装工作員 / 327,328

物件費 / 229, 230, 231

物品役務相互提供協定(→ACSA) / 247, 257, 269, 270, 356,

普天間飛行場代替施設 / 277, 278, 289, 290

不発弾 / 299, 335, 352, 431

ブラヴァ / 127, 129

ブラモス / 136, 158, 159

武力攻撃事態 / 237, 238, 239, 240, 241, 269, 270, 322, 342, 343, 357

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立

並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 / 237

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 / 235, **240**

武力攻撃予測事態 / 237, 269

新三要件 / 212, 234, 235, 236, 240, 245, 252

プルトニウム / <u>67</u>, 189

プロジェクト管理 / 224, 227, 231, 407, 415, <u>418</u>, 419, 422

プロジェクトマネージャー / 418,419

文民統制 / 214, 215, 216, 219, 245, 309, 312, 439, 440

米艦艇の防護 (米軍等の部隊の武器等の防護) / 235, 254

米韓合同軍事演習 / 82,87,280

米軍再編 / 260, 275, 277, 280, 281, 282, 284, 289, 290, 299, 302, 304, 432

米軍再編関係経費 / 148, 229.230, 231, 282, 414

米軍等行動関連措置法 / 235, 239

米軍等の部隊の武器等の防護 / 234, 246, 257

米国主催国際海上訓練 / 380

米国防省高等研究計画局 (→DARPA) / 207, 410, 412

平成30年7月豪雨 / 336

米朝首脳会談 / 56, 65, 69, 80, 82, 84, 228, 277, 278, 279, 280, 322

平和安全法制 / 234, 235, 236, 237, 252, 254, 255, 256, 257, 269, 274, 278, 279, 357, 382, 385, 386

平和維持活動即応能力登録制度(→PCRS) / 114, 382

平和構築 / 50, 173, 220, 348

平和の使命 / 117

ペトリオット (→PAC-3) / 58, 69, 226, 232, 303, 322, 323, 325, 326, 424

辺野古 / 275, 277, 278, 285, 289, 290, 291

ほ

防衛会議 / 215, 309, 310, 312

防衛関係費 / 226, 229, 230, 231, 232, 413, 414

防衛監察本部 / 310, 311, 421, 438

防衛技術戦略 / 227, 407, 408, 415

防衛協力小委員会 (→SDC) / 261, 262, 267, 273

防衛計画の大綱(防衛大綱) / 216, 218, 219, 223, 413

防衛功労章 / 397

防衛施設 / 224, 304, 307, 311, 395, 432, 433, 434

防衛出動 / 214, 238, <u>240</u>, 245, 252, 253, 322, 327, 328, 340, 394

防衛省改革 / 219, 224, 309, 312, 313, 415

防衛生産・技術基盤(日本) / 219, 224, 228, 407, 413, 414, 415, 416, 423, 425, 426, 429

防衛生産・技術基盤(各国) / 207, 208, 209

防衛生産・技術基盤戦略 / 413,415

防衛装備移転三原則 / 326, 413, 414, 423, 426, 429

防衛装備・技術協力 / 227, 264, 265, 272, 274, 344, 345, 349, 364, 366, 370, 372, 407, 414, 415, 416, 423, 424, 426,

427, 428, 429, 430

防衛装備庁 / 309, 310, 311, 312, 343, 376, 395, 409, 414, 415, 416, 418, 421, 422, 426, 427, 428, 429

防衛装備品などの海外移転に関する基準 / 423

防衛駐在官 / 227, 343, 344, 366, 368

防衛調達審議会 / 421

防衛問題セミナー / 432

防衛力整備 / 85, 209, 217, 221, 222, 224, 225, 226, 227, 228,

229, 231, 279, 311, 312, 332, 417, 420, 422

包括的核実験禁止条約(→CTBT) / 389 包括的共同作業計画 (→JCPOA) / 189

防空識別圏 (→ADIZ) / 88, 107, 318

防空のための作戦 / 340,341

防災業務計画 / 338

「ホーム・グロウン型」テロ / 171,178

飽和攻撃 / 79

保障基地(中国軍駐ジブチ保障基地) / 112,195

北極海 / 126, 191, 192

北斗 / <u>101</u>, 199 北方領土 / 45, 46, 48, 132, 133, 134, 363

捕虜 / 124, 240, 396

捕虜取扱い法 / 235, 240

ボレイ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (ボレイ級 SSBN) / **127**, 129

マシャール派 / 182,183

マラバール / 160, 356, 360, 361, 381

マルウェア / 202, 203

み

ミサイル防衛見直し / 58

ミスチーフ礁 / 57, 109, 110, 111, 156

ミッドコース段階 / 96,323,326

緑の同盟 / 305

南シナ海に関する行動宣言 / 157, 195

ミュンヘン安全保障会議 / 347, 350, 351

ミラージュ2000 / 98, 122, 123

民間転用 / 224, 415, 416, 429

ミンスク合意 / <u>124</u>, 136

民生支援活動 / 431

む

ムスダン / 70, 71, 72, 73, <u>75</u>, 78, 80

め

メンタルヘルスケア / 383,395

役割・任務・能力 (→RMC) / 260, 261, 270 ヤルス / 129

ゆ

ユアン級潜水艦 / <u>97</u>,111

よ

洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準 (→CUES) / 113.191 抑止力 / 219, 220, 234, 235, 236, 252, 256, 258, 259, 262, 263, 265, 269, 281, 284, 286, 289, 290, 295, 296, 297, 299, 301, 302, 304, 326

4年ごとの国防計画の見直し (→QDR) / 171

予備自衛官 / 224, 225, 227, 240, 241, 247, 248, 392, 393, 394, 395

予備自衛官補 / 392, 393, 394

予備自衛官等の職務に対する理解と協力の確保に資するための

給付金 / 394

5____

ライフサイクル / 224, 415, **418**, 419, 421 ライシナ・ダイアローグ / 360,361 拉致問題 / 46,278,279

<u>....</u>

リージョナル・デポ / 272, 416, 425

離島統合防災訓練(→RIDEX) / 339

陸上総隊 / 300, 311, 383, 388

陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア) / 227,

322, 325, **326**

リバティ制度(勤務時間外行動の指針) / 306

リバランス / 55, 122, 218

リムパック(環太平洋合同演習) / 57,110,116,168

領海 / 47, 92, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 363

領空侵犯 / 104, 108, 246, 253, 315, 316, 317, 318

量子暗号通信 / 207

遼寧 / 97, 99, 100, 102, 106, 110, 117, 123, 315

る____

ルーヤンⅢ級駆逐艦 / 102 ルダ級駆逐艦 / 109

レーザー / 58, 101, 141, 200, 207, 433 レールガン / <u>207</u> レンハイ級駆逐艦 / 97

ろ

ロードマップ (再編の実施のための日米ロードマップ) / 261, 284, 285, 286, 289, 290, 292, 293, 298, 299, 301, 302, 304

「ローン・ウルフ型」テロ / <u>171</u>, 178

六者会合 / 67, 69, 84, 185

ロケット軍 / 93, 94, 95

ロヒンギャ / 150

ロフテッド軌道 / 74,75,77,80,324,325

_A

A-50 / 86, 134, 154 An-225 / 101, 117 A2/AD / <u>47</u>, 90, 96, 103 ACM / 265, 266

ACSA / 247, 257, 269, 270, 274, 356, 357, 368, 370, 372, 374, 424

ADIZ / 318

ADMM / 157, 275, 276, 346, <u>347</u>, 348, 357, 359, 362, 364,

Air Power Conference → [APC] / 351

ANZUS条約 / 142, 143, 146

APC / 351

AQAP / 175, <u>177</u>

AQIM / 175, <u>177</u>, 184

ARF / 46, 84, 118, 135, 157, 346, 347, 348, 364, 381

ASAT / 96, 196

ASBM / <u>64</u>, 95, 96

ASEAN / 46, 109, 110, 118, 135, 139, 147, 152, 155, 156, 157, 158, 191, 195, 235, 275, 276, 346, 347, 348, 349, 350, 352, 353, 354, 355, 363, 364, 365, 366, 367, 427, 428

ATT / 389, 390

AU / 165, 173, 182

В

BMD / 276, 301, **303**, 306, 322, **323**, 324, 325, 326, 423

BPM / 266, <u>267</u> BWC / 389

C

C4ISR / 55, 196, 207

CAP / 105 CARAT / 148, 149, 152

CCDCOE / 205, 334, 373, 374

CCW / 207, 389, 390

CDPWG / 272, 333

CHOD / 347

CICA / 115

CIS / 124, 135, 137

COC / 157, 191, 195, 277

CTBT / 389

CTF151 / 193, 271, 377, <u>378</u>, 379, 380

CUES / 113, <u>191</u>

CWC / 51, 186, 187, 389

CYMAT / 333

D

DARPA / 207, 208, 410, 412

DH-10 / 95, 96, 107

DMZ / 63, 64, 66, 85

DOC / <u>157</u>, 195

DTT / 360

_E____

EAS / 135

EBPM / 313, 441

EEZ / 65, 70, 75, 77, 79, 91, 147, 156, 192, 314

EMP / 68, <u>344</u>, 409

EU / 119, 124, 150, 163, <u>164</u>, 165, 166, 167, 168, 169, 189, 190, 193, 194, 198, 205, 208, 209, 220, 235, 344, 346, 350, 377,

EWG / 347, 348, 368

_F____

FACO / 425

FAST-Force / 335 FPDA / 145, <u>149</u>, 152 **F-35** / 56, 57, 58, 59, 86, 87, 122, 142, 143, 154, 168, 208, 226, 227, 269, 272, 283, 284, 321, 415, 416, 418, 424, 425, 427 FMS / 279, 280, 422

_H

H-6 / 47, 96, 100, 102, 107, 110, 191

IAEA / 67, 185, 188, 189

ICBM / 45, 58, 59, 60, <u>64</u>, 65, 68, 70, 71, 72, 75, 76, 77, 78, 79, 83, 95, 125, 127, 129, 143, 212

IRBM / 64, 70, 71, 72, 74, 75, 76, 78, 95

ICT / 51, 201, 207, 208

IED / 174, 183

IISS / 154, 350, 365

IL-78 / 117, 153

ISAF / 138, 146, 162, 165, 177, 180

ISIL / 50, 53, 54, 124, 135, 136, 137, 138, 143, 146, 147, 151, 163, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, **173**, 174, 175, **176**, 178,

179, 180, 181, 183, 187, 201, 208

ISR / 142, 143, 264, 265, 266, 267, 269, 274

J

JADGE / 322, 325

JCPOA / 189

J-10 / 95, <u>100</u>, 105, 107, 153

J-11 / 99, 100, 110, 117, 153

J-15 / 99, 100, 102

J-16 / 100, 102

J-20 / 100, 102

JXR / 338, 349

K ____

KJ-2000 / 100

KMPR / 86

KN-08 / 71, 76, 78

KN-14 / 71, 78

LAWS / 207, 390

LCS / 152, 154

M

MAGTF / 284, 292

MCAP / 356

MiG-29 / 66

MiG-31 / 128

MD / 125, 138, 139

MEF / 284, 292, 293

MRBM / 64, 95

NATO / 54, 124, 125, 136, 138, 139, 146, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 180, 193, 194, 201, 205, 220, 334,

344, 372, 373, 374

NBC / 51, 185, 328, 329

NCGP / 373

NDS / 53, 54, 55, 56, 57

NEO / 274, 355

NGO / 89, 181, 204, 255, 354, 383

NISC / 332, 333

NMS / 54

NPR / 53, 58, 80, 185

NPT / 185, 214, 389

NSS / 53, 54, 55, 56, 57, 167, 168, 185, 197, 205

0

ODA / 220

OECD / 148, 232

OPCW / 186, 187, 389

OSCE / 124, 139, 220

Р

PAC-3 / 69, 123, 226, 274, 303, <u>322</u>, 323, 324, 325, 326

PACS / 347, 351

PAK FA / 129, 130, 159

PBL / 232, 420

PCRS / 382

PFI / 420

PKO / 50, 89, 113, 114, 120, 158, 170, 173, 184, 249, 250,

251, 252, 255, 256, 261, 345, 347, 350, 352, 356, 359, 360, 364, 365, 366, 369, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 398, 437, 439, 440

PM / 418

PSI / 271, 357, 389, 390

Q

QDR / 122, 123, 171, 262

R

RAP / 164

RDP MOU / 272

RIAT / 351, 371

RIDEX / 339

RMC / 261

Royal International Air Tatoo → [RIAT] / 351, 371

RS-24 / 127

S

S&TF / 272

SACO / 229, <u>260</u>, 267, 282, <u>288</u>, 289, 295, 298

SCC / 260, 262, <u>273</u>

SCO / 117, 118, 135

SCWG / 271, 331

SDC / 262, 267, **273**

SDCF / 357

SDSR / 165, 167, 168, 185, 205

SEW / 323

SIPRI / 117, 119, 139, 159, 160, 161, 209

SLBM / 58, 60, 64, 70, 71, 73, 74, 75, 79, 95, 127, 129, 131

SM-3 / 58, 227, 266, 324, 326, 327, 416, 418

SOM / 348

SOP / 348

SSA / 197, 331, 332, 372, 418

SSBN / 58, 95, 127, 130, 131, 133 SSR / 383 START / 127

S-400 / 117, 131, <u>132</u>, 135, 139, 140 **Su-25** / 63, 65, 66, 128, 133

Su-27 / 98, 99, 100, 105, 117, 128, 134, 137, 139, 154 Su-30 / 98, 99, 100, 107, 108, 128, 139, 154, 155, 159

139, 140, 154

T

TEL / <u>70</u>, 71, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 95

THAAD / <u>56</u>, 58, 87, 88

TREX / 338, 356

TTP / 175

T-14 / 130

T-72 / 128

T-80 / 63, 128

T-90 / 128

Tu-22M / 128

Tu-95 / 127, 128, 130, <u>131</u>, 134, 153

Tu-160 / 127, 128, 130, 134

U

UNCLOS / 91, 118, 156, 190

UNMISS / 172, 182, 255, 256, 356, 366, **384**, 385, 386

V

VJTF / 165

W

WPNS / 113, 191, 347

Υ

Y-7 / 109

Y-8 / 102, 106, 107, 109

Y-9 / 107

Y-20 / <u>101</u>



自衛隊員である誇りと使命を胸に

みなさんは、自衛隊の仕事を知っていますか。

「国の平和と独立を守る」という重要な使命のもと、わが国に対する侵略行為には即座に対応し、自然災害時に は人命救助と復興に尽力する。さらには自衛隊の力を必要とする諸外国に赴き、国際社会の平和にも貢献してい ます。

自衛隊員は「平和を仕事にする」を胸に、誇りをもって社会に貢献することができます。

ここでは、自衛官になるためのコースを紹介するとともに、在職中、退職後までを含めた様々な取り組みを紹介します。

さまざまな形で社会に貢献できる、 幅広いフィールドがあります。

自衛隊には多様な働き方(コース)、多くの職種・職域があり、自分の興味や得意分野を活かしながら、一人ひとりがイメージする「将来の自分」を実現できる幅広いフィールドが広がっています。また、防衛省・自衛隊は、意欲と能力のある女性があらゆる分野にチャレンジする道を拓いており、実質的にすべての職種・職域に男女関係なく就くことができます。



自衛官とは

一言に自衛官といっても、それぞれの役割に応じて身分が異なります。 自分にあった自衛官のキャリアを見つけましょう。

自衛官の分類

自衛官は身分制度の面からみると、常勤の自衛官と、普段はそれぞれの職業に従事しながら、各種事態発生時には招集に応じて自衛官となる予備自衛官の2つに大きく分けられます。階級の面からみると、幹部自衛官(将から3尉までの8階級)と准曹士自衛官(准尉から2士までの8階級)に分けられます。組織の面からみると、陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官の3つ(即応予備自衛官は陸上自衛隊、予備自衛官補は陸上自衛隊、海上自衛隊のみ)に分けられます。

幹部自衛官

指揮官として部隊を指揮したり、 幕僚として部隊運用に必要な各 種施策の企画立案を行います。

准曹士自衛官

各職域のプロフェッショナルと して、指揮官の命令を実行に移 す部隊の中核を担います。

将 将補 1 佐 2佐 3佐 1 尉 2尉 3尉 准尉 曹長 1曹 2曹 3曹 士長 1士 2士

予備自衛官

招集命令に応じて出頭し、自衛官 として後方支援任務に当たります。 第一線部隊の現職自衛官と共に任 務に就く即応予備自衛官と、自衛 官経験のない方が予備自衛官にな るための予備自衛官補があります。

※予備自衛官、即応予備自衛官の階級は常勤の自衛官と同じです。予備自衛官補には階級はありません。

自衛隊の仕事図鑑

上自衛隊の主な職種一覧



普通科

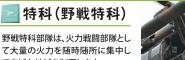
地上戦闘の骨幹部隊として、機動 力、火力、近接戦闘能力を有し、作 戦戦闘に決着をつける重要な役割 を果たします。



機甲科

戦車部隊と偵察部隊があり、主に戦 車の正確な火力、優れた機動力及 び装甲防護力により、敵を圧倒撃破 します。

て広域な地域を制圧します。



情報科

情報に関する専門技術や知識を もって、情報資料の収集・処理及び 地図・航空写真の配布を行い、各部 隊を支援します。

特科(高射特科)

高射特科部隊は、対空戦闘部隊とし

て侵攻する航空機を要撃するととも

に、広範囲にわたり迅速かつ組織的

な対空情報活動を行います。



航空科

各種ヘリコプター等をもってヘリ火 力戦闘 航空偵察 部隊の空中機 動、物資の輸送、指揮連絡等を実施 して、広く地上部隊を支援します。



施設科

戦闘部隊を支援するため、各種施設 器材をもって障害の構成・処理、陣地 の構築、渡河等の作業を行うととも に、施設器材の整備等を行います。



盔 通信科

各種通信電子器材をもって部隊間の 指揮連絡のための通信確保、電子戦 の主要な部門を担当するとともに、写 真・映像の撮影処理等を行います。



武器科

火器、車両、誘導武器、弾薬の補給・ 整備、不発弾の処理等を行います。

海上自衛隊の主な職種一覧



✍ 射撃

護衛艦等において、砲、ミサイルを 操作し、各種目標に対する攻撃を 実施します。また弾火薬等の取り扱 いを実施します。



☑ 通信

陸上基地、艦艇及び航空機等の通 信、暗号の作成及び翻訳、通信器 材・暗号器材及び関連器材の操作 整備を業務とします。



水雷

護衛艦、潜水艦で魚雷等の水中武 器、ソナー等の水中捜索機器を操 作し、潜水艦の捜索、攻撃及び器 材の整備を行います。



気象·海洋

気象・海洋観測、天気図類の作成、 気象・海洋関係の情報の伝達に関 する業務を行います。



航海•船務

航海は、艦艇の艦橋において航海 に関する業務を実施します。船務は レーダー・電波探知装置等を活用し、 戦術活動を実施します。



≅₩給養

艦艇及び陸上部隊において、隊員 に対する給食業務を実施します。



飛行

P-3C/P-1哨戒機、US-1A/2救難飛 行艇、SH-60J/K艦載へリコプター 等の搭乗員として飛行任務を実施 します。



---機関

エンジン (ガスタービン、ディーゼル 等) 発動機等の運転、整備及び火 災、浸水対処等を業務とします。



航空機整備

航空機の機体、エンジン及び計器 並びにこれらを維持するための器 材等の整備、修理、補給等に関す る業務を行います。

航空自衛隊の主な職種一覧



戦闘機、輸送機、偵察機及び政府 専用機などを操縦し、防空、偵察 航空、航空輸送及び航空救難など を行います。



高射

侵攻してくる航空機や巡航ミサイル を撃破するため、ペトリオットミサイ ルシステムの操作及び器材の整備 を行います。



诵信器材を操作し、雷報等の送受 信を行うほか、器材の整備管理等 を行います。



航空管制

航空自衛隊の飛行場(共用飛行場 を含む) における航空交通管制業 務を行います。



電算機処理

電子計算機及び関連器材の操作や プログラムの作成、電子計算機シス テムの管理を行います。



武器弾薬

航空機に搭載される武器弾薬等の 補給、管理、整備を行います。



警戒管制

日本の領空を常時監視し、接近又 は侵入してくる航空機を早期に発 見・識別し、必要に応じて戦闘機の 誘導を行います。



気象

航空機の離着陸及び飛行安全確保の ため、気象観測・予報を行い、各種気 象情報を全国の部隊に通報したり、天 気図の作成を行います。



航空機整備

航空機のエンジンや搭載する電子機 器類、レーダー等の整備及び航空機 の定期整備を行います。

自衛隊はいろいろな職種のプロフェッショナルによって成り立っています。 陸・海・空自衛隊には、きっと皆さんも興味を持つ様々な職種・職域があります。



14万人を超える隊員が日夜任務に励んでいます。万一、国土への侵略があった場合には防衛の中心的な役割を担います。



需品科

糧食・燃料・需品器材や被服の補 給、整備及び回収、給水、入浴洗濯 等を行います.



警務科

警護、道路の交通統制、隊員の規律 違反の防止、犯罪捜査など部内秩 序の維持に寄与します。



音楽科

隊員の士気を高揚するための演奏 や広報活動に関する演奏を行いま



輸送科

大型車両をもって部隊、戦車、重火 器、各種補給品を輸送するととも に、輸送の統制、ターミナル業務、道 路交通規制等を行います。



会計科

隊員の給与の支払いや、部隊の必 要とする物資の調達等の会計業務 を行います。





化学科

各種化学器材をもって放射性物質 等で汚染された地域を偵察し、汚 染された人員・装備品等の除染を 行います。



⊕ 衛生科

患者の治療や医療施設への後送、 部隊の健康管理、防疫及び衛生器 材の補給・整備等を行います。



経理·補給

給与・旅費等の計算、物品等の調 達、部隊の任務を遂行するために 必要な装備品等を準備し、供給す る業務を宝施します.



◢情報

情報資料の収集、処理及び情報の 配布、秘密保全等を業務とします。



海洋国家である日本の国土防衛の最前線で活躍しています。海上交通の安全を確保します。

音楽

音楽演奏を通じて隊員の士気を高 揚します。また、広報活動に関する 業務を行います。



航空管制

飛行場で離着陸する航空機又は飛 行場周辺を飛行する航空機の無 線・レーダー等での誘導等を業務 とします。



╗潜水

浅海域における簡単な水中作業や 機雷・不発弾等の爆発物の捜索・ 処分、深海域における潜水艦等の 乗員の救助に従事します。



掃海機雷

掃海艦艇等で機雷探知機、掃海具 等を操作し、機雷の処分及び機雷 の調整、器材の保守整備を行いま



施設

国有財産についての管理、運用、施 設器材・施設車両を用いての建設、 道路等の工事及び器材の設備を 行います。



⊕ 衛生

病院における医療及び医務室にお ける健康管理や身体検査を実施す るとともに、潜水に関する調査・研 究を業務とします。



飛行部隊や高射部隊などにより、日本の領域を侵犯する航空機や弾道ミサイルなど、空からの脅威を防ぎます。



■ 施設

基地内施設の維持管理(十木・建 築・電気等) 及び航空機事故や建 物火災等非常時の消火、人命救助 等を行います。



基地内巡察などを行い、基地の施 設や物品等の警戒等を行うほか、 基地内出入者の監視等を行いま



衛生

隊員の健康診断及び各種身体検査 のほか、医療、環境衛生、食品衛 生検査を行います。



音楽

航空自衛隊には5つの音楽隊があ り、国の行事や自衛隊の公式行事 の時に演奏を行います。



補給

航空自衛隊で使用する物品の需給 統制、在庫管理、取得出納、保管等 を行います。



輸送

航空自衛隊で装備・使用されてい る車両で、人や貨物を輸送したり、 航空機へ貨物を搭載する業務を行 います。

自衛官になるための様々なコース

自衛官候補生



技術と体力を一心に磨く任期制自衛官

自衛官となるために必要な基礎的教育訓練を経て、任用期間の定められた「任期制自衛官」に任官します。 様々な教育訓練や職務を通じた技術の習得、任期満了後の再就職に向けた資格の取得など、希望にあった将 来設計が描けます。

任期満了後も任期を継続する道や選抜試験を経て曹に昇任し非任期の自衛官になる道も開けています。任期 満了で自衛隊を離れる場合には民間企業などの再就職支援をしっかり行っています。



一般曹候補生



部隊の中核となる自衛官を目指す

部隊の基幹隊員である陸・海・空曹自衛官を養成する制度です。

入隊後、教育課程や部隊勤務で知識や経験を積み、それぞれの職域のプロとして活躍します。

自衛官の基礎知識はもちろん専門的な技能まで、じっくりと着実に身に付けながら自分のペースで成長する ことができます。



自衛官になるといっても、その職域や進路は多種多様です。 希望や適性に応じて最適なコースを選択することができます。



防衛大学校学生



詳細はこちらから

国を思い自分を見つめる若人

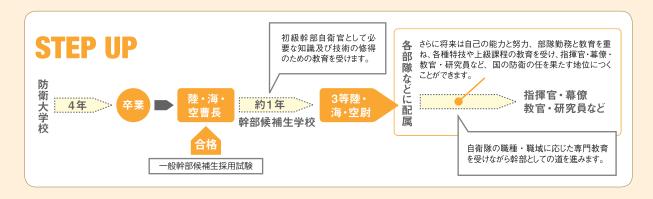
将来、各自衛隊の幹部自衛官となる者を4年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。 広い視野、科学的な思考力、豊かな人間性を持ち、創造力と活力に溢れる優れた幹部自衛官となるため、知育 以外に徳育と体育を重視しています。

一般幹部候補生



指揮を執る。この国を守り抜くために

防衛大学校と一般大学の卒業生が、陸・海・空自衛隊それぞれの幹部候補生学校において、自衛隊組織の骨幹である幹部自衛官として必要な知識と技能を学びながら、その資質を養います。



広報官の声



青森地方協力本部 八戸地域事務所 陸曹長

たちを教え

陸上自衛官である叔父、兄の姿に憧れ自衛官の道を目指しました。

部隊に配属されてから、海外での訓練、災害派遣活動等、男性自衛官と同じように、いろいるな分野の仕事、貴重な経験を積ませてもらいました。

これからもっと輝き活躍する女性自衛官のポスト・環境が増えていきます。

私達と一緒に、働いてみませんか? 男性の方ももちろん大歓迎! ちょっと興味はあるけれど……。と思っているみなさん、気軽に最寄りの地方協力本部に立ち寄ってみてください。新しい可能性が、ぐんと広がります。

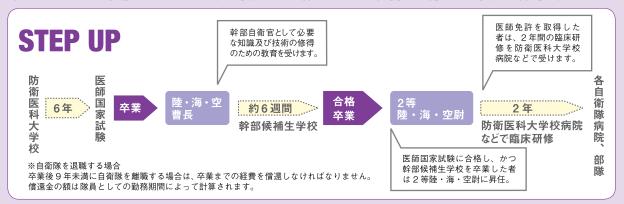
私達広報官が、優しく対応します。

防衛医科大学校医学科学生



生命をつなぐ平和と医療の先駆者

将来、医師である幹部自衛官となる者を6年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。 医師としての知識や技能のほかに、生命の尊厳への理解やあらゆる任務を遂行できる強靭な体力も養います。



防衛医科大学校看護学科学生



詳細はこちらから

人を救う保健師・看護師に

将来、保健師・看護師である幹部自衛官となる者を4年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。 看護専門職者としての優れた教養・知識・技術の実践を通して、防衛省・自衛隊の国内外における活動に貢献できる人材 を育成します。

※自衛隊を退職する場合

卒業後6年未満に自衛隊を離職する場合は、卒業までの経費を償還しなければなりません。

償還金の額は隊員としての勤務期間によって計算されます。

航空学生

■ 第一本 ■ ■ 第一本 ■

大空で活躍する夢を最年少で実現

海白または空白のパイロットなどを養成します。

団体生活を送りながら各種訓練を受け、戦闘機、哨戒機、輸送機、ヘリコプターなどのパイロットなどに最年 少でなることができます。

高等工科学校生徒



技術的スペシャリストへの入り口

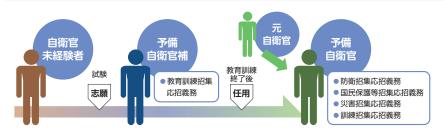
高機能化・システム化された装備品を運用する陸上自衛官となる者を養成するための学校です。 国際社会においても自信を持って対応できる自衛官を育てます。

予備自衛官補

自衛官未経験でも予備自衛官に

社会人や学生といった自衛官未経験者であっても、「予備自衛官補」として教育訓練を受ければ、「予備自衛 官」に任用され、各種事態において自衛官として社会に貢献できます。

「一般」と「技能」(語学、医療など)のコースがあります。





予備自衛官

年5日間の訓練招集に応じながら、各種事態に おいては自衛官として部隊の後方支援にあたり ます。

即応予備自衛官

年30日間の訓練招集に応じながら、各種事態に おいては自衛官として第一線部隊とともに行動 します。

予備自衛官等の職務に対する 理解と協力の確保に資するための給付金の新設

予備自衛官又は即応予備自衛官が防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等(※)に招集されたこと等により平 素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を使 用者(雇用主)に支給する制度の新設

- (※) 即応予備自衛官にあっては、これらに加え、治安出動、地震防災派遣及び原子力災害派遣の場合がある。
- ①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集 に応じ平素の勤務先を離れた場合
 - (例) 予備自衛官等である従業員3名が1人当たり10日 間、合計30日間招集された場合
- ②招集中の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れ た場合
 - (例) 上記①のための招集中又は訓練招集中の負傷又 は疾病により入院等による治療を要し、X日間 (※)、平素の勤務先を離れた場合





《給付額》

予備自衛官等である者が使用者(雇用主)の 事業に従事することができなかった日数

その間における当該事業の継続に伴う負担を 考慮し政令で定める額(日額34.000円)

○ 施行期日:公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

ワークライフバランスに関する取組

仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) を実現するため、 防衛省・自衛隊として以下のような取り組みを実施しています。

災害派遣などの緊急登庁時における 子どもの一時預かり

くくく 害派遣などの際の緊急登庁時に、駐屯地 等において概ね5日間程度、子供を預か ることができる態勢を整備しています。

庁内託児施設の整備

衛隊の特性(不規則な勤務形態)に対応できる庁内託児施設をこれまで8か所(三宿、熊本、横須賀、真駒内、朝霞、入間、市ヶ谷、防医大)に整備しています。

キャラクターを用いた ワークライフバランスに関する周知活動



✓ ork Life Balanceの頭文字 (WLB) を とった「ワラビーちゃん」というキャラ クターを活用し、親しみやすい形でワークライ フバランスに関する各種の周知活動などを実施 しています。

高級幹部などに対する 意識啓発セミナーの実施



重力 き方改革を進める上では、幹部職員の意識改革が必要であることから、部外講師による内部部局及び各自衛隊の高級幹部などに対する意識啓発セミナーを集中的に実施しています。



退職後の就職援護の取組

自衛隊は精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば(若年定年制自衛官)または20代(大半の任期制自衛官) で退職することになります。

退職後の再就職の支援は、雇用主たる国(防衛省)の責務であり、将来の不安の解消や優秀な人材の確保のために も極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの援護施策を行っています。

■ 任期制隊員の就職支援



■ 若年定年退職隊員の就職支援

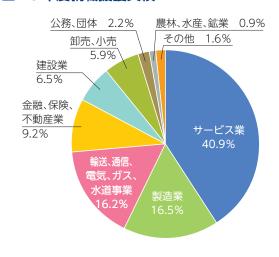


■ 就職援護施策として行っている主な職業訓練

自動車運転	大型自動車 ● 普通自動車 ● 中型自動車 ● 大型特殊自動車 ● けん引				
+ /-= -1,4%1+2//-/					
施設機械等運転	● フォークリフト ● ボイラー技士 ● 車両系建設機械 ● クレーン運転士 ● 小型移動式クレーン				
電気通信技術	● 電気工事士 ● 電気主任技術者 ● 電気通信技術者 ● 無線通信士				
危険物等取扱	● 危険物取扱者 ● 高圧ガス製造保安責任者 ● 第3種冷凍機械責任者 ● 毒物劇物取扱責任者				
情報処理技術	● パソコン基礎検定 ● ITパスポート ● 基本情報技術者 ● 応用情報技術者				
社会福祉関連	介護職員初任者研修● 福祉住環境コーディネーター● サービス介助士● メンタルヘルスマネジメント● 介護支援専門員				
労務等実務	● 警備員検定 ● 運行管理者 ● 防災士 ● 総合危機管理士 ● 社会保険労務士				
法務等実務	● 宅地建物取引士 ● 行政書士 ● 国内旅行業務取扱管理者 ● 通関士 ● 秘書検定				
その他	 ● 医療事務 ● ファイナンシャルプランナー ● 消防設備士 ● 管理業務主任者 ● 溶接技能者 ● 衛生管理者 ● 医療保険事務 ● 日商簿記 ● 非破壊検査 ● 防火管理者 ● 調理師 				

[※]上記を含め、約110課目の職業訓練を実施しています。

■ 29年度就職援護実績







任期満了退職後援護で再就職した人の声



東急セキュリティ株式会社 タウンセキュリティ事業部 鉄道警備部 とき た こうずけ **鴾田 耕介**氏

私は、高校卒業後、海上自衛隊補給艦「ときわ」で3年間調理員をしたのち、任期満了後「東急セキュリティ」に入社しました。入社後は、自衛隊で培った敬礼等の基本動作や規則等を遵守する意識の大切さが役に立ちました。現在、私は駅での警備業務に就いています。トラブル対応や巡回・駅での案内をしている際に、感謝されることや子供たちの笑顔を見ることが嬉しく、やりがいを感じています。

雇用者の声



東急セキュリティ株式会社 タウンセキュリティ事業部 鉄道警備部 課長 ながはま だいすけ 長濱 大介氏

当社は、東急沿線を中心に展開する警備専業会社です。現在、約1,000名の警備員が活躍しておりますが、その内56名が自衛隊出身者です。入社当初から、鴾田さんの基本動作の完成度は群を抜いておりました。また、上下関係の大切さもわきまえており、隊長や駅スタッフとも良好な関係を築いております。今後益々の活躍が期待できます。

若年定年退職後援護で再就職した人の声



有隣興業株式会社 シャルいち **深見 順一**氏

私は、平成26年11月入社後、業務部環境整備課長として勤務しております。

業務内容は、管理監督、現場作業員への安全衛生教育及び指導であり、航空自衛隊の教育幹部として培った体力、気力、調整力及び学生教育の経験が大いに活かせる職場です。 基地援護室から早期に企業の情報提供を図っていただいたことにより、自分に適した会社を紹介してもらえました。基地援護室には気軽に足を運ぶ等、積極的な再就職活動が人生の再出発には重要だと実感しております。

雇用者の声



有隣興業株式会社 代表取締役社長 いちかわ まきひこ 市川 牧彦氏

弊社は、太平洋セメントのグループ企業として熊谷工場の業務請負事業、建設事業、環境・リサイクル事業等を請負っております。自衛官の採用は任期制隊員も含め5名(全て航空自衛官)であり、自衛隊で培った知力、体力のもとそれぞれの職場で活躍しております。今後も引き続き、自衛官の採用には大いに期待を寄せております。

自衛官の制服、階級章、き章などの紹介

①帽章

陸海空で着用する帽章です。

海自では階級に応じて異なる帽章を着用します。













② 部隊章

自衛官の所属を示す標章であり、陸上自衛官は 右腕、航空自衛官は右胸に着用します。

陸上自衛隊



航空総隊

航空教育集団

航空自衛隊







中部方面隊



東北方面隊

西部方面隊

航空支援集団 100 航空開発実験集団 補給本部

③ き

自衛官が有する職務や技能・資格を示し、 左胸に着用します。

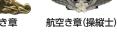
陸上自衛隊







海上自衛隊









航空き章



高射管制き章

航空き章(航空士)

航空自衛隊

















格闘き章

水陸両用き章















モデルは陸上自衛官(2等陸曹)

陸上自衛官の制服の刷新

現行の陸上自衛官の制服は採用から26年を経ており、改めて隊員の士気向上施策の一環として、13(平成 25)年から、部外有識者や隊員からの意見などを踏まえつつ、陸上幕僚監部において制服の刷新について検 討を重ね、18(平成30)年3月の陸上総隊の新編により陸上自衛隊の組織が大幅に刷新されるのに併せて、 その制服も刷新することとしました。

④ 防衛記念章及び防衛功労章など

(防衛駐在官等)

防衛記念章は、表彰などを受けた自衛官、特定の職務にあった自衛官の経歴を記念して、制服の左胸に着用できるものであり、全部で43種類設けられています。

功績により表彰された者 国際貢献従事者 イラク人道復興 個人の 部隊の PKO、能力構築 テロ対策特別措置 功績による 功績による 支援活動及び国際 法に関する活動 支援措置法に 表彰 表彰 緊急援助活動等 関する活動 海賊対処行動従事 海外勤務経験者 国家的行事従事者 国内における 海外訓練経験者

(オリンピック等)

防衛功労章及び部隊功績貢献章は、個人や 部隊などの功績により表彰された自衛官に 授与され、自衛隊の儀式などにおいて、制 服の左胸に着用します。



(左) 第1級防衛功労章

(右)特別部隊功績貢献章

⑤ 階級章

者(ソマリア沖)

将官を高位として全部で16階級定められており、陸海空で色や形態が異なります。また、着用する制服や階級に応じて着 用位置が肩、襟、腕など様々です。

大規模災害に

係る業務従事者

共通呼称		尓	陸上自	目衛隊		海上自衛隊		航空自	衛隊
		将	***	陸上幕僚長	0.50	海	上幕僚長	***	航空幕僚長
	将官	1র্য	**	陸将	0 - 0 - 0		海 将	**	空将
		将補		陸将補	1 100 张京		海将補	**	空将補
		1 佐		1 等陸佐	• *		1 等海佐	* *	1 等空佐
幹部	佐官	2 佐		2等陸佐	• *	=	2等海佐	* *	2等空佐
		3 佐		3等陸佐	• *		3等海佐	*	3等空佐
		1 尉		1 等陸尉	• •	/ =	1 等海尉	☆	1等空尉
	尉官	2 尉	☆ ☆	2等陸尉	• *	-	2等海尉	***	2等空尉
		3 尉		3等陸尉	• •		3等海尉	*	3等空尉
X 原	趙	准尉		准陸尉	• •	 ,	准海尉		准空尉
	曹	曹長	*	陸曹長			海曹長		空曹長
		1曹	最	1 等陸曹	9		1等海曹	*	1等空曹
		2曹	*	2等陸曹			2等海曹	·	2等空曹
曹士		3	**	3等陸曹	•	3	3等海曹	*	3等空曹
		士長		陸士長			海士長		空士長
	±	1 ±		1 等陸士			1 等海士		1等空士
		2 ±		2等陸士	U	:	2等海士	*	2等空士

制服の紹介

常装冬服

陸海空で通常着用する代表的な制服であり、 主に秋~春にかけて着用します。



常装第3種夏服

夏期に着用する制服です。



演奏服装(音楽隊員)

防衛省・自衛隊の儀式、定期演奏会や音楽まつりなどで演 奏する陸海空の音楽隊員が着用する制服です。



作業服装

各種作業時や艦艇等への乗込み時に着用します。



特別儀じょう服装、特別儀じょう演奏服装

陸上自衛隊中央音楽隊、第302保安警務中隊の隊員が特別儀じょうの時に着用する服装です。

特別儀じょう服装



特別儀じょう演奏服装



主要装備品の紹介〈陸上自衛隊〉

16式機動戦闘車



〈諸元、性能〉

乗員4名 全長8.45m 全幅2.98m 全高2.87m 最高速度約100km/h 105mm施線砲 12.7mm 重機関銃

〈概説〉

空輸性及び路上機動性などに優れ、軽戦車等を撃破する 装輪式の国産装甲戦闘車

水陸両用車(人員輸送型)



〈諸元、性能〉

全長8.2m 全幅3.3m 全高3.3m 12.7mm重機関銃 40mm自動てき弾銃

海上機動性及び防護性に優れ、島嶼部へ海上からの部隊 などを投入する装軌式の水陸両用車両

10式戦車

99式自走155mm榴弾砲

CH-47JA (輸送ヘリコプター)

03式中距離地対空誘導弾



〈諸元、性能〉 乗員3名 全長9.4m 全幅3.2m 全高 2.3m 最高速度約70km/h 120mm 滑空砲、 12.7mm 重機関銃

対機甲戦闘・機動打撃などで 使用する国産戦車。C4I(指 揮・統制・通信・コンピュー ター・情報)機能が特徴



〈諸元、性能〉 乗員4名 全長12.22m 全幅3.2m 全高3.02m 最高速度約47km/h 155mm りゅう弾砲 12.7mm 重機関銃

戦車などの近接戦闘部隊 を支援する装軌式の国産 自走榴弾砲



〈諸元、性能〉 乗員3(操縦士など) +55名 巡航速力約 260km/h 航続距離約1,040km 全幅18.29m 全長30.18m 全高5.69m

〈概説〉

災害派遣、国際緊急援助 活動などでも活躍する輸 送ヘリコプター



〈諸元、性能〉 【誘導弾】 全長約4.9m 直径約32cm 重量約570kg

〈概説〉

方面隊の作戦地域、重要 地域などにおける部隊、 施設を掩護する国産の対 空誘導弾

12式地対艦誘導弾



〈諸元、性能〉 【誘導弾】 全長約5.0m 直径約35cm 重量700kg 〈概説〉

> 対上陸戦闘に際して、洋 上の艦船などを撃破する 国産の対艦誘導弾

中距離多目的誘導弾



〈諸元、性能〉 【誘導弾】 全長 1.4m 直径約 14cm 重量約 26kg 〈概説〉

舟艇から装甲車、人員、 構造物にまで対応でき、 多目的性を有する誘導弾

除染セット(除染装置 I 型)



〈諸元、性能〉 乗員3名 〈概説〉

放射性物質、生物剤及び 有毒化学剤に汚染された 人員・装備品などの除染 を行う除染装置

高機動車



〈諸元、性能〉 乗員10名 全長4.9m 全幅 2.2m 全高 2.3 m 〈概説〉

高い最低地上高及びタイ ヤ空気圧調整装置により、 優れた路外機動性能を有 する車両

主要装備品の紹介〈海上自衛隊〉

「いずも」型護衛艦



〈諸元、性能〉

基準排水量19,500t 乗員約470名 長さ248m 幅38m 深さ23.5m 速力30kt 高性能 20mm 機関砲 SeaRAM 魚雷防御装置

〈概説〉

統合運用や災害派遣時の司令塔的役割など多用途な任務 に対応するヘリコプター搭載型護衛艦

P-1 哨戒機



〈諸元、性能〉 乗員11名 巡航速力450kt 全幅35.4m 全長38.0m 全高12.1m

警戒監視、捜索・救難や対潜水艦戦などの幅広い任務に 従事する国産の主力固定翼哨戒機

「こんごう」型護衛艦

〈諸元、性能〉 基準排水量7,250t 乗員約300名 長さ161m 幅21.0m 深さ12.0m 速力30kt 高性能20mm機関砲 VLS装置 魚雷発射管 SSM装置 127mm单装速射砲 イージス装置

〈概説〉

BMD (Ballistic Missile Defence: 弾道ミサイル防衛) 能力が付加され たイージスシステム搭載護衛艦

「あきづき」型護衛艦



〈諸元、性能〉 基準排水量 5,050t 乗員約200名 長さ151m 幅 18.3m 深さ 10.9m 速力30kt 高性能20mm機関砲 VLS装置 魚雷発射管 5インチ砲 SSM装置一式 魚雷防御装置 哨戒ヘリコプター 〈概説〉

ステルス性に配慮し、幅広い 防空能力を有する新型の汎用 護衛艦

「そうりゅう」型潜水艦



〈諸元、性能〉 基準排水量 2,950t 乗員約65名 長さ84m 幅9.1m 深さ10.3m 速力20kt 〈概説〉

AIP (Air Independent Propulsion: 非大気依存 型推進)機関を搭載した 潜水艦

「おおすみ」型輸送艦



〈諸元、性能〉 基準排水量8,900t 乗員約135名 長さ178m 幅25.8m 深さ17.0m 速力22kt 高性能 20mm 機関砲 輸送用エアクッション艇

〈概説〉 被災者に対する医療、補給設備 などを設置しており、多面的な 活用が可能な輸送艦

砕氷艦「しらせ」

「ましゅう」型補給艦



深さ15.9m 速力19kt

南極観測の支援を任務と し、4代目となる砕氷艦

基準排水量12,650t

長さ138m 幅28m

乗員約175名

観測隊員約80名

大型ヘリコプター

〈諸元、性能〉 基準排水量 13,500t 乗員約145名 長さ221m 幅27.0m 深さ18.0m 速力24kt 洋上補給装置 補給品艦内移送装置 〈概説〉

補給能力が大幅に向上し た補給艦

US-2救難飛行艇



〈諸元、性能〉 乗員11名 最大速力315kt 全幅33.2m 全長33.3m 全高 9.8 m

〈概説〉

波高3mの洋上でも離着水 可能であり、洋上での救 難に従事する救難飛行艇



SH-60K哨戒ヘリコプタ-

〈諸元、性能〉 乗員4名 最大速力139kt 全幅 16.4m 全長 19.8m 全高 5.4 m

〈概説〉

護衛艦に搭載し、護衛艦と 共に多様な任務に従事す る主力哨戒ヘリコプター

〈諸元、性能〉

〈概説〉

主要装備品の紹介〈航空自衛隊〉

F-35A 戦闘機



〈諸元、性能〉

乗員1名 最大速力マッハ 1.6 全幅 10.7m 全長 15.6m 全高 4.4m 25mm機関砲 空対空ミサイル

〈概説〉

高いステルス性能のほかこれまでの戦闘機から格段に進 化したシステムを有する最新鋭の戦闘機

C-2輸送機



〈諸元、性能〉

乗員約4名 最大速力マッハ0.82 全幅44.4m 全長43.9m 全高14.2m 最大航続距離約7,600km (20t搭載時)

〈概説〉

戦術輸送能力の強化、国際平和活動などへの積極的な取 組のため開発された国産輸送機

F-15 戦闘機

《諸元、性能》 乗員1~2名 最大速力マッハ2.5 全幅13.1m 全長19.4m 全高5.6m 20mm機関砲 空対空ミサイル

〈概説〉

優れた運動性能を誇る空 自の主力戦闘機であり、 国籍不明機への緊急発進 など、空の守りを担う。

F-2戦闘機



〈諸元、性能〉乗員1~2名最大速力マッハ2.0全幅11.1m 全長15.5m全高5.0m 20mm機関砲空対空ミサイル空対艦ミサイル

〈概説〉

日米で共同開発され、優れた技術が結集されてい る戦闘機

C-130H輸送機



《諸元、性能》 乗員6名 最大速力318kt 全幅40.4m 全長29.8m 全高11.7m 航続距離約4,000km

(5t 搭載時) 〈概説〉

航続距離が長く、PKO活動などで活躍する輸送機

UH-60J救難へリコプター



(諸元、性能) 乗員5名 航続速力127kt 航続距離約1,295km 全幅16.4m 全長19.8m 全高5.1m

〈概説〉

遭難者を救助する救難へ リコプター 右前方下部に空中受油装 置を装備

KC-767空中給油・輸送機



〈諸元、性能〉

乗員4名 最大速力マッハ0.84 航続距離約7,200km (30t積載時) 全幅47.6m 全長48.5m 全高15.8m

〈概説〉

世界初の遠隔視認装置を採用した空中給油機

E-767早期警戒管制機



〈諸元、性能〉 乗員約20名 最大速力約450kt

航続時間約12時間

戏記〉

速度の速さや航続時間の 長さに優れる早期警戒管 制機

J/FPS-5警戒管制レーダー



〈概説〉

日本周辺空域を常時監視 し、弾道ミサイルにも対 処できるよう開発された 固定式レーダー

ペトリオット PAC-3 地対空誘導弾



〈概説〉

弾道ミサイル防衛の下層 迎撃を担う地対空誘導弾 であり、弾道ミサイル発 射事象に際しては、適所 に展開して対応する

主な広報施設のご案内

市ヶ谷台ツアー

(※要予約)



■見学概要/

防衛省の心臓部とも言える市ヶ谷地区の見学ツアーです。 防衛省に関係するニュースなどでは、よく正門の映像が登場しますが、その市ヶ谷地区内に所在する庁舎や極東国際 軍事裁判(東京裁判)の法廷となった大講堂などを移設・ 復元した市ヶ谷記念館をご案内し、休憩時間は自衛隊グッ ズなどが販売されている厚生棟でお過ごしいただきます。 そのほか、午前のツアーでは、殉職者慰霊碑を、午後のツアーでは、月曜日から木曜日までは陸海空自衛隊装備品の 模型を展示する広報展示室、金曜日は防衛研究所が保管す る戦史史料の見学をご案内しています。

- 見学時間/①午前の部 09:30~11:45 ②午後の部 13:30~15:40
- 開催日/平日のみ 料金/無料
- 駐車場/なし(お車での御来場はご遠慮ください。)
- 所在地/〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
- 御予約・お問い合わせ/記念館係 03(3268)3111(内線:21904)

海上自衛隊鹿屋航空基地史料館



■見学概要/

昭和11年に旧海軍鹿屋航空隊が置かれて以来、現在の海上自衛隊鹿屋航空基地に至るまでの海軍/海自航空部隊に関する豊富な資料を展示しています。

戦争に関する貴重な資料が多く展示され、旧海軍航空隊に 所属した多くの特攻隊員の遺品が展示されているほか、零 戦が復元展示してあります。そのほか、海上自衛隊航空部 隊の発展の過程、活躍する隊員の姿など、現在の海上自衛 隊の活動を紹介しています。

- 開館時間/09:00~17:00(最終入館16:30)
- ■休館日/年末年始
- 料金/無料
- 駐車場/あり(無料)
- 所在地/〒893-8510 鹿児島県鹿屋市西原3丁目11-2
- お問い合わせ/0994(42)0233

陸上自衛隊広報センター 「**りっくんランド**」



見学概要/

陸上自衛隊の担う幅広い役割や、災害派遣など国内における活動や国外における国際平和協力活動などの状況を、多くの写真や資料とともに紹介しており、最新鋭戦闘車両「10式戦車」をはじめとする多数の装備品を館内・屋外に展示しています。

館内には、臨場感溢れる映像が楽しめる3Dシアターや、 ヘリコプターの操縦を疑似体験できるシミュレーターのほか、90式戦車や対戦車へリコプターの操縦席に座って写真が撮れるなど、お子様から大人まで楽しめる、見て、触れて、体感できる施設です。

- ■開館時間/10:00~17:00
- 休館日/月曜日、第4火曜日(祝祭日の場合は翌日)及び年末年始
- ■料金/無料 ■駐車場/あり(無料)
- **所在地•交通**/〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
- お問い合わせ/03(3924)4176

航空自衛隊浜松広報館

「エアパーク」



見学概要

「見て体験して楽しむ」をコンセプトとした航空自衛隊のテーマパークです。歴代ブルーインパルスをはじめとする多数の航空機の実物が展示されているほか、直径15メートルの大スクリーンに映し出される迫力満点の全天周シアター、パイロット訓練生と同じ飛行コースを体験できるシミュレータなど、大空を飛ぶパイロット気分を心行くまで満喫することができます。

わが国の空を守ることを任務とする航空自衛隊の「防空のための作戦の一例」について分かりやすく説明するなど、航空自衛隊を幅広く知っていただくことができます。

- 開館時間 / 09:00~16:00
- ★館日/月曜日(祝祭日等の場合は翌日)、毎月最終火曜日、 3月第2週の火曜日~木曜日及び年末年始
- 料金/無料 駐車場/あり(無料)
- 所在地/〒432-8551 静岡県浜松市西区西山町
- お問い合わせ/053(472)1121

海上自衛隊吳史料館

「てつのくじら館」



■見学概要/

潜水艦の発展と現況や掃海艇の功績などに関する歴史的な 展示資料を通して、海上自衛隊の歴史や、呉市と海上自衛 隊の歴史的な関わりについて紹介しています。

魚雷や掃海艇などの装備品や、機雷を除去する掃海作業の様子について展示しているほか、平成3年に実施したペルシャ湾での掃海活動の様子についても紹介しています。また、実物の潜水艦(平成16年に除籍した「あきしお」)を屋外に展示しており、潜水艦に乗艦し、艦内で、潜航中の環境や生活を疑似体験できるほか、現役隊員やOBとふれあいながら見学することができる貴重な史料館です。

- ■開館時間/09:00~17:00(最終入館16:30)
- ★館日/火曜日(祝祭日の場合は翌日)及び年末年始 料金/無料
- |駐車場/あり(有料)(大和ミュージアムと共用)
- **所在地/**〒737-0029 広島県呉市宝町5番32号
- お問い合わせ/0823(21)6111

防衛大学校ツアー





■見学概要/

防衛大学校は、将来の幹部自衛官となる人材を育成する防衛省の教育機関であり、「広い視野を開き、科学的な思考力を培う、豊かな人間性を培うといともに、幹部自衛官にふさわしい精神、体力基盤及び生活習慣を育成すること」を教育目標としています。

このツアーでは、卒業式の帽子投げで有名な記念講堂、本校の歴史が一目でわかる資料館、学生が生活する学生舎(外観)、防大グッズが購入できる学生会館などを見学できます。午後の見学では、「学生の行進」がご覧になれます(都合により行わない場合もあります)。

- 見学時間/①午前の部 09:50~11:20 ②午後の部 12:20~13:50
- 開催日/平日の月曜日(午後)、水曜日(午前・午後)、金曜日(午後)
- 料金/無料駐車場/事前にお問い合わせください。所在地/〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1-10-20
- 御予約・お問い合わせ/広報ツアー係 046(841)3810(内線:2019)

各種イベントのご案内

観閲式/観艦式/航空観閲式

自衛隊記念日記念行事として、内閣総理大臣を観閲官として、それぞれ3年に1度行われます。 平成30年度は、観閲式が行われる予定です。

- ■時期/例年10月
- 場所/陸上自衛隊 観閲式(朝霞訓練場)

海上自衛隊 観艦式(相模湾(横須賀などから出

航))

IT IT LABOR

航空自衛隊 航空観閲式(百里基地)

※観覧は、応募による抽選となります。

富士総合火力演習

陸上自衛隊が行うイベントの中で最も人気があり、通常、「そうかえん」と略されて呼ばれています。 東富士演習場(静岡県御殿場市等)で、毎年8月末に実施し、戦車やヘリコプター、火砲などによる実 弾射撃を間近で見ることができます。

是非、現代戦における火力戦闘の迫力を"全身で" ご体感ください。

※観覧は、応募による抽選となります。

自衛隊音楽まつり

自衛隊記念日記念行事の一環として、年に1度、日本武道館において、陸・海・空自衛隊の音楽隊などによるドリル演奏を中心に、幅広く自衛隊の活動を紹介する音楽の祭典です。例年、外国軍楽隊も参加する、国際色豊かなフェスティバルを是非お楽しみください。

※観覧は、応募による抽選となります。

陸海空自衛隊合同コンサート

「音楽」を通じて国民との融和をより一層深めるため、年に1度、全国主要都市のコンサートホールにおいて、陸・海・空自衛隊の中央音楽隊が一堂に会する、本格的なクラシックを中心とした吹奏楽の演奏会です。高度な演奏技術により奏でられる吹奏楽の魅力を、あなたの街にお届けします。

※観覧は、応募による抽選となります。

航空祭(エアショー)

航空自衛隊の各基地では、創立記念日などの機会を 通じて、航空自衛隊が保有する航空機の展示飛行や 装備品の地上展示を行っています。

また、ブルーインパルスの展示飛行や、輸送機などに搭乗できる体験飛行が行われる場合もあります。 普段味わえない空のショーをお楽しみ下さい。

駐屯地行事・基地祭

みなさまのお近くの陸上自衛隊の駐屯地や海上自衛隊、航空自衛隊の基地などでは、創立記念行事や基地祭などを行っています。装備品の展示や体験搭乗、音楽演奏のほか、市中でのパレードも行うなど、自衛隊を堪能できる様々な催しを行っています。 是非お近くの駐屯地・基地にお越しいただき、楽しい一日をお過ごしください。

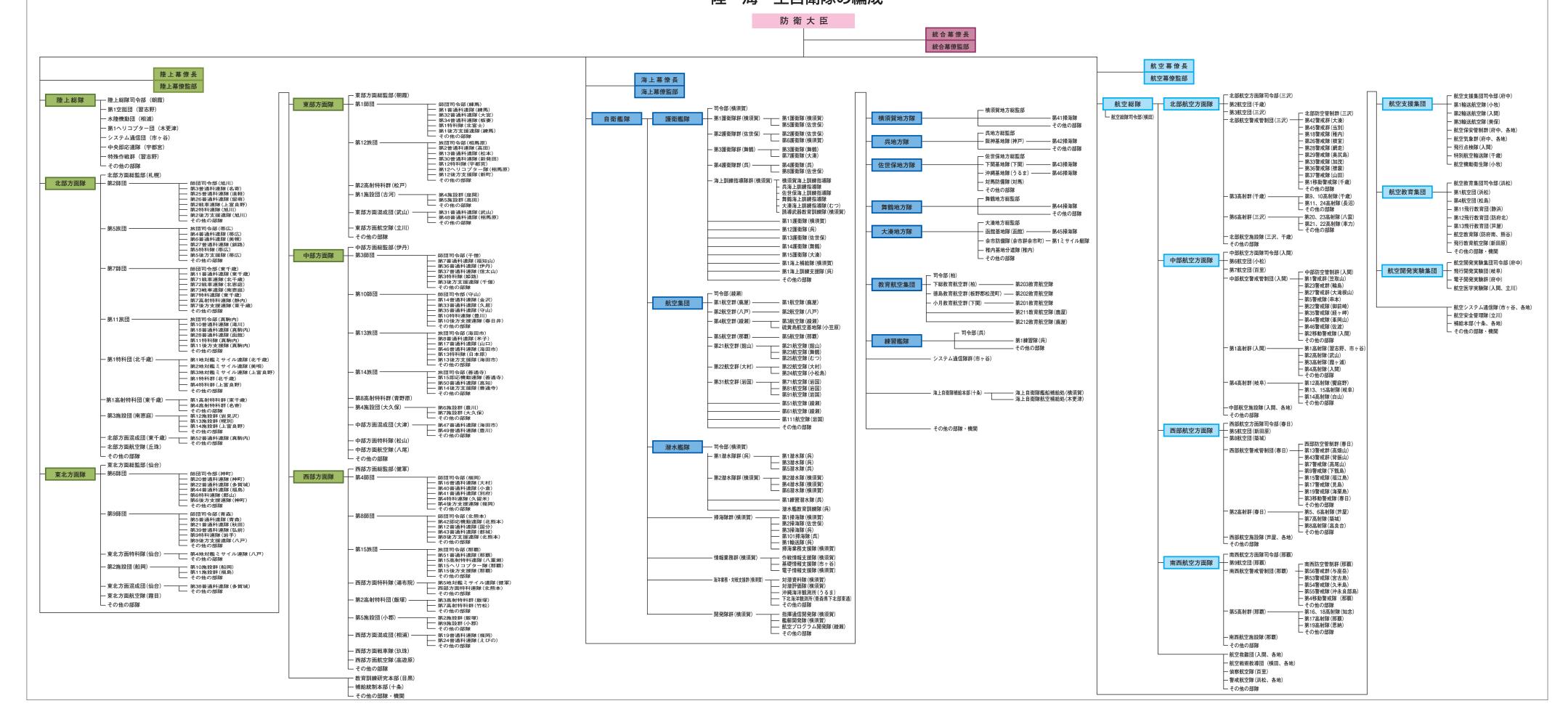


最新の情報やイベントへの応募については、省HPの「イベント情報」をご覧ください。 〈http://www.mod.go.jp/j/publication/events/index.html〉

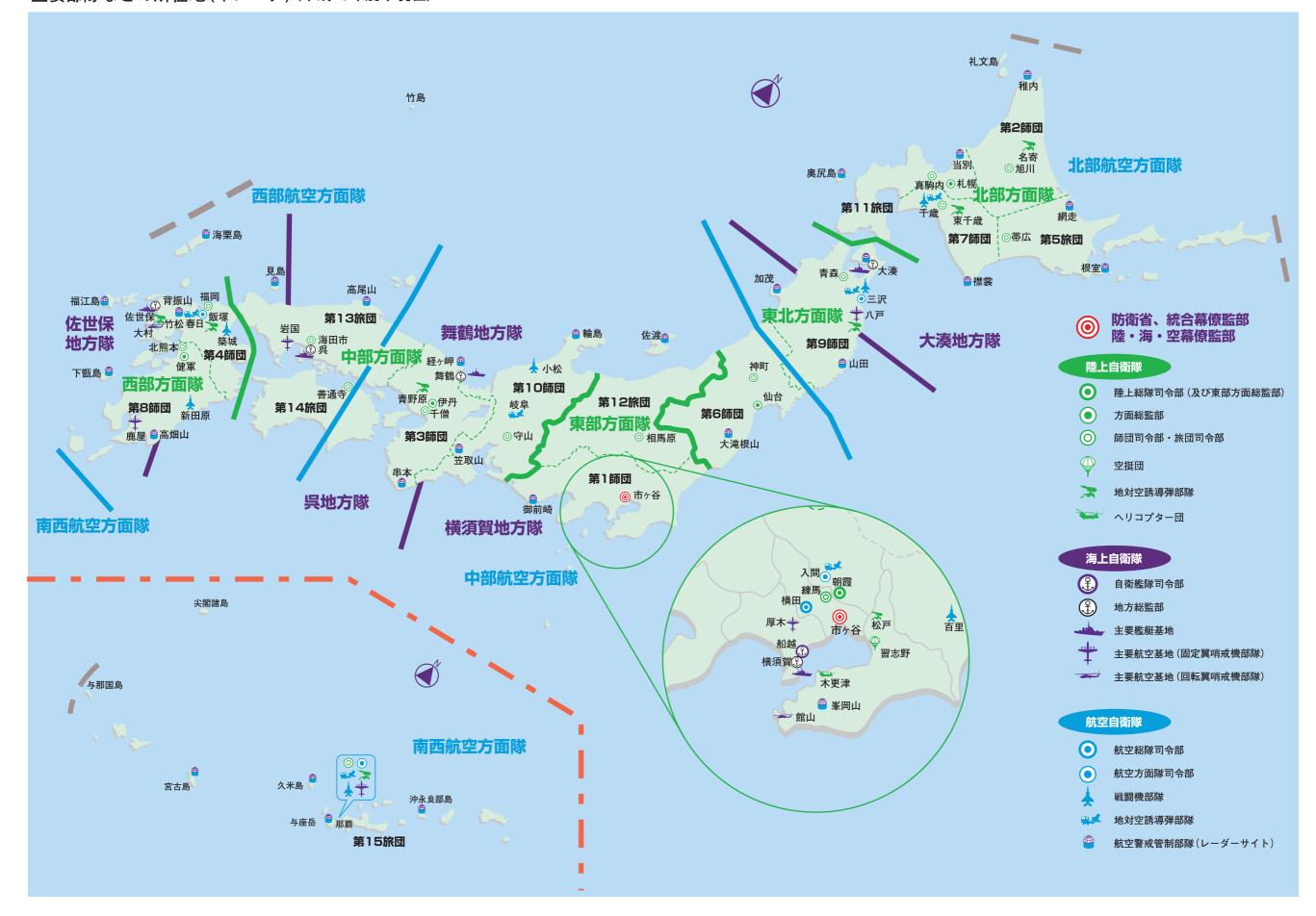
> 携帯・ スマートフォンは こちらから!



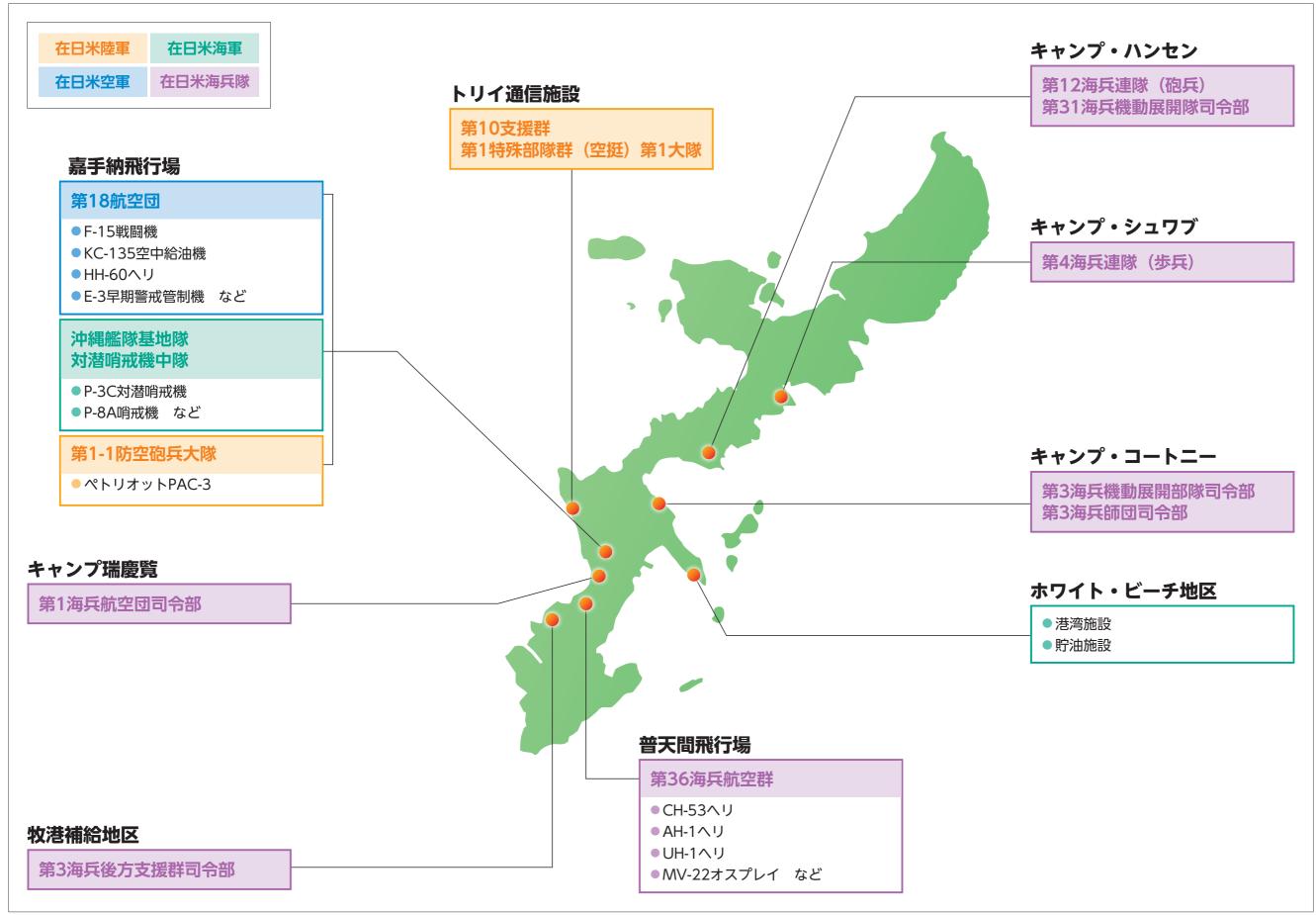




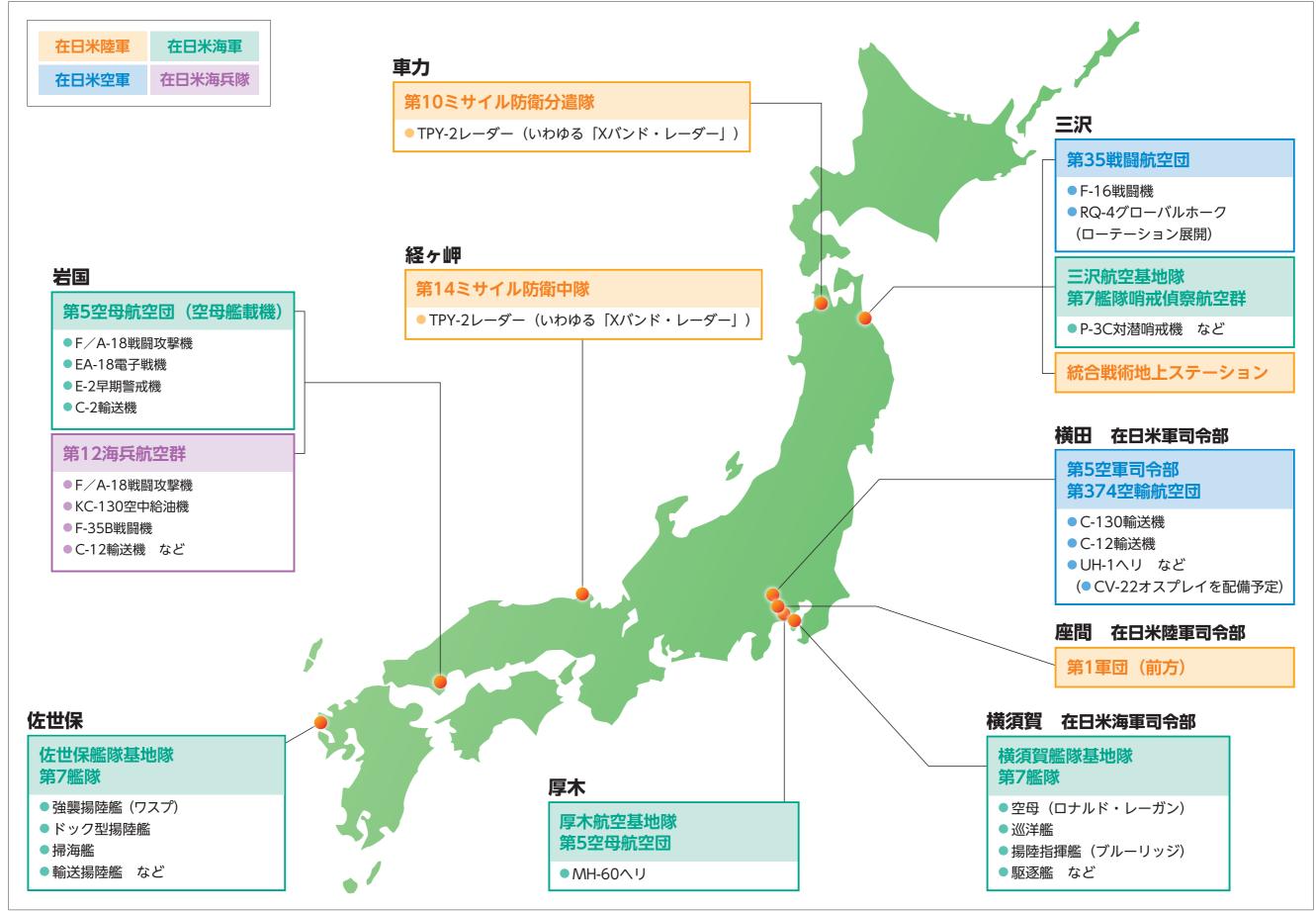
主要部隊などの所在地(イメージ)(平成29年度末現在)



沖縄における在日米軍主要部隊などの配置図 (平成29年度末現在)



沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図 (平成29年度末現在)



〈防衛白書の内容・転載に関するお問い合わせ先〉

〒 162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛省 大臣官房 企画評価課 防衛白書作成事務室 (電話) 03 (3268) 3111 (内線 27111~27116)

平成30年版 日本の防衛 - 防衛白書-

平成30年8月 発 行

編集防衛省

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話 03 (3268) 3111

URL: http://www.mod.go.jp/

発 行 日経印刷株式会社 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-15-5

電話 03 (6758) 1013

URL: http://www.nik-prt.co.jp/wp_site/



